

広島大学五十年史

資料編 上

題字 原田康夫

序

広島大学が発足したのは昭和24年5月31日のことで、平成11年をもって創立50周年を迎えたことになる。創立以来半世紀にわたる本学の歴史を記録に留めようと、広島大学50年史編集専門委員会（委員長頼祺一教授）を組織し、50年史編集室を設置して『広島大学五十年史』の編纂に着手したのが平成10年2月のことである。平成11年には創立50周年記念式典にあわせて図説・年表編にあたる『広島大学の50年』を刊行し、このほど資料編上・下2巻を発刊するに至った。『広島大学五十年史』の刊行は、残すところ通史編のみとなった。

広島大学は、広島高等師範学校、広島文理科大学、広島工業専門学校、広島高等学校、広島女子高等師範学校、広島師範学校、広島青年師範学校、広島市立工業専門学校、広島医科大学の前身校を基盤として形成された。創設当時の本学は、旧制広島文理科大学のあった広島市東千田町を本部キャンパスとし、他に学部や分校だけでも広島県内6市町村11カ所に校地を分散させて発足した。本学は人類史上重大な意味を持つ原子爆弾被災を経験させられた広島の地に、新制国立大学の中でも最も多くの前身校を統合することで成立した。分散した校地はこのような本学の成立基盤を象徴するものであった。その状況下で大学を経営し、組織の整理と充実とを実現した草創期の人々の苦労は、現在の我々には計りがたいものがある。その上本学の成立と発展には、国や地域の絶大なる支援や、世界各国の諸大学から受けた友情が欠かせない存在であったことも忘れてはならないだろう。

その後の大学紛争を契機とする大学改革への本格的な取り組みは、本

学構成員の情熱や労力、時間等すべてを傾注することで推進された。教育・研究体制、管理運営機構、学生生活等をはじめ大学全般にわたる改革論議が行われ、諸改革を実現するための前提として、100万坪の用地取得をスローガンとする統合移転が計画された。移転地を現在地に決定してからその実現をみるまで、統合移転には実に22年の歳月が費やされることとなった。この大事業が本学の歴史の中に占める意味は大きく、この移転により本学は教育・研究の将来に新たな展望を持つことができるようになった。今後はこの移転をどう活かしていくかが、本学盛運の鍵を握っているといえる。

本学は、現在10学部と10研究科を擁し、1研究所並びに多くの学内共同教育研究施設を持つまでの総合研究大学に成長した。「世界トップレベルの特色ある総合研究大学」をめざし、長期的観点に立った教育の質的向上を図るとともに、基盤的・先端的研究を推進するための研究体制の整備を進めている。このような目標を立て、その実現に取り組むことができるのも、広島大学およびその前身校が育み培ってきた歴史あつてのことである。この歴史の中で、本学は高い専門性と幅広い総合性を身につけた学生を社会に送り出すとともに、世界の学術研究に多大な影響を与える研究を行ってきた。地域や社会から信頼を寄せられるようになったのも、このような持続的な努力と成果があつてのことであろう。

戦後の大学を取り巻く環境の変化は急速かつ大規模である。新制大学は言ってみれば変革期に置かれ続けた大学とも評することができるだろう。そして国立大学は現在も、国際社会の変化や、少子化や産業構造の変動、国家財政の構造改革といった、社会的変化に基づく大変革の波にさらされ、社会から各種の決断を求められている状況にある。このよう

ななかで、本学がどのような舵取りの下に進んでいくべきなのか、その判断の縁のひとつとなり得るのは本学のたどった歴史であることは間違いのないことだろう。宇宙や人類の歴史に比べれば新制大学や広島大学の歴史はわずか50年余りである。しかしこの50年を支えた人々の夢・苦しみ・喜びのあり方は様々であるとともに、その内容は広く深い。本学の将来を見ずえる上でも傾聴するに値する根元的な議論がこの50年間の随所になされて来たといっても過言ではない。本学が今後より一層の発展をとげる上でも、この歴史を見つめ直す機会を得ることは貴重である。

本書には本学が50年間で経験した出来事や、それらに関連して行った判断と行動について、その内容を知るための基本的かつ重要な資料を多数盛り込んでいる。『広島大学五十年史』はたんなる記録集や回顧録ではなく、過去の事実に基づき本学の来し方を見つめ直し、本学の立脚点を見定めるための財産でもある。またこの書の存在が、本学の未来の飛躍へと繋がることも期待している。本学はこの書によって過去への真摯なまなざしを保ちつつ、「平和を希求する精神」、「新たなる知の創造」、「豊かな人間性を培う教育」、「地域社会・国際社会との共存」、「絶えざる自己変革」の5原則のもと、全ての大学構成員が一丸となってこれらの実現を目指して邁進していく所存である。

平成 15 年 3 月

広島大学長 牟田 泰三

凡 例

1. 本書は、広島大学の創設より平成11年度までの50年間を主な対象とし、あわせて広島大学の前身校に関わる資料を収録したものである。
2. 本書は、「第1部 史料」、「第2部 一覧」、「第3部 統計」、「第4部 年表」の4部構成とし、第1部を上巻、第2部以下を下巻に分けて収録した。附録として本書の電子化データを収録したCD-ROM1枚を付した。「史料」は広島大学所蔵の行政文書を中心とした文書史料を、「一覧」・「統計」は広島大学の沿革に関わる事項についての図表類を、「年表」は広島大学の主要な事項について収録した。
3. 収録資料については、各章節ごとに編年に配列し、一連の番号を付した。
4. 収録資料の凡例は、章単位に共通する事項については各章の冒頭に「凡例」として示し、資料個別の事項については必要に応じて資料ごとに「備考」として示した。
5. 資料の表記については、可能な限り原文を損なわぬようつとめたが、便宜上次の諸点に留意した。
 - (1) 資料は、横書きに統一し、漢字は原則として新字体を用いた。漢字使用の原則は次のとおりとした。
 - ①字体は「常用漢字表」中の字体を使うことを原則とした。
 - ②異体字は日外アソシエーツ編集部編『漢字異体字典』（日外アソシエーツ、第3刷、平成7年）の親字に統一した。但し、一部の字については「難字大鑑」編集委員会編『異体字解説字典』（柏書房、昭和62年）を参照した。
 - ③人名等の固有名詞についても上記の原則にしたがった。「人名用漢字別表」の漢字であっても新字体に改めた。
 - ④上記原則にかかわらず、次の漢字については特別に使用した。
 - ・新字体と著しく字体の違う旧字体。
龍（竜）、埜（野）
 - ・異体字のうち特に使用を決めた漢字。
曾（「曾」とは改めない）
 - (2) 変体がなは平がなに改めた。
 - (3) 段落・改行は、資料の意図をそこなわないかぎり、適宜整えた。
 - (4) 漢数字は原則として漢数字のままとした。ただし大学の定めた規程類の条文についてはこの限りではない。
 - (5) 句読点は、資料の意図にしたがい必要に応じて加除した。「,」「.」は「、」「。」に改めた。
 - (6) 編者による注記は〔 〕内に示した。資料全体についての注記は〔編注〕、特

定の部位に関する注記は番号を付けた書式で〔編注○〕と示し、資料の末尾に説明を示した。

- (7) 原文の取消線による訂正は、二重取消線で示し、訂正後の文字を行間に示した。
 - (8) 原文の加筆は、注記を付して本文にくみ入れた。ただし明らかに原文の成立年代とは異なる加筆訂正についてはこれを省いた。
 - (9) 汚損・欠損や判読不明の文字は□□、□□ □□で示した。
 - (10) 疑義のある箇所には、行間に〔ママ〕もしくは〔○○カ〕を付した。
 - (11) 資料の表題は原則として原文の表記にしたがったが、内容に応じて適宜ふさわしい表題に改めた。その場合表題の末尾に「*」を付した。
 - (12) 原文の一部を省略した場合には〔○○略〕で示し、そのような史料については表題に「〔抄〕」を付した。
 - (13) 資料本文を掲載せず収録情報のみを示したものについては、表題の末尾に「※」を付した。また、学内規程や組織名の「広島大学」は省略した。
 - (14) 収録資料の典拠は、原則として表題の次の行に〔 〕を付して記し、必要に応じて典拠資料名を略記した。典拠情報は〔資料の成立年月日（元号表記）／典拠資料名〕の形式とし、設置申請書類など表題が典拠資料名と同一のものについては「／」以下の情報を省いた。典拠資料名の略称および所蔵・書誌情報については上巻末の「典拠情報一覧」に示した。
 - (15) 新聞・雑誌等の写真および写真の説明文は省略した。
 - (16) 原文中の押印については、押印の有無のみを印鑑の形状に合わせて、㊟、㊞として示した。ただし行政文書については文書の決裁過程を示す認印を省略した。
 - (17) 表紙および新聞記事の改行は、「／」で示した。
6. 本書の資料本文中に、差別的表現あるいは個人情報に関わる内容が存在する場合があるが、歴史資料としての性格を尊重し、原文のまま収録した。
7. 本書の企画は、広島大学50年史編集専門委員会が行い、原稿執筆・資料編集は同編集室員、監修は同専門委員会幹事会が行った（構成員は下巻の巻末に記載した）。

広島大学50年史 資料編 上

目 次

序	i
凡 例	v
目 次	vii
細目次	ix
第 1 部 史料	1
第 1 章 広島大学の成立	3
第 1 節 広島大学の創設経緯	8
第 2 節 広島大学の開学	42
第 2 章 広島大学の整備	71
第 1 節 学部・大学院の設置	76
第 2 節 キャンパスの統合と施設の整備	134
第 3 章 広島大学の改革	155
第 1 節 大学紛争	160
第 2 節 大学改革への取り組み	196
第 4 章 広島大学の発展	337
第 1 節 統合移転	344
第 2 節 学問の変化と組織の整備	392
第 5 章 広島大学の挑戦	455
第 1 節 大学設置基準の改正と教育改革	458
第 2 節 組織の整備・再編	506
第 6 章 広島大学の人と生活	553
第 7 章 教育課程	679

目次

第8章 学長告辞	721
第9章 前身諸学校受験案内	757
典拠情報一覧	821

細目次

第1部 史料

第1章 広島大学の成立

解題	3
第1節 広島大学の創設経緯	
1. Report of Teacher Education Workshop at Hiroshima, 10-14 December 1947, inclusive.	8
2. Establishment of National University	10
3. Hiroshima University	11
4. Proposed University for Hiroshima	12
5. Report of Field Trip, 23 March - 8 April 1948 [抄]	13
6. Hiroshima University Education Department	15
7. Site for Hiroshima University	16
8. Weekly Conference on Higher Education Topics, 15 June 1948 [抄]	17
9. Reorganization of Hiroshima University	18
10. Hiroshima University	19
11. Report of Field Trip to Takamatsu, Tokushima, Okayama, Fukuyama, Hiroshima, and Yamaguchi. [抄]	19
12. Request for Expenses for Department of Science, Hiroshima University	25
13. マッカーサー宛広島女子高等師範学校福山移転反対の嘆願書*	26
14. Report of Field Trip to Kure, Hiroshima, Fukuoka, Kurume, Nagasaki, Himi, Kumamoto, Kagoshima, Takaono, and Oita [抄]	27
15. Presidency of Hiroshima University	31
16. Threatened Loss of Plan of Hiroshima University	31
17. Adjustment of Claims on Fukuyama Plant of Hiroshima University	32
18. [広島市] 復興審議会大学その他学校関係位置決定小委員会報告	33
19. 広島総合大学設立期成同盟会の委員委嘱及び結成案内*	34
20. 広島総合大学設立期成同盟会趣意書*	34
21. 総合大学設置促進学生連盟の陳情書*	34
22. 夜間部設置についての声明書*	36

23. 夜間学部設置についての陳情書※	36
24. 国立総合大学広島設置計画書※	36
25. 県民への寄附依頼状*	36
26. 広島大学長選考経緯	38

第2節 広島大学の開学

27. 国立広島総合大学設置要項	42
28. 国立広島総合大学に関する追申請書※	55
29. 広島大学創設に関する経費概算	55
30. 新制国立大学設置について	62
31. 広島大学生父兄宛募金依頼書*	63
32. 教授会に関する内規	65
33. 評議会規程〔第一次〕	65
34. 広島市立工業専門学校を広島大学に併合することについて	67
35. 政経学部第二部設置申請書〔抄〕	68
36. 広島大学開学式次第・記念行事*	68
37. 森戸学長の開学式式辞※	69

第2章 広島大学の整備

解題	71
----	----

第1節 学部・大学院の設置

38. 農学部設置に関する広島県要望〔抄〕*	76
39. 通則	80
40. 工業短期大学部設置認可申請書〔抄〕	85
41. 工学部工業教員養成所新設申請書〔抄〕	86
42. 広島大学の構想—地方的、国際的協力について— 〔森戸辰男講演〕	90
43. 医学部設置認可申請書〔抄〕	99
44. 広島医科大学国立移管に関する歎願ならびに陳情書※	100
45. 大学院設置認可申請書〔抄〕	100
46. 大学院設置について	100
47. 評議会規程〔第2次〕	102
48. 広島県立医科大学国立移管について*	103
49. 専攻科〔工学専攻科〕設置申請書〔抄〕	105

50. 大学院学則	106
51. 学長選考規程	111
52. 教育学専攻科設置申請書〔抄〕	113
53. 学位規程	113
54. 政治経済学専攻科設置申請書〔抄〕	121
55. 水畜産学専攻科設置申請書〔抄〕	121
56. 大学院医学研究科設置申請書〔抄〕	122
57. 協議会規程	123
58. 工業教員養成所學則	123
59. 大学院工学研究科（修士課程）設置申請書〔抄〕	129
60. 歯学部設置計画書〔抄〕	130
61. 大学院経済学研究科（修士課程）設置計画書〔抄〕	131
62. 大学院農学研究科（修士課程）設置計画書〔抄〕	132

第2節 キャンパスの統合と施設の整備

63. 〔教育学部〕三原分校存置要望理由書*	134
64. 国立大学総合整備計画〔抄〕	134
65. 広大建設十カ年計画についての新聞記事*	134
66. 呉市の医学部移転反対ビラ*※	135
67. 医学部学生の医学部移転促進ビラ*※	135
68. 医学部附属病院設置に関する概算要求書〔抄〕*	135
69. 呉市の医学部移転反対陳情書*※	136
70. 医学部附属看護学校学則〔抄〕	136
71. 看護学校の運営について	139
72. 理学部附属微晶研究施設設置に関する概算要求書〔抄〕*	140
73. 医学部附属病院分院設置に関する概算要求書〔抄〕*	140
74. 医学部附属原子放射能基礎医学研究施設設置に関する概算要求書〔抄〕*	141
75. 教育学部三原分校四年制昇格存置に関する県議会・三原市議会等の決議・陳情書*※	141
76. 原爆放射能医学研究所法律改正資料	142
77. 〔山中記念館に関する〕事務局学生部申合事項	144
78. 広島大学会館建設計画趣意書	148
79. 電子計算機室規程	149
80. 歯学部附属病院設置に関する概算要求書〔抄〕*	149

81. 教育学部附属幼年教育研究施設設置に関する概算要求書〔抄〕*	150
82. 理学部附属両生類研究施設設置に関する概算要求書〔抄〕*	151
83. 原爆放射能医学研究所附属原爆医学標本センター設置に関する概算要求書〔抄〕*	151
84. 水畜産学部附属水産実験所設置に関する概算要求書〔抄〕*	152

第3章 広島大学の改革

解題	155
----	-----

第1節 大学紛争

85. 全共闘結成・八項目要求ビラ*	160
86. 〔八項目要求に対する評議会見解〕学生・教職員の皆さんへ	161
87. 5月12日学長団交記録	164
88. 昭和四十四年度広島大学新入学生オリエンテーションにおける学長訓示	181
89. 〔学内通信〕発刊に際して	183
90. 広島県警への警察官出動要請書・警備要請書*	184
91. 広島大学問題に関する世論調査報告書〔抄〕	185
92. 学生諸君へ	194

第2節 大学改革への取り組み

93. 大学改革委員会規程	196
94. 大学問題検討委員会準備委員会答申〔抄〕	197
95. 広島大学改革への提言（仮設0）*	209
96. 当面の改革に関する建議－第一次－〔抄〕	209
97. 大学問題調査室規程	214
98. 当面の改革のための三つの暫定措置について－全学討議資料－〔抄〕	215
99. 全学討議資料に対する意見	219
100. 昭和45年度広島大学開放講座について	228
101. 「仮設0」のアンケート調査結果の分析報告*	232
102. 研究・教育体制の基本構想（仮設Ⅰ－その1）・教育体制改革の構想（仮設Ⅰ－その2）〔抄〕	232
103. 研究体制改革の構想（仮設Ⅰ－その3）〔抄〕	236
104. 教養部改組案（第二次案）－教養部改革と総合科学部の創設－〔抄〕	237

105. 広島大学原爆死没者慰霊行事趣意書	250
106. 学長選考規程の一部を改正する規程	251
107. 学生部長選考規程	254
108. 一般教育課程の改革と総合科学部の創設〔抄〕	255
109. 統合移転・改革に関する基本計画委員会規程	284
110. 広島大学統合移転と改革についての基本構想〔抄〕	285
111. 広島大学統合移転・改革についての中期将来計画〔抄〕	288
112. 広島大学大学院改革・整備の構想	316
113. 「広島大学大学院組織図」について	319
114. 広島大学の統合移転に伴う改革整備計画について	324
115. 大学院五領域研究科編成と総合研究科構想案－学内討議資料－	326
116. 広島大学大学院整備構想について〔10・23案〕	335

第4章 広島大学の発展

解題	337
----	-----

第1節 統合移転

117. キャンパス問題に関する覚書(1)	344
118. 広島大学キャンパス候補地資料	346
119. 学園都市の整備に関する報告書〔抄〕	348
120. キャンパス問題に関する覚書(2)※	352
121. 国立大学統合整備等事務連絡会（第1回）〔議事要録〕	352
122. 統合移転決定についての評議会決定事項・申合せ事項*	353
123. 国立大学統合整備等連絡協議会（第一回）〔議事要録〕	354
124. 広島大学の移転について〔抄〕	356
125. 広島大学の市域内設置に関する要望書	356
126. 移転統合計画書〔抄〕	357
127. 広大統合移転について文部省と大蔵省との確認事項要旨	360
128. 広島大学統合移転用地取得にかかる基本的了解事項の確認について	360
129. 賀茂学園都市建設基本計画の概要について〔抄〕	361
130. 広島大学の統合移転用地の取得について	365
131. 広島大学の統合移転用地の取得について（補足）	366
132. 広島大学の統合移転について（通知）	366

133. 広島大学と地域振興整備公団との覚書*	367
134. 「大学センター構想」に関する飯島学長発言	368
135. 広島大学新キャンパス基本計画のための報告書〔抄〕	369
136. 広島大学の統合移転に伴う跡地処理について	373
137. 賀茂学園都市における広島大学用地の整備について〔閣議了解〕	374
138. 統合移転建物・施設及び移転年次計画	376
139. 広島大学跡地の無償譲与に関する決議	377
140. 広島大学跡地の譲与等について（要望）	377
141. 広島県関係国会議員に対する〔広島市議会〕大都市問題対策特別委員会要望概要	378
142. 工学部跡地の処分方法について伝える新聞記事*	382
143. 跡地利用に関する新聞社説*	383
144. 工学部の跡地処分について－広島市取得分－	385
145. 文書保存委員会規程	385
146. 法学部第二部・経済学部第二部の存続等について	387
147. 統合移転完了記念事業一覧*	388
148. 「旧広島大学理学部一号館」の保存と活用を求める陳情書	390

第2節 学問の変化と組織の整備

149. 保健管理センター設置に関する概算要求書〔抄〕*	392
150. 西条共同研修センター規程	392
151. 歯学部附属歯科技工士学校設置に関する概算要求書〔抄〕*	394
152. 大学教育研究センター設置に関する概算要求書〔抄〕*	395
153. 工学部附属内海水環境研究施設設置に関する概算要求書〔抄〕*	396
154. 大学院歯学研究科博士課程設置計画書〔抄〕	397
155. 大学院法学研究科修士課程設置計画書〔抄〕	398
156. 大学院薬学研究科修士課程設置計画書〔抄〕	399
157. 特殊教育特別専攻科規程	400
158. 理学部附属宮島自然植物実験所設置に関する概算要求書〔抄〕*	401
159. 総合科学部設置計画書〔抄〕	403
160. 平和科学研究所（センター）構想〔抄〕	403
161. 歯学部附属歯科衛生士学校設置に関する概算要求書〔抄〕*	408
162. 工学部改組に関する概算要求書〔抄〕*	409

163. 理学部附属遺伝子保管実験施設設置に関する概算要求書〔抄〕*	409
164. 大学院工学研究科博士課程設置計画書〔抄〕	410
165. 法学部(第一部・第二部)・経済学部(第一部・第二部) 設置計画書〔抄〕	412
166. 中央廃液処理施設規程	415
167. 大学院環境科学研究科修士課程設置計画書〔抄〕	417
168. 附属学校部設置に関する概算要求書〔抄〕*	418
169. 核融合理論研究センター設置に関する概算要求書〔抄〕*	419
170. 大学院地域研究研究科修士課程設置計画書〔抄〕	419
171. 学校教育学部設置計画書〔抄〕	421
172. 教育学部設置計画書〔抄〕	423
173. 生物生産学部設置計画書〔抄〕	425
174. チュービンゲン大学と広島大学との間における学生交流に 関する協定書	428
175. 医学部附属薬用植物園設置に関する概算要求書〔抄〕*	431
176. 大学院学校教育研究科修士課程設置計画書〔抄〕	432
177. 総合情報処理センター設置に関する概算要求書〔抄〕*	433
178. 体育学部設置計画書〔抄〕	434
179. 大学院医学系研究科博士課程専攻増設計画書〔抄〕	435
180. 大学院生物圏科学研究科博士課程設置計画書〔抄〕	436
181. 集積化システム研究センター設置に関する概算要求書〔抄〕*	438
182. 大学院工学研究科博士課程専攻増設計画書〔抄〕	439
183. 大学院社会科学研究科博士課程設置計画書〔抄〕	441
184. 総合地誌研究資料センター要項	442
185. 遺伝子実験施設設置に関する概算要求書〔抄〕*	443
186. 低温センター設置に関する概算要求書〔抄〕*	444
187. 医学部附属動物実験施設設置に関する概算要求書〔抄〕*	445
188. 学校教育学部附属教育実践研究指導センター設置に関する 概算要求書〔抄〕*	445
189. 経済学部附属地域経済研究センター設置に関する概算要求書〔抄〕*	446
190. 広島大学理論物理学研究所と京都大学基礎物理学研究所の 合併に係る経緯	447
191. 広大理論研と京大基礎研の合併に伴う学問的メリット	449
192. 〔京都大学基礎物理学研究所長宛〕新研究所の設立について	450
193. 理論物理学研究所の跡地利用について	451

194. 留学生センター設置に関する概算要求書〔抄〕*	452
195. 機器分析センター設置に関する概算要求書〔抄〕*	453

第5章 広島大学の挑戦

解題	455
----	-----

第1節 大学設置基準の改正と教育改革

196. 21世紀に向けての広島大学のあり方(将来構想検討委員会答申)〔抄〕	458
197. 広島大学に学長補佐を置くことに関する申合せ	461
198. 大学設置基準等の改正に伴う広島大学の教育研究の整備と改善について(大綱)	461
199. 自己点検・評価規程	463
200. 自己点検・評価実施に関する要項	466
201. 広島大学大学院の整備充実について〔基本方針〕	472
202. 学部教育の改革について—基本方針—	472
203. 広島大学の理念	477
204. 教養的教育改革実施要綱(修正案)	478
205. 事務局・学生部の一元化に関する概算要求書〔抄〕*	498
206. 副学長に関する規程	499
207. 副学長に関する申合せ	500
208. 広島大学大学院の理念・目標	501
209. 部局長会議規程	501
210. 評議会規程〔第3次〕	503

第2節 組織の整備・再編

211. アイソトープ中央実験施設規程	506
212. A E R A「頭脳の棺桶」記事〔抄〕*	509
213. 原爆放射能医学研究所の改組・附属国際放射線情報センター設置に関する概算要求書〔抄〕*	511
214. 大学院国際協力研究科博士課程設置計画書〔抄〕	512
215. 学校教育学部附属障害児教育実践センター設置に関する概算要求書〔抄〕*	515
216. 法学部・経済学部の改組(夜間主コース設置)に関する概算要求書〔抄〕*	516
217. 地域共同研究センター設置に関する概算要求書〔抄〕*	516
218. アイソトープ総合センター設置に関する概算要求書〔抄〕*	518

219.	学校教育学部附属教育実践総合センター設置に関する概算要求書〔抄〕*	519
220.	放射光科学研究センター設置に関する概算要求書〔抄〕*	520
221.	ナノデバイス・システム研究センター設置に関する概算要求書〔抄〕*	521
222.	ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー規程	522
223.	情報教育研究センター規程	524
224.	外国語教育研究センター規程	527
225.	教育開発国際協力研究センター設置に関する概算要求書〔抄〕*	530
226.	文学部の改組（人文学科）に関する概算要求書〔抄〕*	531
227.	大学院先端物質科学研究科設置計画書〔抄〕	532
228.	学生就職センター規程	533
229.	理学部重点化に関する概算要求書〔抄〕*	536
230.	経済学部附属地域経済システム研究センターの設置に関する概算要求書〔抄〕*	537
231.	創立50周年記念事業募金趣意書	538
232.	創立50周年記念式典式辞*	547
233.	創立50周年記念事業一覧*	549

第6章 広島大学の人と生活

解題	553	
234.	教養部学友会会則	559
235.	学生団体一覧表	561
236.	学生の呼称統一並びに朝鮮人学生の呼称について	565
237.	学期区分基準制定について	565
238.	学生番号の統一について	566
239.	平和問題研究会発足に関する同会機関誌記事〔抄〕*	567
240.	教員停年規程	571
241.	名誉教授称号授与規程	571
242.	文学部自治会会則	572
243.	東雲分校子どもを守る会の精神養子運動を伝える新聞記事*	575
244.	大学人会発足に関する会報記事*	576
245.	大学人会規約	578
246.	〈広島大学〉着々進む十カ年計画〔藤川嘉明著〕	579
247.	学生準則	581

248.	広島大学歌募集要項	583
249.	教育学部自治会々則	585
250.	学生健康保険制度案〔抄〕	587
251.	政経学部学生自治会規約	591
252.	医学部学友会会則	594
253.	第1回教養部セミナーについて伝える広大教養記事*	598
254.	留学生問題を取り上げた新聞記事*	604
255.	体育会設立に関する趣意書※	606
256.	福山学友会規約	606
257.	寄宿舎規程	612
258.	学生の食生活・住居に関する教養部学友会機関誌記事*	613
259.	学生行き付けの飲食店に関する教養部学友会機関誌記事〔抄〕*	615
260.	水畜産学部学友会会則	618
261.	教育学部東雲分校自治会会則	623
262.	第9回原水爆禁止世界大会に当たっての大学人会有志の声明*	626
263.	5月16日に公開された大学会館諸規程案に関する第一次統一要望書	627
264.	広島大学会館規程	627
265.	広島大学会館運営協議会規程	629
266.	大学院委員会における確認事項等について	629
267.	広島大学会館使用規程	630
268.	不正入試事件に関する新聞社説**	631
269.	学生準則の停止に関する規程	631
270.	学生準則の停止に伴う学生団体、集会・行事、掲示・放送等に関する暫定措置	632
271.	広島大学消費生活協同組合設立趣意書	632
272.	音楽協議会規約	635
273.	新入生オリエンテーションキャンプを予告する体育会新聞*	639
274.	外国人留学生を援助する会要項（案）	640
275.	私費外国人留学生の学生定員上の取扱いについて	641
276.	東千田町地区構内交通に関する要項	642
277.	地域と大学に関する調査2 報告書〔抄〕	647
278.	広大移転の経済効果を伝える新聞記事*	651
279.	名誉博士称号授与規程	652
280.	医学部データ捏造事件に関する新聞社説*	653

281. 北九州病院グループ事件に関する新聞記事*	654
282. 外国人教員の任期に関する規程及び申合せ事項*	656
283. 学生の生活実態調査について伝える新聞記事*	657
284. 工学部の交通規制を伝える新聞記事*	658
285. 総合科学部長刺殺事件についての学長告示*	659
286. 総合科学部長刺殺事件に関する新聞社説*	659
287. 阪神大震災でのボランティア活動について伝える新聞記事*	661
288. 学生生活に関する規程	662
289. 広島大学同窓会連合会会則	664
290. 東広島でのアルバイトに関する新聞記事*	667
291. 東広島キャンパスの構内交通に関する要項	668
292. ハラスメントの防止等に関する規程	672
293. ハラスメントの防止等に関する規程の運用について	674

第7章 教育課程

解題	679
294. 改訂大学基準に基く一般教養課程実施基準	684
295. 昭和28年度一般教育科目履修基準〔抄〕*	686
296. 一般教育課程履修の暫定措置について	702
297. 昭和46年度一般教育科目履修基準〔抄〕*	704
298. 教養的教育科目履修規程	714
299. 平成9年度教養的教育科目履修基準*	716

第8章 学長告辞

解題	721
300. 森戸 辰男 昭和27年度卒業証書授与式*	728
301. 皇 至道 昭和40年度卒業証書授与式*	733
302. 川村智治郎 昭和42年度卒業証書授与式*	738
303. 飯島 宗一 昭和45年度卒業証書授与式*	744
304. 竹山 晴夫 昭和52年度卒業証書授与式*	746
305. 頼実 正弘 昭和56年度卒業証書授与式*	748
306. 沖原 豊 昭和60年度卒業証書授与式*	751
307. 田中 隆荘 平成4年度学位記授与式*	753
308. 原田 康夫 平成9年度学位記授与式*	754

第9章 前身諸学校受験案内

解題	757
309. 全国学校案内〔抄〕	762
310. 男女全国遊学案内〔抄〕	763
311. 全国官費・公費・貸費・学校入学指針〔抄〕	768
312. 全国女子高等専門学校入学案内〔抄〕	775
313. 東京広島両文理科大学の内容—そこに学ぶ女性入学者の群— 〔我意園主人著〕	776
314. 広島高師受験生に語る〔広島高師文科 徳崎好夫著〕	786
315. 京阪・中国・四国高級学校視察記（四）—高知より広島へ— 〔抄・出口競著〕	789
316. 京阪・中国・四国高級学校視察記（五） —広島・岡山・神戸を見る—〔抄・出口競著〕	797
317. 高師受験は東京か広島か〔抄・茗尚学園主人著〕	802
318. 高師の給費減額と臨教の運命〔敬亭生著〕	807
319. 教育の大本山広島高師へ〔広島高師実行委員著〕	813
320. 旺文社指定旅館案内（二）〔抄・旺文社受験相談部編〕	816
321. 新緑窓に映ゆる薫風寮から〔広島高等学校 辻小路惇著〕	816
典拠情報一覧	821

第 1 部 史料

第1章 広島大学の成立

解題

第1節 広島大学の創設経緯

広島大学は、戦前の旧制学校である広島文理科大学、広島高等師範学校、広島工業専門学校、広島高等学校、広島女子高等師範学校、広島師範学校、広島青年師範学校の官立学校7校と、広島市立工業専門学校、広島県立医学専門学校（後の新制県立広島医科大学）の公立学校2校を前身校に持つ。これらの旧制諸学校（以下、「関係学校」と略記）は青年師範学校を除きすべて広島市内で開校したが、戦争のため敗戦時には広島県内の各地に分散していた。広島市内にあって原爆被災した学校は学園の復興を、疎開地にあった学校は広島市への復帰を望みつつ復興する適地の搜索や現地での学園充実をめざした。広島市では、昭和21（1946）年に復興局と復興審議会とを設置し、復興計画の策定に取りかかっていた。関係学校の配置について市では戦前の所在地に拘らない抜本的な復興計画を志向しており、復興審議会の大学其他学校関係位置決定小委員会は、関係学校と意見交換を行った上で報告をまとめた〔18〕。しかしここにある内容は実行されることなく、各学校は現状維持のまま総合大学設立運動に参加していった。

この節には広島大学の創設に至るまでの経緯を示す資料として、占領軍文書と設置申請に関わる地域の活動を示す文書とに大別して収録した。占領軍文書は民間情報教育局（以下、「CI&E」と略記）のConference Reportとトレーナー文書に所収されているものとを収録した。占領軍文書は行政文書である性質上、同一の文書が複数のセクションで残されることがあり、個別の文書には担当官によるメモの有無等の異同がある。このため収録に際しては文書にタイプされた文字のみを記載することとし、手書きのメモやサインは省略し、とくに注記は付さなかった。

広島県で大学創設運動が本格化したのは、大学地方委議案が浮上して問題となった昭和22年12月以降のことであった。旧帝大の他に中国、四国、北陸地区に1校ずつの官立総合大学を新設してその他の官立学校をすべて地方に移譲するというこの案に接し、広島県は知事直轄組織として国立広島総合大学設立推進本部（以下、「推進本部」と略記）を設置し、関係学校との連絡調整を図った。推進本部は県の幹部職員や関係学校の教職員などで構成された組織で、事務局長には広島文理科大学教授藤原武夫が就任した。推進本部は設置の翌日より総合大学誘致の陳情のため上京し、文部省やCI&Eを訪れた〔2〕。また時期を同じくして広島県

会でも広島総合大学設立期成同盟会（以下、「期成同盟」と略記）を結成することとなり、委員の委嘱を進め〔19〕、趣意書が作成された〔20〕。昭和23（1948）年1月16日に期成同盟が発足すると、これ以後推進本部、期成同盟を中心に県民一体となった設立運動が展開されるようになった。CI&Eには教員組合の代表も訪れて、大学設立を陳情した。教育顧問カーレーは他の団体と足並みが揃っていると評している〔3〕。

設立運動については関係学校の学生たちも代表者連名による設置陳情書を作成し〔21〕、2月には広島市民広場にて参加者3万名を数える文化国家建設全広島学生大会を開催した。この学生大会を機に、学生による県下各市町村での署名運動や関係各方面への陳情活動が活発となり、福山市では岡山大学設置運動を進める岡山側の学生との衝突が生じるなど一部で競争は激化した。しかし広島と岡山とを誘致合戦に駆り立てたこの大学地方委譲案は間もなく立ち消えとなり、7月には各県に1校の総合大学を設ける方針を盛り込んだ国立大学11原則が提示されるに至った。このような状況下で広島に大学が発足することはほぼ確実なものとなり、関係者の関心は大学施設の整備とそれを実現する創設資金の捻出とに移行していた。

総合大学を形成するには、関係学校の施設・設備のみでは不十分なため、当時占領軍が使用していた旧軍施設について、返還時に大学用地への転用を受ける計画が立てられた。広島県知事楠瀬常猪はCI&Eのイールズのもとを訪れ、江田島の海軍兵学校跡地の使用について意見を求めた〔4〕。イールズはこの地を大学用地にふさわしいとし、教育課長オアに宛てた西日本地方の視察報告書においても江田島の地を絶賛した〔5〕。県は江田島の使用について英連邦軍や広島軍政部等へ宛てた文書を出し、CI&Eに対しても支援要請を行った〔7〕。福山市郊外の大津野兵舎もまた大学用地の候補地となり、水畜産学部を置く福山キャンパスとして使用されることになった。広島大学の開学後に同地を訪れたイールズらは、福山キャンパスを大学施設として適切と評価し、将来的には広島と福山の2カ所にキャンパスを統合すべきだと述べた〔11〕。後にこのキャンパスは警察予備隊の用地として目をつけられ〔16〕、交渉のすえ西側を大学が、東側を警察予備隊が使用するという妥協案に決着した〔17〕。なお、江田島と大津野の転用に関する文書が「国立広島総合大学設置申請書」にも収録されている〔27〕。

大学創設に要する経費は、推進本部と期成同盟が23年4月に作成した『国立広島総合大学設置計画の概要』によれば、約5億5700万円にのぼり、そのうちの3億2000万円については県民など一般の寄付金によるものとされた。募金は23年から5年計画での実施を予定し、初年度は6100万円を目標額とした。推進本部と期成同盟は寄付金募集のため、ポスターや「国立広島総合大学設立資金募集趣意書」

を作成して県下に配布するとともに、県民への寄付依頼状を発送した〔25〕。新聞やラジオを利用した宣伝活動を実施し、街頭には広告や立て看板を設置して募金目標額の実現を目指した。

なお、占領軍文書には財政に関する資料として、県立と国立学校の統合について文部省側が示した条件を示す文書や〔8〕、新制広島大学の予算配分や予算要求に関して文部省との交渉がほぼ順調に運んでいることを示す文書が残されている〔10・12〕。

新制大学の中には教育課程や校風の異なった複数の学校を統合して創設した事情から、学長選定に苦心する場合があった。広島大学は開学当時学長を迎えることができず、広島女子高等師範学校校長桜井役を学長事務取扱とした。学長には新制大学にふさわしい豊富な政治力をもった進歩的な人物を学外から招くことを望んだが、候補者から次々と固辞されて窮していた。そのような状況下で、学内の人材として最有力と見られる広島文理科大学長長田新の存在がどう扱われていたのかこれまで明らかではなかったが、後年工業専門学校関係者によりまとめられたと見られる記録がその状況を伝えている〔26〕。なお、この史料には人名が多く登場するため、人名の特定や推定が可能なものについては行間に編注を付して示した。学長の人選は、最終的にはそれまで学長選定の相談役であり、また有力候補でもあった広島県出身の前文部大臣森戸辰男に受諾を願うことになった。森戸は昭和25（1950）年4月15日付で衆議院議員辞職届を提出するとともに、CI&Eを訪れ広島大学の初代学長に就任することの報告を行った〔15〕。

占領軍文書には、この他に当時の関係学校の教育実態や大学創設過程に生じた諸問題を示す文書が残されている。昭和22年12月に広島で行われた教師教育研究集会についてカーレーが残した報告書は戦前の教員養成の実態を垣間見せる好史料であり〔1〕、教育学部の編成に関して行われたカーレーと藤原武夫の会見録も残されている〔6・9〕。新制大学開学後、イールズ事件によりレッドパージ旋風が全国的に巻き起こっている時期に実施された教育顧問イールズとタイバーによる講演会と各種の会談に関する報告書〔11〕、開学後の全学的な校地の整備計画に翻弄される広島女子高等師範学校附属学校生徒代表による福山への移転反対の嘆願書〔13〕、昭和25年3月の西日本地区の現地視察報告書〔14〕、といった文書が残されている。

第2節 広島大学の開学

昭和23年5月、文部省より「国立新制大学切替措置要項（案）」および「大学設置認可申請書の記載様式」が送付されたことを受けて、推進本部および関係学校代表は申請書類の作成を始めた。6月には仮申請書類を文部省へ提出し、7月

末に正式に「国立広島総合大学設置申請書」（以下、「設置申請書」と略記）を提出した〔27〕。

設置申請書の作成にあたっては、出来る学部から開設するとの方針のもと、医学部と女子部の設置については記載を保留していた。しかし医学部設置を求める広島軍政部からの強い要望により、設置申請書とは別に追申請書を作成することになり、あわせて女子部案についても医学部とともに「別に申請する」と設置申請書に追記された。ただし女子部については、県内に別途女子高等教育機関を設けることとなったため、作成していた追申請書からは削除されている〔28〕。設置申請書の提出の後、創設に際する経費負担について示すため、広島県は経費概算書類を文部省に提出した〔29〕。

ところで広島総合大学の組織については、計画概要の配布等を通じて県民はよく知っており、計画外の学科や講座を計画に盛り込むことを求める要望も行われた。県民からの要望が強かったもののひとつに、勤労者の高等教育機会を保障するための夜間学部の設置があった。県下の高等学校関係者が中心となって国立広島大学夜間部設置促進連合会が結成され、夜間学部の設置を求める声明書〔22〕と陳情書〔23〕が相次いで作成された。夜間部の設置については、広島政経学院と称する2年課程の大学程度の学校を県立で設置する案も一時期持ち上がったが、後に昭和25（1950）年度に広島大学に政経学部第二部を設置する方針に落ち着いて、設置申請書が作成された〔35〕。その他にも県下の建築技術関係の諸団体による工学部建築学科や、安芸門徒を中心とする仏教関係者による仏教学講座の設置要望があった。これらの要望のうち、夜間学部については昭和25年の政経学部第二部設置により実現をみた。建築学科は昭和36年の工学部建築学科の設置、仏教学講座は昭和47年の文学部インド哲学講座の設置まで具体化しなかった。

広島大学の設置は、昭和24年3月16日の大学設置委員会総会において全員一致の賛成投票を受け、5月31日付で正式に認可されることとなった〔30〕。認可を受けた一方で創設経費に充てるとした募金は思うように集まらず、昭和24年度末の集計でも募金総額は約3000万円と、目標額には遠く及ばなかった。募金活動のうちの一般募金には県内の自治体ごとに割り当てられた県内募金と、京浜地方、京阪神地方を対象とした県外募金や海外募金の他に、関係学校の教職員、学生、卒業生を対象とした学校側募金があった。学校側募金には新制広島大学の新入学生も対象となっており、新入生の父兄に宛てた募金依頼書も配布された〔31〕。県は一般募金の他にも、日本勧業銀行に委託して「広島県教育宝くじ」の発売を実施したり、中国新聞社との共催による日本プロ野球公式試合（東急対阪神）の開催をしたりするなど、県民の興味を引くための事業も多数実施した。こうした努力により昭和27年9月末までに目標額の97%を集め、この資金が大学設備の整

備に使われた。

設置認可後の課題の一つとして広島市立工業専門学校の併合問題が残されていた。工学部は設置構想において官立および市立の工業専門学校を基礎として発足させるとしていたが、文部省は官立学校を対象として大学整備を進める方針であったため、市立工業専門学校の国立移管は難航した。設置認可日である5月31日には広島市長浜井信三より文部大臣宛で併合にともなう履行事項に関する認可申請が行われ、9月22日付で文部省大学学術局長より承認通知が発せられた〔34〕。これにより市立工業専門学校の国立移管は認められ、併合にともなう手続きが軌道に乗り始めた。

設置認可と同日付で、文部省より学長事務取扱と一部をのぞく各部局長の発令が行われ、学長事務取扱には広島女子高等師範学校長桜井役が就任した。この発令により6月1日より開学事務が開始されることとなり、14日には部局長による協議組織として部局長会議が開催された。8月に入って部局長会議は学校教育法第59条に定められた教授会の設置についての暫定措置〔32〕や、国立学校設置法施行規則に定められた評議会の設置を決定した。第1回評議会は9月27日に開催され、評議会規程を決定した〔33〕。なお、各部局が教授会内規を定めるようになるのは昭和28年以降のことであった。このように大学の管理運営機構が確立し、以後学内の機構は次第に整えられていった。

大学の発足以来延期されていた開学式は、1年以上を経て昭和25年11月5日に挙行された。当日は広島高等師範学校附属小学校講堂をメイン会場としつつ、来賓約500名を数える盛大な式典が催された〔36〕。森戸辰男は開学式式辞において、「平和な一つの世界」を待望する日本国民が「民主的で平和な『一つの祖国』」を建設するための精神的基礎をなすために「自由で平和な『一つの大学』を実現」することを旨と述べた〔37〕。開学記念式典に合わせ、7日までの3日間を中心に様々な企画が実施され、東雲分校や福山市の水畜産学部および教育学部福山分校においてもそれぞれ展覧会や講演会が開催された。なお、開学式記念行事表に示された「バッジの制定」による凶案の懸賞募集は広島大学の学章制定の起源にあたる。この時には入選該当者は現れず、学章の制定を見るのは昭和31年のことだった。

(小宮山道夫)

第1節 広島大学の創設経緯

1. Report of Teacher Education Workshop at Hiroshima, 10 - 14 December 1947, inclusive.

[昭和22年12月10日～14日／GHQ/SCAP文書CIE(C)03697⁽¹⁴⁾]

R-E-S-T-R-I-C-T-E-D

10-14 Dec 47

Verna A. Carley

Hiroshima

Education

See paragraphs 2 and 3

Report of Teacher Education Workshop at Hiroshima, 10-14 December 1947 Inclusive.

1. In compliance with CP Order 188-11, the undersigned participated as a consultant at the Teacher Education Workshop at Hiroshima. It was held at the Hiroshima Normal School (Men's Department).
2. The participants represented all the teacher education institutions in the Chugoku District, which includes the prefectures of Hiroshima, Okayama, Yamaguchi, Shimane, and Tottori. The institutions were Hiroshima University: Hiroshima Higher Normal for Men; Hiroshima Higher Normal for Women; Hiroshima Technical College; the normal schools and youth normal schools of each prefecture; the Yamaguchi Women's College; Matsue Women's Senmon Gakko; Hiroshima Women's Senmon Gakko; Hiroshima Mission Senmon Gakko; Suzugamine Women Senmon Gakko. There were 40 official delegates but average daily attendance was over 60. They were housed at the dormitory of the Normal School.

3. The staff of the workshop:

President: Mr. K. ^(T.S.B.) uji Principal of Hiroshima Normal School

Vice-President: Mr. K. Yamane, Principal, Men's Dept. of Hiroshima Normal

Chairman: Mr. T. Watanabe. Professor, Hiroshima Women's Higher Normal

(An outstanding member of Tokyo Summer Workshop)

Vice-Chairman: The professors from such prefecture who attended the

Tokyo Summer Workshop on Teacher Education

Adviser and Consultants: Mr. A. Osada. President of Hiroshima University; Mr. S. Sumeragi, Professor of Hiroshima University (consultant of Tokyo Summer Workshop);

Mr. M. Miyoshi, Professor of Hiroshima University; Mr. K. Sawada, Professor of Tokyo Third Normal School, Mr. Hager, Education officer, Hiroshima Military Government team; V. A. Carley, Advisor for Teacher Training, CI&E, GHQ.

4. Keynote of the program: the keynote of the conference was given in an address by Dr. Osada, President of Hiroshima Bunrika University. He is eminent scholar of pedagogy, having been decorated by the Swiss Government for this research on Pestalozzi. He is a sincere student and recognizes the span of years during which the people in his region have not had contact with the "outside world" and with advances in education and psychology. He urged the group to make use of this opportunity to study the recent professional publications lent by the Military Government officer and the professional library of the undersigned. He set the example by spending the days before he was called to Tokyo in study at the workshop.

This studiousness was characteristic of the entire group. The undersigned guided it as diligently as possible because (a) this group more than any other was more entrenched in the history of education and had made fewer contacts with modern education and psychology. The undersigned respected their knowledge of the past and their devotion to Pestalozzi by using his famous question "I will psychologize education" and urging them to study recent research on child development, etc. (b) This group had in the past been strangely influenced by German philosophy of education and it was important to develop an appreciation of the differences and contribution of democratic educational practices.

5. The Program
 - a. General sessions were devoted to the reorganization of the curriculum for the preparation of teachers, with special emphasis on the need for general (liberal) education. Committees discussed before the general group the relative amount of time which they thought should be given to specialized and professional education.
 - b. Groups were organized around problems of chief concern to the group: Guidance, Child Growth and Development, The School and the Community, Democratic Teaching Methods, and Curriculum. Each group made a report to the general group at the final meeting. The reports were excellent. It was almost unbelievable that they had been able to accomplish as much in so short a time.
 - c. Individual study was carried on assiduously from early morning until late at night, as the participants requested the workshop room be opened from 0600 to 2400. The city allowed this room to be lighted, though electricity was shut off during intervals in the city. The presidents of the University, of the higher normal (for women) and of the normal schools, as well as their staffs, made use of this opportunity to study recent professional developments. Their eagerness was described by them as being "starved for such materials".

6. General Comment : This group seemed more in need of help than any of the other workshop groups. It was a fine scholarly, studious group that had many able people but no aggressive leaders. They also seemed farther from the "center of things" and from the influence of the educational program of CI&E. This in large part is due to insufficient personnel, as the education officer of the Hiroshima team found it impossible to come from Kure to attend the workshop except for the opening ceremony. It is to be hoped that adequate provision can be made for the education office in this academically strategic area.

Verna A. Carley

Adviser for Teacher Training

R-E-S-T-R-I-C-T-E-D

2. Establishment of National University

[昭和22年12月26日／GHQ/SCAP文書CIE(C)00408⁽¹⁴⁾]

Form AD-11

R-E-S-T-R-I-C-T-E-D

(Revised 24 Nov 47)

REPORT OF CONFERENCE

Date of Conference 26 Dec 1947

Reported by Thomas H. McGrail

Place of Conference Education Div.

Approved by _____

(Division Chief)

Present: (Show organization or agencies with
which individuals are connected)

Mr. T. Wakuda, Vice-Governor, Hiroshima

Prefecture; Mr. T. Matsumoto, Diet Member

from Hiroshima (Interpreter); and four higher school

men from that city; Messrs. Eells and McGrail of CI&E.

Education

(Division)

SUBJECT: Establishment of National University

Report of Discussion:

1. These gentlemen called to urge reasons why one of the projected national universities should be located at Hiroshima, if plans for increasing the number of such institutions are accepted. Apart from one municipal institution, all higher schools in the city, including Bunrika, Technical College, and Higher School are Government, and could be combined into a single institution. Furthermore, adequate books and equipment and a strong faculty are already available in the city.

2. Adviser on Higher Education stated that while the union of existing higher institutions into a single good university is to be encouraged, the question of kind of control, whether prefectural or national, could not now be decided. Three possible plans of reorganization were outlined, and it was explained that the Ministry of Education, the JERC, and the Diet would all have a part in making a final decision.

3. The Hiroshima group was also informed that a decision insofar as a specific university is concerned would be made by the Chartering Committee, whose organization and functions were explained.

4. The delegation presented a prospectus of the university, together with a map of Hiroshima and its environs, showing the location of higher educational institutions.

Thomas H. McGrail

College Officer

R*ESTRICTED

3. Hiroshima University

[昭和23年1月16日／GHQ/SCAP文書CIE(C)03632⁽¹⁴⁾]

R-E-S-T-R-I-C-T-E-D

16 Jan 1948

CI&E 605

Verna A. Carley

Education

Mr. Kubota and Mr. Okamoto of Hiroshima

Teachers Union, Mr. Eells and Carley, CI&E

Mr. J. Kawamoto, interpreter

Hiroshima University

1. The two gentlemen who are the vice-president and secretary of the Hiroshima Teachers Union, wished to express the Union's desire that The proposed university be established at Hiroshima. Dr. Eells said that the decision was for Japanese authorities and that we could not give advice until the over-all policy concerning control of higher education was defined. The question was not whether there should be a university (as there should be as many as the economy permits) but whether the university would be under city, prefectural, or national control. That is a matter for the Diet to decide. The Hiroshima men said that though there was excellent local leadership among the educators and the lay citizenry, the dire economic situation made national support and control necessary.

2. They were concerned whether in being "amalgamated" in the new university, the

historically strong Bunrika University would lose its importance and effectiveness in educational leadership. The idea of education being a separate faculty or school like that of medicine etc., seemed to satisfy them.

3. There are in the Hiroshima area, besides the Bunrika University, 2 higher normals and one regular normal with its two separate departments, one for men and one for women, several miles away. Should all be incorporated into the one university? This problem involves decision regarding the future of all normal schools.

4. The attitude of the men was good and they apparently were completely in harmony with other groups promoting the university.

5. Dr. Eells said he had been invited and planned to visit Hiroshima in the Spring.

VERNA A. CARLEY

Adviser for Teacher Training

R-E-S-T-R-I-C-T-E-D

4. Proposed University for Hiroshima

[昭和23年4月10日／GHQ/SCAP文書CIE(C)03627⁽¹⁴⁾]

RESTRICTED

10 April 1948

Education Division

W. C. Eells

Education

Mr. Kusunose, Governor of Hiroshima Prefecture;

Mr. Ko Nonaka, Interpreter; Dr. Eells of CI&E.

Proposed University for Hiroshima

1. Governor Kusunose called to thank the undersigned for his visit to Hiroshima Prefecture and his study and advice with reference to a possible national university. He discussed particularly the possibility of use of the old site of the Japan Naval Academy at Eta Jima for the proposed university and its effect upon plans already developed. Undersigned repeated his advice given at Hiroshima, that it would be well to go slow on any plans for erection of new permanent buildings in the city of Hiroshima, but to work instead in terms of a permanent site for the university on Eta Jima.

W. C. Eells

Adviser on Higher Education

Summary: Governor of Hiroshima Prefecture discussed plans for the development of a national university at Hiroshima, and particularly for the use of a desirable site on

the island of Eta Jima, formerly occupied by the Japan Naval Academy.

RESTRICTED

5. Report of Field Trip, 23 March - 8 April 1948 [抄]

[昭和23年4月10日/GHQ/SCAP文書CIE(C)03627⁽¹⁴⁾]

10 April 1948

TO : Mark T. Orr, Chief, Education Division
FROM : W. C. Eells, Adviser on Higher Education
SUBJECT : Report of Field Trip, 23 March - 8 April 1948

1. Introductory. In accordance with CP Order 776, 16 March 1948, undersigned left Tokyo 23 March 1948 for a period of sixteen days to attend regional conferences and inspect facilities for higher educational institutions at Nishinomiya, Kyoto, Okayama, Hiroshima, and Yamaguchi.

[中略]

5. Conferences at Hiroshima. Left Okayama 31 March, 1645; arrived at Kure 2100. Reported to Lt. Col. T. M. Cloward, Commanding Officer, and to Robert Hager, Military Government officer. For the next four days undersigned followed very closely the detailed schedule for the inspection tour of Hiroshima National University as worked out by the committees in charge, under the chairmanship of Professor T. Fujiwara, copy of which is attached. This schedule called for visits to all the major proposed units of the new university, as well as numerous conferences with different interested groups, including prefectural and municipal leaders, students, alumni, faculty members, business men, Japanese-American Association, and others. At all of these undersigned spoke informally concerning the various problems involved and their relationship to the desired university.

6. One of the most important features of the inspection was the visit Friday afternoon to Eta Jima, site of the former Japanese Naval Academy, now occupied as headquarters of the British Commonwealth Occupation Forces. This site is a very unusual one, on an island about a half hour by fast ferry from Hiroshima and half that time from Kure. There are extensive modern buildings clean and well kept, for hospital, dormitory, administration, classroom, and recreational purposes. Various estimates were secured, from 2,000 to 5,000, cadets were in training before the war in this institution, which was the Annapolis of Japan. In the judgment of the undersigned, it would form the most outstanding campus for a university of any in Japan at the present time. At the final meeting with some 70 business and educational leaders

at Miyajima, undersigned recommended very strongly that all plans for establishment of a consolidated university for the Hiroshima Prefecture should be in terms of ultimate use of this outstanding site as soon as it is made available by the British Occupation Forces. Remarkable progress in recovery under adverse conditions has been made by the schools in Hiroshima destroyed by the atomic bomb, but it would seem unfortunate as part of a long-range program to go forward with some of their proposed plans for permanent buildings for these institutions if the Eta Jima site is to become available within a short time. Otherwise the general plan for the establishment of the Hiroshima University as indicated in the attached printed statement was in general approved, and those in charge were advised to proceed with their plans for an application for a charter from the University Chartering Committee. Informal private conversations with two Australian officers indicated that perhaps evacuation of the British Forces would take place earlier than has been anticipated. Monday morning, 5 April, was spent at Kure conferring regarding results of the previous three days inspection and conferences, with Col. Cloward, Mr. Hager, and Miss Groth, acting regional education officer.

〔中略〕

9. General Summary. There appears to be excellent reason for consolidation of six or eight of the nationally and prefecturally controlled institutions of higher education in each of the three prefectures studied, in order to establish a single and consolidated university. The people of each prefecture are enthusiastically and unitedly behind such a proposal, and their spirit is excellent. They are prepared to make substantial financial contributions if necessary in order to furnish a suitable site and facilities. Some misunderstanding was found in each prefecture which was laboring under the idea that a policy had been approved in Tokyo for establishment of a single university for the entire Chugoku Region. Every effort was made to remove this apprehension and to indicate that there was sufficient need in each prefecture with a population of $1\frac{1}{2}$ to 2 million each for a strong national university. At the same time it became increasingly clear that adequate advice and support for such higher educational facilities cannot be given until the JERC, Ministry of Education, and the National Diet have adopted a fundamental policy concerning support and control of higher education as a whole throughout the country. It would seem, however, that each of these proposed institutions might count upon a minimum of national support equivalent to that given to the different proposed units last year. These funds amount to approximately 50 million yen for the five national institutions in Okayama Prefecture, 65 million yen for the nine national institutions in Hiroshima, and approximately 30 million yen for the six national universities in Yamaguchi Prefecture.

Walter C. Eells

Adviser on higher Education

4 attachments

"Our plan for Establishment of the Okayama National Consolidated University"

Inspection Tour of Hiroshima National University

"Plan for the Establishment of the Hiroshima National University"

"Proposed Plan for Establishment of Yamaguchi State University"

6. Hiroshima University Education Department

[昭和23年4月23日／GHQ/SCAP文書CIE(C)03627⁽¹⁴⁾]

R-E-S-T-R-I-C-T-E-D

23 April 1948

VERNA A. CARLEY/so

Adviser on Teacher Training

CI&E 605

Education

Prof. Fujiwara of Hiroshima and V. A. Carley

Hiroshima University Education Department

1. Professor Fujiwara was asked to see the undersigned about the proposed amalgamation of the normal schools with the university and whether she could come to Hiroshima to advise on the plan. There seems to be no question about the inclusion of the higher normal school for men which is already an integral part of the university, but the regular normals (for men and for women) which are located some distance away present a real problem.

In the first place they are fearful of being incorporated lest their freedom to offer appropriate courses for the training of elementary teachers be curtailed. Undersigned heard reports at the national conference of normal school presidents to the effect that the University Academic committee in some areas was advocating a general education program for all first and second year students. This would preclude the possibility of one or two year training courses for elementary teachers which will be absolutely necessary in order to supply Japan's needs for the next several years. If adaptations in curriculum cannot be made in universities for programs of this sort (and universities of the U.S. have been unwilling to "lower" their standards to this degree) it would be wiser, according to the Normal Schools to postpone amalgamation until the present crisis of teacher shortage is abated.

2. The second problem in the amalgamation of regular normals at this time is the general and correct impression that normal school students have less scholastic ability than those of the university, koto gakko and semmon gakko. This being the situation poses two

problems: 1) will the university be willing to set lower entrance requirements for entrance to the department of education? In the case of Hiroshima (and of Kanagawa) the higher normals, whose standards are definitely higher, as well as other university departments would not approve of this lowering of standards of entrance and 2) even if the university accepted these students, will do as well in such an environment as in a smaller school adapted, to their needs.

3. Problems to be considered are: a) the menu for continuous supply of elementary school teachers. In the United States these have never been supplied by the universities: b) the size of the university. Present plans already include well over 5000 students which is a large university. c) whether it is necessary for all national institutions to be amalgamated (for economy sake, if it can be proved more economical into one university, or whether there will be the possibility of some smaller institutions in different parts of the area remaining as two year institutions affiliated with the university but serving a larger geographical area (an University of London, Wisconsin extensions, etc.) or of maintaining their own autonomy until they can become a 4 year institution. ^()脱カ)

4. Undersigned said and understood the problems involved, that they were very involved due to the need for elementary teachers and the lower qualifications of students. She referred Mr. Fujiwara to Chief of Normal School Section of the Ministry who would explain the problems raised at the national meeting.

^(編注1)
Prof. Fujiwara was asked by the Hiroshima University Committee to see the undersigned about the problem of the regular normal schools affiliating with the university. Problems are those outlined at national meeting of presidents of normal schools concerning the lower scholastic ability of normal school students. He had talked to Dr. Eells and was referred to Chief, Normal School Section, Ministry of Education.

R-E-S-T-R-I-C-T-E-D

[編注1] 以下の段落は原史料1枚目末尾に記載された全文の要約。

7. Site for Hiroshima University

[昭和23年6月2日/GHQ/SCAP文書CIE(C)03637⁽¹⁴⁾]

R-E-S-T-R-I-C-T-E-D

2 June 1948

W. C. Eells

Education Div.

Education

Mr. Wakuda, Vice-Governor of Hiroshima

Prefecture; F. Matsumoto, Interpreter; Dr. Eells, CI&E

Site for Hiroshima University

1. Mr. Wakuda brought copies of letters addressed to Lt. Gen. Robertson, BCOF; Lt. Col. Cloward, Hiroshima MG Team; Col. Snyder, Chugoku MG Region; and Mr. Morito, Minister of Education, all signed by Governor Kusunose asking for assistance in according site occupied by British forces at Eta Jima and Otsuno for the use of the proposed national university at Hiroshima if and when these forces are evacuated by the British. CI&E was asked to advise the Minister of Education to make necessary requests to the Minister of Finance with reference to such transfer.

Walter C. Eells

Adviser on Higher Education

Summary: Vice-Governor of Hiroshima Prefecture presented copies of correspondence with reference to transfer of site occupied by British forces for the use of the proposed national university at Hiroshima.

R-E-S-T-R-I-C-T-E-D

8. Weekly Conference on Higher Education Topics, 15 June 1948 [抄]

[昭和23年6月15日/GHQ/SCAP文書CIE(C)03636⁽¹⁴⁾]

R-E-S-T-R-I-C-T-E-D

15 June 1948

Education Div.

T. H. McGrail

Education

Mr. Haruyama of the Ministry of Education;

Mr. McGrail of CI&E

Weekly Conference on Higher Education Topics

[中略]

4. Mr. Haruyama stated that Mr. Fujiwara of Hiroshima had been requested to gather all necessary data concerning the consolidated university project and the acquisition of the Eta Jima site, since the Ministry had no knowledge of local development. Upon receipt of the information, the Ministry will make appropriate recommendation to the Finance Ministry.

5. In reply to a question, Mr. Haruyama stated that the Ministry had no objection in principle to amalgamation of prefectural with government institutions provided that the former are sufficiently well financed to meet the same general standards.

Thomas H. McGrail

Colleges Officer

Summary: Weekly conference with Ministry of Education official concerned steps to publicize reasons for tuition increases in higher institutions, proposed 1948-49 budgets for all such schools, plans for a consolidated university in Hiroshima, and question of amalgamation between prefectural and government institutions.

R-E-S-T-R-I-C-T-E-D

9. Reorganization of Hiroshima University

[昭和23年7月31日／GHQ/SCAP文書CIE(C)03634⁽¹⁴⁾]

R-S-T-R-I-C-T-E-D

31 July 1948

V. A. Carley

Education Div.

Education

Professor Fujiwara of Hiroshima University;

Dr. Carley of CIE

Reorganization of Hiroshima University

1. Professor Fujiwara reported that the plans that had been turned in to the Ministry of Education in the form of a petition for chartering of the university included a Faculty of Education comprising the Higher Normal for Men, Higher Normal for Women, Regular Normal (men's and women's departments), and the Youth Normal. This represents an amalgamation of several teacher educating institutions, all of which had at the outset clamored to become a separate university. The proposed faculty will prepare teachers and professional workers of all types and will maintain units or branches for the shorter two-year courses for elementary teachers in existing facilities away from the university but coordinated with the four-year program.

Verna A. Carley

Adviser for Teacher Training

Summary: Professor of Hiroshima University reported plans for a Faculty of Education as included in the petition presented to the M/Ed for chartering of the university.

R-E-S-T-R-I-C-T-E-D

10. Hiroshima University

[昭和24年5月5日／GHQ/SCAP文書CIE(A)03000⁽¹⁴⁾]

R-E-S-T-R-I-C-T-E-D

5 May 1949

W. C. Eells / jfk

CIE 605

Education

Dr. Fujiwara, Hiroshima University

Dr. W. C. Eells, Adviser on Higher Education, CIE

Hiroshima University

1. Dr. Fujiwara reported that after two days negotiation with M/Ed, he had been able to secure an allotment of ¥20,000,000 for building and equipment and repairs for the new Hiroshima University. The M/Ed at first had wanted to reduce this amount by 15% and Dr. Fujiwara had expected to ask CIE to assist him in getting the full desired amount, but he reported that last night M/Ed agreed to the full amount and therefore, no assistance need be requested.

2. He stated that through the help of Mr. Hager, MG Officer at Kure, they were hopeful of securing the building at Fukuyama City, formerly occupied by British troops, for use of the Faculty of Fisheries and Stock Breeding. They have been promised action on this request in the near future with the probability that the building will be made available the first August.

3. Dr. Fujiwara reported that they plan to open the new university courses the first of July and anticipate about 1,500 students for these courses. Entrance examinations will be given about the middle of June.

R-E-S-T-R-I-C-T-E-D

11. Report of Field Trip to Takamatsu, Tokushima, Okayama, Fukuyama, Hiroshima, and Yamaguchi. [抄]

[昭和24年11月28日／GHQ/SCAP文書 CIE(C)3662⁽¹⁴⁾]

GENERAL HEADQUARTERS

SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS

Civil Information and Education Section

Date: 28 November 1949

FROM : Walter C. Eells

Donald M. Typer

TO : Chief, Civil Information and Education Section

SUBJECT : Report of Field Trip to Takamatsu, Tokushima, Okayama, Fukuyama, Hiroshima, and Yamaguchi.

1 . In compliance with paragraph 2 of CP Order 304-6, dated 31 October 1949, undersigned proceeded to above-named cities leaving Tokyo 4 November. Departed from Yamaguchi 19 November arriving in Tokyo 20 November, 0630.

2 . Messrs. Y. Maeda and M. Sugita accompanied undersigned as interpreters on this field trip.

3 . Names and titles of CA and Japanese officials with whom contacts were made;

[中略]

c. At Okayama

(1)Col. Pratt. CO

(2)Governor Nishioka, Governor, Okayama Prefecture

(3)Hisashi Shioyama, Vice-Chairman, Prefectural Assemle

(4)Michinori Hayashi, President, Okayama University

(5)Takayuki Soga, Executive Secretary General, Okayama University

(6)Deans of faculties and about 40 professors of Okayama University

[中略]

f. At Hiroshima

(1)Governor Kusunose, Governor, Hiroshima Prefecture

(2)Mamoru Sakurai, Acting President, Hiroshima University

(3)Takeo Fujiwara, Dean of Faculty of Science

(4)Deans of Faculties and about 90 professors of the four different campuses of Hiroshima University

(5)Kaku Sunahara, Vice-President, Hiroshima Chamber of Commerce and Industry

(6)Ernest Goossens, E. J. Director, Hiroshima institute of Music

[中略]

4 . Purpose of the trip was to confer with faculty and students at national university regarding academic freedom and student organization.

5 . Report

a. In general a standard program of eight conferences was followed at each of the four universities; (1) a morning assembly, with usual attendance of 600 to 1000 faculty and students, with formal addresses by both of the undersigned; (2) three conferences with deans and selected professors, usually about 50 in number, for discussion of academic freedom, administrative organization, and improvement of teaching, with Adviser on Higher

Education; (3) three conference with faculty officers on students welfare and leaders of student government, usually about 30 in number with Student Activities Officer; and (4) closing conference (one hour or less) usually of faculty and student groups represented in the six above-named conferences. Fuller details of these conferences are given in the following statement, which was circulated in advance by the Ministry of Education to each participating university.

b. Suggested outline of castings for visit of undersigned:

(1) First morning;

(a) General Assembly of all professors, instructors, and students.

- 1 Address by Dr. Eells -- "Academic Freedom", 60 minutes
- 2 Address by Mr. Typer -- "The Role of Student Organization in the University", 60 minutes

(2) First afternoon:

(a) Conference with Dr. Eells on University Administration

- 1 Attendants; Presidents, Deans; Interested Professors
- 2 Time; Two to three hours
- 3 Topics; Administrative problems resulting from reorganization of universities
 - a Academic Freedom--question on morning address
 - b Students to American
 - c Organization of Faculties
 - d Curriculum Organization--General Education
 - e Library Unification, Equipment, and Use
 - f Securing Foreign Professors
 - g Faculty Inbreeding

(b) Conference with Mr. Typer on Student Government

- 1 Attendant: Officers of all student organizations and student government and their faculty advisers.
- 2 Time: Two or Three hours
- 3 Topics: School Government
 - a Major Problems faced by Students
 - b Area of Responsibility for Students and Faculty
 - c Principles to Guide Officers in Improving School Government

(3) Second morning:

(a) Conference with Dr. Eells on University Instruction

- 1 Attendant: President, Deans, and all possible Professors and Assistant Professors and Lectures
 - 2 Time; Two or Three hours
 - 3 Topics: Definition of Unit and Assignment for Students
- (b) Conference with Mr. Typer on Student Government
- 1 Attendant; Same as first Student Government
 - 2 Time: Two or Three hours
 - 3 Topics; The Organizational Structure and Functions of Representative School Government. (Elections, Council Functions, Committees, Budgeting)
- (4) Second afternoon:
- (a) Conference with Dr. Eells on University Instruction
- 1 Attendant; Same as morning session
 - 2 Topics; Improvement of Lecture System and Measuring Scales for Professors
- (b) Conferences with Mr. Typer
- 1 Attendants; Same as first student government meeting
 - 2 Time; Two hours
 - 3 Topics; Next steps in implementing the principles agreed upon at the conference,
- (c) Final Session, Summary Meeting. Dr. Eells, and Mr. Typer
- 1 Attendant; Students and faculty who have attended all previous session
 - 2 Times; One hour
 - 3 Topic; Conclusion, recommendation, and prospects for future.
- c. In general the above program was followed fairly closely, but some changes and additional meeting are noted below;

[中略]

(3) At Fukuyama

- (a) Special meeting with Suetaro Matsumoto and other civic leaders, and inspection of the Dye Works of which he is president. Mr. Matsumoto has taken interest in acquiring facilities for the Fukuyama branch of the university.
- (b) Special meeting with Dean Yamane of the Fukuyama branch of Hiroshima University and about 20 members of his faculty, and inspection of new site. The University has just secured the former

Otsuno Barracks, an outstanding group of 53 modern and extensive buildings, entirely adequate for housing the Faculties of Fisheries, Animal Husbandry, and one division of the Faculty of Education of Hiroshima University. Occupation is planned for April 1950. The University is fortunate to secure such an excellent modern plant.

(4) At Hiroshima

- (a) The closing afternoon session, instead of having the two conference groups (usually about 100 individuals) as at other universities, consisted of the entire student body and faculty as represented at the first session, with estimated attendance of about 600.
- (b) At second day's faculty conferences the attendance was about 100, instead of 50 as provided the first day.
- (c) Special conferences with Governor, Mayor, and other representatives of prefecture and city for consideration of educational problems of the university of special concern to citizens.
- (d) Special meeting with representatives of Hiroshima Chamber of Commerce and Industry to consider particularly certain problem connection with the establishment of comprehensive or specialized vocational secondary schools. Undersigned promised to taken up the problem with secondary education officers of CIE.
- (e) Special meeting with administrative officials of Hiroshima Printing Company, leading publishers of educational textbooks, and inspection of their growing modern plants, well equipped with the latest machinery and a force of approximately 600 individuals. Mr. Matsui, the president, has taken a leading part in promoting Hiroshima University.
- (f) One hour's inspecting of the new buildings of the Hiroshima Institute of Music, and conference with the Director regarding plant, staff, curriculum, and other aspects of his petition to Ministry of Education for a charter as a junior college.

[中略]

e. General comments on faculty conferences and university administrative problems by Advisor on Higher Education.

- (1) In general conferences, presidents and deans usually stated there were few or no known Communists on the faculties. In small conferences and private conversation, however, they usually admitted the presence of some. Evidence

regarding Communist students will be presently by Officer on Student Affairs, below. Here it may be mentioned, however, that prior to the Tokushima meetings Communist students had posted notices around town that "Dr. Eells' lecture has been postponed." It was suggested that it might be desirable for the University President, after full conference with the University Council (Faculty Meeting) and other advisers, to issue a statement defining the position of the university on the subject of Communist professors and academic freedom to present any possibility of future misunderstandings. The reply at Okayama and Hiroshima was that they should hesitate to do this independently -- It should await concerted action by all universities, or explicit instructions from the Ministry of Education; At Yamaguchi the president agreed to consider the matter his faculties.

- (2) No university is holding to the standard student load of 15 units per week, for the new entering class, as defined by the University Accreditation Association. The average reported is closer to 25 to 30 units per week, almost all lectures. Many excuses were given for this practice, lack of facilities, traditional, procedure, faculty habits, arriving at American standard gradually, etc. Much time was spent in suggesting in detail types of assignment of outside work, for students, using present facilities and fitting the large classes that are found in practice. The whole system of 120 units for graduation, however, is seriously threatened by this practice.
- (3) All institutions offer a variety of courses in the three fields of humanities, social sciences, and natural sciences, as required by the University Accreditation Association, but the distribution of work in them is far from satisfactory and balanced. At Okayama, for example, the distribution of courses in the three fields is as follow: Humanities, 60%; Social Sciences, 10% and Natural Sciences, 30%. Much work remains to be done in this field to secure better balanced curricular offerings.
- (4) Building and grounds present a varied picture -- fair at Tokushima, good at Okayama when the old army camp is sufficiently renovated, excellent in Fukuyama branch of Hiroshima, fairly adequate at Hiroshima, fairly adequate at Yamaguchi.
- (5) Serious problems of consolidation are involved in all universities. Only at Okayama is there evidence of immediate plans for a single consolidation library, and even there it is not well placed for convenient use. Okayama,

however, has the best possibility, with the extensive though run-down army post, for a single consolidated and unified campus. Hiroshima must have at least two divisions (Hiroshima and Fukuyama) instead of the four branches now existing. Yamaguchi now exists in five places, but can probably in time reduce these to three (Yamaguchi, Ube, and Shimonoseki) but not fewer. These facts present many problems of efficient utilization of staff, plant, and facilities, which can only be worked out gradually even under competent leadership, something difficult to secure under the present national administrative system.

- (6) Excellent outlines of courses of study and other facilities were presented in written form by each university. The written material at Yamaguchi University, including regulation for registration, library use, living conditions, etc. was particularly outstanding.
- (7) Great pride and intelligent interest in the university was exhibited in each prefecture on the part of elected officials and public spirited citizens of the respective prefectures. These effectively give the lie to the individuals in Tokyo who claim that competent and interested individuals cannot be found in the prefectures to act as members of boards of control for local universities. At Okayama the prefectural assembly has voted ¥50,000,000 for the rehabilitation of buildings for the university, and while the undersigned was in Okayama another ¥70,000,000 was voted for the same purposes.

[後略]

12. Request for Expenses for Department of Science, Hiroshima University

[昭和25年1月30日／GHQ/SCAP文書CIE(C)03671⁽¹⁴⁾]

RESTRICTED

30 Jan 1950

W. C. Eells

CIE605

Education

Dr. Takeo Fujiwara, Dean Faculty of Science, Hiroshima University;

Dr. W. C. Eells, Adviser on higher Education, CIE

Mr. M. Sugita, Interpreter, CIE

Request for Expenses for Department of Science, Hiroshima University

1. Dr. Fujiwara brought in a detailed statement of desired expense for Department of Science for Hiroshima University 1950, which he is submitting to the M/Ed. He

desired CIE support of his request. The request totals 12 million yen for ^[ママ]aparatus, library, laboratories, repairs, and many other items. It is supported by extensive and detailed documentation. Undersigned agreed to discuss it with M/Ed representatives.

RESTRICTED

13. マッカーサー宛広島女子高等師範学校福山移転反対の嘆願書*

[昭和25年2月9日/GHQ/SCAP文書⁽¹⁴⁾]

[封筒表]

「東京都千代田区G・H・Q/^[ママ]ダグラスマックワサー元師閣下」

[封筒裏]

「広島県賀茂郡安浦町/広島女子高等師範学校附属^{中学校}高等学校/生徒代表 木村裕子」

嘆願書

我国女子教育機関の先駆として明治二十年はじめて広島の地に創立されました我が広島高等女学校は、明治四十二年に至り私立山中高等女学校と改称し、更に財団法人山中高等女学校と発展するに及びまして、その宏大な外観と充実せる内容とは実に全国屈指の輝やかしい存在でありました。所が昭和二十年四月、学校理事者は深く時代の進運に鑑みまして、断然これらの校地八千余坪校舎建坪二千五百余坪設備の一切をあげて国に寄附し、これを基礎として官立広島女子高等師範学校の創設を見るに至り、文部当局も亦寄附者の意志を尊重し、広島に於ける教育の殿堂として永く継続する事を確約致しまして、本校を全校附属山中高等女学校と致しました。

然るに不幸にもかの原爆劫火の犠牲になり、校舎は一瞬にして灰燼に帰しました事は誠に痛痕の極みで御座居ました。

しかし乍ら学校は敢然としてその廢墟の中から立ち上り、全年十二月呉線安浦町の元海兵団施設に移転し、爾来当局は勿論教官生徒保護者協力してこれが復興に努力し、漸く完成に近づき、遂に今回広島大学開設と共に同大学教育学部の附属に転換する運に至りました。

所が新学年度より福山移転の事を聞きまして、色々思いめぐらします事は、次の様な諸事項であります。

一広島大学当局は広島市を遠く離れた福山市に移転せんとしている事は、学校寄附者の意志を無視している。

二福山移転については教官生徒保護者に一応の了解得ずしてこれを実施した。

三福山移転については教官の大多数と生徒並びにP・T・A全員の強烈な反対意見に耳を借そうとしない。

四私達の実施調査した所では福山の予定校舎設備は甚だ不完全で校地が甚だ狭く、又

周囲も拡張の余地が求め得られない。
五私達は安浦校舎建設と同様の苦しみを今後幾年にわたって味わ、ねばならぬと共に、
完全な教育は到底望めない。
六在学生徒は安浦町に分校場として残留する事と予想されるが、明年度は中学高校共に
二学年づ、更に明後年は一学年づ、となり、その事は単に人員の減少のみに留ま
らず勉学態勢を衰亡に導き完全な勉学が望めない。
七福山は広島大学本部に遠く連絡その他に不便が甚しく、且つ又文化施設にとほしく
勉学の刺戟も少いため、学校の所在地としては適当でない。
以上の諸点から考えてみると呉市広町の元進駐軍兵舎に移転し、福山予定地に要する
経費を広く費せば、名実共に備った学校となる事は明らかであります。
すでに先生から福山移転確定の事実を承わったわけですので、あえてこの運動を起し
ますのは全く以上の理由からであります。
又私達は現在の安浦校舎が存続できるものだと考えておりません。然しその移転地
については、福山と共に引受け態勢を整えつゝある呉市広町のことが当局の方々によ
って認められ、両者を比較考慮されることを切望致します。
どうぞ私達の切なる願いと真意とお汲み取り下さいまして、閣下の絶大なる御高配
と御援助とを賜わります様嘆願致します。

広島女子高等師範学校附属^{中学校}
高等学校

生徒代表

学生会長 木村 裕子 ㊟

自治会長 岡谷 瑞枝 ㊟

生徒会長 小林 信子 ㊟

[原文縦書]

14. Report of Field Trip to Kure, Hiroshima, Fukuoka, Kurume, Nagasaki, Himi,
Kumamoto, Kagoshima, Takaono, and Oita [抄]

[昭和25年3月18日/GHQ/SCAP文書CIE(B)05514⁽¹⁴⁾]

GENERAL HEADQUARTERS

SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS

Civil Information and Education Section

Date 18 March 1950

FROM : Luther Stalnaker

TO : Chief, Civil Information and Education Section

SUBJECT : Report of Field Trip to Kure, Hiroshima, Fukuoka, Kurume, Nagasaki, Himi, Kumamoto, Kagoshima, Takaono, and Oita

[中略]

b. At Hiroshima

- (1)Conference at Hiroshima University with cultural scientists of the Chugoku Region: The consultant spented the meeting by discussing informally: 1) the vital significance of the cultural sciences and especially the social sciences for necessary social self-knowledge, social values, and social destiny; 2) the extreme importance of high-quality research in the cultural sciences for the requisite knowledge and wisdom of tomorrow; 3) the opportunity and conditions or depositing yen for order of American books in the cultural science against the CIE ¥200,000 counterpart Fund; 4) submission of lists of needed research materials under the categories of a) back numbers of professional and technical journals. b) current number of professional and technical journals. c) books and d) equipment, such as for psychology laboratories; 5) desirability of concrete reports on researches, problem and needs.
- (2)Discussion from Japanese professors in attendance were to the following points and/or questions: 1) practice of booksellers such as Tuttle's charting at the rate of 720 to 1; 2) buying of German books on the above-mentioned counterpart fund; 3) exchanges of publications with American universities and learned Societies; 4) more advanced, technical cultural sciences works available is CIE Information Library Centers and textbook collections ; 5) possibility of receiving newspapers and periodicals published in the German one of American Occupation through SCAP courtesy ; 6) microfilm of valuable works on Chinese philosophy now in the British Museum; 7) suggestions and criticizes made by the United States Cultural Sciences Mission.
- (3)To the above-listed observations and questions the consultant in substance replied as follows: 1) orders against the \$ 200,000 Counterpart Fund should not exceed the official exchange rate of 360 to 1 ; 2) only books published in America may be purchased on the Counterpart Funds; 3) Japanese scholars, learned societies, universities, at all are free to arrange exchanges of publications with scholars and institutions abroad, but an improved program of abstracts in foreign languages should be pushed, and any aid the consultant could render he would be happy to proffer; 4) the purposes of the CIE textbook collections and information Library Centers should not be overlooked,

yet Mr. Mulhauser and the consultant have discussed the problems; 5) the consultant would need to inquire as to the importation of newspapers and periodicals from American Occupied Germany; 6) Japanese scholars might approach the British Mission in Tokyo as to obtaining microfilm of works on Chinese Philosophy now in the British Museum, but they should not hesitate to call on the consultant for whatever help he might provide; 7) since very few of the attendants had seen a copy of the report of the United States Cultural Science Mission, the consultant answered the question by summarizing briefly the criticisms contained in the Report and announcing the M/Ed's circulating soon 2,000 copies of the report.

(4)Conference with cultural scientists of Hiroshima University faculties: For the sake of persons not present at the preceding conference, the consultant recapitulated his remarks (see above).

(5)The discussion included observations and/or questions as follows; 1) Hiroshima University, in now publishing, despite meager paper allocations, bulletins on researches in philosophy, English literature, and Chinese classics, Japanese history, and Japanese literature, and a journal of pedagogy is soon to be published; 2) query as to who published American professional and technical journals; 3) advisability of popularizing Japanese professional and technical journals in order to increase circulation and thus ensure a publisher; 4) re-emphasis on desirability of exchange of publications with scholars, societies, at ^(over)abroad and intentions of developing abstracts in English; 5) plan of Japan Science Council to publish for distribution abroad abstracts of Japanese doctors' dissertation; 6) queries as to establishment by Mr. Robert Holl of the University of Michigan research center and as to its relation to CIE; 7) inquiry as to whether any other American universities contemplate establishing similar centers in Japan; 8) prospects of CIE aid in the recovery of Professor Goto's research materials necessarily left in Formosa upon his being repatriated; 9) difficulties of obtaining qualified researchers for the many new universities in Japan and the problem of training research workers; 10) burden of the requirement of GHQ for a request to translate a Chinese book into Japanese to be accompanied by a complete English translation; 11) desirability of inviting American professors to Japanese universities.

(6)The consultant responded to the observation and questions listed just above

substantially as follow; 1) commendation for the vigorous revival of publication of research by the faculties of Hiroshima University; 2) a brief explanation of the complexity of professing technical publication by American universities, learned societies, academic association, and private editorial groups; 3) the judgement that publications of researches should be mentioned on a highly scientific level and that another level of publication might popularize and interpret for the sake of the non-technical public; 4) similar to advise on this question at the preceding conferences (see above) with the added unit of the development of national level associations of learned societies for coordinating research interests, creating more critical selectivity, and developing abstracting programs; 5) commendations of Japan Science Council's plan; 6) confession of ignorance of detail's of professor Robert Hall of Michigan's research Center in Japan and of any official relation of the Center with CIE, but of an intention to make further investigation; 7) no present knowledge of plans by other American universities to establish such centers in Japan, but listing Oriental institution in the United States with the persistently lively interest in Japan; 8) sympathy with Professor Goto's and colleague' losses of valuable research materials and an agreement to inquire as to the prospects of recovery; 9) recognition of the problem of attracting and training an adequate number of qualified researchers to equip the universities and research institutes, and an outlining of needed following grants and reorganization of graduate programs; 10) agreement to look into the problem of the requirement of translating Chinese works into English before applying for permission to translate into Japanese; 11) acknowledgement of the desirability of importing American professors for limited service in Japanese universities and the hope of actualization of such a program, but reminder that direct invitations and arrangements have been made, an in the case of Mr. Martin and Tohoku University.

(7)Inspection of Hiroshima CIE Information Library: Upon Mr. Mulhauser's invitation and because of implications for research resources, the consultant visited the Hiroshima CIE Information Library. He found it in gratifying function and the offerings in books and journals quite fair from a general standpoint. From the standpoint of research level materials for the cultural sciences it left somewhat to be desired in both the book and journal collections.

(8)Inspection of Hiroshima University Departmental Libraries.

[後略]

15. Presidency of Hiroshima University

[昭和25年4月15日／GHQ/SCAP文書CIE(D)01729⁽¹⁴⁾]

RESTRICTED

15 April 1950

T. H. McGrail / ch

Radio Tokyo 605

Dr. S. Morito, ex-Minister of Education;

Education

Mr. McGrail, Educationist (colleges), CIE;

Presidency of Hiroshima University

1. Dr. Morito announced that he had been designated president of Hiroshima National University, subject to diet approval, and solicited advice and suggestion concerning the responsibilities of the position apparently soon to be his.

2. Undersigned congratulated Dr. Morito and expressed confidence that a successful administration was in prospect for Hiroshima University. He also discussed broad problems involving entrance examination procedures, curriculum organization, maintenance of physical plant, and the work and function of the University Accreditation Association. He promised Dr. Morito all appropriate assistance in his new position.

RESTRICTED

16. Threatened Loss of Plan of Hiroshima University

[昭和25年9月21日／GHQ/SCAP文書CIE(C)03680⁽¹⁴⁾]

RESTRICTED

21 Sept 1950

W. C. Eells /jfk

CIE 605

Mr. J. Yamane, Dean of College of Fisheries and

Education

Animal Husbandry, Hiroshima University;

Mr. Tokoi, M/Ed

Dr. W. C. Eells, Educationist (Higher education)

Mr. Sugita, Interpreter, CIE

Threatened Loss of Plant of Hiroshima University

1. Dr. Yamane stated that on September 15 Mr. Stadway⁽¹⁴⁾ (?) head of the Economics

Section of Chugoku Civil Affairs Region, came to Fukuyama City to inspect the plant of the College of Fisheries with a view to use them as barracks for the National Rural Police. Dr. Yamane stated that Mr. Stadway has recommended that 90% or more of the plant be taken over for police purposes.

2. The following information concerning this plant was furnished by Dr. Yamane. It consists of 25 or 30 buildings designed and built by the American Forces in 1947, but never occupied by them. It was occupied by British Forces until the end of 1948. Three Americans then had charge as caretaker until November 4, 1949. On this date it was released by the 8th Army to the Japanese Government (Finance Ministry) with the written condition attached to the release that it could be used "for university establishment". This agreement is in the branch office of the Finance Ministry at Hiroshima. Mr. Yamane agreed to telegraph at once for a certified copy of it. On June 4, 1950 the university received an official document from the Ministry of Finance authorizing temporary use of the buildings for university purposes. This appears to be the same form of document under which some 30 other universities now occupied "temporary" quarters in ^(政府)overnment buildings. Since June 4 the university has spent ¥100,000 for removal of its equipment to the new site, over ¥200,000 for telephones, water works, replacement of tile destroyed by typhoon, etc. In addition more than ¥2,000,000 of funds raised locally in the prefecture for the purpose have been spent for renovation of buildings in adaptation to the university use.

3. Mr. Yamane came to Tokyo to discuss the situation with Ministry officials but at their suggestion, reported here to the undersigned. President Morito of the University has been in Tokyo but is temporarily absent in Shiga Prefecture. He will return in a day or two to discuss the situation further. Meanwhile Dr. Yamane, with the approval of the President, is doing what he can. Assistance of CIE was requested. Undersigned promised to report the facts immediately to the Chief of Division.

RESTRICTED

17. Adjustment of Claims on Fukuyama Plant of Hiroshima University

[昭和25年9月29日／GHQ/SCAP文書CIE(C)03688⁽¹⁴⁾]

RESTRICTED

29 Sept. 1950

W. C. Eells/fjk

CIE605

Dr. Fujiwara and Professor Takeda, Hiroshima University Education

W. C. Eells, Educationist (Higher Education) CIE

Adjustment of Claims on Fukuyama plant of Hiroshima University

1. Dr. Fujiwara reported that President Morito and Governor Kusunose had had conferences with relation to possible adjustment of the rival claims of the University and the National Rural Police for the use of the property at Fukuyama City. Dr. Fujiwara had a telegram from President Morito authorizing him to remain in Tokyo and to make an agreed upon adjustment if it met with the agreement with Tokyo authorities.

2. Dr. Fujiwara indicated that the rival claimants had agreed to a division of the property by which the University would receive the western portion and the Rural Police the eastern portion. Dr. Fujiwara this morning has taken up the matter with Mr. Kennoki of M/Ed and with General Shepard of CA, and both expressed their agreement with this plan. General Shepard was reported to have telephoned necessary instructions to the appropriate Japanese authorities. Dr. Fujiwara stated that he was very happy to have been able to make an adjustment that seemed to be satisfactory to all concerned.

RESTRICTED

18.〔広島市〕復興審議会大学その他学校関係位置決定小委員会報告

〔昭和21年6月／「復興審議会一件」⁽¹⁸⁾〕

大学其他学校関係位置決定小委員会報告

本会議ニ於ケル各委員ノ意見ヲ尊重シ大体小委員会ニ於ケル意見ノ交換ヲ行ヒタル後各学校当局者ノ来集ヲ求めタルニ会合セルモノ文理大、高等学校、工業専門学校、及県立医学専門学校、ニシテ懇談ノ結果

文理大学ハ将来広島市文化中心施設トシテ西練兵場西側川岸ニ置クコト

高等学校ハ現在位置ニテ適當ニ敷地ヲ拡張セラルルナラバ最モ希望セラルル様子ナレ共学校特ニ高等学校生活ハ大学卒業後ノ人格陶冶ニ重大ナル関係ヲ有スルモノナルノ見地ヨリ東練兵場北側ノ山ヲ取り入レタル敷地ヲ取ルコトヲ適當ト認メタリ

工業専門学校ハ授業ノ性質上工場ト直接関係ヲ有スル面大ナルニ考ヘ観音三菱造船所附近ノ適當ナル敷地ヲ考慮セン

県立医専ハ特ニ広島市〔編注1〕用してに復興主^ニ市民ノ保健衛生ノ為協力セントノ意見ヲ有シ病院ヲ有スル地域ヲ希望シ、日本赤十字病院附近ニ決定セラレコトヲ望ムモノナリ

市立工業専門学校ノ位置ニツキテハ現在第一工業学校内ニ併置セラルル^ニ為^ルセマク此際是非敷地ノ考慮ヲ望^{メル}マ^ルモ現在ノ敷地附近ニテ将来工業地域タル可キ地附近ニ求めルヲ適當ト認ムルモノナリ

〔編注1〕「に」は加筆。

19. 広島総合大学設定期成同盟会の委員委嘱及び結成案内*

[昭和23年1月1日／「広島総合大学設立一件」⁽¹⁵⁾]

昭和二十三年一月一日

広島総合大学設定期成同盟会長 小谷 伝一

殿

謹啓 時下酷寒の候尊台に於せられては益々御隆盛大慶至極に存じ上げます。

さて、広島総合大学設立については多年当県の要望するところでありまして、種々の関係上未だその実現に到らなかったことは、まことに遺憾とするところであります。偶々学制改革のため今回中国に一校の総合大学設立の計画あるやに聞及んだのであります。依って当方に於ては再三中央に対し夫々強力なる設立運動を展開いたしましたのでありますが、不図隣県岡山に於て同様の猛運動が起り楽観を許さない状況に立至りました。

茲に於て当県としては尚一段の努力を要する事となりましたので挙県一致之が設立を期するため期成同盟会を組織し貴下を委員に委嘱いたし御力添えを願ふことになりました。何卒御受諾御協力賜りますやう冀望いたします。

就きましては、来る十六日午後一時より協議会を開き御高見を拝聴いたしたいと存じますから、御多忙中恐入りますが広島県庁内県会事務局迄御来駕下されたく此段右御通知旁々御案内申し上げます。

[原文縦書]

20. 広島総合大学設定期成同盟会趣意書※

[昭和23年1月／「広島総合大学設立一件」⁽¹⁵⁾]

『広島大学二十五年史 通史』35頁所収。

21. 総合大学設置促進学生連盟の陳情書*

[昭和23年1月21日／『広島県史 近代現代資料編Ⅲ』952～954頁]

国立広島総合大学設置に関する陳情書

世紀の華と呼ばれた原子爆弾による広島壊滅は我々に大きな教訓を齎して呉れました。それは単に広島だけではなく日本が新しい転換をする一大動機を作ったのであります。即ち最も恐るべき兵器の破壊が最も願わしい世界平和の希望を齎したのであります。そして広島 of 茫漠たる廢墟の中から如何に民主・文化の華が咲くかは一に国立広島総合大学の建設にかゝって居るのであります。それは我々広島 of 青年学生の一つ of 世界的大事業として我々を勇気づけてくれると共に大なる希望を与えてくれるもの

です。罹災直後より我々学生は学問への情熱を以て幾多の難関を突破して勉強して参りました。其の間施設内容にも不足を感じましたが、全国に率先復興運動に身を挺し、街頭にも進出し施設内容の充実に全力を注ぎ現在授業に差支えない状況となりました。

その情熱を駆って我々学生はうって一丸となり、総合大学実現に全力をあげて居ります。然しこれは単に感情に端を發したものではありません。

それには (一) 教授陣及び研究諸施設の完備 (二) 中・四国に於ける政治・交通・文化の中心であり (三) 平和発祥地たること等があげられます。

文化の香り高い都市として世界に再現することを期待せる各国の輿望にも応え得る第一歩だと信じます。以上の如く祖国再建の原動力となるべき重責を感じるが故に我々学生全員こぞって国立総合大学広島設置の件を陳情致します。

昭和二十三年一月二十一日

国立広島総合大学設置促進学生連盟

加盟校代表

広島文理科大学代表

越智英二 東岸克好 本家正章
信井正行 相野田悟

広島県立医科大学代表

大木要 太田公養 浅野弘
徳岡昭治 細馬静昭

広島高等学校代表

大久保正彦 河野博式 波脇行義
森田福一 守田三郎

広島高等師範学校代表

近藤郁隆 森晃 奥村典教
浮田典 有野博文

広島工業専門学校代表

佐伯達男 菊田泰碩 槇尾憲之
木村一男 宮中孝夫

広島市立工業専門学校代表

青井昭三 島田真之 小清水登
金谷和久 前田則之

広島青年師範学校代表

倉田久士 井上正規 松本精二
藤川清二 中村寛悟

広島女子高等師範学校代表

岡千賀子 赤司衣子 奥田泰子
宮本淳子 加茂淑子
広島女子専門学校代表
富永万千代 清木静枝 竹西寛子
長尾玲子 原千草

[原文縦書]

22. 夜間部設置についての声明書※

[昭和23年11月／「国立広島総合大学設立推進本部事務局
庶務関係書類綴 昭和二十三年度」⁽¹⁵⁾]
『広島大学二十五年史 通史編』572頁所収。

23. 夜間学部設置についての陳情書※

[昭和23年12月／「国立広島総合大学設立推進本部事務局
庶務関係書類綴 昭和二十三年度」⁽¹⁵⁾]
『広島大学二十五年史 通史編』573頁所収。

24. 国立総合大学広島設置計画書※

[昭和23年⁽¹⁵⁾]
『広島大学二十五年史 通史編』525～551頁所収。

25. 県民への寄附依頼状*

[昭和24年1月／「稟議綴 (No 63)」⁽¹⁵⁾]

謹啓 時下厳冬の候益々御清穆の段慶賀申し上げます。
陳者挙県待望の国立広島総合大学の設置に就きましては御蔭を以て極めて順調なる進展を致して参りました誠に御同慶に堪えない次第であります
以下その経過並に構想及経費の概要を申述べまして此の際一層の御援助を御願い申上げる次第であります
抑々国立広島総合大学の設置につきましては既に戦前国の方針として計画されていたとも仄聞していますそれが開戦と共に一時立消えになったのでありますが県としては終戦以来更に新たなる構想の下に真に民主日本を象徴する典型的な国立広島総合大学

を設立し理想的な文化県を建設せんとする計画をたて幸に二百万県民をあげての御賛同を得たのであります

依つて昨年初頭県政の将来にとって着目すべき重要事項として之を発表すると共に八月には一応原案を得之に屢次の検討を加え十月中旬に文部省に申請書を提出したのであります其後広島総合大学促進委員会を設置し更に十二月末にはこれを拡充強化して国立広島総合大学設立推進本部同設定期成同盟会を結成し専念之に当ることになりました越えて本年三月に入りまして東京に設立在京促進会大阪に設定期成同盟会近畿支部を設け中央との連絡に万全を期する等の策を講じて参りました

其の後CIEイールス博士バル博士森戸前文相衆議院文教委員等の視察に引続き更に軍政部方面から旧軍用施設等の総合大学への転用方につき又医科大学の総合大学への包摂方につき好意ある勧告等があり前途に赫々たる光明を認めて進展して参ったのであります

文部省への申請書も其の後再三更正整備し最後案として提出したものが目下大学設置委員会に於て審議されているのであります文部当局としましても此の典型的な広島総合大学の設立には非常な好意を以て善処方を約されているのであります

其の構想の概要を述べれば政経、文、理、工、医、水畜産、教育の七学部と一教養部を以て組織しその中呉市に医学部を福山市に水畜産学部と教育学部の一部をそして三原市にも教育学部の一部を設置する如く多少地理的には分散していますがあくまで本県の産業経済文化と直結した大学として育てたいと念願しています

かくして七学部と一教養部の完成の暁には教職員二五〇〇名学生数五一〇〇名と言うその構想及び内容に於て全国有数の大学となるだろうと折紙をつけられている次第であります

もとよりかかる大学の創設には相当多額の経費を要することは勿論であります但し本県教育百年の大計の爲め此の際万難を排しても是非実現せねばならぬと信ずるのであります

もとゝゝ国立大学であります以上当然国家に於てその創立の経費（經常費は国家が負担する）を負担すべきであります但し敗戦日本の財政の現状よりしては到底その力なく創立費は従来の例にならない悉く県民の負担に於て寄附することに相成っているのであります

大学設立の総経費は約四億五千万円でありますがこの中土地建物等県有現物寄附見積額が約一億円ありますので現金による寄附額は三億五千万円となります

更に将来優秀な学徒に対しては如何に家庭は貧しくとも本大学に勉学し得るよう二千万円の育英奨学資金を積立てこれを貸付ける途を講ずることとなりましたのでこれを加えて所要総額は三億七千万円となりますがこの中県立医科大学の整備充実等引続き当然県費で支弁すべき経費もありますので一般募金額は約三億円となります之を五ヶ

年間継続事業とし本年度は取り敢えず六千百万円（県内五千万円県外五百万円学校側六百万円）の募金を予定している次第であります

本県は御承知の如く広島呉福山三市共戦災により破壊せられ其他の都市農村の経済も亦不振の折柄かかる多額の創立費の醸出は県民にとっては真に血涙を絞るの思が致しますが本県教育百年の大計のためひいては平和日本再建の礎石としての教育振興のため何卒趣旨に御賛同下さいまして格段の御援助の程切に懇願致す次第であります

敬具

昭和二十四年一月

国立広島総合大学設立推進本部長
広島県知事 楠瀬常猪
国立広島総合大学設定期成同盟会長
広島県会議長 小谷伝一

殿

[原文縦書]

26. 広島大学長選考経緯

[編注¹⁾]
[昭和23年11月28日～昭和24年5月24日／森戸文書]

[封筒表]

「初代学長選任事情／工学記録によるものにつき／工学に偏したところ多し」

[封筒裏]

「広島市千田町三丁目／広島大学工学部／電話④一一六一番」

広島大学長選考経緯

二三・一一・二八 佐藤視学官私信

ぼつ、学長候補を考へおかれたし

二三・一二・一五 広島総合大学設立推進本部事務局長手紙

文部省当局から、非公式乍ら、天下一流の人材を早々内定し、参加諸学長連名にて申出ありたし、との注言があった、との知らせ

二三・一二・二一 工専校内協議

大物輸入説圧倒的

二三・一二・二五 文理大三村教授来談

大物説

二四・一・一一 参加学校長協議

一校二人宛の世話人を出し、この世話人会に於て立案して貰う

二四・一・二九 世話人会（工専 ^{〔鈴木金一〕} ^{〔高井英明〕} 鈴木、高井）

その決定

- (1)各学校二名宛の委員を出す
- (2)各学校から学長候補五名以下を选考
- (3)各学校から持寄った候補者全員につき(1)の委員が予選して候補者数をしぼる、
- (4)右数名の候補者につき参加学校教官投票
- (5)得票数多きもの数名を文部省に申達
- (6)得票数は洩らさぬこと

その他

二四・二・四 工専各学科から候補者推薦

二四・二・八 工専内協議

その決定 瀬藤、喜多、鉛、安倍〔安倍能成カ〕、寺沢

二四・二・九 予選委員会〔工専〕 (工学部〔中江太郎〕 中江、鈴木〔鈴木金一〕)

持寄候補名

文理大	<small>〔長田新〕</small> 長田、 <small>〔末川博〕</small> 末川、寺沢、清水、 <small>〔恒藤恭〕</small> 恒藤
高師	<small>〔森戸辰明〕</small> 長田
女高師	<small>〔森戸辰明〕</small> 森戸、安倍、長田、古賀
師	森戸、安倍、長田、天野 <small>〔羽田亨〕</small>
青師	森戸、長田、藤原、羽田、恒藤
高校	森戸、末川、天野 <small>〔天野貞祐カ〕</small> 、羽田、恒藤
工専	瀬藤、喜多、鉛、加茂、安倍
市工専	森戸、末川、高木貞治、恒藤、安倍
県出身先輩	<small>〔永井潜〕</small> 永井、 <small>〔大内兵衛カ〕</small> 大内、佐藤寛治、羽田、恒藤、和田

以上二〇名につき検討、森戸、古賀、藤原、高木、大内、佐藤、喜多、鉛、加茂、和田の九氏を削除

残る十二名につき全教官〔編注2〕二人乃至五人を連記投票することとなる、

二四・二・一〇 投票

二四・二・一二 開票

その結果

○長田	一六九
○安倍	一四八
○羽田	一三五
○永井潜	一二六
○末川	一二四
○恒藤	一一四
天野	八九

瀬藤 七一
大内 七一
寺沢 七〇
鉛 四一
清水 三五

○印六名を文部省に申達

但し点数は書かぬこと

万一〇印六名中に適格者なき場合は次点者六名をも参考にせられたき旨文部省に申入る

使者 ^{〔内藤実〕}〔阿部余四男〕
内藤、阿部

二四・二・一四 内藤、阿部二氏広島発上京

二四・三・二七 得票数漏洩問題

朝日新聞に、長田氏最高点云々の記事が出る、

二四・三・三〇 佐藤視学官、永井、藤原、中江会同 ^{〔藤原武夫〕}

その席での佐藤視学官談

文部省としては羽田博士を希望、劍木次長交渉に行ったが、未だ確答を得ていない、この上は大臣が勧請に行くか、それとも母体学校長大挙して懇請に行くか、何れかの方法を取られたし、

彼是れ協議の結果

関係学校長全員羽田氏へ懇請に赴くこと

筆頭学校長なる長田氏へは本省が話すこと（長田氏は三月三十一日の会議に出席予定につき）

他の学校長には藤原、中江帰広して伝えること

二四・三・三一 本省長田氏に召電を發す

この日本省に催された大学責任者会議に長田氏出席せざりしたため、本省召電を發した、

長田氏着京の上本省より羽田氏懇請に赴く様諫告して貰うこと、し、他の学校長、県知事、副議長等は広島より、長田氏は東京より、四月九日京都駅に参集、大挙羽田氏訪問と一決、

二四・四・八 学校長会同

藤原氏より、劍木次長長田氏に対し羽田氏懇請に行かれたき旨伝達したところ、長田氏之れを拒否したため、全員一致羽田氏訪問の手筈狂いたる旨報告あり、九日羽田氏訪問のこと延期となる、

二四・四・一一 推進本部藤原事務局長より來電

ハネダ ヲサダ ノケンナカッタコトニスルコト

- 二四・四・一四 藤原、野尻、^{〔広幸亮三〕}広幸、中江会談
 長田氏を学長に、という陳情書が本省に提出されおることは、三月二十七日の朝日新聞の記事と等しく協定破り、
 文部次官長田氏反対の陳情書を出して欲しいとの意向のよし、
- 二四・四・二〇 ^{〔中原与茂九郎〕}中原氏上京
 長田氏以上の大物を希望の旨の陳情書携行、本省に陳情のための上京
- 二四・五・一六 長田氏に候補辞退勧告
 本省に關係学校長参集
^{〔日高第四郎〕}日高局長より長田氏に辞退を勧告、長田氏応ぜず、^{〔辻幸三郎〕}辻氏は長田氏支持、岡本氏態度保留、他の全員長田氏に反対の旨開陳
- 二四・五・一六 ^七長田氏に重ねて勧告その他
 再び本省に参集、局長より、重ねて勧告^せあ^せしも応ぜざるにより、森戸氏適任と思う旨伝達あり、長田、辻、岡本三氏を除く全員翌日森戸氏訪問に決した、
 この夜、大内兵衛氏の意見を求めたところ、大内氏も森戸氏に賛成、自らも森戸氏に勧請すべし、と確言、
- 二四・五・一八 森戸氏訪問懇請
 三人を除く全員森戸氏に懇請、
 ついで参議院に山田節男氏を訪問
 更に衆議院に浅沼稻次郎氏に森戸氏譲渡方懇請
- 二四・五・二二 有志者協議
^{〔渡辺鼎〕}参会者、三村、阿部、渡辺、藤原、^{〔斯波六郎〕}斯波、内藤、^{〔勝盛豊一〕}勝盛、中江
 三村、阿部、渡辺、斯波四氏が長田氏に候補辞退方勧告することとなる、
- 二四・五・二四 長田氏問題
 三村氏等四氏、二三日長田氏に勧告、長田氏候補辞退を言明した、との報告あり、

[原文縦書]

[編注] 人物が特定可能な人物についてはその氏名を〔 〕内に示した。

[編注1] 原史料の成立年月日は未詳のため、原史料が対象としている期間を示した。

[編注2] 「二人乃至五人を連記」は加筆。

第2節 広島大学の開学

27. 国立広島総合大学設置要項

[昭和23年7月25日／「国立広島総合大学設置申請書」上⁽²⁾]

一、目的及使命

大学教育の目的は、学校教育法第五十二条に基き學術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させるにあるが、国立広島総合大学は、其の文化的水準の高さと、施設内容の充実度、地域環境の優秀性、更にまた国際的意義等よりみて、最も理想的総合大学の資質を保有しているので其の資質を有機的、総合的に發揮せしめ大学教育の目的貫遂をもって、これが使命とする。

二、名称

(国立) 広島大学

三、位置 (医学部 呉市) (女子部 広島市) 別に申請するところによる以下同じ)

区 分	位 置
大学本部 中央図書館 政経学部 文学部 理学部	広島市

区 分	位 置
工学部 教育学部 広島教場 教養部	広島市

区 分	位 置
水畜産学部 教育学部 福山教場	福山市
教育学部 三原教場	三原市

四、校地坪数調

区 分	現 有	拡張計画	計	備 考
大学本部	23,240	16,760	40,000	中央図書館、文学部、理学部共用
中央図書館	—	—	—	大学本部共用
政経学部	—	37,800	37,800	
文学部	—	—	—	大学本部共用
理学部	—	—	—	同右

工 学 部	17,130	17,370	34,500	
水畜産学部	(45,000)	279,796	279,796	一部教育学部共用
教育学部	29,925	49,575	79,500	一部政経学部及水畜産学部共用
教 養 部	21,000	20,160	41,160	
計	91,295	421,461	512,756	

五、校舎等建物坪数調

区 分	現 有	拡張計画	計	備 考
大 学 本 部	348	202	550	
中央図書館	—	700	700	
政 経 学 部	—	1,440	1,440	
文 学 部	—	2,400	2,400	
理 学 部	3,100	—	3,100	
工 学 部	4,500	3,750	8,250	
水畜産学部	(3,440)	3,440	3,440	
教 育 学 部				
広島教場	5,400	5,040	10,440	
三原教場	4,440	—	4,440	
福山教場	—	5,000	5,000	
教 養 部	1,850	2,780	4,630	
計	19,638	24,752	44,390	

備考

広島総合大学設置については、軍政部方面から多大の関心と好意をよせられて居るが、最近元江田島海軍兵学校建築物施設、元大津野海軍兵舎が、将来返還される場合は、これ等を総合大学の施設として使用するよう、別紙写の通り勧告があった。

⑤

昭和二十三年五月十八日
 広島財務局長
 広島県知事 宛

中国連絡調整事務局

占領軍の保有する財産の返還について
 頭書の件に就て広島軍政部五月十四日附五二三・〇九三号を以て左記申越があつ

たから通知する。

記

- 一、当軍政部は近き将来に於て広島県福山市外の現在の英連邦軍第六十五歩兵大隊司令部の工場及施設の全部が返還されるかも知れぬといふ事に関心をもつてゐる。
- 二、連合軍総司令部民間情報教育課は学校経営者教学官その他公立学校組織に於て必要なる行政係官に対する養成施設として此の工場及施設を使用したらどうかと考へてゐる。
該工場は一、二〇〇名の学生や教員団を住ませ給養し教育する施設を持つてゐる。
若しも総司令部によつて其の計画のために要望されないとすればそれは本県に大いに必要な新しい師範学校にする可能性が大にある。
- 三、それ故占領軍からの返還のあり次第本財産を教育行政係官に対する養成機関か或は師範教育かの教育目的用に係留して置くよう呉々も勧告する。

⑤

HMG T〇〇〇八

昭和二十三年六月八日

広島軍政部長代理

副官 ウイリヤム ベイカー少佐署名

大蔵省宛

(広島県呉渉外局長経由)

江田島元海軍兵学校施設将来の返還について

- 一、進駐軍が使用してゐる元海軍兵学校の施設並に進駐以来改善を加えられたる施設は何時になるかは未定であるが将来使用しなくなり又右施設が貴省へ返還せられるであろうと言ふ事を予想される。
- 二、其の際司令部としてはかゝる素晴らしい施設を国立総合大学の設立用として保留して置く事を勧告するものである。
最近現地を連合軍最高司令部の教育指導者が沢山訪れるが之等の人々はいかゝる国立総合大学は日本に於ける最も優れた施設を有する様にしたいと言ふ意見を持って居る。
当司令部としても右意見に心から同意するものである。

六、図書、標本、機械、器具等施設概要

種別 数量 金額	図 書		標 本	機 械	器 具	学 校 資 金		家 畜	合 計
	一般教養に 関するもの	専門教科に 関するもの				有価証券	現 金		
冊 306,850	冊 185,827		点 24,618	点 35,331	点 49,986			頭 484	
	冊 計 492,677								
金額	円 20,512,765	円 61,538,295	円 8,523,391	円 221,302,337	円 44,117,683	円 179,399	円 411,143	円 3,880,000	円 360,465,013

その他の施設

名 称	要 項
広島市浅野図書館蔵書	蔵書全部附属図書館として使用する
広島印刷株式会社	専属印刷所
プ ー ル	25米 3箇所
運 動 場	1、公認乙 6,750坪 2、 10,000坪 3、 5,000坪 4、 25,000坪 5、 8,000坪 外に総合運動場 30,000坪
大 型 船 舶	3
ボ ー ト 、 ヨ ッ ト	ボート3、ヨット1

七、学部、部における学科の組織並びに附属施設

学部及び部	学科の組織	附属施設	備考
政経学部	社会政治科 国際経済科		
文学部	哲学科 史学科 文学科	寄宿舎	将来成るべく早く 太平洋文化研究所 応用物理研究所 学校工場
理学部	数学科 物理学科 化学科 生物学科 地学科	理論物理学研究所 臨海生物学研究所 寄宿舎	工業博物館 教育研究所 産業研究所 を設ける
工学部	機械工学科 電気工学科 工業化学科 醃酵工学科 船舶工学科 土木工学科 工業経営学科 応用理学科	寄宿舎	
水畜産学部	漁業学科 水産生物学科 有畜農業学科	水産研究所3 畜産研究所3 附属農場 練習船	
教育学部	教育学科 心理学科 教員養成部門 4年制 教員養成学科	附属高等学校 附属中学校 附属小学校 附属幼稚園 寄宿舎 附属農場	

教 養 部	家 政 科 体 育 科 音 楽 科 農 業 科	寄 宿 舎
	2 年 制 (中 学 校、小 学 校 教 員 養 成) 全 科 家 政 科 農 業 科 人 文 科 学 社 会 科 学 自 然 科 学 体 育 目 副 科 目	

八、学部、部に於ける学科講座単位概要

学 部	学 科	専 門 科 目 又 は 講 座	講 座 又 は 科 目 数	単 位 数		備 考
				必 須	選 択	
政 経 学 部	社 会 政 治 科		8	84	20	
	国 際 経 済 科		7	78	20	
文 学 部	哲 学 科	哲 学	2	62	18	
		中 国 哲 学	2	66	14	
		倫 理 学	2	62	18	
	史 学 科	国 史 学	2	72	8	
		東 洋 史 学	2	72	8	
		西 洋 史 学	2	72	8	
		地 理 学	2	74	6	
	文 学 科					

第1章 広島大学の成立

		国語学国文学	3	74	6	
		中国文学	2	74	6	
		英語学英文学	3	80	0	
		独逸文学	1	75	5	
		仏文学	1	80	0	
		言語学	1	80	0	
理学部						
	数学科		5	89	3	
	物理学科		6	91	20	
	化学科		6	80	4	
	生物学科					
		動物学	3	84	0	
		植物学	3	85	0	
	地学科		3	84	0	
工学部						
	機械工学科		5	120	75	
	電気工学科		4	70	35	
	工業化学科		4	64	54	
	醗酵工学科		3	78	41	
	船舶工学科		3	79	28	
	土木工学科		5	78	30	
	工業経営学科		3	75	18	
水畜産学部						
	漁業学科		4	94.0	20	
	水産生物学科		4	98.0	20	
	有畜農業学科		6	88.5	35	
教育学部						
	教育学科		3	80	4	
	心理学科		2	74	6	
	教員養成部門 4年制					
	教員養成学科	教職課程	26	54	80	専門教養は学部の 単位の取りかたによる
		各科指導法	11			
	家政科		7	100	33	
		第一家政学		10	3	

		第二児童科学	}	30	10		
		第三児童文化					
		第四栄養学					
		第五食品学					
		第六被服科学					
		第七被服文化					
	体 育 科					4	男31
	音 楽 科		4	女36	19		
	農 業 科	専門科目は水畜 産学部にて履修			〔19カ〕 17		
	2 年 制						
	全 学 科		41	42	20		
	家 政 科		4	23	21	外に共通科目4単位	
	農 業 科		4	29	19	外に共通科目4単位	
教 養 部	人 文 科 学			19	93		
	社 会 科 学			5	20		
	自 然 科 学			16	56		
	体 育			3	4		

九、履修方法及び学位授与概要

各学部とも、最初一年半を教養部において履修せしめる。但し都合により第二年目に於ける所定単位数の残余は専門各学部にて履修せしめる。猶この期間中と雖も必要に応じ、適宜専門課程又は教科を加味することがある。

教育学部二年制にありては、一般教養課程を当該部に於て履修せしめる。

各学部にて、それぞれ必修単位、選択単位を設け、所定単位数を獲得し、且つ卒業論文又は卒業計画に合格した者に対し、課程修了認定を与え、学士と称することを得しめる。

大学院にて、学士試験に合格した者に対しては、その学部特定の学士号を授与する。学位授与に関しては、大学院教授会に提出された論文其の他研究物等に就いて、教授会が審査決定する。

第1章 広島大学の成立

十、職員組織概要

区 分	長	教 職 員						事 務 官			技 官		雇員	備人	合計	備考	
		教授		助教授		助手	小計	講師	1級	2級	3級	2級					3級
		1級	2級	2級	3級												
本 部	1	—	—	—	—	1	—	1	4	23	1	4	54	30	118		
中央図書館	(1)	—	—	—	—	—	—	—	1	6	—	—	27	23	57		
政経学部	(1)	4	11	11	1	27	3	—	1	3	—	—	30	34	98		
文学部	(1)	13	12	21	5	51	6	—	1	7	—	—	70	60	195		
理学部	(1)	13	13	26	14	66	9	—	1	7	—	—	75	65	223		
工学部	(1)	8	21	31	14	74	10	—	1	8	—	2	130	90	315		
水畜産学部	(1)	4	10	17	7	38	6	—	1	5	—	4	60	90	204		
教育学部	(3)	17	53	62	18	150	17	—	3	27	—	—	145	175	517		
教養部	1	12	34	25	6	78	9	—	1	14	—	—	50	40	192		
計	2	71	154	193	65	485	60	1	14	100	1	10	641	607	1,919		

従来学校予算定員調

区 分	学生定員	教 職 員						事 務 官			技官 3級	嘱託	雇員	備人	計	
		長	教授		助教授		助手 3級	小計	講師	2級						3級
			1級	2級	2級	3級										
広島文理科大学	128	1	18	18	27	—	28	92	15	2	18	1	25	64	94	311
広島高等師範学校	445	(1)	—	70	—	17	5	92	9	—	12	—	8	36	36	193
広島工業専門学校	190	1	1	28	—	15	—	45	8	1	10	—	5	29	42	140
広島女子高等師範学校	120	1	1	23	—	12	—	37	10	1	14	—	10	30	32	134
広島師範学校	440	1	1	39	9	28	—	78	6	1	15	—	23	40	81	244
広島青年師範学校	120	1	—	12	—	6	—	19	2	—	6	—	4	14	19	64
広島高等学校	240	1	—	32	—	6	—	39	1	1	9	—	6	22	32	110
計	1,683	6	21	222	36	84	33	402	51	6	84	1	81	235	336	1,196

十一、学部、部に於ける学科別学生定員

学 部	学 科	学 生 定 員	
		1 年	計
政 経 学 部		80	320
	社会政治科	40	160
	国際経済科	40	160
文 学 部		100	400
	哲 学 科	20	80
	史 学 科	30	120
理 学 部	文 学 科	50	200
		75	300
	数 学 科	20	80
	物 理 学 科	15	60
	化 学 科	15	60
	生 物 学 科	15	60
	地 学 科	10	40
工 学 部		230	920
	機 械 工 学 科	40	160
	電 気 工 学 科	30	120
	工 業 化 学 科	30	120
	醗 酵 工 学 科	30	120
	船 舶 工 学 科	30	120
	土 木 工 学 科	40	160
	工 業 経 営 学 科	30	120
	応 用 理 学 科		
	水 畜 産 学 部		60
漁 業 学 科		20	80
水 産 生 物 学 科		20	80
有 畜 農 業 学 科		20	80
教 育 学 部		4 年制 430	1,720
		2 年制 480	960
	教 育 学 科	15	60
	心 理 学 科	15	60

第1章 広島大学の成立

(医学部) 教養部	4年制			
	教員養成学科	250	1,000	
	家政科	50	200	
	体育科	40	160	
	音楽科	30	120	
	農業科	30	120	
	2年制			
	全学科	400	800	
	家政学科	40	80	
	農業科	40	80	
	(医学部)	40	240	
	計	1,015		
		4年制 1,015	4,140	
		2年制 480	960	

十二、大学開設の時期

国立広島総合大学開設の時期は昭和二十四年四月一日とする。

十三、新制大学総経費調査

区分	総額			各年度増減額					備考
	員数	単価	金額	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
教育文化費			128,265,695	45,769,825	43,569,570	23,770,170	15,438,130	△ 282,000	
官吏給			19,410,700	6,892,200	6,984,700	3,755,400	1,778,400		
教官			15,962,700	4,777,700	6,171,400	3,419,300	1,594,300		
1級	73	42,600	3,109,800	1,150,200	1,107,600	596,400	255,600		
2級	347	33,200	11,520,400	12,320,000	4,448,800	2,556,400	1,195,200		
3級	65	20,500	1,332,500	307,500	615,000	266,500	143,500		
事務官			3,177,300	1,984,200	719,700	289,300	184,100		
1級	1	44,700	44,700	44,700					
2級	14	35,900	502,600	466,700	35,900				
3級	100	26,300	2,630,000	1,472,800	683,800	289,300	184,100		
技官			270,700	130,300	93,600	46,800			
2級	1	36,700	36,700	36,700					

第2節 広島大学の開学

3	級	10	23,400	23,400	93,600	93,600	46,800		
	給料			18,548,900	4,938,900	7,065,800	4,373,400	2,170,800	
	臨時職員								
	講師	60	25,200	1,512,000	378,000	554,400	428,400	151,200	
	雇員	641	13,700	8,781,700	2,534,500	3,315,400	2,000,200	931,600	
	備人	607	13,600	8,255,200	2,026,400	3,196,000	1,944,800	1,088,000	
	手当及給与金			51,922,455	16,961,625	18,098,420	9,191,520	7,670,880	
	勤務地手当			11,345,055	3,481,935	4,160,070	2,485,170	1,217,880	
	臨時職員								
	講師			1,700,000	300,000	725,000	450,000	225,000	
	被服手当			285,390	75,690	109,350	64,350	36,000	
	雑手当								
	給費主手当	2,680	14,400	38,592,000	13,104,000	13,104,000	6,192,000		
	交際費			50,000	50,000				
	庁費			6,243,600	2,406,800	2,344,200	1,133,400	467,200	△ 108,000
	旅費			1,772,400	633,800	642,600	343,800	163,200	
	研究費			15,942,650	4,753,500	6,129,450	3,418,850	1,640,850	
	学生経費			6,513,600	1,938,000	1,938,000	1,318,800	1,318,800	
	寄宿舎費			630,000	177,000	177,000	138,000	138,000	
	自動車維持費			430,000	360,000	70,000			
	建物維持費			2,663,400	2,421,000	83,400	81,000	78,000	
	学生設備費				174,000				△ 174,000
	地方教育費			88,000	24,000	36,000	16,000	12,000	
	船舶維持費			450,000	450,000				
	図書購入費			3,000,000	3,000,000				
	蔵書維持費			600,000	600,000				
	行政共通費			7,838,472	2,356,377	2,927,535	1,711,116	843,444	
	家族手当			518,300	1,528,200	1,944,000	1,142,100	567,000	
	超過勤務手当			2,657,172	828,177	983,535	569,016	276,444	
	合計			136,104,167	48,126,202	46,497,105	25,481,286	16,281,574	△ 282,000
	大学本部			3,960,923	2,636,889	675,594	412,066	256,374	△ 20,000
	中央図書館			5,342,408	5,353,408	△ 111,000			
	政経学部			4,539,297	784,580	2,152,959	1,293,294	416,464	△ 108,000
	文学部			8,489,077	595,880	3,967,533	2,559,770	1,365,894	

第1章 広島大学の成立

理 学 部	11,602,303	878,380	5,282,380	3,454,911	1,985,632	
工 学 部	15,824,921	1,361,980	7,134,425	4,954,593	2,372,923	
水 畜 産 学 部	8,801,220	1,434,315	4,043,947	2,262,576	1,214,482	△ 154,000
教 育 学 部	66,543,983	23,980,835	23,350,267	10,544,076	8,668,805	
広 島 教 場	35,566,301	10,654,336	12,317,078	6,841,538	5,753,349	
三 原 教 場	10,952,063	6,016,256	4,935,807			
福 山 教 場	20,025,619	7,310,243	6,097,382	3,702,538	2,915,456	
教 養 部	11,100,035	11,100,035				
内 支 取 入 金 弁	4,781,000	1,305,000	1,412,000	1,032,000	1,032,000	
授 業 料	3,924,000	981,000	981,000	981,000	981,000	
入 学 料	109,000	109,000				
検 定 料	164,000	164,000				
寄 宿 料	204,000	51,000	51,000	51,000	51,000	
雑 収 入	380,000		380,000			
差 引 政 府 支 出 金	131,333,167	46,821,202	45,085,105	24,449,286	15,249,374	△ 282,000

臨時費

区 分	金 額	備 考
広島大学創設費	274,014,000	昭和二十三年度以降五ヶ年度に亘り支出する
創設事務費	10,500,000	
新 営 費	86,670,000	
補 修 費	135,298,000	
設 備 費	25,546,000	
買 収 費	16,000,000	
(医学部広病院)		
右経費の財源は広島県費（三分の一）並に一般寄附金（三分の二）による。		

施設

区 分	施設坪数		備 考
	敷 地	建 物	
国 有 財 産	175,300	13,995	元軍用施設管理換 寄付 } この見積価格 寄付 } 237,000,000円
広島県有財産	18,153	7,793	
其 の 他	99,891	70	
合 計	293,344	21,858	

臨時費経費支出年度割

区 分	総 費 額	支 出 年 度 割				
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
広島大学創設費	274,014,000	50,471,000	63,567,700	62,379,000	52,991,000	44,606,000
創設事務費	10,500,000	1,500,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	1,500,000
新 営 費	86,670,000	21,150,000	22,050,000	20,670,000	11,250,000	11,550,000
補 修 費	135,298,000	21,775,000	30,778,000	29,350,000	28,350,000	25,045,000
設 備 費	25,546,000	2,046,000	4,239,000	5,859,000	6,891,000	6,511,000
買 収 費 (医学部広病院)	16,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	

〔原文縦書〕

〔編 注〕『国立広島総合大学設置申請書正誤表』により底本の誤りを改めた。講座名等固有の名称を除き、各表における漢数字と桁区切りを示す「、」は、算用数字と「,」に改めた。

28. 国立広島総合大学に関する追申請書※

〔昭和23年7月25日⁽²⁾〕

『広島大学二十五年史 通史編』571～572頁所収。

29. 広島大学創設に関する経費概算

〔昭和23年8月31日⁽¹⁰⁾〕

〔表紙〕

「第二号／広島大学創設に関する経費概算」

昭和二十三年八月三十一日

広島県知事 楠瀬常猪
広島県会議長 小谷伝一

文部大臣 森戸辰男殿

国立広島総合大学創設費並所要施設負担に関する件

かねて申請中の国立広島総合大学創設の経費並に所要施設の負担に関し広島県議会は別紙写の議案を昭和二十三年八月三十日開催の議会に於て議決致しましたから申請通り国立広島総合大学を設立相成るよう重ねて要請致します。

議案第一項の創設費中県費負担外の金額は寄附金を以て負担することと致します。

議案第二項の七塚原種畜場は本県畜産行政の中核体として極めて重要な施設であるからこれが移管後の運営に就ては畜産業の進行に直接寄与し得るよう其の組織内容等は特別に考慮せられたくこれが具体的措置は別途貴省と本県と協議致したいと思ひます。

議案写（関係分抜萃）

追臨県第四号議案

予算外義務負担について

国立広島総合大学設立に関し本県に於て左の範囲内に於て負担をするものとする。

記

- 一、国立広島総合大学（大学本部、政経学部、文学部、理学部、工学部、水畜産学部、教育学部、医学部、教養部、中央図書館、をもって組織する）創設費として参億四仟拾六万五仟円（大学設置に伴ふ県立工業高等学校移転設置費等を含む）の内壹億仟参百参拾八万八千円を昭和三十二年より昭和三十七年度までの間に於て負担するものとする。
- 二、前号の外広島総合大学創設に必要な左の県有財産を国に対し寄付するものとする

記

設 備 名	土 地	建 物	備 品 そ の 他
広島県立工業高等学校	七、四〇〇坪	二、〇〇〇坪	—
同 七塚原種畜場	—	一、七五一	一、一七五点
同 広島医科大学	一〇、七五三	四、〇四二	七二、〇六八

- 三、県立医科大学を国立広島総合大学の医学部として開設せられるときはその経常費を三ヶ年間本県に於て引続き負担するものとする。

昭和二十三年八月二十九日提出

広島県知事 楠瀬常猪

参照

国立広島総合大学設立経費概要（含医学部）

一、所要経費総額	四五三、六九七、〇〇〇円	
内訳		
(1)現金寄付額	二七四、〇一四、〇〇〇円	
(イ)創立事務費	一〇、五〇〇、〇〇〇円	} 315,165,000
(ロ)新営費	八六、六七〇、〇〇〇円	
(ハ)補修費	一三五、二九八、〇〇〇円	
(ニ)設備費	二五、五四六、〇〇〇円	
(ホ)買収費	一六、〇〇〇、〇〇〇円	
(2)現物寄付見積額	一五四、六八三、〇〇〇円	} 340,165,000
(イ)民有地買収見積額	四一、一五一、〇〇〇円	
(ロ)県有土地建物等見積額	一一三、五三二、〇〇〇円	
(3)その他		
(イ)県立工業移転費	二五、〇〇〇、〇〇〇円	
二、右財源		
(1)県費	一一三、三八八、〇〇〇円	
(2)一般寄附金	二二六、七七七、〇〇〇円	
(3)県有土地建物等現物寄付	一一三、五三二、〇〇〇円	
計	四五三、六九七、〇〇〇円	

広島大学設立予算概要（医学部を含まず）

区 分	金 額	備 考
	円	
創 立 事 務 費	八、五〇〇、〇〇〇	
新 営 費	七七、〇二〇、〇〇〇	文部部、工学部、教養部、大学本部、中央図書館新営費
補 修 費	一二三、二二三、〇〇〇	文学部を除く全学部並に大学本部補修を要す
設 備 費	二一、五二七、〇〇〇	全学部（以上別表参照）
小 計	二三〇、二七〇、〇〇〇	
県有財産寄附見積	四三、五七七、〇〇〇	七塚原種畜場、県立工業敷地建物（別表参照）
民有地買収費	四一、一五一、〇〇〇	〔文理大、官工専、広島隣接地一九四九一坪 右の内、六二二五坪の移転料二四、九〇〇、〇〇〇円を含む〕 其他
合 計	三一四、九九八、〇〇〇	

第1章 広島大学の成立

右財源

{	県費並一般寄附金	二七一、四二一、〇〇〇円
	県有財産寄附見積額	四三、五七七、〇〇〇円

広島大学医学部設立予算概要

区 分	金 額	備 考
	円	
創 立 事 務 費	二、〇〇〇、〇〇〇	附属広病院買収未払分
新 営 費	九、六五〇、〇〇〇	
補 修 費	一二、〇七五、〇〇〇	
設 備 費	四、〇一九、〇〇〇	
買 収 費	一六、〇〇〇、〇〇〇	
小 計	四三、七四四、〇〇〇	
県有財産寄附見積額	六九、九五五、〇〇〇	土地建物備品類一切（別表参照）
合 計	一一三、六九九、〇〇〇	

右財源

{	県費一並一般寄附金	四三、七四四、〇〇〇円
	県有財産寄付見積額	六九、九五五、〇〇〇円

予算総額

年度割内訳

区 分	総 額	昭和23年度	昭和24年度	昭和25年度	昭和26年度	昭和27年度
		円	円	円	円	円
創 設 事 務 費	8,500,000	1,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	1,500,000
新 営 費	77,020,000	175,000,000	18,050,000	18,670,000	11,250,000	11,550,000
補 修 費	123,223,000	17,420,000	27,058,000	26,850,000	26,850,000	25,045,000
設 備 費	21,527,000	37,000	3,229,000	5,359,000	6,391,000	6,511,000
計	230,270,000	35,957,000	50,337,000	52,879,000	46,491,000	44,606,000

医学部設立臨時費

年度割内訳

区 分	総 費	昭和23年度	昭和24年度	昭和25年度	昭和26年度
	円	円	円	円	円
創 設 事 務 費	2,000,000	500,000	500,000	500,000	50,000
新 営 費	9,650,000	3,650,000	4,000,000	2,000,000	-
補 修 費	12,075,000	4,355,000	3,720,000	2,500,000	1,500,000
買 収 費	16,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000
設 備 費	4,019,000	2,009,000	1,010,000	500,000	500,000
計	43,744,000	14,514,000	13,230,000	9,500,000	6,500,000

各学部所要経費年度割調

区 分	総 額	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	備 考
	円	円	円	円	円	円	
大学本部	1,432,000	100,000	248,000	1,020,000	32,000	32,000	
新営費	1,020,000	—	—	1,020,000	—	—	
補修費	348,000	100,000	248,000	—	—	—	
設備費	64,000	—	—	—	32,000	32,000	
政経学部	10,540,000	—	3,000,000	3,000,000	3,000,000	1,540,000	
補修費	5,040,000	—	1,500,000	1,500,000	1,500,000	540,000	
設備費	5,500,000	—	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,000,000	
文学部	25,000,000	—	6,000,000	6,000,000	6,500,000	6,500,000	
新営費	24,000,000	—	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	
設備費	1,000,000	—	—	—	500,000	500,000	
理学部	12,955,000	1,600,000	2,000,000	3,000,000	2,500,000	3,855,000	
補修費	10,955,000	1,600,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	3,355,000	
設備費	2,000,000	—	—	1,000,000	500,000	500,000	
工学部	48,250,000	5,950,000	10,300,000	11,300,000	10,900,000	9,800,000	
新営費	17,500,000	1,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,500,000	
補修費	29,250,000	4,950,000	6,300,000	6,500,000	6,500,000	5,000,000	
設備費	1,500,000	—	—	800,000	400,000	300,000	
水畜産学部							
福山教室	11,200,000	—	2,100,000	2,100,000	3,500,000	3,500,000	
補修費	5,250,000	—	1,500,000	1,500,000	1,500,000	750,000	
設備費	5,950,000	—	600,000	600,000	2,000,000	2,750,000	
同学部							
七塚原研究所	5,003,000	—	1,403,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	
補修費	2,550,000	—	750,000	600,000	600,000	600,000	
設備費	2,453,000	—	653,000	600,000	600,000	600,000	
同学部							
鞆研究所	400,000	—	110,000	100,000	100,000	90,000	
補修費	250,000	—	70,000	60,000	60,000	60,000	
設備費	150,000	—	40,000	40,000	40,000	30,000	
同学部							
深津研究所	1,200,000	—	300,000	300,000	300,000	300,000	
新営費	1,000,000	—	250,000	250,000	250,000	250,000	
設備費	200,000	—	50,000	50,000	50,000	50,000	
同学部							
箕島研究所	500,000	—	—	450,000	50,000	—	
新営費	400,000	—	—	400,000	—	—	
設備費	100,000	—	—	50,000	50,000	—	
教育学部							
広島出汐教室	17,715,000	1,640,000	4,030,000	4,015,000	4,015,000	4,015,000	
補修費	17,640,000	1,640,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	
設備費	75,000	—	30,000	15,000	15,000	15,000	
同学部							
広島東雲教場	18,975,000	3,795,000	3,795,000	3,795,000	3,795,000	3,795,000	
補修費	18,900,000	3,780,000	3,780,000	3,780,000	3,780,000	3,780,000	
設備費	75,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	

第1章 広島大学の成立

教育学部						
三原教室	15,600,000	3,112,000	3,112,000	3,112,000	3,112,000	3,112,000
補修費	15,540,000	3,100,000	3,100,000	3,100,000	3,100,000	3,100,000
設備費	60,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
同学部						
福山教室(1)	5,280,000		1,319,000	1,317,000	1,317,000	1,327,000
補修費	5,250,000	—	1,310,000	1,310,000	1,310,000	1,320,000
設備費	30,000	—	9,000	7,000	7,000	7,000
同学部						
福山教室(2)	12,300,000	2,260,000	2,510,000	2,510,000	2,510,000	2,510,000
補修費	12,250,000	2,250,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000
設備費	50,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
教養部	29,040,000	15,000,000	7,110,000	6,310,000	310,000	310,000
新営費	27,800,000	15,000,000	6,800,000	6,000,000	—	—
設備費	1,240,000	—	310,000	310,000	310,000	310,000
中央図書館	6,380,000	1,500,000	1,000,000	1,350,000	1,350,000	11,800,000
新営費	5,300,000	1,500,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	800,000
設備費	1,080,000	—	—	350,000	350,000	380,000

広島大学各学部所要施設並現有拡張施設調

区分	所要施設	現有施設	拡張施設	備考
大学本部	〔東千田町〕 〔広島文理大学〕 敷地 40,000坪 建物 550	30,749 (構外運動場ヲ含ム) 348 (現文理大新館)	9,251	買収—(5,491)文理大隣接地 補修、新営(202)
中央図書館				
文学部	敷地 700 建物 (全右)	—	700	新営—(700)
理学部	敷地 2,400 建物 (全右)	—	2,400	新営—(2,400)
工学部	〔千田町〕 〔広島工専校〕 敷地 34,500 建物 8,250	17,130 4,500	17,130 3,750	買収—(9,000)工専隣接地 寄付—(7,400)県工敷地 } 16,400 補修新営(1,750) 寄付—(2,000)県工建物
政経学部				
教育学部	広島出汐教室 敷地 建物 5,040	—	1,440 (被服支廠建物)	管理替補修(6,480)被服支廠建物
			—	

広島東雲教室	〔東雲町 師範男子部〕						
敷地	18,500						
建物	5,400	16,425	2,075				拡張削除 補修-(5,400)
		5,400	-				
三原教室	〔三原市 師範女子部〕						
敷地	16,000	13,500	2,500				管理替-(2,500)三原市国有林
建物	4,440	4,400	-				補修-(4,400)
福山教室	〔福山市沖ノ上町 市外大津野〕	元晩部隊 元軍用地					
敷地	90,000		90,000				管理替-(90,000)元晩部隊用地
建物							大津野元軍用地
水畜産学部	(全右)						
敷地	7,515	-	7,515				管理替補修(7,515)元晩部隊建物
建物							大津野元軍施設
七塚原研究所	(県立七塚原種畜場)						
敷地	189,396	-	189,396				借上寄附-(80,000)
建物	1,751	-	1,751				七塚原種畜地民有地 寄附補修-(1,751)種畜場建物
深津研究所	〔福山市外 深津元軍用地〕						
敷地	45,000	-	45,000				管理替-(45,000)
建物	100	100	-				新営-(100)
箕島研究所	〔福山市外 箕島〕						
敷地	1,000	-	1,000				買収-(200)箕島民有地
建物	40	-	40				新営(40)
鞆研究所	〔鞆町県立鞆 水産試験場〕						
敷地	200	-	200				} 町有財産別途措置
建物	70	-	70				
教養部	〔皆実町 広島高校〕						
敷地	41,160	21,000	20,160				買収-(5,000)広島高校隣接地 又ハ其ノ付近
建物	4,630	1,850	2,780				補修新営-(2,780)広島高校構内

県有財産現物寄附見積額

区 分	土 地		建 物		備 品 類		計
	総坪数	評 価	総坪数	評 価	数 量	評 価	
広島工業高等学校	7,400	5,920,000	2,000	27,992,000	(除外)		33,912,000円
七塚原種畜場	(民有地)	—(借上)	1,751	7,004,000	家畜50 備品類 1,125点	2,303,000 358,000	} 9,665,000円
計	7,400	5,920,000	3,751	34,996,000	1,175	2,661,000	
広島医科大学	10,753	5,377,000	4,042	32,336,000	72,068	32,242,000	69,955,000円
合 計	18,153	11,297,000	7,793	67,332,000	73,243	34,903,000	113,532,000円
備 考	広島医科大学の土地建物中大学本館予科校舎は国有財産につき除外せり						

[原文縦書]

[編注]「予算総額」以下の各表における漢数字と桁区切りを示す「、」は、算用数字と「,」に改め、年度表記の「十」は省いた。

30. 新制国立大学設置について

[昭和24年5月31日／部局長(昭24.6.21)]

⑧

^[編注1]
直学五三号

昭和二十四年五月三十一日

文部省学校教育局長 日高第四郎

広島大学創立事務責任者殿

新制国立大学設置について

^[編注2]
昭和二十四年七月三十日附をもって申請の学校教育法による広島大学設置のことは、大学設置委員会において審査中であつたが今般次のように答申があつたから、此の段命によって通知する。ついで、本文に示された条件の実施について本省でも留意するところであるが万遺漏のないようにお取計い願ひたい。

記

一、位置 広島市東千田町

二、学部学科 政経学部(政経学科)

文学部(哲学科、史学科、文学科)

理学部(数学科、物理学科、化学科、生物学科、地理学科)

工学部(機械工学科、電気工学科、工業化学科、醗酵工学科、船舶工学科、土木工学科、工業経営学科)

水畜産学部(漁業学科、水産生物学科、畜産学科)

教育学部(教育学科、心理学科、四年制、二年制)

三、開設学年 第一学年

四、開設時期 昭和二十四年度

五、設置条件

- (一) 予定されている校舎の復旧拡張、改修、教室、研究室、実験室の整備を完成すること。
- (二) 教養科目、社会科学部門図書、教育学部門図書、教育学部政経学部及び水畜産学部関係の専門図書を充実すること。
- (三) 教育学部、水畜産学部における研究施設及び研究教授用標本機械器具を専門講座開設までに整備すること。

- (四) 教養科目中語学関係社会科学関係担当の専任教員を補充すること。
- (五) 教育学部、政経学部及び工学部工業経営学科の専門科目専任教員をその学年進行に伴い補充すること。
- (六) 政経学部の学科組織を政経学科一学科とすること。
- (七) 以上の事項についてはその実施につき報告を徴し、又必要ある場合は大学設置委員会として実地視察をすること。
尚、教員組織についてはその充実に至るまで大学設置委員会に協議しなければならない。

[原文縦書]

[編注1] 「直学五三」は原史料では印刷不良のため、「組織の設置廃止変更等書類綴」(事務局総務部総務課所蔵)所収文書により補った。

[編注2] 『国立広島総合大学設置申請書』は、昭和23年7月25日付で提出。

31. 広島大学生父兄宛募金依頼書*

[昭和24年7月18日／「昭和24年募金関係書類」⁽¹⁾]

謹啓深緑の候愈々御清適の段賀し上げます。

さてこの度御子弟にはめでたく本学に入學せられ御満足のことと御慶び申し上げます。

さて当大学設立については、広島県民各位の熱心な要望に基き国立広島総合大学設置期成同盟会並びに国立広島総合大学設立推進本部が先ず設けられ、この機関を枢軸として日夜努力を続けられた結果創設の運びとなり、ここに第一回入学式を挙行するに到った次第であります。

然しながら広島大学が既設国立総合大学と共に日本有数の名実共に充実した大学となるためには内容の充実、設備の整備に今後なお一段の努力を要する次第であります。ついては地元民各位の絶大なる御協力にこたえ参加学校側も全職員の手給寄付、音楽会の開催、アルバイトの実施など、あらゆる方法を以って資金の調達に協力いたしおる次第であります。

父兄各位におかせられても入学早々経費御多端の折柄誠に恐縮に存じますが、何卒別紙募金趣意書に御賛同の上御協力賜るよう懇願いたします。 敬具

昭和二十四年七月十八日

広島大学	文 学 部 長	渡 辺 鼎
	政経学部長事務取扱	
	教 育 学 部 長	桜 井 役
	理 学 部 長	
	水畜産学部長事務取扱	藤原武夫

工 学 部 長 中江大部

広島大学生父兄

殿

拝啓 時下炎暑の候貴台弥々御清祥賀上げます。

陳者今般 君には首尾よく当広島大学に御入学に相成り誠に欣賀に堪えず衷心から御慶び申し上げます。

扱て当広島大学は県民多年の熱望により今回漸くその理想を実現し真に典型的な総合大学として又世界恒久平和のメッカ平和文化都市広島のセンターとしてこゝに設立をみたのであります。

もとより国立大学であります以上当然国家がその経費の全額を負担いたすべきであります。御承知の如き我が国財政の窮乏よりいたしましては到底その力なく、結局これが創設に要する約三億五千万円の設立費は広島県並に広島大学自らの自主的努力に俟つことになったのであります。

茲に於て既に昨年度より本県に於きましては別紙趣意書の通り初年度計画六千万円余の大学設立費募金の達成にあらゆる努力をいたしておる次第であります。

就きましては、入学早々出費御多端の折柄誠に恐縮とは存じますが事情御賢察下さいましてこの世紀の大事業とも称すべき広島大学の誕生に対し全幅の御援助、御協賛下さいます様只管懇願申上る次第であります。

追て募金は一口二千元とし（但し教育学部二年制は千円）新学期（九月）早々御出宝下さる様重ねてお願いいたします。

敬具

昭和二十四年七月十八日

国立広島総合大学設置期成同盟会長
広島県会議長

小谷伝一

国立広島総合大学設立推進本部長
広島県知事

楠瀬常猪

広島大学入学生保護者

殿

寄 附 申 込 書

一金

円也

但し広島大学設立費募金

口分（一口二千元）

広島大学設立の趣旨に賛同し右の通り寄附申込みます。

昭和二十四年 月 日

広島大学 学部 科学生

右保護者（続柄）

国立広島総合大学設置期成同盟会長 小谷伝一
広島県会議長

殿

国立広島総合大学設立推進本部長 楠瀬常猪
広島県知事

[原文縦書]

32. 教授会に関する内規

[昭和24年8月22日／学報1号]

広島大学教授会に関する内規

八月二十二日部局長連絡会議において暫定措置として左の通り定められた。

学校教育法第五十九条による広島大学におく教授会を当分の間左の通り定める。

- 一、学部教授会は学部の専門課程の講座を担当する教授をもって構成する。
- 二、教養部教授会は学部所属にかかわらず教養課程を担当する教授をもって構成する。
- 三、各教授会は、助教授又はその他の職員を加えることができる。
- 四、各教授会はそれぞれ運営内規を定める。

[原文縦書]

33. 評議会規程〔第一次〕

[昭和24年9月17日／学報2号]

広島大学評議会規程

第一条 広島大学に広島大学評議会（以下評議会という）を置く

第二条 評議会は左の事項を審議する

- 一、教育公務員特例法にいう「評議会」及び「協議会」において審議しなければならない事項
- 二、学部、教養部及び研究所の設置及び廃止
- 三、学部、教養部及び研究所における学科講座の設置及び廃止
- 四、大学内部の規則の制定
- 五、施設計画及び経営に関する重要な事項
- 六、予算案の審議及び決算の承認に関する重要な事項

七、その他文部大臣又は学長から諮問された事項

第 三 条 評議会は次の各号の者で組織する

一、学長、各学部長および各学部の教授二名

二、研究所長、図書館長

三、教養部長及び教養部の教授二名

第 四 条 教授にして評議員となるものは各学部および教養部毎に教授、助教授及び専任講師の選挙によって学長がこれを命ずる

前項の評議員の任期は二年とする

第 五 条 評議会において必要と認めたときは臨時評議員をおくことができる

臨時評議員は評議会の決議に基き学長これを命免する

第 六 条 学長は評議会を招集しその議長となる

学長は評議員三名以上の要求があったときは評議会を招集しなければならない

学長事故あるときは学長の指名した学部長が議長となる

第 七 条 学長は審議事項及び議案を開会の二日前までに各評議員に通知しなければならない

但し緊急を要するときは評議会にはかり臨時にこれを附議することができる

第 八 条 評議会は評議員の半数以上の出席をもって成立し、過半数をもって議決する可否同数なるときは議長がこれを決する

第 九 条 評議会が必要と認めた場合は評議員以外の者を評議会に列席せしめ意見の陳述を求めることができる

第 十 条 事務局長は学長の命を受け評議会の事務を総括する

事務局長は評議会の書記を選任し会議の顛末を記録させなければならない

第十一条 評議会に関する事務は庶務課においてこれをつかさどる

附 則

第十二条 この規程は昭和二十四年九月十七日から施行する

第十三条 本規程にいう教授、助教授及び専任講師は当分の間その予定者を含むものとする

第十四条 本規程を改正するときは第三条の定員の三分の二以上出席し且つ出席者の三分の二以上の賛成を要する

[原文縦書]

34. 広島市立工業専門学校を広島大学に併合することについて

[昭和24年9月22日／評議会（2回）]

⑤

校大第六四号

昭和二十四年九月二十二日

文部省大学学術局長

広島大学長 殿

広島市立工業専門学校を広島大学に併合することについて

かねて申請のあった右のことについて、本日別紙の通り広島市長あて承認になりましたので、同市長と充分御連絡の上円滑な運営をはかられるよう願います。

校大第六四号

昭和二十四年九月二十二日

文部省大学学術局長

広島市長 殿

広島市立工業専門学校を広島大学に併合することについて

昭和二十四年五月三十一日付で申請のあった右の件は承認になりましたから御了知願います。

一、広島市立工業専門学校は昭和二十四年五月三十一日より広島大学に併合して工学部機械工学科、土木建築工学科及工業経営学科とする。

二、広島大学工学部として完成上必要なる土地建物その他の設備の拡充計画は申請書に準拠し昭和二十五年度末までに市負担（学校経営費）のものを市に於て実施する。

三、広島市立工業専門学校の備品その他の附属設備並に前項に依り実施した設備一切を昭和二十六年四月以降可及的速に国に移管する。

四、昭和二十四年二十五年度は専門学校及新制大学へ転換分の学校経営費を市に於て負担するものとする。但し事情に依り更に延長することがある。

五、新制大学工学部の講座数、教官定員、技術事務職員定員は一応別表の通りとしその充実年度計画の率は一応左の表に依るものとする。

六、細部については広島大学長と市長に於て協議するものとする。

講座数 八 教員数 二六 技術事務職員数 一八

[原文縦書]

[編注1]「学」は加筆。

[編注2]「上」は加筆。

[編注3]「度」は加筆。

35. 政経学部第二部設置申請書〔抄〕

[昭和24年9月⁽²⁾]

〔前略〕

一 目的及び使命

日本民主化の基底であるべき教育制度の改革は新憲法並教育基本法の趣旨に則り逐次実現の運びに至り、今や広島県に於ても新制大学の発足を見ることとなったのであるが、教育の機会均等の精神に鑑み昭和二十五年度より第二学部（夜間部）を設置し、我が広島市を中心として近郊各地の働きつゝ、学ばんとする多数の勤労青年を対象として昼間大学と異なることのない大学教育を施し勤労青年学徒の熾烈なる要請に應へると共に学問の社会化、大学教育の民衆化を期し之等青年の真理探究えの道を開かんとするものである。

二 名称

広島大学政経学部第二部

三 位置

広島市江波町（専門教養） 政経学部

広島市皆実町二丁目（一般教養） 皆実分校

〔中略〕

十三 維持経営の方法

創設に要する臨時的経費は広島県費及び一般寄附金による。

土地建物等の施設は現有の広島大学施設を充当する。

経常的経費は国費支弁とする（詳細別紙）。

十四 開設の時期

昭和二十五年四月一日とする。

〔後略〕

[原文縦書]

36. 広島大学開学式次第・記念行事*

[昭和25年11月5日／「広島大学開学式No.2」]

広島大学開学式案内

開学式次第		記念祝賀式順序
○ 一同礼	(楽器合図)	○ 挨拶
○ 開式の辞		○ 開宴
○ 国歌斉唱	(一回)(楽器伴奏)	○ 万歳三唱
○ 学長式辞		○ 閉宴

- 文部大臣祝辞
- 来賓祝辞
祝電披露
- 万歳三唱
- 閉式の辞
- 一同礼 (楽器合図)

開学式記念行事表

式典	11月5日10時	本部(附小講堂)
祝賀式	同 正午	同(附小校庭)
記念講演会	国際法における重点の変遷 教授 小谷鶴次 新しいものを創るには 理学部長 藤原武夫 今日の問題 文部大臣 天野貞祐	13時～15時 同(附小講堂)
展覧会	11月5日～7日 毎日9時～16時	皆実分校9号 10号教室
音楽会	11月5日 17時	皆実分校講堂
演劇会	11月6日 14時と17時	同
映画会	11月7日 10時 講演 12時、14時30分、17時	映写 同
討論会	11月19日 9時～17時	同
バッヂの制定	記念行事として職員学生用のバッヂ制定の図案を懸賞募集する。	

37. 森戸学長の開学式式辞※

[昭和25年11月5日／『変革期の大学』]

『広島大学二十五年史 通史編』581～582頁所収。

第2章 広島大学の整備

解題

第1節 学部・大学院の設置

広島大学は文、教育、政経、理、工、水畜産の6学部をもって発足した。しかしその規模や組織構成の状況については学内外に不満があった。水産と畜産の2学科で構成された水畜産学部は、地域が望んだ農学部に比べ不完全な構成であったため、広島県は農場等の施設の提供による農学部設置を要望した〔38〕。勤労青年の工業専門教育を保障する夜間3年課程の工業短期大学部の設置申請も地域の要請に応じて申請された〔40〕。これについては県議会からも同様の要望が行われたが、実現することはなかった。そして広島大学の設置申請時に構想していた医学部が設置をみていなかったことも地域の不満の一つだった。

旧制帝国大学医学部や官立医科大学・医学専門学校が新制大学の発足とともにその医学部となったのは異なり、公立の医学専門学校はまず単科の旧制医科大学へと昇格する必要があった。広島県立医学専門学校は昭和22（1947）年6月に広島県立医科大学（以下、「医科大」と略記）へ昇格し、順次その設備を整えていった。医科大は総合大学設置運動に際して広島大学医学部となることを望んだが認可されず、広島大学設置後の昭和27年度併合による医学部設置をめざすこととなった。ところがこの併合は実現せず、医科大は新製の県立広島医科大学として開学することとなり、広島大学への併合計画は28年度にずれ込んだ。最終的には昭和27年10月の設置申請により医学部設置は認められることになるが〔43〕、国立移管の遅れを不安とした卒業生、父兄会、在学生からは医科大学の早期移管を願う嘆願書ならびに陳情書も出された〔44〕。昭和28年度設置の内諾を得ながらも、28年3月の衆議院解散により実際の設置は年度初めではなく、28年度予算成立後の8月1日に延期された。このため広島大学医学部1期生は新制広島医科大学2期生を年度途中で切り替えることで誕生した。国立移管はこの後4年計画で行われることとなり、移管条件の確認が改めて行われた〔48〕。

戦後の学制改革は歯学教育にも変化をもたらし、東京医科歯科大学や大阪大学歯学部の発足は、国立大学による歯学教育という考え方を広める端緒となった。広島においては県の歯科医師会が歯学部設置の陳情を開始し、大学においても次第にその気運が高まった。医学部教授会は昭和38年に歯学科設置を方針に定め、翌39年には歯学部設置に方針を転換した。歯科医師会を中心とした政財界への働きかけが功を奏し、年末の臨時閣議で歯学部設置が決定され、年明けに設置計画

書提出の必要が生じるなど慌ただしいものであったが〔60〕、ここに国立大学3番目の歯学部が誕生した。

学部の整備が進む一方で、学年進行にともなう大学院設置が課題となった。文部省は新制大学院の設置にあたっては、旧制大学で学位審査権をもつ大学を優先する方針であった。このため広島大学は昭和28（1953）年4月開設を期して、旧制広島文理科大学と関係の深い文、理、教育の3学部を基礎とした大学院の設置申請書を提出し〔45〕、これが内容の一部に変更が加えられて認可された〔46〕。こうして広島大学では旧帝大、東京教育大、一橋大、神戸大、東京工業大とともに昭和28年に新制大学院の設置をみることとなった。合併の遅れにより設置が遅れていた医学部は32年に第1回卒業生を出すことになるが、これに合わせた大学院の設置は、予算面や設備の不足等を理由に認可されなかった。医学部では設備の充実を図った上で申請を行い〔56〕、昭和34年に医学研究科を発足させた。これにより4つの学部に博士課程を持つ大学院が置かれることとなった。

政経、工、水畜産の各学部および教育学部の教員養成課程は教育体制を充実する方針として、学校教育法に規定する専攻科の設置をめざした。昭和27年10月に教育学部、政経学部、工学部に専攻科を設置する申請を初めて行い、昭和29年に工学専攻科〔49〕、昭和33年に教育学専攻科（保健体育）〔52〕、昭和34年に政治経済学専攻科〔54〕、昭和36年に水畜産学専攻科〔55〕が実現した。専攻科の設置をみた各学部では引き続き大学院（修士課程）の設置をめざした。工学部は昭和35年頃から設置の具体的な検討をはじめ、昭和38年に工学研究科を発足させた〔59〕。広島大学が大学院を充実させていくなか、社会科学分野の大学院設置の要望も学内外で高まった。森戸学長は前身校を持たないために十分な基盤のない政経学部の育成に力を注ぎ、政経学部への大学院設置をめざして多数の蔵書を寄贈した。この寄贈図書は森戸文庫とし広島大学に収蔵されている。こうして昭和42年には経済学研究科の設置をみた〔61〕。水畜産学部は農学研究科の設置を申請し〔62〕、昭和43年に実現した。

戦後の社会状況に基づき、学内には特別な課程や組織も誕生した。工学部は工業系の中等教育教員不足を補うため、工業教員養成所を工学部内に設置することを申請した〔41〕。その規模は大幅に縮小され、昭和27年度より定員15名で学生は各学科に分属する工業教員養成課程として設置され、昭和51年の学部改組まで存続した。昭和36年には理工系拡張の一環として国立工業教員養成所の設置に関する臨時措置法が定められて工業教員養成所（以下、「養成所」と略記）が全国9カ所に設置されることになり、広島はそのひとつに指定された。養成所は学士号をもたない高校教員を3年課程で養成する変則的な機関で、向こう8年間の制限付きで工学部内に大学直属の組織として設置された〔58〕。養成所は6期生が

卒業する昭和44年まで存続し、371名の卒業生を輩出した。

学部・大学院の充実とともにそれらの組織の運用体制が着々と整備されていった。教務関係の規則については、広島大学通則が昭和26年に〔39〕、大学院学則が昭和29年に制定された〔50〕。また昭和28年の学位規則（文部省令第9号）制定を受けて、広島大学も学位規則を定めた〔53〕。

大学の管理運営組織としては、昭和28年の文部省令第11号「国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則」により、広島大学評議会規程を新たに制定し〔47〕、従前の規程を廃止した。評議員は改選のうえ昭和28年10月13日を第1回として評議会を開催した。また教育公務員特例法に定められた協議会は、広島大学においては学長選考や附属図書館長選考規程の審議のために随時開催するのみとしていた。評議会と協議会の構成員が同一であったこともあり、協議会の規程は特に定めず評議会規程を準用していた。この慣行を改め協議会規程を設けたのは昭和35年のことであった〔57〕。しかし評議会と協議会とを別組織として設ける必要性は乏しく、昭和48年の教育公務員特例法改正により協議会が廃止されたことに伴い、協議会が審議してきた事項は評議会が引き継ぐこととなった。

学長の選考については昭和30年に規程が定められ〔51〕、第1回学長選挙が実施された。森戸辰男は圧倒的得票を得て選挙による初の学長に当選した。34年の改選の際にも森戸は再選を果たし、昭和25年の就任以来13年の長期にわたって学長を務めることになった。森戸は昭和26年の創立記念日における講演で、広島大学がめざすべき大学の姿として、(1)中国・四国地方の中心大学、(2)地域性のある大学、(3)国際性のある大学との3点を提示していた。これは後に森戸構想または森戸三原則と呼ばれ、広島大学の建学理念として扱われており〔42〕、森戸はこの理念のもと在任中に多くの学内組織の設置・整備を行い、広島大学の総合大学としての基礎を確立した。

第2節 キャンパスの統合と施設の整備

昭和25年11月に大学設置審議会第9特別委員会は文部大臣の諮問を受け、国立大学の総合計画策定に取りかかった。全国の大学は問題別に3種類に分類され、広島大学は「施設総合整備の観点からするならば最も問題も多くしかも研究を要する大学」とされる「C大学」に分類された。第9特別委員会は問題のある大学に対して調査を重ね26年5月に国立大学総合整備計画を決定した〔64〕。広島大学ではこの計画に基づき教育学部・政経学部の東千田地区への移転、水畜産学部の福山地区への移転、教育学部三原分校の東雲分校への統合に着手した〔65〕。

三原分校の統合に関しては、地元三原市や三原分校から分校存知の要望があり〔63〕、2年課程の4年課程への昇格とも絡んで問題となったが〔75〕、昭和28年

に教育学部は三原分校の東雲分校への統合を決議し、同37（1962）年までにこれを完了させた。昭和28年に呉市に設置された医学部は、学部発展のためには広島市霞町への移転が必要とし、昭和30年に移転計画を公表した。総合大学設立運動当時、将来「移転は絶対しない」との県の発言を信じて市費を投入した呉市ではこれに対する激しい反対運動が起こった。呉市が移転反対の署名を求める新聞折込みピラを出して12万人の署名を集めたり〔66〕、衆議院文教委員会に陳情書を提出したりする一方で〔69〕、医学部学生が移転促進のピラを配布して促進運動を行うなど〔67〕、激しい論戦が続いた。最終的には呉市にある附属病院を附属病院分院として残す等の条件で呉市が移転を承諾したため、附属病院および分院の整備のための概算要求を行うこととなった〔68・73〕。こうして医学部は32年に移転を完了した。なお、医科大学附属の看護婦学校であった厚生女学院は、医学部の国立移管にともない広島大学医学部附属看護学校となり〔71〕、学則も新たに定められ〔70〕、昭和32年の附属病院の移転とともに広島市霞町に移転した。この後昭和42年には歯学部にも附属病院が設置され〔80〕、霞地区は整備されていった。

分散キャンパスの整理統合が進められるとともに、各学部における附属施設の整備も行われた。理学部は昭和32年に微晶研究施設を〔72〕、昭和42年に両生類研究施設を設置した〔82〕。この2施設の設置は学士院賞を受賞した金属単結晶研究の藤原武夫と、カエル研究の川村智治郎の2人の功績に預かるところが大きい。また、昭和37年に電子計算機システムが理学部内に設置され、翌年度より学内利用者に対してサービスを開始し、昭和40年には電子計算機室規程を設け学内共同利用施設としての体制が整えられた〔79〕。電子計算機室は時代の流れとともに次第に設備を充実し、後に省令施設の計算センター、総合情報処理センターへと発展した。教育学部は旧山中高等女学校理事長山中トシより敷地の提供を受け、昭和41年に幼年教育研究施設を設置した〔81〕。山中による広島大学への貢献は大きく、包括校のひとつであった広島高等女子師範学校の創設も私立山中高等女学校の寄付により実現していた。広島大学は戦後の時代状況により必ずしも山中の意志に添わないかたちで土地を利用してきたため、昭和38年になって寄付の経緯に配慮した申し合わせを事務局と学生部との間で行った〔77〕。ただし広島大学が創立50周年を迎えた現在、山中を記念する大学の施設はすでに絶えている。水畜産学部には広島青年師範学校水産科の水産実習施設を継承・整備した箕島水産実験所があり、昭和36年には熊野淡水生物実験所、昭和37年には那羅海実験所を追加して、昭和44年度概算要求に際してこの3施設をもって附属水産実験所として省令施設化した〔84〕。

原爆被災者治療を通じて医科大当時から放射線医学の重要性を認識していた医

学部は、放射線医学に関する研究所の設立を構想し、理学部と共同で昭和29年より概算要求を行った。しかし研究所は容易には認められず、医学部では単独で原子放射能基礎医学研究施設（以下、「原基研」と略記）を要求することに転換せざるを得なかった〔74〕。原基研は設置後もひき続き組織の充実と当初構想の実現を図った。同じ時期広島市はこれとは別に原爆医療総合研究機関の設置を望み、厚生省への要求を行っていた。昭和35年12月に両者の企画は連動することとなり、翌年1月に概算要求資料が急遽作成された〔76〕。広島大学では直ちに原爆放射能医学研究所（以下、「原医研」と略記）開設準備委員会を設け、4月には原基研に2つの研究部門を追加した4部門からなる原医研を設置した。これにより広島大学は文科大学以来の理論物理学研究所とともに2つの研究所をもつこととなった。原医研では蓄積してきた標本を適切に保存するための施設として昭和41年に原爆医学標本センターの設置を要求して実現させた〔83〕。

分散キャンパスの整理等を通じて「一つの大学」への道を歩みつつあった広島大学は、昭和34年の開学10周年記念事業として、教職員・学生と同窓生の大学共通意識を形成する拠り所となる大学会館の建設を決定した。これは卒業生を輩出しながら未だに全学的な同窓会組織を持たない現状を考慮して、森戸学長が企図したものであった。建設計画の検討は長期にわたり、建設が具体化したのは昭和37年のことだった。当時結成された広島大学会館建設期成会は趣意書を掲げた計画書を作成・配布し、関係者の援助を募った〔78〕。建設には予算配分も受け、大学会館は森戸学長退任後の昭和39年に完成した。大学会館では共済会の食堂、売店、喫茶部が営業し、宿泊施設も供用された。開館記念式典では森戸学長を顕彰する胸像が披露され、1階ラウンジに設置された。大学会館は管理運営をめぐる大学と学生との対立による「大学会館闘争」の招来や、大学紛争時の学長団交や集会の会場としての利用等、対立の舞台として使用される不幸な時期もあったが、学生サークルの活動をはじめ学生にとって主要な福利厚生施設として利用された。

(小宮山道夫)

第1節 学部・大学院の設置

38. 農学部設置に関する広島県要望〔抄〕*

[昭和25年11月21日／「大学沿革等No.1」^{〔2〕}]

文第九三〇号

昭和二十五年十一月二十一日

広島県知事 楠瀬常猪団

広島大学長殿

広島大学に^{〔ママ〕}農学部設置について

昨年五月発足した貴学がその後着々完整に向って順調な進展を遂げつつあることは御同慶に堪えません。「広島総合大学」の実現は、二百万県民多年の要望であった程に、其の喜びは大きいのでありますが唯農業立県を本旨とする本県所在の総合大学に農学部の設置を欠くことは甚だ遺憾でありこれに関する要望は百万農民の間に日増に強くなっております。

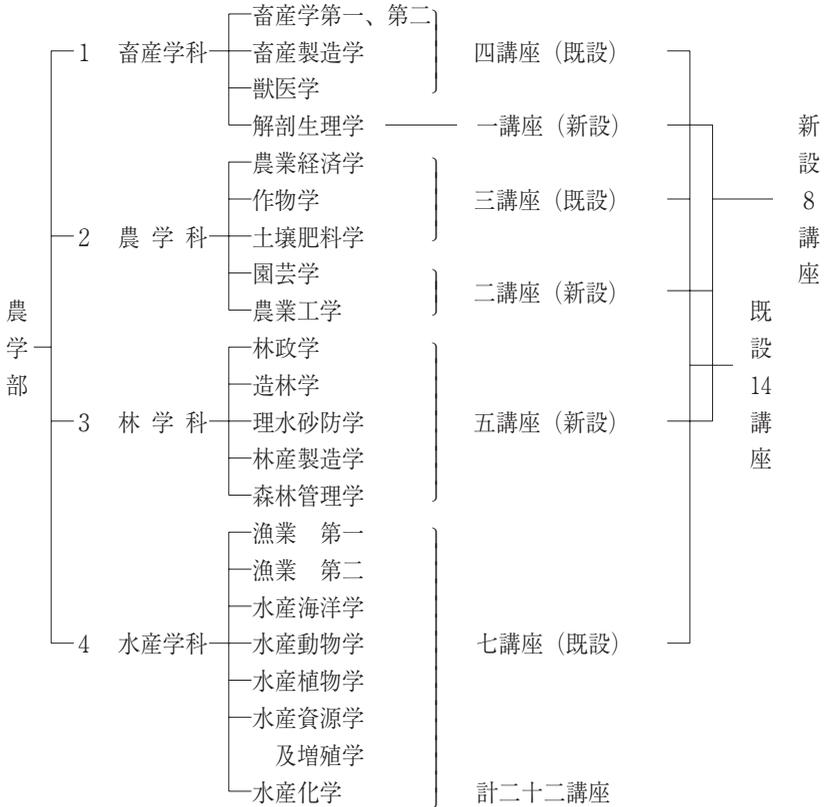
元来本県は、全国第十一位の土地面積を有する大県でありながら、工業に見るべきもの少く、地下資源に至っては皆無といってもよく、近代の物質文明資源に乏しい本県の在り方は、農、林、水、畜産業のいわゆる原始産業を徹底的に開発振興する方策を取る以外にはあり得ないのであります。

貴学水畜産学部設置当時の事情はよく諒承するところでありますが、前述の事由により、これに農学関係の一部ならびに林学関係全部の諸講座を拡充強化して農学部を是非実現さしていただきたいのであります。幸いに本県には多年農業教育の伝統を有し而も立地条件に恵まれた山陽本線西条町、^{原村、新茂}原町^{新茂}加茂農場八本松宗吉農場等に恰好の土地、建物等の施設があり、これが利用も好適と存じますのでよろしく御調査の上速^{〔ママ〕}かにこれが実現方に関し格別の御高配をお願いいたします。

広島大学農学部設立案

一 機構

- 1 現在の水畜産学部を農学部とする為、畜産学科七講座中の三講座に更に園芸学と農業工学の二講座を増設して農学科を新設する。
- 2 畜産学科残りの四講座に更に解剖生理学一講座を増設して完全学科とする。
- 3 新に林学科五講座を増設する。
- 4 水産学科七講座は現状維持とする。



二 設置場所

- | | | |
|--------|-----------------|---------------|
| 1 畜産学科 | 福山市大津野教場 | |
| 2 水産学科 | | |
| 3 農学科 | 〔既〕
加茂郡西条分教場 | |
| 4 林学科 | | |
| | 〔既〕
附属農場 | 〔既〕
原村加茂農場 |
| | 全演習林 | |

三 学生定員

科 別	一学年	二学年	三学年	四学年	計	備 考
畜 産 学 科	三〇	三〇	三〇	三〇	一二〇	既設
水 産 学 科	三〇	三〇	三〇	三〇	一二〇	〃〃
農 学 科	三〇	三〇	三〇	三〇	一二〇	新設
林 学 科	二〇	二〇	二〇	二〇	八〇	〃〃

四 教職員定員

科 別	講 座 数	教授	助教授	助手	小計	教員職員	事務職員	農牧夫	小計	総計
農 学 科	増設二講座	二	二	四	八	六	五	一五	二六	三八
畜産学科	〃 一〃〃	一	一	二	四					
林 学 科	〃 五〃〃	五	五	一〇	二〇	二	三	五	一〇	三〇
計	八〃〃	八	八	一六	三二	八	八	二〇	三六	六八

五 施 設

1 校舎 ^{〔實〕} 加茂高校を全面的に充当する

2 特別実験室等新設施設

a 農学科

名 称	棟 数	坪 数	備 考	
農 産 加 工 室	一棟	四〇	} 計九棟四四〇坪	
農 業 機 械 実 習 室	一棟	四〇		
農 場 管 理 室	二棟	八〇		四〇坪 宗吉 四〇坪 原村
農 具 室	一棟	一〇〇		四室
温 室	四棟	一八〇		

b 林学科

特 別 教 室		二五〇	
---------	--	-----	--

3 実習地

^{〔實〕} 加茂牧場 畜産学科 農学科共用

川上農場 農 学 科 林学科共用

六 経費概算（臨時費）

1	校舎（旧加茂高校校舎充当）	一二二五坪	}	五、六六七、〇〇〇円
2	校地	四四九一坪		（地元寄附予定）
3	新営特別教場 農学科	四四〇坪		八、八〇〇、〇〇〇
	林学科	二五〇坪		五、〇〇〇、〇〇〇
				（坪二万円）
4	図書機械器具標本類 一講座			
	諸度調弁費	三〇〇万円		二四、〇〇〇、〇〇〇
	内訳			
	畜産学科	一講座		三、〇〇〇、〇〇〇
	農学科	二ヶ々		六、〇〇〇、〇〇〇
	林学科	五ヶ々		一五、〇〇〇、〇〇〇
	総計			四三、四六七、〇〇〇
	但し農学科二講座増設のみの場合			一四、八〇〇、〇〇〇

七 備考

- 二十六年度開設として学生募集を行うも当初一年半は教養課程であるから教授も施設も不要である。
- 林学科は二十七年度以降^{〔編注1〕}第二次計画とする。
- 本分教場で履修する学生の総数は

農学科	——	三〇名	——	一二〇名	}	計二〇〇名の外に
林学科	——	二〇名	——	八〇名		
教養学部						
農業科		三〇名（三年制）		九〇名	}	計二七〇名
職業科		四〇名（三年制）		一二〇名		
（二年制）		三〇名		六〇名		
計				四七〇名		
- 教授組織（農学科二講座）園芸、農業工業一可能である。
〔後略〕

〔原文縦書〕

〔編注1〕「以降」は加筆。

39. 通則

[昭和26年10月1日／学報号外5号]

広島大学通則

(学部、学科、「科」)

第1条 本学に次の学部、学科(科)をおく。

- | | |
|-------|--|
| 文学部 | 哲学科 (哲学、中国哲学、倫理学) |
| | 史学科 (国史学、東洋史学、西洋史学、地理学) |
| | 文学科 (国語学国文学、中国文学、英語学英文学、ドイツ文学、フランス文学、言語学) |
| 教育学部 | 教育学科、心理学科 |
| | 高等学校教育科 (国語、外国語、社会、数学、理科、音楽、体育、家政、農業) |
| | 中学校教育科 (国語、外国語、社会、数学、理科、音楽、体育、家政、職業) |
| | 二年課程 (国語、外国語、社会、数学、理科、音楽、図画工作、体育、家政、職業) |
| | 小学校教育科 (小学校全科) |
| | 二年課程 (同上) |
| | 特殊教育科 |
| | 二年課程 (小学盲ろう教育兼修) |
| 政経学部 | 政治経済学科 (政治学、経済学) |
| | 政経学部第二部 政治経済学科 (政治学、経済学) |
| 理学部 | 数学科、物理学科、化学科、生物学科 (動物学、植物学)、地学科 |
| 工学部 | 機械工学科、電気工学科、工業化学科、醗酵工学科、船舶工学科、土木建築工学科、工業経営学科 |
| 水畜産学部 | 水産学科、畜産学科 |

(教養部)

第2条 一般教育課程を履修せしめるために教養部をおく。

(修業年限)

第3条 本学の修業年限は4年とする。

2 政経学部第二部の修業年限は5年とする。

3 一般教育課程と専門教育課程の履修期間については別に定める。

(学年、学期)

第4条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第5条 学年を2期に分け、前期を4月1日から10月27日まで、後期を10月28日から

翌年3月31日までとする。

(休業)

第6条 学年中の定期休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日
- (3) 創立記念日 11月5日
- (4) 春季休業 4月1日から4月15日まで
- (5) 夏季休業 7月11日から9月10日まで
- (6) 前期末休業 10月14日から10月27日まで
- (7) 冬季休業 12月21日から翌年1月7日まで

2 特別の事情があるときは、学長は、前項第4号から第7号までの休業期間を変更することができる。

3 臨時の休業日はそのつど学長が定める。

(入学)

第7条 入学は学年の始めとする。

第8条 本学に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者、又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者
- (4) 文部大臣の指定した者
- (5) その他本学において、相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第9条 前条の規定により入学を志願する者は、入学願書に入学検定料、金400円及び別に指定する書類をそえて、本学に提出しなければならない。

2 入学願書の受付期日は別に定める。

第10条 入学志願者に対しては試験を行う。

第11条 次の各号の一に該当する者は、前条の規定にかかわらず入学を許可することがある。

- (1) 本学の一学部を卒業して、更にその学部の他の学科、又は他の学部に入학을願いだした者
- (2) 本学を退学し同一学部に戻入学を願いだした者
- (3) 他の大学の学部を卒業し本学に入학을願いだした者

2 前項による入学者の在学年数及び単位については第15条を準用する。

第12条 入学を許可すべき者は、各学部の教授会の議を経、入学試験委員会の意見をきいて学長が定める。

2 入学試験委員会については別に定める。

第13条 入学を許可された者は、指定の期日までに保証人連署の誓約書及び戸籍抄本を提出するとともに入学料、金400円を納付し、且つ所定の宣誓をしなければならない。

2 入学を許可された者が故なくして前項の手続を怠るときは入学の許可を取り消す。

第14条 既納の入学検定料及び入学料は返えさない。

(編入学)

第15条 学生の編入学については別に定める。

(学科課程)

第16条 学生は在学中所定の学科課程を修了しなければならない。

2 学科課程は各学部細則及び教養部細則の定めるところによる。

第17条 学科課程の修了は所定の学科目の修了による。

2 学科目修了の認定は学力考査及び出席状況によって行い、その認定を得た者には所定の単位を与える。

第18条 学生は他の学部の学科目を履修することができる。この場合は所属学部長を経て当該学部長の許可を受けなければならない。

(休学)

第19条 学生が疾病その他の事故により引続き3月以上修学を中止しようとするときは学長の許可を得て休学することができる。

2 休学の期間は引続き1年を超えることができない。但し特別の事情があるときは、更に1年以内の休学を許可することがある。

3 休学期間内であっても事故がやんだときは願出により出席を許可することができる。

第20条 休学期間は通算して所属学部の修業年限を超えることができない。

第21条 休学期間は修業年限に算入しない。

(退学)

第22条 学生が退学しようとするときは学長に願い出て許可を受けなければならない。

(転学部)

第23条 学生が他学部に移ることを志望するときは所属学部長を経て学長の許可を受けなければならない。

2 学生が他学部に入學を志望するときは予め所属学部長を経、学長の許可を得て、入学試験を受けなければならない。

(転学科)

第24条 学生が所属学部内において他の学科又は分校に移ることを志望するときは、当該学部長の許可を受けなければならない。

(転学)

第25条 他の大学から転学を志望する者については当該学部の教授会の議を経て学長が許可する。

この場合既に修得した単位及び在学した期間の認定は関係学部及び教養部の教授会の審査による。

2 学生が他の大学に転学しようとするときは学長に願い出て許可を受けなければならない。

(懲戒)

第26条 学生が本学の諸規則に違反し、学内の秩序を乱しその他学生の本分に反する行為をしたときは、学長はこれを懲戒する。

2 懲戒に関する手続は別に定める。

第27条 懲戒の種類は次のとおりとする。

戒告

停学

退学

第28条 学生が次の各号の一に該当するときは懲戒により退学を命ずることができる。

(1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者

(4) 学内の秩序を著しく乱した者

(5) 学生の本分に著しく反した者

(6) 6年間修業してなお卒業の認定を得られない者、但し政経学部第二部にあっては7年間、教育学部二年課程にあっては3年間、修業してなお卒業又は修了の認定を得られない者

(7) 授業料納付の義務を怠り督促をうけてもなお納付しない者

第29条 停学3月以上にわたるときはその期間は修業年数に算入しない。

(卒業及び修了)

第30条 所定の期間修業し、所定の学科目を修め単位を取り、卒業の資格を得た者には卒業証書を授与する。

2 教育学部二年課程にあっては前項に準じて、修了証書を授与する。

(称号)

第31条 卒業者は学士の称号を用いることができる。

(学生証)

第32条 学生は学生証の交付を受け、常に携帯しなければならない。

(授業料)

第33条 授業料は1学年金3,600円とし、2期に分けて所定の期日に納めなければならない。

第1期 4月から9月まで金1,800円

第2期 10月から翌年3月まで金1,800円

2 特別の事由ある者には別に定めるところにより授業料の一部或は全部を免除し、又はその徴収を猶予し、もしくは月割分納を許可することがある。

3 前各項の納付期日は別に定める。

第34条 休学中は授業料を免除する。

第35条 転学、退学又は懲戒退学の者もその期の授業料は納付しなければならない。

2 停学を命ぜられた者はその期間中も授業料を納付しなければならない。

第36条 既納の授業料は返えさない。

(研究生、聴講生)

第37条 本学に研究生及び聴講生を入学させることができる。

2 第22条、第26条、第28条、第32条、第33条及び第36条の規定は研究生及び聴講生に準用する。

3 研究生及び聴講生に関する細則は別に定める。

(外国人特別学生)

第38条 第8条及び第11条の規定によらないで入学を志望する外国人は、外国人特別学生として選考の上入学を許可することがある。

2 前項に関する細則は別に定める。

(附属図書館その他)

第39条 本学に附属図書館その他必要な施設を置く。

2 前項の施設に関する細則は別に定める。

(厚生施設)

第40条 本学に寄宿舍その他の厚生施設を設ける。

2 前項の施設に関する細則は別に定める。

(附則)

この通則は昭和26年10月1日から施行する。但し、本学に包括された旧制諸学校についてはなお従前の例による。

〔編注〕第42回評議会議事録(昭和26年10月2日)資料に基づき底本の誤植を改めた。

40. 工業短期大学部設置認可申請書〔抄〕

[昭和26年10月1日⁽²⁾]

広島大学工業短期大学部設置認可申請書

この度広島大学工業短期大学部を設置したいと思っておりますから学校教育法第四条（及私立学校法第五条）によって認可下さるよう別紙書類を添えて申請致します。

昭和二十六年十月一日

広島大学長 森戸辰男

文部大臣 天野貞祐殿

書類目次

- 一、広島大学短期大学部設置要項
- 二、学則
- 三、校地（図面添付）
- 四、校舎等建物
- 五、図書標本機械器具等施設概要
- 六、学科又は専攻部門別学科目
- 七、履修方法
- 八、学科又は専攻部門別学生定員
- 九、職員組織
- 一〇、設置者に関する調
- 一一、資産
- 一二、維持経営の方法
- 一三、現在設置している学校の現況
- 一四、将来の計画
- 一五、併設の場合の調
- 第一 広島大学工業短期大学部設置要項
- 一、目的及使命
教育の機会均等の精神にかんがみ且つ市民の要望もあり昭和二十七年度より短期大学部（夜間三年制）を併設し広島市を中心として近郊近県各地の働きつ、学ばんとする多数の勤労青年を対象として法令に基き高等学校教育の基礎の上に更に職業に必要な工学に関する専門教育を施し良き社会人を育成するを目的とする。
- 二、名称
広島大学工業短期大学部
- 三、位置
広島市千田町三丁目
広島大学工学部内

[中略]

一三、維持経営の方法概要

本大学部は広島大学工学部の施設を共用するがこれが維持経営に必要な経費は国庫支弁によるものである

一四、短期大学の開設の時期

昭和二十七年四月一日

[後略]

[原文縦書]

41. 工学部工業教員養成所新設申請書〔抄〕

[昭和26年10月23日／評議会（43回）]

1. 目的及使命

敗戦国日本の再興は工業の興隆を図る以外に其の方途を見出されざる今日工業教育の振起に万全を期するは最も喫緊の事として普く世人の承認する処となった。依つてその要望に應へる為昭和27年度より工業教員養成所を併設せんとするもにて中国地方を中心とし四国九州各地の高等学校或は中学校に於て将来工業教育者として立たんとする多数学徒の為に法令に基き工業全般に亘る専門教育と共に教育学等の教職課程を併せ課し優秀なる工業専門の教員を養成せんとするものである。

2. 名称

広島大学工学部工業教員養成所

3. 位置

広島市千田町三丁目（専門教養） 工学部
 広島市皆実町二丁目（一般教養） 皆実分校
 広島市出汐町（教職教養） 教養学部^(育)

4. 校地坪数調

区 分	現 有	拡張計画	計	備 考
専 門 教 養	17,130	17,370	34,500	現工学部施設
一 般 教 養	21,000		21,000	現皆実分校施設
教 職 教 養	4,170		4,170	現教養学部施設 ^(育)
計	42,300	17,370	59,670	

5. 校舎等建物坪数調

区 分	現 有	拡張計画	計	備 考
専 門 教 養	4,500	3,750	8,250	現工学部施設
一 般 教 養	2,985	1,645	4,630	現皆実分校施設
教 職 教 養	5,076		5,076	現教育学部施設
計	12,561	5,395	17,956	

6. 図書、標本、機械、器具等

現在の広島大学工学部皆実分校及教育学部の施設を使用

7. 学部及学科の組織並びに附属施設

学 部	学科の組織	附属施設	備 考
工業教員養成所	機 械 工 学 科 電 気 工 学 科 工 業 化 学 科 土 木 建 築 工 学 科 船 舶 工 学 科 工 業 経 営 学 科		広島大学工学部の施設を使用する

8. 学部及学科講座単位概要

学 部	学 科	専門又は 講 座	講座又は 科 目 数	単位数		備 考	
				必修	選択		
工業教員養成所	専門教養						
	機 械 工 学 科		5	50	62	詳細別紙	
	電 気 工 学 科		5	43	69		
	工 業 化 学 科		5	52	60		
	土 木 建 築 工 学 科		5	(55 55)	(60 53)		土木を主とするもの 建築を主とするもの
	船 舶 工 学 科		3	55	62		
	工 業 経 営 学 科		3	49	65		
	一般教養						
	人 文 科 学			4	12		
	社 会 科 学			3	12		
	自 然 科 学			6	12		
	体 育			2	4		
	外 国 語			2	12		
	教職教養						
	教 育 学			3	8		
教 育 史			2	4			
心 理 学			3	8			

9. 履修方法（及び学位授与）概要

1. 修業年限を4箇年とし最初の1箇年に一般教養科目を履修せしめる。
但しその間と雖も必要に応じ適宜専門教養科目を履修せしめることがある。
2. 毎日の授業時間は8時40分より16時50分までとする。
3. 必要単位及び選択単位を設け所定の単位数を獲得した者に課程修了の認定を与う。

10. 職員組織の概要

区 分	長	教 職 員										事 務 官			技官		雇 用 人				合計	備考				
		教 授		助教授		助手		小計	講師	一級	二級	三級	二級	三級	専	兼	専	兼	専	兼						
		一級	二級	二級	三級	専	兼																専	兼	専	兼
		専	兼	専	兼	専	兼																専	兼	専	兼
専門教養		2	6	9	8	12	10	6	53	8				2	3			20	20	2	4	112				
一般教養		1	1	2	1	2	2	0	9	6				1	4			6	6	1	2	35				
教職教養		1	1	1	1	1	0	0	5	3				1	3			6	4	0	2	24 23				
合 計		1	4	8	11	10	15	12	67	18				4	10			32	30	3	8	171 170				

11. 学部及学科別学生定員

学 部	学 科	学 生 定 員		備 考
		1 年	完成年度	
工業教員養成所	機 械 工 学 科	15	60	
	電 気 工 学 科	15	60	
	工 業 化 学 科	15	60	
	土 木 建 築 工 学 科	15	60	
	船 舶 工 学 科	10	40	
	工 業 経 営 学 科	10	40	
	計	80	320	

12. 設置者

国立とする。

13. 維持経営の方法概要

初度経費及経常的経費共国庫支弁とする。

14. 開設の時期

昭和27年4月1日

〔後略〕

42. 広島大学の構想—地方的、国際的協力について—〔森戸辰男講演〕

[昭和26年11月5日／『変革期の大学』]

広島大学の構想

—地方的、国際的協力について—

今日はちょうど広島大学の創立記念日にあたりますので、創立に協力していただいた地方の多くの方々のご厚意に報いる意味もありまして、ここに学術講演会を開きましたところ、多数お出をいただきまして、まことにありがとうございます。

大学の現状については、すでにご承知のことと思いますが、先程、事務局長からも申し上げましたように、昨年、創立または開学記念日を制定いたしまして、本学の創立を記念することとしたのであります。けれども、この新しい大学を構成した学校の歴史を見ますれば、たとえば高等師範は、この秋に創立五十周年を迎えますので、その創立は約半世紀前にさかのぼるのであります。かような学校の幾つかが集まってできた広島大学は、現在六学部と一つの研究所—これは理論物理研究所と申します—四つの分校とからなっておりまして、学生生徒は約五千名、旧制の大学と附属学校を含めると九千名近くとなっております。教職陣すなわち、教授・助教授・講師としては四百名余りを持っております。日本の大学としては大きな大学の部類に属すると思っております。

本大学ができてまして、詳しくいえば、新しい広島大学が諸学校を統合してできましたから、まだ日が浅いことでありますので、すべてが完備しているとはなかなか申されないので。しかし、私がこの大学に参りまして、私の希望と言いますか、努力目標と言いますか、私の強く念願しておりますことの一つは、この大学を東京、京都、名古屋、仙台、北海道、福岡など、昔し帝国大学とよばれた本格的な総合大学の一つに加えるということでありまして、中国・四国における中心の大学にしていかなければならないと思っております。また事実さような方向に非常に近づいておることを、私は皆様とともに喜ばしく思うのであります。

六学部と申しましたが、私どもの期待いたすところでは、さらに県の医大を私どもの中に加え入れて、七つの学部になるようにと考えております。また中国地方の中心の大学になりますには、大学院を持った学問の研究の中心となる大学にしなければならない。今日私どもはかような方向への努力をいたしております。

しかしこれら旧来の基盤をもった学校とならんで、このたび新設された二つの学部があります。これは水畜産学部と政経学部であります。これら二つの学部は、この地方の強い要望に基づいてできたものでありまして、非常に前途有望な学部でございます。しかしこれらは新たにできたものでありますから、これを完成していくのにはいろいろと努力があるのでありまして、私どもは国ならびに地方と力をあわせて、この新たにできた学部を完成いたすように最善をいたさねばならないのであります。

もう一つのことは、広島大学にはあの長い歴史を持って教員養成の諸学校、すなわち男女高師・男女師範・青年師範これらのいろいろな形のもが含まれております。それに文理科大学の教育学部も加えられておりますので、広島大学は日本の教員養成の大学と致しまして、歴史の上からも、教授陣の上からも、規模の上からも、日本中で非常に重要な地位を占めておるのであります。けれどもこれには、かけ離れた地域にある学校が含まれておりますし、学校の内容もいろいろになっておりますので、それが新しい看板の下で、ただそのまま従来の店を並べているというのでは、立派な教育学部ということにはなりません。日本の再建に教育が非常に重要なものであるということ、広島大学が教育の部面において非常に重要な地位を占めていることを知れば知るほど、私どもは、外形的にも内容的にもこの教育学部を整備し統合していくことが重要かつ喫緊な課題であることを痛感しておるのであります。

私は大学の管理をいたしておる者として、かような方向に向って最善の努力をいたしたいと思っておりますが、さらに広島大学といたしましては、一面では、地方との関連を保っていくことに関心をはらうとともに、他面では、国際的な協力というものへも、大きな注意を向けていかなければならないと思っております。これは、従来の国立大学では、あまり考えていなかったところであります。例えば、従来は国立の大学が地方にありましても、地方との関係はきわめて薄く、国立の学校は国で支えられておるのであるから、地方との関係はもつべきではない、とまでは考えないにしても積極的に地方の関係を密接に保っていくような努力はなされなかつたのであります。けれども、新しくできた日本の大学は、そうではなくして、地方との関係を密接にする必要があるのであります。

もう一つは、広島大学が、後にも述べますように、広島という特殊の都市に存在していますので、国際的な意義を持っているということであります。この意味では、本大学は世界の諸大学との関係をできるだけ充分にしてゆき、進んで本学の復興再建に世界の諸大学の協力を得ることが大事だと思ひます。

以上二つの点において広島大学は、在来普通に国立大学と考えられてきたものどちがった面をもっており、今後この面における努力が一般と推し進められるべきだ、と私は信じているのであります。

第一の面につきましては、すでにご承知のように、また開会のことばにも事務局長が申しましたように、この新しい大学が成立ちますには、ただ国の計画と力ばかりでなく、地方の要望が非常に強く、また地方の方々が一方向ならぬ協力をされた結果、この大学が新設されたのであります。もしこの地方の熱意と協力がなかつたならば、広島大学は今日のような形にはなりえなかつたと思われまふ。かような意味で、広島大学は、ただ国の力のみならず、広島県・広島市その他県内にある諸都市・町村の方々県外・国外にある郷土出身の方々、官私ともに非常な御努力になつた結果でござい

ます。

けれども、かようにして、今日地方の協力の成果としてこの広島大学ができたのですけれども、他面からみますと、地方の協力はまだ充分であったとは申されない部分があることも、さきほど申した通りであります。例えば新設学部は、従来の基盤がありません、国の費用にも限りがありますので、地方の強い協力を期待し、その前提のもとに、これらの学部ができたのであります。私どもがこの学部を完成していきます上には一市高専を併合した工学部についても同じことがいえるのであります—私ども学内のものの努力も大いに必要ですけれども、地方の方々の力添えはさらに必要であることを、大学をあずかる者としては日夜、痛感しております。

かように地方の協力が、この大学を完成する上に、大きな役割を持つと致しますれば、また大学といたしましても、地方にたいして、できるだけ奉公をいたすべきだと思います。大学の使命は、本来、学問の研究にありました。けれどもその後この学問研究に結びつきながら、高い程度の職業教育ということが、また大学の第二の使命と考えられてきました。ところが最近新しい大学に第三の使命が開けて参りました。そしてこの第三の使命というのは、大学が地方に奉仕するというのであります。新しい大学は、地方の協力によるけれども、と同時に地方への、地域への奉仕をしなければならぬ。これが新しい大学の第三の使命でございまして、私ども大学をあずかっております者は、大学における研究と教育の許すかぎりにおいて、地方への奉仕をいたしたいと思っております。もちろん奉仕は学問の面においてなされるのであります。私どもは学問の研究と教育の面を通しての地方への奉仕を、つねに念頭においております。政経学部における夜間部の設置並びに工学部における同じ計画などはその一つでありましょうし、また私どもが認定講習や成人文化講座に努力いたしているわけもここにあるのであります。

さらに私どもは、できれば、「大学学外講座」学部とでも呼ばれる特別の組織をつくり、大学と地方とのつながりを強化して、地方への大学の奉仕に積極的・組織的な形を与えたいと思っております。大学の所在地から速く離れ、大学教育の恵沢を十分に享けられない地方の人々への奉仕に関心を払うことが、新しい民主国家の大学の大きな責務だと私は考えるのであります。かような意味では、地方の協力とともに、地方への奉仕をすることは、この広島大学の新しい大学として担わされた一つの新しい使命であると存じております。

もう一つ、私がここに申し上げたいのは、広島はご承知のように、原爆の後に平和都市として生まれ変わったのであります。そしてこの広島にある本大学は、この平和都市の文化的精神的な中心であることをもって任じておるのであります。そこで、私はこの大学へ参りますや、広島が平和な都広島への寄与をいかなる形でなすべきか、ということを常に念頭においてきました。そして大学内部においては、平和間

題研究所の設立を努力いたしておりますし、広島市と協力して平和問題講座を開きたいとも考えております。これに関連して、実は本年の春に、世界の諸大学に手紙を送って、これらの大学が広島大学の再建に協力してくれるように、依頼いたしましたのであります。その手紙の中に私は次のように書きました。

「私は昨年四月広島に赴任して以来、この新しい大学を平和都市の精神的・文化的中心にふさわしい平和の大学に建設していくために鋭意努力しております。(中略) 平和都市であろうとする広島にとっては、単に原爆の犠牲地であるという、極めて重大ではあるが、しかし外面的な出来事だけでなく、平和思想と平和への意志との樹立されることが此上なく大切なのであります。とりわけ、広島が明治中期以来、日本の最も代表的な軍国都市であったことを想うと、この必要が一段と痛感されるのであります。(中略) しかし、平和の大学の建設は、精神的にも物質的にも、平和な世界の建設と同じように、困難な仕事であります。むろん、日本の政府も郷土の県民市民も共々、大いにそのために努力してくれております、が敗戦窮乏の日本の実状のもとでは、この建設はなかなか捗りません。さらに、それとは別に、世界の諸大学が平和都市の平和の大学の建設に協力して頂くということは、それ自身非常に意義のあることと考えられます。

かような理由から、私は世界の諸大学に訴えて、わが大学の再建にお力添えをお願いしたいのです。そしてこの協力によってわれわれの平和の大学の建設の進展することは、これらの協力が経済的にみて僅少なものであったとしても、国際理解と世界平和への寄与という精神的な見地からすれば、これを与える大学にとっても、これを受ける大学の教授学生にとっても、此上なく意義の深いものがあると思います。—そういう見地から、私は二つのことを世界の大学に頼んだわけであります。

第一に、私は平和都市の精神的中心たるわが大学に、国際的意義のある平和問題研究所を設立したい念願をもっております。そしてこの計画の手始めとして、まず、平和問題に関する図書の蒐集を企てております。戦災によって図書館とそこにある三十万の蔵書を失った広島大学にとっては、それは、なかなかの大事業です。そこで私は、世界の諸大学からこの仕事を助けて頂きたいのです。すなわち、貴大学は貴国で著名な、或は貴大学が重要と認められた、平和問題又は国際問題に関する図書パンフレットを少くとも一冊一多ければ益々結構ですが—〈笑声〉—ご寄贈戴きたいのです。われわれはご好意を記念するため寄贈図書に貴学名を明記し、かつ『国際大学平和文庫』に纏めて永く保存いたしたいと考えています。これら書物の一冊一冊を播くことによってはもちろん、この文庫の存在そのものが、平和大学にふさわしい国際的雰囲気と平和精神とを鼓吹すること多大なものがある、と私は確信しております。

第二に御願いたいのは、大学緑化への、ご協力です。私が広島に参って驚いたのは、大学の中心部が、全市とともに、殆んど緑樹のない、焼野原となっていたことで

す。そこで私は早速、大学緑化の計画をたて、焼けただれた赤錆色の大学でなく、みずみずしい緑色の大学にしたいと思いたちました。争闘と流血を象徴する赤でなく、緑こそ生々々の色、希望の色、平和の色と信じたからです。この計画の実施にも、世界の諸大学わけても貴大学のご協力をお願いしたいのです。それが達成された暁、ここに学ぶ数千の学生たち一現在わが大学には四千五百の学生がおりますが、自分の憩っている木陰はA大学の好意の恵沢であり、自分その間を歩んでいる並木はB大学とC大学の共同の贈物であり、あの美しい花の生垣はD大学の熱意の印であること等々を知りえたとすれば、それは千万言の説法にまさる平和構神の鼓吹とならないでしょうか。」云々。

この書信に対して、世界の諸大学が応えた反響の大きかったことに私は驚いたのであります。手紙を出したのは、アメリカ大陸が主で、全体で四百七十通でした。そのうち、書物の寄贈と緑化への協力を申し出られた大学が、約五十ほどあったと思います。なかには、わが大学再建の意図に非常な同情を寄せながらも、経済上の理由その他で、同情と好意以外に物質上の援助をなしえないのを遺憾とする旨を書いてこられた大学が数校あります。私どもは目にみえる協力をして下された大学と同様、この目にみえぬ同情と激励と贈られた諸大学にたいしても、心からの感謝を表するものであります。

まず図書について申しますと、今日まで、到着いたした分がほぼ三千、詳しい総数をいうとい三千百六十四冊であります。そのうち平和文庫として、とどいたものが約九百冊、すなわち九百十八冊でありまして、その中ではやはりアメリカからのものが一番多いようです。しかしアメリカといっても、合衆国、カナダのみならず、南米、中米の国々も含まれておるのであります。ヨーロッパには、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、ベルギー、スイス、スウェーデン、ノルウェーなどがございます。その中でも、敗戦国のドイツが、十一の大学から寄贈してくれておることは、注意に値します。アジアでは、インド、タイ、濠洲ではニュージーランド、濠洲、ならびに南アフリカのケープタウンの大学からも送ってきております。

図書を送ってきたのは、大体、大学あるいは図書館であります。中には学生自治会（たとえばブリガム・ヤング・ユニヴァシティー）から百七十五冊を送ってきております。また、長く総司令部にいて、地方自治の制度の改革に協力されたチルトン氏は、最近サンフランシスコの平和会議の公文の記録をひとまとめにして送って下さいました。

これは平和問題に関する書物であります。一般の図書についても、非常に大きな協力をしてもらっております。その筆頭はワシントンの国会図書館であります。私は米国旅行中館長のエヴァンス博士に会い、広島大学の被害と復興の状況を申しましたところ、非常に同情共鳴されて、最善をつくすよう約束されました。米国の国会図書

館というのは、ご承知のように、世界で有名な、アメリカでは一番大きい図書館でございます。さきに申したこの図書館の館長は非常にわが大学に同情されて、この館にある重複図書で、お前の大学に欲しいものがあれば何でもあげると申された。これはこの図書館初まって以来の、例のない好意だと、同館に勤務している黒田良信君が申されていました。ちょうどそのとき、広島大学図書館の山中君が同行していましたので、同君に重複本の中からわが図書館に必要なものを択んでもらいました。山中君は日程を一週間延ばして図書館の中でそういう本を択んでくれました。択ばれた書物の数は約八千冊になり、価格にすると約百二十万円になるということでした。〈笑声〉この寄贈出版物は先頃到着いたし、書物の形の約二千冊が目下整理済みで、残余の未整理分については、国際連合及び国際連盟に関する出版物が大部分だということであります。

また教育大学では、有名なコロンビヤの教育大学からも、二百五十六冊の本が来ております。米国図書館協会からも、五十七冊の図書が来ております。印度の学士院から、五十八冊非常に貴重な文書が参っております。

これらはすでに着いたものでございますが、まだ着かない書物の中で特に大事なものに、ユネスコ・ケヤの寄贈本があります。それはアメリカのケヤ団体から、ユネスコ本部を通じて、広島大学に寄贈を受けた書物でございます。この六月に、パリーでユネスコ総会がありました機会に、ユネスコ本部で贈呈式が行われ、事務総長のトレス・ボーデット氏やケヤ理事のポール・フレンチ氏などの臨席のもとで、日本のユネスコ代表の前田多聞^(M)氏に、ケヤからの百二十余冊の本が贈呈いたされたのであります。このユネスコ・ケヤの書物贈呈先は世界で五ヶ所でありまして、メキシコ、パックアロ基礎教育普及研修所と、インドのデルヒ公共図書館と、ドイツのミュンヘンの国際青年図書館と、パリーの国立図書館教育大学というこの四ヶ所に並んで、広島大学の加えられたことはまことにご同慶にたえません。かくしてユネスコの本部を通して立派な書物を沢山寄贈していただけることは、私どもの此上ない名誉と歓びでありまして、ここに感謝の意を表明するものであります。

なお、これはまだ着いておりませんが、太平洋のお向いのカリフォルニア大学からは、九百冊の本を送ったという手紙が参っております。その他個人でも、例えばロスアンゼルス^(M)の長行寺数馬君とか、コールドウォーター氏とか、バサデナの新谷君とか、ニューヨークのシェフリン君や水野女史とか、個人の篤志家で図書を寄贈して下さった方もございます。

かようないろいろな形で、焼失したわが大学の図書館の図書が、世界の諸大学の協力並びに広島に対して同情を持つ世界の人々の協力で、だんだんと復旧されておりますことは、皆様とともに、まことに喜ばしく思うのです。そしてそこに平和の都の平和の大学の誇らしい特色があると考えられるのであります。

大学緑化についても同様であります。緑化の援助については苗木を送って下さったのは六施設でありまして、その中には飛行機で苗を届けていただいたものもあります。苗木約百種、二百六十本が参っております。

種子は、十二の施設から二十五種が参っております。しかもその中にはなかなか珍しいものがありまして、私どもはそれを適当な処に植え育てて、緑化された大学をりっぱな国際的意義あるものにしたたいと願っております。

種子も苗木も送れないところは、金でもよいからといってやりましたところ〈笑声〉十九の施設からあわせて約八万円の金が届きました。貴大学の構内にはどういう木が育つかこちらではよくわからないので、金を送るから、適当なものを買って植えてもらいたい、というのであります。かような形で大学緑化につきましても、世界の各地から非常な協力をえておるのであります。

中には非常に珍しい木もありまして、たとえばペンシルヴァニア大学から、フランクリン・トリー *Franklina Alatomaha* という木の苗が参っております。これは今日ではアメリカにも野生のものは存在しない珍しい椿科の木であります。日本の深山にある夏椿というのがほぼ同様なものであるということです。これは落葉の椿の一種でありまして、一七九〇年にジョン・パートラム *John Bartram* という人がペンシルバニアのアラタハマ河畔に原生するのを発見したのですが、その後、野生のものは再び発見されなかったそうです。この珍しい木の苗を三本、飛行機で送ってきてくれたのです。私どもはこれを大学の構内に植えましたが、みんな丈夫について、成長しておりますから、閑のときには是非見ていただきたいと思ひます。

それから、カリフォルニア大学からは、二種類のアメリカカ杉が参りました。一つはレッド・ウッド *Redwood* であつて、学名をセコイヤ・センプリ・ヴィレンス *Sequoia Sempri Virens* というのです。アメリカのセラネバダ山脈に残つておる珍しい常緑の針葉樹であります。このセコイヤは、セラネバダ山脈からアメリカの西部の諸地方に移植されて、今日では太平洋岸によく繁茂している、ということであります。この苗木を送っていただいたのですが、霧の多い本県双三郡十日市町の八次電化農場の苗園をお願いしてこれもよく大きくなっております。

他の一つは、いわゆるマンモス・トリー *Big tree* と呼ばれているセコイヤ・ギガンシャ *Sequoia Gigantia* であります。この樹はアメリカのカリフォルニア地方の天然公園に残つており、よく絵葉書に出ております。皆様は馬車が大木のホラの中を通過している〈一部に笑声〉情景をご覧になったことがあるでしょう。あれがセコイヤ・ギガンシャなのです。世界に非常に珍しい木で、アメリカでも天然記念物として保護されているものだそうです。この分は苗でなく、種子を送ってきました。この木の種子はなかなか生えないということでしたので、これも気候の似た三次の方に送つて蒔いてもらいました。ところが一ヶ月たつと八割ほど芽が出てきた。アメリカでは殆んど成

長くないというものが、日本でこれだけできるのは不思議だ、あるいは、種子の間違いいではないか、といろいろ思案していたのです。ところが残念ながら、しばらくすると、みんな枯れてしまいました。ただ一本だけ残っているけれども、これも危ない、命旦夕に迫るという状態です。やっぱり、ピック・トリーは種子では育たないというのが本当らしい。私どもは残る一本に望みをかけております。しかしこれも枯れてくれば、もう一度種子を送ってもらって〈笑声〉ためしてみたいと存じております。

以上の二つはアメリカの珍しい木ですが、これらの木の珍しさは、単にそれがアメリカならびに世界に稀な木だというだけでなく、太平洋の西側の日本や中国に同類の木が存在しているという点でも、特別の注意に値するのであります。さきほども申しました通り、セコイヤは元来アメリカではセラネバダという山系にしかなかったのであります。これと同じ種類の木が日本にあったらしいのです。日本の各地に掘り出されている埋木や神代杉というのが、大体このセコイヤと同じものなのだそうであります。また、支那の四川省には最近同種の木が発見されたとのこと。いずれにせよ、この珍しい樹が太平洋をさしはさんでアメリカと日本にあるということは、大変面白いことだと存じます。

次に、フランクリン・ツリーすなはちアメリカに残存するこの珍しい植物は、先程申したように、わが国の深山にある夏椿と、同じ椿科に属するものであります。この椿科には茶・山茶・椿など沢山の種類がありまして、いわば極東の特産だそうでございます。極東の特産である椿科の植物が、太平洋の向側のアメリカに残存していることも奇しき縁だと申さねばなりません。

世界の他の地方では稀なこれらの二つの種類の珍しい植物が、太平洋の両側の日本とアメリカに存在しているという不思議な現象について、植物学の先生に説明を聞いてみましたところ、その説明によるとこういう^(ママ)わけなのです。その昔ベーリング海峡のところの一つの大きな大陸があったと仮想され、それにはベーリングヤという仮りの名が与えられているのだそうです。このベーリングヤに私どもの問題としている二つの種類の木が生長しており、それが次第に南の方に拡がって、蕃殖していった。ところがそれらの発祥の地であるこの真中の大陸が、地殻の激変の結果、陥没してなくなった。そこで両側に残った太平洋の両岸に、この特殊の植物が残存するようになったのだ、というのであります。

私は全く素人ですから、この仮説がどれだけ真実であるかよくわかりません。それにしても、この二つの植物が世界中でアメリカと日本あるいは極東だけに特有の木であるということは、アメリカで珍しい木が、実は太平洋を隔て、これら二つの国に共通な木である、ということは一贈って下さった人はあるいはそれまで気づかれなかったかも知れませんが一非常に面白い偶然であるように思われてなりません。

それはそれとして、そのほかにも色々な草木が世界のすべての大陸の国々から送ら

れて来ております。そしてそれらがみんなよく育って、原爆で焼けただれた広島を破壊と流血の色でなく、再生と平和の緑で飾るならば、何んと嬉しいことではありませんか。そのばあい私どもはそれぞれ木にそれを送って下さった大学や団体の名前をつけて、その好意を永く記念するとともに、これを見る学徒に国際平和の精神を養成するのに資したいと思っております。そのことを見越したわけでもありますまいが、あちらからちゃんと校名をほりつけた金の板を送って来ている大学もあるのであります。〈笑声〉

私どもは長い先のことではありますけれども—教育はいつも長い先のことを考えるのですが—これらの苗木や種子を植え、それが大きくなるのをまって、大学を緑化してゆきたいと思っています。もちろん、アメリカやヨーロッパや、その他外国の木だけで、学園を緑化するというではありません。それどころか、大学緑化の中心は、何といっても日本産の、そのなかでもこの地方に特徴的な木でなければなりません。これら日本産の樹木に配するに、外国諸大学の協力された木を植えたいと思っています。かようにして外形からもほんとうの意味の国際的な平和な大学をつくってゆきたいのです。広島市民はもちろん、汎く日本国民が、場合によっては、将来東洋諸国の人々も、さらに西洋の人まで、要するに、世界の人々が民族や国籍の区別なく、ここに来て学ぶことのできるような自由な国際的な大学をつくるというのが私の夢でございます。

かような形で、国際的な力が、世界の諸大学が、わが広島大学の建設に一方ならぬ協力をしてくれているのでありますが、しかしこれだけで充分というわけではありません。もちろん、国立の大学ですから、その建設は主として国家の力にまつほかはないのです。けれども私は、広島の人、広島県民一般も先程申しました世界各地の大学のさしのべた協力と援助に感激して、郷土の大学の建設に倍旧の積極的な関心と協力を示していただきたいと思います。かような意味で、広島地方の人々は、ただ国立の大学としてよそ目で眺めるのではなく、自分の地方自分の郷土の大学であるということに常に念頭においていただくならば、また世界の人々もわが大学が原爆の惨禍から蘇った平和都市広島に大学であるということを記憶し、その復興に協力していただくならば、この大学はやがて日本中の立派な大学になるのみならず、国際的にも意義の深い平和の都の平和の大学になるであろうことを、私は皆様とともに夢みながら、今日のこのご挨拶を終わりたいと思うのでございます。一言所感を述べて、ご挨拶と致します。

(昭和二十六年十一月五日 広島市児童文化会館にて)

[原文縦書]

43. 医学部設置認可申請書〔抄〕

[昭和27年10月⁽²⁾]

〔前略〕

第一 広島大学医学部設置要項

一、目的及び使命

本学部は学校教育法の精神に則り医学に関し深く学理を究め、広く知識技能を受け人類福祉のための有能なる医師を育成することを目的とし、併せてこの地方の医学の中心として文化の進歩と人類の福祉に貢献することを使命とする。

二、名称

広島大学医学部

三、位置

区 分	位 置
学部	呉市阿賀町
附属病院広本院	呉市広町
附属病院音戸分院	呉市警固屋町
附属病院阿賀分院	呉市阿賀町

〔中略〕

十三、維持経営の方法概要

新制大学に切替え本学部は現有広島医科大学の施設等をそのまゝ^{〔編注1〕}充当し、維持経営に必要な経費は主として国庫支弁による。^{〔編注2〕}

なお、広島県の経費負担に関しては、文部大臣と広島県知事とにおいて協議するものとする。

十四、学部開設の時期

昭和二十八年四月一日

十五、開設学年

第一学年	$\left\{ \begin{array}{l} \text{第三学年} \\ \text{旧制} \\ \text{第四学年} \end{array} \right\}$
第二学年	

〔後略〕

〔原文縦書〕

〔編注1〕「学」は加筆。

〔編注2〕「を」は加筆。

44. 広島医科大学国立移管に関する歎願ならびに陳情書※

[昭和27年11月28日⁽¹⁾]

『広島大学二十五年史 通史編』615～616頁所収。

45. 大学院設置認可申請書〔抄〕

[昭和27年11月⁽²⁾]

〔前略〕

広島大学大学院設置要項

一、目的及使命

本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする。

二、名称

広島大学大学院

三、位置

広島市東千田町

〔中略〕

十三、大学院維持経費の方法概要

国庫支弁による

十四、大学院開設の時期

昭和二十八年四月一日

十五、開設学年

各研究科修士課程一年

〔後略〕

[原文縦書]

〔編注〕「広島大学大学院設置要項」の全文は、『広島大学二十五年史 通史』588～614頁に収録。

46. 大学院の設置について

[昭和28年3月31日／「大学沿革等No.1」⁽²⁾]

学大第297号

昭和28年3月31日

広島大学長 殿

文部事務次官

西 崎 恵 団

大学院設置について

広島大学大学院設置のことは、大学設置審議会に協議しましたところ、下記のように設置してさしつかえないことになりました。よって、その運営及び設置条件の履行については、遺漏のないようお取り計らい願います。

なお、実施にあたっては、昭和28年度予算の範囲内において措置されるようお願いします。

記

1. 名 称 広島大学大学院
2. 位 置 広島県広島市東千田町
3. 研究科及び専攻
文学研究科 西洋哲学専攻、中国哲学専攻、倫理学専攻、国史学専攻、東洋史学専攻、西洋史学専攻、地理学専攻、国語国文学専攻、中国文学専攻、英文学専攻、独文学専攻
教育学研究科 教育学専攻、教育行政学専攻、実験心理学専攻、教育心理学専攻
理学研究科 数学専攻、物理学専攻、化学専攻、動物学専攻、植物学専攻、地質鉱物学専攻
4. 課 程 修士課程 但し、文学研究科中独文学専攻は、修士課程だけとする。
博士課程
5. 修 業 年 限 修士課程は2年以上
博士課程は5年以上
6. 開 設 時 期 昭和28年度
7. 設 置 条 件

- (1) 戦災校舎の改修並に文学部及び教育学部の新築計画をすみやかに完成し、教官研究室、学生研究室、演習室を整備すること。
- (2) 文学研究科関係の図書及び学術雑誌を増強すること。
- (3) 教育学研究科の図書のうち一般基礎的のものを系統的に整備すること。
- (4) 地理学関係の標本を整備充実すること。
- (5) 新たに研究科、専攻を増設し、または既設の研究科、専攻等を変更しようとする場合は、文部大臣（大学設置審議会）に協議すること。

なお、大学院の設置につき、審査した事項については、必要に応じその実施に関する報告を求め、または文部大臣（大学設置審議会）において調査することがある。

備考

1. 文学研究科英独文学専攻は、英文学専攻と独文学専攻とに分け、独文学専攻は修士課程のみとすること。
2. 教育学研究科教育学専攻と教育方法学専攻は1専攻にし、教育学専攻とすること。

47. 評議会規程〔第2次〕

[昭和28年10月1日/学報155号]

広島大学評議会規程

第1条 広島大学評議会（以下評議会という）は次の各号に掲げる評議員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 各学部長
- (3) 各学部の教授2人
- (4) 附置研究所長
- (5) 附属図書館長
- (6) 教養部長
- (7) 教養部の教授2人

2. 前項第3号の評議員は、各学部毎に教授会において当該学部の教授のうちから選出する。

3. 第1項第7号の評議員は前項に準じて選出する。

第2条 評議会の会議は必要に応じ学長が招集する。

第3条 学長は評議会の会議の議長となる。

2. 学長に事故があるときは、学長の指名をうけた者が議長の職務を代行する。

第4条 学長は審議事項を開会の2日前までに各評議員に通知しなければならない。

但し、緊急を要する事項は評議会にはかり臨時に附議することができる。

第5条 評議会は、評議員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2. 評議会の議事は出席評議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3. 前2項の規程は、別段の定めがある事項の審議には、これを適用しない。

第6条 評議会が必要と認めた場合は、評議員以外の者を評議会に列席せしめ、意見の陳述を求めることができる。

第7条 事務局長は学長の命をうけ評議会の事務を総括する、事務局長は評議会の書記を選任し、会議の顛末を記録させなければならない。

第8条 評議会に関する事務は庶務課においてこれを掌る。

附則

1. この規程は、昭和28年10月1日から施行する。
2. 昭和28年9月30日以前に従来の広島大学評議会規程（昭和24年9月17日制定）により審議決定された事項は、この規定による評議会の決定事項とみなす。
3. 広島大学評議会規程（昭和24年9月17日制定）は、これを廃止する。

〔編注1〕第2回評議会議事録（昭和28年10月31日）資料に基づき「規定」の誤植を改めた。

48. 広島県立医科大学国立移管について*

〔昭和29年2月26日／「大学沿革等No.1」^{（2）}〕

広大会司第211号

昭和29年2月26日

広島県知事 大原博夫 殿

広島大学長 森戸辰男

広島県立医科大学国立移管について

2月19日付総第244号をもって広島県立医科大学を本大学医学部として移管することについての予算外義務負担の議決書が送付されましたので別紙医大国立移管要綱（昭和28年7月7日広島県及び文部省ならびに広島大学の三者協議のもの）のとおり両者が履行することについて承諾いたします。

医大国立移管要綱

- 一、移管形式は、学年進行に伴う年次移管である。
- 二、移管の始期を昭和二十八年八月一日とし、終期を昭和三十一年四月一日とする。
- 三、右により医大二十二講座は次の如く移管する見込み。

昭和二十八年度	八講座
〳 二十九年度	六講座
〳 三十年度	五講座
〳 三十一年度	三講座（附属病院を含む。）

四、医大二十八年度入学生を広大医学部学生に切換える。従って二十九年度以降は医大学生を募集せず三十一年三月医大学生の卒業をまって県立医大は廃校するものとする。

五、昭和二十八年度は基礎八講座（解剖学二、生理学一、病理学二、細菌学一、生化学一、薬理学一）を広島大学に移す。

これに伴う職員数は次の通りである。

教授八、助教授八、助手六、事務官三、技官三、雇員一六、傭人八、計六二名

昭和二九年度以降の教職員の切換転用は移管講座数ににらみ合せてその都度決定する。

六、移管負担について

医学部として国立大学の基準にまで到達せしめるために二億四千万円に相当する施設等について本年以降五ヶ年間にわたって次の通り県において施行し寄附すること。

昭和二十八年度	一, 〇〇〇万円
二十九年度	三, 〇〇〇万円
三十年度	六, 〇〇〇万円
三十一年度	七, 〇〇〇万円
三十二年度	七, 〇〇〇万円

七、医大使用中の財産について

医大に使用中の県有財産は、昭和三十一年四月一日現在において文部省へ無償寄附し、その他財産については管理の現状のままで引継をすること。

広島医科大学と広島大学覚書

広島医科大学が将来広島大学医学部に移管されるため、その運営上広島県と広島大学とは左記の事項を協定する。

昭和二十五年三月三十日

広島県知事 楠瀬常猪
広島大学長事務取扱 桜井 役

記

一、広島大学は昭和二十五年度から毎年入学者の選考に際し将来医学部に進学を希望するもの約四十名を特別に考慮する。

但し、この学生の教育計画に関しては追って広島大学と広島医科大学の当事者で協議すること。

二、広島県は昭和二十五年度に於て広島大学教養部に生物学実験室延一五〇坪を新築寄附する。

覚書

広島大学（以下甲という）と広島医科大学（以下乙という）とは左記の事項を協定する。

記

一、甲は昭和二十五年度から毎年入学者の選考に当り将来医学部に進学を希望するもの約四〇名を特別に考慮するものとする。

但し、この学生の教育計画等について追って両者間で協議すること。

二、乙は右の学生の実験実習費として毎年四〇名に対し金二〇万円の割合にて経費を甲に提供するものとする。

三、乙は右の学生の実験実習用として顕微鏡一〇台及び器械等を都合のつく限り貸与するものとする。

四、乙はその助手三名を甲の教養部の理科系助手として兼任させるものとする。

昭和二十五年三月三十日

広島大学長事務取扱 桜井 役

広島医科大学長 清水多栄

[別紙原文縦書]

49. 専攻科〔工学専攻科〕設置申請書〔抄〕

[昭和29年2月⁽²⁾]

〔前略〕

広島大学工学部専攻科設置要項

一、名称

広島大学工学部専攻科

二、目的及使命

本専攻科は学校教育法第五七条にもとづき、大学工学部の卒業生あるいは、それと同等以上の学力を有すると認められる者に対し工業に関する専門教育を施すことを目的とする。

工業技術者を養成するには教養ある社会人としての一般教育の外に、自然科学の教育に相当の力を注がねばならないので、大学の修業年限内では工学に関する専門教育が必ずしも充分でなく基礎的工業教育にとゞまらざるを得ない。

然るに工業の進歩は益々高度複雑となり、かつ職場における教育と研究の余裕に乏しい我国では、大学においてその卒業生に対し更に高度の専門教育を施し工業技術の急激な進歩に対処して行かねばならない。

本工学部は別記の四学科につき専攻科を設け、この使命を果さんとするものである。

三、位置

広島市千田町三丁目

広島大学工学部

〔後略〕

[原文縦書]

50. 大学院学則

[昭和29年9月21日／学報号外7号]

広島大学大学院学則

第1章 総則

(学則の目的)

第1条 この学則は広島大学通則（以下通則という）第1条の2により、広島大学大学院（以下大学院という）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(大学院の目的および内容)

第2条 大学院は、學術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする。

第3条 大学院に修士課程及び博士課程をおく。

第4条 修士課程においては、学部における一般ならびに専門的教養を基礎として、広い視野に立って専攻分野を研究し、精深な学識と研究能力を養うものとする。

第5条 博士課程においては、独創的研究によって、従来の學術水準に新しい知見を加え、文化の進展に寄与するとともに、専攻分野に関し研究を指導する能力を養うものとする。

(大学院の組織)

第6条 大学院に次の研究科をおく。

文学研究科

教育学研究科

理学研究科

(専門課程)

第7条 各研究科の修士課程および博士課程にそれぞれ次の専門課程をおく。

ただし、文学研究科の博士課程には、独文学専攻をおかない。

文学研究科

西洋哲学専攻

中国哲学専攻

倫理学専攻

国史学専攻

東洋史学専攻

西洋史学専攻

地理学専攻
国語学国文学専攻
中国文学専攻
英文学専攻
独文学専攻
教育学研究科
教育学専攻
教育行政学専攻
実験心理学専攻
教育心理学専攻
理学研究科
数学専攻
物理学専攻
化学専攻
動物学専攻
植物学専攻
地質学鉱物学専攻
(学生定員)

第8条 大学院の学生定員は、別表のとおりとする。

(修業年限)

第9条 大学院の修業年限は、修士課程にあつては2年、博士課程にあつては3年とする。

(学年、学期、休業)

第10条 大学院の学年、学期および休業については通則第4条から第6条までの規定を適用する。

第2章 学科目および単位

(学科目、単位)

第11条 大学院の各研究科に設ける学科目および単位は別に定める。

第12条 大学院の学生は、その在学期間中に、それぞれの専門課程において定められた学科目を履修し、修士課程においては30単位以上、博士課程においては20単位以上を修得しなければならない。

2 学科課程および履修方法の細部については、各研究科において別に定める。

第13条 履修学科目の成績は、試験または研究報告により認定する。

第14条 学科目の成績は優、良、可、不可の評語をもってあらわし、優、良、可を合格、不可を不合格とする。

合格した学科目については、所定の単位を与える。

第3章 学位

(学位の種類)

第15条 大学院において授与する学位は修士および博士とし、その種別は次のとおりとする。

文学研究科	文学修士	文学博士
教育学研究科	{ 教育学修士	教育学博士
	{ 文学修士	文学博士
理学研究科	理学修士	理学博士

(学位授与の基準)

第16条 大学院の課程により、修士または博士の学位を与えられる者は、次のとおりとする。

1. 修士

修士課程に2年以上在学し、第12条に定める単位を修得し、更に学位論文を在学期間中に提出してその審査に合格し、かつ最終試験に合格した者。

2. 博士

博士課程に3年以上在学し、第12条に定める単位を修得した後、更に独創的研究にもとづく学位論文を提出してその審査に合格し、かつ最終試験に合格した者。

(学位論文、最終試験)

第17条 前条の最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある科目について試問を行うものとする。

第18条 学位論文および最終試験の合格、不合格は、大学院研究科委員会（以下研究科委員会という）において審査決定する。

審査決定の方法は、各研究科において別に定める。

第4章 入学、転学、休学および退学

(入学)

第19条 入学は学年の始めとする。

第20条 修士課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

1. 学校教育法第52条に定める大学の卒業生
2. 従前の規定による大学の卒業生
3. 従前の規定による高等師範学校専攻科の卒業生
4. 従前の規定による修業年限5年以上の専門学校の卒業生
5. 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
6. 本大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第21条 博士課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

1. 修士課程を修了した者
2. 本大学院において、修士課程を修了した者と同等以上の学力があると認めたる者

第22条 入学志願者に対しては、考査を行う。

考査の方法は別に定める

(転学)

第23条 大学院学生が他の大学院に転学しようとするときは、所定の手続を経て、願い出なければならない。

- 2 他の大学院から転学を志望するものについては、学年の始めに限り、考査の上許可することがある。

(休学)

第24条 休学については、通則第19条および第21条を適用する。

(退学)

第25条 退学については、通則第22条を適用する。

(在学年限)

第26条 大学院における同一研究科に在学しうる年限は、修士課程は4年、博士課程は6年とする。

第5章 懲戒

(懲戒)

第27条 懲戒については、通則第26条から第29条までを適用する。ただし、通則第28条第6項を除く。

第6章 入学検定料、入学料および授業料

(入学検定料、入学料、授業料)

第28条 入学検定料は、金400円とする。

第29条 入学料は、金400円とし、入学の際に納入するものとする。

第30条 授業料は、1年金9,000円とし、納入については、通則第33条第2項から第36条までを適用する。

第7章 教員組織

(教員組織)

第31条 各研究科における授業ならびに研究の指導は、教授が担当する。ただし、必要があるときは、助教授または講師にこれを分担させることがある。

第8章 運営組織

(運営組織)

第32条 大学院の管理運営のため、大学院委員会、大学院研究科委員会をおく。各委

員会の組織、任務、権限およびこれら運営等の細部については別に定める。

第9章 雑則

(雑則)

第33条 この学則に定めるもののほか、大学院の学生に関し必要な事項は、通則を準用する。

第34条 通則をこの学則に適用または準用する場合は「学部長」を「研究科長」と読み替えるものとする。

附則

この学則は、昭和28年4月1日から施行する。

別表 学生定員

研究科名	専門課程名	修士課程	
		年当定員	総定員
文学研究科	西洋哲学専攻	4	8
	中国哲学専攻	4	8
	倫理学専攻	4	8
	国史学専攻	4	8
	東洋史学専攻	4	8
	西洋史学専攻	4	8
	地理学専攻	4	8
	国語学、国文学専攻	6	12
	中国文学専攻	4	8
	英文学専攻	6	12
	独文学専攻	1	2
計	45	90	
教育学研究科	教育学専攻	8	16
	教育行政学専攻	4	8
	実験心理学専攻	4	8
	教育心理学専攻	4	8
	計	20	40

理 学 研 究 科	数学専攻	10	20
	物理学専攻	12	24
	化学専攻	10	20
	動物学専攻	6	12
	植物学専攻	6	12
	地質学鉱物学専攻	6	12
	計	50	100
総	計	115	230

51. 学長選考規程

[昭和30年1月11日／『広島大学一覽 自昭和29年至昭和31年』]

広島大学長選考規程

第1条 学長の選考は、評議員および部局長で組織する協議会がこの規程により行う。

第2条 学長予定者の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- (1) 学長の任期が満了するとき
- (2) 学長が辞任を申し出たとき
- (3) 学長が欠員となったとき

第3条 学長予定者の選考は、本学の学長および専任教授の中から行う。

第4条 学長予定者の選考は、選挙による。

2 選挙はすべて無記名投票とする。

第5条 選挙の資格を有する者は、選挙公示の日に現に本学専任の教授、助教授、講師である者とする。

2 選挙公示の日に選挙資格を有していた者が、選挙の日までに本学専任の教授、助教授、講師でなくなったときは選挙資格を失う。

第6条 協議会は学長予定者の選挙を行う期日を定め、学長の任期が満了するときはその30日前までに、学長が辞任を申し出たとき、または、欠員となったときは、15日以内に公示する。

第7条 各学部長および一般教育を担当する部の長は、前条の公示にもとづきそれぞれ第8条の予選委員を定めて、予選委員会招集の日の前々日までに協議会に報告しなければならない。

第8条 予選委員は、協議員のほか次により専任の教授の中から各学部および一般教育を担当する部ごとに選挙有資格者によって選出された者とする。

(1) 学部 各4名

(2) 一般教育を担当する部 4名

2 予選委員は、議長および立会人2名を互選する。

第9条 協議会は、選挙の日の7日前までに予選委員会を招集し、学長候補者を推せんさせる。

2 予選委員会は、委員の3分の2以上の出席によって成立する。

第10条 予選委員会は、次の方法によって候補者を定める。

(1) 予選委員は候補者を2名連記で投票する

(2) 議長は、得票者の氏名を第1次候補者として五十音順により、その席上において発表する

(3) 予選委員は、第1次候補者の中から3名連記で投票する。ただし、第1次候補者が5名以内のときは、この投票は行わない

(4) 前項の投票において得票多数の者5名を限度として候補者とする。ただし、末位に得票同数の者があるときは候補者に加える

(5) 議長は、候補者の氏名を五十音順によりその席上において発表する

2 前項の投票における候補者の得票数およびその順位は議長および立会人のほかには示さないものとする。

3 議長は、候補者が定まったときはこれを協議会に通知する。

第11条 協議会は、候補者の氏名を五十音順により公示する。

第12条 学長予定者の選挙事務は協議会が選挙管理委員会を設けて管理する。

2 選挙管理委員会については別に定める。

3 選挙管理委員会委員が学長候補者として公示されたときは、委員を辞退しなければならない。

第13条 学長予選者^(ママ)の選挙は、第11候補者について単記投票で所定の期日に、所定の場所において行う。

2 不在者投票については別に定める。

3 投票数が有権者総数の3分の2に満たないときは、繰返し投票を行う。

第14条 有効投票の過半数を得た者を学長予定者とする。

2 過半数を得た者がいないときは、得票多数の者2名について投票を行う。ただし、末位に得票同数の者があるときは年長者とする。

3 前項の投票で得票同数のときは年長者を学長予定者とする。

第15条 協議会は、選挙の結果にもとづき学長予定者を決定して学長またはその代理者に報告する。

第16条 学長の任期は4年とし、再選を妨げない。ただし、引続き3選することはできない。

第17条 この規程の解釈、適用について疑義があるときは、協議会がこれを決する。

付則

1 この規程は昭和30年1月11日から施行する。

52. 教育学専攻科設置申請書〔抄〕

[昭和32年11月30日⁽²⁾]

〔前略〕

広島大学教育学専攻科設置要項

一、名称

広島大学教育学専攻科（保健体育専攻）

二、目的及び使命

学校教育法第五十七条により、学部における一般的並びに専門的教養の基礎の上に、更に高度の専門教育を施すことを目的とする。

なお、これにより高等学校教員養成課程では一級免許状を取得せしめる。

三、位置

広島県福山市沖野上町 広島大学教育学部福山分校

〔後略〕

[原文縦書]

53. 学位規程

[昭和32年12月10日／評議会（51回）]

広島大学学位規程

（趣旨）

第1条 学位規則（昭和28年文部省令第9号）にもとづき広島大学（以下「本学」という。）が授与する学位については、本学大学院学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（学位）

第2条 本学において授与する学位は、修士および博士とする。

2 修士および博士の種類は、次のとおりとする。

文学修士

教育学修士

理学修士

文学博士

教育学博士

理学博士

(学位授与の要件)

第3条 本学大学院の課程を修了した者には、学則の定めるところにより修士または博士の学位を授与する。

2 博士の学位は、本学大学院の博士課程に3年以上在学し、所定の単位を修得した後退学した者が、学位論文を提出してその審査および試験に合格し、かつ、試問に合格したときにも授与する。

3 博士の学位は、本学大学院の課程を経ない者であっても学位論文を提出してその審査および試験に合格し、かつ、試問に合格したときにも授与する。

(学位授与の申請および受理)

第4条 博士の学位授与の申請に要する学位論文は1篇とし、3通を提出するものとする。ただし、別に参考論文を添付することができる。また審査のため必要があるときは、論文の訳文、模型および標本等を提出させることができる。

2 前条第2項に該当する者が、博士の学位の授与を申請する場合は、学位申請書に学位論文、論文の要旨、履歴書および審査手数料金7,500円を添え、学位の種類を指定し、当該研究科長を経て学長に提出するものとする。ただし、退学したときから1年以内に論文を提出した場合には審査手数料を免除することができる。

3 前条第3項により学位の授与を申請する者の手続については、前項を準用する。

4 前条第2項および第3項に該当する者から学位論文の提出があったときは、学長は学位の種類により当該研究科委員会に審査を付託する。

5 受理した学位論文および審査手数料は、いかなる理由があってもこれを返付しない。

(審査委員会・試問委員会)

第5条 博士の学位論文の審査については、研究科委員会は学位論文の審査および試験を行うため審査委員3名以上からなる審査委員会をもうける。

2 研究科委員会は、第3条に定める試問を行うため諮問委員3名以上からなる試問委員会をもうける。

3 研究科委員会において必要と認めるときは、当該研究科または他の研究科の教官を審査委員または諮問委員に加えることができる。

(試験および試問の方法)

第6条 試験は、学位論文を中心として、これに関連ある科目について行うものとする。

2 試問は、筆答試問および口頭試問により専攻学術に関し、本学大学院において博士課程の学科課程を終えて学位を授与される者と同等以上の学識を有することを確

認するために行う。

- 3 前項の試問については、外国語は2種類を課することを原則とする。ただし、研究科委員会が特別な事由があると認めるときは、1種類のみとすることができる。
- 4 第3条第2項による学位の請求者が、退学してから各研究科所定の年限内に学位論文を提出し、受理されたときは、試問を免除することができる。
- 5 審査委員会が論文審査の結果、不良であると認めるときは、研究科委員会の承認を経て試験を行わないことがある。

(審査期間)

第7条 前条による学位授与の審査は、学位論文を受理したときから1年以内に論文の審査、試験および試問を終了するものとする。ただし、特別な事由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(審査委員会・試問委員会の報告)

第8条 審査委員会は、学位論文の審査および試験を終了したときは、ただちに論文の内容の要旨、審査の要旨および試験の結果の要旨を、研究科委員会に文書をもって報告しなければならない。

- 2 試問委員会は、試問を終了したときは、その成績を研究科委員会に文書をもって報告しなければならない。

(研究科委員会の審議決定)

第9条 研究科委員会は、前条の報告にもとづいて審議のうえ、学位を授与すべきかどうかを議決する。

- 2 前条の議決をするには、研究科委員会の全員（海外出張中および長期療養中の者を除く）の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成が必要なければならない。
- 3 研究科委員会において必要と認めるときは、当該研究科または他の研究科の教官を、この審議に出席させることができる。ただし、その出席者は議決に加わることはできない。

(研究科委員会の報告)

第10条 研究科委員会が、博士の学位を授与できるものとしたときは、研究科長は、学位論文とともに論文の内容の要旨、審査の要旨、試験の結果の要旨および第3条第2項または第3項による者の試問の成績を文書をもって学長に報告しなければならない。

- 2 研究科委員会が、博士の学位を授与できないものとしたときは、その旨を文書をもって学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第11条 学長は、前条の報告にもとづき学位を授与すべき者には、学位記を交付する。

また、学位を授与出来ない者には、その旨を通知する。

(学位の登録)

第12条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は、学位簿に登録し、文部大臣に報告するものとする。

(学位論文要旨の公表)

第13条 本学が博士の学位を授与したときは、その授与した日から3月以内に、その論文の内容の要旨および論文審査の結果の要旨を本学学報に公表するものとする。

(学位論文の公表)

第14条 本学において博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その学位論文を印刷公表しなければならない。ただし、学位授与前に印刷公表したものはこの限りではない。

2 前項により学位論文を公表するときは、「広島大学審査学位論文」と明記しなければならない。

(学位授与の取消)

第15条 本学において学位を授与せられた者が、次の各号の一に該当するときは、学長は、大学院委員会の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を返還せしめるものとする。

(1) 不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき

(2) 学位を授与せられた者が、その名誉を汚辱する行為があったとき

2 大学院委員会において、前項の議決を行う場合は、大学院委員会の全員（海外出張中および長期療養中の者を除く）の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の4分の3以上の賛成がなければならない。

3 学位の授与を取消したときは、その旨を理由を付して本学学報に公表するものとする。

(学位記および書類の形式)

第16条 学位記および関係書類の様式は、別表のとおりとする。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、各研究科委員会において別に定めるものとする。

付則

1 この規程は、昭和32年12月10日から施行する。

ただし、修士の学位に関する規定は昭和30年3月25日から適用する。

2 本学大学院の博士課程を経ない者に対する博士の学位の授与は、本学大学院の博士課程を経た者に同種類の学位を授与した後において取扱うものとする。

別表

第3号第1項の規定により授与する学位記の様式
(修士課程を修了した場合)

割印 番号	年 月 日	学位記 本籍(都道府県) 氏名 年月日生
広島大学長 印		本学大学院○○研究科○○専攻の修士課程を修了したので○○修士の学位を授与する

第3条第1項の規定により授与する学位記の様式
(博士課程を修了した場合)

割印 番号	年 月 日	学位記 本籍(都道府県) 氏名 年月日生
広島大学長 印		本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文(題目)の審査および最終試験に合格したので○○博士の学位を授与する

備考 第3条第2項の規定により授与される学位記の様式もこれによる。

第3条第3項の規定により授与する学位記の様式
(学位論文提出による場合)

学位記	氏名	年 月 日 生	本学に学位論文(題目)を提出し所定の審査試験および試問に合格したので〇〇博士の学位を授与する	年 月 日	広島大学長	印	番号	割印
-----	----	---------	--	-------	-------	---	----	----

第4条第2項の規定による学位申請書の様式
(学位申請書の様式)

年 月 日
広島大学長 殿
氏 名 印
学位申請書
貴学学位規程第4条第2項の規定にもとづき、学位論文、論文要旨、履歴書および審査手数料金7,500円を添えて〇〇博士の学位の授与を申請いたします。

備考 用紙の規格はB5とし縦にして左横書とすること

こと。

- (2) 参考論文が2種以上ある場合は、列記すること。
- (3) 論文をまだ公表していないときは、公表予定の方法および時期を記載すること。
- (4) 論文の要旨は、400字詰原稿用紙10枚以内とすること。
- (5) 用紙の規格はB4を半折とし横にして左横書とすること。

第4条第2項の規定による履歴書の様式

履 歴 書			
本籍地			
現住所			
		氏 名	
		年 月 日 生	
	学	歴	
年	月	日	
年	月	日	
	職	歴	
年	月	日	
年	月	日	
	研 究	歴	
年	月	日	
年	月	日	
	賞	罰	
上記のとおり違いありません			
年	月	日	
		氏 名 印	

備考

- (1) 履歴事項は高等学校卒業後の履歴について年次を追って記載する。
- (2) 本学大学院博士課程の学科課程を終えて退学した者は、単位修得証明書を添付すること。
- (3) 別紙の規格はB4を半折とし横にして綴り込みの余白をとり左横書とすること。

〔編 注〕 原史料は原案であり、会議のなかで加除訂正が行われているため、これを反映させた上、表題から「(案)」を削除した。

54. 政治経済学専攻科設置申請書〔抄〕

[昭和33年11月25日⁽²⁾]

〔前略〕

広島大学政治経済学専攻科設置要項

一、名称

広島大学政治経済学専攻科

二、目的及使命

大学を卒業した者及びこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、更に精深な程度において政治経済に関する特別の事項を教授し、その研究を指導し、あわせて高度の専門的技能を習得させ教育文化経済の発展に寄与するに足る専門的技能者を養成することを目的とする。

三、位置

広島市東千田町

〔後略〕

[原文縦書]

55. 水畜産学専攻科設置申請書〔抄〕

[昭和35年11月30日⁽²⁾]

〔前略〕

広島大学水畜産学部専攻科設置要項

一、名称

広島大学水畜産学部専攻科 水産学専攻
畜産学専攻

二、目的及使命

水産業は原始産業の宿命とも思われるほど発達が遅れているが、その確立や国民栄養源としての魚肉〔産出力〕白の確保、未開拓海洋資源の開発など、水産学において科学的に緊急に解決されるべき問題が多く特に当学部の所在する瀬戸内海の水産にはこの種の課題が多い。学生をこのような水産業界の指導乃至技術者として、また水産学の研究者として教育するためには、非常に広範囲の基礎的並びに専門的知識を修得させ、高度の技能に習熟させることを必要とする。

畜産は農業の一環をなすものであるが、わが国の農業経営の改善安定と国民体位向上のための栄養資源確保との必要上、近年農業経営の中に畜産の占める分野については頗る関心を持たれその重要性が高揚されつゝある。この時において、家畜の改良増殖とその向上とは必須の問題である。更に家畜飼養の源資である草地の造成と牧草の栽培の問題、農業経営における家畜の利用とその生産物の利用特に乳牛の

飼養による酪農経営の問題、畜産物の円滑流通と優良酪製品の製造の問題などの研究は現在頗る緊要のものであって、畜産に関する精深な学問と実際の技術とを修得した専門技術者が社会から強く要請されている。

それに充分応ずるためには大学の現在の修学年限内では未だ充分高い水準の教育を行い得ないので、更に精深の教課を加え、上に要望されるような専門教育を施すことを目的とし、現水産学科並びに畜産学科各々専攻科課程を設置するものである。

三、位置

広島県深安郡深安町津之下

〔後略〕

[原文縦書]

56. 大学院医学研究科設置申請書〔抄〕

[昭和33年11月⁽¹¹⁾]

第一 広島大学大学院医学研究科設置要項

一、目的及び使命

本大学院医学研究科は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする。

二、名称

広島大学大学院医学研究科

三、位置

広島市霞町

〔中略〕

十三、大学院維持経営の方法

国庫支弁による。

十四、大学院医学研究科開設の時期

昭和三十四年四月一日

〔後略〕

[原文縦書]

57. 協議会規程

[昭和35年12月20日／学報303号]

広島大学協議会規程

第1条 本学に、教育公務員特例法に基づき、協議会をおく。

第2条 協議会は、本学の評議員および部局長をもって組織する。

第3条 協議会は、次の事項を審議する。

- (1) 学長の選考
- (2) 学長および学部長以外の部局長の選考基準
- (3) その他教育公務員特例法に定める事項

第4条 学長は、協議会を招集し、その議長となる。

2 学長に事故あるときは、前任学部長が協議会を招集し、協議会の議決により、議長を定める。

第5条 協議会は、協議員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席協議員の3分の2以上の同意により決する。

第6条 協議会に関する事務は、庶務課において行なう。

附則

この規程は、昭和35年12月20日から施行する。

58. 工業教員養成所学則

[昭和36年8月30日／学報311号]

第1章 総則

(目的)

第1条 広島大学工業教員養成所は、高等学校の工業の教科の教授を担任する教員を養成することを目的とする。

(学科および入学定員)

第2条 広島大学工業教員養成所（以下「養成所」という。）の学科および入学定員は、次の表に掲げるとおりとする。

学 科	入学定員
電気工学科	40名
機械工学科	40名

(職員組織)

第3条 養成所に所長を置く。

2 養成所に、所長のほか教授、助教授、講師、助手、事務職員、技術職員および教務職員を置く。

第2章 学年、学期および休業日

(学年)

第4条 養成所の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第5条 養成所の学年は、これを前期および後期に分け、前期は4月1日から10月14日まで、後期は10月15日から翌年3月31日までとする。

(休業日)

第6条 養成所の休業日（授業を行わない日をいう。）は、次の各号に掲げる日とする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日
- (3) 広島大学創立記念日 11月5日
- (4) 春期休業日 4月1日から4月8日までとする。
- (5) 夏期休業日 7月11日から9月9日までとする。
- (6) 冬季休業日 12月21日から翌年1月7日までとする。

2 前項各号に掲げる休業日のほか、所長は、非常変災その他特別の事情がある場合には、臨時に、授業を行わないことができる。

第3章 修業年限、在学期間および教育課程等

(修業年限)

第7条 養成所の修業年限は、3年とする。

(在学期間)

第8条 学生は、4年を超えて養成所に在学することができない。ただし、休学期間は、在学期間に算入しないものとする。

(教育課程)

第9条 養成所の教育課程は、基礎教育科目、専門教育科目および教職教育科目によって編成するものとする。

2 養成所で開設する前項に規定する教育科目に係る授業科目の名称およびその単位数は、別表のとおりとする。

(授業日数)

第10条 養成所における1年間の授業日数は、35週にわたり210日を原則とする。

(単位の授与)

第11条 授業科目の単位は、授業科目ごとに、当該授業科目を履修し、かつ、試験に合格した学生に対して与える。

2 前項の試験は、授業科目の種類により報告書または平素の成績等をもって、これに替えることができる。

3 単位の成績は、優、良、可、不可の4段階の記号をもって標示し、優、良、可を合格とする。

第4章 入学、休学、退学、懲戒、除籍および卒業

(入学資格)

第12条 養成所に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者または通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(入学の出願)

第13条 養成所に入学を志願する者は、指定の日までに、入学願書に、検定料および別に指定する書類を添えて所長に提出しなければならない。

(入学の許可)

第14条 所長は、入学志願者に対して選抜試験を行ない、その結果に基づいて、入学を許可すべき者を決定する。

(入学の手続)

第15条 入学を許可された者は、指定の日までに、保証人連署の誓約書および戸籍抄本を所長に提出するとともに、入学料を納付し、かつ、所定の宣誓をしなければならない。

2 入学を許可された者が、止むを得ない事由による場合を除き、前項の手続を怠ったときは、入学の許可を取り消すものとする。

(休学)

第16条 学生は、疾病その他の事由により2月以上にわたって修学することができない場合には、所長の許可を得て休学することができる。

2 所長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる学生に対しては、休学を命ずることができる。

3 休学の期間は、引続き1年を超えることができない。ただし、所長は、特別の事情があると認められるときは、さらに、1年以内に限り休学を許可することができる。

4 休学した学生は、休学期間内にその理由が消滅した場合には、所長の許可を得て、復学することができる。

(退学)

第17条 学生が退学しようとするときは、書面をもって所長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(懲戒)

第18条 所長は、学生が養成所の諸規則に違反し、または所内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為を行ったときは、当該学生に対して懲戒の処分を行うことができる。

2 懲戒の種類は、次のとおりとする。

訓告

停学

退学

(除籍)

第19条 学生が次の各号の一に該当するときは、所長は当該学生を除籍する。

(1) 第8条の在学期間を修業して、なお卒業の認定を得られない場合

(2) 休学期間が通算2年を超える場合

(3) 授業料納付の義務を怠り、かつ、督促をうけてもなお納付しない場合
(卒業の要件)

第20条 養成所を卒業することができる者は、養成所に3年以上在学し、次の各号に定めるところにより、合計110単位以上を修得した者とする。

(1) 基礎教育科目 20単位以上

(2) 専門教育科目 76単位以上

(3) 教職教育科目 9単位以上

2 前項に規定する卒業の要件を充たした者には、所長が卒業証書を授与する。

第5章 検定料、入学料および授業料等

(検定料)

第21条 検定料は、1,000円とする。

(入学料)

第22条 入学料は、500円とする。

(授業料)

第23条 授業料は、年額7,200円とする。ただし、2,400円を控除した額については、別に定めるところにより徴収を猶予することができる。

2 前項の授業料は、毎年4月および10月に、それぞれ年額の2分の1に相当する額を納付するものとする。

第24条 特別の理由により授業料を納付することが困難な者については、別に定めるところにより、徴収猶予または月割分納を許可することができる。

第25条 学資の支弁が困難であり、かつ、学業優秀な者または休学、死亡等やむを得ない事情があると認められる者については、別に定めるところにより、授業料を免除することができる。

第26条 既納の検定料、入学料および授業料は、これを返付しない。

附則

この学則は、昭和36年8月30日から施行し、昭和36年5月19日から適用する。

別表

教育科目	授業科目	単 位
基礎教育科目		28 (内8は選択)
	物 理 学	4
	化 学	4
	数 学 解 析	6
	英 語	8 (内4は選択)
	ド イ ツ 語	6 (内4は選択)
専門教育科目		
電 気 工 学 科	電 気 基 礎 学	15
	電 気 磁 気 学	6
	交 流 理 論 及 び 過 渡 現 象 論	6
	電 気 計 測	3
	電 力 工 学	10
	発 電 工 学	2
	送 配 電 工 学	4
	電 気 法 規 及 び 施 設 管 理	2
	高 電 圧 工 学	2
	電 気 機 械 学	10
	電 気 機 械	6
	電 気 機 械 設 計	2
	電 気 製 図	2
	電 子 工 学	17
	電 子 現 象 論	2
	電 子 回 路 学	4
	電 子 機 器	4
	自 動 制 御	3
	半 導 体 工 学	2
	通 信 機 器	2
	そ の 他 の 科 目	36 (内12選択)
	電 気 材 料	2
	電 気 応 用 I	2
	電 気 応 用 II	3 (選 択)
	電 気 応 用 III	2 (選 択)
	機 械 工 学	2

	電気工学実験Ⅰ	4
	電気工学実験Ⅱ	4
	電気工学実験Ⅲ	4
	機械工学実験	1
	生産管理	2
	工業経済	2
	電気工学現業実習	1
	電気音響学	1 (選択)
	電波法規	2 (選択)
	職業指導	4 (選択)
	小計	88 (内12選択)
機械工学科	機械基礎学	12
	機械設計製図	6
	機械力学	2
	機械構造学	2
	機械要素	2
	材料力学	9
	一般力学	3
	材料力学	4
	材料試験法	2
	熱及び流体	18
	工業熱力学	3
	蒸気動力学	4
	内熱機関	2
	冷凍及び空気調節	2
	流体力学	4
	流体機械	3
	機械工作	9
	機械工作法	2
	機械工作実習	4
	工作機械	3
	その他の科目	32 (内14選択)
	工業材料	3
	電気工学	2
	工業計測	2
	自動制御	3
	生産管理	2

	工業経済	2
	機械工学実験	2
	電気工学実験	1
	機械工学現業実習	1
	自動車工学	2 (選択)
	空気機械	2 (選択)
	弾性及び塑性学	2 (選択)
	構造力学	2 (選択)
	精密機械	2 (選択)
	職業指導	4 (選択)
	小計	80 (内14選択)
教職教育科目		9
	教育原理	2
	教育心理学	3
	青年心理学	1
	工業科教育法	2
	教育実習	1

59. 大学院工学研究科（修士課程）設置申請書〔抄〕

[昭和37年11月⁽²⁾]

〔前略〕

一、設置要項

事項	記入欄	備考
設置者	国	
目的または事由	<p>近年我が国の工業の伸展に備え理工系学部学生の大幅増加が進められているが、工業技術の高度化と急速な進歩に対処するには、高級技術者および研究者を早急に増強して各分野の研究態勢を充実する必要がある。最近工業界の諸団体、会社等の研究施設拡充のため大学に対する研究協力援助の要請は著しく増加しつゝ、あり又特に中・四国方面から本学工学部に対する要請ははなはだ多い。</p> <p>なお本学では既に文学、教育学、理学および医学の研究科を置き夫々の分野において成果を挙げつゝ、あるので、に工学研究科を設置し工業技術の深奥を究め以て工業の飛躍的發展に寄与したい。</p>	

名 称	広島大学大学院工学研究科（修士課程）	
位 置	広島市東千田町 （大学院工学研究科 広島市千田町三丁目）	

〔中略〕

維持経営の 方法概要	略	
開設の時期	昭和三十八年四月一日	

〔後略〕

[原文縦書]

60. 歯学部設置計画書〔抄〕

[昭和40年1月11日⁽²⁾]

〔前略〕

一、設置要項

事 項	記 入 欄	備 考
設 置 者	国	
目的または事由	本学部は学校教育法の精神に則り歯学に関し深く学理を究め、広く智識技能を受け人類福祉のための有能なる歯科医師を育成することを目的とし、併せてこの地方の歯科医学の中心として文化の進歩と人類の福祉に貢献することを使命とする。	
名 称	広島大学歯学部	
位 置	広島市東千田町 （ 歯学部 広島市霞町 歯学部附属施設 歯学部附属病院 広島市霞町 ）	

〔中略〕

維持経営の方法	略	
開設の時期	昭和四十年四月一日 (専門課程第一年次は、昭和四十二年度から)	

〔後略〕

〔原文縦書〕

61. 大学院経済学研究科（修士課程）設置計画書〔抄〕*

〔昭和42年1月10日⁽²⁾〕

〔前略〕

一、設置要項

事項	記入欄	備考
設置者	国	
目的又は事由	<p>わが国における中・四国地方のもつ政治・経済・文化的重要性はわが国経済構造再編成の要請にともない近年とくに急速にたかまってきた。なかんづく広島市は「大規模地方開発都市」に指定され、中・四国地方の中核都市として当然その中枢管理機能を果さなければならぬ。</p> <p>かかる「広島」の学術・文化の表徴としての広島大学は、すでに五つの大学院研究科（文学、教育学、理学、医学および工学）をもち、一応総合大学としての機能と責務を果してきた。しかし社会科学部門にはいまだ大学院研究科が設置されていない。このことは上述の実情にかんがみとくに同部門のいよいよ増大する学問的重要性にかんがみ、まことに遺憾至極のことといわねばならない。社会科学部門での研究科設置が名実ともに完全総合大学たるべき広島大学自体としてはもちろんのこと、中・四国地方を通じての政治・経済・教育界から強く要請されているゆえんである。</p> <p>このような事由から、本学は政経学部経済学科の教育の基礎の上に、大学院経済学研究科を設置し、経済学に関する高度にして専門的な学術の理論および応用の研究をなし、この分野における精深なる学識と研究</p>	

	能力、さらに指導能力を備えた人材を育成しようとするものである。	
名 称	広島大学大学院経済学研究科（修士課程）	
位 置	広島市東千田町一丁目一番八九号	

〔後略〕

[原文縦書]

62. 大学院農学研究科（修士課程）設置計画書〔抄〕

[昭和42年8月19日⁽²⁾]

〔前略〕

一、設置要項

事 項	記 入 欄	備 考
設 置 者	国	
目的または事由	<p>水畜産学部は、地元の強い要望により昭和二十四年に発足した広島大学の一学部として設置されたが、一般農学を主体とする既存の農学部とはややその趣が異なって水産・畜産の両学科で構成されているという特徴をもち、その教育および研究の主たる対象となる水産物・畜産物は、我国の食糧自給の基盤となる重要な動物性蛋白資源である。一般に知られているように我国水産業は、世界随一をほこる実績を持ち、特に本水産学科は、瀬戸内海水域を基に海洋資源の維持と一層の開発を期待されている。一方畜産業は、新しい我国の農業構造改善の中核産業としての脚光を浴び、特に本畜産学科は、瀬戸内海地域のみならず中国山脈地域の畜産業を中心とした農業開発に寄与すべく期待されている。このような要望に応えるため本学部においては設立以来、基礎的学識を身につけた高度技術者を年々育成し、官界・産業界の各分野に多数送り出しているだけでなく、地域社会の開発にも貢献し、その成果は顕著である。その後本学部は水産物畜産物の需要の増大とその高度加工の趨勢に応じ、さらに近時飛躍的に発展しつつある食品工業界の要望に応じて昭和四十一年度新たに食品工業化学科を増設し、この方面の人材</p>	

	<p>養成を始めている。以上のように本学部は組織の発展のみならず、教育および研究の充実を図るため、特に教官組織の拡充強化に努め、その他図書館、実習船、附属農場、水産実験所、実習工場等の施設においても、既存の旧制大学農学部と比肩しうる内容の充実と施設の整備を目標として、ひたすら学部建設に邁進してきた。</p> <p>近時関連産業界は、基礎理論の応用化、高度な機械器具の導入等により急速な近代化を遂げつつあり、また関連学問のいちじるしい進展と水準の高度化が見られている。これに伴いさらに広い視野に立って精深な学識を修め、また、高度の研究能力並びに応用能力を身につけた人材の養成が、強く要望されている。</p> <p>広島大学は長年にわたる学問研究の伝統と、中国および四国地域における中心的立地条件と相まって、この地域における中心大学として発展しつつあり、この際速かに水畜産学部を基盤とした農学研究科を設置することは、地域社会並びにわが国学問の発展に寄与すべく極めて重要かつ緊急な意義を有する。</p>	
名 称	広島大学大学院農学研究科水産学専攻、畜産学専攻(修士課程)	
位 置	広島県広島市東千田町一丁目一番八九号 (大学院農学研究科 広島県福山市緑町二番一七号)	

〔後略〕

〔原文縦書〕

第2節 キャンパスの統合と施設の整備

63. 〔教育学部〕三原分校存置要望理由書※

[昭和26年3月23日⁽¹³⁾]

『広島大学二十五年史 通史編』582～584頁所収。

64. 国立大学総合整備計画〔抄〕

[昭和26年5月／『日本の学校建築－戦後の学校建築の変遷－』673頁]

〔前略〕

◎ 広島大学

○ 方針

- 1 大津野の水生産部は福山分校に統合すること。
- 2 福山分校にある教育学部の4年制課程は当分はおくことは止むを得ないが、なるべく近い将来に広島市へもってくること。
- 3 三原分校については広島東雲分校と福山分校とに吸収すること。
- 4 広島江波町の旧県立商業の校舎を使用している政経学部及び出汐町にある教育学部も共に東千田町へ吸収すべきである。東千田町においては先づ付属小学校を外へ出し、第2段として付属中学、付属高校も共に近くの外に出すことを強力に考えるべきである。
- 5 工学部の県立工業高等学校の吸収は急速に推進すべきである。

〔後略〕

65. 広大建設十カ年計画についての新聞記事*

[昭和28年12月10日／中国新聞]

〔編注1〕

ニュースの行方① 広大建設十カ年計画

夢はるか総合学園／一次計画は予定通り進行

「タコの足大学」－これは広島大学のニックネームである。つまり総合大学とは申せ、タコの足のように各学部が市内のあちこちに、また広島県下の各都市に点在しているという意味である。二十四年に旧文理大を中心に各専門学校、師範学校を統合して一つの大学を形成した以上、無理のない話ではあるが、その不便はまた格別であるらしい。このときに大きな朗報としてもたらされたのが、二十六年文部省広島工事事務所から発表された広島大学建設十カ年計画⁽¹⁴⁾だったこれは予算十億七千三百万円、建坪一万坪で文、理、教育、政経学部、本部を鉄筋コンクリート三階建て現在の旧文理大の

所在地広島市東千田町に建設、一大学術センターたらしめようとするもの。この計画の第一次五ヵ年計画は五千坪の建設をもくろみ、二十七年早々着手されたその後満二年、現在では教育、文学部の一部二千五百坪が完工〔ママ〕こんごの予算獲得もほぼ見通しがつき工事は予定通り着々と進行している。第一次計画では戦災にあった理学部-旧文理大の整備、それに教育、文学部、図書館の一部、第二次計画では図書館の整備、政経学部、本部、厚生施設の建設となっている。しかしこの計画からもれている施設も多く、工学部は別個に建設計画をたて、すでに工事〔ママ〕は進められているものの福山水畜産学部、今夏統合された呉の医学部の問題など、店学部が一堂に会する総合大学は、いまだ遠い夢物語に過ぎないようだ。とはいえこの十ヵ年計画で全国各大学にさきかけて試みられる図書館と文、教育、政経学部を建物で連結し、各学部の図書を全部図書館に移し教授室、研究室、演習室を図書館に設けるという案は、たしかに従来の大学各学部のセクショナリズムを排除する意味でも、また学生に便宜を与える点で注目に値する。世界各国大学から友情のしるしと送られてきた数千の苗木が緑の森に育つところ、有機的に連結された数むねの鉄筋コンクリート三階建の白亜の殿堂が東千田の町にそびえ、教育の殿堂として真理探究の場として、その機能を発揮するとき広島のうちにかぶせられた「平和」という文字も「文化」という文字も、アクセサリーの汚名を返上し得るのではなからうか。(凸版は広大十ヵ年計画完工想像図) = K生

〔付図略〕

〔原文縦書〕

〔編注1〕「ニュース」は原史料においては「ニュース」の文字と矢印とからなるデザイン文字。

66. 呉市の医学部移転反対ビラ*※

〔昭和30年11月／「広大医学部存置関係資料」^{〔19〕}〕

『広島大学医学部五〇年史 資料編』325～326頁所収。

67. 医学部学生の医学部移転促進ビラ*※

〔昭和30年11月／「広大医学部存置関係資料」^{〔19〕}〕

『広島大学医学部五〇年史 資料編』326～328頁所収。

68. 医学部附属病院設置に関する概算要求書〔抄〕*

〔昭和30年／「昭和31年度概算書（大学附属病院）」^{〔5〕}〕

1 公立大学病院合併

一 広島大学医学部附属病院の新設

(一) 必要なる理由

広島大学医学部は昭和28年度に広島県立医科大学を合併して新設されたが、昭和31年度に学年進行が完了するので、これにともない広島医科大学附属病院は広島大学医学部附属病院として国に移管する必要がある。しかして広島大学医学部は附属病院の国立移管と同時に当初の大方針に則り呉市より広島市に移転し、病院もその本院を呉市より広島市に移し、分院を呉市に置く計画である。

位置

本院 広島市霞町（元県庁）

分院 呉市広町

〔後略〕

69. 呉市の医学部移転反対陳情書**

〔昭和31年1月15日／「広大医学部存置関係資料」^{<19>}〕

『広島大学医学部五〇年史 資料編』340～342頁所収。

70. 医学部附属看護学校学則〔抄〕

〔昭和31年4月1日／『記念誌 看護教育47年のあゆみ』〕

第1章 総則

第1条 広島大学医学部附属看護学校（以下「本校」という）は、看護婦として必要な高度の学術および技術を修得せしめるとともに、人格の陶冶を目的とする。

第2条 本校の修業年限は3年とする。

第3条 学生の定員は1学年30名とする。

第2章 学年、学期および休業日

第4条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第5条 学年を次の2学期に分ける。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

ただし、1学年の第1学期を予科期間とする。

第6条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日

(3) 広島大学創立記念日（11月5日）

(4) 夏期休業21日間、冬期休業7日間

第3章 学科課程および授業時数

第7条 学科課程、実習課程および授業時数は、別表のとおりとする。

第4章 入学、退学および転入学

第8条 入学は、学年の始めとする。

第9条 本校に入学を志願することのできる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 高等学校卒業者、または、本校においてこれと同等以上の学力を有する者と認められた者
- (2) 年齢が満22才未満の者
- (3) 修業中家事にわずらわされることなく、寄宿舎に入ることのできる者

第10条 入学志願者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 調査書
- (3) 卒業証明書または、卒業見込証明書
ただし検定合格者の場合は合格証明書の写
- (4) 戸籍謄本および写真
- (5) 前条第1号のうち準看護婦については3年以上業務に従事していたことの証明書

第11条 入学志願者には次の試験を行う。

- (1) 学科試験
- (2) 人物考査
- (3) 身体検査

第12条 入学を許可された者は、保証人2名を定め1週間以内に本校所定の誓約書を提出しなければならない。

2 前項に定める期間中に手続をしないときは、入学許可を取消すことがある。

第13条 入学を許可された者は、所定の宣誓をしなければならない。

第14条 保証人を変更したときは、すみやかに改めて誓約書を提出しなければならない。

第15条 本人および保証人の身分上の異動または住所の変更があったときは、ただちに届け出なければならない。

第16条 学生が疾病その他傷やむを得ない理由により欠席しようとするときは、その理由を届け出なければならない。ただし、疾病のため7日以上欠席するときは、医師の診断書を添付しなければならない。

第17条 学生が疾病その他やむを得ない理由で連続3月以上欠席しようとするときは、保証人連署のうえ願い出て、許可を得て休学することができる。

ただし、傷いまたは疾病の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

2 休学の期間は1年以内とする。ただし、理由がやむを得ないと認められたときは、さらに1年以内の休学を許可することがある。

第18条 休学の理由がなくなり復学を願い出たときは、詮衡のうえ相当学年に復学させることができる。

第19条 学生は校長の許可なく他の学校に入学を志願し、または各種試験を受けることはできない。

第20条 学生が退学しようとするときは、その理由を記し、保証人連署のうえ願い出て、許可を受けなければならない。ただし、疾病の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

第21条 同程度の他の看護学校から本校への転入学は、欠員のある場合に限り試験のうえ、入学を許可することがある。

第5章 試験、進級および卒業

第22条 試験は、学期試験、学年試験および卒業試験に分ける。

第23条 試験の採点は、各科目100点を満点とし、1科目60点以上を及第とする。不合格の場合は、1回に限りその科目について再試験を受けることができる。

第24条 進級および卒業は、学科成績、実習成績および人物評定を総合し、講師会議の判定によりこれを決定する。

第25条 学年内に所定の授業日数の3分の1以上欠席した者は、進級または卒業することができない。

2 欠席日数が1学年につき21日を超えたときは、その超過した日数だけ実習しなければ卒業できない。

第26条 本校所定の全学年の課程を修了した者には、卒業証書を授与する。

第6章 賞罰

第27条 校長は、学業、人物とも優秀で、他の模範とするにたるものをほう賞する。

第28条 校長は、学生が学則に違反し、または学生の本分に反する行為をしたときは、次の懲戒をする。

戒告

停学

退学

第29条 次の各号の一に該当するときは、退学を命ずることがある。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認めた者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認めた者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第7章 入学料、授業料および給与

第30条 入学料および授業料は徴収しない。

第31条 学生には学資金を給与し、修業に必要な物品の一部を支給または貸与する。

第32条 学生が第20条および第29条による退学または転学したときは、在学中にうけた学資金を償還しなければならない。ただし、事情によりその全部または一部を免除することがある。

第8章 寄宿舎

第33条 学生は、在学中寄宿舎に入舎しなければならない。ただし、舎費および食費は徴収しない。

第34条 寄宿舎に関しては、別に寄宿舎規則を定める。

附則

この学則は昭和31年4月1日から施行する。

〔別表略〕

71. 看護学校の運営について

[昭和31年4月18日／「大学沿革等No.2」⁽²⁾]

文大大第268号

昭和31年4月18日

広島大学長 殿

文部省大学学術局長

稲田清助 印

看護学校の運営について

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令（昭和31年4月1日文部省令第8号）の施行に伴い本年4月より貴学の設置する看護学校の運営については、下記各項を参照の上運営されるようお願いいたします。

記

1. 名称

学校の名称は広島大学医学部附属看護学校とすること。

2. 組織

(1) 校長

病院長の兼務又は医学部の教授をもって充てること。

(2) 講師

講師専任は2名とし、他は非常勤とすること。

3. 生徒定員

30名（1学年当り）

4. 修業年限

3年

5. 学科課程

保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則（昭和26年8月10日文部、厚生省令第1号）別表3を参照すること。

6. 生徒手当

- (1) 生徒手当 月額 800円
俸給の例によって支給すること
- (2) 生徒食糧費 日額 70円
取扱い方法については追って通知する

7. その他

以上の各項の外保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則を参照すること。

72. 理学部附属微晶研究施設設置に関する概算要求書〔抄〕*

[昭和31年／「昭和32年度概算書（国立学校）」^{（5）}]

二、理学部結晶研究施設の新設

（一）理由

イ、欧米諸国では物質の構成因子である結晶に関する実験的理論的研究が常温においては勿論、極低温更に放射線におけるもの等が盛に行はれ、戦後は特に結晶に関する科学を盛んで貴重なる成果をあげ現代の科学技術の著しい進歩発達、基礎産業の振興に大いに寄与している。

ロ、我国においてもこの方面の研究が進み新しい研究成果があげられることは我が国科学技術基礎産業の大なる発展となり欧米の模倣に終始しなくなるものである。

ハ、理学部においては従来より結晶学的分野において各種の価値ある実験的研究を遂行して各々その実績を重ねて来た。

ニ、以上の点より理学部に結晶研究施設を設置し講座研究員の協力をも得て欧米を凌駕する研究成果をあげもって学界科学産業界に貢献しようとするものである。

〔後略〕

73. 医学部附属病院分院設置に関する概算要求書〔抄〕*

[昭和31年／「昭和32年度概算書（大学附属病院）」^{（5）}]

2. 分院の新設

一、県分院の新設

(一) 理由

イ、本学医学部附属病院は公立学校合併により昭和31年度広島県立医科大学附属病院を移管し、当初の大方針に基き呉市より広島市に移転する。

ロ、呉市にある附属病院は昭和23年より現在地に開設し呉市及其周辺の勿論沿岸島嶼部、県東北部方面の住民の医療に貢献してきたが、当地方民は今後もその診療の継続を強く要望している。

ハ、このため医学部附属病院の広島市移転跡に県分院を設置したい。

(二) 位置

呉市広町大新開

〔後略〕

74. 医学部附属原子放射能基礎医学研究施設設置に関する概算要求書〔抄〕*

〔昭和32年／「昭和33年度概算要求書附属参考書」⁽⁵⁾〕

二 医学部原子放射能基礎医学研究施設新設

(一) 必要理由

イ、近年原子力研究とその応用の進展にともない放射能の人体への影響、その対策、傷害の予防等、基礎医学的研究が要望されているが、その基礎的研究は甚だ欠けている。

ロ、広島市は世界最初原爆被災地で放射能による致命的な疾患である白血病、細網肉腫(淋腺の癌)等の発生が今なお多数認められ、放射能による人体への傷害を根本的に研究し、その対策の早急なる樹立が痛感される。

ハ、本学医学部はその前身である県立医科大学時代より原爆被災者を主な対象として、その学理的研究を続けてきたが、32年9月には広島市に移転を完了し、この活きた研究材料によりその飛躍的な研究態勢が得られ又米国が広島市に設置している原爆障害調査委員会(A.B.C.C)も研究計画を拡大しつつあり国際的な連繫が得られる。

ニ、以上の点より立地条件の最も整っている本学医学部に原子放射能基礎医学研究施設を設置し社会の要請に応えたい。

〔後略〕

75. 教育学部三原分校四年制昇格存置に関する県議会・三原市議会等の決議・陳情書*※

〔昭和33年8月27日⁽¹⁰⁾〕

『広島大学二十五年史 通史編』616～620頁所収。

76. 原爆放射能医学研究所法律改正資料

[昭和36年1月⁽⁵⁾]

広島大学原爆放射能医学研究所 法律改正資料

1. 研究所設置の理由及目的

(1) 設置理由

イ 広島市では被爆後15年の今日、10万の原爆被爆者が放射能による身体的影響と有害な遺伝的影響とにおびえつゝ、今なお不安と焦慮の生活をつづけているが、これら被爆者を対象とし、将来の不幸を防止し推計しうる資料の蒐集や実態の把握、解析を行い研究の完璧を計りたい。

ロ 被爆者の発病予防、健康の保持増進更に原爆放射能の人体に対する影響及びその障害に対する予防法、治療法、関連疾病等の研究調査を総合的に運営し得る長期研究体系を整え、進んで人口動態、優生学的に寄与しうる資料の整備をはかり後世への研究基礎の早急なる樹立を図る。

(2) 設置目的

原爆放射能による傷害の予防、治療に関する研究

2. 設置にいたる経過

昭和23年初頭広島市及び市議会に原爆被害者対策委員会が任都栗司氏の提唱により設置され速かに原爆被爆者の医療の対策を講ずべき必要がある事を政府に建議されたが、A B C Cの設置を見たのみで日本側の自主性を有する調査研究機関の設立はその後引続いての政府に対する陳情にも拘らず、終にその実現を見るに至らなかった。その一つの理由として広島大学医学部の前身である広島医大が呉市にあって、その責に直接任ずる事が出来なかった事を挙げる事が出来る。

昭和29年3月、ビキニ水爆実験に伴う災害を契機として、にわかには原爆被爆者の医療に関する国家的措置を要望する声が高くなり昭和31年に原爆被爆者医療法の制定を見るに至った。然しながらその医療に就いての、根本的研究を行うべき機関は、設置されなかった。

一方広島大学医学部に原爆放射能の障碍に対する医学的研究を主体とする、放射能医学生物学研究所の構想が出来たのは、昭和29年の春、ビキニ水爆実験に伴う福龍丸の放射能灰の被曝があって、放射能の人体に及ぼす影響に就いて、にわかには世人の関心が学内に強くなり、昭和29年6月13日に医学部に於いて、打合せ会を開いたのに端を発し、昭和30年度の概算要求として3部13部門の計画案が提出され、更

に翌30年には昭和31年度の新規概算要求として広大放射能基礎医学研究所として医学だけの分野に絞って、7研究部17研究室より成る計画案が提出されたが、何れも実現を見るに至らなかった。

当時文部省自体に放射能生物学医学研究所を設置したい希望があり、その構想は大體我々の立案したものに近いものであったが、厚生省も類似の構想を持ち、他の省にもまたこれに近い立案乃至構想があり、各省間の希望を統合して結局は科学技術庁直屬の現在の放射線医学総合研究所の誕生を見るに至ったのである。

然しながら斯くして生れた放射能医学総合研究所は、放射線の人体に与える障害の予防、診断及び治療に関する調査研究を行う事を目的としていて、原爆の放射能の障碍の如き特定の題目に就ての調査研究を目的としているものでなく、いわば我々の構想の中から一般的の放射線の障碍の医学的研究だけを取り出してその目的としたものであり、広島大学は原爆放射能の障碍に関する基本的の調査研究、殊にその医療に関する面を担当して、研究すべき責務を担わざるを得ない情勢下に置かれた。斯くして昭和33年度の新規要求として、2部門から成る原子放射能基礎医学研究施設を医学部から提案し、その第1部門即ち原子放射能医学理論の部門の設置が認可され、次いで昭和34年度に第2部門即ち原子放射能傷害医学の部門が認められ研究施設の一応の完成を見て今日に至っておる。然しながら原爆被爆者に及ぼす放射能の影響が如何なる機序に於いて、且つ如何なる規模に於いて発現するか或いは、その発現が予想されるかと言う根本的の問題の解明は今日尚極めて不十分な状態にある。

他方10万を数うる広島市在住の原爆被爆者は原爆医療法の制定にも拘らずその根本的の医療方法が確立されないために、その健康の管理は極めて不安定な状態にあり、その根本的の対策を樹立する事が焦眉の急を要する問題となって来た。従ってこの際本研究施設を改組して、原爆放射能による障害の根本的対策の医学的研究を目的とする独立した研究機関を設立する事は、広島大学の使命として最も重要なもの一つに先づ数へなければならず、本研究所の設置の必要を痛感したのである。

前述したように広島市、市議会、原爆対策協議会は、昭和31年以後引続き本研究所の実現に努力を続けつゝあったが昭和34年9月より原爆医療法の改正に当って、とりあげた三大悲願事項の一つである、原爆被爆者医療総合研究所の設置の希望は、伊勢湾台風被害対策の影響で見送りととなったので、昭和35年広島市、市議会及び広島原爆被害対策促進委員会が再び、この研究所の必要性を強調し、縮命の広島市に存在する広島大学に併設し、大学の特色と世界的権威たらん事を願ひ、且つ原爆被爆者の福祉増進に寄与する事につとめるように、との要望を大学に示されたので、広島大学はその要望が、大学自身の夫れと全く一致するものである事を改めて認識し、地域社会の強力な支持を得て本研究所設置の決意をしめたのである。

3. 研究所の組織

部 門 名	部 門 内 容	備考
障 害 基 礎 病 理 学 及 癌 疫 学	原爆放射能の人体への作用機能を学理的に究明する。 原爆放射能の人体への影響の病理学的に研究並びに被爆者の癌に関する研究 原爆被爆者の発病予防と潜在後障害及び関連疾病の研究並びに被爆者の社会医学的研究	
臨床第1(内科系)	原爆被爆者の内科、小児科、精神神経科関係の機能障害の研究	
遺伝学及優生学	原爆被爆者の遺伝学的及優生学的研究	
化学療法	原爆放射能障害者の治療法の研究(温泉治療法を含む)	
血液学	原爆被爆者の造血臓器機能障害の研究	
臨床第2(外科系)	原爆被爆者の外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚泌尿器科関係の機能障害の研究	

4. 予算

研究所	49,346	千円
病院	1,948	千円
計	51,294	千円

77. 「山中記念館に関する」事務局学生部申合事項

[昭和38年1月10日／「山中高女関係綴」⁽²⁾]

[表紙]

「広島大学事務局学生部申合事項／広島大学」

広島大学事務局学生部申合事項

広島大学包括校「広島女子高等師範学校」設立の由来(別誌「山中高等女学校と広島大学」参照)に鑑み、左記事項を申合せて今後に申送ることとする。

一、財団法人山中高等女学校理事長あて広島大学長事務取扱昭和二十五年二月十一日付別紙「覚書」の趣旨に基づき、山中寮および山中記念館の敷地は、これを山中高等女学校の史跡として、「山中」を記念する女子学生施設のために限り使用すること。

二、広島大学長、橘香会代表交換昭和二十九年五月十五日付別紙「覚書」の趣旨に基づき、橘香会は同会代表者の今後の変更にかかわらず、同覚書第一条の訓育を行うため、山中記念館を利用し得ること。

昭和三十八年一月十日

広島大学事務局長 笹岡太郎 ㊦

広島大学学生部長 平塚錦平 ㊦

〔中略〕

国家公務員宿舎建設用地について

国家公務員宿舎の昭和二十四年度分の割当については、関係当局において審査中のところ、広島財務部、中国建設局の特別の厚意により、とりあえず独立宿舎八戸分を本学職員用として建設してくれることとなった。併し右所要敷地は大学の所有敷地を提供することを条件とし、且年度内に工事を完成するため、即時諾否を決定回答を要すとのことである。

然るに、本学の広島市内所定の所有地は、広島市都市計画のため殆んど換地処分の対象となり、東雲分校の所属地に未使用の空地があるが遠隔不便の地で国家公務員宿舎としては当局の承認を得られないところとなり、結局旧女高師の敷地中、橘香会館建設予定地の一部分を考慮する外他に適当な土地がない状況であります。元山中高女跡の敷地については、複雑な種々の経緯を経て今日に至ったものであり、且橘香会において現に橘香会館建築のため寄附金募集中であるので、その予定敷地を縮小するのは極力避けたいところであるが、一方、本学所属職員の住宅に困窮している現況は見るに忍びないものがあり、この八戸の増築の機を逸するのは遺憾千万なので、この際元山中高女の理事長山中トシ氏に左案のとおり覚書により御諒解を求め御協力を得たいと思うが、いかがですか。

昭和二十五年二月十一日

広島大学長事務取扱 桜井 役

山中トシ 殿

橘香会館建設用地について

今回政府において昭和二十四年度国家公務員宿舎建設に当り本学に八戸の割当てを得られることになりましたところその敷地については広島市都市計画のため換地処分に充当され現在広島市内に本学所有の適当な敷地がないので万やむを得ず標記敷地の一部を使用方御諒解を得たいと存じます。

抑々わが教育会の先覚者故山中正雄氏はつとに全国に率先して女子教育の振興をはかられ多年山中高等女学校の経営に心血を注がれ女子教育史上不朽の偉績を遺され爾來校運愈々隆盛なるものがありました、その後継者でありました貴殿は創立者の素志を完了せられんとして、元山中高等女学校の敷地、校舎設備等の全部を挙げて広島女子高等師範学校創立のために御寄附いたされましたことは誠に崇高な御精神の然らしめるところとして、吾々は常に敬仰に堪えざるところであります。

而して今や不慮の戦災によって灰燼に帰しました校址に同窓生の熱誠により意義深

い橘香会館建設の御計画着々その歩を進めて居られることは慶祝に堪えないところであり吾々もその実現の一日も速からんことを希うておるところであります。

然るところ今回前述の次第にてその敷地の一隅に本学教職員のために公務員宿舎の建設方をお願いいたしますことは申し上げ兼ねるところであります。申すまでもなく教育の振興の根本は優秀な教員を得ることにあり、本学が旧総合大学に互する大学としての国家の期待に沿うためには特に広く天下の優秀な学者を招聘し教授陣の補強充実を図ることが如何に緊要のことであるかは御承知の通りであります。然るに原爆の被害をうけ復興なお遅々として進まず住宅難特に甚しい広島市においては先づ住宅の不安を解決して安じて来広を願う態勢をとらなければ優秀な学者を招致することは不可能と申すも過言でない現状であります。この観点からすれば大学の教官住宅の建設は直接に本学振興の成否にかかり延いてはわが国教育の伸張にも関する緊要の問題でありますので枉げて本学のため御諒解を頂き御協力を賜りたく、ついでには本学評議会の議を経て別記のとおり覚書の条項を御約束いたしますから何とぞ御承引下さるようお願い申し上げます。

覚書

山中橘香会館建設予定地に広島大学教職員用国家公務員宿舎を建設するに当り広島大学は評議会の議を経て次の条項を履行することを約しこの覚書を作成する。

昭和二十五年二月十一日

広島大学長事務取扱 桜井 役

山中トシ 殿

記

- 一、広島市千田町二丁目六百六拾六番地の土地壱千参百六拾九坪九は橘香会館建設予定敷地であることを確認する。
- 二、前項敷地の中別図のとおり参百六拾坪に当る地積に昭和二十四年度分国家公務員宿舎六棟八戸を建設することとする。
但し右の国家公務員宿舎六棟八戸を建設することによって橘香会館建設用敷地は千坪を欠くことのないようにするものとする。
- 三、将来右会館増築のため敷地狭隘となり宿舎の存在が障碍となる場合は広島大学は右宿舎を他に移転するものとする。
- 四、橘香会館管理人宿舎として希望される場合には広島大学はその一戸を提供するものとする。

[別図略]

覚書

広島大学長森戸辰男（以下甲と称する。）は、橘香会代表者山中トシ（以下乙と称する。）に女子寮学生の課外訓育を委嘱することに関し、左記のとおり申し合せる。

第一条 甲は、乙に広島市千田町二丁目六六六番地所在の広島大学女子寮学生の課外訓育を委嘱するものとする。

第二条 前条の委嘱は、無償とする。

第三条 甲は、第一条の目的を達するためにその訓育の場として末記建物（以下山中記念館と称する。）を乙に使用させるものとする。

第四条 甲は、乙が第一条の目的を達するために必要があると認めるときは、橘香会員並びに準会員が山中記念館を使用することを認めるものとする。

第五条 第一条の課外訓育は、左のとおりとする。

- 一、教養集会（各種研究会、講演会、各種講座等）
- 二、茶道
- 三、華道
- 四、書道
- 五、和裁
- 六、手芸
- 七、調理

第六条 乙は、事業並びに建物使用に関して甲の指示に従わなければならない。

附則

1. 甲は、乙に第一条の千田町二丁目六六六番地の女子寮の竣工するまでは、千田町一丁目の女子寮学生の訓育を委嘱するものとする。

右申し合せの証として本覚書式通を作成して甲乙各一通を保有する。

記

広島市千田町二丁目六六六番地所在

名 称	構 造	数 量
山中記念館	木造二階建（一部平家建）	建坪 三三、九一六 延坪 六〇、三三二
家政実習室	木造平家建	建坪 四九、九〇三 延坪 四九、九〇三

昭和二十九年五月十五日

広島大学長 森戸辰男
橘香会代表者 山中トシ
[原文縦書]

78. 広島大学会館建設計画趣意書

[昭和38年3月1日／「広島大学会館建設期成会関係綴」⁽¹⁾]

広島大学会館建設計画

趣意書

原爆に廃虚と化した広島の地に、新制広島大学が発足して、早11年を経過しました。

その間数多くの困難にあいましたが、教官・職員・学生のため努力が、広島文理科大学その他母体となった諸学校の伝統と地域社会各方面の援助とに支えられて、立派に実を結び、今日の実を見るにいたりしました。

今や広島大学は、文・教育・政経・理・医・工・水畜産の七学部と教養部、東雲・福山二分校と、文学・教育学・理学・医学の四つの研究科をもつ大学院と、二研究所とを擁し、全国有数の総合大学として、また、中国・四国地区諸大学の中心として動かぬ地位を占めております。いうまでもなく、大学は学問研究の機関であり教育の場であります。この使命を遂行するに当っては、現在の急速な学問の進歩、殊に、科学・技術の画期的な発達に歩調をあわせて、たえず施設の拡張と設備の充実を図り、社会の強い要請にこたえねばなりません。

わが広島大学が高い理想のもと、多くの障害を越えて、建設を急ぎ、研究と教育に励むとともに、地域社会に寄与せんとする理由もそこにあります。新制大学の一つの特徴は、学問研究にらんで、人間形成を目標に掲げ、これを重視していることであります。

大学に学ぶ者が、広く教養を身につけ、社会性に富んだ円満な人格を養って、新しい時代のよい担い手になるためには、教官と学生、学生相互が、親しく接触し、また、卒業生と交流することによって、健全な人間関係をつくってゆく必要があります。

かような趣旨から、広島大学は開学十周年を記念して、大学会館をつくり、大学関係者の接触交流の場を用意する計画を進めております。この会館は、学生のための幾つかの集会室・食堂・教養談話室を中心とし、その他に教官・職員のための集会室、同窓会の事務室、関係外来者の宿泊施設等を含んでおります。

この大学会館が実現すれば、学生生活を豊かにし、教官・職員・学生・卒業生を結ぶよりどころともなり、大学共同体の一体化に役立つと共に、一般学術の中心をなす大学の機能を高めることができて、地域社会に貢献するところも大きいと確信いたします。このような会館は、全国の国立大学のうち、北海道大学をはじめ、九大学でその完成をみており、建設を計画中のところは東京大学等十数校におよんでいます。

この種の施設は、もとより国庫の支弁によってまかなわねばなりません。文教予算に余裕のないこととて、必要な経費の全部を国庫にまわすことは、計画の実現は到底期し難いので、他大学におきましても、学内関係者はもとより、各方面の方々の協力によって進められている実情であります。

ここに、広島大学は、大学会館建設期成会を組織し広く大方の御理解に訴えて、御寄附を仰ぎ、この事業を達成しようと念願している次第であります。

右事情御賢察の上、広島大学会館建設の趣旨に御賛同下さいまして、御協力賜りますよう、お願い申し上げます。

昭和38年3月1日
広島大学会館建設期成会

79. 電子計算機室規程

[昭和40年5月26日／学報359号]

広島大学電子計算機室規程

第1条 この規程は、広島大学電子計算機運営委員会規程第9条の規定に基づき、^[ママ]広島大学電子計算機室（以下「電算室」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 電算室は、理学部内におく。

第3条 電算室は、各部局等の利用に供し、計算の高速化を図る。

第4条 電算室に次の職員をおく。

- 室長 1名
- 主任 1名
- 技官 1名
- 室員 若干名

第5条 室長は、本学教授をもってあてる。

2 室長は、電子計算機運営委員会の定める方針に従い電子計算機を管理し、電算室の業務をつかさどる。

第6条 主任は、本学助教授または講師をもってあてる。

2 主任は、室長の命を受けて電子計算機に関する業務を処理する。

第7条 室長および主任は、学長がこれを命ずる。

第8条 技官は、文部技官をもってあてる。

2 技官は、上司の命を受けて電子計算機の保守およびプログラミングに従事する。

第9条 室員は、本学職員をもってあてる。

2 室員は、上司の命を受けて電算室の職務に従事する。

第10条 電算室は、通常次の時間割に従って電子計算機を運転するものとする。

区分 9時30分から17時まで

月曜日 調整検査

火曜日～土曜日 依頼計算

土曜日については12時30分までとする。

附則

この規程は、昭和40年5月26日から施行し、昭和40年4月13日から適用する。

80. 歯学部附属病院設置に関する概算要求書〔抄〕*

〔昭和41年／「昭和42年度才出概算要求書附属参考書（大学附属病院）」⁽⁵⁾〕

附属病院の創設

一 歯学部附属病院の創設

1. 要求事由

- イ 歯学部は昭和40年度新設され、学年進行により昭和42年度には臨床3講座（歯科保存学第一、歯科補綴学第一、口腔外科学）が開設されることになった。
- ロ 臨床歯学の教育研究を充分に行うためには、臨床講座設置と並行して、附属病院を開設し診療業務を開設する必要がある。
- ハ なお附属病院の診療科整備については、臨床講座の開設年度と並行して3ヶ年計画で一応整備する計画である。

〔後略〕

81. 教育学部附属幼年教育研究施設設置に関する概算要求書〔抄〕*

〔昭和40年／「昭和41年度才出概算要求書附属参考書（国立学校）」⁽²⁾〕

二 教育学部幼年教育研究施設

1 要求事由

- イ 幼年教育の重要性は教育施策の面で幼稚園教育の拡充強化が推進され近く国立大学に幼稚園教員養成課程が設置される趨勢にあり幼児教育の振興は緊急な課題の一つである。
- ロ このような状況において研究体制の面から幼年教育の総合的、組織的、科学的な研究を強力に進め幼年教育専門研究者の確保はとりわけ急を要する問題である。
- ハ 本学教育学部においては幼年教育の原理的な面の研究講義を多年にわたり継続し、加えて学部内に「広島大学幼年教育研究会」を組織し、幼児教育現場との連携をはかり、幼年教育研究を集積してきたが、今後さらに教育心理学、教育社会学および小児医学との相互連携による総合的、科学的研究を進展したい。
- ニ このため幼年教育研究施設を新設したい。

〔後略〕

82. 理学部附属両生類研究施設設置に関する概算要求書〔抄〕*

〔昭和41年／「昭和42年度才出概算要求書附属参考書（国立学校）」^{〈5〉}〕

一 理学部両生類研究施設

1 要求事由

- イ 動物の発生・遺伝・進化学等諸分野の生物学的研究は鼠類・蚕・ショウジョウバエ或は両生類を材料として行なわれてきたが、このうち両生類を材料としての生物学的研究は本学理学部においてのみ行なわれ国内では他にはない。この研究成果は既に欧米の水準をはるかに抜き、発生・遺伝学研究の発展に多大の貢献をしてきた。
- ロ 生物学の研究が高度化するにつれ、その研究材料に系統の一定した純系のもので使用することが必要であることは多くの研究者によって痛感されているが、両生類に関する限り世界各国の実状は殆んど未発達であり、研究材料として鼠類・ショウジョウバエ等によって解決不可能の多くの問題を解明するためには両生類が最適である。
- ハ これらの両生類を数代に亘って継続飼育し、発生－遺伝－進化の過程を実際に動物で子・孫・曾孫・・・と何代にも亘り^{〔編注1〕}実験的研究を行なっているのは本学理学部のみである。
- ニ このため本学が所有する両生類の多くの系統を増殖保存させ、多方面の生物学研究者に優秀な材料を提供すると共に、本学理学部の多年に亘る両生類の生物学的研究を更に発展させるため両生類研究施設を設置したい。

〔後略〕

〔編注1〕取消線のため判読不能

83. 原爆放射能医学研究所附属原爆医学標本センター設置に関する概算要求書〔抄〕*

〔昭和41年／「昭和42年度才出概算要求書附属参考書（大学附置研究所）」^{〈5〉}〕

一、標本センターの新設

1. 要求事由

- イ、原子爆弾の放射能による障害の治療及び予防に関する学理的並びにその応用の研究を目的として昭和36年度創立せられた本研究所は放射能の人類に及ぼす影響を科学的に把握し、その医学的な対策を確立することは最大使命である。
- ロ、本研究所では、創立以来この使命の上にならば原爆後遺症で死亡した人々の遺体を解剖し、病理検査をすると共に剖検標本を整理、分類、保存してきた。
- ハ、又、A.B.C.C（米国原爆障害調査委員会）及び広島原爆病院に於いても10数年間の標本が蓄積し、医学部及び本研究所にその標本譲渡の要請があり、本研

究所では医学研究、特に被爆者の成人病対策確立にまたとない資料であり、且つ学問的に価値ある貴重な資料であるので快諾し今日まで受領して整理保存している。

二、これら標本も年数の経過と共にその数は次第に増加し、本研究所に於いても保存場所に困窮している。こうした状況から本研究所に広島市内各研究機関で保存している標本を全部収容し（標本数5,000点）分類整理、保存して置く標本センター設立の要望が各研究学者から起ってきた。

ホ、このため標本センターを設立し、より科学的に分類、整理、保存を行い名実とも放射能障害研究の中心としたい。

〔後略〕

84. 水畜産学部附属水産実験所設置に関する概算要求書〔抄〕*

〔昭和43年／「昭和44年度才出概算要求書附属参考書（国立学校）」^{（5）}〕

三 水畜産学部水産実験所新設

1 要求事由

イ 水畜産学部水産学科では、水産業の体質改善に即応する指導的技術者の教育養成ならびに基礎的研究の発展を期するためと、他方瀬戸内海沿岸ならびに中国地区における唯一の水産学科としての本学科の地域社会における立場に鑑みて、昭和42年度より講座及科目目の改変充実を行ない、内海における水産生物の増養殖ならびに漁業資源学的探求と、内水面増殖に重点をおいた水産教育と研究を実施しつつある。

ロ この目的を完全に達成するためには、実習、研究船の必要は言うまでもないが、さらに学生の教育実習、教官の産業面への指導的研究を行なう場として①ノリ、カキ、アサリ、ハマグリなどの浅海干潟に棲息する水産生物を対象とする浅海干潟研究所、②淡水産物を対象とする淡水水産実験所、③海に棲息する水産生物を対象とする臨海水産実験所を設置して活用することは、欠く事のできない三大要素である。

ハ 幸に本学部においては、上記3種の水産実験所を設置して、それぞれ実験研究を続けている。すなわち

① 浅海干潟水産実験所としては、昭和25年福山市箕島町芦田川河口に一民家を買収し、これを基地として実験研究を行ってきたが、その後、地元業者より、34年度敷地611㎡の寄付に加えて、昭和38年度には、福山市からの寄付により、現有施設（25年度買収の民家）を取除き、あらたに実験室、採苗飼育水槽等の建物571㎡が新営整備されノリを主とした重要藻類の増養殖技術

の改良、品種改良、生理、生態、二枚貝類の増養殖に関する実習研究を行ってきた。

② 淡水水産実験所としては、昭和35年度、福山市貯水池の用水を利用し得る福山市熊野町に、各所新営費にて105m²の実験室を新営、隣接して環流式飼育水槽等を4基設置し、39年度飼育水槽2基を増設整備した。当実験所においては淡水魚類の品種改良、増養殖技術の改善、養漁池における水理、水質科学的追求、魚病の診断とその治療、魚の生理、生態ならびに栄養生理科学などの実験研究を行ってきた。

③ 臨海水産実験所としては、福山市鞆町仙酔島彦の浦海岸に昭和39年福山市より161m²の実験室の寄附をうけ更に43年度には99m²の増築を行ない瀬戸内海における重要魚類の種苗生産、養殖技術の改良資源学的探求、瀬戸内海域における環境の変動ならびにその保全に関する実習、研究を行ってきた。

ニ 以上のように実験実習、研究を実施して、着々とその成果をあげつつあるが、これら水産実験所には定員がなく、講座の教官が、それぞれの実験所を分担して学部における本務と、実験所における実習、研究に従事するのみならず、施設設備の管理、保全等まで行なっており、実験所本来の目的である実験実習研究に多大の支障をきたしている。幸に昭和42年度より実習事業費60万円が予算化された。これを機に、最少限度必要とする定員の充実をはかり、上記実験研究の成果を一層向上せしめたい。

〔後略〕

第3章 広島大学の改革

解題

第1節 大学紛争

広島大学における組織的改革のきっかけは、大学紛争であった。昭和44(1969)年1月9日、教養部学友会を中心に、広島大学学園問題全学共闘会議(広大全共闘)が結成された。結成と同時に彼らは、新学生ホール・大会館・体育館の自主管理、生協設立、寮従業員の公務員化、東大入試中止による振り分け増募粉碎など、8項目の要求を掲げた〔85〕。また、2月8日に開かれた教養部学友会学生大会では、8項目要求に「オリエンテーション・セミナーを学生の手」、「大講義室の使用反対」を加えた10項目要求についてスト権確立の採決が行われ、その結果スト権が確立し、11日から無期限ストに突入した。

評議会は、2月12日と19日に全共闘との団交に応じた。しかし、この間の15日に川村智治郎学長は、病気のため長時間の団交に耐えられないとして辞任した。24日には評議会から8項目要求に対する見解が示されたが、ここではまず国有財産の管理義務は学長にあるとした上で、運用に際しては学生・教職員の意見を尊重するが、学生のみ管理・運営権を認めることは出来ないとするものであった〔86〕。この見解に全共闘側は強く反発した。24日に一部学生によって教養部新館が封鎖され、28日には全共闘学生によって本部建物が封鎖された。以後紛争は全学的に拡大し、東千田地区のほとんどの建物が封鎖され、霞地区でも医学部の建物が封鎖されていった。昭和44年度入試は、全学部が学外で実施したが、新年度になっても新入生を迎え入れることは出来ない状況であった。

5月7日、紛争解決への手腕を期待されて、弱冠46歳の飯島宗一が学長に就任し、紛争解決と大学改革にむけての取り組みに着手した。飯島学長は、どんな学生とでも積極的に話し合うという方針を打ち出し、5月12・15日の両日に全共闘との団交がもたれた。この団交において、全共闘の封鎖戦術と学長の封鎖解除要求という対立点が明確になった〔87〕。これ以降、全共闘は学長団交には消極的になった。一方、教養部や各学部では、しばしば教授会と学生側との団交が行われた。

4月以来自宅待機の措置が採られていた新入生に対しては、6月4日に吉島公園で新入生オリエンテーションを行って学長が訓示した〔88〕。また、同月25日には、新設された広報委員会のもと、大学情勢を把握して情報・意志の疎通に当たるために広報誌『学内通信』を発刊した〔89〕。

大学封鎖を続けた全共闘に対して、次第に封鎖解除、大学の正常化を要求する学生の動きが目立つようになり、市民の間でも全共闘の封鎖戦術への批判が高まっていった。また、大量の留年学生を出さないためには、8月18日が授業再会のタイムリミットとされた。学長は全共闘に対して自主的な封鎖解除を求めていたが、学生・教職員の人的被害を発生させないために警察力の導入を決意し、7月末に県警本部長に対して出動要請を行った（8月12日付で文書提出）〔90〕。県警の準備等の都合から、封鎖解除決行日は8月17日とされたが、この日は大学運営臨時措置法の施行日でもあった。8月17日午前5時、約1200名の機動隊等による封鎖解除が開始された。ブルドーザーによるバリケードの排除、学生の火焰ビンなどによる応戦、機動隊によるガス弾発射と放水。激しい攻防は30時間におよび、翌18日に封鎖解除は終了した。封鎖解除後に広島市民と広島大学教官とに実施された世論調査では、紛争の原因については学生側にあるとする意見とともに、日本社会全体の矛盾や大学自体の古い体質・あり方にあるとする意見が多く、特に教官に多く見られた。また、教官のほとんどが大学改革の必要性を認めていた〔91〕。

この後もしばらく学内デモや再封鎖の動きが見られたが、9月1日からは授業が再開され、3日に配布した「学生諸君へ」では、いかなる妨害があっても大学は授業を推進すると宣言するとともに、大学改革への決意を表明した〔92〕。

第2節 大学改革への取り組み

広大紛争が激しさを増し始めた昭和44（1969）年3月、大学問題検討委員会準備委員会が組織された。広島大学における大学改革に関する議論の出発点はこの委員会にある。大学の問題点を指摘した同委員会答申〔94〕に基づいて、同年5月に大学改革委員会が設置された〔93〕。大学改革委員会は、①研究・教育体制の抜本的改革を行うための構想作り、②大学の管理運営の民主化および学内諸管理機関の確立を通しての大学自治の再形成、を柱として「運動としての『大学改革』」を提唱し、「仮設」「建議」の形で多くの改革案を提示した。

大学改革委員会は、7月に体系的な最初の改革案である『広島大学改革への提言（仮設0）』を公表し、大学の将来像についてのヴィジョンを示した。ここでは、構成員自治の原則、研究と教育の分離と統合などが構想されていた〔95〕。大学改革委員会は、学内構成員の意見を集約しながら改革案を策定する方針を採り、全教職員・学生を対象とする意見調査を実施した〔101〕。『仮設0』の2カ月後には、即刻実施することが必要かつ可能であると考えられる事項についてまとめた『当面の改革に関する建議—第一次—』（第一次建議）が公表された。ここでは、管理運営の民主化と責任体制の確立、職員・学生の意志反映、カリキュラム改革、大学問題に関する専門的研究機関（大学問題調査室）・総合キャンパ

ス問題を含めた将来計画のための特別委員会の設置、改革委員会連絡会議と八つの専門委員会の設置等が提案された〔96〕。これを受けて各種委員会が設置され、昭和45年2月には大学問題調査室が発足した〔97〕。

大学の管理運営について、大学改革委員会は「教授会自治」に代わって、職員・学生も含んだ「構成員自治」を志向した。学長選考については、学長選考規程検討委員会において検討がなされ、昭和48年に規程が改正された。これは、被選挙権の拡大、選挙資格を従来の講師から助手までに拡大、候補者の推薦制の採用を主な内容とするものである〔106〕。

大学改革委員会による「第二次建議」としての性格を有する昭和45年5月の『当面の改革のための三つの暫定措置について—全学討議資料—』では、大学の管理運営に対する学生の意志反映のための「暫定協議会」設置、暴力行為等に関する暫定措置、学生部長選考への学生参加方法についての見解をまとめ、全学の構成員の意見を求めた〔98〕。これに対して、事務局・学生部役付職員一同からは、管理運営への学生参加を否定する意見が開陳された〔99〕。学生部長選考方法については、職員・学生の参加を認めるか否かについて議論がなされたが、昭和48年に学生による学生部長候補者の推薦を認める学生部長選考規程が制定された〔107〕。なお、学生部長候補者の学生推薦は一度も実施されず昭和62年に廃止された。

『仮設0』において、大学は高等教育の機会均等に積極的姿勢を示すべきであるとして「大学開放」について述べ、市民のための諸講座、夜間や夏期のコース、現職者の再教育などを提案していた。昭和45年度からは「開放講座」（昭和49年度以降は「公開講座」）が実施されるようになり〔100〕、翌46年にはエクステンション事業委員会が発足した。

昭和45年9月に『研究・教育体制の基本構想（仮設Ⅰ—その1）』『教育体制改革の構想（仮設Ⅰ—その2）』〔102〕が、昭和46年3月には『研究体制改革の構想（仮設Ⅰ—その3）』〔103〕が、それぞれ大学改革委員会より提示された。ここでは、総合大学としての再編、漸進的移行方式による改革、キャンパス統合移転との並行した大学建設、全分野への博士課程設置、教養学部の設置（教養部の学部移行）と一般教養部の設置などが述べられていた。『仮設0』が広島大学の将来像を理念的に提示したものであるのに対して、『仮設Ⅰ』は研究・教育体制改革に関して、その具体的構想を素描したものである。

教養部においては、『仮設Ⅰ』と同時に教養部改組案を作成・公表していたが、その後昭和46年9月に『広島大学教養部改組案（第二次案）—教養部改革と総合科学部の創設—』を策定した。ここでは、教養部の総合科学部への改組、一般教育の全学的担当などが述べられていた〔104〕。将来計画特別委員会一般教育・教

養部問題小委員会は、教養部案（第3次）を前提として、昭和48（1973）年2月に『一般教育課程の改革と総合科学部の創設』を公表し、翌月の評議会に各部局の意見を付して提出した〔108〕。この案を基にして概算要求を行うことになり、昭和49年6月7日に総合科学部が設置された。

『仮設I』は「『ヒロシマ』にある大学として」の項目を立て、広島に立地する地域性も意識していた。しかし、原爆問題についての論及はない。また、広島大学発足後四半世紀の間、大学として前身諸学校の原爆死没者に対する慰霊行事を実施することはなかった。昭和47年になって原爆死没者慰霊行事委員会が設置され、行事趣意書を配布して、募金・調査事業に着手した〔105〕。昭和49年8月6日、広島大学原爆死没者追悼之碑を除幕し、追悼式を挙行了た。以後毎年8月6日に追悼式が行われている。

昭和48年5月、大学改革委員会等に代わって統合移転・改革に関する基本計画委員会が設置された〔109〕。同委員会が作成した『広島大学統合移転と改革についての基本構想』では、『仮設0』以来の改革方針を改めて「漸進的改革における現実重視」の方針を打ち出した。改革の原理として、専門領域研究の深化充実と専門領域を横断する総合的研究の二つを総合大学を支える二つの中心的原理に据え、総合化の方向としては、総合科学部、研究院の創設を中心においた〔110〕。昭和49年5月に公表された『広島大学統合移転・改革についての中期将来計画』は、その後の改革構想の基本となった文書である。この構想は統合移転を前提とする将来計画であり、各部局の研究・教育条件の格差解消のために全学に大学院博士課程を設置することを最重視しており、そのうえで研究院の設置をうたっていた〔111〕。

この案を基に昭和50年度概算要求を行うことになったが、学部の上に大学院を設ける「煙突形」大学院は文部省の認めるところでなかった。このため、緊急に基本計画委員会幹事会で大学院再編について検討がなされ〔113〕、これをもとに飯島学長が作成した「広島大学大学院改革・整備の構想」に基づいて文部省と交渉を行った〔112〕。この構想は、大学院を自然科学系、人文社会科学系、医科学系、教育科学系、総合科学系の5系に再編するというものであり、のちに「五領域構想」と呼ばれた。文部省との協議の結果、井内慶次郎大学局長によって「広島大学の統合移転に伴う改革整備計画について」がまとめられ、飯島学長はこれを9月の評議会で報告した〔114〕。以後、この文書の方針に沿って広島大学の改革整備が進められることになった。学部の整備については、体育学部を除いて計画通り実施されたが、大学院の整備は困難を極めることになった。

大学院五領域構想については、領域ごとに関連する複数の研究科が連合するのか、各領域をそれぞれ単一の研究科とするのかは、必ずしも明確でなかった。基

本計画委員会は、大学院整備構想を明確化するため昭和51年6月に『大学院五領域研究科編成と総合研究科構想案—学内討議資料—』を公表し、各部局での検討に付された〔115〕。しかし、既存の研究科を改組して五つの研究科に編成し直す案は、学内での合意を得ることが出来なかった。この後広島大学で策定された大学院改革案は「煙突形」であったため、文部省の了承を得ることは出来ず、大学院の整備は進展しなかった。

竹山晴夫学長は、この状況を打開するために文部省との交渉を持ち、それをふまえて「大学院整備構想」をまとめた。この案を基に学内で検討がなされ、必要な修正をした上で昭和54年10月23日に「広島大学大学院整備構想について」を作成し、文部省に提出、文部省と大方の合意を見た。10.23案と呼ばれたこの案では、『『広島大学の統合移転に伴う改革整備計画について』の基本理念をふまえ』とうたってはいるものの、実質的には五領域構想に大きな修正が加えられた。その内容は、既存の研究科を整備するとともに、人文社会科学系については人文科学系と社会科学系とに二分する、人文科学系は文学研究科に総合科学部を基礎とした専攻を設ける、社会科学系1研究科を設置する、自然科学系は理学・工学の他に第三の研究科を設置するというもので、総合研究科の設置は含まれていない〔116〕。以後、この案に沿って大学院の整備が進められていった。しかし、文学研究科に総合科学部の人文科学系を基礎とした比較文化専攻を設ける計画は、実現することが出来なかった。

(菅 真城)

第1節 大学紛争

85. 全共闘結成・八項目要求ビラ*

[昭和44年1月10日⁽¹⁾]

学園問題全学共闘会議発足

全共闘の旗のもと全学友は広大学園斗争に突入せよ

全ての学友諸君、教職員の皆様さん

「七〇年」第一年としての六九年の新年は七〇年安保斗争の様相を予告するかのよ
うな異常にきびしい内外情勢の下で、アジアにおける帝国主義支配秩序の全面的崩壊
の危機を招来しつつある。アメリカ帝国主義のベトナムにおける敗勢は、六五年北爆
開始後初めての「休戦なき正月」を招来せしめ、パリ会談に有利な地歩を獲得しよう
と絶望的な、さらに惨忍な戦火を拡大しようとしているのである。又昨年末にフラン・
マルク問題として露呈した国際通貨体制の危機は全世界人民への犠牲の転化という形
で一応回避されたかに見えたが、さらに不可逆的な様相をもって進行しつつあり、一
触即発の爆薬の蓄積は増加の一途をたどっている。国内においてはまさに七〇年安保
斗争の前年としてのきびしさを様々な形で示している。七〇年安保斗争を事前に圧殺
しようとする政府国家権力は公安一課を学生運動対策のために新設し、10・21新宿斗
争の追求を二百人の特捜本部員が正月返上で行い今なお百余人にもものぼる学友が拘置
所で越年している。大学斗争を斗い抜く日大・東大の全共闘のもとに結集した学友は
厳冬の中、バリケードの内で正月を過した。入試中止の責任を東大加藤体制に全て転
嫁し、直接東大に介入し、暴力学生を追放しようとする政府の意図は、あくまで支配
階級の成員を養成すべき機関としての東大を守り、日本資本主義の発展に即応した支
配階級の今日の要請にこたえうる大学として、抜本的に改悪する前提条件を作りあげる
ことにある。一方で機動隊による東大制圧もあえて辞さないという姿勢を見せながら、
他方では入試中止→東大癩校という恫喝を加え、大学当局・日共＝民青・右翼をまき
込み斗争の圧殺を強行的に行おうとしている。しかし、東大全共闘の旗の下に結集し
た戦斗的学生は大学当局の一月十五日までスト中止・入試復活の政策実現の尖兵とし
てスト破りの悪らつな役割を積極的に買って出ようとする日共＝民青・右翼との斗い
に全面的に勝利しぬくことを通して大学斗争の永続的發展を追求するための準備を全
力で強めつつある。こうした東大を始めとして全国六十数大学で斗われている大学斗
争はもはや各大学内部で自足的に完結すれば良いという斗いとしてではなく帝国主義
大学そのものの否定へと進み、七〇年斗争と固く結合することによって国家権力との
正面からの対決として斗われようとしている。

私立大学と教員養成系大学を典型として帝国主義段階において多くの大学が国家か
らの相対的独立性を喪失し国家と独占資本へのむきだしの癒着を深め急速に非大学化＝

職業訓練化しつつある。大学そのものを我々の手で変革し政府支配者階級の桎梏に転化させ、七〇年斗争との固い結合をはからなければならない。ここ広島大学も例外であることは許されない。旧七帝大に次ぐ大学として、又西の教育養成の雄として文部省の手厚い保護をうけ「モデル大学」の賛辞を今こそ返上し、我が母校広大を我々の手に取り戻そうではないか。現在まで地道に続けられてきたすべての学内斗争・生協・寮・文化部等が今最終的な出場を迎えている。この斗いの最も重要な局面を各団体のみに任せるのではなく、自治会連合を先頭として医学部等をも含め文字通り広大全学生を挙げての斗いとしてとり組むことが要請されている。

ここに、東大斗争・全国学園斗争の勝利と山積みされた一切の学内問題の解決のために闘う組織として自治会連合主催の下に広島大学学園問題全学共斗会議が結成された。当面の全学的な斗争課題を次のように設定して斗い開始される。

全ての学友諸君、全学共斗会議の旗の下最後の勝利まで斗い抜こうではないか。
全ての教職員の皆さん、我々と共に断固闘おうではないか。

- | |
|---|
| 1 新学生ホールに生協の食堂・売店設備・サークル・自治会BOXを完全に保証し、学生・教職員による自主管理権獲得 |
| 2 生協を学生・教職員の手による設立 |
| 3 大学会館の管理権を学生・教職員の手 |
| 4 体育館の学生・教職員による自主管理権獲得・大学村建設実現 |
| 5 学生の自主活動を規制する学制準則撤廢 |
| 6 寮食堂炊婦の完全公務員化獲得 |
| 7 東大ふりかえ入試粉碎 |
| 8 自治連公認 |

1月12日（日）P.M.0時 生協学習会 大学会館中集会室

1月17日（金）新学生ホール建設予算決定

1月25日（土）共済会代議員会

※事務局は文化部ボックスの中にあります 学園問題全学共斗会議No.1

[原文縦書]

86. [八項目要求に対する評議会見解] 学生・教職員の皆さんへ

[昭和44年2月24日/評議会（昭44.2.22臨時）]

学生・教職員の皆さんへ

この評議会の見解は、これを広く学生・教職員に提示して、現下の学内問題に関する判断に供したいためのものである。

評議会はさる2月12日（水）教養部学友会ならびに一般学生とのいわゆる8項目要

求に関する話し合いに応じ、さらに2月17日（月）における話し合いの継続を約束した。この間遺憾なことに川村学長の病氣辞任という突然の不幸な事態が起った。

このことをめぐって、学生側は、17日の話し合いをいったん断ったが、その後2月19日（水）にこれを行ないたいと申し入れてきた。評議会はこれにも応じたが、その日もついに8項目の論議に入ることなく、しかも終夜に及んだいわゆる団交の状況は周知のとおりである。

今や学内において、いわゆる8項目要求に対する大学側の見解を一日も早くあきらかにせよとの声が高まっている。評義会は今日に到るまで各教授会の検討を求めつつ見解の取りまとめに努力してきた。ここに一応の成案を得たのでこれを発表する次第である。

学生・教職員の皆さんは、今日に到るまでの経過とわれわれの意図を十分に了解され、この見解に真剣に取り組んでいただくよう要望するものである。

8項目の要求の中には自主管理権という言葉がしばしば現われているので、評義会のこの点に関する考え方を先ず述べておきたい。

国有財産の管理の義務は学長にあり、評義会は現行法規（註1）の枠を越えた決定はできないが、現行法規の枠内で可能な限り、全学生の要求に沿うべく努力する方針である。

註1：国有財産法の第1条によるとこの法律は国有財産の管理（取得、維持、保存及び運用を総括した言葉）と処分とを定めている。そして第5条によって、その管理の義務は各所管省庁の長にあることが規定されている。

さらに文部省所管国有財産取扱規程第2条によって、国立大学においては学長が上記各省庁の長に相当する義務を負わされている。また同規程第5条によって学長の責務は「その大学に所属する国有財産については、常にその現況をはあくし、所属職員を指揮監督して当該国有財産を良好な状態において維持・保存しなければならない。そして国有財産をその目的に応じ、適切に取得し、処分し、これを最も効率的に運用しなければならない」とされている。

したがって評議会として認め得る限界は学生・教職員の意見を尊重して最も効率的に運用させるということである。利用者の範囲および学長の責務を考えると、学生のみ管理・運営権を認めることはできない。

以下8項目の各々についての見解を述べる。

1 新学生ホールに生協の食堂、売店設備、サークル、自治会ボックスを完全に保証し、学生・教職員による自主管理権を獲得

(1) 新学生ホールについては、すでに学生代表と計画図をもとにして話し合いをすすめてきた。実現可能となった段階で、さらに細部について今後大学側が学生側の希望をきいて話をすすめたい。

- (2) 前文に述べたように日常の運用については、学生・教職員の意見を尊重して最も効率的に運用させ、もって全学の学生・教職員の希望をできるだけとり入れたい。
 - (3) サークル（体育会サークルを含む）、自治会の各ボックスは各サークル、自治会に運用させる。
 - (4) 生協の施設に関する問題は2の(4)で述べる。
- 2 生協を学生・教職員の手によって設立しよう
- (1) 大学は生協の設立が認可される方向で努力する。（認可の権限は広島県知事にある。）施設は生協発起人会および常任理事会との契約を締結したうえで貸与する。
 - (2) 生協の設立は発起人会の任務である。
 - (3) 共済会と生協との関係については、共済会が特別委員会を設けて、共済会事業改善のための方策を審議、検討し、昭和44年1月10日開催の共済会常任理事会確認書の但し書き（註2）を実施するため努力中なので、その結論による。
- 註2：現在の共済会以上の学生・教職員の厚生福利事業を為すものとして、広島大学に生活協同組合ができ、経営を開始する時点で共済会は解散し、支障のない限りその財産を生活協同組合に譲渡する。
- 但し具体化にあたっては、共済会は生活協同組合発起人会および生活協同組合設立総会後の正式役員と密接な連絡をとり、十分な資料を提出してもらったうえで討論し、実現を図る。
- (4) 生協の食堂・売店・理髪等の施設は生協常任理事会が運用することになる。
- 3 大学会館の管理権を学生・教職員の手に取りもどそう
- (1) 大学会館（宿泊関係施設を除く）は学生・教職員によって適正に構成された協議会に運用させる。
 - (2) 大学会館の利用者の便を図るため使用時間制限の緩和、利用手続きの簡素化等につとめる。
- 4 体育館の学生・教職員の手による自主管理権を獲得し、大学村の建設を実現しよう。
- (1) 体育館（教官研究室を除く）については、教養部と学生側代表との話し合いにより、授業に支障がない限り、学生・教職員の意見を尊重して最も効率的に運用させる。
 - (2) 大学村の建設については、全国にまだその例はないが将来の理想として、大学は全学生とともにその実現にできるだけ努力したい。
- 5 学生の自主活動を規制する学生準則を撤廃しよう
- 集団生活にあっては秩序保持のため最小限のルールは必要である。

現行の学生準則は制定以来すでに相当の年月を経ているので、大学としてはそれに代る合理的な案を考えている。案ができたならば一応の素案として学生側に呈示し、全学生の意見をよく聞いて大学として新しいものを作成したい。そのときには現行の学生準則は当然廃止される。

6 寮食堂炊婦の完全公務員化を勝取ろう

- (1) 青雲寮・山中寮の炊婦1名を昭和44年度から国費負担とする。
- (2) 福山地区その他の寮の食堂については、その経営形態や施設等に固有の問題があるのでそれらを考慮したうえで、それぞれの寮の実情に応じて前向きに検討したい。

7 東大振替入試を粉碎しよう

当初文部省より定員を上まわって入学させるという要請があったが、大学当局は

- (1) 定員を上まわる要請は受け入れられない。
- (2) 定員を確保する。

という方針で、既往の実績にかんがみ、水増合格発表の形をとることにした。しかしこの方法では、学部学科によっては定員を上まわる心配のあることに対する考慮が足らなかったことを反省し、慎重審議のうえ、1月27日の学報で発表されたような結論に達した。

すなわち

- イ 文部省の要請は断る。
- ロ 学部学科ごとに定員を超えての合格者の発表は行なわない。
- ハ 補欠入学の方法で定員を充足するよう努力する。

8 自治会連合を公認させよう

現在の自治会連合は全学生の半数近い教養部学友会を含むいくつかの学部等自治会の連合組織であることはわかる。したがってその限りにおいて正規の手続きをふめば公認する。

なお、大学としては全学生を代表する一本の自治会連合の成立を切に望んでいる。

昭和44年2月24日

広島大学評議会

〔編注〕昭和44年2月22日の臨時評議会で決定され、同月24日付で学内に配布された。

87. 5月12日学長団交記録

[昭和44年5月12日⁽¹⁾]

5月12日 学長団交記録

午後2時10分 開会

伊与田議長開会宣言

飯島路線を超近代化路線と規定し、結局体制内改革にはかならずし、これに戦いを宣した。壇上のテレビをさして、これは学生弾圧用のテレビであり、奪^[ママ]守して闘争の武器にするとも述べた。

中村：新学長は、これまでの紛争に全部責任をとって答えるべきだ。我々は学長に3つの問題をつきつきたい。

①紛争の原因

イ、学生のことを考えない従来の体質の問題

ロ、弾圧体制の問題

②文部省と大学との関係

③警察権力介入の問題

これに学長は異議があるか。

^[飯島宗一]

学長：異議なし。

学生とは徹底的に話しあいたい。

中村：学生と大学とは決定的な対立関係にある。この原因を我々は、大学が文部省の手先であり、学生が真理と人間性に結びついているところにあると考える。

これについて、どう思うか。

学長：大学が8項目問題などにつき、十分に考えていなかったことは認める。その原因の一つとして、大学の自治か人事権を除いて、実勢としてなかったことがある。

もう一つ、意識の問題として、教官が大学は、いかにあるべきかを根本的に考えることが足りなかったという事がある。その点について、我々も反省する。君達は大学を帝国主義の手先だと言うが、帝国主義の意味を聞かせてほしい。

中村：帝国主義の説明をし、現在の大学は資本の奴隷となっていると説く。

学長：そういうことがあることを認める。

大段：国立大学が一般行政に組みこまれているところに問題がある。これをどう解決したらいいと考えるか。

学長：それが唯一の原因だとは思わない。

中村：国家権力→大学→学生の矢印を逆にするのが、我々の戦いだ。これを正しいと思うか。

学長：大学と帝国主義とを直結するところには、飛躍がある。大学が文部省体制下にあることは認める。

ここで押問答あり。

学長：現在の佐藤政府一文部省の性格^[ママ]には反対する。学生が、それとたたかうのは正

しいと思う。

大段：それならば、どうしたらいいと考えるか。

学長：君達は、どう考えるか。

押問答

学長：組織の問題と意識の問題の二つがある。

中村：なぜ教官の意識が低いのか。

学長：“なぜ”という意味がわからない。

社会と学問との関係についての教官の意識が低いことは認める。

意識と制度の問題について押問答続く。

大段：話を切りかえる。

川村学長逃亡の理由はどこにあるか。

学長：つるしあげが恐かったからだろうと思う。(笑)

午後3時より4時

学生O：学長、つるしあげ問題、旧学長は逃げたが新学長は逃げるか。

学長：私は逃げない。

学生O：一月から、学長が学外に逃亡したことを認めるか。

学長：私は認める。

学生O：逃亡の原因は、どこにあるか。

学長：当時の学長ではないから、わからない。

学生I：学長の逃亡について、学生側に責任が転嫁されている。

学長逃亡の背景には、それを容認した大学全体の責任がある。

学長：学長がなぜ学生を避けて逃げたかの原因。

学生が恐いからだろう。しかし学生に責任を転嫁するつもりはない。

①学長は過保護である。学長は事務局の中で大切に、されている。これは学長に不用意なことを、言われるのを、恐れる官僚主義に依っている。

②学生は、どんな言論を行ってもよいが、言論以外で学長を圧迫しなかったか。

学生一般：黙殺という圧迫を学生に加えたではないか。

学長：圧殺されたにしては、血色が良いではないか。

学生N：この発言は重大である。

学長：弾圧と学長の態度については、論議しよう。

学生N：言論外で学長を圧迫したが、そうせざるをえなくさせたのは大学ではないか。

学長：学長がなぜ会われなかったかから話そう。

変なことで、問題を、そらすな。

学生N：官僚主義がなぜ必要か、なぜ支配しているのか。

学長：具体的に考えて行こう。今、考えているのは川村学長問題である。

学生N：官僚主義がなぜ大学にはびこっているか。

学長：帝国主義の時代だからと言えば満足するんだらう。

学生N：我々と同じ意見を言ってほしいのではない。

学長のざりざりの意見を聞きたい。

学長：人の言うことを聞け、論理的に進めよ。

学生I：その態度が問題だ。川村学長に通ずる態度である。問題を、すりかえようとするのが問題だ。討論を妨げているのは学長の発言である。

学長：学長が官僚主義の過保護の中にある所にキイポイントがある。川村学長には、個人的な心情があったらしいが、日本の側面に官僚主義がたしかにある。体制の急進派に対する恐れが、この官僚主義を、もたらしている。

学生N：川村学長の辞任の経過の議事録の公開を求めたが、何ら明らかにされていない。学校側の態度は秘密主義だ。これが大学と学生の対立をつくった。

学長：学長辞任のどこに問題があるのか。

学生N：辞任の理由を明確にしていない。それまでにやってきたことの責任をとるべきだ。

辞任を学校側が一方的に決めた。

学長：一方的に学長の辞任を決めたとは何か。

一方的とは何か。どこで決めたか。

学生O：評議会

学生N：学生とは、かかわりなしにやった。

学長：学長辞任に学生の意見を求めよというのか。

学生O：学生対策的だ。

学長：川村学長は辞任の意志を明らかにすべきであった。

学生N：なぜ、そうしなかったのか。

学長：私にはわからない。

学生N：我々は、知る権利があるから議事録を公開せよ。

学長：なぜ、明らかにしなければならないのか。

学生N：学長は学生に対して、どのように責任をとるのか。

学長：川村学長がなぜ辞任したかを知りたいんでしょう。

必要なら、評議会に明らかにしてもらいましょう。

学生O：学長はやめた。我々に背を向けた。その責任を問う。

我々は3月に議事録の公開を求めたが拒否された。

非公開の原則について問う。

学長：問題は評議会の公開、非公開の問題か。

学生O：辞任を認めた評議会はどのようにしてそういう態度をとったか。

学長：学長がやめたいのに、評議会はとめるべきであったと言うのか。

学生O：どういう辞任の経過かを、明らかにせよ。当時の評議会はしなかった。

学長：評議会上に答えさせよう。

学生O：そういう問題ではない。辞任を認めたことと、評議会公開の問題は関連がある。

学長：経過を知ることと、評議会公開の問題は別問題である。

川村学長が辞任した理由が知りたいだろう。

学生Y：教官と学生の対立、文部省、警察などの権力との結びつき、など悪い点が多々ある。

学長：私は、それは認識している。それを、こわしてゆきたい。

学生N：学校側は学生を無視している。そのやり方は学生対策的である。ここに対立の要因がある。

学長：その通り

学生N：大学と学生の対立があり、大学には意識的に対立をつくる体質がある。この責任は、学長評議会、教授会などにある。

学長室の避難口、学生調査などで学生運動を粉砕しようとした。ビデオをとった。それをここでみせる。

ただちに、学生部長の出席を要求する。

学生I：ビデオの目的—大学よりも文部省の意志である。

ビデオは大学がとった。その目的を追求せよ。

学生N：ビデオは守衛室からとった。

それは庶務課の金庫の中にあった。

ビデオは交通整理のためと説明されている。

弾圧を目的として、各種の調査が保存されている。

学校は対立を故意に深め、それに対する弾圧を試みている。

学長は、これを知っている。

この根本的原因を明らかにすべきだ。

学長より考えを聞きたい。

学長：ビデオのことは、医学部の団交で聞いた。それは怒るべきことである。

治安対策的発想は否定する。この原因は、徹底的に究明し、それに対して闘う。

学生I：学長の改善の努力はやはり学生対策的である。

学長と学生部長は再び弾圧を試みようとしている。

新学長は新寮協議会を粉砕した。

学長：新寮協議会を分解させたというのは、事実無根である。

どういう根拠か示せ。

学生I：委員の一人として、学長は新寮協議会の空中分解に、責任がある。

学長：議事録がある。私が意識的に協議会を空中分解させたというのは、事実無根である。

学生O：この問題は、ビデオの問題からは、それる。後廻しにしたい。

事務局長、庶務部長は出席したくないと言っている。

学生N：事務局長、庶務部長を呼んでいただきたい。

学長：私も来てもらいたい。

学生O：学生部長はビデオを、どう思うか。

浅川：学生部及学生部長は全く関係していない。

私は伝説の人だ。

学生I：知らないとは言わせない。

秘密テープもとられている。学生課職員のメモもある。

学生のピラが複写されている。

事務官が弾圧機関の手先となっている。

弾圧は大学全体の試みで、その責任は学生部長にある。

学生N：ビデオが、とられたことを、どう思うか。

浅川：ビデオ装置は知らないことはなかった。そのビデオテープは知らなかった。

私はビデオに反対だ。

私はビデオは初めてみた。

学生N：学生課の職員を使って調査した。

浅川：これはした。法の違反者を調べ学部長に送った。

羽田事件当時。

学生I：何もしない者についても調べている。

浅川：学内における法の違反者でしょう。

学生I：学内の秩序を、みだしていない者についても名があがっている。学生のためなら、なぜビデオを拒否しなかったのか。

浅川：ビデオテープは今始めて見た。

(文責、教育学部 進藤、森分)

午後4時から5時迄

1. モニターカメラ、かくしマイク等について。

浅川：それらを学生活動の調査に使用するということは、承知していない。但し、学生部としては、学則に違反する行為があった時は、その事実を調査し、記録することは、当然やっている。

学生：学生部の現にやっていることは本来の学生部の任務を逸脱したもので、学長の学生部の在り方についての見解とは、はっきり異なる。このような学生部の長

たる浅川氏を学長はどのように処置するつもりか。

学長：処置というのは斬首まで含めた措置をいうのであろうが、学長としては、自分自身で十分調査した上で、しっかりした根拠に基いて、処置したいので、只今、この場で即答することはできない。この問題は、一学生部長を、どうこうする事ではかたづかない、根本的な問題であるので、その面については、大学改革の観点から、再びこのような事が起こらないよう徹底的に処置したいが、その前提として、徹底的な調査が必要である。学生諸君もそれに協力してほしい。

2. 大学問題検討の準備委員会答申について。

学生：先般の準備委員の出した答申は、大学側の一方的かつ不十分なもので、我々の提起した問題に答えていない。

学長：準備委員答申は1ヶ月で出来上がったもので、あれはたたき台に過ぎない。それをこれから深めて、できるだけ完全なものにしていきたい。学生諸君からも徹底的に批判してもらいたい。

学生：先生は広大の体制を改革するという要望をになって登場した。当然、今、何か回答をもっているべきである。それを明らかにせよ。広大紛争が始まってもう相当な期間が過ぎた。それに今から調査するというのでは余りにも遅すぎる。大体、そういう態度なり体質なりが問題なのだ。

3. 学生部等の事務機構について。

学生：文部省の手先として、学生を弾圧してきた。

学生部が何故必要なのか。

学長：学生部が思想取締的なことをやっているとすれば、それは問題であり、学長としては、断じて許せない。

大学というのは、教職員、学生の三者によって新しい価値を創造するのが任務だからだ。

学生：あなたもそのうち、周囲の文部官僚によって、がんじがらめにされてしまうだろう。

学長：そのようなことがないよう自分なりに学生部その他の事務機構のあり方について、徹底的に検討したいと思っている。

君等も、具体的に提案して欲しい。

4. 学生の学内外における政治活動について。

学生：あなたは新聞で「革命は外でやれ」といっているが学内外を区別するのは、間違っている。

真の思想表現の自由は、学内と学外の両方において、戦いとるべきものだ。

学長：新聞は私の真意を伝えていない。学生の政治活動は、学内外を問わず、自由であるべきだと考えている。

しかし、大学は教育研究の場だ。暴力は絶対いけない。

バリケードは直ちに撤去して貰いたい。

社会革命は本来、社会の中でやるべきだ。

学生：学長は、社会と大学を分離して考えているが、それはおかしい。

学長：大学内でやるなどはいっていない。ただ大学というわくに甘えた革命運動はやめろ。

5. バリケード封鎖について。

学生：バリケードを解けというが、バリケードを解いて問題が解決されると考えているのか。

バリケードの撤去によって、何ら問題は解決されない。

そのあとに来るのは、旧思想の復活以外の何物でもない。

問題は現状に埋没した自己の否定である。

検討委の答申はこのような本質をついていない。

学長：バリケード、ストだけが唯一の改革の方法とは思わない。

全学的レベルに立って問題を検討し、改革していこう。

封鎖はいたずらに学外権力の介入を招くだけである。

学生：正常な大学に戻ることが望ましいといったが、これ迄正常な大学で何が行なわれてきたか。教授の意識の腐敗だけである。たとえば、学生部は、学生の福利厚生のための機関だといいながら、実際には、思想弾圧の機関と化している。

バリケードがなくて、大学改革のアイデアが出たろうか。

新学長が出たのもバリケードがあればこそである。

バリケードがあれば警察が入るというが、それはその通りだ。

しかし、これがあったからこそ、すべての人が根源的に、物を考えるようになったのだ。

学長：じゃ聞かすが、バリケードを続けて、これから先どうやっていくんだ。君達の改革のプランを聞かせて貰いたい。

学生：我々がこれまでして大学の解体を叫ばなければならない理由を、よく考えて欲しい。

(政経学部 宮崎喜代司、畑 博行)

午後5時から6時

学生(中桐)：今、何故学生運動が広島帝国主義大学解体、東京帝国主義大学解体という形で大学そのものの、存在を問題にしなければならないのか。

学長：私の先に聞いた問題に答えよ。

大学解体という場合に、大学はいったい何をし、何をやるのか。研究者、教官、学生は何をやるのか。

どういものが大学改革の根本イメージなのか。

学生(中桐)：解体というスローガンを、つきつめなければならぬような大学が現実にある。

学長：ある。それをこわすのに、どうやってこわし、何をつくるか具体的に示せ

中桐：革命という形でしか答えられない。

学長：革命は、どうやってやるのか。

学生(野田)：今の間で、我々(学生)と学長とが対立しているという事が明らかである。

バリケードを築いて自己変革の砦として、共に守りぬいて行く。全ての学生教官がバリケードを認めるまで築き続けて行く。

権力が間違った方向でくるならば、それに対して武装する姿勢を示す。

何故、今、バリケードを解く必要があるのか。

学長：全学で民主的力を結集して、新しい大学を作ると提案している。先の根本的疑問に答えよ。

野田：機動隊によって、教育、研究が守られるという事にならないか。

学長：機動隊によって守られる大学は、紛争が起こる前の大学よりも、もっと墮落した大学ということになる。

広大の中にまだ、自分達の力で新しい大学を築いて行こうとするエネルギーが残っていると信ずる。

現実を知らない新入生、ストライキで外に出ている多くの学生がいる状態では、大学を皆で、考えていくという事はできない。

早くバリケードを解け。

学生(中村)：皆で考えていく場である団交を拒否したのは大学側である。バリケードで大学にも権力に対する力がある。人間的戦いがあるということを示さねばならぬ。

(休憩)

学生(大段)：学園紛争の原因として次の3つがある。

1. 学生と教官とが対立している。
2. 文部省に迎合している。
3. 警察権力に迎合している。

これらの3つの学園斗争の原因と考えられる点について議論を展開していきたい。

バリケードがあれば警察が入ってくるという問題、ここに論理の飛躍がある。

バリケードは現代体制にあって支配されることを拒否するものである。

大学がバリケードによって権力から遮断されるということによって権力は痛手

をこうむっている。

国家権力が介入してくるという^{〔ママ〕}状制の中でバリケードを築いていない日常的な大学が大きなポイントを示していた。ではこれまで機動隊が入って来なかったから我々は自由であったか。現に広島大学は学生部長に官僚を入れたり、入試においては振分増募を受入れようとしたのではないか。すなわち、文部省に迎合する大学であったではないか。文部省に迎合する大学であったということについて学長はどう思うか。

学長：広島大学は文部省に対して忠実であったと思う。

学生(大段)：具体的に答えよ。

学長：一般教官としてこの大学で過す間にそう感じた。

学生(大段)：どうしたところに文部省とのつながりがあったか。すなわち官僚が学生部長として我々に君臨したこと、振分増募で文部省の意図を受入れようとしたこと。これらに答えよ。

学長：振分増募の問題、学生部長の問題はちゃんとした形とすべきであると以前から思っていた。

学生(大段)：どうして御用大学になったか。その原因を答えよ。

学長：広島大学が教員養成大学であることが一つの性格要素と考えられる。
はっきり分らない。

学生(大段)：警察権力が学内に入ってくるのはまずいと言ったが、その^{〔ママ〕}変り学内に国家権力の意図が関係していたことも確認できるか。

学長：無言でうなづく。

学生(中村)：文部省がどうして大学を支配しようとしているのか。何故広島大学は文部省の意図をそのまま受け入れる体質をもっているのか。

その原因は次のように考えられる。

1. 森戸学長以来、その体質を持ち続けている。
2. 三好など上層部の文理科大学系の者は大学の発展を、いわゆる第8帝大とすることと考えている。
3. 政経学部、工学部などは地域社会と結びついて、功利的目的で設立されている。
4. 教員養成大学である。

このために広大は文部省に迎合している。

このことを確認せよ。

学長：全く同感。広大の理念は何か、どうあるべきかを考えねばならぬ。形の上で帝国大学となるのが広大の発展と考えられていたがその認識は甘かった。

学生(大段)：広大が文部省の御用大学であったということは単に広大の問題ではなく、

国立大学全体の問題であると思うがどうか。

学長：そうだ。大学の自治が許されているようだが、日本の国立大学は財政面から許されてはいない。

学生(大段)：予算の面で圧力を受ける場合、大学側はどう対処するのか。

学長：若干の予算が犠牲となっても、広大の理念を曲げてはならぬ。その為には全学の教職員、学生の自覚が第一である。

学生(大段)：国家権力を支えるために、教育、研究を通じてイデオロギー、労働力を必要とする。学生が反権力を明確化した時弾圧する。我々は既成のものを壊して新しいものを作らねばならないと思うがどうか。

学長：その通りだ。

学生(中村)：警察権力は常に大学に介入しようとしている。大学側はそれに対してあいまいである。

学長：従来の警察権力に対する大学の態度はあいまいである。

学生(中村)：迎合するような当局のやり方に対して我々は戦っているのだが、三好や他の殆んどの評議員は、学生の収拾しか考えない。支配者階級の利益のために教育と学問を守ろうとしている。学生はそれに対して戦うつもりで居るが、学長はどう思うか。

学長：広大が警察権力に対する場合、守るべきものは何かを考えねばならない。研究とは、学問とは、教育とは何かを考え、全学の諸君は守るべきものを持つことが大切だ。日本の大学は資本主義の上昇中に作られその一部は残っているが、その全てが資本主義に従属的であるとは思わない。

学生(中村)：学問を現在の体制の中でやる場合、良いものも悪いものもあると考えるか。

学長：学問にレッテルをはって、それを良い悪いとは言えない。

官僚、権力者、支配者の中には、大学の種類によっては必要なものもあるし、そうでないものもあると考えているものもいるだろう。

東大は必要と考えているだろうが、広大はあってもなくても良いと考えているだろう。そこに広大は東大と違った問題がある。

6：15－7：15

中村：資本主義社会の中で大学での学問、研究がどのような役割を果たしたか。今日の学問は資本主義を援護していったではないか。

学長：資本主義の中で種々な学問が行われて来たことが全く無意味であるとは思わない。広い意味では資本主義に何らかの役割を果たしたであろうが、例え、資本主義が消滅しても、その体制内での学問が不必要、無価値であったとは思わない。これまでの日本の学問、教育が全く無であり、すべてが悪であったとは思わな

い。

山崎：社会の大波の中に生きている水の分子は例え、底の静かな所に居てもその波を支えている^[ママ]管である。資本主義社会の中では如何なる研究も、如何なる生産も資本主義の悪を支えているのである。

この現象を何と思うか。

学長：資本主義が社会主義になっても米を作るものは米を作り、病理学者は病理学を学ぶが、これが好むと好まざるとに拘らず資本主義社会の中で仕事をするにはそれを支える基盤となっていることは事実であろう。

問題点は学問、研究の営みが、現体制を支えるのか、或いは新しいものを切開くのかは、本人の自覚が必要であるが、皆んなで一緒に考えることも必要であろう。

学者として学生として現実の日常的営みの位置づけは^[ママ]何うであろうか。又我々が如何にすべきかを教えてもらいたい。

山崎：バリケード斗争以外にないであろう。学者が学問に没頭しては資本主義に利用される。自然科学の勉強は社会が変ろうとも続けられるべきであろうが、研究及び学問教育は社会と切り離して純然とそれのみでは存在しない。即ち、(中村) 社会の人民に対して大学学問が存在しているであるからそれを自覚してほしい。

バリケードについて。

学長：新入生を学内に入れたい。

伊与田：学長は判るが、無関心派の教官に対し、バリケードを解き、放置したまゝ、やることは不安である。

学長：食い違いが根本にあるので可成りの話し合いが必要である。(全共闘諸君と)

中村：共に社会的立場から追求して行きたい。

学長室をあけるから入って欲しい。

大段：国家公務員として入るのでは駄目だ。

文学部、片山：従来の団交とは異なる形の学生、教官の全員一人一人が議論と闘争を始めて欲しい。

学長は自己否定をして、他の教官を説く必要がある。

学長：一切の研究を放てきし、選ばれた以上病理学者としての自分を否定し、出来る丈のことをやりたい。そしてすべての人と対話をしたい。

中村：この辺で確認書を取交したい。

1. 新入生受入れについて。
2. バリケード撤去要求をしないこと。

学長：バリケード撤去要求をしないという確認は出来ない。

学長：人民に苦しみを齎らした一因となっていることには悩んでいる。それではこれから学問するのに如何にすべきかを問いたい。

大段：大学の中で学問をやり乍ら社会変革をやる方法もあるが、一旦教育、研究をストップして革命斗争する以外にないと信ずる。革命に自分を投入してこそ革命が出来る。現体制に対して自分の投入をすることは全学生、全教官がバリエードの中に入って闘うことだ。

中村：凡ゆる人間が困難にぶつかっている時には全員が革命家になることが必要である。

学長：すべての大学人が全力を挙げて対決し、総力をかけて如何なる研究、如何なる教育をするかを真剣に考えている。

伊与田：飯島改革路線には東大、九大、の様に全共闘との共通点が多い。共通項目が多い場合には実践化する際には当然解体すべきところであろうが、改良するとすれば次のものをあげたい。

具体的要求について。

1. 単位認定権を捨てる。
2. 成績判定権をすてる。
3. 論文審査権をすてる。
4. カリキュラム編成権をすてる。
5. 処分権をすてる。

この条件下でなら講義（自主学習となる）をしても良い。

学長：今やるとは返事をしない。提示されたことに向って全員が認識するよう全面的に広めてやる。

中村：理論的な意味で正しいと確認した。故に文部省の中に存在する権力と敵対することを確認し、バリの中に新入生を迎え入れることを確認した。

学生(文学部)：

1. 高度な討論に立ち向えるか（一般学生は）。
一般学生はすべて学校に出て討論すべきではないか。（学生への呼びかけ）
2. 学長は（体制下の中で）実現性を解決できるか。
一体評議会、教授会をどのようにして説得するのか。現体制に対してどのように対処するのか。

学長：個人的なことだが、私は学長を引き受けることは一切の研究を放棄している。研究者、学生に対しても未練がある。

日常的研究の中断、学長就任、病理学者否定、日常性を^{〔ママ〕}立ち切る。

学長職は現体制内のもので、これを批判してほしいし、だれとでも話そう。

司会1：確認したい。

- (1) 新入生は受け入れる。
- (2) バリケード封鎖を解除しない。
- (3) 学生部解体。

教官側：(協議)

司会2：改革委員会はできたか。

学長：15日までにはできる。

バリケードはのける。

司会1：封鎖解除要求はしないか？

(編注1)
三好学長は退去要求をした。

要求書を見せようか。

学長：みせてくれ。(要求書を見る)

学長：中村君、バリケードを解いて校舎から退去してくれ。休憩前の意見を改める気はない。

司会2：

学長：バリケードを除いた中で話し合いをしよう。

学生：バリケードの中に迎えてこそ今日的、行事的だ。(今までのやり方は)。

現体制下で武装の思想をとる以上バリケードが必要だ。

学長：新しい大学を作る上にバリケードをとり除いてほしい。

司会2：バリケードを認めないのなら新入生は入れない。

学長：それはそうだ。

バリケードを解いてはじめて新入生を受け入れられる。

学生：学生を教師として教えられる先生が居るのか。

司1：人民の学問は文部省帝国主義者の大学ではだめ。闘う大学としてのバリケード。

学長：解体要求を否定するのはおかしいではないか。

ク：バリケードの象徴はわかったようだが

バリケードをといて授業であろうが、なんであろうが、やってはどうか。

司2：授業とかそんなものではだめだ。わかっていない。

学長：私はバリケードはとくべきだ。

バリケードを解くことがどうしてそんなに怖いんだ。

司3：バリケードを解くのはこわくない。

一般学生の討論がなされていないが、バリケードの中へ新入生を迎え入れないと真剣な討論はできない。

新入生をバリケードの中で受け入れたい。

学生3：徹底的討論はこの場でしかできない。

司2：バリケードを解けという動機は？

学長：ストと研究室から教官を追い出し、バリケード封鎖することは戦術としては別ものだ。

学(理)：理学部での説明。

基本的態度が改められていない。

問題提起に対して……学部長代行をたてた。

封鎖を怖れている。

闘争をどうみているのか。

何故にバリケードを解くことは必要なのか。

学長：先述の通りだ。

封鎖していないからといって現体制であるとはいえない。

バリケードしないと討論ができないと思われぬ。

学生(理)：一般学生はバリケードをしないと真剣に討論しない。

学長：研究室を封鎖したら私は実力で抵抗する。

学生(理)：鳥取大学の例。

逆バリケード、おれの研究室はおれのものだ。

民間と大学側が弾圧。

研究をやっておればそれでよい。

司：変革としてはおそまつではないか。

学生に研究室を解放しよう。

学長：解放とバリケードとどういう関係があるのか。

司：学問しようとする教室は使えない現状。

学(理)：学生室の使用に不便があった。

自主管理ができなかった。

行動で部屋を占拠しなければ自主管理できなかった。

実力で使用しないと力関係が達成できない。

学長：バリケード封鎖形態で何ができるのか。

①研究教育を一旦ストップ。

②バリケードの中で研究教育が芽生える。

②は理解できない。

一旦バリケードを解いて一体で話し合いできないか。

学生(政経2部)：①会議活動ができない。

②図書館の施設がなんら使えない。

③厚生・補導施設もない。

④工学部は空いているから貸すのだ。

あいまいな態度を批判。

人間性回復の要求。

学長：政経2部、理学部の話を聞いておどろいた。学生の要求が事務処理されていたのは改めねばならない。

バリケードの中で、どのような学問や、研究が成されているのか。バリケード封鎖から何が生まれたのか。

司1：バリケード中で反大学が作られよう。

人間として何を成すべきか。学問するだろう。

ビデオテープの問題。

日大と同じことが行われている。

日常性拒否を！

バリケード封鎖の意味は？

学長：意味はよくわかったような気がする。

とにかく一度バリケードを解放して確認しよう。

司2：バリケードを解いて一体となってやろうと云うが、教官と学生が対立してきたバリケードは対立のために必要だ。

学生の立場に立て。

学長：バリケードを築いて何が生まれるのか。

説明が不十分だ。

もう一辺議論しよう。

学長：バリケードがなければ話合えないのか。

学(理)：我々のこれ迄の努力を無視している。

学長：責任をもって考えると云っている。

学(文)：確認事項。

①バリケード封鎖…学問への開放。(学生側)

②意味づけ。大学改革の1つの力となった。

A. 現在の大学 権力の体制内。

↓体制から抜け出られないようになっている。

権力者から本来の人間性を追求しようとする研究者を大学は防衛せねばならない。

B. 医学部の問題。(機動隊進入)

権力の暴力と対決するために

C. 闘う研究が可能になるような大学のためのバリケード。

一般席の大学院生がバリケードの意味を論理的に述べる。3つの点を挙げた。(前任の記録にあるはず)。

これに対して。

学長：バリケードが全大学を結集するのに役立たない。権力に対しては無効である。

森脇教官：

○バリケード封鎖について。

北門、南門のバリケードを整理して、正門のように積直してほしい。

○事務局（本館）の監視装置について。

学長室、重要な会議室に設置された監視装置又は抜け穴などは学生に不信を招くようなもので、今後教室、事務局は徹底的に反省すべきである。

○新入生について。

新入生はストライキに関して意志表示をしていないので、大学は社会的責任を果すべきであるとの考えが、あるが、この考えは古い商品なら売ってもよいとのことになる。

一教官としては新しい講義の準備ができた教官から講義を始めたらい。

○ついで学長のバリケード封鎖を解いてほしいという気持ちは理解できる。学長の決意の程もそうあってほしいと思うが、戦後20年を経た新制大学に対してこれまで唯の一度も反省したものがいなかった。ここ3ヶ月間の紛争の中でわかりかけた人が少し出はじめたが、全学生、教官の中でどれだけの人がこの斗争の意義を理解したか、その意味でまだ封鎖を解くのは早い。

大段：学長はどう考えるか。

学長：退去要求を出さないという約束は良心的に出来ない。その理由はその前にやるべきことがあるから、今はいえない。もう1つ森脇氏とは別にバリケードを解いてのち始めるものがあると考えてる。

山崎：本日の団交の意義について論述があった。すなわち本日基本的路線についての了承が得られて、今後の団交では具体的問題について一つ一つ進むべきだ。

教官は教室としての教育外的強制に未練をもっているからマルキストでさえも学生との共斗ができなかった。その為にもバリケードは必要である。

中村：バリケードによって学生は何を訴えているかを認識すべきである。バリケードは権力に対向するためにもなお強固にすべきである。

学長：私に退去要求を出さないと約束させる目的は何か。

中村：学長が文部省からつるしあげを受けることが目的だ。

（その他バリケード論争あり）。

大段：何故バリケードを撤去しなければならないのか。

学長：大学にとって必要なのはあのような物理的バリケードではない。

中村：東大斗争を支持する労働者が多数いることを知っているか。

学長：学長、これを否定。

学生：学長の認識不足を非難。

寺岡：東大解体を喜ぶ労働者は多い。

学生B：僕はストライキ以来多くの労働者に接触して来た。しかし正門、バリケードについては共感を得られていない。

山崎：学内においてもストライキ賛成派は全学生中少数である。量的な問題ではなく質の問題である。本質的に正しいことを行うためにバリケードは必要である。フェニックス問題もしかり、バリケードは精神的なものである。

学生(B)：象徴的なものがなければ闘争ができないことが問題ではないか。バリケードの精神的な威力を強調。

学生A：闘争中であるにもかかわらず、アルバイトをしたり、ネトライキをしている学生がいる限り、バリケードは意識向上のため必要である。

(民青帰れ帰れのヤジあり)。

大段：学長に質問、バリケード撤去の理由を再び問う。

学長：バリケードの象徴的意味を述べていることはわかる。

しかし、大学は大学の機能を回復しなければならない。新しい大学の機能を發揮するために解く必要がある。

東大を解体すべきだというのなら、広大もなくなればよいということか。

中村：そうだ、学長は新しい大学の出発のためにバリケードを解くべきだというが、新しい大学を出発させ得る程意見は一致していない。

中村：学長団交を今後も続ける意志の有無を学長に問う。

学長：学長団交を続けることを表明、本日は終了して近い機会に行きたい。

中村：バリケードの中を歩いてみて机の1つも積んでみてから次回話し合しましょう。

次回学長団交を5月15日(木)に行うことに双方一致して散会。

〔編注〕この史料は複数の記録者によって作成されたため、原史料の体裁を一部整えたところがある。

〔編注1〕「三好学長」は三好稔学長事務取扱のこと。

88. 昭和四十四年度広島大学新入学生オリエンテーションにおける学長訓示

[昭和44年6月4日/学報412号]

昭和四十四年度広島大学新入学生オリエンテーションにおける学長訓示

広島大学長

飯島宗一

新入生の諸君、君達が入学して以来、非常に長い間自宅待機という形で登学できなかったことに対して、私はまず心から諸君にお詫びを申し上げます。

私共は君達の自宅待機中に1日1日がまことに心にひびいて苦痛でありました。御

存知のような大学の紛争の事態の中で、君達を大学に受入れ、正規の授業を開始することが出来ませんでした。現在も広島大学はなお紛争の最中にあり困難は依然とつづいていますが、しかし、これ以上君達に自宅待機の形で、十分な教育的連絡もないまま日を送ってもらうことは大学の責任から考えてどうしても出来ない。また一面では君達2,000人の新しい新生生の諸君は、広島大学の新しい大事な構成員であって、やはり君達がこの大学の現実に自らふれ、そしてその現実の中で我々の大学をどのように考え、どのように作りあげてゆかねばならぬかについて、君達自身の発言を私共は積極的に受けとめなければならない。そういうことをいろいろ考えて、今日の時点で君達を広島大学の中に受入れることの決心を私共は致しました。

ただ残念ながら、ごらんのように広島大学は現在君達を大学の構内に受入れ、そして、正常な意味での授業を直ちに開始できる状態にはありません。

したがって、君達にとっても非常に困難なことが多いと思いますけれども、どうか君達は、この現実にくじけないで君達の大事な大学生活の第一歩を力強く始めていただきたい。私共は教育の場としての大学の責任を果たすために、君達のために積極的な進学の指導にあたり、あるいは生活の相談にのり、そして君達自身の専門的な勉強および研究が達成されていくためにいかなる条件のもとにあろうともあらゆる努力をほらいたいと思います。正常な事態ではないから君達にとっても不便と迷惑が多いけれども、それ故にまたその中で君達が正常に倍した努力とファイトをもって君達の大学生活をつくりあげていってほしいと切に祈ります。

広島大学の紛争の過程の中で学生諸君から提起されている問題点の中には、大学としても自らを批判し、あるいは自らを正して、大学を新しい形につくりあげていかなければならない諸々の課題が含まれています。私共はそのような課題を決して回避することなく、それを真正面から受止めて、生き生きとした教育と研究の場をつくりあげてゆこうと決心しています。しかし、現在の状態はどうか。バリケード封鎖と無期限ストライキという中でそのこと自体が既に日常化し、その日常性の中に埋没して事態は不毛化し、むしろ荒廃に傾斜しはじめているきらいはないか。このことをどうか新生生の諸君を含めて、学生諸君は考えなおしてほしい。そして、学生諸君の中に真に公正な組織と民主的な表現力が力強く育てあげられ、一日も早く教育と研究と創造の場としての大学が新生することを私は願います。私は以上の感想をもちながら、今日ここに新生生諸君という新しい構成員を広島大学が迎えたことを心から嬉しく思います。

君達はそれぞれある志、ある目標をもって広島大学に入学したと思います。今日の時点で君達はこれから大学において何を学び何を追求するかということ、あらためて深く考えてほしい。人類の作りあげてきた学術文化は、長い歴史的な所産です。そしてまた将来の歴史をつくってゆくものです。それを君達が身につけ、それを

さらに新しく創造してゆくことは君達の責任であり、しかもそれを果たすためには根気よい努力と苦勞とそして苦斗がいます。決して安易な道ではありません。

その覚悟を徹底し、それを根底におきながら君達はどうかそれぞれが専門と目指すところを精一杯追求してもらいたいと思います。

それに加えて、現代におけるもっとも根本的な問題のひとつは、経済・科学技術の著しい発展をとまなう、いわゆる繁栄の時代にあつて、一人人間とは何であり、人間の存在とは何であるかということが非常に深く根底から問いなおされているということです。諸君はこれからの大学の生活において専門的な学術・技術を追求し、それを総合的な君達の力として養ってゆくと同時に、どうか深く、かつ、ひろい視野をもって一般的な人間存在の問題全体を考え、*Studium generale*、あるいは一般の学問ということばでよばれるところの真に人間のための人間的な学問を大学生活を通じ、君達自身の中へきたえあげていって頂きたい。今日はこういう場所で、極めて異常な形で君達を迎えることになりましたけれども、その異常さにめげないでどうか君達は自分自身をこの際徹底的にみつめ、自分自身の学問をつくり、そしてこれから先、将来の人類を新しく創りあげてゆくという仕事のために、どうか一生懸命になって努力していただきたい。私は、君達が要求すること、あるいは君達が欲すること、あるいは君達の意見は常にうけとめたいと思います。

現在、日本の大学は本当に大学がつぶれてしまうか、あたらしく生きぬいてゆくかという瀬戸ぎわにたっていると私は思います。新しい2,000人の新入生の諸君、どうか今日から力を合わせ足りをしっかり保って、我々自身の新しい学問文化を、そして、その場としての大学生活を創りあげて行こうではありませんか。

大変あわただしい短い挨拶ですけれども、初めて今日諸君にまみえて、私の所感の一端を述べて君達に対する歓迎の挨拶といたします。諸君どうもありがとう。

昭和44年6月4日

89. [学内通信] 発刊に際して

[昭和44年6月25日／学内通信No.1]

発刊に際して

6月中旬、新しく、広島大学広報委員会が発足した。今日の流動する大学情勢のなかで、もっとも重要なことは、その動きを迅速、正確に把握して、判断し、行動することであろう。ところが、多くの部局をかかえる、厩大化した今日の大学においては、そのことがかなり困難である。本学においても、従来、全学の教官・職員・学生相互間の、情報もしくは意志の疎通が、ともすれば円滑を欠くきらいがあり、そのことが紛争の激化の上に影響してこなかったとは言えない。

広報委員会は、多少ともその欠陥をおぎなうべく、すでに、電話ならびに文書による速報態勢を樹立した。さらに、ここに、定期報「学内通信」を発行して、報道と意志疎通の任に当たりたい。全学教職員学生諸氏の協力と支援をお願いする。

広報委員長

90. 広島県警への警察官出動要請書・警備要請書*

[昭和44年8月12日／『広島県警察百年史』下904～905頁]

広大349-1

昭和44年8月12日

広島西警察署長警視正 神原昭殿

広島大学長 飯島宗一

警察官出動要請書

本学においては、昭和44年2月16日から広島大学全共闘会議議長代行寺岡宗悟（現在議長伊与田耕治）らが指導する学生らによって順次教養部、教育学部、事務局、学生部、文学部、政経学部および理学部各建物が不法に占拠されるとともに、構内に通ずる各門が机、椅子および木材等によってバリケード封鎖され、学務に重大な支障をきたしております。

これまで昭和44年3月25日、3月29日、4月30日、5月21日、8月9日および本日の数回にわたり、広島大学全共闘会議代表者等不法占拠者に対し、占拠の解除および占拠建物より退去するよう要求してきましたが、依然として退去要求を無視または拒絶し、大学当局が管理する建物の管理権を不法に排除して今なお100名内外の学生が占拠を続けております。

したがって、大学当局としては、正常な教育研究機能を回復するため、現に大学建物を不法に占拠している学生に対し、8月17日建物はもちろん大学構内からの即時退去を要求したいと考えます。

については、これら不法占拠学生が退去要求を無視または拒絶し不法残留を続け、さらにはその他不法行為の敢行も予想されますので、この際本学東千田町構内において警察部隊による所要の警察措置をとられることを要請します。

広大349-2

昭和44年8月12日

広島西警察署長殿

広島大学長 飯島宗一

警備要請書

昭和44年8月17日から同年8月24日までの間、本学東千田地区構内の秩序維持のため同構内の敷地、校舎について所要の警察措置をとられるよう警備を要請します。

〔編注〕本史料は、底本では縦書きで漢数字を使用していたが、数字は算用数字に置き換えた。また、文書記号番号及び日付の位置を右肩に改めた。

91. 広島大学問題に関する世論調査報告書〔抄〕

[昭和44年8月]

〔表紙〕

「(RCC調査資料No.6916) / 広島大学問題に関する世論調査報告書 / 44年8月 / 中国放送 調査部」

〔目次略〕

はじめに

広大紛争が表面化して約半年、8月17、18日には機動隊の導入（封鎖解除）という事態を見ました。この世論調査は機動隊の導入からちょうど1週間後の時点で、この問題に対する広島市民の関心の度合いをとらえるとともに、広大教官がどのように見ているかにも焦点を当てたものです。ここに集計がまとまりましたのでお届けします。

調査メモ

調査期間 44年8月23日～8月25日
 調査対象 A 20才以上の広島市民
 B 広島大学の助手以上の教官
 調査標本 A 200人 B 100人（回収は94人）
 標本抽出 Aについては住宅地図から、Bについては広大の職員名簿からいずれも無作為抽出。
 調査方法 訪問面接法
 調査機関 中国放送調査部

なお、この調査の結果をRCCテレビでは「市民と大学人-RCC世論調査から」として9月3日（PM11.35～0.35）に放送しました。

44年9月

<標本構成>

市民

男	女	20代	30代	40代	50代以上	全体
48.5	51.5	32.0	28.0	17.5	22.5	100
(97)	(103)	(64)	(56)	(35)	(45)	(200)

()内は実数

教官

教授	助教授	講師	助手	全体
37.2 (35)	31.9 (30)	13.8 (13)	17.0 (16)	100 (94)

調査結果

A 市民対象

- Q 1. あなたは去る17日紛争中の広大へ機動隊が導入されたことをご存知ですか。
- 知っている 99%
- 知らない 1%
- Q 2. その模様は放送や新聞で報道されましたが、あなたはこのニュースに関心をお持ちですか。
- 関心がある 73
- 関心がない 7
- どちらともいえない 20
- Q 3. 今年1月には東大に機動隊が導入される事件がありました。東大の場合と今度の広大の場合とでは、どちらに関心をお持ちでしたか。
- 東大の場合 12
- 広大の場合 54
- どちらともいえない 34
- Q 4. 広大紛争で、機動隊が導入されたことについてあなたは賛成ですか、反対ですか。
- 賛成（やむをえない） 70
- 反対 12
- わからない 18

[図略]

(性別、年代別に見た賛成率)

男	女	20代	30代	40代	50代以上
83%	60	75	54	86	73

- Q 5. あなたはこの機動隊導入によって、広大紛争が解決に近づいたと思われませんか。
- はい 20
- いいえ 32
- わからない 48

Q 6. ところで広大紛争の原因は次のうちどれだと思われますか。(M・A)

教職員の指導力の不足と怠慢	24
全共闘など一部の過激な学生のはねあがり	46
大学自体の古い体質・あり方	37
日本の社会全体の矛盾のあらわれ	41
その他	0
わからない	15

[図略]

(Q 6 と Q 4 とのクロス集計)

	機動隊導入について		
	賛成	反対	わからない
教職員の指導力の不足と怠慢	27	29	9
全共闘など一部の過激な学生のはねあがり	53	42	17
大学自体の古い体質・あり方	40	37	23
日本の社会全体の矛盾のあらわれ	41	46	37
わからない	6	25	40

Q 7. 広大を封鎖した全共闘の学生についていくつかの意見がありますが、あなたのご意見に近いのはどれでしょうか。

考え方、やり方とも賛成	0
考え方には賛成だが、やり方には反対	46
考え方、やり方ともに反対	32
わからない	22

[図略]

(性別、年代別に見た「考え方、やり方ともに反対」の割合^{(1)説})

男	女	20代	30代	40代	50代以上
38%	26	27	28	29	47

Q 8. 「学生は授業放棄などすべきではない」という意見に対して、あなたは賛成ですか、反対ですか。

賛成	76
反対	14
わからない	10

(性別、年代別に見た賛成率)

男	女	20代	30代	40代	50代以上
73%	78	75	66	88	80

Q9. 広大の教官は紛争の解決に努力していると思えますか。

努力している	20
少しは努力している	33
努力していない	12
知らない	35

Q10. あなたは飯島学長の紛争解決の方針を支持されますか。

支持する	37
支持しない	7
わからない	56

Q11. あなたは「大学運営臨時措置法」いわゆる大学法が施行されたことをご存知ですか。

知っている	76
知らない	24

(性別、年代別に見た「知っている」の割合)

男	女	20代	30代	40代	50代以上
82	70	81	71	91	62

Q12. (知っていると答えた人に) あなたは、この法律に賛成ですか、反対ですか。

賛成	30
反対	20
どちらともいえない	37
わからない	13

Q13. (同じ人に) この法律が施行されたことによって、大学紛争は今後解決が早まると思えますか。

早まる	13
少し早まる	16
かえって遅くなる	20
どちらともいえない	39
わからない	12

B 教官対象

Q1. 広大紛争が話題になっていますが、あなたにとって今一番の関心事はやはりこ

の問題だといってもよろしいでしょうか。

一番の関心事	90
必ずしもそうではない	10
関心がない	0

Q 2. 広大紛争が表面化して今日まで6ヵ月間、あなたは主にどのように過ごされましたか。

ほぼ平常通り研究活動（授業を含む）をした	5
ほとんど紛争解決の問題に取り組んだ	34
研究活動と併行してこの問題に時間を費した	56
研究活動もあまりできなく、紛争問題にも関係なかった	2
その他	3

Q 3. 最初に、おおまかにいって、広大紛争の主な原因は大学側にあると思われませんか、大学側にはないと思われませんか。

大学側にある	20
大学側にはない	4
どちらともいえない	76

Q 4. それではもう少し具体的にいって、その原因は次のうちどれだと思われませんか。

(M・A)

教職員の指導力の不足と怠慢	22
全共闘など一部の過激な学生のはねあがり	47
大学自体の古い体質・あり方	61
日本の社会全体の矛盾のあらわれ	68
その他	11

[図略]

Q 5. 去る17. 18日、本部に機動隊が導入されたとき、あなたはどうされましたか。

大学に出かけた	74
出かけたかったが行けなかった	17
出かけてもしかたがないので行かなかった	7
知らなかった	2

Q 6. あなたは遅かれ早かれ機動隊の導入があることを予想しておられましたか。

予想していた	92
予想していなかった	4
わからない	4

Q 7. ズバリいってあなたは機動隊が導入されたことについて、賛成ですか、反対ですか。

賛成（やむをえない）	74
反対	24
わからない	2

〔図略〕

Q 8.（賛成と答えた人に）それは積極的理由からですか、消極的理由からですか。

積極的	23
消極的	77

Q 9.（反対と答えた人に）「原則的には反対だが、あの時点ではやむをえない」という意見に対しては、あなたは賛成ですか、反対ですか。

賛成	53
反対	43
わからない	4

Q10. あなたはこの機動隊導入によって広大紛争が解決に近づいたと思われますか。

はい	32
いいえ	31
わからない	37

Q11. あなたは全共闘の学生についてどう思われますか。

考え方、やり方ともに賛成	2
考え方には賛成だが、やり方には反対	44
考え方、やり方ともに反対	46
わからない	8

〔図略〕

Q12. あなたは一般学生に対してどのようなことを今一番要望されますか。（M・A）

紛争解決に積極的になる	85
紛争にかかわらない	6
自宅で勉強する	10
その他	9
特になし	4

Q13. あなたは飯島路線についてどのように思われますか。

今後も支援する	83
これまで支援したが今後はしない	3
はじめから反対	1
はじめは反対だったが今は支援に	0
どちらともいえない	13

Q14. あなたは一口に言って大学改革はやるべきだと思われますか。

- | | |
|--|----|
| やるべきだ | 96 |
| やらなくてもよい | 1 |
| わからない | 3 |
| Q15. (やるべきだと答えた人に) それではあるべき大学像をお持ちでしょうか。 | |
| 持っている | 59 |
| ばくぜんと持っている | 41 |
| 持っていない | 0 |
| Q16. ところで広大紛争の解決(授業再開)の見通しについてどうなると思われますか。 | |
| 近く解決する | 16 |
| 9月中には解決する | 33 |
| 当分解決しない | 33 |
| わからない | 18 |
| [図略] | |
| Q17. 今の時点であなたは広島大学に愛着をお持ちですか。 | |
| 愛着がある | 74 |
| 少しは愛着がある | 19 |
| あまり愛着はない | 7 |
| Q18. 失礼ですが、広島大学とはあなたにとって何ですか。 | |
| 研究の場 | 7 |
| 教育の場 | 1 |
| 研究・教育の場 | 62 |
| 生活の糧の場 | 1 |
| いずれでもある | 29 |
| わからない | 0 |
| Q19. あなたは「大学運営臨時措置法」に賛成ですか、反対ですか。 | |
| 賛成 | 10 |
| 反対 | 71 |
| どちらともいえない | 17 |
| わからない | 1 |
| 答えられない | 1 |
| [図略] | |
| Q20. もしこの法律が適用されとした場合、あなたならどうされますか。 | |
| 積極的に従う | 4 |
| 従わざるをえない | 45 |

できるだけ反対する	34
あくまで反対する	13
わからない	4

Q21. この法律が施行されたことによって、大学紛争は今後解決が早まると思われま
すか。

早まる	1
少しは早まる	29
かえって遅くなる	30
どちらともいえない	36
わからない	4

分析Ⅰ

(市民と教官の回答比較)

[中略]

分析Ⅱ

(まとめ)

- ◇広島大学に紛争が発生しておよそ半年……いわゆる大学措置法が成立・施行され、
広島大学の封鎖が機動隊によって全面的に解除された時点で行なわれたこの世論調
査は、大学紛争に対する関心ないしは問題の把握、その解決への期待と見とおしな
どについて、きわめて興味あるデータを提供している。
- ◇いうまでもないことかもしれないが、広島大学の問題についての関心度は全般的に
非常に高い。この問題を知らない市民は皆無に近く、教官の90%は「最大の関心事」
であると答えている。
- ◇それだけに、広島大学問題について全般的に真剣な回答が寄せられており、面接調
査にあたった調査員の報告もそのことを裏づけており、高い信頼度をもったデータ
(回答)であるといえよう。
- ◇広島大学の紛争原因について見ると、いわゆる大学紛争の内蔵する複雑な問題性、
社会の矛盾、ひいてはスチューデントパワーといわれる世界的な学生運動の傾向と
日本の大学自体の持っている多くの問題点など、それらが微妙に結びついたところ
に原因を求めていると考えられる。
- ◇しかしながら、全共闘の学生の過激な行動そのものについては、「是認する」とす
る人はごく少数であり、大多数がその行動に対しては批判的ないしは絶対反対とし
ている。
ただし、「全共闘の学生の考え方」には「賛成」とする人が半数近くあることは、
大学問題を考えるにあたって無視できない特徴的な傾向と見るべきだろう。
- ◇一方、大学制度もしくは大学教職員に対する批判も全体の1/4近くあり、原因は

「大学自体の古い体質と教職員の指導力不足」であるという、大学自体に対する批判が相当程度あるということも注目すべき点であろう。(教官83%、市民61%)

◇更に、紛争にあたっての大学教職員の努力に対しては、大学教官はほとんど全員が「何らかの形で問題解決に取り組んだ」と答えているのに反し、一般市民はやや冷たい評価を下している。これは一般的には教官の努力がそれほど知られていないということも確かではあるが、「大学当局や教職員は何をしているのか」といった市民の批判が、やはりかなり強いことを示しているといえよう。

◇議論の一つの焦点ともいえる機動隊導入の是非については、大多数が「賛成」もしくは「やむをえない」として是認していることが知られる。

しかし、その中でも「やむをえない」とするものが比較的大きな数字を示していることと同時に、「導入反対」とするものがかなりの数字にのぼっていることも、注目する必要があるだろう。

◇一応は、この時点では機動隊の導入を認めるとはいうものの、それによって問題の解決に近づいたかという点になると、意見は全く分かれてしまう。決して機動隊導入は紛争解決の特効薬ではなく、非常措置というべきであってむしろ問題はその後にあるという見解が一般的であると見るのが妥当であろう。

◇広島大学の飯島学長の方針(いわゆる飯島路線)については、一般市民はまだ確たる評価を下すには至っていないようだ。しかし、広島大学のいわゆる大学人としては、まず大部分が「飯島路線支持」にまとまっているとみられる。しかしながら、1/5に近い教官が「支持せず」もしくは「どちらともいえない」と答えているのは、これからの広島大学の正常化には、多くの困難が横たわっているといえよう。

◇広島大学の紛争解決の見とおしについては、大学改革の必要性は認めながらも、いわゆる大学措置法の施行によるとまどいとともに、全般的に楽観視できないとしており、むしろ、これからは難しいと判断しながらも、具体的な解決策については模索を続けながら決定的な見とおしは立っていない状況が見られる。

◇全般的にいて、広島大学の教官と一般市民の間には、この問題についてそれほど大きな認識の差は見られず、ただ一部、それぞれの立場の違いによると思われる喰い違いが散見される。

大学紛争の問題の複雑さ、そしてその根の深さが全般的に強く認識されており、それだけに問題解決の見とおしと、それぞれの事態の変化に対する判断に際して、一種、とまどいと当惑に似た回答の傾向が見うけられる。

これはまた同時に、大学問題の難しさを意味しているとも考えられるだろう。

92. 学生諸君へ

[昭和44年9月3日／飯島文書]

学生諸君へ

昭和44年9月3日

広島大学

9月1日からの授業開始は、予想されたとおり、全共闘諸君によるはげしい妨害に出合っています。この事態に対応する大学の当面の方針について、全学生諸君の理解を得たいと思います。

1. 機動隊に守られての授業開始は、もちろん、大学の望むものではありません。広大大力奪還を呼号する全共闘の暴力的行動に強いられた事態です。大学は、全共闘諸君と話し合って紛争を解決すべく、最大限の努力をし、可能なかぎりの提案を尽くしてきました。しかし、全共闘はそのすべてを拒否しました。それは、全共闘が、大学の対応することのできない別の目的、つまり大学解体・暴力革命を意図する集団と化し、全共闘の中にいる非中核派の諸君もこの無謀な政治的路線を批判しきれず、それに妥協してしまったからです。機動隊に守られての授業開始は、まさに、全共闘が大学をそこへ追いこんだものであり、^{〔編註1〕}闘争勝利のかけ声は、そのことを誇っているようにもみえます。

機動隊の駐留する大学の門をくぐりたくないという感情が、潜在的にも顕在的にも強くあることは、十分承知していますし、それは当然のことだとも思います。しかし、^{〔編註2〕}この際もっとも大事なことは、大学をあらゆる形の暴力からとりもどすことです。そして、今の時点で、事態を冷静に考え、大学の自由と自治を再びきざきあげること、すべての構成員が責任をわかってほしいと思います。

^{〔編註3〕}授業開始の初日、全共闘の学生は、教養部新館の3、4階から、わずか20分くらいの間に、994個の机を外へ投げおろしました。そのうち、修理可能な少数の机が教職員の手によって補修されましたが、その損害は226万円になっています。機動隊駐留下において、なお、これだけの暴力が振われるのです。3日目には、他大学の学生が巧妙に入りこんで、デモと授業妨害をくりかえし、教官への暴力も発生して、2名が逮捕されました。

大学は、もとより、外部の権力をいっさい借りることなく、自分たちの手で大学の秩序を守ることを、心から念願しています。しかし、「外人部隊」をも呼びよせた、こういう力の攻撃に対しては、残念ながら、それを防ぐだけの物理的な力を持っていません。いま、事態を放任すれば、即刻、再封鎖・占拠にいたるでしょう。封鎖が大学と学問をおしつぶし、暴力をはびこらせる以外何の意味もないことは、この6か月の経験からきわめて明白であり、^{〔編註4〕}大学は、二度とあのような状態の再現を絶対に許すことはできません。

残念ながら、情勢はなお基本的に変化していないという判断^{〔編注5〕}に立って、9月3日、大学は、やむをえず、さらに10日間の警備要請の延長をしました。ただし、それは、夜間警備と外部警備を主とするものですが、「外人部隊」も立ち去らないこしばらくは、学内駐留の継続も依頼せざるをえませんでした。（なお、門における学生証の提示は、4日から廃止^{〔編注6〕}します。）

大学は、一刻も早く、この不幸な態勢を解除したいと思います。その可能性は、一に、全学的に暴力排除の気運がどこまで高まるかにかかっています。全学生諸君の理性的な声の高まりが、少数集団の暴力を圧倒する時が遠くならず来ることを、大学は信じています。いま、教職員は、一体となって、できるだけ自主防衛の態勢をとっています。機動隊反対の当然の感情が、事理の冷徹な判断の上に立って、それを呼びこんだ暴力の追放の方向へ大きくもりあがり、大学の自主防衛と、新しい建設の方向へふみ出してくれることを、望みます。

2. デモ・集会等に対する、大学の当面の方針について、若干の誤解があるようですので、ここに明らかにしておきます。

大学は、現在の特殊状況下においても、研究・教育をいぢるしく妨げないかぎり、デモ・集会等を一般的に規制する意志は持っていません。ただし、広大奪還一封鎖・占拠などの暴力行使を意図する集会とデモは、禁止します。大学は、大きな犠牲をほらい、不退転の決意をもって、大学正常化の道をふみ出しました。当面、暴力をもってこの動きを阻止しようとする集会やデモが学内で開かれることを許すことはできません。

3. いかなる妨害があっても、大学は、既定の方針にしたがって、授業を推進します。とくに教養部では、これまでかなりの妨害がありましたが、大多数の学生の出席を得て、授業は、だいたい期待どおり進行しています。これからも、さまざまな形の妨害が行なわれると思いますが、これは絶対^{〔編注7〕}に許すことのできない行為であり、とくに威力を用いての妨害行為は犯罪を構成します。一般の学生諸君は、おそれることなく、妨害に対して制止・排除の声をあげてもらいたいと思います。教育と研究への全学生の一致した熱意だけが、不当な妨害をおさえるのであり、大学の真の改革もそこから発展してゆくのです。

大学は、教育と研究の機能を全面的に回復すると同時に、全大学構成員の積極的な参加のもとに、大学の改革を推進させてゆく決意です。全学生諸君の理性に訴えます。^{〔編注8〕}

〔編注1〕『学内通信』14では、「闘争勝利」（カギ括弧付き）。

〔編注2〕「あらゆる形の暴力」は、『学内通信』14では「あらゆる学内暴力」。

〔編注3〕「3、4階」は、『学内通信』14では「2～6階」。

〔編注4〕『学内通信』14では、「二度と」は無し。

〔編注5〕「判断」は、『学内通信』14では「総合判断」。

〔編注6〕「廃止します」は、『学内通信』14では「廃止しました。〕。

〔編注7〕「絶体」は、『学内通信』14では「絶対」。

〔編注8〕『学内通信』14では、末尾に、「（これは、9月4日、広報委員会より、ピラで、東千田町キャンパス内の学生に配布したものである。）」の一文あり。

第2節 大学改革への取り組み

93. 大学改革委員会規程

[昭和44年5月9日規程第7号／学報411号]

広島大学大学改革委員会規程

(設置)

第1条 広島大学に広島大学大学改革委員会（以下「委員会」という。）をおく。

(所掌事務等)

第2条 委員会は、学長の諮問に応じて、広島大学の改革についての理念を検討し、構想をねりならびに改革の方針案を審議しおよびこれらに関し必要と認める事項を学長に建議する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 各学部、教養部および各分校が教官のうちから推薦する者1名
- (2) 各附置研究所が教官のうちから推薦する者1名
- (3) 学長が適当と認めた教官若干名

第4条 委員は、学長が任命する。

第5条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条 委員会に委員長をおく。

2 委員長は、委員のうちから学長が任命する。

(専門委員会)

第7条 専門の事項を検討させるため、委員会に専門委員会をおくことができる。

(会議)

第8条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を行なう。

(事務)

第9条 委員会の事務は、庶務部庶務課において処理する。

附則

- 1 この規程は、昭和44年5月9日から施行する。
- 2 専門委員会の設置および組織等については、別に定める。

94. 大学問題検討委員会準備委員会答申〔抄〕

〔昭和44年5月10日⁽¹⁾〕

〔表紙〕

「広島大学／大学問題検討委員会準備委員会答申／昭和44年5月／広島大学大学問題検討委員会準備委員会」

広島大学大学問題検討委員会準備
委員会答申の印刷・配布について

私は5月7日広島大学長に任命されましたが、新しい学長として早速広島大学大学問題検討委員会準備委員会答申を受領しました。この答申は前学長代行の諮問に応じて準備委員会が1ヵ月にわたって作業し、①大学改革およびそのための委員会設置の必要性、②大学改革委員会が検討すべき問題点、③改革の手続きの諸項目にわたって見解をまとめたものであり、広島大学改革にとって重要な資料であると思います。私は直ちに答申の趣旨に従い大学改革委員会を設置するべく手続きをすすめ、5月9日の評議会で広島大学大学改革委員会の設置が決定されました。大学改革委員会は5月15日までに委員の選出任命を終わり、ひきつづいて委員長をえらんで、ただちに作業に入る予定です。

大学改革は、此度の紛争を通じて学生諸君から提起された問題を正しく受けとめ、大学が自らを徹底的に批判し、新しい大学を創造してゆく実践的課題です。準備委員会答申にはそのため検討すべき問題点とそれに関する準備委員会としての見解が表明されていますが、もとよりこれは、大学改革という事業の出発にあたってのひとつの提案であって、私達は今後大学改革委員会および各部局の同様の委員会を中心に、学内全層でひろく討議を重ね、検討をふかめ、かつ積極的に改革の実現を計ってゆかなくてはならないと思います。勿論、学生諸君の活発な発言、批判、参加を私は心から期待します。

ここに答申内容を印刷して全教官・職員・学生諸君に配布するのは、その意味で諸君にひとつの討議資料を提供したいと考えるからです。答申それ自体は短い時間の内にまとめられ、さまざまの立場からの見解がもられていて、いわば萌芽的であり、かつ不十分な点もあろう。しかしすでにのべたように答申の内容がそのまま広島大学の改革の内容そのものではありません。これをひとつの手がかりとして、大学を構成するすべての人に、新しい広島大学をつくり出すための思想と、そこから生まれ

る決意と行動と、さらに責任とが自覚され、発展してゆくことを願うものです。
微力ですが私もなし得る限りの努力を傾ける決心です。

5月10日

広島大学長 飯島宗一

目次

広島大学大学問題検討委員会準備委員会答申の印刷・配布について

第一部 骨子

I 広島大学大学問題検討委員会準備委員会の作業の概要	1
II 大学改革およびそのための委員会設置の必要性について	1
III 検討されるべき問題点について	1
1 大学の理念およびあり方についての意識革新ないし新しい自覚	1
2 あたらしい大学の自覚の具現としての大学の組織・体制・運営	2
3 あたらしい大学の理念の具現のための人的および物的条件	2
IV 改革の手続きおよび大学改革のための委員会の構成について	2

第二部 大学問題検討委員会準備委員会において検討された問題点

I 大学の理念と広島大学のあり方

(イ) 大学の理念

i) 大学とは何か	5
ii) 大学における学問と、研究・教育体制のあり方	5
iii) 大学を構成する者の性格と関係（とくに学生について）	6
iv) 管理運営の方式	7
v) 学内の自治体制	8
vi) 大学と社会・国家	8

(ロ) 広島大学のあり方

i) 国立大学の使命と制約	8
ii) 広島大学の性格と組織	9
iii) 環境と施設	10
iv) 地域社会との関係	10
v) 国際性の問題	11

II 教育・研究体制

(イ) 組織制度

i) 学部制度	12
ii) 高校教員養成課程と文・理・政経学部の関係	15
iii) 教養課程と教養部制度	16
iv) 大学院制度	18

v)	図書館制度	18
vi)	付置研究所および付属病院・実験・実習施設	19
(ロ)	教授学習	
i)	入試制度	19
ii)	教育内容	20
iii)	教育方法	22
Ⅲ	管理運営等	
(イ)	管理運営	
i)	学長の権限と補佐機関	24
ii)	学長の選出方法	24
iii)	評議会の組織、性格、権限	25
iv)	学部長の権限と選出方法	26
v)	学部教授会の種類とあり方	26
vi)	各種委員会の種類と性質	27
(ロ)	財政	
i)	大学財政の特別財政としての性格	28
ii)	予算の審議権と経理の公開性	28
iii)	国有財産の管理運営	28
iv)	学外からの寄付	29
(ハ)	秩序維持	
i)	学則の審議決定方法	29
ii)	学則違反に対する裁判、懲戒の制度方法	29
iii)	秩序破壊に対する自衛手段	30
Ⅳ	人的構成	
(イ)	教官	
i)	研究・教育者の職業倫理	31
ii)	研究スタッフ・教育スタッフ・行政スタッフの制度的整理	31
iii)	教官の任務・給与・任期（流動性の確保、賜暇を含む）	32
iv)	教官人事のありかた（教育能力のチェックを含む）	33
v)	教官の身分制	33
vi)	助手の地位・任務・権限（教務員・副手を含む）	33
vii)	非常勤講師（数と処遇）	34
ix)	附属学校の教官	34
x)	大学行政官の育成	34
(ロ)	職員	

i) 大学における職員の地位、その職業倫理	34
ii) 職員の意思表示方式	35
iii) 高級職員の人事権	35
iv) 職階制と給与体系	35
v) 事務系職員の養成と研修	35
vi) 技術系職員の充実と待遇改善	35
vii) 末端事務機構	35
(ハ) 学生	
i) 大学における学生の地位	36
ii) 学生の意思決定機関	36
iii) 学生参加（範囲と方法）	36
iv) 学生のための厚生施設（寮・ホール等）	36
v) 学生相談部のあり方	37
vi) 就職対策の合理化（教官と就職斡旋との切り離し）	37
vii) 学内奨学褒賞制度（Post doctoral fellowを含む）	37
付録1 大学問題検討委員会準備委員	38
付録2 広島大学大学問題検討委員会準備委員会要項	39
付録3 構想される全体像の素描	40
あとがき	41

第一部

骨子

I 広島大学大学問題検討委員会準備委員会の作業の概要

広島大学大学問題検討委員会準備委員会（以下準備委員会）は昭和44年3月20日評議会の議にもとづいて、各学部・分校・教養部から選出された各1名、両付置研究所から選出された1名、および評議会から選出された3名・計15名の教官が委員として学長代行から指名され、3月27日成立した。委員名は付録1に添付してある。準備委員会は学長代行から諮問をうけて、①大学改革およびそのための委員会（大学問題検討委員会）を設置することの必要性、②大学問題検討委員会が検討すべき問題点、③大学問題検討委員会の構成、所掌事項、権限ならびにあり方について研究協議した（付録2 広島大学大学問題検討委員会準備委員会要項）。この際、評議会が一応立案した広島大学大学問題検討委員会構想が参考資料として与えられたが、準備委員会はそれにとらわれる必要はないという学長代行の意向に従って、できるだけ基本的な現状分析と、それにもとづく問題点の把握から出発し、3月29日以後4月7日、9日、12日、13日、16日、19日、20日、27日、28日と10次にわたっ

て委員会をひらき、またその間数回の幹事会をもって協議をかさね、以下述べるような答申に達した。なお研究協議に必要な諸資料を収集して委員に配布した。準備委員会の事務は本部庶務課が担当した。

Ⅱ 大学改革およびそのための委員会設置の必要性について

準備委員会は、上にのべたように、まず広島大学の現状分析から問題点をとらえ、それらの問題点の検討を通じて大学改革の必要性を考えるという過程で作業をすすめた。時間の制約のため、徹底的な現状の調査分析は不可能であったが、すべての委員から、まず各々がとらえうる範囲内で、現状分析と問題点の指摘をおこない、ついで発言されたすべての問題点を項目別に整理し、このようにして整理した項目別問題点について、委員がそれぞれ分担してさらに問題点の分析・検討をふかめ、コメントを作成して、このコメントを資料にもう一度全委員で研究するという手順をとった。その結果をさらに整理したものが、第Ⅱ部にかかげる問題点と現状分析である。これらを通覧すると、広島大学にも、検討・改善・改革を必要とする多種多様な問題が存在し、またその根底に大学を構成する人々の意識の変革が要求されていることをみとめないわけにはゆかない。また現在それほど不都合と思われぬ事柄でも、大学の将来像、大学の理想像に照らして考えるとき、現状に安住することを許されない部分もあると思われる。これらの問題点がどのようにして形成されてきたか、また広島大学の将来像がいかにあるべきかも準備委員会の討議の過程でさまざまに論じられた。大学問題は、いわゆる大学紛争をひとつの契機として露呈されたものであるけれども、その根源はおそらく多元的であろう。たとえば、国際緊張の持続と分極化・原子力戦争の危険、急激な技術改革にともなう高度産業社会ないし大衆社会化、それらの情勢下での人間存在の危機的状況など世界的な社会的・文化的背景、その国際環境の中での日本の政治的・社会的現実、戦後20年の文教政策、さらに大学、ことに広島大学それ自身の中にひそむ根源など、さまざまの因子が考えられる。しかし事態の焦点のひとつは、現在の大学が、あたらしい社会の現実、発展してゆく学問研究の要求に適応しえなくなっている、という点に集約されるように思われる。このことは何らかの形で、すべての問題点に投影しているとも見られる。学問の研究および教育を大学の責務と考え、大学は創造の場であり、大学はまず自らを生き生きと創造してゆかなくてはならない。その努力が、いままで怠られてきたとは思わないが、現在の事態の中で、それをよりいっそう明確に意識し、組織化してゆく必要性を、準備委員会は指摘したいと思う。

Ⅲ 検討されるべき問題点について

準備委員会が現状分析から抽出した問題点は、Ⅰ大学の理念と広島大学のあり方、Ⅱ教育研究体制、Ⅲ管理運営等、Ⅳ人的構成の4主要項目に分類して、第Ⅱ部にかかげる。これらの問題点は、大学の改革のため設置されるべき委員会において、さ

らにふかく掘りさげて検討されなくてはならないと思われる。ここにこれらの問題点が提起されねばならぬ現状と、大学改革の方向を、準備委員会の立場で要約するとおおよそ以下の通りである。

1. 大学の理念およびあり方についての意識革新ないし新しい自覚

大学は教育組織と研究組織の二重構造として再編される必要があり、教育機関としては、社会の厚い層から多数の学生が入学し、それらの学生の要求が、専攻あるいは機能の分野でますます多岐に分化していることをうけとめなくてはならない。このことは現代社会、地域社会へ大学がより開放されるべきことを意味するものである。他面、研究機関としての大学は、すぐれた教育内容を涵養する源泉であり、学術文化の進歩と創造の中枢でなくてはならない。このため、学術の急速な進歩を生み出すと同時に自らがそれに対応しうるものでなくてはならず、つねにあたらしい研究領域を拡大し、またそのいとなみは活潑な国際交流の中に位しなくてはならない。このような大学のあたらしいあり方は、組織や体制の改善・改革のみでなく、その根本に、大学人ことに教官の意識の革新を必要とする。これはまた大学が主体性を回復し、大学自治を再建する道であると考えられる。

2. あたらしい大学の自覚の具現としての大学の組織・体制・運営

イ) 教育体制 大学は教官、学生、職員の三者によって構成されることをみとめ、それぞれの役割と地位を確認し、それぞれの立場が尊重され、意思表示および反映の方法がととのい、それぞれの権利と責務が明確化されなくてはならない。この基礎のうえに教育体制が実現されるべきであろう。

教育内容 一般教育の意義を確認し、その充実強化を実現するとともに、専門教育においては旧来の学部・学科・課程制度の結果としてのセクショナルリズムを打破し、多様な近代的カリキュラムを設定して社会要請に応じ、また学生が選択する自由度を増大することが考慮されてよい。学生の成業のための指導体制も積極的に設計される必要がある。

学園生活 学生の厚生施設の充実、課外活動、レクリエーション、保健管理など学園生活のゆたかさを実現したい。

ロ) 研究体制 現行の講座制あるいは学科目制はこれを研究体制の基礎と見るとき、それぞれに問題をふくんでいる。それぞれの領域の学術研究のための人的組織、設備、それらの規模および運営は根本的な検討を必要とし、また専門分野の固定化の傾向も反省を必要とする。研究・教育および事務的職務の兼担、人事の停滞、機構の私有化などは是正されなくてはならない。

大学院 大学院およびpost-graduateコースの合理化、整備充実が必要である。

ハ) 管理・運営 全学のレベルでも、学部のレベルでも、管理機関と執行機関の権限を明確にし、責任体制を樹立する必要がある。これは大学の運営を民主

的かつ機能的ならしめることである。大学の構成員各層の意思形成・表明の方式、大学ないし学部の意味決定方式および執行機関について根本的に検討しなければならない。

- 二) 広島大学の設立の沿革などに起因する組織制度上のひずみ 広島大学固有の問題としての諸現象、たとえば大学院研究科設置の学部による遅速、付置研究所および共通施設の貧困、分散キャンパス、教育学部の実情などは検討のうえ是正さるべきであり、広島大学が共通の理念、相互理解によって、連帯感と共同意識をつよめ、一体化することがのぞましい。

3. あたらしい大学の理念の具現のための人間のおよび物的条件

人的構成 大学の構成員としての教官・職員・学生の正しい位置づけと相互の関係を検討し、大学自治の再構築をはからなくてはならない。教官・職員については、その資質、能力、人員、配分、職階、職責に再検討が必要であり、学生については、いわゆる学生参加の形式、範囲、それにとまなう学生の責任をふくめて、積極的な考慮がなされなくてはならない。

物的条件 キャンパス、教育・厚生・研究のための諸施設の計画的かつ合理的な設備が必要である。

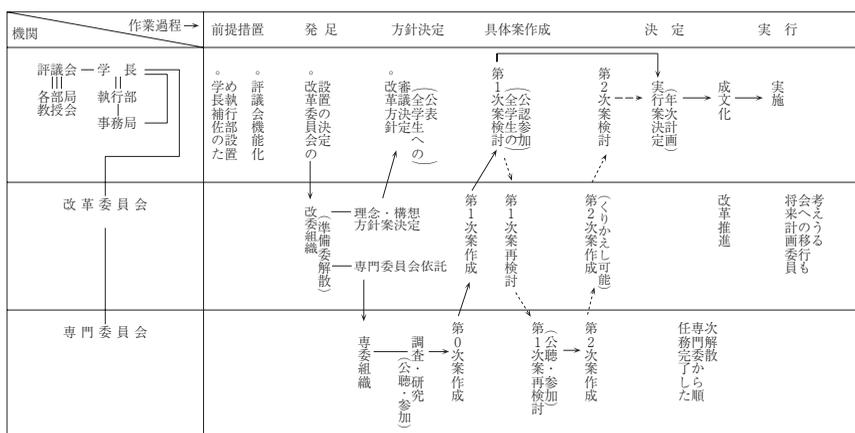
財政 大学予算、その配分の合理化とともに、大学の自由に用いる財源についても検討の必要がある。

VI 改革の手續きおよび大学改革のための委員会の構成について

広島大学のふくむ問題点が検討され、すでに大学改革の必要性が認識されたとしても、大学改革が単なる討議に終ることなく実現されてゆくためには多くの困難が予測される。事柄の性質からいって、①大学自身の決定によって改善・改革しうるもの、②国の法律改正などの措置を必要とするもの、③強力な財政措置の裏づけを要するものなど、実現の難易、方策にも相違がある。また改革の実現に当って大学内部各層の意見の一致も必ずしも容易であるとは考えられない。民主的に多数の意思を反映することと、ひとつの方向に行動を決定し実践することが運営的に調和しなくてはならず、しかも改革のエネルギーを減殺しない方策も充分考慮されなくてはならないであろう。以上の事由から、準備委員会は、まず前提措置として学長を中心とする強力な執行部を発足せしめる必要をつよく指摘したい。それと平行して、評議会の運営を機能化することを差し当って推進すべきである。

予定される大学改革委員会（評議会原案では「大学問題検討委員会」と仮称されているが、その委員会の任務と責任を明確にするため、大学改革委員会とよぶことがのぞましいと準備委員会は考える。それ故、大学改革委員会の名称を用いる）は、学長執行部に直属する位置におかれ、大学の改革についての理念を検討し、構想をねり、改革の方針案を決定することを任務とする。改革委員会はそれら作業の遂行

にあたって各種の専門委員会をもつことができ、専門委員会は、あるいは改革委員会のあたえた事項を基礎的・専門的に検討し、あるいは改革委員会から与えられた具体的項目につき調査研究し、必要に応じて公聴をおこない、学生の参加をもとめ、成案を作製して改革委員会に提出する。改革委員会は、これをさらに全体的視野から検討のうえ学長に答申し、学長は必要に応じて評議会の議をへて実施を推進する。問題の性質により、すみやかに成案化するものと、成案実施に長期を要するものがあると考えられる故、改革委員会は常置されるが、専門委員会は多種で、かつ時限的(ad hoc)である。この過程は、大学改革が一挙に実行するというよりは、改革の全構想を一貫しながら、しかも個々の具体的事項から順次成案化され、これを反復するという手続きを予想している。以上の考え方は、およそ次のように図示することができる。



改革委員会：改革委員会は各学部・分校・教養部および附置研究所より選出されたそれぞれ1名づつの教官を委員とし、学長指名の委員長をおく。委員長は委員以外より学長が選考する。すなわち、委員13名、委員長1名、計14名である。委員の任期は1年とし、重任を妨げない。

専門委員会：専門委員会には少くとも2種の性格のものが考えられる。第1のものは改革委員会が改革の理念・構想・方針など一般的問題を検討するに当って必要とする専門委員会で、たとえば、教育研究体制、人的構成、管理運営等などの課題を研究する専門委員会が予想される。第2は、改革委員会が方針を決定し、成案化を必要とみとめた課題について調査研究し、成案化を作業する委員会で、たとえば学長選考方法、副学長制度、教養部と学部内のカリキュラムなど、より具体的な作業を担

当する。いづれの専門委員会も、その構成・人員は改革委員会が発議し、委員は学長が依嘱する。専門委員には教官のほか職員、大学院学生および学生等を含んで差支えないと思われる。学生参加の形式については検討すべきである。また、公聴制度の採用を考慮すべきである。

部局改革委員会：全学的な改革委員会に平行して、各部局に改革委員会が発足し、全学改革委員会と密接な連絡をとることがのぞましい。

既存各種委員会との関係：学長執行部を中心として連絡調整の必要があり、各種委員会のあり方についての改革委員会の検討をまっして、その整理、統合、機能化を考慮すべきである。

大学の自己改革能力の確保：大学問題の現状を対社会ならびに学術進歩への大学自体の対応不全に由来すると見るとき、大学は一時的改革に満足するのみでなく、つねに自ら大学理念を創造し、自らを発展的に改革する機能を備えなくてはならない。その意味で改革委員会は、たとえば“計画委員会”などの恒常的機関へ移行すべきものと考えられる。

あたらしい大学連合の必要性：大学の改革が真に具現するためには1大学の枠内での改革努力のみでは不充分で、大学連合その他の学術的連合にもとづく、全国的作業が必要である。このことは個々の大学の自主性と個性を損じない範囲で、積極的に考慮されるべきで、その具体化の検討がのぞましい。

[中略]

付録1

大学問題検討委員会準備委員会委員

委員長：葛原 進
副委員長：飯島宗一

部局別	職名	氏名	指名月日	備考
文学部	教授	伊東隆夫	44.3.27	部局選出
教育学部	助教授	横尾壮英	〃	〃
東雲分校	教授	利光道生	〃	〃
福山分校	〃	松田芳昭	〃	〃
政経学部	〃	井上洋一郎	〃	〃
理学部	〃	竹山晴夫	44.3.29	〃
医学部	〃	飯島宗一	44.3.27	〃
歯学部	〃	奥田九一郎	〃	〃
工学部	助教授	関正夫	〃	〃

水畜産学部	〃	小山治行	44.3.29	〃
教養部	〃	伊藤虎丸	44.3.27	〃
原医研	教授	岡本直正	〃	〃
政経学部	〃	葛原進	〃	評議会選出
工学部	〃	佐藤静一	〃	〃
教養部	〃	坂口昇	44.4.1	〃

付録2

広島大学大学問題検討委員会準備委員会要項

第1 広島大学に広島大学大学問題検討委員会準備委員会（以下「委員会」という。）をおく。

第2 委員会は、学長の諮問に応じて大学改革およびそのための広島大学大学問題検討委員会を設置することの必要性、その検討すべき問題点、構成、所掌事項、権限、あり方について研究協議し、成案をとりまとめて学長に答申することを任務とする。

第3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 各学部、教養部および各分校から推薦された専任教官各1名
- (2) 理論物理学研究所または原爆放射能医学研究所から推薦された専任教官1名
- (3) 評議会から推薦された評議員3名

第4 委員は、学長が指名する。

第5 委員の任期は、広島大学大学問題検討委員会が設置されるまでの期間とする。

第6 委員会に委員長および副委員長をおく。

2 委員長および副委員長は、委員の互選による。

第7 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故あるときは、委員長の職務を行なう。

第8 委員会の事務は、庶務部庶務課において処理する。

この委員会の発足は、昭和44年3月27日とする。

〔中略〕

あとがき

われわれの答申が学長の手を受理され、印刷に付して全学に配布されることとなった時点で、われわれ本答申の起草に当たった者として、本答申の起草までの経緯と、それにかかわる本答申の持つ性格の若干の曖昧な点について、すでに「骨子」に述べたところを、もう一度重ねて明確にしておきたい。

まず第一に、一言でいえば、本答申は広島大学の「改革案」ではない、ということである。「骨子」に述べたごとく、本答申は、本来、広島大学が改革（単なる「問題

検討」ではなく)を必要としていること、そのために委員会を設置することが必要であることを確認し、設置さるべき「大学改革委員会」の組織・構成の大まかな枠組みを考えて、これを学長に答申したという性格のものにすぎない。

本文第二部の、大学の諸側面にわたる「現状分析」と「問題点」の指摘、およびそれに関する「示唆とコメント」は、事実上本答申の主要部分を占める形になったが、本答申本来のすじから言えば、これはあくまで、われわれが、上記のごとき、大学改革が必要であるという結論を導き出した根拠を示したものであり、いわば審議経過の報告であるにすぎない。

ことに、「示唆とコメント」の部分は、当初にわれわれの「準備委員会」に与えられた任務からいえばむしろこれを逸脱したものであって、今後設置さるべき「大学改革委員会」の任務たるべきものを、いわば先取りしたものと言われても止むを得ない。ただわれわれは、これから設置さるべき委員会における「改革案」審議の参考に供したいというただそれだけの、いわばわれわれ独自の意図と願望とから、あえてこれを付け加えたのである。

これらは、10次にわたった「準備委員会」での各委員の報告や発言を、その都度提出されたレジメや記録に基づいて、5人の起草委員(飯島・横尾・伊藤・井上・竹山)が分担して文章化し、それを重ねて全委員による委員会にかけて定稿としたものである。従ってその内容は、委員会全体の責任に属するものであって、起草委員はその文章化の責を負うたにすぎないが、同時に、本答申全体を通しての理念および文体の統一は、これを行なわなかった。上記のごとき目的からすれば、その必要は認められなかったからである。いいかえれば、これら「現状分析」やそれへの「示唆」は、そこに大学の現状に対するわれわれの反省や批判、また大学改革への夢や熱望もこめられているとはいえ、これは、審議過程において各委員から出されたそれぞれに個性ある(時に相互に矛盾した場合もある)見解を、いわば羅列的に網羅し、一応の整理を行なったというものにすぎない。これらを帰納し、統一して、一つの理念・思想に立った広島大学の「改革案」を起草してこれを全学に提示する任務は、言うまでもなく、これから設置される「大学改革委員会」の担うべきものである。

第二は、改革の手続き、とくに、大学改革のプラン作成への職員・学生の、いわゆる「参加」の開題についてである。われわれは、改革手続きのなかで、改革プランの作成を担当すべき「専門委員会」へ、何らかの形で職員・学生の参加をもとむべきことを答申したが、ことからは、基本的には、この答申を受け取った学長の思想と判断、および職員や学生自身の側の改革への熱意と参加への主体的な意志のいかにゆだねられる以外はないと考えられる。

そもそも、当初に評議会の決定として三好学長事務取扱いからわれわれに付托された任務は、4月25日に選出される新学長のもとに設置さるべき「大学問題検討委員会」

の組織・構成とそこで扱われるべき問題の大まかな枠とを考えることであった。それは、単に、資料として与えられた本年一月に評議会で作られた「大学問題検討委員会構想案」「同規程案」を修正して「検討委員会」の「規程」の原案を作ることに限定されるのか、それとも一步ふみこんで、大学が持つ問題点の実質的な検討、調査をまで含めて考えてよいのか、必ずしも明確ではなかった。

ということは、言いかえれば、設置さるべき、「大学問題検討委員会」が、たとえば東京大学における「大学改革準備調査会」のごとき、その次に、得べくんば職員・学生をもふくめて設置さるべき「大学改革委員会」に先立って改革への「教官側の提案」を用意する「検討」委員会に止まるのか、それともわれわれの「準備委員会」自身がある程度これに当る作業を行ない、新学長のもとに設置さるべき委員会は、職員・学生をふくめた本格的に「改革」に取組む委員会になるのか、といった問題をふくんでいた。結論としてわれわれは、与えられた任務は基本的には前者にあるという理解に立ちつつ、大学改革とそのための委員会設置の「必要性」そのものからまず検討すべきだという立場から、具体的な「現状分析」から出発し、実質的な「問題点」の検討やそれに関する「示唆」にまで及んだことはすでに上に述べたとおりである。具体的な審議をすすめる時間の流れの中で、われわれは、現在紛争のさなかにあるというわれわれの大学の実状に立って、「骨子」に述べたような、問題を「検討」し改革プランの原案を作成する「専門委員会」と、「改革」の基本方針を立てこれを推進する「大学改革委員会」とを、同時に、かつ有機的に組み合わせ発足させるという新しい形を提案すべきだという結論に達した。そして、まず前者の段階からただちに「参加」あるいは「公聴」の方法を考慮すべきであろうと考えた。

以上のような経過、とくにわれわれが、羅列的にながらある程度実質的な問題点の指摘やそれについての示唆をまで含めた答申をしたことが、結果として、われわれ、あるいは「大学」の側の「一方的な改革プランの提示」とうけ取られるとしたら、これはわれわれの願ったところとは遠い。むしろ、このようないわば固まらない以前の、各部局から選出されたわれわれ委員のさまざまな意見が、そのまま投げ出されることが、大学を構成する各部局間の、また教員・職員・学生をふくめた各構成員間の、はげしい討議のディアレクティカを生む契機となるならば、それこそむしろわれわれの願うところである。

いまや大学は、大学自ずからの、また構成員ひとりひとりの、理性と努力とに頼って、自ずからの主体性において新生への道を踏み出すか、あるいはいたずらに他力に頼って日を過しつつ荒廃を深めるか、その岐路に立っていると、われわれは考える。もし幸いにして、われわれのこのささやかな作業が、いま歩み出されようとしているわれわれの大学の新生への歩みの、その第一歩の踏み石として生かされるならばと、われわれは切に願ってやまない。

(1969.5.17 起草委員)

95. 広島大学改革への提言（仮設0）※

[昭和44年7月31日⁽¹⁾]

『広島大学二十五年史 通史編』842～862頁所収。

96. 当面の改革に関する建議—第一次—〔抄〕

[昭和44年9月28日⁽¹⁾]

〔表紙〕

「当面の改革に関する建議／—第一次—／広島大学大学改革委員会／1969・9・28」

目次

前文	(1)
本文	(3)
I 今後の改革の手続きについて	(3)
一、現在までの本委員会の作業について	(3)
二、大学改革の基本的な目標・課題・方針について	(3)
三、本委員会としての現状把握と当面の任務	(4)
四、当面の改革の手続きについて	(5)
II 当面の改革の課題	(7)
一、大学構成員の意思結集	(7)
〔1〕大学改革のための定期的集会の企画と大学問題に関する講座の開設	(7)
〔2〕「改革委員会連絡会議」の設置	(8)
二、意思決定の民主化と責任体制の確立	(8)
〔3〕学長職・評議会・部局長連絡会の権限・責任の明確化とその運営の 改革ならびに事務機構・財政問題についての研究・調査への着手	(8)
〔4〕各部局別の管理運営機構の改革	(8)
〔5〕管理機関における議事運営ならびにその方法について	(8)
三、構成員間の批判の自由の保障と職員・学生の意思反映	(9)
〔6〕職員・学生の大学の意思決定への「参加」の実現	(9)
〔7〕職員・学生の大学の意思決定に対する「異議申立て」のための 制度の確立	(10)
〔8〕「学生ストライキ」に関する暫定的ルールの制定	(10)
〔9〕処分制度と学内規則に関する措置	(11)

〔10〕 学生自治組織との関係	11
四、「八項目要求についての見解」の具体化とその他の公約実現	11
〔11〕 「学生準則」の廃止とそれに伴う暫定措置の制定	12
〔12〕 大学会館運営規則の改正	12
〔13〕 学生部の抜本的改組	12
五、教育内容の漸次的改革の推進	12
〔14〕 カリキュラム改革の基本方針の決定と入試制度の再検討	13
〔15〕 昭和45年度カリキュラム改革案の作成	13
六、研究・教育体制再編のための具体的検討	13
〔16〕 「研究・教育連絡会議（仮称）」の設置	14
〔17〕 一般教育と教養制度の改革の構想の確定	14
〔18〕 大学院、医歯系、教育系研究教育体制の改革についての 基本構想の確定	14
七、他大学との連繋の推進	15
八、大学問題に関する専門的研究機関の設置	15
〔19〕 大学問題調査室の設置	15
九、総合キャンパス問題を含めた将来計画への着手	16
〔20〕 将来計画のための特別委員会の設置	16
十、以上の諸問題に関する調査・検討	16
〔21〕 各種専門委員会の設置	16
III 当面の課題に関する覚書	17
まえがき	17
1. 広島大学改革委員会連絡会議の設置について	17
2. 部局の管理運営機構の暫定的な改革に関する覚書	17
3. 大学の意思決定における“構成員自治”の原則に関する見解	21
4. 大学の意思決定における職員・学生の「参加」の方法、 とくに「協議会」（仮称）設置に関する覚書	25
5. 学生部改組に関する覚書	31
〔付〕 学生部改組に関する専門委員会の設置について	
6. 管理運営専門委員会の設置に関する覚書	36
7. 事務機構問題専門委員会設置に関する覚書	37
8. 財政問題専門委員会の設置に関する覚書	37
9. 学内規則・処分制度専門委員会の設置に関する覚書	38
10. 大学院専門委員会の設置に関する覚書	38
11. 医歯系専門委員会の設置に関する覚書	39

12. 教育系専門委員会の設置に関する覚書 (39)
あとがき (40)

以上

当面の改革に関する建議

— 第一次 —

広島大学長飯島宗一殿

1969年9月28日

広島大学大学改革委員会

広島大学大学改革委員会は、8月18日、全体会議を開き、外には大学運営臨時措置法がすでに施行され、内には警察力による実力封鎖解除が決断されたという新しい情勢の下で、委員会としてとるべき態度について、あらためて深刻な討論を行ないました。その結果、こうした事態の下では、今後、外にも内にも、さまざまな側面からする障害や反動が生じ、大学の自主的改革にとっては、より一層困難な状況が予想されるにしても、委員会としてはあくまで当初の方針を貫徹し、広島大学の自主的改革のために、全力を尽すことを再確認しました。

そして、当面まず、「広島大学大学改革委員会規程」の第二条にもとづき、広島大学の改革に関して、即刻実施に着手することが必要かつ可能であると考えられる事項についての本委員会の見解を、早急に学長に建議することが適当であるとの結論に達しました。

以来、本委員会は、そうした諸点についての見解をとりまとめる作業を急いでまいりましたが、ここではとりあえず、現在までに委員会として合意に達した部分を、第一次の建議として提出いたします。本委員会は、学長が、この建議についてただちに検討され、それを実施に移す適宜の措置をとられるよう希望いたします。

なお、本建議の性格について一言つけ加えておきます。

まず、本建議は、本委員会が先に公表した「広島大学改革への提言」（仮設0）と、いわば相補う関係にあります。

「仮設0」は、再建されるべき将来の広島大学の「像」あるいは「型」についての一つの「仮設」を提示し、それについての全学の意向をきいてみるということを主要な目的としたものであって、その意味で、当面の改革（いわば改革の現実面）については触れませんでした。本建議は、「仮設0」においても審議の対象となりながら、なお公表されなかった部分を中心に、いくつかの項目をつけ加えたものであります。

したがって、「仮設0」に提起された本委員会としての改革に関する基本的な考えは、当然本建議にも貫徹されておりますが、ただ、本建議に含まれる内容は、「仮設0」が全学の下承をえられるか否かとは無関係に——いいかえれば、それを前提とし

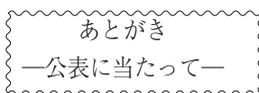
てではなく、あらためて広大の現状分析を出発点として——検討されたものであります。

内容としては、次の三つが含まれております。

- 1) 大学内外をめぐる新しい情勢についての本委員会としての判断にもとづき、今後の改革推進の方法（手続き）について、「仮設0」に述べたところへの若干の修正を含めて、意見と希望を申し述べました。（第Ⅰ部）
- 2) 現在の大学が持つ問題点についての分析と検討に立って、本委員会として、当面必要かつ可能であると考えた改革の課題を列挙しました。（第Ⅱ部）
- 3) そうした課題の解決方法に関して、本委員会が現在まで合意に達しえた事項については、その見解を「覚書」として提示しました。（第Ⅲ部）

なお、以上に関して、現在までに委員会として十分な検討を行なう時間を持ちえなかった項目や、合意に達しえなかった事項については、今後ひきつづき検討と審議を重ね、委員会としての見解を、第二次・第三次の建議として可及的速かに提出する方針であります。

〔中略〕



大学改革委員会からの学長への建議を公表するに当たって、一言蛇足を加えて全学への訴えとしたい。

大学改革委員会は、今日まで、まず、準備委員会による問題点の指摘に続いて、「仮設」を提示して全構成員による討議を求め、その繰返しを通じて、問題点自体の掘り下げを深めるとともに、慎重に全学・各部局の合意点を模索しながら、広大の将来の最も正しいあり方をさぐり当てようとしてきている。同時に、学内各部局では、それぞれに足並みこそちがえ、現実の矛盾を克服すべく、可能なところから改革を積み上げていく努力が重ねられてきている。

こうした、暫定的な改革の努力と全学的な討議との積み重ねを通して改革の推進をはかる方式——大学改革委員会のいうところの「運動としての改革」という方針——は、これを全国諸大学における大学改革の進め方の中で考えた時、たとえば、すでに早い時期に、学長なりある種の委員会なりから、その大学の将来構想（時に、かなり“壮大”な）が公表されているといった場合は、明らかに異った方式だといえることができる。それは、広大の、全国にも例を見ない複雑な組織・構成を考慮せざるを得なかったという事情はあったにしても、何よりも、「大学改革」が、長い時間を要する根気仕事であるという認識の上に立ったものだと言えよう。

“長期間を要する根気仕事”と言った場合、ここには二つの意味が含まれる。

一つは、改革案の決定は、最終的には決断と勇気を要求されることであるにしても、それまでには、さまざまな、時に互いに矛盾する諸要素を考え合わせながら、慎重な検討がなされねばならぬということ。——つまり一度決定したらたやすくは変え得ないものであるだけに、日本文化の将来にも重大な影響を与えるものとして、決して“拙速”をもって原則としてはならないということである。

二つには、すでに中教審等においても「改革」の準備が進んでいるといった諸般の状況を考慮した時、今次の「建議」にも繰返し強調されている如く、上のような実践と討論の積み重ねを通じて、構成員自身の「大学の自治」に関する意識と認識が深められ、かつ一致協力した力量がつくり出されることなくしては、真実の意味における大学の「自主改革」は可能性を持ちえないということである。

「仮設0」公表から二か月。今回の「第一次建議」は、上のような認識の上に立って、広大自主改革が歩まねばならぬ遠い道に、一つの道標を立てようとしたものと言えよう。

現在の諸条件を考慮した時、現行法規の改廃や大巾な予算措置を必要とするような本格的な改革への着手は、実現しうるとしても、恐らくは、早くとも昭和46年度以降にしかならぬのではあるまいか。だが、まさにそれを可能にするためには、今回建議された、諸専門委員会による専門的な調査検討も、当面の改革の実施も、いずれも、通らねばならない道標の一つであろう。

そして、「建議」第Ⅲ部「覚書」では、「学生部問題」という学長言明の実現と、「職員・学生の意思反映」（言いかえれば、対話と相互批判を通じての、広大自主改革運動への「参加」）の問題とが、まず重点的に取り上げられている。これは、大学改革委員会が、改革への「道標」として、当面とりわけ、建設さるべき新しい大学の基礎となるべき、新しい「大学自治」——「特別権力関係論」に代わる「構成員自治」の原則に立った——の実質を育てていくことと、言うところの「運動としての改革」の成否がそれに賭けられているところの、構成員間の「言論的緊張関係」・「対話」のための場を作り出すことに、「当面の課題」の中心を置いていることを示していよう。

だが、ひとたび学内の現状に目を向けた時、大学改革委員会のめざすところが、果たして生かされうるか否か、一沫の危惧の感なきを得ない。今やそこには、相互不信と、暴力と、対話の拒絶との悪循環が、再びひろがりつつあるかに見えるからである。われわれは、ここで、いかなる力や強制も人を変ええず、思想を減ぼしえないという、あまりにも知れ切った道理を、繰返し叫ばざるを得ない。そして、大学本来の職分の復権をめざす以上、「大学改革」とは、まさしくかかる人間自体にかかわる課題でなければならぬであろう。

「建議」の提案するところが孤立させられ、「広大自主改革」が一場の“幻想”と

して消し去られるか、それともそれが、長い根気仕事としての自主改革の歩みの、確実な一歩となりうるか。全構成員の中から、具体的・建設的な「対話」回復への理性的な努力が生まれることを、切に願ってやまない。

(広報委員会—改革担当)

〔編注〕本史料の全文は、伊ヶ崎暁生・永井憲一編『大学の自治と学生の地位』Ⅱ（成文堂、昭和45年）に掲載されている。

〔編注1〕数字に付された〔 〕は原文のまま。以下同じ。

97. 大学問題調査室規程

[昭和45年2月27日規程第13号／学報421号]

広島大学大学問題調査室規程

(設置)

第1条 広島大学に広島大学大学問題調査室（以下「調査室」という。）をおく。

(目的)

第2条 調査室は、全学的施設として、大学問題に関する調査研究を行なうことを目的とする。

(組織)

第3条 調査室に次の職員をおく。

- (1) 調査室長
- (2) 調査室主任
- (3) 調査員若干名

2 前項に掲げる者のほか、調査室に必要な職員をおくことができる。

第4条 調査室長は、教授のうちから学長が任命する。

2 調査室主任は、教授、助教授または講師のうちから学長が任命する。

3 調査員は、教官のうちから学長が任命する。

4 調査室長は、調査室の業務をつかさどる。

5 調査室主任は、調査室長を助けて調査室の業務を処理する。

6 調査員は、専門事項の調査研究を分担する。

第5条 調査室長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員となったとき、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第6条 調査室に運営委員会をおく。

(運営委員会の所掌事務)

第7条 運営委員会は、調査室の業務に関する具体的方策を審議する。

(運営委員会の組織)

第8条 運営委員会は、次の各号に掲げる運営委員で組織する。

- (1) 調査室長
- (2) 調査室主任
- (3) 学長が適当と認めた教官若干名

2 運営委員は、学長が任命する。

3 第1項第3号の運営委員の任期は、2年とする。

(運営委員会の会議)

第9条 運営委員会は、調査室長が招集し、その議長となる。

2 運営委員会は、必要と認めたときは、調査員の出席を求め、意見をきくことができる。

附則

1 この規程は、昭和45年2月27日から施行する。

2 調査室の事務は、当分の間、附属図書館事務部において処理する。

申合せ事項

調査室の当面の任務は、次のとおりとする。

- (1) 国内、国外の大学に関する資料の収集とその分析検討
- (2) 広島大学の研究・教育・管理運営等に関する調査研究
- (3) 各部局の専門教育に関する教育計画、教育方法、施設・設備等に関する調査研究
- (4) 必要に応じて、大学職員の研修の一部についての協力

(注)

- (1) 調査室の将来の構想としては、その業務の一部として、広島大学教職員の研修センターとしての機能をも包括することが考えられる。
- (2) 昭和46年度の概算要求事項として、「大学問題資料センター」(仮称)の設置を構想し、その準備業務は調査室が担当する。

98. 当面の改革のための三つの暫定措置について—全学討議資料—〔抄〕

[昭和45年5月1日⁽¹⁾]

〔表紙〕

「—全学討議資料—／当面の改革のための三つの暫定措置について／1. 大学運営に対する学生の意思反映のための暫定措置／2. 暴力行為等に関する暫定措置／3. 学生部長選考に関する暫定措置／

全学討議のお願い

表記の三つの暫定措置に関する本委員会としての提案の原案と、それに関連する学内における学生の諸権利に関する二・三の覚書に、若干の解説的な見解や資料を加えて、“全学討議資料”として全学の教職員・学生各位に配布します。

全学の構成員各位が、各種の組織・団体・クラス・サークル等において、また個人としても、これについて検討し、その意見・批判・提案を、本委員会にあてて寄せて下さるようお願いします。

意見や提案は、6月23日までに、教職員にあっては直接（あるいは学内便で）、学生の場合は、学生部学生課の窓口（あるいは郵便その他自由な方法で）を通して、できる限り文書で寄せて下さることを希望します。

／1970.5.1／広島大学大学改革委員会

目次

討議資料配布の趣旨

前文

一、広大改革の基本構想	1
I 改革構想と学生問題（補注“特別権力関係説”）	1
II 改革の基本方針（運動論）	8
二、「建議—第二次—」の趣旨と目的	9
I 学内の現状とその問題点	9
II 「暫定措置」の必要性和制定に当たっての基本方針	10
III 「建議—第二次—」の趣旨と目的	11
第一部 大学の管理運営に対する学生の意思反映のための暫定措置について	
一、本委員会の提案およびその趣旨	13
I 「広島大学運営に関する暫定協議会（仮称）」の設置とその趣旨	14
II 「学生協議室（仮称）」の設置とその趣旨	14
III その他（コミュニケーションの確立等）の提案とその趣旨	15
IV 学生のいわゆる「ストライキ」および「学生自治組織」に関する暫定的ルール確立のための「覚書」提出の趣旨	15
二、学生の意思反映のための暫定措置の大綱	16
I 学生の意思反映のプロセス	16
II 「広島大学運営に関する暫定協議会（仮称）」の設置	19
III 「学生協議室（仮称）」の設置	20
IV その他（コミュニケーションの確立等）の提案	20

三、「広島大学運営に関する暫定協議会（仮称）規程（案）」ならびに 「同施行細則（案）」	21
I 広島大学運営に関する暫定協議会（仮称）規程（案）	21
II 広島大学運営に関する暫定協議会（仮称）規程施行細則（案）	25
四、覚書	27
I 学生のいわゆる「ストライキ」に対する暫定措置のための覚書	27
II 「学生自治組織」に関する覚書	35
第二部 暴力行為等に関する暫定措置について	
一、暴力行為等に関する暫定措置の制定について（大学改革委員会）	44
二、暴力行為等に関する暫定措置についての答申 （学内規則・処分制度専門委員会）	46
I 基本方針	46
II 改革の手続	48
III 教職員に対する懲戒について	49
○暴力行為等に関する暫定措置（案）	49
○懲戒委員会規程（案）	51
○懲戒処分学生の取扱要領（案）	52
○暴力行為等に関する暫定措置（案）についてのコメント	52
○懲戒委員会規程（案）についてのコメント	54
○懲戒処分学生の取扱要領（案）についてのコメント	54
○「暴力行為等に関する暫定措置」および「懲戒委員会規程」の 過去における違法行為への適用に関する覚書	54
第三部 学生部長選考に関する暫定措置について	
一、学生部長選考規程の制定について（大学改革委員会）	57
I 学生部長選考規程制定の必要性	57
II 現在の学生部長の役割と選考過程への学生参加	58
III 学生参加の方式について	58
IV 結論	59
二、広島大学学生部長選考についての中間答申（学生部改組専門委員会）	59
I まえがき	59
II A方式の基本理念と具体案	60
○広島大学学生部長選考規程A方式案	61
III B方式の基本理念と具体案	61
○広島大学学生部長選考規程B方式案	63
○広島大学学生部長除斥投票管理委員会細則（案）	64

○B方式案についての注釈…………… 65

附録資料

I 日本における「大学の自治」について
—広島大学教養部改革委員会「大学改革試案（第二次）」より抜粋— …… 67

II 大学の意思決定における“構成員自治”の原則について
—広島大学改革委員会「当面の改革に関する建議—第一次—」より抜粋— …… 77
〔中略〕

III 「建議—第二次—」の趣旨と目的
—三つの「暫定措置」の相互関係—

以上のような方針の具体化として、われわれはここに、昨年の「建議—第一次—」を補うものとしてさしあたり、三つの「暫定措置」を提案しようとしている。

(イ) 「大学運営に対する学生の意思反映のための暫定措置」は、先の「建議—第一次—」に「覚書」として提案したところを全学に関係する案件のみに限って、学内制度として規程化したものである。

(ロ) 「暴力行為等に関する暫定措置」は、従来の「広大通則」第29条を中心とする“学生懲戒”規程についての暫定的な改革案である。

(ハ) 「学生部長選考に関する暫定措置」は、従来、事務官が充てられていた学生部長について、昨年教官を充てることが実現したことを契機に、その選考過程に、“除斥投票”による“学生参加”を、はじめて試みてみようという案である。

提案のそれぞれについての趣旨は、後に本文の第一部、二部、三部に述べるが、これら三つの暫定措置を通じて本委員会が意図したところは、次の二点に要約できよう。

(1) **学生の諸権利の保障** 大学構成員としての学生の諸権利を保障する。(これは、(イ)学生の懲戒に関し、従来の「特別権力関係説」的管理運営原則に基づく懲戒規定を暫定的に停止し、懲戒に際し手続的・内容的正義の確保をはかり、学生の権利を基本的に保障すること。(ロ)学内暴力行為に対する態度を明確にすることによって、すべての学生を含む構成員の研究・教育・言論・表現・政治活動の自由を保障すること。(ハ)大学の運営に対する学生の意思反映の方途を講ずること。(ニ)学内選挙に“学生参加”を試みることを含む。)

(2) **改革運動の基盤作り** そのことを通じて、大学改革が、下からの“運動”となり得るための基盤ともいべき、構成員の自由な相互批判と討議の盛り上がりを期待する。

いいかえれば、(イ)の「学生の意思反映のための暫定措置」が実現されるためには、(ロ)の「暴力行為等に関する暫定措置」が必要な前提となるし、逆に、(ロ)で暴力行為等に対する懲戒を言う以上、大学側は(イ)のごとき、言論的な意思反映の道を開き、

暴力が抑制される限り、学生との対応の義務を負うことを明らかにすべきであろう。そして、(イ)に提案する「暫定協議会」(仮称)における学生部長の役割を考えれば、その選考過程に、何らかの形で“学生参加”が実現されることが望ましいと言わねばならない。これが本委員会が、三つの暫定措置を同時に提案したいと考えたゆえんである。

もとより、学内の現状を見ると、本委員会が意図するごときところが、これらの措置によって、ただちに、また容易に実現し得ると考えるほどわれわれは楽観的であり得ない。これらの措置の実施に当たっても、様々な面での多くの困難が十分に予測される。

それにもかかわらず、もし大学が、理想の追求をその任とするものであるならば、全学構成員の積極的な支持と努力に支えられて、広島大学を、一歩でもその方向に向かって前進させることは、われわれが最低限試みねばならないことであるし、また、可能なことでもあると、われわれは信じる。

広大改革の一歩の前進を切に願いつつ、これらの提案を行なう次第である。

〔後略〕

99. 全学討議資料に対する意見

〔昭和45年6月30日／「第二次大学改革委員会配付資料No.2」⁽³⁾〕

全学討議資料に対する意見

1970.6.30 事務局・学生部事務系役付職員一同

(担当 庶務部庶務課庶務係)

資 料 項 目	コ メ ン ト
前文 一、広大改革の基本構想 1. 改革構想と学生問題(1)、(ロ)「大学の自治」 ○「旧帝大に慣行として存在していた「教授会の自治」に、法律的保障を与えることによって、「大学の自治」を育成することが意図された。」(P.2 下から3～4行目) ○「わが国の大学における“自治”の実体は、教員人事の自主決定権を中心とす	○教授会の自治に法律的保障を与えたことの意味づけが、歴史的背景からみて充分であるか。 ○「大学の自治」に述べられている自治の説明は、全部が妥当であるとは思えな

る極めて限られたものに矮小化されていった。」(P.3上から5～6行目)

○「本委員会が、「教授会自治」の原則に代わる「構成員自治」の原則を提唱しているのも、こうした点への反省に基づくものである。」(P.3下から12～13行目)

第一部

三、「広島大学運営に関する暫定協議会(仮称)規程(案)」ならびに「同施行細則(案)」

1. 広島大学運営に関する暫定協議会(仮称)規程(案)

第2条(目的)

協議会は、大学における学生の固有の権利と責任に基づき、広島大学の管理・運営にその意思を正しく反映させ、もって大学の自治の本旨の実現に資することを目的とする。

第3条(構成)

協議会は、次に掲げる者のうち、第8条に規定する予備折衝における教員ならびに学生(大学院学生を含む。以下、同じ。)それぞれの代表の合意によって決定した者によって構成する。

い。大学の自治は、むしろその範囲が拡大されたのが現状であるので、必ずしも矮小化されたとはいえない。

○教授会自治に代えて構成員自治という新たな提唱をしているが、この自治の提唱が果して国民(大学以外の集団)を納得させることができる必然性と責任を有しているだろうか。また、構成員自治の考え方は、学生と事務職員が共に当然管理運営に参加するという考え方からその発想が始まっているが、この考え方は、学問・思想の自由を守る考え方と発想を異にしていないか。

○暫定協議会を設置する必要性が説得力を欠く。1年限りの暫定協議会の設置よりも、大学側の正常な団体育成および学生指導の確立が先決ではなからうか。

○第2条の目的と第10条(協議事項)に掲げる協議事項との間には不一致がある。第10条(協議事項)が適正に整理された上で第2条を立てるべきである。

○「管理運営」よりも「教育とその前掲たる研究に云々」とあるべきではないか

○学長、部局長等評議会メンバーが構成員となっているので、実質的な評議会団交となるおそれがあり、暫定協議会の結果に拘束されることになりはしないか。

教員の側：学長、評議会を代表する教員、学部長ならびに教養部長、分校主事、政経学部第二部主事、学部・分校ならびに教養部教授会（教官会を含む。以下、学部教授会等という。）を代表する教員、大学院各研究科の長、学生部長、附属図書館長、教務・学生・厚生・広報・学生懲戒・改革等各委員会委員長、その他これらの委員会を代表する教員、医学部ならびに歯学部各附属病院長。

学生の側：第4条に規定する協議会開催を請求した自治組織または学生団体（いずれも、それぞれの連合組織を含む。以下、それらを自治組織等という。）の代表、同自治組織等の委任を受けた本学学生。

（略）

3. 協議会を構成する者の数は、教員、学生各同数とする。ただし、学生の側の自治組織等が二以上である場合は、学生の側の協議会に参加する者の数は、教員の側の参加する者の数の2倍を限度として増すことができる。

（略）

第10条（協議事項）

協議会において協議し得る事項は、次のとおりとする。

(1) カリキュラムの編成および授業に関すること。ただし、教員、学生各個人の教育・研究上の思想、信条、学説およびこれらの教授その他表現の自由に関して、その変更の要求は含まないものとする。

○暫定協議会構成人員についての規定のうち、ただし書については、公平を欠くうらみがある。

○協議事項第4号から第7号までを除くか、第1号から第3号までを主体に置き、内容を整理すべきではないか。

○カリキュラムの編成および授業に関しては、学部単位で適当な組織によって学生の意向を徴すればよい。

<p>(2) 学生に対する懲戒の基準およびその運用その他学生の身分の変動に関すること。</p> <p>(3) 学生の教育、研究および厚生福祉に関する施設の設置および運営ならびにその利用規則案の作成に関すること。</p> <p>(4) 学長、学生部長、附属図書館長、その他大学の教育・研究に関する施設の長の選考過程への学生の意思反映に関すること。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 大学制度、大学教育および学術研究体制に直接関係を有する立法、政策および行政に関する事項。</p> <p>第16条（運営上の原則2）</p> <p>協議会は、原則として広島大学の全構成員に対して公開とする。</p>	<p>○懲戒権（学校教育法第11条）に関することを懲戒の対象となる学生と協議することは適当でない。</p> <p>○施設の設置および運営については、主たる利用者である学生の意向を配慮することは必要であっても、暫定協議会のごとき統一的な組織で協議する必要はない。</p> <p>○教育公務員特例法第4条に触れるおそれがあり、暫定協議会において協議すべき問題ではない。</p> <p>○暫定協議会で協議することは適当でない。</p> <p>○全構成員に対して公開すると事実上“団交”となるおそれがある。結果を公表すれば足る。</p>
---	--

<p>第二部</p> <p>二、暴力行為等に関する暫定措置についての答申</p> <p>(学内規則・処分制度専門委員会)</p> <p>II 改革の手続</p> <p>(1) 現行規則との関係</p> <p>現行広島大学通則に関する根本的検討は今後にゆだね、本暫定措置においては、通則の全面的改定は考えない。すなわち広島大学通則第27条「学生が大学の諸規則に違反し、学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為をしたときは、学長はこれを懲戒する。2懲戒に関する</p>	<p>○現行制度と比較し告発者を大学の構成員全員に拡げまた当罰行為を具体化し通則29条4号の解釈を明確化した意義は認めるが、反面懲戒手続が複雑になり、実施上各種の困難を生ずると思われる。大学の社会的責任を考慮し、また今後の学生に対する姿勢を明確にする上からも可</p>
---	--

手続は、別に定める。」同28条「懲戒の種類は、次のとおりとする。戒告、停学、退学」同29条「学生が次の各号の一に該当するときは、懲戒により退学を命ずることができる。(1)性行不良で改善の見込みがないと認められる者 (2)学力劣等で成業の見込みがないと認められる者 (3)正当な理由がなく出席常でない者 (4)学内の秩序を著しく乱した者 (5)学生の本分に著しく反した者」——これらはすべて効力を有していると考ええる。ただし同29条(1)(2)(3)(5)各号の効力は、運用上暫定的に停止する含みで、表現が著しく抽象的で、解釈のばが広すぎると考えられる同(4)号「学内の秩序を著しく乱す」という表現を、具体的な行為の形で示し、その解釈に恣意のはいりこむ余地を少なくするようにした。したがって本暫定措置は、広島大学通則の部分的な効力停止および解釈の規定であり、通則そのものの改定を意味するものではない。

暴力行為等に関する暫定措置（案）

第2条（当罰行為） 次に定める行為を行なった者は懲戒する。

- (1) 大学内における人身に対する暴行、傷害または監禁
- (2) 大学の建造物の封鎖、占拠、破壊
- (3) 大学の公用文書または重要な器物の損壊
- (4) 暴行または威力による研究、授業、試験、会議およびその他の大学の業務の妨害
- (5) 大学内における爆発物、火焰瓶、銃砲、刀剣その他の兇器の製造、所持、隠匿

及的速やかに実施することが先決である。過去において一連の暴力行為に対して何らの処分がなされていない現状をみるならば、いかに完備された規程を定めても無意味であろう。

○懲戒退学の要件を明確化したものであり、いっぽう通則27条28条もなお効力を有するとしているが、両規程を併せ読めば暫定措置によらない懲戒処分はほとんど行なわれないかの如き印象を与える。

第3条（懲戒の内容） 懲戒処分の内容は、退学または不定期停学とする。ただし、停学中の者が前条に定める行為を重ねて行なったときは退学とする。

第4条（告発） 第2条に定める違反行為があった場合は、大学の構成員は学長に懲戒を求めることができる。

第5条（懲戒委員会への諮問） 前条の申し出があり、学長がその申し出に相当な理由があると認めた場合、学長は当該の教養部、学部、分校、研究所、研究科の意見を聞いて、懲戒委員会に諮問しなければならない。

2 懲戒委員会の構成および運営については、別にこれを定める。

第6条（懲戒委員会の審議） 学長の諮問をうけた懲戒委員会は、まず第2条に定める行為の事実の有無を調査し、その事実の存在が明確な証拠に基づいて確認されたときにのみ、懲戒の内容を審議し、その結論を速かに学長に答申しなければならない。

2 委員会の審議は非公開とする。

第9条（懲戒に関する決定） 懲戒は懲戒委員会の結論に基づき学長が評議会の審議を経てこれを行なう。

第11条（再審査の申し出） 懲戒の決定に異議のある場合、本人は文書により理由をそえて二週間以内に学長に対して再審査を申し出ることができる。

第12条（再審査） 前条による再審査の申し出があった場合、学長は、その理由を慎重に検討し、二週間以内に次のいずれかの措置をとらなければならない。

(1) 相当な理由があると認められる場合は、再度懲戒委員会に諮問しなければならない。

(2) 相当な理由があると認められない場合は、その旨を文書をもって本人に通知しなければならない。

第13条（再審査の手続） 前条(1)による再審査の手続は、原則として第6条ないし第10条の規定を準用するものとする。

第7条（告知、聴聞） 懲戒委員会は本人に対して、事件について告知し、平穩に弁明する機会を与えなければならない。ただし、指定された弁明の期日に理由なく出頭しなかった場合、または弁明に際し、平穩を乱すなどの行為があった場合は、聴聞の手続を省くことができる。

2 弁明に際しては、本人一名に対して弁護士一名（学内者に限る。教職員、学生を問わない。）をつけることができる。

3 懲戒委員会が必要と認めた場合は、証人または参考人の証言または意見を懲戒することができる。

第8条（除斥、忌避） 委員が、当該事件の直接の当事者である場合は、議事に参加することができない。

2 本人は告知到達後一週間以内に限り、懲戒委員のなかから、三名以内の委員を忌避することができる。

第16条（復権） 退学処分および停学処分については、退学処分の場合は退学言渡し後、停学処分の場合は停学処分解除後それぞれ三年を経過したとき、その処分は効力を失い、処分を受けた事実が記録から抹消されるものとする。

○弁明を認め、弁護人を付すなど学生の権利保護にじゅう分意を用いている上に、なお懲戒委員会へ学生参加を考慮する必要はあるか。

○委員の除斥を認めているが不必要である。これがあることは委員会を弱体化しないか。

○復権制度を設けた趣旨が明確でない。単に再入学を認める趣旨ならば「その処分は効力を失い・・・」の規定は不要であろう。

2 復権後は広島大学通則第12条1項(再入学)の適用を受けることができる。

「暴力行為等に関する暫定措置」および「懲戒委員会規程」の過去における違法行為への適用に関する覚書

C 本専門委員会の結論

1 過去の違法行為といえども決して許されるものではない。

2 しかしながら、過去の違法行為のすべてを審査することは、技術的に不可能であり、処罰の公平を期することは必ずしも容易ではない。

さらに、我々の主たる関心は、過去を詮索するよりも将来に向けて大学の規律を確立することにある。できることなら大学全構成員のエネルギーを、少しも損うことなく、創造的な研究・教育の場を築きあげる方向に結集させたい。

3 それ故、過去の違法行為については、

(1) 違法行為の事実が明白にして、かつ極めて重大なもののみ限定して、懲戒審査に付す。

(2) 学長告示などによって、過去の違法行為については嚴重に叱責するに留め、今後は断乎として容認しない旨警告して、新規程を施行する。

二つの方途のうちいずれかが妥当と思われる。

本専門委員会においては第二の方途が多数意見であった。

なお、大学全体として社会的な責任を全うしていなかったことへの反省を、何らかの形で公式に表明すべきではないか

○最近の一連の暴力行為に対し処分しない意向が強かったとあるが、その論拠は一般良識を有する人々を納得させるであろうか。

という意見が本委員会において強かった
ことを付け加えておきたい。

(P.56下から2～16行目)

第三部

二、広島大学学生部長選考についての中間答申（学生部改組専門委員会）

Ⅲ B方式の基本理念と具体案

広島大学学生部長選考規程B方式案

第1条 広島大学学生部長（以下「学生部長」という。）の選考は、この規程の定めるところにより学長が行なう。

第9条 選考委員会は、前条により選出された学生部長候補者を学生（大学院学生を含む。以下同じ。）に示し、その除斥投票に付する。

第5条 選考委員会は、次の委員をもって構成する。

（略）

(6) 学生部所属の職員1名。

○大学としては候補者の選定を行いうるのみで、選考権は法的には、文部大臣にある。しかし、これまで實際上大学からの申し出が尊重されているので、大学が自らこれをこわすような方法（除斥投票）をとる理由が見あたらない。

○除斥投票の考え方を是とすれば、学生部長のみならず、学長、各部局長にも同様の考え方が波及することとなるので、このような信頼関係を前提としない対策は、教育機関として好ましくない。

○学生部長の除斥投票という不適當な方法を前提とした選考委員会には、すじが通らない。（理論上、参加できない。）

○除斥投票を前提としないまでも、教育研究面について相当部分職権が独立行使できる教官と異なり、事務職員は職権が独立行使できる部分が少いから、上長の選考には参加できない。

<p>附録資料 資料1 日本における「大学の自治」 について</p> <p>3 「大学の自治」と大学法制—その理念と改革の課題— ○「制度としては、教育公務員特例法の規定する如く、研究・教育に関する管理権限は大学管理機関にのみあることを明確にしておかなければならない。」 (P.74上から12～14行目)</p>	<p>○教授会と評議会との関係および管理機関と執行機関との関係等について、従来からそのような姿であるように述べられているが、中教審および国大協のそれと異なる意見も資料に掲げるべきではないか。</p> <p>○大学管理機関については、現行法規では規定されていないし、教育公務員特例法は、人事に関してのみ規定しており、管理運営については、正面からは規定していないので、この部分の叙述は、同法の解釈として不正確である。(教特法は、大学管理機関の法定を前提とした法律であるが、大学管理機関が法定されるまで、暫定的に他の機関(学長、評議会又は教授会)を指定したに過ぎない。)</p> <p>研究・教育に関する管理権は、それぞれ、国、大学、教官の三者に分配されているのが現状である。</p>
--	---

100. 昭和45年度広島大学開放講座について

[昭和45年6月30日／学内通信No.33]

昭和45年度広島大学開放講座について

学生部

広島大学では、開学10周年を記念して昭和34年に公開講座が開かれ、その後毎年40年まで続けられました。また過去1回、国際理解を目的に、東南アジアの地誌を中心とする開放講座が開催されたと聞きます。しかし、その後、この種の企画は久しく途絶えたままになっています。

昨年7月、政経二部学生と学長との団交で、大学の開放について論議が交わされました。また、大学改革委員会からは、大学の地域社会との交流について、いろいろな提案がなされています。

このたび、大学と一般社会との交流の声に応じて、広島大学では3つの開放講座を

催すことになりました。それは現代における教育の基本的体制上からも要請されるものであり、また、この種の催しは、大学と一般社会との交流のもっとも好ましい場の一つを提供するものであるとの認識に立つものです。

この計画の推進にあたって、関心と協力を寄せられた、文部省社会教育課、企画の中心となっていたいただいた諸先生方、ならびに協力を惜しまれなかった全学の多数の先生方に感謝の意を表したいと思います。

私ども関係者は、この計画が、多数の市民にアピールし、意義ある大学の年中行事の一つとして発展することを、また、これを通じて大学と地域社会との密接な関連が醸成されることを望んでやみません。さらに、このような全学的企画が大学改革委員会の提案する、学内の研究協力体制や、総合科目実施の機縁となることを、期待するものです。

開放講座実施要項抜粋

1. 講座趣旨

公害と生活

近年、技術革新、産業の発展にともない、企業、人口の都市集中化がおこり、その必然的産物としての公害の要因が急激に増加しつつある。その結果、生活環境の破壊に対する危機感が高まり、各種公害問題は今日世界的に大きな社会問題となってきた。生活環境の悪化は広域化するだけでなく、ややもすると経済の健全な発展すら阻害するおそれがあり、深刻化している。

この新しい事態に対して、どのように取り組むべきか、誰もが戸惑っているのではないと思われる。しかしながら、公害問題が人間としてのわれわれの生活にあまりにも密着した問題であるだけに、住むに快適な場所としての自然の生活環境を保全し浄化するという目標に向って、企業はもちろんのこと国民一人一人が自らの社会的責任において十分な対策に参加する必要がある。

公害の解決あるいは防止には、まずその実体を科学的に究明し、健全でよく調整された計画をもって、すべての地域社会におよぶ効果的な実施計画を推進することが、何よりも重要であろう。

広く公害といわれているものは根深くまた広範囲にわたるが、当開放講座では、今日公害といわれているものの中でもっとも公害らしいものであり、また深刻な問題となってゆくと考えられる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動および公害と健康を取り上げた。

当講座は、それぞれ専門分野の講師が分担して開講し、受講者の公害に対する意識を高めるとともに、生活上職業上の専門的な知識、技術および一般教養を身につけていただくことをその主目的としている。

電子計算機

今日、われわれは、一日として電子計算機あるいはコンピューターということばに接しないことはない時代に生きている。それには、それなりの理由があって、電子計算機の発達、その利用技術の進歩とあいまって、われわれの日常生活の周辺にまで、急速に近づきつつあるからだといえよう。

ある人は、この時代を、情報化時代とよび、その中核的存在として電子計算機を位置づけている。

しかし、電子計算機そのものは、まだ多くの人々にとって、全く疎遠なものであることも事実である。それは果たして多くの人々に正しく理解されているであろうか？ 正しく利用されているのであろうか？ という疑問から進んで、その内包する可能性が正しく追及されているのであろうか？ それ自体正しく発展させられているだろうか？ と問うとき、必ずしも然りと答えることはできないのではなかろうか。

今回、広島大学計算センターのスタッフが中心となり、電子計算機を主題とする開放講座を企画した。まずその第一歩として、初心者を対象とし、電子計算機の正しい理解を目標とする講座とした。その内容は、科学計算用を主目的に開発されたプログラミング言語FORTRANを通じて、電子計算機と対話すること。すなわち、FORTRANの実習を中心とした講座である。

電子計算機の正しい理解のために、ご関心の市民各位と、この対話の機会をもち、ともどもに研修する場をもつことができれば、関係者一同にとって望外の幸せである。

なお、実習を中心とする講座の性格上、参加者数の制限は、止むを得ない現実である。申し込まれた市民各位のすべてにご参加いただけない場合もおこり得ることを、あらかじめお断りしておく。

青少年問題 一世代の断絶と継続一

いつの時代にあっても、青少年は問題の世代であったし、今後もまたそうであろう。しかし、現代日本の青少年は特別の意味において、問題の世代であるといえる。

太平洋戦争の敗戦と、それに伴う各種の改革による価値感の大変革は、日本人の生活に空前の混乱をひきおこし、その余波は戦後20数年を経た今日にいたっても、なお尾をひいている。いわゆる戦前派・戦中派および戦後派と呼ばれる各世代によって、この大変革の受けとめ方が趣きを異にしているからである。こうして、世代の断絶が社会的・政治的および教育的に、幾多の深刻な問題をひきおこしつつある。

思うに、青少年問題は青少年自身の問題であるとともに、指導的立場にある成人層自体の問題でもある。成人層の理解と青少年の自覚との両者が、日本国憲法の本質において結接することがなければ世代の断絶を真に解消することは望めないであろう。したがって、日本社会の安定も期待することができないであろう。

私達は青少年問題を単に対象化して、ただこれを客観的に考察するのではなくて、彼等とともにわれわれもその渦中に投げ込まれている。今日の激動的な日本社会を諦視しながら、私達自身の問題としてこれを多角的に究明してみたいと考える。こうした試みが、世代継続の一助ともなればと念願するからである。

日頃、こうした問題に関心を抱いていられる市民各位のご参加を得て、ともどもに研修の機会をもつことができれば、私達にとって大きな喜びである。

講義は大学のレベルを下げないつもりである。

2. 実施場所 広島大学 広島市東千田町1-1-89

3. 実施講座名および期間等

講座名	募集定員	期間	開催場所
公害と生活	200名	7月1日～10月28日	広島大学教養部大講義室
電子計算機	50名	7月14日～7月30日	政経学部第128号教室 計算センター
青少年問題 —世代の断絶と継続—	100名	8月7日～11月13日	教育学部第111号教室

4. 講義科目および講師 省略

5. 受講対象者 一般成人（学生・生徒を除く）

6. 申込期間 6月22日（月）から6月27日（土）まで（平日 8:30から17:00まで
土曜 8:30から12:30まで）

7. 申込先 〒730 広島市東千田町1-1-89 広島大学学生部教務課総務係
(TEL 41-1221)
内線 372・618)

8. 申込方法 別紙申込書に定形内返信用封筒（あて先明記、15円切手貼付）を添え提出してください。なお、郵送の場合は封筒の表に「〇〇講座」と朱書してください

9. 聴講料 1講座750円（各講座開講初日に受付へ納入してください。）

10. 注意事項

(イ) 締切は先着順とし、各講座の募集定員で締切ります。ただし、電子計算機講座については、締切り後本学において選考のうえ受講者を決定します。

(ロ) 聴講を許可された者には受講票を送ります。

(ハ) 各講座とも所定の時間聴講した者には修了証書を発行します。

(日程は省略します。希望の方は学生部教務課に申し込んでください。)

101. 「仮設0」のアンケート調査結果の分析報告※

[昭和45年9月10日/学内通信No.35]

『広島大学二十五年史 通史編』862～869頁所収。

102. 研究・教育体制改革の基本構想（仮設Ⅰ—その1）・教育体制改革の構想（仮設—その2）〔抄〕

[昭和45年9月⁽¹⁾]

〔表紙〕

「「仮設Ⅰ」／（その1）／研究・教育体制改革の基本構想／（その2）／教育体制改革の構想／1970. 9／広島大学大学改革委員会

「仮設Ⅰ」総目次

本案骨子 巻首

（その1）「研究・教育体制改革の基本構想」

はじめに—本案の性格—	1
1. 大学改革の課題と目標	4
2. 研究・教育体制改革の基本目標	4
—総合大学への道—	
3. 広島大学改革の基本方針	6
4. 広島大学の研究・教育体制の将来像	8
—改革の具体的目標—	

（その2）「教育体制改革の構想」

はじめに—本案の性格—	1
1 現行教育体制の問題点	2
2 教育体制改革の方針	6
3 学部教育改革の構想（総合課程）	13
4 大学院教育改革の構想（専攻課程）	18
5 教員配置について	21
6 改革手続および移行措置	22

付録 本委員会および各部局改革委員会等における

現在までの作業 巻首

骨子

全学の構成員にとくにご検討願いたいこの度の提案の内容は、おおむねつぎのように要約できる。

（各項末尾の数字は本文の対応する項目番号を示す。）

〔編注1〕

〔仮設1ーその1〕研究教育体制改革の基本構想

1 総合大学としての再編

広島大学を適正規模の総合大学として再編成する。医・歯・薬学系、教員養成課程系部局の分離、独立を考えることなく、相互扶助姉妹型の関係を持つ固有の位置づけを行なう。(2・4・1)

2 漸進的移行方式による改革

旧大学廃止・新大学設置という方式によらず、現在の組織を基礎に漸進的に移行させる。(3・3)

3 キャンパス統合移転との並行

広島市近郊にキャンパス用地を入手し、キャンパス統合移転と並行して、大学都市ー都市大学の組み合わせによる大学を建設する。(3・4)

4 教育組織から着手

移行はまず教育組織の改革から着手し、ついでこれと相即する研究組織の改革へと進む。(3・5)

5 大学都市と都市大学との結合

新キャンパスに作られる大学都市と現キャンパスの一部を用いる都市大学を結んで地域社会との協力を密接にし、市民社会への奉仕の機能を果たす大学を建設する。(4・3)

6 厚生施設の充実

新キャンパス移転の際に厚生施設を抜本的に充実させ、大学を“生活の場”として再建する。(4・8)

7 大学間の連帯

中四国の近隣大学との交流を密にし、大学間の連帯を強化する。(4・9)

8 全分野への博士課程整備

研究、教育体制整備の前提として、まず全分野に大学院博士課程を設置する。(4・6)

9 教養学部を設置

前項と同じ目的のために現行の教養部を中心に教養学部を設置する。(4・7)

〔編注2〕

〔仮設1ーその2〕教育体制改革の構想

10 総合課程の設置（学部教育）

前期2年教養課程、後期2年専門課程という現行制度を改め、一貫した完成教育を目指す総合課程を設置する。(2・1)

11 専攻課程の設置（大学院教育）

大学院修士課程に相当する内容を持つ明確な教育組織として専攻課程を設置する。(2・1)

12 研究員制度

研究員制度を設ける。大学院博士課程の学生は、研究員として新たに設置する研究機関である研究院に所属する。(2・9)

13 総合課程の教育組織(系-類 体系)

総合課程は「系」-「類」体系による教育組織により運営される。(2・1)

14 専攻課程の教育組織(研究系-専修科 体系)

専攻課程は「研究系」-「専修科」体系による教育組織により運営される。(4・3)

15 一般教育部

総合課程、専攻課程における一般教育を担当する教官団として、各系より3年の任期で選出された教官を中心とした「一般教育部」を編成する。(2・4・1)、(3・8)

16 語学教育センター

全学の学生に対する語学教育を担当するための教育施設として「語学教育センター」を設置する。(3・6)

17 教員養成課程(特定系)

現行の教員養成課程は「特定系」として総合課程、専攻課程内に位置づける。(2・7)、(3・5)

18 医・歯・薬学系(特定系)

医・歯・薬学系も「特定系」として位置づける。(3・5)

19 教官の二重籍

教官は研究組織と教育組織との両方に所属する。(2・2)、(5・1)

20 教官人事の原則

教官人事にあたっては原則として教育組織の側からの要請が優先する。(5・7)

21 系

現行の学部には代わる教員と学生の集団として総合課程に「系」をおく。(3・3)

22 類

総合課程の「系」の中に若干の「類」をおく。(3・4・1)

23 主専攻

学生は2学期または3学期終了後いずれかの「類」を「主専攻」として選ぶ。(3・4・2)

24 副専攻

学生は「主専攻」を選ぶ際に別に「副専攻」を一つ選ぶことができる。(3・9・2)

25 系統的カリキュラム

「主専攻」、「副専攻」のカリキュラムは「類別コース」、「類横断コース」に分類される。(3・9・3)

26 自由コース

学生は「主専攻」を定めない「自由コース」を選ぶことができる。(3・9・4)

27 専攻課程の受験資格

専攻課程の受験資格は原則として総合課程4年修了とする。(4・1・1)

28 専攻課程の修了年限

専攻課程の基準修了年限は3年とする。(4・1・1)

29 研究系

専攻課程における教育上の基本単位を「研究系」とする。(4・3・2)

30 専修科

「研究系」は若干の「専修科」で構成される。(4・3・3)

31 専攻課程と研究院の相即

「研究系」、「専修科」の区分は総合課程とことなり、学問体系に従い「研究院」における研究組織の区別と一致させる。(4・3・1)

32 部門

「研究系」を若干まとめて「部門」を設け、教育計画等の連絡調整を行なう。(4・3・5)

33 専攻課程の卒業資格

専攻課程の学生は毎年試験を伴う一定数の単位取得と卒業時に卒業資格論文または卒業資格試験を義務づけられる。(4・4・4)

34 専攻課程の一般教育

専攻課程にも若干の一般教育科目を設ける。(4・4・5)

35 教育責任と研究責任

すべての教官は総合課程、専攻課程において一定の教育義務を負い、研究院において一定の研究義務および研究組織の活動に必要な責任を負う。(5・3)

36 系教員会

教官が複数の系で教育責任を負う場合、そのいずれの系においても正式な系教員会メンバーとしての権利を有する。(5・4)

37 研究費

教官が研究義務および研究活動に必要な責任を果たさなかった場合、もしくは本人が辞退した場合、研究院における籍は失われないが研究費の配分は停止されることもありうる。(5・5)

38 事務機構の確立

研究組織、専攻課科における各「部門」、総合課程における各「系」、その他にはそれぞれ独立した事務機構を設置する。(5・7)

<以上>

[後略]

〔編注1〕「仮設Ⅰ－その1」に付された〔〕は原文のまま。

〔編注2〕「仮設Ⅰ－その2」に付された〔〕は原文のまま。

103. 研究体制改革の構想（仮設Ⅰ－その3）〔抄〕

[昭和46年3月⁽¹⁾]

〔表紙〕

「仮設Ⅰ」／（その3）／研究体制改革の構想／1971.3／広島大学大学改革委員会

研究体制改革の構想 （仮設Ⅰ－その3）

目次

0・1 本案の性格	1
0・2 本案の構成	1
1. 研究体制の現状の問題点	2
1・1 本学における研究体制の問題点	2
1・1・1 部局間格差	2
2 研究組織の歴史的背景と地理的分散	3
3 付置研究所および研究施設	3
4 研究部門の欠如、研究者の重複	4
5 教官研究費および学生経費	4
6 他大学との比較	5
1・2 大学における研究体制の一般的問題点	6
1・2・1 自治と不干渉	6
2 講座制	7
3 学科—学科目制、課程—学科目制	8
4 教員の職階制と任務	9
5 教員の責任感	10
2. 解決のためのいくつかの提案	10
2・1 研究体制の再編成	10
2・2 個人の研究の自由と研究者の流動性の保障、研究成果公表の義務	11
2・3 研究者人事の適正	12
2・4 教員の役割分担の明確化と責任体制の確立	13
2・5 研究環境の整備充実	13
2・6 研究設備・施設の整備と有効利用	14

3. 研究体制の長期ビジョン	15
3・1 研究体制構想の基本方針	15
3・1・1 大学における研究の流動性の確保	15
2 研究の集中化への努力と制度の画一性の排除	16
3 研究者の研究の自由に対する保障	16
3・2 研究組織	17
3・2・1 研究院	17
2 研究組織の単位	17
3 研究院の構成員	17
I 教員研究員	17
II 流動型の研究員	18
(イ) 研究員	18
(ロ) 準研究員	18
(ハ) 短期研究員	18
(ニ) 客員研究員	18
4 研究組織構想のまとめ	18
3・3 共同研究	20
3・3・1 プロジェクト研究	20
2 交流研究	20
3 協力研究	20
4 共同研究委員会	21
3・4 研究体制の運営	21
3・4・1 研究系研究者会議	21
2 研究費の配分	21
3 事務機構	21
4 技術者と研究補助者	21
3・5 研究と教育との相即性	22
3・6 大学に対する寄附金、受託研究	22
付表 国立大学付置研究所、研究施設の実勢（昭和44年度定員）	23
〔後略〕	

104. 教養部改組案（第二次案）—教養部改革と総合科学部の創設—〔抄〕

〔昭和46年9月20日⁽¹⁾〕

[表紙]

「広島大学教養部改組案（第二次案）／一教養部改革と総合科学部の創設—／昭和46年9月20日／広島大学教養部」

まえがき

教養部は昨年九月「広島大学教養部改組案（第一次案）」を全学に提示し、その検討と批判をお願いした。これとほぼ時を同じくして大学改革委員会からも全学的な改革構想、いわゆる「仮設Ⅰ」が発表された。よって教養部では第一次案と「仮設Ⅰ」の比較検討をはじめ一方、第一次案に寄せられた各方面からの批判の分析を急いでいたが、この機会に問題を再度整理し、改めて検討する必要を認め、本年三月新たに教養部改組案専門委員会を設けて鋭意その作業を進めてきた。

他方、評議会のなかにも昨年十二月、将来計画特別委員会が設けられ、その一部門として「一般教育・教養部問題小委員会」が設置され、「仮設Ⅰ」をもとに一般教育と教養部の改革に関する討議が行なわれることとなった。以来、同委員会は幾度となく審議を重ね、その間に教養部より提出された「総合科学部」構想を審議の結果、これを同委員会の最終的結論としてその大綱を了承するに至った。

以上の経過をへて評議会は、「総合科学部」創設に関する調査費の要求を四十七年度広島大学の概算要求として文部省に提出することを承認した。この構想は評議会で合意が得られたとはいえ、時間的制約のためその一部を学内通信の紙面を借りて説明したに止まり、ひろく全学的に討議して頂く機会を得ないまま今日に及んだ。よってここに内容を公表して、これに対する各方面からの批判を仰ぎたいと思う。言うまでもなくこれは教養部内各系列・各教室の度重なる討議をへて教官会の承認を得たものである。

われわれの改革に対する姿勢は従来から一貫して変わりが無い。すなわち教養部の改革は一教養部のみのそれに止まるものでなく、全学的改革なしには真の教養部改革はあり得ないと考える。しかし、全学の改革はまず教養部によって第一に着手されねばならないことも論をまたない。この意味でわれわれの意のあるところを汲みとって頂き、十分な検討のうえ、忌憚のない批判と好意ある助言とを寄せて頂くようお願いする。

目次

まえがき

I 教養部改革の基本方針	1
1 教養部改革の方向	1
2 教養部の現状	1
(1) 現在の概況	1
(2) 教育面における問題点	1

(3) 研究面における問題点	2
(4) 教養部の地位の悪化	2
(5) 教養部の生かすべき長所と実績	3
3 問題の解決と長所を生かす方策	3
(1) 教養部を存置する場合	3
(2) 教養部を廃止し各学部に分属する場合	4
(3) 全学的再編成の一環として教養部を廃止する場合	4
II 総合科学部（E型）の性格	4
1 総合科学部の性格	5
2 創設当初の暫定措置	5
III 総合科学部の設立にともなう全学の一般教育の拡充	5
1 一般教育の理念	5
2 一般教育課程の改革	6
(1) 一般教育科目	6
(2) 基礎教育科目	6
(3) 外国語教育科目	6
(4) 保健体育科目	6
3 当面の一般教育課程の教育分担	7
IV 総合科学部の付属施設等	8
1 一般教育課程事務部	8
2 語学教育研究施設	8
3 教育工学施設	9
4 保健体育教育研究施設	9
V 総合科学部の概要	9
1 学科・専攻・学科目数・定員	9
2 総合科学部教育課程の履修について	10
A 一般教育課程履修基準	11
B 専門教育課程履修基準	11
(1) 基礎文化専攻	11
(2) 地域文化専攻	14
(3) 基礎科学専攻	18
(4) 環境科学専攻	21
(5) 情報行動科学専攻	23
(6) 身体運動科学専攻	25

教養部改革と総合科学部の創設

I 教養部改革の基本方針

1 教養部改革の方向

わが教養部改革の計画は、全学改革の一環として行なおうとするものである。すなわち、すべての学部が4年間の修業年限全体を通じて、相携えて教育責任を全うするとともに、一般教育と専門教育とを一体化することによって、一般教育の充実を図り、新制大学草創期に意図された理想を具現しようとするものである。それはまた、全国の大学改革、とくに教養部問題の解決に寄与するところが大であろう。

世界の大学をながめると、リベラルアーツ・カレッジが重要な役割を果たしているが、わが国にこの種のカレッジがきわめて少ないことは、大学制度上の大きな欠陥と言える。広島大学にこの種の学部を創設し、教養部教官をここに配置換えするとともに、全学の協力を得て、内容の充実した学部をつくりあげることは、教養部の現状を解決し、大学の将来を開くために大きな意義をもつであろう。われわれは、教養部の現状にかんがみ、全学の一般教育をば、全学に真に拡充するとともに、新学部を創設し、これに附属施設を設け、もってこの要求にこたえようとするのである。

わが総合科学部は、従来の学部の縦割り型に対して、横断型の学科編成をとるものである。広い市民性と高度の専門性とを兼ね備えた人材の養成を眼目とし、そのために緊要な学科の学習・演習・実験、および外国語などにより、徹底的に鍛えぬくと同時に、世界文明の向かうべき方向をも見定めうるような能力の開発を強く志向するものである。

2 教養部の現状

(1) 現在の概況

- a 学科目数 23
- b 教官数(定員) 134名(教授70 助教授54 助手10)
その他の職員数(定員) 41名
- c 学生数(定員) 1年次2,050名 2年次2,010名 計4,060名
- d 施設 22,096m²(建物17,749m²、体育館2,932m²、プール1,415m²)

(2) 教育面における問題点

a 専門教育と一般教育との分離・断絶

現在の教養部は、前期2年の横割り型であるために、学生は特定の専攻学科を志して入学しながら、専門の授業はほとんどないので、その欲求は満たされず、また学部の教官および上級学生とのつながりも弱いために、専門意識をもつことが困難である。一方、教官も、各自の専門研究を進め、その成果を教育の面に存分に発揮することができない体制のため、大学教育の弱点となってい

ることは残念である。

b 在籍学生の過多

教養部在籍学生は、全学学生総数の半分（約4,000名）に当たり、かような大集団では、意思統一もきわめて困難であり、オリエンテーション・セミナーなど、いろいろな企画をうち出して、学問的雰囲気の醸成に努めてきたけれども、その効果は思わしくないのが実情である。

c 教職員数・施設・設備の過少

在籍学生数に比して、教職員数・施設・設備のあまりにも少なく、貧弱であることは、だれの目にも明らかであって、教育効果をはばむ絶対的悪条件であるのみならず、相対的に学部のと比較しても大きな格差がある。それを補うべく、教養セミナーなど、さまざまな努力が払われてきたが、技術的に解決しうる限界をすでに越えている。

(3) 研究面における問題点

a 研究機関としての未確立

国立学校設置法第3条第2項によれば、教養部は、教育組織と規定されていて、研究機関として確立されていない。

b 研究費等の格差

教養部は学科目制であるため、その研究費は、博士講座制の44～55%、研究旅費は59～82%にすぎない。

c 教育負担から生じる障害

在籍学生の過多から強いられる多人数教育、学生補導上の負担、専門研究と講義との間に存するずれが研究の障害になっている。

d 固有の専門学生をもたないこと

教官にとって、専門を同じくする学生をもたないことは、若い研究者との緊張関係という、研究者に必須な条件を欠き、研究の進展を鈍らせる一つの因由をなしている。

上述のもろもろの悪条件は、相乗的に重なって、有能の人材を埋没させ、その研究活動をはばんでいる事例もまれではない。

(4) 教養部の地位の悪化

a 一般教育の空洞化

新制大学発足の当初に、高く掲げられた一般教育の理想は、淡く霞んで、教養部の教育は、専門課程への入門教育、予備教育と考えられ、その方向への要請が強化されて、教養部は、学部に対して隷属的な地位におかれた。

b 教養部の地位の低下

教養部は研究機関ではなくて、学生補導機関にすぎないという極論さえ生じ

ている。かかる風潮は、敏感な学生に反映しないはずはなく、これが教育効果の低下につながるのを否定することはできない。

(5) 教養部の生かすべき長所・実績

a 組織の柔軟性

教養部は、新しい学問分野の進展に即応し、これを教育面に積極的に生かしてきた。たとえば、文化人類学やロシア語などの講義を開設したときである。

b 総合性・相互交流性

教養部は、人文・社会・自然・外国語・保健体育の諸分野にわたる多方面の専門家を擁している。その点を活用して、共同研究・総合コースの教育等を企画することが可能であり、事実これを行なってきた。

c 一般教育の擁護

狭きに過ぎる専門主義への批判、一般教育の理念の追求、相互交流、総合性・独創性を伸ばす教育の経験をもっており、学生にとって深く印象に残る教育を実施してきた。

d 運営の民主性

教養部では、創設以来、教官会のメンバーに助手を加え、これに最高の役割を受けもたせるなど、民主的運営を行なってきた。さらに、事の多い教養部で労苦を分けあって来たのであって、そこから生まれた民主的運営の伝統があり、実績がある。

3 問題を解決し長所を生かす方策

上述のような、現在の教養部が内包する諸問題を解決し、長所はこれを生かす方法として、次のようないくつかのケースが考えられる

(1) 教養部を存置する場合

a 学部との交流

4年間を通じての総合一貫カリキュラムの作製・実施、相互併任、一般教育科目と専門教育科目との単位の振替認定などが検討されるべきである。しかしながら、これらのことは、部分的な解決には役立つが、全学改革を伴うのであれば、根本的解決にはならない。

b 学内措置による条件の改善

予算配分操作による研究費の均分化、空席定員の融通利用、非常勤講師の増員などであるが、およそ根本的解決には程遠い。

c 「一般教育部」の設置

全学的機関として一般教育部を設置し、ここで一般教育カリキュラムの作製、振替単位を認める科目の認定、全学的総合コースの企画などが行なわれれば、学部間の壁を破るだけでも、大きな意義があり、一般教育を充実させる学内協

力態勢の発足として、改革への前進である。

d 学生の教養部在籍制度の廃止

実際の一般教育等は、大部分教養部が担当するが、全学生を各学部在籍とすることにより、学生集団の規模や意識は改善される。しかし、他の問題は解決しない。

e 数個の教養部への分裂

現在の教養部を分けて複数の教養部を置くとすれば、在籍学生の過多という点は緩和される。しかし、それは、一般教育と専門教育との一体化という理念に逆行するのみならず、他の諸条件は改善どころか改悪になるおそれがあるので、とり難い。

f 東大型教養学部への移行

これは、一見教養部廃止のように見えるけれども、実際は、教養部を存置し、その上に小学部が付属したものにすぎず、問題解決の良策とは認めにくい。

(2) 教養部を廃止し、各学部に分属する場合

現在の学部・学科をそのままにして分属するのであれば、大学改革にならないのみか、学部・学科の閉鎖性を助長することにさえる。この方向の措置は、全学の教官団が、全学的規模において、有機的・総合的に再編成されることを前提とする場合に限り意義がある。

(3) 全学的再編成の一環として教養部を廃止する場合

広島大学改革委員会の提案（仮設Ⅰ）に従って、全学的に解体・再編成をすることが、当面最善の策であり、最低限、教養部を中心とする「総合科学部」に移行することが、その第一歩となるが、これに対する他学部の合意・協力の範囲によって、さまざまな中間段階が考えられる。

A型 仮設Ⅰに基づく全学的解体・再編成をするタイプ。

B型 文学部・理学部等とともに、伝統的リベラルアーツ・カレッジをつくるタイプ。

C型 工学部・政経学部・水畜産学部等とともに、職業的リベラルアーツ・カレッジをつくるタイプ。

D型 複数の新型学部を擁する新大学と、従来のままの伝統的諸学部とが併存するタイプ。

E型 将来A型への発展を予定し、その路線の第一段階として、教養部を中心とする「総合科学部」だけをつくるタイプ。

Ⅱ 総合科学部（E型）の性格

広島大学改革委員会の提案（仮設Ⅰ）に対する各学部の態度決定がなされていない

い現在、A～D型を詳細に検討して設計図を描くことは不可能である。しかしながら、教養部は、上述の困難問題を抱え、早急な解決を迫られている。この時点にあつては、最少限度責任をもって具体的に実現しうる目安があり、しかもそれが、全学改革につらなる発展的契機を含み、それへの出発点となるべきE型から着手することが、時宜に適した方策と言わなければならない。

現在、大学が当面している問題は、大学の改革であつて、単なる一部局の手直しで事足るものではない。一般教育等の改善も、リベラルアーツ・カレッジの創設も、あくまで大学改革全体の中で考え、また実施すべきものであつて、単に教養部のみにかかわる問題でないことは言うまでもない。

1 総合科学部の性格

総合科学部（E型）は、次のような性格をそなえたものである。

- (1) 一般教育と専門教育との一体化を図る。
- (2) リベラルアーツ・カレッジの精神に従つて、4年間を通じて一貫した教育を行なう。
- (3) 狭い専門領域に限定されないように、幅広い分野を必修させる。
- (4) コース制によって徹底した訓練を行なう。

2 創設当初の暫定措置

総合科学部は、その創設にあたり、暫定的に次のような処置をとるものとする。

- (1) 教官の定員増が不可能な場合には、現教養部教官定員の全面的振替でまかなう用意がある。
- (2) 学生の定員増が不可能な場合には、既存学部学生定員の一部振替によって、新設学部の学生定員にあてることも考えられる。
- (3) 一般教育部が全学的に成立するまでは、「一般教育課程委員会」を設け、種々の立案・施策を行なうことも一方法である。
- (4) 総合科学部での専門教育の授業は、各学部の一般教育の授業を拡充担当することになる。
- (5) 全学的解決を見るまでの間、外国語科目・保健体育科目の授業は、全学の協力のもとに、これを担当する用意がある。

Ⅲ 総合科学部の設立に伴う全学の一般教育の拡充

1 一般教育の理念

一般教育は、「広く人間一般に通ずる人間教育」をめざして、戦後の学制改革のなかで始めてわが国の高等教育に採り入れられた。その目標・理念は、いろいろに論議検討され、「価値判断の能力を養うこと」、「批判力・総合力・創造力を養うこと」にあるとされ、また、「諸科学全般の展望とそれらの相互関係に対する理解を

与えること」にあるとも言われている。

かような理念の設定は、それぞれに相応の意義をもつものであるが、本来大学教育の具有すべき性格をあらわしており、言われるところの、批判力・創造力・価値判断力などの涵養・伸長も、ただに一般教育の理念であるにとどまらず、実に専門教育の目標でもなければならぬはずである。そうであれば、専門教育と一般教育とは、別個の分野として対置されるべきものではなく、同じものの両側面としてとらえるべきであって、専門教育がこの重要な側面をゆるがせにしていたとするならば、まずこの点からして改革する必要がある。一般教育が新制大学の重要な理念として掲げられたのは、一般教育の実践を通して、専門教育自体の新しい展開を期待するにあつたはずである。

一般教育を充実し促進することが、教養部設置の趣旨であった。総合科学部の設立にあたっては、われわれは、これまでめざして来たところを継承し発展させるつもりである。この目標を約言すれば一般教育と専門教育とを一体化した新しい学部教育、あるいは、大学教育全体を通じて、一般教育の目標の実現を図るということである。一般教育の側から言えば、専門教育と一体化した新しい一般教育の確立をめざすものであり、かかる一般教育の充実のために、その実現可能な新学部を創設しようというのである。

2 一般教育課程の改革

総合科学部が完成すれば、一般教育課程のあり方は、おおむね次のようになり、一般教育の実が上がることになる。この課程は、基礎教育科目を除いて、全学生を対象とするから、原則として全学的機関（一般教育課程委員会・外国語教育委員会・保健体育教育委員会）の責任において計画・実施される。そして、総合科学部の教官は、相応の教育分担をすることになる。

(1) 一般教育科目

- a 4年間にわたって履修させ、くさび型・縦割り型で実施する。当然、高年次学生が受講するにふさわしい講義も用意される。
- b 専門科目との単位の振替を大幅に認める。新しい一般教育は、専門科目との一体化をめざし、一般教育と全学の講義によって充実する。全学部の専門科目の中から、他学部の学生に対しては一般教育科目となりうるものを選んで、カリキュラムを編成する。かくて、高い専門性に立つ一般教育科目の開講が期待される。
- c 学生の批判力・総合力を養うために、全学の協力を得て、総合科目を充実させる。総合科目は、開講に先だて、担当者による十分な共同研究を行ない、周到な計画を練った上で実施に移される。

(2) 基礎教育科目

この科目を設定する必要がある場合には、一般教育科目には含めずに、専門教育の一環として認め、専門教育とあわせて一貫カリキュラムを組むのが妥当である。したがって、この科目は各専門学部の責任において立案・実施されるが、他学部が基礎教育科目を必要とする場合には、総合科学部において応援する用意がある。

(3) 外国語教育科目

全学の協力を得て、主として総合科学部教官が担当する。初級外国語教育は、教育機器を利用して、集中的・効率的に、かつ徹底的に行なう。中級以上は、教養のための外国語、専門のための外国語、実用としての外国語などの目標に応じて、多様化して行なう。

(4) 保健体育科目

全学の協力を得て、主として総合科学部教官が担当する。4年間にわたって履修するように、内容を多様化するとともに、実技と理論とが有機的連関を保つように配慮する。

要するに、総合科学部は、リベラルアーツにふさわしい専門科目の授業を主として行なう学部であるから、その講義および演習の内容は、他学部にとって、真の意味での一般教育の授業となる。空洞化された一般教育が、ここに始めて多彩でかつ充実した、内容の豊かな総合的教育としてよみがえることになるであろう。

3 当面の一般教育課程の教育分担

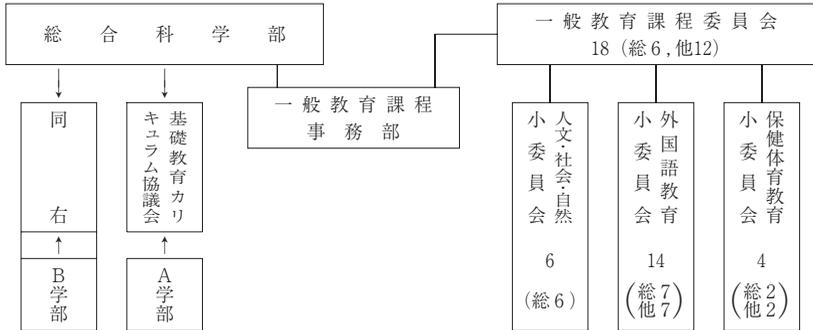
教養部から総合科学部へ移行する間、一般教育課程の教育分担をどうするかは、あらかじめ検討し、対策を立てておかなければならない事項である。これについて子細に検討した結果、次のような対策をもって臨むのが妥当と考える。

- (1) 当面の一般教育課程の立案・実施にあたる全学的機関として、付表のような組織の委員会を設ける。この委員会の事務局は、当面、総合科学部に付置し、その責任において一般教育課程の事務を処理する。
- (2) 総合科学部で開講される専門科目のうち、相当の科目を、全学学生の一般教育科目として認定できるように、カリキュラムを工夫し検討する。
- (3) 総合科目の充実を図る。総合科目は、担当者個々人の授業負担も少なく、多彩な魅力のある授業であるから、全学的な協力を強く要望したい。
- (4) 現在、一般教育科目の中に含まれている基礎教育的科目は、専門教育の一環であるとの考えから、総合科学部と関係学部との間にカリキュラム協議会を設け、協議によって授業分担をとりきめる。
- (5) 外国語科目・保健体育科目は、ほぼ現状のとおり、総合科学部の教官が担当する。しかし、外国語教官は、専門教育科目をも担当するので、教育機器の導入・活用や、専門の原書講読の単位の振替などを考慮して、外国語科目の授業負担を

合理化する必要がある。保健体育科目もまたこれに準ずる。

- (6) 医学・歯学進学課程、福山地区の学部・分校、政経学部第二部については、当面総合科学部の責任において、一般教育課程の授業を担当する。

〔付表〕



注(1)算用数字は、委員数を示す。

(2)「総」は総合科学部を、「他」は他学部を示す。

(3)「当面の教育改革推進に関する建議」(昭和46.3)に提案されている「一般教育準備小委員会」が実現することになった場合には、「一般教育課程委員会」をこれに移行させることも考えられる。

Ⅳ 総合科学部の附属施設等

教養部が、総合科学部の設置に伴って発展的に解消するとき、一般教育も全学の改革構想に基づいて確立されなければならないが、そのためには、次のような各種の附属施設等が必要であると考えられる。

1 一般教育課程事務部

広島大学改革委員会の提案(仮設Ⅰ)に述べられている「一般教育部」(一般教育委員会、事務部、施設、建物)が設置されるまでの過渡的措置として、総合科学部に、一般教育課程に関する事務機構を付置する。この事務機構は、

- a 一般教育課程委員会、および人文・社会・自然小委員会関係の事務
- b 外国語教育小委員会関係の事務
- c 保健体育教育小委員会関係の事務
- d 一般教育課程関係の事務

を、その所管事項とする。

2 語学教育研究施設

今日、学術その他諸方面における国際的交流の気運は、日とともに高まり、それ

につれて、大学における外国語教育の改善が強く要望されている。しかしながら、これまで、その基礎的研究が、計画的・具体的に進められたとは言いがたい。それには、研究にあたる人員や施設などの制約が因由をなしている点もあるけれども、いずれにせよ十分な成果をあげ得ていないことは、卒直に認めなければなるまい。そこで、この基礎的研究を、教育の実際と密接に関連させて、組織的に推進することは、まことに緊要であり、また急を要することでもある。

これと並んで、外国語教育充実のためには、授業時間数をふやし、教官定員を増すことが必要であるが、早急にはそれが望めないとするならば、上述の基礎的研究とも関連して、ティーチング・マシン、LLなど、教育工学の導入を図り、同時に多様な教授法、系統的に整序された教材等の開発を積極的に進めなければならない。さらに、これらがその機能を十分に発揮するためには、できうる限り準備を周密にし、改善のための組織的かつ科学的な努力を持続的に払わなければならない。

また、わが国における外国人留学生の受け入れ、ことにそのための日本語教育、および外国で日本語を教授する上に必要な外国語としての日本語の研究が重要であることを考えれば、これらに関する新しい教育方法も探究しなければならない。

語学教育研究施設は、以上の見地からして、基礎・応用・日本語教育の3部門を設置し、外国語教育小委員会・教育工学施設・総合科学部との密接な連繋のもとに、大学における外国語（日本語を含む）教育の研究をめざすものである。

3 教育工学施設

前項に述べたように、外国語教育の内容を充実し、教員数の不足を補い、さらに語学訓練の徹底を期するために、ティーチング・マシン、LL等の教育工学の導入を図り、外国語教育小委員会・語学教育研究施設との密接な協力によって、外国語教育の改善をめざすものである。

4 保健体育教育研究施設

保健体育の社会的意義、ならびに大学教育における重要性にかんがみ、保健体育学の学問的発展・確立が急務である。とくに、

- a 大学における保健体育の教育内容・方法を改善し充実するためには、専門研究自体が進展し、教育面との有機的連関が保たなければならない。
- b とりわけ、保健体育学は、比較的新しい領域であって、学問的体系化がおくれている。そして、この学問は、広く諸科学の分野にまたがるので、今後の発展を期するためには、関連諸分野の専門研究者が互いに協力して、総合的な研究体制を整える必要がある。

以上の見地から、総合科学部を始め、他の学部の協力のもとに、保健体育学の体系的研究を行なうための研究施設を設けようとするものである。

V 総合科学部の概要

1 学科・専攻・学科目数・定員

総合科学部は「総合科学科」1学科で編成し6専攻、76学科目とする。

基礎文化専攻 15学科目

人類文化の基礎を、精神科学的、文学理論的、社会科学的な方面から、普遍的、根本的、原理的に研究、教授する。

地域文化専攻 29学科目

日本研究	5 学科目	アジア研究	4 学科目
イギリス研究	5 ヶ	アメリカ研究	5 ヶ
ドイツ研究	5 ヶ	フランス研究	5 ヶ

それぞれの地域の自然的・社会的条件と、その基盤の上に生成し、特色づけられ、発展して来た言語・思想・文学その他諸文化の歴史的研究を重視し、他の地域文化との関係・交渉の面にも注意を払い、それらの諸研究を踏まえた総合的観点から現状の分析に及ぶ研究を行なう。

基礎科学専攻 13学科目

数学、物理、化学の各分野にわたる高度な基礎知識を修得させ、その知識の活用を実習によって習熟させる。この基盤の上に立って既成の学問体系を越えた境界領域について有能な研究者および技術者の育成を目的とする。

環境科学専攻 8 学科目

人類の環境としての自然の正しい理解と保全・利用、およびその平衡を破壊する諸現象について総合的研究を行ない教授する。

情報行動科学専攻 7 学科目

生体、個人および集団における情報の構造と機能を明らかにし、それらの関連において人間行動開発の過程を研究、教授する。

身体運動科学専攻 4 学科目

身体の構造と機能、運動の意義およびスポーツの特性について、生理学的・心理学的ならびに社会学的諸側面より追求する。

学生定員

1 学年 100名

総合科学部は、その創設にあたり、暫定的に次のような処置をとるものとする。
イ 教官の定員増が不可能な場合には、現教養部教官定員の全面的振替えでまかなう。

ロ 学生の定員増が不可能な場合には、既存学部学生定員の一部振替えによって、新設学部の学生定員にあてる。

〔後略〕

105. 広島大学原爆死没者慰霊行事趣意書

〔昭和47年9月／「広島大学原爆死没者慰霊行事委員会会議関係」⁽¹⁾〕
殿

広島大学原爆死没者慰霊行事趣意書

広島のに原子爆弾が投下されてから、はや30年近い歳月が過ぎ去ろうとし、今日、市の中心街にそびえ立つビル群からは、あの当時の惨禍は、もはや偲ぶべくもありません。しかし、その底には消しがたい傷痕があり、わが大学においても、その構成母体をなす諸学校の教職員・学生・生徒の犠牲が底知れず深かったことを思うにつけても、広島大学の根底にある人類史的ともいうべき深い痛みを、われわれは忘れることができません。また、忘れるべきではないと考えます。これらの犠牲者が身をもって提示なされた問題に思いをいたし、再びあってはならない原爆の体験に基礎づけられた、真の平和と自由の実現と真実なるものの探究に、力をつくすことこそ、縁あって、この学園につながる者の等しく果たさねばならぬ責務であろうと思われまふ。原爆の廃墟から立ち上がったわが大学の精神的な礎石は、その真の自由と真実の探究の上に据えられなければならないといえまふ。

これまで、原爆死を遂げられた教職員・学生・生徒たちの霊を慰める営みは、包括学校ごとに行なわれたところもありますが、広島大学全体としては、まだ行なわれておりません。広島大学新生の方途がようやく定まろうとしている現在、学内外の有志によって昨秋来「広島大学原爆死没者慰霊行事準備委員会」がつけられ、慰霊および記念の諸事業の計画が発案されました。

さらに、計画を具体化するため、今春「広島大学原爆死没者慰霊行事委員会」が、学長を委員長とし、退職された教職員、関係同窓会代表者等のご参加をも得て結成され、別項のような行事を計画し、その予算案を作成しました。

その概略を記しますと、(1)被爆の実態ならびに死没者の調査・資料の収集、(2)慰霊祭の執行、(3)慰霊碑の建立、(4)記念図書の出版等であります。もちろん、これらの行事は、互に関連し合っており、また、これだけで完結するものとも考えられません。ここを新たなる出発点として、被爆体験を基盤とし、人類の命運に深く思いをひそめ、人類の平和と福祉に寄与するような学的な探究が、勇気をもって永続的に続けられることを、委員会としても願わずにはおられません。

ともあれ、上記当面の目標を達成するだけでも、いろいろな困難が予想されます。被爆以来30年という年月は、関係者の調査・資料の収集にも、大きな障害を生じておりますが、中でも、記念図書の中心ともなるべき被爆死没者の実態調査の困難さは、

当時の記録が灰燼に帰して全く残されていないところもあるため、実に言語に絶するものがあります。あるいはまた、慰霊碑の造形や記念図書の内容においても、後世に残し、世界に宣べるに足るほどのものが果たして可能かという悩みもあります。これらの点に関しましては、皆様のご理解とご援助とを、切にお願いしなければなりません。計画自体について、行事の細目について、また広くそれ以外の関連事項について、ご意見・ご着想を、どうぞ委員会までお寄せくださいますようお願いいたします。

最後に、この計画を遂行いたしますには、相当額の経費を必要といたしますが、この点につきましても、事業計画の趣旨にご賛同いただきまして、格別のご助力を賜わりますよう、お願い申し上げます。

昭和47年9月

広島大学原爆死没者慰霊行事委員会

〔委員名略〕

106. 学長選考規程の一部を改正する規程

[昭和48年2月13日規程第2号/学報457号]

広島大学学長選考規程の一部を改正する規程

広島大学学長選考規程（昭和30年1月11日制定）の一部を次のように改正する。

第1条および第2条各号列記以外の部分中「行う」を「行なう」に改める。

第3条を次のように改める。

第3条 学長予定者の選考は、人格が高潔で、学識がすぐれ、かつ、教育行政に関し識見を有する者のうちから行なう。

第5条第1項および第2項中「講師」の次に「または助手」を加える。

第6条中「行う」を「行なう」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第6条の2 各学部、教養部、各附置研究所、医学部附属病院および歯学部附属病院は、前条の公示に基づき、学長候補者となるべき者3名以内を協議会に推薦するものとする。

2 第5条の選挙資格を有する者は、30名以上の連署をもって、学長候補者となるべき者1名を協議会に推薦することができる。

3 前2項の規定による推薦は、予選委員会招集の日の3日前までに行なうものとする。

第7条中「各学部長および教養部長は、前条の公示に基づき」を「各学部、教養部、各分校、各附置研究所、医学部附属病院、歯学部附属病院、附属図書館および事務局の長は、第6条の公示に基づき、」に、「前々日」を「3日前」に改める。

第8条を次のように改める。

第8条 予選委員は、協議員のほか教官および教官以外の職員のうちから、それぞれ選出された者とし、協議員以外の予選委員の数は別表のとおりとする。

第9条第1項中「推せん」を「推薦」に改め、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 予選委員は、議長および立会人2名を互選する。第10条第1項第1号から第3号までを次のように改める。

- (1) 予選委員は、第6条の2の規定により推薦された者のうちから、2名連記の無記名投票をする。ただし、推薦された者が15名以内のときは、この投票は行なわないで推薦された者全員を第1次候補者とする。
- (2) 議長は、前号の規定による投票の結果、得票上位の者15名の氏名を第1次候補者として五十音順によりその席上において発表する。ただし、末位に得票同数の者がいるときは第1次候補者に加える。
- (3) 予選委員は、第1次候補者の中から3名連記の無記名投票をする。ただし、第1次候補者が5名以内のときは、この投票は行なわない。

第11条を次のように改める。

第11条 協議会は、予選委員会の推薦を参考として候補者を選定し、その氏名を五十音順により公示する。

第13条第1項、同条第3項および第14条第2項中「行う」を「行なう」に改める。

第14条第1項および第3項中「学長予定者」を「学長予定者選挙の当選者」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表 協議員以外の予選委員数

区 分	教官	教官以外 の 職 員	計	備 考
事 務 局 (学生部および保健管理センターを含む。)		4	4	教官以外の職員4名は、保健管理センターに所属する教官を含めた者のうちから選出されるものとする。
文 学 部	4	1	5	
教 育 学 部	3	2	5	教官3名のうち1名は、教育学部附属小・中・高等学校および附属幼稚園に所属する教官のうちから選出されるものとし、教官以外の職員2名のうち1名は、附属学校事務部から選出されるものとする。

教育学部東雲分校	4	1	5	教官4名のうち2名は、教育学部附属東雲小・中学校に所属する教官のうちから1名ならびに教育学部附属三原小・中学校および附属三原幼稚園に所属する教官のうちから1名それぞれ選出されるものとする。
教育学部福山分校	3	1	4	教官3名のうち1名は、教育学部附属福山中・高等学校に所属する教官のうちから選出されるものとする。
理 学 部	4	1	5	
医 学 部	4	1	5	
医学部附属病院 (医学部附属看護学) 校を含む。	1	2	3	
歯 学 部	4	1	5	
歯学部附属病院 (歯学部附属歯科技) 工士学校を含む。	1	2	3	
工 学 部	4	1	5	
水 畜 産 学 部	4	1	5	
教 養 部	4	1	5	
理論物理学研究所	1	1	2	
原爆放射能医学研究所	1	1	2	
附 属 図 書 館 (大学教育研究セン) ターを含む。		1	1	教官以外の職員1名は、大学教育研究センターに所属する教官を含めた者のうちから選出されるものとする。
計	46	23	69	

附則

この規定は、昭和48年2月13日から施行する。

107. 学生部長選考規程

[昭和48年3月13日規程第8号/学報458号]

広島大学学生部長選考規程

第1条 広島大学学生部長（以下「学生部長」という。）の選考は、この規程の定めるところにより学長が行なう。

第2条 学生部長候補者の選考は、次の各号の一に該当する場合に行なう。

- (1) 学生部長の任期が満了するとき。
- (2) 学生部長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学生部長が欠員となったとき。

第3条 学生部長候補者は、広島大学専任の教授または助教授のうちから選考する。

第4条 学長は、第2条第1号の場合は任期満了の日の30日前までに、同条第2号または第3号の場合はすみやかに、学生部長選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設けて招集しなければならない。

第5条 選考委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 各学部長、教養部長および各分校主事
- (2) 各学部、教養部および各分校が、それぞれ、その教官のうちから推薦する者1名
- (3) 学生部長

2 選考委員会に議長をおく。

3 議長は、委員の互選による。

第6条 選考委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

第7条 各学部、教養部および各分校は、学生部長候補者となるべき者3名を選考委員会に推薦するものとする。

2 学生（専攻科および大学院の学生を含む。）は、200名以上の連署をもって、学生部長候補者となるべき者1名を、その代表者から選考委員会に推薦することができる。

3 前項の規定による推薦に関し必要な事項は、別に定める。

第8条 選考委員会は、前条により推薦された者のうちから、3名連記の無記名投票によって、得票上位の者3名を学生部長候補者として選出する。

2 前項の投票において、末位に得票同数の者があるときは学生部長候補者に加える。

3 選考委員会における投票の管理は、議長が委員のうちから2名の立会人を選んで行なう。

第9条 選考委員会の事務は、庶務部人事課において処理する。

第10条 学長は、第8条により選出された学生部長候補者のうちから学生部長を選考する。

第11条 学生部長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

第12条 この規程の解釈、適用について疑義があるときは、学長が決する。

附則

- 1 この規程は、昭和48年5月1日から施行する。
- 2 広島大学学生部長選考暫定規程（昭和46年10月8日広島大学規程第18号）は、廃止する。

108. 一般教育課程の改革と総合科学部の創設〔抄〕

[昭和48年3月・5月⁽¹⁾]

〔表紙〕

「一般教育課程の改革と総合科学部の創設／昭和48年3月／広島大学将来計画特別委員会 一般教育・教養部問題小委員会／広島大学統合移転・改革に関する基本計画委員会 一般教育・教養部問題専門委員会」

はしがき

この委員会は、さきに縦割カリキュラム検討専門委員会の労作「一般教育カリキュラム改革試案」を発表し、つづいて外国語教育専門委員会の手になる「一般教育における外国語教育改善のために」を作製して、広く関係者の参考に供したが、このたび、一般教育・教養部問題についての結論とでも言うべき本報告書をまとめ、これを評議会に提出することになった。

本報告書は三部からなる。第一部はさきに本委員会がまとめた「一般教育課程の改革と総合科学部の創設」に、校正上の補正、またはそれに準ずる修正を施したものである。本委員会は、3月13日の部局長会議ならびに評議会の議を経て、本学の全部局から、この報告書に対する具体的かつ積極的なリポートを求めた。あたかも年度末の多忙な時期であったにもかかわらず、大部分の部局では、慎重審議の上、リポートを作製していただいた。それを原文のまま収録したのが第三部である。この各部局のリポートを、重要な項目別に整理して、最初の報告書の順序に従い、全体的に大観しやすいようにまとめたのが第二部である。文・政経・理・原医研の各部局からは、年度末までに、リポートをいただけなかったため、本報告書には収録していないが、それぞれの部局内の委員会・教授会などでは、熱心に討論していただいた由である。ただわれわれの親委員会である将来計画委員会が、3月末日に解消するため、わが小委員会も同日をもって、一応の作業を完了するのが妥当であると考え、以上のような処置をとった次第である。

わが小委員会は、われわれのために進んで協力された上記の二つの専門委員会と、われわれの作業を実質的に支えていただいた教養部の総合科学部準備委員会（委員長

荒谷孝昭教授)、ならびに実務を担当された広島大学事務局および教養部事務部が、長期にわたってあらゆる労苦を惜しまれなかったことに対し、心から感謝する次第である。

アーノルド・トインビーは、歴史は愛であると言っている。教養部制度は、世界のどこにもない、特殊な制度であるが、これが破産状態にあることは誰の目にも明らかである。総合科学部構想は、その対案として考えられたものであるが、それが歴史の中に姿をあらわすか、それとも死産に終わるかは、誰にも予言できない。ただ言えることは、広島大学の構成員が、教養部の同僚に対して、愛情をもっているか否かが、歴史を決定するということである。本報告書に対する、愛ある理解と批判とを、こいねがってやまない。

目次

はしがき

第1部 「一般教育課程の改革と総合科学部の創設」

I 一般教育課程改革と総合科学部創設の必然性	1
II 総合科学部創設の理念	2
III 総合科学部の概要	3
1. 目的と性格	3
2. 組織	4
IV 一般教育課程履修基準	5
V 一般教育課程の実施体制	7
VI 学生の厚生補導	36
VII 総合科学部コースの指導目標	38
VIII 総合科学部学生に対する履修基準	41
IX 研究施設	49
X 総合科学部の管理・運営	53
XI 総合科学部の学科・コース・学科目	55
あとがき	69

第2部 「一般教育課程の改革と総合科学部の創設」に対する各部局の意見（項目別による要約）

I 総合科学部の研究・教育体制	70
II 一般教育の体制とカリキュラム	72
III 基礎教育の体制とカリキュラム	74
IV 外国語教育の体制とカリキュラム	74
V 学生指導（分属）	75
VI 総合科学部の管理・運営	76

あとがき	78
第3部 「一般教育課程の改革と総合科学部の創設」に対する各部署の意見	79

第1部 一般教養課程の改革と

総合科学部の創設

I 一般教育課程改革と総合科学部創設の必然性

新制大学の発足以来、最も議論が多かったのは一般教育の問題であろう。そして最近の大学紛争などを直接の契機として、各大学それぞれの実情に応じ、積極的な自己革新の努力がなされていることは周知の事実である。単に一般教育のみならず、恐らくはそれとの連関において、専門教育に対しても深い反省と多くの検討が進められていることも事実である。

確かにわが国の高等教育の現状は、抜本的に改善されるべき時期にある。日本の社会は、経済的な高度成長をなすとげ、知識社会へと大きく推移転換し、あらゆる面における国際的交流はますます増大しつつある。それにともない、高等教育機関への要求は高まり、進学希望者は年を追うて増大しつつある。言うまでもなく学術の面においても研究は世界の水準に達し、あるいはそれを越え、研究領域も大いに拡大されつつある。このような社会的・文化的環境の転換期にあたって、高等教育はいかに改革されるべきであろうか。

まず、われわれが当面している一般教育について考えてみたい。多くの人々の常識的な把握によれば、一般教育は、専門教育への予備的・入門的な教育であるとされている。この理解は、本学の教養部の状況をもみても、遺憾ながら否定し去ることはできない。

教養部は、発足以来23年間にわたって努力を重ねてきた。教育・研究・管理の各面における民主的な運営、自由な相互交流、教養セミナー・総合コースなどの教育上の工夫、学生相談室・健康相談室などの設置、オリエンテーションやガイダンスその他による自主性・創造性などの育成、すべてみな一般教育の理念を実現するための努力であった。しかし、これらの工夫努力にもかかわらず、ますますその困難は増大し、使命は十分には遂行されていない。

その理由は種々考えられるが、最も根本的な理由は、教養部制度そのものの欠陥にあると断ぜざるを得ない。教育面における一般教育と専門教育との分離、在籍学生の過多とその意識の多様化、教職員数・施設設備の過少、また研究面における研究機関としての未確立、研究費等の格差、そしてまた固有の専門学生を持たないこと、これらがその主要なものである。その結果、いわゆる完全な空洞化とは言わないまでも、不十分な入門的授業と評価される状況に落ちこまざるを得なかったのである。

一般教育の理念は、一言にしていえば、調和のとれた全人的な発達を志向すると

ころにある。もし、専門教育との関係から言うならば、専門教育は知識技能を深く究究させるところにあるので、視野が狭隘になる恐れがある。その欠点を補って広い視野に立ち、他の専門分野をも理解し、自分の専門分野の正しい位置を知らせる必要がある。一般教育の任務の一つはここにあるのであって、いわば他の専門分野の研究手法や成果を知ることである。さらに広くいえば、専門とは一見かかわりなく、興味と関心の向くままに自己陶冶をする機会を提供し、身体的基礎をつちかうこともその目標とされなくてはならない。一般教育課程が専門教育課程と併置され、相即相補の関係をもつものとして重視されなければならないのは、当然のことなのである。

この理念に照らし、現在の教養部制度の問題点を考えるならば、一般教育と専門教育とを一体化した新学部を創設することは、最も合理的な、有効な解決となるであろう。

II 総合科学部創設の理念

新学部は、一般教育の理想を実現しながら、新しい専門教育を目指すものでなくてはならない。その理念は、つぎの五項目に要約することができる。

(1) 一般教育と専門教育との一体化

新学部における学科目はすべて専門科目であるが、一面から言えば、すべて一般教育課程の学科目となる。その専門科目は入門的なもの、基礎的なもの、また高い程度のもを含み、配列されているから、有機的な連関を持つ一貫カリキュラムとなる。これは、一面からみれば、初歩的なものと高程度な一般教育科目が、多様性をもって編成されていることになる。外国語科目・保健体育科目についても同様である。したがって他の学生は、新学部において履修したものを一般教育課程の単位とすることができる。

(2) 総合的知見と思考力の涵養

新学部は、その学科内容において総合性を特に重視する。従来教養部では、各科目ごとに総合的取り扱いに苦心し、さらに、総合コース、総合科目の名のもとに早くから研究、実施してきた。

その経験によれば、担当教官のチーム・ワークなどいろいろの困難さが指摘される。新学部の組織は、その困難の克服にとって最も有利である。新学部の計画している「コース」制は、大きな総合カリキュラムともいべき性格を有しているのである。

この総合性は、その知識、その研究法において、他の学部の学生にとっても、すぐれた影響力を持つことが期待される。

(3) 新しい境界領域の重視

現代的な境界領域・中間領域の学問は、従来の科学体系と別種のものとするべ

きではあるまい。むしろ総合的な研究の中に新しい領域が見出されるのである。無限の領域を発見・開拓していく、その努力、その創造力を重視したい。

情報行動科学や環境科学などに、その方向を顕著に打ち出していくことができる。これらが要約された総合科目として計画されるならば、他学部の学生にとっても、きわめて必要度の高いものとなろう。

(4) 国際社会の理解

現代社会の特質は、文化のあらゆる分野において、国際的・世界的であることである。一般教育としても専門教育としても、積極的にこの方向が推進されなくてはならない。新学部において外国語教育・地域研究を重視し、社会科学を重んずるのは、みなこの理念にそうものである。

(5) 新しいリベラル・エジュケーション

これは狭い人文主義的教育を意味するものではなく、全人的な教養を重視することである。これは一般教育の目標であるが、その人間形成の理念を生かすことを新学部の任務とする。

十分に基礎学力を身につけ、その総合的活用に心を用い、柔軟な適応性を持ち、人間を尊重する全人的教育である。

以上の五項目は、顧みて思えば、ひとり総合科学部という1学部だけのものではなく、広島大学全体にかかわるものである。

いま、現代教育のあるべき姿を模索し、一般教育という面から特にこれを強調するものである。

Ⅲ 総合科学部の概要

1. 目的と性格

総合科学部の教育目的は、一般教育（外国語教育・保健体育教育を含む）と専門教育を一体化して、広い人間性を啓培し、総合的判断力と高度の創造性を持ち、新しい社会と文化の進むべき方向を見定め、発展させるような人間を養成するにある。

その性格は、人文・社会・自然・外国語および保健体育の諸分野にわたり、入門的・基礎的・方法的かつ思想史的学問研究を総合的・機能的に組織して、全学の一般教育と独自の専門教育を行なうことを特色とする。

2. 組織

A 学生定員 100名

学生の定員増が不可能な場合、暫定的に既存学部学生定員の一部振り替えによって新設学部の定員にあてる。

B 教官定員

現教養部定員のほかに、40名ぐらいの教官定員が必要である。

C 学科・コース・学科目・施設

6学科・13コース・71学科目・4施設を設ける（8頁別表参照）。各学科の研究・教育の目標は次のとおりである。

(1) 地域文化学科（5コース）

それぞれの地域の自然的・歴史的条件のもとに形成されてきた経済・社会・政治の特質を明らかにし、ここに生成し発展してきた言語・思想・文学・芸術等を研究し、他の地域文化との関係にも注意を払い、総合的観点から現状を把握し、将来の予測に及ぶ研究と教育とを行なう。一般教育課程として、主として人文・社会分野に責任を持つ。

(2) 社会文化学科（2コース）

法律・政治・経済などの社会構造の有機的関連性を明らかにし、人間関係の動態を明確に理解することを目標として、総合的な研究と教育とを行なう。一般教育課程として、主として社会分野に責任を負う。

(3) 環境科学科（2コース）

人類の環境としての自然を基本的・体系的に把握し、自然の平衡を破壊する諸原因を究明するとともに、自然の保全と利用について総合的な研究と教育とを行なう。一般教育課程として、情報行動科学科とともに主として自然分野に責任を負う。

(4) 情報行動科学科（2コース）

生体・個人および集団における情報の構造と機能を明らかにし、それらの関連において、数理科学的・生理学的・心理学的ならびに社会学的諸側面から、人間行動の展開開発の過程について総合的な研究と教育を行なう。一般教育課程として、人文・社会・自然分野の関連学科目に責任を持つ。

(5) 外国語学科（1コース）

英・独・仏・中・露などの諸外国語を研究し、言語・文学理論を究めると同時に、言語を通じて総合的に諸外国の文化現象を研究し教育する。一般教育課程として、主として外国語科目の教育に責任を持つ。

(6) 体育学科（1コース）

体力の構成とその増強・運動の意義およびスポーツの特性について、人文科学・社会科学ならびに自然科学の諸側面より、総合的に研究・教育し、兼ねて実技を練磨し、諸能力の向上をはかる。一般教育課程として、保健体育科目の教育に責任を持つ。

IV 一般教育課程履修基準

1. 一般教育は、縦割り型のカリキュラムにより、修業年限全体を通じて実施する。
2. 一般教育科目は、総合科学部に開設される授業科目をもってこれに充当し、さ

らに他学部における授業科目をもってこれを補充することができる。

- (a) 一般教育科目の単位数は、人文・社会・自然の3分野のうち、学生が専攻する分野以外の2つの分野から16単位以上、学生が専攻する分野から12単位以上、総合科目4単位をふくめて合計36単位とする。
 - (b) 基礎的教育科目は原則として12単位までとし、上記36単位の中に含まれる一般教育科目として総合科学部で担当する。この基礎的教育科目は各学部で企画し、学部間の協議によって他学部の授業をうけさせることができる。
3. 外国語教育は目的に応じて多様化し、さらに教育研究施設を充実して効果をあげる。
- (a) 初習外国語は、第1年次に集中的に実施し、既習外国語は高年次まで継続的に実施する。
 - (b) 外国語科目として、既習・初習それぞれ6単位までは総合科学部において修得する。
 - (c) 6単位を越えて修得するとき、その増加単位に相当する部分は、学部（特に総合科学部）・分校において、原書講読・演習の形で行なわれる科目の単位をもって振り替えることができる。
4. 保健体育科目は、体育理論については総合科学部の科目によって多様化をはかり、実技については施設の拡充によって効果を高める。
- また、体育行事への参加を単位認定時数の一部に含めることを考慮する。
 (注：この基準にもとづく改革試案は、48年1月に提出してある。総合科学部の基準は、これを含めた専門科目の一貫カリキュラムとして別に後述する。)

〔図略〕

V 一般教育課程の実施体制

一般教育課程の実施にあたって、その体制をどうするか。ある1学部が全学の一般教育課程を行うパターンは、いわゆる東大型、文理学部型など大学ごとに相違があり、教養部という一部局が担当することになっている大学が最も多い（国立学校設置法第3条）。広島大学教養部もそれである。しかし、教養部という組織にさまざまな問題点があるとして、新しい学部を作るとするならば、その新学部は一面において一般教育を行ないつつ、一面において一般教育を行なう新しい体制が望ましい。

第一に学科目を立てて教官の研究グループとし、その学科目が一般教育と専門教育の両面に関する責任を負うものとする。つまり学科目の中に授業科目を置くのであるが、一般教育として適当なものと専門教育に適当なものを置くというのが大原則となる。一般教育課程としては人文・社会・自然の3分野および外国語・体育の諸科目であるが、専門教育の課程としてはコースを置いてカリキュラム編成の基幹

とする。

このような二重体制は、もしそれが完全に分離して一般教育の科目をそのまま従来のように実施し、別に新しく専門教育を行なうのであるならば、専門教育はできても、一般教育の改革とはならない。

そこで、一般教育の方面からみるならば、従来の画一的な科目に対し、大幅に多様化し、新しい現代的な内容を豊かに盛りこむことにした。このことによって従来に比し、学生の期待にこたえることができるはずである。そして、他の側面からみれば、それは専門教育の科目として、コースによって統一が与えられる。もちろん開設される科目は難易度が異なるから、入学第1年次から聴講できるものもあるわけである。

また、特に総合科目において、全学総合、学部総合等の各種の総合科目を置くことにした。全学的に講師を求めて実施する計画であって、一般教育として適切である。

外国語教育については、初習外国語と既習外国語の取り扱いの問題があるが、初習外国語は1年次において集中的に行なう方針を打ち出している。また、外国語を使用する演習を思いきって多く開講するから、それを外国語単位に振り替える措置を講ずる方法も採用する。保健体育については、一般教養の単位は従来どおりとするが、体育理論を多様化し豊かにすることを工夫した。外国語と保健体育は学科として立て学術的研究を進めつつ内容の充実をはかることにしている。

このように教官の学術的研究の体制を中心に据えて、一面において新しい現代的意味を持つ創造的人間形成の一般教育へと改革を進め、そのために一面において総合的な専門教育を求めようとするのである。

以下、総合科学における一般教育科目、外国語科目、保健体育科目としての新授業科目を掲げる。これは後に示す総合科学部のコース編成表に依拠するものであり、現教養部教官で担当可能なものをあげたのであるが、理想どおりとは言いがたい。

〔図・表略〕

VI 学生の厚生補導

一般教育の目的を達成するためには、ただその教育課程を改革するだけでなく、それにともない学生の生活面における厚生補導體制を改善する必要がある。

教養部はこれまでチューター制度を中心に、オリエンテーション・ガイダンス・懇談会などによって学生と教師の人間関係を親密にし、学生相談室・学生健康相談室および学生生活委員会を設置して、学生の教育・生活・健康上の問題について相談し、適切な指導助言を与えて来たが、今日の多種多様な性格をもち、大衆化してきた学生の生活指導には、これまでと同様な施設と教師の努力では対応できないことが明らかになった。

本来、学生の教育と研究の指導は、生活面の厚生補導と一体化してなされるべきであって、各学部の学生の教育と生活面の指導には、各学部の教職員が協力してあたるべきものであろう。従って、一般教育を担当する総合科学部は、特に各学部と緊密な連絡をもって協力しながら、一般教育の立場から指導助言するのがよいと考える。

さらに、大衆化し、多種・多様な精神的・身体的性格をもつ学生の生活指導には、専門のカウンセラーや整備された診療施設も必要となる。

以上のことから、新しい学生の厚生補導は次のような体制が考えられる。

1. 各学部への籍の分属

新学部の理念は、一般教育と専門教育の一体化ということである。たとえ全学の一般教育を新学部で担当実施するとしても、いわゆる縦割り型のカリキュラムを採用するように提案している。この主旨によるならば、学生の籍が、入学時に決定された学部 to 所属し、専攻を同じくする分野の学生相互が学問的人間的な関係を密接にするのが望ましいと考える。したがって学生の身分に関することは、すべて当該学生の在籍する学部で審議決定される。もちろん、一般教育に関する資料の収集・整理・提出などについては、新学部において取り扱われる。そしてその手続き等は別に検討する必要がある。

2. 学生指導

全学の学生は、その全在学期間にわたり、新学部と各学部と、それぞれの立場から学生に指導助言を与える必要がある。その方案として、次のようなことが考えられる。

- (1) 新学部においては全新入生のためにオリエンテーション教官団を割り当て、各学部の指導教官とともに、諸種のガイダンスにあたる。
任期は5月末までとする。
- (2) 全学年は新学部における受講科目のうち、実験・演習・外国語、または少人数クラスなどを担当する教官の中から、1名の教官を選び、受講期間中新学部の指導教官として登録することを原則とする。その指導教官は学問的接触を通して指導助言を行ない人間関係を深める。
- (3) 学生相談室・学生健康相談室を拡充し、学生の諸種の相談に応ずる（下記別項）。
- (4) 各学部は、その学部在籍の学生に対して、それぞれ指導教官を定め、専門教育の立場から、学生に助言を与える。

学生指導上、最も困難な、しかも重要な問題として、いわゆる大学紛争がある。大学紛争の抜本的な解決は、日本のそして世界の社会的安定によらなければならないが、大学としては、学生の学問への情熱を喚起し、偏らない人間性

の育成に万全の努力をつくすべきである。新学部は、他学部と力を一にして事にあたることは当然であるが、全学的な規模において、たとえば改革委員会・学生委員会その他の機関において、諸種の問題について改めて討議されることを切望する。

それは、新学部のみで解決される性質のものではなく、1学部が責任を背負うべき問題ではないからである。

3. 学生生活

新学部においては、一般教養の見地から、学生生活の向上のために、たとえば週5日制を検討したい。すなわち、土曜日は、一般教育を受講している学生が、自主的にスポーツ・音楽・美術あるいは学術的なサークル活動に参加するための時間としたいのである。

さらに、この目的を果たすために、次のような諸種の設備施設の充実を希望する。

- (1) 学生研究室の新設
- (2) 一般教育のための開架式図書室の新設
- (3) 読書相談、読書会などの開設
- (4) レコード鑑賞設備など芸術活動のための諸施設の新設

以上のような学生生活に対する配慮は、統合移転にともない必要不可欠なものとなるであろう。

4. 学生相談室・学生健康相談室

- (1) 学生相談室は、すでに多くの実績をあげているが、最近、とくにその必要性が痛感される。大学におけるカウンセラーは学生500名に1名必要なことは常識であり、専任教官を置いて本格的に取り組むべき時期であろう。
- (2) 学生健康相談室も、すでに開設されて実績をあげているが課外スポーツ活動の指導、体力増進の個別指導など、重要な仕事が山積している。これもまた、

体育担当教官の片手間の相談業務としてしまってはならない。^{〔ママ〕}
なお、全学的に新しく“学生センター”を設置し、その中でいろいろのカウセリング業務、例えば、カリキュラム、授業内容、進路などの教務的な相談、経済的、身体的な生活相談、さらに思想的な相談など一括して行われることを希望する。これが拡充強化されれば、学生相談室などはその中に吸収されるであろうし、保健管理センター・研修センターなども統合された、新しいセンターとなって機能することになる。

〔中略〕

第3部 「一般教育課程の改革と総合科学部の創設」
に対する各部局の意見

教育学部

はじめに

教養部が、発足以来20数年にわたって一般教育の理念を実現するため努力して来られながら、一般教育と専門教育との分離・在籍学生の過多、教職員数、施設設備の過少、研究機関としての未確立、研究費等の格差、固有の学生を持たないこと等の理由から不十分な入門的授業といわれるようになったとの反省から、総合科学部案を提唱されるに至った気持はよく理解できます。また学問研究の極度の細分化、専門化が、研究者の社会的国民的関心とその理解力を低下させ、研究それ自身の目的喪失をさへ生むような事態もなしとしないとの判断はすでに繰り返し一般に指摘されてきたところであります。こうした批判にも答えるべく、科学の総合化を志向して構想を練ってこられたことには深く敬意を表するものであります。したがって本案について教育学部も数回にわたる学部内小委員会と、全体教官会議において慎重審議の結果、次のような結論に到達しました。

I 一般教育・教養部問題小委員会案の問題点

イ) 総合科学部は科学の総合化になり得ているか。

総合科学部構想に示されている6学科がいかなる視点から考え出されたものか必ずしも明確ではありません。総合科学部を志向しながらも、依然として並列羅列の感が深く、現在の人文、社会、自然、外国語、保健体育をほぼそのままにし、それに現有教官でなしうる隣接領域を加えて6学科に編成したかのように思われます。

ロ) 一般教育は充実されるか。

一般教育の理念が「調和のとれた全人的発達」にあり「専門教育の欠陥を補って広い視野にたち」「専門教育の正しい位置を知らせる」ことにあり、専門教育と一般教育とが相即相補の関係にたたねばならぬことはいうまでもありません。しかしながら、一般教育が特に「人間形成」を目標とするかぎり、これが単なる講義の切り売りに終わってはなりません。講義相互間の有機的関連と、講義と学生の教育補導との一体化が必要な所以であり、これが欠けたところに一般教育の空洞化の主要因の1つがあったことは既に多く指摘されているところであります。

専門教育と一般教育との相即相補から所謂楔形縦割り制度が提唱され、講義相互間の有機的連関から総合講義、乃至総合科学部が提唱されるに至ったことは十分了解できますが、これが直ちに学生分属につながるには飛躍があるように思われます。本案では一般教育における講義と学生の教育補導の一体化がかけており、真の意味での一般教育の責任体制が十分でなくなる危険性が含まれるように思われます。本案の独創的、先導的構想も教官と研究サイドの重視の感が強く、一般教育の充実、学生の教育の改革という大学改革の精神の欠落をもたらすおそれが

あるように思われます。

ハ) 学部への学生分属によってどんな問題が生ずるか。

学生をそれぞれの学部に分属させるという本案の構想は学部教官の負担を過重にさせる上での現在の教養部の格差是正ということになると思われます。格差是正には賛成ではありますがこれは既存の学部の研究教育条件をレベルダウンさせる格差是正であってはなるまいと思います。学部教官は3・4年生の教育補導のほか、大学院生、4年生の論文指導・就職の世話等をかかえており、この上に1、2年生の分属による補導を、今までの副チューター的役割から主チューターとしての役を果たすということになれば著しい負担過重になります。特に教育学部(東千田)の教員養成課程ではそれが著しいものであります。さらに今まで教養部としての教職員の増員をはかって来られながら、困難な事態に立ちいたるやかかる諸問題を各学部に分担させようとするかに思われてなりません。また、学生の学部分属にともなう学生積算校費の配分ならびに、授業料徴集、その他事務負担にともなう事務官の再配置等については触れられてはいません。140人の現有教官は全学の一般教育を受け持つからとはいえそのまま総合科学部に移り、現有の事務職員もそのまま学生は学部に分属させるということは問題であるように思われます。

II 提案とその理由

(1) 総合科学部の理念

総合科学部は、個別科学の成果をふまえて、それらに関連づけ、体系化し、方法論にも検討を加え、さらに科学や技術の歴史的社会的意義やあり方を考究するとともに、科学性、普遍性、総合性をそなえた一般教育および専門教育を行なうことを目的とする。

〔理由〕^(編注1)今日の極度に細分化、専門化した研究は、往々にして科学の体系を見失い、研究それ自身の目的意識さえも失ったものになりがちであります。また、研究の方法論についても十分な検討がなされないこともあり、一面的な誤りに陥りやすい。さらに研究の細分化、専門化が研究者の社会的市民的関心と理解力を低め、研究結果が人間に及ぼす影響についての無自覚、無責任をも招来しています。こうした現状を克服していくためには、個別科学を関係づけ、体系化し、方法論に検討を加え、さらに科学の歴史的社会的意義やあり方を独自の研究対象とする研究機関を設けることが有効な対処の仕方であると考えられます。また、こうした研究に支えられてこそ、科学性・普遍性・総合性をそなえた一般教育も可能になると考えられます。さらに、こうした研究は、個別学科のあり方や発展の方向にも適切な示唆を与えようと思います。総合大学としての広島大学に上述のごとき、既存の学部にはない独自の機能をそなえた学部を設けることは必要であるばか

りでなく、既存学部の研究・教育にもよい影響を与えると期待されます。

(2) 総合科学部のカリキュラム構想

総合科学部の理念にてらして考えるとき、そのカリキュラムの体系は、たとえば次のように考えることもできましょう。

①世界像の探究

- ア. 物質 ウ. 生物 オ. 生産
- イ. 地球 エ. 人間 カ. 社会

②科学方法論の探究

- ア. 論理、形式論理、弁証法、数学、科学、体系論、発生学
- イ. 探究、観察、仮説、帰納、演繹、検証、法則化（認識手順）
- ウ. 情報交換、テキスト精読、レポート作成、情報整備、討論等の実習

③基礎知識

- ア. 生命、健康
- イ. 労働
- ウ. 人権

④芸術および体育

- ア. 芸術の鑑賞と創作
- イ. 体育

⑤総合科目（例）

- ア. エネルギー資源
- イ. 公害
- ウ. 憲法と現代社会
- エ. 近代における人間の問題

〔理由〕科学の研究対象はいうまでもなく客観的実在である。この客観的世界の質的な階層構造に対応して、科学の体系が考えられます。それを大きく分けて示したのが①であります。また、科学には一定の普遍的な方法が用いられており、その方法論もまた、研究対象となり得ます。それをとくにとり出したのが②であります。③④⑤については、特に説明の必要がないと思います。単位数をどうするかなどについては、さらに検討の必要があるが、①～④は必修科目とし、30～40単位を考えることもできると思います。

(3) 教育体制

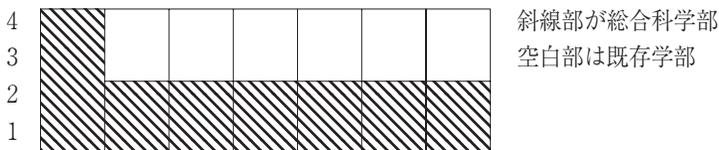
- ①1・2年次の学生は総合科学部に在籍し、生活指導と一体化した形で一般教育を受ける。
- ②総合科学部における学生の基礎集団は、おおむね現行の学科程度を単位とする。
- ③総合科学部の教官定員の増加を文部省に要求するとともに、他学部からも適当

と認められる教官が一部一般教育を兼担する。

- ④総合科学部においても一部他学部の専門教育を行ない（いわゆるクサビ型）、専攻する分野の位置づけ、概要等がとらえられるようにする。

（2学部兼担）

- ⑤総合科学部に学科（たとえば人間科学科のような）をおき、3・4年次学生の専門教育を行なう。



〔理由〕1年次からの学部分属は、すでにIで述べたように種々問題があり、とくに一般教育の空洞化を促進する危険性が強い。もともと一般教育の改革・充実を求めて考えられたのが総合科学部案であるから、所期の目的が達せられるような構想に修正すべきであると考えます。①において1・2年次学生の総合科学部在籍を提案しているのは、たとえカリキュラムをクサビ型にしたにしても、1・2年次においては、一般教育の授業が多くなるが、その一般教育を単なる知識の切り売りに終わらせないためには、生活指導をもあわせ行なうのが適切だと考えるからであります。しかし、他学部教官も、現行のごとく総合科学部教官に協力する形で教育に当たることはいうまでもありません。②において、1・2年次の学生（総合科学部の学生）の基礎集団をおおむね現行の学科程度を単位としたのは、3年次進学の際の混乱を防ぐ意味もあるが、一般教育と専門教育との相即相補の関係を学生自身に自覚させたいからであります。また、学部教官との協体制を築くにも、これが有効であると考えたからでもあります。⑤にいう学科については、総合科学部創設の母体となる教官団の意思がもっとも尊重されるべきであるが、Iで述べた趣旨が生かされることを期待したいと思います。

おわりに 総合科学部案が評議会を通じて部局教授会の審議に正式にかけられたのは、おそらく今回が最初であろうと思います。しかし、貴委員会では、本案の骨子はすでに固まったものという前提に立って部局教授会の審議にゆだねられたやに聞いています。もしそれが事実なら、あまりに強引と言わざるをえません。

わたくしどもとしても、教養部の現状を拱手傍観していいとは思えませんし、貴委員会が精力的に努力を傾注してこられたことに深い敬意を表するものですが、ことがらの重大性に鑑み、今回の部局審議の結果によっては、再度構想の骨子についても検討を加えてくださるよう切にお願いいたします。

教育学部東雲分校

1. 外国語の修得に関する項を次のように改める。

Ⅳ-3-(6)

外国語科目については、既習8単位初習4単位までは原則として新学部において修得する。

Ⅳ-3-(C)

既習8単位のうち、2単位は学部（総合科学部を含む）分校において原書講読、演習の形で行なわれる科目の単位をもって振り替えることもできる。

理由 大学設置基準に示した最低単位は新学部で責任をもつべきである。

専門の原書講読を語学の単位修得に振り替えることは教員養成の特質上不可能の場合が多い。

2. 学生指導について

各学部への籍の分属に関する項（Ⅳ-1）を次のように改める。

新学部の理念は、一般教育と専門教育の一体化ということである。この主旨によるならば、学生の籍は、入学時に決定された学部にも所属し、専攻を同じくする分野の学生相互が学問的・人間的な関係を密接にするのが望ましいと考える。しかしながら第1年次の教育・指導のほとんどを新学部が担当するのであるから第1年次生の身分等に関することは、すべて新学部で審議決定され、第2年次生以降に関しては、それぞれの所属学部・分校において行なわれる。もちろん、第2年次以降の一般教育に関する資料の収集・整理・提出などについては、新学部において取り扱われる。そしてその手続き等は別に検討する必要がある。

なお、各学部・分校への籍の分属にともなう各学部・分校の事務量の増加についても別に検討する必要がある。

3. 総合科学部の管理運営について

一般教育課程の事務処理に関する表現（p. 53. 11行目）を次のように改める。

一般教育課程の事務処理は、総合科学部に付置する事務部において行なう。

教育学部福山分校

1. p. 4 2-A 「学生の定員増が不可能な場合、暫定的に、既存学部学生の定員の一部振替えによって新設学部の定員にあてる」を削除すること。
2. p. 4 2-B 「現教養部定員のほかに、新学部創設に伴う定員をもってあてる」として「40名くらいの教官定員が必要である」を削除すること。
3. 総合科学部の理念から考えると、一般教育の外国語のなかで練習的性格をもつものは、一つにまとめてたとえば「施設」のなかに位置づけるべきではなからうか。
4. p. 8 総合科学部の学科中「外国語」は「言語文化」あるいは「地域文化」の上位概念として位置づけるほうが、総合科学部の性格上適切なのではないか。

5. p.11 「芸術学」が美術にかたよっているが、「音楽学」の隔年開講を毎年開講とし、できれば、美学（音楽）、音楽史特講を開設可能な時点で考慮すべきではないか。
6. p.52 「保健体育教育研究施設」について、「外国語教育研究施設」と同様、その機能、設備、定員等を明示する必要がある。
7. 体育の研究機関が、新学部と教育学部と二つできることになり、ここに問題がある。広大としては一つの根もとから出てくるような考え方のほうが大事である。その点全学スケールで再考する必要がある。当面一般教育としての体育を安定させることが急務であろう。
8. 「環境科学部」の名称は、案の内容に即して言えば、むしろ「環境分析学科」とすべきであろう。もし「環境科学科」の名称を用いるとすれば、衣・食・住・都市問題に関する内容は欠くことのできないものであり、このような必要な柱を立てて、その上で、現在実行可能なものを注記するという方法をとるべきではなかろうか。

以上の意見は、第一次案に対する賛否を別にして、あくまで案に即して提案されたものである。

なお、議論の過程においてこの点に対し、たとえば一般教育が総合科学部によって充実するとは考えられないとか、両者のむすびつきの必然性が明らかでなく、むしろ両者は別個に考えるべきではないのか等、否定的意見も表明された。

この案に即して意見を述べるということ自体、案の承認を既成事実化する危険があるという手続上の意見が出された。また、学生の各学部への籍の分属にともなう教職員の移籍問題が疑点として表明された。

医学部及び附属病院

1. 総合科学部の開設には賛成します。しかし、一般教育と専門教育が一体化されることにより、一般教養カリキュラムが将来軽んじられ、大学教育が単なる職業教育化する可能性も考えられますので、実行に移す場合にはカリキュラム上の配慮をお願いしたいと思います。

また、一方では医学教育には積み上げが必要であり、従ってクサビ型カリキュラムを組む際にもこの辺の配慮が必要となります。（例えば、生化学の講義を現在の医進課程の中に入れて行なうとしても、その前に無機化学、有機化学の講義を終えるようにする必要があります。）故に、高学年で行なう内容としては、専門教育の基礎となる一般教育的なものではなく、一般教養的な科目を行なうことになるのではないかと考えられます。

さらに医学部の教官は臨床医学でも基礎医学でも応用学的な教育・講義を行なっていますが、その教官に純粋科学のカリキュラムを任せるのは問題があると思

われ、総合科学部教官に担当していただくことになると思います。純粋科学を主体とする一般教育に対する責任の所在は一義的に総合科学部で持っていただけないでしょうか。

2. 今回の総合科学部における一般教育カリキュラム案は現在の教養部教官スタッフを軸に考えられておりますが退職、転勤など教官が交代される時には、その専門が変わることになり、年度によって一貫性を欠く可能性もありますので、従来のように基礎教育としての一般教育科目に必要な担当教官を御考慮の上、総合科学部としての人事が行なわれますようお願いいたします。
3. キャンパスが離れているので学生補導を最初から医学部で受け持つことに困難がないでしょうか。現在の医学進学基準の問題を乗り越えて、クサビ型のカリキュラムを編成することにより、恐らく最初の入学後一年あるいは一年半ぐらいでその内容の主体が専門教育課程に移ることになり、その時点から医学部の方で受け持つということにはできないでしょうか。
4. ただでさえ人手不足の教養部で、一般教育に加えて各教官の専門分野にわたる教育を担当されることになり、さらに負担が多くなって、今後種々な問題が起こることも多いと思われませんが、現在教養部の置かれている立場、問題点を考えると総合科学部案を実現されることに賛意を表します。医学部としましては、上に述べましたような事柄に対しまして、できる限りの御配慮をいただきたく、お願い申し上げます。

歯学部及び附属病院

教養部が学部の形態をとることについては異論はないが、他学部の一般教育をうける学生をあずかる（特に医歯系）特殊事情は、この学部だけに存在することを念頭におかれ、その対策について充分かつ慎重に検討をしてほしい。

具体的には次のとおり考えられる。

1. 学科目の選択について

高校卒までの間、受験勉強を主とした教育、指導と学習をうけてきた新入学生に多種多様の学科目ならびに授業科目をみせ、その選択を各自の希望にゆだねることは、不親切であり学生をとまどわせることが多い。

学生のグループを40名乃至100名ぐらいの例えば学部単位や学科をいくつか組み合わせた程度の小グループに分けて1週の半分ぐらいか、または毎日午前中とか、最低限半日ぐらいいつも顔を合わせることができるようにし、学問、勉強とおとしての小グループから自治意識、人間形成の育成等指導する必要がある。

したがって、1グループについて学科目は半分程度をセットとし、それ以外に希望の学科目は自由に選択履修できるようにした方がよい。特に医歯系や免許に関係する学部においては、この方が適当である。たとえ不得意な科目で単位をお

としても、別の科目を履修して補充できることも考えてほしい。

2. 学生の厚生補導

もし、各学部のチューター（指導教官）が学生指導にあたるのであれば、そのチューターはこの学部の管理運営の一端をになうべきである。例えば指導している学生から簡単に実現できる要求をチューターがうけた場合、管理運営に参画していなければ、当該学部の詳細については不明で学生の指導は充分に行なえない。

具体的には、「委員長会議」の下の各委員会にその内容に応じて参画し、原案作成の過程に参画すべきである。

3. 管理運営、学生指導について

一学部が責任を負うべき問題でなければ管理運営に強力に参画してもらふべきである。

個人的感想として、この1年間本部の学生委員会副委員長をして、教養部の教官には意見をのべていくつか実現してもらった。しかし事務官とはついに管理運営について話す機会がなかった。本学部では事務官と一致協力して運営が円滑に遂行できるようできるだけ心がけているし、この問題はきわめて重要であると考えられる。

工学部

教養部の学部昇格は望ましいと考えられるが、今回提示された案には次のような問題点がある。

1. 一般教育課程の改革の烽火が薄れ、授業科目の多様化、総合化は見られるが履修基準に関する限りむしろ従来より一般教育を圧迫、画一化する傾向が見られ、多様化された授業科目においてすら専門教育との一体化が熟成を欠き、内容において空洞化する危険性を内蔵している。
2. 総合科学部創設の理念と実施体制の間に隔絶が見られ、組織の面で、関連学部との間に調整を要する点が多い。

以上の点から第二次案、第三次案より改悪されているという意見がかなりあり、従来の案との対比において、さらに言えば改革の原点に立って、改革ならびに創設の必然性を説述することが肝要である。

以下細部についてのコメントを付記する。

I. 一般教育課程改革と総合科学部創設の必然性

- 反省をふまえて問題を提起し、結論するまでの経過を今少し示してほしい。
- 一般教育課程改革の必然性に多くを費しているのは当然であるが、それにして総合科学部創設の必然性は説得力を欠いている。

II. 総合科学部創設の理念

- 5項目の理念そのものに異存はないが、Ⅲ. V. VII等に具体化されたものを

見るとかなり空文化している。

Ⅲ. 総合科学部の概要

- 6学科、4施設の構成・内容等には多くの問題点があり、関係部局との協議・調整を必要とする。
- 特に環境科学科、情報行動科学科については学問論の立場からいくつかの修正意見があり、また工学部の将来計画との調整の必要もあり、早い機会に概算要求に間に合うよう協議を開始したい。
- 講座振替によらない学生定員の振り替えであることを確認したい。

Ⅳ. 一般教育課程履修基準

- 一般教育課程の単位数は36単位以上と巾をもたせるよう修正してほしい。
- 外国語の履修は6+6のほかには8+4のパターンも残してほしい。
- 基礎的教育科目について教育上支障のないよう協議調整したい。

Ⅴ. 一般教育課程の実施体制

- 授業科目が理想どおりにいかない理由を卒直に提起してほしい。
- 総合科目は全学的なもの(8単位)と全学部的なもの(4単位)とし前者については小人数教育に徹してほしいという意見がある。

Ⅵ. 学生の厚生補導

- 学部所属に関し、各部局の事務量の増加に対し配慮されるべきである。

Ⅶ. 総合科学部

- Ⅲにのべたように環境科学科、情報行動科学科に問題点が多い。Ⅲにのべられた目標からみてⅦに示されるコースは偏っており、Ⅺで一層明らかになる。
- 特に環境科学は学科目が混然としており、一案として基礎数学、基礎物理学、基礎化学等基礎的教育科目を担当する教官団を分離し共通講座のようなものを設け、自然環境科学科として再編成してはどうか。

Ⅷ. 総合科学部学生に対する履修基準

総合科学部の学科コース・学科目

- 開設される授業科目を理念に照らして再検討すべきである(特に環境科学科、情報行動科学科)。総合化が総花的になっている。

Ⅸ. 研究施設

- 2次案に示されていた教育工学研究施設を本案の各施設より重視したい。

Ⅹ. 総合科学部の管理運営

- 一般教育課程協議会のほか旧態を脱せず、このような姿勢、体質は再び一般教育の空洞化を招く。

水畜産学部

1. 総合科学部における一般教育と専門教育の二面性にもとづく前者の軽視。

2. 一般教育とくに基礎的教育のマスプロ化：メニューを増加し学部基礎科目の減少。
3. 新学部では一貫教育は解決されても既存学部における同教育の改善にはつながらない。
4. 新学部としてチューターに代わるオリエンテーション教官団（任期5月末まで）および受講期間中の新学部指導教官だけで充分と考えるか。
5. 一般教育未修の卒業遅延学生の取り扱いが既存学部に移ることは一般教育の責任の回避と考えられないか。
6. 一般教育合計36単位としているが何故36単位以上としないか。
一般教育履修基準（5項）2（b）の文意不明確。
7. 一般教育における語学教育の従来の理念であったCultureとしての教育をPracticalなものに持って行こうとするのか。
8. 新授業科目が細分され、学生には内容の把握が困難であろう。学部別に、ある程度の指定等の措置が必要。

「一般教育課程の改革と総合科学部の創設」の問題点

広島大学における一般教育体制が全学的に十分に検討されつくした、そして今、新しい体制に踏み切る、というためのものであるかどうか。少なくともカリキュラム専門委員会の第3次案までがどのように消化され、何を広島大学が志向しているか。そういうことを考えると、総合科学部創設の構想はそれらの中で明確に位置づけることはできないと考える。

しかし一方、現在の教養部（教官団）が、その学問分野の発展を一義的に志向したならば、少なくとも現在における学部自治をよりどころに、尊重しなければならない。その際、教養部乃至総合科学部が全学の一般教育を担当しているし、また、担当してゆくと考えているので、全学的な体制をどうするかを将来の展望の範囲に一応置いて、今は、現在の学部教育と一般教育の関係を総合科学部を想定して考えざるを得ない。次のようなことが問題である。

1. 総合科学部として学部“昇格”し、教官は専門教育を行ない、社会人を育て、かつ、一般教育を全学のために行なうということは、どこまでできるか。少なくとも一般教育の量は増加しても減少しないであろう。かつ専門教育を行なうのであるから、教官にとって何倍という負担が生ずる。そういうことから一般教育が崩れたとき、歯止めをどうするか。
2. 一般教育と専門基礎（基礎も含める）との関係が不明確である。総合科学部案では、総合科学部内における一般・基礎・専門の各教育は一応うち出されているようにもとれる。しかし、他学部の教育との関係では非常に不明確である。果たして“専門”以外の何ものも一般教育となりうるであろうか。

一般、基礎等の関係は、容易に結論が出るものでないとしても、案中のカリキュラム表で、学部側でも理解されうる表現をつくる必要があると考える。例えば、内容の項の基礎とか概論とかいう表現では、対象の範囲がわからないし、難易度のクラスは既存の学部で理解しうるものではない。

3. 学部の教育との関係で、縦割りカリキュラムをこの形で実施したとき、1、2でも指摘したように、専門教育の比率が大で一般教育が著しく減少するおそれは大きい。

縦割りカリキュラムは必要と考えるが、一般教育を最大限に残す保証の中に行なうべきものであろう。それは全学的に一般教育を担当するという基本的な形を明らかにして行なうべきではなかろうか。縦割りを行ない、学生がA学部から、総合科学部（＝学部X）に“聴講に行く”程度のもになってしまうのではないかと考える。

4. 総合科学部が一般教養の発展的な形であり、まずは、学部になり、教官の教育、研究の位置づけを明瞭にし、対等にしてゆくこと、これは、広島大学のまずとるべき形として今とらえざるを得ないと思う。

しかし、一方、広島大学の一般教育を含む教育体制の検討が充分になされ、構想をたてていることが前提となる。

5. 授業科目等で多数のカリキュラムが用意され、それにともない教官定員40名増とあるが、学科目制を学部になってもとることはどういうことか。定員は実増かどうか？

現在4,000人といわれる教養部学生に対して現在の教官数は足りないことは明らかである。しかし、いったん総合科学部として発足し、多数の教官定員増を行なってしまうと、一般教育をどうするか、ということであらためて考えることは実際に不可能に近くなるのではないか。

6. 新しい意味での一般教育科目として“総合科目”に期待する声は大きいと考えているが、学部、学科等を単位とし、全学に向けて行なう総合科目はこの表でみると少なすぎる。縦割りカリキュラム実施を前提とすると、総合科目は各年次の学生が履修する機会は多くなり、数は増し、また、各種のレベルのものを考えなくてはならないであろう。

現実的に、総合科学部として発展した形では、全学の協力はどれだけ増すか？かつ、総合科学部に発展したら、“よい教育”が“充分”やれるという構想からすると、例えば総合科目の科目数、内容には充分に取り組んでもらいたい。

7. 新教育の実施には新学部を中心とする各部との協議がうたわれている（p.53）。第1次案から第2次案へ持ってゆくには、各学部と現在の教養部とがまず、意見を交換し、理解を深める必要がある。この印刷物だけでは十分に理解できない。

教養部

1. 総合科学部の学科編成について

総合科学部は、地域文化・社会文化・環境科学・情報行動科学・外国語・体育の6学科に区分されているが、これらはそれぞれ孤立した分野別の名称ではなく、研究・教育組織の6系を意味する。したがってこれら6系相互の学問的交流は積極的に推進されなければならない。

2. 外国人客員教授の招聘について

総合科学部においては、その学科構成上、研究・教育の両面において、広い国際的交流をはかる必要がある。そのためにも外国人客員教授の招聘などは積極的に考慮されなければならないが、特に外国語教育研究施設・地域研究研究施設の要員として最低3名を確保したい。

3. 地域研究研究施設

(1) 要求事由

(イ) 昭和46年度において、アメリカ文化センターから当教養部に地域研究資料約3,000冊の寄贈を受け、現在附属図書館の一室に地域研究資料室を設けて保管している。

(ロ) 同センターから寄贈を受けたとき、それら資料の受入、貸出、保管、製本その他文化交流関係の業務を当教養部において行なうことを付帯事項とされており、今後の寄贈条件の一つともなっている。このため総合科学部に地域研究施設を設置し、同資料の充実と活用をはかりたい。

(ハ) 総合科学部の地域文化・社会文化研究のために、世界の学界との情報交換システムを整備すると共に、世界各地から大量の資料を集めて、国際的な研究・教育センターとしての機能の拡充をはかり、学内部局間はもとより、他大学、さらには特に外国人客員教授を招いて総合的・国際的な研究交流、共同研究が行なわれる場としたい。

(ニ) この施設は将来、全学的な研究施設へと発展させるべきである。

(2)

教授	助教授	助手	行(一)	外国人 客員教授	計
			事務官		
1人	1人	1人	1人	1人	5人
△1	△1				

4. 補正および修正

2頁2行 専門教育過程→専門教育課程

8行 一般教育の課程となる。→一般教育課程の科目となる。

- 11行 一般教育過程→一般教育課程
- 3頁10行 基礎学→基礎学力
- 16行 人間を教育するにある。→人間を養成するにある。
- 4頁7行 4施設を設ける。(8頁別表参照)→4施設を設ける(8頁別表参照)。
- 16行 体系的に把握し、平衡を→体系的に把握し、自然の平衡を
- 17行 情報行動学科→情報行動科学科
- 19行 それらの関連において、生理学的・心理学的→それらの関連において、
数理科学的・生理学的・心理学的
- 20行 環境科学科とともに自然分野に→人文・社会・自然分野の関連学科目
に
- 20～21行 (ただし、心理学関係は人文分野とする)→消す。
- 5頁 2行 生理学・心理学ならびに社会学的諸側面より→人文科学・社会科学
ならびに自然科学の諸側面より
- 4行 VI→IV
- 7頁3行 (大学設置法第3条)→(国立学校設置法第3条)
- 38頁15行 外国語コース→外国語学科
- 19行 外国語コース→外国語学科
- 21行 外国語コース→外国語学科
- 39頁9行 環境基礎研究コース→基礎科学研究コース
- 10行 人文、社会、自然の各分野→自然科学の諸分野
- 10行 気候学、天体物理学、細胞遺伝学、電気化学、固体物理学、放射線物
性など環境科学→これら諸分野
- 11行 社会人を育成す。→人材を養成する。
- 13行 自然保護学、分析化学、第四紀学、生物社会学など→消す
- 13行 分析的→消す
- 14行 自然の保全、利用→自然の保全・利用
- 20行 行動理論、適応理論、集団力学→理論心理学・社会心理学・現代社会
論
- 40頁5行 生理学、心理学および運動学など→人文科学、社会科学および自然科
学
- 41頁10行 62単位→58単位
- 12行 26～30単位→30～34単位
- 14行 62単位→58単位
- 15行 24単位→28単位
- 16～17行 全学総合科目4単位と総合科学部総合科目4単位→消す

- 42頁3行 専門コースの授業科目20～24単位→消す
4行 学科内他コースまたは関連学科内授業科目8→学科内または関連学科内授業科目28～32
6行 学科総合科目4→総合科目8
7行 他学科総合科目4→消す
9行 C. 自由選択科目単位数26～30単位→30～34単位
12行 他学科授業科目16～20→20～24
49頁8行 地域文化研究→地域文化・社会文化研究
50頁11行 次の文、追加→将来このような施設が全学的に構想される場合、本施設はいうまでもなく発展的にそれに吸収されることが可能であろう。
52頁10行 次の文、追加→当面は総合科学部に付置するが、将来は全学的機構の設立を期待する。

理論物理学研究所

1. 本問題の最終案確定にいたるまでの進め方について

本問題が大学改革のうちで、重要かつ緊急な課題であることは、よく承知しているが、それだけに全学的改革の一環としての位置づけが必要であると思われる。従って、本問題が基本計画委員会で策定する「全学の研究・教育改革の構想」のなかに正しく位置づけられた後に、全部局の承認を得て最終案とすべきである。

2. 本案の内容に関しては、以下に述べる基本的な2点について再検討を求めたい。これは、上記の手続きがとられる場合には基本計画委員会での検討の際に参考にしていただければ幸いである。

(1) 一般教育の改革は大学紛争の当初から検討が重ねられてきているところであるが、本案では、縦割り一貫カリキュラムとして制度的な改善は見られるが、内容面においては、他分野の基礎及び専門の講義を受講させる面のみが圧倒的で、自己の専攻する分野と、その周辺を総合的に学習し把握できるような、一般教育の側面が欠如しており、一般教育の一層の空洞化が進行する恐れがある。(本案に掲げてある総合科目なる内容でカバーしきれるとは思えない)

(2) 学科目の編成は、本学部創設の根幹であると思われるので十二分な検討が加えられねばならない。例えば自然科学系の情報行動科学と環境科学を考察するとき、これらの分野が社会的要請として、大学の研究者が専門を越えて、共同研究の課題とせねばならない必要性は高まってきていると思われるが、学部段階の学科目として設定するまでに定着度が進んでいるとは考えられない。更に、そこに含まれる新授業科目をみると、従来の学問分野の基礎科目が圧倒的で、本学科を掲げた主旨が生かされていない面が多分に見うけられる。(この面は、環境科学において著しい)

〔委員名簿略〕

〔表紙〕

「一般教育課程の改革と総合科学部の創設（その2）／昭和48年5月／広島大学将来計画特別委員会 一般教育・教養部問題小委員会／広島大学統合移転・改革に関する基本計画委員会 一般教育・教養部専門委員会」

文学部

はじめに

本案における改革と創設の必然性についての説明には教育論、学問論、大学紛争論、待遇改善論など諸種のモメントが雑然と含まれ、それが相互に矛盾しているため論旨はきわめて不明確なものになっている。

小委員会が総合科学部構想に払われた努力を多とするも、ここに卒直なアドヴァイスを呈したい。

既成の専門学部に従属しないリベラル・アーツ・カレッジ、すなわち専門数領域にまたがる、あるいは、専門を止揚する高度の総合的教養を授ける新しい学部の構想として東大教養学部型の先例がある。

しかしこのようなかたちの高度教養コースを目ざす学部の実現にはあらゆる面でのレベルアップが前提とされており、本学の現状をかえりみるとこれをみたす条件になお欠けるところ大なるものがある。

本学の向上と発展のため、総合科学部を創設せんとする意図は壮とするにやぶさかでないが、慎重に着実に前進する方針をとってほしい。

数回にわたる委員会と全教官会議において活発な審議を重ねた結果、文学部では本案の意のあるところを汲み、総合科学部の創設に次のような条件つきで賛成することにした。

ここにその問題点（Ⅰ）と、文学部としての条件（Ⅱ）、および付帯的希望（Ⅲ）を記載してその検討を要望する。

Ⅰ

1. 本案に示された6学科はその内容からみて現員の単なるレッテルの張りかえで、新しい学問論に立脚したものとはいいがたい。3学科ぐらいに再編すべきである。
2. 新授業科目は、総花的羅列の観があり、文学部における授業科目と大差ないものが多く見出される。境界領域をもっと重視したり、Sussex大学のカリキュラムのように大きなコンテクストをすえたりしながら、既成の学部にみられぬ独自で新鮮な内容を打ち出すべきではなかろうか。
3. 一般教育と専門教育の一本化がうたわれているが一般教育のレベルダウンと空洞化が懸念される。

II

1. 基礎教育とくに語学教育のレベルダウンは絶対に避けなければならない。したがって文学部としては語学に対し従来どおりの単位数を要求したい。
2. 学部での研究・教育および学生補導上の負担にかんがみ、現在以上の過重負担は考えられないし、授業の安易な振り替えには応じられない。
3. 1・2年生を総合科学部に在籍させる。何故なら、学生の教育と補導とは一体化してこそはじめて効果を生むもので、この意味から、学生の入学時の学部分属には問題がある。文学部から指導教官を出して1・2年生の補導に協力する。
4. 学部の事務量の増大に対しては有効適切な対策が立てられねばならぬ。

III

1. 教養セミナー的なものの多様化により、少人数クラスの授業を工夫する一方、多人数クラスにも可能で効果的な授業形態を開発すべきである。たとえば、放送施設利用による工夫等。
2. 卒業論文は、希望者には課する2本立方式がよい。
3. 新学部には強力な人事委員会をおき、優秀な人材を全国的視野から集めるよう要望する。

政経学部

I 基本的見解

政経学部は従来社会科学分野の総合化を目ざして鋭意努力を続けてきたが、深化された水準での総合化は専門的分化なくしては不可能であるとの結論に達し、法・経の学部分離を提案しているところである。この学部分離とともにD.C.の設置をも目ざしている本学部としては、これに応ずる研究教育組織を構想しているのが、新学部の授業計画案によれば本学部の構想とかなりの重複がみられるので、この点に重点をおいて次の提案を行なう。

- (1) 総合大学としての効率的運営の実をあげるため、各学部（新学部を含む）は、内容的に重複する授業科目の開講をできるだけ避ける。競合する授業科目は原則として既存の専門学部が担当するものとする。
- (2) 新学部案に示されている総合化は具体的内容において不充分と思われるので、新学部としては既存の専門学部が開講される授業を積極的に活用し、内容の充実したカリキュラムを編成するに努める。
- (3) 新学部は全学的一般教育課程に責任をもつことになっているが、新学部案では専門科目と一般教育科目とが一体化されているため、とくに基礎的教育が軽視される恐れがある。新学部は全学的な基礎教育科目を専門科目とは別系列として、他学部からの要望にもとづいて基本的かつ長期的なカリキュラムを編成する立前とし、学部間の協議による変動や不統一を避けるものとする。基礎的教育科目は、

外国語を含めて、原則として1・2年次で修得すべきものとする。

- (4) 外国語科目は従来どおり既習、初習それぞれ8単位まで総合科学部^{〔ママ〕}において修得する。8単位を越えて修得するとき、その増加単位に相当する部分は、学生の所属学部または総合科学部において、原書講読、演習の形で行なわれる科目の単位をもって振り替えることができるものとする。(下線の箇所が修正)

- (5) 学生の在籍について

学生の籍は、入学後2年間は新学部におき、それ以後はそれぞれの専門学部におくものとする(現行の進学基準は廃止する)。

- (6) 学生指導について

学生の在籍に応じて、それぞれの学部が指導教官を定める。

以上の諸点については、本学部は貴学部と連絡をとり調整をはかる用意がある。

II 次のような修正を要望する声がある。

- p.4 2-A 学生定員「学生の定員増が不可能な場合は……」この全文を削除する。

2-B 教官定員「……40名ぐらい教官定員が必要である」のあとへ「教官の増員については、既存の専門学部の授業を活用することとしたのにかんがみ、関係学部と協議して調整をはかるものとする」を付記する。

- p.5 IV 一般教育の縦割りに関する部分を次のように改める。

「基礎的教育は1・2年次生で、その他の一般教育は修業年限全体を通じて実施する」

- p.10 (総合科目に関する部分)

授業科目「鉄と人間」、「海洋と人間」、「地域と環境」を「社会文化学科」と「環境科学科」との「複数学科」総合科目に改める。

- p.17、p.59 授業科目「国際関係論」「同演習」を「社会文化学科」総合科目(p.10)に改める。したがって「国際関係論」を「国際外交論」、「比較政治論」または「国際政治論」に改める。

- p.20 (学科目名の変更について)

「社会統計学」は統計学界における特定の学派を意味する用語であるから学科目名としては不適當である。「学」をとり「社会統計」に改める。

- p.20 「情報行動科学科」の「理論統計学」の授業科目は、その内容からみて、社会分野から自然分野へ移す。

- p.38 (コースの指導目標について)

(3)アジア研究コース (4)英米研究コース (5)ヨーロッパ研究コース、

のなかにある「外国語学科と協力し……」を「外国語学科および社会文化学科と協力し……………」に改める。

p.40

(上から3行目)

「文化の特色を理解させ……………」を「社会・文化の特色を理解させ………」に改める。

理学部

本学部では将来計画委員会（各教室代表2名宛より構成）を中心として精力的な検討を重ね、各教室教官会においても討議をくり返した末、全教官集会においてこのほど意見の集約を行なった。もちろん事柄の性質上意見分布にはかなりの広がりがあり、一意的断定的に表現するわけにはいかないが、以下、中心的な意見の流れを概括して表明する。

総じて、専門性ということと総合性ということの分析および両者の関連についての、学問的観点ならびに教育的観点からの吟味が不十分である、という指摘が強くなされた。いうところの総合教育は、深い専門性に基礎づけられない単なるディレクタントを生みだすにすぎないのではないか、という疑念を拭い去ることはできず、また、「専門教育は知識技能を深く探究させるところにあるので、視野が狭隘になるおそれがある。」(P.1)という類の立言は、専門教育の真に指向すべきところのなにたるかを解しないものと言うべきであろう。

一般教育自体に関する目的設定およびそれと基礎教育・専門教育との関係論も不徹底であり、したがって教養部を廃止して総合科学部を設立すべしとする帰結に必然性と論理性とを認めがたい。

さらに提示されている学科・学科目・授業科目等を見るに「総合」という名に値する全体としてのシステムは不分明であり、既存学部（とくに文・教・政・理等）の内容との関連が明確でない。

つぎに教育目標として掲げられているところ、たとえばP.38～P.40の記載も美辞の羅列にとどまり、このような目標を具体的に達成する可能性に対するrealな検討を欠いていると言わざるを得ない。かつ、全学の一般教育と総合科学部学生に対する専門教育との責任を総合科学部教官団が果たすことが言われているが、その実施可能性に対する危惧の念の表明がきわめて強くなされた。

その他の諸点を検討するとき、本学部としては、総合科学部の早急なる設立に必ずしも全幅無条件の賛意を表することはできない。しかし、教養部教官団の多年にわたるご苦労と研究・教育条件向上へのご努力を考えると、^[マウ]新学部創設への一歩を踏みだされることもまた無下に退け去るべきではないであらうとの心情に到達した。

ただし、本案を実施に移すに当たってはなお多くの点について検討を加え、理想を望みつつ現実に対処するとともに、現実に立脚しつつ理想を求めることを強く希望す

るものである。

この点に関し、若干具体的な条件と提案とを以下に述べる。

- A) 示されてるところの学科・学科目あるいは授業科目は教養部教官団の現在の人的構成にとらわれすぎていて理想的形態からはほど遠いと思われる。まず理想案を策定してしかるのち現状をふまえつつ暫定案・過渡的措置を立てるべきである。とくに学科目・授業科目等の細部については関連学部・学科と綿密な協議を個別的に繰り返して、組織と実施とに遺漏なきを期せられたい。
- B) 学生分属の問題も、学生の立場からの検討を欠いているように思われる。カリキュラムの問題・厚生補導上の問題・学習効率の問題・学生の帰属意識の問題・事務処理（手続・事務組織および事務量）の問題等とあわせてさらに精密な検討が必要である。本学部としては、一般教育履修期間中の学生は新学部在籍とすべきであるという意見が多数である。
- C) 一般教育充実、外国語教育重視を謳いつつ、提示された案ではそれらの低下に帰するのではないかを憂う声は共通して強かった。全学一般教育の実質的充実と遂行とは新学部教官団の責任において行なわれるものであることを再確認すべきであるとともに、一般教育・基礎教育・外国語教育については新学部と既存学部との間に将来にわたっても十分な意見交換がなされるよう強く要望するものである。

最後に、本案の今後の取り扱いについて、

- I) 概算要求書完成までに、少なくとも学部名・学科名・学科目名（法律・省令記載事項）については、関係部局と詳細な打ち合わせを行ない、十分な相互了解を遂げること。
- II) 実施段階においては、授業科目・カリキュラム・学生分属問題等（法律・省令に記載されず、学内処理事項）についてさらに緻密な部局間協議を実質的に行なうこと。

この二項を最低の条件として、評議会に別途要望する予定である。

原爆放射能医学研究所

本研究所として、とくにまとまった意見はありません。

〔後略〕

〔編注〕原資料は、「一般教育課程の改革と総合科学部の創設」（昭和48年3月発行）と「一般教育課程の改革と総合科学部の創設（その2）」（昭和48年5月発行）とに分冊されている。

〔編注1〕「理由」に付された〔 〕は、原文のまま。以下同じ。

109. 統合移転・改革に関する基本計画委員会規程

[昭和48年5月8日規程第20号／学報460号]

広島大学統合移転・改革に関する基本計画委員会規程

(設置)

第1条 広島大学に広島大学統合移転・改革に関する基本計画委員会（以下「委員会」という。）をおく。

(所掌事務)

第2条 委員会は、広島大学の統合移転・改革に関する基本的事項について、学長の諮問に応じて企画・立案し、または委員会が必要と認める事項を学長に建議する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 専門委員会の専門委員長のうちから学長が指定する者若干名
- (2) 事務局長
- (3) 学長が適当と認めた者若干名

第4条 委員は、学長が任命する。

第5条 第3条第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 第3条第3号の委員は、10月1日に任命することを常例とする。ただし、10月2日以降に任命された委員の任期は、翌年または翌々年の9月30日までとする。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条 委員会に委員長および副委員長をおく。

2 委員長および副委員長は、委員のうちから学長が任命する。

(専門委員会)

第7条 専門の事項を検討させるため、委員会に専門委員会をおく。

2 専門委員会の設置および組織等については、別に定める。

(会議)

第8条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるときは、副委員長が、その職務を行なう。

第9条 委員会は、必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見をきくことができる。

(連絡会議)

第10条 統合移転・改革に関する情報および意見を交換するため、委員会に部局等連絡会議（以下「連絡会議」という。）をおく。

(連絡会議の組織等)

第11条 連絡会議は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 委員会の委員長および副委員長ならびに委員会の委員のうちから委員長が指名

する者若干名

(2) 各学部、教養部、各分校、各附置研究所、医学部附属病院および歯学部附属病院が、それぞれ、その教官のうちから推薦する者2名

(3) 連絡会議が必要と認めた者若干名

第12条 連絡会議に議長をおき、委員会の委員長をもってあてる。

第13条 議長は、会議を招集し、その議長となる。

2 議長に事故があるときは、委員会の副委員長が、その職務を行なう。

(事務)

第14条 委員会の事務は、広島大学統合整備準備室において処理する。

附 則

1 この規程は、昭和48年5月8日から施行する。

2 広島大学キャンパス用地調査委員会規程（昭和47年1月18日広島大学規程第1号）、広島大学大学改革委員会規程（昭和44年5月9日広島大学規程第7号）広島大学大学改革委員会専門委員会規程（昭和44年6月21日広島大学規程第15号）および広島大学改革委員会等連絡会議等規程（昭和44年10月28日広島大学規程第21号）は、廃止する。

3 この規程の施行後最初に任命される第3条第3号の委員の任期は、第5条第1項および第2項の規定にかかわらず、任命の際学長が指定する者については任命の日から昭和48年9月30日までとし、その他の者については任命の日から昭和49年9月30日までとする。この場合において、学長は、任期が、昭和48年9月30日までの委員の数を昭和49年9月30日までの委員の数と同数となるように指定するものとする。

110. 広島大学統合移転と改革についての基本構想【抄】

[昭和48年6月⁽¹⁾]

〔表紙〕

「広島大学統合移転と改革についての基本構想／昭和48年6月／広島大学統合移転・改革に関する基本計画委員会」

目次

I	はじめに	1
II	研究教育体制の改革	3
	1. 基本方針	3
	2. 想定される研究・教育体制の規模	3
	3. 部局の研究・教育体制の整備・改革	4
	4. 一般教育の改革と総合科学部の創設	7

5. 研究院の創設	7
6. 共同利用施設・センター群の整備	11
Ⅲ 人間形成の場としての大学	13
Ⅳ 大学と社会	15
資料 「生活環境施設」	18
Ⅰ はじめに	

改革案検討と部局の合意

広島大学は過去4年にわたって、新しい大学像を模索して来た。その間、広島大学大学改革委員会の「仮設0」に始まる全体的な鳥瞰と、各部局あるいは専門委員会による答申の数々によって、広島大学の将来の理想のかたちは多角的に検討されてきた。これら提言、建議、報告、答申を踏まえて、現実に即応した実施可能な改革案作成の作業を行い、基本計画委員会を中心に策定した「広島大学研究・教育体制改革の構想(修正第2次案)」は、各部局の討議を経て評議会に報告された。その大綱についてはほぼその合意を得ている。

現状反省に立脚した立案

思うに、この数年、各大学はじめ諸機関において様々に論ぜられた大学改革についての諸提案の数は多い。しかし、あるものは非現実的な机上案として葬り去られ、あるものは全体の合意を得る過程で構成員の間に越え難い溝を残す結果を生んでいる。広島大学においては、この轍を踏まぬよう、まず全学部局の合意に達する線を求め、その範囲で本学の現状に即した漸進的改革を進める事を基本の姿勢とし、今その体制はほぼ整ったと考えられる。

漸進的改革における現実重視

漸進的改革によって総合大学の機能を段階的に充実して行く上で、留意すべきは、一元的な改革理念で、すべてを画一的に律する事を避けねばならぬ点である。とくに本学各部局の間には、その歴史的事情から研究・教育体制に大きな格差があり、これを無視して画一的に改革の理想的理論の一貫性のみを求める事は、非現実的だと判断されるからである。また、研究・教育の改革に当たっては、目先の効率のみに幻惑されて新たな混乱を生まぬよう十分な配慮を払うべきである。安易な試行錯誤の途を選ぶべきではない。

改革における二つの原理

この様な見地に立って、われわれは、改革の原理として、専門領域研究の深化拡充の原理と、専門領域を横断する総合的研究の原理とを、総合大学を支える二つの中心原理に据えた。各部局の改革は、この二つの原理をその実状に応じて援用しつつ、総合大学としての研究・教育体制改革の中に調和ある位置づけを行なおうとするものである。

総合化の方向

総合化に重点を置く方向としては総合科学部、研究院の創設等を改革構想の中心におき、他の部局の中でも当面はこの方向を採る事が効果的であると判断されるものは、この線に沿って新たな構想を生み出す。

専門深化の方向

一方、社会的要請が専門領域の研究・教育の体制強化に直結しにくく、また学問の進歩に伴う専門分化の実状に対応できる十分な研究・教育の体制に欠ける部門については、専門深化拡充に中心を置き、適正な学部、学科、講座の増設を構想する。

大学の社会的責任と改革二原理の意義

けだし、大学が社会で果たす役割は、社会の直接的要請にこたえねばならぬ事は当然であるが、当面の実利即効の有無に左右されない研究・教育を絶えず続けていく責任も大学に課せられた大きな義務と考えられるからである。専門分化と総合化とは相互に補完して理想的な研究・教育の実をあげるものである。相反する二つの方向が混在するという批判を予想しながらも、敢えて本案を定めたのは如上の理由からである。

「運動としての改革」と短期構想の関係

本案は、5～10年間の短期構想として立案した。この構想実現の過程で各部局は、おのおの先に示した方向性に基づいて、その独自性を明確にするであろう。その段階で、専門分化と総合化との利害を相互に計量しつつ、新たに次の全体的改革が立案・志向されるであろう。本大学改革委員会の「仮設0」以来、提唱され続けて来た「運動としての永久改革」推進の実は、このようにして生かされるものと考えられる。

施設・センターの位置づけ

専門深化と総合化との二つの原理は、このような意味で各部局が主としてその独自の機能を分担推進しつつ、漸次的改革の過程の中で総合大学としての研究・教育の実を挙げる上に寄与するものである。共同利用施設・研究センター等は、この両機能をより効率的に発揮するために積極的な役割を果たすものであり、この観点から性格多様な施設・センターを改革構想の中に位置づけた。

生活環境・生涯教育等の位置づけ

研究・教育は、現代においては生活と切りはなしては考えられない。統合移転に際しては、これら研究・教育の機能を大きく包む枠として、広島大学の将来の適正規模に即応した生活環境を検討構想した。また、社会に対してより広く寄与する事を求められている大学の現代的役割を考え、生涯教育の問題をもあわせ加えて、本改革案を策定した。

[後略]

111. 広島大学統合移転・改革についての中期将来計画〔抄〕

[昭和49年5月⁽¹⁾]

〔表紙〕

「広島大学統合移転・改革についての中期将来計画／昭和49年5月／広島大学統合移転・改革に関する基本計画委員会」

目次

I	はじめに	1
II	研究・教育体制の改革	5
1	研究・教育の基本体制	5
2	研究院の創設	8
3	各部局研究・教育体制の具体構想	10
4	共同利用施設・センター群の整備	23
III	人間形成の場としての大学—大学と社会—	28
1	大学と社会—生涯教育等とのかわり—	28
2	キャンパス土地利用—第0次案の追補として—	31
3	教職員・学生の生活環境について	33
資料	「各部局将来構想一覧表」—現状との比較において—	34

I はじめに

基本構想の策定

広島大学大学改革委員会の「仮設0」に始まる過去5年の検討の結果をふまえ、先に本委員会は「広島大学統合移転と改革についての基本構想」（昭和48年6月・以下、基本構想と略称する）を発表した。この基本構想は、現実立脚した漸進的改革を掲げ、永続的な「運動としての改革」を進める事を再確認した。更に総合大学の研究・教育体制を支える中心原理として「専門深化」と「領域総合」の二つを立て、あわせて「人間形成の場」としての大学、「大学と社会」とのかかわりを重視して、生活環境、生涯教育等の問題を基本構想の中に位置づけたものであった。

基本構想から中期将来計画へ

基本構想策定は、それ以前から続けられていた各部局ならびに各種専門委員会の作業の成果を尊重してなされたものであり、全学の合意と支持を得た。今、この基本構想をふまえ、各部局および各種専門委員会等で練られた諸提案を集約・体系化して、「広島大学統合移転と改革についての中期将来計画」の構想が成った。

統合移転を前提とする将来計画

本中期将来計画は、基本計画から実施具体案への着実な一歩をなすものであるが、東広島市西条地区へのキャンパス統合・移転を不動の前提としている。すなわち、本計画は、新キャンパスに建設される新しい広島大学の理想像の、実現可能な当面の規

模と、将来への発展性の核になる発芽とを調和的に包みこみ、全部局の協力と広島大学の総力を結集して立案されたものである。

総合科学部発足の意義

昭和48年の基本構想に示した総合科学部の創設は、一般教育、専門教育の一体化の理念のもとに、昭和49年度、全国はじめての試みとして、その第一歩を踏み出すこととなった。総合大学の研究・教育を支え、「専門領域を横断する総合的研究」を可能にする機能を確立するものとして、基本構想がその重点においたものは総合科学部と研究院の創設であった。長年にわたる研究・教育体制改革への努力がここに一つ実現したものである。

研究院構想の位置づけ

研究院創設は、総合大学における諸研究領域を総合する場として、基本構想の中に位置づけられていた。その後一年間、更に多角的な検討を加えた結果、広島大学の全部局に博士課程が設置されることを前提として、研究院は、各部局、特に各大学院研究科と相補関係に立って機能する独自の高等研究機関の性格を持ち、学内規模を超える研究の流動性をもあわせ持つものとした。ただし、個人のすぐれた独創性を十分に発揮し、さらにその成果をより高次の総合へ導きうる流動的な研究組織は、全部局に大学院博士課程を備える総合大学が、絶えず新しい高度の研究領域を切り開いて行くために、ぜひとも具備しなくてはならぬ機能であると考えられるからである。

部局将来計画と研究・教育体制改革

総合大学の研究・教育体制を支えるものとして「領域総合」と並ぶ原理は、「専門領域研究の深化・充実」を可能にする体制の確立である。基本構想において、各部局は、その実状に応じて、「領域総合」「専門深化」の両原理を採用しつつその改革を進めるよう示唆した。その結果、自由に構想された各部局将来計画は、学部新設、学部分離、学科再編、講座充実などの面でも、また研究と教育との組織関連の面でも、きわめて多様な構想を示した。

社会の多様化と学問研究の専門化、特殊化とに対応し、現実に即応する研究・教育の体制を整えるためには、各部局の学問研究の性格に最も適したかたちを採るべきであり、いたずらに画一化すべきではない。ただ、その多様性の中にも、総合大学として全部局に共通する制度・組織上の一定のまとまりは、これを確保しなくてはならない。全学的な研究・教育の体制を具体化して行く作業の中で、最も困難な問題の一つは、ここにあった。

総合大学としての機能的調和

多様な各部局将来計画に即してこれを整理してみるならば、そこにおのずから数個のパターンが見られる。また、各部局の研究・教育が総合大学の中で担う本質的な機能に即して整理するならば、そこにもおのずから数個の性格を分別することが可能で

ある。すなわち、文学部、理学部のように純粋科学を中心とする性格の強い部局を、伝統的な大学のアカデミック・コアとして位置づけ、これに配するに応用科学的性格の強い諸部局と、更にそれらを横断的に総合する総合科学部という三グループ、ないしは教育学部を含めた四グループという機能上の分類が可能である。各部局の将来構想は多様ではあるが、ほぼこの分別と対応している。この三ないし四の相異なる性格・機能を担う諸部局の研究・教育両面にわたる調和のとれたバランスが、総合大学を機能化するものである。各部局の自主的な将来構想の多様性は、この総合大学を機能化しうる限り尊重されるべきものである。それが総合大学の研究・教育体制の秩序の基本であると考えられる。

大学院と学部の位置づけ

専門研究の深化・充実と、それをふまえたより高次の総合の実を達成するために、全学部にわたる大学院博士課程の設置が構想されている。この場合、学部と大学院との関係については、長期的な展望を持つ事が必要となる。

研究・教育体制についての基本的な将来構想として、大学院は修士課程において研究と教育との接点を求め、博士課程学生は準研究員とでも仮称しうるものとしてこれを組織の中に位置づけることが妥当であろう。

修士課程を研究と教育との一体化する接点に位置づけるならば、学部の課程はある意味で基礎教育ないし一般的な専門教育を担当するものとして位置づけられる。大学の本来的な使命は研究と教育にあり、研究と教育の間には軽重の差はない。広島大学のめざす研究・教育体制の基本理念は、研究と教育との高度な一体化であり、その理念を具体化するためにも、全部局にわたる博士課程の設置が必要な条件である。その上に立って総合大学としての研究と教育との一体化の理念は実現されるであろう。

センター構想の多様化とその機能的整理

研究・教育の機能を強化し、かつ分散したキャンパスに散在していた諸機関・設備を、統合移転を機に、より効率的なものとして統合機能化しようとするのが、センター群の設立構想の目標であった。

学内共同利用の研究・教育機関としてのセンターのうち、基本構想が重点的に取りあげたものは、言語、芸術、体育等に関するものであった。このうち体育センター構想は、当初構想された諸機能を包含しつつ、独立の部局として体育学部創設の方向へかたまつた。一方、言語、芸術のセンターは、研究教育機能を中心としつつ、その領域の中に、国際交流、生涯教育などの領域へまで構想を広げる事となった。センター構想の広がり、当初予想したセンターの性格、概念を越える規模の多様性を示すこととなったために、これらの性格の再整理と、それに伴う再分類を必要とするに至った。将来、研究所を指向し、研究を主体とするセンターをはじめ、教育を主体とするセンター、大型機器センター、施設のセンター、これに学生生活にかかわりを持つセ

ンターの五分類がそれである。これらは東広島市新キャンパスという具体的な地理的立地条件と、広島大学の将来の適正規模などの観点から、再編成、再整理され、全学的な計画の中に定着される事となった。

生活環境、生涯教育等構想の現実化

「人間形成の場としての大学」として、全人格的なゆたかさを求め、また「大学と社会」の関係のうえで、大学が責任をもって遂行できる領域を模索する過程で、各種施設構想の間にも、センター構想におけると同様、その機能等について調整を要する部分が多い事が明らかとなった。特にそれらは、統合・移転によって改革を実現する「場」である新キャンパスの容量と切りはなせない関係を持っている。この種の条件との対応の中で、この分野についての構想はより具体的、現実的となった反面、100万坪の新キャンパスのレイアウトとその周辺都市計画との相関関係を熟視しつつ、改めて最終的な立案作業を行わざるをえないというのが現状である。

アカデミック・プランの進展

部局等をはじめとする各種将来計画の進展に伴って、これを総体的に新キャンパス予定地の中にどのように位置づけるかの具体案も同時に進められた。キャンパス用地の実地測量が完了しない現時点では、きわめて概括的な方針を定める以外に途はないが、昭和48年12月、土地利用図の大綱が成った。この枠に合わせて部局等の将来計画の規模を調整する一方、地元地権者との話し合いの態勢がまとまる状況の中で、緑地、水利など周辺都市計画の進展と弾力的なかかわりを持たせながら、アカデミック・プラン策定の作業が進められている。

中期将来計画と今後の課題

統合移転は、途中で大幅な計画変更を許さぬ難事業である。部局はじめ専門委員会で構想された将来計画は、ともすれば長期計画における理想案の色彩を伴う。これを統合移転実現過程の射程に照準を合わせた全学的中期計画の中に定着させ、現実化する事は、将来への配慮のもとに、慎重のうえにも慎重を要する作業である。一つを取って見れば現キャンパスにおいても実現可能なものは多々ある。然し、現キャンパスで実現可能な要素も、その総体をとって考えるならば、その実現には障害となる数々の因子がある。東千田町キャンパス等の跡地利用をどのように具体化するかも今後の問題である。それらをどのように広島大学の理想的将来像と調和させて行くかは、統合移転の綿密な年次計画とかかわり合う問題である。なお、用地取得、キャンパスの建設計画、更には移転困難な職員の処遇などを含めて、問題は、基本計画の域を越え、移転実施・実務委員会とでもいうべき、新しい組織で事を処理すべき段階にかかっている。そして、それは又、今までにもまして、全学的な協力を必要とするであろう。

Ⅱ 研究・教育体制の改革

昭和48年6月の研究・教育体制の「基本構想」においては、A. 専門諸科学の深化、

B. 専門諸分野の総合という二つの方向を推進する体制の確立を中心に据え、C. これらを一層機能化するものとして、研究機関、研究施設の強化という広がりを持たせた。この三者の調和によって、「一般教育の充実」も成果をあげうるであろうし、また「人事の流動性の確保」はこの三者の調和を将来に向けて発展させて行くかなめの役割を果す事を期待したものである。あわせて、「基本構想」では、「研究組織と教育組織の関係」および、「管理・運営」について、現行の体制を尊重することを確認している。

研究・教育体制を抜本的に改めることは、現時点においていたずらに混乱をまねくおそれがあり、幾多の困難が予想されるので、これを採らないとする方針は、本中期計画の立案に当たっても変わる所はない。従って、研究・教育体制の基本的な構想は、全学的に共通する問題を検討し、各部局が自主的に立案した将来計画を基盤として、帰納的に将来の方向を示す事に意を用いた。

ただし、予想される研究・教育体制の将来規模は、現在の学生数の1.7~1.8倍を基礎的な数値とし、これにもとづいて、構想の具体化を計ることとした。

1 研究・教育の基本体制

①大学院博士課程設置の必要性

広島大学の各部局の研究・教育体制には、その部局の背負う歴史的事情のために、少なからざる格差がある。部局の研究・教育条件を等しく高い水準に引きあげて、総合大学としての機能を充実させる事は、広島大学の分散したキャンパスを一つに統合することと並んで、研究教育体制改革が当初から目ざす所であった。研究・教育条件の不均衡は、大学院博士課程を備える部局とこれを欠く部局との間に、特に顕著である。あらゆる専門分野にわたって、基礎的学問領域と応用諸科学との高度な相補関係を確立し、広島大学が中四国地区の総合大学としての責任を果すためには、まず全学の大学院研究科に博士課程を設置する事が、不可欠の要件である。また、既に博士課程を備える部局においては、その拡充・整備につとめねばならぬ事は申すまでもない。

全学的に博士課程を設置・整備する第一の目的は、すぐれた研究者の養成・確保と高度の研究の推進によって学問諸分野の進展に寄与する事にあることは論をまたない。しかもそれは、後にもふれるように、従来ともすれば曖昧なままに放置されて来た研究と教育との関係を明確にし、学問諸分野の高度な相補関係確立をふまえた研究・教育の一体化をめざす理念を確立するために必要な前提条件である。この理念に基づく総合大学の新しい存立根拠を明確にするために、全学的な博士課程設置は、広島大学改革の中心に据えられた重要条件である。

②大学院の拡大とその問題性

新制大学への移行以来、四半世紀を経た現在、大学の理念はかならずしも実体化

されないまま今日に至っている。一般教育の理念的問題をも含め、当初から問われて来た大学の本質的なあり方についての多岐にわたる諸問題は、十分に整理されぬまま、現行制度の枠内で大学は運営されてきた。このために現状への適切な対応において少なからず欠ける点が見られる。

各部局の将来構想は、この状況からの脱却を意図している。教育学部と学校教育学部の分離、政経学部の法学・経済二学部分離、医学部と薬学部の分離をはじめ、体育学部構想などの学部創設、また工学部、水畜産学部などの再編成構想など、多様な提案がまとめられている。これら主として現行法規内での改革構想に対して、一方に大学院の新しい位置づけを制度上からも明確にしようとする意図に出る理学部の理学院構想も示されている。そのいずれをとるにせよ、各部局の将来構想は、大学院の基本的位置づけの重要性を内に含むものであることがうかがわれる。

更に、広島大学の将来規模から見れば、部局将来構想の実現した時の博士課程・修士課程の大学院入学定員と学部学生入学定員数の比は、現在の1対3.6から1対1.6程度に変化することが予想されている。

このように、部局の将来構想に内在する問題性からも、また将来の広島大学の中における比重の増加からも、大学院を広島大学の総体の中にどのように位置づけるかの輪郭を、あらかじめ描いておかねばならぬ。各部局の自主的な構想を尊重しながらも、総合大学としてのまとまりの上で、おのおのに共通する一般的な条件は何かという見通しをえておく必要があると考えられるからである。

③理念としての「研究・教育の一体化」

大学の本来的な使命は研究と教育とにあり、この両者が相互関連的に一体化したかたちこそ大学の研究教育体制の理想である。この理想を、全部局に大学院博士課程を備えた将来の広島大学像の中に位置づけるならば、大学院修士課程は大学の研究と教育との両機能がほぼ実質的に備わっている場であり、博士課程はより研究機能に比重がかかり、学部の課程は教育機能により比重がかかっている図式を描くことができる。博士課程は主として研究活動に専念する場であり、博士課程の学生は、学生であるよりは準研究員（pre-doctoral fellow）とでも仮称すべき位置づけが与えられる。これに対して、学部の課程は主として一般的な専門教育あるいは職業教育の、一応の完成に至る場として位置づけられる。修士課程は、部局によってその差はあろうが、一般的には専門教育の最終課程であり、同時に専門研究者としての能力を養成する場でもある。換言すれば、修士課程は、研究と教育の両機能が高度に一体化する接点であり、これへ博士課程と学部の課程とを配した全体像が、先に述べた研究と教育とを一体化する総合大学の機能であると考えられる。

全部局に博士課程を備える広島大学の、研究・教育体制の基本理念は、このような意味での研究・教育の高度に一体化された機能の実現にある。大学の研究教育体

制の改革は、部分的に新奇なところみを強行することではない。自明の理とすら思われる大学の本来的使命を明確に意識化し、その理念の実現をはかる事ではなくてはならない。全学に博士課程を設置するという構想は、単なる拡大の意図から出たものではなく、このような総合大学の理念に基く将来像に立脚してなされたものである。

④一般教育と学部教育の充実

研究と教育とを一体化させる総合大学の理念は、博士課程・修士課程・学部の課程の主たる責任領域を明らかにすることでもある。大学の大衆化によって学部教育への要望は多様化している。学部の課程は、この現状に適切に対応することが重要な使命の一つである。また学部の課程は、実務的な職業教育をも含む一般的な専門教育を完成させる責任をも負っている。大学院の比重の増加が直ちに研究のみに重点を置く体制への移行を意味するものではない。広島大学の改革構想が、研究体制と教育体制とを機械的に分離する方向を取らず、研究と教育とを一体化する体制実現を、理念として据えた理由も、学部教育の重視と充実をめざしているからにはほかならない。総合科学部創設がめざすものは、一つに一般教育と専門教育の一体化の実をあげる事であった。これは総合科学部だけにとどまるものではなく、各部局の授業内容も、基礎教育の質的向上に一層の重点が置かれることになろう。一般教育と専門基礎教育の関係を整理し、これをふまえて立てられた工学部等の学部構想などが成案をえており、今後、各部局もその実状に応じて学部教育体制の強化を進めて行くであろう。

⑤研究施設・客員教授の確保

以上、研究・教育の基本体制として述べて来た所は、全部局に大学院博士課程が設置される事を望み、かつその実現を前提として総合大学の研究・教育の基本理念を提示した。この理念の実現に必要な条件として、研究施設・客員教授の確保など、関連する事項は多い。

研究施設については、各研究科に若干の、最も個性あるものを設けることが望ましい。各部局から提案された研究施設は、全学的見地から、その内容によって数個の部局にまたがるものを整理統合することにより、総合的に活用される制度を確立する方向で検討が加えられている。なお、全学共同利用のセンターについては後にふれる所がある。

客員教授については、外国人研究者をも含めて、各研究科に若干名の客員教授を確保することが望ましい。

〔付 補足的な将来の諸課題〕

- <研究科教授会>大学院においては、研究分野に対応した専攻を置くことが適当であろうが、専門分野によっては、従来の学部学科に必ずしも対応せず、また

主として教育機能を担う学部との間にも、必ずしも対応関係を保つ必要はない。ただ、全学に大学院博士課程が設置された場合、現在学部教授会と大学院研究科委員会との間にある二重構造の曖昧さをそのまま持ち越す事は、機能的にも問題であろう。現在の学部教授会は、むしろ大学院研究科教授会にその主体性を移す事が機能的にも妥当であろう。この点、理学部の理学院構想は一つの試みといえるであろう。

ただし、部局によっては、学部教授会の機能を研究科教授会へ画一的に移行させることが必ずしも効果的でないと考えられる点もある。

当面、純粋科学を中心とする性格の強い文学部、理学部、応用科学を中心とする性格の強い諸学部、これに総合科学部、あるいは教育等の学部をも加えた三ないし四の、おのおのの枠内で最も有効なかたちを検討する事が妥当であろう。

- <準研究員>博士課程学生を準研究員と仮称した。将来独立の研究者となることを目指し、研究分野によって差こそあれ、これが大学における研究活動の重要な担い手となっている事実は否定できない。準研究員の地位を確立するに当って、その身分保障の具体案は、なお考慮の余地があるが、分野によって差はあるものの、一定期間（三年程度の期限）を設け、選考採用に当っては厳格を旨とし、かつ、他大学大学院研究科修了者にも同等に門戸が開かれたものとしなくてはならない。
- <part time student>修士課程の機能の一つとして、社会人をpart time studentのかたちで受け入れる「開かれた大学」の役割を考慮してよい。高度の職業教育の機能は、先に規定した大学院修士課程の性格から見て、ここに位置づける事が適当であろう。
- <学部と修士課程>学部課程が一つの完成教育であるとするれば、その4年の最終学年で大学院の単位を取得し、高度の専門教育にふれる機会を持ちうるよう考慮する手も考えられる。
また学部3年修了で大学院の受験ないし進学を可能にする途を、専門分野によっては考慮してよいであろう。これに応じて修士課程の年限も各研究科によって弾力性を持たせる事が考えられる。
- <その他>学部の入学者選抜試験の方法、クラス制、チューター制等についても、基礎教育に重点を置く学部の性格にふさわしいかたちで再考されてよい。

2 研究院の創設

①研究院設立の趣旨

わが国の学問研究のあり方を見ると、現代科学のもつ分析的方法の成果が、一方ではややもすれば極度の専門分化をまねき、原理的には本来その中に内在するはずの学問の総合性を見失わせる結果になっているという反省がある。

このような結果を生んだのは、日本人固有の精神構造に加えて、科学的研究の歴史がなお日浅いことが理由の一半であろうが、他方、わが国の大学制度ないし、その行政上の欠陥によるものでもある。

学問発展の基礎となる重要な研究は、個人のすぐれた創造性にもとづくものであり、いかなる総合的研究も個人の独創性に支えられていないものはない。高次の総合的研究はこれをまっしてはじめて結実すると考えられるが、現在の制度は、ややもすれば形式的平等主義に流れ、それが個性の確立とその多様化を妨げている。この傾向は、研究と教育の場である大学にとって致命的である。大学改革の焦点の一つはここにある。

部局に基礎をおかぬ研究組織としての研究院構想は、昨年6月の「基本構想」にも示されていた。今、その精神をうけつぎ、更に上記の観点から検討を加え、わが国における新しい研究組織の実験的な試みとして、研究の基礎的単位としての講座あるいは部門の、従来の固定化された構成員と予算の枠を越えて、すぐれた研究者に自由な創造的活動のできる場を提供し、わが国の学問研究の水準の飛躍的發展と、社会的課題にこたえることを期した。この意味で研究院は外に向っても開かれた機関であると同時に、研究院は内に対して広島大学全部局の博士課程設置の構想と相補的にこれを支える関係にある。これが広島大学に設置される根拠は、統合移転・改革の一環として立案可能であり、かつ大学の地方分散の理念にも沿いうるものと考えられるからである。

②研究院の基本構想

研究院はあらゆる面で画一的固定的な組織を避け、柔構造を本旨とする。すなわち、一定の年限を限って人事の流動性を保ち、特定の研究課題の完了後は新しい研究者が選ばれ、そのもとで新しい課題に沿って研究が行われることとなる。なお、研究院には大学院研究科に相当するものは置かない。教育の義務を課せず高度の研究に専念するためであり、また高等研究所的な性格を持つ研究院は、大学院博士課程学生を準研究員として位置づけた研究・教育の基本体制における考え方からも、大学院とは性格を異にするものとして考えるからである。

〔研究組織〕

- 1) 研究院は各部局から独立した研究組織を持つ。従って、一定の事務系職員、技官、図書館司書等が配置される。
- 2) 研究者の組織は、選ばれた研究指導者（専任教授）の研究上の必要性に応じて構成される。従って、実験的研究と理論的研究とは構成人員も異なる。すべて柔軟性を主眼とし画一化しない。また、総合的・学際的研究を行う場合も、その研究指導者の主体性で協力者を選定する。

〔研究指導者〕

- 3) 研究指導者は広く国際的視野のもとに選ばれ、専任教授として、研究グループに対する基本的な責任と権限を与えられる。このために、特別の優遇措置を講ずる必要がある。
- 4) 研究指導者の任期は一定期間に限定されるが、再任を認めることもありうる。従って広島大学教員定年規定は適用されない。また任期について、必要な場合は、欧米諸国に見られる一年の内の半分（10年契約の場合は実質5年）の契約もありうるものとする。任期制専任者の身分保証のためにもこの処置は必要であろう。
- 5) 研究指導者の人事は広島大学におけるこの機関の機能的意味を考慮して、厳正公平に行われねばならない。大学内外、外国をも含む研究者から構成される運営委員会によってこれを行うことも考えられるが、なお多くの問題を残すのでこの点は更に検討を要する。

〔研究協力者・研究員〕

- 6) 研究協力者・研究員の人事は、研究指導者の任期を越えず、すべて契約によるものとする。
- 7) 研究協力者は、学内併任あるいは学外客員として一定期間の出向が認められることとし、在外研究員あるいは流動研究員に類する制度的保障を持つことが考えられる。

研究員は研究協力者と条件は同様であって、当面助手またはpost doctoral fellow shipを与えられた人の中から選ばれる。大学院博士課程の位置づけからいえば、その階層もこれに含まれる。

〔研究課題〕

- 8) 研究課題は、広く物質・生命・人間・社会に関する諸科学の分野から選ばれる。例えば基礎科学としては生命科学・科学方法論など、総合的課題としてはエネルギー・資源、日本を中心とした国際関係、地域学等に関するもの、更には将来の人間に関する諸問題である。これら課題は究極的には研究指導者に大幅な決定の自由が与えられ、研究完了後は完全に再組織されるものとする。
- 9) 当面約20課題程度の研究が考えられるが、適当な研究指導者の得られぬ場合は課題研究を安易に発足させることはしない。

〔研究院の規模・予算〕

- 10) 施設の大きさおよび予算は、研究課題を基礎とする。課題数および課題の研究領域の流動性によって固定しがたいが、当面一研究課題あたり2講座分（実験室で495m²×2）とし、20講座分19,800m²、予算は実験系講座3ないし5講座分の規模を規準とする。
- 11) 初年度の発足を5研究課題とする。
- 12) 広く内外の研究者を集めるための宿舎施設・宿泊施設、特に外国人研究者に対

する配慮が必要である。

3 各局研究・教育体制の具体構想

各局の中期将来構想を、既に大学院博士課程を備える部局と、大学院博士課程を創設しようとしている部局とに、便宜上二分して、その構想の中心になっている骨子をまとめ、あわせて研究・教育の中心に位置する図書館の構想を述べる。

①既に大学院博士課程を備える部局

1) 文学部の学科再編と研究施設構想

1 計画の要項 現代の科学技術と情報化の時代にあって、人文科学は人間学の基礎として新しい意味をになっている。将来の新しい時代要請に対応し、人文科学の進展に対処しうる研究体制を考える上での問題は多い、当面主要目標に研究・教育体制の改革・整備・充実、特に大学院専門レベルの質的向上をおく。その具体的な当面の方針は次の三点である。

2 各科の再編 現行の哲学、史学、文学の3学科を、哲学、史学、人類・地理学、東洋文学、西洋文学、言語学の6学科に再編成する。人類・地理学科は現有の講座を基幹とし、これに人類学、社会学を加え、実験講座を中心とした構成とする。東洋文学、西洋文学の二学科は、現在の文学科を再編することによって、おのおのの領域が学科として有効に機能すると同時に、その独自性を明確にした上で比較研究の実をあげることをはかった。言語学科は現在の文学科内の講座を、その文化学として担う重要性に照して独立学科とし、共同利用施設として構想されている言語センターとも対応できるよう機能化したものである。おのおの、学科としてその機能化をはかるために、最小限の講座増をあわせ考えた。

3 研究施設の設置 中心となる方針は、人文科学総合研究施設の設立である。将来的には人文科学研究所をめざし、当面は、文学部の学科再編成による個々の専門領域の研究深化と相補関係を持たせ、人事の流動性をはかる。専門領域間の学際的研究分野の開拓を進め、更に比較と総合の方法を組み合わせ高次の研究成果を生み出す場を設定しようと意図するものであって、この設立は文学部大学院の充実に必須の条件である。

なお内海文化研究室を研究施設として強化充実する構想は、地域文化とのかかわりを一方に持つ反面、人文科学総合研究施設とも関係があり、この両者の関係は将来の検討にまつ。

4 研究資料館の設置 文学部の母体となった前身校以来、集積された貴重な文献資料・標本を文化遺産として収蔵し、資料としても充分活用できる機器・設備を備えた資料館を設立し、新しい資料の蒐集を行いつつ、研究・教育にこれを活用することを期する。

2) 理学部の大学院整備と理学院構想

1 計画の要項 理学部がその使命とする純粋自然科学の研究と教育とを真に稔りあるものとするためには、(i) 研究水準の飛躍的向上と (ii) 総合大学としての欠落部分の充足及び (iii) 新しく発展しつつある領域をカバーするための十分な施策とが必要不可欠である。さらに、現在、大学教育が全体としてみれば大衆化して来ており、この傾向が将来さらに進むであろうが、自然科学教育の独自性として、すぐれた能力をもつ高度の研究者を養成することを指向すべきであり、そのために (iii) 修士課程・博士課程を包含して大学院教育の充実がはからなければならない。博士課程教育の高度化は教員組織の高度化と直接対応せしめ得るであろう。しかし修士課程教育を充実させるためには、システムの再考と運用のバラエティが必要であり、カリキュラムの体系化・入学制度の弾力化（例えば学部3年次からの入学を認めるとか、一部に学部修士6年制を設けるとか）も考えて然るべきであろう。

最後に、学部教育の問題について言えば、入学定員増加は必然的に入学者の質の平均的低下をきたし“大学教育の普及”の名のもとに教育効果の極めて稀薄な卒業生すら生み出さざるを得ない状況にある。適性のある小人数の学生を対象にしてこそ内実のある教育がはじめて可能である。この観点から学部入学定員の増加は最小限にとどめたい。と共に、学部教育の組織を再編し、学生の多様化に対応して組織の柔軟性・カリキュラムの多様化も検討されなければならない。

以上の諸点を勘案して、一部法制の改正を要するとは言え、大学の構成基盤として「学部」に代るに、「大学院を以てし、学部教育組織が大学院に附設せられる形態を構想した。この“理学部大学院”を仮りに「理学院」と呼ぶことにしたい。

2 理学院（仮称）〔教員組織〕の構成 (i)、(ii)、(iii)の要請に対処するため、現在の6学科44講座、4附属施設を、当面、11専攻66講座とし、附属研究教育施設の新設については、核融合基礎物理学研究施設、高速反応研究施設、系統保存研究施設、同位体実験施設（現R I実験室を正式の附属施設とする）とする。また、現在すでに設置されている微晶研究施設、両生類研究施設、臨海実験所、宮島自然植物実験所もさらに整備する必要がある、これらの講座・施設の新設・整備に伴い、事務組織、工作室等の充実が並行して計らなければならない。

なお、現在理学部の設備として運営されている「液体窒素・液体ヘリウム室」は、全学の共同利用施設「広島大学低温センター」を設立し、これに移管し充実させることが望ましい。

その他、博物館・計測センター・生態圏研究センター等全学施設として構想されるべきものの検討委員会を公式に発足させることも提案している。

3 大学院教育組織 大学院の教育には理学院講座・理論物理学研究所所属の全教官および理学院附属施設所属の大部分の教官があたる。

理学院博士課程学生（専攻に分属）の教育はほぼ現行のものを高度化する。

理学院修士課程学生（専攻に分属）の教育は1. (iii)でも言及したが、高度化・多様化・学部との一貫化、カリキュラム組織化等がはかられるべきであり、細部の検討は今後にまたねばならない。

4 学部（に相当する）学生の教育組織 理学院学士課程学生は数学科・物理学科・化学科・生物学科・地球科学科の5学科に分れ、その教育には理学院講座所属の全教官および施設所属の一部の教官が当るものとする。入学定員、カリキュラム等は今後の検討を要する。

5 管理運営 管理機関は理学院教授会（仮称）が人事・財政等を担当し、これに理学院博士課程委員会・理学院修士課程委員会（研究科委員会相当）、理学院教育会議、理学院教官会議及び各種委員会、各専攻会議（各種）等が考えられるが、今後の検討にまちたい。

附 学士課程・修士課程・博士課程を一貫する教育組織の試案としては、次の「理学院（仮称）」における教育組織試案がある。

さきに研究水準の向上をめざして、大学院を主体とする「理学院（仮称）」体制に移行することを提案した。この、教官組織（研究体制）に不離なものとして、学部から大学院までの一貫した教育組織を構想中である。分化の著しい自然科学系専門教育向上の立場から必然的に、各専門分野の学問的特殊性に応じて複数のシステムを採らざるを得ない。最終的結論に達するには、それぞれの学問分野でのカリキュラム構成・施設整備状況・教官陣容の充実度等との整合性が保障されなければならない。現時点では未完の要素が多いために、試案の域を出ない。

教育組織試案としては、それぞれ理論的探究面の強い分野、室内実験の色彩の強い分野、野外実験（field work）的色彩の強い分野を想定して、それらの学習・教育にふさわしい三つの案が考えられる。共通に言えることは、

(i) U.G（学士課程）第3年次修了者のM.C（修士課程）入学を何らかの形で認めようとする事

(ii) M.Cのカリキュラムを体系化し、教育の強化をはかろうとする事

(iii) D.Cはほぼ現行通りとするが、学位授与年限を短縮し（できるものは）、有給のteaching assistant制度の導入を求める事

であろう。

（理学部五ヶ年計画委員会中間報告）

3) 教育学部と学校教育学部創設構想

- 1 計画の要項 教育学部は、既に大学院博士課程を有することでは文学部、理学部と似た性格を持つが、学科と課程との両者の中に含み、かつ、直接的には教員養成という職業教育を目的とする点で、文学部、理学部とは同一に扱えぬ複雑な性格を備えている。統合移転を機に、中学校教員養成課程、小学校教員養成課程その他が、総合大学の中に位置したまま学校教育学部として独立し、その機能を明確化する方向を決定した。この結果、教育学部と学校教育学部、大学院としては教育学研究科と学校教育学研究科というかたちをとり、新キャンパスにおける機能分担と相互協力の体制が将来計画の中で輪廓を明確にした。
- 2 教育学部の改組再編 教育学部に包含されていた義務教育関係教員の養成をいっそう整備充実するために、東雲分校は学校教育学部として新発足することになった。そこで、東千田地区と福山分校とが合体して新しい教育学部を構成することになる。新教育学部の将来構想の基本はつぎの二点に収約される。

教育系諸科学の深化と拡大 教育系諸科学の学問的水準を高め、人間性の基礎的研究をふまへ人間形成の理論と教育実践の緊密な相互媒介をはかり、教育諸科学を質的に深めるとともに、社会的および医学的な研究視座を導入することによって新分野を開発し、より広い展望にたつ人材の育成をはかる必要がある。

大学院における高等学校教師教育の重視 従来、高等学校教員は学部4か年の教育にゆだねられていたが、諸科学の進展と社会の高度な要請にこたえ、高校教師の資質の向上をはかるためには、大学院において高校教師の教育をおこなうことが必須であり、世界の大勢もここに向かっていく。大学院修士課程における高等学校教師の教育を重視し、重点目標の一つにとりあげる所以である。

如上の基本的な改革構想の達成をめざし、当面つぎのような施策の実現を期している。つぎの(i)～(iv)は教育系諸科学の深化と拡大にかかわるものであり、(v)は大学院における高等学校教師教育にかかわるものである。

(i) 大学院研究科の再編と整備

- ①すべての学科を基礎として大学院を拡充し研究体制の整備をはかること。
- ②教育学系は教育課程論と高等教育制度政策の講座を新設する。
- ③心理学系は、人間理解の基礎のうえにたち教育科学へ寄与するため講座増をし、さらに、大学院研究科において発達心理学と社会心理学の2専攻を増設する。

(ii) 教科教育学科の設立

高等学校教員養成課程を教科教育学科に再編し、教科教育学の充実をはかる。それにより学部と大学院との間に存在した制度上ならびに教育・研究上

の歪みを是正し教科教育学の発展をめざす。

(iii) 社会教育学科の新設

社会教育の振興をめざして新学科を設置し、社会教育関係・社会福祉関係・図書館関係の要員を教育するとともに、当該領域の研究開発をおこない、教育学部に新生面をひらくことをめざす。

(iv) 研究施設の拡張と新設

幼年教育研究施設に、社会および医学の研究部門を設け、また、教育実践の臨床的研究をすすめるために教育実験研究施設を設け、さらに、世界にひらかれた人間形成を期して国際理解教育研究施設を設ける。

(v) 大学院における高等学校教員の教育

高等学校教員の資質と学問的水準を高めることは、すでに時代の要求である。新設の教科教育学科を基礎として教科教育学各分野の大学院を整備し、文学部、理学部等の協力のもとに優秀な高校教師の育成をめざしている。

3 学校教育学部の新設

(i) 学校教育学部新設の趣旨

現代の科学技術の急速な進歩と社会の複雑化に伴い、学校教育の当面する課題も著しく高度化し多様化してきた。こうした状況に応じて、教育実践に従事する教員の資質の向上と能力の涵養をはかることが時代の切実な要求になってきた。このような要請に応えるためには、専門的な諸科学の分化と発展を、小学校・中学校・障害児関係諸学校などの学校教育の立場から総合的に検討し、現代学校教育の本質的な課題を究明する研究組織を確立し、その研究の成果と方法を学校教育の実践に生かす方途を講じる必要がある。

この観点に立って教育現場の教育実践と、より直結する研究組織を確立し、上記の課題にこたえるために、独自で高度な専門性をもつ教員の養成と、学校教育に関する研究者を養成する学校教育学部、ならびに学校教育学研究科(修士課程・博士課程)の新設を構想立案した。

この新たに設けられた学校教育学部・学校教育学研究科は、既設の教育学部および教育学研究科に対し、その独自性と専門性を十分に発揮しながら、両者の密接な連携と相互扶助を進めることにより、教育系全体としての研究・教育に一層の成果を期するものである。

教職の専門性向上の基礎としての科学は総合的な社会的人格にかかわる科学であるから、広い基盤とその総合を必要とする体系である。それゆえ、この学部は総合大学としての広島大学内にあって、学内の他学部・研究所などと密接な結びつきをもつことは不可欠であり、広島大学から分離した単科大学としての形はとらない。

(ii) 学校教育学部の研究・教育体制の重点的施策

戦後、教員養成を大学においておこなうにあたって、教職の専門性の確立のために、二大原則が考えられた。その一は教員の養成を広く高度の教養的基盤において構想する「総合性志向の原理」である。その二は教員の専門職としての資質能力の向上を求める「専門性志向の原理」である。この二つの原理を新学部において具体化するために以下のような施策を講じる。

- ① 教官組織 小学校・中学校・障害児関係諸学校の教科または領域を基礎とする大講座制を採る。
- ② 共同研究組織 研究科全体を横断する研究主題及び専攻内の横断的研究主題を追求するために、幾つかの分野の教官がプロジェクト・チームをつくる。
- ③ 教育内容
 - a 総合科目 学問の専門化・細分化・技術化にともなう学問の全体性・知識の全一性の喪失およびそれに由来する真の教養や人格の全面的発達への軽視をカバーするために、学部では学校教育学部全体の有機的連繫をはかる「総合講義」と、領域・専攻内の統合を進める「総合演習」を設ける。また、研究科においては専攻をこえた「研究科総合演習」および専攻内の横断的総合をはかる「専攻内総合演習」を設ける。
 - b 教科外活動 児童生徒の心身の発達や情緒の発達に関する領域、生活面に関する領域などの研究・教育を進めるために、教科外活動の講座を設け、この分野を特に重視する。
 - c 課程区分の明確化 従来多く見受けられる単位のよみかえ、ふりかえをできるかぎり少なくし、小学校・中学校両課程それぞれに特有の授業科目を明確にし、特に、小学校課程専用の教材研究および教科専門の授業科目を増設する。中学校課程専用の授業科目は、これまで小学校課程との共用をやむなくされていたため、教育内容のあいまいさを生じていたが、前記の措置によって課程区分が明確化され、その教育内容が充実することになる。
- ④ 研究施設
 - a 学校教育課程研究施設 この施設は、大学院学校教育学研究科の研究教育に密接に関連した研究施設であって、これに附属小学校・中学校を設置して小・中学校における教育課程の構成、内容および指導方法などについての実証的・実践的研究を推進する。
 - b 障害児教育研究施設 障害児教育の基礎的・実証的な研究およびそれに直結する形での指導、訓練、教育や相談活動の臨床的・総合的研究

の場として、この研究施設を設立する。

4) 医学部と薬学部創設構想

- 1 計画の要項 医学部には医学科と薬学科がある。その含む諸分野はおおの極度に専門化しており、当面は医学部と薬学部の分離、教育・研究・診療の使命を全うするために必要な講座増、さらに付属病院の関連で、中央診療部の整備充実を促進するとともに、医療従事者養成のための医療技術学部の創設も構想されている。大学の統合移転にともない、当面、西条地区に医療機関を整備する必要があり、問題は多岐にわたっている。
- 2 医学部の講座・研究施設 現在の基礎13、臨床16の計29講座に加えるに、基礎系では解剖学第三（神経解剖学）、生化学第二、薬理学第二、ウイルス学、免疫学、医史学など、臨床系では老人医学、心療医学、臨床病理学（現在の検査部）など、既に他大学に存在する講座を増設あるいは移設する。研究施設としては学際領域研究の人工臓器（医生物工学）研究施設はじめ計4研究施設が考えられている。
- 3 薬学部の創設と大学院薬学研究科博士課程の設立 従来の薬学教育の懸案の諸問題を解決するために、当面2学科編成の薬学部を設置し、既設の修士課程を充実するとともに博士課程を設ける。将来は、第一、第二、第三の3課程からなる新薬学部に改組し、6年一貫教育を実施する。また、研究活動充実のために薬原料生産研究施設ほか計3研究施設を置くとともに、霞地区に残された施設・設備を利用し都市社会の関連を持つ「開かれた大学」の機能の一環になうものとして社会薬学センターの設置が構想されている。

5) 歯学部

- 1 計画の要項 医学部と密接な関係を持ち、多くの問題で共通する事項が多い。重点的には次のような点がその主眼となる。
- 2 歯学部設置基準講座の充足整備 未設置の基準講座である歯科放射線学、近く基準内講座に予定されている小児歯科学、国立大学歯学部長、同付属病院長会議からの共同要望講座である歯科麻酔学の、計3講座とそれに対応する3診療科の増設を当面の緊急課題とする。加えて多くの歯学部が現に有している歯科理工学第二、歯科保存学第三、歯科補綴学第三の、計3講座とそれに対応する2診療科の設置によって、大学院の充実整備をはかり、教育体制についても講座、学科課程の再編を検討している。
- 3 研究施設 国民病ともいえる現代の代表的な疾病の病態・病因・予防を総合的に究明するため、齶蝕研究施設・歯周病研究施設の設置を構想している。
- 4 歯科技工士学校の整備・歯科衛生士学校の新設 既設の付属歯科技工士学校に修業年限2年の実習科を併設すると共に、歯科衛生士学校を新設し、将来は

両校ともに修業年限を3年課程として質的な向上をはかる。

以上は、現在におかれた歯学部の現状に即した将来構想であるが、なお新キャンパス移転の時期とあわせて流動的な要素が多い。

②今後大学院博士課程を設置しようとする部局

1) 政経学部改組による法学部・経済学部

1 計画の要項（二学部分離独立と博士課程設置） 法学と経済学は相異なる学問体系を持つ。当初の政経学科が法律政治学科と経済学科に分かれた事もその学問的性格のゆえである。しかし政経学部の講座組織は不可欠と見られる基礎的な講座をすらすら欠き、広島大学全体を見る時も社会科学分野にいちぢるしい欠落を生じさせている。このため、この両者を法学部、経済学部として自己完結的に分離独立させ、このおのおのに博士課程を設置することにより大学院における研究教育を中心に、学部教育と研究の分離改革をはかり、社会科学の研究・教育全面にわたる総合を可能とする体制を確立する。これが政経学部改革の前提条件である。

2 両学部共通の改革構想 大学の大量化と小人数教育の必要性の現状に対応するために、両学部ともに教育部と研究部との分離を行い、学部の全教官は学部教授会の決定により、ローテーション方式をもって、教育部・研究部いずれかに分属する。教育部は学部・大学院の教育に専心しその責任をおい、研究部は研究の深化と、大学院の授業を担当してその教育の充実ならびに研究後継者の養成に当る。

大講座制の採用によって、研究・教育体制の柔軟化、教官活用の効率化をはかる。

学科制の廃止によって、学生の自由な勉学意欲を高め、かつ学部の総合教育を行うために、学生定員を伴わぬものとしての「学類」（仮称）の制度をとる。

履修コース制度の採用によって、学生の自発性と時代の要請にこたえつつ学修の指針を与える。ただしこれは法制化しない。

社会科学教育協議会を設け、法・経二学部選出の委員によって学部教育の有効な総合化、円滑な運営計画を立案する。

研究科の強化に当って、修士課程は学部教育の補足機能のほかに、職業人再教育の場として門戸を広げ、教育内容もコース制など多様化をめざす。博士課程は研究者養成を目的とし、個人指導に徹する。修士課程との併列方式も考慮されうる。

3 法学部改革の特色 学部教育は第1類民刑判事、第2類公法・政治の2類5大講座制を採り、法曹・経営法・社会福祉・行政管理・国際関係・立法政治の6コース制を実施する。大学院研究科は2専攻をおき、特に修士課程において

は、各講座固有の専攻コースのほか、社会人、職業人のための約7コースを設ける。

4 **経済学部改革の特色** 学部の講座組織は研究面から、経済理論・経済史、経済政策、経営・情報の3類を立て、これに教育面から、経済基礎、福祉経済、経営・情報、経済・経営の4コースを配する。これは経営・情報類、福祉経済コースを導入し、地元の行政・財界の要請と時代の要求に対応し、住民福祉の観点から経済学の新領域を開拓するなど近代的経済学部の新しいパターン樹立の核となるものである。

5 **政経学部第二部** 政経学部の分離に形をあわせる。夜間部学生の特許性を考慮してこれを東千田地区に存置する方向で検討されている。カリキュラム、履修期間、入学者選抜方法等も、既就職者の条件にふさわしい形で再構想される。

2) 工学部

1 **計画の要項** 学部の改組・拡充、大学院工学研究科博士課程の新設と修士課程の改組、研究施設の拡充・新設により教育体制・研究体制の改革・拡充整備をはかる。

2 **学部教育改革の骨子** (i) 「類」の設置によって近接学問分野の学科を統合し、教育内容に総合性を与える。(ii) 基礎工学科目の整備により広い技術分野への適応能力を育成する。(iii) 複合標準課程の設置により専門分野を組み合わせて教育内容の多様化をはかる。この結果学部教育組織は第一類(機械・精密)、第二類(電気・電子・経営)、第三類(応用・醸酵・化工)、第四類(船舶・土木・建築)および共通講座群の4類1共通講座群にまとめられる。

3 **大学院教育改革の骨子** (i) 博士課程の新設によって最高水準の工学教育・研究の体制を実現し、(ii) 新専攻の設置によって、専門性、総合性を兼備する教育内容とし、(iii) 教育と研究の機能的整合をはかるために大学院教育を創造活動の基礎教育段階として位置づけ、(iv) 学際分野の開拓のために異質の研究者の交流と共同研究を促進する。

講座制による専攻を立て各研究分野を枢軸として応用理学、材料工学、システム工学、移動現象工学、設計工学、工業化学、構造工学、環境工学8専攻とする。

4 **教育体制** (i) 学部学生については「類」ごとに入学し、第3または第4セメスターにおいて「類」内の一課程を選択必修させる。課程としては従来の学科課程と同様のものに加えて、将来の工学をコースの組み合わせの形でとらえた複合課程が多く含まれており、類にまたがる科目履修の設定もなされている。(ii) 大学院学生は原則的に各専攻・各講座の定員に基づいて入学し、専攻・系別コア・カリキュラムを中心にして指導教官の指導による独自性を持た

せる。

- 5 **研究体制** 博士課程における研究活動とあわせて、これを一層深化し活発化するために附属研究施設の新設・拡充をはかる。内海水環境研究施設の増強、技術評価研究施設の新設を中心にこのほか、大型構造物強度研究施設、軟弱地盤災害研究施設、低温化学工学研究施設、表面工学研究施設、複合材料研究施設などの構想がある。
 - 6 **管理運営組織** 学部に管理体制の基礎をおき、管理運営に関する審議と執行を会議・委員会制度によって分離し、管理の機能化と責任体制の明確化をはかる。
- 3) **水畜産学部の改組による生物生産学部**
- 1 **計画の要項** 学部の改組により生物生産学部を設立し、学部教育を充実し、あわせて研究科博士課程を設置する。
 - 2 **生物生産学部の骨子** 生物生産学部は (i) 「生物生産にかかわる技術科学およびその基礎科学」を担当する教育研究組織とし、(ii) 学問的には物質循環の中でおこなわれる生物生産のメカニズムおよびその生産物を、生物学的・理化学的に追求する基礎的分野を重視し、これを自然の農学的開発という実践的分野と統合することを意図する。(iii) 組織的には、教育・研究の機能的分離を行ないながらも、教育・研究の一体を原則的に維持する方向を取る。
研究組織としては、とくに食糧生産を中心とした領域の基礎的分野を網羅するものとし、植物生産学、畜産学、水産学、農業生化学、食品科学、農業経済学の6研究組織とする。(なお畜産学、水産学の名称等はなお検討中である)
 - 3 **学部教育** 学生は学部一本で入学し、第5セメスターにおいて、前記の6研究組織に対応する5教育組織(コース)に分属する。すなわち、植物生産学、畜産学、水産学、農業生化学、食品科学の5つである。このさい研究組織としての農業経済学は共通講座的に各コースの教育を分担する。
四年次を通じた一貫カリキュラムの一般教育に対応し、専門科目も1年次からこれを行う。1・2年次に配当する科目は学部共通基礎科目とし、その将来を定めるガイダンス的な科目および専門基礎科目をこれに当てる。2年次には更に基礎的専門科目が、全学生を対象としあわせて各コース指定必修科目として開講される。
 - 4 **研究科の改組・改革** 研究科名は学部同様、生物生産学研究科と改め、現在の3専攻を再編して、生産生物学および応用生物化学の2専攻とし、ともに博士課程を新設する。修士課程入学は学部における専攻コースと必ずしも一致させる必要はない。博士課程においてはresearch fellow制度等を考慮している。
 - 5 **研究教育施設** 既存の教育実習施設、附属農場・水産実験所・実習船および

食品製造学実習施設などに加えて、実践分野の中心機能を果すものとして、環境農学研究施設、内陸環境保全利用研究施設・内海増殖研究施設・食糧資源開発研究施設などの新設が構想されている。これらは産業学部としての社会的責任上、社会要請にこたえ、将来にわたる自然の農学的開発に寄与するために必要な施設である。

4) 総合科学部

- 1 一般教育の充実 新制大学のバックボーンである一般教育は、大学教育に対して学問のあり方を考究させ、特に人間性・創造性・総合性をあたえることを目標とするものである。従って一般教育は学部四カ年を通じて実施されるのはもとより、大学院修士課程においても、専門教育とならんで、カリキュラムが組まれるべきであることは、論を待たない。総合科学部はこうした任務をになって発足するが、一般教育の抜本的な改革を行うために、学部としての整備を急がねばならない。

各コース・講座は、それぞれの研究室を整備し、全学の学生に対し、一般教育の面で十分に機能するようにしなければならない。例えば、工学部学生（院生をふくむ）が、本学部において、物理学なり法学なり地理学なりの教育＝研究を、本格的に行い、一般教育の効果を十分に発揮できるようにしなければならない。このためには、学部の研究体制をととのえるとともに、学部に付属した研究施設や各種のセンターの設置もまた必要である。

外国語教育については、国際的な水準からみて、著しいたちおくれがみられる。すべての教室に、簡易なLL的施設を設けるほか、専門のLL教室を質量ともに飛躍的に拡充しなければならない。同時に、外国語教育そのものを、学問として確立し、その研究に全力を注ぐ学者を育成するとともに、その研究体制を整えて、十分な研究成果があがるように配慮する。その一環として、外国語担当教官を、別枠で大量に在外研究に派遣すべきであろう。

保健体育と芸術教育は、その重要性にもかかわらず、これまで大学教育の中で正当な地位が与えられていなかった。中期計画ではそれぞれの学部・センターの設立が計画されているが、総合科学部はその設立に協力するほか、学部自体としても関係講座や施設の拡充にあたり、一般教育がバランスのとれたものになるように、体制を整備する。人間性を重視する立場からも、体育と芸術は一般教育の中で不可欠の分野である。

- 2 専門学部の充実 総合科学は、単なる境界領域と異なり、新しいディシプリンをもった独自の学問分野をうちたて、総合科学を創造することを目的とする。総合科学に包括される学問分野は多岐にわたるが、当面は地域文化、社会文化、環境科学、情報行動科学の四コースのほかに、言語文化コースを考え、将来は

さらにコースを増加させる構想である。

総合科学は、例えば生物学、物理学との境界を研究する生物物理学など、狭義の境界領域のみを目標とせず、人文・自然・社会の三分野を包括した、広域科学を想定すべきである。今日、この三分野は、学問の分化につれて日ごとに細分化されつつあるが、同時に、総合化の必要性も痛感されているのであって、これが学部創設の動機となっている。総合科学部の教官・学生は、どのコースを選ぶにしても、三分野を包括した総合科学を追究する点では共通しているので、一学科として、いわゆる研究室間の壁ができることを排除し、学部全体として、研究上ならびに教育上の協力を、すべてに優先させる。総合科学の確立こそ、学部の目標であり、学部の教育＝研究体制は、この点に焦点をおいて組み立てられている。

コース・講座の研究室のほかに、新学部の目的に沿った教育施設・研究施設を特設し、その内容を充実していく計画である。現在のところ、地域文化研究施設、言語教育施設、環境・情報行動共同利用研究施設などの計画が準備されているが、より目的を明確化しつつ、総合研究としての機能を十分に発揮できるようなユニークな構想をも検討中である。

大学院の修士課程は、主として各コース別の教育研究の仕上げを行うところとし、博士課程は全学の協力を得て、あらゆる方面での総合科学を開発し、体系化していくことをねらっている。

- 3 体育学部などとの協力 総合科学部は一般教育の担当部局として、体育学部の創設に積極的にとり組み、また芸術センター・学生相談センター・国際センターその他、他学部や各センターと積極的に協力して、一般教育の効果を高めることに、抜本的な改革を加える姿勢を持っている。

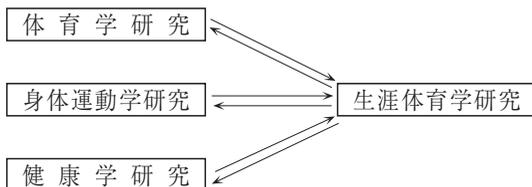
5) 体育学部の創設

- 1 体育学部創設の意義 広島大学における体育の教育研究組織は、現在教育学部東雲・福山両分校の教員養成課程ならびに教養部に散在している。大学の統合移転に際してこれらを機能化して一体とし、自然に恵まれた西条に位置する体育学部新設構想は、三部局における一連の改革推進の過程で提起され、全学の計画の中に位置づけられたものである。同時に、最近における体育の学問的発展は研究・教育両面にわたってその体系および研究領域の再検討が必要となっている。体育における隣接領域間の研究の関連性を重視し、総合的な観点から大学院につながる発展性のある新組織を備えた広島大学体育学部を構想し、人類、地域社会の平和・幸福・健康に積極的に貢献する理想的なかたちを実現することは、広島の歴史状況からもふさわしいことである。

- 2 体育学部構想の基本方針 次の四点をその構想の柱とする。すなわち

- (i) 人間が健康で平和な生活を営むうえでの最低限の権利である「生きる環境」「生きる力」の獲得という問題については、社会的健康観が必要であり、科学的な対応策がとられ、その為に従来の消極的な保健的視野を脱却し、積極的な身体活動を進めるなかで「健康観」を確立していかねばならない。同時に、人間の生物学的生態を基盤にしながらか来の保健・体育を包含した「健康学」ならびに「生涯体育」の領域が設けられねばならない。
 - (ii) 今日の保健体育に対する社会的要請は次のような対象者に対する実践的解決を要求している。例えば、種々の身体機能障害者の社会的復帰のためのスポーツセラピーやリハビリテーション、肥満児対策、幼児体育問題等々である。「体育学部」はこれらの要請を果たす重要な役割を持つが、これらの実践は、「体育学部」のみで実現するものではなく、他の隣接科学との共同的な研究が必要である。
 - (iii) 科学・技術・文化の進歩した今日では、体育・スポーツ・レクリエーション等、社会の創造に貢献する専門家の資質の多様化が求められる。「体育学部」はこれらの要請に応えるために、学問的背景のもとに高い専門性を有する体育専門家を育成しなければならない。
 - (iv) 現在、大学教育の中で行われている「保健体育」は、「保健体育に関する科学的認識」「体力の維持増進」「スポーツ・レクリエーション教育」の三つの側面を持っており、全学学生を対象とした「保健体育」の今後の重要性をより認識し、有効な構想がたてられねばならない。
- 3 「組織・編成」「研究領域・講座」 以上四つの基本的な考え方に立脚し、学校という特定の年齢時期に焦点をおく体育観を改め、人間の全面的な成長・発達という面に体育学研究が集約されていくように現状の体育学研究の領域を体系化し、体育学研究、身体運動学研究、健康学研究、生涯体育学研究の四主要領域を構想し設定する。

各研究領域の関係は、次の図のように構想する。



新しく構想される体育学部では、教官の所属する研究組織と学部学生が所属する教育組織の密接な関係を考慮し、学部教育は従来の細分化された学科制をとらず幅広い専門教育をおこない、研究内容や卒業後の進路等の関係から自由

に授業科目が選択できるように考える。また講座制の閉鎖性を除去し、研究の充実・深化をはかるため、それぞれの研究領域の特徴をうち出すために、現代の社会的要請ならびに未来社会の予測に立って講座を精選し、本学部の特色を出すよう「組織・編成」「研究領域・講座」を構想した。

「体育学部の組織・編成」としては1学科5研究領域、学生定員は学部120名のほか、修士課程・博士課程を設ける。

4 広島大学「体育学部」の施設・設備についての基本構想

(i) 基本構想 広島大学体育学部の施設・設備は、学部創設の理念と構想をふまえて、体育の専門領域の深化拡充と専門領域を横断する総合的研究の推進に対応し、その研究・教育の実践にこたえる施設・設備として構想する。また保健体育科目のめざす、全学学生の身体活動を通しての健康・体力の増進をはかり、運動文化を通しての教養をたかめるための十分な施設設備の計画を行う。あわせて全学の体育・スポーツ・レクリエーションの場として活用しうよう配慮すると共に、地域社会との文化的・社会的交流の場としても役立つよう効果的・機能的なものとして構想する。

(ii) 具備すべき条件 ㊶体育・スポーツの現代化と科学化への対応 ㊷キャンパスの立地条件を活用した自然化への対応 ㊸機能化と合理化をはかるための「集中方式と分散方式」を併用した多様化への対応

(iii) 必要な施設・設備 ㊹体育の学問研究とその専門教育のための充実した施設・設備 ㊺大学における保健体育科目の研究およびその教育のための充実した施設・設備

(iv) 体育学の学問研究と専門教育のための充実した施設・設備

体育学部の運動施設・設備についてはその設計・配置等によって、当該施設の機能度を十分に考慮する必要がある。

③新キャンパスにおける図書館構想

図書館は大学の研究・教育の中心的な機能をなうものである。新キャンパスの図書館については、部局ごとの図書館を要望する声も強いが、同一キャンパス内に7～8の分館を設置することは、事実上不可能というに近い。従って各部局の要望は、当該部局の企画の中に含めて機能的な部局図書館などとして新たに構想されることが期待される。

西条キャンパスにおける中央館ならびに分館は、地形的、機能的条件から判断して、中央館1、分館2程度の配置を必要とする。ただし、分館については、学部の配置の見通しが明確になる段階でさらに詳細な具体的検討が必要となる。なお、中央館、分館ともに研究と学習の両機能をあわせ持つものとする。

また、地理的条件によってキャンパス中央部より遠隔の位置に配置される学

部がある場合、分館1を加える事を考慮しなければなるまい。

図書館の建築にあたっては、中央館の場合は半地下1階、地上3階、分館の場合は地上2～3階とすることが望ましい。

なお、将来の拡張に備えて十分な余地を確保して置く必要がある。

なお、政経学部第二部および大学のエクステンション活動に対応すべき分館は別に考慮する。

その他、次の点に注意を払って構想を進めている。

- 1) 収納スペースは建築完成より10年後の推定蔵書冊数(3,000,000冊)分とする。
- 2) 閲覧室においては、できるかぎり開架式とし図書利用の便をはかる。
- 3) 各個人の多様な研究や学習上の利用に応じ得るように、キャレル・演習室・語学演習室・視聴覚室などを設ける。
- 4) 国連資料・OECD刊行物・内海文化研究資料その他の特殊コレクションのために特別資料室を設ける。
- 5) 図書の利用を能率的にし、収納スペースの効率化をはかるため、利用頻度の低い図書を収蔵する保存庫を設ける。
- 6) 情報サービスの必要性は、日を迫うて高まる実状にかんがみ機械の導入を前提として、情報管理室を設ける。
- 7) 図書館関係の研修会・講演会などのために集会室を設ける。
- 8) 図書館機能と非常に密接な関係がある総合資料館・プレスセンター等は、全学的企画として設定されることを強く要望する。

なお、理論物理学研究所・原爆放射能医学研究所については、便宜上次の項で扱うこととした。

4 共同利用施設・センター群の整備

広島大学においては、学部学生数の規模に比べて研究体制のあらゆる面で著しい不足が見られる。この補強として、各部局の中期計画は全部局の大学院博士課程の設置をはじめ、研究・教育体制の改革の方針にそうて、研究施設の拡充強化のプランをまとめている。これについて主要なものは前項にのべた。

広島大学の現状は、理論物理学・原爆放射能医学の2研究所、微晶、両生類、内海水環境、幼年教育の4研究施設、これに中型計算機を備える計算センター、大学教育研究センター、保健管理センターの類を持つにすぎない。

今回、統合移転を機に、部局の要望する研究施設について全学的に共用できるものは、この機能を集中化し学内共同利用の施設・センター群として重点的に整備する方向をとり各種専門委員会、ワーキング・グループによってその作業が進められ、おのおのの成案をえた。あわせて既に設置されている研究所等

については、その充実を計る。既設の研究所については要求事項の重点、新設要求のセンターについてはその設立趣旨と主な部門名を列記した。

①研究所

1) 理論物理学研究所

近年基礎理論の分野における研究は急速な進歩をとげ、これに伴い他の専攻分野の協力が必要となった。このため現在の4部門を6部門に拡充し、分割研究を進め、より強力な研究体制を確立する。

〔部門名〕 1 重力理論 2 場の理論 3 時間空間理論
4 宇宙論 5 数理物理学（新設）
6 物理学基礎理論（新設）

2) 原爆放射能医学研究所

学術会議が勧告した「原爆被災資料センター」（仮称）設立趣旨にもられた「原爆医学標本センター」が付設され、これを当初の目標に向け充実することおよび基礎医学・生物学系、臨床系から、おのおの部門・施設の充実が求められている。

〔部門名〕 1 障害基礎 2 病理学 3 血液学
4 遺伝学・優生学 5 化学療法・生化学
6 疫学・社会医学 7 生物統計学
8 放射線誘発癌 9 臨床第一（内科）
10 臨床第二（外科） 11 加齢障害（以下新設）
12 免疫生物学研究 13 放射線生化学
14 超微形態学 15 集団遺伝学
16 ウイルス学 17 実験疫学

原爆被災学術資料センター、放射線管理センター

②研究を主とするセンター

1) 大学教育研究センター

イ 大学教育に関する研究は、境界領域的な性格が強く、多方面からの総合的な研究が必要である。このため、組織の盤備、拡充を行なう。

ロ 大学院研究科を置き、高度な専門家とアカデミック・アドミニストレーターの養成を行なう。

ハ 将来は全国共同利用研究所を指向する。

〔部門編成〕 1 基礎理論 2 大学教育 3 大学制度・政策
4 大学・社会関係論 5 研究体制

2) 平和科学研究センター

イ 人文・社会・自然科学の全分野からの総合的な平和研究を行なう。

ロ 被爆都市広島にふさわしい平和究明の中心的機関とする。

ハ 被爆資料の調査および収集を行なう。

〔部門編成〕 1 戦争実態 2 平和基礎 3 平和探求

4 平和教育

□資料センター

3) アジア文化研究センター

イ 近時、アジア諸国との関係が深まりつつあることにかんがみ、アジア文化の斬新かつ創造的研究の必要がある。

ロ この分野についての研究と資料蒐集の実績をふまえてこれを充実し、あわせて本学に研究者の欠けた分野を補充する。

ハ アジア諸国における言語・文学・思想・哲学・歴史・教育・政治・経済等を総合的に研究する。

〔部門編成〕 1 中国第1 2 中国第2 3 中国第3 4 朝鮮

5 東南アジア 6 インド

4) 微生物生態学研究センター

微生物に影響を与える環境要因の作用機構および要因の変動による微生物細胞の遺伝的・非遺伝的变化、それにもとづく微生物相の変遷、その結果としての環境条件の変動の機構を明らかにする。

〔部門編成〕 1 環境微生物学 2 生態遺伝学 3 系統保存・分類

4 生産制御 5 微生物制御

5) 総合地誌研究資料センター

イ 人類の居住環境としての自然の特性を究明し、あわせて環境と人類の活動との関連を通じて世界各地の特性を明らかにする。

ロ 日本学術会議の勧告にもとづき、将来は全国共同利用のセンターとする。

〔部門編成〕 1 日本地域 2 オセアニア地域 3 アジア地域

4 アフリカ地域 5 ヨーロッパ・アメリカ地域

③教育を主とするセンター

1) 言語センター

イ 言語教育機器を集中機能化し、語学教育の効率化を図る。特に全学にかかわる一般教育の外国語学習を充実することは急務である。

ロ 将来は言語に関する諸分野にわたる総合的な研究・教育を行なうセンターとする。

〔部門編成〕 1 言語理論 2 個別言語 3 言語実験 4 言語教育

5 言語研修 6 音声・言語障害

2) 芸術センター

イ すべての学生に、芸術一般教育を実施し、芸術文化に対する深い理解を得しめる。さらに広く学内教職員・社会人に対し、芸術教育および芸術諸活動の指導、助言を行なう。

ロ 将来は、芸術に関する研究・教育・実践の一体的活動を行なう総合的なセンターとする。

〔部門編成〕 1 芸術原理 2 民族芸術 3 芸術と諸科学との関係
4 芸術と社会 5 芸術教育方法 6 音楽活動
7 美術活動 8 演劇活動

3) 生活科学センター

イ 学生に対し、一般教育および家政専門教育として、生活にかかわる諸問題を教育し、生活技術を修得させる。

ロ 将来は生活科学に関する総合的な研究・教育を行なう機関とする。

〔部門編成〕 1 原理および研究方法 2 生活と消費 3 食生活
4 衣生活 5 住生活 6 児童・家族 7 福祉

④大型機器の利用を主とするセンター

1) 大型計算センター

イ 統合移転に伴う需要の増大に対応できるよう学術研究用大型電子計算システムを設置し、研究者等の利用に供する。

ロ 日本学術会議の勧告にもとづき、将来は中国・四国地区の共同利用を可能とする組織・設備を備える。

〔設備〕 中央処理装置、入出力処理装置、ラインプリンター装置、集団ディスク装置、磁気テープ装置、データ通信処理装置、遠隔端末装置等

2) 核科学研究センター

イ 核科学関係機器の集中管理を行ない、効率的な利用を図る。

ロ 将来は、中国・四国地区の共同利用センターとする。

〔部門編成〕 1 サイクロtron 2 重イオン源 3 RI製造
4 照射 5 放射線管理

〔設備〕 以上の部門に対応する諸設備、サイクロtron、ガンマ線スペクトロメーター、放射線モニターシステム、ヴァンデグラフ等

⑤共同利用を主とする施設

1) 低温室

2) 実験動物室

3) 中央工作室

現在数部局に散在している施設を統合し、学内で共同利用を行なうと同時に教育的な機能も合せ持たせる。

⑥ 学生生活を主とするセンター

1) 国際センター

イ 留学生の日本語教育、修学指導、生活相談を行なう。なお、日本語教育の機能については、言語センターとのかかわりを考慮する。

ロ 外国人の受け入れおよび留学生、外国人教師と学内者との交流を図る。

〔部門編成〕 1 日本語教育 2 国際教育 3 国際学術
4 国際センター事業

2) 保健管理センター

3) 学生相談センター

学生の多数化、多様化と複雑な世相を反映し、青年期にある学生の不安と動揺は高まりつつある。このような状況に対処するためカウンセリングを中心としたセンターを設置する。

〔部門編成〕 1 修学相談 2 心理相談 3 生活相談
4 グループ活動相談

4) カリキュラムセンター

総合科学部の創設により、タテ割カリキュラムを実施することとなるが、複雑化するため、履修相談および事務処理の集中合理化を行なう。

学生生活を主とするセンターは、現在の学生部の機能等と関連させて学生生活全体をカバーする厚生補導のための総合的機関を設立する構想が出てくれば、これに包摂されるものである。

〔後略〕

112. 広島大学大学院改革・整備の構想

[昭和49年6月¹⁾]

広島大学大学院改革・整備の構想

広島大学大学院は現在、①文学研究科（博士課程・修士課程）、②教育学研究科（博士課程・修士課程）、③法学研究科（修士課程）、④経済学研究科（修士課程）、⑤医学研究科（博士課程）、⑥薬学研究科（修士課程）、⑦歯学研究科（博士課程）、⑧工学研究科（修士課程）、⑨農学研究科（修士課程）、⑩理学研究科（博士課程・修士課程）の10研究科（うち博士課程を備えるもの5研究科）から構成されているが、広島大学改革の基本方針である教育・研究体制の充実、学内格差の解消、真の総合化の観点から次のような改組・整備をすすめる。

1) あたらしい大学院の構想の原則として

- ① 各分野にわたり博士課程および修士課程を設ける。
- ② 修士課程については分野の特殊性を考慮し、必ずしも組織を画一化することなく、学生定員、修業課程などについても弾力的に扱おう。
- ③ 博士課程を中心とする大学院およびその基礎となる研究体制は全学的視野で構成し、専門の研究をふかめると同時に総合を重視し、必ずしも学部との対応関係にこだわらない。
- ④ あたらしい学問ならびに学問分野の創造を積極的に企画し、大学院およびその基礎となる研究体制に可能な限り、流動性を導入する。
- ⑤ 研究所、研究センターあるいは研究施設等を大学院の構想のなかに適切に位置づける。

2) 以上のべた基本的原則にもとづき

広島大学大学院を

- ① 自然科学系
- ② 人文社会科学系
- ③ 医科学系
- ④ 教育科学系
- ⑤ 総合科学系

の5系に再編する。自然科学系は純粋基礎科学としての理学を中軸として、工学、生物生産、薬科学の諸分野をふくみ、人文社会科学系は文学を中軸として法学、経済学、社会学を容れる。医科学系および教育科学系は、前者は自然科学系、後者は人文社会科学系により密教な関係をもつが、それぞれの分野の特異性を考慮して独立の系を形成せしめる。以上4学系は、いわば伝統的な専門諸科学を理学および文学をcoreとして編成したものであるが、これに対し、総合をより具体化し、かつ諸学の総合のうえにあたらしい学門領域を確立する構成として総合科学系をおき、また各種の共同利用施設を位置づける。別添組織図は諸学系の相関関係を示すものである。

3) 広島大学大学院は全体として各分野間で協力し、

総合大学としての実をあげるべく機能することを期しており、また、ことに各系内では、より積極的な協力・交流がおこなわれることは勿論であるが各分野間の協力を具体的に可能ならしめるため、協力講座の制度を導入する。

協力講座は、A研究科におかれている講座のあるものが、B研究科の教育・研究に協力する場合、その講座に定員ならびに予算を手当し、協力にともなう負担を補うもので、差し当って助教授1名の手当が望ましいと考えられる。自然科学系の理学、工学、生物生産学、薬科学の各研究科、人文社会科学系の法学、経済学の各研究科

を例にとって、協力講座の計画を示すと別表の通りである。協力講座による協力の交換は各研究科間相互的であり、協力講座の交換は1学系内に限定しない。また各講座の専門的関心、各研究科のカリキュラムないし研究課題の変化に応じて、必ずしも固定的でなく、流動的に運用することも考慮される。

4) 理論物理学研究所、原爆放射能医学研究所等

現在それぞれ理学研究科、医学研究科のなかに位置づけられているが、新設を計画している総合地誌資料センター、アジア文化研究センター、核科学研究センター、平和科学研究センターおよび既設の大学教育研究センター、電算機センター等は各学系の総合、協力のシステムの中に位置づけられ、大学院レベルの教育に参加する。また以上の他工作センター、低温室、実験動物施設等共同利用実験施設を整備し、協同の場たらしめる。

5) 総合科学系は以上のように、

広島大学大学院の全体が、本来総合大学としての各分野間の協力・総合をひとつの重要な原理として構成・運営されるのに加えて、あたらしい学問領域として、単に各専門分野の一般的なintegrationのみでは必ずしも十分ではないと考えられる命題を積極的に研究・教育のあたらしい体制として確立し、旧来の大学の欠陥を補うと同時に、より創造的な総合の実現を指向するものである。そのあり方は、大学院全体の整備、総合科学部の内容的成熟をまってさらに検討が加えられる予定であるが、差し当り

- ① 人間科学
- ② 生命科学
- ③ 環境科学

の3専攻系が構想されており、人間科学については、人間学（思想、文化、人間行動）、技術文化論、地域研究、国際関係論の諸課題が、生命科学については Human ecology, 分子生物学、生体情報、生体制御などの諸課題が、環境科学については環境保全、環境計測、都市学などの諸課題がそれぞれの内容として提案されている。総合科学系における個々のプロジェクトは必ずしも固定されるものとせず、流動性を考慮すべきであると考えられる。また総合科学系における博士課程学生の取扱いについても諸種の弾力的な措置が配慮されることとなろう。

総合科学系の教官スタッフは、全学的に基礎をおくものとし、総合科学部のみならず、各分野にわたって専任ないし協力講座が構成される。また各種の研究センター、研究施設は総合科学系の有力な基盤を構成することとなる。上掲の諸課題についてはすでに講座の内容に至るまで検討がすすめられているが、さらに具体化のうえ細部を提示したい。

6) 研究院は

以上、自然科学系、人文社会科学系、医科学系、教育科学系、総合科学系の各大学院が博士課程として位置づけられるのに対し、その対応においてはPost-doctoralに位置づけられ、高等研究所（Institute for advanced studies）というにふさわしい組織である。諸学の領域にわたり、もっとも先端的なプロジェクトにつき、すぐれた研究者を中心に自由な研究の場を与え、もっとも高度な学問的寄与を期待するのみでなく、広島大学の立場においては、高度の学問的刺激の中心として、大学院全体の学問的活動に活力を賦与することが期待される。構成はプロジェクト制、任期制とし、スタッフは全世界から求められる。当面、考慮されている課題は、未来学、科学方法論、核融合、エネルギー問題、免疫生物学などである。研究院はもとより大学院と密接な協力関係をもつ。

7) 体育系大学院

は、体育学部構想にともなうものであるが、体育学部は教育科学系、医科学系にそれぞれ関連をもち、その博士課程大学院が独立の系を形成すべきであるか、それとも両学系との協力関係において博士課程を構成することで足りるかについてはなお検討中である。組織図ではかりに両者の中間に体育系を示した。

8) 大学院の管理・運営については

実態に即して整備をすすめる方針であるが、当面各研究科委員会のほか各系の委員会、全体の大学院委員会の機能を充実せしめる計画である。一案には、各科学系を「科学院」と改称して、その性格を明確にすることも考えられた。また現行の理学部等では、学部それ自体の重点を大学院におき、管理運営もそれに即したものとし、理学部を「理学院」と改称する案も検討されている。大学院の増大にともなう事務機構の整備もまた必要であって、この点についても検討中である。

113. 「広島大学大学院組織図」について

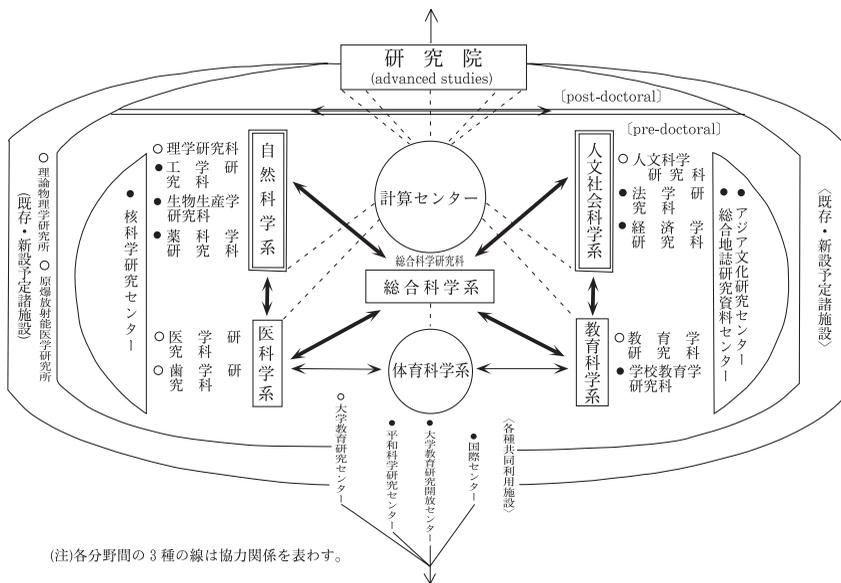
[昭和49年9月10日/学内通信No.114]

「広島大学大学院組織図」について

広島大学統合移転・改革
に関する基本計画委員会

基本計画委員会は、全学の大学院構想について、その相互関係の組織を図式的に整理し、別掲のようにまとめた。この試案は、概算要求の作業日程の関係から、基本計画委員会を開く時間的余裕が得られなかったため、委員会幹事会の責任でメモとしてまとめて学長に答申する一方、6月21日の基本計画委員会で承認されたものである。

広島大学大学院組織図



基本計画委員会の「広島大学統合移転・改革についての中期将来計画」(昭和49年5月)は評議会の了承をえた。ただし部局将来計画については、帰納的に将来の全体的方向を示すにとどめたが、同「中期将来計画」の「I、はじめに」に述べたように部局の多様な構想にある程度の一貫性を持たせる作業は、なお懸案として残った。この懸案の整理は、「中期将来計画」策定完了と同時に議にのぼり、学長からもこの点について再諮問の形で要請があった。特に全学的な博士課程整備の全学の総意を外へ向かって説得力を持つように明確にする事は、必要な作業である。

ただ、この作業には、最小限にせよ部局間の調整を要すると思われる点が含まれているので、部局長レベルでの作業と併行して基本計画委員会の作業を進めることとした。ここに示す所は基本計画委員会幹事会の責任でまとめたメモである。

《大学院機能化の二条件—研究科充実と研究院の位置》

既に各分野にわたって整備された大学院研究科を持つ諸大学大学院は、①総合大学として基本的な諸分野を持ち、②各研究科に博士課程を有すると同時に、③付属研究所、施設が完備している。

普通、大学院と云う時、①②の要素が主として問題とされる。しかし、広島大学が今回の統合移転を機に構想する大学院は、他大学が云わば自然発生的に具備する③の要素を、当初から大学院の構成要素として意識的に位置づけることとした。すなわち、

1. 総合大学としての基本的な諸分野の欠落を補う
2. 各研究分野の研究科を、現実に立脚しつつ充実し総合大学として機能化する
3. 流動的に全分野をカバーできる研究機関（研究院）を構想する

更に要約すれば、A、研究・教育を司る各研究科の設定充実、B、博士課程を持つ全研究科の研究機能をより高度な水準で活力あらしめる研究機関の設定、充実、という二つが大学院機能を支える必要条件であり、広島大学大学院整備計画は、この観点によって構想される。

《研究科諸分野の位置づけ》

大学院はその研究機能の性格から、学部レベルよりも分野の細分・専門化が要求される一面がある。しかし細分・専門化された諸分野も究極的には、人文社会科学と自然科学の二領域に大別される。既存学部の名称をもってすれば、この二領域の中核をなす部分は、前者は文学部、後者は理学部という、純粋基礎科学に求められる。広島大学は旧広島文理科大学以来の伝統に支えられて、文学部、理学部の両者に大学院研究科博士課程を備えている。すなわち、大学のすべての分野に大学院博士課程を置こうとする場合の中軸的骨格が既に備わっているのであって、これは、他の国立大学にも数個の学部が博士課程を有するものがあるという量的類似とは、本質的に異る、広島大学の特徴的な条件である。

広島大学大学院整備構想は、別掲の組織図に示すように、既存の文学部大学院博士課程を中軸とする人文社会科学系分野と、理学部大学院博士課程を中軸とする自然科学系分野とを、大学院二領域の柱にすえ、そのおのおの、法学研究科、経済学研究科と、工学研究科、生物生産学研究科との、応用科学的な諸研究科を配する。薬科学研究科も、その学問的性格から見れば、後述の医科学系分野に含めるよりも、自然科学系分野に位置づけ、医科学分野に隣接させることが妥当と考えられる。

医科学系の分野は、自然科学系分野と、実質的には連続する関係を持つが、進学課程等の特殊性から一応分野を別とする。

教育科学系は、教科教育学の面では自然科学系と密接な関係を有するが、教育学プロパーに比重をおき、且、大学院レベルで考える限り、人文社会科学系により近い位置づけをすることが可能である。

体育科学系は、教育科学系・医科学系両分野の中間に位置する。これに将来、研究科を設置するか否かは尚、今後の問題を残すので、当面、総合科学系分野と関係づけて位置させた。

このように人文社会科学領域と自然科学領域とに大学院の機能を整理した時、この二領域の中間にあつて境界領域を架橋するものとして総合科学系の分野が考えられる。ただ、総合科学系分野と総合科学部との関係は、他の諸研究科が巨視的にはほぼ学部レベルの学問分野との間に保っている対応関係とは、やや異質のものと考えられる。

未確定の要素が多いが、総合科学系分野の研究科は、在来の諸研究科とは異なる形で構想されねばならぬ。

この点について、当面考える一試案の輪廓は後に述べる。以上の研究科の分野別位置づけは、各部署が自主的に構想した大学院整備計画と矛盾するものではなく、また全学的再編成を意味するものでもない。中期将来計画によって明確となった各部署の大学院機能が、どのような相互関係を持つかを整理し、各々の機能的分担を一層明確にし、その相補協力体制のあり方を探る意図から出るものである。

《研究科諸分野間の相補、協力体制》

前述のように約12の研究科を、人文社会科学、自然科学およびその両領域を結ぶ総合科学系の3領域、6分野に整理し、位置づけることによって、次のような機能性を確保できる。

1. 孤立しがちな各部署の上に設けられた従来の個々の研究科は、ともすれば研究科相互間の協力体制に欠ける所が多かった。今、これらを6分野にまとめることによって、分野内の各研究科は、相互協力、相互補完の独自のかたちを明確にできる。
2. 各分野の機能が明確になることによって、各分野間の協力体制を統一的に推進することが可能となる。

これらの協力関係は、各研究科が等しく博士課程として均等なレベルに立つことを前提とすることは勿論である。この協力、補完の関係の具体化の方法の一つとして、協力講座等の構想がある。また、各分野間の協力体制をより機能化するものとして総合科学系の分野のになう役割は大きい。協力体制をより効果的にするために管理・運営の組織についても考慮の余地はあるが、これらの諸点について、試案は後述する。

《研究院と総合科学研究科の機能》

大学院の本来備えるべき機能の一つとして研究院を位置づけた。これは広島大学の研究・教育体制について、修士課程を「研究と教育の両機能が高度に一体化する接点」と見たことからの帰結でもある。研究院のスタッフとなりうるものは主としてPostdoctoralレベル以上の研究者であって、ここに「一般教育」に始まり「学部教育」「大学院の研究・教育」、「研究院におけるより高度な研究」という、研究・教育の体系が整えられる。換言すれば研究院は、総合大学における研究機能を最高度に強化するadvanced studiesの場となる。

研究院は、大学院の内に向っては、各研究科、各分野と、相補協力関係を全学的に保証すると同時に、外に向かって開かれた組織とすることを特に重視する（「中期将来計画」研究院の項参照）。これに対して、総合科学研究科は、Pre-doctoralレベルを含む大学院各分野の研究総合の場であり、Project研究等を通して、境界領域的諸側面の研究を推進する方向で、その整備、充実が考えられる。従って教官、研究者の組織についても、学生定員についても、他の諸研究科とはおもむきの異なる一層の流動性を

持ち、全学的な規模で協力講座の協力体制のもとに運営されることになるであろう。

《研究所、施設、各種センター等の機能》

各部局レベルで構想されている研究施設が、当該研究科の研究体制の充実を目標にしていることは論をまたない。研究所、施設、センター等は大学院6分野の一つと密接に結びつくものから、総合地誌研究資料センター、アジア文化研究センターのように人文社会科学領域全体にわたるもの、核科学研究センターのように自然科学領域全体にわたる規模のものもある。更に大型計算センターのように全学的な研究の動脈となるものもある。

研究を主とするセンターは、その独自の目的で大学院レベルの研究を果しつつ、その人的組織は、たとえば理論物理学研究所のように、理学研究科の中に包みこまれているものもある。講座を必要としながら、全体の規模の枠から、ある部分を極度に拡大することが困難な事情にある部門については、これら研究所、センター等がその補完の役割を担っており、大学院整備充実と密接にかかわっている。一方、これらは、施設的には大学院の外郭を形成しており、これらの整備があつて、はじめて研究院、総合科学分野における研究の流動性が確保される。ただし、これらの施設を研究院に統合付属させる等の処置は、一見効率的に見えて、却って研究院の自由、流動性を阻害する結果となるであろう。

大学教育研究センター、大学教育研究開放センター、国際センター等は、研究院とは又別の意味で、市民社会、国際社会など外に向かつて開かれた窓であり、大学院の充実によって一層機能化されるのは勿論、大学院諸分野を統一的、組織的に結びつけるかなめの役割を果たすはずである。

《協力講座の機能》

大学研究科の各分野内、あるいは各分野間には講座内容として相互に関連したものが少くない。各研究科の学問的組織体系の上からは不可欠なその各々の講座を、講座間の協力体制によって整備しようとするのが「協力講座」の構想である。既に昭和47年12月の「広島大学大学院研究体制基本構想（試案）」にも提起されていた所である。

現在、実験講座は教授1、助教授1、助手2（非実験講座では教授1、助教授1、助手1）となっているが、仮にこれを、教授1、助教授2、助手4（あるいは教授1、助教授2、助手2）とし、助教授以下は2つの講座に分属するが、教授はこの両講座を統括する形をとる。これは教官定員の枠を有効に活用して必要講座を確保するというだけの目的ではなく、この協力講座の方式によって、講座間、研究科間、分野間の協力体制を促進することが主要な眼目である。

これに類する研究科相互間の協力体制は、既に現在も、文学研究科、理学研究科と教育学研究科との間などに、併任担当の形で行われている。しかし、研究科の充実に伴い、単なる併任形式では、実状にあわなくなるおそれもあるので、協力が充分実効

を有するよう制度的な裏付けを持つものとならねばならないであろう。

特に総合科学領域における研究の流動性を確保するためには、この体制を全学的な規模で強力に進める必要がある。

《大学院事務部の設置と管理・運営の問題》

大学院の充実に伴い事務量は確実に増大する。学部の事務に寄生する形態は早晚改めざるをえないであろう。

大学院事務部を各研究科単位で扱うか、6分野の各々を単位とするか、あるいはより大きな統一組織の事務部とするかは、容易に決定し難い問題である。これは大学院の管理・運営全般ともかかわる問題であって、大学院充実に伴い現在の研究科委員会の役割は漸次重くなるであろう。当面は現状通り学部教授会と研究科委員会との併存二重構造で進むこととなるが、将来は、研究科委員会が、学部教授会の機能を代行する形態に移行することが考えられる。従って、大学院6分野の各々を人文社会科学院、自然科学院、教育科学院などの一統一体として、その性格を明確にし、これに応じて研究科委員会、各科学院委員会、科学院全体委員会等を組織化し、各々の協体制促進を計ることも考えられる。

但し、学部と大学院とが組織的に全同とならぬケースも将来は予想されるので、管理運営については大学院研究科が全学的に定着した時、その実状に応じた形で、最善の方法を構想することが無用な混乱を避けるために必要であろう。

114. 広島大学の統合移転に伴う改革整備計画について

[昭和49年9月⁽¹⁾]

広島大学の統合移転に伴う改革整備計画について

西条地区移転統合を契機として、中四国地区における中心的な総合大学として発展することを期して、次のとおり整備を図る。

1. 大学院

- (1) 大学院における教育研究体制の整補充実に重点を置き、原則として各分野にわたって博士課程を設ける。
- (2) 大学院の構成については、専門の研究を深めつつ学問研究の総合性を重視し、学部の構成にとらわれず、人文社会科学、自然科学、教育科学及び医学の各領域で構成するとともに、総合研究科（仮称）を設ける等、新しい大学院の確立を目指す。
- (3) 総合研究科は、学際的領域等新しい学問分野について高度の研究教育を推進するための組織として構成し、大学院に専念する基幹となる講座の整備とともに学内のみならず、学外さらには海外の優れた研究者を招いて充実した教育研究体制

を編成する。

なお、この課程に関しては学術博士の学位を授与することを検討する。

- (4) 教員養成系については、現職教員の高度の研修の機会を与えることに十分配慮した修士課程を設ける。

2. 学部

- (1) 各学部における4年ないし6年の一貫教育の実施等一般教育の改善を図るとともに、学際的教育研究を推進するため、昭和49年度に総合科学部を創設したが、今後さらに整備をすすめ、その趣旨の実現を図る。

- (2) 教育学部は、教育に関する諸科学の教育研究を主たる目的とする学部改組し、現在同学部に置かれている義務教育等の教員養成課程はこれを分離し、初等教員養成の改善、教育実習の充実などの観点から新しい構想をとり入れた学校教育学部（仮称）として設置する。

なお、附属学校のあり方については今後検討する。

- (3) 社会科学系の充実を図るため、政経学部を新しい構想による法学部（仮称）と経済学部（仮称）に分離し、大講座制等により教育研究体制を整備し、両学部の協力のもとにコース制等により学生の進路に応じた教育を行う。また、第二部については、勤労学生に勉学の機会を与えるという観点から昼夜開講制の導入による発展的解消など抜本的改善策についても検討を加える。

- (4) 工学部については、近接学問分野の学科を統合して、新たに類（課程）を設けるとともに、大講座制をとって新しい教育研究体制を整備し、基礎工学を重視する複合型の履修課程を中心に幅広くかつ有効な履修形態を採用する。

- (5) 水畜産学部については、理学部生物学科からの移行も含め生物系の基礎的分野を補充し、水産・畜産を中心とする特色ある新学部として教育研究の体制を整備する。

- (6) 医学部薬学科については、医学教育との関連を考慮し、薬学に関する教育研究体制の刷新を図る。

- (7) 総合科学部及び教育学部の体育系教官を統合して体育学部を設置し、一般教育の体育をもあわせ行う。

- (8) 文学、理学、医学、歯学部については、現在の体制を基礎としつつ充実を図る。

3. 研究所その他の教育研究施設

- (1) 原爆放射能医学研究所については、当面現在地において整備する。その他の研究所、研究施設については西条地区に移転統合することとしその整備充実を図る。

- (2) 新たに学内共同利用施設として、言語センター、芸術センター、生活科学センター、情報処理センター、国際センター、大学開放センター、総合地計研究資料センター等の設置を考慮する。

- (3) 研究体制の充実については、当面大学院の充実を図ることを最重点とする。
4. 管理運営の改善については、総合大学として有機的かつ円滑な運営を確保しうるようさらに検討する。
5. この中期改革整備計画は、昭和60年完成を目途に実施するものとする。

115. 大学院五領域研究科編成と総合研究科構想案—学内討議資料—

[昭和51年6月30日／学内通信No.139]

大学院五領域研究科編成と総合研究科構想案

—学内討議資料—

広島大学統合移転・改革
に関する基本計画委員会

[大学院五領域研究科編成と総合研究科構想の課題]

総合大学としての研究・教育体制の整備充実をめざす広島大学の中期将来構想は、専門領域研究育の深化と、境界領域を含む研究教育の総合性とを同時に実現して行くことを目標として立案された。大学院レベルにおける全学の博士課程充実とは、主として専門深化の目的に即応するものであり、ここ数年間の全学の努力と協力によって、ほぼその実現のメドがたった。今、新キャンパス85万坪の用地確保に伴い、統合移転の実実施計画策定に向かう時期を迎え、研究教育の総合性充実の要請にどのように対処し、その構想をどのような形で定着させるかという課題に対しても、全学的な合意をうる方向で、更に一步前進しなくてはならぬ時に至った。総合性を支える柱となるものは、大学院五領域の編成と、その各領域を結ぶ位置にある大学院総合研究科構想との二つである。

[全学の協力体制促進のために]

大学院五領域編成及び総合研究科構想の両者は、共に“総合大学としての研究教育体制を有効に機能化させるために、大学院レベルで各部局がどのような協力体制を組むことができるか”という課題と深くかかわっていることは、申すまでもない。昭和49年度基本計画委員会が部局長レベルと協力してまとめた「広島大学大学院組織図」(学内通信No.114. 昭49.10)は、この課題の大綱を示したものであり、また「広島大学統合移転と改革についての基本構想」(昭和48年)などに提案された研究院構想案、先に研究教育体制専門委員会がまとめた「広島大学総合研究科(仮称)案」(学内通信No.120. 昭50.3)なども、部局等連絡会議、学内通信その他のルートで、学内へ提示して来た。

しかし、これら提案に対する反応は必ずしも積極的であったとは云えず、部局の関心は専ら当面する各部局の中期計画実現の成否により強く向けられていたかに感じら

れる。“部局間の協力体制をどのように考えるか”という議題についても、部局長連絡会議、部局等連絡会議を通して検討を依頼したが、提起した問題がやや具体性に欠ける点もあって、各部局からは積極的な意見をうるができなかった。そこで昨年度、一層具体的な形で「大学院五領域系編成構想(案)」を“検討のための試案”として部局等連絡会議へ提示しておいた。以来相当の検討期間を経たので、この問題について、ある程度の総括に入りたいと考える。

〔昨年度提案の輪廓〕

昨年部局等連絡会議に提案したものの輪廓を略述しておく。その内容は、A・B両案及び、その変形を含むものであった。

A案：学部と大学院組織とが、ほぼそのまま対応するもの。現行の研究科、乃至は部局の中期構想に示されている研究科をそのまま大学院の組織単位とし、これを大学院五領域区分—人文社会科学系、教育科学系、自然科学系、医科学系、総合系—の五系に括り、形式上の編成を整えるもの。

例)

人文社会科学系	{	文学研究科……	文学部	} 政経
		法学研究科……	(法学部)	
		経済学研究科…	(経済学部)	

B案：大学院五領域を、おのおのの一つの大研究科とし、五研究科の各々に含まれる諸専攻も、必ずしも学部レベルの組織にとられることなく、数個の系に統合あるいは分散する。

例)

人文社会科学系	{	文学系 ……………	文学部	} 政経
		社会科学系 ……………		
		法学系 ……………	(法学部)	
		経済学系 ……………	(経済学部)	

この場合、総合系(或は総合研究科)については、A案による時、二つの形が考えられた。

A' 各系へ新たに総合系の一研究科を加える。例えば人文社会科学系は文学・法学・経済学の三研究科の外に、総合系の一研究科を加え、四研究科で人文社会科学系を構成する。いわば総合系を他の四系へ分割配置する方式である。

A'' 総合系を一系として独立させ、その諸専攻に他系が協力参加する方式である。B案の総合研究科の位置もほぼこれに近い。

これら諸案について、A案は形式上の統合にとどまり、実質は現行の研究科の体制を存置する形となるので、実行は容易であるが、協力体制をどのように実質化するかという点では却って困難が多い。且、A'案は、総合性が各系内の領域にとどまる印象を残す。この観点から、基本計画委員会としては、A''案乃至B案、特にB案の線で更に案を検討してみる方向をとった。

〔研究教育体制専門委員会の総合研究科案〕

総合研究科構想の案の一つとして、研究教育体制専門委員会が提案しているものがある。この案は全学的協力関与という観点は十分考慮されているものの、14専攻という専攻数、また各専攻に基幹講座を設定する方式など、低成長下の社会情勢から見て、その実現には相当な無理が予想される。(今、紙面の関係で14専攻をここに掲げることは略す。学内通信No.120. 昭50.3を参照いただきたい。)

基本計画委員会としては、上記のような諸作業をふまえ、且、その反省の上に立って、実現可能な案の策定作業を開始した。以下、その作業経過の報告を兼ねて、大学院五領域研究科編成及び総合研究科構想案について述べることにしたい。

〔各種センター群との関連〕

「広島大学大学院組織図」に示した諸構成要素の中に、大学院充実と相補関係をなす各種センターが位置づけられていた。今回の作業においてもこれは無視できない問題であるが、3月の段階では、検討の結果、次の様に結論した。

1. 各種センターを統合移転実施計画の中へ具体的に位置づける作業は、先に決定した85万坪の用地のうち、アカデミック・コアとして利用できるスペースの確認後に行う方が、無用な混乱をまねかずにすむ。特に造成に要する予算措置などとの関係から見ても、なお事態は流動性が強い点も考慮されねばならぬ。
2. 大学院組織の検討、定着を優先させ、センターは大学院組織とのかかわり方という観点から、関連的に考える方が現実的である。特に部局の将来計画が、その位置する領域系内部の諸関連の上から再検討されている所もあり、センターもその作業に伴って、より合理的に立案される余地が残っている点も考慮されねばならない。
3. 本年度概算要求の工学研究科をはじめとする全学の大学院研究科実現推進に当たっても、全学の大学院の将来あるべき組織・編成は直接概算要求の内容とはならぬにせよ、補足説明資料としては必須のものと考えられる。

補足的に云えば、1.については、近くキャンパス用地専門委員会の中間報告が出る予定である。2.については、従来からも考えられていた「全学にかかわるセンター」、「主として自然科学系にかかわるセンター」「主として人文社会科学系にかかわるセンター」という観点の外に、センターの事務部門の集中管理方式とか、研究教育を中心とするセンター群を将来大学院独立研究科乃至、独立専攻へ移行するような構想に折りこんで行くかなどの新たな課題も考えられる。それらは、とりもおさざり大学院組織の基本方針が明確になっていなくては、位置づけが困難となる。

このような理由で、まず大学院五領域研究科編成及び総合研究科構想案をまず取り上げる対象とした。

〔大学院五領域研究科編成案〕

大学院の編成については、先に述べた、B案の線で、一層具体的な素案をまとめた。

「広島大学の統合移転に伴う改革整備計画について」(学内通信No.116. 昭49.11)に示された学長と文部省との覚書に見られる「大学院の構成については……学部の構成にとらわれず」「専門の研究を深めつつ学問研究の総合性を重視し」という二点の精神を生かしつつ、同時に合理性のみに走って非現実的な案とならないよう配慮を払った。

(大研究科)	(系)	(専攻)
1. 人文社会科学 研究科	文学系	哲学専攻、史学専攻、人類・地理学専攻、東洋文学専攻、西洋文学専攻、言語学専攻
	《社会学系》	○各系の専攻については、各部署中期将来計画に示された大学院研究科の専攻による(文学系の例のみを示し他は省略した)。 ○《 》で示したものは名称あるいはその系を立てるか否かになお問題を含むものである。
	法学系	
	経済学系	
2. 自然科学 研究科	理学系	
	《应用理学系》	
	工学系	
	生物生産学系	
	《生物学》	
3. 教育科学 研究科	教育学系	
	《体育学系》	
	《学校教育学系》	
4. 医科学 研究科	医学系	
	薬学系	
	歯学系	
5. 総合 研究科	総合系	
	(総合研究科総合系の専攻案は別に示す。)	

1～4の各研究科内で、《 》を付して示した問題を含む系の扱いについては、おのおのの研究科で検討をお願いしたい。

〔大研究科制における研究科委員会〕

上記の素案について基本計画委員会内で出た諸意見は多いが、今記すことを略する。ただ、この組織を取った場合の管理運営がどのような形になるのかという点は、多く

の意見が集中すると予想されるので、若干付け加えておきたい。

学部段階における部局教授会中心の体制に変更はない。大学院レベルでは「各系研究科委員会」（例えば「文学系人文社会科学研究科委員会」〔略して「文学系研究科委員会」〕〈仮称〉の如きものが、主要な管理運営の単位となる。別に各々の大研究科について「研究科連絡委員会」（例えば「人文社会科学研究科連絡委員会」の如きもの）を設けて各系の横の連絡を計ることも必要であろう。

各大研究科は、それを構成する教官数の規模等から考えても、大に過ぎ機能性が失われるおそれがあるので、研究科委員会の実質機能は「各系研究科委員会」におくことが望ましい。従ってそれは現在の各研究科委員会と人員構成等、ほぼ等しいものとなる。

この観点で考える限り、先に《 》で示した社会学系、応用理学系等は、現行の研究科委員会構成の枠からはみ出す点があるので、各部局で十分その設定に検討を加える必要がある。また生物生産学部を水畜産学部が改組された後の生物生産学部のみで成り立たせるか、更にこれに基礎科学的側面を持たせて成り立たせるか。教育科学研究科でいえば、教育学系と学校教育学系との関係、等々、これらは各大研究科に含まれる部局で十分検討されることが望ましい。その検討の過程で、系を分け或は分けぬにせよ、相互にどのような実質的協力が可能であるのか途が明らかになることを期待したい。

要するに本案のめざす所は、研究の基本組織として五大研究科を立て、その各々の専攻が広い協力関係の実をあげようことを期すると同時に、五大研究科が管理運営面で当面すると予想される障害を「系」中心の各系研究科委員会という中間区分を設けることで円滑ならしめようと意図したものである。

学部段階と大学院段階とが必ずしも組織上全同とならぬ場合をも敢て想定して立案したのは、次第に比重を増す大学院が、将来は機構として独立せざるをえなくなるであろう状況をも予想して、それに対応できる余地を残そうとしたためである。

当面、大学院研究科が独立した事務機構を整備するためにも、これを五大研究科について実現して行くことが堅実な処置といえよう。

〔独立研究科としての総合研究科構想案〕

大学院五領域について、ほぼ以上のような案をまとめ、四月から基本計画委員会は、総合研究科構想案の検討に入った。先にもふれたように、研究院構想、研究教育体制専門委員会の総合研究科案など、既に提起された諸案をふまえ、実現の可能性という観点で再検討を加えたものである。

1. 独立研究科としての総合研究科

総合研究科は、学部・部局の既存の組織にとらわれぬ大学院独立研究科として構想する。従って従来提案されたadvanced studiesとしての性格はセンター構想にからめて

別途に実現の方向を考える。大学院五領域のうち、他の四大研究科も、先の案によれば各々学部の組織にとらわれぬ独立研究科としての性格を持つが、それらは「系」の段階では学部組織と近い対応関係を持つ。しかし総合研究科は他の四大研究科の領域をもふまえた高度の総合性を志向し、且、全学がこれに関与する性格をも付与せねばならぬ。その意味で独立研究科としての性格は一層強い。

2. 形式的平等均一化を排した“全学的関与”

総合研究科は、学際的・総合研究・教育の推進を目的とし、それにふさわしい組織であらねばならない。総合大学の全学的機能がこれに関与しうる組織でなくてはならないが、それが形式化した平等均一化の弊におちいらぬよう十分な配慮がなされねばならない。また研究教育体制の流動性保持には特に留意しつつ、新しい総合研究の高度な学問体系を確立して行けるものでなくてはならない。

3. 総合研究科の専攻の数

大学院研究科としての総合研究科としては、当然専攻を定めねばならない。専攻の数については現在なお2～3案があって決しがたい。

A案 5～6専攻程度を基本とする案

B案 2専攻にしぼる案

C案 相当数の専攻を立てる案

C案は先に研究教育体制専門委員会が提案した14専攻案に代表されるものである。ただその早期実現には困難が多いと見られる所から、A・B両案が出されている。A案の5～6専攻案は、その数においては妥当な線と考えられるが、各部署が総合研究科に期待する諸専攻は、C案に見られるように多数であって、これをA案の専攻数に調整することは、技術的に相当な困難が伴う。B案はこの技術的困難を考慮して、大きく人文社会科学（教育科学を含む）と自然科学（医科学を含む）との二領域に分けて二専攻を立て、その領域内の総合から進めて、両領域の接点に真の総合性の体系を求めて行こうとするものである。但しB案については、現実問題として、その二専攻で総合研究科にふさわしい内容を備えうるかという点に、なお疑問が残る。

4. 専攻の内容

今仮に先のA、B二案について、おのおの想定しうる専攻の実例を仮にあげて見ることとする。

A案5～6専攻とした場合

- 1) 人間科学専攻
- 2) 比較文化・国際関係学専攻
- 3) 生命科学専攻
- 4) 物質科学専攻
- 5) 情報科学専攻
- 6) 核融合・核科学専攻（ただし、これは advanced studiesとして位置づける方がよいとする意見も強い）など。

B案2専攻とした場合

- 1) 比較文化・国際関係専攻
- 2) 生命科学・環境科学専攻

ここに例示した専攻名については、そこに各個別専門領域、境界領域がすべて関与できる途を開きうるように、既成の概念規定にとられぬより広い概念設定を行い、その新しい包括概念が現実にも定着しうよう研究教育の実際面で勝負して行くことが必要であろう。蓋し真の総合的な学問は、既成の概念の中にとじこもる限り成り立ち難いであろうし、既成の概念にたよった総合性の学問体系も、決して真の総合性を保証する学問体系とはなり難いと思われるからである。

5. 専攻と大学院講座の構成

設置基準には「講座」という専攻の構成要素はないが、仮に学部組織に準じて大学院講座の名称を用いる（以下、講座と略称する）。

大学院各研究科の諸専攻に数個の大講座をおく。相当規模の大講座を設定することによって、先に研室教育体制専門委員会案に示された骨格のほとんどを摂取することが可能になるような立案が望ましい。当初から多くの専攻を立てるのではなく、将来必要となると予想される枠組みを大講座として設定することを、当面の目標とするのである。

たとえばB案について大講座名を仮に設定すれば次のようになる。

比較文化・国際関係専攻－①人間学・人間行動論講座 ②表現科学講座 ③現代社会論（技術文化論）講座 ④比較文化・地域学講座 ⑤国際関係論講座など

6. 講座の部門編成

- 各大講座に
- 1) 基幹部門（教授1～2名）－以下、数値は仮のもの。
 - 2) 協力部門（教授4～6名、助教授4～6名）
 - 3) 流動部門（教授1～2名、助教授1～2名）
 - 4) 客員部門

を置く。基幹部門は大学院専任教官、協力部門は学部にも所属して大学院を兼務する教官。流動部門は学内客員教官の形に近いので、3)、4)をおのおの客員部門Ⅰ、客員部門Ⅱとして、学内・学外の区別をすることも考えられる。

基幹部門（乃至、協力部門も含めて）の教官数等は、大学院設置規準・審査基準等に合致する適正規模を考えねばならないので、この点は更に検討を要する。研究教育を中心とするセンターの専任教官が総合研究科の協力部門（乃至基幹部門）の担当者となりうることは申すまでもない。

7. 各講座の教育・研究指導科目等

専攻名、講座名等が最終的に定着していない段階であるから、各講座の教育・研究指導科目等について試案をここに示すことは略する。ただ先にもふれたように総合研究科の研究・教育内容の流動性・多面性に対応する意味から、教育科目の個別的な名称は、各々の原論的なもの以外は「人間学Ⅰ」「人間学Ⅱ」の様に表示し、別にその内容を広く説明的に例示するにとどめる方が有効であろうとする考え方があったこと

を付け加えておく。

教育及び研究指導の方法としては、複数教官を中心とした総合セミナーの形をとることになる。学生は特定講座に所属するが、当該所属講座以外の講座関係の単位を一定数取得することを定め、博士課程後期においても研究指導以外に一定数の単位取得を必要とする方向で制度を考えるべきであろうという意見もあった。どのような講座編成を行っても、総合性を目指す場合、結果的には一つの講座、時には一つの専攻の範囲内で充足できない面が残ると予想されるからである。それは研究者が自主的に解決すべき問題ではあるが、より積極的にそれを助成する制度化のあることが望ましいという観点からの提案であって、総合研究科の特色を生かす途でもあると考えられる。

8. 総合研究科の課程について

この条は最初にふれるべきものであるが、論旨整理の都合上、細目の後にかかげた。総合研究科の課程については二案が考えられる。

- A 総合研究科は博士五年課程とし、修了者に学術博士の称号を与えるものとする。ただし学内外の修士の学位を得にものが後期課程へ編入学する途を広く設ける。
- B 総合研究科を、専門性を備えた修士修了者を受け入れる博士課程後期のみの独立研究科とし、研究者の養成を目ざす。同時に、高度の職業人育成を目標とする修士課程を併設し、博士課程後期のみの課程と修士課程との複合構成を取る。このような構成を取る場合は、博士課程後期の専攻を先に述べた線で構想すると共に、修士課程ではこれと異なる専攻を立てることが、その性格上、適切であろう。たとえば、地域文化、社会文化、国際文化（または言語文化）、環境科学、情報行動科学など、ある程度、総合科学部の既存コースとの対応を持たせる方向で検討すべきである。

9. 総合研究科の管理運営

総合研究科も他の大研究科と同様、研究科委員会中心の管理運営を考えるべきである。しかし、他の四研究科が総合研究科と深くかかわり、且、総合研究科が一大研究科一系の形態を取る点も考慮して、全学的規模の各種センターと同様、全学的な運営委員会に準ずる組織形態を加味しうる方向で、独自の管理運営の方法を組むべきであろうと考えられる。

〔おわりに一現実的な危惧と将来の展望と一〕

蛇足に近いことになるが、ふたたび述べておきたい。総合研究科と、総合科学部の大学院との名称の類似もからんで、議論は混乱することが多かった。独立研究科としての総合研究科は、決して総合科学部の上に直結する大学院研究科ではない。しかし、勿論、総合研究科は、総合科学部の関与を一切排除する形で成り立つものでもない。総合科学部も、その他の学部・部局も、平等な立場で、最も研究教育の高度な総合性を伸長しうる体制を組むのが、総合研究科の理想的な将来像である。

しかし、同時に現実的な問題としては、先に述べたように新しい独立研究科として発足する総合研究科は、設置規準、審査規準に照らして、適正な専任教官が備わらねばならぬ。総合研究科を博士課程後期課程のみの独立研究科として構想する場合でいえば、文学研究科・理学研究科・教育学研究科など、現に博士課程後期の課程を担当している教官は、同時に総合科学研究科の基幹部門（協力部門を含む）の専任教官とはなり難い。また現に修士課程のみの大学院を有する諸部局の教官も、当該研究科が中期構想において博士課程設置を志向している限り、その必要構成員であるから、同時に総合研究科の基幹部門専任教官とはなり難い。とすれば“結局、総合研究科は、大学院を有していない部局の教官の救済措置にすぎないではないか”という議論も々耳にする。

この種の議論を必ずしも低次元のものの一蹴することはできない。それは学問の総合性という問題が、云うは易くその実践は極めて困難な領域に属し、形のみみ出来上って内実の伴わぬうらみを残すことをおそれての良心的な危惧の表明だと推測されるからである。

しかし、新しいものを創設する時に、全く危慎の伴わぬ場合は稀であろう。特に広島大学の場合は、学問の総合性を希求する願望が、専門領域の研究を一層充実させようとする意欲と併存して、改革、統合移転の動きを支えて来た。この事実と歴史を、今、改めてふりかえり確認したいと思う。その希求の念には、総合研究科のような機構の中ではじめて自分の研究・教育が活かされると信じる人や、或はそういう機構の必要を強く主張したい人の、あまたの支持がこめられていたと思う。学部の所属は現在のままであっても、大学院レベルでは総合性追求に全力を傾注したいと考える人もあろう。また、現在の所属部局を離脱してでも新しい総合的な学問体系確立に賭けてみたいという熱意を抱いている人もあろう。それは学内だけでなく、学外にも決して数は少なくないと思われる。そして将来、そういう願いを持つ研究者の数は増加こそすれ、減ずることはあるまい。

意欲さえあれば道は開けるものだという意見も一理ある。しかしわれわれは、そういう新しい領域開拓に意欲を燃やす研究者に、その実現の場を提供すべく、今、総合研究科という未知に近い組織の理想的な形態を熟考し、その実現に努力すべきではなからうか。そのような場を設定しておくことは、結果的には広島大学全体の学問研究・教育の水準を高めて行く途に通ずるはずだからである。

五領域大研究科編成案もそういう将来展望を視野に入れて立案した積りである。

85万坪の用地が確定し、キャンパスのレイアウトをはじめ、移転の年次計画など、私たちは具体的な立案をつめて行かねばならぬ段階に辿りついた。“全学的な協力的体制はいかにあるべきか”を考え、大学の将来の大計を定めるのは、今の時期をおいてない。

広島大学の将来を充実させるための主要な柱として、大学院問題についての検討資料をおとどけする。構成員皆様の積極的、建設的な議論と御協力をお願いする次第である。

〔編注〕見出し・本文の〔〕は、原文のまま。

116. 広島大学大学院整備構想について〔10・23案〕

〔昭和54年10月23日／評議会（昭55.7.31臨時）〕

広島大学大学院整備構想について

昭54.10.23

広島大学大学院の整備は、「広島大学の統合移転に伴う改革整備計画について」の基本理念をふまえ、次のような方向で整備を図るものとする。

1. 人文・社会科学系については、人文科学系と社会科学系に2分し、それぞれ整備する。
2. 人文科学系のうち、既存の文学研究科の専攻は従前通りとし、同研究科に総合科学部の人文科学系を基礎とした学術博士を授与する専攻を設ける。
3.
 - (1) 社会科学系は、1研究科とし、法学部、経済学部及び総合科学部の社会科学系を基礎として、法学博士を授与する専攻、経済学博士を授与する専攻及び学術博士を授与する専攻を設ける。
 - (2) 学術博士を授与する専攻は、総合科学部の社会科学系、法学部及び経済学部がそれぞれ相互乗入れる型で編成する。
4. 教育科学系は、既存の教育学研究科を整備するとともに教員養成系の学校教育研究科修士課程を設ける。
5.
 - (1) 自然科学系は、既存の理学研究科及び工学研究科の他に生物生産学部と総合科学部の自然科学系を中心とし、理学部、工学部、医学部及び研究所等の協力（協力講座を含む。）を得て編成する第3の研究科を設ける。
 - (2) 第3の研究科は5（または「3」）専攻とし、学位は専攻に応じて学術博士、農学博士、理学博士及び工学博士（または「学術博士及び農学博士」）とする。
6. 医科学系は医学研究科及び歯学研究科とし、薬学系は医学研究科へ包含し専攻を設ける。
7. 各研究科及び各専攻の設置は整備の整った研究科及び専攻から逐次行う。
8. 課程は、博士課程前期・後期の課程とし、既存の修士課程は発展的に解消する。

第4章 広島大学の発展

解題

第1節 統合移転

八つの高等教育機関を包括・併合して発足した広島大学は、その部局（附属施設を除く）が県内6市町村11カ所に分散する典型的な「タコ足大学」であった。創設前の計画（「国立総合大学広島設置計画書」〔24〕）では、部局の分散は文化の地方的普及の趣旨に合致するものとされていたが、昭和26（1951）年に大学設置審議会第9特別委員会が決定した「国立大学総合整備計画」〔64〕の方針に沿って、広島市内の東千田・千田・東雲地区および福山地区への統合が進められた。

統合は実施されたものの、県内2市5カ所へのキャンパスの散在は、教育・研究上のみならず、管理・運営の面でも多くの障害をもたらした。なかでも、大学の拡充に伴って主要機能の集中が図られた東千田地区の狭隘さが問題となり、大学紛争を契機に統合移転の問題は全学的な課題として取り上げられるようになった。昭和44年5月の『大学問題検討委員会準備委員会答申』〔94〕では、キャンパス問題について取り上げてはいるが、統合移転の方針は採っていない。ところが、同年7月の『仮設0』では、「広島大学としては、総合大学・姉妹型大学のいずれに向かうにしても、広大なキャンパスの入手には、早急に着手すべきである」と述べ、大学改革とキャンパス問題が密接に関係するとの認識を示した〔95〕。続いて『当面の改革に関する建議－第一次－』において、「総合キャンパス問題を含めた将来計画への着手」のための特別委員会設置が建議され〔96〕、11月、評議会に将来計画特別委員会が設置された。

昭和46年5月11日、飯島宗一学長は評議会に「キャンパス問題に関する覚書（1）」を提出し、これまでの経緯とキャンパス構想（新キャンパスはおおよそ300万㎡を予定し、さしあたり医・歯・薬・病院および附属学校などをのぞく大部分の部局が集中する等）を述べた上で、各部局での検討を要請した〔117〕。同月25日、評議会は各部局の意見をふまえて、「適当な用地を確保・入手し、大学の自主的な改革がそこに実現するという方向でキャンパス問題に関し必要な外部に対する諸手続をすすめる」ことを承認した。

キャンパス候補地については、将来計画特別委員会のキャンパス問題小委員会が24カ所について調査を行った〔118〕。これを受けて、キャンパス用地調査委員会は、候補地を西条・可部・五日市の3地区に絞り、自然のおよび社会的条件について検討した。昭和47年9月、学長は「キャンパス問題に関する覚書（2）」

を評議会に提出、統合移転の意思を確認するとともに、3候補地からの移転地選択を求めた〔120〕。その後、各部局での検討をふまえて、11月24日の臨時評議会は、統合移転の意志を決定するとともに、用地の決定に関しては学長に一任することを決めた〔122〕。これを受けて昭和48（1973）年2月8日、学長は統合移転地を賀茂郡西条町御菌宇地区にすることを決定・公表、県知事に50万坪の先行取得を依頼するとともに、さらに70万坪の用地確保を要請した。

移転候補地について、大学は広島県・広島市から非公式に情報提供を受けるとともに、県・市との協議も行った。学内において移転候補地が検討されている最中の昭和47年8月、広島県の学園都市整備計画策定班は、広島大学の移転先として賀茂郡西条町御菌宇地区が適当とする報告書をまとめた〔119〕。一方、広島市は広島市および広域合併予定地域内への移転を求め〔125〕、県・市間で意見の一致を見ることはなかった。

文部省との間では、評議会が統合移転を決定する以前の11月10日に文部省で国立大学統合整備等事務連絡会を開催し、事務局長・経理部長・施設部長が統合移転の経緯・所用経費・必要面積について文部省に説明した〔121〕。12月21日に文部省で開催された国立大学統合整備等連絡協議会では、学長が統合移転地を西条とすることを文部省に報告し、文部省もこれを了承したが、100万坪という面積については難色を示した〔123・124・126〕。文部省と大蔵省との間では、統合移転地は西条町で約50万坪とし、一般会計から援助しないこと、大学の将来構想とは関係ないことが確認されていた〔127〕。両省間ではその後も交渉が持たれ、昭和50年12月、統合移転地の面積は概ね85万坪とし、移転に要する用地、施設、設備費は跡地処分財源をもって充てることが確認された〔130・131〕。これによって、統合移転の面積、建設期間および財源が確定された〔132〕。大蔵省は更に用地整備について閣議了解を取ることを求めたため、跡地処理について広島県の同意を得たうえで〔136〕、昭和52年3月に「賀茂学園都市における広島大学用地の整備について」閣議了解された〔137〕。

移転用地の取得については、大学が県に依頼して広島県土地開発公社が約100万坪を先行取得することが、昭和48年7月に大学・県・公社の三者間で了解された〔128〕。広島県は、広島大学の西条移転決定を受けて大学を核とする地域開発に乗り出し、昭和50年には賀茂学園都市建設基本計画を策定した〔129〕。その後昭和51年の地域振興整備公団の発足により、同公団が移転用地を取得することになった〔133〕。

地域振興整備公団による用地買収が始まった昭和51年には、「大学改革の実践の中で、ひとつの理想的なキャンパスの建設」をうたった『広島大学新キャンパス基本計画のための報告書』が公表されるとともに〔135〕、統合移転実施計画委

員会が設置され、具体的な移転実施計画を策定する段階を迎えた。昭和53年には、統合移転の年次計画が策定された〔138〕。昭和57年、工学部が全学の先陣を切って東広島市に移転した。当初は昭和60年度に移転完了予定であったが、以後計画は5度にわたって見直された。

移転計画が遅れた理由には、公共下水道整備の遅れといった要因もあったが、跡地処分が順調に進まなかったことが最大の原因である。先述したように、移転に要する費用は跡地処分財源をもって充てることになっていたのであるが、広島市は広島大学の前身校および新制大学発足時に土地を寄付したことを根拠に、寄付分の無償譲渡を求めたのである〔139・140〕。工学部跡地処分方法をめぐって、市と国は激しく対立し、政治問題と化していった〔141〕。昭和58年に国会議員から半分を無償譲与し残り半分を時価売却する調停案が提示され〔142〕、翌昭和59年工学部跡地利用計画がまとめられ、昭和60年度から順次処分が行われた〔144〕。

工学部移転から6年後の昭和63年、第二陣の生物生産学部が東広島市に移転し、その後各部局が順次移転した。学部移転が完了した平成7（1995）年には、統合移転完了記念事業が実施された〔147〕。そして平成9年1月の事務局等の移転をもって、統合移転は完了した。西条への移転決定から22年、工学部の移転から13年目のことであった。この間昭和61年には、移転に伴う文書・資料の散逸を防止することを主目的に文書保存委員会が設置された〔145〕。大学に文書保存のための委員会が設置されることは画期的であったが、実質的には機能せず、移転の過程等で多くの貴重な文書が失われることになった。

広島市内の広島大学跡地は、市内中心部に位置しており、都市計画に及ぼす影響も大きい〔143〕。この土地の利用については、各方面から様々な構想が出された。広島大学には統合移転が計画された当初から、東千田キャンパスの一部を政経学部第二部や「大学センター」など、「大学開放」のための施設として使用する考えがあった〔134〕。大学施設の存続については地元からの要望もあり〔146〕、現在では旧東千田キャンパスの約1割を大学キャンパスとして使用している。残りの土地の一部は広島市が購入し、東千田公園として整備されたが、旧大学用地の約6割については、未だ利用計画が定まっていない。この地に現存している被爆建物である旧理学部一号館をめぐっては、広島大学関係者等の間からその保存を求める運動が起きている〔148〕。

第2節 学問の変化と組織の整備

大学紛争を経て、1970年代以降には、学部・大学院・学内共同教育研究施設など多くの組織が整備されていった。本節には、これらの組織について、『設置申請書』『概算要求書』などから、その組織の目的を示す部分を中心に収録した。

昭和50（1975）年度以降の広島大学の整備は、基本的に「広島大学の統合移転に伴う改革整備計画について」（以下、「改革整備計画」と略記）〔114〕に沿って行われた。

〔学部改組〕

第3章第2節でみたように、一般教育の改革・教養部の改組・総合科学部の創設は、広島大学改革の重要な柱の一つであった。昭和49年5月31日、国立学校設置法の一部を改正する法案が国会を通過し、6月7日に総合科学部が設置された〔159〕。工学部は、大学改革の議論の中でいち早くくさび形カリキュラムを採用するとともに、学科制の廃止を提案した。昭和51年、11学科と共通講座を第一類（機械系）・第二類（電気系）・第三類（化学系）・第四類（建設系）の四つの類と共通講座に全面的に改組した〔162〕。政経学部は、「社会科学は一つ」という理念の下、政治経済学科1学科で出発したが、昭和40年に法律政治学科（第一部・第二部）・経済学科（第一部・第二部）に学科分離した。そして昭和52年には、政経学部を分離して法学部（第一部・第二部）・経済学部（第一部・第二部）に改組された〔165〕。教育学部は、文理科大学・高等師範学校・女子高等師範学校・師範学校・青年師範学校というという戦前の教員養成諸学校を母体として発足した。そのため、教育学部（本部）のほか東雲・三原・福山の三つの分校が置かれ（三原分校は昭和37年に東雲分校に統合）、教育科学研究と初・中等教員養成とが一つの学部に含まれ、学科—講座制と課程—学科目制とが併存することになった。この時期、全国的には新構想の教員養成大学設置が進んだが、広島大学では義務教育教員養成を切り離さず、学校教育学部として独立させる方針を採った。昭和53年、東雲分校を学校教育学部として義務教育関係諸学校の教員養成課程を整備するとともに〔171〕、教育学部（東千田）・福山分校は、3学科13大講座に改組された〔172〕。また、この改組に伴って教育学部の附属学校は全学附属となり、附属学校部が新設された〔168〕。水産・畜産の2学科で発足した水畜産学部には、昭和41年に食品工業化学科が増設された。昭和54年、従来の3学科19講座を改組して、1学科7大講座からなる生物生産学部が設置された。これにより、大学科制を基盤とした幅広い選択と専門性の追究を意図したコース制教育が実施されるようになった〔173〕。

紛争後の改革構想のなかで、言語、芸術、体育等に関するセンター設置が構想されたが、体育についてはその後、体育学部創設が目指された。体育学部創設は「改革整備計画」に盛り込まれ、昭和55年度予算では体育学部改革調査費が認められた。その後概算要求が続けられたが実現せず〔178〕、平成5（1993）年になって学部創設を断念した。この時期の学部改組は、紛争後の改革・将来計画構想が実現した一面を有しており、改組後はいずれも大講座制が採られるようになった。

なお、教員養成を目的とする学校教育学部は、当初は学科目制であった。

[学部附属施設の設置]

学部には、附属の教育施設および研究施設が設置されている。国立学校設置法施行規則に基づく施設として、昭和47年には、歯学部附属歯科技工士学校〔151〕と工学部附属内海水環境研究施設〔153〕が設置されたが、後者は昭和51年に廃止された。省令施設としては、昭和49年理学部附属宮島自然植物実験所〔158〕、昭和51年歯学部附属歯科衛生士学校〔161〕、昭和52年理学部附属遺伝子保管実験施設〔163〕、昭和55年医学部附属薬用植物園〔175〕、昭和63年医学部附属動物実験施設〔187〕、昭和63年学校教育学部附属教育実践研究指導センター〔188〕、平成元年経済学部附属地域経済研究センター〔189〕が設置された。

[大学院・専攻科の設置]

全学に大学院博士課程を設置することは、教育・研究条件の格差是正のためにも重要な目標であった。歯学部（昭和40年設置）には昭和47年に大学院博士課程が設置され〔154〕、医学部薬学科（昭和44年設置）には学年進行に伴って昭和48年に薬学研究科修士課程が設置された〔156〕。また、昭和47年には法学研究科修士課程が設置され〔155〕、経済学研究科と併せて政経学部に大学院が整備された。

「改革整備計画」以降、昭和52年に工学研究科博士課程が〔164〕、翌53年には地域研究研究科および環境科学研究科に修士課程が設置された〔167・170〕。工学部にとって博士課程設置は悲願であったが、それは学部改革を断行した翌年に認可され、地域研究・環境科学の両研究科設置は、広島大学改革の目玉である総合科学部の学年進行に伴うものであった。

昭和55年以降は、いわゆる10.23案と呼ばれた「広島大学大学院整備構想について」〔116〕に沿って大学院の整備が行われた。まず昭和55年に学校教育研究科修士課程が設置され〔176〕、昭和57年には医学研究科と薬学研究科とが統合して医学系研究科が設置された〔179〕。自然科学系の大学院は、昭和60年に環境科学研究科（修士課程）および農学研究科（修士課程）を改組して生物圏科学研究科（博士課程）を設置するとともに〔180〕、昭和61年に工学研究科に情報工学専攻が増設された〔182〕。「大学院整備構想」のうち、もっとも困難を極めたのは人文・社会科学系である。昭和61年に、地域研究研究科・法学研究科・経済学研究科（いずれも修士課程）を改組して社会科学研究科博士課程が設置された〔183〕。これによってほぼ全分野に大学院博士課程が設置された。

専攻科については、昭和48年に特殊教育特別専攻科が設置された〔157〕。

[研究所の廃止]

理論物理学研究所（以下、「理論研」と略記）は、昭和19年に広島文理科大学附属研究所として設置され、新制広島大学の発足とともに広島大学の附置研究所

となった。理論研の設置は、波動幾何学の研究成果によるものであり、物理学の基礎理論に関する総合的研究をその目的とした。

戦後、文部省は3部門（後には5部門）以下の小規模附置研究所を認めない方針を採っていた。理論研は研究部門の拡張の準備を進めていたが、湯川秀樹のノーベル賞受賞を契機に、昭和28（1953）年に京都大学に全国共同利用の研究所として基礎物理学研究所（以下、「基研」と略記）が設置されると、理論研の拡充は困難となった。

昭和32年になると、合併が具体的な問題となった。文部省の意向は、広島大学理学部に微晶研究施設の設置を認める代わりに、理論研を基研に合併させるというものであった（発端は広島大学理学部長からの要求であった）。評議会での種々の議論の結果、合併を進める方針が了承された。しかし、翌33年に性格の異なる両研究所の合併は好ましくないという関西素粒子論グループの見解が表明され、このたびの合併話は取りやめとなった。

その後も文部省から合併についての働きかけがあり、昭和63年には両研究所間で合併問題連絡会議が設置され、具体的問題について検討がなされた。平成元年には合併についての合意を得、平成2（1990）年6月をもって理論研は廃止され、基研に統合された〔190・191・192〕。竹原市の理論研跡地は、生物生産学部附属水産実験所として使用されることになった〔193〕。

〔学内共同教育研究施設等の設置〕

広島大学には、学生の健康管理のための施設として、昭和25年から本部構内に医務室が、昭和33年から医学部附属病院精神神経科内に精神衛生相談室が設けられていた。昭和44年には、国立学校設置法施行規則に基づき、学生の保健管理に関する専門的業務を行う厚生補導のための施設として保健管理センターが設置された〔149〕。

昭和40年代後半にはいと、特定の部局に所属しない学内共同利用の教育研究施設が設置されるようになった。昭和47年、国立学校設置法施行規則に基づく広島大学初の学内共同教育研究施設として、大学教育研究センターが設置された。このセンターは、大学紛争を契機に学内措置で設置された大学問題調査室を基礎としており、わが国最初の大学問題に関する公的な調査研究機関である〔152〕。昭和53年には、核融合理論研究センターが設置されたが〔169〕、平成2年に核融合科学研究所に移管された。昭和56年には、総合情報処理センターが設置された〔177〕。このセンターの前身は、昭和37年に理学部内に設置された電子計算機室にまでさかのぼる。昭和40年に学内共同の利用施設となり、昭和45年に計算センター、昭和55年に情報処理センターと改称され、翌56年に省令化された。昭和61年には、10年時限で集積化システム研究センターが設置され〔181〕、昭和62年の

遺伝子実験施設〔185〕、昭和63年の低温センター〔186〕、平成2年の留学生センター〔194〕、機器分析センター〔195〕と、次々に設置されていった。

上記はいずれも、国立学校設置法施行規則に基づいて設置された学内共同教育研究施設であるが、この他に学内措置によって設置された施設がある。大学教育研究センターや総合情報処理センターのように、まず組織が学内措置で設置され、その後省令施設化される場合もある。西条共同研修センターは、昭和47年に中国・四国地区国立大学の学生および教職員の合宿研修のための共同利用施設として学内措置により設置された〔150〕。昭和50年には、わが国最初の平和学の学術的研究機関である平和科学研究センターが、学内措置で設置された〔160〕。昭和50年に中央濃厚廃水処理施設として活動を開始した中央廃液処理施設は、昭和52年に学内共同利用施設として規程が整備された〔166〕。広島大学では、日本学術会議の勧告を受けて総合地誌研究所の設立を目指していたが実現せず、昭和61年に学内措置で総合地誌研究資料センター〔184〕を設置した。

〔国際交流協定〕

昭和50年代に入ると、大学の国際交流は盛んとなり、世界各地の大学と国際交流協定を締結するようになった。広島大学として最初の協定は、昭和54年に締結したチュービンゲン大学（ドイツ連邦共和国）との間のものであり、その内容は学生交流に関するものであった〔174〕。国際交流協定には大学間のもつと部局間のもつとがあり、交流内容については、学生の交流、教職員の交流、共同研究、学術情報交換などがある。平成11年度末までに、33大学との間で大学間交流協定が、59大学との間で部局間交流協定が締結されている。

（菅 真城）

第1節 統合移転

117. キャンパス問題に関する覚書(1)

[昭和46年5月11日／評議会(214回)]

キャンパス問題に関する覚書(1)

学長

1. 広島大学の現キャンパスが分散し、かつそれぞれの校地が狭隘であって、総合大学としての機能に支障を生じていることはしばしば指摘されて来た事柄である。ことに広島大学を整備・改革し、より理想的な大学の将来像を実現するため、キャンパス問題の検討は不可避の課題のひとつであるということができ、広島大学改革委員会は1969.9.28“当面の改革に関する建議—第一次—”の中でこの問題にふれ、“広大な将来計画を立案し、それに即応した用地の確保を使命とする強力な特別委員会”の設置を建議した。改革委員会はさらに1970.9「仮設Ⅰ」において総合キャンパスにもられるべき理念と、あたらしいキャンパスのあり方についての構想を提案している。
2. 学長は1969.9.28改革委員会建議にもとづき、キャンパス問題をふくむ将来計画の具体的検討の必要をみとめて、評議会にはかり、評議会は1969.11.11将来計画特別委員会の設置を決定した。またキャンパス問題の研究調査を進めるため1970.5.21将来計画特別委員会のなかにキャンパス問題小委員会を設置した。
3. 将来計画特別委員会およびキャンパス問題小委員会は、広島市近郊を中心にキャンパス候補地として考慮しうるあらゆる地域をとりあげて独自に踏査研究をすすめ、また広島県、広島市の関係者ともしばしば連絡して検討を重ねて来た。別紙はその調査結果の概要である。
4. この間学長は文部省と“広島大学の自主的改革・整備充実ならびにキャンパス問題”について意見を交換し、また広島県知事、広島市長、福山市長とも懇談の機会をもった。これらの際学長からキャンパス問題についての大略の構想としてのべてきたところは次のような諸項目である。
 1. 総合キャンパスの現実的な必要性
 - (1) キャンパスの分散が総合大学としての一体的活動を妨げていること。
 - (2) 現在の各キャンパス、ことに東千田町キャンパスがいちじるしく狭隘、過密であること。
 - (3) 学生の教育・生活環境として多くの点で不充分であること。
 2. 大学の将来像との関連において
 - (1) キャンパスのもたらす制約が大学の整備充実をさまたげていること。
 - (2) 大学の改革の実現のため、あたらしい環境・構造・施設の確保がつよく望ま

れること。

- (3) あたらしいキャンパス構想において地域社会市民と大学の関係をより理想的な形で確立すること。
- (4) 学生・教職員の生活環境を整備すること。

3. キャンパス構想の概要

- (1) 新キャンパスはおよそ300万平方メートルを予定し、さしあたり医・歯・薬・病院および附属学校などをのぞく大部分の部局が集中する。
- (2) 改革委員会仮設Ⅰに示されたキャンパス概念図では研究・教育・厚生空間130万平方メートル、運動場・農場など100万平方メートル、学生宿舎、職員宿舎用地70万平方メートルと見込まれ、なお、居住コロニーの構想がある。主キャンパスの建築および環境は従来の規準にとらわれることなく高度かつ新鮮なものを設計する。
- (3) 医・歯・薬は病院を中心にさしあたり現キャンパスにとどまり、メディカルセンターを形成する。
- (4) 広島市・福山市内のキャンパスの一部は保有し、夜間部の教育・開放講座その他地域市民のための大学センターを構想する。

5. 現在までに他の多くの国立大学はキャンパス整備をおおむね完了するかまたは遂行中であり、この点で広島大学がとりのこされていること、および広島大学のキャンパスが分散しかつ狭隘過密であることは文部省当事者も認識していると思われ、また大学の改革的発展のため新キャンパス構想が有意義であることも了解しているといつてよい。県および市も原則として広島大学の整備発展に関し協力的である。しかし (1)広島市周辺の過密化が日々進行しつつある状況の中で適切な用地の確保には多くの困難が予想されること、(2)計画の実現には多大の経費が必要であること、(3)現行規準の枠をこえた諸要求が多数ふくまれていること、(4)大学内外のより徹底した意思結集および意見の調整がさらに必要であること、(5)県・市を中心とする地域の将来計画にも重大な影響があることなどの諸理由から、今後のより具体的な検討の発展にまつべきところが多く、かつ、それが決して容易な事業ではないという指摘も少なくない。

6. 本来広島大学のキャンパス問題に関するとりくみ方のパターンとしては大別して次の3種の可能性が考えられる。

すなわち

- (1) 現キャンパスに一応満足し、建物の高層化、再配置を中心に整備をすすめ、分散型都市内大学の形をとる。
- (2) 広島市内に現キャンパスのほかさらに相当まとまった校地を入手し、福山地区の部局を広島市中心に統合するほか市内分散の形であってもできるだけ校地をひろげ、その範囲内で再配置を考えてゆく。

(3) 適切かつ広大な主キャンパスを入手し、大学の大部分を統合し、市部には大学センター的施設を配置する。

(3)は上にのべてきた構想である。(1)では本質的に分散・狭隘の問題を解決することができない。(2)については、広島市内にある程度の用地をあらたに入手することが、現状ではほとんど不可能であるという事情を考慮しなくてはならない。一方、(3)のための用地確保の可能性は現在の時点では未だ見通しがありうるが、広島近郊ではいわゆる虫くい現象が進行し、また土地開発業者の活動が盛んであって、日時をへるにつれて、困難の度を増しつつある現況である。それ故ひとまず(3)の方向で具体的努力をすすめることは現在の時点での緊要事であり、この機を逸すれば広島市近郊に十分な面積の校地を入手することは全く不可能になると予想される。

7. キャンパス問題に関する経過ならびに事態はおよそ以上のとおりであるが、複雑に土地問題、財政問題、地域社会の利害がからむ問題の性質上大学内で委員会を中心におこなう検討にはおのずから限界があり、現段階では、大学として一応の意思表明を正式におこなった上で、概算要求などの手続を通して、大学、政府、県、市の間での公式な検討ルートに問題を上程し、現実的な推進をはかるべき必要を生じているといわなくてはならない。

8. 以上の次第で学長としては評議会が各部局の議を体して「適切な用地を確保、入手し、かつ大学の自主的な改革整備がそこに実現しうる方向で、キャンパス問題に関し、必要な外部に対する諸手続をすすめる」ことを承認し、その旨の決定をおこなうことを要請したい。その決定が与えられれば、問題を公式ルートに俎上し、大学内の意見を整備結集しつつ、より具体的な対外的折衝をすすめたい。その経過において具体的事項の決定にあたっては、その都度評議会にはかり、各部局の意向を徴して慎重に事をすすめることはもちろんである。

118. 広島大学キャンパス候補地資料

[昭和46年12月9日／評議会(220回)]

広大125-58

昭和46年12月9日

将来計画特別委員会

委員長 飯島宗一 殿

キャンパス問題小委員会

委員長 梅垣嘉治

キャンパス問題小委員会報告について

キャンパス問題小委員会は将来計画特別委員会の諮問にもとづき、広島大学キャン

バス候補地選定のための資料収集にあたってまいりましたが、昭和46年12月8日をもって、一応所期の目的を達成しましたので、別紙「広島大学キャンパス候補地資料」を添えて、報告いたします。

広島大学キャンパス候補地資料

46. 12. 8

調査項目	面積	位置(広大本部より)	交通事情	敷地形状	地質・地盤	都市ガス	水資源	排水処理	教育環境	無諸権利のあり	排除すべき	備考	既に提出した資料の記号
場所・地名													
東部地区	呉市焼山町矢野町寺屋敷	ha 350	km 11	不便	丘陵地	良	あり	や、不足	浄化放流	良	保安林 養鶏場	民間造成が進んでいる。地価が高い。	A
	西御条園町宇	506.3	25	や、不便	丘陵地	良	なし	や、不足	浄化放流	良	保安林 墳地		B
	八本松町吉川西条郷	300	20	や、不便	丘陵地	良	なし	や、不足	浄化放流	良	保安林 高压線		C
	志阿和町原	570	22	不便	山地	良	なし	不足	なし	や、不良	保安林	造成困難	D
	高枅屋町原	300	30	不便	山地	良	なし	不足	浄化放流	や、不良	不明		E
	八板本橋町松谷	200	23	や、不便	丘陵地	良	なし	不足	浄化放流	や、不良	ため池 多数	工場多く騒音激しい。企業の進出が計画されている。	
	西上条町永	170	30	不便	山地	良	なし	不足	浄化放流	良	不明	造成や、困難	
	呉枅原町市	160	16	や、不便	や、傾斜	良	なし	不足	公共下水道	良	不明	水田多く、買収困難。地価が高い。	
	志別和町府	80	16.5	不便	傾斜地	良	なし	不足	浄化放流	や、不良	ため池	面積狭少	
	志入和町野	60	16.5	不便	傾斜地	良	なし	不足	浄化放流	や、不良	不明	面積狭少	
中央地区	熊深野町原	70	15	や、不便	や、傾斜	良	なし	不足	浄化放流	良	不明	面積狭少	
	広牛島田町市	70	5	便	急傾斜	不良	あり	良	直接放流	良	保安林	面積狭少	F
	高安陽芸町町	250	8	便	山地	良	可能	良	下水道計画	良	保安林 墳地 高压線		G
	可山部町田	200	20	や、不便	山地	良	なし	良	下水道計画	良	保安林 民家(若干)		H
	安芸町	100	10	便	傾斜地	良	可能	良	浄化放流	良	高压線	面積や、狭少	
	千代田町	不明	35	不便	傾斜地	良	なし	良	浄化放流	や、不良	不明		
	八千代町	70	36	便	平地	良	なし	良	浄化放流	や、不良	不明	面積狭少。3か所分散。	
西部地区	大野町山	285	16	不便	急傾斜	良	なし	良	浄化放流	や、不良	墓	新幹線：高速道路通過予定。地価が高い。	I
	廿日市町下平良・佐方	311	12	便	や、傾斜	良	なし	良	浄化放流	良	墓 ため池	民間造成が進んでいる。	J
	広島市山田五日市町原	240	6.5	や、不便	傾斜地	良	可能	良	浄化放流	良	なし		K
	五石町内	440	8	や、不便	山地	良	可能	良	浄化放流	良	なし		L
	広沼島田町市	300	9	不便	急斜面	不良	なし	良	浄化放流	や、不良	不明	造成困難。住宅地、工場地として買収が進んでいる。	M
	湯来町	290	16.5	不便	山地	良	なし	良	浄化放流	や、不良	民家(相当数)	造成困難。3か所分散。	
	安後佐町山	80	12.5	不便	地形複雑	良	なし	良	浄化放流	や、不良	不明	造成困難。面積狭少。	

119. 学園都市の整備に関する報告書〔抄〕

[昭和47年8月⁽¹⁾]

〔表紙〕

「学園都市の整備に関する報告書／学園都市整備計画策定班」

まえがき

広島大学においては、広島市周辺部に用地を確保し、医学部と歯学部を除く全学部^(ア)を統合して、中国四国地方の基幹大学にふさわしい総合大学として整備する計画を樹てている。広島大学の統合整備については、本県における教育水準を高め、広島広域都市圏における教育文化的中枢管理機能を充実する見地からも極めて好ましいことである。

しかし、広島大学が移転すれば、1万人に近い学生、教職員が移動することとなり、関連のサービス産業等の立地も予想されるため、移転先においては急激に都市化がすすむものとみられる。こうした都市化のすう勢に対応しながら、学問の場にふさわしい快適な都市づくりをすすめることが、広島広域都市圏を整備するうえにおいて極めて重要な意義をもつものと考えられる。

また、日本列島改造論にもとづく新しい国土開発政策の一環として、自治省、建設省、文部省などにおいては、学園都市を含めた新しい都市づくりが計画されている。

こうした内外の要請に応えつつ、広島広域都市圏のすぐれて健全な都市づくりをすすめるため、広島市周辺部に学園都市を建設することについて予備調査を行ない、その成果をとりまとめたのがこの報告書である。

この報告書が、学園都市を具体化するうえにおいていささかでも役立てば幸いである。

昭和47年8月

学園都市整備計画策定班

班長 広島県企画部次長 黒本義春

もくじ

1. 学園都市の構想	1
(1) 学園都市の必要性	1
ア 文化・社会的中枢管理機能の状況	1
イ 大学の状況	2
ウ 学園都市の必要性	3
(2) 学園都市の位置	4
ア 学園都市の立地条件	4
イ 学園都市の位置	5
(3) 学園都市の規模	7

ア 人口	7
イ 面積	8
(4) 土地利用計画	8
ア 基本的方向	8
イ 用途別面積	11
2. 関連公共施設の整備計画	13
(1) 交通施設	13
ア 鉄道	13
イ 道路	14
ウ 街路	15
(2) 水道	17
ア 給水区域	17
イ 需要量	17
ウ 給水計画	17
(3) 公共下水道	19
(4) 都市公園	21
(5) 教育文化施設	21
3. 事業実施のプログラム	22
〔中略〕	
(2) 学園都市の位置	
ア 学園都市の立地条件	

学園都市の位置は、広島大学の移転を考慮して、広島大学の移転候補地の中から有力とみられる広島市可部町山田、佐伯郡五日市町石内、賀茂郡西条町御藺宇、田口、郷曾の3ヵ所についてつぎに示す立地条件を比較検討した。

① 広島市からの距離

学園都市が広島広域都市圏の教育文化機能を分担するという立場からみると広島市の都心部から余り離れてははその機能を十分に果すことが難しくなること、広島広域都市圏の交通体系が広島市を中心として放射状に整備されているため広島市に近い程交通に便利であること、現在の広島大学本部が広島市の都心部に立地しているため広島市に近い方が移転が容易であること等を考慮すれば広島市の都心部からほぼ1時間圏内にあることが第1の条件である。

つぎに、広島広域都市圏における通勤・通学者の流れをみると、とくに広島市および安芸郡府中町への流入が目立っている。このような特定地域への流入は、朝夕の特定時間帯における交通渋滞を招き、外部不経済の一因となっ

ている。したがって、こうした通勤・通学者の流入を少なくするとともに逆の流れを増加する方向で都市圏の整備をすすめることとしているが、そのためには、市街地の外縁部に学園都市を立地させるのが効果的であり、これが第2の条件である。

② 交通

学園都市が中国四国地方における教育文化機能の中核的役割を果たすためには、東京、大阪をはじめとする大都市、松山、松江をはじめとする中国四国地方の主要都市および広島、呉をはじめとする都市圏内の主要都市との連絡を強化する必要がある。したがって、学園都市とこれらの諸都市を結ぶ交通施設が整備されなければならないが、これらの交通施設を新たに建設することは財政的にも時間的にも困難である。このため、既存の交通施設および計画中の交通施設によって諸都市との強い連絡をはかることのできる事が第3の条件である。

③ 用地

学園都市の建設には相当量の用地を確保する必要がある。したがって、用地の取得が容易で、地質的・地形的にも造成費が安く、災害等の被害をもたらすことの少ない場所であることが第4の条件である。

④ 自然環境

学園都市の中核となる大学、研究所等で働き、学ぶ人々が、学園都市に定着して教育、研究の成果をあげるうえにおいて自然環境のもつ意義は極めて大きいものがある。したがって、学園都市は、周囲の眺望が良く、森林その他の自然が比較的良好に残っており、大学、研究所等のもつポテンシャルを地域発展のエネルギーとして活用できることが第5の条件である。

⑤ 生活環境施設

学園都市に居住する人々が快適で安全な教育、研究生生活を営むためには、上水道その他の供給施設や下水道その他の処理施設を整備する必要がある。こうした施設は、地域全体の整備計画の中で整備するのが財政的にも機能的にも効率的であると認められるので、既存の施設を利用することの可能性あるいは将来における地域全体の整備計画において一体的に整備する可能性があるということが第6の条件である。

イ 学園都市の位置

3カ所の候補地について前項の立地条件を比較検討した結果、表4に示すとおり絶対的な優位性を示す候補地はみられないけれども、つぎのような理由から、賀茂郡西条町菌宇地区を中心に学園都市を建設するのが適当と認められる。

- ① 賀茂地区は、広島広域都市圏建設基本計画において内陸工業地区、文教地区、福祉センター等の面において広島地区の補完的機能を果たすこととしており、地元においても賀茂郡内の7町で賀茂地区開発協議会を設立して目下総合開発計画を策定しているが、その中間報告によると、自然環境に恵まれた研究学園都市の形成を目途に賀茂地区の開発をすすめることとしている。したがって、西条町御菌宇地区を中心に学園都市を建設することは、地元の意向と合致する。
- ② 学園都市を建設するためには少くとも数百ヘクタールの用地を確保する必要があるが、西条町御菌宇地区は、他の候補地に比較して用地の確保が容易であり、また、学園都市を軸として地域開発をすすめるためのオープンスペースに恵まれている。したがって、自然環境に恵まれた快適で安全な都市づくりが可能とみられる。
- ③ 西条町およびその隣接町は、人口の集積が少いこともあって都市施設および生活環境施設の整備がおくれているため、これらの整備に多額の公共投資を必要とする。しかし、昭和45年頃から人口増加に転じ、こんご急速に都市化がすすむものと思われるので現時点において公共投資を行なえばスプロール化を未然に防止して計画的な都市づくりをすすめることが可能である。
- ④ 現在国鉄山陽本線、国道2号線、県道呉西条線などによって主要な都市と連結しているが、新たに山陽自動車道および国道2号線東広島バイパスの建設が計画されているので、こんご東西の交流は著しく強化されるものと予想される。

〔中略〕

学園都市整備計画策定班名簿

班 長	企画部次長	黒本義春
班 員	総務部文教課課長補佐	増田隆義
〃	企画部地域開発課課長補佐	中村智
〃	企画部地域開発課係長	山田正司
〃	公害対策局環境整備課係長	櫛本忠行
〃	土木建築部道路建設課課長補佐	益田正雄
〃	土木建築部河川課専門員	金谷浩至
〃	都市局都市計画課課長補佐	樋口正一
〃	都市局都市整備課課長補佐	石井暁一郎
〃	開発局開発総務課課長補佐	青木盛美
協力者	土木建築部道路建設課係長	石井康隆
〃	土木建築部河川課係長	水津浩蔵

〃	都市局都市整備課係長	梶吉誠
〃	開発局開発課課長補佐	世良公男
〃	企画部地域開発課主事	田中武則

120. キャンパス問題に関する覚書(2)※

[昭和47年9月12日／評議会(228回)]

『広島大学二十五年史 通史編』871～874頁所収。

121. 国立大学統合整備等事務連絡会(第1回)〔議事要録〕

[昭和47年11月10日／「統合移転 文部省打合せ4の1」⁽⁶⁾]

国立大学統合整備等事務連絡会(第1回)

日時 昭和47年11月10日(金) 15:00～16:30

場所 文部省会計課会議室

出席者 (広島大学)

井上事務局長、上田経理部長、立山施設部長

山田主計課長、繁竹企画課長、香川経理課課長補佐

(文部省)

菅野教育施設部長、大崎大学課長、柏木計画課長

佐藤監理官、神山第二予算班主査 外

提出資料 (各20部)

1. 移転統合計画書
2. 移転統合整備経費調書
3. キャンパス候補地の自然的条件に関する調査書
4. 〃 社会的条件に関する調査書

議事要録

はじめに、井上事務局長から移転統合計画の経緯(候補地の選定、大学改革の現況、地元の協力姿勢等)について説明があり、続いて上田経理部長の所要経費(土地購入費、処分予定財産および評価格等)、立山施設部長の必要敷地面積の説明があった後討議が行なわれたが、本省の主な意向をとりまとめると次のとおりであった。

文部省の発言要旨

1. 現行基準による必要面積

統合計画書によると約120万坪の計画となっているが本省の試算によると約45万

坪が最大限度でこれ以上のものを大蔵省に持ち出しても可能性は少い。総合改革の新構想を考慮して上乘せしても70万坪位が限度であろう。

従って事務レベルとしてはこのまゝでは受けとめがたい。

現在統合整備計画中の大学のうち九州大は45万坪、東北大は60万坪、筑波大は医学部、病院を含めて75万坪である。

広島大の場合は筑波大のように法律に基づくものではなく、また医学部、病院等の移転が行われないので筑波大以上の面積は望めないと思う。

2. 新構想に基づく必要面積の要求について

現行基準を上廻る必要面積を要求する場合は総合改革の新構想を裏付けとした算出の根拠が必要である。

このため明年の概算要求までに総合改革新構想の具体化に努力してほしい。

3. 取得の方法、予算措置等について

(1) 取得の方法

国の直接買取か、県その他による先行買取とするか

先行買取をする場合は県その他地元と十分に協議すること。

(農地転用、税金問題等についても検討を要する)

(2) 予算措置

多額の買取費を必要とする場合は一般財源による不動産購入費では措置ができぬと思う。この場合に特会法付則9項による借入金を考慮せざるを得ないであろう。

借入金によるときはあと地処分収入による償還計画(3年措置、7年償還)が必要であるから、あと地処分の具体的計画を地元の県、市と十分に打合せること。

122. 統合移転決定についての評議会決定事項・申合せ事項*

[昭和47年11月24日/評議会(昭47.11.24臨時)]

臨時評議会決定事項

47.11.24(金)

1. 評議会は、統合移転の意志を決定する。
2. 評議会は、各部局から提案された統合移転に当っての諸条件を確認し、記録にとどめる。
3. 評議会は、用地の決定に関しては、学長に一任する。
4. 評議会は、統合移転意志決定に当って別紙の事項を申合せらる。

評議会申合せ事項

1. 9月12日学長提案の趣旨にもとづき各部局が真剣な検討をかさね、ここに統合移

転に関する評議会決定を見るに至った。

2. この間統合移転の可否、およびその内容をめぐり賛否さまざまな意見がのべられたが、いずれも真剣に大学を思う心に立脚した論議であり、討議経過において表現されたあらゆる意見に評議会はふかく留意する。
3. 各部署から提案された諸条件は多数にわたり、また一部は表現上相互に矛盾するものもあるが、提案の根拠に十分注意をはらい、極力それらの実現に努力する。
4. 統合移転の目的は、理想的な大学の創造にあること論をまたないが、とくに次の諸点をもっとも重大な要件とすることを確認する。
 - イ) 学問思想の自由、大学の自治をまもり、統合移転の遂行にあたって大学の自主性をつらぬくこと。
 - ロ) 全学の合意にもとづく、大学の改革・整備・充実の実現をはかること。
 - ハ) 教職員・学生の生活条件の改善・確保に特に力をつくすこと。

123. 国立大学統合整備等連絡協議会（第一回）〔議事要録〕

[昭和47年12月21日／「統合移転 文部省打合せ4の1」⁽⁶⁾]

国立大学統合整備等連絡協議会（第一回）

日時 昭和47年12月21日（木）16：50～18：20

場所 教育会館第一特別会議室

出席者 （広島大学）

飯島学長、井上事務局長、上田経理部長、立山施設部長

繁竹企画課長、飯島主計課長補佐

（文部省）

安養寺審議官、大崎大学課長、川村大学課長補佐

三角会計課長、久保庭副長、神山第二予算班主査

杉林第三予算班主査、前田管財班主査

菅野教育施設部長、佐藤管理官^(監理)

提出資料 （各20部）

1. 移転統合計画書
2. キャンパス候補地の自然的条件に関する調査書
3. 社会的条件に 〃 〃
4. 大学院研究体制基本構想（試案）
5. 教職員・学生の生活環境について

議事要録

学長から移転統合計画書により移転統合に関する経緯、西条町に決定した理由、移

転統合年次計画、必要敷地面積、整備費所要額等の概要について説明、討議が行なわれたが本省側の主な発言は次のとおりであった。

1. 移転統合地の決定について

西条町とすることに異論はない。

2. 必要敷地面積について

(1) 100万坪の規模は事務的判断として非常に困難と思う。

現在統合計画中の東北大60万坪、九州大45万坪、筑波大は研究学園都市としての法律に基づくもので病院、研究所を含めて75万坪であるから広島大の場合、これ以上は望めないと思う。

(2) 100万坪の用地確保のためには改革のアカデミックプランも必要である。

(3) 県が先行取得し、国は取あえず現行基準面積を買収した場合^[編注1]県は将来の増加分を確保することができるか。

(4) 先行買収の場合県としても学園都市としての開発計画をたて、道路、排水、学校等環境整備についての協力が必要である。

3. 予算措置について

特会法付則9項による借入金の適用は現在過密都市として首都圏、近畿圏に限られているので広島の場合は大蔵省と新に取り決めが必要となる。

この場合、償還のための確実な担保として跡地処分具体的な計画が必要で建設年次と合せて処分することとなる。

学長の要望

(1) 移転統合に関する学内および県・西条町などとの経過から、移転地・所要面積など本省と協議のうえ48年1月中旬に決定したい。

(2) 県と折渉^[ママ]の場合、所要面積100万坪としてよいか。

(3) 100万坪が困難の場合、購入可能な面積はどの位とするのか？

この場合不足分は将来の増加分として県に確保方を依頼してよいか？

現状では西条予定地に対する土地開発業者の攻勢が烈しく、いつまでも持ち越すことができない実状であるから、明年1月中旬頃までに本省の指示を頂きたい。

安養寺審議官

大蔵省へ持ち出すについて文部省の姿勢が問題である。

省内関係者と協議のうえ充分検討したい。

[編注1]パンチ穴のため判読不能。「合、」か。

124. 広島大学の移転について〔抄〕

〔昭和47年12月25日／「統合移転 文部省打合せ4の1」⁽⁶⁾〕

広島大学の移転について

47. 12. 25

1. 移転に関する「意志決定、

広島大学は47年11月24日の評議会において、移転統合の意志を決定し、用地の決定は学長に一任することになったため、広島大学々長より昭和47年12月22日、西条地区120万坪を予定地として移転したい旨の申入れがあった。

文部省は、この統合計画について、当該大学の意志を尊重して早急に検討することとした。

2. 移転候補地

移転候補地については、三地区（西条、可部、五日市）の中から、自然的・社会的条件等を総合的に考慮したうえで決定したいが、当面のところ広島大学長は「西条地区、を採択する意志を有し、文部省としても特に異論がないので、事務的には「西条地区、として進めていきたい。

3. 取得用地面積

大学側は120万坪の要求をしているが、今後アカデミックプラン等の策定をまっけて決定したいが、全体規模については少なくとも筑波新大学並みとしたい。しかし48年度借入金の対象とするのは、そのうち約50万坪〔^{〔編注1〕}現行必要建物基準面積(285,913m²)の6倍〕を要求したい。

4. 建築計画及び借入金償還計画等

別紙のとおり

〔別紙略〕

〔編注〕本史料は文部省の罫紙に記されている。

〔編注1〕〔 〕は原文のまま。「(285,913m²)」は「現行必要建物基準面積」の下に並記。

125. 広島大学の市域内設置に関する要望書

〔昭和47年12月17日／「協議過程及び移転反対関係文書」⁽¹⁶⁾〕

広企企第 42 号

昭和47年12月17日

広島大学長 飯島宗一 殿

広島市長 山田節男

広島市議会議長 宮田正夫

広島大学の市域内設置に関する要望書

今日、広島大学が中国、四国地方の基幹大学として国際レベルの機能と規模を備えた総合大学を目指し、諸般の研究と調査を進めておられることに対して衷心より敬意を表します。

広島大学の創立にあたっては、広島市民が戦災による再建活動に全力を傾注していた時にもかかわらず、並々ならぬ負担に耐え応分の責任を果すべく努力してきたことは、記憶に新たなところでもあります。今や広島大学は広島市民とともに生き、共に発展してきたものであり、相互に一体の存在となっているのであります。

また、広島市は中国・四国地方の政治・経済・教育・文化の中心都市として発展をつづけ、地域開発に主導的な役割を果たしてきました。広島市がこのような拠点都市としての役割を将来にわたって確保し、発展するためには、とくに中枢管理機能の集積を高めるものとして教育・文化機能の充実が強く要請されているところであります。

現在、これらの目的達成のため、広島市においても諸般の施策を推進しているところであり、このたびの広島大学改革構想は、大きく期待されているものであります。

このような、広島市が地域社会に果たしている機能的役割から広島大学の新しいキャンパスは、近い将来において広域合併が進展する地域をふくむ行政区域内に設置されるよう要望するものであります。

このことについて広島市議会は、別紙のとおり広島大学の市域内設置について、強く要望する旨の決議を満場一致で可決しております。

したがって、もし広島大学が行政区域外に移転される場合は広島市民の期待に反するものであり、将来、市民の協力が得がたいものになることを憂慮する次第であります。

126. 移転統合計画書〔抄〕

[昭和47年12月／「文部省打合せ4の1」⁽⁶⁾]

〔表紙〕

「移転統合計画書／（昭和47年12月）／広島大学」

目次

1. 移転統合に関する経緯	1
移転統合の必要性	3
キャンパス問題に関する覚書	4
移転統合に関する経緯一覧	9
2. 移転統合の予定地を広島県賀茂郡西条町に決定した理由	10
3. 移転統合年次計画	11
4. 移転統合のための必要敷地面積	12

5. 統合整備所要額調	13
6. 土地購入調	14
7. 建設実施計画	15
8. 将来構想に基づく建設計画	16
9. 跡地処分計画	17
10. 借入金並びに償還計画	18
11. 参考資料	
移転統合計画図表	19
広島県内位置図	20
移転候補地位置図	21
土地処分面積調	23

〔中略〕

2 移転統合の予定地を広島県賀茂郡西条町に決定した理由

1. 昭和44年の大学紛争を契機として、学長の諮問に応じて、広島大学の改革についての理念を検討し、新構想ならびに改革方針を審議するため「広島大学大学改革委員会」が昭和44年5月9日設置された。

同大学改革委員会は、広島大学を整備・改革し、より理想的な大学の将来像を実現するためには、それに即応した総合キャンパスを確保し、その中にもられるべき理念と、あたらしいキャンパスのあり方についての構想を同年9月28日学長に提案した。

2. 学長は昭和44年11月11日評議会のなかに、キャンパス問題をふくむ将来計画の具体的検討の必要をみとめて「将来計画特別委員会」を設置し、キャンパス問題の研究調査を専門的に進めるため昭和45年5月12日将来計画特別委員会のなかに専門委員会（昭和45年12月15日キャンパス問題小委員会に改組）を設置した。

3. キャンパス問題小委員会は、広島市周辺の半径約30軒の範囲内の場所で面積を100万坪程度とする用地を基本的に調査することとした。同小委員会は、可能性のある場所として、東部地区では、西条町をふくむ11か所、中央地区では可部町をふくむ6か所、西部地区では、五日市町をふくむ7か所合計24か所の候補地を選定して昭和46年12月4日、第一次的な基本調査を終了した。

4. 評議会は昭和47年1月18日、キャンパス問題小委員会が調査した資料を基礎に、より具体的な検討をすすめるため、各部局から選出した委員および専門委員から成る「広島大学キャンパス用地調査委員会」を発足させ、同小委員会を発展的解消することとした。

5. キャンパス用地調査委員会は、地形・地質等を主とした自然的条件の立場および交通事情・居住環境等を主とした社会的条件の立場から、24か所の候補地のうち西

条町、可部町、五日市町の3か所にしぼって、昭和47年9月12日キャンパス候補地の自然的条件の調査結果を、つづいて10月17日キャンパス候補地の社会的条件を評議会に報告した。(資料「広島大学キャンパス候補地の自然的条件に関する調査書」および「広島大学キャンパス候補地の社会的条件に関する調査書」参照)

6. 一方、評議会は昭和47年8月30日キャンパス用地調査委員会の調査経過の報告に基き現地を視察するとともに、統合移転の問題について積極的に検討することとした。

また、各部局においても同年9月末から11月中旬までキャンパス用地調査委員会の調査書を資料として現地を視察するとともに統合移転の問題について積極的に検討することとした。

7. 以上のような経過を経て、評議会は、昭和47年11月24日、広島大学の統合移転の意志を決定した。予定地についての各部局の意向は西条町が多数意見であることが確認されたが、用地の決定は学長に一任することとした。

8. なお、広島大学キャンパス用地調査委員会が調査した結果を中心に西条町を適地とする理由をあげれば次のとおりである。

- (1) 平地型・開放型のキャンパスで有効面積が広くとれ、レイアウトに制約が少なく自由な構想がたてられる。
- (2) 傾斜度が10°未満の台地状地形で、風化の進んだ花崗岩地帯と粘土・砂を主とする西条湖成層地帯とから成り、地すべり地がなく造成が容易である。
- (3) 農場および実験圃場は、傾斜度が10°以上の山地で岩盤の多い他の候補地と比較して土壌条件が最適地であり、また多数の溜池があるため、畑用灌漑水の確保も容易である。
- (4) 地取得費は1平方米当り山林1,000円、田畑2,000円程度で、周辺が企業・住宅団地化している他の候補地と比較してきわめて安い。
- (5) 国道2号線ならびに国鉄山陽本線西条駅または八本松駅から約5杆の位置に所在し、交通の便が比較的良好い。
- (6) 隣接して、既設の広島大学西条総合運動場および広島大学西条共同研修センターがある。
- (7) 広島県および賀茂地区開発協議会(会長 西条町長)が西条町を中心に研究学園都市の建設計画を策定している。
- (8) 地元西条町も広島大学の統合移転については積極的に協力する意向を示しており、その態勢もととのっているので受入れは容易である。

[後略]

127. 広大統合移転について文部省と大蔵省との確認事項要旨

[昭和48年1月11日／「統合移転 広島大学統合移転事業計画と大蔵省の面積
確定まで(2の2)」⁽⁶⁾]

広大統合移転について

48.1.11

文部省と大蔵省との確認事項要旨^[編注1]

1. 西条町とすること
2. 現行基準で約50万坪をもって移転すること
3. 移転統合の費目は一般会計から援助しない
4. 大学の将来構想(整備計画)とは関係ない

^[編注2] 飯島学長、井上局長、安養寺審議官と協議のうえ取交わされた本紙は文部省神山予
算主査より聴取のうえ)

[編注1]「要旨」は加筆(朱書)。

[編注2]()内は加筆(朱書)。

128. 広島大学統合移転用地取得にかかる基本的了解事項の確認について

[昭和48年7月17日／「賀茂学園都市開発整備事業に関する覚え書き・協定書等
一覧」⁽¹⁾]

広島大学統合移転用地取得にかかる基本的了解事項の確認について

広島大学(以下「大学」という。)、広島県(以下「県」という。))および広島県土
地開発公社(以下「公社」という。))は、大学が賀茂郡西条町に統合移転するにあたり、
大学用地取得について協議し了解したつぎの基本的事項を確認する。

- 1 広島大学統合移転に必要な用地は、別図に示す地域約330万平方メートル(約100
万坪、以下「用地」という。)とする。
- 2 大学は、用地の取得およびそれに伴う事務を県に依頼する。
- 3 用地は昭和48年度から公社が先行取得する。ただし、起業者は大学とする。
- 4 大学は、国の予算措置の確保について努力するものとし、昭和48年度から国の予
算措置に応じて、公社から用地を買収する。
- 5 大学の用地買収価格は、中国財務局の評価額を原則とし、公社が用地取得に要し
た土地購入費、補償費、利息および事務費の合計額を下らないものとする。
- 6 関連公共事業の実施については、別途協議する。

昭和48年7月17日

広島大学

代表者

広島大学長

飯島宗一^印

広島県

代表者 広島県知事 永野巖雄^印
 広島県土地開発公社
 代表者 広島県土地開 竹下虎之助^印
 発公社理事長

〔編注〕割印は省略。

129. 賀茂学園都市建設基本計画の概要について〔抄〕

[昭和50年6月^{〈1〉}]

〔表紙〕

「賀茂学園都市建設基本計画の概要について／昭和50年6月／広島県土木建築部都市局」

まえがき

昭和48年度に、賀茂学園都市建設基本構想を策定し、更に、49年度は、賀茂学園都市建設基本計画の策定を前年度に引続き財団法人都市計画協会に委託したところであるが、この度、同協会から報告のあった基本計画の概要は、次のとおりである。

なお、委託先の都市計画協会において、東京大学名誉教授高山英華氏を委員長とする「賀茂学園都市建設基本計画策定委員会」が組織され、各専門分野の協議検討が加えられて当案の策定が行われた。

(賀茂学園都市建設基本計画策定委員会)

委員長	高山英華	東京大学名誉教授
委員	横山光雄	日本大学教授
〃	佐藤重夫	広島大学名誉教授
〃	八十島義之助	東京大学教授
〃	安達生垣	島根大学教授
〃	名和弘彦	広島大学教授
〃	鈴木兵二	〃
〃	尾形昭逸	〃
〃	門田博知	〃
〃	土肥博至	東京教育大学助教授
〃	新田悟	地域振興整備公団参事
〃	水口俊典	都市環境研究所
	目次	

1	基本計画策定の基本方針	2
2	計画フレームの設定	2

3	土地利用計画	3
4	交通計画	4
5	地域施設計画	6
6	供給処理施設計画	7
(1)	上水道計画	7
(2)	雨水排水計画	7
(3)	ごみ処理計画	7
(4)	し尿処理計画	7
7	主要事業地区の検討	8
(1)	西条・広大地区	8
(2)	川上・寺家地区	10
(3)	西高屋地区	10
	あ と が き	10

1. 基本計画策定の方針

昭和48年度に策定された基本構想を基に、各地区ごとの市街地整備の基本計画を策定し、更に、48年度から49年度にかけて行われた各種調査結果によって、基本構想の見直し、土地利用計画、交通施設計画及び地域施設計画等について検討を加えた。

2. 計画フレームの設定

「基本構想」では、

- (1) 賀茂地域の将来像としての人口規模及び人口構成内容
- (2) 賀茂地域の人口収容力
- (3) 広島広域都市圏における賀茂地域の位置づけ

等を検討し、目標年次昭和65年の人口を148,000～164,000人と推計した。

更に、基本計画においては、これを基礎として人口と産業のフレームの整合及び地区整備計画等を関連させて地区別の人口を予測し、各産業の活動量と産業別就業人口を推計し、これを基として将来の都市的土地利用の必要面積を推計した。

◎地区別人口予測

(昭和65年)

	人 口
西 条	63,500 ^人
南 西 条	11,100
八本松・寺家	29,300
南 八 本 松	9,000
西 高 屋	24,000
造 賀	7,000
東 高 屋	8,500
志 和	11,600
計	164,000

◎産業別就業人口、出荷額及び販売額

(昭和65年)

産 業	就業人口	出荷額・販売額等
		億円
農 林 業	5,900 ^人	—
製 造 業	12,800	1,600
建 設 業	7,200	—
卸 売 業	2,100	1,050
小 売 業	7,500	590
飲 食 業	3,400	80
自動車・石油販売業	1,300	430
運 輸 業	5,600	—
他サービス業務 (うち教職員)	17,200 (7,000)	—
計	63,000	—

◎産業別床面積、敷地面積 (昭和65年)

(流通関連団地、工業用地は敷地面積)

単位：ha

	小売	その他 サービス	飲食	業務	卸店舗	自・石	運輸・ 通信	建設業	小計	流通関 連団地	工業 用地
西 条	6.18	5.48	1.65	9.73	1.07	0.48	1.65	3.23	29.47	—	80.9
(中心地区)	(5.26)	(4.66)	(1.40)	(9.66)	(0.86)	(0.32)	(0.82)	(1.50)	(24.48)		(46.9)
(そ の 他)	(0.92)	(0.82)	(0.25)	(0.07)	(0.21)	(0.16)	(0.83)	(1.73)	(4.99)		(34.0)
南 西 条	0.19	0.17	0.06	0.20	—	0.27	0.32	0.57	1.78	—	1.9
八本松・寺家	1.03	0.92	0.29	0.40	0.42	0.44	0.74	1.48	5.72	—	67.6
南 八 本 松	0.16	0.14	0.04	—	—	—	0.24	0.46	1.04	—	13.7
西 高 屋	0.84	0.73	0.23	0.40	—	0.11	0.51	1.24	4.06	19.0	48.5
造 賀	0.13	0.12	0.04	—	—	0.05	0.16	0.35	0.85	—	30.1
東 高 屋	0.14	0.12	0.04	—	—	—	0.20	0.41	0.91	—	0.3
志 和	0.22	0.20	0.07	—	—	0.11	0.33	0.59	1.52	12.3	22.0
計	8.89	7.88	2.42	10.73	1.49	1.46	4.15	8.33	45.35	31.3	265.0

3. 土地利用計画

土地利用計画の基本方針は、①地域に新たに付与される開発の可能性を地域構造の強化に役立てること、②土地利用の混乱を防止し、利用目的を達成できる構造をもた

せること、③保全されるべき自然や現在の土地利用を事前に評価し、保全の手法を提示すること、等にある。

したがって、自然立地的要因（地形・地質・植生・動物・水文・水理・歴史的環境）、社会経済的要因（法的土地規制・既定諸計画・実績・権利・開発動向）、適地規定要因（交通条件・生活圏構成）から防災・自然資源保全及び開発目的等を検討して土地利用計画を策定した。その概要は、次のとおりである。

広域的にみた場合、現在の西条既成市街地周辺は、西条駅を中心に広島市を始め周辺地区への交通条件もよく、行政的にも、商業その他の都市機能からも地域の中心であり、また南部には、広島大学キャンパスの設置が予定され、将来とも学園都市の中心として機能すべき位置にある。

このため、西条駅から広島大学キャンパスにかけて積極的な市街化を図り、都市機能及び人口規模からも地域の中心として、また、学園都市の中心として積極的に整備する。

八本松駅及び西高屋駅を中心とする八本松・寺家地区及び西高屋地区は、広域的な交通条件にも恵まれ、また、駅勢圏や現在の生活圏の構成からみて、それぞれ八本松町及び高屋町における拠点として機能し得る条件をもつので、今後とも著しい都市化を続ける広島都市圏内への住宅地を供給する意味を含めて、大規模住宅市街地の建設を行い、地域の副中心として整備する。

志和・造賀・東高屋・南西条及び南八本松の各地区には、5,000人程度の規模をもつ市街地を整備する。とくに志和・造賀及び東高屋地区は、地形的に市の中心的地区からやや離れているが、一体的な日常生活圏の形成を図る意味からもその整備の必要度は高い。

したがって志和地区は、地域農業のセンターとして整備していく方向で考え、農場や各種の農業関係試験研究機関を誘致し、また、山陽自動車道インターチェンジの建設と併せて流通団地の建設を行う。

造賀地区は、工業団地と一体的な住宅団地を建設し、地域生活の中心とする。

東高屋地区は、白市の歴史的集落の整備に併せて住宅地の建設を行い、特色ある地区中心市街地の形成を図る。

南西条地区は、将来人口定着に伴い新幹線駅を開設する必要が生ずる。したがって、この新駅の設置に併せて、広島大学キャンパスから連携する研究学園地区として整備を行う。

南八本松地区は、本市の南西に位置し、広島大学キャンパスに近いので、学生寮や教職員住宅を含めて住宅地の開発を行う。

以上の計画的な市街地整備にあたっては、①スプロールの防止、②食料需要への対策、③防災及び水源涵養等に対処して優良な山林・農地の保全に留意することが必要

である。

4. 交通計画

交通計画は、

- (1) 公共輸送機関（山陽本線・バス・新交通システム）の充実を図る
- (2) 歩道・自転車道の整備を進める
- (3) プール・バールを緑豊かな道路として整備する
- (4) 広域的道路網整備の中で、とくに南北方向の強化を図る
- (5) 交通施設整備に細かい配慮を行う

等を基本方針とし、次のことを重点的に実施する。

（道路網計画）

広域的道路網として山陽自動車道、国道2号バイパス及び国道375号バイパスを整備する。また、域内道路網の中で幹線的役割を果たすものその他各地区をつなぐ道路を、現在の県道網を中心として整備を進める。（道路網図参照）

（公共輸送機関）

山陽本線の輸送力増強とサービス水準の向上を図るため、山陽本線各駅の駅前広場の整備を行う。

またバス輸送については、市内の各地区に対し高い水準のサービスを行う必要があり、同時に、西条駅—広島大学—新幹線駅に新交通システムの建設を提案する。

とくに西条市街地については、プール・バールを駅前広場及びバスセンターと有機的に関連づけて整備することとし、連絡歩道等利用者のための十分な便宜を図る必要がある。

西条駅から広島大学キャンパスに到るプール・バールは、4車線とし、新交通システムの導入及び緑地帯を想定して標準的な巾員は「45メートル」と考えた。この道路に面する施設は、公共的性格を有する施設を建設する必要がある。

〔後略〕

130. 広島大学の統合移転用地の取得について

〔昭和50年12月8日／「統合移転 広島大学統合移
転事業計画と大蔵省の面積確定まで 2の1」⁽⁶⁾〕

文部省と大蔵主計局の覚書

昭和50年12月8日

広島大学の統合移転用地の取得について

標記の件については48年1月11日付確認文書において4項目の確認を行ったところであるが、地域振興整備公団の発足により同公団の事業として用地取得を行うことと

なったことに伴い、これを下記の通り変更することを確認する。

大蔵省主計局次長 高橋 元 宛

文部省大学局長 佐野文一郎

管理局長 清水成之

記

1. 地域振興整備公団による広島大学統合移転用地取得規模は、概ね85万坪とする。
2. 統合移転に要する用地、施設、設備費は原則として跡地処分財源の範囲内とするよう努めるが、これを上回る場合には、国立学校特別会計の他の財産を処分して、その財源を捻出するものと^{する。}~~し、一般会計からの持出しは一切行わないものとする。~~
3. 統合移転にかかる組織、規模等の具体的計画については、別途検討するものであり、本件用地取得により特定のコミットをするものではない。

131. 広島大学の統合移転用地の取得について（補足）

[昭和50年12月8日／「統合移転 広島大学統合移
転事業計画と大蔵省の面積確定まで 2の1」⁽⁶⁾]

昭和50年12月8日

大蔵省主計官

矢沢 富太郎 殿

文部省大臣官房会計課長

宮地 貫一

広島大学の統合移転用地の取得について（補足）

昭和50年¹²~~10~~月8日付確認文書「広島大学の統合移転用地の取得について」（文部省大学局長 ^{佐野文一郎}~~井内慶次郎~~、管理局長 清水成之から大蔵省主計局次長 高橋元宛）第2項に関し下記のとおり確認する。

記

広島大学の統合移転に要する用地、施設、設備費が同大学の移転跡地処分収入を上回ることとなる場合には大阪大学中之島地区等、国立学校特別会計所属の他の財産を処分して、その財源に充当するものとする。

〔編注〕「12」、「佐野文一郎」は加筆。

132. 広島大学の統合移転について（通知）

[昭和50年12月8日／「統合移転勉強会」⁽¹⁾]

文管計 第293号

昭和50年12月8日

広島大学長 殿

文部省管理局长
清水成之助

広島大学の統合移転について（通知）

貴学の東広島市西条地区への統合移転については、さきに、昭和48年4月24日付文
施計第56号で通知したところですが、その後関係者との協議も整い、下記によ
り行うこととしたので、この方針に沿って取り進めてください。

なお、別紙写のとおり関係県、市に依頼したので御了知ください。

記

- 1 広島大学統合移転用地取得規模は、おおむね280ヘクタールとする。
- 2 統合移転に伴う建設期間は昭和51年度からおおむね10か年とする。

133. 広島大学と地域振興整備公団との覚書*

〔昭和51年3月27日／「賀茂学園都市開発整備」
事業に関する覚え書き・協定書等一覧」⁽¹⁾〕

覚 書

広島大学（以下「甲」という。）と地域振興整備公団（以下「乙」という。）は広島
大学統合移転事業にかかる用地（以下「大学用地」という。）の取得について、つぎ
のとおり確約し、この覚書を締結する。

第1 乙は大学用地を甲にかわって取得するものとし、乙が取得した資産は、最終的
に事業施行者である甲に帰属するものとする。

第2 甲は乙が行う用地等の取得に際して地権者が買取りの申し出を拒む場合には、
直ちに土地収用法等の定めるところにより収用するものとする。

第3 乙と地権者との間の土地売買契約書様式は別添様式のとおりとする。

第4 この覚書について、疑義を生じた場合またはこの覚書に定めのない事項で必要
がある場合には、甲乙協議のうえ決定する。

この覚書の締結を^{証（編注1）}証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1
通を所持する。

昭和51年3月27日

〔編注1〕余白に「一字訂正」と記入し、広島大学、地域振興整備公団の訂正印各1あり。

134. 「大学センター構想」に関する飯島学長発言

[昭和48年2月8日・昭和51年8月23日／「協議経過及び移転反対関係文書」⁽¹⁶⁾]

「大学センター構想」に関する飯島学長発言

① 第3回広島大学統合整備推進協議会（48年2月8日）における飯島学長の発言

1 移転にあたっては、東千田の一部の施設は、都市大学施設として利用し、附属学校も残留するなど市民感情に対しても十分に配慮することを一貫して考え、進めている。

2 霞キャンパスは全面的に残留させる。皆実町および東雲の附属学校も残す。東千田のキャンパスは、広島大学の発祥の地として歴史的な場所であるので約半分の施設を存置し、大学教育を社会に広めるための公開市民講座、政経二部の利用のほか、第二工学部設置の発想もあり、また公私立大学間の連絡センター等の地域大学センターとしての利用をはかりたいと考えている。

3 将来の大学は多面化してくることが予想されるので、国連大学が広島市に誘致されれば、それとの関係からも東千田キャンパスに種々の研究所を整備することが考えられ、我々としても広島市との関係を離れた大学の改革は毛頭考えられない。

4 我々としては、終始中・四国地方の基幹大学として阪大、九大等のレベルに向上することを念願とし、規模も国際レベルにしようという精神をもって進めており、こういう意味で大局的には市議会の考え方と一致しているものと考えている。今後、この新しい大学構想を進める過程で、広島市域内に設置していた方が良いというものについては、市とも十分協議していきたい。

5 跡地の問題については、全国の国立大学の財政バランスのうえから、財源としても考えられているが、県・市等の地域社会の将来計画と密接な関係をもつ問題であるので、我々としても独断で事を進めることは慎みたい。

6 （会議後の記者会見の場では、）今後は、市議会の意見を十分に尊重して進めていきたいと考えているという意味のことは話したい。

7 （移転先の決定にあたって、連絡が不十分であったことから）たいへんご迷惑をおかけして申し訳ないと思う。今後は、地域社会に役立つものとして、統合整備にあたっていくので、よろしくご指導をお願いしたい。

② 第1回広島大学跡地利用研究協議会（昭和51年8月23日）における飯島学長の発言

1 広大設立については、その前身から地元の強い要望と物心両面の援助があった。

2 跡地は、国の国立学校特別会計の中で、移転整備事業の財源となっている。

3 跡地の一部については、大学センター（広島大学EXTENTIONセンター論）として文部省段階まで了解をとりつけている施設を考えている。中味は夜間部の教

育施設、市民の生涯教育の場としての活用、放送大学のセンター機能の配置を考
えている。

〔編 注〕本史料は広島市によってまとめられたもの。

135. 広島大学新キャンパス基本計画のための報告書〔抄〕

〔昭和51年12月／「広島大学新キャンパス総合計画」⁽¹⁾〕

〔表紙〕

「広島大学新キャンパス基本計画のための報告書／昭和51年12月／広島大学統合移転・
改革に関する基本計画委員会／キャンパス用地専門委員会」

はじめに

昭和52年度からキャンパスの造成計画、建物配置、建築計画及び建設等が、いよいよ実施段階を迎える。これに伴って、移転年次計画等も具体的に決定して行かねばならない。

このような時期に当って、キャンパス用地専門委員会は、今まで0次案として随時公表してきたところを総括し、あわせてキャンパスの物理的諸条件について行った実地調査のデーター等をも具体的に示し、本報告書を作成した。

キャンパス用地専門委員会が「土地利用計画」、「配置計画」等諸案の策定に当って、どのような条件を考慮したかを知っていただきたいと念願する。

「造成計画と環境計画」とのかかわりもあり、又、「学内基幹整備計画」、「公益事業・財政」等は、キャンパス外の問題にかかわるところも多いが、「移転年次計画」を定めていく上でも、欠くことの出来ぬ要素でもある。これらキャンパス建設の物理的な諸条件は、研究・教育体制の整備と密接にかかわりがある。この点を考慮して「キャンパス計画の基本方針」及び「アカデミック・プラン」の2項をも加えた。

キャンパスの物理的な計画にこれらを反映させるための努力が払われていることは、以下の諸項をお読みいただければ、おのずからお分りいただけると思う。

これまで当委員会に構成員から寄せられた、諸々の協力に対して心から感謝の意を表したい、又、本報告書についてもこれまで以上に数多くの意見や、助言が寄せられることを期待するものである。

〔中略〕

II キャンパス計画の基本方針

広島大学の将来計画が他の諸大学と異なる特色は、その「基本構想」において「統合移転と改革」とが不可分一体のものとして明記されている点にある。「キャンパス計画の基本方針」も、この特異性に基づいて考えられなくてはならない。この観点から次の五点を基本的目標とする。

1 《総論 大学改革の実践の中で、ひとつの理想的なキャンパスの建設》

大学改革が、理想的な自然・社会環境条件をも含めた構想にまで高められ、追求された例は、稀である。広島大学は、将来規模を展望した改革と、それにふさわしい新キャンパスへの統合移転とを同時に実現しようとする先進的な試みを推進している。その精神が完全に生かされる理想的な新キャンパスをめざすことが、計画の基本であらねばならない。

2 《教育・研究 全人間的な価値創造の場の創出》

「専門性深化」と「総合性志向」とを軸にし、ユニークな一般教育と学部、大学院にわたる専門教育・研究の充実をめざし、かつ、そこに学んだことを、誰もが愛着をもって回想し、語るができるゆたかな新キャンパスを実現しなくてはならない。

3 《施設環境 自然と人工の所産との魅力的な調和》

自然に恵まれた立地条件を最大限に活用した新キャンパスでなくてはならない。自然の景観を包みこむ立体的な空間の中に、長期的展望に立って、研究教育施設と全人的な生活の場とを機能的に配置し、ともすれば重苦しい印象を与えがちだった従来の大学像から脱皮した明るい新キャンパスを創造しなくてはならない。

4 《“開かれた大学”としての機能 地域的、国際的要請に対処しうる諸機能の整備》

新キャンパスは賀茂学園都市の一環をなす。位置的にはその地域社会との連帯性を持たねばならない。あわせて今日まで広島大学が広島市において果たしてきた機能の維持、さらに国際社会への寄与という視野を含めて“開かれた大学”の機能を完全に果しうる新キャンパスを建設して行かねばならない。

5 《移転移行過程における配慮 予想される現実的な諸課題との対応を充分考慮した新キャンパス計画の策定》

キャンパス計画の基本方針は、現実主義を貫かねばならない。しかし、新キャンパスが理想どおりに機能するためには、現実的な諸課題を抜きにすることはできない。移転移行過程における研究教育計画をはじめ、福利厚生等に至るまで予想される障害を可能な限り除去し、構成員全員が協力して新キャンパス建設に当りうるよう綿密で着実な計画を立てることは、キャンパス計画の将来の成否を左右する課題である。

III アカデミック・プラン

1 将来構想

「基本構想」「中期将来計画」に盛られた基本方針に従う。すなわち①現実に立脚した漸進的改革、永続的な「運動としての改革」をめざし、②研究教育体制の中心に「専門性深化」と「総合性志向」の二つを立て、③「人間形成」としての大学、社会

とのかかわりを重視した生活環境整備と生涯教育の問題を重視する。これらを重視して行くことがキャンパス計画の将来構想の中心におかれる。

大学院・学部・一般教育 各部局は、その実情に応じて「専門性深化」「総合志向」にふさわしい将来構想をすすめている。大学の基本的構想は従来通り「学部」を単位とするが政経学部の法学部、経済学部、二学部への分離、学校教育学部、体育学部などの新しい部局創設も計画されており、完成後は12学部となる。

これらの学部は、研究所をも含めて大学のアカデミック・コアとしての性格の強い文学部、理学部など純粋科学を中心とする部局、それと応用科学的性格の強い諸部局及びこれらを横断的に総合する総合科学部など、およそ機能上三グループから成る。

この観点を織り込みつつ、大学院における専門領域は、人文社会、自然、教育、医、総合の五つの学問領域に分類される。

総合科学部を中心にした本学独自の一般教育と、新設を目標として計画されている大学院の総合研究科とは、各領域大学院研究科の整備とあいまって本学における研究教育体制の特色をなす。これらが有機的に機能しうるキャンパス計画が必要である。

センター構想 教育・研究の充実と諸施設の効果的利用の立場から、大学教育研究センター、総合地誌研究資料センター等の研究所を指向するもの、芸術センター、言語センター等の教育を主体とするもの、情報処理センター等の大型機器利用を主とするもの、アイソトープセンター、低温センター等の共同利用を主とするもの、国際センター等の学生生活にかかわりをもつものなど、性格上五つの分類が考えられる。これらは研究教育、学生生活、社会とのかかわり等、諸要素を勘案して、その配置等を計画する必要がある。

生活環境・生涯教育等 生活環境については、生活環境専門委員会の答申（昭和51年11月）が既に出ている。これは学生居住施設、文化施設、体育施設、福利厚生施設、医療施設の各領域について、将来理想的な条件の完備を目標にしている。キャンパス計画においては、60年完成のかたちを一区切りとしているが、これらの理想達成のための将来の余地をも配慮しなくてはならない。

2 将来規模

上記の将来構想をふまえて、将来の教職員、学生数、及び建物施設面積の規模を推定すれば、表Ⅲ-1、表Ⅲ-2のようになる。

表Ⅲ-1は広島大学の将来計画と学生定員、新キャンパスへ移転する学部・施設、学生定員、延学生数を示している。学部学生総数は昭和51年3月の約36%増であるのに対して、修士及び博士課程の学生数はそれぞれ約3.2倍及び約2.8倍となり、修士及び博士課程の学生数の増加は著しい。また、全学生数16,400名のうち当面霞キャンパスに留まる医・歯・薬の学生数は1,800名であり、14,600名が新キャンパスで教育をうけることになる。これら学生数の増加に応じて教職員数も50%前後の増加が計画され

ている。新キャンパスの教職員数は2,500～2,700名程度となるであろう。従って、学内食堂、売店等サービス部門従業者を含めて、新キャンパスの昼間大学人口は17,000人前後と推計される。

表Ⅲ－2は新キャンパスに建設される建物施設の床面積の概略推定値を示している。

この数値は各部局より提出された将来構想をもとにして推定されているが、講座当りの床面積などの基準値は、現行基準の概略1.3倍とした。

表Ⅲ－1 広島大学の規模——学生定員一覧

現		状				将 来 計 画					
学 部	研究科	一学年学生数			延学生数	学 部	研究科	一学年学生数			延学生数
		学部	M・C	D・C				学部	M・C	D・C	
		人	人	人				人	人	人	
総合科学		120			480	総合科学	総合研究	120	60	40	720
文学部	文学研究	150	56	28	796	文学部	文学研究	200	76	38	1,066
教育学部	教育学研究科	180	56	19	1,349	教育学部	教育学研究科	215	174	32	1,304
教育学部	東亜分校	350			1,400	学校教育学部	学校教育研究科	520	200		2,480
政経学部	法学研究	210	24		888	法学部	法学研究	210	50	25	1,015
〃	経済学研究科		20		40	経済学部	経済学研究科	210	50	25	1,015
理学部	理学研究	220	95	47	1,211	理学部	理学研究	330	140	74	1,822
医学部	医学研究科	120		63	972	医学部	医学研究科	120		(医)94 (薬)24	1,168
〃	薬学研究科	40	14		188	〃	薬学研究科	90	90		540
歯学部	歯学研究	40		30	360	歯学部	歯学研究	80		44	656
工学部	工学研究	500	108		2,216	工学部	工学研究	500	258	86	2,774
水畜産学部	農学研究科	90	36		432	生物生産学部	生物生産研究科	170	66	33	911
						体育学部	体育学研究科	160	80	40	920
総 計	1学年学生数	2,135	409	187		総 計	1学年学生数	2,925	1,244	555	
	延学生数	8,860	818	654	10,332		延学生数	12,100	2,488	1,803	16,391
移転分計	1学年学生数	1,935	395	94		移転分計	1学年学生数	2,635	1,154	393	
	延学生数	8,140	790	282	9,212		延学生数	11,120	2,308	1,179	14,607

注① 政経学部第二部の学生数は含まれていない。

② 移転分延学生数には、医、歯進学課程(2学年分/400名)及び薬学一般教養(2学年分/180名)を含む。

表Ⅲ－2 建物施設総床面積

系	学生数	教職員数	建物面積	備 考
人 文	1,856	329	27,000	文学部、法学部、経済学部、総合地誌研究資料センター、設備機械室
綜 合	6,330	330	64,000	総合科学部、一般教育、言語センター、図書館（分館）、体育館、福利厚生施設、設備機械室
教 育	2,914	583	80,000	教育学部、学校教育学部、体育学部、芸術センター、生活科学センター、体育館、設備機械室
自 然	3,507	1,183	165,000	理学部、工学部、生物生産学部、核融合理論研究センター、アイソトープセンター、低温センター、実験動物センター、中央工作センター、理論物理学研究所、図書館（分館）、福利厚生施設、設備機械室
共 通		299	54,000	本部管理部、図書館（中央）、講堂、福利厚生施設、情報処理センター、大学教育研究センター、平和科学研究センター、国際センター、設備機械室
小 計 その他	14,607	2,724	390,000 118,000	独立研究施設、文化施設、学生宿舎、教職員宿舎
合 計	14,607	2,737 ^{〔ママ〕}	508,000	

〔後略〕

136. 広島大学の統合移転に伴う跡地処理について

〔昭和52年3月11日／「跡地関係昭和41年11月～平成3年2月」^{（1）}〕

広島599-12

昭和52年3月11日

文部省大臣官房会計課長

宮 地 貫 一 殿

広島大学長

飯 島 宗 一 閣

広島大学の統合移転に伴う跡地処理について

標記の件について、広島県知事との間に別紙（写）のとおり文書を取り交しましたので報告いたします。

昭和51年10月4日

広島県知事

宮 沢 弘 殿

広島大学長

飯 島 宗 一 閣

広島大学の統合整備に伴う跡地処理について

本学の統合整備に関しては、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

かねて、ご承知のごとく本学の統合用地の整備については昭和52年度より地域振興整備公団が造成に着手し、昭和53年度よりおおむね4ケ年を目途に本学が同公団より用地の引渡しを受け、建物等の整備を行う予定であります。用地の取得、建物等の整備に要する経費は移転跡地のすべてを時価により処分し、これを限度として充当することにしておりますので、本学の跡地利用計画を定められる場合には、上記の主旨をご了知のうえ、ご計画くださるようお願いいたします。

企 第 56 号

昭和52年3月11日

広 島 大 学 長 殿

広 島 県 知 事 閣

{ 広島市基町10-52 }
{ 企 画 課 }

広島大学の統合整備に伴う跡地処理について

広島大学の統合移転につきましては、着々とその準備を進められ御同慶のいたりでございます。

広島大学の移転跡地の利用の在り方については、現在、関係者で協議しているところでありますが、昭和51年10月4日付け「広島大学の統合整備に伴う跡地処理について」によるお申し越しの趣旨に小職としては十分留意して取り進めたいと存じます。

137. 賀茂学園都市における広島大学用地の整備について〔閣議了解〕

[昭和52年3月29日／「跡地関係昭和41年11月～平成3年2月」⁽¹⁾]

文会総 第 号

昭和 年 月 日

内閣総理大臣 福田赳夫 殿

内閣総理大臣 福田赳夫

文 部 大 臣 海部俊樹

建 設 大 臣 長谷川四郎

賀茂学園都市における広島大学用地の整備について

このことについて、別紙のとおり閣議の了解を求めます。

別紙

賀茂学園都市における広島大学用地の整備について

昭和52年3月29日

閣議了解

1. 広島大学の研究、教育の充実を図り、かつ、広島市の過度の人口集中に対する対策に資するため、広島大学の工学部、理学部、文学部等の施設を東広島市西条地区に移転統合するものとする。
2. 移転統合に必要なおおむね275ヘクタールの用地取得造成は、広島県及び東広島市の要請に基づき、地域振興整備公団が賀茂学園都市開発整備事業において行うものとする。
3. 地域振興整備公団が取得造成した前項の用地については、同公団より昭和53年度からおおむね4か年を目途に取得するものとする。
4. 前項の用地取得に要する費用及びこれに係る国立学校特別会計の借入金の償還は、移転に伴い不用となる財産を時価により処分し、その収入をもって充てるものとする。

138. 統合移転建物・施設及び移転年次計画

[昭和53年7月11日／評議会 (293回)]

統合移転建物・施設及び移転年次計画 (案)

区 分	54年度	55年度	56年度	57年度	58年度	59年度	60年度	備 考
	71014	71014	71014	71014	71014	71014	71014	
(建物整備・移転計画)	(4%)	(12%)	(13%)	(18%)	(21%)	(17%)	(15%)	(100%)年度別事業量の割合
事 務 局							㊟	
図 書 館			自然系㊟		学習図書館㊟	本館	㊟	
総 合 科 学 部					㊟			一般教養を含む
文 学 部							㊟	
教 育 学 部					(福山)	㊟	㊟	幼儿教育研究施設を含む
学 校 教 育 学 部					㊟			
法 学 部							㊟	
経 済 学 部							㊟	
理 学 部						㊟		微晶研究施設、両生類研究施設を含む
工 学 部			㊟					
生 物 生 産 学 部				㊟				
農 場				㊟				
体 育 学 部					㊟			大学教育研究センター、核融合理論
理 論 物 理 学 研 究 所							㊟	研究センター、言語センター、総合地
各 種 セ ン タ ー 類								誌研究センター、平和科学研究センター、
保 健 管 理 施 設			㊟					芸術センター、生活科学センター、RI
課 外 活 動 施 設			㊟	㊟		㊟	㊟	センター、低温センター、中央工作
体 育 館					㊟			センター、情報処理センター、核科学
講 堂							㊟	研究センター、国際センター、等
福 利 施 設		㊟	㊟		㊟		㊟	
設 備 室			㊟	㊟				
学 生 寄 宿 舎			㊟	㊟	㊟	㊟	㊟	
(基盤施設整備計画)	(11%)	(21%)	(25%)	(16%)	(9%)	(9%)	(9%)	(100%)年度別事業量の割合
造 成								
基 幹 整 備								
環 境 整 備								
農 場 整 備								
体 育 施 設 整 備								
(年度別総事業量の割合)	(5%)	(13%)	(15%)	(18%)	(19%)	(16%)	(14%)	(100%)
(公団造成計画)	(工)生●	(理)●	(文)法、経、教 学校、総、体●					●印、用地取得時期

139. 広島大学跡地の無償譲与に関する決議

[昭和57年3月23日／「協議経過及び移転反対関係文書」⁽¹⁶⁾]

広島大学跡地の無償譲与に関する決議

広島大学は、今日まで80年間にわたり、広島市とともに歩み、発展してきたところであるが、本年2月8日から工学部を皮切りに東広島市へ移転を開始したところである。

本市が、今後、都市像である国際平和文化都市として発展していく上で、この広島大学移転の持つ影響ははかりしれないものがある。この市域外移転が本市の意に反して行われたことは、まことに残念なところであり、本市としては、今後ともこの広島大学の移転問題について重大な関心を持って対処していく一方、すでに移転を開始した工学部の跡地利用については、広島大学跡地利用研究協議会において計画案が策定されているところである。

この跡地利用を実現していく上で最も重要な問題は、跡地をいかに確保するかということである。本市は、広島大学の前身である広島高等師範学校、広島高等工業学校及び広島師範学校の創設時並びに戦後の広島大学の創設に際して、学校敷地の寄附等物心両面の援助を行ってきており、広島大学現敷地のうち約半分は本市の寄附によってでき上がっているものである。

こうした歴史的事実を振り返ったとき、また広島平和記念都市建設法の精神を考えたとき、跡地処分にあたっては、これらの事情が配慮されてしかるべきであることから、広島市の寄附により形成された広島大学跡地については、国有財産特別措置法第5条第1項に基づき、無償譲与を、ここに強く要望するものである。

以上、決議する。

昭和57年3月23日
広島市議会

140. 広島大学跡地の譲与等について（要望）

[昭和57年6月28日／「跡地関係昭和41年11月～平成3年2月」⁽¹⁾]

広企調第37号

昭和57年6月28日

文部大臣 小川平二 殿

広島市長 荒木 武

広島大学跡地の譲与等について（要望）

初夏の候、貴殿にはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。日ごろ当市行政につきまして何かと御高配を賜わり心よりお礼申し上げます。

さて、今日まで80年にわたり広島市とともに歩み、発展してきた広島大学は、本年

2月8日から工学部を皮切りに東広島市への移転を開始いたしました。

この移転につきましては、移転先の選定、跡地の時価処分方針の決定等をめぐり、そのつど、本市としての意見・主張を表明してきたところであります。

また、本部につきましては、その移転が計画されました際、広島大学当局から、政経学部の二部を存続するとともに、従来の大学機能に代わるものとして大学センター的機能を整備することにより、将来とも広島市の発展に寄与したい旨の意向が示されているところであります。

さらに、本大学の敷地の形成経緯をみたとき、移転が完了した工学部をはじめ、本部・東雲の創設時には本市が相当部分の敷地を寄附した経緯もございます。

つきましては、以上の経緯を御賢察のうえ、下記の要望事項につき、格別の御配慮をいただきますよう心よりお願い申し上げます。

記

- 1 本部については、法学部・経済学部の二部を存続するとともに新たな大学機能を付与した大学センター構想の具体化とその実現を図っていただくようお願いいたします。
- 2 移転が完了した工学部については、本市の利用計画により公共利用を図りたいので、国有財産特別措置法第5条第1項に基づき、本市の寄附により形成された跡地を無償譲与していただくようお願いいたします。

なお、本部の残地、東雲の跡地についても移転が完了した後、国有財産特別措置法第5条第1項に基づき無償譲与していただくようお願いいたします。

141. 広島県関係国会議員に対する〔広島市議会〕大都市問題対策特別委員会要望概要

〔昭和57年11月17日／「大都市問題対策特別委員会会議録（57年11月29日分）」⁽¹⁷⁾〕

広島県関係国会議員に対する大都市 問題対策特別委員会要望概要

- 1 日時 昭和57年11月17日(水) 12時～13時40分
- 2 場所 ホテルニューオータニ1階「桂の間」
- 3 出席者
 - (1) 国会議員（別紙1のとおり）
 - (2) 委員（別紙2のとおり）
 - (3) 市議会事務局 鹿島事務長、宗像次長外2名
 - (4) 企画調整局 木村次長、大田企画担当課長
 - (5) 東京事務所 池田所長外
- 4 会議の概要

- (1) 委員長あいさつ
- (2) 委員長要望事項説明（別紙3のとおり）
- (3) 宮本委員補足説明

工学部移転後の地元の窮状を説明し、市として大学の移転に賛成したわけではなく、反対していたことを添付資料（昭和48年2月8日^{〔マ〕}回第3回広大統合整備推進協議会議事録）で理解してもらいたい旨を表明。

(4) 質疑応答

問：（瀬尾代議士） 文部省に対する市の折衝経緯はどうなっているか。

答：（木村次長） 跡地の利用構想、敷地形成経過がまとまった時点で内々に広島大学を通じ文部省と下協議はしていたが、正式には、57年6月28日、文部大臣へ要望書を提出した。文部省事務局へは57年8月に再度説明している。窓口は大臣官房の会計課であるが、そのほかに大学局の大学課とも折衝している。

文部省事務局としては「閣議了解事項から出発していることであり、地域振興整備公団がすでに事業に着手している。したがって、無償譲与の要請は、この全体のフレームをくつがえすことになり、現段階でこれを変えるわけにはいかない。国の財政事情もひっ迫している折でもあり、取扱いには苦慮している。」ということである。

さらに、大学センター構想についてであるが、当時の飯島学長は、「文部省と協議のうへの構想である。」と発言されている。閣議了解以降においてはトーンは落ちているが、市としては、二部存置とのからみで大学センター構想の実現に強い希望を持っている。この大学センター構想の内容については、大学自身がその構想を示すべきものと思っている。最近、「あれは一学長の発言でオーソライズされたものではない。……」との発言もあるが、市としては強い期待を持っているものである。

問：（瀬尾代議士） 閣議了解事項を読みあげてもらいたい。

答：（鹿島事務局長） 閣議了解事項を朗読。

問：（大原代議士） 時価処分で文部省が期待している価額はいくらか。

答：（木村次長） 正式の評価額ではないが、私どもの試算したものとしては、総価格として526億8,700万円；広島市の寄附分の価格としては240億6,000万円となる。

問：（大原代議士） 閣議了解どおりとすれば、市が526億円で買い取るということになるのか。

答：（植田委員長） 無償譲与について特別な配慮が必要である旨を強調。

問：（大原代議士） 大学の跡地で、特別措置法を適用して無償譲与を受けたケースがあるのか。

答：(木村次長) 別添資料の4に事例を掲げている。なお、閣議了解事項の4のところで、「前項の用地取得に要する経費及びこれに係る国立大学特別会計の借入金の償還…」となっており、この文面からすれば、建物等の費用は含まれていないものと理解している。

問：(佐藤代議士) 閣議了解は52年3月ということであるが、この前後に市はどのような動きをしたのか。57年に文部省へ正式要望をしたということだが、5年間何をしていたかということになると思うが……。

答：(木村次長) 閣議了解に至る経緯として、51年12月27日付けの広島市長の県知事あての文書について説明。

問：(佐藤代議士) それでは広島市はほんとうに行動を起したということにならないのではないか。閣議了解から5年間動きが見受けられないので、「認めた」と思われても仕方のない状況にあると思われるのだが……。

答：(宮本委員) 閣議了解後の経緯と状況を説明。

問：(佐藤代議士) もう一つ、県と市の間でどういう話がつけてあったのか聞きたい。

答：(植田委員長) 宮本議員が説明したことをふまえて、県は、財界と大学で構成する委員の主張をとりあげて、市の執行部、議会をさしおいてことを進め、市は反対した趣旨を説明。

(佐藤代議士より、「この件は、灘尾、藤田両先生が中心になってやっていただけのほうがよいのではないか。」との発言あり。)

(藤田正明議員) 私も従来からいろいろと聞いている。とくに宮本先生からも聞いているし、それから大蔵省、文部省あたりからも聞いている。市が正式に強い要望を表向きに出したのは、57年6月が初めてということになる。それから取っ組み合いが始まっている。国の方としても、市の方としても、大上段に刀を構えているところと思う。灘尾先生も大原先生もおられることであるし、我々にしても協力することにやぶさかではない。しかし、国と市が剣先を合せるところまでをもっていつてもらいたい。大上段にふりかぶっているが、建前論だけである。大蔵省に聞いても、文部省に聞いても建前論しか言わない。もう少しお互いに腹をうち割って、剣先と剣先を交えるところまでもっていったときに、はじめて、灘尾先生、大原先生ほかの皆様に出させていただいて解決していきたい。今日、ここではっきりした結論を出そうということは、まだ無理なことである。

それから、昨日、宮沢議員に会ったが、その時の話として、「私の知事時代に広島市から(跡地時価処分反対の)強い陳情・要望を受けた。国は国で(時価処分方針につき)知事が一筆書けと言われた。知事としては、非常に立場に

困った。一筆書きようがない。書いたってしょうがない。それで自分は、小一年握りつぶして、どうしても出さざるを得なくなって、書いた文面は『国の方針に留意いたします。』ということを書いただけであって、『方針に従います。』とか『了知した。』とかいうことはひとつも書いていない。」という話があった。ご披露申しあげておく。だから、もう少し市と国の間で剣先を交えるところまでやってみてもらえないか。

(佐藤代議士) 今の件だが、今では剣先は合わせられない。あなた(藤田)に仲に入ってもらわないといけない……。

(藤田正明議員) そこはねえ……。

(佐藤代議士) 剣先を交えて、最後は灘尾先生に出させていただくことにして、藤田先生は、大蔵に精通しておられて、仲に入っていたら、剣先を合わせるのがやり易くなるのではないか。両先生を中心に指示をいただければバックアップする。

(藤田正明議員) 現段階で国会議員が入ることは……。もう少し話をしながら、そしてまた、灘尾先生、大原先生そして私たちも連絡をいただいて仲に入る時期をみたい。大蔵、文部も地元国会議員団に仲に入ってもらいたいというのが本音のようだ。

今日、すぐどうこう返事のできることはないので、今日のところはそういうことで、ご意見があれば承りたい。

(以後、委員と二～三意見交換があり、会議を終了)

別紙1

広島県選出国會議員名簿

選挙区	党派	氏名	役職	出身地
衆1	自	瀬尾 弘吉	懲罪委(理事)	大柿町
〃1	〃	岸田 文武	科学技術委(理事)	広島市
〃1	社	大原 亨	物価問題等に関する特委(理事)	〃
〃2	自	中川 秀直	決算委(理事)	東広島市
〃2	〃	池田 行彦	内閣官房副長官	竹原市
〃2	〃	谷川 和穂		東広島市
〃2	社	森井 忠良		呉市
〃3	自	宮沢 喜一	内閣官房長官	尾道市
〃3	〃	亀井 静香		庄原市
〃3	社	福岡 義登	運輸委(理事)	三次市
〃3	自	佐藤 守良		尾道市

衆3	民	岡田正勝	法務委(理事)	三原市
参地	自	藤田正明		広島市
〃〃	社	藤田進	エネルギー対策特委(理事)	〃
〃〃	自	宮沢弘		〃
〃〃	民	小西博行		呉市
〃全	自	増岡康治	大蔵政務次官	広島市
〃〃	〃	藤井裕久		福山市
〃〃	〃	源田実		加計町
〃〃	社	野田哲	議員運営委(理事)	福山市
〃〃	公	塩出啓典	大蔵委(理事)	広島市

別紙2

大都市問題対策特別委員会要望活動出席者名簿

委員長	植田二三	(政友クラブ)
副委員長	鈴木修	(〃)
〃	金子善明	(自由民主党)
〃	谷村孝一	(公明党)
委員	安田鉄夫	(政友クラブ)
〃	宮本正夫	(自由民主党)
〃	正嶋明雄	(〃)
〃	植田高明	(〃)
〃	月村俊雄	(〃)
〃	小片明	(公明党)
〃	屋敷一字	(日本共産党)
〃	米田十郎	(日本社会党)
〃	藤本正躬	(民社党)
〃	山口氏康	(労働者党)

〔編注〕別紙1・2は、本資料の別紙ではなく、同会議録所収「広島県関係国会議員に対する大都市問題対策特別委員会要望活動実施要領」の別紙。

142. 工学部跡地の処分方法について伝える新聞記事*

[昭和59年1月15日／読売]

広島市と文部省 合意

広大工学部跡地処分／半分 国が無償譲与／残り半分 時価売却

東広島市へ移転後二年近く宙に浮いている広島大工学部跡地の処分問題をめぐって広島市と文部省の間で基本合意が成立、早ければ来月中にメドがつく見通しとなった。跡地八万九千平方¹のうち広島市が寄付した五三・一％について、半分は国が無償譲与、残り半分は時価売却という「足して二で割った線」（河合護郎・同市企画調整局長）だが、跡地処分については「全部を時価売却」との閣議了解（五十二年三月末）があり、今回の基本合意成立で広島市が閣議了解の壁を突破した形になる。

移転後の大学跡地処分については、広島市内にあるキャンパスのうち半分は広島市が寄付したものであるとの調査結果をもとに、国有財産特別措置法を引いて寄付分は無償譲与が当然と広島市が主張。これに対し大学側は「東広島市への移転費用は跡地の時価処分でまかなう」との閣議了解をタテに一步も譲らない構えで、論議は平行線をたどってきた。特に移転第一弾の工学部跡地は本部、東雲両地区の処分と不可分だけに、注目されてきた。

広島大を窓口にした文部省は工学部跡地処分の遅れが移転計画全体に支障となっており、一部で予算執行にも悪影響が出始めたため、昨年十二月二十三日、荒木市長と西崎清久大同省官房長、宮地貫一・大学局長が協議、合意した。

大学・文部省側と同市の間は藤田正明参院議員（広島地方区）が調停。静岡市が寄付した八万二千平方¹のうち半分を譲与、半分を時価で払い下げた静岡大方式（四十二年から四年間で移転。五十二、五十三年の二回で譲与、払い下げ）を前例として踏襲することになった。形の上では双方が折れ合ったわけだが、閣議了解がひっくり返された点では文部省側が頭を下げた印象が強い。

双方が話し合う土俵がようやくできたため、文部省は大蔵省、国土庁など関係省庁と協議をし、二月中旬にも処分方式決定にメドをつけたい考え。同市としても「無償譲与」の意見書を採択している広島市議会の合意取りつけに全力を挙げる。

[原文縦書]

143. 跡地利用に関する新聞社説*

[昭和59年8月29日／中国]

社説 早急に決めよ広大跡地計画

広島大学の跡地利用について、広島県、広島市、広島大学の協議が再開された。利用計画の決定をこれ以上遅らせると、広島、福山、東広島三市の都市計画に影響を与える。早期解決を望む。

広島大学の移転に伴う跡地の利用計画決定が遅れている。広島市と福山市にある広島大学の各学部の移転が完了するのは六年後の予定だが、すでに移転が終わっている

広島市内の工学部跡地でさえ、利用計画が決定していない。利用計画の決定が遅れた原因は、跡地の処分方法についての対立である。時価での売却を主張する広島大学・文部省と、寄付した土地の無償譲渡を主張する広島市との対立が続いたためである。

確かに、広島大学の東広島市への移転が決定した時点で、移転費用は跡地を時価で売却して充てるという趣旨の閣議決定がされている拘束力は大きい。しかし、広島市が主張しているように、広島大学の前身である広島高等師範学校などが建設された時、広島市が寄付した土地は無償で払い下げるべきだという論理にも理がある。しかも、広島大学の跡地は一等地にあって時価約八百億円と推定されている。財政が悪化している国と市には重大な問題である。

跡地の処分方法についての対立が厳しく、円満解決が困難な理由はわかる。だからといって、いつまでも跡地利用計画が決定しないしていると、広島、福山両市の都市計画だけでなく、移転先の東広島市の都市計画にも悪い影響を与える。工学部跡地の処分方法については、広島市が寄付した用地の半分は無償、残りを時価で広島市が買い取る方式が検討されている。最近、広島県、広島市、広島大学が集まって開いた三者会談では、九月末までに用地取得方式を具体化することで合意している。この機会を逃さず、利用計画を決定するように望む。

広島大学移転後の跡地の利用計画を決定するため、広島県、広島市、広島大学、中国財務局を中心に跡地利用研究協議会が発足したのは八年前である。この間、広島大学本部跡地に「二十一世紀ゾーン」、工学部跡地に「公園・研究ゾーン」、学校教育学部跡地に「教育ゾーン」を建設する広島市の独自計画も発表されている。これらの計画は、広島大学が移転した後の研究、教育、文化の機能を補うために重要な計画である。大学が移転した跡には、すぐ利用計画に基づいた建設が始まるという体制が必要である。

それであるのに工学部跡地（広島市中区千田町三丁目）では、二年前に移転が完了したのに、利用計画は進まないままである。跡地に市の工業技術センター、県の産業情報センターの建設、さらに放射線影響研究所と被爆者福祉センターの移転が計画されている。放射線影響研究所の移転には、市立博物館建設計画が関連しているというように、これらの計画は都市計画全体に影響を与える。利用計画の遅れは許されない。

福山市でも、市内にある広島大学の教育学部福山分校と生物生産学部の跡地利用は重要な未解決問題の一つである。広島大学の移転に関連して福山市など七市で構成された大学誘致促進協議会では、移転跡地を第一候補地として技術科系大学を建設すべきだという構想が検討されている。さらに住民組織からは、移転跡地に総合スポーツ・レクリエーション施設を造成してほしいという陳情が福山市に出されている。しかし、時価での売却が原則ということであれば、二百億円を超える資金が必要と推定されるだけに、跡地利用構想の難航が予想される。

一方、跡地の時価処分が進まないと、広島大学の東広島市への移転完了が遅れる不安が残っている。移転計画はすでに、東広島市での下水道終末処理場建設が遅れたこともあって、当初の計画より四年間遅れている。これ以上遅れると、学園都市づくりを目標にしている東広島市の都市計画にも支障がでる。国鉄西条駅前再開発と大学キャンパスに通じる緑の街路づくり、新住宅市街地建設などの計画が実現しなければ、学園都市は姿を現さない。

このように広島大学の移転が、広島、福山、東広島の三市に及ぼす影響は大きいのに、根本的な問題が解決していない。跡地の処分方法を解決し、利用計画の決定を急がねばならぬ。

[原文縦書]

144. 工学部の跡地処分について—広島市取得分—

[昭和60年6月／評議会(370回)]

昭和60年6月

工学部の跡地処分について

—広島市取得分—

1. 工学部跡地については、従来の経緯にかんがみ、減額等の措置を講ずることとするが、それは、市の利用計画に従って行うものであって、寄附地であることを理由とするものでない。
2. 減額の範囲は工学部跡地の処分に限っては、昭和58年以前から、具体的な折衝が行われていたことにかんがみ、旧理財局長通知の基準に準拠して行うものとする。
(理財局長承認事項)
3. 都市公園及び道路予定地については、その1/2を無償貸付としうるものであるが、その利用が事実上半恒久的なものであることにもかんがみ、工学部跡地に関しては、特例として寄附地相当の1/2を限度として、譲与として処理するものとする。
4. 放影研予定地とされているものは、計画に具体性がないので、公園予定地として用途指定の上、処分するものとする。

[図略]

145. 文書保存委員会規程

[昭和61年6月10日規程第28号／学報618号]

広島大学文書保存委員会規程

第1条 広島大学に、広島大学文書保存委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、本学の沿革に関する文書及び資料の散逸を防止し、保存し、将来の利用に資することを目的とする。

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 各部局長及び分校主事
- (2) 大学教育研究センター長、核融合理論研究センター長、総合情報処理センター長、集積化システム研究センター長及び保健管理センター所長
- (3) 附属学校部長
- (4) 専門委員長
- (5) 事務局長及び学生部長

2 委員は、学長が任命する。

第4条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、学長をもつて充てる。

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を行う。

第6条 専門の事項を検討させるため、委員会に専門委員会を置く。

2 専門委員は、委員会の推薦により、学長が任命する。

3 専門委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

第7条 専門委員会に、専門委員長を置く。

2 専門委員長は、専門委員のうちから学長が指名する。

第8条 委員会に関する事務は、庶務部庶務課において処理する。

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附則

1 この規程は、昭和61年6月10日から施行する。

2 この規程施行後最初に任命される専門委員の任期は、第6条第3項の規定にかかわらず、昭和63年3月31日までとする。

(制定理由)

広島大学に、本学の沿革に関する文書及び資料の散逸を防止し、保存し、将来の利用に資することを目的とする委員会を設ける必要があるため。

〔編注〕制定理由は、第380回評議会議事録による。

146. 法学部第二部・経済学部第二部の存続等について

〔平成3年12月27日／「協議経過及び移転反対関係文書」⁽¹⁶⁾〕

〔表紙〕

〔編注1〕
 「広島大学長/田中隆荘殿/要望書/広島大学法学部第二部・経済学部第二部の存続等について/平成3年12月/広島県/広島市/広島商工会議所/中国経済連合会」

広島大学法学部第二部・経済学部第二部の存続等について

今日まで90年にわたり広島市とともに歩み、発展してきました広島大学は、平成6年度末までに東広島市に移転する予定であると承っております。

この広島大学の移転が計画されました際、広島大学当局から、法学部、経済学部の第二部を存続するとともに、従来の広島大学の機能に代わるものとして大学センターの機能を整備する旨の意向が示されているところであります。

広島大学の法学部、経済学部の第二部につきましては、勤労学生に対する高等教育の機会の提供はもとより、職業人を含む社会一般の学習ニーズに対する高度で実践的な生涯教育・継続教育を提供する役割が地域において大いに期待されているところであります。

また、近年、産業構造の変化や、国際化、情報化・技術革新、高齢化などが急速に進展する中で、行政や地域の産業、市民等との学術・研究や教育面での交流など、大学における教育研究を地域社会に開放することにより地域の発展に寄与する、大学の新しい役割への期待が高まっております。

こうした地域に開かれた学術・研究、教育の拠点としての大学機能については、109万人の人口を擁する中国・四国地方の中核都市として、行政・経済・文化の諸機能が集積し、交通機関の発達した広島市内にあって初めて十全な機能を発揮できるものと考えております。

つきましては、広島大学の発祥の地である東千田地区に法学部第二部・経済学部第二部を存続させるとともに、高度な高等教育機関としての新たな活動の展開を企図する構想の実現を図られるよう、格別の御配慮をお願いいたします。

なお、移転後の跡地については、今後の広島発展のため最大限有効に活用される必要があると考えており、利用計画の策定に当たりましては、地元と十分協議されますようお願いいたします。

〔編注2〕
 平成3年12月27日

広島県知事 竹下虎之助 印
 広島市長 平岡 敬 印
 広島商工会議所会頭 橋口 収 印
 中国経済連合会会長 松谷健一郎 印

〔編注1〕「広島大学長 田中隆荘殿」は手書き。

〔編注2〕年月日の数字部分は手書き。

147. 統合移転完了記念事業一覧*

[平成7年11月／評議会 (485回)]

部会・部局	事業名	実施期日	実施場所	参加者
記念式典・祝賀会部会	ヘルムート・シュミット元西独首相による統合移転完了記念講演会 演題「追憶、悔恨そして責任」	平成7年11月1日(水) 13時から14時30分まで	主会場 総合科学部大講義室(L102号教室、540名収容) 補助会場 同L101号教室(186名収容)	800名
	広島大学統合移転完了記念式典	平成7年11月1日(水) 15時から16時まで	西体育館武道場	702名 招待者数627名 大学関係者75名
	広島大学統合移転完了記念祝賀会	平成7年11月1日(水) 16時から18時30分まで	西体育館アリーナ	約680名
広報部会	「統合移転完了記念誌」の刊行及びポスター・チラシによる記念事業の広報活動			
スピーチコンテスト部会	留学生による日本語スピーチコンテスト	平成7年11月4日(土) 10:00～	大学会館大集会室	約100名
	パネルディスカッション	平成7年11月4日(土) 14:00～	大学会館大集会室	約70名
地域と協力したイベント部会	教育学部音楽科東広島第3回コンサート	平成7年11月1日(水) 18:30～20:30	東広島市中央公民館大ホール	入場者数532名(有料264名、招待券268名)演奏及び合唱者225名(東広島市民75名、教育学部150名)
	フェニックスフェスタコンサート	平成7年11月11日(土) 18:00～20:45	東広島市中央公民館大ホール	入場者数250名 演奏及び合唱者174名
	バレーボール大会	平成7年11月3日(金) 9:00～16:00	広島大学西体育館及び北体育館	小学校女子の部14チーム210名 成人女子の部10チーム150名 計24チーム360名
	坂田明講演会	平成7年11月17日(金) 18:00～19:50	東広島市中央公民館大ホール	入場者数240名
	第33回フェニックス駅伝(統合移転完了記念大会)	平成7年12月3日(日) 11:00～18:30	広島大学東広島キャンパス周辺	男子・男女混合の部98チーム784名 女子の部35チーム140名 計133チーム924名

国際シンポジウム部会	国際シンポジウム「アジアの時代と日本」	平成7年11月2日(木)～11月3日(金)	広島国際会議場	約50名
総合科学部	学部公開	平成7年11月4日(土)～11月5日(日)	総合科学部西講義棟	約50名
	一日体験入学	平成7年11月5日(日)	総合科学部東講義棟及び研究棟	85名
文学部	広島大学統合移転完了記念事業 文学部懸賞論文	論文募集締切り9月8日 表彰式11月3日	文学部大会議室	論文応募者149名 表彰式参加者30名(審査員、保護者等を含む)
教育学部	第4回ベスタロッチー教育賞表彰式並びに記念講演会	平成7年10月31日(火)	広島大学教育学部大講義室	450名
学校教育学部	近代日本の教科書展	平成7年11月4日(土)～5日(日)	学校教育学部 大会議室(F202)	150名
	学校体験入学	平成7年11月5日(日)	学校教育学部 教室、美術棟及び体育館	159名
	公開シンポジウム	平成7年11月5日(日)	学校教育学部 大会議室(B205)	100名
法学部	模擬陪審裁判	平成7年11月3日(金)	広島大学法学部・経済学部257号教室	約300名
経済学部	基調講演会及び論文募集による表彰式	平成7年11月9日(木)	広島大学法学部・経済学部257号教室	約200名
理学部	理学部公開「現代の基礎科学をあなたの目で！」	平成7年11月3日(金)・4日(土)	理学部(附属施設を含む)及び東広島市いこいの森	約1,300名
工学部	研究室・学部公開	平成7年11月3日(金)10:00～16:00 11月4日(土)10:00～16:00	工学部管理棟	約200名
	「おもしろ工学実験」(その1)ゴルフと工学	平成7年11月3日～4日10:00～15:00	学生会館 中庭	延べ300名
	「おもしろ工学実験」(その2)あなたも仮想世界を体験してみませんか	1995年11月3日(金)10:00～16:00	工学部A1棟331～333号室 工学部講義棟218教室	約120名

	「おもしろ工学実験」(その3)美味しさの秘密を探る—グルタミン酸とイノシシン酸の相乗効果—	平成7年11月3日(金)10:00～15:00、平成7年11月4日(土)10:00～15:00	大学会館 中庭	264名
	「おもしろ工学実験」(その4)人力ボート展示・試走	平成7年11月3日(金)12:00～16:00	広島大学工学部G3棟(船型試験水槽)	100名
	「おもしろ工学実験」(その5)テーマ;地震に強い街づくりの技術—地震による液状化の再現実験—	平成7年11月3日(金)～4日(土)10:00～15:00	広島大学工学部(構造・材料実験室/A1棟～A2棟前芝生)	約300名
工学部(地域共同研究センター)	テクノフォーラム	平成7年11月3日(金)14:00～16:00	工学部220号講義室	80名
生物生産学部	生物生産学部公開「今こそ生物生産学」	平成7年11月3日(金)10時～16時	生物生産学部	約200名
大学院国際協力研究科	シュミット元西ドイツ首相と学生の対話集会	平成7年11月1日(水)15時～16時10分	総合科学部L201号教室	194名(IDEC学生38名、AIESEC学生10名、一般学生124名、教官15名、その他7名)
附属図書館	広島大学附属図書館公開事業	平成7年11月3日(金)～4日(土)	広島大学附属図書館中央図書館	450名

〔編注〕本表は、各部会・部局が作成した「統合移転完了記念事業実施報告書」をまとめて作成した。報告事項のうち、事業概要及び総括と、特定の期日・会場をもたない記念品部会及び財政部会は省略した。

148. 「旧広島大学理学部一号館」の保存と活用を求める陳情書

[平成8年12月10日¹⁾]

被爆地ヒロシマで、

学問を通じて平和への道を模索することに意義を感じる若者を育ててきた建物

「旧広島大学理学部一号館」の保存と活用を求める陳情書

一九九六年一月一〇日

広島市議会議員 海徳 貢 殿

元広島文理科大学(旧広島大学理学部一号館)の保存を考える会

東広島市鏡山一―二―三 広島大学文学部国史学研究室内

会長 川村智治郎[Ⓔ](元広島大学学長・広島大学名誉教授)

芸備地方史研究会

東広島市鏡山一―二―三 広島大学文学部国史学研究室内
 会長 渡辺則文[㊦] (広島修道大学教授・広島大学名誉教授)

《陳情趣旨》

広島大学本部跡地（広島市中区東千田町一―一―八九）に所在する旧広島大学理学部一号館は、戦前の広島文理科大学本館にあたります。周囲を煉瓦様のタイルに覆われ、重厚なたたずまいを見せるこの建物は、原爆の被害を受けながらも、戦後広島教育・文化の復興を支えてきました。

現在、この建物を含む広島大学跡地の利用方法が検討されています。しかし、一九九五年三月、「広島大学本部跡地利用計画策定調査委員会」の作成した計画案によれば、旧理学部一号館については、「導入施設の内容や、再生・維持補修方法、経費等を総合的に判断して保存・活用の可否や方法を決定する必要がある」と記されるにとどまっています。従って、一九九七年秋の「都市緑化フェア」開催以後における、この建物の扱われ方は全く未定です。

折しも、一九九五年一二月に広島市議会において原爆遺跡・レストハウスの解体方針が突如として打ち出されたことは、被爆後五〇年を経過した原爆遺跡に対する行政としての認識と基本方針を端的に示すものといえるでしょう。いま、旧理学部一号館を含む全ての原爆遺跡は、これまで以上の速さで破壊されていく危機に直面しているのです。

とりわけ旧広島大学理学部一号館は、被爆の実相を今に伝える数少ない原爆遺跡の一つであるとともに、戦前・戦後を通じて幾多の学問的業績が積み重ねられ、原爆の廃墟の中から復興していった広島教育・文化を象徴する重要な遺跡です。この建物と、戦後、世界中の大学から寄贈された植物群とを目の前にする時、広島歴史、被爆の実相、そして復興の軌跡とをこれほど象徴的に具現しうるものはいまや希少であり、私たちにこれを次代へ継承する責任があるとの感を強くせざるを得ません。

私たちは、広島市がこの趣旨を踏まえ、以下の項目を速やかに取り組むように強く要請していただくよう、約一万一千二六名分の賛同署名を添えて陳情致します。

《陳情項目》

- 一・旧広島大学理学部一号館と「森戸道路」周辺の空間と植物群を保存し、早急にその活用方法を確定すること。
- 二・そのために必要な調査・補修等の措置を早急に講じること。

[原文縦書]

〔編注1〕「二六」は加筆。

第2節 学問の変化と組織の整備

149. 保健管理センター設置に関する概算要求書〔抄〕*

[昭和42年／「昭和43年度才出概算要求書附属参考書（国立学校）」⁽⁵⁾]

(9) 学生部健康管理センターの設置

1. 要求事由

イ 本学における学生の健康管理施設として本部構内に医務室を、医学部附属病院精神神経科内に33年度より精神衛生相談室を設けている。

ロ 医務室において医学部よりの併任医師1名、非常勤医員3名及び学生部所属のX線技師1名・看護婦3名の計8名をもって学生の定期健康診断を始め、学生個々の疾病・負傷に対して応急的処置を行なうとともに予防・助言を行っており、また精神衛生相談室では非常勤医員1名と付属病院精神神経科の全面的な協力を得、精神衛生面の相談に応じており41年度双方で取扱った件数は26,000件にもなっている。

ハ しかしながら本部構内と医学部構内とに分れているため距離的に相当あり、学生の利用面のみならず医務室と精神衛生相談室の連繫に支障をきたしているため、これを統一して「健康管理センター」とし、それぞれに専任教官を置き学生の健康管理に万全を期したい。

ニ なお、センターの設置後は従来の業務の外、学生の健康管理を積極的かつ統一的に計画立案し、学生の身体的・精神的問題を事前に把握し、疾病による修学の中断等を未然に防止する措置を講ずる等の業務も計画しているため、センターの設備を拡充・整備したい。

〔後略〕

150. 西条共同研修センター規程

[昭和46年12月14日規程23号／学報443号]

広島大学西条共同研修センター規程

(設置)

第1条 広島大学に広島大学西条共同研修センター（以下「研修センター」という。）をおく。

(目的)

第2条 研修センターは、中国・四国地区国立大学の学生および教職員の合宿研修のための共同利用施設として、共同生活を通じて学生相互または学生、教職員間の人間関係を緊密にし、かつ、学生の課外活動を振興し、教養を高め、社会性を助長す

るとともに、地域社会における学術文化の発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 研修センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 学生および教職員の合宿研修
- (2) 学外における演習または実習
- (3) 課外活動およびその指導者の研修
- (4) 学生相互または学生、教職員間の交歓行事
- (5) その他開放講座、大学共同セミナー等の行事

2 研修センターは、前項の各号に掲げる事業の利用者に対し必要な指導と助言を与えるものとする。

(組織)

第4条 研修センターに次の職員をおく。

- (1) センター長
- (2) センター次長

2 前項各号に掲げる者のほか、研修センターに必要な職員をおくことができる。

第5条 センター長は、学生部長をもってあてる。

2 センター次長は、助教授または講師のうちから学長が任命する。

3 センター長は、研修センターの業務をつかさどる。

4 センター次長は、センター長を助けて研修センターの業務を処理する。

(委員会)

第6条 広島大学に、広島大学西条共同研修センター管理委員会（以下「委員会」という。）をおく。

2 委員会は、研修センターに関し次の事項を審議する。

- (1) 管理運営の基本方針に関すること。
- (2) 予算概算の方針に関すること。
- (3) 業務成績の大綱に関すること。

第7条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 各部局長および各分校主事
- (2) 事務局長および学生部長

2 委員は、学長が任命する。

第8条 委員会に委員長をおき、学長をもってあてる。

(委員会の会議)

第9条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を行なう。

(委員会の事務)

第10条 委員会の事務は、学生部学生課において処理する。

(運営協議会)

第11条 研修センターに運営協議会をおく。

2 運営協議会は、研修センターの業務に関する具体的方策を協議する。

(運営協議会の組織)

第12条 運営協議会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。

(1) センター長

(2) センター次長

(3) 中国・四国地区国立大学(広島大学を除く。)の学生部長

2 協議員は、学長が任命または委嘱する。

(運営協議会の会議)

第13条 運営協議会は、センター長が招集し、その議長となる。

第14条 運営協議会は、必要と認めたときは、協議員以外の者の出席を求め、その意見をきくことができる。

(細則)

第15条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が定める

附 則

1 この規程は、昭和47年4月1日から施行する。

2 研修センターの事務は、当分の間、学生部学生課において処理する。

広島大学西条共同研修センター規程制定についての了解事項

(昭和46年12月14日評議会)

この規程施行前においてもセンター次長候補者の選考を行ない、センター次長たるべき者に研修センターの開設事務を行なわせることができる。

151. 歯学部附属歯科技工士学校設置に関する概算要求書〔抄〕*

[昭和46年／「昭和47年度才出概算要求書附属参考書(大学附属病院)」⁽⁵⁾]

二 歯科技工士学校の新設

1. 要求事由

イ 昭和40年度、中四国地区唯一の歯科医師養成機関として歯学部が創設され、昭和42年度には歯学部附属病院が7診療科、病床数40床の計画のもとに新設され、昭和44年度に完成した。

- ロ 歯学部を設置により歯科医師養成の社会要請にこたえているが、その歯科医師と密接不可分の部門を担当する歯科技工士についての養成は、今なお殆んど私立養成所に委ねられ、その生徒（学生）定員も全国28養成所の総数930名の中、私立845名、公立45名にして国立は僅かに東京医科歯科大学及び大阪大学の各20名に過ぎない現状である。
- ハ 殊に中四国地区のうち鳥取、岡山、山口、香川の各県には歯科技工士療成所（社団法人）が設置されているが、広島県についてはその養成機関は皆無であり、広島県歯科医師会よりも本学歯学部はその養成機関の設置について強い要望がある。
- ニ ここに本学、歯学部は中四国地区の歯学センターとして、高度の知識と技術を習得せしめるための歯科技工士学校を設置し、歯科技工士の不足も解消したい。
- 〔後略〕

152. 大学教育研究センター設置に関する概算要求書〔抄〕*

〔昭和46年／「昭和47年度才出概算要求書附属参考書（国立学校）」^{（5）}〕

二 学内共同利用研究施設、大学教育研究センター

1 要求事由

- イ 大学が研究、教育、管理運営等あらゆる面で、そのあり方を検討すべき歴史的時点に遭遇していることは、改めていうまでもない。諸科学の急速な発展、高等教育の爆発的膨張等さまざまな情勢の変化にもかかわらず、旧来、大学は、自己を分析、検討する姿勢と組織を欠いていた。今後の大学は、不断に自己の研究・教育とその管理運営に関して基礎的・客観的な研究調査活動を行なう必要がある。高等教育学の確立の必要は、早くから識者の指摘するところであったし、近時は、諸々の改革案においても強調されている。アメリカの大学の一割以上が、「高等教育研究所」といったものを保有している事実からも、そのことはうかがえる。
- ロ しかし、わが国においては、その種の機関は、皆無に近く、国公私立の大学には全然存在しない。そうした中であって、広島大学が、その設置を希望する理由は、①大学制度に関する戦前からの実績があり、それを背景に現在でもその面の研究者が存在するのみならず関係文献（欧文）の所蔵量において全国の大学でも筆頭に位すること。②課程制から、修士コース、博士コースまでの諸学部を擁する複雑な総合大学として、大学（ないし高等教育）研究の現場にふさわしいのみならずいろいろな角度から問題の究明に参与する研究者にも恵ま

れていること。③幼・小・中・高の教育・研究機関を持つ国立の高等教育機関としては全国でも数少ない存在であること、などである。

ハ 広島大学としては、ことがらの重要性にかんがみて、すでに、44年度から学内措置による「大学問題調査室」（併任教授1、併任助教授4、専任助手3、併任助手1、雇員1のほか他大学の客員調査員3）を発足させ、基礎的な文献・資料の収集・整備とその調査分析を行なうなど、諸般の活動を行なっている。しかし、その活動を本格化するためには、学内措置による「調査室」では、種々の限界がある。制度上の性格が必ずしも十分に明確でないため、調査研究の活動自体制約される面が少なくない。そうした困難を克服し、より積極的にその任務を果すため、以下のような新しい構想に基く「大学教育研究センター」を設置したい。

2 任務

イ 大学（高等教育）万般に関する資料の収集整理

ロ 広大という現場における大学（高等教育）の基本問題に関するプロジェクトによる協同研究

ハ 大学（高等教育）に関する知的情報の提供と全学共通の研修機能の分担

3 特色

イ 研究調査は、プロジェクトごとに年限を設けて行ない、研究組織を固定させない。

ロ 研究調査は、専任教官を中心に、学内諸部局からの併任教官と、他大学からの客員調査員とのチーム・ワークとして行なう。

ハ 上記のスタッフは専任教官をも含めて実質上任期を持つものとする。

ニ 本機関はあくまでも全学的な共通機関であり（形式上一部局に付属させることも考えられるが）、したがって、その人事、計画運営等についても全学的な運営委員会がその任に当る。

ホ 大学の教員を志望する大学院学生、新任の職員等に対して大学（高等教育）に関する基礎知識を提供する機会・方法を検討する。

〔後略〕

153. 工学部附属内海水環境研究施設設置に関する概算要求書〔抄〕*

〔昭和46年／「昭和47年度才出概算要求書附属参考書（国立学校）」⁽⁵⁾〕

五、工学部、内海・水環境研究施設

1 要求事由

イ 瀬戸内海は地形的に海水の外洋との交流が充分でないことはいうまでもない

が、近年、内海的环境破壊は急速に進み、赤潮の発生、漁獲量の激減、異臭魚、ノリの被害など水産物への被害は激増し、地域住民の内海環境破壊への不安は大きな社会問題となりつつある。

ロ この防止対策を確立することは、地区学術センターたる本学工学部の使命でもあり、又地区住民の強い要望でもある。

^(マ)ロ しかし、内海的环境破壊の研究は、環境汚染の解析、将来の環境汚染の予測を可能にする手法の体系化と廃水処理技術の開発などを学問的に分析してはじめて目的が達成され、その成果が期待できる。

ニ 本学工学部では数年来、公害防止に関する研究会を発足させ、地域社会と連絡を保ちつつ研究を進めているが、研究組織上充分でなく、又体制上多大の支障をきたしている。

ホ このため、内海汚濁の特性研究、水処理に関する基礎的研究、及び汚濁物質の機器分析法の研究を中心とした研究施設を設置して、内海的环境破壊防止策を確立し、もって地域社会の要望に応えたい。

へ なお、広島大学は、瀬戸内海水理模型（1/2,000の計画）をもつ、中国工業試験所（通産省 呉市広町）及び南西海区水産研究所（農林省 県内佐伯郡大野町）と有機的連携、協調することにより、瀬戸内海汚濁防止に関する総合研究が可能となり、研究施設設置の意義は極めて大なるものがある。

ト 瀬戸内海的环境破壊は年々急速に進んでいる現況下において、一刻の猶予も許されない状況にあるので、工学部内海・水環境研究施設の設置を強く要望するものである。

チ 又、従来から工学部はもとより理学部・水畜産学部などにおいても環境汚染の解析・汚濁防止に関連する研究を進めており、本研究施設が設置されることによって、3部局一体化の研究が一層促進される。

〔後略〕

154. 大学院歯学研究科博士課程設置計画書〔抄〕

[昭和47年1月1日⁽²⁾]

〔前略〕

一、設置要項

事項	記入欄	備考
設置者	国	
目的または事由	広島大学大学院歯学研究科は、歯学に関する高度にして専門的な学術の理論および応用の教授研究を行ない、この分野に	

	おける精深な学識と研究能力、さらに指導能力を備えた人材の育成につとめることを目的とする。	
名称	広島大学大学院歯学研究科（博士課程）	
位置	広島県広島市東千田町一丁目一番八九号 （大学院歯学研究科 広島県広島市霞一丁目二番三号）	

〔後略〕

[原文縦書]

155. 大学院法学研究科修士課程設置計画書〔抄〕

[昭和47年1月5日⁽²⁾]

〔前略〕

一、設置要項

事項	記入欄	備考
設置者	国	
目的または事由	<p>イ 中・四国地方の学術の中心として本学では文学・教育学・理学・医学の各研究科（博士課程）を置き、昭和三八年度に工学部工学研究科修士課程、昭和四二年度に政経学部経済学研究科修士課程を設置し、更に昭和四三年度においては水畜産学部農学研究科修士課程が設置された。</p> <p>ロ 政経学部は昭和四〇年度より法律政治学科・経済学科の二学科になり、以来研究科の設置について右記経済学研究科とともに法学研究科の設置を要望してきた。</p> <p>ハ もとより広島は司法・行政両部門にわたり中国地方の中心としてすべての出先機関が集中しており、法学・政治学の分野においては精深な学識者研究者の養成が熱望されている。</p> <p>ニ 政経学部法律政治学科は現在一二学科目を有し、教員組織及教育研究施設、設備等も整備され修士課程の研究科を設置しうる体制も整ったので、ここに経済学研究科とならんで、法律学専攻の法学研究科を設置したい。</p> <p>ホ なお本学では大学改革構想の一端として当面「大学院の整備拡充」を目標にしているの、その面からも是非設置したい。</p>	
名称	広島大学大学院法学研究科（修士課程）	

位置	広島県広島市東千田町一丁目一番八九号	備考
----	--------------------	----

〔後略〕

〔原文縦書〕

156. 大学院薬学研究科修士課程設置計画書〔抄〕

〔昭和48年1月5日⁽²⁾〕

〔前略〕

一、設置要項

事項	記入欄	備考
設置者	国	
目的または事由	<p>イ、中・四国地方の学術の中心として本学には既に文学・教育学・理学・医学・歯学の各研究科博士課程および法学・経済学・工学・農学の各研究科修士課程が設置されている。</p> <p>ロ、医学部薬学科は昭和四十四年度に創設され、昭和四十七年度において学年進行が完了した。</p> <p>ハ、薬学科は創設以来組織の発展のみならず、教員組織の強化、更には研究教育用設備、図書などの整備充実に努め現在では修士課程の研究科を設置しうる体制も充分整っている。</p> <p>ニ、特に、全国の公私立大学の薬学部（又は薬学科）には殆んど修士又は博士課程の研究科が設置されているが、中国地方の大学には未だ設置されておらず地域社会よりその設置について強い要望がある。</p> <p>ホ、又、保健衛生の重要性が強調されている今日、医学、歯学はもとより薬学においても精深な学識者、研究者の養成が熱望されているので医学部薬学科に薬学研究科修士課程を設置したい。</p> <p>ヘ、なお、本学では大学改革構想の一環として当面「大学院の整備拡充」を目標にしているので、その面からも是非設置したい。</p>	
名称	広島大学大学院薬学研究科（修士課程）	
位置	広島県広島市東千田町一丁目一番八九号 (大学院薬学研究科 広島県広島市霞一丁目二番三号)	

〔後略〕

〔原文縦書〕

157. 特殊教育特別専攻科規程

[昭和48年5月8日規程第18号/学報460号]

広島大学特殊教育特別専攻科規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島大学通則（以下「通則」という。）第1条の2の規定に基づき、広島大学特殊教育特別専攻科（以下「特別専攻科」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 特別専攻科は、特殊教育の充実に資するため、現職教員および特殊教育教員を志望する者を対象として特殊教育に関する高度の専門教育を施すことを目的とする。

(専攻)

第3条 特別専攻科に精神薄弱教育専攻をおく。

(学生定員)

第4条 特別専攻科の入学定員は、30人とする。

(修業年限)

第5条 特別専攻科の修業年限は、1年とする。

(在学期間)

第6条 特別専攻科の学生は、2年をこえて在学することはできない。

(学年、学期および休業)

第7条 特別専攻科の学年、学期および休業については、通則第5条から第7条までの規定を準用する。

(入学)

第8条 入学は、学年の始めとする。

第9条 性別専攻科に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者で小学校、中学校、高等学校または幼稚園の教諭の普通免許状を有する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 文部大臣の指定した者
- (4) その他特別専攻科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2 前項第1号、第2号および第3号に該当しない者であっても、小学校、中学校もしくは幼稚園の教諭の1級普通免許状または高等学校の教諭の普通免許状を有する者については、同項第4号の規定に基づき特別専攻科の入学資格を有する者と認める。

第10条 入学志願者に対しては、試験を行なう。

2 試験の方法は、特別専攻科において別に定める。

(教育課程および履修方法)

第11条 教育課程は、特別専攻科において別に定める。

第12条 特別専攻科の学生は、所定の授業科目を履修し、30単位以上を修得しなければならない。

(休学および退学)

第13条 休学については、通則第20条(第2項ただし書を除く。)および第22条の規定を準用する。

第14条 退学については、通則第23条の規定を準用する。

(懲戒)

第15条 懲戒については、通則第27条から第30条までの規定を準用する。

(修了)

第16条 所定の期間修業し、所定の課程を修了した者には修了証書を授与し、養護学校教諭1級普通免許状取得の所要資格を与える。

(検定料、入学科および授業料)

第17条 検定料は5,000円とする。

第18条 入学料は12,000円とし、入学の際に納付しなければならない。

第19条 授業料については、通則第34条から第37条までの規定を準用する。

(管理運営)

第20条 特別専攻科の管理運営の方法については、特別専攻科において別に定める。

(雑則)

第21条 この規程に定めるもののほか、特別専攻科の学生に関し必要な事項は、通則を準用する。

附 則

1 この規程は、昭和48年5月8日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

2 広島大学養護学校教員養成専修課程規程(昭和35年6月28日制定)は、廃止する。

3 広島大学専攻科規程(昭和30年6月14日制定)の一部を次のように改正する。

第1条中「(以下「専攻科」という。)」を「(広島大学特殊教育特別専攻科を除く。以下「専攻科」という。)」に改める。

158. 理学部附属宮島自然植物実験所設置に関する概算要求書【抄】*

[昭和48年／「昭和49年度才出概算要求書附属参考書(国立学校)」^{<5>}]

一 理学部、宮島自然植物実験所

1. 要求事由

イ 最近の環境問題の急激な悪化に伴い、生物学、就中植物生態学には、過大な要求がなされ、十分対処できない現状にある。その根本的な問題として、植物生態学の基礎となるべき植物分類学の立ちおくれと、生態学の基礎理論の未熟が指摘されよう。このような観点に立つとき、大学教育において、もう一度自然の中に立ちかえり、これら諸分野の基礎を固めなおす施設の必要が痛感される。

ロ 本理学部附属自然植物園は、古来日本人がその活動の基盤とした暖帯臨海地である広島県佐伯郡宮島に位置する。宮島は国立公園、特別史跡、特別名勝および国有地として、よく保存された自然を持ち、古来名勝地として人間と自然のふれ合いをうまく調和させて来た地域である。この島が、人口稠密地帯の中でいかに保存されて来たかという問題は、日本列島という「島嶼的自然」が地球上にいかん存続すべきかという問題のミニチュアである。「島嶼的自然」は、ダーウィンの進化論以来、ライトの数理遺伝学にいたるまで、分類学と種分化の分野に興味ある問題を提供している。宮島の「島嶼的自然」は、これら分類学・進化学の面ばかりでなく、海中から山頂にいたる自然を利用した生態学の基礎研究に対しても絶好のフィールドである。

ハ 本植物園は昭和38年に文化財保護委員会から旧軍敷地およびこれに通ずる道路敷地の所管換を受けて発足したもので、理学部では38年度に道路の補修、橋の新設を、昭和39年度には97m²の庁舎新営を行って本植物園を整備するとともに、専任教官1名、臨時職員2名を配置し研究、教育を実施している。

ニ 本植物園の利用者は、広島大学教職員、同学生、他大学研究者および小・中・高校教員など、年平均約700余名の多きにのぼっている。理学部植物学教室の40年余に亘る宮島植物の研究の結果、植物分類学においては新種の基準産地となり地理的変異解析用の大量資料収集地となってきた。進化学、植物細胞学の分野でも宮島の植物を材料にした研究が多く行なわれ近年は化学的植物分類学の面でも化学教室の協力のもとに研究が行なわれている。植物生理学の面では、自然条件下における光合成や水分生理の研究が行なわれ、生態学の面では、国際生物学事業計画（IBP）の副調査地として現在、全島の植生図の作製が進行している。また毎年数回本園で定期的に学生実習を実施しているほか、教官、大学院生、学部学生の研究の場として本園を活潑に利用している。

なお将来は、本邦西南部島嶼及び臨海地自然の研究・教育センターとして発展させ、共同利用にもあてる意向である。

ホ このため、附属宮島自然植物実験所を新設し、前記研究・教育をより一層発展充実させたい。

〔後略〕

159. 総合科学部設置計画書〔抄〕

[昭和49年1月⁽²⁾]

〔前略〕

設置要項

事項	記入欄	備考
設置者	国	
目的または理由	<p>一、総合科学部は、基礎的諸科学の研究とともに、諸分野相互間の密接な連絡・協力をはかり、総合的な研究領域の開拓と創造を目的とする。</p> <p>二、教育面においては、一般教育と専門教育との一体化をはかり、一般教育の内容の拡充と、専門教育の内容の広域化を企図し、人間性を涵養し多様化した現代社会に適応する人材を育成する。</p> <p>三、総合科学部学生に対して、新しい型のリベラル・エジュケーションを行なうと同時に、全学学生に対し、たて割りカリキュラムによって一般教育を行ない、各自の専門領域と相即相補の関係において全人教育に資する。</p> <p>なお、総合科学部の創設は、広島大学が、西条地区に統合移転をするにあたって、研究と教育を刷新するいわゆる広島大学改革のための重要な柱である。</p>	
名称	広島大学総合科学部	
位置	広島市東千田町一丁目一番八九号 (総合科学部 広島市東千田町一丁目一番八九号)	

〔中略〕

維持経営の方法概要	略	
開設の時期	昭和四十九年四月一日	

〔後略〕

[原文縦書]

160. 平和科学研究所（センター）構想〔抄〕

[昭和50年6月24日⁽¹⁾]

〔表紙〕

「広島大学平和科学研究所（センター）構想／1975. 6. 24／広島大学平和科学研究所センター設立準備委員会

」

目 次

I	平和科学研究所（センター）設立の意義	1
II	広島大学に創設する理由とその決意	3
III	平和研究のねらい	5
IV	研究体制	10
V	平和科学研究所のデータ・センターに設置される データ・バンクの性格とデータセンターの機能	11
VI	教育・出版事業	16
VII	国際交流	17
VIII	組 織	21
IX	研究部門と研究内容	24
X	研究プロジェクト	26

I 平和科学研究所（センター）設立の意義

戦争と平和の問題は、人類の歴史上どの時代においても最も重要な課題であった。しかし、第二次大戦末期以後における核兵器の出現は、戦争の性質と概念とを根本的に変化させた。もはや「古典的な軍事国家は、安全保障の面での無条件的な生存可能性を喪失してしまった」（ケネス・ボールドイニング）とさえいわれる。広島・長崎の原子爆弾による被災の経験によっても戦争手段は無意味であり平和を確保することは、人類生き残りのために不可避であることがはっきりとした。日本国憲法が定める方向は、結果としてこの歴史認識と人類社会発展の展望とに立脚したものとなっている。しかし、核時代とも言われる第二次大戦後の30年間、超大国の政策がもたらした科学・技術を総動員した核ミサイル兵器に代表される大量破壊・殺りくのための戦争手段の開発と戦略論的な対応とのみを中心として展開されて来た結果、人類共滅と文明の自己否定の危機とがいちじるしく深まってきたように思われる。のみならず通常兵器による戦争はなお跡を絶たず、そればかりか地球的規模での環境汚染の問題やエネルギー・資源の開発とその配分問題もまた、人類の生存と人間社会の発展にとっては深刻な課題となり、ひいてはそれらの問題が契機となって平和に対する現実的な脅威が生れかねない状況にまで立至っている。これらの諸課題を解決するために、今日ほど新しい平和の理論体系の確立が全人類的に待望されている時期はない。

平和研究は第二次大戦後世界の各国ではじめられ、殊に1960年代の後半に入ってから急激な発展をみせている。平和研究が一国中心の狭い枠から抜け出し、人類のためトランスディシプリナリーの脱専門的（Trans-disciplinary）な新しい総合科学として世界の各国で発展しはじめたことは、上記の歴史的認識の反映であり人類文明の進歩の方向を示すものとも言えよう。平和研究の創出は、今なお支配的である戦争指向（肯定）の文明から人類文明の方向が180度の転回をはじめたことを意味するものである。人類の学問文化の全体

はその価値観をも含めて、この方向転換によって根本的な影響を受けざるを得ない。

ユネスコの1971年の調査によると、世界各国で直接・間接に平和問題を研究課題としている研究所および研究施設が137ヶ所もあり、その中にもっぱら平和問題を研究課題としている研究所が35ヶ所に及んでいる。北米、西欧、北欧等の諸国においては、政府がこの研究の振興のために積極的な助成を行っている。これらの諸国においては、平和研究に関する研究機関や大学における平和学に関する講座の設置が通例化し、最近では平和研究のための学部や大学院の設置をみるまでに至っている。これらの平和研究が古典的な権力政治の展開による戦争の危険性を減少させる面で政策科学的な貢献をして来たことも否定できない。

しかしながら日本においては、平和運動は存在していたが、平和研究を発展させるための努力は著しく弱く、大学や研究機関のなかでは平和研究が根を下ろすことはほとんどなかった。1973年に至りわずかに日本平和学会が結成されたとは言え、平和研究を進める研究機関としては、なお、上智大学の国際関係研究所を挙げ得るだけにとどまっている。その立ちおくれは世界的な研究の発展状況にかんがみ極めて憂慮される状況にあると言ってよい。このことは、平和研究にとどまらず、わが国の学問研究全体の発展にとっても全く不幸なことである。さらに又このことは、社会・人文を中心とした学問の諸領域がなお旧態依然たる状態にとどまっていることとも決して無関係ではない。わが国においても平和の諸条件を探求するための平和研究を発展させて、平和価値観に裏打ちされた科学研究を開花させ、憲法によって方向づけられている日本の進路を平和研究の世界的な成果に基づいて体系化する必要性が極めて大きい時代に入ったと言えよう。1974年11月、日本学術会議総会は2期6年にわたる検討を経て、政府に対する勧告「我が国における平和研究の促進について」を決議した。同勧告は、平和研究の促進の緊要性を訴え、平和研究の遂行、助成に関する原則を樹立した後、日本における平和研究の飛躍的な発展を図るために、研究所の設立をはじめ、大学における平和研究・教育の推進のための方策を含む多くの具体的な措置をとるよう政府に要請している。人類文明の中心課題に据えられなければならない広島原爆被災体験が、現在では中心部（Center）から極めて遠い周辺部（Periphery）の課題に押し流される傾向がなお根強く続いている。このような不幸な状況を根本的に逆転させ、国際的な平和研究のみならず人類の学問文化の全体に強いインパクトを与えることは広島の負っている重大な責任であろう。

広島大学に国際的な平和研究との強いつながりをもった平和科学研究所を創設し、これに平和研究の世界的交流のための情報センターの役割と、日本における平和研究の理論センターの役割とを果させることは、日本国内のみならず世界全体に対してもはかり知れないほど大きな意義をもっていると言うべきである。

平和科学研究所を設立することは、広島大学発足以来の懸案であり、地元広島は勿

論、大学の内外からも強く要請されて来た。最近では国際的にもその設立を期待する声が著しく強まりつつある。それは、広島大学に平和科学研究所を設立することが学問文化の世界において先ず人類生き残りのための火を灯すことを意味するからに外ならない。平和科学研究所における平和研究の成果を導きとするときのみ、広島は地球文明を平和に再構築するための道を照し出す光になることもできるのである。

広島大学平和科学研究所は、広島という特殊性を世界化するという意味で具体的には次のような機能を果たすことが強く望まれる。

- ① 国際的な平和研究のなかでユニークで独自の地位をしめる広島原爆被災体験を平和研究の世界的水準の上にならって地球化し、広島の価値を世界文明の中核原理たらしめる。
- ② 国内の他大学は勿論民間の研究機関等で平和研究を行っているものとの提携を促進しその実現を通じて、国立大学の従来からの閉鎖的な制度上の壁を破る。
- ③ 地域住民とともに研究する立場を貫き真に国民に開かれた大学の実現をめざす。この努力を通じて平和科学創造のための日本における環境的活力を持続させる。
- ④ 物質、生命、環境、情報をはじめ、人文、社会、自然の諸科学の壁を破った平和研究の新しい総合のパラダイムを作りあげる。
- ⑤ この新しい総合のパラダイムのなかで、科学研究全体を平和原理に基づいて再検討する（テクノロジー・サイエンス・アセスメントを行う）ことのできるようなモデル大学を作りあげる。

以上の点からあきらかなように広島大学の平和科学研究所構想は単に日本の一地方都市に研究所を設立するというささやかな目標にしぼられるべきではない。日本中の大学が大学改革の目標に向って大きく歩み出すための一つの指針を提供するものとなるべきである。また世界の大学が平和研究に向って一せいに歩きはじめるための象徴的な一段階としても構想されなければならぬ。

II 広島大学に創設する理由とその決意

A 広島としての歴史的・地域的条件

そもそも日本における平和研究は、平和研究の世界的水準の上にながらも、日本としての特殊歴史的事情に立脚するものでなければならない。これまで平和は人類の絶えざる欲求の対象であり続けたのに、平和はなお確実なものとしてこの地球上に実現されていない。しかし、核時代において人類が生き残るためには平和の実現は現実にも不可欠の条件となった。このような現実を背景とするとき、平和研究においては実証科学に基礎をおいた実現可能な平和達成の方法論が発展させられなければならない。また、平和研究は、従来の実証科学をも超えるような脱専門的なあたらしい理念的パラダイムを設定して具体的に展開されなければならない。

世界における平和研究のあたらしい動向が以上二つの方向をうち出しはじめたこと

は、伝統的な平和理念だけによっては達成できなかったあたらしい問題提起である。平和研究によって暗闇のなかに人類文明の将来をほのかに照し出す燭光が灯されたことを意味しよう。広島は長崎とともに原爆被災体験をもつという点で、このほのかな燭光のもつ意味を世界のどの地域よりも強烈に感じとることのできる都市である。もしも平和研究が本格的に広島の地に根を下ろしうることになるならば、戦争と平和の問題の記憶において第二次大戦後世界の周辺部へと次第においやられて来た広島・長崎を速かに世界の中心部へとおし出すこともできるようになろう。

広島における平和研究の発展は

- ① 絶えず地域住民の原爆体験にもと^(ママ)ずく強^(ママ)烈な平和への希求と関係を保ちながら住民と共に住民の福祉をめざした研究を推進するという姿勢をもつらぬくことができる。
- ② 研究の成果を次代に受けつぎ発展させるためにも、また世界的研究水準にたつてヒロシマのメッセージを世界全体に伝達するためにも広島は研究のフィードバック・ループの中心となりうる。
- ③ 地球的規模での平和を実現するには、平和教育の世界化が望まれるが、広島は研究の成果を教育現場で生かした平和教育を可能とし、世界的なネットワークの中心として平和教育を発展させる先端的な位置にもおかれている。
- ④ 第二次大戦の終結と共に軍国主義日本は、180度の転換をとげて平和と民主主義を国是とすることに改めた。この歴史的事実こそは、かつての軍都広島が人類の未来の体験を先取りした象徴的都市であるという意味で将来地球的な規模で研究を普遍化させるべき拠点のモデルを提供するものである。
- ⑤ 第二次大戦前から大戦中にかけて、日本はアジアその他の諸民族に多大の被災・犠牲をもたらしたが、広島は軍都から平和都市へと生まれ変わり、今後ふたび加害者としての経験を再現させることのないという精神で、戦後における日本とアジア諸国との関係に対してもきびしい反省の材料を提供することができる。
- ⑥ 戦後日本が平和立国の大方針からふたたび軍事立国の方針へと再転換できないという自覚も、広島は原爆被災体験を原点とするときにのみその確立が可能となる。

以上六つの条件は広島のみが備えた平和研究を発展させるための貴重な条件である。広島を平和研究の世界的メッカたらしめるためにも、これ以上適合した条件はないと断言できよう。

すでに広島市は世界に例のない平和記念都市としての法律的指定を受け、市民があらゆる角度から平和についての深い関心を示してきた。最近になって広島市に“ヒロシマ平和財団”を設立しようとする動きがあるのもその現われにほかならない。広島大学に平和科学研究所が創設されたあかつきにはその研究成果を市民に還元し、平和研究に対する市民的な要求をも集約する窓口となりえよう。新しいセンターと市民と

の間での協力を発展させる構想もすでに検討されつつある。

B 広島大学としての条件と若干の実績

また、広島大学は単に被爆都市広島に所在するばかりでなく大学自身も原爆の惨禍を身をもって体験した。即ち、現在の広島大学の前身校である広島文理科大学、広島高等師範学校、広島工業専門学校等は原子爆弾の一閃によって教職員、学生に多くの犠牲者を出し、潰滅的な破壊をこうむった。現在の広島大学は文字通り原爆被災体験の中から再生したものである。

戦後、広島大学として発展する過程において、われわれはその体験をふまえて幾度か広島大学に平和研究所を設立しようと試みた。即ち、森戸辰男学長時代に教官ならびに学生の有志によって平和問題研究会を組織し平和問題に対する多角的な研究に着手したほか、附属図書館に平和文庫を設けて平和研究に必要な図書の蒐集を始めたり、あるいは平和問題研究所の設立準備にとりかかるなど、具体的行動に移った。原爆放射能医学研究所および原爆被災学術資料センターの設立は、こうした平和への努力の一つの表現と言える。

そこには、自らの体験をふまえた平和への願望があったことは勿論であるが、同時に広島大学を含めて日本の大学が犯した戦争中における戦争協力の事実——一言で言えば戦争責任に対する大学人としての深刻な反省があったことを忘れてはならない。その意味で今、広島大学平和科学研究所を設立しようとするにあたって、われわれは被災体験の上に立った平和への祈念と同時に、このような戦争への反省を十二分にふまえておかなければならないと考える。

さらに広島大学は、大学紛争の反省の上に立って大学改革を目ざし、将に新しい大学に^(マナ)生れかわろうとしている。改革の目標は、人間性の回復であり、学問の総合化であり、人類の福祉に貢献できる学問の創造である。総合科学部の創立につづいて、各学部及び大学院の改革がこうした方向で進められようとしている。言うまでもなく、その重要な一つの柱となるべきものは平和科学であり、本研究所の設立こそ、広大改革にあたらしい方向をあたえるものである。

広島大学の全体的改革構想においては、広島という世界の周辺部を日本の将来の選択にとっての中心部へと、また広島を、地球政治のあらたな展開の過程においてもその中心部へと転化せしめうるような平和研究の原理が創出されなければならないであろう。

〔後略〕

161. 歯学部附属歯科衛生士学校設置に関する概算要求書〔抄〕*

〔昭和50年／「昭和51年度歳出概算要求書（大学附属病院）」⁽⁵⁾〕

1. 要求事由

- イ 歯科衛生士は、歯科医師の介補者としてのみならず歯科治療に不可欠の口腔衛生の管理指導ができる唯一の免許者であり歯科医師の倍数を必要とする。
- ロ しかし広島県の場合でも歯科医師994人に対し、衛生士297人で絶対数の不足を生じており各方面から中、四国唯一の歯科医師養成機関である本学への衛生士学校設置が要望されている。
- ハ 歯科衛生士の養成は、殆んど私立養成学校に委ねられ、国立は僅か東京医科歯科の1校のみであり、全国的な衛生士の不足を解消するとともに指導的能力を有する歯科衛生士を養成し、中、四国の歯学センターとしての教育研究機関の使命を達成するためには是非共、本学に歯科衛生士学校を新設したい。

〔後略〕

162. 工学部改組に関する概算要求書〔抄〕*

〔昭和50年／「昭和51年度歳出概算要求書（国立学校）」⁽⁵⁾〕

1. 要求事由

- イ 近年新しい型の技術者の要求が高まり、大学における工学教育も
 - (1) 幅広い総合的視野をもつ技術者の養成
 - (2) 境界領域、学際領域部門の開発
 - (3) システム的問題把握とその解決の能力の涵養などが要求されるようになった。
- ロ このため、工学教育においては基礎工学の教育の充実と複数の専門領域にまたがる複合教育が必要となってきた。
- ハ 本学工学部では、これに対処するため在来の組織を4類及び共通講座の新しい組織に改組し、25の専門教育課程を設けて、複数履修による複合教育を実施し、基礎工学教育の充実と併せて新しい型の工学者、技術者を養成したいので学部改組を要求するものである。

〔後略〕

163. 理学部附属遺伝子保管実験施設設置に関する概算要求書〔抄〕*

〔昭和51年／「昭和52年度歳出概算要求書（国立学校）」⁽⁵⁾〕

1. 要求事由

- イ 本学理学部には世界各地から収集された、キク科（110種類、392系統）及びラン科、ヤシ科、バラ科、サクラ科、モクレン科、クスノキ科、ソテツ科（968種

類、189系統)等、8科、1,078種類、581系統の植物を保存している。

ロ これらは、いずれも遺伝学および育種学的に貴重な植物で中には原産地での絶滅あるいは禁輸のため再入手が不可能な植物もあり、確実な系統保管の体制が要求されている。

ハ 又、日本学術会議の高等生物センター設立準備委員会委員長からも、本学理学部に植物遺伝子保管の実験施設新設の要望もあるので、本学理学部に植物遺伝子保管実験施設を新設し、貴重な植物の系統保管に万全を期したい。

ニ 現在、これら系統のうちキク・コンギク類の系統保存費(385千円、44年度より)については予算化されているが、ラン科等7科、968種類、189系統については積算されていないので是非予算化されたい。

[後略]

164. 大学院工学研究科博士課程設置計画書〔抄〕

[昭和52年1月10日⁽²⁾]

[前略]

大学院の概要を記載した書類

事項	記入欄	備考
名称	広島大学大学院工学研究科博士課程	
位置	広島県広島市東千田町1丁目1番89号 (大学院工学研究科 広島県広島市千田町3丁目8番2号)	
目的	<p>イ 今日、多様化した科学技術の進展に伴い、工業社会が直面する工学的諸課題に対応しうる新しい学際分野の開拓及び問題志向型研究能力の育成を目的とした最高水準の工学教育、研究体制の実現が強く望まれている。</p> <p>ロ 昭和38年度に本学工学部に修士課程の工学研究科が設置されたが、高度の専門学識と独創的な研究能力を持つ有用な研究者、技術者を養成するためには、博士課程なくしては大学院本来の教育研究目的を達成することは不可能である。</p> <p>ハ 工学部は本学の改革構想に基づき、昭和51年度から類、大講座制に改組したが、大学院についても修士課程を基礎となる学部に合わせて改組し、博士課程を設置したい。</p>	

[中略]

設置の趣旨

今日、産業社会の直面している諸問題並びに近い将来の人間社会のあり方に対して大学の果すべき社会的使命を考えると、従来の工学教育及び研究体制について大幅

な改革が必要であると考えられる。本工学部では、社会の変遷の方向を見定めつつ学部、大学院工学研究科にまたがる教育研究体制に関する新しい構想を成案化した。すなわち、調和のとれた進歩と発展を目指す科学技術社会に対応して、広い視野と確実な基礎学力とを身につけた技術者を育成するための学部教育について、工学基礎教育の刷新充実を図ると共に、複合専門教育への道を開く複合標準履修課程を開設することを構想した。この構想に基づき、本工学部は昭和51年4月、従来の11学科、共通講座群を改組、拡充して機械系、電気系、化学系及び建設系の4類、共通講座群に再編統合した。

この学部段階の教育組織の再編整備に相即して、大学院工学研究科段階においては、総合的でしかも高度の教育研究を実施し得る体制の確立を目指している。すなわち、大学院工学研究科の専攻組織としては、学術研究の専門性と総合性の調和を配慮しつつ、しかも学部段階の組織にとらわれない新しい7専攻を構想した。

以上のような新しい構想の実現に関する経緯に沿って、本工学部が究極の姿として志向している学部・大学院両段階にわたる教育研究活動の機能的整合と調和のとれた発展を期するため、新しい大学院工学研究科博士課程（前期・後期）を設置したい。

設置を必要とする理由

これまでの科学技術社会の進展において、工学の各分野では著しい専門細分化がみられた。他面、今日における科学技術上の問題の多くは、ひとり特定の狭い専門領域だけでは解決できず、より巨視的な立場から総合的に接近することを要請している。

したがって、本工学部では学部教育課程を、基礎工学の充実を主軸とした複合専門教育型式に改革することによって、専門工学の幅広い素養を有する人材を育成するのに対応して、これに相即する整合のとれた姿で大学院工学研究科段階の拡充、整備を行うことが必要である。

大学院教育課程では

- 1) 創造活動の基礎教育段階として位置づけされた最高水準に至る工学教育研究体制の実現
- 2) 専門性と総合性を兼備する問題志向型研究能力の育成を目的とした教育内容への拡充、整備
- 3) 学際領域開拓のための研究者の交流と共同研究の促進

などを志向した教育研究のための組織と活動の展開が強く要望される。

ひるがえって、昭和38年度本工学部に大学院修士課程の工学研究科が設置されて以来、大学院教育課程での本然の目的である高度の専門学識と独創的な研究能力をもつ有能な研究者並びに技術者を養成する努力を重ね、幾多の著しい成果を挙げてきた。この実績の上から、本工学部が一層高水準の教育研究体制に整備されるべくなお一層の拡充、整備が斯界から強く期待されている現在、博士課程後期の教育課程なくして

はこれに応えることが困難である。

本工学部では修士課程設置以来、常に教官陣容の刷新、充実を図り、鋭意設備の整備を行って、博士課程後期の教育課程を設置しうる体制を整えてきた。

以上の理由により、本工学部は本学における全学的改革構想に基づき、昭和51年度に「類（系）・課程制」及び大講座制に改組されたのに伴い、大学院工学研究科も従来の修士課程を改組するとともに、新しい本工学部の組織に整合と調和のとれた博士課程（前期・後期）を新たに設置したい。

〔後略〕

165. 法学部（第一部・第二部）・経済学部（第一部・第二部）設置計画書〔抄〕

〔昭和52年1月^{（2）}〕

〔前略〕

大学等の概要を記載した書類

事項	記入欄	備考
名称	広島大学法学部(第一部・第二部)・経済学部(第一部・第二部)	
位置	広島県広島市東千田町1丁目1番89号	
目的	<p>法学部</p> <p>イ 西条移転を契機として、本学が真の意味での総合大学た らんとするとき当たり、社会科学担当の専門部局が一学 部のみという不均衡は早急に是正されるべき課題である。 バランスのとれた教育・研究及び大学運営のために、ま た、本学改革の一端としての社会科学部門の地位の向上の ために、経済学部と並んで法学部の設置は不可欠である。</p> <p>ロ 今日、大学における教育・研究は、一方で専門化し、他 方でそれを総合化する必要に直面している。しかしながら、 およそ教育・研究を総合的に発展させるためには、まずそ れぞれの固有の分野についての教育・研究の場を設け、そ れらを深化させることが前提条件となる。すなわら、すで に事実上、二学部圧縮という構成を持つ政経学部を法・経 両学部に分離して、その専門教育・研究機能の充実・強化 を通じてはじめて、真の意味での総合的教育・研究機能は 可能となる。</p> <p>ハ 法学部の設置は、高度の専門教育を要求する本学学生集 団に目的志向性を与え、かれらの勉学意欲を増進する上で、 不可欠である。</p> <p>ニ 中・四国地方の中枢管理都市としての広島市のみならず、</p>	

全国の公私の諸機関は、本学に対して、法律学・政治学に関する正確な学問的情報、並びにそれらを修得した専門職業人の養成を強く要望している。本学はこれら国家社会の要請に応えるために法学部を設置したい。

ホ なお、その際、政経学部の教育理念の優れた側面を今後とも継承するため、関係諸学部を連絡した「社会科学教育協議会」を設けて経済学部をはじめとする他学部の関連科目を包含する履修コースを有効に実施する計画である。

経済学部

イ 西条移転を契機として、本学が真の意味での総合大学たらしめるとするときに当たり、社会科学担当の専門部局が一学部のみという不均衡は早急に是正されるべき課題である。バランスのとれた教育・研究及び大学運営のために、また、本学改革の一端としての社会科学部門の地位の向上のために、法学部と並んで経済学部の設置は不可欠である。

ロ 一般的な社会科学系の落込みが指摘されるわが国の高等教育のなかで、この歪みは中・四国地区において特に著しい。

これを正すためにも、この地区の基幹大学たらしめるとする広島大学には何よりも自主、独立性を有し、博士課程を具備するに足る、少なくとも法・経二つの社会科学系学部を持つべき必要性和必然性が存する。

ハ 特に近時におけるめざましい経済発展と科学の発達は、広い視野に立つ経済科学についての透徹した専門知識と適確な応用力とを具えた人材を強く要請しつつある。

ニ かかる情勢にかんがみ、政経学部経済学科を基礎に、大講座制を採用することにより、日進月歩の社会及び科学の進展に柔軟かつ有効に対応する研究、教育体制を具備した新構想の経済学部を創設し、この社会的要請に応えようとするものである。

ホ なお、教育面については、学部の枠を越えて、法学部をはじめとする他学部の関連科目を包みこむ諸「履修コース」を有効、適切に設定、実施するため諸学部を連結した「社会科学教育協議会」を設け、これにより政経学部の持っていた教育理念の優れた側面は今後とも確保することとする。

〔中略〕

法学部・経済学部設置の趣旨

1. 政経学部の沿革と現状

政経学部は、昭和24年5月新制広島大学の一学部として設置された。当初は、学科目制の一学科にすぎず、それはいわゆるPolitical Economyという意味の「政経」学部であるかにみえるが、そうした論理構造を持つものではなかった。事実、学部発足の当初から学部教授会は、法制上は一つの学科であるにもかかわらず、政経二学科の「学科自治原則」を基本にして運営されてきた。他方、学生の専攻志望、教官の講義科目の実体等からみても、政経学部は当初より事実上、法経の複合学部として機能してきたのである。

昭和40年4月ようやく政経学部は政経学科から法律政治学科と経済学科の二学科に拡充改組され、明示的、制度的に法学部、経済学部の複合学部的存在となった。これに加えてさらにこの二学科を基礎にして大学院も法学研究科（修士課程）と経済学研究科（修士課程）が設置され、その複合的性格をますます強めてきた。

2. 社会的・地域的要請

広島市はまさに中・四国地域の中核管理都市として機能しつつある。高等裁判所をはじめ、ほとんどの官公庁の枢要な地方局があり、また、民間大企業の支店のほとんどが集中して設置されている。従って、広島には法律学、政治学、社会学、経済学、経営学等についての直接の学問的情報並びにそれらを体得した専門職業人養成への要望は極めて大である。特に戦後瀬戸内海沿岸の急激な工業化は、都市問題、公害問題等新しい深刻な諸問題を生み出し、これらの面からもとりわけ社会科学全般の専門的知識の拡充・深化を強く要請している。こうした実情にもかかわらず、中・四国の国立大学で法学部を有するものは皆無である。また、経済学部は山口、香川各大学に設置されてはいるが、上記の社会的要求を充たすには十分ではない。今や広島大学に旧制の総合大学に比肩するに足る法学部、経済学部を設置しなければならないことは明白である。

3. 総合大学としての発展と法・経分離の必然性

広島大学が、新しい形での総合大学たろうとするときに当り、現在のように社会科学担当の専門部局が一学部のみということは、人文、社会、自然という三大分類法が常識であることに照らしても、はなはだしい不均衡である。均整のとれた教育・研究、さらには各分野の英知を結集しての大学運営のために、まさに広島大学改革の一環として社会科学部門の相対的地位を向上せしめねばならない。

さらに、法学と経済学とはその教育・研究のDisciplineを異にする学問分野である。その意味において、学部教授会の構成は基本的に同一系統の専門家集団により運営されることが最も望ましい。

法学部、経済学部の創設は、社会科学の総合的教育・研究の前進につながるものである。

4. 分離によって社会科学の総合化をはかるための具体的措置

- (イ) 大講座制 社会科学の教育・研究の多様化に対応する柔軟な教育・研究体制を採用する。これは専門深化に役立つとともにプロジェクトチーム結成の基盤ともなり得るものである。
- (ロ) 履修コース 学生の多様な目的志向性と社会的要請とに対応するため、法経両学部の授業科目を広くとり入れた複合コースを設置する。
- (ハ) 社会科学教育協議会 教育・研究の総合化をはかるため、両学部のみならず他学部社会科学関係教官を加えた協議会を設置する。

[後略]

166. 中央廃液処理施設規程

[昭和52年4月12日規程第13号／学報508号]

広島大学中央廃液処理施設規程

(設置)

第1条 広島大学（以下「本学」という。）に広島大学中央廃液処理施設（以下「廃液処理施設」という。）を置く。

(目的)

第2条 廃液処理施設は、学内共同利用施設として、廃液の処理及びこれに関する調査、研究を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 廃液処理施設に次の職員を置く。

- (1) 施設長
- (2) 施設主任
- (3) その他必要な職員

第4条 施設長及び施設主任は、本学の教官のうちから学長が任命する。

2 施設長は、廃液処理施設の業務をつかさどる。

3 施設主任は、施設長を助けて廃液処理施設の業務を処理する。

第5条 施設長及び施設主任の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(事務)

第6条 廃液処理施設の事務は、施設部企画課において処理する。

(管理委員会)

第7条 本学に広島大学中央廃液処理施設管理委員会（以下「管理委員会」という。）を置く。

2 管理委員会は、廃液処理施設に関し次の事項を審議する。

- (1) 管理運営の方針に関すること。

- (2) 予算概算の方針に関すること。
- (3) その他廃液処理施設の運営に関する事項
(管理委員会の組織)

第8条 管理委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 各部局長及び各分校主事
- (2) 施設長
- (3) 事務局長

2 委員は、学長が任命する。

第9条 管理委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

(管理委員会の会議)

第10条 委員長は、管理委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を行う。

第11条 管理委員会は、必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(管理委員会の事務)

第12条 管理委員会の事務は、施設部企画課において処理する。

(運営委員会)

第13条 廃液処理施設に運営委員会を置く。

2 運営委員会は、廃液処理施設の運営に関する具体的方策を審議する。

(運営委員会の組織)

第14条 運営委員会は、次の各号に掲げる運営委員で組織する。

- (1) 施設長及び施設主任
- (2) 環境汚染対策委員会委員長
- (3) 各部局及び各分校が、それぞれその教官のうちから推薦する者1名
- (4) 学部長が適当と認めたる者若干名
- (5) 施設部長

2 運営委員は、学長が任命する。

3 第1項第3号及び第4号の運営委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、同項第3号の運営委員の補欠により任命された運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会の会議)

第15条 運営委員会は、施設長が招集し、その議長となる。

第16条 運営委員会は、必要と認めたときは、運営委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第17条 専門の事項を調査・研究するため必要があるときは、運営委員会に専門委員会を置くことができる。

(細則)

第18条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、昭和52年4月12日から施行する。

167. 大学院環境科学研究科修士課程設置計画書〔抄〕

[昭和52年8月1日^{<2>}]

〔前略〕

大学院の概要を記載した書類

事項	記入欄	備考
名称	広島大学大学院環境科学研究科修士課程	
位置	広島県広島市東千田町1丁目1番89号	
目的	<p>我々人類の生活は周辺の環境によりいちじるしく影響をうけるが、近年の急速な科学の発達と開発の進展は人類の生活基盤をおびやかすまでにいたった。</p> <p>一方1億2千万人になんなんとする日本人の生活を考えると、限られた土地の下で最大限の生産をあげる必要性があり、我々の生活と環境の現在および未来を考える時現在は極めて重大な非常事態にあることが容易に理解できる。本研究科は「人間と自然との調和」を理念として、生命体とその環境との相関関係について本格的な研究を行い、環境保全と開発の有機的な関連を明らかにするための高度な技術者と研究者を養成する。</p> <p>このような観点に立ち、自然環境の諸問題について、関連する諸分野の協力のもとに、学際的・総合的な研究教育をおこない、新しい時代の要請する高度な技術者を養成するとともに、この方面の研究者の養成に役立てようとするものである。</p>	

〔中略〕

設置の趣旨

わが国^{〔編注1〕}の従来の大学教育においては、個々の学問分野に応じた学部・講座等の組織

が基盤をなし、高度の専門家の養成に重点が置かれてきた。しかし大学が将来の人類社会に貢献するためには、このような専門深化の方向とならんで、これと相補的關係にある総合化の方向にいつその重点が指向される必要がある。

総合科学部は上記の趣旨にそった広島大学改革の第一歩として昭和49年6月創設され、以来教官陣容の整備、設備施設の充実に努め、研究教育上の努力・試行を重ねてきた。学部の教育課程は地域文化コース、社会文化コース、情報行動科学コース、環境科学コースに分かれ、それぞれ人文科学、社会科学、自然科学の諸分野の密接な協力により現代の新しい課題に 대응しようとしている。

大学院環境科学研究科は、このような学部組織を基盤としつつ、さらに高次の研究教育を推進するために設けられる。すなわち、環境科学コース及び情報行動科学コースの諸講座を基礎として、環境保全、計測、改善計画にかかわる学際的・総合的研究教育を行い、現代社会の要請する高度の技術者を養成するとともに、この方面の研究者養成に役立てようとするものである。

設置を必要とする理由

今日、地球上には自然環境の上に大きい変動があり、とくに先進国では工業化をめぐって重要な問題が続出している。人類の生命の維持・発展をはかるためには、自然環境をトータルとして把握する科学の樹立が待望されている。自然環境の研究は、物理学・化学・生物学・工学・農学などの部門から、進められているが、これらを学際的研究としてまとめ、自然環境そのものを全体的に追究するとともに、技術論、政策学までをふくめて、その解決に寄与する学問は、まだ成立していない。環境科学研究科は、科学としての発達が見込まれているだけでなく、環境の解析・保全・改善計画の実際を担当できる、高度の職業人の養成が焦眉の問題となっている。

総合科学部は学部教育課程として、環境科学コース、情報行動科学コースを置き、この方面の研究教育の努力を重ねているが、学部段階でその完成を期することはできない。学部段階で十分に基礎学をおさめたものが、さらに大学院レベルでの教育を受けることが必要である。研究面においても同様である。大学院にふさわしい教官陣容、研究施設、設備によって、意欲的に新しい研究に取組む組織が用意されなければならない。環境科学研究科設置を必要とするゆえんである。

〔後略〕

〔編注1〕「の」は加筆。

168. 附属学校部設置に関する概算要求書〔抄〕*

〔昭和52年／「昭和53年度歳出概算要求書（国立学校）」⁽⁵⁾〕

教育学部の改組・学校教育学部の創設に伴う教育学部、東雲分校、福山分校、附属学

校の事務機構の再編。(教育学部改組要求分の再掲)

1. 要求事由

- イ 現在の教育学部の組織は教育学部、東雲分校、福山分校及び附属学校より成っている。
- ロ 昭和53年度教育学部と福山分校を統合した教育学部の改組と、東雲分校を教育学部より分離独立させる学校教育学部の創設を別途要求している。
- ハ これにより教育学部、東雲分校、福山分校に分散している事務機構を集中化し、事務処理を合理化するため再編成するとともに、学部、分校にそれぞれ分属している各附属学校を統合し大学直属の附属学校部を新設したい。
〔後略〕

169. 核融合理論研究センター設置に関する概算要求書〔抄〕*

[昭和52年／「昭和53年度歳出概算要求書(国立学校)」⁽⁵⁾]

1. 要求事由

- イ 将来のエネルギー問題を解決するための制御核融合の研究を、わが国で自主的に開発するためには、当面、理論に支えられた基礎研究の組織的育成が緊急である。
- ロ 本学では、これまで特に高温プラズマ中の諸種非線形現象の理論的研究において、世界に先行する数々の成果を収め、わが国における核融合理論の分野で指導的役割を果たしてきた。その一層の発展をはかり、上述の目的を実現するために、本センターの設置を要求する。

2. 学術的又は社会的意義、特色

- イ 理論を中心とし、それと密着した計算機シミュレーションを加えて、高温プラズマの閉じこめ、加熱、圧縮等に関する基礎的な知見を深め、核融合制御のための着実な基礎固めと新しいアイデアの開発及び人材の育成を行う。
- ロ 国内外の各種核融合プロジェクトとの協力を密にし、かつ広い関連分野との交流を行うために国内外から研究者を招へいする。
〔後略〕

170. 大学院地域研究研究科修士課程設置計画書〔抄〕

[昭和53年1月6日⁽²⁾]

〔前略〕

大学院の概要を記載した書類

事項	記入欄	備考
名称	広島大学大学院地域研究研究科修士課程	
位置	広島県広島市東千田町1丁目1番89号	
目的	国際情勢が常に変動し、国際間の交流がますます増大している今日、世界の主要地域及び自国と密接な関連を持つ地域の実態を高度に専門化した形で、正しく把握する必要が強調されている。この動向は今後ますます増大するであろう。本研究科は、このような要望に応じて設けられるものであり、世界の主要な地域の歴史、文化、政治経済、社会等の総合的・比較的研究教育によって、この方面の専門研究者を養成するとともに、広い国際的視野に立って行動することのできる人材を養成することを目的とする。	

〔中略〕

設置の趣旨

わが国の従来の大学教育においては、個々の学問分野に応じた学部講座組織を基礎として、高度の専門家の養成に重点が置かれてきた。しかし、大学が将来の人類社会に貢献するためには、このような専門深化の方向と並んで、これと相補的關係にある総合化の方向により一層の重点を置く必要がある。

総合科学部は、上記の趣旨に沿った広島大学改革の第一歩として昭和49年6月に創設され、以来、教官陣容の整備、施設設備の充実に努め、研究教育上の努力・試行を重ねてきた。学部の教育課程は、地域文化コース、社会文化コース、情報行動科学コース、環境科学コースに分かれ、それぞれ人文科学、社会科学、自然科学の諸分野の密接な協力により、現代の新しい課題に答えようとしている。

大学院地域研究研究科は、このような学部組織を基盤としつつ、さらに高次の研究教育を推進するために設けられる。すなわち、主として地域文化コース、社会文化コース関連の諸講座及び外国語諸講座を基礎として、世界の諸地域の実態について総合的・比較的研究教育を行い、この方面の研究者を養成するとともに広い国際的視野と的確な実際の知識・語学力を持って国際的に活躍できる人材を養成しようとするものである。

設置を必要とする理由

国際情勢が常に変動し、国際間の交流がますます増大している今日、世界の主要地域及び自国と密接な関連を持つ地域の実態を、学問的背景を持って正しく把握する必要が強調されている。世界の諸地域の歴史・文化や政治・経済の現実について平衡のとれた認識を持つことは、国際関係の第一線に立つと否とにかかわらず、今や国民必須の教養である。

総合科学部においては、このような要望に応えるため、地域文化コースを設け、世界の諸地域について、十分な言語能力を養うとともに、当該地域に関する基礎的な知識を授けるため、総合的学際的な教育を行っている。幅広い国際的視野を持つ教養人の養成が、学部課程の目ざすところである。しかしながら、目をひとたび高度の職業人に転ずるとき、学部四年の課程の教育では到底十分とは言い難い。地域研究は、従来の単一学科とは異なり、歴史・文学・思想・政治・経済等、関連する領域が広いだけに、国際関係の関連分野で職業人として活躍するためには、大学院レベルでの高度な教育が不可欠である。

研究体制についても同様である。総合研究としての地域研究は、特に第二次大戦後、アメリカにおいて急速に発展し、その後ヨーロッパ諸国、ソ連、ラテン・アメリカ諸国、カナダ等にその趨勢が波及したものである。現在では世界の主要高等教育機関（殊に大学院課程）、研究所において意欲的に研究が推進されている。

わが国においても近年その態勢が整えられつつあるが、なお十分とは言い難い。我々は、広島大学総合科学部を基礎として地域研究研究科を設立し、これによってこの分野の学問的研究の一翼を担うとともに、教育のための学問的基礎を一層堅固なものにしようと呼んでいる。

〔後略〕

171. 学校教育学部設置計画書〔抄〕

[昭和53年1月6日⁽²⁾]

〔前略〕

大学の概要を記した書類

事項	記入欄	備考
名称	広島大学学校教育学部	
位置	広島県広島市東千田町1丁目1番89号 (学校教育学部 広島県広島市東雲3丁目1番33号)	
目的	現代の科学技術の急速な進展と、現代社会の複雑化に伴う家庭・学校・社会における教育機能の重層化のもとで、計画的かつ組織的な教育としての学校教育はますますその重要性を増し、その課題も著しく高度化し、多様化してきた。かかる状況に照らして、学校教育、とりわけ、義務教育としての小学校・中学校及び障害児関係諸学校の教員が、教師としての専門職にふさわしい諸条件を具備するための教員養成機関を整備充実することが時代の要請である。	

	<p>この要請に応じて、教育学部東雲分校（小学校・中学校・盲学校・聾学校・養護学校の各教員養成課程）を教育学部より分離独立させ、学校教育学部を設置する。学校教育学部は、専門的な諸科学の分化と発展を教員養成に焦点化し、義務教育関係諸学校などの教育内容と方法を実践的に研究するとともに、その研究の成果に基づく教育を行い、それによって、高度な専門性を持つとともに、創造性豊かで、広い視野と見識を具え、かつ、教師としての使命感に燃えた教員の養成を行うことを目的とする。</p>
--	--

〔中略〕

学校教育学部設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由

1. 教育学部の現状と改革の方向

これまで広島大学教育学部は教育の学問的研究と、小学校・中学校・高等学校及び障害児関係諸学校の教員養成という2つの機能を併わせ持ってきた。しかし、広島大学が新キャンパスを求めて統合移転し、新しい時代が要望する大学の理想像を追求して、その実現を図ろうとしている時期に際し、上記2つの機能を十全に発揮するために、教育学部の教育研究組織を改変し、2学部とする。即ち教育諸科学にかかわる研究及びこれらの分野の研究者と専門的職業人の育成を行う新教育学部に対し、義務教育関係諸学校などの教育内容と方法を実践的に研究し、その成果を学生の教育に生かして教員の養成を行う学校教育学部を分離独立しようとするものである。

2. 教員養成に焦点化した研究教育体制の必要性

小学校・中学校・障害児関係諸学校の教育に従事する者にとっては、個々の学問内容の高い専門性ととともに特にそれらを総合する能力を必要とする。そのため教員養成を目的とする大学においては、専門性と総合性の統合にたつ研究が進められなければならない。その研究は単に隣接する専門諸科学の総合にとどまらず、教育学・心理学・教科教育学・一般専門諸科学を教育現場の実践を軸として総合するものである。従って教員養成部門はそれ自体1つの有機体として渾然たる一体制のもとに研究を進めることが必要である。

義務教育関係諸学校の教員を養成するためには、これらの学校の教員が心身の未発達、未分化な子どもを対象とするものであることにかんがみて、その特性に合致した専門的・総合的なカリキュラムを編成しなければならない。また、一般的なカリキュラム以外に、例えば教育現場の見学、集団的合宿研修などを通して教員としての使命感を育成することが不可欠である。

従って教員養成のための研究教育機能を十全に発揮するためには、教員養成部門

が単独学部であることが必要であり、そのことによって管理運営も円滑に行われ得る。

なお、近い将来に現職教育も併わせ行う修士課程の大学院を設置し、研究教育を一層推進する構想を持っている。

3. 両学部の協力体制

これまでの教育学部（東千田、福山、東雲）は教育学部と学校教育学部の2学部にて再編されるが、この両学部は、1つの総合大学、1つのキャンパスの中に位置する教育系の学部として、それぞれの役割を分担しながら相互扶助姉妹的な協力関係を保持する。

〔後略〕

172. 教育学部設置計画書〔抄〕

[昭和53年1月6日⁽²⁾]

〔前略〕

大学の概要を記載した書類

事項	記入欄	備考
名称	広島大学教育学部	
位置	広島県広島市東千田町1丁目1番89号	
目的	<p>現教育学部のうち、教育学部（東千田）と福山分校は、従来主として教育諸科学に関する基礎的研究と高等学校教員の養成に当たってきた。さらに、大学院教育学研究科において教科教育学専攻を中心として教科教育学の研究に取組み、その基礎固めと研究成果をあげることに力を注いできた。</p> <p>今日、現代社会における教育の果たすべき機能・役割はますます重く、したがって、その研究の責務は、学校教育と社会教育とを問わず、一層重視され、各専門分野ごとに解決すべき多くの課題をかかえている。</p> <p>このため、教育諸科学に関する基礎的、臨床的、実践的研究にわたる総合的教育研究体制の確立を目ざして、従来の教育学部（東千田）・福山分校を基礎として新たに教育学科・心理学科・教科教育学科の3学科からなる教育学部に改組する。教育学部は、人間形成にかかわる諸科学の研究、すなわち教育科学の基礎的研究、心理学の基礎的、臨床的研究、教科教育における教授・学習の総合的、実践的研究を推進し、これらの専門分野の研究者・指導者を育成することを目的と</p>	

<p>する。特に新たに学科として設置する教科教育学科は、従来から大学院研究科で実施してきたものを学部段階にも下ろすもので、教育実践における教科教育の原理・内容・方法の研究及び教科教材内容の開発を主限とし、教育学・心理学と緊密に係り連関する専門分野の総合的、臨床的研究及び教育を行おうとするものである。</p> <p>なお、教育学部は、他学部も含めた教職に関する専門教育も担当する。</p>
--

〔中略〕

教育学部改組の趣旨及び理由

1 改組の契機と趣旨

教育学部は、広島大学改革の一環として、東雲分校を学校教育学部として義務教育関係諸学校の教員養成課程を整備し、教育学部（東千田）・福山分校を基礎として、教育諸科学に関する教育研究体制を再編整備する。すなわち、現代社会の多元化・多様化と学術・文化の進展にかんがみ、人間形成にかかわる諸科学の基礎的研究及び教科教育学の総合的実験的研究の推進を図るため、現在の2学科（教育・心理）、2課程（高等学校教員養成課程・特別教科（保体）教員養成課程）を、教育・心理・教科教育の3学科13大講座に改組する。

2 教育研究体制の改編と整備の必要性

近来教育諸科学の発展と専門分化は目ざましく、より高度な総合的な学問研究の一層の推進が必要とされ、特に教科の教授・学習に関する研究の進展は、総合的実践的学問としての教科教育学の確立を要請するに至っている。すなわち、教育活動の目的の一つは、高度に専門分化した現代諸科学の成果を中心とする文化的遺産の継承伝達にあるが、そのためには、学習者の発達段階に即した、文化遺産の教材化が必要である。文化遺産の教材化に関する体系的研究は、教育科学の一分野としての教科教育学の確立によって、はじめて可能となり、推進されるものと考えられる。

また、社会の急速な変化と多様化高齢者社会の到来は、生涯教育の一環としての社会教育の振興を必要とし、これに対応する社会教育学を必要としている。更に近来心身障害者の治療教育のために学校教育の分野では、養護学校の義務教育化などの諸施策が実施されようとしており、これに対応して、心身障害者の病理と治療・指導法の研究を目的とする障害心理学の分野を拡充する必要がある。

このような社会的・学問的要請に応じて、教育学部の教育研究体制を再編整備する必要がある。

このため、従来の高等学校教員養成課程及び特別教科（保体）教員養成課程を

母胎として新たに教科教育学科を設け、教育学科、心理学科、教科教育学科の3学科から成る教育学部とする。

教育学科及び心理学科については、新たに社会教育学及び障害心理学などの研究領域を加えて、その教育研究体制を整備する。また、新設される教科教育学科においては、教育実践科学の本質から実践のための理論をうち立て、内容・方法の原理を導き出そうとするものである。すなわち、教育活動の構成の柱である教科内容・方法などについて研究し、目的・目標に照らし、教科内容・教材の特質に即する教育方法の原理を明らかにしようとするものである。教科教育学科の教育課程は特定の専門分野に偏することなく、関連する専門分野及び教育学・心理学の分野を併わせ履修させる複合型の教育課程を編成する。

次に教育学部の教育研究組織については、学問の専門分化が激しい趨勢のなかで、専門性と総合性を両立させようような、柔軟な研究体制を確保する必要があるので専門分野ごとに大講座制をとることとした。

3 両学部の協力体制

現教育学部の改組により、教育学部・学校教育学部の2つに再編されるが、両学部は、緊密な連携の下に協力体制を保持し、それぞれの目的・機能に即して教育・研究を推進する。

〔後略〕

173. 生物生産学部設置計画書〔抄〕

[昭和54年1月10日⁽²⁾]

〔前略〕

大学等の概要を記載した書類

事項	記入欄	備考
名称	広島大学生物生産学部	
位置	広島県広島市東千田町1丁目1番89号 (生物生産学部 広島県福山市緑町2番17号)	
目的	近年に至り、国の内外をめぐっての食糧問題に対する諸般の情勢から、我が国の食糧資源ことに動物性蛋白資源の安定的確保の問題は、国民の将来にかかわる緊要の課題となっている。こうした食糧資源の安定的確保の問題に加えて近年の都市化、工業化による水産生物及び畜産生物の生産環境の悪化の問題、更には技術者養成に関する産業界の多様な要請などにより、生物生産に関する解決すべき多くの課題が現出している。	

	<p>生物生産学部は、これらの課題に対応しうる教育研究体制を確立するため従前の水畜産学部を改組し、水産生物及び畜産生物の生産過程におけるメカニズムの解明及びこれに立脚した生産技術の開発等に関する研究を推進すること、並びに今後の多様化する農水産業界に寄与しうる幅広い基礎学力及び応用展開能力を身につけた人材を養成することを目的として設置するものである。</p>	
--	---	--

〔中略〕

改組の趣旨及び特に改組を必要とする理由（概要）

I 生物生産学部の設置は、広島大学の改革の一環として従来の水産学科、畜産学科、食品工業化学科の3学科より構成される水畜産学部を、生物生産学部、生物生産学科の1学科編成に改組し、動物性蛋白供給源である水産生物、畜産生物の生産過程におけるメカニズムの解明と生産技術に関する研究の推進、及び生物生産にかかわる広い視野と基礎学力を身につけた技術者、研究者の養成のための総合的且つ高度な教育・研究体制を確立することにある。

II 近年に至り、国の内外をめぐっての食糧問題に対する諸般の情勢から、我が国の限定された水域と狭い国土において動物性蛋白資源である魚介類及び家畜の生産性をより一層向上させ食糧供給の将来にわたる安定化をはかることが社会的に要請されるようになった。即ち、水産物について言えば200カイリの経済水域の設定は、我が国の漁業特に遠洋漁業に甚大な打撃を与える結果となり、従来遠洋漁業に依存していた生産量を我が国近海での生産性を向上させることで補わざるを得ない情勢にある。畜産物についてみてもその飼料の自給率はきわめて低く、主として輸入に頼らざるを得ない現状である。従って、動物性蛋白資源である魚介類、家畜について改めてその生産性の解明と利用を中心課題として、これら生物資源の有効利用並びに維持、培養等多くの産業的課題に対する基礎的並びに技術的研究が必要である。

一方、我が国の国土は都市化、工業化の結果、生物の生産環境は悪化し、生物体の食物連鎖並びに物質の循環過程は一層複雑な様相を呈している。例を水産生物の生産にとれば、諸産業を含めての人間活動並びに生活環境の向上は水界、特に今後の水産生物の生産に最も重要な生産環境である内湾、内海を含む沿岸水域の富栄養化の進行を招く結果となり、赤潮の頻発、生態系の変化等、水産生物の環境保全も含めて今後の生産性の向上のために解決しなければならない複雑な諸問題を提起している。従って、魚介類や家畜の生産性を向上させるためには、従来のような狭域化した専門領域内の知見の集成では問題の解決は期待できず、総合的な視野と新しい発想に立った研究が必要である。

また、水畜産学部は水産学科、畜産学科の2学科編成で創設されその後食品工業

化学科を増設して水産業、畜産業、食品工業分野に対応して学科別専門教育を行ってきた。しかし、これまでのような学科別専門教育では多様化した現代産業社会の要請に十分対応することが困難になった。従って、従来の産業社会の業種別分野に対応した学科制教育で行ってきた専門技術志向の目標に加え、新たに生物生産に関する幅広い視野と基礎学力、専門知識の応用展開能力を身につけた技術者、研究者を養成する必要が生じている。

このため、生物生産学科1学科3コース（水産系、畜産系、食品系）に改め、学生は3年次以後に各コースに分属させることとし、一般教育科目は、4年間を通じて履修させるとともに、1、2年次においては、専門教育科目のうち各コースに共通する生物生産学に関する基礎的な科目を配することにより基礎学力とコース選択の動機が養成される。

また、専門コースの教育においても従来の学科制教育では陥り易い閉鎖性を避け、できるだけ授業科目選択の自由度を拡大した。

上述の理由により、従来の教育・研究の反省に立って、学部における教育・研究の中心を生物生産のメカニズム及びこれを基盤とした技術科学の追求に置くことをねらいとして改組し、これにより学部名もまた生物生産学部と改称するものである。

水畜産学部改組の趣旨

広島大学は、東広島市への統合移転を契機として、真に学問の総合化の実をあげ得る総合大学として発展することを期して、従来から、学部の改革整備を進めてきている。水畜産学部についても、改革移転の一環として、従来の水畜産学部の水産学科、畜産学科、食品工業化学科の3学科を、生物生産学部生物生産学科の1学科に改組し、教育研究の総合化を図り、動物性蛋白質の供給源である水産生物、畜産生物生産の生産性をより一層向上させるといふ今日の社会的要請に応えようとするものである。このため、生物生産のメカニズムの解明及びこれを基盤とした技術科学の追求並びに生物生産に関する幅広い視野と基礎学力、応用展開能力を備えた人材の養成を学部における教育研究の中心的課題とし、これに必要な教育・研究体制の確立を図るものである。

I 生物生産学部に改組改称する理由

水畜産学部は、昭和24年、水産学、畜産学に関する教育研究を主眼とし、その成果を地方産業に直結し、その開発を図ることを意図して設立された学部である。したがって、農学系の学部ではあるが、2学科のみで構成されたためにその名称は水畜産学部とされた。更に、昭和41年に生産物の利用加工という水畜両分野にまたがる共通部門として食品工業化学科が設置され、対象となる産業分野は従来の水産業、畜産業に加えて食品工業の分野にまで拡大され今日に至った。

近年に至り、国の内外をめぐっての食糧問題に対する諸般の情勢から、我が国の

この限定された水域と限られた国土において、動物性蛋白質資源である魚介類及び家畜の生産性をより一層向上させ食糧供給の将来にわたる安定化を図ることが社会的に要請されるようになった。

一方、我が国の国土は、都市化、工業化に伴い、生物の生産環境は悪化し、生物体の食物連鎖及び物質の循環過程は、一層複雑な様相を呈してきている。したがって、魚介類や家畜の生産性を更に向上させるためには、従来のような狭隘化した専門領域内の知見の集成では問題の解決は期待できず、総合的な視野と新しい発想に立った研究が必要である。すなわち、家畜及び魚介類は全くその生育環境を異にする生物であるが、その生産過程には植物体のエネルギーの固定に始まるエネルギー移動、食物連鎖等による物質循環過程が介在する。生物の生産性を基本的に認識するためには、この循環過程に関する動物、植物各個及び相互間における物質移動循環の法則性を解明しなければならない。

また、教育の面では多様化した現代産業社会の要請に対処するためにも従来の産業社会の業種別分野に対応して学科制教育で行って来た専門技術志向の目標に加え、新たに生物生産に関する幅広い視野と基礎学力、専門知識の応用展開能力を身につけた技術者、研究者を養成する必要が生じている。

上述の理由により、従来の教育・研究上の反省に立って、学部における教育・研究の中心的課題を生物生産のメカニズムの解明及びこれを基盤とした技術科学の追求並びに生物生産に関する専門性と総合性を兼ね備えた人材の養成に置くものとして改組し、これにより学部名もまた生物生産学部と改称する。

〔後略〕

174. チュービンゲン大学と広島大学との間における学生交流に関する協定書

[昭和54年2月19日／評議会(300回)]

ドイツ連邦共和国チュービンゲン大学と日本国

広島大学との間における学生交流に関する協定書

チュービンゲン大学と広島大学は、学生交流の助長、学問・文化の促進及び両大学間の親密な友好関係を維持するために、次の条項について協力することを合意する。

I 広島大学は、学部及び大学院の学生がチュービンゲン大学に留学することを許可する。

派遣学生数は、年間2名以内とする。

1. 学生は、チュービンゲン大学において自らの専攻分野が置かれている場合、選考の対象となる。
2. 選考された学生は、講義、討議及びゼミに出席・参加し研究を行うのに十分な

ドイツ語の知識を有するものとする。

3. 広島大学とチュービンゲン大学は、チュービンゲン大学に入学を許可される学生を合同で選考する。

学生は、チュービンゲン大学の入学に必要な資格を充足する場合、選考される。チュービンゲン大学留学中に学生が取得した単位は、広島大学の単位認定制度により認定される。

4. 交換学生の身分は、原則として時間学生として登録される。
5. 学生のチュービンゲン大学までの往復旅費及び生活費は、日本国政府により支払われる。

- II チュービンゲン大学は、学部及び大学院の学生が広島大学に留学することを許可する。

派遣学生数は、年間2名以内とする。

1. 学生は、広島大学において自らの専攻分野が置かれている場合、選考の対象となる。
2. 選考された学生は、講義、討議及びゼミに出席・参加し研究を行うのに十分な日本語及び（又は）英語の知識を有するものとする。
3. 広島大学とチュービンゲン大学は、広島大学に入学を許可される学生を合同で選考する。

学生は、広島大学の入学に必要な資格を充足する場合、選考される。

4. 交換学生の身分は、学部学生、大学院学生あるいは外国人研究生として登録される。
5. 学生の広島大学までの往復旅費及び生活費は、全額チュービンゲン大学あるいは学生個人により支払われる。

大学院学生及び外国人研究生には、日本国政府奨学制度が適用され、その候補者は、広島大学が推薦する。

これに採用された場合は、学生の費用（授業料、旅費、生活費、医療費）が、日本国政府によって支払われる。

1979年1月24日

〔編注1〕

広島大学長

竹山晴夫

1979年2月19日

〔編注2〕

チュービンゲン大学長

Adolf Theis

AN AGREEMENT FOR THE EXCHANGE OF STUDENTS
BETWEEN
THE UNIVERSITY OF TÜBINGEN (GERMANY) AND HIROSHIMA UNIVERSITY (JAPAN)

The University of Tübingen and Hiroshima University agree upon the following provisions of cooperation in order to facilitate the exchange of students, to promote learning and culture, and to maintain close friendship between both universities.

I. Hiroshima University will allow undergraduate and graduate students to stay and study at the University of Tübingen. The annual number of such students will be limited to two.

1. Students will be selected whose major fields of study are available at the University of Tübingen.
2. The students selected must possess a sufficient knowledge of the German language to attend and participate in lectures, discussions, and seminars, and to conduct research.
3. Hiroshima University and the University of Tübingen will jointly select the students to be admitted to the University of Tübingen. The students will be selected so as to satisfy the admission requirements of the University of Tübingen. Academic credits acquired by the students during their stay at the University of Tübingen will be applied to the grading and crediting system used by Hiroshima University.
4. The exchange students will normally be enrolled under the status of Zeitstudenten at the University of Tübingen.
5. The students' round trip transportation to the University of Tübingen and their living expenses will be provided by the Japanese Government.

II. The University of Tübingen will allow undergraduate and graduate students to stay and study at Hiroshima University. The annual number of such students will be limited to two.

1. Students will be selected whose major fields of study are available at Hiroshima University.
2. The students selected must possess a sufficient knowledge of Japanese and/or English to attend and participate in lectures, discussions and seminars, and to conduct research.
3. Hiroshima University and the University of Tübingen will jointly select the students to be admitted to Hiroshima University. The students will be selected so as to satisfy the admission requirements of Hiroshima University.
4. The status of the exchange students will be divided into three categories: Undergraduate, Graduate, or Special Research Students.
5. The students' round trip transportation to Hiroshima and their living expenses must be provided in full by the University of Tübingen or by the students personally.

Scholarships are available to graduate and special research students from the Japanese Government, and exchange candidates will be recommended by Hiroshima University for final approval; if approved, the students' expenses (tuition, travel expenses, living expenses and medical expenses) will be paid by the Japanese Government.

Dated: January 24, 1979

Dated: February 19, 1979

〔編注3〕

〔編注4〕

Haruo Takeyama

Adolf Theis

President

President

Hiroshima University

Eberhard-Karls-Universität Tübingen

〔編注1〕この位置に「竹山晴夫」と自筆署名あり。

〔編注2・4〕この位置に「A.Theis」と自筆署名あり。

〔編注3〕この位置に「Hruo Takeyama」と自筆署名あり。

175. 医学部附属薬用植物園設置に関する概算要求書〔抄〕*

〔昭和54年／「昭和55年度歳出概算要求書（国立学校）」^{〈5〉}〕

1. 要求事由

- イ 近年、東洋薬物の再認識に伴い、薬用植物の資源の確保、開発が薬学領域において緊急の課題となりつつある。
- ロ 全国の薬学教育機関は設置基準に基き、それぞれ薬用植物園を附属施設として設置して、生薬学、薬用植物学、植物薬品化学、その他関連科目の研究、教育に有効に利用している。
- ハ 本学では、昭和44年の学科創設以来、敷地の関係上、建物の周辺に細々と薬草を植えて教育研究してきたが、昭和54年度、敷地の確保、整備も完了し、また統合移転地には、恵まれた自然薬用植物敷地の確保も可能となった。
- ニ このため、霞キャンパスに薬用植物園（見本園、試験栽培圃場1,000m²）を、また統合移転地に自然薬用植物園（約100,000m²）を設け、両者を併せて薬学関係学部設置基準要項に定める附属施設としての薬用植物園を設置し、教育研究に万全をきたしたい。

2. 学術的又は社会的意義、特色

- イ 学部、大学院における生薬学、薬用植物学、植物薬品化学等薬品資源学関連科目の講義実習における教材植物の育生、栽培および維持。
- ロ 有効成分の含量の向上を目的とした薬用植物の品種改良の研究
- ハ 自然環境下における薬用植物の育生、研究と学生に対する現地指導、有効成分

の植物生態学的研究

- ニ 有効成分の含量と栽培条件、採集時期、採集後の処理などとの相関についての研究
- ホ 研究に必要な量が入手不可能な特殊有用植物の育生、栽培とそれを用いた薬品資源学的研究
- へ 最近地域社会において薬用植物についての保健衛生上の関心がたかまり、又休耕田の利用、山林の利用、過疎対策など薬用植物の栽培生産が注目されつつあり、この要求に応じた種苗の育生、栽培指導等にも本施設は必要である。

〔後略〕

176. 大学院学校教育研究科修士課程設置計画書〔抄〕

[昭和53年1月6日⁽²⁾]

〔前略〕

大学院の概要を記載した書類

事項	記入欄	備考
名称	広島大学大学院学校教育研究科修士課程	
位置	広島県広島市東千田町1丁目1番89号 (広島県広島市東雲3丁目1番33号)	
目的	<p>現代の科学技術の著しい発展は、情報量の驚異的な増大や都市化の進展を促し、さらにあらゆる事柄について国際的な関係ぬきには考えられない状況をもたらしている。このように急速に変化し、多様化する社会に対応することが小学校をはじめとする義務教育諸学校においても重要な課題となってきた。</p> <p>このため、今日の諸科学の分化と発展を学校教育の立場から総合的に検討し、その研究の成果と方法を教育現場の実践に生かす教育・研究組織の確立は、その必要性がきわめて大きい。</p> <p>こうした要請に基づき、学校教育研究科は初等教育に重点を置いて、学部教育の基礎の上に高度の学識と実践的指導能力を持ち、使命感にもえる教員を養成するとともに、学校教育の実践に直結する研究を行うことを目的とするものである。あわせて、教職にある者に高度の研究、研鑽の機会を与え、教育現場復帰後の教育研究の推進と教育実践の向上に資する能力を養うことを目的とする。</p>	

〔中略〕

設置の趣旨

今日の教員養成に求められる二大理念は、教員の養成を広汎かつ高度の教養的基盤において構想する「総合性志向の原理」と教員の専門職としての資質、能力の向上をめざす「専門性志向の原理」である。これら両者を統合して、時代・社会の進展に応え、かつ教育現場の教育実践に直結した教育・研究を行う組織を確立することが緊要の課題となっている。

学校教育学部は、上記の課題に応えるべく教員養成の独自性と専門性を明確にする一方、教職専門と教科専門との有機的統合と、教科内および教科間の有機的統合とを、教育課程の編成や共同研究プロジェクトの組織において実証的・実践的に試行し、検討を重ね現代の教員養成が当面している諸課題の解決に取り組んでいる。

大学院学校教育研究科は、このような学校教育学部を基盤に、初等教育を中心とする学校教育のより高次の教育・研究を推進するために設けられる。すなわち、本研究科は、専門分野ならびに教育実践の場における理論と実践の高度の力量を持つ教員を養成するとともに、同様の趣旨に沿った現職教員の再教育を行うものである。

〔後略〕

177. 総合情報処理センター設置に関する概算要求書〔抄〕*

〔昭和54年／「昭和55年度歳出概算要求書（国立学校）」^{（5）}〕

1. 要求事由

- イ 本学計算センターは昭和40年度学内措置により学内共同の利用施設として発足、昭和50年度省令外の施設として施設経費が認められた。
- ロ 以来計算機利用技術の研究開発並びに業務運営の向上に努め昭和50年度大型電子計算機が設置されたのに伴い研究、教育、事務への利用は質量とも急速に拡大した。
- ハ この多様化、高度化した大型電子計算機の需要に現在の学内措置による人的規模では到底対処できず、又、大学全体の情報処理体制を確立するためにも、国立学校設置法に基づく学内共同教育研究施設としての総合情報処理センターの新設を要求する。
- ニ 又、図書館の文献、検索システムの実施や、計算サービスを学外者までに拡大するためには、現有装置では不足するので、必要な規模の計算機システムを導入するための電子計算機等借料及び維持費の増額を要求する。

〔後略〕

178. 体育学部設置計画書〔抄〕

[昭和56年8月⁽²⁾]

〔前略〕

大学等の概要を記載した書類

事項	記入欄
名称	広島大学体育学部
位置	広島県広島市中区東千田町1丁目1番89号
目的	<p>我が国の体育学研究は、日本体育学会の創設（昭和25年2月）を契機に、飛躍的な発展を遂げてきた。その経過と問題点は、次のようにまとめられよう。</p> <p>当初の体育学研究は、体育が学校教育の中に位置づけられてきたという歴史的事情もあって、学校教育の枠組みに力点を置いた課題の追求に傾きがちであった。昭和30年以降、研究機関の増設、体育学研究者の増加、あるいは関連諸学会の発足等に伴い、ようやく体育学の体系化並びに独自性の追求への努力が払われるようになり、体育学の学問的基盤が徐々に形成されてきた。しかし、研究の進展の半面、教育制度からくる制約、具体的には、健康学と体育学という二つの領域の相互の関連性ないし総合化の追求の弱さという側面も次第に明らかになってきた。現代の体育学は、人間の健康のための科学として、社会的総合的視野の上に立った研究教育体制を組織することが必須の課題となっているのである。</p> <p>他方、体育学に対する現代社会の強い要請も見逃すことができない。戦後の社会環境の大きな変化に伴って、従来の体育の範囲を超えた多様な社会的要請に対応するために、体育の研究教育体制の再検討と整備充実が強く求められており、とりわけ、体育指導に当たる人材の養成が緊急の課題となっている。</p> <p>このような背景を踏まえ、新たに構想された本学の体育学部は、これまでの体育学の研究教育組織を抜本的に改革し、真に総合的な体育学を創造し、社会的期待に応えることを目指すものである。</p>

〔中略〕

設置の趣旨及び設置を必要とする理由

我が国の大学に、体育学の教育・研究組織が設置されて以来30数年が経過した。この間、社会情勢は、大きく変化し、それに伴って、体育をめぐる状況も著しく複雑多様化してきた。例えば、経済の発展による国民の生活水準の向上、生活様式、生活環境の変化を反映して、余暇とレクリエーションの問題、高齢化社会と生涯体育の問題、障害者の社会参加の問題等、従来とかく学校教育の枠の中でのみとらえがちであった体育の範囲を大きく超えた様々な問題が提起され、このような国民の健康、体力にか

かわる問題、スポーツ、レクリエーション等の問題を適切に解決指導して行くことが、今日の体育関係者に強く求められている。しかしながら、そうした社会的要請に応えるには、これまでの大学における体育学の教育研究組織では、極めて不十分であり、本学に新しく体育学部を設置することを熱烈に推進する決意をするに至った理由の第一もまさにこの点にある。

体育学部を創設することによって、はじめて上記の社会的要請に対応し得る体育学の研究組織の確立と体育指導者の養成をはかることができるであろう。又、特に学問としての体育学を単に人間の身体とその運動の側面だけでなく、広く人間の健康のための科学としてとらえ、従来の枠を超えた様々な研究領域の開発や総合的展開をはかる必要があり、体育学部の創設は、このような学問的課題にも積極的に対応しようとするものであることを強調しておきたい。

〔後略〕

179. 大学院医学系研究科博士課程専攻増設計画書〔抄〕

[昭和57年1月11日⁽²⁾]

〔前略〕

大学院の概要を記載した書類

事項	記入欄	備考
名称	広島大学大学院医学系研究科博士課程	
位置	広島県広島市中区東千田町1丁目1番89号 (広島県広島市南区霞1丁目2番3号)	
目的	<p>最近、目ざましい進歩を遂げてきた医学・薬学は今後も益々深化と多様化の方向をとることが予想され、高度の学識と技術をもちそれぞれの専門を深化させてゆく人材の育成は従来にも増して重要となっている。同時に医療という面から見ると医学と薬学は本来表裏一体となって進むべきものであって、医学と薬学の学際的・総合的研究と、それに基盤をおく総合的医療の実践は今日の社会が強く要請するところである。</p> <p>本医学系研究科はこれに応え、従来の医学関係の諸専攻に薬学関係の2専攻を加えた新しい研究教育体制を整備して、医学・薬学の専門をそれぞれにより深化させるとともに、両者の学際的、総合的な志向にたつての高度の研究を進展させ、また社会からの新しい要求に即し、広い視野をもつ高度の研究者と学識技術者の育成を図ることを目的とする。</p>	

〔中略〕

専攻増設の趣旨及び必要理由

薬学は医学とともに国民の保健衛生、医療に貢献すべき重大な責務を負わされている。それゆえに薬学は常に自らの専門を深化させると同時に、医学との学際的・総合的研究教育態勢を整え、両者は人材、知識の交流をもとに、車の両輪としてその研究と教育を推進してゆかねばならない。

以上の見解にのっとり、われわれは医学研究科内に薬学関係の2専攻の増設を要求したい。すなわち、生理系、病理系、社会医学系、内科系、外科系の5系列よりなる在来の医学研究科に、生体成分および生理活性物質を分子のレベルで認識し研究する分子薬学系と、これらの物質の生体内における機能を生命現象との関わりにおいて認識し研究する生命薬学系の2専攻を加えるものである。ここにおいて薬学は組織上からも医学と同一研究教育体制内に位置づけられることになり、それによって、豊かな薬学専門学識を修めた上に、医学との密接な関連をもち広い視野に立った高度の研究者、技術者の養成が可能となるのである。なお、これにともない大学院薬学研究科修士課程は発展的に解消され、その教官陣容は上記の総合的な医学系研究科に包含され一層の充実がはかられることになる。

〔後略〕

180. 大学院生物圏科学研究科博士課程設置計画書〔抄〕

[昭和60年1月9日⁽²⁾]

〔前略〕

大学院の概要を記載した書類

事項	記入欄	備考
名称	広島大学大学院生物圏科学研究科博士課程	
位置	広島県広島市中区東千田町一丁目1番89号 〔 広島県広島市中区東千田町一丁目1番89号 〕 〔 広島県福山市緑町2番17号 〕	
目的	近年、科学技術の急速な進歩によって生じた物質文明のひずみは、生物圏（生物とそれを取り巻く気圏、水圏及び地圏の統合体で生物が生存する場）の調和的發展を妨げ、人類の生存をも脅かす状況を生むに至っている。また、このような生物圏の危機の内容と背景は、複雑かつ多岐にわたっているばかりでなく、問題が相互に密接に関連しているため、従来細分化した学問体制では充分に対応しきれない現状である。	

このような状況を改善し、我々がより豊かで永続性のある生物圏の将来を希求するならば、生物圏という総体的視点から、環境の管理と資源の合理的な利用を検討しうる学際的な教育研究組織を作り、学際的、総合的な志向に立っての研究を進展させ、また広い視座から生物圏の危機に対処しうる高度な技術者、研究者を養成することが喫緊の課題である。

本生物圏科学研究科は、このような学問的、社会的要請にこたえるため、生物圏における環境の管理と開発及び生物資源の活用について研究を進展させるとともに、これらにかかわる人材の養成を図ることを目的とする。

〔中略〕

設置の趣旨

生物圏科学は従来のような細分化した学問の教育研究体制では充分に対応しきれない。したがって、人間活動のためのより良い生物圏の秩序を永続的に維持するために、生物圏を総合的視点から教育研究する学際的な教育研究組織が必要である。

広島大学には、このような学際的な教育研究組織の基盤となりうるものとして、環境科学研究科修士課程（総合科学部）及び農学研究科修士課程（生物生産学部）がある。広島大学改革の第一歩として、総合性を追求し、学際的な教育研究を推進することを目指して総合科学部が昭和49年に創設され、生物生産学部も同様の趣旨に沿った学部改組が昭和54年に行われ、以来両学部とも教官陣容の整備、施設設備の充実に努め、教育研究上の努力、試行を重ねるとともに、大学院研究科修士課程の教育研究を推進してきた。

今回、広島大学の大学院整備構想の一環として、両研究科を発展的に解消するとともに、これを基盤として、医学系研究科及び工学研究科の協力の下に総合的視点から調和のとれた生物圏の開発を目指す総合的、学際的な教育研究機関として、生物圏科学研究科博士課程（前期・後期）を設置したい。

設置を必要とする理由

生物圏の中に生活している人類の安定的かつ永続的な発展は、生物圏における環境の保全と資源の合理的な利用と再生産とによって初めて保証されるものである。しかし、現代科学技術の急速な進歩によって生じた物質文明のひずみは、生物圏の調和的な発展を妨げ人類の生存をも脅かす状況を生むに至っている。

このような生物圏の危機の内容と背景は、複雑かつ多岐にわたっているばかりでなく、問題が相互に密接に関連しているため、従来細分化した学問体制では充分に対応しきれない。したがって我々がより豊かで永続性のある生物圏の将来を願うならば、生物圏という総体的視点から、環境の総合的管理と資源の合理的な利用を検討しうる

学際的な組織を作り、広い視座から生物圏の危機に対処しうる高度な技術者、研究者を養成しなければならない。以上の理由により生物圏科学研究科を設置したい。

〔後略〕

181. 集積化システム研究センター設置に関する概算要求書〔抄〕*

〔昭和60年／「昭和61年度歳出概算要求書（国立学校）」⁽⁵⁾〕

1. 要求事由

ア コンピュータの心臓部をなす集積回路（IC）は、多数の電子回路部品を数ミリ角のシリコンチップ上に作りつけたものであり、現在ではこの微小なシリコンチップ上に百万個を越える部品を配置しうる大規模集積化（VLSI）技術が急速に発達しつつある。

イ しかし、コンピュータの情報処理機能を向上させるために、VLSIの集積度を上げたり VLSIを多数集めてコンピュータの規模を拡大したのでは、それを働かせるプログラムの作製に莫大な労力を要し、結局はコンピュータの大容量化を生かしきれないことになるのでVLSIの設計、製作技術（ハードウェア技術）とシステムを働かせるための技術（ソフトウェア技術）の融合発展が強く求められている。

ウ これに対処するため、複雑なソフトウェアを必要としないコンピュータを構成する原理・方式の研究とその結果必要となる新しいタイプの集積回路を開発するための研究を有機的に結びつけて推進することが重要である。

エ 本学工学部では、三次元光結合共有メモリという新しい構成原理の集積回路の発明（59年5月国有特許出願中、同60年1月米国特許出願中）など、この面での研究実績を挙げている。

これらの研究実績を基盤に、この三次元集積回路の基礎研究と実証研究を一元的に推進するために集積化システム研究センターの新設（存続期間10年）をしたい。

2. 学術的または社会的意義、特色

ア 来るべき情報化社会においてコンピュータは、社会のあらゆる分野に進出する。人間の自然言語によって操作でき、推論や連想を行うことのできる知能化されたコンピュータを実現するための研究は時代の要請でもある。現在、部分的に着手されているこの分野の研究は既存の集積回路の高性能化を前提として進められているため、依然としてソフトウェア技術への負担が膨大化する傾向を回避することが困難である。

イ 一方、半導体集積回路に新しい構造と機能を与えようとする研究は、ハードウエ

ア関連の研究者によって進められているが、どのような構成原理（アーキテクチャ）をもつ、コンピュータへ使うかという利用技術面の検討が行われていないために設計手法を確立できないでいる。

ウ 本学の6人の教授グループによって発明された三次元光結合共有メモリは高度な情報処理を簡単なソフトウェアで実現する新しいコンピュータ構成原理の研究と三次元集積回路に関するハードウェアの研究が結びついてなされた独創的な着想であり、上記ア、イの問題を一挙に解決する糸口となりうる。従って、この研究を進めることで得られる学術上の成果は極めて大きいと考えられる。

エ 三次元光結合共有メモリの基礎研究によって実現される、新しい集積回路はコンピュータの高知能化に必要な画期的に新しい手段を提供する点で社会的にも大きな意義をもつ。この新しい集積回路は、コンピュータの新しいアーキテクチャに対応する構造をもっており、既存のいかなる大型プロジェクトにもない新しい分野の研究で、究極的には人間の自然言語を解し推論や連想を行う知的コンピュータ実現の基礎を与えるものとなろう。

〔後略〕

182. 大学院工学研究科博士課程専攻増設計画書〔抄〕

[昭和61年1月9日⁽²⁾]

〔前略〕

大学院の概要を記載した書類

事項	記入欄	備考
名称	広島大学大学院工学研究科（博士課程後期）	
位置	広島県広島市中区東千田町一丁目1番89号 (広島県東広島市西条町大字下見)	
目的	近年、情報を対象とする科学技術の進展は顕著である。数値やデータの処理の高速化ないし高能率化を目指すもののほか、最近では、更にコンピュータ利用による情報処理と通信技術との統合を図って、新しいメディアを介してのコンピュータ利用の多様化や情報処理の多機能化に関する方策、技術が実用化されるに至っている。すなわち、学術、科学、産業の各局面はいうにおよばず、広く社会における情報化活動が局所的なそれから広域化かつ大量化を指向する活動形態へと展開されてきている。また、他面では集中方式から分散方式へ、あるいは単能化高能率型から多様化高機能型への様相を呈してきている。更に、高度情報化社会における情報化活動の大衆化に伴って、人間と機械系との親和性のある整合が大切になってきている。	

	<p>このような急速な情報化が進む社会環境において産業界や社会一般が遅滞なく有効に諸活動を展開し得るためには、それらの基礎を与える学術研究を一層推進して、その成果を実用化へ結実させる開発努力を傾注することが要請される。それと同時に、高度な技術開発能力ないしは情報組織化能力をもつ情報工学分野の技術者、研究者を養成することが緊要の課題となっている。</p> <p>本情報工学専攻は、上述の学問的、社会的要請にこたえるため、情報工学に関する実用的学理の探究と基礎的研究成果の実用化への応用研究を進展させるとともに、これらにかかわる人材の養成を図ることを目的とする。</p>	
--	--	--

[中略]

専攻増設の趣旨及び必要理由

I. 趣旨及び必要理由

情報を対象ないしは媒体として有効な情報化活動を展開する上で、高度の学識技術、技術開発能力、研究指導能力ないしは情報組織化能力をもつ情報工学分野の人材の需要は極めて多くかつ緊急である。特に、中国四国地方においては博士課程水準の教育研究組織として情報工学関係の大学院（専攻）を設置している国立大学は皆無であるため、本学に情報工学専攻を設置する要望は極めて強い。

本学大学院においては、工学研究科システム工学専攻の中に情報工学関係の教育科目を組込み、教育研究内容の充実を図るとともに、他方、環境科学研究科環境科学専攻の中に環境情報・改善計画系の教官を配置し、この分野の教育研究を推進してきた。

このたび、本学大学院整備の一環として、工学研究科システム工学専攻の情報関係教官を分離し、これに環境科学研究科環境科学専攻環境情報・改善計画系の情報関係教官の参加を得て、工学研究科に情報工学専攻博士課程（前期・後期）を設置したい。

情報工学は、データに意味づけや解釈により価値が付与された「情報」を対象とする点で特徴的である。すなわち、自然、人工のエネルギー、信号、計数量を自然科学的客体として取扱うシステム工学分野とは本来別個の専門分野である。従って、情報工学では、人間の多様な価値体系に基づく産業活動、社会活動に有効な独自の学識、技法を研究開発することが要求される。

このため、本学大学院工学研究科システム工学専攻の組織、教官陣容について、情報関係を分離し、新しく情報工学専攻を設置する必要がある。

上述の理由により、本学大学院教育研究体制整備の一環として、工学研究科に情報工学専攻を設置し、環境科学研究科情報関係教官の参加を得て、一層強化された連携型の組織とすることにより、情報工学分野に従事する高度の専門技術者、研究者の育成を図りたい。

なお、社会からの人材需要の緊急性に基づき、博士課程前期及び同課程後期を同時に発足させたい。

〔後略〕

183. 大学院社会科学研究所博士課程設置計画書〔抄〕

[昭和61年1月9日⁽²⁾]

〔前略〕

大学院の概要を記載した書類

事項	記入欄	備考
名称	広島大学大学院社会科学研究所（博士課程後期）	
位置	広島県広島市中区東千田町一丁目1番89号	
目的	<p>近年、科学・技術の飛躍的進歩はわれわれの社会環境を一変させた。急速な日本経済の発展は、従来の産業・経済・社会の構造の変革を必須のものとし、国際的にも新しい課題を提起した。このことは当然、国内法、国際法、さらには日本の政治と社会の在り方全般に対して、深い反省を迫っている。さらに、国際関係でも、国際交流の活発化、第三世界の台頭等により、従来と性格の異なる錯綜した国際現象が世界各地に生起している。日本を取巻く国際環境もこの点で例外ではない。このような国際社会の新しい局面の理解のためには、従来の細分化された学問体制をこえた、幅広い諸分野の協力が要請されている。</p> <p>社会が現在われわれに提起しているこれらの課題に応えるには、法律学、政治学、経済学、社会学をはじめ、それに隣接する諸領域を含めた学際的な教育・研究の組織を作り、広い視座から社会の諸事象を的確に解明し、かつ対処の道を示しうる高度の研究者、実務者を養成することが緊急の必要事である。</p> <p>本社会科学研究所は、このような学問的、社会的要請に応えるため、学際的、国際的視野にたつて社会事象の研究を発展させるとともに、これらに関わる人材の養成を図ることを目的とする。</p>	

〔中略〕

設置の趣旨及び必要理由

1 趣旨及び必要理由

- (1) 本大学院「社会科学研究所」は、広島大学法学部、経済学部及び総合科学部を基礎として設立され、法律学専攻、経済学専攻及び国際社会論専攻の3専攻を置く。

(2) 今日われわれの直面する社会事象は著しく複雑化、多様化しており、従来の個別専門的な学問を深化させるだけではそれに対応しきれない。そこで本研究科は、以下の諸点に留意する。

ア 伝統的社会科学の成果をふまえつつも、変化する現実に即応した視点から社会科学の教育・研究体制を再編成し、学問の実際化を図る。

イ 各専攻は、それぞれ固有の研究領域と研究方法をそなえるが、同時に、研究科全体としては各専攻の枠をこえた教育・研究をも強力に推進し、相互協力、多角的アプローチにより問題の総合的把握を図る。そのため3専攻をそれぞれ独立の研究科とせず、3者を一体とした総合的「社会科学研究科」を構想した。

ウ 本研究科は、総合的・実証的な高度の社会認識と社会分析にもとづき、真に現実に対応できる学問を創造し、現実社会の深部にせまり得る能力をそなえた研究者や現実社会の要請に即応できる高度の判断力をそなえた実践的人材を養成する。

〔後略〕

184. 総合地誌研究資料センター要項

〔昭和61年3月26日／学報615号〕

広島大学総合地誌研究資料センター要項

第1 広島大学に広島大学総合地誌研究資料センター（以下「センター」という。）を置く。

第2 センターは、全学的施設として、総合地誌に関する研究・調査と資料の収集を行うことを目的とする。

第3 センターに次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 研究員
- (3) 客員研究員
- (4) その他必要な職員

第4 センター長は、広島大学の教授のうちから学長が任命する。

2 センター長は、センターの管理運営をつかさどる。

3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 研究員及び客員研究員は、学長が、広島大学の教官又は学外の研究者のうちから任命又は委嘱する。

5 研究員及び客員研究員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

第5 広島大学に広島大学総合地誌研究資料センター管理委員会（以下「管理委員会」

という。)を置く。

2 管理委員会は、センターに関し次の事項を審議する。

- (1) 管理運営の基本方針に関すること。
- (2) その他管理運営に関する重要事項

第6 管理委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 総合科学部長、文学部長、教育学部長、学校教育学部長、経済学部長及び理学部長
- (2) センター長
- (3) 学長が必要と認めた教官若干名

2 委員は、学長が任命する。

第7 管理委員会に委員長を置く。

2 委員長は、第6の第1項第1号に定める委員のうちから学長が任命する。

第8 センターに運営委員会を置く。

2 運営委員会は、センターの運営に関する具体的方策を審議する。

第9 運営委員会は、次の各号に掲げる運営委員で組織する。

- (1) センター長
- (2) 学長が必要と認めた教官若干名

2 運営委員は、学長が任命する。

第10 センター長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

第11 管理委員会及びセンターに関する事務は、文学部事務部において処理する。

第12 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附則

この要項は、昭和61年4月1日から施行する。

185. 遺伝子実験施設設置に関する概算要求書〔抄〕*

[昭和61年／「昭和62年度歳出概算要求書（国立学校）」⁽⁵⁾]

1. 要求事由

ア 組換えDNA（遺伝子）実験技術は、バイオサイエンスの分野において飛躍的な研究の進展をもたらした。

この技術は、遺伝子を直接実験の対象とするものであり、その応用範囲は、生物学、農学、医学、工学等の広い分野にわたり、先進的な基礎・応用の研究に不可欠のものとなっている。

イ この技術を用いた研究開発の要望は、バイオサイエンス関連の人材養成の面に

における教育訓練は勿論のこと、研究面においても、中・四国の大学研究者及び民間企業からも強い要望がある。

ウ 我が国のこの面における研究基盤の体制整備の一環として、中・四国の基幹大学である本学に本施設を設置し、学術的、社会的要請に応えたい。

2. 学術的又は社会的意義・特色

ア 本学及び中・中国地区におけるバイオサイエンス関連の教官、学生に対する教育訓練を関係教官と協力して行い、カリキュラムについても適切な指導助言を行う。(講義カリキュラムは説明資料45頁のとおり)

イ 学内における高度な組換えDNA実験を行うとともに学内各部局で行われる小規模低レベルの実験の監督、指導、助言を行い実験の安全管理に万全を期する。

ウ 本学においては、現時点ですでに下記の実験が計画され、一部小規模低レベルで行われているが、これらの研究の本格的実験を本施設の利用及び指導助言の下に実施することにより、本学のバイオサイエンス関連研究は飛躍的に進展する。

エ 中・四国大学の研究者及び産業界の研究者の本施設利用について、実験計画に対する指導助言、実験試料の調整と供給、DNA等のデータ管理及び機器の保守、管理、運転ならびに安全管理を行う。

〔後略〕

186. 低温センター設置に関する概算要求書〔抄〕*

〔昭和62年／「昭和63年度歳出概算要求書（国立学校）」⁽⁵⁾〕

1. 要求事由

ア 極低温を利用をとしての基礎的・応用的研究は理学、農学、工学、医学等自然科学諸分野で広く取り入れられ、寒剤の需要量は増大している。

イ このため学内共同利用施設としての低温センターを設置し、寒剤供給の円滑化を図るとともに低温技術の開発及び関連分野の研究を促したい。

2. 学術的又は社会的意識・特色

ア センターには、低温標準室・特殊実験室の他に通常実験室を設け、大規模実験の便宜を図るとともに、各学部間の連絡を密にし総合的な広領域の研究計画の立案・実施を推進する。

イ 中・四国地方の大学では、極低温設備のない大学も多いので、学内に限らず近辺他大学の研究者による共同利用等の便宜を図るとともに、低温関係技術の研究会等を開催して研究者間の交流も図る。

〔後略〕

187. 医学部附属動物実験施設設置に関する概算要求書〔抄〕*

[昭和62年／「昭和63年度歳出概算要求書（国立学校）」^{〈5〉}]

1. 要求事由

- ア 生命科学特に医、歯、薬学の教育と研究には、感染、非感染、R I等の動物実験が不可欠のものである。
- イ このため、これらの動物実験を可能な限り動物に苦痛を与えないで安全かつ高精度に行い、動物実験に用いる純系動物等の開発、繁殖、飼育供給、検疫等を行うための施設が必要である。
- ウ 動物実験施設は、一般動物実験及び低レベルのトレーサー実験、純系動物等の開発、繁殖、飼育供給、検疫等を行う一般動物実験棟（4,200m²）と、X線、中性子線⁶⁰C o等各種放射線を照射した動物実験の観察を行う放射線照射動物実験棟（726m²）の2棟が必要である。
- エ 昭和63年度は、一般動物実験棟を整備し、既に整備済の放射線照射動物実験棟と一体となって運営するための実験組織としての動物実験施設を新設する必要がある。

2. 学術的又は社会的意義について

- ア 感染、非感染、R Iの動物実験が安全かつ高精度に良質な環境条件のもとに行うことにより、教育研究を向上させることが可能となる。
- イ 特殊な純系動物の開発及び繁殖する純系動物の高度の飼育管理が可能となる。
- ウ 動物実験の飼育管理と集中化により研究水準の維持向上を図る。

〔後略〕

188. 学校教育学部附属教育実践研究指導センター設置に関する概算要求書〔抄〕*

[昭和62年／「昭和63年度歳出概算要求書（国立学校）」^{〈5〉}]

1. 要求事由

- ア 学校教育の実践に係る分野の教育研究の充実強化を図り、現代社会に即応できる専門的知見と指導能力を具備した教員の養成を図ることが、社会的緊急の課題となっている。
- イ 本学部では、附属学校教官の協力のもとに、指導内容・方法の改善、教育機器の整備充実（「観察」→「参加」→「本実習」の3段階方式による）などの努力を続けてきている。
- ウ しかしながら、これらを体系化、組織化する中枢の施設及び専任職員がなく、教育研究の発展に支障をきたしている。
- エ このため、学校教育学部には教育実践研究指導センターを設置し、人的、物的資

源の活用により研究体制の確立をはかり、すぐれた資質の教員養成及び現職教員の再教育に力を尽くすことによって、社会的要請にこたえたい。

2. 学術的又は社会的意義、特色

ア 研究体制の体系化、組織化ができる。

イ 教育実地研究の効率化が実現される。

ウ 教育実践上の諸問題の実証化、科学化を確実にする。

エ 教育実践研究の成果の累積、活用が容易になる。

オ これらの結果として教員養成、現職教育の質の向上を促進することが可能となる。

〔後略〕

189. 経済学部附属地域経済研究センター設置に関する概算要求書〔抄〕*

〔昭和63年／「昭和64年度歳出概算要求書（国立学校）」⁽⁵⁾〕

1. 要求事由

ア 本学では、地域経済の研究と同時に、地域的な統計資料などのデータを集積し、地域経済・企業経営の研究や地域開発などの策定に参与し、多くの研究報告書を発表してきており、これらの実績に基づいて系統的で総合的なデータベースを作成し、地域経済に関する研究と進展を促進させる。

イ 各大学・研究機関・中央省庁およびその地方機関・地方自治体・民間諸団体などで、それぞれの専門分野に応じて収集されている地域経済の情報については、これら機関等の地域経済情報を体系化し、総合的に整備し、各機関の情報交換・相互利用のネットワークを形成し、中国・四国地方における情報交換・相互利用のネットワークの核として、さらに全国の各地方の研究機関のネットワークの拠点として地域経済の発展に骨髄^(ママ)するために構想したものである。

2. 学術的又は社会的意義

イ 自然科学が実験による検定によって理論的發展を遂げてきたように、社会科学も、実証的分析によってその理論的發展を目指すものであり、経済学の研究も同様、地域経済を実証的分析の対象とした。これによって、理論としての経済学的發展が促進される。

ロ 本施設による地域経済に関するデータベースおよびネットワークの形成、さらにそれによる地域経済の実証的研究の推進は、地域経済発展への貢献に資するものである。

ハ 地域経済の実証的研究に習熟した人材の養成は、地域の各機関からの要請に対応するものであり、かつ、本学の学生の教育に資するものである。

〔後略〕

190. 広島大学理論物理学研究所と京都大学基礎物理学研究所の合併に係る経緯

[平成元年6月27日／評議会（平元.6.27臨時）]

1. 6. 27

広島大学理論物理学研究所と京都大学基礎物理学研究所の合併に係る経緯

広島大学理論物理学研究所

年月日	事項	備考
昭和19年8月23日	理論物理学研究所創設	
昭和23年3月	竹原市の現在地に移転（疎開先の向島臨海実験所より）	
昭和28年	京都大学基礎物理学研究所創設（昭和28年8月）後、 文部省より合併の打珍	学術局長より
昭和32年5月31日	文部省より理論研所長に合併の打珍	学術課長より
〳 9月13日	評議会に理論研の合併問題提案 （9月28日、10月8日 評議会審議）	
〳 10月29日	評議会において理論研の合併を承認	
〳 11月15日	基礎物理学研究所会議（研究部員会・運営委員会）で 合併案否決	
昭和33年5月6日	理論研所長より文部省に基礎研側の意向により合併不能の報告	学術課長へ
〳 5月29日	理論研所長、合併問題で文部省事務次官と懇談	
〳 7月8日	評議会に合併問題は不調となった旨報告	
昭和54年9月28日	全国所長会議（京都）の際、基礎研所長より理論研所長に合併の可能性について打珍	
昭和55年3月27日	物理学会における基礎研主催の「将来計画」シンポジウムで合併の話あり	
昭和56年7月29日	中・四国管区行政監察局の行政監察を受ける	
昭和57年4月8日	文部省より理論研所長に合併の打珍	審議官より
〳 4月9日	基礎研所長より合併問題について理論研所長に協議の申し入れ	
〳 4月19日	理論研所長、基礎研所長と会談	
〳 4月22日	理論研所長より基礎研所長へ今回は合併を見送る旨通知	
〳 4月25日	基礎研所長より理論研所長に上記通知を了承	
〳 4月26日	理論研所長、合併問題で広大事務局長に報告	
〳 7月27日	部局長連絡会議において、学長より文部省での概算要求ヒヤリングの際、理論研問題が採り上げられた旨の発言があった。	審議官より
昭和58・59年	学術審議会研究所等検討専門小委員会において全国の国立大学附置研究所について評価	
昭和59年5月25日	文部省の要請に応じ理論研所長文部省訪問。理論研問題について話し合い。	学術国際局長 研究機関課長

第4章 広島大学の発展

昭和60年	5月末日	理論研所長、広大学長と会見。学長、理論研と核融合理論研究センターとの合併検討を示唆	
	5月22日	理論研所長、文部省と理論研問題について話し合い	研究機関課長
	12月12日	理論研所長、核融合センターとの合併問題と第2物理学学科問題等について理学部長と話し合い	
昭和61年	1月10日	理論研所長、核融合センターとの合併問題等について学長、理学部長と懇談	
	1月21日	理学部長より理論研所長に、理論研と核融合センターの合併問題について、核融合センター長は、前向き検討の意向である旨、連絡があった。	
	3月31日	理論研所長、文部省で学術審議会の研究所評価に関する答申内容を示され、理論研の態度決定を迫られた。	研究機関課長 研究調整官
	6月13日	理論研所長、核融合センター長と合併問題について話し合い	
	6月25日	理論研所長、文部省において核融合センターとの合併問題について示唆を受ける。	研究機関課長 より
	9月16日	理論研所長と核融合センター長が核融合センターとの合併問題について協議	
	10月3日	理論研所長が核融合センターとの合併問題について学長に現状報告	
	10月21日	理論研将来計画問題について、文都省の意向を理学部長より伝達。	審議官より
	11月17日	理論研所長、学長と会談。その際事務局長より核融合センターとの合併は困難であり、基礎研との話し合いを進めるよう示唆があった。	
	11月18日	理論研所長、基礎研との合併問題について学長の意向を伺う。	
	12月5日	理論研所長、基礎研所長と合併に関する意見交換を行った。	
	12月9日	理論研所長、理学部長と基礎研との合併問題について意見交換を行った。	
	12月23日	基礎研との合併問題について、京大、広大両事務局長の話し合った内容について、理論研所長に対し、事務局長から伝達があった。	
昭和62年	1月16日	合併問題に係る文部省から学長への打診について事務局長より説明があった。	審議官より
	1月30日	基礎研の会議（研究部員会、基礎研将来計画シンポジウム）において、理論研との合併問題が出た。	
	2月23日	上記会議の内容について理論研所長より事務局長、理学部長に報告	

ク	4月6日	理論研所長、文部省において理論研の広大存続案と基礎研との合併案について協議	審議官 研究機関課長 研究調整官
ク	4月16日	理論研所長、合併問題について基礎研所長と非公式な話し合いを行った。	
ク	6月5日	理学部物理学教室と理論研が、理論研と基礎研との合併問題について協議	
ク	7月6日	理論研所長、理論研の検討状況について事務局長に報告	
ク	7月31日	理学部物理学教室と理論研が、大学院問題について協議	
ク	9月29日	理論研所長、基礎研所長と合併問題について非公式な話し合いを行った。	
ク	12月8日	基礎研との合併交渉について理論研所長が事務局長と意見交換	
ク	12月23日	基礎研所長来所、合併問題について理論研所員と懇談	
昭和63年	1月6日	理論研所長、基礎研との非公式な合併交渉に入ることに ついて理学部長の了解を得る。	
ク	1月7日	理論研の問題、理学部物理学科改組について理学部長、 理論研所長、事務局長が協議し、理論研と基礎研との 合併問題に係る話し合いを原則的に了承。	
ク	1月12日	理論研所長、基礎研と非公式な合併交渉に入ることに ついて学長の了承を求めた。	
ク	1月21日	学長より、学問的見地から、合併について非公式な交 渉に入ることを了承する旨、理論研所長に連絡があっ た。	
ク	ク	理論研所長は、非公式な合併交渉について、学長の了 承を得た旨基礎研所長に通知	
ク	1月28日 ～29日	基礎研においては、理論研からの通知に基づき基礎研 の会議（研究部員会）において、合併のメリット等を 検討するため将来計画検討委員会を設置	

191. 広大理論研と京大基礎研の合併に伴う学問的メリット

[平成元年6月27日／評議会（平元.6.27臨時）]

1. 6. 27

広大理論研と京大基礎研の合併に伴う学問的メリット

広島大学理論物理学研究所長 藤川和男

1. 理論研・基礎研共にこれまでの全部門の維持が保証され、しかも全国共同利用のための旅費の大幅増が見込まれる。また、将来的には一部部門増も予想されている。これは、全国的見地から考えて基礎理論物理学分野にとってプラスである。

2. 具体的な学問的内容に開したメリットとしては、
 - (イ) 理論研にとっては、現在理論研になく基礎研にある原子核物理学、統計物理学分野の人達との共同研究の機会が与えられる。これは、理論研の宇宙論・重力理論分野の人達にとっては大きなメリットとなる。
 - (ロ) 基礎研にとっては、理論研にあり基礎研にない宇宙論・重力理論分野及び理論研が伝統的に強い数理論物理学分野の研究者が増えメリットが大きい。
 - (ハ) 全国の研究者及び外国人研究者から見た時には、素粒子論、一般相対論、宇宙論、統計物理学、物性理論という基礎物理学の全分野をカバーする大きなセンターが日本にできることになる。これは、今後の国際交流にとってもプラスとなる。
3. 以上からわかるように、理論研のよって立つ一般相対論と基礎研の基礎である強い相互作用（中間子論）の2つの分野が統合されつつある理論物理学の最近の学問の流れから見ても、また、国際交流という観点からも、理論研と基礎研の合併は寄与するところが大きい。

192. [京都大学基礎物理学研究所長宛] 新研究所の設立について

[平成元年7月17日/評議会(415回)]

広大理論研第1の210-5号

平成元年7月17日

京都大学基礎物理学研究所長

西島和彦 殿

広島大学理論物理学研究所長

藤川和男 宛

新研究所の設立について

平成元年4月26日付け基研第94号で、貴研究所から当研究所あてお申し越しのありました新研究所の設立計画については、我が国における理論物理学分野のより一層の発展を期待し、次の事項の整備を前提に、当研究所として参画することを決定いたしました。

新研究所設立までの所要の措置については、必要に応じ、別途両研究所間で協議を行うことといたしたく存じます。

なお、本件については、6月27日に開催された本学評議会において、両研究所の合併が承認され、平成2年度概算要求事項（「理論物理学研究所の廃止」）として取り扱うこととなりましたことを申し添えます。

記

1. 研究室等の施設整備について

理論物理学研究所合併に伴い、新研究所設立後に理論物理学研究所の教官が使用する京都大学の施設等については、平成元年度内に、その研究室等の施設整備に万全の措置を講ずるものとする。

2. 設立場所について

新研究所の設立場所については、当面二つの地区に分散され、将来計画においては同一場所になることとされているが、できるだけ早い時期に同一場所での研究所設立の実現が図られるよう最大限努力することとする。

3. 大学院教育について

理論物理学研究所教官は、現に広島大学大学院理学研究科物理学専攻の学生を受け持っているため、新研究所に移行後も、当該学生が在籍する間、引き続きその教育研究指導に携われる大学院教育協力体制をお願いする。

193. 理論物理学研究所の跡地利用について

[平成元年9月12日/評議会(415回)]

元. 9. 12

理論物理学研究所の跡地利用について

[背景]

1. 理論物理学研究所は、新キャンパスに統合移転することとして、跡地61,280㎡(宅地6,290㎡、山林54,990㎡)については処分財源とし、カウントされている。
2. しかし、理論物理学研究所が統合移転でなく廃止となるのであれば、処分財務から削除し、広島大学として利活用することが可能ではないかと考えられる。

[試案]

現在福山市内に点在する生物生産学部附属水産実験所を統合移転整備する。

生物生産学部附属水産実験所

箕島実験所(福山市箕島町) ———河口、干潟、浅海水産生物の生態・増養殖の研究

鞆実験所(福山市鞆町) —————沿岸における水産生物の生態・増養殖の研究

(理由)

1. 箕島実験所については、福山箕沖団地の造成に伴い、目的とする河口・浅海・干潟における研究が困難となっている。
2. 鞆実験所については、西条から遠隔地(鞆沖の離島)のため、不便で使いにくい。(市からの借地)
3. 両実験所とも小規模かつ点在しているため、管理運営上からも統合が望

ましい。

なお、熊野実験所については淡水生物の生理・生態・増養殖の研究を目的として、旧水源地を利用して、鱒の研究を行ってきたが、市がこの水を水道用水として利用しはじめたので、研究に適さなくなってきた。 (市からの借地)

従って、将来は中国山地の適地に移すことを考えている。

[参考]

生物生産学部附属水産実験所統合移転計画検討経緯

- (1) S.48.7 学部は統合移転に伴い附属水産実験所も移転することを決定し、豊田郡安浦町を候補地とし、概算要求を行った。
- (2) S.50.11 生物生産学部将来計画委員会、水産実験所専門委員会において、竹原市の理論物理学研究所敷地を調査の結果、同実験所の移転の適地であると判定されている。

194. 留学生センター設置に関する概算要求書〔抄〕*

[平成元年／「平成2年度歳出概算要求書（国立大学）」⁽⁵⁾]

1. 要求事由

ア 日本の著しい経済的成長、卓越した科学技術が世界的に認識され、日本社会及び文化への関心が高まるにつれて、日本で教育や訓練を受けたいという需要が急激に増加している。それを反映して留学生の数も毎年飛躍的に増加しつつある。しかし、大学での教育指導体制にはまだ十分に対応しきれていない面がある。そのため、日本語能力・異文化適応などに問題があり、個々の担当者の努力のみでは期待に応えることができにくくなっている。

留学生の受け入れ体制の整備、留学生教育に関する研究の推進、さらに異文化適応、生活・修学相談などの生活指導体制を確立することが緊急の課題である。

イ 国際経済の流動に伴う為替相場の不安定等によって、留学生の生活の困窮度は増大し、修学・異文化適応・生活上の問題が多発しており、これらの問題に対する早急な対応が必要である。

ウ 多様なニーズを持つ留学生に対する日本語・日本文化の教育については、教育目標、教育課程、教育方法、教材等の開発・整備が必要である（臨教審第3次答申）。広島大学におけるこれまでの留学生教育の実績を踏まえて、さらにこれを充実させることが望ましい。

エ 日本の高等教育機関における学生交流は増大しつつあり、それに伴い多様な問題が起きている中で、学生交流の基本的な問題を様々な見地から実践的に研究することが重要な課題となっている。

オ 生活指導体制を確立し、日本語教育を充実させることは留学生教育の基礎となるものである。よって、現在、主として教育学部で担当している日本語・日本事情、日本語研修コース、教員研修留学生日本語指導コース、日本語・日本文化研修留学生プログラム等を統合・体系化し、理想的な教育法の開発研究、留学生が抱える諸問題の研究を行うため、大学として留学生教育指導センターを設立したい。

2. 学術的又は社会的意義・特色

ア 多発している留学生の修学及び異文化適応・生活上の諸問題の解決は、目下の急務であり、わが国留学生政策にとっても重要な課題である。

イ 留学生に対する日本語教育の目標、教育課程、教材開発の研究は実際的にも、学術的にも大きな意義がある。

ウ 留学生の専門領域での指導のみならず、日本語・日本文化を正しく理解させるための方法を開発し、適正な留学生教育を行い、知日家として帰国させることは、留学生個人にとっても、また日本と関係諸外国にとっても、きわめて有益である。

エ 留学生に関する諸問題及び彼らへの教育効果に関する研究は、日本における留学生教育を発展充実させることに役立つ。

オ さらに、本センターと広島大学の各学部・各研究科との相互協力のもとに、留学生の指導及び教育の研究が進展することが期待される。と同時に、その成果を全国の大学及び研究・教育機関に提供することは大きな意義がある。

〔後略〕

195. 機器分析センター設置に関する概算要求書〔抄〕*

[平成元年／「平成2年度歳出概算要求書(国立学校)」⁽⁵⁾]

1. 要求事由

ア 自然科学分野の研究においては、それぞれの研究目的に最適な各種の高性能大型分析機器を導入・設置し、活用することが不可欠である。

イ 近年、分析機器の多様化・高性能化が著しく、このような分析機器の新設・更新、これらの保守・管理および測定技術者の確保、最先端技術の開発と教育が緊急課題となっている。

ウ また、自然科学の日進月歩に伴い、独創的かつ高水準の研究を推進するためには、精密かつ高度な機器分析を行い、得られたデータを有機的かつ総合的に解析することが不可欠である。

エ このため最先端の大型分析機器の導入・設置と現有の分析機器の有効活用を推進させるための核として、機器分析センターを設置したい。

2. 学術的又は社会的意義、特色

ア 自然科学の基礎的・応用的研究を発展させるためには集中的に管理された最先端の高性能大型分析機器を有効に利用し、精密かつ高度なデータを有機的に結合させることにより、従来の研究体制では不可能であった総合的な研究、特に境界領域を含む斬新な学際的研究を育成するものと期待される。

イ 本学におけるこれまでの研究成果を基盤とし、技術革新の時代に即した発展的研究を推進していくことは学術的・社会的に極めて重要なことである。本センターの組織を中心にして、高性能分析機器を最大限に活用し、より広い範囲の協力体制のもとに研究・開発を進めることによって、本学における先端的研究を世界的水準に保ち、さらに先導的役割を果たすことが可能となる。

ウ 本センターの設置により全学的に発展が期待される先端的研究課題として下記のものあげられる。

- ・ 極限条件下における分子の生成機構と構造の解明
- ・ 生命現象とそれを支配する化学物質の解明
- ・ 機能性物質の分子構築と機能発現機構の解明
- ・ 超伝導物質の開発

エ また、本センターは、大学の研究と教育の推進にとどまらず、官・学・産による本センターの利用によって、広島中央テクノポリス構想の推進など地域産業の発展に先導的な役割を果たすものであり、本センターの社会的意義は大きい。

〔後略〕

第5章 広島大学の挑戦

解題

第1節 大学設置基準の改正と教育改革

平成3(1991)年7月、大学設置基準および大学院設置基準が大幅に改正された。大綱化された設置基準では、自己点検・評価が努力義務規定として導入されるとともに、学部教育においては一般教育と専門教育との科目区分が廃止され、各大学が自由に教育課程を編成できるようになった。広島大学では、大学設置基準が大綱化される以前の昭和62(1987)年に将来構想検討委員会を設置し、平成元年に「21世紀に向けての広島大学のあり方(将来構想検討委員会答申)」が作成されていた。この答申は、教育・研究改善のための物理的条件の整備充実にとどまらず、大学の自立性を支える適正な「自己評価」と「計画性」を重視して、教育・研究の内容面での自己改革を目指そうとするものであった〔196〕。大綱化に先立って自己評価を打ち出すなど先見性のあるものであったが、この提案の具体化について直ちに本格的に取り上げられることはなく、大綱化後に改めて評価されることになった。

大学設置基準等の大綱化を受けて、平成3年9月に教育研究整備基本計画検討特別委員会が設置され、学部の教育、大学院の教育研究、自己点検・自己評価について検討がなされた。同委員会の答申を受けて、「大学設置基準等の改正に伴う広島大学の教育研究の整備と改善について(大綱)」(以下、「大綱」と略記)が作成され、平成4年5月の臨時評議会において承認された。ここでは、教養的教育と専門的教育を全学年間に一貫的および調和的に複合させ、二つの教育を全教官が担当すること、大学院重点化をめざすこと等が述べられていた〔198〕。なお、大綱化後の科目名称を「教養的教育」「専門的教育」としたのは、一般・専門の機械的対立を克服しようとした試みであった。

自己点検・評価については、「大綱」と同時に自己点検・評価規程が制定され、自己点検・評価委員会が設置された〔199〕。点検・評価は平成4年12月に制定された要項に従って実施され〔200〕、その結果は平成5年5月に『広島大学白書Ⅰ新しい大学像を目指して—専門深化と総合化—』として公表された。

大学院の整備については、「大綱」を受けて、平成4年12月に「広島大学大学院の整備充実について〔基本方針〕」が策定され、既存研究科の整備充実を図るとともに、独立研究科の設置を目指すことになった〔201〕。また、「大学院重点化」が、次第に重要な課題として取り上げられるようになっていった。

学部教育については、「大綱」を受けて、平成6年度からは全学的に新しい教育課程が実施された。平成7（1995）年に評議会で承認された「学部教育の改革について－基本方針－」において、「大綱」に示された3原則①教養的教育と専門的教育は、全学年間に一貫のおよび調和的に複合させる②教養的教育と専門的教育は、本学の全教官が担当する③各学部が開講する授業科目は、可能な限り全学に開放する、が改めて確認された〔202〕。平成8年には教養的教育改革実施要綱が策定され〔204〕、平成9年度からは教養ゼミやパッケージ別科目等を導入した新しいカリキュラムが編成された。

学部の東広島市への移転が完了した平成7年、装いも新たに出発する広島大学の理念として、①平和を希求する精神②新たなる知の創造③豊かな人間性を培う教育④地域社会・国際社会との共存⑤絶えざる自己変革、という5原則が定められた〔203〕。平成9年には、大学院の理念・目標も制定された〔208〕。

管理・運営面では、学長の職務を円滑に処理するために平成3年度より学長補佐が置かれていたが〔197〕、平成9年度からはこれに代わって副学長制度を設置し、学部教育・厚生補導担当と研究・国際交流担当の二人の副学長を置いた〔206・207〕。同年には事務局と学生部とが一元化され、事務局は総務部・経理部・施設部・学生部の四つの部で構成されるようになった〔205〕。各種委員会についても見直しが行われ、平成11年度からは全学委員会の大幅な改編を行うとともに、部局長会議が設置され、各部局間の連絡調整機能に加え、現行親委員会機能を統合すると共に評議会から付託された事項を審議することで、管理・運営の円滑化を図ることになった〔209〕。また、同年には評議会規程が全部改正され、翌年度から施行された〔210〕。なお、平成12年度に新たに学長補佐制度を設置し、調整機能を強化した。

第2節 組織の整備・再編

1980年代の予算のゼロシーリング、マイナスシーリングの影響を受けて、国立学校文教設備費予算は、1979年をピークに急減した。90年代に入ると、マスコミで国立大学の施設・設備の老朽化が喧伝されるようになった。社会的に大きな反響を呼んだ『アエラ』の「頭脳の棺桶」では、総合科学部の貨車を転用した研究室などが取り上げられた。統合移転計画のあった広島大学の場合、旧キャンパスでの施設整備は特に困難であった〔212〕。

統合移転完了後は学部の新設はなく、既存学部の整備が進められた。平成7年、法学部および経済学部の第二部を廃止して昼夜開講制に移行し、両学部には昼間コースと夜間主コースとを置いた〔216〕。平成9年には、文学部の3学科・28講座・15専攻を人文学科1学科・10大講座・5教育コースに改組した〔226〕。

学部附属施設としては、学校教育学部にて平成7年に附属障害児教育実践センターが設置されるとともに〔215〕、平成9年には、いじめや不登校等の問題解決のために附属教育実践総合センターが設置された〔219〕。経済学部附属地域経済研究センターは10年時限到来により、平成11年に附属地域経済システム研究センターへと改組された〔230〕。

大学院については、「広島大学大学院の整備充実について」〔201〕で述べられていた独立研究科の設置が実現した。平成6年、広島大学初の独立研究科として、国際協力研究科が設置された。同研究科は、アジアを中心とした発展途上国への開発協力に関する人材養成を目的としており、アジアからの留学生の受け入れに力を入れている〔214〕。自然科学系の大学院では、理学・工学・生物圏科学の3研究科を単一の研究科に改組・再編する構想もあったが、平成10年に先端物質科学研究科が独立研究科として設置された。同研究科では一部重点化が認められた〔227〕。平成11年には理学部の大学院重点化が始まり、翌12年に完了した〔229〕。

研究所については、平成6年に原爆放射能医学研究所が10研究部門を4大部門に改組するとともに、附属の原爆被災学術資料センターを国際放射線情報センターに改組した〔213〕。

1990年代に入っても、多くの学内共同教育研究施設等が設置されていった。平成3年に学内措置のアイソトープ中央実験施設〔211〕として設置されていたアイソトープ総合センターは、平成7年になって省令施設化された〔218〕。同年には、民間等との共同研究を推進するために地域共同研究センターも設置された〔217〕。翌平成8年には、放射光科学研究センター〔220〕とナノデバイス・システム研究センター〔221〕が、平成9年には教育開発国際協力研究センター〔225〕が設置された。上記はいずれも国立学校設置法施行規則に基づいて設置された施設であるが、この他に学内措置で設置されたものもある。平成8年には、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー〔222〕と情報教育研究センター〔223〕が、平成9年には外国語教育研究センター〔224〕が設置された。平成10年設置の学生就職センターは、国立大学初の学生の就職支援のための組織である〔228〕。

平成11年、広島大学は創立50周年を迎え、創立記念日である11月5日を中心に多彩な記念事業が実施された。寄付金による建設が計画された創立50周年記念会館はサタケメモリアルホールと名づけられ、平成15年2月に竣工した〔231・232・233〕。

(菅 真城)

第1節 大学設置基準の改正と教育改革

196. 21世紀に向けての広島大学のあり方（将来構想検討委員会答申）〔抄〕

[平成元年4月⁽¹⁾]

〔表紙〕

「21世紀に向けての広島大学のあり方／（将来構想検討委員会答申）／平成元年4月／広島大学将来構想検討委員会」

目次

はじめに	1
第1章 広島大学改革の沿革と現状	3
1. 大学の沿革	3
2. 初代森戸学長の大学の将来構想	3
3. 大学の整備・拡充	4
4. 広大紛争と大学改革	5
5. 21世紀に向けての取り組み	7
第2章 21世紀に向けて広島大学の進むべき方向	9
1. 総合性・創造性・批判性を重視した大学づくり	9
2. 研究機能と教育機能の新しい関係の確立を志向する大学づくり	10
3. 地域社会・国際社会に開かれた大学づくり	11
4. 時代・社会の変化に対応した大学づくり	11
5. 大学の自治と社会的責任を重視した大学づくり	12
第3章 教育改革の方向と進め方	14
1. 教育改革の基本的方向	14
(1) 教育機能における総合性等の重視	14
(2) 「教師中心の大学」から「学習者重視の大学」へ	14
(3) 大学教育の国際化への対応	15
(4) 生涯学習化、情報化時代に対応した教育改革	15
(5) 他大学等との協力関係の形成・確立	16
2. 教育改革の基本的課題	17
(1) 旧制度的な大学の文化・風土の改革を視野に入れた教育組織・制度等の改革	17
(2) 教育機能の活性化に向けての研究機能の活用	17
(3) 教育的諸活動に関する管理運営の改革	18
3. 教育改革に関する提案	19
(1) 当面する課題に関する改革提案	19

(2) 中・長期的課題に関する改革提案	23
第4章 大学院・研究体制の整備の方向と進め方	24
1. 総論	24
(1) 学部横断的教育・研究体制の整備	24
(2) 大学院教育	25
2. 人文科学・社会科学・教育学系	26
(1) 総合的・学際的研究センターの設置	26
(2) 教育系大学院の整備・充実	27
(3) 外国人留学生の学位取得の問題	27
3. 理学・工学・生物圏科学系	27
(1) プロジェクト研究と基礎研究	27
(2) 研究経費・装置等の大型化への対応	28
(3) 総合的・学際的な教育・研究体制	28
(4) 萌芽的基礎研究の育成	29
(5) センター群構想の一例	29
4. 医学・歯学・薬学系	29
(1) 生命・健康科学研究の推進	29
(2) 総合薬学科の方向	30
(3) 原爆放射能医学研究所の方向	30
第5章 地域に開かれた大学としての取り組み方	32
1. 地域社会における大学の役割	32
2. 大学教育の開放	32
(1) 生涯教育時代における大学の役割	32
(2) 現職者の再教育コースの必要性	32
(3) 夜間学部教育の充実と夜間大学院の必要性	33
(4) 「生涯教育センター」(仮称)の設立	33
3. 地域の諸研究機関との連携	33
(1) 人文・社会科学・教育学分野における連携	33
(2) 自然科学・医学分野における連携	34
4. 大学の施設開放	34
5. 地域社会に対応する組織・運営のあり方	35
(1) 東広島キャンパスと広島キャンパスのあり方	35
(2) 地域のニーズに対応する組織のあり方	35
(3) 地域交流体制のあり方	36
第6章 国際化に向けての取り組み方	37

1. 教育面での国際協力・交流	37
(1) 外国人留学生の問題	37
(2) 日本人学生の問題	38
2. 研究面での国際協力・交流	38
3. 制度的整備の必要性	39
第7章 キャンパス整備と文化的環境づくり	40
1. 潤いのある空間づくり	40
2. 大学博物館または総合資料館の設置	41
3. 学術文化交流施設の整備	41
4. 課外活動等の施設整備	42
5. 長期将来計画のための柔軟性の確保	42
第8章 管理運営体制のあり方	43
1. 本学における意思決定の現状と問題点	43
2. 改善の方策	44
3. 評議会の役割とあり方	45
(1) 教育計画委員会（仮称）の目的・役割	46
(2) 学術研究計画委員会（仮称）の目的・役割	46
(3) 資源計画委員会（仮称）の目的・役割	46
(4) キャンパス整備計画委員会（仮称）の目的	47
(5) 大学・社会関係計画委員会（仮称）の目的・役割	47
4. 教官以外の構成員の意思反映の方法	47
5. 事務機構の改善	48
6. 部局等における管理運営	48
第9章 改革実施のための提言	49
1. 意思決定機関等の活性化	49
2. 改革論議の活発化と実現への試み	50
3. 概算要求等の活用	50
4. 改革促進のための財源確保	50
5. 人材の活用	51
おわりに	52
審議経緯	53
委員名簿	58
〔後略〕	

197. 広島大学に学長補佐を置くことに関する申合せ

[平成3年2月12日/学報674号]

広島大学に学長補佐を置くことに関する申合せ

(平成3年2月12日評議会)

- 第1 本学に、当分の間、学長の職務を円滑に処理するため必要に応じて学長補佐を若干名置くことができる。
- 第2 学長補佐は、学長の指示の下に特定の重要事項について企画、立案し、連絡調整に当たる。
- 第3 学長補佐は、本学の専任の教授のうちから学長が選考し、指名する。
- 第4 学長補佐の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、学長補佐を指名する際指名する学長の残任期間が2年未満の場合は、これを超えることはできない。
- 2 前項の規定にかかわらず、学長補佐を指名した学長が辞任を申し出たとき又は欠員となったときの学長補佐の任期は、その学長の在任の間とする。
- 第5 この申合せは、平成3年4月1日から施行する。

198. 大学設置基準等の改正に伴う広島大学の教育研究の整備と改善について(大綱)

[平成4年5月19日/評議会(平4.5.19臨時)]

大学設置基準等の改正に伴う広島大学の教育研究の
整備と改善について(大綱)

(平成4年5月19日)
臨時評議会承認

我が国の大学は、昨年、大学設置基準等が改正されたことにより、教育課程編成の弾力化が図られ、大学の責任が増大し、個性化への転機を迎えている。本学は、これに加えて、統合移転完了が3年後に迫り、学内整備の重要な時期を迎えている。本学が、学術の中心として、高度な専門性を高めつつ、地方の雄として、特色ある教育及び研究を展開し得るよう、教官配置を含めて所要の整備と改善を行うことが必要である。

昨年9月、学内に設置した広島大学教育研究整備基本計画検討特別委員会(以下、「特別委員会」という。)に、学部の教育、大学院の教育研究、及び自己点検と自己評価について諮問し、3月24日その答申があった。本学及び各部局等において、先の大学設置基準等の改正に基づき、また、特別委員会答申を参考にして、所要の整備と改善を図ることとする。

なお、この整備と改善のための大綱は、次のとおりとする。

1. 学部の教育の整備について

(1) 教育課程の編成

一般教育科目等と専門教育科目の区分を取り払い、各学部が教育の理念と目的を明確にし、特色ある授業科目の設定及び教育課程の編成を行い、教養的教育と専門的教育を、全学年間に一貫的及び調和的に複合させる。

(2) 教育課程の実施

教養的教育及び専門的教育は、本学の全教官が担当する。授業の担当と協力関係については、特別委員会の答申を尊重する。その際、可能な限り少人数教育化、コア・カリキュラム化を図る。

また、教育課程の相互乗り入れを進め、各学部が開講する授業科目を可能な限り全学に開放し、授業科目の重複を整理、統合する。

(3) 調整組織

教育課程の編成及び実施において、調整等が必要な場合には、既設の組織（教務委員会又はその拡大委員会、部局長連絡会議等）において行うが、必要に応じて新たな組織で対応する。

(4) 実施時期

新しい教育課程が実施可能となった学部は、平成5年度から実施することとし、全学的には平成6年度から実施する。

2. 大学院の教育研究の整備充実について

(1) 整備の目的

学問の中心として、国際的に通用する教育研究の場とする。このため、高度な専門性を持ち、拠点性を高め、特色ある教育研究を実施し得るよう、所要の整備を行う。

(2) 整備の方向性

基礎と応用と総合の各学問が共存し、調和のとれた大学院重点化を目指す。このため、各部局は、それぞれの理念に基づき、独自の教育研究の充実を期し、必要に応じて相互に協力し合う。さらに、国際的教育研究拠点として、各部局が協力する独自の研究科の設置を図る。

(3) 整備の方法

新しい学問的及び社会的要請に応えるべく、全教官が大学院教育研究を担当し、必要に応じて特別委員会の答申を尊重して、多様な大学院制度を取り入れる。

(4) 関連整備事項

研究所、研究センター、研究施設等を新設整備し、さらに学外諸機関との教育研究協力機能、地域への情報発信機能等を整備し、情報交流機能の多様化を図る。

(5) 整備の手順

選択集中により、緊要なものから逐次整備し、全学全領域にわたる整備充実を目指す。

(6) 調整組織

教育研究体制の整備において、調整等が必要な場合には、可能な限り既設の組織（大学院委員会、大学院問題検討委員会等）において行うが、必要に応じて新たな組織で対応する。

3. 自己点検・評価について

(1) 実施の趣旨

自己点検・評価は、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、教育研究水準の向上及び活性化を図り、かつ、社会的責任を遂行することを目的とするものであり、本学の志向する大学像の実現に資するため、定期的・継続的に実施するものとする。

(2) 点検・評価の範囲

点検・評価は、全学及び各部局等について行う。

(3) 点検・評価事項

点検・評価の事項は、特別委員会の答申を尊重して設定する。

(4) 点検・評価の組織

全学的な自己点検・評価を行うため、学長の下に広島大学自己点検・評価委員会を置き、部局等における自己点検・評価を行うため、各部局等の長の下に、自己点検・評価に関する委員会を置く。

(5) 点検・評価の報告書の作成と公表

点検・評価の結果は、定期的に取りまとめて報告書を作成し、これを公表するものとする。

(6) 点検・評価結果に対する対応

点検・評価の結果に基づき、改善が必要と認められたものについては、その改善に努める。

以上の整備と改善を可能にするために必要な本学の通則等の改正を適宜行う。

199. 自己点検・評価規程

[平成4年5月19日規程第38号／学報689号]

広島大学自己点検・評価規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第2条及び大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第1条の2の規定に基づき、広島大学（以下

「本学」という。)における教育研究活動等の状況について自ら行う点検及び評価(以下「自己点検・評価」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 自己点検・評価は、本学の活性化及び教育研究活動等の質的な向上を図るとともに、これを通して中期的・長期的観点に立って本学が策定した大学像の実現を目指し、かつ、本学の社会的責任を遂行することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において「部局等」とは、各学部、各研究科、原爆放射能医学研究所、医学部附属病院、歯学部附属病院、附属図書館、各学内共同教育研究施設(国立学校設置法施行規則(昭和39年文部省令第11号)第20条の3に規定する施設をいう。)、保健管理センター、附属学校部、事務局及び学生部をいう。

(自己点検・評価の事項)

第4条 第2条の目的を達成するため本学が行う自己点検・評価の事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本学の理念・目標及び将来構想に関すること。
- (2) 学生の受入れに関すること。
- (3) 教育活動に関すること。
- (4) 学生生活に関すること。
- (5) 研究活動に関すること。
- (6) 教員組織に関すること。
- (7) 国際交流に関すること。
- (8) 附属施設等に関すること。
- (9) 施設設備及び環境に関すること。
- (10) 社会との連携に関すること。
- (11) 管理・運営に関すること。
- (12) 自己評価改革体制に関すること。
- (13) その他必要な事項

(全学委員会及び部局等委員会)

第5条 前条の事項について全学的な自己点検・評価を行うため、学長の下に、広島大学自己点検・評価委員会(以下「全学委員会」という。)を置く。

2 前条の事項について部局等の自己点検・評価を行うため、当該部局等の長の下に、自己点検・評価に関する委員会(以下「部局等委員会」という。)を置く。ただし、学部と研究科が一体となって自己点検・評価を行うことが適当な場合にあっては、一の部局等委員会とすることができる。

(自己点検・評価の項目)

第6条 全学委員会及び部局等委員会は、自己点検・評価を行うに当たっては、第4条の事項について具体的な自己点検・評価の項目（以下「項目」という。）を、それぞれ定めるものとする。ただし、部局等委員会が第4条第1号に掲げる事項について項目を定めるときは、当該部局等の理念・目標及び将来構想に関するものとする。

（全学委員会の組織）

第7条 全学委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 各部局等委員会（附属図書館、事務局及び学生部の部局等委員会を除く。）の委員長
- (2) 学長が必要と認めた者若干名
- (3) 附属図書館長
- (4) 事務局長及び学生部長

2 委員は、学長が任命する。

第8条 全学委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、前条第1項第1号及び第2号の委員のうちから、学長が任命する。

3 全学委員会は、必要と認めるときは、全学委員会に小委員会を置くことができる。

（全学委員会の会議）

第9条 委員長は、全学委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるときは、副委員長が、その職務を行う。

第10条 全学委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

第11条 全学委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（部局等委員会の組織等）

第12条 部局等委員会の組織等については、当該部局等の長が別に定める。

2 部局等委員会は、当該部局等が行った自己点検・評価の結果等について全学委員会に報告するものとする。

3 部局等委員会は、全学委員会が行う自己点検・評価に関し、協力するものとする。

（自己点検・評価の報告書の作成及び公表）

第13条 全学委員会及び部局等委員会は、全学委員会及び部局等委員会が行った自己点検・評価の結果を定期的に取りまとめた報告書を作成し、これを公表するものとする。

（自己点検・評価結果の対応）

第14条 学長及び部局等の長は、全学委員会及び部局等委員会の自己点検・評価の結果に基づき、改善が必要と認められたものについては、その改善に努めなければならない。

らない。

(事務)

第15条 全学委員会の事務は、関係部局等の協力を得て庶務部企画調査課において処理する。

(細則)

第16条 この規程に定めるもののほか、自己点検・評価を行うため必要な事項は、全学委員会又は部局等委員会が別に定める。

附則

この規程は、平成4年5月19日から施行する。

広島大学自己点検・評価規程制定についての了解事項

(平成4.5.19)
(評議会)

第7条第1項第1号の委員は、当該部局等委員会の委員長に代えて、部局等委員会の委員をもって充てることができるものとする。

(制定理由)

大学設置基準及び大学院設置基準の一部改正に伴い、広島大学における教育研究活動等の状況について自ら行う点検及び評価に関し、必要なことを定めることとするため。

200. 自己点検・評価実施に関する要項

[平成4年12月14日／評議会(452回)]

平成4年12月14日

広島大学自己点検・評価委員会

広島大学自己点検・評価実施に関する要項

1. 自己点検・評価の目的

本学における自己点検・評価は、自治の原則に基づいて、本学における教育・研究活動等の状況について、自らその実態を把握し、その問題点を摘出し、さらにはその改善・改革を図り、本学の目的及び社会的使命をより効果的に達成するために行うものとする。

2. 自己点検・評価の定義

ここでいう「自己点検・評価」とは、目的的な活動を行う大学全体及びその構成単位(部局等及びその構成員)自らが、主体的に、それぞれの目標に照らして、その活動の内容や経過、さらには成果の実態を積極的に把握し、その問題点を認識す

るとともに、その目標達成をより効果的にすべく、その方途を見出す一連の過程のことである。

- (1) 自己点検・評価には、次の3つの水準の活動が含まれる。
 - ① 実態把握：単に実態に関する情報の収集と分析を行う。
 - ② 点検：問題の発生を予防したり、問題の有無を発見する問題意識を持ち、実態に関連する情報の収集と分析を行う。
 - ③ 評価：点検の結果を、事前に定めた目標と一定の基準に照らして価値判断し、改善の動機づけを高めるとともに、積極的に改善の方途を見出し、将来の事態に備える活動をいう。ここでは、①と②を「点検」、③を「評価」とよぶ。
- (2) 自己点検・評価における「自己」とは、点検・評価の対象となる具体的な事項・活動についての一次的責任主体＝意思決定権を持つ機関（委員会）あるいは個人を意味する。

3. 自己点検・評価の必要性

本委員会は、本学における自己点検・評価の必要性を次のように認識する。

- (1) 大学においては、教育・研究活動等の現状を自ら点検し評価することによって、その成果がなお一層上がるように常に努めなければならない。本学においても、今後予想される厳しい環境の変化に耐え、これに積極的に対応するために、充実した点検・評価を行い、それに基づいて本学の特色を十分発揮した教育・研究活動を進めていく必要がある。
- (2) 大学のような自治組織の場合、その目標の効果的達成を図り、組織全体や構成員個人の活性化を促すためには、自己点検・評価活動が有効である。本学としても、いわゆる「計画→実施→評価→（計画）」のサイクルを通して、諸活動が自律的かつ合理的に運営されるよう図られるべきである。
- (3) 本学の構成員はもとより外部に対して、本学の実態及び自己点検・評価に基づく問題点とその改善・改革経過を積極的に公表することにより、今後、本学に対する一層の理解と望ましい協力関係の確立が期待される。

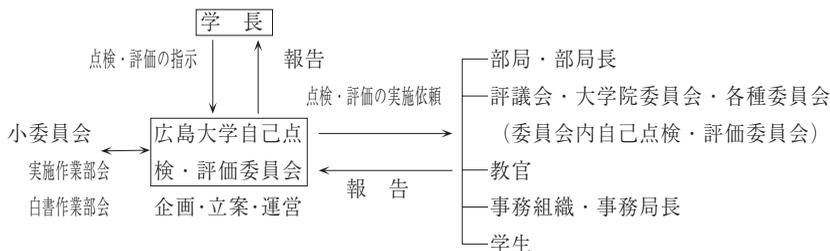
4. 広島大学自己点検・評価委員会

- (1) 本委員会は、次に掲げる事項について審議・決定する。
 - ① 本学において自己点検・評価を行うための基本方針及び事項等の策定に関すること。
 - ② 自己点検・評価結果を含む報告書（「広島大学白書」）の作成と公表に関すること。
- (2) 広島大学自己点検・評価委員会に、次に掲げる事項を所掌するため小委員会を置く。

- ① 自己点検・評価にかかる基本事項の策定等に関すること。
 - ② 自己点検・評価にかかる具体的実施方策に関すること。
 - ③ 自己点検・評価結果の報告書の作成と公表に関すること。
 - ④ その他自己点検・評価の総合調整に関すること。
- (3) 広島大学自己点検・評価委員会小委員会に、専門的事項を所掌するため次に掲げる作業部会を置く。
- ① 実施作業部会
 - ② 白書作業部会

5. 広島大学自己点検・評価委員会の位置づけ

広島大学自己点検・評価委員会の広島大学内の位置づけは、下図に示すとおりである。



6. 広島大学自己点検・評価委員会と部局等自己点検・評価委員会の関係

本学には、広島大学自己点検・評価委員会と部局等自己点検・評価委員会が置かれている。部局等自己点検・評価委員会は、独自の立場で、部局等の事項に関して自己点検・評価を行うものであるが、広島大学自己点検・評価委員会が行う自己点検・評価に関し、協力するものとする。

7. 全学の自己点検・評価事項

- (1) 広島大学自己点検・評価委員会は、次に掲げる事項について自己点検・評価を求める。
- ① 大学の理念・目標及び将来構想
 - ② 学生の受入れ
 - ③ 教育活動
 - ④ 学生生活
 - ⑤ 研究活動
 - ⑥ 教員組織
 - ⑦ 国際交流

- ⑧ 附属施設等
 - ⑨ 施設設備及び環境
 - ⑩ 社会との連携
 - ⑪ 管理・運営
 - ⑫ 自己評価改革体制
 - ⑬ その他必要な事項
- (2) 前記(1)に定める事項のうち、具体的自己点検・評価項目は、年度毎に広島大学自己点検・評価委員会が定める。
- (3) 各自己点検・評価項目に関する次の事項は、広島大学自己点検・評価委員会が定める。
- ① 自己点検・評価主体
 - ② 自己点検・評価目標
 - ③ 自己点検・評価視点

8. 自己点検・評価結果の管理と白書の作成

- (1) 自己点検・評価の結果は、広島大学自己点検・評価委員会が管理し、これを保管する。
- (2) 自己点検・評価の結果は、白書として公表するものとするが、「部分公開」・「非公開」の取扱いは、予め自己点検・評価の主体者に委ねる。
- (3) 広島大学自己点検・評価委員会は、公開が認められた部分について、自己点検・評価結果を取りまとめた「広島大学白書」を作成し、これを公表する。

9. 自己点検・評価結果の対応

自己点検・評価の結果、改善が必要と認められるものについては、主体者は自らその改善に努めなければならない。また、学長は、自己点検・評価結果に基づき、特に改善が必要と認められるものについて、関連する学内の各種の委員会に改善策を付託し、改善に努めなければならない。

10. 担当事務局

広島大学自己点検・評価委員会に関する事務は、庶務部企画調査課が担当する。

平成 4 年 12 月 14 日

広島大学自己点検・評価委員会

広島大学自己点検・評価項目

事 項	項 目
1. 本学の理念・目標及び将来構想	①本学の理念、目標及び使命 ②本学の構成と機能及び特色 ③将来構想

<p>2. 学生の受入れ</p>	<p>①学生募集と広報活動 ②入学者選抜の基本方針と方法 ③入試問題 ④入学者の実態 ⑤入学者の追跡調査</p>
<p>3. 教育活動</p>	<p>(1) カリキュラム ①全学の教育実施方針 (2) 教育指導 ①全学教育指導方針 ②ガイダンスの基本方針 ③学生の留年・退学等の実態 ④学生の懲戒体制 (3) 学位 ①学位授与状況 (4) 研究者・教育者の育成 (5) 卒業生の進路 ①同窓会</p>
<p>4. 学生生活</p>	<p>①奨学金の選考方針 ②授業料の減免方針 ③就学相談体制 ④学生生活支援体制 ⑤学生課外活動指導体制 ⑥課外活動施設 ⑦学生宿舎・留学生宿舎 ⑧食堂等福利厚生施設 ⑨学生の健康・安全管理体制</p>
<p>5. 研究活動</p>	<p>①学内研究報告 ②研究活動支援体制（図書、情報システムを含む。） ③研究施設設備の現状 ④研究倫理・安全管理規程 ⑤科学研究費・民間資金 ⑥特許・著作権等の管理</p>
<p>6. 教員組織</p>	<p>①教員の配置・一覧</p>
<p>7. 国際交流</p>	<p>①国際化に対応する基本方針 ②外国の大学との交流協定 ③外国人研究者の受入れ ④外国人留学生の受入れ ⑤国際交流事業</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ⑥教員の海外研修 ⑦学生の海外留学
8. 附属施設等	<ul style="list-style-type: none"> ①現状の施設の維持管理等
9. 施設設備及び環境	<ul style="list-style-type: none"> ①公開講座の実施方針 ②生涯教育への協力 ③大学の施設開放 ④外部からの研究資金導入 ⑤学外の要求取入れ（広聴） ⑥学外への働きかけ（広報とPR）
10. 社会との連携	<ul style="list-style-type: none"> ①学内施設設備 ②学内交通体制と駐車場 ③エネルギー供給状況 ④情報通信システム ⑤教職員の福利厚生施設 ⑥環境汚染防止対策と活動 ⑦大学周辺環境
11. 管理・運営	<ul style="list-style-type: none"> ①意思決定機構と管理運営 （評議会、部局長連絡会議、大学院委員会） ②学長・学生部長・附属図書館長の選出方法 ③学則・学内管理運営諸規程 ④各種委員会 ⑤事務組織 ⑥予算の編成・配分 ⑦予算の執行 ⑧特別予算の配分 ⑨概算要求 ⑩防災体制 ⑪文書等の保存 ⑫情報の公開と私権・プライバシーの保護 ⑬学内福利厚生 ⑭広報活動・広報誌
12. 自己評価改革体制	<ul style="list-style-type: none"> ①自己点検・評価の実施と実施体制 ②自己点検・評価の活用
13. その他必要な事項	

201. 広島大学大学院の整備充実について〔基本方針〕

[平成4年12月1日／評議会(451回)]

広島大学大学院の整備充実について〔基本方針〕

〔平成4年12月1日〕
〔広島大学〕

学術の急速な進展と社会の多様化に対応した我が国高等教育の新しい展開に対処するため、広島大学は、統合移転事業の完了を目前にしたこの時期を契機として、既に実施を決定した学部教育の自己改革を基盤とし、かつ、本学の過去の実績と現状に対する自己点検・自己評価の結果に基づき、各研究科が相互に協力し、共存補完し合う、新しい教育研究体制の確立を目指して、本学大学院を次のとおり改革・整備する。

本学大学院は、本学が地方の雄として、特色ある教育及び研究を展開するため、本学における全学問分野を博士課程の大学院教育に総動員し、専門学問の高度化、国際化及び総合化に対処するとともに、生涯学習の推進にも対応でき、かつ、国際的に通用する水準の柔軟多彩にして立体的な学問の府として構築する。すなわち、

- (1) 学問の各専門分野の一層の高度化を図り、学問的基盤を強化しその可能性を拡大するため、既設の研究科の改組・整備を行う。
- (2) 本学の歴史の実績及び現在の実状並びに国際文化の基礎的研究に基づき、経済・社会、教育、技術、医療等の国際的な開発・協力に関する教育研究を行うため、関連する研究科の改組転換を含め、独立の研究科を設置する。
- (3) 個々の研究者による自由で自主的な研究によって芽生えた萌芽的研究を学問に育てるという大学における研究の使命を遂行するため、分化した諸学を統一する視野に立ち、学術の本質の解明を目指して総合的に教育研究を行うための研究科を設置する。
- (4) 社会のニーズに対応した教育研究を推進するため、各研究科及び地域社会の協力による学際的・先端的な学問分野を含めた、生涯学習型の研究科を設置する。

なお、学内全体の研究体制の活性化を促し、研究分野の進展に応じた共同研究の推進を図るため、流動的な教育研究体制を確立する。

〔編注〕〔基本方針〕に付された〔 〕は原文のまま。

202. 学部教育の改革について—基本方針—

[平成7年5月23日⁽³⁾]

〔表紙〕

「学部教育の改革について—基本方針—／平成7年5月23日 広島大学」

〔目次略〕

森戸初代学長が「自由で平和な“一つの大学”の実現を目指す」と建学の精神を語ってから45年、広島大学は、総合性と国際性と地域性のある大学づくりに努力してきた。近年、学問の著しい進展と変貌、学生の大衆化と多様化、国際化・生涯学習化・情報化といった社会環境の変化を受け、大学の社会的責任は益々増大しつつある。戦後50年の節目を迎え、懸案であった統合移転が完了するこの時期において、広島大学は、改めて建学の精神を再確認し、21世紀に向けての新しい飛躍を決意しなければならない。

広島大学における学部教育の改革は、大学院の将来構想とも密接にかかわっている。大学院についての将来構想は各学問領域においては着々と進められているが、それらの有機的関連や相互の関係、つまりは広島大学全体としての大学院将来構想はまだまだ不十分な状態である。今後はこの学部教育の改革構想と併せて大学院の将来構想が早急に考えられなければならないであろう。

広島大学は今後、田中前学長の言葉にあった“専門深化と総合化”の両立を目標とし国際的に通用する人材を育成しなければならない。専門的な研究と教育を一層充実させると同時に領域間の総合性を重んじた見晴らしのよい研究と教育を行い、ひとりひとりの人間性を高める全人的な教育を実施することが、広島大学の教育の目標である。以下に述べる[学部教育の改革]も、この目標に沿って行われるものである。

1. 学部教育改革の必要性

戦後混乱期の制度改革と大学紛争期の意識改革という2つの改革の波を経て、いま新たに抜本的な教育改革を迫る第3の波が押し寄せている。予想を上回る科学技術の進歩と社会環境の変化は、時代に適合した教育体制と教育内容の整備を大学に求めている。とりわけ、多くの人材を社会に送り出す学部教育の充実、大学院の整備・充実に優るとも劣らない重要課題である。

(1) 設置基準の大綱化

平成3年の大学設置基準等の大幅改正によって、大学は自主的な教育改革を行なえる自由度を手にすることができた。この条件を最大限に生かし、自らの意志と責任において学部教育改革を進めることは、大学の自治を掲げる大学人の務めであろう。特に、一般教育と専門教育の区分の撤廃と教育組織及び教育内容の固定化の解消は、既存の教育体制の根本的な見直しを必要としている。

(2) 統合移転の完了

広島大学においては、大学設置基準の大綱化以前より、改革委員会・基本計画委員会・将来構想検討委員会からの答申という形で、建学の基本理念の実現を目指す改革プランが、学部教育の充実を含めて、次々と提案されてきた。しかし、キャンパスが分散していたため、全学的規模で見限り、教養部を改組して総合科学部を創設した以外は、最近の一貫カリキュラムへの取組みを別として、顕著な学部教育改革の実を

上げるには至らなかった。今回の統合移転の完了によって、学部の枠を越えた真の総合大学としての機能を果たす物理的基盤が整ってきた。

(3) 新指導要領による多様な学生の入学

研究の先鋭化と教育の大衆化・多様化に伴い、教育活動と研究活動との間に見られるギャップは益々広がりつつある。研究者としての大学教官は、急速な進展を遂げつつある研究の最前線にとどまることを強く望み、一方、学習者としての学生は、多様なニーズを持って、分かりやすく懇切な教育を望んでいる。様々な方法で両者を結び付けることが重要な課題の一つであろう。また、新指導要領に基づく高校教育を受けた学生が入学する平成9年度以降においては、学生の多様化は一層進み、補充教育等の努力が以前にも増して必要となってくる。

(4) 自己点検・自己評価による自主改革

大学の改革には、社会状況の変化や時代の要請に適合するよう大学の制度や教育内容を変えて行く、いわゆる義務としての改革という側面と、大学の構成員自らの意志によってよりよい大学を創ろうとする、いわゆる権利としての改革という側面がある。設置基準の大綱化、統合移転の完了、さらには、新指導要領による多様な学生の入学といった大学を取り囲む状況の変化もさることながら、大学は、常に自己点検と自己評価を行い、自らが理想とする大学像に近づくための努力を怠ってはならない。この自主改革への努力こそ、大学自治の根幹であり、大学が新しい時代を切り開く場として機能するための重要な要件であると考えられる。

2. 学部教育改革の方向

大学教育の使命が、知的資産を継承・発展させ、その成果を通して社会に寄与することであることは、いつの時代においても変わらない。しかし、学問が変わり、学生が変わり、社会が変わるにつれて、学部教育の内容に変更が加えられるのは当然の成り行きである。既成の学問の見直しを図り、さらに情報化・国際化といった社会状況の変化を見据えながら、一方に大学院教育との関連性を考慮しつつ、各学部の特色も生かして学部教育を改革していくことが、最も今日的な問題として浮上してきているのである。

(1) 広島大学の特徴を生かした教育改革

広島大学の特徴としては、①ほぼ全学問分野に大学院博士課程を有し、様々な分野における高度の専門教育が行われている、②全国に先駆けて教養部を改組して総合科学部を設置し、教養的教育と専門的教育の一体化および学問の総合化に向けた先駆的な実績を上げている、③戦後いち早く社会人のための教育に取り組んできた実績を踏まえ、生涯学習教育に成果を上げてきている、④アジアを中心に相当数の留学生を受け入れ、教育と研究の両面において国際協力に多大な成果を上げてきている、などが指摘できよう。これらの方向をさらに推し進め、建学の基本理念の実現を目指すこと

が、広島大学の特徴を生かした改革の方向であろう。

(2) 学習者重視の教育改革

教育活動が学習者の可能性を引き出すものである以上、学生の実態を無視した学部教育改革の方向はありえない。18才人口の減少と新指導要領による高校教育の多様化、さらには、社会人編入学など生涯学習化の影響を受けて、好むと好まざるとにかかわらず、大学においても学生の多様化は確実に進んでくる。学問研究の継承者養成教育や高度専門教育の主座が大学院に移った現在、学部教育の改革は、学習者を中心において考えるべきであろう。そのためには、学生の目的意識の多様化に応える複数のカリキュラムを編成したり、既存の学問領域を越えた総合性を重視するなど、新しい知的枠組みを提供し、学生と時代とに適合した教育改革の方向を摸索しなければならない。

(3) 国際化・情報化に対応できる教育改革

国際化と情報化の波は、日本の社会全体を覆っており、それ自体すでに日常化しているといつてよい。しかし、日本の教育制度は依然として伝統的な枠組みを維持しており、大学も学生も、国際化と情報化に対する対応は大幅に遅れている。外国語に代表される自然言語とコンピュータを制御する人工言語は、あらゆる知的活動の基礎となる思考やコミュニケーションの手段として、今後もその重要性と共通性は一層増大するものと予想される。世界の平和を実現し、国際社会において信頼され、また、実社会において重要な役割を果たす行動的で有能な人材を育てるために、知識としての外国語や情報科学の理解に留まらず、対外交渉能力や相互理解能力を高めることを目標に含めた、実践的な外国語運用能力と情報処理能力を涵養する教育改革が求められている。

3. 学部教育改革の前提 一広島大学大綱に基づく学部教育改革3原則一

学部教育改革を行うに当たっては、田中前学長が提案し、評議会で承認された「大学設置基準等の改正に伴う広島大学の教育研究の整備と改善について（大綱）」に基づく「学部教育改革3原則」を全構成員が改めて確認することから始めなければならない。この大綱は、直接的には教育研究整備基本計画検討特別委員会の答申を参考にして作られたものであるが、昭和45年以来論議されてきた一連の改革プランを実現するための、基本的な考え方を明示したものとして、理解すべきである。

(1) 教養的教育と専門的教育は、全学年間に一貫的および調和的に複合させる

広島大学における学部教育は、各学部の主体性に基づき、学部固有の設置理念の実現を目的として、教養的教育と専門的教育の有機的関連の上に立って実施されなければならない。そのためには、各学部は自らの学部教育の理念と目標を明確にし、学部4年間（医学部医学科および歯学部にあつては6年間）の一貫した個性的・体系的なカリキュラム編成を行う必要がある。その際、留意すべきことは、教養的教育が専門

的教育と並ぶ学部教育の2本柱であるという認識を持ち、可能な限りタテ割り（いわゆるクサビ型）のカリキュラム編成を行う必要があるという点である。

（2）教養的教育と専門的教育は、本学の全教官が担当する

教養部が改組され、全学的合意のもとに新しいリベラル・エデュケーションを設立のねらいの一つとして総合科学部が設置された。しかし、旧設置基準による様々な制約等から、教養的教育は総合科学部が担当し、他学部は専門的教育のみを行うといった教育組織の固定化が続いてきた。このことが教養的教育についての全学的な論議を不活発にし、学部教育を専門的教育と同一視する風潮を助長してきた点は否定できない。学部教育が、専門的教育と教養的教育を2つの柱として成り立っている以上、設置基準の大綱化を機会に、一部局責任体制を変更し、すべての教官が教養的教育と専門的教育に責任を持つという意識改革と、それを実現するための体制づくりを急ぐべきである。

（3）各学部が開講する授業科目は、可能な限り全学に開放する

統合移転のねらいであった“一つの大学”を実現するためには、各学部は、広島大学の構成員としての自覚を高め、それぞれの壁を可能な限り取り払い、知的資源の共有化への努力を重ね、研究と教育の両面で協力できる体制を整える必要がある。各学部には、自学部学生に対する教育責任を果たすと同時に、全学の学生に対しても自らの学問的成果を積極的に提供する姿勢が求められる。各学部で開講する授業科目の全学開放は、そのための具体的で重要な第一歩であると考えられる。

4. 学部教育改革の進め方

各学部は、自らの教育理念と教育目標を明確にし、教養的教育と専門的教育を有機的に統合させたカリキュラムを編成する必要がある。このうち専門的教育に関しては、各学部の権限と責任において、カリキュラムの立案・編成・実施・点検評価が行なわれるべきであろう。学部の将来を見通した特色あるカリキュラムの編成を期待したい。一方、教養的教育に関しては、全学的な観点から理念と目標を明らかにし、教育内容と方法についても、全学的合意を形成しておくことが必要であろう。

教養的教育検討委員会は、これまで総合科学部に一任してきた教養的教育を全学で担うためのマスター・プランを早急に作成し、平成9年度からの新カリキュラムによる教育活動が円滑にいくよう準備を整える必要がある。その際、一般教育と専門教育の一体化とリベラル・エデュケーションを学部教育の目標とし、一般教育等の内容の充実を図ってきた総合科学部の経験と実績、及び各学部が平成6年度から行ってきた改革を十分に点検評価し、それをさらに発展させる視点が必要である。各学部は、教養的教育検討委員会が示したマスター・プランに従って、教養的教育のカリキュラムを作成するための具体的作業を行い、平成8年の夏までには、専門的教育と教養的教育とを融合させた学部教育のカリキュラムを確定する必要がある。

なお、人的配置計画の策定とその実施に関しては、新カリキュラムの円滑な実施と大学院計画を含む今後の研究体制のあり方などを考慮して、計画的・総合的・段階的に行うべきであろう。

以上

203. 広島大学の理念

[平成7年10月17日/評議会(482回)]

平成7.10.17

評議会

広島大学の理念

新たな世紀を目前にして、久しく人類を導いてきた近代の原理・原則には亀裂が生じ、いまや世界は激動のさなかにある。自由と平等の実現は困難をきわめ、科学・技術の進歩と発展は、かぎりない豊かさをもたらす反面、人間の存在そのものまでを脅かし始めている。

まもなく21世紀である。人類は今後、おそらくその存在を賭して、世界平和、環境、人口、食糧、資源など、地球規模の難問に立ち向かわねばならないであろう。このような時代に、敢然として人類の未来を切り拓いていく英知を生み出すことは、大学に課された重大な責務である。

いま、広島大学は念願の統合移転を果たし、建学の精神である「自由で平和な一つの大学」の実現に向けてさらなる一步を刻した。われわれは、この精神を踏まえ、学問と教育の府としての使命を果たすべく、装いも新たに出発する広島大学の理念として、ここに以下の5原則を提示する。

1. 平和を希求する精神
2. 新たな知の創造
3. 豊かな人間性を培う教育
4. 地域社会・国際社会との共存
5. 絶えざる自己変革

今後、わが国の進むべき道に思いをめぐらし、近代日本、なakanずく広島百年の歴史を省みるとき、平和の希求は、広島大学のすべての構成員の思考と行動の根底に置かれるべき精神といわねばならない。この原点の上に、広島大学は、創造的学術研究と人間を中心に据えた教育を車の両輪とし、地域社会、国際社会との活発な交流を通じて相互に裨益貢献する共存関係を築くべきである。そして、つねに自己を謙虚に見つめ、絶えざる自己変革の努力を怠ってはならない。

亭々と繁るフェニックスの樹のもと、この理念が構成員によって語り継がれ、広島

大学が発展し続けることを願う。

広島大学長 原田 康 夫

204. 教養的教育改革実施要綱（修正案）

[平成8年2月20日／評議会（486回）]

[表紙]

「教養的教育改革実施要綱／（修正案）／平成8年2月20日／広島大学」

[目次略]

はじめに

広島大学改革の目標は、統合移転の完了に伴い広島大学の理念として認められた5原則（平成7年10月17日評議会）、すなわち①平和を希求する精神、②新たなる知の創造、③豊かな人間性を培う教育、④地域社会・国際社会との共存、⑤絶えざる自己変革、を根底としつつ真の総合大学を実現することであり、すべての教職員と学生が広島大学にアイデンティティーをもつことができるような教育・研究条件の整備を行い、従来にも増して活力と創造力にあふれた大学を創出していくことにある。1学年3,000名に近い学部学生と、すべての学問領域をほぼ網羅する大学院博士課程をもつ我が国有数の総合大学である広島大学は、学部教育（4年間あるいは6年間を通じて行われる学士課程教育のことをいう）と大学院教育それぞれの教育目標を明確にし、新しい時代と社会の要請に応えうる教育改革を進める必要がある。

広島大学では、今後確実に進行してくる入学生の大衆化、多様化に対応するためには、学部教育における専門的教育は基礎的な内容を中心に行い、教養的教育の改善・充実とあわせ、基礎的・総合的な知識・技術・思考法を身につけさせることに教育的主眼を置き、その成果を踏まえつつ、高度専門教育は可能な限り大学院にその主座を移すという考えを大学運営の基本に置くべきであろう。そのことによって、大学院を充実・拡大していくことの必然性もまた生まれてくると考えられる。

1. 広島大学の教育改革の経緯と本改革実施要綱

平成3年の大学設置基準の大幅改正によって、大学は大綱化された枠組みのもとで、自らの意志と責任に基づいた学部教育を行うことが可能になった。

広島大学では、平成4年5月19日、田中前学長の提案による『大学設置基準等の改正に伴う広島大学の教育研究の整備と改善について（大綱）』（以下「広島大学大綱」と略す）が評議会で承認され、学部教育については、以下の3原則が提示された。①教養的教育と専門的教育は、全学年間に一貫のおよび調和的に複合させる。②教養的教育と専門的教育は、本学の全教官が担当する。③各学部が開講する授業科目は、可能な限り全学に開放する。

この広島大学大綱を受けて新教育課程が編成され、理学部は平成5年度から、その他の学部は平成6年度から実施に移された。しかしながら、これは移転過渡期の改革であり、教養的教育検討委員会が新たな方針を示すまでは、教養的教育は主として総合科学部で行うという暫定措置のまま今日に至った。広島大学はこの問題の未解決な状況を打開し、さらに平成9年度を目指した改革が必要であるとの判断に立ち、原田学長提案の『学部教育の改革について－基本方針－』を承認した（平成7年5月23日評議会）。この基本方針では、上記3原則に則って新たな改革を進めていく必要があると述べられている。これを受けて教養的教育の具体的改革案作成のために、教養的教育検討委員会のもとに特別委員会が設置された。

特別委員会は、このような改革の流れに沿って教養的教育改革原案（0次案）を作成して、各学部へ提示し、各学部から提出された意見を参考にして、これに修正を加え、実施原案（1次案）をまとめた。本実施要綱は、この実施原案を教養的教育検討委員会において審議検討し、その結果を成案としたものである。

2. 新たな改革の必要性

基本方針では、上記3原則に則った新しい実施体制の確立、および暫定措置としてとどめられた問題の解決とともに、平成9年度以降に入学してくる多様な学生と生涯学習への対応の必要性、さらに統合移転が完了して、教育研究における学部間協力の可能性が増大してきたことなどの状況が述べられている。

上記のほか、広島大学自己点検・評価委員会は、「広島大学大綱を受けて、平成5年度～6年度には新教育課程が策定され実施に移された。しかしながら、総合大学としての広島大学における教養的教育の理念や学部教育における教養的教育の位置づけについての合意がないまま、全学的には、総単位数の減少をそのまま教養的教育の単位数の減としてしわ寄せしてしまった」と現状を評価し、さらなる改革の必要性をうたっている。

旧設置基準による一般教育と専門教育との科目区分が廃止された新しい状況のもとで、①教養的教育を学部教育の中にどのように位置づけるか、②どのような卒業生像を描いて教育カリキュラムを編成するか、③総合科学部を有するという特徴を生かしながらどのような教養的教育の実施体制をとるか、といった課題の解決を広島大学は早急に進めなければならない。

3. 教養的教育改革の方向性

特別委員会は、『広島大学白書2』が指摘している「これまでの改革で教養的教育の理念が欠如している」状況にかんがみ、まず理念・目標、ついで具体的な問題へと検討を進めた。広島大学の全構成員は、基本方針に則った本実施要綱が、これまでの広島大学の改革の流れを継承しているだけでなく、社会の要請と基本的に一致していることを確認すべきである。

例えば、文部省は大学設置基準の大綱化の意義と大学改革における教養教育のあり方について、次のような考えを表明している。

「大学設置基準の簡素化によるカリキュラム編成の自由化の意図は、教養と専門の調和ある4年一貫のカリキュラム編成を可能にすることにある。改革に当たっては、決して教養教育を軽視することがあってはならない。むしろ、新設置基準では、教養教育の重要性を改めて明記している点に留意する必要がある。文部省としては、①専門以外の領域を学ぶ機会が保証されているか、②主体的に物事を批判し、真理を実証的に研究することが保証されているか、③専門分野と人類や社会との関わりを理解する機会が保証されているか、の3点を教養教育の改革の主眼点として重要視している。」(文部省大学改革推進室長村田直樹氏の民主教育協会 (IDE) 中・四国セミナーでの特別講演、平成7年8月)

また、日本の経済界も大学教育に次のような人材の養成が急務であるとし、提言を行っている。①人間性豊かにして創造力のある人材、②独創性・創造性のある人材、③問題発見・解決能力を有する人材、④グローバルゼーションに対応できる人材、⑤リーダーシップを有する人材 (日経連による「新時代に挑戦する大学教育と企業の対応」における提言、平成7年4月)。

今回の実施要綱は、以上のような状況と基本方針に述べられている認識の上に立って、①広島大学における教養的教育の理念と目標を明確にすること、②教養的教育の管理・編成・実施についての新たな全学的体制を確立すること、③教養的教育の内容と方法について、学習者の立場に立って抜本的な改善を図ること、の3点を主な目的に据え、平成9年4月からの実施を目標とするものである。

I 教養的教育の理念と目標

広島大学は、国際平和文化都市広島の地域性と国際性を重んずる建学の精神に則り、また我が国有数の規模をもつ総合大学として社会の要請に応えるため、幅広く深い教養と総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養することを目指す教養的教育を行い、専門的知識・技術の習得とあいまって、人間の尊厳と人類愛に基づく国際理解と世界平和への寄与を通して、国際社会に貢献する人材を育成することを目指す。

広島大学の教養的教育は、各学部の専門的教育との一貫性・調和性に配慮し、専門に対しての前専門性と非専門性、および学際性・総合性を柱として、

- (1) 普遍的・基礎的な学問的素養を培うとともに、真理を希求する精神をもって自ら考え、判断し、表現する能力を養い、
- (2) 専門と異なる様々な学問に触れることにより、多様な文化や価値観を理解し、幅広い視野と教養を培い、
- (3) 学際的・総合的な学問分野について学ぶことにより、多面的・全体的に事象を把握する幅広いものの見方を身につけ、

これにより、国際化、情報化、生涯学習化の著しい今日的課題に、新たな知の展開をもって柔軟に対応し得る能力と態度を養うことを目的とする。

上記の教養的教育の理念・目的を実現するために、次に掲げる目標の達成に努める。

(1) 専門に対する前専門の教育として、

- ① 生涯学習の観点に立脚し、大学入学前における教育をさらに発展拡充させて、自主的な学習による、調和のとれた深い教養を培うこと。
- ② 読書力・表現力などの基礎学力を高めるとともに、国際化・情報化に対応するコミュニケーション能力としての外国語の運用能力と情報処理能力を養うなど、共通的な基礎能力の習得を図ること。
- ③ 専門の学問分野を学ぶ基礎的な素養として、関連する学問の知識や方法を幅広く身につけること。

(2) 専門に対する非専門の教育として、

- ① 自己の専門分野とは異なる学問を幅広く学ぶことにより、専門に偏らない知識を習得すること。
- ② すべての分野に共通する学問研究の技法を認識し、身につけること。
- ③ 単一の専門分野の学問を学ぶだけでは身につけることのできない柔軟な発想と感受性を育み、それに基づく豊かな創造力を培うこと。
- ④ 自己の専門分野について、その文化的・社会的意味や、倫理的・道徳的な課題を認識する力を身につけること。

(3) 学際的・総合的な教育として、

- ① 専門の学問領域にとらわれず、広い領域を俯瞰して、問題の全体像とその本質を把握し、考察する態度を養うこと。
- ② 現代社会が抱える諸課題の解決のためには、諸学問分野を横断し、融合する新しいパラダイムを創り出す必要があることを認識し、理解すること。

II 教養的教育の実施体制

従来、一般教育は、総合科学部を責任部局として行われてきたが、平成4年に広島大学大綱が評議会で承認されて以来、教養的教育は、大学全体の責任体制のもとに全学で担当することになった。したがって、教養的教育の新しい実施体制も、教養的教育は広島大学のすべての教官が担当するという『学部教育の改革について－基本方針－』を具体化する方向で考えなければならない。同時に、新しい実施体制は、教養的教育の理念と目標を実現するために最もふさわしく、かつ、円滑な実施に責任のもてる体制とする必要がある。

1. 全学的担当の意味

20余年前、教養部が改組され、全学的合意のもとに教養的教育と専門的教育の一体化を目指した新しいリベラル・エデュケーションを創設のねらいの一つとして総合科

学部が設置された。しかし、旧設置基準による様々な制約から、教養的教育は総合科学部が担当し、他学部は専門的教育のみを行うという教育組織の固定化が続いてきた。このことが教養的教育についての全学的論議を不活発にし、学部教育を専門的教育と同一視する風潮を助長してきたことは否めない。

学部教育が教養的教育と専門的教育からなっている以上、学部教育が真に充実するためには、両者の有機的な統合が必要不可欠である。この基本的な考えに基づいて、広島大学は、学部教育に責任をもつ者がすべて教養的教育に関与し、その充実に努力するという方針を立てた。

幅広く深い教養と総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養することを目指す教養的教育には、基礎的な知的素養を育てる教育としての側面、学生の自主性を重んじ、専門とは異なった学問領域への知的関心を喚起する教育としての側面、さらには、多面的・全体的に事象を把握できる能力を養う教育としての側面がある。このような広がりのある教育は、広島大学における人的資源を最大限活用して、4年間あるいは6年間の修学期間中を通じて行われるべき性質のものである。

かつて全国に教養部が置かれたときには、制度的保証のない全学責任体制は、いわば無責任体制であり、教養的教育の充実のためには、管理運営・実施について責任をもつ特定の組織が不可欠であるという判断がなされた。しかし、最近では、これとは逆に、特定の組織や部局のみに責任と権限を負わせてきたことが、教養的教育の硬直化と形骸化を生んだ原因の一つとみなされている。それだけに、今回、教養的教育を大学全体の責任で行うことを決めるに当たっては、全学責任体制を制度的に明確にすることが必要であるとともに、すべての教官が、教養的教育の意味を問い直し、新しい時代にふさわしい教養的教育を自ら担おうとする姿勢が何よりも強く求められる。

2. 実施担当分担

全学体制をもって教養的教育の実施に当たるという原則を貫くためには、本実施要綱で提示した広島大学における教養的教育の理念と目標を受けて、各学部においても、教養的教育についての姿勢が明らかにされ、これにふさわしい授業科目の提供と教育内容の整備が行われなければならない。今後、広島大学における教養的教育の実施に際して、各学部は、従来的一般教育を全学で分担担当するという方法ではなく、各学部が教養的教育としてふさわしい授業を積極的に全学に提供し、新しい教養的教育を創り出す方向を探るべきである。

全学で教養的教育を行うことになっても、リベラル・エデュケーションの充実を学部創設の理念として掲げた総合科学部の役割は依然として大きい。広島大学は、後述するように教養的教育の総単位数を50単位程度としたが、このうち総合科学部は40単位程度（現行開講単位数）を今後も責任をもって開講し、他の学部は約10単位程度（教養ゼミを含む）を開講することが将来的には妥当であると考えられる。なお、総合科

学部においては、これまでの経験と実績を踏まえ、さらに、工夫と改善を行い、これまで以上に充実した教育を行うことが望まれる。しかし、教養的教育の実施責任という意味では、総合科学部と他学部の違いは、あくまで量的な違いであり、決して質的な違いがあるわけではない。

広島大学は、後述するように、各学部が等しく必要と考える授業科目群は共通科目として設定し、可能ならば全学生に必修として課すことを考えている。このような授業科目の編成と実施については、絶えず学部間の意見を調整し、全学的視野に立って真に共通科目としてふさわしい内容の整備に努めなければならない。そのためには、特定の学部に授業科目の編成と実施についての責任と権限を委ねることは適当ではなく、しかるべき全学組織を設け、そこが実施の中心的役割を果たすことが望ましい。そのためには、外国語教育研究センターと情報教育研究センター（いずれも仮称）の設置が必要であると考えられる。

これらの点を勘案した結果、広島大学は、総合科学部を主たる実施担当部局とし、その他の学部は、それぞれ応分の実施責任を担うべきであるという結論に達した。あわせて、二つのセンターを設置する。

以上、まとめて図示すると次のようになる。

外国語教育研究センター（仮称）			情報教育研究センター（仮称）			
総	文	■			生	■
合		■			物	■
科	学	■	・	・	生	■
学		■	・	・	産	■
部	部	■	・	・	学	■
		■			部	■

(注) ■部分が教養的教育

3. 管理運営体制

教養的教育を全学的な責任のもとで実施するためには、それにふさわしい新たな管理運営体制の確立が急務である。

広島大学はこれを担当する機構として、教養的教育の企画立案・実施に関する総合的な責任を負うための委員会、さらにこれらを個別的・具体的に進めるための委員会という2段階体制が必要であるという結論に達し、学部教育運営委員会および教養的教育委員会を設置することとした。教養的教育科目の開設・履修などの具体的実施は、

教務委員会による調整のもとになされる。

これら三つの委員会は、それぞれの責任と分掌の範囲を明確にし、かつ密接な相互的連携のもとに教養的教育は実施されねばならない。各部局からそれぞれの委員会に参画する委員は、何よりも広島大学の学部教育のあり方について、全学的視点をもつことが要請される。

各委員会の役割および委員構成の概要は、以下に示すとおりである。

(1) 学部教育運営委員会

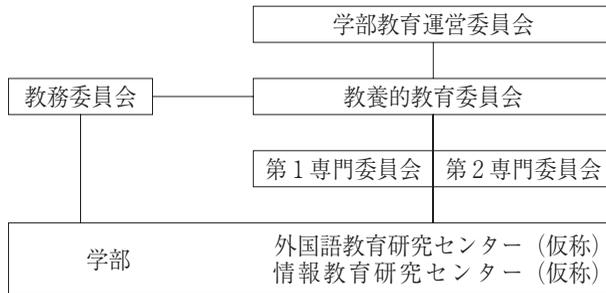
- ① 本委員会は、本学の教養的教育について、その理念に照らし、基本的方向、企画立案および実施などに関して責任をもつ。
- ② 本委員会は、本学の学部教育における教養的教育の一層の充実を期す観点から、専門的教育との創造的關係を構築することに特に留意し、総合的な管理運営を行う。
- ③ 本委員会は、次の委員で構成される。

- 1) 学長
- 2) 学長補佐
- 3) 学部長
- 4) 大学教育研究センター長
- 5) 教養的教育委員会委員長および副委員長
- 6) 学長が必要と認める者 若干名
- 7) 事務局長
- 8) 学生部長

(2) 教養的教育委員会

- ① 本委員会は、学部教育運営委員会の基本方針のもとに、以下のような事項を取り扱う。
 - 1) 各年度の教養的教育カリキュラムの編成
 - 2) 教養的教育実施に関わる予算、施設設備の検討
 - 3) 教育方法の改善（ファカルティ・ディベロップメントを含む）に関する調査、実施計画
 - 4) 非常勤講師の任用、ティーチング・アシスタントの採用などの計画
 - 5) 教養的教育に関する自己点検・評価ならびにそれに基づくカリキュラム改善
 - 6) 教養的教育の中・長期的改革
- ② 本委員会は、次の委員で構成される。
 - 1) 学部教育運営委員会委員 5名（総合科学部長および大学教育研究センター長を含む）

- 2) 教務委員会委員 2名
 - 3) 大学計画委員会委員 1名
 - 4) 自己点検・評価委員会委員 1名
 - 5) 学長が必要と認める者 若干名
 - 6) 総合科学部がその教官のうちから推薦する者 3名
 - 7) 各学部（総合科学部を除く）がその教官のうちから推薦する者 1名
 - 8) 外国語教育研究センター（仮称）長
 - 9) 情報教育研究センター（仮称）長
- ③ 本委員会には、専門的事項の検討のために専門委員会を設けることができる。当面、第1専門委員会（カリキュラム編成専門委員会）、第2専門委員会（教育方法研究専門委員会）を置く。
- (3) 教務委員会
本委員会は、教養的教育委員会の企画立案および実施計画を基礎にして、各年度の教養的教育の実施に関する全学的な調整を行う。
以上、まとめて図示すると次のようになる。



4. 教育研究センターの設置

(1) 学内措置による二つのセンターの設置

国際化・情報化に対応するため、教養的教育改革の一貫として、外国語教育研究センター（仮称）および情報教育研究センター（仮称）の二つのセンターを、学内措置による学内共同教育研究施設として発足させる。当面は、教養的教育としての外国語および情報教育充実のための教育研究拠点として学内的に整備を行う。

しかし、近い将来、省令センターを目指すためには、二つのセンターの教育機能をさらに充実させると同時に、総合情報処理センターや大学教育研究センターとの関連を明確にし、図書館機能の改革や3キャンパス（東広島、霞、東千田）

問題に対応できるマルチメディア利用教育推進の研究拠点としての役割を強める必要がある。

(2) 設置の必要性

国際化・情報化に対応するためには、全学をあげて外国語教育と情報教育の充実を図る必要がある。教養的教育の改革においても、運用能力を高めるための外国語科目と、情報の処理や利用方法の基礎を学ぶ導入情報科目を全学共通科目とすることにした。そのためには、何よりも人的・物的両面において全学の支援と協体制の確立が求められる。また、いずれの教育も授業だけでその成果を期待することは到底不可能であり、学生の能力を高めるためには、学生が自由に利用できる施設設備の整備が不可欠である。さらに、マルチメディアを活用した教育情報の有効利用と教育方法の改善を行うための先端的研究の拠点が必要である。

(3) 教養的教育に果たすセンターの役割

① 共通科目としての外国語科目の立案と実施、マルチメディア機器を用いた外国語教育法の研究と教材開発および機器の管理

② 共通科目としての導入情報科目の立案と実施、一般情報科目の実習系授業の指導と助言および機器の管理

(4) センター設置の準備

① 外国語教育研究センター（仮称）および情報教育研究センター（仮称）の専任スタッフを確保するため、それぞれに必要な定員枠を学内流用で準備する。

② 全学の協力のもとに二つのセンターを設置する以上、総合科学部の外国語諸講座の教官および外国語系授業担当可能な全学の教官の外国語教育研究センター（仮称）への協力の仕方について、また、情報科目の授業担当可能な全学の教官の情報教育研究センター（仮称）への協力の仕方について、それぞれ全学的な合意が必要である。

③ 二つのセンターの組織や業務内容およびスタッフの教育研究条件などを検討するため、学内の外国語教育および情報教育の専門家を中心としたセンター設立準備専門委員会を特別委員会のもとにそれぞれ設置した。

5. 実施体制に関わる課題

(1) 平成9年度実施に向けた人的対応

全学で教養的教育に責任をもつ以上、全学部はこれに応分の担当をすることになる。これによって生じるであろう教育負担のアンバランスについては、広島大学の将来構想をもとに全学的な立場から解決していかなければならない。当面、平成9年度からは、学内措置によって次のような人的対応を行う。

① 外国語教育研究センター（仮称）の要員、および新規外国語科目開設に必要な要員の確保

- ② 情報教育研究センター（仮称）の要員の確保
 - ③ その他、全学的に見て教養的教育充実のために必要と認められる部門の要員の確保
- (2) 全学実施体制実現のための各学部の役割

広島大学は、学問研究に関わる高度専門教育が大学院に移行しつつあるという今日の状況を踏まえ、学部教育は、学習者重視の立場から、基礎的・総合的教育を充実させることに主眼を置くべきである。各学部は、この際、高度に専門的な内容の授業は、大学院段階に移すなどして、従来の学部教育の内容について再検討を行い、教養的教育と専門的教育が有機的に統合された学部教育のカリキュラムを作成する必要がある。

なお、各学部で教養的教育を担当する具体的な方途としては、全学部が担当する「教養ゼミ」の開設の他に、以下のような方策が考えられる。

- ① 現在、各学部で開設されている授業科目のうち、新しい視点を加えることによって教養的教育科目と見なし得るものは、全学に向けて開放する。
 - ② 各学部で考える教養的教育の理念に則り、教養的教育としてふさわしい授業科目を新たに開設する。
 - ③ 総合科目に積極的に参画する。
- また、総合科学部は、各学部との連携を密にしつつ、これまでの経験を生かし、教育内容と方法についての十分な点検・評価を行ったうえで、今後の教養的教育の改善に積極的な役割を果たすことが望まれる。

(3) 霞・東千田キャンパスにおける教養的教育の改善

医学部・歯学部の2年次以降の学生は現状どおり、基本的には霞キャンパスで授業を受けることになる。また、東千田キャンパスに存置される法学部・経済学部の夜間主コースは、勤労学生の教育と社会人の再教育を主たる目的としており、また、授業時間のコマ数が昼間と比べて少ないという特殊事情があるので、カリキュラム編成については特別の配慮が必要である。医学部・歯学部学生（2年次以降）および法学部・経済学部夜間主コース学生にあっては、学生の東広島キャンパスへの移動を原則的には前提としないことなどを考慮して、教養的教育科目の開設を行う必要がある。しかし他方、キャンパスごとに開講することは担当者に多大の負担を強いることになる。この点、しかるべき方法を講じる必要がある。

[各科目に対する対応]

① 教養ゼミ

開講場所の問題や時間的制約の問題などを考慮し、開講形態、開講日の集中化などフレキシブルに考える。

② 外国語科目

東千田キャンパス：可能な限り昼間コースと同様な条件でクラス編成を行うことができるための方策を講じる。また、英語以外の外国語科目として新たに「中国語」を開設する方向で検討する。

③ 情報科目

東千田キャンパス：講義系科目を総合科学部で開講する。

④ 総合科目

東千田キャンパス：内容面でこれまで以上に充実を図る。

⑤ 個別科目

霞キャンパス：医学部・歯学部の学生が受講できる教養的教育科目について、最低10単位（両学部が開講する教養的科目を含めて5科目）は、霞キャンパスまたは東千田キャンパスで受講できるように方策を講じる。

東千田キャンパス：夜間主コースについては、パッケージ別科目群の考えは適用しない。教養的教育委員会は、法学部・経済学部の夜間主コースの教育目標に応じた適切な教養的教育科目の開設を検討する。

⑥ スポーツ実習科目

東千田キャンパス：週1日2コマ開設の可能性を検討する。

[将来の課題]

外国語教育研究センター（仮称）および情報教育研究センター（仮称）設置に際して、特に霞・東千田キャンパスが、東広島キャンパスと同じ教育水準が保てるよう施設設備などの配慮が必要である。

Ⅲ 教養的教育の内容と方法

教養的教育の目標を達成するためには、これにふさわしいカリキュラムの編成と授業内容の改善が必要である。どのような授業内容・方法が、教養的教育として最も適切であるかを絶えず考え、学生とともにより良い授業を創り出す努力を行い、さらに、授業を通じて教養的教育の意義と価値を学生に自信をもって伝えることが強く望まれる。

1. 教養的教育の科目区分

授業科目の区分は、受講する学生にとってわかりやすく、全学的な観点から見て合理的で分類しやすいものでなくてはならない。現行のカリキュラムでは、教養的教育科目が並列的に5種類に分類されており、複雑なうえ、各科目区分の分類の定義が示されていないために少なからぬ混乱を招いている。このような点を考慮して、平成9

年度からは、広島大学で開設されるすべての教養的教育の授業科目を次のように分類する。なお、教育情報の管理を円滑にするためには、授業科目区分および授業科目名をコード化する。

<u>共通科目</u>	<u>一般科目</u>
教養ゼミ	総合科目
外国語科目	個別科目
情報科目	スポーツ実習科目

共通科目は、大学での学問研究や社会で活動していくうえで基本となる能力の習得を目指す授業科目であり、広島大学の全学生に履修させることが必要である。

一般科目は、教養的教育の授業科目のうち、共通科目に含まれないもの、すなわちその履修の選択が学生各自または各学部学科などに委ねられるものすべてをいう。この中には、各学部が専門的教育を行う前段階として必要な授業科目（現行カリキュラムで専門関連科目として開設されている授業科目に相当）も含まれる。各科目区分ごとの詳細については、「4. 科目ごとの内容と実施方法」で述べる。

2. 教養的教育の単位数と履修基準

(1) 共通科目の単位数と履修基準

共通科目は、その性質上、広島大学の全学生にある程度の単位数を必修単位として課す必要がある。またその履修時期も入学後なるべく早い時期とするのが適当である。しかし、情報科目のように教育環境が整備されなまま全学必修指定をすることは無理な場合もあるし、また、あまりにも多い全学共通必修単位を設定することは、各学部が学部教育の理念・目標に照らしあわせてカリキュラムを編成するうえで制約となる可能性があるのが好ましくない。したがって、当面、共通科目の単位数と履修基準を次のようにする。

① 全学生に履修を義務づける科目とその単位数および履修時期

教養ゼミ： 1 Semesterに2単位

外国語科目：

英語 1および2 Semesterに各2単位、合計4単位

② 全学生に履修させることが望ましい科目とその単位数および履修時期 (必修、選択必修などは、各学部学科などの判断による。)

外国語科目：

英語 3 Semester以降に2単位

英語以外の外国語 1および2 Semesterに2単位または4単位

情報科目： 1または2 Semesterに2単位

なお、情報科目は、教育環境が整備され次第、全学生必修とすることが望ましい。また履修できる各科目ごとの単位数の上限は、教養ゼミ（2単位）を除いて設定し

ない。

(2) 一般科目の単位数と履修基準

一般科目は、本来学生の自主的選択に任せるべきものであり、必修指定や履修上限単位数を定めたり、履修時期に制約を設けることは好ましくない。しかし、総合科目は、広島大学の教養的教育の特色の一つであり、全学生に2単位必修を義務づける。また、一般科目の履修に当たって、専門に偏らない幅広い知識を身につけさせるために、各学部学科がその専門領域を考慮して一定の制約を設けることは、当然許される。

また、専門的教育を行う前段階としての基礎的な知識や方法を履修させる必要がある学部は、必要な授業科目を個別科目の中から選び、必修指定することができる。その授業内容は、必修指定した学部の要望に基づき、教養的教育委員会で協議する。

(3) 教養的教育の総単位数

教養的教育の改革に当たり、個々の授業科目の見直しと内容の改善が不可欠なこととはもちろんであるが、教養的教育は専門的教育と並ぶ学部教育の両輪であることから、専門的教育とのバランスを考慮して教養的教育の総単位数のガイドラインを設定することが必要である。旧設置基準（卒業要件124単位、一般教育科目等52単位）下において、広島大学では、卒業要件136単位（平均）のうち、一般教育科目等を52単位履修することになっていた。これは約4割に相当する。新設置基準では、教養的教育の重要性を新たに明記し、学部教育における教養的教育の重視を打ち出している。したがって、教養的教育の比率を下げるわけにはいかない。124単位（医学部・歯学部にあっては188単位）を卒業要件とする現在、同じ比率を教養的教育に当てると47単位程度になり、これに新たに開設する教養ゼミ2単位を加えると50単位程度がガイドラインとして適当であろう。ただし、学部特別な事情がある場合、ガイドラインを下回ることがあってもやむを得ない。

3. 教養的教育の授業科目の再履修

従来、必修科目の不合格者に対しては再履修を義務づけてきたが、今後は再履修を義務づけず、再試験で対応していく方向で検討する。その理由は以下のとおりである。なお、再履修を義務づけないことが学生の安易な履修態度につながらないよう、明確な歯止めを設定する必要がある。

- ① 再履修者の数が増大すると、そのためだけに相当の授業コマ数の開講が必要になり、新規履修者のための授業の実施にかなりの支障が生じる可能性がある。
- ② 既に外国語科目において多くの支障が生じているが、さらに情報科目を必修指定する場合には、新たに相当数の再履修者が出現することが予測される。
- ③ 再履修者を増やしたくないために、不本意ながら単位の認定条件を甘くし、結果として力のない学生に単位を与えざるを得ない現実があり、大学の出口管理に

問題を生じている。

4. 科目ごとの内容と実施方法

【共通科目】

(1) 教養ゼミ

[教育目標]

自主的な学習によって支えられている大学教育へのオリエンテーション機能を果たすため、入学後の早い段階で、知的活動への動機づけを高め、科学的な思考法と適切な自己表現能力を育てることを目標とする。

[実施方法]

- ① 1セメスターで開設し、全学生に履修させる。単位は15週（30時間）で2単位。クラス規模は10名程度を原則とする。
- ② 各学部の学生を対象にそれぞれの教官が担当するという学部単位での実施形態をとる。具体的な実施方法については、各学部の事情にあわせ必ずしも一律である必要はない。クラスの規模についても、少人数教育の目的を生かせる範囲で弾力的に設定する。
- ③ 教養的教育の一貫として、前専門的授業と位置づけ、専門的教育でのゼミとは一線を画すべきである。そのためには、教養ゼミ開設の目標を明確にし、具体的な達成目標、教官の役割、教育活動の内容と方法、期待される教育効果などについて、全学的なガイドラインを定めておく必要がある。

[準備]

- ① 問題発見能力、文献資料の収集方法と読解力、論理的な文章の構成力、発表と討論の方法など、大学における活動の基本となる知的能力を身につけさせるためのガイドブックを作成する。
- ② 各学部から推薦されたメンバーによる教養ゼミ実施準備専門委員会を発足させ、ガイドラインの設定とガイドブックの編集作業に着手している。

(2) 外国語科目

A 英語

[教育目標]

英語教育の目標としては一般的に、

- ① すべての学生が、専門分野に関係なく、国際社会におけるコミュニケーションの基盤となる英語の力を身につけること
- ② 専門的教育に役に立つ英語の力を身につけること
- ③ 英語を通して諸外国の文化的背景や習慣を理解し、総合的な判断力を身につけること

があげられるが、共通科目として位置づけようとする広島大学の英語教育の目標は、

比重を①に置くこととする。

[授業科目]

① 技能別英語 I

英語の基礎的な運用能力を養うための授業科目。科目数4（リスニングⅠ、スピーキングⅠ、リーディングⅠ、ライティングⅠ）、それぞれ1期1単位

② 技能別英語Ⅱ

英語運用能力を発展的に伸ばすための授業科目。科目数4（リスニングⅡ、スピーキングⅡ、リーディングⅡ、ライティングⅡ）、それぞれ1期1単位

③ 総合英語

英語を通じてその背景にある文化を理解するための授業科目。1期1単位

[履修方法]

① 技能別英語 I

1および2セメスターとも、リスニング、スピーキング、リーディング、ライティングのうちから各々2技能、2単位を選択必修

② 技能別英語Ⅱまたは総合英語

3セメスター以降2単位を選択必修または自由選択

③ 6単位を超える履修を義務づける場合は、当該学部で開講

[実施方法]

① 技能別英語Ⅰ、Ⅱと総合英語は、総合科学部および外国語研究センター（仮称）で行う。

② クラスの規模は一律とせず、技能別英語は可能な限り少人数クラスを編成する。

③ 2セメスター以降は、原則として習熟度別クラス編成を行う。

④ 英検など学外の検定資格を取得した学生については、その結果を考慮して対応する授業科目の単位認定を行うこと、また、学内検定制度を採用することなどを関係の専門委員会において検討する。

B 英語以外の外国語科目

[教育目標]

① 英語以外の外国語を学ぶことによる異文化への接触

② 必要に応じて学習できるための基礎学力の習得

[授業科目]

ドイツ語、フランス語、スペイン語、ロシア語、中国語、朝鮮語および「初修外国語の世界」を開設する。「初修外国語の世界」も外国語科目とする。

[履修方法]

次の三つのユニットを軸とする。

① 「初修外国語の世界」

ドイツ語、フランス語、スペイン語、ロシア語、中国語および朝鮮語の言語構造の特徴と各言語の使用されている国の文化的・歴史的背景ならびに現状の紹介

週1回で1期2単位、1および2セメスターに開講

② 初級外国語

文法の概要、基本文型などの理解および発音、簡単な日常会話のトレーニング。開講形態は次の2種類である。

(a) 週2回で1期2単位、1セメスターに開講

(b) 週1回で1期1単位、1・2セメスターに開講

③ 中級外国語

初級の基礎学力をもとに、読解力と作文力などの養成

週2回で1期2単位、2セメスターに開講

履修パターンは次のとおり

① 初級外国語(b)+「初修外国語の世界」= 4単位

② 初級外国語(b) = 2単位

③ 初級外国語(a)+中級外国語 = 4単位

④ 2種類の初級外国語(b)各2単位 = 4単位

[実施方法]

① 英語以外の外国語科目は、総合科学部および外国語教育研究センター（仮称）で行う。

② 英語以外の外国語科目の履修をさらに希望する場合は、総合科学部で開講される上級コースを履修することができる。

(3) 情報科目

[教育目標]

問題解決に必要な情報処理を適切に行うための基礎知識や技術の習得、および国際的なコミュニケーションや情報の受発信に必要な基礎知識と技術の習得、ならびにネットワーク上のモラルや社会的な問題点に関する基礎知識の習得を目標とする。

[授業科目]

① 上記の目標を達成するための導入情報科目を共通科目として開設する。

② 導入情報科目として、講義系授業と実習系授業を開設する。

[実施方法]

① 講義系を履修させるか、実習系を履修させるかは、各学部の判断に委ねる。

② 講義系授業でも、インターネットの利用やデータベースのアクセスなど情報活用のデモンストレーションを積極的に取り入れた授業を行う。

- ③ 講義系授業は、情報教育研究センター（仮称）の管理のもとに総合科学部が中心となってい、実習系授業は全学の協力で行う。
- ④ 実習系授業を必修もしくは要望として履修させる学部は、情報教育研究センター（仮称）と協力して授業を行う実習担当者を用意する。

[準備]

- ① 情報教育研究センター設立準備専門委員会を発足させ、導入が予定されている機種の検討および実習を円滑に行うためのテキストの準備に着手する。
- ② 講義系授業で用いるテキストの準備に着手する。

【一般科目】

(1) 総合科目

[教育目標]

特定のテーマについて個別領域を超えた広い視野で、全体像を把握する姿勢を養う。

[内容・形態]

- ① 基礎的综合科目
大学入学までの知識を前提として実施される基礎的な総合科目
- ② 発展的综合科目
教養的教育や専門的教育によって培われた知的基盤を前提として、高度教養的教育を目指す総合科目

[実施方法]

- ① 専門領域の異なる複数の教官で行う。
- ② 必修指定単位数は2単位。学年や学期に制約されることなく自由に聴講することが望ましい。
- ③ 受講機会の確保のために、総合科目の開講時間帯を設定する。

(2) 個別科目

[教育目標]

- ① 教養人としての知見を深め、より広い視野から自己の営みを批判的に問い直す習慣を養う。
- ② 専門的教育の前段階として幅広い基礎的な力を身につけさせる。

[実施方法]

- ① 新しい知的枠組みを基礎にして授業科目をグルーピングし、「パッケージ別科目群」を設定する。単なる授業科目の羅列ではなく、学生にわかりやすい方法で科目群の提示を行い、これらを有機的に関連づけて履修させることにより、幅広い教養を身につける手がかりを与える。
- ② パッケージ別科目群のほかに、これらに含めることが適切でない科目（例え

ば、基礎科目的な内容の科目などを含む)を集めた「自由科目群」を置く。

- ③ パッケージ別科目群から、当面一つのパッケージを選択し、12単位以上を履修させる。
- ④ 専門的教育の前段階としての基礎的な授業科目については、各学部が自由科目群の中から必修または選択必修指定し、履修基準の中に「基礎科目」として位置づけることができる。ただし、「基礎科目」の履修単位数は、おおむね20単位を限度とする。

(3) スポーツ実習科目

[教育目標]

- ① 健康・体力の維持増進のための自己管理能力の育成
- ② 運動やスポーツを通じての社会的コミュニケーション・スキルの育成
- ③ スポーツ文化の享受と新しいスポーツ技能の創造

[内容]

① スポーツ実習A

健康・体力の維持増進のためのトレーニングやコンディショニングの実施、ならびに運動処方や測定技術を学ぶ。

② スポーツ実習B

身体障害者・有疾患学生を対象とし、個人処方を基礎にして運動・スポーツを学ぶ。

③ スポーツ実習C

基礎的な体力に加え、スポーツの基本的スキルやルールの習得、さらにゲームでの適応力を身につける。

④ スポーツ実習D

主として経験者を対象とし、より高度なスポーツ・スキルや戦術を学ぶ。

⑤ スポーツ実習E

休業期間中に野外種目を集中授業する。

[単位数]

1期1単位。履修単位数は、各学部が定める。必修とする場合は2単位を、選択とする場合は4単位を限度とする。

5. カリキュラム編成の基本方針

教養的教育のカリキュラム編成に際しては、以下の諸点に留意する。

- (1) 学習者の立場に立ったわかりやすいカリキュラムとする。
- (2) くさび型カリキュラム(教養的教育と専門教育の縦割り相乗り)を原則とする。
- (3) 1セメスターは、広い意味での大学教育へのオリエンテーション期間と位置づけ、教養ゼミおよび基礎的・導入的科目を中心に置く。

- (4) 専門分野に偏らない幅広い知識を得ることができるよう履修方法を工夫する。
- (5) 総合的視野を養うために、総合科目と個別科目を有機的に組み合わせる。

IV 学期区分および授業時間帯等

教養的教育の目標を確実に達成するためには、カリキュラムの編成や授業内容・方法の改善と充実が不可欠であることはいうまでもないが、同時に、学期区分や授業時間帯、さらには学年暦などに関する改善も重要な課題である。広島大学は、これらの諸問題について検討を行った結果、学期区分と授業時間帯は現行どおりとし、学年暦については、教育効果を高めるため、以下のように改める。

1. 学期区分および学年暦

(1) 学期区分

学期区分については、当面、現行の2期制とする。しかし、3期制あるいは4期制を導入している大学もあり、学部教育の充実を図るうえで最も効果的な学期区分のあり方については、今後、引き続いて検討を加える必要がある。

(2) 学年暦

学期区分については、2期制を維持するが、学年暦については、学部教育の効果を高めるために以下のように変更する。

前期（4月1日から9月30日まで）
・春季休業（4月1日から4月8日まで）
・夏季休業（8月1日から9月30日まで）
後期（10月1日から翌年3月31日まで）
・冬季休業（12月24日から翌年1月7日まで）

この学年暦変更に伴う問題は、前期の授業が7月31日までになることによる講義室などの教育環境整備に関するものである。具体的には、講義室の「暑さ」対策であり、全講義室にエアコンなどを整備することが望ましい。

2. 固定時間割制

共通科目である外国語科目および情報科目については、固定時間割制を導入する。

3. 授業時間帯および45分授業

授業時間帯については、現行のままとし、外国語関係授業科目の45分授業の導入は行わない。

おわりに—今後の課題—

教養的教育を改革するためには、学習者の立場に立ったカリキュラムの編成が必要であることはいうまでもないが、すべての教官が教養的教育に責任をもつという自覚と、それを実現するための人的・物的な条件整備や体制づくりが不可欠である。また、今回の教養的教育の改革を専門的教育の改革へと連動させ、新しい時代に適合した学

部教育や大学院教育の改革を行い、真の総合大学の実現を推進する必要がある。

1. 新しい事務体制の整備

本実施要綱では、教養的教育の実施に全学的体制をもって当たることを原則としており、その運営組織は全学的委員会体制に基づくものとしている。したがって、教養的教育の実施に伴う事務処理も、全学的体制が基本となると考えられる。もちろん、教養的教育の主たる実施担当部局が総合科学部であるという事実を考慮すれば、総合科学部事務部からの従来どおりの支援は必要であると考えられるが、その他の学部からの支援も必要となろう。新しい事務体制の整備については、まず事務局において検討を始めている。

2. 情報教育環境の整備と大学間協力の推進

将来のマルチメディア時代を想定し、情報教育という狭い範囲にとどまることなく、大学内の広範囲にわたって情報化への対応を進めておくことが重要である。特に、東広島、霞、東千田の3キャンパスに分かれて教養的教育を行うことからくる諸問題を、映像情報の受発信が可能となる衛星利用のスペース・コロボレーション・システム(SCS)の利用などにより、部分的にせよ解決する方途を探る必要があろう。

さらに、放送大学の活用や、SCSを利用した協力をはじめ、地域の公私立大学・短期大学などの大学間協力を積極的に行う必要があろう。

3. 今後の人的有効活用

今回の教養的教育の改革案が実施に移されれば、総合科学部以外の各学部においても教養的教育にふさわしい独自の授業科目を開設することになるため、従来と比べ質・量とも豊富な授業科目を提供できることになる。しかし、教官定員の再配置をいっさい考えないとすると、総合科学部と他学部とのあいだに、あるいは、教養的教育を積極的に提供する学部とそうでない学部とのあいだに、それぞれ新たな教育負担のアンバランスが生じる可能性がある。この点を合理的な方法で解決することが重要な課題である。

同時に、予想される定員の再配置は、教養的教育の活性化のためだけではなく、学部や大学院の改組再編計画と関連づけ、大学全体のために有効活用することが重要である。教養的教育検討委員会(平成9年度以降は学部教育運営委員会)は、全学的な視点から、しかも将来展望に立って、大学全体の定員の再配置について対応する必要がある。そのためには、総合科学部が学部としての総点検を行い、積極的に協力することが不可欠である。

4. 点検評価に基づく実施要綱の見直し

本実施要綱は、自己点検・評価の結果(『広島大学白書2』参照)を受けて、最も急を要する課題である教養的教育の実施運営体制および教育内容の改革についての方針を示したものである。しかし、これに実効をもたせるためには、実施結果の自己点

検・評価をもとに改善を継続していくことが今後とも必要である。また、学部教育の改革という観点から考えれば、教養的教育の改革と連動して専門的教育についても各学部の責任において、さらに一層の工夫と改善が不可欠である。

205. 事務局・学生部の一元化に関する概算要求書〔抄〕*

[平成8年／「平成9年度歳出概算要求書（国立学校）」⁽⁵⁾]

1. 要求事由

- (1) 広島大学は、大学の管理運営のより一層の円滑化を図り大学改革を推進していくため、学長のリーダーシップを強化し、その学長の職務を助けるため、平成9年度から副学長制を導入することとしている。
- (2) 事務局及び学生部は、大学改革推進の重要な部署と位置づけられ、教員と一体となって改革に取り組む体制が必要となってきた。特に、学生部は、学生生活の指導、助言、奨学援助、入試等の担当部局としてその大きな役割を担ってきたが、近年、国際化、情報化及び生涯学習への対応、さらには年々多様化する学生への対応等担当業務が広範・多岐にわたり、また、複雑・多様化してきているが、学生への援助等において対応が必ずしも十分でないとの指摘もあり、学生部は、新しい時代に即応した組織の在り方の検討も含めた機能強化が求められている。
- (3) 広島大学における事務組織は、事務局と学生部が並立的に構成され、事務局に事務局長が、学生部に学生部長が置かれ、それぞれの事務を総括していることから、両者に係わる業務の連絡調整等が不十分で、統一的な意思形成が図られず、対応にあたって、大学としての一貫性を欠く場合が多い。今後、一体的に業務を行っていく必要があること、また今日求められている大学教育の改善とともに学生の勉学条件や教育環境を整える厚生補導業務の充実と円滑な事務処理が重要で、事務組織の見直し・改善は、当面する緊急の課題である。
- (4) このため、平成9年度から副学長制の導入に併せて、学生部の事務組織を事務局へ統合・一元化し、厚生補導業務の強化を図り、かつ、大学の教育研究機能の支援や学生サービスの向上を図る。更に、事務局長の統括の下に、関係部課との円滑な連携によって、本部事務組織の効率化、活性化を図り、人員配置、財政措置、施設整備等の事務を有機的、合理的に処理できる体制に整備するものである。
- (5) また、一元化を契機として、事務局長の負担が一層増大することから、事務組織をより機能的に運用していくためには、大学全体を見渡し、組織としての総合的な調整を行うことになる庶務部を、学長、副学長及び事務局長の補佐（総括）として位置付け、庶務部を総務部に、その実務面をリードする庶務課を総務課に

それぞれ名称を変更し、円滑な事務運営を図る。一方、統合移転推進のため設置された企画調査課を統合移転完了に伴い廃止し、新たに企画振興室を設置の上、本学が現在、最重要課題として取り組んでいる大学改革及び将来構想の企画等の支援業務並びに情報通信・メディアを活用した事務処理方法等全学にまたがる業務を専門的かつ弾力的に対応することにより、大学改革の推進をより一層円滑に支援できる事務処理体制を整備する。

- (6) さらに、本部の移転完了を機に、学術研究の社会的協力・連携をより推進していくため、民間等との共同研究や学内の研究協力に関する諸業務の支援及び地域共同研究センター等学内共同教育研究施設の事務を行う研究協力課を、また、全学の物品管理の総括及び政府調達を中心とした契約事務を行う契約課を新たに設置するとともに、平成9年度から実施予定の教養的教育を含めた学部教育を行う事務体制として、学生部教務課に教養企画係を整備するものである。
- (7) なお、これら事務体制の整備に伴い、教官の併任による学生部長を改め、学生部次長を学生部長とすることとしたい。

〔後略〕

206. 副学長に関する規程

[平成9年3月31日規程第13号/学報748号]

広島大学副学長に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島大学副学長（以下「副学長」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 副学長は、広島大学長（以下「学長」という。）を補佐し、学長の指示する全学的な重要事項について企画・立案、各部局及び全学委員会等との連絡調整等を行う。

(員数)

第3条 副学長は、2人とする。

(選考の時期)

第4条 学長は、次の各号の一に該当する場合に副学長候補者の選考を行う。

- (1) 副学長の任期が満了するとき。
- (2) 副学長の辞任の申出を学長が承諾したとき。
- (3) 副学長が欠員となったとき。

(選考の方法)

第5条 学長は、前条の選考を行うに際しては、広島大学専任の教授のうちから指名し、評議会の承認を得なければならない。

(任期)

第6条 副学長の任期は、2年とする。ただし、学長の任期の終期を超えることはできない。

2 副学長は、再任することができる。ただし、引き続き4年を超えて在任することができない。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、副学長に関し必要な事項は、評議会の議に基づき学長が定める。

附則

1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際現に学長である者の任期中に任命される副学長の任期は、第6条第2項ただし書の期間には、算入しないものとする。

(制定理由)

広島大学副学長（以下「副学長」という。）の設置に伴い、副学長について必要な事項を定めることとするため。

207. 副学長に関する申合せ

[平成9年3月31日/学報748号]

広島大学副学長に関する申合せ

〔平成9年3月31日評議会制定〕
〔平成9年2月19日評議会承認〕

1 副学長は、学長の補佐という職務を考慮し、教育公務員特例法第2条第3項に規定する他の部局長との併任を避けるものとする。

2 副学長の職務分担は、主として学部教育・厚生補導を担当する者と、主として研究・国際交流を担当する者とに分ける。ただし、職務分担は、弾力的に扱うものとし、固定化しないものとする。

3 学長の病気療養又は海外渡航に伴い、学長事務代理を置く必要がある場合は、副学長（年長者）がその職務を行う。

4 学長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合は、副学長は辞任を申し出るものとする。ただし、後任の副学長が任命されるまでは、引き続き在任するものとする。

5 広島大学学長選考規程第20条第2項の規定により、学長予定者として決定された者

は、副学長候補者の選考を行うことができるものとする。

附則

この申合せは、平成9年4月1日から施行する。

208. 広島大学大学院の理念・目標

[平成9年11月18日／評議会(505回)]

広島大学大学院の理念・目標

<理念>

広島大学大学院は、平和を希求する精神・新たなる知の創造、豊かな人間性を培う教育、地域社会・国際社会との共存、絶えざる自己変革という広島大学の5原則に立脚し、学術の基盤的研究を推進してその深奥を究めるとともに、諸学問の総合的、先端的研究を推進して新しい学問を切り開くこと、またこれらを通じて高度の研究・応用能力と豊かな学識を有する研究者および高度専門職業人を養成することにより、世界の学術文化の進展と人類の福祉の向上に寄与することを目的とする。

<目標>

広島大学大学院の理念に基づき、各研究科は、それぞれが掲げる固有の理念・目的にしたがって、自立的で特色ある研究活動を推進するとともに、研究教育分野の伝統や個性に応じて区分される基盤的研究科群、インターファカルティ的研究科群および先端的研究科群の3群^{ユニヴァース}いづれかに自らを位置づけ、群内、さらに群相互の緊密な連携を図りつつ、学問研究の宇宙の形成という共通意志のもとに、調和のとれた全分野の研究教育の一翼を担うことによって、国際社会に貢献することを目指す。同時に各研究科は、自立的・創造的研究を行うために必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を有する研究者を養成するとともに、高度の専門性を有する職業人を育成する。また、多様な社会的要請に応えるため、研究教育の成果を地域社会に開放する。

209. 部局長会議規程

[平成10年9月29日規程74号／学報766号]

広島大学部局長会議規程

(設置)

第1条 広島大学(以下「本学」という。)に、本学の管理及び運営の円滑化を図るため、広島大学部局長会議(以下「部局長会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 部局長会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 評議会から付託された事項
- (2) 評議会に付議する議題の整理に関する事項
- (3) 全学的課題に対する審議の調整に関する事項
- (4) 各部局間の連絡調整に関する事項
- (5) 学内共同教育研究施設等(学内措置を含む。)の管理の総括に係る事項
- (6) 各種委員会の管理の総括に係る事項
- (7) その他学長が必要と認める事項

(組織)

第3条 部局長会議は、次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) 学長
- (2) 各部局長
- (3) 事務局長

(会議)

第4条 部局長会議は、原則として毎月第2火曜日に開催するものとする。

2 学長は、部局長会議を招集し、その議長となる。

3 学長に事故があるときは、学長があらかじめ指名した副学長が、その職務を行う。

第5条 部局長会議の陪席者は、部局長会議において定める。

2 部局長会議は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 部局長会議に部会を置き、部局長会議から付託された事項を審議又は処理する。

2 部会は、必要と認めるときは、構成員以外の者を加えることができる。

3 部会に関し、必要な事項は、部局長会議が別に定める。

(情報公開)

第7条 学長は、部局長会議に係る情報のうち、個人情報等で公開が不相当と認められるものを除き、本学教職員に対し、その情報の公開に努めるものとする。

(事務)

第8条 部局長会議の事務は、事務局各部の協力を得て、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、部局長会議の運営に関し必要な事項は、部局長会議が別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 広島大学国家公務員宿舎委員会規程（昭和25年3月24日制定）、広島大学入学試験委員会規程（昭和27年5月13日制定）、広島大学学生懲戒委員会規程（昭和28年1月13日制定）、広島大学レクリエーション委員会内規（昭和49年5月13日学長決裁）、広島大学同和委員会要項（昭和54年3月15日学長決裁）、広島大学組織・運営検討委員会設置内規（昭和59年7月10日制定）、広島大学国際交流委員会規程（昭和60年3月14日広島大学規程第5号）、広島大学文書保存委員会規程（昭和61年6月10日広島大学規程第28号）、広島大学原爆死没者調査委員会要項（平成4年4月14日学長決裁）、広島大学環境保全委員会規程（平成8年3月14日広島大学規程第8号）、広島大学情報通信・メディア委員会規程（平成8年6月11日広島大学規程第36号）及び広島大学学部教育運営委員会規程（平成8年12月17日広島大学規程第47号）は、平成11年3月31日限り廃止する。

（制定理由）

各種委員会の見直しに伴い、各部局間の連絡調整機能に加え、現行親委員会機能を統合すると共に評議会から付託された事項を審議することで、本学の管理及び運営の円滑化を図る機関として広島大学部局長会議を置くこととするため。

210. 評議会規程〔第3次〕

[平成11年12月27日規程第64号／学報784号]

広島大学評議会規程

（設置）

第1条 広島大学（以下「本学」という。）に、国立学校設置法（昭和24年法律第150号。以下「法」という。）及び国立学校設置法施行規則（昭和39年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）に基づき、広島大学評議会（以下「評議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 評議会は、次の各号に掲げる評議員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 各学部長
- (4) 大学院先端物質科学研究科長及び大学院国際協力研究科長
- (5) 原爆放射能医学研究所長
- (6) 医学部附属病院長及び歯学部附属病院長

- (7) 附属図書館長
- (8) 各学部ごとに当該学部の教授会において選出する教授1人
- (9) 大学院先端物質科学研究科及び大学院国際協力研究科ごとに当該研究科の教授会において選出する教授各1人
- (10) 全学の委員会の委員長及び学内共同教育研究施設(施行規則第20条の3に規定する施設以外の施設を含む。)の長等のうちから、評議会の議に基づいて学長が指名する教員12人
(任期)

第3条 前条第8号から第10号までの評議員の任期は、2年とし、その欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第4条 評議会は、次に掲げる事項について審議し、並びに法及び教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)の規定によりその権限に属させられた事項を行う。

- (1) 本学の教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する事項
- (2) 学則その他重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (3) 本学の予算の見積りの方針に関する事項
- (4) 学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止及び学生の定員に関する事項
- (5) 教員人事の方針に関する事項
- (6) 本学の教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (7) 学生の厚生及び補導に関する事項
- (8) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他その在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (9) 本学の教育研究活動等の状況について本学が行う評価に関する事項
- (10) その他本学の運営に関する重要事項

(会議の運営等)

第5条 評議会は、必要に応じ、学長が招集する。

第6条 学長は、評議会の議長となる。

2 学長に事故があるときは、学長の指名を受けた者が議長の職務を代行する。

第7条 学長は、審議事項を開会の2日前までに各評議員に通知しなければならない。

ただし、緊急を要する事項は、評議会に諮り臨時に付議することができる。

第8条 評議会は、評議員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 評議会の議事は、出席評議員の過半数でこれを可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、教育公務員特例法により評議会の権限とされた事項の議事及び第2条第10号の評議員の選出は、評議員の3分の2以上が出席した評議

会において、出席評議員の3分の2以上の同意により決する。

- 4 第1項及び第2項の規定は、別段の定めがある事項の審議には、これを適用しない。
- 第9条 評議会は、必要があると認めるときは、評議員以外の者の評議会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第10条 評議会から付託された事項を審議又は処理するため、評議会に部会を置くことができる。

- 2 部会に関し、必要な事項は、評議会が別に定める。

(情報公開)

第11条 評議会は、評議会に係る情報のうち、個人情報等で公開が不相当と認められるものを除き、本学教職員に対し、その情報の公開に努めるものとする。

(事務)

第12条 事務局長は、学長の命を受け、評議会の事務を総括する。

- 2 事務局長は、評議会の書記を選任し、会議の要旨を記録させなければならない。

第13条 評議会に関する事務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、評議会の運営に関し必要な事項は、評議会が別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の広島大学評議会規程（以下「新規程」という。）の規定による評議会設置後最初に任命される第2条第8号から第10号までの評議員のうち、次の表に掲げる部局等の評議員の任期は、新規程第3条の規定にかかわらず、平成13年3月31日までとする。

部 局 等	部 局 等
文学部の教授	情報通信・メディア委員会委員長
法学部の教授	自己点検・評価委員会委員長
理学部の教授	大学教育研究センター長
教務委員会委員長	外国語教育研究センター長
学生生活委員会委員長	教育開発国際協力研究センター長
国際交流委員会委員長	

- 3 平成12年3月31日以前に広島大学評議会規程(昭和28年10月1日制定)により審議決定された事項は、新規程による評議会の決定事項とみなす。

(制定理由)

学校教育法等の一部改正により、本学の管理運営の在り方を再検討したことに伴う所要の規定の整備を行うとととするため。

第2節 組織の整備・再編

211. アイソトープ中央実験施設規程

[平成3年4月9日規程第16号/学報676号]

広島大学アイソトープ中央実験施設規程

(設置)

第1条 広島大学に、広島大学アイソトープ中央実験施設（以下「中央実験施設」という。）を置く。

(目的)

第2条 中央実験施設は、学内共同利用施設として、放射性同位元素等を使用する教育及び研究の用に供するとともに、学内における放射性同位元素等の安全管理の中心的役割を担い、もって教育及び研究の進展に資することを目的とする。

(業務)

第3条 中央実験施設は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 放射性同位元素等を使用する教育及び研究に関し施設及び機器を共同利用に供すること。
- (2) 放射性同位元素等を取り扱う部局等の安全管理に関し総合調整すること。
- (3) 放射性同位元素等の安全管理に関する研究及び開発に関すること。
- (4) 中央実験施設の放射性同位元素等の安全管理に関すること。
- (5) その他中央実験施設の業務に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 中央実験施設に、次の職員を置く。

- (1) 施設長
- (2) 実験管理主任
- (3) 排水管理主任助手
- (4) 放射線取扱主任者
- (5) 放射線管理担当者

2 前項各号に掲げる者のほか、中央実験施設に必要な職員を置くことができる。

第5条 施設長、実験管理主任及び排水管理主任は、広島大学専任の教官のうちから次条に定めるアイソトープ中央実験施設管理委員会の推薦により、学長が任命する。

- 2 施設長は、中央実験施設の業務を掌理する。
- 3 実験管理主任は、施設長を助けて中央実験施設の実験室の管理及び円滑な利用を図るために必要な業務を処理する。
- 4 排水管理主任は、施設長を助けて中央実験施設の排水設備の管理に必要な業務を処理する。
- 5 放射線取扱主任者及び放射線管理担当者の選出並びにその職務については、広島大学放射線障害予防規程の定めるところによる。
- 6 施設長、実験管理主任及び排水管理主任の任期は、2年とし、再任を妨げない。
(管理委員会)

第6条 広島大学に、広島大学アイソトープ中央実験施設管理委員会（以下「管理委員会」という。）を置く。

- 2 管理委員会は、中央実験施設に関し次の事項を審議する。
 - (1) 管理運営の基本方針に関すること。
 - (2) 予算概算の方針に関すること。
 - (3) 教官の人事に関すること。
 - (4) その他中央実験施設の運営に関する重要事項

第7条 管理委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 各部局長
- (2) 放射性同位元素委員会委員長
- (3) 施設長
- (4) 学長が必要と認めた教官若干名

2 委員は、学長が任命する。

第8条 管理委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

第9条 委員長は、管理委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を行う。

第10条 管理委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

第11条 管理委員会の事務は、庶務部庶務課において処理する。

(運営委員会)

第12条 中央実験施設に運営委員会を置く。

2 運営委員会は、中央実験施設の運営に関する具体的方策を審議する。

第13条 運営委員会は、次の各号に掲げる運営委員で組織する。

- (1) 施設長、実験管理主任及び排水管理主任
- (2) 放射性同位元素等を取り扱う部局等が、それぞれの教官のうちから推薦する者

1名

(3) 学長が必要と認めた者若干名

2 運営委員は、学長が任命する。

3 第1項第2号及び第3号の運営委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

第14条 施設長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

第15条 第10条の規程は、運営委員会に準用する。

(専門委員会)

第16条 運営委員会に、利用専門委員会及び排水処理専門委員会を置く。

2 利用専門委員会は、中央実験施設の実験室の利用に関し必要な事項を検討する。

3 排水処理専門委員会は、中央実験施設における放射性廃液の排水処理に関し必要な事項を検討する。

第17条 利用専門委員会は、次の各号に掲げる専門委員で組織する。

(1) 実験管理主任

(2) 中央実験施設に登録された放射線業務従事者のうちから施設長が推薦する者若干名

(3) 運営委員会が必要と認めた者若干名

2 排水処理専門委員会は、次の各号に掲げる専門委員で組織する。

(1) 排水管理主任

(2) 中央実験施設を利用する部局等が、それぞれの教官のうちから推薦する者1名

(3) 運営委員会が必要と認めた者若干名

3 専門委員は学長が指名する。

4 第2項第2号の専門委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

第18条 専門委員会に、専門委員長を置く。

2 専門委員長は、専門委員の互選により、学長が指名する。

第19条 専門委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。

2 専門委員長に事故があるときは、専門委員長があらかじめ指名した専門委員が、その職務を行う。

(細則)

第20条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附則

1 この規程は、平成3年4月9日から施行する。

2 中央実験施設設置後最初に任命される施設長、実験管理主任及び排水管理主任については、第5条第1項の規程にかかわらず、放射性同位元素委員会の推薦により、学長が任命するものとする。

3 中央実験施設に関する事務は、当分の間、関係部局等の協力を得て、施設長の所属する部局の事務部において処理する。

212. A E R A 「頭脳の棺桶」記事〔抄〕*

[平成3年5月28日／『A E R A』第4巻22号]

頭脳の棺桶 国立大学

東大も京大も阪大も広島大もスラム化する

国立大学が、日本の繁栄から、取り残されている。

廊下で実験する狭さ、資料室に虫がわく汚さ、

ビーカーも買えぬ貧しさ、安い給料……。

その劣悪環境の中で、

日本の頭脳が、疲弊しはじめている。

編集部 遠藤正武、今井幹雄（写真）

〔中略〕

広島大

お払い箱の貨車の中で大物の研究者が育つ そんな訳ないじゃない

広島大学の総合科学部は七四年、教養部を改組して新設された。社会科学、数理情報科学、生体行動科学など学際的な七つのコースと一般教養からなるユニークな学部だ。

新設で、教養部時代に八十人だった教官が、二百四十人に増えた。「日本の大学に新風を吹き込む学部」の誕生に、海外から帰ってきた教官もいた。

しかし、文部省は、移転計画があることを理由に、被爆した戦前の建物の間に、プレハブ研究室二棟の増設を認めただけだった。狭さ、汚さは「ギネスブックもの」になった。

天野実学部長（六一）は、あまりのことに、古い五階建ての屋上にプレハブを建て、理系の実験室にしようと考えた。

「それは認められない。台風がきて、壊れると、管理責任の問題がでる」

と、文部省。

「いらなくなった貨車は、どうだろうか」

と誰かがいいだした。

「貨車ならモノだ。建物ではないから、おうかがいを立てる必要もない」

国立大学かく戦えりの記念碑

広島駅にあたると、運よく、あった。七台の貨車がやってきた。業者に頼んで窓を切り、研究室に改造するため、電気、水道を引こうとすると、また、横ヤリがはいっ

た。「モノ」の中に人が入ることは認められない、だから、電気、水道を引くことはできない、と事務当局。

そんなことは言っていられない、と強引に電気、水道を引き、エアコンやコンピューターを入れて、研究室にした。一年間、その中にいた社会心理学の林春男助教授（四〇）は、

「自分がどこにいるか、という観念さえ取り払えば、それほど悪くはなかったですよ。ただ、天井が低いから、頭への圧迫が強くて、これじゃ、大物は育たない、とは思いましたね。まあ、追い詰められた国立大学が、どう戦ったかの歴史的モニュメントでしょう」

と話す。

いま、この「研究室」は、社会心理学の実験室になっていて、大学院博士課程の金城亮さん（二六）ら、学生が使っている。

「慣れて慣れられないことはない、というところですか。国立は月謝も安いので学生はいいとしても、先生方がこんなところやプレハブに押し込められているのは……」

と、四年生の早瀬晃治さん（二一）。

ラットあきらめカエルで

三年後に、移転が完了する見通しとはいえ、ここは、大学のキャンパスとは呼べない。薄汚い工場群のイメージである。学内の研究室、実験室は、内部が機器と書籍、机で足の踏み場がないばかりか、廊下という廊下にそれらがはみ出している。

危険な水素、酸素ボンベが廊下わきに並び、ヘリウムのボンベが二十本ほど、廊下の天井からぶらさがる。女子トイレ前の廊下が実験室になり、隣の男子トイレの清掃道具入れの場所が、実験用の製氷室になっている。

当然、研究にも影響がでる。天野学部長は、東京・築地の国立がんセンターで肝臓癌の研究をしていた。広大に移ると、実験用のラットを飼う場所がない。系統のわかったネズミを一定の条件下で飼うには、恒温恒湿の十畳ほどのスペースがいる。しかたなくラットを断念し、いまはカエルに限定して研究を続けている。

「日本で最高レベルの研究だった。悲劇ですよ」

京大の研究者が、この「ラット事件」を語って言った。

超伝導を早くから手がけた藤田敏三教授（五三）の理学部低温物理学研究室の機材は、ほとんど手作りだった。

七年前、研究室開設のとき、そもそも超低温をつくる冷凍器がなかった。買えば二千万円はする。その心臓部だけを、他大学から譲り受け、町工場で資材を買い、旋盤を回し、バーナーを持って、作りあげた。それを置く電波シールド（遮断）室も手作り。この機械で超低温をつくるには、液体ヘリウムがいる。その費用が年間二百万円。これが苦しい。

「アイデアがあっても、ヘリウム代のことを考えて、実験をやめたりする」
と藤田教授はいつている。

〔後略〕

〔原文縦書〕

〔編注〕ルビは省略した。

213. 原爆放射能医学研究所の改組・附属国際放射線情報センター設置に関する概算 要求書〔抄〕*

〔平成5年／「平成6年度歳出概算要求書（研究所）」^{（5）}〕

1. 要求事由

- ア 原爆放射能医学研究所は、「原子爆弾の放射能による障害の治療および予防に関する学理並びにその応用研究」を目的として昭和36年に設立され、原爆による放射線障害とその発現機構の研究、被曝集団の疫学的調査と資料の分析、被曝者疾病障害の解析と治療に関する研究を行ってきた。
- イ 近年、急速に進歩した遺伝子操作技術に立脚した分子生物学は、生命科学の全領域に革命を引きおこし、本研究所においても放射線障害に対する従来の現象面の解析（個体及び細胞レベル）から、分子（遺伝子）レベルでの機序解明、疾病発生の予防方法開発並びに放射線障害の治療・診断方法の開発の必要性が生じてきた。
- ウ 一方、旧ソ連における原子炉事故は、広島・長崎原爆にはほとんどみられない「内部被曝」と放射性降下物による「微量放射線の人体障害」の問題、また、ブラジルのセシウム事故、旧ソ連の核実験事故・日本海への放射性物質投棄等、世界各地での放射能汚染は増加している状況にあり、環境問題としての低線量域を含む放射線影響研究の必要性が生じてきた。
- エ これまでにこれらの事故の発生した地域より研究者が、本研究所を訪れており、それらの研究者に教育・研修と放射線情報の提供を行っており、この種の教育・研修は今後ますます増加する。
- オ 原爆被災後50年を迎えようとしている現在、建造物の改築など被災学術資料の確保、被曝者の高齢化とともに、原爆放射線による染色体異常をもつ血液・腫瘍サンプルなどの資料の入手が困難になりつつあるが、人体に対する放射線の影響について、その発症機構はなお解明されていない。特に原爆被曝者に多発している各種の癌や循環器の疾患の病因の追及とその予防が、地元住民から切望されている。
- カ これまでに蓄積された原爆障害の医学的資料は、各方面から公開の要望があり、

社会の要請がますます強くなってきている。また、医学情報、被爆体験情報、健康事象などを情報ネットワーク化することの要望も高まっている。

キ このように放射線影響研究の動向や、社会情勢の変化などにより、放射線を中心とする生命現象の機構確明、新しい治療・診断技術の開発と安全性評価及び国際協力の諸問蔵^(ママ)を踏まえ、放射線影響研究の進め方について検討を行ってきた結果、関連分野の共同研究を活性化すると同時に研究課題の取組みに柔軟性を持たせるため、研究手段が似通ったレベル別に4つの大部門に改組し、また、附属の原爆被災学術資料センターについても、従来の「原爆被災に関する資料及び情報の調査、蒐集、整理、保存とその活用に関する研究」に加え、「環境問題としての放射線影響研究及び国際協力の機能（組織化）」を設けることが必要であるとの結論に至った。

ク このため、現在の10部門を「環境生物」、「分子生物」、「社会医学」及び「病態治療」の4大部門に改組し、また、附属の原爆被災学術資料センターを「国際放射線情報センター」に改組し、原子爆弾の放射能にとどまらず、放射線影響研究の一層の拡充・深化と国際協力を含めた社会的要請に応える必要がある。

〔後略〕

214. 大学院国際協力研究科博士課程設置計画書〔抄〕

[平成6年1月6日⁽²⁾]

〔前略〕

(1) 設置の趣旨及び必要理由

1. 設置の趣旨

アジアを中心とした発展途上国への開発協力は、我が国が果たすべき国際貢献の中で最優先的に考えるべき課題である。開発協力や様々な分野での協力関係の樹立・増進は、我が国の外交の柱となる重要な方向であり、国際社会での共生を図るための大きな課題でもある。今日の発展途上国は、貧困問題を抱えている上に、人口の増加や環境問題、地域紛争などによって生活条件が悪化し、生存が脅かされている国もある。更に、開発のためのインフラの未整備、教師や医師の不足、劣悪な医療環境、低い技術水準、大きな所得格差などの諸問題に直面している。東西対立が終結したとはいえ、民族問題や宗教的対立による地域紛争は、ますます先鋭化しつつある。こうした諸問題を解決するためには、それぞれの専門知識と総合的判断能力を持った人材の養成が先決であり、これらの分野の教育研究組織の充実が不可欠、かつ急務である。

広島大学は、11学部、9研究科、1研究所、7学内共同教育研究施設、約1,600

名の教官による総合大学であり、早くから外国人留学生の受入れや国際学術交流の推進に積極的な役割を果たしてきた。これまでの教育分野での長い歴史と実績、中国・四国地区の高等教育の中核大学としての役割や位置付けを前提として、国際協力研究科の設置を目指すものである。現実問題として、開発協力の分野で活躍できる人材が、国内にも、また、援助を受入れる国側にも著しく不足している。新しい研究科は、こうした課題に応えるべく、発展途上国の発展に総合的に協力できる有為な人材を質的・量的に養成することを目的として設置するものである。

本計画は、将来、特にこの分野で活躍が期待されるアジアからの留学生の受入れに力を入れ、新しい教育理念に基づいた体系的、効率的な教育体制を導入し、学位取得年限の短縮化などを目指す。近年、外国人留学生の増加に伴い在来の研究科制度では、日本人学生と外国人留学生との格差を是正することが不可能となってきている。したがって、本計画により外国人留学生に対するきめ細かな教育・研究指導を行うことも大きな特徴である。また、総合的判断能力養成のための、文系、理系の融合も本研究科のカリキュラム上の特徴でもある。

2. 必要理由

① 広島大学の総合大学としての特性、教育の伝統

ア 広島大学は、先に述べたとおり平成4年12月の基本方針の中で、最優先的事項として、「本学の歴史の実績及び現在の実情並びに国際文化の基礎研究に基づき、経済・社会、教育、技術、医療等の国際的な開発・協力に関する教育研究を行うため、関連する研究科の改組転換を含め、独立の研究科を設置する。」ことを決定した。国際協力研究科（独立研究科）は、発展途上国の実情に合った総合判断能力と豊かな人間性を備えた人材を養成することを目的としている。本学は、総合大学としての特性を活かした文系、理系の教育・研究上の融合を図るなど、新しい教育・研究に積極的に取り組む校風があり、国際人材養成の新しいタイプの独立研究科を設置する諸条件を備えている。

イ 広島大学は、広島高等師範学校や広島文理科大学を前身に持ち、多くの教育者を輩出してきた。教育の伝統を持つ本学が、国際協力を推進する人材や教育者、研究者を養成する独立研究科を構想し、時代の要請に応えるのは、伝統を継承した本学の使命であり、また、学内の人材や情報、種々なノウハウを活かすことができる。

② アジアからの留学生の受入れ実績と地域との連携

ア 広島大学は、アジアからの留学生の受入れに早くから積極的に取り組み（明治38年から受入れ実績あり）、現在もアジアを中心に約50か国から500近い留学生が本学で勉学している。また、広島地域は、外国人留学生の支援に積極的であり、広島県、広島市、熊平奨学金など私費留学生に対する奨学金制度も充実

している。外国人留学生が希望申請すれば、どこかの奨学金が給付される状況で、外国人留学生を大切にしている地域特性をもっている。

イ 工学系及び社会科学系の特定分野（国際開発・協力的分野）においては、アジア各国から本学への留学希望の問い合わせが殺到しており、現在の研究科収容能力では、とても賄い切れない状態である。

ウ 広島県は、国際協力関係事業に積極的に取り組んでおり、年間100名程度の技術研修生の受入れ実績があり、また、平成9年度には「広島国際協力センター」を開所し、国際人材養成（主に技術者）を図ろうとしている。一方、広島市は、国際平和文化都市として、特に世界平和の推進に重要な役割を果たしてきた。また、広島県、広島市、広島商工会議所及び広島県の主な民間企業が協力して、シンガポール、ソウル等に海外事務所を持ち、国際定期航空路線も香港、ソウル、シンガポールとの間に開設され、続いて中国、タイなどの間で開設の交渉がなされている。このように地元は、国際協力や国際交流事業の拡充に積極的であり、広島大学に国際協力研究科を設置することは、国際人材養成事業等の推進において、地元との連携が図りやすく、お互いに協力し合うことができ、ますます外国人留学生の受入れに力を注ぐことができる。

③ 中国・四国・九州地区には、大学院レベルの国際開発協力関連の人材養成機関がないこと、また、外国人留学生の東京一極集中緩和策の受け皿として

ア 中国・四国・九州地区に大学院レベルの国際開発協力関連の研究科あるいは発展途上国の諸課題を総合的に研究し、人材養成をする機関がまだ存在しない。中国・四国地区の中核大学としての役割を果たしてきた広島大学は、これまで外国人留学生の受入れや関連諸分野の研究実績と研究者を有しており、国際開発・協力の領域の大学院整備について、十分な条件を備えている。

イ 現在、日本で勉学に励む外国人留学生の数は、48,561名（平成4年5月現在）である。このうち、東京地区の大学で勉学する外国人留学生は21,456名（関東地区では29,569名）おり、全体の45%（関東地区では60%）を占めている。東京は、あらゆる面での一極集中により、生活環境や勉学環境の悪化が指摘されている。国土庁は、地方都市の国際交流を促進するため「小さな世界都市」構想を検討しており、この中で特にアジアなど発展途上国からの留学生は、生活費の高い東京では暮らしにくいことから、地方の大学を活用するように指摘していく考えである。広島大学は、東広島市への統合移転を平成7年3月に完了しようとしており、外国人留学生に対してもより優れた勉学と生活のための環境を提供できる。

3. 人材養成

本研究科は、地元の強い要請に応じて、広島大学の総合大学としての特性を活か

しながら、いわゆる、ゼネラリストの養成が主な目的ではなく、開発協力分野で総合的判断能力と専門的知識を持って活躍できるスペシャリスト及び研究者を全学体制で養成しようとするものである。

なお、日本人学生については実際に発展途上国へ赴き、また、外国人留学生についてはそれぞれの出身国に帰国して、高度なリーダーシップを持って国造りに役立つ人材を養成することになる。

〔後略〕

215. 学校教育学部附属障害児教育実践センター設置に関する概算要求書〔抄〕*

〔平成6年／「平成7年度歳出概算要求書（国立学校）」^{（5）}〕

1. 要求事由

- (1) 本学部には、全国の教員養成系大学で唯一、盲・聾・養護学校教員養成課程が設けられているが、附属盲学校・聾学校・養護学校が設置されていないため、3課程の障害児教育の実践と研究に支障をきたしている。
- (2) 従来の特殊学級及び特殊教育諸学校に加えて、平成5年度から新たに通級制度が実施され、教育の対象となる児童・生徒の障害の程度や種類について、学習障害・軽度障害に対する対応が求められるようになってきている。
- (3) 通常学級においては、近年、不登校や情緒障害・心身症等特別な教育的配慮を必要とする児童生徒が増加している状況で、教員養成学部としては広範な専門的知識や技術を習得することが求められており、これに対応できる研究と教育指導の場は必要不可欠な条件である。
- (4) このため、現職教員及び学部生・大学院生の教育と研究の場として、本センターを設置し、障害児教育に対する専門的知識と実践力を備えた指導者の養成を行いたい。

2. 学術的または社会的意義・特色

- (1) 本センターは、①就学前及び学齢期の児童・生徒の教育相談と指導②障害の検査及び評価③個別教育プログラムの作成④教育現場に必要な教材・教具の開発・作成⑤学齢超過者及び中途障害者の社会及び家庭生活能力向上のための教育⑥地域障害児教育関係者及び保護者への教育相談と指導⑦障害児教育に係わる現職の再教育⑧障害児教育に関する臨床的・実践的研究の充実等を行い、広島県に限らず中・四国の障害児教育の教育研究活動の中心となる施設である。
- (2) 高齢人口の増加、医療の進歩がもたらした未熟児、新生児死亡の低下による障害児発生率の増加と障害者の長寿化、疾病構造の変化や交通障害・労働災害による中途障害者の増加等により、障害児（者）の全人口にしめる割合が増えつつあ

る。

- (3) このような状況の中で、本センターの果たす役割は社会的、学術的にも大きな意義がある。

〔後略〕

216. 法学部・経済学部改組（夜間主コース設置）に関する概算要求書〔抄〕*

[平成6年／「平成7年度歳出概算要求書（国立学校）」^{（5）}]

1. 要求事由

- (1) 本学の法学部第二部及び経済学部第二部は、昭和25年4月、県、財界、産業界及び定時制を持つ高等学校の強い要望により、勤労学生のために設置されたものであり、以来、そのニーズに応え官界、産業界等に有為な人材を送り出し、地或に貢献してきた。
- (2) 特に企業等は、法学分野では情報化、国際化の進展とともに、高度に複雑化した現代の日本社会で、新しい法律問題が日常的に発生しており、これらのすぐにも解決しなければならない法律上のトラブルに適切に対処する能力者の養成、また、経済学分野では、社会状況の急激な変化、世界的な社会情勢の変化などを敏感にとらえ、的確な分析をするなど、将来を見通した実務を行う能力者の養成を求めており、高等教育機関としてこれらの人材養成に応える必要がある。
- (3) 最近の勤務形態の変化（フレックスタイム等）に対応して社会人などに対し、多様な学習機会を提供するとともに、夜間学生と昼間コースの学生との交流を通じて、相互に刺激を与え合うことにより、学習意欲の向上が図れるなど教育上の効果が期待できるため、第二部（夜間部）を廃止し昼夜開講制に移行して教育の充実を図りたい。
- (4) また、生涯学習の振興により、社会人および職業人からも新たな学習機会の創設、拡充の要請もあり、短期間で専門教育が習得できる場として、主として夜間において授業を行うコースに編入学の定員枠（10名）を新たに設け、その要望に応えたい。

〔後略〕

217. 地域共同研究センター設置に関する概算要求書〔抄〕*

[平成6年／「平成7年度歳出概算要求書（国立学校）」^{（5）}]

1. 要求事由

- (1) 大学はこれまで人材の養成と学問研究の創造を通じて、社会の発展に寄与して

きた。近年における我が国の急激な科学技術の発展と技術の多様化に伴って、地域産業界並びに地域社会の各方面から、大学のもつ先端的科学技術の移転と技術における具体的課題解決への大学の寄与に対して多大の期待と要請が寄せられており、本来大学が負う学術研究に対する使命と役割を踏まえつつ、大学の主体性の下にこの要請に適切に応えることが急務となっている。

- (2) 広島県は、昭和36年産・官・学で構成された広島産学共同懇談会を設置し、技術開発支援を行ってきた。昭和59年3月高度技術工業集積地域開発促進法（テクノポリス法）に基づく“広島中央テクノポリス”の開発計画の承認を得て、東広島市をその地域と設定し、エレクトロニクス、新素材、バイオテクノロジーなどの先端的技术産業の導入を推進している。（なお、広島産学共同懇談会は広島中央テクノポリスの承認とともに広島県産業技術振興機構と改称し、引き続き活動している。）
- (3) さらに、通商産業省は、昭和63年5月「地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律」（頭脳立地法）を公布し、産業の頭脳部分を地域に集積させることによって地域産業の高度化を図る“頭脳立地構想”を推進している。広島県はこの構想に基づき、広島中央テクノポリスの中心地で、広島大学に隣接した地域に“広島中央サイエンスパーク”を立地し、平成4年4月(株)広島テクノプラザを設置し、県内産業の高度化を支援する中核施設としての役割を開始した。この地には、国税庁醸造試験所を始め、中国電力(株)技術研究センター、フォード自動車日本(株)部品開発センター及び松下電器産業(株)情報システム研究所の設置も決定されるなど研究開発の拠点地域として整備されつつある。
- (4) 現在、中心となる研究グループが様々な学部にあつて存在し、それぞれが各学部で独自に装置を開発し、ノウハウを蓄積し、独立に研究を展開しているが、放射光源を導入したことにより、各研究グループはセンターの放射光源を共有する形で研究を実施することが出来る。このような共同利用をサポートするためには、従来の学部組織を離れた固有の組織が不可欠である。
- (5) 本学は、今日という“異業種交流”の手本となった広島産学共同懇談会の主要なメンバーとして昭和36年から広島地域の技術開発に関する指導的役割を担い、次いで広島中央テクノポリスの承認とともに開設された広島県産業技術振興機構においても地域産業界における技術開発に指導的役割を果たしてきた。しかし、これらの役割は、教官の個人的意思と判断によって推進されてきたものであり、地域産業界が本学に期待している先端的技术の移転に関する要望に対応するためには、地域の科学技術交流を円滑に推進する組織と施設の整備は不可欠である。なお、地域産業界との連携と要請に対応するための当面の組織として、平成5年1月工学部技術相談室（Industry Relation Center）を開設し、ニーズの把握に努

めるなどしてきたが、一層の機能充実が求められている。

2. 学術的社会的意義

- (1) 広島県が推進している頭脳立地構想の中心地である広島中央サイエンスパーク（広島大学西条キャンパスに隣接）内に設置される(株)広島テクノプラザ、国税庁醸造試験所を始め、中国電力(株)技術研究センター、松下電器産業(株)情報システム研究所、フォード自動車日本(株)部品開発センター等との積極的連携・協力による高度先端技術の研究開発及び技術者の養成が図られるとともに中国工業技術研究所、広島県西部工業技術センター等と情報ネットワークを組むことによって科学技術データベースの共同活用並びに技術情報の迅速提供が可能となる。
- (2) 技術開発の集積地・拠点の結成により、地域に密着した先端技術の研究開発が推進される。
- (3) 地域産業の要請に密着した共同研究、受託研究が実施されることにより研究資金及び研究設備の導入が図られ、学内の研究活性化に結びつくとともに、産・官・学の総合的共同研究が推進される。
- (4) 研究者と技術者の交流が活発となり、基礎研究と応用研究の総合的視野にたった高度な学術研究が推進され、地域産業界の発展に貢献できる。
- (5) 地域産業界の技術者養成を行うことにより、レベル向上が図れる。
- (6) 大学院生を技術開発研究に参加させることにより実践的技術を体得させることができる。
- (7) 外国人研究者等を受け入れたり、共同プロジェクトを組むことにより、海外との学術研究の活性化を図り、より一層の先端技術の質の向上が図れる。

〔後略〕

218. アイソトープ総合センター設置に関する概算要求書〔抄〕*

[平成6年／「平成7年度歳出概算要求書（国立学校）」⁽⁵⁾]

1. 要求事由

- (1) 今日、大学等における先端的研究開発、教育活動の発展に伴い、放射性同位元素(以下、R I という)は、理工学、生物学、医薬学、農学等、自然科学のあらゆる分野で広く利用されている。本学においても、R I を利用した研究・教育が活発に行われ、その成果は着実に現れている。
- (2) 本学の西条キャンパスにはアイソトープ中央実験施設をはじめ、工学部、生物生産学部、総合科学部にR I 利用施設が設置されているが、現状は、利用者の増加に伴い施設が手狭になり、使用できる核種は限られている。故に、高レベルR I を利用すること並びに高性能実験設備の不備等からも、各学問分野にまたがっ

た先端的共同研究の進展に支障を来たしている。

- (3) R I を利用した研究の高度化・多様化に伴い、研究者が研究により複数の R I 利用施設を使用することが多くなったことから、全学的な立場から総合的に、R I 使用者(業務従事者)の安全管理、教育訓練、健康管理を行う必要がある。また、各部局の R I 利用施設の総合的な放射線安全管理の必要性から、先端的研究開発や高レベル R I の取扱実験室及び高性能実験設備の提供が求められている。
- (4) このため、全学の R I 安全管理、R I 使用者の高度な教育訓練、健康管理、R I 排水や有機 R I 廃液の処理業務、さらには、高性能実験設備の提供を目的としたアイソトープ総合センターを設置する必要がある。

〔後略〕

219. 学校教育学部附属教育実践総合センター設置に関する概算要求書〔抄〕*

[平成7年/「平成8年度歳出概算要求書(国立学校)」⁽⁵⁾]

1. 要求事由

- (1) 文部省による統計調査が開始された1985年以降、いじめは減少傾向にあった。しかし、近年いじめが原因と思われる児童生徒の自殺が相次ぎ、発生件数の減少とは裏腹に、問題の深刻さが一挙に大きな社会問題になってきている。また、いじめのみならず不登校や無気力児童生徒の急増も現代の学校教育にかかわる大きな問題である。
- (2) いじめはもとより、不登校や非行等の問題は、単に学校教育だけの問題ではなく、社会のあり方にも深く根ざした問題である。親や教師さらには、子供達のみでは解決が著しく困難な問題であり、国民全てがそれぞれの立場でその解決のための努力をしなければならない。とりわけ、行政や学校、さらには大学等の関係諸機関は相互に密接な連携をとり、問題の解決に当たることが求められている。
- (3) いじめや不登校や非行等の問題を根本的に解決していくために、教員養成系大学・学部がなすべき緊要な課題は、生徒指導や教育相談、道徳教育等にかかわる学部教育の充実・強化を図り、高度な生徒指導実践力を有する人材養成を行うとともに、いじめの防止・解決を目的とした実践研究を推進していくことである。同時に、現職教員や専門的教育相談員を対象としたいじめ指導にかかわる相談・情報提供、研修活動を組織的かつ継続的に行っていくことも重要な課題である。
- (4) このため、本学教育学部及び教育委員会と密接な連携を計りながら、いじめや不登校等に関する実践研究の推進並びに現職教員や専門的教育相談員等を対象とした相談・助言活動や研修活動を推進するとともに、生徒指導や教育相談等の学部教育カリキュラムの改善・充実を計り、もって、いじめや不登校、校内暴力等

の問題の根本的解決に資することを目的として、学校教育学部にて「学校教育相談実践センター」の設置を要求する。

〔後略〕

220. 放射光科学研究センター設置に関する概算要求書〔抄〕*

〔平成7年／「平成8年度歳出概算要求書（国立学校）」⁽⁵⁾〕

1. 要求事由

- (1) シンクロトロン放射光源は、従来の光源に比べて種々の点で格段に優れている。この光源の利用により物質科学、生命科学等の基礎科学、さらには応用科学の様々な分野での飛躍的な発展が期待できる。
- (2) 既存の放射光施設における放射光利用者の急増と研究内容の著しい質的向上に伴い、放射光施設を地域分散配置することへの要望が非常に高まってきた。
- (3) 本学では、軟X線を中心として、真空紫外線からX線における新しい分光研究（特に大強度真空紫外線を用いた電子準位決定や結果予測の困難な挑戦的研究）の開拓を目指すため、平成7年度に小型放射光源を設置した。
- (4) 現在、中心となる研究グループが様々な学部にわたって存在し、それぞれが各学部で独自に装置を開発し、ノウハウを蓄積し、独立に研究を展開しているが、放射光源を導入したことにより、各研究グループはセンターの放射光源を共有する形で研究を実施することが出来る。このような共同利用をサポートするためには、従来の学部組織を離れた固有の組織が不可欠である。
- (5) また、センターのスタッフの優れた研究を通して実験装置が高性能の状態に維持され、さらに改良・開発が行われることが、共同利用実験の質的向上に直結する。センターの研究を高度な水準に維持し、さらに発展させていくことで、優れた研究者の養成並びに高度の専門教育を受けた人材の育成を可能にし、産業界からの養成に應えることができる。
- (6) 近隣大学、高専、研究所、自治体及び企業との地域共同利用も期待されている。
- (7) このような期待や要請に應えるため、学内共同教育研究施設として、放射光科学研究センターの新設を要求するものである。

2. 学術的又は社会的意義、特色

- (1) 物質科学、生命科学等の基礎科学や工学、医学等の応用分野の発展に寄与する。
- (2) これらの分野における優れた研究者の養成並びに高度の専門教育を受けた人材の育成に大きく貢献する。
- (3) 本学研究者による放射光利用研究の成果は、様々な国際会議で発表され、高い評価を受けてきている。国内外特許も申請・許可されている。これらの研究を一

層促進し、学術研究の拠点を形成する。

- (4) 大学研究者はもとより、国内外の研究者の学術交流拠点となる。特に、国際交流促進への影響は大きい。
 - (5) 自治体、産業界の利用による地域産業振興に寄与する。
 - (6) 地域型放射光源を他に先駆けて導入することにより、大学はもとより周辺地域の活性化が期待される。
- 〔後略〕

221. ナノデバイス・システム研究センター設置に関する概算要求書〔抄〕*

〔平成7年／「平成8年度歳出概算要求書（国立学校）」^{〈5〉}〕

1. 要求事由

- (1) 集積化システム研究センターは、より人間に近い機能を持つ問題解決型のコンピュータを実現することを目的として、昭和61年度に、10年時限の学内共同教育研究施設として設立された。コンピュータシステムの設計原理（アーキテクチャ）の研究と、これを実現するハードウェア（LSI及び加工プロセス）の研究とを融合的に推進することが本センターの特徴となっている。
- (2) これまでのコンピュータのソフトとハードの融合的研究によって、三次元光結合共有メモリの試作と基本動作実験に成功した。また、LSIの集積度を現在の1,000倍まで向上できる極微細トランジスタを開発した。
- (3) 一方、これまでの研究によって新たな研究課題も浮上してきた。その問題を解決することは、コンピュータ技術に革新をもたらす可能性のあることが分かってきた。
- (4) すなわち、1) 超高集積で多層の三次元光結合共有メモリを実現するためには、発光素子をシリコンチップ上に、これまでのような張り合わせではなく、モノリシック（一体的）に集積化する技術が必要。2) 超大容量メモリとプロセッサを同一シリコン基板上に集積化し、大容量データを並列的に入力したり出力できる光結合LSIの開発研究が重要。3) これまでのように、プロセッサ（演算装置）が主役を演じるのではなく、現在のLSIの集積度の1,000倍以上の容量を持つメモリ（1兆ビット：テラビット級と呼ぶ）が主役を演じる新しい方式のコンピュータが必要、等である。
- (5) 上記(4)のような挑戦的研究課題への取り組みは、現在、厳しい国際競争にさらされている日本の半導体メーカーの研究所では容易ではない。学内共同研究により、多数の異なる研究分野の専門家の協力が得られる本研究センターのような、自由度の高い組織ではじめて実施可能である。また、このような高度の研究開発

に取り組むことのできる人材育成にも社会からの強い要請がある。

- (6) これらの研究には、本研究センターの既設部門の発展的転換のみによっては対応することが難しく、まったく新しい学問領域の開拓が必要であり、4つの研究領域を持つナノデバイス・システム研究センターの設置を要求する。

〔後略〕

222. ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー規程

[平成8年6月11日規程第35号/学報738号]

広島大学ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー規程

(設置)

- 第1条 広島大学（以下「本学」という。）に、広島大学ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー（以下「ラボラトリー」という。）を置く。

(目的)

- 第2条 ラボラトリーは、本学大学院において、ベンチャー・ビジネスの萌芽ともなるべき独創的な研究開発を推進するとともに、高度の専門的職業能力を持つ創造的な人材の育成に資することを目的とする。

(業務)

- 第3条 ラボラトリーは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 先端的研究装置を備え、それらを学内研究者の共同利用に供すること。
- (2) 大学院学生及び若手研究者を主体とする共同利用研究計画を支援すること。
- (3) 複数の研究科と連携した特別授業の企画及び立案に関すること。
- (4) 国内外の研究動向及び社会的要請に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (5) その他ラボラトリーの目的を達成するために必要な業務

(組織)

- 第4条 ラボラトリーに、次の職員を置く。

- (1) 施設長
- (2) 施設主任
- (3) その他必要な職員

- 第5条 施設長は、本学専任の教授をもって充てる。

- 2 施設長は、次条に定めるベンチャー・ビジネス・ラボラトリー運営委員会の推薦により、学長が任命する。

- 3 施設長は、ラボラトリーの業務を掌理する。

- 4 施設長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 5 施設長が辞任したとき、又は欠員となったときの後任者の任期は、その任命され

た日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

- 6 施設主任は、本学専任の教授又は助教授をもって充てる。
- 7 施設主任は、学長が任命する。
- 8 施設主任は、施設長の職務を補佐する。
- 9 施設主任の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 10 施設主任が辞任したとき、又は欠員となったときの後任者の任期は、その任命された日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

(運営委員会)

第6条 ラボラトリーに、広島大学ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

- 2 運営委員会は、ラボラトリーに関し次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 管理運営の基本方針に関すること。
 - (2) 教官の人事に関すること。
 - (3) 予算・概算に関すること。
 - (4) その他ラボラトリーの運営に関すること。

第7条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 施設長及び施設主任
- (2) 理学研究科及び工学研究科が、それぞれその研究科担当の教授又は助教授のうちから推薦する者1名
- (3) 生物圏科学研究科が、その研究科担当の教授又は助教授のうちから推薦する者2名
- (4) 運営委員会が必要と認めた教官若干名

2 委員は、学長が任命する。

3 第1項第2号から第4号までの委員の任期は、2年とし、4月1日に任命することを常例とする。ただし、4月2日以降に任命された委員の任期は、その任命された日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

4 第1項第2号から第4号までの委員の再任は、妨げない。

第8条 運営委員会に委員長を置き、施設長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を行う。

第9条 運営委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第10条 ラボラトリーに関する事務は、工学部事務部において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附則

- 1 この規程は、平成8年6月11日から施行する。
- 2 ラボラトリー設置後最初に任命される施設長については、第5条第2項の規定にかかわらず、総合科学部長、理学部長、工学部長及び生物生産学部長の推薦により、学長が任命するものとし、その任期については、同条第4項本文の規定にかかわらず、平成10年3月31日までとする。
- 3 ラボラトリー設置後最初に任命される施設主任の任期については、第5条第9項本文の規定にかかわらず、平成10年3月31日までとする。

(制定理由)

広島大学に、ベンチャー・ビジネスの萌芽ともなるべき独創的な研究開発を推進するとともに、高度の専門的職業能力を持つ創造的な人材の育成に資することを目的とする広島大学ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーを置くこととするため。

223. 情報教育研究センター規程

[平成8年9月17日規程第41号／学報741号]

広島大学情報教育研究センター規程

(設置)

第1条 広島大学（以下「本学」という。）に、広島大学情報教育研究センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、学内共同教育研究施設として、教養的教育における情報教育のための教材開発及び機器の管理を行い、その実施について企画・支援を行うとともに、ネットワークなど情報機器を用いた高度な教育システムについて、先端的な研究を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 教養的教育における情報教育の企画・立案及び実施の管理に関すること。
- (2) 情報教育のための情報機器の管理及び更新並びにユーザインターフェースの開発に関すること。
- (3) 情報教育の効果的な方法の調査研究及び開発並びにネットワーク利用による教育方法の研究に関すること。

- (4) 情報機器を用いた自発的学習の促進と教育支援に関すること。
- (5) 情報機器を用いた高度な教育システムの研究に関すること。
- (6) その他センターの目的を達成するために必要な業務に関すること。

(部門)

第4条 センターに、次の部門を置く。

- (1) 情報教育方法研究部門
- (2) 情報教育基盤研究部門

(組織)

第5条 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) センター主任
- (3) その他必要な職員

2 センターに、研究員及び客員研究員を置くことができる。

第6条 センター長は、本学専任の教授をもって充てる。

2 センター長は、第8条に定める情報教育研究センター運営委員会の推薦により、学長が任命する。

3 センター長は、センターの業務を掌理する。

4 センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 センター長が辞任したとき、又は欠員となったときの後任者の任期は、その任命された日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

6 センター主任は、本学専任の教授又は助教授をもって充てる。

7 センター主任は、第8条に定める情報教育研究センター運営委員会の推薦により、学長が任命する。

8 センター主任は、センター長の職務を補佐する。

9 センター主任の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

10 センター主任が辞任したとき、又は欠員となったときの後任者の任期は、その任命された日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

第7条 研究員は、本学専任の教官のうちから次条に定める情報教育研究センター運営委員会の推薦により、学長が任命する。

2 研究員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 客員研究員は、学外の研究者のうちから次条に定める情報教育研究センター運営委員会の推薦により、学長が委嘱する。

4 客員研究員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第8条 センターに、広島大学情報教育研究センター運営委員会（以下「運営委員会」

という。)を置く。

2 運営委員会は、センターに関し次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 管理運営の基本方針に関すること。
- (2) 教官の人事に関すること。
- (3) 予算・概算に関すること。
- (4) その他センターの運営に関すること。

第9条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) センター長及びセンター主任
- (2) 総合科学部長
- (3) 総合情報処理センター長
- (4) 各学部が、それぞれその教授又は助教授のうちから推薦する者1名
- (5) 総合情報処理センターがその教官のうちから推薦する者1名
- (6) 運営委員会が必要と認めた教官若干名

2 委員は、学長が任命する。

3 第1項第4号から第6号までの委員の任期は、2年とし、4月1日に任命することを常例とする。ただし、4月2日以降に任命された委員の任期は、その任命された日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

4 第1項第4号から第6号までの委員の再任は、妨げない。

第10条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を行う。

第11条 運営委員会は、必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第12条 専門の事項を調査研究するため必要があるときは、運営委員会に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員は、運営委員会の推薦により、学長が任命する。

(事務)

第13条 センターに関する事務は、当分の間、総合科学部事務部において処理する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附則

1 この規程は、平成8年10月1日から施行する。

- 2 センター設置後最初に任命されるセンター長については、第6条第2項の規定にかかわらず、旧広島大学教養的教育検討委員会特別委員会情報教育研究センター設立準備専門委員会の推薦により、学長が任命するものとし、その任期については、同条第4項本文の規定にかかわらず、平成10年3月31日までとする。
- 3 センター設置後最初に任命されるセンター主任については、第6条第7項の規定にかかわらず、旧広島大学教養的教育検討委員会特別委員会情報教育研究センター設立準備専門委員会の推薦により、学長が任命するものとし、その任期については、同条第9項本文の規定にかかわらず、平成10年3月31日までとする。
- 4 センター設置後最初に任命される第9条第1項第4号の委員のうち、総合科学部、学校教育学部、経済学部、理学部及び医学部所属の委員の任期については、同条第3項ただし書の規定にかかわらず、平成9年3月31日までとする。

(制定理由)

広島大学に、学内共同教育研究施設として、教養的教育における情報教育のための教材開発及び機器の管理を行い、その実施について企画・支援を行うとともに、ネットワークなど情報機器を用いた高度な教育システムについて、先端的な研究を行うことを目的とする広島大学情報教育研究センターを置くこととするため。

224. 外国語教育研究センター規程

[平成8年9月17日規程第40号/学報741号]

広島大学外国語教育研究センター規程

(設置)

第1条 広島大学(以下「**本学**」という。)に、広島大学外国語教育研究センター(以下「**センター**」という。)を置く。

(目的)

第2条 センターは、学内共同教育研究施設として、外国語教育の理論的・実践的研究に基づいたカリキュラム改革、教育内容及び教育方法の改善、自発的学習環境を整えるための教育機器及び設備の開発・充実並びに多様で高度な外国語研修体制の確立などを推進することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 教養的教育における共通科目としての外国語科目の企画・立案及び実施の管理に関すること。
- (2) 外国語教育方法の理論的・実践的研究及び教材開発に関すること。
- (3) 学内検定制度及び習熟度別クラス編成に向けた評価システムの開発に関するこ

と。

- (4) 自発的学習の教育支援及び学習環境の整備に関すること。
- (5) 外国語運用能力を高めるための研修プログラムの立案及び実施に関すること。
- (6) 外国語教育担当教官の研修に関すること。
- (7) その他センターの目的を達成するために必要な業務に関すること。

(組織)

第4条 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) センター主任
- (3) 研究員
- (4) その他必要な職員

2 センターに、客員研究員を置くことができる。

第5条 センター長は、本学専任の教授をもって充てる。

2 センター長は、第7条に定める外国語教育研究センター運営委員会の推薦により、学長が任命する。

3 センター長は、センターの業務を掌理する。

4 センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 センター長が辞任したとき、又は欠員となったときの後任者の任期は、その任命された日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

6 センター主任は、本学専任の教授又は助教授をもって充てる。

7 センター主任は、第7条に定める外国語教育研究センター運営委員会の推薦により、学長が任命する。

8 センター主任は、センター長の職務を補佐する。

9 センター主任の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

10 センター主任が辞任したとき、又は欠員となったときの後任者の任期は、その任命された日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

第6条 研究員は、本学専任の教官のうちから次条に定める外国語教育研究センター運営委員会の推薦により、学長が任命する。

2 研究員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 客員研究員は、学外の研究者のうちから次条に定める外国語教育研究センター運営委員会の推薦により、学長が委嘱する。

4 客員研究員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第7条 センターに、広島大学外国語教育研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、センターに関し次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 管理運営の基本方針に関すること。
- (2) 教官の人事に関すること。
- (3) 予算・概算に関すること。
- (4) その他センターの運営に関すること。

第8条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) センター長及びセンター主任
- (2) 総合科学部長
- (3) 各学部及び大学院国際協力研究科が、それぞれその教授又は助教授のうちから推薦する者1名
- (4) 運営委員会が必要と認めた教官若干名

2 委員は、学長が任命する。

3 第1項第3号及び第4号の委員の任期は、2年とし、4月1日に任命することを常例とする。ただし、4月2日以降に任命された委員の任期は、その任命された日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

4 第1項第3号及び第4号の委員の再任は、妨げない。

第9条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を行う。

第10条 運営委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第11条 専門の事項を調査研究するため必要があるときは、運営委員会に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員は、運営委員会の推薦により、学長が任命する。

(事務)

第12条 センターに関する事務は、当分の間、総合科学部事務部において処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附則

1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

2 センター設置後最初に任命されるセンター長については、第5条第2項の規定にかかわらず、旧広島大学教養的教育検討委員会特別委員会外国語教育研究センター

設立準備専門委員会の推薦により、学長が任命するものとする。

- 3 センター設置後最初に任命されるセンター主任については、第5条第7項の規定にかかわらず、旧広島大学教養的教育検討委員会特別委員会外国語教育研究センター設立準備専門委員会の推薦により、学長が任命するものとする。
- 4 センター設置後最初に任命される第8条第1項第3号の委員のうち、文学部、学校教育学部、経済学部、医学部、工学部及び大学院国際協力研究科所属の委員の任期については、同条第3項本文の規定にかかわらず、平成10年3月31日までとする。

(制定理由)

広島大学に、学内共同教育研究施設として、外国語教育の理論的・実践的研究に基づいたカリキュラム改革、教育内容及び教育方法の改善、自発的学習環境を整えるための教育機器及び設備の開発・充実並びに多様で高度な外国語研修体制の確立などを推進することを目的とする広島大学外国語教育研究センターを置くこととするため。

225. 教育開発国際協力研究センター設置に関する概算要求書〔抄〕*

[平成8年／「平成9年度歳出概算要求書（国立学校）」⁽⁵⁾]

1. 要求事由

- (1) わが国の重点施策の一つに、発展途上国の人造りへの貢献があげられるが、こうした国際協力の中でも、工学・農学・医学等の高等教育、初等中等教育、社会教育、識字教育等を含めた教育分野における発展途上国の人造りのための教育協力には、十分な経験と実績をもつ大学が果たすべき役割は大きい。言うまでもなく、教育は「国の経済・社会発展を進めるための基盤」であり、貧困、人口、環境、開発と女性等の「地球的規模の問題解決の有効な手段」である。
- (2) 広島大学には国際協力研究科が設置され、国際協力についての高度な理論的専門的な研究が行われ、この分野での有為な人材の育成が行われている。また教育学部でも国際教育学研究や比較教育学研究の一環として、教育系分野での国際教育協力についての基礎的研究と人材の育成が行われてきた。また学校教育学部にあっても初等教育を中心とする国際教育協力への取り組みが行われているなど、各学部・研究科等においても、国際教育協力（受託研修員の受入れ、専門家の派遣協力等）について実績と経験を有している。特に教育系分野を中心とする国際教育協力では高い評価を得ている。
- (3) 平成9年度には、広島大学の隣接地に建設中の「JICA国際センター」及び「広島県国際協力センター」が開所する予定であるが、本学に「国際教育協力センター」を設置すれば、両機関との連携が可能となり、相互に協力することによ

り、本学のみならず我が国における国際教育協力の実践的開発研究を活性化することができ、「国際教育協力センター」が先導的な役割を果たすことができる。

- (4) 従来の実践の中で蓄積してきたノウハウを集約し、また、発展途上国からのニーズが高い国際教育協力について企画・調査研究し、情報データベースを整備し、さらに内外の諸機関との間でネットワークを構築することによって、わが国の国際教育協力の拠点的機能を果たし、他の大学との連携を促進し、最適な事業を展開するためのシステムを開発し、国際教育協力の効率と効果を高め、その最適化を図るためにも「国際教育協力センター」の設置が必要である。

〔後略〕

226. 文学部の改組（人文学科）に関する概算要求書〔抄〕*

〔平成8年／「平成9年度歳出概算要求書（国立学校）」^{〔ママ〕}〕

1. 要求事由

- (1) 本学文学部は、これまで哲学、史学、文学の3学科制の下に、それぞれ固有の研究領域と方法論をもつ28の小講座と、相互に関連する小講座を束ねた15の専攻（教室）から構成されてきた。
- (2) こうした文学部の編成自体は、戦後の学制改革で影響を受けたとはいえ、基本的には昭和4年に創設された旧制広島文理科大学以来の伝統を継承したものであり、それぞれの時代の社会的、並びに学術研究上の要請に応じて、十分に優れた研究成果を生み出し、多数の有能な人材を社会の各方面に送り出したことは、このこと自体十分に評価されている。
- (3) しかしながら、社会の高度化、複雑化、学生の教育研究に対するニーズの多様化等の状況に鑑み、以下に述べる理由により、現在の3学科、28講座、15専攻から、1学科「人文学科」、10大講座、5教育コースへの改組を要求する。
- (4) まず、学科を「人文学科」の1学科としたのは、人間に関する学問である人文学の一体性を確保して、人文学の諸分野が自由かつ柔軟に交流できるようにするためであり、28小講座を10大講座に再編成したのは、学術研究の継承性や基礎的分野の蓄積を損なわない限度において、共同研究や新学問分野にも弾力的に対応し、教員の人事交流を円滑化するためである。
- (5) 特に、新講座「文化財学」の新設は、社会や行政の要請に応じて埋蔵文化財学など、専門家の養成・再教育を目指し、同時に角筆文献の組織的な発掘拠点として、文学部の新しい方向、Center of Excellenceを目指すものである。
- (6) 5教育コース制の制定は、個性に応じた学生の幅広い選択を可能にすることを目的としており、伝統的基礎学に基づいて設定され、総合科学部に置ける学際・

総合型コースと対照をなしている。

- (7) また、大学や短期大学の学生が、更なる勉学の継を求めて、あるいは進路の方向転換を求めて、文学部の門を叩く例も少なくなく、最近では、会社員・主婦等が文学部の聴講生、研究生を希望する事例も急増し、大学や大学院受験を試みる例もあることから、今回これらに対応するため、3年次編入学定員を併せて要求する。

〔後略〕

227. 大学院先端物質科学研究科設置計画書〔抄〕

[平成9年7月31日⁽²⁾]

〔前略〕

大学院等の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類

1 設置の趣旨

自然のこゝろ（理）を探究する理学と豊かな人間社会の実現を目指して自然界に働きかける工学は、その研究の最先端においては相互に依存しあい、不可分の関係にある。理学分野と工学分野が融合し合った部分（先端物質科学）を新しい教育・研究分野としてとらえた本研究科の教育・研究活動は、文化重視型社会への移行期にふさわしい先導的役割を果たすことが期待される。

本研究科では、(1)電子や光子のような量子系の基礎科学とその機能性、(2)複雑系分子集合体としての生命体における物質的基礎と情報機能の解明という二つの分野を中心とした大学院教育を学際的、総合的かつ戦略的に展開する。

この学問分野は、「物質の持つ機能を微視的な観点でとらえ、その本質を基礎科学の視点で徹底的に究明し、これを基にして合目的な形で新たな機能を実現していく」という共通の哲学をよりどころに発展しつつある。特に最近の際だった特長として、高度に進歩した技術基盤のもとに、最先端の科学が産み出され、その先端的科学研究成果が直ちに革新的な技術の創出につながる形で、科学と技術が相互に刺激を与えつつ発展する傾向が見られる。一方で、これらの学問分野においては、高度の専門化と細分化が進みつつあり、科学と技術の意識的な相互交流が図られなければ、特色ある融合した学問分野の創成は期待し難い。

この点でこれら学問分野の飛躍的發展のためには、既存の学問諸領域の枠を超えた学際的あるいは総合的な視点で人材養成を図り、かつ研究活動を遂行することが重要である。その際、基礎科学分野の発展を文化への貢献ととらえると同時に、応用上の新概念を文化の形にまで昇華させる視点も極めて重要である。

以上に鑑み、本研究科では、上記二分野の積極的な協力・融合により、先導的分

野の人材養成を図る。そのために、理学研究科、工学研究科および生物圏科学研究科の関連分野に加うるに学内外の研究施設の参加・協力のもとに、教育・研究を展開する。

なお、平成9年度に工学研究科に分子生命機能科学専攻が独立専攻として設置されているが、分子生命機能分野と量子物質分野にまたがる領域横断型の研究教育を促すため、新研究科である先端物質科学研究科に移行する。

2 必要理由

我が国の経済構造の変化並びに全地球規模での資源や環境問題が深刻になりつつある現在、大学における教育・研究においても新しい方向性が求められている。すなわち「我が国の未来の開拓につながる知的資産の創出が期待される先見性と創造性に富んだ重要研究を大学主導により重点的に推進し、あわせて若手研究者の育成を図ること」が従来にも増して強く要請されている。

理学・工学分野においてこのような新しい要請に応えるためには、既存の研究教育組織の見直しと高度化を図る一方、先鋭的研究分野においては新研究科組織を設立して新しい方向性を持った教育研究を一日も早く開始する必要がある。

本研究科を構成する2専攻の教育研究分野は、いずれも「基礎研究の深化と応用に動機づけられた研究の究極の到達点が自然に一致する」という従来の理学と工学という枠ではとらえきれないユニークな性格を備えている。例えば、物質研究の最も基本となる量子場の基礎研究と量子コンピュータ開発は、単に基礎と応用という図式を離れた密接な関係を持っている。また、生命体の基本原理の追求と生命体の機能を医療や産業へ活用を目指す研究においても、両者は複雑系分子集合体としての生命体の物質的基礎と情報機能の鮮明という共通の命題に到達する。

このような新分野を育成・発展させ社会の要請に応えるためには、既存の研究科の高度化のみでは不十分であり、新しい理念に基づいて設定された教育研究領域を担当する本研究科の設立が必要である。

〔後略〕

228. 学生就職センター規程

[平成10年4月21日規程第64号／学報760号]

広島大学学生就職センター規程
(設置)

第1条 広島大学（以下「本学」という。）に、広島大学学生就職センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、本学学生の就職をより円滑に推進するための支援及び就職情報の提供等を全学的立場から行うことを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の職業意識の啓発に関すること。
- (2) 学生の就職相談に関すること。
- (3) 全学の就職支援事業の企画・実施に関すること。
- (4) 学生の就職に係る調査及び分析に関すること。
- (5) 就職支援に係る学部及び研究科等との連絡調整に関すること。
- (6) 就職に関する学外関係機関等との連絡調整・連携に関すること。
- (7) その他センターの目的を達成するために必要な業務

(組織)

第4条 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) センター員若干名
- (3) 相談員若干名
- (4) その他必要な職員

2 センターに、センター主任を置くことができる。

第5条 センター長は、本学専任の教授をもって充てる。

2 センター長は、次条に定める学生就職センター運営委員会の推薦により、学長が任命する。

3 センター長は、センターの業務を掌理する。

4 センター長の任期は、2年とする。ただし、4月2日以降に任命された場合の任期は、その任命の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

5 センター長の再任は、妨げない。

6 センター員は、本学専任の教官をもって充てる。

7 センター員は、次条に定める学生就職センター運営委員会の推薦により、学長が任命する。

8 センター員は、第3条各号に掲げる業務をつかさどる。

9 センター員の任期は、2年とする。ただし、4月2日以降に任命された場合の任期は、その任命の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

10 センター員の再任は、妨げない。

11 相談員は、本学専任の教官又は学外者をもって充てる。

16 相談員は、第8条に定める学生就職センター運営委員会の推薦により、学長が任

命又は委嘱する。

17 相談員は、第3条第2号の業務をつかさどる。

(運営委員会)

第6条 センターに、広島大学学生就職センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

第7条 運営委員会は、センターに関し次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 管理運営の基本方針に関すること。
- (2) 教官の人事に関すること。
- (3) 予算・概算に関すること。
- (4) その他センターの運営に関する事項

第8条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) センター長
 - (2) 副学長のうち学長が指名した者
 - (3) 各学部、大学院先端物質科学研究科及び大学院国際協力研究科が、それぞれその教授又は助教授のうちから推薦する者1名
 - (4) 学生部長
 - (5) 本学専任の教授又は助教授のうちから学長が必要と認めた者若干名
- 2 委員は、学長が任命する。
- 3 第1項第3号及び第5号の委員の任期は2年とし、4月1日に任命することを常例とする。ただし、4月2日以降に任命された委員の任期は、その任命の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。
- 4 第1項第3号及び第5号の委員の再任は、妨げない。
- 5 第1項第4号の委員は、前条第2号に掲げる事項の審議には、加わることができない。

第9条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を行う。

第10条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第11条 センターに関する事務は、学生部厚生課において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成10年5月1日から施行する。
- 2 センター設置後最初に任命されるセンター長及びセンター員については、第5条第2項及び同条第7項の規定にかかわらず、旧広島大学就職指導室設立準備委員会の推薦により、学長が任命するものとする。

(制定理由)

広島大学に、本学学生の就職をより円滑に推進するための支援及び就職情報の提供等を全学的立場から行う広島大学学生就職センターを置くこととするため。

229. 理学部重点化に関する概算要求書〔抄〕*

[平成10年／「平成11年度歳出概算要求書（国立学校）」⁽⁵⁾]

1. 要求事由

- (1) 我が国の驚異的な産業の発展は、科学諸分野における膨大な知的財産の蓄積による技術革新に支えられており、この成果を21世紀に向けて継承・発展させ、さらに新たな知的創造を推し進めるためには、より有為な人材を不断に養成・輩出していくことが不可欠であり、大学院教育の質的・量的な拡充整備を図ることが重要となっている。
- (2) また、著しい科学技術の進歩を通じ、自然科学の普遍的真理の探究を目的とする理学の研究に対する期待が国際的・国内的にも顕著に増大し、高度の研究課題に取り組み、その成果の発信や優れた研究者の養成が強く求められている。
- (3) より高度化、学際化した世界的水準の学術研究の推進と、先端的かつ幅広い視野を有する高度の研究者、技術者を大学院レベルで数多く養成し、併せて、これまでの数学・化学・遺伝子科学・物理科学・生物科学などの学問分野の境界領域を超え、先導的な新しい理論の構築及び高度化を目指すためには、大学院の教育研究において基礎となる学部講座を大学院講座に転換し、大講座化するとともに、既存専攻を見直し、教育研究の学際化、活性化を図ることが重要である。
- (4) 以上のことから、理学研究科を大学院に重点を置いた組織に整備するとともに、併せて、従来の数理計算理学と生命理学を融合させ、理学諸分野の協力のもとに複雑系の自然現象解明を目指す「数理分子生命理学専攻」を新設したい。なお、平成11年度においては、「数学専攻」「化学専攻」、及び「数理分子生命理学専攻」の3専攻について整備を図り、引き続き、平成12年度において「物理科学専攻」、「生物科学専攻」、「地球惑星システム学専攻」を整備する計画としたい。
- (5) 学部教育は、教育組織を柔軟かつ適切に対応できる大学科目制に切り替えるとともに、ティーチングアシスタントの活用等の教育方法の工夫により、講義理解

度の向上、実験、実習における能力向上に即した教育を実施する。

〔後略〕

230. 経済学部附属地域経済システム研究センターの設置に関する概算要求書〔抄〕*

[平成10年／「平成11年度歳出概算要求書（国立学校）」^{〈5〉}]

1. 要求事由

(1) 経済学部附属地域経済研究センターは、「中国・四国地方を中心とした地域経済に関する理論的・実証的な調査・研究を行い、学内及び学外の調査・研究機関と連携し、地域経済の研究活動を推進することを目的」として、平成元年度に10年を時限として設立された。

(2) これまで、地域経済の直面する産業や都市の機能強化や環境保全などの課題について研究活動を推進し、その成果を踏まえて地域の産業政策や発展ビジョン、具体的施策に対して様々な提言を行い、これらの活動に対して、地域行政機関や地元経済界などから高い評価を得てきた。

主な研究内容と成果は次のとおりである。

- ① 地方分権型社会を視野におき、地方中枢都市が地域において果たすべき役割について、札幌、仙台、広島、福岡を対象に、実証的に研究した。その結果、「地方ブロック四極フォーラム」が定着し、各地域の経済活性化と新たな国土形成のために活発な提言活動が続いている。
- ② 本四三橋時代の到来を見据えた中国・四国地方の交流・連携のあり方について調査研究し、その成果は「中四国経済文化交流圏構想」として新しい国土計画の中に盛り込まれた。
- ③ さらに、瀬戸内海における地域開発と環境保全の調和策を検討した。具体的には、全国の縮図版とも言える広島をモデルに実証研究を行い、その結果を踏まえて地域の発展ビジョンを提案し、現在、国や県が中心となって策定中の「瀬戸内ネットワーク構想」の中でも全面的に採用されている。
- (3) 平成9年度には、当センターの研究について外部評価を行い、「グローバルな観点に立つ地域経済学・地域政策の研究が必要」、「より地域社会への貢献を考えた政策提言型の研究を加えるべき」などの評価意見を得た。今後は、経済のグローバル化と地方分権化の流れの中で、地域の自立的かつ持続的発展にいかに関与できるかが、ますます問われている。
- (4) すなわち、近年アジア諸国の経済発展が日本の産業構造の変化に大きな影響を与え、産業の空洞化がみられる地域経済においては、今後の持続的発展のため、人口の高齢化・少子化、環境の重視、財源の逼迫などの要因を考慮しつつ、グロー

バルな視野に立った地域経済発展策をシステマティック（系統的）に研究することが、当センターに課せられた今後の緊急課題である。

- (5) 以上の理由により、これまでの成果を踏まえうえて、地域経済システム研究センターを新設し、国立大学における唯一の地域経済に関する研究施設として一層の研究を進めることは、その社会的意義は極めて大きいものと考えられる。
- (6) なお、『新たな研究施設』では、個々の地域の自立的な発展の研究を進めるとともに、多くの地域との連携のもとで環瀬戸内経済文化圏の形成に関連した研究を行う。本研究を推進するためには、経済学だけでなく、法学・社会学・地理学・農学・工学などの各研究分野、また、諸外国を含む他地域や産・官・学の各分野から第一線の研究者を招いての共同研究や連携が不可欠である。

このような学際的かつ広域的な実践的研究を進めるためには、国際的な視野を持つとともに、広範囲の分野における研究成果を包括的にとらえる能力、共同研究を責任ある立場で企画・推進できる指導力、さらに、地域政策立案に対する総合的な判断力等を備えるとともに、豊かな経験を持つ専任の教授が必要である。

〔後略〕

231. 創立50周年記念事業募金趣意書

[平成11年1月⁽⁴⁾]

[表紙]

「広島大学創立50周年記念事業／募金趣意書／平成11年1月／広島大学創立50周年記念事業後援会」

御挨拶

平成11年1月

広島大学創立50周年記念事業後援会

会長 竹林 守

拝啓 時下いよいよ御清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、広島大学は昭和24年（1949年）5月新制大学として設置され、本年で創立50周年を迎えることとなります。

この間、広島県における高等教育機関として有為な人材を数多く送り出すとともに、広島県内はもとより中国地方の学術研究の中心として地域の発展に多大の功績を残してまいりました。

今日この広島大学が、記念すべき創立50周年を迎えるに当たり、関係者が相談の結果、広島大学の今後益々の発展に寄与することを目的として、広島大学が行う「創立

50周年記念会館（仮称）の建築」を支援するため『広島大学創立50周年記念事業後援会』を結成し、募金活動を行うこととなり、私がこの後援会の会長に推挙されました。

私といたしましては、是非ともこの募金計画を成功させ、今後の広島大学の発展に寄与したいと考えておりますが、皆様のご理解とご協力なしにはこの事業計画は達成できるものではありません。

つきましては、今日の危機的な経済状況の折、誠に恐縮ではございますが、募金趣意書をご高覧の上、何卒本会の趣旨に深いご理解と格別のご高配、ご援助を賜りますよう切にお願い申し上げます。 敬 具

御挨拶

広島大学は、昭和24年5月新制大学として設置され、その後50年にわたって地域における最高学府としての役割を担ってまいりました。

ご存じのとおり、前身諸学校時代を含めますと、おおよそ一世紀にわたる伝統と教育研究の実績をもっております。この間、広島県内はもとより国内外の各分野で活躍する優秀な人材を輩出するとともに、学術、文化、技術の社会への還元にも努めてまいったところであります。

近時、社会の大変革とともに大学を取り巻く情勢は、誠に厳しいものがあり、大学の在り方に対しても根本的な変革が求められております。大学はいかなる時代であろうとも最高学府として時代の要請に的確に応え、常に学術・文化発展のリーダーとして責任を果たすことが肝要であると考えております。そのためには地球規模での競争と協調・共生ができ、国際社会において知的リーダーシップを発揮し、さらには豊かな国民生活の創造を目指して絶えざる自己改革と豊かな発想に基づく自己啓発、また未来に向けてチャレンジすることによって、創造性のある人材を養成することが責務であると考えております。

ここに創立50周年という節目を迎えるに当たって、私たちはこの記念の年を言祝ぐとともに、意義ある事業を実施し、21世紀に向けて広島大学が真の学問の府とならんと決意を新たにいたしております。

またこのたび広島大学同窓会連合会から、大学の諸行事に、また学会・研究会等の学術・文化の交流、さらには学生の文化活動等の拠点として「創立50周年記念会館（仮称）」を建築する資金を募集し、広島大学の今後の発展に資するために寄附したいのご提案をいただき、その実現に向けて全学を上げて邁進することにいたしました。

しかし、募金要項にございますように、その計画達成のためには多額の経費を必要とし、卒業生等を中心とした募金活動のみでは到底目標額には及ばないところでございます。

つきましては、広く財界その他諸方面の方々にこの事業の趣旨にご賛同いただき、何卒本学の発展のために格別のご高配、ご支援を賜りますよう衷心よりお願い申し上げます。

平成11年1月

広島大学長 原田康夫

広島大学創立50周年記念事業募金趣意書

広島大学は、昭和24年（1949年）5月広島文理科大学、広島高等学校、広島高等師範学校、広島女子高等師範学校、広島青年師範学校、広島師範学校及び広島工業専門学校を包括し、広島市立工業専門学校を併合して文学部、教育学部、政経学部、理学部、工学部、水畜産学部及び理論物理学研究所からなる総合大学として設置され、平成11年5月をもって50周年を迎えます。

この間、その時々々の社会情勢により様々な影響を受けつつも、建学の精神である『自由で平和な“一つの大学”』の実現を目指して、先輩諸氏をはじめ構成員が一丸となって取り組み、基盤研究や先端的・学際的研究を積極的に推進し、優れた研究業績をあげるとともに、確かな足取りで年々拡充発展を遂げてまいりました。

現在では、11学部、11研究科（大学院）、1研究所、2学部附属病院、12学内共同教育研究施設等、及び11附属学校・園を有し、教職員約3千人、学部学生約1万4千人、大学院学生約3千人を擁する全国でも有数の総合大学へと飛躍的な発展を見るに至っております。さらに国際化する社会情勢に対応して国際学術交流締結校は70校にのぼり、また外国人留学生は600人を超えて受け入れるに至っております。

もとより、学内においては日々活発な教育研究活動が行われ、多くの業績が公開されております。さらに卒業生も8万人を超え、優秀な人材が広島県内をはじめ国内外の各分野で活躍していることは御存知のとおりであります。21世紀の社会状況を展望するに、我が国が国際社会で知的リーダーシップを発揮し、科学技術創造立国となり、真に豊かな国民生活を送ることのできる国として発展するためには、優れた人材の養成・確保、未来を拓く新しい知の創造、さらに知的資源を活用した国際貢献等が求められ、これを担う多様な高等教育が不可欠となってまいります。

広島大学においても、21世紀を目前にして大学のあるべき姿について真剣な討議を重ねるとともに、社会と連携した開かれた大学として社会・経済の高度化・複雑化に対応できるよう教育研究の質の高度化を図り、さらに生涯学習ニーズの高まりに伴い多様で充実した教育機会の提供に向けて努力しているところであります。すなわち、高度先進技術の開発に関する教育研究の推進を目指して、大学院先端物質科学研究科をはじめ、地域共同研究センター、ナノデバイス・システム研究センター、放射光科学研究センター、ベンチャービジネスラボラトリー等を設置し、さらに中国地区の医

療センターとなるべく医学部附属病院病棟の新営計画に始まるいわゆる霞地区再開発に着手、またアジアを中心とした発展途上国への開発協力を重点に捉えた大学院国際協力研究科を設置するなど着々とその歩を進めてまいったところであります。

このたび広島大学が創立50周年を迎えるに当たって、広島大学の新たな明日を切り開き、将来に向かって一層の発展を確実なものとするために、大学の諸行事、教職員・学生が開催する学会・研究会、学生の課外活動成果発表会などが開催できる記念建物を建築することによって、教育研究のさらなる推進と併せて学生の文化的・芸術的欲求に応え、学生生活に潤いを与えることに資することは誠に意義あることと考えます。ここに広島大学各同窓会を中心とした同志が相談し、広島大学が行う「創立50周年記念会館（仮称）の建築」を支援するため『広島大学創立50周年記念事業後援会』を組織し、募金活動を行い、これを国（広島大学）に寄附することを計画いたしました。

この事業計画を達成するためには、多額の資金を必要といたしますが、卒業生等を中心とした募金活動のみでは到底目標額には及ばないところでございます。つきましては、何卒財界その他諸方面の方々にこの事業の趣旨にご賛同いただき、格別のご高配、ご支援を賜りますよう切にお願い申し上げます。

平成11年1月

広島大学創立50周年記念事業後援会
会長 竹林 守

募金要項

1. 募金団体名及び代表者名
広島大学創立50周年記念事業後援会
会長 竹林 守
2. 募金の目的
広島大学創立50周年記念事業を後援するために必要な資金を調達します。
○創立50周年記念会館（仮称）を建築するための資金を募集し、募金終了後、国（広島大学）に寄附します。
（広島大学は、この寄附金で記念会館を建築します。）
3. 募金の目標額
10億円
4. 募金の範囲
全国を対象とします。
5. 募金の対象
 - (1) 広島大学各同窓会会員、広島大学教職員
 - (2) 本事業に賛同する企業、篤志家他

6. 募金の期間

平成10年11月1日から平成13年10月31日まで3年間

7. 募金金額（単位）

個人1口10,000円（1人2口以上を目標とします。）

企業1口100,000円（1企業2口以上を目標とします。）

8. 寄附金の振込（払込）方法

(1) 銀行等振込

次の取扱金融機関の「広島大学創立50周年記念事業後援会」名義の口座あてにお振込みください。

広島銀行 西条支店 普通預金 1458531

広島総合銀行 西条南支店 普通預金 0320419

広島信用金庫 西条支店 普通預金 0257103

(2) 郵便振替

「広島大学創立50周年記念事業後援会」名義の振替口座あてにお振込みください。

口座番号01370-1-48556

(3) 直接払込

払込用紙の払込取扱票（払込通知書）に、金額、ご住所等をご記入の上、10.に記載してあります「広島大学創立50周年記念事業後援会事務局」へご持参ください。

なお、現金書留の場合も、同様に払込取扱票（払込通知書）に金額、ご住所等をご記入の上、現金とともにお送りください。

（お知らせ）

- ① 同封の振込用紙で上記(1)(2)の取扱金融機関の本（支）店又は郵便局をご利用の場合は、送金手数料は不要となります。
- ② 分割払込をご希望の方は、払込取扱票（払込通知書）にその旨をご記入ください。2回目以降の払込用紙をお送りいたします。

9. 寄附金に対する免税措置

この寄附金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する国等に対する寄附金として、広島国税局長の確認を受けております。（承認番号等 広島課一所第400号、広島課二法第492号 平成10年10月23日付け）

(参考) 寄附金の免税について

1 法人の場合

寄附金は、当該法人の各事業年度の所得計算上、損金に算入されます。

2 個人の場合

(1) 同一年における寄附金の額（その額が、その年の総所得金額の100分の25を超える場合は、その100分の25に相当する全額）から1万円を差し引いた金額が課税所得金額から控除されます。

(2) 寄附金控除を受けるに当たっては、「郵便振替払込金受領書」又は「領収書」を添えて、寄附日の属する年の翌年の確定申告時に住所地を管轄する税務署に還付請求してください。

10. 事務局

所在地 〒739-0044 東広島市西条町大字下見字鴻巣351-2
 社団法人広島工業会・西条会館内
 電話 (0824) 23-1998

広島大学創立50周年記念事業後援概要

広島大学創立50周年記念事業後援会が行う事業の概要は、次のとおりです。

1. 募金活動

広島大学創立50周年記念会館（仮称）を建築するための資金を募集し、募金終了後、国（広島大学）に寄附します。（広島大学は、この寄附金で記念会館を建築します。）

2. 募金目標額

10億円

3. 建築する施設の概要

広島大学東広島キャンパス・アカデミック地区のほぼ中央に位置し、鉄筋コンクリート2階建て延床面積1,420㎡（1階床面積1,260㎡、2階床面積160㎡）、収容人員500人で、音響設備、照明設備等を備えたホールとする。

4. 使用目的及び効果

広島大学が行う諸行事、教職員・学生が開催する学会・研究会、学生の課外活動成果発表会などが開催できる「記念会館」を建築することによって、教育研究のさらなる推進と、併せて学生の文化的・芸術的欲求に応え、ひいてはメンタルヘルスの増進に寄与し、学生生活に潤いを与えることが期待される。

広島大学創立50周年記念事業後援会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、広島大学創立50周年記念事業後援会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、東広島市西条町大字下見字鴻巣351-2（社団法人広島工業会・西条会館内）に置く。

第2章 目的及び事業

(目的及び事業)

第3条 本会は、広島大学創立50周年を記念し、広島大学が行う広島大学創立50周年記念会館の建築事業を後援するために必要な資金を募集し、広島大学へ寄附することを目的とする。

2 本会は、前項の目的を達成するために、寄附金を募集する。

第3章 役員

(役員)

第4条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 若干名

(役員を選任)

第5条 会長及び副会長は、理事のうちから理事会で選任する。

2 理事及び監事は、理事会で選任する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(会長)

第6条 会長は、本会を代表して会務を総理する。

(副会長)

第7条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは会長があらかじめ指名した副会長がその職務を代理し、又は執行する。

(理事)

第8条 理事は、理事会を構成し、会務を掌理する。

(監事)

第9条 監事は、会計及び会務執行の状況を監査する。

2 監事は、理事会及び幹事会に出席して、意見を述べることができる。

第4章 理事会

(理事会)

第10条 理事会は、会長が必要と認めるとき、又は理事の3分の1以上の者から会議の目的を示して要求があったとき、会長が招集する。

2 理事会の議長は、会長とする。

3 理事会は、理事会構成員総数の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、あらかじめ書面をもって意志を表示した者は、出席者とみなす。

4 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによるものとする。

5 この会則に定めるもののほか、理事会の議事、運営については理事会の定めるところによるものとする。

第11条 理事会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 予算及び決算に関する事項

(2) 役員の選任に関する事項

(3) 会則の改正に関する事項

(4) その他会の業務に関する重要事項で、会長が必要と認めた事項

第6章 会計

(資金)

第12条 本会の資金は、次のとおりとする。

(1) 第3条第2項により募集した現金

(2) 前号の資金から生ずる果実

(3) その他

2 本会の資金は、本会の目的を達成するため以外のものには支出することができない。

3 本会の資金は、会長が管理する。

(会計)

第13条 本会の会計は、後援会設立の日から始まり、第3条の目的が達成された日に終了する。

(決算報告)

第14条 本会の収支決算は、年度ごと及び全期間について行い、理事会にこれを報告しなければならない。

(事務局)

第15条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に職員若干名を置く。

第7章 解散及び残余財産

(解散)

第16条 本会は、第3条の目的が達成されたとき、又は理事会の議決があったときに解散する。

(残余財産)

第17条 本会の解散に当たり、残余財産があるときは、理事会の議を経て、広島大学の教育研究の助成等のために同大学に寄附するものとする。

第8章 補則

(雑則)

第18条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この会則は、平成10年8月4日から施行する。
- 2 この会則施行当初の役員は、第5条の規定にかかわらず、発起人会において選任された者とする。

広島大学創立50周年記念事業後援会役員名簿

(順不同)

会長	竹林 守	広島工業会会員 (マツダ代表取締役会長)
副会長	平田幸三	広楓会会員 (広島銀行本店営業部取締役本店長)
副会長	横繁隆壽	広楓会会員 (中国電力取締役監査役)
副会長	石井茂樹	広島工業会会長 (亀齢酒造代表取締役相談役)
副会長	山根恒弘	体育会同窓会理事長 (山根木材代表取締役社長)
理事	松本宏志	総合科学部同窓会副会長
理事	前田丈之	尚志会顧問 (広島工業大学教授)
理事	吉岡一郎	東雲同窓会理事長 (広島大学名誉教授)
理事	野地貞夫	東雲同窓会専務理事
理事	成宮正敏	広楓会会長 (ナルミヤ代表取締役社長)
理事	塚本直美	広楓会監事
理事	杉村 功	広仁会副会長 (社会保険広島市民病院副院長)
理事	木村昌彦	薬学同窓会副会長
理事	藤岡道治	歯学部同窓会会長 (藤岡歯科医院院長)
理事	大西 定	歯学部同窓会監事 (大西歯科医院院長)
理事	土井 博	広島工業会専務理事
理事	野上典志	緑翠会会長
理事	徳永幸雄	広島高等学校同窓会会長 (広島ガス代表取締役会長)

理事 鈴木俊夫 広島高等学校同窓会会員
 理事 渡辺丈人 体育会同窓会副会長
 監事 岡田孝章 尚志会常務理事
 監事 大城久司 広仁会会長（呉市医師会病院病院長）

232. 創立50周年記念式典式辞*

[平成11年11月5日⁽⁴⁾]

式辞

本日ここに中曽根弘文文部大臣代理、佐藤禎一文部事務次官をはじめ、多数のご来賓のご臨席をいただき、広島大学創立五十周年記念式典をかくも盛大に挙行できますことは、この上ない喜びであります。ご多忙中にもかかわらずご臨席いただきました皆様に、本学を代表して、心から御礼申し上げます。

広島大学の源流は明治七年設立の白鳥学校にさかのぼることができます。その後、明治三十五年、広島高等師範学校が東千田町の旧キャンパスに設立され、大正九年広島高等工業、大正十二年広島高等学校、^[編註1]同昭和四年に広島文理科大学が設立されました。

広島大学は、昭和二十四年、^[編註2]森戸辰男、元文部大臣を初代学長に迎え、文理大、高師、工専、女子師範、その他を母体として新制大学として発足しました。その後広島医科大学も併合され今日の基礎が出来ました。

この五十年の間、森戸初代学長の「自由で平和な一つの大学」という建学の理念を土台として、学部を整備、大学院の整備充実をはかり、中四国の中心的な大学として、発展してまいりました。

ところが、昭和四十三年の大学紛争は、大学の危機という大きな波となって、押し寄せてまいりました。

当時の飯島学長の下、広島大学は積極的な大学改革に取り組み、総合大学としての再編、東広島キャンパスへの統合移転を決定し、最初に工学部が移転してまいりましたが、昭和五十七年であります。

まだその頃は、東広島市も人口約八万の田園都市で、大学移転に伴いようやく市制を^[ママ]引いたところでありました。

その頃、広島市の人達の間では、田舎に大学が移転してどうなるなど多くの批判がありました。

しかし、大学が移転したために東広島市は日本でも最も発展度の高い都市へと変わりつつあります。人口も十二万人と一・五倍にまでなりました。

大学移転には多くの困難を伴い、生物生産学部、教育学部の移転と、学部単位で移

転が行われて来ましたが、平成の元号に変わりましても、移転は遅々として進みませんでした。ようやく平成三年に理学部の移転が終わり、二百五十二ヘクタールという大学キャンパスも大学らしさが見えて来ましたが、残る五学部の移転が、広島大学にとっての最重要課題でありました。

平成三年の大学設置基準及び大学院設置基準の大幅改正が行われると、全国の大学において大きな学部改革が行われ、田中学長の下に、広島大学の改革も教養的教育を如何にするかということで大きく揺れました。結局教養的教育を総合科学部と全学の教官で受け持つという形で私に受け継がれました。

平成五年、私の代になり是非とも移転を完了するという決意で、残る学部の移転に全力をあげてまいりました。幸い二年前事務局庁舎の完成で、移転が完了し初代森戸学長の一つの大学という理念が達成されることになりました。それを機に、広島大学が二十一世紀に向けて進むべき理念を、平成七年に制定いたしました。

それは「平和を希求する精神」「新たな知の創造」「豊かな人間性を培う教育」「地域社会・国際社会との共存」「絶えざる自己変革」で、森戸学長の自由で平和な一つの大学という理念が受け継がれました。

また、広島大学が二十一世紀の国際化に対応でき、新たな知を創造する大学としての基盤整備もこの数年間で出来上がりました。これまで研究指向の教官の意識を教育にも向け、豊かな人間性のある人々を社会に送り出す決意もいたしております。

広島大学は現在、世界の六十カ国から、七百二十人の留学生を迎え、国際的にも、我が大学は、教育の面で大きな役割を果たしています。

更に、地域にも国際的にも開かれた大学として、邁進しなければなりません。

今、国立大学も独立行政法人化という大きな波に遭遇しています。大学は、今日の日本社会の動きに取り残され、飲み込まれるというのではなく、大きく自己変革をして、いかなる外圧にも自らの力で対応し、知的アカデミズムを、次の世代に向けて継承発展させなければなりません。

世の中は少子化、高齢化が進み、大学もその流れの中で、生き残らなければなりません。

そのために、私は今回の教育学部、学校教育学部の合体と改組を行うことを考えたのであります。広島大学はその規模においては、東京大学に次ぐ学部並びに学生数を誇っていますが、かえってこのことが、将来大きな負担になるところが来ると思われます。

従って今少し学部の規模の縮小も考え、先端物質科学研究科や理学部のように、質の高い大学院への変換を図らなければならないと思います。

一方、高齢化社会に対する大学の役割として、意欲ある六十才以上の人達にも門戸を開き、新しい教育環境をつくることも考えてよいかと思えます。

広島大学は、二十一世紀を前にして、近隣の大学、全国の大学、世界の大学と協調しながら知的文化の未来を切り拓く一翼を担い人類の知的資産を守り、発展させる努力を続ける決意をしているところであります。

大学の理念五原則が、広島大学の今後の改革の中に生かされ夢のある未来がもたらされることを確信して、私の式辞といたします。

平成十一年十一月五日

広島大学長 原田 康夫

[原文縦書]

[編注] 読点は補った。

[編注1] 「昭和四」は加筆。

[編注2] 森戸辰男の学長就任は、昭和25年4月19日。

233. 創立50周年記念事業一覧*

[平成11年12月14日 / 「創立50周年記念事業委員会 平成11年度」⁽⁴⁾]

部会・部局	事業名	実施期日	実施場所	参加者
50周年記念事業小委員会	ペニー彫刻「平和行進曲像」設置	平成10年5月28日(除幕式) 15時	附属中央図書館1階展示コーナー	約100名
	広島大学ロゴマークの制定	平成11年3月1日		
生物生産学部	生物生産学部附属施設体験講座「親子で体験する生き物の世界」	平成11年9月11日(土)及び平成11年9月26日(日)	生物生産学部附属農場、食品工場、水産実験所及び練習船「豊潮丸」	農場体験コース：46名、食品工場体験コース：46名、水産実験所の体験コース：26名、練習船「豊潮丸」体験コース：22名
大学教育研究センター	6カ国学長サミット広島会議	平成11年9月20日(月)～9月21日(火)	広島国際会議場(ヒマワリ)	182名
教育学部・学校教育学部	公開シンポジウム生涯学習時代の学力を問うー学力研究の最前線からー	平成11年10月8日(金)	メルパルク HIROSHIMA	200名
記念講演会部会	宇宙飛行士・向井千秋氏講演会	平成11年11月4日(木)13時15分から14時45分	東広島運動公園体育館	約3500名
森戸文書研究会	企画展「森戸辰男とその時代」	平成11年11月4日(木)～12日(金)	中央図書館1階展示コーナー	約1200名
記念植樹部会	国際交流協定締結校との交換記念植樹	平成11年11月5日(金)11時15分から11時30分	国際の森(中央図書館南側)	約40名

第5章 広島大学の挑戦

記念式典・祝賀会部門	創立50周年記念式典	平成11年11月5日(金)14時から15時15分	西体育館武道場	約660名
記念式典・祝賀会部門	創立50周年記念祝賀会	平成11年11月5日(金)15時30から17時	西体育館アリーナ	約630名
記念演奏会部会	オペラ公演(東広島公演)	平成11年11月6日(土)15時開演	東広島市中央公民館大ホール	約800名
	オペラ公演(広島公演)	平成11年11月13日(土)18時開演・14日(日)15時開演	広島アステールプラザ大ホール	約2000名
50年史編集専門委員会	広島大学五十年史の刊行	平成10年4月に50年史編集室を発足し、平成11年11月5日に図説年表にあたる『広島大学の50年』を発行		
体育会等共催事業部会	体育会等共催行事	平成11年11月7日(日)〔「カモン! フェスティバル」のみ11月5日(金)~7日(日)〕	「カモン! スポーツ」：東広島キャンパス課外活動共用施設・体育施設等、「カモン! ミュージック」：第1福利会館食堂(2階)、「カモン! ファイヤーワークス」：東広島キャンパス角脇川河川敷、「カモン! シアター」：教育学部大講義室、「カモン! フェスティバル」：総合科学部周辺	「カモン! スポーツ」：約2670名、「カモン! ミュージック」：314名、「カモン! ファイヤーワークス」：約3000名、「カモン! シアター」：約1100名、「カモン! フェスティバル」：延べ約20000名
東広島市共催事業部会	学部間ウォークラリー	平成11年11月7日(日)11時~16時	広島大学東広島キャンパス内各学部	約700名
総合科学部	学部間ウォークラリー(総合科学部)		総合科学部事務棟1階ホール及び環境モデル実験棟	約290名
情報教育研究センター	ウォークラリー	平成11年11月7日(日)	情報教育研究センター	約120名
文学部	文学部コレクション展示		文学部大会議室、角筆研究室、収納室(考古学)、学生ロビー、研究棟2Fロビー、講義室B201	234名
教育学部	学問ウォークラリー		教育学部体育教育講座生理学実験室及び教育学部B棟広場	10名
	学問ウォークラリー		教育学部音楽棟	20名

学校教育学部	天体観測教室一昼間の宇宙を覗いてみませんか		学校教育学部	1000名
法学部	模擬裁判と映画	平成11年11月7日(日)	法学部, 経済学部 講義室(2F:257号教室)	170名
経済学部	インターネット・オリエンテーリング		経済学部計算機室(2F)	65名
理科部	広島大学理学部公開「現代科学をあなたの目で!」	平成11年11月7日(日)10時~16時30分	理学部	(1)広島のパーソナリティー「玉田陽子」と一緒に遊ぼう:約110名,(2)中・高校生科学シンポジウム:約130名,(3)理学部各学科パネル展示:約500名
工学部	人力水中翼艇Hues号の展示及び試乗会	平成11年11月7日(日)	工学部船形試験水槽	360名
	コンピュータ映像の館'99		工学部A棟 331~333号室	250名
	新風景の創造		角脇川周辺	350名
	こどもミニ土木展		工学部E棟の前	450名
	広島ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー施設紹介(パネル展示,ビデオ上映)(学部間ウォークラリー)		ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー玄関前及びロビー	50名
生物生産学部	広島大学生物生産学部公開	平成11年11月7日(日)	生物生産学部及び附属農場	2635名
大学院先端物質研究科	学部間ウォークラリー		理学部E棟0階 ^[マモ]	168名
大学院国際協力研究科	広島大学50周年記念行事学部間ウォークラリー『ハロー,アジアの隣人たち—モンゴルの自然と生活—』		I モンゴル・ゲルの展示(国際協力研究科玄関前広場), II モンゴルの自然と生活展示(国際協力研究科棟1階ロビー)	312名
附属図書館	学部間ウォークラリー「貴重資料展示及び館内ツアー」	平成11年11月7日(日)11時~16時	附属図書館中央図書館1階アトリウム	200名
保健管理センター	健康情報展示・測定体験コーナー(パネル掲示及びビデオ放映,自己診断・測定,アルコールパッチテスト)	平成11年11月5日(金)12時から11月7日(日)18時まで	保健管理センターロビー及び診療室	約450名
留学生センター	地域(コミュニティ)と国際交流ティタイム	平成11年11月7日(日)13時~15時	留学生センター	150名

第5章 広島大学の挑戦

総合情報処理センター	学部間ウォークラリー	平成11年11月7日(日)11時～16時	総合情報処理センター	40名
医学部	医学部3学科による公開講演会 演題「21世紀に向けての医学科・総合薬学科・保健学科」	平成11年11月8日(月)18時30分から20時30分	医学部広仁会館	130名
総合科学部	ブレインサイエンスシンポジウム「脳を科学する」	平成11年11月12日(金)13時～17時35分	附属図書館中央図書館ライブラリーホール	200名超
生物生産学部	生物生産学部創立50周年記念・特別講演・記念シンポジウム	平成11年11月13日(土)	総合科学部K-107号教室	特別講演：160名、記念シンポジウム：160名
歯学部	歯学部公開講座	平成11年11月28日(日)	中国新聞社7階大ホール	300名
	広島大学応援歌の制定	平成12年3月25日発表(予定)	学位授与式 <small>(総機カ)</small>	

〔編注〕本表は、「創立50周年記念事業報告書」(事務局総務部創立50周年記念事業推進事務室所蔵)より作成した。

第6章 広島大学の人と生活

解題

[学章・大学歌の制定]

新制広島大学を象徴する学章・大学歌は、職員・学生から募集された。学章は、まず昭和25（1950）年に募集されたがその時は入選作がなく、昭和30年の第3回募集で入選作が決定した。デザインは円形にしたフェニックスの葉に大学とHIROSHIMAの文字を配したものであり、これに若干の修正を加えて昭和31年1月に広島大学章が制定された。フェニックス（不死鳥）は、原爆の惨禍からよみがえった広島大学を象徴するものである。

大学歌については、昭和30年に最初の募集が行われたが〔248〕入選作はなく、翌31年の再募集で入選作が決定した。これに修正を加え、昭和32年3月に広島大学歌が制定された。作曲は教育学部音楽科（高田信一教授）が担当した。

[平和問題への取り組み]

広島大学は、被爆地ヒロシマの地に誕生した。森戸辰男学長は、平和都市広島にある大学として、平和問題研究所の設立を目指した。その構想はまず、昭和26年9月に平和問題研究会の形で動き出す。同研究会は教官・学生が一体となって組織された〔239〕。だが、経済的な問題や総合研究の困難さから活動は行き詰まり、研究所構想が立ち消えるとともに会の活動も終わりを迎えた。

平和問題研究所は実現しなかったが、広島大学の学生や教官は、それぞれの立場で平和の問題に取り組み、重要な役割を果たした。長田新教授（教育学部）は、昭和26年に『原爆の子ー広島の子のうたったえー』を刊行して、大きな反響を呼んだ。長田はまた、原爆で両親を失った孤児に対する国内での援護を行うべきだと説いた。これに応じて教育学部東雲分校子供を守る会の学生たちが原爆孤児精神養子運動を展開し〔243〕、広島子供を守る会（会長は森滝市郎文学部教授）も結成された。

昭和28年2月には、広島大学を中心とする広島市内各大学の教員によって、平和と学問を守る大学人の会が結成された〔244・245〕。昭和29年に発行した『原爆と広島』は、その後の原爆問題研究の手がかりとなるものであった。また、大学人会のメンバーは、原水爆禁止運動において主導的な役割を果たした。活発な活動を展開していた大学人会であったが、昭和38年の原水爆運動分裂の影響を受けて〔262〕、その後の活動は停滞した。

[学会・自治会・サークル団体]

昭和24（1949）年10月、教養部学友会が発足した〔234〕。これと前後して、各学部でも自治会や学友会などの自治組織が結成された。昭和25年には広島大学連合学友会が結成されたが、昭和20年代は大学全体として自治会活動は盛んでなかった。昭和30年代にはいと自治会活動は活発化し、全日本学生自治会総連合（全学連）に加盟する自治会が出現した。昭和32年には広島大学学生自治会連合が結成され、原水禁運動、警職法改正反対運動や安保闘争に取り組んだ〔242・249・251・252・256・260・261〕。

教養部学友会には運動部、文化部等があり、各サークルが所属していた。また、学友会に所属しない団体もあった。昭和25年度には全学で50を越える団体があった〔235〕。課外活動も昭和30年代になると活発化し、サークル団体も増加したが、教養部学友会の中に全学の学生が参加する運動部・文化部が存在するのは組織上の矛盾があった。このため昭和32年頃より運動部の有志の間で体育会を結成しようという動きが起り、昭和38年になって体育会が発足した〔255〕。

昭和44年をピークとする大学紛争により、自治活動、課外活動のあり方は大きく変化した。紛争後は、全員参加型の学友会・自治会は一部を除いて姿を消し、学生の自治活動は大きく衰退した。文化系サークルの連合体は、大学紛争後に組織されていった。音楽系サークルの連合体である音楽サークル協議会は、昭和48年に全学の構成員を会員資格とする音楽協議会に発展した〔272〕。平成11（1999）年現在、全学的なサークル団体としては、体育会、音楽協議会、文科サークル連合、文科サークル団体連合、東千田サークル連絡会議が存在する。

[学生番号等]

広島大学では、学生を1年生、2年生というように学年で呼ぶことは少なく、入学年度によって〇〇生（例えば、平成8年度入学ならば08（ゼロハチ）生）と呼称することが多い。これは、昭和26年5月に学生の呼称を入学年度によって昭和〇〇年度入学生（公的な場合以外はこれに準じて〇〇年度生のごとく）とすることが評議会決定されたためである〔236〕。同年6月には、学生番号が統一された。本学の学生番号は、入学年度（2桁）、学部（1桁）、学科（1桁）、固有番号（3桁）の順に7桁の数字で表記され、現在に至るまで使用されている〔238〕。同年には学期区分基準も制定された〔237〕。

[学生準則等]

昭和29年、学生生活や学生団体の結成、集会、行事の届け出等について規定した学生準則が制定された〔247〕。学生の自治会活動と密接に関連する学生準則については、広大全共闘による八項目要求の中でその撤廃が主張された。封鎖解除後の昭和44年10月、学生準則は停止され〔269〕、それに伴う学生団体、集会・行

事、掲示・放送等に関する暫定措置が制定された〔270〕。平成7（1995）年になって、これらの規程に代わって学生生活上守るべき必要な事項について定めた学生生活に関する規程が制定された〔288〕。

〔衣食住〕

新制広島大学発足時、自宅通学以外の学生は全学生の約半数であり、その半数弱が学生寮で生活していた。当時の学生寮のほとんどは、前身校から引き継いだものであった。昭和38年には寄宿舎規程が制定された（平成9年廃止）〔257〕。『蛭雪時代』特信員の学生による昭和20年代の広島大学についての報告には、学生生活のほか、大学施設の建設計画や名物教員等についても記述されている〔246〕。昭和30年代後半の学生生活については、教養部学友会の機関誌に学生によるレポートが掲載されている〔258・259〕。

時代の変化とともに学生のライフスタイルは大きく変わり、娯楽性が強まっていったが〔283〕、東広島への統合移転によって生活環境は大きく変化した。もともと田園地帯であった東広島市の人口は広島市の1割程度であり、学生生活に必要な施設は不足していた。移転後は新築のアパートが学生の住居の主流となったが需給バランスがとれず、部屋数不足や空き部屋超過が問題となった〔277〕。東広島ではアルバイトの求人も少なく、学生たちはアルバイト先の確保に苦心した〔290〕。東広島市への統合移転の経済効果は、年間約114億円（うち地元商店街に約53億円）と見積もられたこともあった〔278〕。

〔学生健康保険組合〕

学生健康保険組合の設置を求める動きは、昭和27年頃よりあった。組合設置のための基礎資料として学生健康実態調査や父兄の意見調査が行われ、昭和32年度より、全学生を組合員とする学生健康保険組合が発足した〔250〕。昭和40年6月からは大学院生の加入も認められた。

〔オリエンテーション〕

教養部では、教養部セミナーが開催されていた。このセミナーは、学生、教職員が寝食を共にした共同生活の中で、相互に人間的な信頼を基礎として学問、課外活動、その他大学生活における種々の問題を研究、討議することによって、より充実した大学生活とすることを意図したものであった。第1回は昭和36年7月に3泊4日の日程で宮島において実施された〔253〕。昭和38年の第4回セミナーは新入生オリエンテーションとして企画され、以後昭和43年まで13回開催された。

昭和48年からは、新入生オリエンテーションキャンプが開催された〔273〕。オリキャンと通称されたこの行事は、大学紛争の反省に立って教官と学生との相互理解を深める場を提供し、「五月病」を防ぎ、学生間の交流を図ることを目的とした。多くの新入生が参加して全学的に行われていたオリキャンであったが、平

成5年からは学部ごとに実施されるようになった。

[大学会館]

創立10周年記念行事の一環として、学生・教職員・同窓生の三位一体の大学共同意識の形成を目指すという森戸学長の理想のもとに、大学会館の建設が企画された。建設費の約3分の1は教職員・同窓会・企業等の募金によって賄うことになり、昭和39（1964）年5月に竣工した。学生側からは、会館の自主運営権等を求める「大学会館闘争」が展開されたが、学生側の要求は入れられなかった〔263〕。会館の運営は、教職員に同窓生と学生を加えた運営協議会によって行われていた〔264・265・267〕。

[生協設立]

昭和28年に共済会が設立され売店等の運営を行っていたが、自治会活動の活発化とともに生協設立要求が高まり、全共闘の八項目要求のなかにも取り入れられた。昭和45年2月には有志により生協設立総会が開かれ、4月から一部営業を開始した。一方、共済会でも生協への移行が検討された。昭和46年2月、新生協設立発起人会が発足、その後旧生協、共済会ともに解散を決議し、6月に新生協設立総会が開催された〔271〕。そして11月1日に広島大学消費生活協同組合の設立が認可された。

[構内交通問題]

自動二輪車・自動車の普及に伴い、学内での駐車場不足や騒音、交通安全等が問題となってきた。昭和53年、東千田地区構内交通に関する要項が制定され、東千田キャンパスへの自動車での通勤通学に距離制限が設けられるようになった〔276〕。そして昭和62年度からは第二部（夜間）学生を除き原則として学生の自動車による東千田地区への通学は禁止された。統合移転先の東広島地区では、公共交通機関の整備の遅れもあって、自動車で通学する学生が多くなった。これに伴い、学内での駐車違反も大きな問題となった〔284〕。統合移転が完了すると、学内の駐車場不足は深刻な問題となった。平成11（1999）年には東広島キャンパスの構内交通に関する要項を制定して自動車による入構を制限し、キャンパスの出入り口にゲートを設置した〔291〕。

[ボランティア活動]

平成7年1月17日、阪神・淡路大震災が発生した。広島大学では、1月23日に第1次救援隊22名が生物生産学部練習船豊潮丸で神戸に入り、救援活動を開始した。救援隊は第3次隊まで組織され、延べ54人（うち学生30人）が炊き出しや医療活動などに従事した。この活動に参加した学生は出席扱いにするなど、大学をあげてボランティア活動に取り組んだ〔287〕。

〔同窓会〕

広島大学には全学統一の同窓会はなく、前身諸学校以来の同窓会と新制大学発足後に結成された学部同窓会とが、それぞれ別個に活動してきた。平成7年、各同窓会の相互の親睦を図るために広島大学同窓会連合会が組織された〔289〕。

〔留学生〕

広島大学では、前身校時代を含めて、多くの留学生が学んできた。彼らの多くは、生活習慣の違いに戸惑いを覚え、宿舎や生活費など生活環境は不十分であった〔254〕。昭和50年には、教職員や学外有志によって広島大学外国人留学生を援助する会が結成され、奨学金の支給や貸付金の貸与などの活動がなされるようになった〔274〕。留学生数は昭和40年代後半から次第に増加し、「留学生受入れ10万人計画」を受けて昭和50年代末からは激増した。なかでも大学院生の増加が著しく、昭和50年代からは留学生数の過半を占めている。大学院入学を志願する国費留学生は、昭和42年より定員のわく外として入学させることになっていたが〔266〕、私費留学生についても、昭和50年から必要に応じて学生定員のわく外として入学させることができるようになった〔275〕。

〔教員停年・名誉教授規程〕

国立大学の教員の停年については、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）により大学管理機関が定めることになっている。広島大学では、昭和26年5月の第29回評議会において停年を60歳とする案と65歳とする案とが提出され、各部署での審議の後に評議会で審議することになった。各部署で統一見解を得ることが出来なかったため、教員停年規程案の審議は小委員会付託となり、昭和27年4月の第53回評議会において、満63歳に達した日の属する学年度の末日に退職しなければならないとする教員停年規程が成立した〔240〕。

停年制の審議と並行して、名誉教授称号授与規程についても審議がなされ、昭和27年4月に名誉教授称号授与規程が成立した〔241〕。称号授与に必要な勤務年数は、昭和51年および平成7年に改正された。平成11年度末までに714名に対して名誉教授の称号が授与された。

〔名誉博士〕

昭和59年3月、名誉博士授与規程が制定された〔279〕。当初は、学術文化の発展に多大の業績を挙げた外国人で、国際文化交流を通じ、本学の教育研究の進展に寄与した功績が特に顕著であるものに対して授与する規定になっており、初めての称号授与者は朱九思氏（中華人民共和国）であった。平成7年に日本人に対しても授与できるように改正され、平成11年までに5人に対して名誉博士の称号が授与された。

[外国人教員]

昭和57（1982）年、国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法が成立し、教授、助教授、講師への外国人の任用の道が開かれた。これを受けて広島大学では、昭和60年に外国人教員の任期が3年（再任可）と定められた〔282〕。同法に基づく外国人教員（教授、助教授、講師）は、昭和62年度になって4名が任用されたが、平成11（1999）年度でも25名にすぎない。

[不正入試事件]

昭和41年3月の入学試験からんで、入試事務担当の事務官3名が試験問題を漏洩して多額の賄賂をもらった容疑で逮捕されるという、不正入試事件が発生した。不正合格者11名は全員入学を辞退した。事件を起こした事務官3名は懲戒免職となり、このほかに皇至道学長を含む15名が処分された〔268〕。皇学長は、事態の收拾に決着が付いた段階で、事件の責任を取って辞職した。

[データ捏造事件]

昭和58年12月、医学部の人工心臓実験施設において、人工心臓の実験データが捏造であるとの疑惑が発生した。データの捏造は、科学研究費の増額を目的として行われ、その責任を取って外科学第一講座教授が辞任した〔280〕。

[北九州病院グループ事件]

昭和59年には同じく医学部で、北九州病院グループからの医師派遣に絡む教授の金銭授受疑惑事件が発生した〔281〕。結局、外部への医師派遣は教授の職務権限とは断定できないということから、不起訴処分となった。しかし、社会通念を超えた大金授受への社会的批判もあり、西本幸男医学部長が引責辞任した。医学部ではこれらの事件を契機に、倫理委員会が設置された。

[総合科学部長刺殺事件]

昭和61年7月21日、岡本哲彦総合科学部長が学部長室で刺殺されるという事件が発生した。犯人として総合科学部助手が逮捕された。学内人事での冷遇を恨みでの犯行であった〔285・286〕。事件後、大学としては教室運営等検討委員会を設置して、助手の実態、問題点、対応等について検討を行ったが、具体的な対応策を欠くものであった。

[ハラスメント対策]

1980年代後半から、セクシュアルハラスメントが日本でも広く知られるようになり、その後大学等におけるアカデミックハラスメントの問題も大きく取り上げられるようになった。広島大学では、平成11年にハラスメントの防止等に関する規程等を制定し、ハラスメントの防止に努めるとともに、相談体制等についても整備した〔292・293〕。

（菅 真城）

234. 教養部学友会会則

[昭和24年10月26日／「広島大学教養部学友会等会則・規約他」⁽¹⁾]

広島大学教養部学友会々則

第一章 総則

- 第 一 条 本会は広島大学教養部学友会と称する。
- 第 二 条 本会は学生の自治活動に依って明朗なる学園を形成し全学生の向上発展と福利の増進をはからんとするものである。
- 第 三 条 本会は教養部学生をもって組織し、その構成単位を文・理・政経・工学・教育・水畜産の各学部とする。
- 第 四 条 本会はその目的を達するために左の機関をおく。
一、学生大会 二、評議員会 三、中央委員会 四、予算委員会 五、協議会 六、文化部 七、運動部 八、生活部 九、各学部自治会
- 第 五 条 本会の本部を広島大学皆実分校に置く。

第二章 運営

- 第 六 条 学生大会は最高の議決機関であって全会員をもって構成する。
- 第 七 条 学生大会は委員長に依り次の場合に招集される。
一、定期大会（毎期一回） 二、評議員会で必要とみとめた場合
三、全会員の六分の一以上の同意署名ある場合
- 第 八 条 学生大会は全会員の三分の一以上の出席に依って成立し、出席人員の過半数に依り議決する。
- 第 九 条 評議員会は学生大会に次ぐ議決機関で各学部より選出せられたる委員八拾名（文学部十名、理学部八名、政経学部十名、教育学部二十五名、工学部若干名、水畜産学部七名）をもって構成する。
- 第 十 条 評議員会は評議員会議長に依り招集される。その細則については評議員会則による。
- 第 十 一 条 評議員会は構成員の二分の一以上の出席に依って成立し出席人員の過半数により議決する。
- 第 十 二 条 中央委員会は最高の執行機関であり評議員より選出せられたる十四名、並びに生活部、運動部、文化部の代表者各一名、計十七名を以て構成する。
その執行に当っては学生大会及評議員会に責任を負ふものとする。
- 第 十 三 条 中央委員会は委員長に依り次の場合に招集される。
一、定期委員会 二、評議員会が必要と認めた場合 三、全員の五分の一以上の同意署名のある場合 四、その他委員長が必要と認めた場合
- 第 十 四 条 中央委員会は構成員の三分の二以上の出席に依って成立し出席人員の過半数により議決執行する。

第十五条 予算委員会は学友会に必要な予算を立案審議するものとし、委員長、副委員長一名、評議員会より選出せられたる四名、文化・運動・生活各部代表の委員各々二名、計十二名を以て構成する。

第十六条 予算委員会は予算委員長により次の場合に招集される。

一、定期委員会 二、評議員会・中央委員会の要請のあった場合 三、全会員の六分の一以上の同意署名ある場合 四、その他委員長が必要と認められた場合

第十七条 予算委員会は構成員の四分の三以上の出席に依って成立し、出席人員の過半数に依り審議決定するものとする。決定せられたる予算案は評議員会の議決を経なければ実効を認めない。

第十八条 協議会は会務運営上学校当局との^[ママ]接渉連絡の円滑をはかるものとし中央委員会選出の若干名は学校当局教授助教授との協議会をもつものとする。

第十九条 文化部・運動部・生活部は夫々学内に於ける文化、運動、生活に関する各部をその構成員とし、その施行細則については各部に於て決定し、評議員会の議決を経て効力を有するものとする。

第二十条 各学部自治会は評議員会と緊密なる連絡を保ちつ、本会運営の円滑をはかると共に夫々独自の活動を行う事が出来る。

第三章 役員

第二十一条 委員長及副委員長二名は評議員会より選出する。

委員長は本会を代表し会務を統轄する。副委員長は委員長を補佐し委員長事故あるときは之に代る。

第二十二条 評議員会議長、副議長は評議員会より互選に依り選出せられ評議員会を統括する。

第二十三条 予算委員長は委員長が兼任し予算委員会を統轄する。

第二十四条 中央委員会より選出せられたる一名は会計事務を担当するものとする。

第二十五条 各役員の任期は一期とし再選を妨げない。

第四章 会計

第二十六条 本会の会費は一期を百五十名とし授業料と共に教養部会計課に納入する。入会金は五十円とし第一回分会費と同時に納入する。

第二十七条 本会の会計期間は一期とす。

第五章 細則

第二十八条 本会則に関する細則は評議員会の承認に依り別に之を定める。

第二十九条 本会則の変更は学生大会の議決を経なければならない。

第三十条 本会則は昭和二十四年十月廿六日より施行する。

[原文縦書]

235. 学生団体一覧表

[昭和26年2月5日 / 「昭和二十四年度昭和二十六年度補導協議会関係」⁽⁸⁾]

広島大学学生団体一覧表

教育学部

団体名	結成年月日	目的	責任者	人員	顧問又は参与	主なる行事
広島高師演劇研究会	昭和21年4月	純粋な演劇芸術の研究及び指導	地理4年 植本正之	14	教授 真下三郎	毎年春秋二回の研究発表会及地方公演(随時)
広島高師児童文化研究会	昭和21年4月	広島市内及び各地の児童文化向上に努力することを目的とする	歴史科3年 佐野宏明	10	心理学教室 上代 晃	毎日曜日各日曜学校に於いて童話、紙芝居等、年一回時を見て児童祭開催
広島文理大・広島高師丁未音楽会	明治39年12月	音楽の理論技術の研鑽並に鑑賞を通じてその趣味の向上を図り併せて地方文化の発展に資する	化学科3年 田辺孝弘	40	文理大教授 長田 新	年四回以上の名士招待音楽会及び会員研究発表音楽会を催し、又随時音楽講演及び座談会、レコード鑑賞会などを行う
広島高師学生自治会		学問の自由と学生生活を守り全学生のあらゆる部門に於ける進歩向上を目指し、併せて社会文化の昂揚を図る	化学科3年 山田足穂	515		

福山分校

福山分校学友会	昭和25.6.10	学生の自治と学問の自由を尊重すると共に明朗なる学園を形成し学生生活の充実をはかる	職業科2年 松本広三 家庭科2年 小森千栄子 女高師4年 植竹恵美子	323	厚生委員、 補導委員	文化、運動、生活部等各部活動をなし及び学校体育大会、学校記念祭等に協力する。学生大会、評議委員会、予算委員会、司法委員会、協議会を必要の都度開く。広島大学福山新聞を不定期に発行する
エスポワール文化サークル福山支部	昭和24.1.15	学生層の文化水準を高めると共に総合芸術の研究より人格の陶冶と新時代の創造者となり社会に貢献する	職業科2年 松本広三	997 (218)		月刊新聞発行(無料) 映画音楽美術外芸術鑑賞批評会
福山分校基督教青年会	昭和25.6.10	キリスト教の精神に基いて人格を陶冶すると共に学内伝導を行い、学生生活を有意義にする	広青師3年 山迫美代子	29		讃美歌の練習。パイブルクラス。

第6章 広島大学の人と生活

東雲分校

東雲学友会	昭和25.7.18	友愛と自治の精神に基づき、会員相互の向上並に学園の発展をはかる	大2 不戸良一 大1 徳森丈人	(389)	(教官) 平賀春二 大田司郎 富田 均 三登義雄 清水文雄 松永信一	学術研究発表会、運動会、構内運動競技大会、会誌発行
-------	-----------	---------------------------------	--------------------------	-------	--	---------------------------

三原分校

学友会 (文化部、体育部)	昭和24.10.	学園の民主化、学生の学問探究、人間完成に努め、学生相互の自治精神を涵養し、学園の発展に資する	大学1年 神原昭五	353 内 女子 (157)	教官 小山東一	運動会、スポーツ系、研究発表会、その他各班活動
明星会	昭和25.4.24	情操の陶冶及び宗教心の向上	大学2年 沢田克己	21 内 女子 (12)	福山在、フランシスコ、マイエル神父	独乙語講座、哲学研究会開催、社会事業、レコードコンサート、カソリック研究

水畜産学部

水畜産学部学友会	昭和25.12.6	学生の意志を反映して明朗なる学園を形成し人格の向上を図る(会則第2条)	水畜産2年 石藤孝太郎	41		結成後日浅く未だ其の機に至らず現在の処概ね毎期1回定期的に開催する学生大会のみにして会誌等の発行なし
----------	-----------	-------------------------------------	----------------	----	--	--

皆実分校

皆実分校学友会	昭和24.9.10	学生の自治活動に依って明朗なる学園を形成し全学生の向上発展と福利の増進をはかる	理学部 山田好典	900		
学生寮運営委員会	昭和24.9.10	寮生相互の協力により寮生の生活を安定し各人の人格の向上と福利の増進をはかる	広幸乙彦	240	川島教官、久保教官、川中事務官	
広大皆実分校学友会排球部	昭和35.5.18	排球の研究	教育学部 木山良亮	25		
〃新聞部	昭和25.5.17	学生のジャーナリズム研究	政経学部 田利幸雄	11		
〃水泳部	昭和25.5.16	水泳の研究	政経学部 山村 尚	15		
〃送球部	昭和25.5.18	送球研究並に体位向上	教育学部 日山正光	15		
〃軟式庭球部	昭和25.5.16	庭球の研究並に体位向上	教育学部 吉岡源之	30		
〃弁論部	昭和25.5.16	言論発表方法の研究並に思想の交流	教育学部 木山良亮	15		

広大皆実分校 ヨット部	昭和25.5.16	ヨット練習	工学部 田頭綾夫	51		
美術部	昭和25.5.22	絵画の研究並に鑑賞	理学部 富田研一	30		
山岳部	昭和25.5.22	山岳に関する科学的研 究	文学部 池田恒雄	19		
文化部 演劇研究会	昭和25.5.17	演劇研究	工学部 高須賀一隆	25		
文化部 写真部	昭和25.5.26	写真研究	水畜産学部水 産科 石橋宣彦	30		
エスポワール 文化協会	昭和25.5.16	恒久平和への実践文化 運動	工学部 俵弥寿夫	500		
広大国際問 題研究会	昭和25.2.3	国際問題の学術的研究	政経学部 數内伸夫	8		
社会調査研 究会	昭和25.5.17	社会情勢の諸調査の研 究	政経学部 松本 豊	15		
社会化学研 究会	昭和25.5.17	社会化学の研究	工学部 藏橋 稔	40		
広大皆実分 校 基督教 青年会	昭和25.5.16	基督教を中心としたる 青年運動	教育学部 加納倫雄	55		
国際問題研 究会	昭和25.5.18	国際問題研究	政経学部 中山一成	15		
広大ダンス 同好会	昭和25.6.27	ダンスにより学生間の 親睦をはかる	教育学部 池田光雄	70		
広大皆実分 校 国語国 文学会	昭和25.6.1	国語国文学の研究と親 睦をはかる		90		
広大 英米文化研 究会	昭和25.5.16	英米文化の研究	文学部 青木晴夫	50		
広大福山会	昭和25.6.6	福山地区出身者の親睦 をはかる	工学部2年 安福正憲	100		
広大音楽愛 好会	昭和25.11.4	西洋音楽を普及	文学部1年 極橋保夫	10	松浦道一	
広大福山会	昭和25.2.15	郷友相互の発展向上と その親睦をはかる	政経学部 森川 活	50		
美作人会	昭和25.1.23	同郷出身者の親睦をは かる	松原淳夫 柴田福一	13		
広大皆実分 校 Y M C A	昭和25.1.17	基督教に関心ある学生 の交宜増進	教育学部 田口光秀	7		
国際問題研 究会	昭和25.1.17	国際問題の研究	政経学部 垣内義春	3		
学生映画研 究会	昭和24.1.17	学生のための映画研究批 判	政経学部 小倉泰明	600		
英米文化研 究会	昭和24.1.18	英語を通じて英米文化 の研究	教育学部 合田昭三	30		

第6章 広島大学の人と生活

政経学部

広大政経学部 学友会(仮称)	昭和25.10.19	不明	政経2年 数間伸夫 杉本 豊	全員	小谷教授、 松山教授	定期大会は毎年4月及び9月、その他臨時大会
資本論研究会	〃 25.11.1	学術研究	政経学部2年 中間基治	20		毎週木曜3時限
ヒツクス経済学研究会	〃 25.10.28	学術研究(読書会)	政経学部2年 大谷修三	10		毎週火曜午後1時

工学部

学生自治会	〃 24.12.2	本校学生の協同親和に依り自治精神を昂揚し学問の自由擁護学生生活の充実向上をはかる	工専醗酵工業科3年 島 英三	(450)		映画、新聞、図書
-------	-----------	--	-------------------	-------	--	----------

文学部

広島学生ユネスコクラブ	昭和24.11.18	本クラブはユネスコ憲章に規定された目的に則りユネスコ精神の理解と徹底とを主眼とし会員相互の智的向上と融和親睦とを図り以って恒久世界平和推進の原動力を養ふ	委員長 沖原 豊 副委員長 木戸良一	(189)	文理大教授 長田 新 広島大学長 森戸辰男	(1)全国ユネスコ学生協議会(8月)(2)クラブ総会(9月)(3)委員会(4)研究発表会(5)平和問題ゼミナール(会誌発行)ユネスコ憲章邦語訳、ユネスコ新聞
広島文理科 大学学生自治会	昭和24.	本会は学生の学問的、社会的、経済的利益を擁護し善美なる学風を築くことを目的とする	委員長 山県文哉 副委員長 岸本幸次郎	(625)		(1)学生大会(定期年2回、その他必要の際)(2)自治委員会(3)学生文化事業後援(4)学内スポーツ競技主催(5)部会代表者会議(自治会各部会代表者を以って定例2回)

理学部

広大理学部 数学会	昭和24.7.1	会員相互の研鑽互助親睦をはかる	教授 森永覚太郎	(83)		1.会員の向上、相互間の親睦を目的とする行事(観迎会、送別会、スポーツ等)2.会員間の相互慶弔3.その他必要と認められること
広大生物学会	昭和23.12.9	生物学研究並に会員相互の親睦をはかる	助教授 川村智次郎	(200)		新入会観迎会、大会一回、卒業生送別会、例会一回(第1学期)、例会一回(第2学期)(第3学期)、(生物学会誌発行)
広大丁未音楽会	明治39.12.	音楽一般の研究、演奏、及び学園、地方文化への貢献	文理大3年 村田 昇 会長 長田 新	40	河瀬意次、 内海 巖、 山本 寿	研究発表会(春、秋)中央名士及地方音楽家招待音楽会、音楽講演会、講習会、レコードコンサート、その他

備考 1. 本学学生のみで構成されていない団体に加入している場合は責任者欄には氏名及職業を、人員欄には本学学生の加入人員を記入し()内には総人員が記入してある。
2. 主なる行事欄には定期的な催及び会誌発行等について記入してある。

(追加)
文学部

広島文理大 新聞部 (自治会に 附属する)	昭和24.	学内新聞活動	西洋史1年 中出口全弘	(10)	文学部長 渡辺 鼎	新聞編集発行、時局講座会、弁論大会、新聞講座
--------------------------------	-------	--------	----------------	------	--------------	------------------------

236. 学生の呼称統一並びに朝鮮人学生の呼称について

[昭和26年5月8日/学報70号]

広大補教第94号

昭和26年5月8日

各部局長 殿

広島大学補導部長

学生の呼称統一並びに朝鮮人学生の呼称について

標記については評議会の議を経て下記のとおり決定しましたからお知らせします。

記

1. 学生の呼称の統一については、昭和24年度に入学した学生は昭和24年度入学生のように、昭和……年度入学生とする。
なお、公的な場合以外はこれに準じて呼称してもよい。
(例えば24年度生の如くである)
学生番号については別に協議して統一する。
2. 朝鮮人学生の入学後の呼称については、外国人学生及び外国人聴講生とする。
外国人学生は一般の学生と同一に取り扱うもので、
外国人聴講生は一般の学生と同様に受講するが将来卒業証書、学士号を与えないものを云う。

237. 学期区分基準制定について

[昭和26年5月8日/学報70号]

広大補教第96号

昭和26年5月8日

各部局長 殿

学長代理

広島大学学期区分基準制定について

標記学期区分については暫定措置を講じてきたが、このたび学期区分基準を制定したから通知する。

なお、これは原則を示すものであるから、必要に応じて臨時変更すべき事情の発生した場合は連絡をとられたい。

広島大学学期区分基準表

- | | | |
|-------------|-----|-------------|
| 4, 1～4, 15 | ……… | 春季休業 (15日間) |
| 4, 16～7, 10 | ……… | 12週2日 |
| 7, 11～9, 10 | ……… | 夏季休業 (62日間) |

9, 11~10, 13	………	4週5日
計		前期17週
10, 14~10, 27	………	前期末休業 (14日間)
10, 28~12, 20	………	7週5日
12, 21~1, 7	………	冬期休業 (18日間)
1, 8~3, 13	………	9週2日
計		後期17週
3, 14~3, 31	………	学年末休業

238. 学生番号の統一について

[昭和26年6月8日/学報76号]

広大補教第94号

各部局長殿

補導部長

広島大学学生番号の統一について

広島大学の学生番号は下記のとおりに統一されましたからお知らせします。

記

- 1 学生番号は入学年度、学部、学科、固有番号の順に数字をもって表示し、入学年度は2桁、学部、学科は1桁、固有番号は同一学科の人員を勘案して3桁とする。従って学生番号は7桁の数字となる。

(例)

2 6 1 1 001
 入学年度 学部 学科 固有番号

(昭和26年度入学、文学部、哲学科、1番の学生の場合)

- 2 学部及び学科名の番号表示は下記のとおりとする。

	学部	学科		
1	文学部	1 哲学科	2 史学科	3 文学科
2	教育学部	1 教育	2 心理	3 国語
		4 外国語	5 社会	6 数学
		7 理科	8 中学校各科	9 小学校全科
3	東雲分校	0 国語	1 社会	2 数学
		3 理科	4 音楽	5 図画工作
		6 体育	7 家庭	8 外国語
		9 小学校全科 (盲ろう兼修を合)		

- | | | | | |
|---|-------|---|---------------------|-------------------------------|
| 4 | 三原分校 | 1 中学校国語
4 中学校数学
7 中学校図画工作
8 中学校保健体育
9 中学校家庭 | 2 中学校外国語
5 中学校理科 | 3 中学校社会
6 中学校音楽
0 小学校全科 |
| 5 | 福山分校 | 1 音楽科
4 農業科 | 2 家政科（家庭科）
0 体育科 | 3 職業科 |
| 6 | 政経学部 | 1 政治経済学科 | 2 政治経済学科（第2部） | |
| 7 | 理学部 | 1 数学科
4 生物学科動物学専攻
5 生物学科植物学専攻 | 2 物理学科 | 3 化学科
6 地学科 |
| 8 | 工学部 | 1 機械工学科
4 醗酵工学科
7 工業経営学科 | 2 電気工学科
5 船舶工学科 | 3 工業化学科
6 土木建築工学科 |
| 9 | 水畜産学部 | 1 水産学科 | 2 畜産学科 | |
- 3 固有番号は学科ごとに各学部分校で決定し、退学、転学、転学部、転学科等途中の身分変更については欠番として取り扱い、受入れの場合に新しく番号をつけ変えるほかは途中で番号を変えない。
- 4 この学生番号はあらゆる学生の事務的な処理等のため使用する。
- 5 昭和24年度入学生から適用する。

239. 平和問題研究会発足に関する同会機関誌記事〔抄〕*

[昭和26年12月3日／『HARP NEWS』創刊号]

広大平和問題研究会発足す

会長に森戸学長／会員300名

菊かおる 9月22日（土）午後0時半、多年懸案の研究会はその首途に立った。平和問題研究は夙に教授・学生両側において立案実施されていたのだが今春双方の熱意と歩みよりによって平研設立の気運が急速に高まり来秋発会式の運びとなったのである。式は森滝教授の経過報告後会則を審議承認し役員（32名）を選挙して終り、2時から開かれた記念講演会では森戸会長の挨拶天野君小谷教授の講演があり、4時半盛會裡に会を閉じた。

論説

創刊に際して 会長 森戸辰男

平和問題研究会の健全な成長を希うものは、単に広島大学のわれわれだけではない。

広島全市はもとより、ひろく日本の国民も、世界の諸国民も、もしも彼らがこの企てを知れば、これに多大の期待をかけるに違いない。

なぜかというに、多くの平和問題は今日解決済みのものではなく、まさに解決をまつ緊迫した問題だからであり、広島大学は少なくともこの点に関しては、権威ある寄与をなしうる運命の地の学園だからである。実際、平和の現段階は、平和主義すなわち絶対平和主義なのか、厭戦主義とは平和主義にどう役立つか、共産主義は果して平和主義的なのか、と云うような基本的な点についてすら、はっきりとした認識ができていないのではなからうか。

それゆえ大学に於ける研究会の課題は、これらの問題を問題としてとりあげ、これに学問的な解明を与えることにあると思われる。従ってこれは決議や宣伝を急ぐ行動団体たるべきではなく、教授と学生との協同的な本当の研究団体たるべきであろう。

役員

会長 森戸 辰男

副会長 渡辺 鼎(文)

理事 ○今堀 誠二(皆)

長田 新(教)

川村智治郎(理)

門 秀一(皆)

○久保 良敏(皆)

○小谷 鶴次(政)会報

○佐久間 澄(理)渉外

真川 淳(皆)

幹事 天野 実(文)渉外

○稲田 浩二(文)庶会

○植田 知基(政)庶会

○垣内 義春(政)会報

○梶村 常男(文)

鴨川 卓博(文)

楠 忠之(文)

俵 弥寿夫(工)

徳森 丈人(教)

(○印は常任)

研究テーマ設定

設定された12のテーマについては、2面を参照、猶その12番目は「ジャーナリズムと平和」という項目で世話人中野教授が具体的案を検討中である。

建林 正喜(工)

千代田 謙(文)

辻 幸三郎(教)

中野 清一(政)

堀川 武夫(政)

松山茂二郎(政)

○森滝 市郎(文)庶会

中出口全弘(文)会報

○中山 一成(政)

○西田 博之(文)庶会

林 寿彦(文)

○兵頭 太郎(教)

松浦慶四郎(文)

○森野善右エ門(文)庶会

山田 好典(理)

〔中略〕

分科会展望 森滝市郎

一、研究テーマの設定まで

全学の教授学生一体となって平和問題を総合的に研究するといふ趣旨で発足した広大平和問題研究会の第一着手は研究テーマの設定といふことであつた。九月廿五日の第一回運営協議会で委嘱された小委員会は十月九日の第二回運営協議会に提出すべき研究計画原案の作製のために度々会合した。先づ二三の委員が研究計画試案を立ててもちよつて見た所、佐久間試案に於ては戦争原因の追及戦争防止の条件の探求といふ如き飽迄も痛切な問題中心的な立案が見られ、堀川試案に於ては凡そ平和研究のためにとりあげられるべき一切の問題が体系的に組織されて、五部門二十二課に亘る尠大な研究組織が示され、謂はゞ理想的な平和問題総合研究所の構想とも云ふべき雄大な研究計画が現はれた。之に対して森滝試案に於ては現有の広大教授陣を五部門に分けてそれぞれの部門が平和問題を手分して研究するといふ現状に即した現実案が顔を出した。この三つの試案は凡そこの種の研究計画が立てられる時の三つの構想類型を代表するものではないかと思はれる。

そこで次には小委員たちが銘々に研究テーマをもち寄つて一応それを列挙してみるといふ方法をとつた。かくて大小二十八のテーマが並べられた。それらを整理組織して十二のテーマにまとめあげた。平凡になつたきらいはあるが今日の平和問題研究の重要部門は出尽したと思はれること、わが大学の現状でとりあえず遂行し得る程度のもつといふこと、をにらみ合せて、ともかくもこの辺でといふことに落着いた。

この小委員会の案は十月九日の運営協議会に提出されて検討され、且つ夫々の研究テーマの研究世話人が選定されその世話人が夫々のテーマに開関する教授学生を糾合して共同研究するといふことになつた。従つて十二の研究テーマはそのまゝ、十二の研究分科会といふ風に自然なつて来たのである。

二、各分科会の展望

十一月九日に会合した運営協議会で各分科会の世話人から報告されたものやその後寄せられた報告によつて各分科会の研究計画を瞥見すると、

(一)「平和理念の究明」の分科会では十一月十五日に河瀬教授中心に哲学方面の諸教授会合。平和問題の哲学的究明のために(1)世界観の類型(2)全体媒介の論理(3)力と愛(4)自由と平等(5)友愛連帯(6)文明批評といふやうなサゼスションがあつたり、又、(1)古代哲学に於ける平和理念(2)中世哲学に於ける平和理念(3)近世哲学に於ける平和理念(4)中国哲学に於ける平和理念(5)仏教哲学に於ける平和理念といふ風に平和理念を追求しては如何といふサゼスションもあつた。右のサゼスションによつて更に互に想を練つて十二月十五日に集合討議することになつた。

(二)「平和思想とその展開」の分科会では渡辺今堀両教授が世話人として立案。(1)平

和思想の史的展望(千代田)(2)古代国家と平和(高山)(3)中世都市に於ける平和(竹内)(4)中世平和思想(渡辺)(5)近世平和思想(紀藤、平田)一方東洋史方面は今堀教授が立案中。尚このテーマには哲学関係の若い研究者の参加協力も考へられてゐる。

(三)「人間性と平和」の分科会では心理学の久保助教授と生物学の川村教授とが立案中。

(四)「宗教と平和」の分科会では渡辺教授が世話人として(1)仏教の平和思想(白井、堀岡)(2)神社宗教と平和(小倉、松岡)(3)基督教と平和(渡辺)

(五)「芸術と平和」の分科会は実に多方面な研究であり羽白教授が多忙なため、とりあへず真川助教授が「文学と平和」の部を立案中。

(六)「教育と平和」の部門では夙に長田教授の研究業績が次々に世に問はれてゐるが本会発足後十一月十三日の第二回集会(長田教授宅)では研究方法が討議され、更に十二月八日午後図書館ホールで辻教授司会のもとに「教育と平和の今日の問題」のテーマで研究集会がもたれる予定である。

(七)「科学技術と平和」は第一回研究会を去る十一月六日、第二回は十二月一日開く。如何に主題を分析し問題を具体化するかが課題解決途上の最大の山であるが、現在までに「資本主義の発達と戦争」「科学技術発達史—特に社会経済との関係に於て」の問題を採り上げ、過去の戦争発生分析を行う。この外「原子力の現段階及びその将来」「原子エネルギー源としてのウラン資源」「生物学研究と農業生産」等の問題も夫々分担研究が進められてゐる。共同研究者は現在、建林、新宮、宮西、平原(工)、川村、竹山、小島、須浦、林、佐久間(理)の諸教官と俵(工)、天野、一ノ瀬(理)の学生諸君。

(八)「国家形態と平和」の部門は堀川武夫教授の手で立案が進められている。尚堀川氏は既に“New World Peace”といふ業績を世界に問はんとしてゐる。

(九)「国際組織と平和」の分科会では世話人の小谷教授その他政経の諸教授及び国際問題研究会の学生の間で六項目の研究テーマが立てられてゐる。即ち(1)組織と平和(国際性と平和)(2)国際社会(3)国民外交(4)平和憲法(5)世界国家(6)平和のための国際組織

(十)「社会経済問題と平和」の部門は中野松山両教授協力のもとに、初めから社会経済一本の取り扱ひの方針が立てられ、前人の触れ得なかつた新生面が開かれようとしてゐる。

(十一)「講和条件と平和」の部門では小谷教授のもとに五つの研究項目が立てられてゐる。即ち、(1)史的講和(2)講和条件と講和条約との矛盾(3)開戦原因史(4)平和の態容(5)講和条件としての不戦。

[後略]

240. 教員停年規程

[昭和27年4月1日/学報102号]

広島大学教員停年規程

第1条 教育公務員特例法第8条第2項の規定に基づく本学教員の停年はこの規程による。

第2条 教授は満63才に達した日の属する学年度の末日に退職しなければならない。

第3条 前条の規定によって退職する者は退職願を60日前に学部長、教養部長または研究所長を経て学長に提出しなければならない。

第4条 前2条の規定は助教授、講師及び助手に準用する。

第5条 この規程の改正は3分の2以上出席する評議会において3分の2以上の同意を要する。

附則

1. この規程は、昭和27年4月1日から施行する。
2. この規定施行の際現に在職する者で、次の表の左欄に掲げる年令の者は、第2条の規定にかかわらず右欄に掲げる年月日に退職しなければならない。

年令	年月日
明治21年4月1日以前に出生した者	昭和28年3月31日
明治21年4月2日から 明治22年4月1日までに出生した者	昭和29年3月31日
明治22年4月2日から 明治23年4月1日までに出生した者	昭和30年3月31日
明治23年4月2日から 明治24年4月1日までに出生した者	昭和30年3月31日
明治24年4月2日から 明治25年4月1日までに出生した者	昭和31年3月31日

241. 名誉教授称号授与規程

[昭和27年4月1日/学報102号]

広島大学名誉教授称号授与規程

第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号、以下単に「法」という）第68条の2の規定による広島大学名誉教授の称号の授与は、この規程による。

第2条 名誉教授は次の各号に該当する学長または教授から選ぶものとする。

- 1 法第68条の2に該当する者

2 教授（新制）として20年以上勤務した者（学長としての勤務年数も含む）

3 人格が高く見識が優れている者

第3条 本学に対し特に功労が顕著であった学長または学術上の功績が顕著であった教授は前条第2号の年数にかかわらず特に選ぶことができる。

第4条 第2条第2号の勤務年数の計算にあたっては次の各号による。

1 助教授としての勤務年数はその2分の1を、専任講師としての勤務年数はその3分の1をそれぞれ教授の勤務年数に通算する

2 法第108条の2の規定により旧制の諸学校の校長（学長）または教員としての勤務を考慮するときは大学長にあっては学長、教授、助教授、専任講師としての勤務年数をそれぞれ第2条第2号および本条第1号の勤務年数に、その他の学校にあっては、校長または教授としての勤務年数の2分の1を第2条第2号の勤務年数に通算する

第5条 名誉教授の称号は、学長であった者については評議会の選考を経、教授であった者については当該学部長の教授会（教養部、研究所にあってはこれに準ずるもの）の議に基き評議会の選考を経て、学長がこれを授与する。

附 則

この規程は、昭和27年4月1日から施行する。

242. 文学部自治会会則

[昭和27年6月18日／「昭和三十八年度補導資料」⁽⁸⁾]

広島大学文学部自治会会則

第一章 総則

第 一 条 本会は、広島大学学生自治会と称する。

第 二 条 本会は、広大文学部全学生をもって構成する。本会は事務所を広島大学文学部に置く。

第 三 条 本会は、学生の自治活動を通じ真理と正義と自由を愛する学園の建設に努め学生の向上発展福祉の増進をはかるをもって目的とする。

第 四 条 本会は、前条の目的を達成するための機構を通じ必要な活動を行う。

学生大会 代議員会 自治委員会

第 五 条 全会員は細則の定めるところにより会費納入の義務を負う。

第二章 学生大会

第 六 条 学生大会は、本自治会の最高決議機関であって、会員をもってこれを構成する。

第 七 条 学生大会は、毎学期一回の定期大会のほか、代議員会が必要と認めたと

き、又は全会委員の六分の一以上の要求があったとき、自治委員長はこれを召集しなければならない。

第 八 条 学生大会は、全会員の三分の一以上の出席がなければ、議決することが出来ない。

第 九 条 学生大会の議決は、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数なるときは、議長の決するところによる。

第 十 条 学生大会には、議長一名、副議長二名、書記一名おく。議長、副議長は、学生大会の席上これを選出する。書記は議長が指名する。

第 十 一 条 学生大会の議事日程は、おそくとも開催の三日前全会員に告示するを原則とする。但し緊急を要する場合はこの限りでない。

第三章 役員

第 十 二 条 本会には、左の役員を置く。

一、代議員 各教室単位一学年に一名

但し英文・国文は二名

二、自治委員 七名

三、会計監査委員 二名

第 十 三 条 代議員は、代議員会規則により、各教室の学生が選出する。代議員の任期は一学期間とし、再選をさまたげない。

第 十 四 条 代議員は、その選出された教室を去ったとき、及び自治委員に選出されたときその資格を失う。代議員に欠員を生じたときは、その欠員を生じた教室毎に選出し、次期代議員会までこれを補い、その任期は前任者の残任期間とする。

第 十 五 条 代議員は、各教室学生の総意を代表し、本会運営上学生大会につぐ議決権をもち、決定事項履行に関する義務を負う。

第 十 六 条 自治委員は別に定める代議員会規則により代議の中より、代議員会が選出する。自治委員の中から、自治委員長一名、副委員長一名を互選する。自治委員の任期は一学期間とし再選をさまたげない。

自治委員に欠員を生じたときは、代議員がこれを補い、その任期は前任者の残任期間とする。

第 十 七 条 自治委員は会務を行う。

自治委員長は本会を代表し、会務を統理する。副委員長は委員長を補佐し、会務を処理する。委員長事故あるときは、副委員長がこれに代る。

第 十 八 条 会計監査委員は、別に定める代議員会規則により代議員の中より代議員会が選出し、会計の監査を行う。会計監査委員の任期は一学期間とし再選をさまたげない。

第十九条 役員は任期が満了しても後任者が就任するまでは、その職務を代行する。
自治委員、会計監査委員は相兼ねることは出来ない。

第四章 運営

第二十条 本会には、その目的達成上運営を円滑ならしめるため左の機関をおく
代議員会 自治委員会

第二十一条 代議員会は、学生大会につぐ議決機関であって代議員をもってこれを構成する。代議員会は左の事項を行う。

- 一、自治委員会会計監査委員の選出、補選並に不信任動議の採決
- 二、自治委員会の提出した事項の議決
- 三、代議員会に於て必要と認めた事項の議決
- 四、細則の制定に関する議決
- 五、文化、厚生、運動各部その他必要な小委員会の設置
- 六、その他必要と認める事項の議決

第二十二条 代議員会は、代議員会議長が毎学期一回、定期にその議案を決定して召集する。

前項定期代議員会のほか、代議員会議長に於て必要を認めるとき、代議員会の五分の一以上又は、会計監査委員より会議の目的たる議案を示し要求があったときは、代議員会議長は臨時代議員会を開かねばならない。

第二十三条 代議員会には、議長一名、副議長一名をおく。議長、副議長は、代議員の中から互選する。議長は議事を整理する。副議長は議長を補佐する。

第二十四条 代議員会は、代議員総数の二分の一以上の出席がなければ議決することが出来ない。議決は出席代議員の過半数によって採決し、可否同数なるときは、議長の決するところによる。

第二十五条 自治委員会は、本会の執行機関であって、自治委員をもって組織する。自治委員は左の事項を行う。

- 一、委員長、副委員長の選出
- 二、予算の作成、経理の管並処分、決算の報告
- 三、細則の立案作成並代議員会提出議案の作成
- 四、その他執行上必要と認める事項の議決及其の執行

第二十六条 自治委員会は、委員長が必要と認めるとき召集する。自治委員会の議長は委員長が兼ね、書記は自治委員の中より委員長が指名する。

第二十七条 自治委員会は、自治委員総数の三分の二以上の出席がなければ議事を開き、議決することが出来ない。議決に関しては、本会則二十四条に準ずる。

第二十八条 次のようなときには、自治委員会は解散しなければならない。

一、委員会自体が解散を議決し、且つその議決が代議員会の承認を経た場合

二、代議委員会に於いて不信任の議決が可決したとき、又は信任の議決が否決したとき

三、委員の任期が満了したとき

第二十九条 委員会解散後、新委員会が発足するまで、旧委員会は事務を代行しなければならない。

第五章 会計

第三十条 本会の会計は、代議員会若しくは学生大会の決議に基づいてこれを処理する。

第三十一条 本会の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

第三十二条 本会の収支決算は、学生大会に報告し、その承認を必要とする。

第六章 改正

第三十三条 この会則の改正は、代議員会若しくは全会員四分の一以上の要求あるときこれを発議し、代議員会の三分の二以上の賛成により行う。代議員会に於いて必要と認めたときは、これを学生大会にはかり全会員の二分の一以上の賛意を必要とする。

第七章 補則

第三十四条 この会則は昭和二十七年六月十八日より施行する。

以上

[原本縦書]

243. 東雲分校子どもを守る会の精神養子運動を伝える新聞記事*

[昭和28年1月26日／朝日（夕）]

“原爆の子”精神養子に

日本人の手で全国運動へ

広島大学教育学部東雲分校の「子どもを守る会」では、原爆孤児を救うために「日本人の手による精神養子」の運動を全国的に起こすことになった。

現在広島市とその近郊にある十一の収容所、市内の親類や知人の家で養育されている原爆孤児は千五百五十余名いるが、収容所に対する政府の保障は必要経費のわずか三分の一にすぎないため、物質的にも精神的にも深刻な状態にあり、親類知人に引きとられている孤児にしても、経済的に恵まれている者はごく一部にすぎず、東雲子どもを守る会の調査では、二百名の孤児たちは“ほとんど生存すら不可能なほど窮乏”に追い込まれているという。

こうした孤児たちの現状に対して、米国のパール・バック女史やジョン・ハーシー

氏（「ノー・モア・ヒロシマズ」の著者）らはさきごろ「道徳養子」運動を提唱し、現在三百五十名の孤児が月額二ドル五十セント（約八百円）の生活補助金を受けているが、東雲分校子どもを守る会では、こうした米国人の好意のみに甘んじている時でないとして、日本人の手による孤児救済の「精神養子」運動を起すことになったもの。

精神養子というのは、自分の家に引取って養育するのではなく、その孤児が収容されている施設なり、個人の家庭へ月々養育費と愛の手紙を送るもので、東雲子どもを守る会では一人当たり月額千円を原則としているが、千円以下でももちろんよく、精神養子の親は二、三人で一組となってもよいことになっている。

精神養子のあっせんは、「広島市東雲町、広島大学教育学部東雲分校、子どもを守る会事務局」が行い、その選考は各収容施設長、各小中学校長、学級主任の推薦によって、原爆友の会幹事会の確認を経て事務局が決定するもので、精神養子の親を希望する人は、事務局あてに養育費を送れば、各学校を通じて本人に渡されることになっている。

[原文縦書]

244. 大学人会発足に関する会報記事*

[昭和28年6月1日／『広島大学人会会報』第1号]

学者も大衆の中へ＝平和後援会開かる＝

学問と平和を守ろう！

平和と学問を守る大学人の会は本年二月、広島県下の大学に教職を持つ有志約五十名の参加の下に創設され、三月末には会員数九〇名に達し、五月末の現在は百名を越している。

平和と学問を守る大学人の会が目的とする所はその規約にも掲げているように平和を擁護し、学問の自由を確保して、真の人類の幸福に寄与することに、賛成するというだけでなく、そのために自ら挺身して、積極的に努力を払おう、ということであることを思うと、広島県下の大学でこの会に、これだけの参加者を見たということは、むしろ驚異的な多数と考えなければならないであろう。何がわれわれを、かように結集させたのであろうか。

昨年の破防法問題の時には、広島の大学人は結局これを見送ったのであったが、見送りながらも刻々民主主義の基礎が侵蝕され、平和が危機に曝されていく事実を見逃すことはできなかったのである。さらに昨年末から本年にかけて問題となった科学技術庁案は、侵略の摩手（ママ）が直接研究の現場にまで迫ってきていることを気づかせたのである。そして、このことはかつて支那事変から太平洋戦争の時代にかけて、軍事科学の偏重のために人文、社会の研究は勿論、自然科学といえども、基礎的研究は経済的に

圧迫されて事実上閉塞し、さらに軍国主義思想が学問の自由を破壊したという、まだ去って間もない過去の苦しい経験をまざまざと思い起こさせたのである。この反省が、今度こそはわれわれ自身の手によって学問の自由を確保し、平和を擁護しなければならないという自覚を促がし、その自覚がわれわれを、今、ここに結集^(ママ)させているのである。春秋の筆法を以てすれば、破防法に始まる悪法が——さらに遡ってサンフランシスコ条約以来の反平和的情勢が、われわれ広島^(ママ)の大学人会を結成されたものである。われわれ大学人会は、なお、設立日が浅いのであるが、広教組の理解ある協力を得て、すでに着々その目的に向って歩みを進めている。

学術会議員に物を聞く

三月二十六日には、広島在住の日本学術会議会員の出席を求めて、学術会議の現状を聴くと共に、平和と学問を守るためわれわれの代弁機関としての学術会議の在り方に対して、われわれの要望を述べる会合を持った。学術会議会員側は、当日止むを得ぬ事情のため森戸大学長一人の出席を得るに止ったが、本会々員は三十余名出席して熱心な討論を行い、成果みるべきものがつた。

平和大講演会

四月五日には、本会より、今中次麿、今堀誠二の両氏、これに東大教養学部学生自治会の協力により岡倉古志郎氏を加えて、教育会館講堂に於て平和講演会を市民に公開して行った。随所で選挙演説会が行われ、市民は講演に食傷している時期であったにも拘らず、聴衆は講堂外にまで溢れ、しかも二時から六時近くに至る長時間にも拘わらず席を退くもの一人もなく、閉会の辞の終わった後も、なお静かに講師の退席を待っているという近頃稀な、実の入った盛況であった。このことは反面、われわれが平和のために立ち上り、進んで大衆の中へ浸透しようとすることに對して、大衆が如何に大きな期待をかかえているかを示している証左であって、今後のこの会の活動に關して、大きい勇氣と深い責任とを感ぜずにはいられない次第である。

平和の力の結集

平和を擁護することへの努力は言うまでもなく、一日にしてみるものではない。飽くことない努力の継続によってのみ、平和への意慾が大衆の心の中に浸透しうであらうし、平和に目覚めた大衆の一致した心を基盤としてのみ、真の自由の確立、学術の正しい発展が期待されるであらう。この意味で本会は、去る四月五日広島市で催した平和講演会を、今後県下の各都市へ拡げていくと共に、研究会ゼミナールその他の形式による啓蒙運動を農山村にまで及ぼしたい意向で、目下その具体案を練っている。勿論これらの事業は、云うは易しいが行うには相当の努力を要することで、会員一同の積極的な協力が切に望まれる次第である。

平和の実現は、一広島県の自覚だけで達成されうるものでないことは言うまでもない。本会と趣意を同じゅうする団体が全国各地に結成され、それらが互いに連携して平和

と学問を守るために闘うことは本会設立総会に於ける参会者一同の一致した念願であった。この会員の意志に従って、本会は近く中国地方の他の大学に呼びかけて、各地で平和と学問を愛する大学人の勢力の結集を促進すると共に、すでに破防法問題を中心として結集されている近畿地方、中部地方の大学教授団との提携連絡を密にしたいと思っている。後者についてはすでに過日、全近畿各大学教授懇談会事務局長林直道氏（大阪市立大教官）の来広を得て、具体的連携に着手している。

今日の課題

われわれは外に向って、或は啓蒙の努力を致し、或は連絡提携の道を講ずると共に、内に自ら平和への正しい意識を確立し、中正にして具体性のある方法を探求するために常に新しい情報を熟知し、又その研究に努める必要がある。この方面への努力も、今後機会あるごとに行われなければならない。今回ここに、第一回の本会々報を発刊したのもこの意図に出たものであり、県下各地に跨る会員が、それぞれの地区、或は部局で、独自の方法によって本会の事業を積極的に推進されることは、本会の最も期待する所である。

（佐久間 澄）

[原文縦書]

245. 大学人会規約

[昭和28年／『広島大学人会会報』第1号]

大学人会規約

(名称) 第一条 本会は「平和と学問を守る大学人の会」(略称大学人会)と称する。

(目的) 第二条 本会は平和を擁護し良心と学問の自由を守ることをもって目的とする。

(事務所) 第三条 本会の事務所を広島市内の大学内におく。

(事業) 第四条 第二条の目的を達成するため本会は次の事業を行う。

1 共同研究会の開催

2 公開講演会、公開討論会、座談会等の開催

3 本会と目的を同じくする諸団体との連携提携

4 その他^{〔ママ〕}適当と認めに事業

(会員) 第五条 本会は広島県下各大学の教授、助教授、講師、助手であって第二条の目的に賛同し、その実現のために積極的に協力する熱意を有する者をもって組織する。

(総会) 第六条 総会は年二回代表理事がこれを招集する。

会員は議題を提示して代表理事に対し議会を招集するように促がすことができる。

総会は規約の制定、改廃その他重要な事項を審議する。

総会は会員の過半数の出席を以て成立し、出席者の過半数を以て討議する。但し委任状を認める。

(役員) 第七条 本会に次の役員をおく。

1 代表理事 一名

2 常任理事 若干名

3 理事 若干名

理事は会員中より選出し、その任期を一年とする。

代表理事、常任理事は理事の互選による。

代表理事は会議を主宰し、会務を統轄する。常任理事は会務を執行する。

(役員会) 第八条 理事会は会務の運営について審議する。

代表理事及び常任理事は常任理事会を構成し、会務の執行について協議する。

(財政) 第九条 本会の経理は会費、寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

会員の会費は年額一〇〇円とする。

(申合せ) 一、第五条の助手には、常任理事会が認める助手に準ずる者を含む。

二、理事は、広島大学の各学部分校その他の各大学より夫々会員十名未満は一名、十名をこす毎に一名を加えるものとする。

[原文縦書]

246. 〈広島大学〉着々進む十カ所計画〔藤川嘉明著〕

[昭和29年／『螢雪時代』昭和29年6月号]

〈広島大学〉着々進む十カ所計画

藤川嘉明

御承知のように広大は文理大を軸に高師・女高師・広高・工専などが合併して二十七年に第一歩を踏み出し、昨秋は宿願の広医大との併合が成り政経・文・理・工・水畜産・教育・医各学部の七学部学生総数五千人と一応総合大学としての形だけはでき上がった。しかし寄合世帯の悲しさで七学部の他に理論物理学研究所や附属臨海研究所や附属高校・中学・小学校を合わせると県下四市五郡二十七カ所に分散しまとまりのつかないものになっている。これがいまだに校風というか一つのカラーを打ち出すに至らない主因だ。だが二十六年から十一億の予算で始めた広大建設十カ所計画は、この二年間に教育・文学両学部の一部が完成、いよいよ軌道に乗った感が深く、今年は図書館が着工され、江波町の政経学部も東千田町の本館に移す予定で、将来は図書館を真中に文・教育・政経各学部をつないだ建坪一万坪の最新の総合校舎が完成し、各学部の図書は全部図書館に移し、教授室、研究室などを図書館内に設け、各学部が

総合的に研究できるようにする計画だという。

教授陣を眺めると母胎大学のある文、理学部が充実している。森戸辰男学長は進適廃止運動の先頭に立ったり、ユネスコの用事で再度渡欧するなど忙しそうだ。理論物理^(学教)研究所には原子物理学者ではただ一人の原爆体験者である三村剛昂博士が原子力の平和利用を深く呼びかけておられる。理学部は物理の藤原武夫教授、文学部は西洋史の渡辺鼎、国語の土井忠生各教授、政経学部は憲法の隴谷峻嶺、政治の今中次磨各教授、工学部は化学の中江大部教授、水畜産学部はタコ博士の滝巖教授、教育学部は教育行政の皇至道教授、医学部は外科の河石九二夫教授、教養部では文学の羽白幸雄教授などが、それぞれ中心になっている。異色としては黒人教授グロスター博士の人格は学生の尊敬を集め、また受験生お馴染みの数学の戸田清教授もおられ、教育史の莊司雅子助教授は女性文博として有名。広島の大学人だけに原爆と平和問題に取り組む人が多く教育学部のバックボーン、ペスタロッチ研究の長田新名誉教授は日本教育学会会長、日本子供を守る会会長として、問題作『原爆の子』をひっさげて活躍、また中野清一教授の原爆孤児問題、渡辺漸教授の原子白血病の各研究は全国的にも有名である。

広大の悩みは西日本教育の総本山教育学部のふくれ上がった大世帯にある。二年制の一部学生の質的低下と二流教官の整理が問題になっている。学長の「東大・京大に次ぐ総合大学を」という掛け声もこの辺を指しているようだ。「近頃の学生は堅実になってきた。勉強態度も着実だ。」と学長が言われるように学生は最近ぐっと落ち着いて来て一昨年破防法で騒いだ頃とは見違えるようだ。学生の生活は相当苦しいようで全学生の半数が奨学生である。アルバイトは学校側もポスター配付をしたりして斡旋してくれるが、大部分の学生は個人的に働き口を見つけているようだ。去年は血を売った者が相当いた。寮は昨年二つ焼いたので不足し、今年の新入生の希望者は半数しか入寮できなかつた。下宿もなかなか見つからず、寮が平均三千円の経費なのに対し食事つき四、五千円が相場なかには六千円というのがある。

運動は中国五大学大会で連勝し、サッカーは全国的にも上位にある。秋の開学祭には演劇、音楽の発表会や展覧会・運動会がある。また卒業生の就職状況を見ると政経は金融・貿易の一流会社へ毎年十割近い就職ぶり、工学部も各分野へ十割近い就職率、文学部は出版文化関係が多く、ほとんどが教職希望の教育学部はやや落ちる。今年の卒業生は三月現在で全学部通算七割五分（教職以外九割五分、教職五割三分）という就職率である。

[原文縦書]

247. 学生準則

[昭和29年9月21日／学報号外7号]

広島大学学生準則

(学生証)

第1条 学生は、毎学年の始めに、所属学部、教養部または分校で、所定の学生証の交付を受け、同証記載の注意事項を守ること。

(服装)

第2条 服装は特に定めはないが、本学学生としての品位と体面を保持するものであること。

第3条 学生は、本学所定のバッヂと学部別襟章を着用すること。

学部別襟章は次のとおりとする。

文学部	L
教育学部	P
政経学部	J 又は E
理学部	S
医学部	M
工学部	T
水畜産学部	A

(宿所)

第4条 学生は、入学後すみやかに、本人の宿所と保証人の氏名および住所を所属学部長・教養部長または分校主事に届けでておき、異動があったときは、すみやかにその旨を届けでること。

(身体検査)

第5条 学生は、本学施行の身体検査を受けること。

ただし、止むを得ない事由のため受検できないときは、所属学部長・教養部長または分校主事に届けでてその指示を受けること。

(諸調査)

第6条 学生は、本学が学生について行う累加記録に関する調査、学生生活実態調査その他の調査に協力すること。

(学生団体)

第7条 学生が、学内において団体を結成するときは、代表責任者は所属学部長・教養部長または分校主事に第9条所定の届出をなすこと。ただし、団体が2学部(教養部を含む)以上にわたるときは、団体事務所の設けられる学部・教養部または分校の長を経て、学長にその届出をすること。

第8条 学生が、学外において団体を結成するときは、代表責任者は学長に第9条所

定の届出をなすこと。

第9条 団体結成の届出には、次の事項を記載すること。

- (1) 団体の名称、目的および団体事務所の設置場所
- (2) 団体代表責任者の氏名
- (3) 団体の会則および役員名簿
- (4) 顧問教官または補導委員の氏名およびその印
- (5) 学外者を参加させるときはその理由

第10条 学内の学生団体が学外の団体に加入するときは、代表責任者は団体事務所のある学部、教養部または分校の長を経て、学長に第11条所定の届出をすること。

第11条 前条の届出には、次の事項を記載すること。

- (1) 学外団体の名称、目的および団体事務所の設置場所
- (2) 学外団体の代表責任者の氏名
- (3) 学外団体の会則
- (4) 学内団体顧問教官または補導委員の氏名およびその印
- (5) 学外団体に加入する理由

第21条^(ママ) 第9条あるいは第11条の届出事項に変更があったとき、団体が解散したときまたは加入の学外団体から脱退したときは、代表責任者はすみやかに文書をもってそれぞれ学部長・教養部長・分校主事または学長に届けでること。

(集会および行事)

第13条 学生または学生団体が、学内で集会または行事を行うときは、代表責任者はその旨を所属学部長・教養部長または分校主事に届けでること。

第14条 学生団体が学外団体の行う集会または行事に参加するときは、代表責任者は所属学部長・教養部長または分校主事に届でること。ただし、参加団体が2学部(教養部を含む)以上にわたる団体の場合は、団体事務所のある学部・教養部または分校の長を経て、学長に届けでること。

第15条 集会または行事の届出には、次の事項を記載すること。

- (1) 集会または行事の名称および目的
- (2) 集会または行事を行う日時および場所
- (3) 集会または行事の代表責任者の氏名および参加人員
- (4) 顧問教官または補導委員の氏名およびその印
- (5) 学外者を参加させるときはその理由

2 集会または行事に使用する印刷物または販売品等の物件があるときは、これを呈示すること。

第16条 学生または学生団体が、学部・教養部・分校または本学の名において、集会または行事をなしあるいは、学外の集会または行事に参加するときは、それぞれ所

定の手続によって学部長・教養部長・分校主事または学長の許可を受けること。

第17条 集会または行事のため学内施設を使用するときは、代表責任者は所定の手続によって借用願を提出し、当該学部長・教養部長または分校主事の許可を受けること。ただし、学生が平常借用している場所で借用目的の範囲内において集会するときはこの限りでない。

第18条 学内施設の使用を許可された者は、その集会または行事のために生じた事故については、その責に任ずること。

第19条 前各条にいう行事には、示威運動・署名運動・投票・調査・寄附募集および印刷物の配布等を含む。

(掲示)

第20条 学生または学生団体が、学内において掲示をするときは、責任者はその所属学部(教養部を含む)・団体名・氏名を附記して関係学部長・教養部長・分校主事または補導部長の承認印を受けること。

第21条 学生の掲示は、学内所定の掲示場または特に許可を受けた場所にかぎる。

掲示期間は1週間以内とし、大きさは新聞紙1ページ大までとする。

(その他)

第22条 学生または学生団体の行為が本学の諸規則に反し、秩序を乱しその他学生の本分にもとるときは、その行為の停止または団体の解散を命ずることがある。

第23条 第3条を除き本準則は大学院学生・文理科大学研究科学生・専攻科学生・専攻生・研究生・聴講生および研修生にも適用される。ただし、この場合大学院学生および文理科大学研究科学生にあつては所属学部長を所属長と読み換えるものとする。

附則

1. 各学部・教養部・分校および補導部は、本準則に伴いそれぞれ^[ママ]の事情に応じて、それぞれ取扱細則を規定する。
2. 本準則は昭和29年9月21日から実施する。

248. 広島大学歌募集要項

[昭和30年9月20日／「広島大学歌募集関係綴」⁽¹⁾]

広大庶々第205号

昭和30年9月20日

殿

広島大学事務局長 河合 務

広島大学歌募集について

広島大学歌を制定するため、別紙募集要項により歌詞を募集することになりましたので、多数応募されるようお取り計らい願います。

なお、上記募集作品を審査するため広島大学歌審査委員会を設けたいので、次により委員を10月末日までに御推せん下さるようお願いいたします。

記

広島大学歌^{審査}制定委員会委員

- 学 長
- 事務局 1名
- 補導部 1名
- 各学部 } 教官1名
- 各分校 }
- 研究所 1名
- 図書館 1名
- 別に学長が委嘱する本学教職員 若干名

広島大学歌募集要項

1. 趣 旨 「広島大学を象徴する大学歌」を制定するため歌詞を募集する。
2. 歌 詞 形式、内容ともに自由、ただし4節以内とする。
3. 応募方法
 - (イ) 応募資格 広島大学の職員及び学生（本学卒業生、修了生も含む）とする。
 - (ロ) 数の制限 1人何篇応募してもよい。
 - (ハ) 用 紙 原稿用紙400字詰のものを使用すること。
原稿には住所、所属部課（科）氏名を明記すること。
 - (ニ) 応募原稿は一切返却しない。
 - (ホ) 選 定 広島大学歌審査委員会が行う。
なお、入選作について添削修正を加えることがある。
 - (ハ) 賞 入選作1篇賞状ならびに賞金
3,000円
佳作 2篇 ♪
各1,000円
 - (ト) 募集期間および入選作品発表期日

区分	募集期間	入選発表
歌詞	昭和30年10月1日－ 昭和30年11月20日	昭和30年11月30日

(チ) 原稿の送り先

広島市東千田町 広島大学庶務課内広島大学歌審査委員会あて
(封筒には「学歌応募」を表記すること)

249. 教育学部自治会々則

[昭和31年7月2日／「昭和三十八年度補導資料」⁽⁸⁾]

教育学部自治会々則

第一章 総則

第 一 条 本会は広島大学教育学部学生自治会と称する。

第 二 条 本会は教育学部学生をもって構成する。

第 三 条 本会は会員の自治活動によって明朗な学園を形成し全会員の向上発展と福利の増進をはかるを目的とする。

第 四 条 本会はその目的を達成するため次の機関を置く。

学生大会、評議員会、執行委員会、協議会、特別委員会

第 五 条 本会の事務局は教育学部内に置く。

第二章 学生大会

第 六 条 学生大会は全会員をもって構成する最高議決機関であって重要議案を審議決定しその決定は評議員会に優先する。

第 七 条 学生大会は左の場合、執行委員長がこれを召集する。

一、原則として毎期一回

二、評議員会または執行委員会が必要と認めた時

三、全会員の五分の一以上の同位署名の要求がある時

第 八 条 学生大会は全会員の三分の一以上の出席によって成立し、出席人員の過半数によって議決する。

第 九 条 学生大会の議事運営は議長団がこれを司る、議長団は出席者の選定した三名よりなる。

第三章 評議員会

第 十 条 評議員会は学生大会に次ぐ重要議決機関である。

第 十 一 条 評議員会は左の役員をもって構成する。

各学科代表

教育学科 一名 心理学科 一名 国語科 二名

外国語科 二名 社会科 三名 理科 二名

数学科 一名

第 十 二 条 役員の任期は一期間とする。

第十三条 役員に欠員が生じた場合には、直ちにその選出母体に於いて補欠の選出を行う。

これにより選出された役員の任期は前任者の残存期間とする。

第十四条 評議員会は左の場合議長がこれを召集する。

- 一、執行委員会の要求があった時
- 二、評議員の三分の一以上の連名による要求があった時
- 三、全会員の十分の一以上の署名による要求があった時
- 四、その他議員が必要と認めた時

第十五条 評議員会は二分の一以上の出席をもって成立し、その議決は出席者の過半数により行う。

第十六条 評議員会には評議員の互選による議長、副議長各一名、書記二名を置く。議長は評議員会を代表し事務運営を統率する。

第十七条 評議員会は執行委員会を不適当と認めたととき、出席人員の三分の二以上の賛成をもってリコールすることができる。

第四章 執行委員会

第十八条 執行委員会は最高執行機関であって、本会運営の基本方針に沿って協議遂行する。

第十九条 執行委員会は評議員会の互選による五名をもって構成される。

第二十条 執行委員会は原則として全員の出席によって成立する。

第二十一条 執行委員会は執行委員の互選により執行委員長、副執行委員長各一名、書記二名、会計一名を置く。

第二十二条 執行委員会はその運営に関し連帯して評議員会に対し、その責任を負う。

第二十三条 執行委員会は、予算案を作り、これを協議会に計る。

第五章 協議会

第二十四条 協議会は本会活動に関して大学側と協議の必要が生じた時、これを聞き、学生側は執行委員長、評議委員会議長を含む若干名がこれに参加する。

第六章 特別委員会

第二十五条 特別委員会は第三条の目的を達成するため特別の行動を必要とする場合、これを設定する。

第二十六条 特別委員会の決議にもとづき評議員若干名と本会員の若干名でこれを構成し、その目的を遂行する。

第二十七条 特別委員会の決定は、執行委員会の承認を必要とする。任期はその目的を達成するとともに解消する。

第七章 会計

第二十八条 本会の経費は、会費、寄付金、その他収入による。

第二十九条 本会の会費は一期五十円とし、分納は認めない。

第三十条 会計年度は各期一期ごとにする。

第三十一条 会計報告は評議員会で毎期一回行う。

第八章 付則

第三十二条 本会規約の改正は、評議員会でこれを審議決定し、その改正は次の学生大会で報告承認されなければならない。

但し改正案はそれが決定された当日より効力を発揮する。

第三十三条 本会規約は昭和三十一年七月二日より施行する。

[原文縦書]

250. 学生健康保険制度案〔抄〕

[昭和32年2月／評議会（40回）]

〔表紙〕

「広島大学学生健康保険制度案／補導部」

1. 学生健康保険組合設立要綱案
2. 学生健康保険組合予算計画案
3. 広島大学学生健康保険組合同約案
4. 学生健康保険制度に関する調査資料

学生健康保険組合設立要綱案

学生が修学目的達成上の障害としては、経済的不安と疾病とが最大のものである。そのため大学は学生の健康管理を実施しているのであるが、昭和29年の学生健康実態調査の結果によると27.5%が傷病に冒され、更に病気のため休、退学したものが94人に及んでいる。

これら疾病者の多くは経済的にきわめて不安定で療養も不十分であり、また病床に悩んでいる者も尠くないので、医療費を確保する手段を与えなければ健康指導の徹底を期することが困難である。

学園社会の特殊性からみて、大学の行う健康管理と表裏一体の関係をもつ独自の医療保障制度を設けることが望ましい。ここに学生の友情により相互に救済し、進んで健康保持に寄与するため、次のような内容を有する学生健康保険組合を設立する。

1. 目的

本学学生の修学目的達成に寄与するため相互共済の精神に則り学生の疾病または負傷に対して保険給付を行うことを目的とする。

2. 組合員

本学の全学生（研究科生、研究生、専攻生、聴講生、留学生を除く）を組合員と

する。ただし、社会保険の被保険者または組合員は組合の承認を得て組合員とならないことができるものとする。

3. 組合員の資格の取得と喪失

本学に入学の日から組合員の資格を取得し卒業（修了）退学、転学、死亡など学生の身分を失った場合その資格を喪失する。

組合は資格を取得したことを確認した者に組合員証を交付する。

4. 組合役員

組合の役員には理事長、副理事長、理事、幹事、評議員顧問をおく。役員は職員、学生のうちから選定する。

5. 評議員会

評議員会は評議員をもって組織する。

6. 受給要件

組合員が医療費の給付を受けるには、その年度の1ヶ年分の掛金が納付されていなければならない。（年度中途の入学者については月割計算による掛金）

7. 受給の方法

組合員が給付金の請求をなす場合は給付金請求書に診療報酬明細額の領収書を添付して提出するものとする。ただし本学の医務施設で治療を受けた場合は組合員証を提出して医療の給付を受けることができるものとする。

8. 支給期間の制限

同一の傷病およびこれによって発した疾病に関しては給付期間は3ヶ月結核性疾患は2年とする。

医療の給付を受けている途中において組合員の資格を失ったときは、その年度内継続して給付するものとする。

9. 医療費の給付

傷病（歯科を除く）による医療に要した経費はその半額を給付するものとする。ただし年間を通じて1人に給付する最高額は3万円とし、医療費総額6万円を越える金額に対しては別途考慮することとする。

健康診断の際レントゲン撮影に要したフィルムの料金はその一部または全部を支給することとする。

10. 社会保険による給付との調整

同一の傷病につき社会保険によって給付を受けた場合はそれと重複して支給しないが半額以上の給付を受けたときはその差額を給付するものとする。

11. 支給制限

次の各号に要した経費は給付しないものとする。

(1) 初診料

- (2) 高価薬その他特殊の経費
- (3) 入院の場合本人の食費および付添人の経費
- 12. 医療費の査定
医療費の査定は社会保険診療報酬点数表に準じて行うものとする。
- 13. 医療機関
診療または入院は本部医務室、医学部付属病院、保険診療を取扱う病院、医院、診療所とし、その他の医療機関で治療した場合は組合の承認を要するものとする。
- 14. 組合掛金
組合の掛金は年額800円とし入学の際4ヶ年分（2年、5年、6年の各課程の者はその年数に応じてそれぞれの金額）を徴収する。
たゞし特別の事由ある者に対しては、分割納入を認めるものとする。
- 15. 組合員の資格喪失に伴う返還
組合員である学生が退学、転学、死亡などにより学生の身分を失ったときは翌年度以降の納入金を返還するものとする。
- 16. 組合経費
組合経費は組合掛金、寄付金等をもってこれにあてるものとする。
- 17. 組合費滞納者の処置
組合費の滞納者に対しては期限を指定して納入の督促をする。督促しても徴収金を納入しない組合員については評議員会にはかり処分する。
- 18. 組合規約
組合の規約には、目的、名称、事務所、組合員、役員、評議員会、組合掛金、医療費支給、会計、資産、規約の変更、解散に関する事項など記載する。
- 19. 施行
昭和 年 月 日から施行し医療費支給は、 月 日から行う。
この規約は、昭和31年度の入学生から適用する。

〔中略〕

[ママ]
学生健康保健制度に関する調査資料

- 1. 学生健康保険組合設立に関する父兄の意見調査（昭和31年4月実施）
この調査は昭和31年入学生の父兄に対して本学学生の健康保険制度に関し組合設立の賛否加入希望の有無、組合掛金および納入方法について各個人の意見を聴取するため調査表を配布して回答を求めたものでその結果の概要は次のとおりである。

区分	調査人員	回答人員	設立に対する賛否		賛成中加入我们希望の有無		掛金800円の可否		掛金1回納入の可否		
			賛成	不賛成	加入	不加入	可	不可	可	不可	
昼	4年制	986	850	802	48	599	203	588	11	290	309
	2年制	185	147	133	14	105	28	105	—	83	22
	6年制	42	40	40	—	32	8	32	—	16	16
夜	5年制	74	57	57	—	23	34	22	1	10	13
	計	1287	1094	1032	62	750	273	747	12	399	360
比率%			85.0	94.3	5.7	73.6	26.4	98.4	1.6	52.6	47.4

注1. 組合設立に賛成しない理由は社会保険の利用できるによる者40人その他の理由による者22人である。

2. 加入しない理由は社会保険の利用ができるによる者235人掛金の負担に困るによる者16人その他による者22人である。
3. 掛金800円以下を希望する者は12人である。
4. 掛金納入方法で年度納入を希望する者163人更に分割納入を希望する者197人である。

2. 本学学生健康保組合設立に関する学生^[ママ]与論調査

本学の学生について健康保険組合設立に関し意見を聴取するため、昭和29年2月実施した調査結果の概要は次のとおりである。

(1) 組合成立の希望について

調査回答数	希望する者	比率%	希望しない者	比率%
2389人	2316人	97%	73人	3%

(2) 組合設立の場合の加入について

調査回答数	加入する	比率%	加入しない	比率%
2380人	2218人	93%	162人	7%

(3) 組合費負担額について

調査回答学生数 2306人

組合費年額	負担を可能とする者	比率%
1500円	290人	13%
1000	332	14
800	795	34
500	511	22
300	378	17

3. 本学学生健康実態調査

昭和29年1月より12月に至る1年間における学生の健康実態調査^{〔ママ〕}を行うたが、その結果の概要は次のとおりである。

(1)罹患状況

調査回答	結核性疾患	一般疾病	歯科疾患	計
3735人	75	618	333	1026
比率%	2.0	16.5	8.9	27.5

(2)医療費支払状況

病種	罹病者	医療費	学生1人当り	患者1人当り	1人分	
					最高	最低
結核性疾患	75人	1,261,244円	337円	16,816円	180,000円	100円
一般疾病	618	2,537,362	679	4,106	139,420	10
歯科疾患	333	576,911	155	1,732	20,000	46
計	1,026	4,375,517	1,171	4,265	180,000	10

(3)社会保険利用状況

病種	罹病者	本人保険	家族保険	保険を利用しない者	保険利用率
結核性疾患	75人	3人	29人	43人	42.6%
一般疾病	618	19	214	385	37.7
歯科疾患	333	10	136	197	40.8
計	1,026	32	379	625	40.1

(4)昭和29年度病気休退学状況

区分	結核性疾患	神経衰弱症	その他の疾病	計
休学者数	53人	10人	22人	85人
退学者数	3	2	4	9
計	56	12	26	94

251. 政経学部学生自治会規約

[昭和35年4月／「昭和三十八年度補導資料」^{〈8〉}]

広島大学政経学部学生自治会規約

第一章 総則

- 第 一 条 本会は広島大学政経学部自治会と称する。
- 第 二 条 本会は会員の自治活動を通じて会員相互の親睦を増進し平和と真理と自由を貫く民主的な学園を建設し豊かな学生生活を実現することを目的とする。
- 第 三 条 本会は広島大学政経学部四年過程^[ママ]全学生をもって組織する。但し教養部在学中の学生は含まない。
- 第 四 条 本会は第二条の目的を達成するために左の機関をおく。
- 一、学生大会
 - 二、代議員会
 - 三、執行委員会
- 第 五 条 本会の事務局は広島大学政経学部内におく。
- 第二章 学生大会
- 第 六 条 学生大会は全会員をもって構成する最高議決機関である。
- 第 七 条 学生大会は左の事項を審議議決する。
- 一、執行委員長、執行委員の任免の承認
 - 二、本会の予算及び決算の報告の承認
 - 三、本会の規約の改正
 - 四、執行委員長、執行委員のリコール
 - 五、その他の重要事項
- 第 八 条 学生大会は全会員の三分の一以上の出席によって成立し、出席人員の過半数によって議決する。但し委任状は認めない。
- 第 九 条 学生大会は左の場合に執行委員長がこれを召集する。
- 一、毎期一回の定例大会
 - 二、代議員会が必要と認めたとき。
 - 三、会員の五分の一以上の要求があるとき。
- 第 十 条 学生大会は議長団二名を選出する。
議長団は書記若干名を指名する。
- 第三章 代議員会
- 第 十 一 条 代議員会は学生大会に次ぐ議決機関である。
- 第 十 二 条 代議員会は左の事項を審議議決する。
- 一、執行委員長、執行委員の任免
 - 二、学生大会提出議案
 - 三、学生大会により付託された事項
 - 四、本自治会の予算及び決算

五、サークルに関する事項

六、自治会規約の改正案

七、その他重要な事項

第十三条 代議員会は各ゼミナル毎に選出された各一名の代議員をもって構成する。但し十五名以上のゼミナルからは代議員二名を選出する。他にオヴサーヴァとして各サークル代表一名、政経寮二名をおく。

第十四条 代議員の任期は一期とする。但し再選は妨げない。又欠員を生じた場合には直ちに補選する。

第十五条 代議員会には代議員の互選による議長、副議長、書記各一名をおく。議長は代議員会を代表し、議事運営を統率する。

第十六条 代議員合^(ママ)は二分の一以上の出席をもって成立し、出席議員の過半数によって議決する。但し副議長、書記は議決権を有し、可否同数の場合には議長がこれを決する。

第十七条 代議員会は左の場合議長がこれを召集する。

一、執行委員会の要求があるとき。

二、代議員の五分の一以上の要求があるとき。

第十八条 代議員会は会計監査及び選挙管理の事務を行う

第十九条 代議員が執行委員に選ばれた場合はこれを補選する。

第四章 執行委員会

第二十条 執行委員会は最高執行機関であって代議員会に対して責任を負う

第二十一条 執行委員会は執行委員長及び六名の執行委員「副委員長、会計及び書記を含む」をもって構成する。

第二十二条 執行委員長は本自治会を代表し、執行委員会を統率する。

第五章 財政

第二十三条 本会の経費は会費、事業、収益金、カンパ、その他の収入による。

第二十四条 本会の会費は各期百円とする。但し第一回期には入会金五十円を添付しなければならない。

第二十五条 本会員は会費全学を各選出代議員を経て本会会計に納付するものとする。但し納入期限は会計年度の開始日より一ヶ月間とする。

第二十六条 本会の会計年度は五月一日より十月三十一日迄及び十一月一日より四月三十日迄とする。

第六章 規約改正

第二十七条 規約改正は全会員の過半数の賛成投票により決定成立する。

第二十八条 改正案はそれが決定された時より効力を発する。

第七章 付則

第二十九条 本規約は一九五七年四月三十日より施行する。

[原文縦書]

252. 医学部学友会会則

[昭和35年4月／「昭和三十八年度補導資料」⁽⁸⁾]

第一章 総 則

第 一 条 本会は、広島大学医学部学友会と称する。本会の事務所は広島大学医学部内におく。

第 二 条 本会は大学使命達成のため、会員の自治精神の昂揚ならびに会員相互の親睦を計るを目的とする。

第 三 条 本会は本学部の学生を正会員、医学進学課程の学生を準会員として、別に卒業生を会友とする。

第 四 条 本会は医学部長を名誉顧問とし、顧問には本学教職員の中より学友会委員会が委嘱する。

第 五 条 本会はその目的達成のために次の機関をおく。

(1) 学友会総会 (2) クラス会 (3) 学友会委員会 (4) 専門委員会

第二章 運 営

「学友会総会」

第 六 条 学友会総会は最高の権限を有する議決機関であって、正会員をもって構成する。

第 七 条 学友会総会は委員長により次の場合召集される。

- (1) 定例学友会総会（年一回）
- (2) 学友会委員会が必要と認めた時
- (3) 正会員の三分の一以上の要請がある場合

第 八 条 学友会総会は正会員の二分の一以上の出席によってのみ成立し、出席人員の過半数をもって議決する。

「クラス会」

第 九 条 各クラス会より成る全学年クラス会の議決は学友会総会の議決に次ぐ。その議決は多数決制による。たゞし賛否同数の場合は学友会委員長の決定による。各クラス会はクラス員より構成される。

第一〇条 各クラス会はクラス委員長により次の場合に召集される。

- (1) 各クラス委員長が必要と認めた場合
- (2) 各クラス員の四分の二以上の要請ある場合
- (3) 学友会委員会より要請ある場合

第一一条 各クラス会はクラス員の三分の二以上の出席によって成立し第一〇条第一号および第二号によって召集された各クラス会は議決をとりうる。第一〇条第三号によって召集された各クラス会は審議を行い、その賛否数を学友会委員会に提出する。

第一二条 各クラス会は次の事項を審議および議決し得る。

- (1) 審議事項 第一〇条第三号による議題
- (2) 議決事項 (イ) クラス委員の選出
(ロ) 第一〇条第一号および第二号による議題

「学友会委員会」

第一三条 学友会委員会は各クラス会の統合および学友会の円滑なる運営を担当する機関でクラス委員より構成される。

第一四条 学友会委員会は委員長が必要と認めた場合、および一つ以上のクラス会または専門委員会の要請があるとき、委員長が召集する。

第一五条 学友委員会は同委員の三分の二以上の出席をもって成立し、その議決は出席者の過半数を必要とする。

第一六条 学友会委員会は次の事項に関しては各クラス会に計らねばならない。

- (1) 臨時会費の徴収に関する事項
- (2) 全会員の関与する事項
- (3) その他正会員に関する重大事項
各クラス会で審議された議題についての賛否数は学友会委員会がこれを集計し全クラス会の議決とする。

「専門委員会」

第一七条 学友会委員会が必要に応じて専門委員会をおく。専門委員会委員は、学友会委員または学友会委員会の要請により正会員から推せんされた者により構成される。専門委員会は学友会委員会からの要請により特定の問題の運営を担当する機関である。

第一八条 本会には次の専門委員会を常置する。

- (1) 厚生委員会
- (2) 運動および文化部運営委員会

第一九条 厚生委員長は学友会委員より選出し、厚生委員会は学生の福祉厚生に当る。

第二〇条 運動部文化部運営委員会は学友会委員より四名、運動部代表三名、文化部代表三名、計一〇名をもって構成され運動部文化部の円滑なる運営をはかる。

第二一条 運動部文化部運営委員会は学友会委員会より提出された予算の配分額を運動部文化部班の出席の下に審議しその配分を決定できる。

第三章 委員

第二二条 本会には次の委員をおく。

- (1) 委員長 一名
委員長は学友会委員の互選により本会の代表者にして運営全般を総括する。
- (2) 副委員長 一名
副委員長は委員長が指名し委員長を補佐し委員長事故ある場合これを代行する。
- (3) 学友会委員 一八名
(庶務委員 二名。会計委員 二名。会計監査委員 二名 をその中におく)
学友会委員会は各クラスより選出されたクラス委員五名、計二〇名で構成される。

第二三条 クラス会には次の委員をおく。

- (1) クラス委員長 一名
- (2) クラス会委員長 一名
両委員はクラス委員の互選による。クラス委員五名は第一二条第二号より選出される。

第二四条 各委員の任期は一年とする。

第四章 運動部、文化部

第二五条 本会は第二条の目的達成のため次の部を設け運営する。

- (1) 運動部 運動部には次の班を設け運営する。
軟式庭球班 卓球班 籠球班 蹴球班 排球班 ヨット班 山岳班 硬式
庭球班 水泳班 ボート班 柔道班 弓道班 ^{【編注1】}陸上競技班 ^{【編注2】}バドミントン
班
- (2) 文化部 文化部には次の班を設け運営する。
予防医学研究班 文芸班 音楽班 新聞班 写真班 囲碁班 美術班
^{【編注3】}ハワイアン

第二六条 各班には班長をおき運動部文化部には各々三名づつ代表をおく。代表選出は各班長の互選による。

第二七条 各班は任意に班員を募集しその細則の定める所により班費を徴収し得る。

第二八条 各班は本学部教職員の中より顧問を委嘱することができる。

第二九条 各班長は年度始めに顧問、班員、責任者の名簿を学友会に提出する。

第三〇条 各班の新設は学友会委員会を経て総て総会に提出して総会の議決を必要とする。

第五章 会計

第三一条 本会の経費は入会金、会費、寄付金その他をもってこれに充てる。

第三二条 正会員は入会金一、五〇〇円、会費年額一、〇〇〇円を納付しなければならない。ただし、特別事情ある者は学友会委員会で詮議のうえ会費を免除することができる。

第三三条 臨時会費徴収のある場合は第一六条第一号により徴収し得る。

第三四条 本会の会計年度は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

第三五条 経費の保管および支出は会計委員これを掌り委員長その責を負う。

第三六条 会計報告は年一回会員に対して行われる。

第三七条 会計監査は会計監査委員が行い、会員に対して報告しなければならない。

付 則

第三八条 会則の改正は総会議決による。

第三九条 本会則は昭和三五年四月より施行する。

[原本縦書]

[編注] 本文中の「班」は、陸上競技班、バドミントン班を除き原史料では「斑」と表記されていたものをおきかえた。

[編注1] 「陸上競技班」は加筆。

[編注2] 「バドミントン班」は加筆。

[編注3] 「ハワイアン」は加筆。

ていた。」

このセミナーに参加したある学生が、その感想文の中でこう表現しているように、多くの参加者はかなり遊び半分の安易な気持ちで参加したのではないと思われる。その事は、「セミナーに参加するために特別な準備をしましたか。」というアンケートに対して、半数以上の人たちが「特に新しい準備はしなかった。」と答えている事からもうかがえるし（第一表）、セミナーの各行事に対する期待において講義や討議よりも自由な話し合いや懇談などの方が大きな比率を示している事からも推察される（第二表）。

問い	セミナーに参加するために何か準備をしましたか。	
a	入学以後をふりかえってみた	11
b	書物を読んだ	4
c	先生や友人と話した	1
d	自分の考えをまとめた	7
e	特に新しい準備はしなかった	28

問い	A. セミナーのどの時間に期待していますか		B. 各行事の中で有意義だったのはどの時間ですか	
	A	B		
a	講 義	11		15
b	現地見学	12		8
c	討 議	19		41
d	懇 談	22		31
e	スポーツ	9		2
f	自由な話し合い	30		23
g	レクリエーション	12		9

しかし、用意されたおぜん立ては決してそのような楽なものではなかった。

第一日が始まる。講義がある。一分休憩。次に、何分間で討論。……かくも圧迫するごときスケジュールであったかのか。」

こうして、このセミナーは、用意されたスケジュールと、参加者の期待との間に、大きな隔りを持った状態でスタートしたのである。」

しかし、セミナーの全日程を終えたとき、この期待外れは、むしろ「うれしい期待

外れであった」事がわかるのである（第三表）。

第3表 セミナーに対する期待と満足		
問い	A	B
A セミナーにどの程度期待していますか		
B セミナーは有意義でしたか		
	A	B
a 非常に期待（満足）している	13	32
b ある程度期待（満足）している	25	21
c あまり期待（満足）していない	8	2
d 全然期待（満足）していない	0	0

学生生活への不満

一方、大学に入学して以来、何ら得る所なく無為に過ごした日々を残念に思っている」と、又別の感想文が述べているように、参加者の多くが、自分の学生生活に何らかの疑問や不満をいただいていた事は事実だし（第四表）、このセミナーで学生生活のあり方を考え合う事や、先生方との接触の機会を持つ事に、何らかの期待を寄せていた事もアンケートによって明らかである（第五表）。

第4表 学生生活への問題意識		
問い	A	B
{ $\frac{A}{B}$ } 自分の学生生活に何か問題を感じていますか		
	A	B
a 早急に解決すべき問題がある	16	26
b 問題は持っているが重要ではない	27	21
c 特に問題を感じていない	3	7

第5表 セミナーに対する期待と満足		
問い	A	B
A セミナーのどんな点に期待していますか		
B セミナーはどんな点で有意義でしたか		
	A	B
a 楽しい共同生活	6	16
b 先生方と接する事	27	44
c 良い友人を得る事	10	4
d 異性のよりよい理解	1	8
e 講義の内容	7	6
f 学生生活のあり方への理解	29	28

g	自己の問題の解決	13	17
h	新しい問題意識	9	19
i	新しい知識や考え方	13	19
j	集団討議の技術	9	11
k	漠然とした期待（満足）	1	1

セミナーで得たもの

自己を表現し 自己を知る

それでは、そのような気持ちで参加した私たちが今日のセミナーで得た収穫は「いたいどんなものだったであろうか。」

参加学生全員の感想文を通読して、まず最初に言える事は、このような集会に参加した事が多くの人々にとって初めてであったために、このセミナーのテーマを考える事より何より、もっともっと基本的な点できわめて重要な意義があったのではないかという事である。感想文は次のように述べている。

「今まで自分は、人前で話す事ができなかったのだが、ふるえながらも思った事を言えるようになった。」さらに、「自分がいかに無知であり、そして如何につまらぬ人間であったかという事を痛感した。そして、物事を真剣に考える事を初めて経験した。」「みんなの意見を聞いて、あらためて自分の考えの浅い事に気がついた。」そしてさらに「自分と同じ問題を考えている人がいかに多いかという事がわかった。」

つまり、話し合いの機会を得た事自体がむしろ大変な出来事だったのである。

先生は頼りになる

さて、アンケートで最も大きなパーセンテージを示したのは「先生方と接した事」であった（第五表）

たしかに「先生は何か近寄り難いものと思っていたが、全くそんな事はなく、話しかければいつでも答えて下さる事がわかった」という事や「諸先生が、学生の事を親身に考えておられる事がわかった」という事は、ともかく先生方と接する機会の少ない私たちにとってはずいぶん貴重な事であったその事は逆に、先生の側からも「学生の考えや生活態度に触れ、大いに参考になった」とか、「現在の若人自身が自から「何か」を求めている事を発見し、大いに認識を改めた」などという言葉でもって表現されているのである。

学生生活をどう過ごすか

そして、そのような話し合いの場で、学生生活をどう過ごすかという問題を話し合った事は、さらに大きな意味を持っていた。

多くの学生が関心を持っていた問題は「教養」や「友情」や、それに「人生観」などの問題であった（第六表）。そして、このセミナーで主として討議された問題もこ

の三つで^[ママ]った。従って当然の事ながら、これらの諸問題に対する関心は一段と高まり（第四表）、何らかの形で解決の手がかりも得られるようになったのである（第七表）。そしてさらに、教養部における講義や課外活動、それに人間関係などの諸問題に対する私たちの態度にも、少しずつではあるが、積極的な方向に向かって変化が見られるようになったのである（第八表）。

第6表 学生生活への問題意識

問い $\left. \begin{matrix} A \\ B \end{matrix} \right\}$ 学生生活の中でどんな点に問題を感じていますか

	A	B
a 学 問	11	21
b 教 養	16	35
c 課 外 活 動	11	15
d 人 間 関 係	16	32
e 社 会 や 政 治	11	11
f 家 庭	2	1
g 下 宿 や 寮	3	2
h 学資やアルバイト	12	8
i 健 康	4	0
j 人 生 観 や 宗 教	11	22
k 就 職	2	3

第7表 学生生活に対する問題意識

問い それらの問題は解決に向かっていますか

a 解決に向かっている	4
b 解決の希望がある	30
c まだ、解決の糸口がつかめない	13

第8表 学生生活に対する問題意識

問い 教養部の生活の中でどんな点に疑問や不満をいんでいますか（抜萃）

(3)授業内容に関して
面白くないものが多い→聴講態度を反省
→技術的改善を要望

(第九表)。

しかし、セミナーでの話し合いは、結局、それらはいくまでも話し合いであって、実行はこれからだと思う。今後実行するかどうかが本当の意味なのだと思う。

セミナーの成功、不成功はこの事にかかっているに違いない。

第9表 次のセミナーへの期待		
問い	セミナーが再び開かれている事を希望しますか	
a	是非とも開いて自分も参加させて欲しい	43
b	今回参加できなかった人のために開催せよ	20
c	開催しても意味はないと思う	0

[原文縦書]

254. 留学生問題を取り上げた新聞記事*

[昭和36年10月9日／中国]

学園 広大に学ぶ留学生

不足する学費と生活費／留学生会館建設の話も／生活習慣の違いから予想以上の出費／フトンやタタミにはなれたが・・・／親善意識にも改善

日本の大学にはいま二百十人（文部省三十五年調べ）の国費留学生が学んでいる。自費留学生を入れると約四千人といわれる。このうち大半は東南アジア諸国の留学生（国費五人）が在籍している。ところで日本に初めて外国人学生が留学したのは明治三十三年。戦前の最盛時には一万人を越したが、大半は中国からの留学生だった。広大に留学している外国人学生の声と広島での勉学生活を中心に、現在の留学生制度にスポットをあててみた。

夏休みにはいる前、広島大学に留学している外国人学生が寄り集まって“広島留学生会”を結成した。シンガポール、パキスタン、香港、マラヤ、タイ、インドネシアの六カ国八人の学生たちだ。互選の結果、シンガポール留学生の林猷松君（工学部船舶工学科四年）がリーダーに選ばれた。同じ目的を持って広大に留学しているアジア民族同士の相互扶助と、不自由な勉学生活を助け合いお互いの国々の文化や科学を理解し合おうというのが会の目的。「はるばる来日して不便な勉学生活を送っている留学生には、この会を通じて先輩・後輩の関係も密接になるし、なにかにつけてつごうがよいだろう。組織があれば個人の生活実体がつかみやすく、連絡や補導の面で便利だ」と大学側でも会の誕生を喜んでいる。

留学生同士が協力親善の精神に目ざめたことはいいとして、彼らを受け入れる日本政府や日本人の受け入れ態勢にはまだいろいろと問題がある東南アジア諸国では現在

“建国”という目的をかかげて自国の青年を諸外国へ留学させ、技術者や指導者の養成にやっきになっているというが、留学生会館や寮の設備が完備されていないのは、どうやら日本だけらしい。だから広大な留学生も、大学のあっせんで広島市内の民家に不自由な下宿生活を送っているという現状だ。

ところで留学生の中には賠償留学生（インドネシアのみ）⁽⁶⁾ 国費留学生、自費留学生の三種がある。国費留学生は日本政府から一カ月二万円の支給を受け、賠償留学生は、インドネシア大使館から日本の賠償金の一部として一カ月三万円が支給される。また、自費の場合は家庭から平均二万円ていどの仕送りを受けているのだが、賠償留学生以外の学生は一様に、学費と生活費の不足を訴えている。日本の学生なら二万円もあればオンの字だが、彼らにはこの額が苦しいようだ。もちろん留学生のほとんどが、それぞれの国の上流階級の出身者であることも不足を唱える原因のひとつにあげられるが、彼らの声に耳を傾けてみると、やはりことばや食事など生活習慣の違いからくる予想以上の出資があるようだ。不慣れたタタミの生活、フトンでとらねばならぬ睡眠、あっさりした日本食になじむ努力は相当な難行だ。今春、インドネシアから広大に留学したウイドド・パンエスト君は「フトンやタタミにはもう慣れました。しかし食事にはまだ完全になじみません。サシミは気味が悪くて、口の中へ入れてジュースといっしょに飲み込んだりしましたが、最近やっと慣れました」と話してくれた。留学生たちは、下宿の食事以外に、ときどき洋食や中華料理を求めて食堂へ行く。この食費にからむ出資が案外大きいというわけだ。

もうひとつの原因は日本語の問題である。広大に留学する前一年は、千葉大学やその他の私大で日本語の勉強をする仕組みになっているが、一カ年で日本語の大学教育が理解できるていどに上達することは望む方がムリ。そこで彼らは教室での講義と併用してどの学科にも英語の参考書が必要となる。洋書ともなれば一冊二、三千元のはずらで、まずこれに悲鳴をあげるわけだ。だから国費留学生のほとんどは二万円以外に自宅から仕送りを受けている。自費学生の場合は、家庭から十分な仕送りを受ければいいわけだが、国によっては為替の制限があって二万円以上の仕送りができないところもある。完備された留学生会館や寮があれば、少なくとも食生活の心配はいらず、場合によっては留学生が共同で使用できる図書室なども備えられるから、二万円でも十分生活できるということになるのだが。

帰国すればそれぞれの国の中心人物になる人たちがばかりだ。日本人が彼らを好遇することは国際親善の面からも大きな大きな意味があるとして、広島市内の有志の間で、留学生会館を建設しようという計画が進められている。二千八百万円の建設資金のうち一千万円の見通しもつき二、三カ所候補にのぼっている。敷地が決まれば実現可能という段階まで進んでいる。また文部省からの補助金の話も具体化しつつあるとか。政府が目をつむっている現在、地元広島で受け入れ態勢の計画が進められていること

は喜ばしい。しかし、相手の国の実情や日本の大学の内情を知らずに留学生招致制度だけを予算の裏付けもなく法律で取り決めた日本政府、直接には、文部官僚の無責任な態度は責められてもしかたがない。国際間の問題だけにことは重大である。

一方日本国民の親善意識も問題がないわけではない。彼らの国の生活習慣を十分理解したうえで親善でなければ、誤解からくるトラブルも起こりうる。「現在、国内には、アジア親善をうたった友好団体がかなりあるが、これらの中には、上流家庭や政府要人の子息の多い東南アジア留学生を利用して、商売のコネクションをつけようと意図する団体もある」とうがった見方をする人もいる。

[原文縦書]

255. 体育会設立に関する趣意書※

[昭和37年11月8日⁽¹⁾]

『広島大学二十五年史 通史編』751頁所収。

256. 福山学友会規約

[昭和37年11月22日／「昭和三十八年度補導資料」⁽⁸⁾]

広島大学福山学友会規約

第一章 総 則

第一条 本会は広島大学福山学友会と称する。

第二条 本会は広島大学福山分校全学生をもって構成する。

第三条 本会は学生の自治活動により、明朗なる学園を形成し、全学生の向上発展と福利の増進を図ることを目的とする。

第四条 本会は前条の目的を達成するために次の機関をおく。

- 1 学生大会
- 2 代議委員会
- 3 執行委員会
- 4 協議会
- 5 学生会

第五条 本会の本部は広島大学福山分校内におく。

第二章 組織および運営

第六条 本会は、体育科、音楽科、家政科の学生会の上に組織される。

第七条 学生大会

第一項 学生大会は最高の決議機関であり全会員をもって構成する。

第二項 学生大会は会長により次の場合に召集される。

- 一 定期大会（毎期一回）
- 二 代議委員会で必要と認めるとき

三 全会員の三分の一以上の同意署名のある時

四 臨時大会

第三項 学生大会は全会員の三分の一以上の出席によって成立し、出席人員の過半数により決議される。ただし、学友会会長の不信任はこの限にあらす。

第四項 定期大会は次の期間中に開かれる。

一 前期定期大会 役員改選後、二ヶ月以内に開く。

二 後期定期大会 十月、十一月中に開く

第五項 臨時大会は期間を問わず、次の場合に開催される。

一 全会員の六分の一以上の同意、署名のある時

二 学友会会長が必要と認めた時（代議委員長を含む執行委員会）

三 代議委員会で必要と認めた時

第六項 学生大会では次の事項が決議される。

一 予算案および決算の承認

二 規約の承認および改正

三 代議委員会が必要と認めた事項

四 学友会役員の承認および罷免

五 学友会活動の方針承認

六 サークルの新設および改廃

七 その他の重要議案

第七項 学生大会の運営については左のとおりとする。

一 学生大会への委任状は出席とみなし、決議事項を全面的に支持するものとする。

二 議長団は出席者の推せんによって三名選出され、本規約にもとづき円滑なる運営を図らなくてはならない。

三 採決にあたっては、可否同数の場合は議長の決するところによる。

四 決議は第七条第三項に基づくものとする。

五 緊急動議が提案された場合は、議長団の合議によって採決され、出席人員の三分の二以上により決議される。

第八条 代議委員会

第一項 代議委員会は学生大会に次ぐ決議機関である。

第二項 代議員は、各科学学生会より選出された体育科三名、音楽科三名、家政科三名をもって構成する。たゞし、各科学学生会会長または副会長を含む。

第三項 代議委員会は全代議員の三分の二以上の出席をもって成立し、出席人員の過半数により決議される。

第四項 代議委員長は、代議委員会より選出され、代議委員会議長を兼任する。

第五項 代議委員会は、次の場合、代議委員会議長より召集される。

- 一 代議委員長が必要と認めたとき。ただし、第一回の代議委員会は、学友会長によって開かれる。
- 二 全代議員の三分の二以上の要求があった時
- 三 執行委員会の要求があった時
- 四 学友会会長が必要と認めた時

第六項 代議委員会は次の機能を有する。

- 一 執行委員会の立案した事項の検討、承認
- 二 学生大会に提出した議案の検討、承認
- 三 執行委員会が解散した場合は、その間その職務を代行する。
- 四 会長、副会長、会計主任、書記役員および選挙管理委員会の承認
- 五 会計監査委員の推せん

第七項 代議委員会は、議案の審議にあたり必要ある場合は執行委員ならびに学友会会長の出席を要請することができる。

第八項 代議委員会は、執行委員会の執行にあたってはその責任を負うものとする。

第九条 執行委員会

第一項 執行委員会は最高の執行機関であり、各科より一名選出された執行委員、ならびに運動部、文化部、新聞部の各部長、会長(一)、副会長(三)、会計主任(一)、書記(一)の計十八名をもって構成する。その執行に当っては、学生大会及び代議委員会が責任を負うものとする。

第二項 執行委員会は全執行委員の三分の二以上の出席をもって成立する。

第三項 執行委員会は次の場合、会長により召集される。

- 一 会長が必要と認めたとき
- 二 執行委員の二分の一以上の要求があったとき
- 三 代議委員会の要求があったとき
- 四 協議会の要求があったとき

第四項 執行委員会は次の機能を有する。

- 一 学生大会、代議委員会で討議すべき議案の作製および学生大会、代議委員会において承認された事項の総合的執行、ただし、その議案の中で代議委員長が、会の審議の必要を認めない事項は代議委員長のみの承認により執行することができる。
- 二 学友会活動を統轄し、その円滑なる活動をはかる。
- 三 対外問題の処理
- 四 予算案の作成
- 五 学友会の年中行事およびその他の行事を行う。

六 協議会との連絡折衝を行う。

七 その他

第十条 協議会

第一項 協議会は学友会の健全なる発達をはかることを目的とする。

第二項 協議会は会長、副会長、代議委員三名（各科一名）会計主任ならびに補導教官をもって構成する。

第三項 協議会は、次の場合に召集される。

一 学友会会長が必要と認めた時

二 補導教官が必要と認めた時

第四項 協議会は下の場合に学友会に助言を与えることができる。

一 学友会活動の方針に大きな危険性があると認めたとき

二 学友会の執行に行き過ぎがあると認めたとき

三 困難な対外問題に対する学友会への助言

第五項 協議会は学生の要望を検討し、大学当局に折衝する。

第十一条 学生会

第一項 学生会は各科で組織し、各科の全学生をもって組織する。

第二項 学生会は各科学生の交流を深め、研究活動を盛んにし、明朗なる学園生活を築くことを目的とする。

第三項 学生会は学友会の活動を用滑にするため、学友会と緊密に連絡をとりつゝ、学友会の活動に協力せねばならない。

第三章 役員の選出法およびその任務

第十二条 本会は下記の役員をおく。会長（一名）、副会長（三名）、会計主任（一名）、書記（一名）、執行委員（三名－各科より一名）、代議員（九名－各科より三名）、運動部部长、文化部部长、新聞部部长、たゞし、役員の兼任は認めない。

第十三条 学友会会長は全会員の公選により選出され、その代表者として、第三条の目的を遂行するために本規約に基づいて運営をする。

第十四条 学友会役員は特に次の任務を果さねばならない。

第一項 学友会会長

一 学友会会長は選出された日より一ヶ月以内に、副会長、会計主任、書記を指名すること。

二 代議委員が決定して一週間以内に第一回目の代議委員会を召集し、代議委員（一名）の選出および会計監査委員（一名）を選出させねばならない。

三 会計監査委員の任命

四 その他、本規約に基づいた会の召集およびその他の任務を執行する。

第二項 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。

第三項 会計主任は本会の会計面を担当する。

第四項 書記は本会に関する記録、告示等の諸事務を担当する。

第五項 執行委員は本会の執行面を担当する。

第六項 運動部長^(部脱力)、文化部部长、新聞部部长は各部部会の構成員の互選により決定され、それを代表するものとする。

第十五条 副会長、会計主任、書記は会長の指令により、代議委員会および学生大会の承認を経て決定される。

第十六条 代議委員長は代議委員の互選により決定され、代議委員会を代表し、本規約に従ってこれを統轄する。

第十七条 執行委員会は、学友会会長、同副会長、会計主任、書記、各科執行委員、運動部部长、新聞部部长をもってこれを構成し、本会の執行部面を担当する。

第十八条 各科学学生会会長は、学友会会長の任期満了および不信任可決あるいは、その他の事情で辞任した場合、選挙管理委員を速かに選出せねばならない。

第十九条 各学生会の会計は、本会の会計主任を補佐し、学友会の活動を円滑に行うためにこれに協力せねばならない。

第四章 役員の任期

第二十条 学友会会長の任期は五月より翌年の四月までの一ヶ年とし、再選を妨げない。

第二十一条 執行委員の任期は会長の任期に準ずる。再選は妨げない。

第二十二条 代議委員の任期は会長の任期により一ヶ月遅らせて、一ヶ年とし再選を妨げない。

第五章 不信任および辞任

第二十三条 学友会会長の不信任案は、学生大会に提出され、出席人員の三分の二以上の賛否により可決される。その場合、会長は十日以内に辞任せねばならない。

第二十四条 執行委員会は、原則として不信任はないが、会長が辞任した場合はこれに準じて総辞任するものとする。

第二十五条 代議委員会は、原則として不信任はないが、会長が辞任した場合はこれに準じて会長より1ヶ月遅れて辞任するものとする。

第二十六条 役員はその理由が、代議委員会で承認された場合は辞任できる。

第六章 会計および監査

第二十七条 本会の会費は、一人当たり年額四〇〇円とし、前期、後期、の二期に分けて、毎期はじめに学友会へ納入する。

別に臨時費の必要な時は学生大会の承認を経て徴集することができる。

第二十八条 本会の会計係には、会計主任と各科学学生会の会計がこれに属する。

第二十九条 本会の会計事務は、代議委員の互選により選ばれ、会長により任命され

た会計監査委員により監査される。

第三十条 学生大会において会計主任は会計報告をなし、会計監査委員は会計監査報告をしなければならない。

第七章 選挙管理委員会

第三十一条

第一項 選挙管理委員会は、各科学学生会により各一名（計三名）選出され、代議委員長の承認を経て決定される。

第二項 選挙管理委員会は、会長辞任の日より十日間以内に新学友会会長を選出せねばならない。

第三項 選挙管理委員会は、新学友会会長が選出され、その発表を行うまでに、立会演説会およびその他の投票準備を速かに開始し、公平な選挙が能率的に行なわれるよう配慮しなければならない。この任務が完了し次第に解散するものとする。

第四項 学友会会長が無投票当選の場合には全会員にそれを告示しなければならない。

第八章 自治活動

第三十二条

第一項 学友会のサークルは十名以上のメンバー（体育、音楽、家政各科の内少なくとも二科以上の学生を含む）より成り、文化部、運動部、新聞部のいずれかに属することを原則とする。

第二項 サークル活動は全員相互^{〔ママ〕}の交流を通して学生生活をより有意義に送り、心身の陶冶をはかることを目的とする。

第三項 各部署員は前項の目的の下に自由に加入でき、有効な活動をしなければならない。

第四項 学友会補助金の請求および分配は各部部長、会長、および、サークルの代表の審議の上、原案を会計主任に提出し承諾を得る。

第五項 サークルの新設および改廃は、学生大会において出席人員の過半数の承認を経て決定される。

第九章 細則

第三十三条 本会に関する細則は代議委員会の承認により別にこれを定める。

第三十四条 本則の改正は代議委員会の構成人員の二分の一以上の賛成で発議し学生大会の承認を経た時のみに限られる。

第三十五条 本則は昭和三十七年十一月二十二日改正施行される。

[原文縦書]

257. 寄宿舎規程

[昭和38年3月19日／学報330号]

広島大学寄宿舎規程

第1条 この規程は、広島大学通則第41条第2項の規定に基づき、寄宿舎（以下「学寮」という。）に関し必要な事項を定める。

第2条 学寮は、寮生相互の協力により寮生の学習意欲をたかめ、人格の向上を図るとともに健全な団体生活を営むことを目的とする。

第3条 本学に次の学寮をおき、その管理運営を分掌する責任者（以下「管理責任者」という。）を次のとおり定める。

名 称	管理責任者
男子寮	
尚志寮	学生部長
淳風寮	学生部長
政経寮	学生部長
薫風寮	学生部長
東雲寮	東雲分校主事
高志寮	福山分校主事
工学寮	工学部長
緑翠寮	水畜産学部長
女子寮	
山中寮	学生部長
清明寮	福山分校主事

第4条 寮生は、広島大学学生に限る。

2 入寮又は退寮を希望する学生は、所定の手続を経て管理責任者の許可を得なければならない。

3 次の各号の一に該当する場合には、管理責任者は、退寮を命ずることができる。

(1) 所定の寄宿料その他の納入を怠り督促をうけてもなお納入しないとき。

(2) 学寮の秩序を乱したとき。

(3) 病気その他の理由で団体生活に不適當と認めるとき。

第5条 寮生は、所定の寄宿寮その他を指定する期日までに納入しなければならない。

第6条 学寮の円滑な運営を図るため、管理責任者のもとに委員会を設けることができる。

第7条 寮生は、寮生活を自主的に営むため、管理責任者に届けでて寮生会を結成することができる。

2 寮生会は、規約を設け管理責任者に届けでるものとする。規約改正の場合も同様

とする。

第8条 寮生以外の者が、学寮の施設を使用するときは管理責任者の許可を得なければならない。

第9条 学寮の施設その他を故意または過失により破損または紛失した者は、弁償しなければならない。

第10条 この規程の実施に関し必要事項は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和38年3月19日から施行する。

258. 学生の食生活・住居に関する教養部学友会機関誌記事*

[昭和38年4月8日／『緑の旗』No.3]

広大生の食と住、そして生活 生活部レポート

大学食堂

まず諸君が、そして我々が欠かすことなく毎日足を運ぶのが食堂である。そこで暖かい二十円の朝食（みそ汁と御飯）をすする。ちょっぴりふところ具合のいい時は、朝食+ α といったところ。十時すぎになると、テンプラうどん族が食堂につめかける。現金ひきかえ二十五円。これも池田首相の所得倍増のおかげで、皮肉にも物価値上げとなって、昨年四月の二十円から二十五円になったというもの。昼の食事は何にしよう？と考えることはありませんよ。カレーライス、ハヤシライス、ハムサラダ、カキフライ…。これもいつの間にやら十円の値上り。困ったことだという訳で、生活部では食堂について（値段、味、設備等の点）、昨年十二月学生からアンケートを取ってみた。値段が高く、不衛生…と様々の苦情。食堂の経営主と交渉したが値段はどうにもならず、はしがやと割ばしに変えられ、お盆で運べるようになり、ソース、醤油の区別をはっきりしてもらった程度で、割ばしとても《折ればし》と名づけられる程度のものである。生活部の力もまだまだこういうところなんです。大学に入ったら、勉強さえしていれば他のことは何も関係ない、などと思わないで下さい。諸君に学問だけを残して、まわりの一切のもの（自然や社会の環境）を取り去ったら、諸君は生きて行けますか？とんでもないことです。学問だって生きていなきゃできませんよ。新入生諸君、自分たちの生活は自分たちでより良くしていくために、生活部へ是非とも協力のほどを！

間借り・下宿

新入生諸君の中には、遠く親元を離れて間借生活、下宿生活、寮生活をしなければならぬ人も沢山居ることであろう。そういう諸君のために、広大生の生活ぶりを少し見てみよう。間借、下宿どちらも大体四畳半位の部屋を借りている人が多い。机と

本箱、着換え入れ。これらが部屋の片すみに置かれ、ちょっぴりロマンチックできれい好きの人なら、一輪の花もさしてあろう。女子学生の部屋は別としても、男子学生の部屋は一週間に一回位しか掃除をしないという話。向うの方にポット、こっちの方に広げたままの本、まん中の方は新聞、灰皿とずいぶん散らばっているらしいが、こういうことも大学生活ならではのこと。誰にも邪魔されず一人だけの生活を楽しめる。汚ないながら、楽しい我が家といったところ。部屋代は？そうそう、これを忘れては新入生諸君のための親切も半減する。

部屋代は一疊五百円程度が普通である。これは学校からの距離に反比例して近ければ高く遠ければ安い。家主の話によると、今年の四月頃からもう少し値段を上げねばならないということで、新入生諸君にとっては、いやはや我々にとっても頭の痛むことである。下宿すれば、二食付で五千円～六千円が普通である。朝は早く起きねばならないし、夕方はきちんと時間通りに帰らねばならないし、若干不便なのではないかと…。

寮生活

何よりも安くて学生のための設備は寮である。男子寮は教養部生は主として薫風寮に入る。収容人員は二百名、一部屋十四畳で五人ずつ入る。費用は寮費五百円、運営費百五十円である。

女子寮としては山中寮がある。収容人員は四十八名、部屋数二十四それに娯楽室、休養室もある。娯楽室にはテレビの他雑誌、書籍類も備っている。一カ月の費用は寮費百円、運営費三百円、自治会費五十円である。昨年あたり「女子学生亡国論」が登場し、世の女子大生に怒りを覚えさせたものだが、山中寮生の怒れる姿も例外ではない。「女子大生だってやろうと思えば…」

ところで現在、総合寮の建設が今年三月末、完成をめざして進められている。四階建二棟、定員二百五十名の近代的な建物といわれるが、この寮建設により、現在の薫風寮、淳風寮、政経寮、尚志寮が取り壊しとなり、大部分の学生が放り出される。新しく入学する諸君にも重大な問題であろう。山中寮西側に建てられつつある総合寮は三月末に完成し、四月から入寮出来る予定である。定員百四十名。立退きを迫られている薫風寮百名、政経寮三十二名、計百三十二名は全員入室出来るとしても、その後の残り尚志寮四十四名、淳風寮二十四名、計六十八名は部屋を失うことになる。したがって新入生入寮の見通しは、必ずしも明るくないのが現状である。

アルバイト

教養部生の生活費はどれ位必要であり、どういうところから出ているのであろうか。アンケート結果によると平均自宅通学で五千八百円、寮で八千八百円、間借・下宿で一万六百円であり、間借は最低九千円は必要であり、それらは家庭からの送金、奨学金、バイト等がその主なものようである。バイトにデイトとよく廣大生が口にする

言葉だが、これくらいバイトは学生にとって大きな収入源である。諸君もやがてはやるようになるバイトについて、少し話そう。教養部生の約六十%がバイトをして生計の足しにしている。バイトの種類も様々で引越しの手伝い、家庭教師、種々の調査、セールスマン…となかでも一番多いのが家庭教師である。I have a weak head. という英訳を訳さされて、子供のそばで苦笑いしていた学生もあるとか。子供好きの人なら小学生、中学生が一番良い。今日もあどけないあの子の顔が見られると思うと、バイトに行く諸君の足取りもはずむことであろう。勉強しながら自分も一緒に子供の気分になれるのは、実に楽しいことではありませんか。月謝は小学生で週三回二千五百円前後、中学生、高校生で週三回三千円位。勿論運よくいけば二回でも三千円、四千元とももらえる場合もある。仕事の割に金が多く入るのは、種々の調査であろう。新聞社、化粧品会社、食品会社、薬品会社などの調査をやれば、一日六百円～七百元は入るし、プラリングも出来、適当に仕事をしながら楽しめる。これらは毎年、本部の厚生補導係で扱っている。こうしてバイトで得た金で、足りない生活費に当てたり、書籍、購入したりあるいは休暇を利用して、友人と一緒にちょっとした旅に出かけるのも、ずいぶん楽しいものである。諸君も大いにかせぎ、大いに楽しみたまえ。

だが諸君の為すべきことは、それだけではないということを忘れないよう。大学の中に閉じこもってはいはならない。視野を広げ、自分の生きる道は自分で見つけよう。そして自分から進んで、その道を切り開いていこうではないか。そういう前向きな姿勢、創造する態度が我々には必要なのだ。

[原文縦書]

259. 学生行き付けの飲食店に関する教養部学友会機関誌記事【抄】*

[昭和38年4月8日／『緑の旗』No. 3]

これがヒロシマ！—街と夜—

〔前略〕

食欲の充足処・ムードの充足処

広島市内には七〇〇軒を越える喫茶店がある！これは広島市人口に対して七〇〇人に一軒の割合である。だから、どこの街を歩いてもこのキッチャテンに行きあたる。

又、ノミ屋の多い事も全国一である。一パイ屋、スタンド、バー、クラブ、アルサロ、キャバレー、夜の流川—薬研堀は掃いて捨てる程の飲み屋が立てこんでいる。

食べ物、広島の料理のうまいのは全国一かも知れない。ちなみに、東京、京都のそれと比較してみたまえ。東京の一流中華料理店でさえ、新天地広場の屋台のあの中華ソバの味に及ぶところは一つとしてあるまい。

かくして広大に入学された諸君は、この世で無常の食うことの喜びを味わうはめに

なるのである。

さて、こう云う事にしようではないか。色々の状況にあわせてそれにみあった食い処、飲み処を案内していく事にしよう。

五月。この頃になると、新入生諸君の美しき尊顔の中に、何か云い様のない表情があらわれ始める。期待して入学してきた大学の講義というものはかくも無内容で、アホらしいものなのか。先輩は何だかんだというけれど「立てばパチンコ、坐ればマーチャン、歩く姿は千鳥足。」あーあ（註・ため息）

こんな時にはまず食う事。何がなんでも食う事である。学校の食堂は高くてまずい。時には栄養づけのために髪の毛からワラまで食わせてくれる。5円10円余計にいつでも、外で食うべし。正門の真前にこまつ食堂がある。ここのメシはうまい。持ってくるのも早いしサービスも良い。とりわけ給仕してくれる〇〇ちゃんの「いらっしゃーい」という、愛敬たっぷりの響きが心地良い。ただ物価上昇に伴って値上げしたのが難、こまつ屋が一杯なら、いこい、ひろやもある。この両軒のサービスの悪さはかく別だが大学町らしい雰囲気は十分に味あえる、ブタ汁はいこいがうまい。

メシを食ったらどこかでコーヒーでも飲もう。大学の囲りには、二十二軒の喫茶店がある。大小さまざま、ニューホープ、ホープ、房州あたりは广大生がうようよ。貯金局南のクローバーは、隣りにニューホープができてからとんと客の入りが悪くなったがとてもサービスが行き届いている。コーヒーを飲んだ後で、昆布茶を出してくれたり、ホットジュースを出してくれたり、しかし、これは客の顔によりけりかも知れない。ホープ、ニューホープは、コーヒー一杯ごとにサービス券をくれる。十五枚たまるとコーヒー一杯のましてくるそう。鷹の橋、ラムプは、軟庭部のたまり場。房州は二階がスペシャルルームになっていて金持ちのサークルなどが読書会などに使っている。階下は少々騒がしい上、いつ行っても同じレコードをかけている。鷹の橋大映の隣りは「レベッカ」つい最近、ジュークボックスを入れてバカデカイ音でかけている。デイトには不向き。恋人のささやきも聞きとれないかもしれない。恋人と云えば、とくに折入っての話があるなら、あかねが良い。スタンドの奥に二つほど真暗なBOXがあるからそこで話すが良い。ホント、手探りする程暗い。（ただし昼間だけの話、夜はテンデ駄目）

夜——森戸道路の水銀灯の薄明りは、大学生の飲力を喚起する。大学のまわりにはろくなスタンドバーがない。ともしびは比較的うらぶれた学生が多くいくがあまりムードもない。それに高い。慕情はオオロギ色でいっばいだが、白痴的たわ事では長居もできない。過剰サービスに良い気になっているとテキメン吸いとられる。御用心。

就寝前には、学生クラブ前のみゆきでコーヒーを飲むと良い。実に感じの良いマダムが迎えてくれる。地理的悪条件の割には入りが良い。長居をしても何度もお茶を注いでくれるのはうれしい限り。薫風寮の近くには月光、ケニヤがある。月光はいつも

カラッポ。一城の主になった気持をかみしめるのに絶好。昆布茶がうまい。ケニヤはケバケバしい。ともに便所は汚ない。

アルバイト。家庭教師。月給日。日頃の疎外のうっぷんを酒ではらそう。時には中心街に出るも良からう。

Aコース、最もオーソドックスなコース。夜11時出発、リッツ劇場の近くにあるジンギス汗料理満福、一人前八〇円、マトンに、ニンニクのタレをたっぷりひたして食う。彼女にふられた悲しみ、単位を落した悲しみ、胸くその悪い講義内容へのフンマンはたちどころに消えてなくなる。ビールを一本添えればなおよし。ジンギス汗料理を食ったら向いにある中華料理天津へ。ここのギョウザは広島一。髭の長いオヤジも御愛嬌。この店はテーブルに灰皿が置いてないから、吸いがらは全て床にすてる。だから夜十二時頃行くと、ゴミの山と、煙草のモウモウたるケムリと相まって、いやが上にもギョウザの味は増してくる。この二軒を回ると若干胃も下がってくるから、薬研堀、元帥通り、弥生町あたりをうろつく、目を傷つける程のセンスのないネオンが続く。唯一つ気を引く名がある。エスカルゴ——実には良い名だ。だがクラブだから到底飲みに入る段階ではない。ずっと奥の方に広大生の良く行くOK牧場がある。薬研堀のキャンノンは、会員制度をとっている。一月五〇〇円の会費を出せば、三割引で飲ませてくれるし、キャンノンカメラの宣伝酒場だから、ぐっと安い。又一〇〇人ごとにシャンパン無料贈呈、二、〇〇〇人ごとにキャンノンカメラのおくりものがある。十二時までで、あまり美人もいないが学生にもってこいのスタンドである。さんどりえはフランス語で灰皿という意味だが、それに魅惑されて入ってしまうととんでもない事になる。ストレイト一杯で二百円は軽くボラれる。

さて、フラフラ歩いて、適当に胃の調子が良くなったところで竹さんのお茶漬にいきつく。リッツを東に少し入った小さな店で、漬ものが実にうまい。一時頃行くと勤めの終わった女給さんがうようよ。彼女達は実に良く食う。これだけ回れば0時すぎ。深夜の街が活気づき、ざわめいてくる。さてAコースの最後は、つい最近できたリッツ南のモダンジャズ喫茶シルバーである。コーヒー一杯八〇円で何時間でもねばれる。アヴァンギャルド的乃至ビートジェネレーション的な方々がデヴィスにモンクに酔いしれている。まだまだレコードは少いが良い店である。ここの閉店時間は二時。夜の街が少し落ちつくころ。二時までなら流川通りの喫茶店マツヤ、アルプスもやっている。シルバーで酔い足りなかったら宝塚劇場横のかわいいモダンジャズ喫茶パッドへ行く。定員八人ぐらいの小さな所だが、マスターが実に面白い。学生服を着ていくと、英語の問題をふっかけられ、わからないと、ニヤニヤ笑って自己満足のネタにされる。黒人も良くくる。ここは三時で閉店、この時刻になるとようやく街が静かになる。これからは、駅前のおアシスか胡蝶園に行つて朝までねばる以外手がない。蒸気機関車の排気音を聞きながら臉をつけたり離したり、なすすべなく夜あけを待って、帰路に

つくのである。

昨夜のマトンとポークと広島菜は新たなエネルギーとなって今日の睡眠へ駆りたてて。このAコース。オーソドックス、コースが僕らの最も理想的なコースである。

時にはあのオカチメンコのいるでめきんでうまいしるこをそそるのも良い。そして、映画の帰りにコックルージュのバカさがいっぱい二階で濁んだ空気を吸うのも良いだろう。白馬で高級な雰囲気を楽しむ、キッチン衆望でニューヨークの臭いをかぐのも良いだろう。

だけど学生にはやっぱり、ジンギス汗のニンニクであり、天津の汚いゴミの上でのギョウザだ。

かくて我らの無常の喜び食欲は、我らのものとなり、広島は我らのものとなり、我々は、食う事に於て味覚に於て完全に疎外から解放されるのである。—— 広島断片 —— 完。

[原文縦書]

260. 水畜産学部学友会会則

[昭和38年5月9日 / 「昭和三十八年度補導資料」⁽⁸⁾]

[表紙]

「広島大学水畜産学部／学友会会則」

第一章 総則

- 第 一 条 本会は広島大学水畜産学部学友会と称する
- 第 二 条 本会は本学部学生の意志を反映して、明朗なる学園の建設に努め、人格の向上と全学生の福祉増進を困ることを目的とする。
- 第 三 条 本会は広島大学水畜産学部専門課程の学生全員を以って構成する。
- 第 四 条 本会はその目的達成の為次の機関を置く
学生大会 執行委員会 代議委員会 協議会
- 第 五 条 本会は本部を広島大学水畜産学部にし、連絡事務所は緑翠寮内に置く
- #### 第二章 役員
- 第 六 条 本会は目的達成の為に次の役員を置く。但し兼任は認めない。
会長（一名） 副会長（一名）
執行委員（会計・書記・文化・体育・渉外各一名）
代議委員（各学科各学年ごとに一名）
- 第 七 条 会長は学生大会により選出され、学友会を代表し、会務を総括する。任期は一年とするが、欠員を生じた場合は学生大会に於いて新たに選出されこれを補う。

- 第 八 条 副会長は学生大会により選出され任期及び補選は会長に準ずる。
- 第 九 条 執行委員は学生大会により選出され会計書記文化体育渉外の各係を互選する。任期は一年とするが欠員を生じた場合は学生大会により選出されこれを補う。
- 第 十 条 代議委員は各学科各学年別に選出された任期は一期間とし、再選を妨げない。なお代議委員に欠員が生じた場合は、欠員を生じた各学科各学年別に選出され、次期代議委員選出までこれを補う。
- 第 十 一 条 会長・副会長及び各執行委員は、学生大会に於いて全会員の過半数の不信任が決議された場合、辞任せねばならない。
- 第 十 二 条 会長・副会長及び執行委員はその理由が代議委員会で認められた場合は辞任できる。
- 第 十 三 条 役員の選出方法は選挙管理委員会に一任する。詳細は第二十条第八項で補う。

第三章 役員の任務

- 第 十 四 条 会長は次の任務を果さなければならない。
- 第一項 執行委員会が組織されて一週間以内に代議委員会を召集し、代議委員長を選出をせねばならない。
- 第二項 その他本規約に基いた会の召集及びその他の任務を執行する。
- 第 十 五 条 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合は、これを代行する。
- 第 十 六 条 執行委員は各係に関係する部門の執行を担当し本会運営を円滑ならしめる義務を負う。
- 第 十 七 条 代議委員長は代議委員会を代表する。

第四章 運営

- 第 十 八 条 学生大会
- 第一項 学生大会は本会の最高決議機関である。
- 第二項 学生大会は次の場合会長によって召集される。
- 一、定期大会は毎期一回とし、前期定期大会は役員改選後一ヶ月以内に開き、後期定期大会は、始業後一ヶ月以内に開くのを原則とする。
 - 一、代議委員会で必要と認めた場合
 - 一、全会員の四分一以上の要求があった場合
 - 一、執行委員会が必要と認めた場合
- 第三項 学生大会は全会員の過半数の出席により成立し出席人数の過半数により決議される。(但しこの場合の出席人数とは委任出席者を含まない。)
- 第四項 学生大会では次の事項が決議される
- 一、予算案及び決算の承認

- 一、規約の承認及び改正
- 一、代議委員会が必要と認めた事項
- 一、学友会の活動方針の承認
- 一、部の新設及び改廃
- 一、その他重要な議案

第五項 学生大会の運営

- 一、学生大会への委任状は出席と見なし決議事項を全面的に支持するものと見なす。
- 一、議長は会長が指名し承認を得る。
- 一、採決にあたって賛否同数の場合は議長の決するところによる。

第六項 学生大会の議事日程は少くとも、三日以前にその旨を学生に告示することを原則とする。但し緊急の場合はこの限りではない。

第十九条 執行委員会

第一項 執行委員会は本会の最高執行機関であって会長副会長及び各執行委員によって組織され、全執行委員の三分二以上の出席をもって成立する。

第二項 執行委員会は次の場合会長によって召集される。

- 一、会長が必要と認めた時
- 一、執行委員の三分一以上の要求があった時
- 一、代議委員会の要求があった時
- 一、協議会の要求があった時

第三項 執行委員会は次の事項を行う

- 一、予算案の作成、経理の管理並びに処分決算の報告
- 一、細則の立案、並びに議案の作成
- 一、対外問題の処理
- 一、学友会年中行事及びその他の執行上必要と認めた事項の議決及びその執行
- 一、協議会との連絡折衝

第二十条 代議委員会

第一項 代議委員会は、代議委員長により召集され学生大会に次ぐ決議機関である。

第二項 代議委員長は代議委員の互選により決定され、代議委員会議長を兼任する。

第三項 代議委員会は全代議委員の三分二以上の出席をもって成立し、出席人員の過半数により決議される。

第四項 代議委員会は次の場合、代議委員長により召集される。

- 一、代議委員長が必要を認めた時
- 一、全代議委員の三分一以上の要求があった時
- 一、執行委員会の要求があった時
- 一、会長が必要と認めた時

第五項 代議委員会は必要のある場合、執行委員ならびに会長の出席を要請できる。

第六項 代議委員会は次の機能を有する。

- 一、執行委員会の提出した事項の決議
- 一、会計の監査
- 一、細則の制定に関する決議
- 一、その他必要と認めた事項

第七項 代議委員会は執行委員会の執行にあたってはその責任を負う。

第八項 代議委員会は新役員改選の場合、選挙管理委員会を組織し、公平な選挙が行われるよう配慮しなければならない。

第二十一条 協議会

第一項 協議会は必要に応じて学校との連絡をはかり、学友会の健全なる発展を遂げんことを目的とする。

第二項 協議会は会長副会長各執行委員、その他必要を認められる委員と補導教官及びその際必要と認められる事務官をもって構成する。

第三項 協議会は学友会長及び補導教官が必要と認められた時開かれる。

第二十二条 学生大会、執行委員会の決定事項は三日以内に学生に掲示しなければならない。

第五章 会計

第二十三条 本会は会計任務達成の為毎年三百円の会費と学部進学生は入会金五十円を入会時に、本会会計係に納入する。別に臨時費を要する際は、代議委員会の承認の上これを徴収する。

第二十四条 本会の会計年度は四月一日に始まり翌年三月三十一日までとする。

第二十五条 予算配分は執行委員会により行われて学生大会で承認される。各部に対する予算配分は予算会議三日以前に各部の前年度の会計報告と今年度会計予算を執行委員会に提出されることを必要とする。これに関係する各部代表者は予算会議に出席することができる。

第二十六条 会計の詳細は年度末及び学生の三分一以上の要求がある場合、これを公表しなければならない。

第六章 学生会

第二十七条 学生会は各学科ごとに組織しその全学生をもって構成する。

第二十八条 学生会はその研究活動を盛んにし、健全なる学園生活を営むことを目的とする。

第二十九条 学生会は学友会活動を円滑ならしめる為に協力しなければならない。

第七章 部活動

第三十条 同好会等諸団体を結成した場合、代表責任者は、すみやかに団体結成届けを執行委員会に提出し、その後六ヶ月間の有効な活動を経たのち、執行委員会が承認するに及んで、はじめて部昇格について学生大会にはかかることができる。

第三十一条 部の新設及び改廃は学生大会において出席人員の過半数の承認を得なければならない。

第三十二条 各部は学部生五人以上の部員により構成され、全学生が自由に加入でき、有効な活動をしなければならない。

第三十三条 各部は執行委員会の要求があった場合、活動状況をすみやかに報告する義務を負う。

第三十四条 学友会の承認を得た部は年度はじめと終りに行事予定、行事報告、会計予定、会計報告、部員名簿を、執行委員会に、提出し、学生大会において要求があれば、その報告をしなくてはならない。

第八章 東部大学祭

第三十五条 学友会長は全執行委員代議委員による東部大学祭準備委員会を組織し、福山分校と協議した後役員方法等を決め学生大会で承認を得る。

第三十六条 執行委員の各係は大学祭実行に支障をきたさぬようにすると共に本学友会の趣旨にそうよう努力しなくてはならない。

第三十七条 大学祭反省会が修了した後、たゞちに本学友会における反省会を開き、それを記録にとゞめねばならない。

第三十八条 東部大学祭実行にあたっての責任は東部大学祭実行委員会が負うものとする。

第九章 学友会誌

第三十九条 本学友会は年一回以上会誌「緑翠」を発行するを原則とする。

第四十条 執行委員文化係は全学生の中より編集委員を募集し編集委員会を組織し、全学生の意志を反映した健全なる内容のものを発行するよう努力しなければならない。

第四十一条 他大学との交流をはかるため、会誌の交換を行うことを原則とする。

第十章 球技会

第四十二条 学生間の交流・教官との親睦をはかるため毎期一回球技会を行うことを原則とする。

第四十三条 執行委員体育係は全学生より運動経験者を選び実行委員会を組織し決定事項は代議委員会の承認を得る。

第十一章 細則

第四十四条 本学友会会則の改正は代議委員会もしくは、全会員の三分一以上の要求がある時、これを発議し代議委員会はこれを作成し会長がこれを認めるに及んで学生大会にはかり全会員の過半数の賛成を必要とする。

第四十五条 本会則は昭和三十八年五月九日より施行される。

[原文縦書]

261. 教育学部東雲分校自治会会則

[昭和38年5月17日／「昭和三十八年度補導資料」^{〈8〉}]

広島大学教育学部東雲分校自治会会則

第一章 総 則

第 一 条 本会は広島大学教育学部東雲分校自治会と称する。

第 二 条 本会は広島大学教育学部東雲分校全学生をもって組織する。

第 三 条 本会は友愛と自立自治の精神に基き会員相互の向上及び学園の発展を図ることをもって目的とする。

第 四 条 本会は前条目的を達成するために次の事項を行う。

イ. 学園の当面する諸問題の解決

ロ. 諸文化活動及び体育活動

ハ. その他必要なる事項

第 五 条 本会は第三条の目的を達成するために下記の機関を置く。

第 六 条 本会の事務所を広島大学教育学部東雲分校内に置く。

第二章 学生総会

第 七 条 学生総会は本会の最高議決機関であって年一回定例総会を開催する。尚、執行委員長が必要と認めたとときこれを召集することができる。又、会員の五分の一以上もしくは代議員の三分の二以上で学生総会を開催する要求が成立したとき執行委員長はこれを召集しなければならない。

第 八 条 学生の議事運営は議長団がこれを掌する。議長団は本総会において選出された二名よりなる。書記は議長が指名する。

第 九 条 学生総会は全学生の二分の一以上の出席によって成立し、出席人員の過半数によって議決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

第 十 条 学生総会を開くとき執行委員長は議題、日時、場所を五日前に公示し

なければならない。

但し緊急の場合はこの限りでない。

第三章 代議員会

第十一条 代議員会は学生総会に次ぐ議決機関であって各セメスター二回の定例会を開催する。尚、代議員会議長が必要と認めるとき、もしくは執行委員長の要請のあったとき、これを召集する。又代議員の三分一以上^{〔三分一〕}の要請のある時、議長はこれを召集しなければならない。

第十二条 代議員会の構成は研究室を単位とし、これに文化代表体育代表を加える。

第十三条 代議員会は構成人員の三分の二以上の出席をもって成立し、出席人員の過半数によって議決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

第十四条 代議員会における議決事項は総て議長がたゞちに公示しなければならない。

第十五条 代議員会は正副議長各一名を選出し会計監査委員二名を選出する。議長は代議員会の運営を掌る。副議長は議長を補佐し議長に事故あるときはその任務を代行する。

第四章 執行委員会

第十六条 執行委員会は最高の執行機関であって本会の運営方針を協議立案し、議決機関の議決に従い会務を執行する。

但し、緊急事項に関しては議決機関の事後承諾を得るものとする。

下記事項は第一回代議員会例会に提示しなければならない。

一、年度計画案 二、予算案

第十七条 執行委員会に下記の部を置く。

総務部（会計、書記、広報）

企画部（文化、体育）

尚、総務部のもとに研究室代表、企画部のもとにクラブ代表を付属する。各部長は代表を召集することができる。

第十八条 執行委員長は会務を総括し、会を代表する。副執行委員長は執行委員長を補佐し、執行委員長に事故あるときはその職務を代行する。執行委員会は本会の運営にあたり必要事項を執行する。委員は代議委員会のあるときは全員出席するものとする。

第十九条 執行委員長の選出は公選とする。副執行委員長及び執行委員は執行委員長が任命し代議員会の承認を得るものとする。

但し、この過半数を代議員会の中から選ぶものとする。委員会の定数

は八～十二名とする。

第二十条 学生総会において執行委員長の不信^[ママ]認案が成立したとき、執行委員会は解散するものとする。その際新しい委員会が成立するまでは代議員会議長がこれを代行する。

第二十一条 執行委員会は本会の顧問として本校教官の中より若干名^[ママ]推選し、代議員の承認を得て委嘱する。

第五章 サークル活動

第二十二条 会員は自由にクラブを組織することが出来る。

但し、所定の届を執行委員長に提出し、次回代議員会において承認を得ることとする。

第二十三条 クラブを組織する趣旨は本会の趣旨^[ママ]に遵ずるものとし、クラブの活動は執行委員会の活動の一環となる。

第六章 会計

第二十四条 本会の経費は会費その他の収入をもってこれにあて、年度末剰余金は翌年に繰越す。

第二十五条 会員は会費月額五十円を納入する。
納入金の払いもどしはしない。

第二十六条 会費の納入及び保管については学校の会計に委嘱する。

第二十七条 会計は各セメスターに一回づ、会計監査委員の監査を受けなければならない。会計は会員より会計簿提出の要求あるときはこれを提示しなければならない。

第二十八条 本会の会計年度は五月一日より翌年四月三十日までとする。

第七章 補則

第二十九条 役員の任期は一年とし、改選は四月下旬とする。

但し、新役員の引継ぎまでは旧役員はその任に当る。

第三十条 役員はその理由が代議員会で承認されたとき辞任することができる。

第三十一条 役員は全て兼任することが出来ない。

第三十二条 会則の改正は学生総会において出席人員の過半数をもって決定する。

第三十三条 本会則は昭和三十二年五月十五日より施行する。

第三十四条 改正案はそれが成立した当日より効力を有する。

注一、第十二条に次の事項をつけ加える。

但し三十名以上の研究室は二名の代議員を代議員会に送り三十名未満の研究室は一名とする。

昭和三十八年五月十七日

[原文縦書]

262. 第9回原水爆禁止世界大会に当たっての大学人会有志の声明*

[昭和38年8月3日／『大学人会会報』第33号]

本会有志の声明

原水爆の被災を経て形成された日本国民の平和への熱意とそれを追求する努力は、原水爆禁止日本協議会を中心として、広般な国民運動として発展をつづけてきました。過去八回日本協議会主催の下に開催された原水爆禁止世界大会は、日本国民のこの運動を集約し発展させただけでなく、世界各国国民の平和を守る運動において、たえず先駆的な役割を果たしつづけてまいりました。

さて第九回原水爆禁止世界大会は、その開催を目前にひかえ、なお不幸な混迷をつづけております。いまや、運動の統一と団結を守ることこそが、大会を成功に導く唯一の道であり、日本協議会がその責任を完遂するゆえんであります。統一をみだすことは、自らの責任を回避するだけでなく、原水爆禁止運動によせられた日本国民の意志をじゅうりんするものであるといえましょう。

私共は、原水爆禁止日本協議会が、断乎として、統一と団結の下に、第九回大会を成功裏に開催されることを強く期待するものであります。

一九六三年八月三日

広島平和と学問を守る大学人会有志

森滝 市郎 (広大・文学部)
佐久間 澄 (広大・理学部)
伊藤 満 (広大・政経学部)
長崎 広次 (広大・教養部)
建林 正喜 (広大・工学部)
手島 正毅 (広大・教養部)
今堀 誠二 (広大・教養部)
石井金一郎 (広大・教養部)
小川 修三 (広大・理学部)
横山 英 (広大・文学部)
山田 浩 (広大・教養部)
庄野 直美 (広島女学院大学)
北西 允 (広大・政経学部)

[原文縦書]

263. 5月16日に公開された大学会館諸規程案に関する第一次統一要望書

[昭和39年5月19日／「補導協議会議事録」⁽⁸⁾]

5月16日に
公開された 大学会館諸規程案に関する第一次統一要望書

<趣旨>

各学部・分校自治会代表者、理学部、工学部学生代表によって構成された「大学会館問題全学対策委員会」は、四月以来一貫して学生部に対して、諸規約案の公開・学生関係施設の学生による自主運営権の承認等を要求してきた。又、学館問題を単に少数の自治会代表者の問題にとどめることなく自治活動、サークル活動を自らの手で推進しようとする全ての学友の問題とするため、各自治会の手による情宜はもちろんのこと、五月十四日には全学対策委員会の主催で第一回の全学討論集会を開くなどして全学的にとりくんできた。

このような我々の運動に応じて五月十六日大学会館の諸規程案（広島大学会館規程、広島大学会館運営規程、広島大学会館使用規程各案）が当局より、各学部代表者の手渡された。

公開された諸規定案はしかしながら一読して全学生の利益とは相容れないと考えられるほどこれまでの我々の要求とはかけはなれたものであった。翌、十七日各学部自治会代表者は集まって第五回全学対策委員会を開き、十九日予定されている学生部との話し合いに臨む学生側の態度を調整統一した。その結果次のことが確認された。

- 一、公開された規程案の内容は、学生の利益・主張と大きく、くいちがっており、我々は、そのため、規程案の変更を要請すること。
- 一、このために、全学対策委は統一要望書を提出、広大全学生の意見を明らかにする事。
- 一、規程について、意見の基本的くいちがいが消滅するまで、協議を経読し、学生部は一方的に規程を成定しないこと。

一九六四年 五月十九日

広島大学会館問題全学対策委員会

[原文縦書]

264. 広島大学会館規程

[昭和39年6月23日／学報346号]

広島大学会館規程

第1条 本学に職員、学生および同窓生等のための施設として、広島大学会館（以下「大学会館」という。）をおく。

第2条 大学会館は、職員、学生、同窓生相互の人間関係を緊密にし、かつ学生の課外活動を盛んにしてその教養を高め、社会性の発達を助長するとともに、職員、学生、同窓生等の厚生福祉に寄与し、あわせて地域社会における学術文化の発展に貢献することを目的とする。

第3条 学長の諮問に応じて大学会館運営の基本方針を審議するため、本学に大学会館委員会（以下「委員会という。」）をおく。

第4条 委員会は、学長および学長が委嘱する次の委員をもって組織する。

各 部 局 長
各 分 校 主 事
工業教員養成所長
学 生 部 長
事 務 局 長

2 委員会は、学長が招集し、議長となる。

第5条 委員会は委員の過半数の出席により成立し、出席委員の過半数をもって議決する。可否同数のときは、議長が決するところによる。

第6条 委員会に幹事をおく。

2 幹事は、学生部次長および学生課長をもってこれにあて、委員会の事務を処理する。

第7条 大学会館運営の基本方針に基づき、その円滑な運営を図るため、大学会館に大学会館運営協議会を設ける。ただし、大学会館宿泊施設については、大学会館宿泊施設運営協議会を設ける。

2 大学会館運営協議会および大学会館宿泊施設運営協議会に関する規程は別に定める。

第8条 大学会館に次の職員をおく。

館長、副館長、館員

第9条 館長は、学長をもってあてる。

2 館長は、大学会館を管理運営する。

3 副館長は、学生部長をもってあてる。

4 副館長は、館長の職務を助ける。

5 館員は、学長の命ずる本学職員をもってあてる。

6 館員は、上司の命をうけて大学会館の事務に従事する。

第10条 大学会館の管理運営に関する必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、昭和39年6月23日から施行する。

265. 広島大学会館運営協議会規程

[昭和39年6月23日／学報346号]

広島大学会館運営協議会規程

第1条 この規程は、広島大学会館規程第7条の規定に基づき、大学会館運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 協議会は、学長が委嘱する次の協議員をもって組織する。

- (1) 学生部長
- (2) 学生部の補導協議員
- (3) 庶務部長、経理部長および施設課長
- (4) 学部、教養部、分校、研究所、附属病院および工業教員養成所の教官各1名
- (5) 事務長の中から選出された者2名
- (6) 同窓生代表2名
- (7) 職員代表1名
- (8) 大学院研究科学生各1名、学部、教養部、分校学生各2名（ただし、福山分校、水畜産学部および政経学部第二部は各1名）、工業教員養成所学生1名、大学会館内学生団体連絡室代表1名、体育会学生1名

2 前項の第4号から第8号までの協議員の任期は1年とし、重任を妨げない。

第3条 協議会は、大学会館の事業または各施設の使用等運営上の具体的事項を協議する。

第4条 協議は、学生部長が召集し、議長となる。

2 協議会は、毎年2回以上開くものとする。

第5条 この規程に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、昭和39年6月23日から施行する。

266. 大学院委員会における確認事項等について

[昭和42年4月13日／規程集]

大学院委員会における確認事項等について

広大学教第31号

昭和42年4月13日

(学 長)

昭和42年3月17日および27日開催の大学院委員会で次のことについて確認および申合せされたので、お知らせします。

記

1 大学院博士課程への進学、入学について（確認事項）

進学とは

本学大学院修士課程を修了し、引き続き同一研究科に進む場合をいう。

入学とは

- (1) 他大学大学院修士課程修了者が本学の博士課程に入る場合
- (2) 本学大学院修士課程を修了し、他の研究科へ入る場合
- (3) 本学大学院修士課程修了後、何年かを経て同一研究科の博士課程に入る場合をいう。

2 国費外国人留学生の受入れについて（申合せ事項）

外国人が国費留学生として大学院入学を志願するときは、各研究科において、大学院の課程を履修するに必要な学力を有することの確認をおこない、その結果にもとづき、学生定員のわく外として入学させる。

なお、この申合せは、昭和42年度から適用する。

267. 広島大学会館使用規程

[昭和39年6月23日／学報346号]

広島大学会館使用規程

第1条 この規程は、広島大学会館規程第10条の規定に基づき大学会館の使用について、必要な事項を定める。

ただし、食堂および宿泊施設の使用については、別に定める。

第2条 大学会館を使用することのできる者は、本学の職員、学生、同窓生および館長が特に認めた者とする。

第3条 開館時間および休館日は、次のとおりとする。

ただし、館長が必要と認めた場合はこの限りでない。

- (1) 開館時間 午前9時から午後8時まで
- (2) 休館日 (イ) 日曜日および国民の祝日
(ロ) 8月1日から8月20日まで
(ハ) 12月26日から翌年1月3日まで

第4条 次の各室は、館長の許可を得て使用するものとする。

集会室、大集会室、和室、音楽鑑賞室、学生団体連絡室、学生委員室

第5条 前条の各室を使用しようとする者は、別紙様式の使用許可願を、次に定める期日までに館長に提出し、許可をうけなければならない。

- (1) 集会室、大集会室、和室、音楽鑑賞室は使用日の3日以前
- (2) 学生団体連絡室、学生委員室は年度当初

第6条 共同談話室、娯楽室、ラウンジ・ロビー、ホールおよび屋上は、専用してはならない。ただし、館長が^{〔ママ〕}必要と認めたときは、前条に準じて取扱うことができる。

第7条 大学会館の諸施設を使用する者は、次の各号を厳守しなければならない。

- (1) 火気の使用については、館員の指示をうけること。
- (2) 使用後は部屋の整頓をし、館員に連絡すること。
- (3) 館長の許可をうけた目的以外に大学会館の施設を使用しないこと。また、他にその一部または全部を転貸しないこと。
- (4) 施設の改廃、新設または備品の移動は、無断で行なわないこと。
- (5) 掲示、その他これに類するものは、館長の検印をうけて、所定の場所にする
こと。
- (6) その他館長が必要と認めた事項

第8条 各室のかぎは、館員が保管する。

第9条 備品類の使用は、所定の手続きにより、館員に願い出なければならない。

第10条 使用者が、施設および備品などを破損または紛失したときは、その損害を弁償しなければならない。ただし、事情によっては、その額を減免することができる。

第11条 本学において緊急の必要を生じた場合は、使用条件の変更、または使用許可の取消しをすることがある。

第12条 本学の職員、学生以外の者が大学会館の施設を使用するときは、別に定める料金を前納しなければならない。

第13条 この使用規程に違反した者については、大学会館の使用を停止することがある。

附 則

この規程は、昭和39年6月23日から施行する。

268. 不正入試事件に関する新聞社説*※

[昭和41年4月3日／中国]

『広島大学二十五年史 通史編』754～755頁所収。

269. 学生準則の停止に関する規程

[昭和44年9月9日／学報416号]

広島大学学生準則の停止に関する規程

広島大学学生準則（昭和29年9月21日制定）は、昭和44年10月1日から施行を停止する。

270. 学生準則の停止に伴う学生団体、集会・行事、掲示・放送等に関する暫定措置

[昭和44年10月1日／学内通信No.17]

暫定措置

I 学生団体の登録

- 1 学生がそれぞれの学部・分校または教養部（以下「部局」という。）の学生をもって団体を結成するときは、代表責任者は、その所属する部局の長に学生団体結成届を提出すること。
- 2 団体の構成員が二部局以上にわたる団体であるときは、代表責任者は、学生委員会を経て学長に学生団体結成届を提出すること。
- 3 学生団体結成届には、次の事項を記載すること。
(1)団体の名称 (2)連絡先 (3)代表責任者の氏名 (4)所属部局別の構成員数

II 集会・行事のための施設使用

- 1 学生または学生団体が集会または行事のため学内施設（運動場等を含む）を使用するときは、責任者は、原則として三日前までに、部局の施設の場合は部局長に、その他の場合は、学生委員会を経て学長に施設使用届を提出し、その承認をうけること。
- 2 施設使用届には、次の事項を記載すること。
(1)集会または行事の名称 (2)日時および場所 (3)責任者の氏名 (4)参加人員（学外者の人員を含む）

III 掲示・放送等

- 1 学生または学生団体による掲示は自由である。ただし、掲示物および立看板の掲示は、学内所定の学生用掲示板または掲示場に限る。
- 2 掲示板の掲示物の大きさは一平方メートル、立看板は二平方メートル以内を基準とする。
- 3 掲示期間は一週間以内とし、掲示期間を経過した掲示物および立看板は、掲示責任者において撤去すること。
- 4 学内においては、授業および研究をさまたげるような拡声放送および集団示威行進等を行ってはならない。

271. 広島大学消費生活協同組合設立趣意書

[昭和46年5月14日／「生協設立に関する書類」^{（9）}]

広島大学消費生活協同組合設立趣意書

広島大学における教職員・学生の消費生活のための機関は、久しく、広島大学共済会の形態で行なわれて来ていた。

この共済会は、もともと、原子爆弾で廃墟と化した学園の状況の下で、消費物資のより円滑な調達と安価な供給とを期待して、当時の文理科大学教職員・学生の自発的な拠金を基礎として、旧売店が復活され、その後、その運営の民主化、経営の効率化に対する要求に従って、組織の改革が行なわれて現在に至ったものである。

荒廃した戦後の社会状況の下で、この機関がそれなりの貢献をした成果は評価されなければならないが、戦後25年余を経た今日、日本の社会・経済情勢は激変し、一方では商品流通機構の革命的な変化が、同窓会的任意団体としての共済会の経営的条件を危うくし、他方、公害商品の氾濫、再販売価格問題（メーカーの小売値段を指示する価格管理）や二重価格問題は、消費者自身が商品の品質、価格、その流通機構等について厳しい監視を行なわなければならない、という事態が、深刻な現実となってきた。しかも、そのような背景のもとで、物価の異常な暴騰は、研究・教育の物質的基盤を日々に脅かし続けている。このような状況に対応するには、広島大学共済会の組織は、経営形態の実態からも、また、激変する流通機構に対処する組織形態としても、極めて微力であり、そのまま放置すれば、自壊に至る懸念も決して、杞憂とは言えない状況に立ち至っている。そのことは、ここ数年の、共済会の経営実態にも具体的に現われている。

しかし、東千田地区構内においても約7,000人の教職員・学生を擁する広島大学として、教職員・学生の消費・経済、さらに文化的・生活向上の問題は、営利に奔命する百貨店・スーパー等への依存という方向に逃避してよい問題ではなく、大学の研究・教育を物質的に裏づけるための、大学自身の基本的問題として、十分重視されなければならない重要課題の一つである。

広島大学共済会は、以上のような観点に立って、その運営方法、組織形態の抜本的検討を、約2年半前から、真剣に、また、精力的に続けてきた。その間、学生の側での生活協同組合設立に対する理論的・実践的努力も真摯に、また、持続的に続けられてきた。共済会の討議の深化・発展の上に、これら学生の真摯な努力が起動的な貢献を果たした事実も、率直に評価しなければならないであろう。

ともかく、以上のような状況の下で、大学における消費・経済、さらに文化・生活向上のためによりよく寄与しうる組織の検討を、教職員・学生から成る、いくつかの特別委員会を設けて綿密・精緻に審議し、また、随時広く教職員・学生の意見を徴しながら、検討を重ねてきた。その結果、「消費生活協同組合法」に則った、別記のような広島大学消費生活協同組合を設立することが、現在の流通機構に対処する上からも、また、商品に対する消費者の自衛運動を確立するためにも、現状の下では、もっとも有効な方策であるとの結論に達し、教職員・学生有志の者相諮り、その設立を期して発起人会を、昭和46年2月15日発足、慎重・綿密な審議の結果、別紙のような定款案、事業計画案、その他運営のために必要な諸規約・規程・規則等の案を立案した。

もとより、本事業の成否は、計画そのものの妥当性ととも、関係全教職員・学生の、本事業が大学において持つ意義についての深い理解と積極的協力が得られるか否かに、決定的にかかわっている。

前記設立の趣旨に十分の理解を与えられることを願いながら、本組合設立の趣意を述べ、全教職員・学生が、強力な賛同・支援を与えられることを衷心お願いする次第である。

昭和46年5月14日

広島大学消費生活協同組合設立発起人会

発起人氏名

(部局)	(教 職 員)				(学 生)			
事務局	井上 正	尾茂田春義	飯島 章					
学生部	今井日出夫	西嶋 克彦	蓼丸 博文					
	山本 正男							
図書館	羽白 幸雄	鈴木 正武						
文学部	高山 一十	田辺 昌美	御手洗 勝	高木 伸二(41東史)	河原マキ子(42仏文)			
	西本 悦夫	秋山 唯男		大畑万里子(43国文)	萩森 正一(43地)			
				大庭 里美(44英文)	植木 研介(博44英文)			
教育学部	末吉 悌次	平林 一栄	是常 正美	岡崎 恭子(43心)	井崎 明(43教)			
	西本 寿三	田中 義文		与那覇 章(43高数)	西山 圭子(44心)			
				有吉 英樹(博44教行)				
政経学部	小谷 鶴次	井上洋一郎	北西 允	与倉 弘美(41法)	石山 清一(42法)			
	辻 秀典	松岡孝太郎		荒木 春洋(43法)	二子石隆雄(43法)			
				井上 洋(修43経)				
理学部	梅垣 嘉治	佐久間 澄	藤原 浩	野田 次郎(41数)	揚田 崇徳(42物)			
	加藤 貞幸	竹内 康男	高橋 秀夫	曾原 康夫(43物)	青山 幹男(44生)			
				栗田 泰行(43化)	松田 正久(修45物)			
教養部	松木 彊	谷田部文吉	稲田 勝彦	本間 秀和(41理化)	鈴木 研一(43教心)			
	井上 千吉	浜井 一郎		鍋屋 明信(43政経)	西名 良治(44教教)			
				細川 泰憲(44教高外)	川田 和徳(44工醜)			
				村上 庄栄(45教高理)	福場 真弓(45政法)			
				八木 良治(45文西哲)				
政経Ⅱ				猪俣 勝美(44経)				

272. 音楽協議会規約

[平成48年3月1日／「音楽協議会」⁽¹⁾]

一、広島大学音楽協議会規約

第一章 総則

(名称)

第一条 本会は、広島大学音楽協議会と称する。

(目的)

第二条 本会は、広島大学および広く社会における音楽活動および研究の向上、発展に努めるとともに、音楽を通じて人間向上を計ることを目的とする。

(事業)

第三条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員一般への音楽の普及
- (2) 音楽サークル活動の振興
- (3) 学内、学外における演奏及び研究発表
- (4) その他、本会の目的達成に必要と認められるもの

(会員構成)

第四条 会員は、広島大学構成員で、第二条の目的に賛同し、入会したものをいう。

(サークル)

第五条 本会に各種のサークルを置く。
これらについては別に細則を定める。

(本部)

第六条 本会の本部は、これを広島市東千田町広島大学内に置く。

第二章 役員

(役員)

第七条 本会に次の役員を置く。

- | | | | |
|----------|---------|-------------|---------|
| (1) 会長 | 一名 | (7) 副議長 | 一名 |
| (2) 副会長 | 一名 | (8) 協議員 | 各サークル一名 |
| (3) 諮問委員 | 若干名 | (9) 運営委員長 | 一名 |
| (4) 顧問 | 各サークル一名 | (10) 副運営委員長 | 二名 |
| (5) 参与 | 三名 | (11) 局長 | 五名 |
| (6) 議長 | 一名 | (12) 監査委員 | 四名 |

(役員選出)

第八条 役員は次のとおり選出する。

- (1) 会長には学長、副会長には学生部長を推挙する。

- (2) 諮問委員は、協議員会の推せんにより、会長が委嘱する。
- (3) 顧問は、各サークルの推せんする本学教官を会長が委嘱する。
- (4) 参与は学生委員一名、学生部次長、学生課長を会長が委嘱する。
- (5) 議長、副議長は協議員の互選による。
但し、議長となる協議員の選出母体は、さらに一名補充する。
- (6) 協議員は、各サークルにおいてサークル員より一名選出する。
- (7) 運営委員長、副運営委員長および局長は、協議員会において会員より選出する。
- (8) 監査委員は参与のうち学生部次長、および学生委員一名と会員より学生二名を会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第九条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐する。
- (3) 諮問委員は、本会の相談に応じる。
- (4) 顧問は各サークルを統括する。
- (5) 参与は、本会の運営に協力する。
- (6) 議長は協議会を代表し、協議員会の議長となる。
- (7) 副議長は議長を補佐する。
- (8) 協議員は各サークルを代表する。
- (9) 運営委員長は運営委員会を代表する。
- (10) 副運営委員長は運営委員長を補佐し、本会の業務を行う。
- (11) 局長は各局を代表し、本会の業務を行う。
- (12) 監査委員は本会の会計を監査する。

(役員の任期)

第一〇条 前条の第六号から第一二号までの役員の任期は四月一日から、翌年の三月三十一日までの一年間とし、重任を妨げない。

但し、補充された役員の任期は前任者の残留期間とする。

第三章 会議

(会議)

第一一条 本会には合議会、協議員会を置く。

(合議会の構成)

第一二条 合議会は次の役員と会員によって構成される。

- | | | | |
|---------|----|----------|-----|
| (1) 会長 | 一名 | (3) 諮問委員 | 若干名 |
| (2) 副会長 | 一名 | (4) 顧問 | 五名 |

(5) 参与 三名 (7) 会員代表 一〇名

(6) 協議員代表 五名

(合議会の招集)

第一三条 合議会の招集は原則として四月とし、会長が招集して議長となる。

但し、会長が必要と認めた時、および合議会構成員の三分の一の要求があったとき招集する。

(合議会の合議事項)

第一四条 合議会は、協議員会の決議事項のうち会長の必要と認めたもの、その他重要事項について合議する。

(合議会の定足数)

第一五条 合議会は合議会構成員の二分の一以上の出席がなければ開催することができない。

(協議員会の構成)

第一六条 協議員会は次の役員によって構成される。

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 議長 | (4) 副運営委員長 |
| (2) 協議員 | (5) 局長 |
| (3) 運営委員長 | |

(協議員会の招集)

第一七条 協議員会の招集は、原則として月一回とし、議長が招集する。

但し、議長が必要と認めた時、運営委員長の要請があった時、議長は協議員会を招集しなければならない。

(協議員会の審査事項)

第一八条 協議員会は、本会の議決機関として、次の事項について審議し、決定する。

- (1) 第二条に定められた事業の実施計画
- (2) 予算及び決算
- (3) サークルの加入及び除名
- (4) 必要に応じた各種専門委員会の設置
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

(協議員会の定足数)

第一九条 協議員会は協議員の三分の二以上の出席がなければ開催することができない。

(協議員会の議決権)

第二〇条 協議員会の議決権は協議員が持つ。運営委員長、副運営委員長および局長は発言することができるが議決権は持たない。

但し、協議員が運営委員長、副運営委員長あるいは局長を兼任している場

合は議決権を持つ。

(協議委員会の議決手続)

第二一条 この規約に別段の定めのある場合を除き、議決は協議員総数の過半数とし、可否同数の場合は再審議することができる。

(協議委員会の運営)

第二二条 協議委員会の運営は別に細則を定める。

第四章 運営委員会

(運営委員会)

第二三条 運営委員会は、執行機関であり、本会の業務を協議遂行する。

(運営委員会の構成)

第二四条 運営委員会は、運営委員長、副運営委員長、局長および運営委員により構成され、次の五部門をおく。

- | | |
|---------|---------|
| (1) 事業局 | (4) 渉外局 |
| (2) 経理局 | (5) 総務局 |
| (3) 広報局 | |

(運営委員)

第二五条 運営委員は会員中より局長が推せんし、協議委員会の承認を得る。

第五章 サークル

(サークル)

第二六条 各サークルは運営委員会に次のものを提出しなければならない。

- (1) サークル員名簿
- (2) サークルの年間行事計画および予算案
- (3) 行事実績報告書
- (4) 決算書

(サークル規則)

第二七条 各サークルは、本会の趣旨にそってサークル規則を定めることができる。

(サークルの加入及び除名)

第二八条 サークルの加入及び除名は、協議委員会で審議し、合議会の議を経て、会長の承認を得る。

第六章 会計

(経費の支弁)

第二九条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

(会費)

第三〇条 下院は、会費、年額五〇〇円を在籍年数に応じて一括納入するものとする。但し、一旦納入された会費は一切返却しない。

(会計年度)

第三一条 本会の会計年度は四月一日から翌年の三月三十一日までとする。

(予算及び決算)

第三二条 予算及び決算は、運営委員会が作成し、協議員会で審議し、合議会の議を経て、会長の承認を得る。

(金銭の出納)

第三三条 金銭の出納は別に細則を定める。

(会計監査)

第三四条 会計監査は年一回行う。

但し、監査委員が必要と認めた時は随時行うことができる。

第七章 規約改正

(規約改正)

第三五条 この規約を改正するには、協議員会で協議員総数の三分の二以上の同意を得、合議会の議を経て、会長の承認を得る。

附則一 この規約は昭和四八年三月一日から施行する。

以上

[原文縦書]

273. 新入生オリエンテーションキャンプを予告する体育会新聞*

[昭和48年4月14日／『広島大学体育会新聞』第45号]

大久野島 新入生オリエンテーションキャンプせまる！

対話の場を持とう／四月二十八・二十九日

来たる四月二十八日、二十九日の二日間にわたって、広大体育会の主催により、竹原市大久野島において「新入生オリエンテーションキャンプが催される。

これは、大学の目指す真の人間教育の一環として、新入生二千余の諸君に、実際の経験の場、対話の場を提供するためのものである。また広大をよりよく理解するための一手段として、かつ新しい人間関係を織りなすための絶好の機会としてこの新入生オリエンテーションキャンプは行なわれる。

このキャンプにおける詳しい日程は、左記の表の示す通りである。オリエンテーション、料理コンテストなどを行うデイカーニバル、ジャズ演奏、フォークダンスなどを行うナイトカーニバル、レコード鑑賞、ゲームなどを行う船内レクリエーション。これら充分に楽しめるプランが予定されている。

自然の中での生活を通して、これからの大学生活について先生や友人と語り、新しい師と新しい友と出合う機会にキャンプはなるであろう。

尚、「新生オリエンテーションキャンプ」についての関連記事は、ひき続き三面にも掲載する。

新生オリエンテーションキャンプ日程表

29日(日)	28日(土)	
— 起 床 —		6:00
食 事	広島県営棧橋 集 合	8:00
	— 出 発 —	
デイ・カーニバル { 各種スポーツクラブ 企画 オリエンテーリング 料理コンテスト等	船内 リクレーション	10:00
		12:00
食 事	大久野島 到 着	
後片付け、閉村式	開 村 式	14:00
出 発		
船 内	生活準備	16:00
	食 事	18:00
— 到 着 解 散 —	ナイト・カーニバル { ジャズ演奏、のど自 慢 フォークダンス、ク ラブの余興等	20:00
		22:00
	— キャンプ帰還 —	24:00

[原文縦書]

274. 外国人留学生を援助する会要項(案)

[昭和50年5月13日／評議会(258回)]

広島大学外国人留学生を援助する会要項(案)

(設置)

第1 広島大学に外国人留学生を援助する会(以下「本会」という)をおく。

(目的)

第2 本会は、広島大学で勉学する外国人留学生であって、経済的理由により修学困難な者を援助することを目的とする。

(事業)

第3 本会は、前項の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)奨学金の支給
- (2)貸付金の貸与
- (3)その他必要な援助

(組織)

第4 本会は、次の各号に掲げる会員で組織する。

- (1)広島大学教職員のうち任意の入会者
- (2)学外者

2. 本会に特別会員をおくことができる。

第5 本会に、次の役員をおく。

- (1)会長 学長をもってあてる
- (2)副会長 学生部長をもってあてる
- (3)常任幹事 若干名

(会計)

第6 本会の会計は、会費および寄付金をもってあてる。

2. 会費は、月額1口500円とする。

(事務)

第7 本会の事務は、学生部教務課において処理する。

(発足)

第8 本会は、昭和 年 月 日から発足する。

275. 私費外国人留学生の学生定員上の取扱いについて

[昭和50年1月24日／規程集]

私費外国人留学生の学生定員上の取扱いについて

(昭和50. 1. 24大学院委員会確認事項)

私費外国人留学生が大学院入学を志願するときは、各研究科の審議によって、必要に応じて学生定員のわく外として入学させることができる。

276. 東千田町地区構内交通に関する要項

[昭和53年1月31日／学報517号]

広島大学東千田町地区構内交通に関する要項

(目的)

第1条 この要項は、広島大学東千田町地区構内（以下「本部構内」という。）における交通の安全、災害及び騒音の防止等を図るため、自動車及び二輪車の交通に関し必要な事項を定め、もって教育環境を保持することを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において「自動車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）による自動車（自動二輪車を除く。）をいい、「二輪車」とは、同法による自動二輪車及び原動機付自転車をいう。

(入構時間)

第3条 自動車及び二輪車の本部構内への入構時間は、緊急事態の発生又は大学の行事等により各門の開門時間を変更する場合を除き、次の表のとおりとする。

区分	平 日			日 曜 日 及 び 休 日			備 考
	開門時刻	閉門時刻	通用門開門時間	開門時刻	閉門時刻	通用門開門時間	
正門	7時00分	19時00分	7時00分～ 21時30分	閉 鎖		7時00分～ 21時30分	自動車の入 出構口は、 正門とする。
北門	閉 鎖		8時00分～ 21時30分	閉 鎖			
南門	閉 鎖		8時00分～ 21時30分	閉 鎖			
東門	8時00分	21時30分		閉 鎖			

(入構制限)

第4条 自動車を運転して本部構内に入構できる者は、次条に規定する構内通行証の交付を受けた者とする。

(構内通行証の種類及びその交付申請資格等)

第5条 構内通行証は、構内通行証（A）（別紙第1号様式）、構内通行証（B）（別紙第2号様式）、構内通行証（C）（別紙第3号様式）及び構内通行証（D）（別紙第4号様式）の4種類とする。

2 構内通行証の交付申請資格及び交付申請の際提示すべき証明書等は、次の表のとおりとする。

種類	交付申請資格	交付申請の際提示すべき証明書等
構 内 通 行 証 (A)	<p>1 本学教職員で、次の各号に掲げる要件を具備する者</p> <p>イ 本部構内所在の部局に所属していること。</p> <p>ロ 旧広島市内で別紙地図に示す境界外から通勤していること。</p> <p>ハ 通勤届の通勤方法が自動車であること。</p>	<p>1 身分証明書</p> <p>2 運転免許証</p> <p>3 自動車検査証</p>
	<p>2 本学学生（研究生、聴講生を含む。以下同じ。）で、次の各号に掲げる要件を具備する者</p> <p>イ 本部構内所在の学部若しくは大学院研究科（以下「学部等」という。）に在籍していること又は本部構内所在の学部以外の学部 に在籍し、かつ、総合科学部で一般教育履修中であること。</p> <p>ロ 1のロを準用。ただし、法学部、経済学部又は政経学部の第二部の学生で、勤務等の関係で自動車を使用しなければ通学が困難である者については、この限りでない。</p>	<p>1 学生証</p> <p>2 住民票</p> <p>3 運転免許証</p> <p>4 自動車検査証</p> <p>5 1から4に掲げるもののほか、ロのただし書に該当する者については、それを証明するもの</p>
	<p>3 本学の教職員（通勤手当の支給を受けている者にあつては、通勤届の通勤方法が自動車であるものに限る。）又は学生で、身体的理由により、自動車を使用しなければ通勤又は通学することができない者（1又は2に該当する者を除く。）</p>	<p>1 身分証明書又は学生証</p> <p>2 運転免許証</p> <p>3 自動車検査証</p>
	<p>4 文部省管理局教育施設部広島工事事務所（以下「文部省工事事務所」という。）又は本部構内所在の広島大学消費生活協同組合（以下「生協」という。）等に勤務する者で、次の各号に掲げる要件の一を具備するもの</p> <p>イ 1のロを準用（文部省工事事務所に勤務するものにあつては、通勤届の通勤方法が自動車であること。）</p> <p>ロ 身体的理由により、自動車を使用しなければ通勤することができないこと（文部省工事事務所に通勤する者で通勤手当の支給を受けているものにあつては、通勤届の通勤方法が自動車であること。）</p>	<p>1 身分証明書又はこれは代わるもの</p> <p>2 住民票</p> <p>3 運転免許証</p> <p>4 自動車検査証</p>
	<p>5 本部構内を自動車の保管場所とすることを認められた者</p>	<p>自動車検査証</p>
	<p>6 本部構内所在部局以外の部局に所属する教職員で、各種委員会の委員又は学内併任の非常勤講師として、その職務遂行上自己所有の自動車により、本部構内へ入構する者</p>	
	<p>7 本部構内所在部局に通勤する非常勤講師（学内併任の非常勤講師を除く。）</p>	
	<p>8 本部構内所在部局以外の部局に所属する教職員で、その職務遂行上特に必要があるため、自己所有の自動車により、本部構内へ入構する者（6に該当する者を除く。）</p>	
	<p>9 公用自動車を管理する者。</p>	

構内通行証 (B)	本学の教職員及び学生以外の者（以下「学外者」という。）で、本部構内へ所用のため、常時入構するもの	自動車検査証
構内通行証 (C)	1 学外者で、本部構内へ所用のため、臨時に入構するもの	
	2 構内通行証の交付を受けていない本学の教職員又は学生で、緊急やむを得ない用件により、本部構内へ入構する者	身分証明書又は学生証
構内通行証 (D)	本部構内所在学部等以外の学部等に在籍する学生で、課外活動等のため、自己所有の自動車により、本部構内へ入構する者	学生証

（構内通行証の交付申請及び交付）

第6条 構内通行証の交付申請及び交付の手続は、次の表のとおりとする。

種類 区分	構内通行証(A)	構内通行証 (B)	構内通行証 (C)	構内通行証 (D)
交付申請 受付及び 交付部局	次の各号に掲げる場合を除き、申請者の所属又は在籍する部局 イ 学生部又は保健管理センター所属の教職員、文部省工事事務所又は生協等に勤務する者、本部構内を自動車の保管場所とすることを認められた者、各種委員会の委員及び公用自動車を管理する者にあつては事務局 ロ 大学教育研究センター所属の教職員にあつては附属図書館 ハ 総合科学部で一般教養履修中の学生のうち、2年次以下の者及び3年次以上の者であつて教育学部福山分校、医学部、歯学部又は水畜産学部等に在籍するものにあつては総合科学部 ニ 学内併任の非常勤講師にあつては併任先の部局	事務局	事務局 (守衛所)	事務局 (守衛所)
交付申請 手続	申請者は、別紙第5号様式による構内通行証(A)交付申請書に必要事項を記入し、第5条第2項の表に規定する交付申請の際提示すべき証明書等（以下「証明書等」という。）を添えて	申請者は、別紙第6号様式による構内通行証(B)交付申	申請者は、別紙第3号様式による構内通行証(C)に必要	申請者は、証明書等を添えて口頭により申請すること。

	申請すること。ただし、同表の構内通行証（A）の項の交付申請資格の欄の8に該当する者は、所属部局の担当係へ口頭により申請すること。	請書に必要事項を記入し、用務先の部局の担当係長の押印を受けたうえ、証明書等を添えて申請すること。	事項を記入し、証明書等を添えて申請すること。	
交付手続	交付者は、構内通行証（A）交付申請書の記載事項と証明書等を照合のうえ、構内通行証に必要事項を油性インキ（マジック等）で記入し、交付すること。ただし、第5条第2項の表の構内通行証（A）の項の交付申請資格の欄の8に該当する者については、構内通行証貸出簿を備え必要事項を記入させたうえ、貸し出すものとし、用務終了後は、返還させること。	交付者は、構内通行証（B）交付申請書の記載事項と証明書等を照合のうえ、構内通行証に必要事項を油性インキ（マジック等）で記入し、交付すること。	交付者は、記入事項を確認のうえ、交付するものとし、出構の際に返還させること。	交付者は、構内通行証貸出簿に必要事項を記入させて、証明書等と照合のうえ、貸し出すものとし、出構の際に返還させること。
構内通行証番号	交付者は、広島大学職員録の部局名等略符を冠記し、通し番号を付すること（教職員及び学生に区分してさしつかえない。）。	交付者は、一連番号を付すること。		
交付申請書（写）の送付	交付者は、交付申請書（写）を経理部管財課へ送付すること。			

（構内通行証の貸与等の禁止）

第7条 構内通行証は、他人に貸与し、若しくは譲渡し、又は記載事項の変更をしてはならない。

（構内通行証の更新等）

第8条 構内通行証（A）又は構内通行証（B）の交付を受けた者は、次の各号の一に該当する場合には第6条の規定に準じて速やかに構内通行証の更新又は再交付を受けなければならない。この場合において、第2号又は第3号に該当するときは、住民票の提示は必要としない。

(1) 構内通行証の有効期限が到来したとき。

(2) 自動車の更新（車両登録番号に変更があったときを含む。以下同じ。）をしたとき。

(3) 構内通行証を紛失し、又は汚損したとき。

（構内通行証の返還）

第9条 構内通行証の交付を受けた者は、次の各号の一に該当する場合には、その所持している構内通行証を交付を受けた部局に速やかに返還しなければならない。ただし、構内通行証（C）及び構内通行証（D）については、出構の際守衛所に返還するものとする。

(1) 構内通行証の更新又は再交付を受けたとき。

(2) 自動車により入構する必要がなくなったとき。

(3) 配置換、進学等により構内通行証の交付部局に異動があったとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、第5条第2項に規定する構内通行証の交付申請資格を欠くに到ったとき。

（遵守事項）

第10条 本部構内において自動車を運転する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 入出構の際は、構内通行証を守衛に提示し、構内滞在中はこれを所定の箇所に表示すること。

(2) 歩行者の安全を第一とし、構内に設置した道路標識及び道路表指示に従って運転すること。

(3) 自動車の最高速とは、時速20kmとすること。

(4) 本学が設置する駐車場以外の場所に駐車しないこと。ただし、本学が特に許可した場合は、この限りでない。

(5) 無登録車及び整備不良車は、運転士、駐車し、又は放置しないこと。

(6) 運転免許証を携帯しないで自動車を運転しないこと。

(7) 本学の行事又は緊急事態の発生等により、本学が臨時に規制を行うときは、これに従うこと。

(8) その他騒音の防止などの教育環境の保持に必要な事項

2 二輪車により本部構内へ入構する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 本部構内においては、下車通行すること。

(2) 前項第4号、第7号及び第8号に規定する事項

（違反者に対する措置）

第11条 この要項に違反した者については、次の各号に掲げる措置をとる。

(1) 偽りその他不正の手段により構内通行証の交付を受けた場合及び第7条の規定

に違反した場合は、直ちに構内通行証を没収し以後交付しない。

- (2) 前号以外の違反に対しては、その態様により、警告し、自動車若しくは二輪車の学外撤去を命じ、又は構内通行証を没収し以後交付しない。

(自動車及び二輪車の取締り)

第12条 本部構内の自動車及び二輪車の取締りは、守衛が行う。

(緊急自動車等の特例)

第13条 緊急自動車（消防自動車、救急自動車等）については、この要項は、適用しない。

2 郵便又は電報配達のための自動車及びタクシー等の自動車運送事業用自動車については、第4条の規定は、適用しない。

3 郵便又は電報配達のための二輪車については、第10条第2項の規定は、適用しない。この場合において、同条第1項の規定を準用する。

(雑則)

第14条 この要項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、昭和53年4月1日から施行する。

[別紙略]

277. 地域と大学に関する調査2 報告書〔抄〕

[昭和59年3月]

[表紙]

「地域と大学に関する調査2／報告書／1984年3月／広島大学／(株)都市環境研究所」

[前略]

II 大学構成員の居住実態

[中略]

4. 指定下宿経営者ヒアリング結果

指定下宿経営者の経営実態と意識等を明らかにするために、広大学生部の紹介で指定下宿経営者5人にヒアリングを行なった。ヒアリング内容については、以下に示す通りである。

5人のうち2人の方の場合は、納屋などを改造した小規模な下宿経営であり、他の2人の方は新しくアパート建設を行った例である。1人を除いて空室の発生にそれぞれ悩みをもっている。

① Tさんの場合

八本松の県道からわずか入ったところに、Tさんの農家があった。我々の訪問に、

Tさんは開口一番「うちの学生はいい子ばかりで、何も問題はありません」と大きな声で話してくれた。

下宿はおも家から10mほど離れた倉庫として使っていたものである。改造には半年ほどかかった。これは建築確認申請が思っていなかった程難行し、また近所からは「学生が入ってくると環境が乱れる。あるいは排水処理に問題が…」などと様々な対応が必要になり、結局工事費もかさんでしまった。月々の経費がかからないようにといろいろ配慮もした。

Tさんが下宿をやってみようと思った動機は、親戚のものが知り合いの留学生を受け入れてくれないか、と電話してきたことによる。それまでは全く下宿のことなど考えてもいなかったが、それならそれなりに部屋の整備を始めた。しかし時間がかかってしまって、留学生の来た時はまだ未完成であり、しばらく共同生活を余儀なくされた。

57年10月に部屋は完成し、別に募集をした訳ではないが、学生が訪ねてきて、いつのまにかうまってしまった。今は皆友達同志で、うまく共同生活をしているようである。

Tさんは自宅で金属の研磨を仕事にしており、学生達には忙しいときにアルバイトもやってもらっている。学生達とは機会あるごとに呑んで話をする。Tさんはあまり呑まないが、学生達は実によく呑む。学生達の友達もやってきて非常に楽しいとのことである。

② Hさんの場合

Hさんの経営する下宿は、黒瀬川に近い農村的風景の中にある。納屋の2階を改造した部屋と、新しくたてた3部屋の下宿（やはり形態は納屋風だが）と、合わせて5～6人が入れるようになっている。現在は4人が入居している。

Hさんは開口一番市街化区域の中でのアパート建設について憤懣やるかたない様子であった。不動産業者が地主を説得して、新しくアパートを市街化区域中にたてているため、調整区域内の指定下宿の一部で空室が発生する事態をまねいているとHさんはみている。また、不動産業者が、かなり強引な学生入居策を講じてとるといううわさもあるとのことである。Hさんは、大学に対してより市役所、農協の指導の問題であると考えている。指定下宿制度の説明会に何回もでて、下宿経営やってみようと思い、知人の指導もあって奥さんが社長の有限会社を作ったのだが、現状では考えなおさなければと思っている

Hさんの場合は、やはりTさんと同様学生とのコミュニケーションはうまくいっている。Hさんは電気関係の仕事をしており、偶然電気系の大学院生が入ってきたのでよく話をする。酒も一緒に飲むとのことである。電気については自信はあったのだが、大学院生のやっていることは全くわからないような状態だが…と話してく

れた。

部屋代は2万～2.2万で、やはり便利の悪いところであるだけに安い。

ただ学生にとっては部屋は良いし、総合的にはよい条件であるということのようだ。通学は一人が車、他はバイクである。帰ってくるのは非常に遅いとのことであった。

③ Iさんの場合

Iさんの6部屋のアパートは、国道2号に近い寺家の市街化調整区域にある。市街化区域には近く、もともと宅地となっていた土地であったが、学生下宿なら建築ができるとのことであり、また人の勧めもあってやってみることにした。

Iさん夫婦は60才を過ぎており、借金をしてアパートを建てることに子供達は必ずしも賛成ではなかったようだ。

アパートは自宅から100mほど離れている。このこともあってかIさんの場合、学生とのコミュニケーションはうまくいっていない。どういう学生が入っているか、Iさん自身もよくつかんでいない。部屋代は銀行振込みであり、学生と話をする機会も少ない。Iさん夫婦は「若いもの」ともっとつきあいをもちたいと思っているのだが、なかなかそのチャンスがつかめない状態である

Iさんの今の悩みは、せっかく入居した学生の大半が4月には寮に入ってしまう、どうも出ていくらしいことである。出ていかれると後のあては全くない。もちろん借金は返済しなければならない。一般の社会人を入れることを考えざるを得ないかも知れない。

工学部の学生数が半年単位で変動することを説明したのだが、そのへんの事情はあまりよく知らないようであった。大学としては将来の問題として部屋数が多いほうがよいのだが、下宿を実際経営するうえで、様々な問題がありそうだということを感じさせた。

また、下宿経営者と入居する学生のコミュニケーションをどう図るかも問題がありそうだ。

④ Kさんの場合

Kさんとは、下三永の国道2号沿いのKさんの仕事場でお会いすることになった。Kさんの学生下宿は三永水源池の南でキャンパスから約5kmの距離にあり、自宅と同一敷地内にある。

Kさんが学生下宿を始めた動機は、国鉄の工事局の建物を買取り、土地・建物共に広く余裕があったことと、市から学生下宿が不足しており協力を依頼するパンフレットが配布されたことにある。Kさんは少しでも役に立てばと思って始めた。

当初は6～8帖の部屋が12室で台所・便所・風呂共同であったが、大学の斡旋をうけた学生が殺到し、クジ引きで入居者を決めた。現在この建物は使えなくなり、新しく倉庫を改造して経営している。新しい建物は6～8帖の部屋が15室で、台所

専用、便所・風呂共用である。15室すべて入居しており空室は現在ないが、来年度は学生寮に2人入居することが決まり空室が出る。家賃は2万円で、水道料（井戸から水をくみあげるポンプの電気代）は、Kさんが負担している。

学生とはあいさつを交す程度である。Kさんは若い人と話すのは好きであり、親代りの気持ちをもっている。また入居時にはここでの生活のルールをきちんと説明し、守らせるという。

経営に関しては“今、学生下宿経営者はすべて赤字ではないですか”という答が返ってきた。Kさん自身も現在のところ空室はないが、卒業等で学生が出ていたとき次の学生がすぐに入居してくれるか不安がある。“通学路の途中にスーパーはあるが、周辺になにもない所であり生活上は不便ですからね。その分家賃を安くしているのですが”という。Kさんは63年頃に増設を考えている。しかし、これも現在の経営がうまくいくことと、学生が入居するという見通ししだいである。指定下宿であるから学生を斡旋してほしいという。

現在のところ他の学生下宿と比較してかなり安い家賃で学生を引きつけているが、生活上不便であるというハンディキャップをもっており、供給過剰となると自然淘汰されていく不安をもっているケースではなからうか。

⑤ Uさんの場合

Uさんのお宅は、下見中央線を中郷線の交差点からわずかのところにある。下宿は下見中央線をはさんで向い合っており、下宿前には駐車場が取ってある。この敷地は以前資材置場に貸していたところである。

学生下宿を始めた動機は空地となっていたことと、建設業者に強く勧められたことと、上水道が整備されたことにある。1年前に広大学生部に相談に行った時、移転が遅れるということで半年間見合わせていた。

部屋は6帖ですべて設備専用である。当初は、家賃2.7万円共益費2千円で入居者を募集したが、完成時期が10月で、2年生の転居時期である9月と1ヶ月ずれたために入居者がいなかった。今年の1月になって、1人の学生が尋ねて来て“2.5万円にして下さい。そうすれば友人も入ります”とUさんと直接交渉し、その学生の熱意に負け、家賃を2.5万円（共益費込）とした。しかし、Uさんの奥さんは毎月家賃を持って来る学生の顔を見ると“よかった”と思うそうである。

学生とのコミュニケーションに関しては、Uさんも奥さんも勤められており、また大学院の学生が多く時間が不規則のためもあり、あいさつを交わす程度である。“どのように接したらよいかわからない”ともいう。まだ入居して日も浅いが、Uさん夫婦にとまどいがみられる。

下見地区で下宿組合をつくるという動きは全くなく、周辺の学生下宿の家賃相場もわからない状況であるという。Uさんは価格協定、斡旋等の組織としてではなく、

同じ工法で建てた下宿のメンテナンスのための組織が必要かもしれないと考えている。

現在下宿は、予約も含めて満室になり、当初かかえていた不安もなくなったということである。

立地条件、設備等条件の良い例であるが、完成時期が遅れたために3ヶ月間空室となったケースである。

〔後略〕

278. 広大移転の経済効果を伝える新聞記事*

〔昭和58年12月23日／中国〕

東広島商店街に53億円

広大移転完了後の経済効果 大学と市調査／食料と日用品中心／居住率のアップが必要

広島大学の東広島市移転が完了すれば、年間約百十四億円の経済効果をもたらし、このうち五十三億円が地元商店街を潤す一同市と大学が合同で実施した地域と大学に関する調査で、こんな期待効果がはじき出された。

調査は昨年十月、東広島市移転を完了した工学部の学生千九百人（同市居住率七〇％）教職員（同三五％）を対象に、移転に伴う地元の経済効果などをつかむため実施され、学生千六十二人、教職員二百七十九人から回答があった。

調査結果によると、学生一人当たりの平均支出は、東広島市居住者が月七万七千七百円、広島市など他地区居住者が同六万五千二百円で、食費、住居光熱費が大きなウエートを占めている。買い物動向では、東広島市居住者の地元商店街の利用度が高く、食料品や日用品雑貨などはほとんどが地元で調達。スポーツ用品や高級衣料などは広島市へ出て買い求めているものの、他地域からの通学生の約十四倍に当たる一万円を支出している。

一方、教職員の一世代当たりの消費支出は、市内外とも教官が月二十六万三千元、職員が同二十二万五千元。東広島市居住者で地元消費率が高いのは、学生と同じく食料品と日用雑貨で、呉服や贈答用品、書籍などは広島市への流出が大きくなっている。

これらの結果を基に、移転完了時（六十五年三月）の経済効果を推計したところ、移転完了時のキャンパス内人口は、学生約一万人、教職員約千九百人で、このうち学生七千八百五十人、教職員六百七十一人九百五十人が東広島市内に居住すると予想。地元商店街が学生を引きつける努力をすれば、東広島市内居住者の市内消費率は八六％（学内二七％、商店街二七％、その他三二％）に達する。

さらに移転完了時の学生の地元消費額を年間六十四億七千二百億円、教職員の消費額

を十六―二十三億円と推計。これに大学の年間支出総額百六十二億円のうち約一二％が地元消費の可能性があると見て、順調なら年間合計約百十四億円の経済効果が期待でき、このうち約五十三億円が地元商店街に落ちるとみている。

しかしアンケート調査では、地元商店街について「商品がそろっていない」、「専門店が少ない」、「安い食堂が少ない」などの不満が強く出た。若手店主の中にも積極性が乏しく、「待ちの商売」と反省の声が聞かれる。さらに調査結果で、学生や教職員の東広島市への居住率を高めることが経済の活性化につながることも改めて浮き彫りになった。同市企画課は「安い家賃の学生下宿供給や学生に愛される街づくりなど市と大学だけでなく市民レベルでのコミュニケーションが必要」としている。

[原文縦書]

279. 名誉博士称号授与規程

[昭和59年3月13日規程第2号／学報591号]

広島大学名誉博士称号授与規程

(趣旨)

第1条 広島大学(以下「本学」という。)が授与する広島大学名誉博士(以下「名誉博士」という。)の称号については、この規程の定めるところによる。

(称号を授与することができる者)

第2条 名誉博士の称号は、学術文化の発展に多大の業績を挙げた外国人で、国際文化交流を通じ、本学の教育研究の進展に寄与した功績が特に顕著であるものに授与することができる。

(候補者の推薦)

第3条 各学部、分校、各附置研究所、大学教育研究センター、核融合理論研究センター、総合情報処理センター、保健管理センター又は平和科学研究センター(以下「部局等」という。)の長は、前条の規定に該当すると認められる者(以下「候補者」という。)があるときは、当該部局等の教授会又は管理委員会の議を経て、当該候補者を学長に推薦することができる。この場合において、候補者を推薦する者は、名誉博士候補者推薦書(別記様式第1号)に、当該候補者の略歴並びに教育研究上の業績及び功績に関する調書を添えて提出するものとする。

2 学長は、前項の規定による推薦があつたときは、学術国際交流委員会の意見を聴いた上、評議会に付議するものとする。

(称号の授与の決定)

第4条 名誉博士の称号の授与は、評議会の議を経て、学長が決定する。

(名誉博士記の交付)

第5条 名誉博士の称号の授与は、学長が名誉博士記（別記様式第2号）を交付することにより行う。

（雑則）

第6条 この規程に定めるもののほか、名誉博士の称号の授与に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

〔別記様式略〕

280. 医学部データ捏造事件に関する新聞社説*

[昭和59年12月8日／中国]

社説 データねつ造事件の背景

国から研究費ほしさに、広島大医学部教授が、実験データをねつ造する事件が起きた。先端技術に多額の国家援助がいることと無縁ではない。これを機に先端技術研究のありようを検証してみたい。

医学界、製薬業界で数々の不祥事が続発しているさ中、今度は広島大学医学部で学者・研究者の学問的良心を疑わざるを得ないような事件が発生した。広島医学部人工心臓施設の田口一美教授が研究データをねつ造して、来年度の研究費の増額を図った、というものである。

昨今、話題になった日本医科歯科大の不祥事は、教授選考をめぐる多額の金額をもって教授のミス、を買い、自己の栄達を充足させるにあった。また製薬業界のスパイ事件は、異常なまでの企業間競争の渦中で、薬事審議会にワイロを贈り、企業利益を追求するという性格を有したものであり、資本主義社会における企業の負の論理そのものであった。

ところが、今度の事件は先に触れたように、研究データをねつ造し、その成果によって科学研究費を大幅に取ろうとしたところに問題の異常性がある、といっている。

田口氏はねつ造データによって「補助人工心臓についての動物実験に成功し、世界最長生存記録をマークした」と米国の学会で発表し、さらに「完全人工心臓の動物実験でも日本記録を達成した」というねつ造成果、を堂々と論文に公表するなど、学者・研究者にとって最も重要な「学問的良心」を完全に置き忘れていた。ここにこの問題の深刻さがある。

心臓移植は二十年前、南アフリカのバナード教授によって第一歩を躍み出し、日本では札幌医大の和田教授の手で初めて試みられたが、結局失敗に終わった。それを契機に世界の心臓外科では人工心臓研究に重点が移った。世界各国の多くの心臓外科医

たちが、研究にしのぎを削る厳しい競争を続行しているであろう。しかも医学界では、心臓病、ガンなどが最もやりがいのある課題という。それだけに心臓専門医が、科学者の権威をかけて競争に勝ち抜こうとする功名心にかられるのは、わからないでもない。

しかし、だからといって動物実験のデータをねつ造し、世界の先達に一歩抜きんでようとする「出世主義」にのめり込んだ態度は、研究者として決して許されるべきものではないはずである。

医学は長い間、古代ギリシャの医学者・ヒポクラテスが「医学はいかにして患者の苦しみを和らげるかにある」と規定した定説が、今世紀の中ごろまで、医学・医者の中に「ヒポクラテスの定義」として通用していたのである。

ところが、特に二十世紀の後半に入って、臓器移植とか、向神経薬の発達によって、医学もまた「真理のための真理を追求する」という発想が台頭し、ヒポクラテスの精神は簡単に衰弱していった。こうした医学界全般のモラルの低下が進む中で、今度の事件が発生した、と断言してよからう。

いますべての科学は、いわゆる集団研究の形態を取るに至っている。個室でコツコツと一人で研究に没頭する時代はすぎた。これがプラスの側面を有していることは間違いないにしても、マイナスの側面もまた大きい。

そのことは、まさに米ソの核軍拡競争に典型的に現われている。また科学技術の進歩と相まって、便益性が追求される半面、安全性はとかく軽視されがちになるなど、さまざまな矛盾を生んでいるのは周知の通りであろう。

医学界でも遺伝子の組み替えを研究するグループさえ生まれている。人間が人間の性格を自由に変え得る、神をも恐れぬ研究が平然と行われ、個人の尊厳など全く無視されたかのようにさえみえる。

こうした先端技術は当然、国家から財政上の恩恵をあずかることになる。ここに現代科学の体制に奉仕する危険性が潜んでいる。

このようにみえてくると、今度の不祥事は巨大科学や先端技術開発に最大の価値観を置く昨今の風潮の中で、起こるべくして起こった事件であったようにも思えてくる。おそらくこれは氷山の一角かもしれない。医学に従事する研究者は、いまこそ「ヒポクラテスの定義」をよみがえらせてほしいと思う。広島医学部ではこれから真相調査に乗り出す。その調査基準にこの定義を据えるよう期待する。

[原文縦書]

281. 北九州病院グループ事件に関する新聞記事*

[昭和60年8月8日／中国]

謝礼の受領「灰色決着、

広島大医学部の疑惑／社会通念超える大金／免れぬ教授らの道義責任

広島大学医学部を巻き込んだ北九州病院グループへの医師派遣に絡む汚職疑惑は、謝礼として多額の現金を受け取っていた教授らの職務権限が壁となり、立件が見送られた。だが、正規の手続きを経ているとはいえ三千万円を超える金品が同大医学部に贈られ、手続きを踏まない現金の存在も一部明るみに出た。福岡県警の調べでは、医師派遣の謝礼として教授個人に贈られた総額は四千万円にのぼるなど、社会通念を超える多額な「灰色の現金、を受け取っていた体質に、医学部内部でも道義的責任を追究する声も上がっている。

捜査当局は、大学費用内訳表など北九州病院グループの押収資料などから、医師派遣に絡む金銭授受の事実関係については早い段階からほぼ全容をつかんでいた。

それによると、五十七年以降、広島大医学部の臨床系十六講座のうち十一講座の教授に対し、正規の手続きを経た寄付金とは別に医師派遣の謝礼として計四千四十万円が渡っていた。最も多い教授で六百三十万円、一番少ない教授で百万円だった。

捜査当局は、これらの金は一部医局の裏金として図書費、人件費として使われたほかは個人的に使われたとみて、いろいろ性が極めて高いとして教授の職務権限の詰めに全力を挙げていた。最大の問題は、医師派遣が教授の直接の職務とはいえないまでも、広い意味での職務（密接関連職務行為）に当たるかどうか。

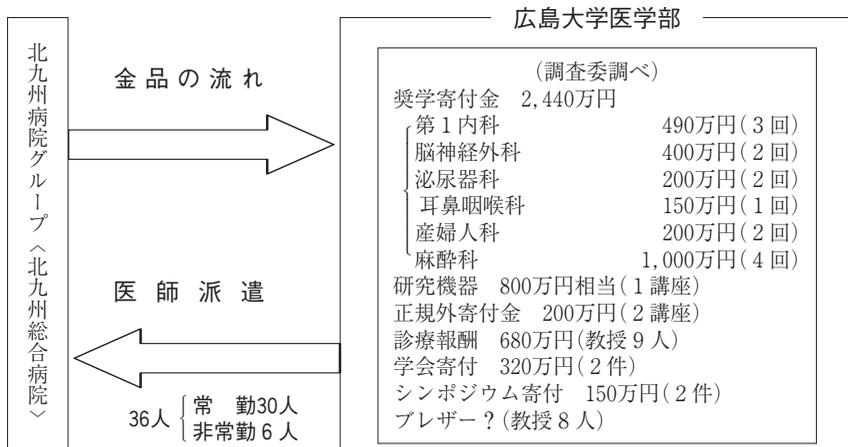
しかし、派遣医師からの事情聴取などで、教授は民間病院への医師派遣の人選にかかわっているものの①派遣される医師が拒否でき、教授に強制力がない②医局ごとに派遣システムが異なり、教授の職務としての普遍性がない一などが明らかになり、立件断念の理由になった。

今回の疑惑で、民間からさまざまな名目で金品が医学部に流れる図式が明らかになった。医学部の調査委員会（委員長・川崎尚教授）が公表しただけでも、奨学寄付金二千四百四十万円のほかに学会などへの寄付金や診療報酬、研究機器など合わせて二千五百五十万円相当が贈られ、そのうち二講座に贈られた二百万円は正規の手続きを取っていない裏金だった。調査委分だけでも総計四千五百九十万円。医学部の基礎系の教官は「奨学寄付金も広い意味で医師派遣の見返り。病院や医薬品メーカーからの現金攻勢は全国どこの大学医学部でも同じ」と根の深さを指摘する。

医師過剰時代を迎え、病院はどこも経営が苦しい。そうした中で北九州病院グループも、医学部に多額の現金攻勢をかけた背景には、よりよい医師の確保とともに、若い医師たちを研修させるためにどうしても出身大学とのパイプを作る必要があった。一方、広島大医学部では、他大学と同じように講座制で教授に権力が集中するシステムになっており、自然に病院と教授の結びつきが強くなる。

こうしたことから同大医学部臨床系の若手教官の中に「贈収賄事件としての立件は

見送られたとはいえ、道義的なけじめはきちんとつけるべきだ。外部病院への医師派遣など医局の人事権は事実上、主任教授が持っている。その見返りとして金品を受け取ること自体、公人としてあるまじき行為。医学部が抱えている構造的な欠陥を露呈したもので、体質を改めるためにも、疑惑を持たれた教授が自らを名乗り出て身を正してほしい」との声も出ている。



[原文縦書]

282. 外国人教員の任期に関する規程及び申合せ事項*

[昭和60年12月10日/学報612号]

広島大学外国人教員の任期に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法(昭和57年法律第89号)第2条第3項の規定に基づき、広島大学において任用する外国人の教授、助教授又は講師(以下「外国人教員」という。)の任期について必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第2条 外国人教員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

(任期の特例)

第3条 前条の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、評議会の議に基づき、学長が個々に任期を定めることができる。

附則

この規程は、昭和60年12月10日から施行する。

(制定理由)

広島大学において任用する外国人教員の任期について必要な事項を定めることとするため。

広島大学外国人教員の任期に関する規程制定についての申合せ事項

(昭和60年12月10日評議会)

第3条の運用に当たっては、外国人教員を任用する部局等の申出を尊重して取り扱うものとする。また、任期については、最短1年とし、3年を超えて定めることができるものとする。

〔編注〕制定理由は評議会(374回)による。

283. 学生の生活実態調査について伝える新聞記事*

[昭和61年2月11日/中国]

優雅です広大生

海外旅行5人に1人下宿の生活費10万円台/生協が実態調査/本代減らし娯楽費

四人に一人は自宅からマイカー通学、卒業までに五人に一人が海外旅行へ。広島大生協が十日まとめた学生の生活実態調査で、リッチな暮らしぶりがぐっすり浮かび上がった。その一方で、読書代は大幅に減るなど、生活エンジョイ志向型の現代学生気質をのぞかせている。

調査は、生活全般にわたる二十五項目について昨年末に実施し、約三百人から回答が寄せられた。

下宿生の一カ月の生活費は平均十万千八百七十円。五年間の調査より二万六千円増えて、初めて十万円台へ。うち親からの仕送りが七万七千円と四分の三を占め、残りをアルバイトなどで賄っている。自宅からの通学生は五万九百三十円で、アルバイトで半分以上を稼いでいる。

下宿の広さは平均八・三畳(二七・四平方^尺)。五年前より一・三畳(四・三平方^尺)広くなった。かつて学生下宿の相場だった「四畳半」^{〔マツ〕}から様変わり。アパートやマンション族も四〇%以上で、グルメ時代を反映してキッチン付きの下宿が増えている。

海外旅行は既に七%以上が経験し、五年前の一・八%に比べて大幅増。卒業までに行くと答えた一四%と合わせると、五人に一人が大学時代に海外へ。マイカー通学は一四%で、特に自宅からの通学生は二三%と四人に一人。ミニコンポステレオは二八%、ビデオデッキは一六%、パソコンは一〇%がそれぞれ持っていた。

一方で、支出に占める書籍代は減少傾向。一人平均四千五百円と五年前より六千円も減り、娯楽費が二五%伸びたのと対照的。一日の読書時間も、五年前の一時間余から四十五分間にダウンしている。

広島大協理事を兼ねる菅原正博理学部教授は「楽しく快適に毎日を過ごすことの方に興味があるという学生気質が現れている。マイカーや海外旅行にしても、大半は親のスネかじりだろう。その意味で、親の過保護ぶりとともに、大変さもダブってうかがえる」と話している。

[原本縦書]

284. 工学部の交通規制を伝える新聞記事*

[昭和61年8月13日／読売]

規制が好き?!現代学生

広島大学工学部／通行証や鎖3か月／違反駐車ピタリなくなる

マイカー時代を反映して大学生の自動車通学が増えているが、キャンパスにあふれる車対策がどこの大学も悩みのタネ。歩道まで占拠するほど違反駐車がまかり通っていた広島大学工学部（東広島市）が、通行証発行や違反車を鎖で固定するく規制作戦>をとって三か月、学生の違反駐車が姿を消し、これまでの罰則適用はゼロ。大学側は「これほど効果があったとは」と驚いている。

五十七年に広島市から田園地帯の賀茂台地に移転した広島大学工学部は学生千四百人、教職員三百五十人が通い、うち七百人がマイカーを利用している。キャンパス周辺には造成地が多く、駐車スペースがたっぷりあるのに「歩くのが面倒」と、教職員や外来者専用のキャンパス内駐車場をはじめ車道、歩道に止める不心得ぶりだった。

これでは、交通事故の原因となるだけでなく、火災が起きても消防車が入れないなどの心配が出てきたため、同部では交通安全対策委員会（委員長・門田博知教授、十一人）を発足させ対策を検討。車両番号、住所、氏名、電話番号などを記入した通行証を発行すると共に、駐禁場所に止めた場合は鎖で固定する強硬手段を五月一日から実施した。

ところが実施日を境に、違反駐車がピタリとなくなり効果てきめん。三か月たった今も、違反で罰則を適用された車両は一台もない。学生の間では「以前はあまりにもひどすぎましたから。研究棟の近くに駐車場を作ってほしいのですが」とこぼしながらも、周辺の造成地にある駐車場にきちんと止めている。

同大工学部庶務係では「最初は信じられませんでした。良識があったというか、上から締めつけられなければ甘えるというか……。学生気質を垣間見るようです」と話している。

285. 総合科学部長刺殺事件についての学長告示*

[昭和62年9月8日／評議会(393回)]

学長告示

学生諸君へ

去る七月二十一日夜、学内で岡本総合科学部長刺殺事件が発生したことは、誠に遺憾の極みであります。大学としては全面的に捜査に協力しており、その真相が一日も早く究明されることを願っております。

教育・研究の場である大学において、こうした行為は絶対にゆるされるべきでなく、教職員・学生一体となって、このような事件が二度と起こらないよう万全を期したいと考えています。

残念ながら事件はまだ解決をみるに至っていませんが、夏休みも終わり授業が再開されるにあたって、学生諸君には、動揺することなく、平静に学業に精励されることを切に希望します。

昭和六十二年九月五日

広島大学長 沖原 豊

[原文縦書]

286. 総合科学部長刺殺事件に関する新聞社説*

[昭和62年10月3日／中国]

社説 広大事件が突きつけた課題

広島大学構内での総合科学部長刺殺事件は、やはり学内からの犯行だった。前代未聞の不幸事に、衝撃はあまりにも大きい。広大は“事件の根”を徹底的に洗い出して、信頼感を回復してほしい。

夜の学部長室で、当の学部長が刺殺されるという異常極まりない広大事件は、同じ学部、しかも同じ物理学を研究する四十四歳の助手が犯人として逮捕され、事件としては七十二日ぶりに一応決着がついた。捜査陣の地道で粘り強い活動の成果と高く評価したい。

砂をかけられた遺体など、事件は当初から奇妙な様相を呈した。だが、犯人が学部長の葬儀に平然と参列していた経緯などが明るみに出てみると、加害者は一種の確信犯といった印象さえ与える。それにしても虚構の推理劇の世界ならともかく、師弟関係のもとでの現実の殺人とは、誠に後味の悪い結末というほかない。

十七年間、広大で助手をつとめてきた犯人は、この陰湿な凶行の動機について「学内人事面での冷たい処遇を恨んで」と供述したという。高度な学問を身につけてきた犯人にしては、あまりにも動機が単純すぎる。長年の間に内にこもった恨みが引き金になり、犯人を計画的凶行に駆り立てたのだらうが、単純極まりない思い込みが直接、殺人行為に結びついていったところが何とも空恐ろしい。そこには、犯人のゆがみきった人間像しか見ることはできない。

大学外の社会にも、役職や昇進をめぐる不平不満は決して少なくはない。だが、それを発散する知恵を身につけているのが普通だ。にもかかわらず、事件は「大学」という場で、人間的常識も対人関係のルールも全く欠落させた一研究者によって引き起こされた。これは、世上よく言われるように、大学が「閉鎖社会」あるいは「特権的社会」であることの証拠ではないか。

この事件の責めが犯人個人に帰すことは当然である。しかし“最高学府”と称される場での事件である以上「二度と同じような事件を起こさぬ」（中原広大学長）ために、具体的に何が必要か、広島大学教職員は真剣に熟考せねばなるまい。地域社会の大学として、日ごろから広島大学に親近感を抱いている私たちは、特に次の諸点を指摘したいと思う。

第一は制度的につくり出されている大学の体質について。つまり、師を殺害するに至るような犯人の怨念（おんねん）を育てた環境の再点検である。

自治が確実に保証されている大学は、その特権に甘えて、いつの間にか「閉鎖社会」と化し、いわば世間知らずの教官を育てがちである。もちろん、研究者が学問的業績によってだけ評価される厳しい世界であることは承知しているが、そのために学内の絶対的序列の頂点に立つ教授が若い研究者の成果だけにしか注目しない、とすれば、それは学内の精神的荒廃を招きかねないだろう。なぜなら、それは機械的な目的追及に終始する人間不在の社会となり下がるからである。それを防ぐためにも、もっと市民社会と気楽に交流し合えるようなシステム作りが、教職員・学生のために必要ではないか。

第二は広大としての責任の明確化である。事件が起きた総合科学部は歴史の浅い学部（四十九年創設）だが、他学部との関係が必ずしも円滑でなく、学部内人事にも響いていた、との声を聞く。広大は付中入試汚職（五十七年）人工心臓データのねつ造（五十八年）福岡県下の病院への医師不正派遣問題（六十年）と、近年不祥事が相次ぎ、受験生の広大離れも著しい。今回の事件での大学の責任を明確にするとともに、旧来の慣例を見直して革新を進め「人間的な大学」に脱皮してほしいと思う。

第三は学生の動揺をどう防ぐかである。「先生が先生を殺害」という事実には、学生たちは「信じられぬ」と一様の反応を示した。これは教育の場そのものに対する不信感とも取れる反応だ。事件を今後に生かすためにも教官と学生個々の間に、表面的で

はない、深い人格的つながりが徐々によみがえってほしい、と願う。

事件は消すことのできない汚点を広大の歴史に残した。真の権威を回復するためには長い時間が必要かもしれない。だが、やりとげる責務が広大にはある。手始めに全学一致の対応を早急に社会にも学生にも示してはどうだろうか。

[原文縦書]

287. 阪神大震災でのボランティア活動について伝える新聞記事*

[平成7年2月1日/中国]

論より救援 広大スクラム

奉仕活動「出席」扱い/阪神大震災/実習船駆り物資搬入/避難所で炊事・診療

広島大は、阪神大震災の救援活動に参加した学生を講義出席扱いにするなど、全学挙げてボランティアに取り組んでいる。実習船で大量の物資と人員を派遣する全国の大学では例を見ない活動だ。

同大が神戸市東灘区の神戸商船大の要請を受け、生物生産学部の実習船「豊潮丸」(三二〇ト)で第一次救援隊を送ったのは二十三日。三十一日には第三次救援隊が発。派遣人員は延べ五十三人、うち学生が三十人となった。

二十四日には原田康夫学長が全学の部局長会議で「ボランティア学生の講義出席扱いについて配慮をお願いしたい」と要請。生物生産学部は、大学派遣以外のボランティアも指導教官の許可を得れば出席扱いにするなど、全学部で支援態勢を整えた。

第一次救援隊長として参加し、二十九日帰った西村清巳学生部長は「社会奉仕を経験してもらうことも大学での勉強の一つ。できるだけ多くの学生が参加できるように考えた」と話す。

西村学生部長によると、避難所になっている神戸商船大には周辺の住民約七百人が生活している。広島大救援隊は、大がま六個分のかまどを設営し、昼食として毎日、温かいご飯とスープ六百人分の提供を続けている。医療ボランティアとして同行した医師と看護婦は構内に「広島大診療所」をつくっている。

資材や飲料水、食料はすべて船で運び込んだ。豊潮丸が実習航海に入ったため、第二次は広島商船高専(広島県豊田郡東野町)、第三次は弓削商船高専(愛媛県越智郡弓削町)の実習船に協力を求めた。

ボランティア参加した教育学部四年の福田義治さん(二四)は「湯気の出る食事が喜んでもらえた。一人ひとりに頑張ってくださいと声を掛けて配ったら、広島から来たことを知って随分感謝された。本格的なボランティアは初めてなので、いい勉強ができた。試験が終わったらまた行きたい」と話している。

広島大は救援のめどか立つまで派遣を続ける方針。西村学生部長は「今一番必要なのは、被災者が自立できるような援助活動。一方的に炊き出しするより、被災者自らが調理できるような援助に少しずつ切り替えていきたい」と今後の計画を話している。

[原文縦書]

288. 学生生活に関する規程

[平成7年2月14日規程第4号/学報722号]

広島大学学生生活に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島大学（以下「本学」という。）の学生（以下「学生」という。）が学生生活上守るべき必要な事項について定めるものとする。

(学生証)

第2条 学生は、学生証の交付を受け、常に携帯するものとする。

2 学生証の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(住所届)

第3条 学生は、入学後速やかに、本人の住所並びに帰省先住所及び連絡先（以下「住所等」という。）を所定の様式で所属学部の長に届け出るものとする。住所等に変更があったときには、速やかにその旨を届け出るものとする。

(健康診断)

第4条 学生は、本学が行う健康診断を受けるものとする。ただし、やむを得ない理由のため受診することができないときは、所属学部の長に届け出てその指示を受けるものとする。

(学生団体の届出)

第5条 学生が、単一の学部の学生をもって団体を結成するときは、代表責任者は、その所属学部の長に所定の学生団体結成届を提出するものとする。

2 団体の構成員が2学部以上にわたる団体であるときは、代表責任者は、学生部長を経て学長に所定の学生団体結成届を提出するものとする。

3 結成された団体の活動が継続する場合は、毎年5月末日までに、第1項に基づく学生団体の代表責任者にあつてはその所属学部の長に、前項に基づく学生団体の代表責任者にあつては学生部長を経て学長に、所定の更新届を提出するものとする。

4 第1項から前項までに規定する届には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 団体の名称

(2) 団体の目的

- (3) 連絡先
- (4) 代表責任者の氏名
- (5) 所属学部別の構成員数

(学生又は学生団体の施設使用)

第6条 学生又は学生団体が学内施設（運動場及び道路等を含む。）を使用するときは、責任者は、原則として3日前までに、学部の施設の場合にあっては当該学部の長に、その他の施設の場合にあっては学生部長に、所定の施設使用願を提出し、その承認を受けるものとする。

2 前項に規定する施設使用願には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 使用目的
- (2) 日時及び場所
- (3) 責任者の氏名
- (4) 参加人員（学外者の人員を含む。）

(掲示及び立看板等)

第7条 学生又は学生団体による学内での掲示物の掲示、立看板の掲出又はちらし・ビラ等の文書の配付については、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 掲示物は、所定の学生用掲示板に掲示すること。
- (2) 立看板は、所定の学生用掲示場に掲出すること。
- (3) 掲示板の掲示物の大きさは1平方メートル以内、立看板の大きさは2平方メートル以内とすること。
- (4) 掲示及び掲出の期間は3週間以内とし、この期間を経過した掲示物及び立看板は、掲示責任者において撤去すること。
- (5) 教室内で配付したちらし・ビラ等の文書は机上等に放置せず、配付責任者において回収し、その散乱防止に努めること。

(放送等)

第8条 学生又は学生団体が、学内において、拡声放送の必要が生じた場合並びに行事及び集会を行う場合には、授業、研究及び診療等に支障を来すことがないように十分配慮しなければならない。

(準用)

第9条 この規程の規定は、大学院及び専攻科の学生並びに研究生（外国人研究生を含む。）及び科目等履修生について準用する。

附則

- 1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる規程等は、廃止する。

- (1) 広島大学学生準則（昭和29年9月21日制定）

- (2) 広島大学学生準則の停止に関する規程（昭和44年9月9日広島大学規程第17号）
- (3) 広島大学学生準則の停止に伴う学生団体、集会・行事、掲示・放送等に関する暫定措置（昭和44年10月1日制定）
- 3 この規程の施行の際現に交付されている学生証は、第2条第1項の規定により交付されたものとみなす。
- 4 この規程の施行の際現に届け出されている住所届は、第3条の規定により届け出されたものとみなす。
- 5 この規程の施行の際現に旧広島大学学生準則の停止に伴う学生団体、集会・行事、掲示・放送等に関する暫定措置のⅠの1又は2の規定により届け出されている団体は、第5条第1項、第2項又は第3項の規定により届け出されたものとみなす。

（制定理由）

広島大学の学生が学生生活上守るべき必要な事項について定めることとするため。

289. 広島大学同窓会連合会会則

[平成7年11月14日／部局長（平7.11.14）]

広島大学同窓会連合会会則

（名称及び組織）

第1条 本会は、広島大学同窓会連合会と称し、次の各同窓会で組織する。

総合科学部同窓会

社団法人尚志会

社団法人東雲同窓会

広楓会

広仁会

薬学同窓会

歯学部同窓会

社団法人広島工業会

緑翠会

広島高等学校同窓会

体育会同窓会

（事務所）

第2条 本会は、事務所を広島大学事務局内に置く。

（目的）

第3条 本会は、各同窓会が密接な連携の下に、相互の親睦を図り、広島大学の教育研究活動等を支援するとともに、各同窓会及び広島大学の発展に寄与することを目

的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各同窓会相互の親睦を図る事業
- (2) 広島大学の教育研究活動に対する支援事業
- (3) 広島大学の教育研究環境の整備に対する支援事業
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 22名（うち、会長1名及び副会長2名）
- (2) 顧問 1名
- (3) 監事 若干名

(役員を選任)

第6条 会長は、理事の互選とする。

- 2 副会長は、理事のうちから会長が指名する。
- 3 理事は、各同窓会ごとにそれぞれ当該同窓会会員のうちから選出する者2名（うち1名は、各同窓会の代表者とする。）をもつて充てる。
- 4 顧問は、広島大学長をもって充てる。
- 5 監事は、各同窓会会員のうちから、会長が理事会の同意を得て選任する。
- 6 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(会長及び副会長)

第7条 会長は、本会を代表して会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(理事)

第8条 理事は、会務を掌理する。

(顧問)

第9条 顧問は、会務に関する重要事項について、助言する。

(監事)

第10条 監事は、会計及び会務執行の状況を監査する。

- 2 監事は、理事会及び幹事会に出席して、意見を述べることができる。

(役員の任期)

第11条 役員は、2年とする。ただし、補欠により選任された役員は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任することができる。

(理事会)

第12条 理事会は、理事及び顧問で構成する。

2 理事会は、会長が招集し、その議長となる。

3 理事会は、会長が必要と認めるとき、又は理事会構成員総数の3分の1以上の者から会議の目的を示して要求があったとき、会長が招集する。

4 理事会は、理事会構成員総数の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、あらかじめ書面をもって意思を表示した者は、出席者とみなす。

5 理事会の議事は、出席者の3分の2以上の同意により決する。

第13条 理事会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 事業の実施に関する事項
- (2) 会長の選任に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) 会則の改正に関する事項
- (5) その他会長が必要と認めた事項

(幹事会)

第14条 本会に、各同窓会の連絡調整を図るため、幹事会を置く。

2 幹事会は、会長、副会長、理事若干名及び顧問で組織する。

3 前項の理事若干名については、会長が理事会の同意を得て選任する。

4 幹事会は、会長が招集し、その議長となる。

(資金)

第15条 本会の資金は、各同窓会からの会費その他の寄附金をもって充てる。

2 会費については、別に定める。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(監査)

第17条 会長は、毎会計年度ごとに決算書を作成し、当該会計年度の終了後1月以内に監事の監査を受けなければならない。

(雑則)

第18条 この会則の施行について必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成7年10月26日から施行する。

広島大学同窓会連合会の申合せ

〔平成7年10月26日〕
〔広島大学同窓会連合会拡大設立発起人会承認〕

広島大学同窓会連合会会則第15条第2項に規定する各同窓会の会費については、当分の間、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 各同窓会は、毎年、当該年度における入会者数又は入会予定者（新入生）数に1,000円を乗じた相当額を納入するものとする
- 2 体育会同窓会にあつては、会費の納入は要しない。
- 3 納入の時期は、毎年、5月31日までとする。

290. 東広島でのアルバイトに関する新聞記事*

[平成8年9月17日／中国]

広島大統合移転から2年 学生群像 上

アルバイト／求人 5年間で半減／家庭教師 募集も少なく

一万三千五百人の学生とともに広島市から東広島市へ統合移転した広島大が二年目の秋を迎えた。人口十一万の東広島と、百万都市・広島。落差に戸惑いながら、新天地での生活を模索する学生群像を追った。（東広島支局・藤元康之）

神戸市灘区出身の教育学部三年野村一揮さん（二二）の生活は昨年の阪神大震災で一変した。実家が全壊したため、仕送りを断り、アルバイトと奨学金で自活を始めたのだ。当時は大学の学生宿舎で暮らし、家賃は月三千円。年間四十一万月余の授業料は震災被災者のため免除された。それでも生活費は月に最低七万円かかる。「仕送りが十万円あり、バイトなんかしたことなかった。いざ始めようとする東広島では職探しが大変。情報誌にも東広島の求人は全くなかった」と振り返る。野村さんは特異な例としても、学生にとってアルバイト探しは悩みの種。広島大学生部が受け付けたアルバイト求人は平成二年度に一万二百二十二人だったが、七年度は四千九百七十一人と、五一%も減った。

職種を見ても、時給の高い家庭教師、塾講師、調査業務が激減している。市内のガソリンスタンド・八幡原石油の販売部長（五三）は「併設しているコンビニは求人するとすぐに学生の応募がある。スタンドは重労働なので、そこまで人気はないが、バイト生には事欠かない」と言う。

野村さんは、チラシで求人先を見つけ、バイク店員、車のワックスがけ、日雇い労働者、スナック店員などで稼いだ。「昨秋は過労で病気になる、三日間入院した。自活もできない自分がイヤになった」と苦笑する。

学生宿舎に暮らせるのは規則で二年間と決められており、今春から家賃四万五千円の民間アパートに移った。実家から家賃分の仕送りを再開してもらったが、病気の経験から、奨学金には手を付けず、何かあった時の貯金に回す。

今はツテを頼って見つけた週三回の家庭教師と、早朝まで続く倉庫の力仕事で生活

費を工面している。

広島大生協の調査によると、自宅外学生の昨年の平均アルバイト収入は一月に一万五千八百円。大所帯の総合科学部が移転する前で、学生の大半が広島市で暮らしていた平成四年より、七千五百円も少なくなった。この結果、仕送りなどを含めた一カ月の収入総額は五年の十二万四千五百円をピークに減り始め、昨年は十二万三千三百円。

「支出の方は、新築アパートが多くて平均すれば広島より住居費が高いのと、マイカー通学が増えて交通費が増加した。学生の懐は厳しくなってますよ」と生協の小藪猛専務理事。

教育学部四年の女子学生は「アパートが田んぼの中の寂しい所なので、親がマイカーを買ってくれた。陸上部の遠征費はアルバイトで稼がなければならないが、家庭教師の口がないのが痛い」と不満を漏らす。

大学は本年度から、広島市内のアルバイト情報を提供し始めた。広島のアパート相場は時給八百円だが、JRで広島まで往復千二百円。「講義が終わって広島まで行くのは疲れるし、時間もかかる。交通費を考えると合わない」という学生も多く、妙案はない。

[原文縦書]

291. 東広島キャンパスの構内交通に関する要項

[平成11年3月9日／学報771号]

広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する要項

(目的)

第1条 この要項は、広島大学東広島キャンパス構内（以下「構内」という。）における自動車及び二輪車（以下「車両」という。）の交通規制に関し必要な事項を定め、もって構内における交通の安全及び教育研究環境を保持することを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において「自動車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する自動車（自動二輪車を除く。）をいい、「二輪車」とは、同法に規定する自動二輪車及び原動機付自転車をいう。

2 この要項において「部局」とは、事務局、附属図書館、総合科学部、文学部、教育学部、学校教育学部、法学部、経済学部、理学部、工学部、生物生産学部、大学院先端物質科学研究科、大学院国際協力研究科、附属学校部、学内共同教育研究施設（国立学校設置法施行規則（昭和39年文部省令第11号）第20条の3に規定する施設をいう。）及び保健管理センターをいう。

3 この要項において「委員会」とは、広島大学施設整備委員会をいう。

(入構制限)

第3条 構内に車両により入構しようとする者は、入構の許可を受け、構内駐車証及びパスカード（以下「構内駐車証等」という。）を所持していなければならない。

ただし、二輪車については、構内駐輪証のみとする。

2 前項に定める入構の許可は、前条第2項に定める部局に所属する者にあつては、当該部局長、その他の者にあつては関係の部局長が行う。

(構内駐車証等の許可申請資格等)

第4条 前条に定める構内駐車証等の許可申請資格者は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 部局に所属する教職員（非常勤職員を含む。）で自動車による通勤届出があり、かつ、自動車任意保険のうち「対人賠償保険」（以下「任意保険」という。）の契約を締結をしている者。ただし、次に該当する者は除く。

ア 下見職員宿舍又はががら職員宿舍に居住している者

イ 県道馬木八本松線、県道吉川西条線、市道下見御園宇線及び構内境界線に囲まれた地域に居住している者

(2) 部局に所属する学生（研究生等を含む。以下同じ）で任意保険の契約を締結し、かつ、委員会が定める安全教育を受講している者。ただし、次に該当する者は除く。

ア 学部学生の1年次生及び2年次生

イ 池の上学生宿舍又は国際交流会館に居住している者

ウ 県道馬木八本松線、県道吉川西条線、市道下見御園宇線及び構内境界線に囲まれた地域に居住している者

(3) 構内において食堂及び売店等の事業を行うことが認められている事業所の職員

(4) 身体に障害を持つなどの特別の理由がある者

(5) 所用のため構内を訪れる外来者

(6) 部局が委託する庁舎清掃等の業務に従事する者

(7) 商用等のため構内を訪れる業者

(8) その他教育研究の遂行のため特に必要があると委員会が認めた者

(構内駐車証等の申請期間等)

第5条 構内駐車証等の許可申請期間は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 前条第1号から第3号までに該当する者にあつては、毎年4月1日から4月30日までとし、5月1日以降は駐車場に余裕がある場合のみ申請できるものとする。

(2) 前条第4号から第8号までに該当する者にあつては、随時申請できるものとする。

2 構内駐車証等及び構内駐輪証の種類並びに許可申請手続きの方法等は、別に定め

る。

(整理業務等)

第6条 車両による入構及び駐車整理業務は、外部委託するものとする。

2 前項に定める車両による入構及び駐車整理業務に要する経費については、広島大学（以下「本学」という。）が管理の必要から支弁するもののほか、車両による入構の許可を受けた者（以下「利用者」という。）の負担とする。

3 本学が支弁する経費及び利用者の負担金については、別に定める。

4 利用者の負担金については、別に定める者にあつては、これを免除することができる。

(構内駐車証等の貸与等の禁止)

第7条 構内駐車証等の交付又は貸与を受けた者は、構内駐車証等を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又は構内駐車証等の記載事項を変更してはならない。

(構内駐車証等の有効期限等)

第8条 構内駐車証等及び構内駐輪証の有効期間は、5月1日から翌年の4月30日の間とする。ただし、臨時構内駐車証及び臨時券にあつては、当日限りとする。

(ゲートの運用)

第9条 自動車により入出構できるゲート及び時間等については、別に定める。

(遵守事項)

第10条 構内において車両を運転する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 歩行者の安全を第一とし、構内に設置した道路標識及び道路標示に従って運転すること。
- (2) 構内駐車証は、運転席前面に置くこととし、構内駐輪証については、車体の目につきやすい所にはること。
- (3) 構内では、時速20キロメートル以内を厳守し、騒音には特に注意すること。
- (4) 駐車場又は駐輪場以外の場所に駐車又は駐輪しないこと。
- (5) 指定駐車場には、指定された者以外駐車しないこと。
- (6) 外来者用駐車場には、外来者以外駐車しないこと。
- (7) 身障者用駐車場には、身障者以外駐車しないこと。

(指導及び取締り)

第11条 構内の車両の交通指導及び取締りは、委員会が指定する者（以下「交通指導員」という。）が行うものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 車両を運転して入構した者が、この規定に違反した場合は、次の各号に掲げる措置を採ることができる。

- (1) 違反車両については、告知書をのり付けした上、当該車両を固定する。
 - (2) 違反回数が3回以上の者については、以後車両による入構を禁止する。ただし、構内駐車証等を偽造させる等悪質な者については、直ちに車両による入構を禁止する。
- 2 前項第1号の規定により車両を固定された者は、学生にあつては指導教官又はチューター、教職員にあつては部局等の長、学外者にあつては用務先の部局等の長の固定解除承諾書を交通指導員に提示の上、固定解除を受けるものとする。

(放置車両に対する措置)

第13条 長期間にわたり構内に放置された車両については、1カ月間警告措置を採った上、撤去するものとする。ただし、撤去に要した費用は、当該放置車両所有者の負担とする。

(適用除外)

第14条 次の各号の一に該当する車両で、一時的に入構し駐車しようとする者については、第3条第1項の規定は、適用しないものとする。

- (1) 清掃車
- (2) 消防車等の緊急自動車
- (3) 郵便物、電報及び新聞等の配達車両
- (4) 路線バス等の道路運送事業（道路運送車両法（昭和26年法律第138号）第2条に規定する道路運送事業をいう。）に供する自動車
- (5) その他学長が特別に認めた車両

(事故処理等)

第15条 この規定に定めるもののほか、構内における車両の通行方法及び事故処理等については、関係法令の定めるところによる。

2 駐車場その他構内における車両の盗難等の事故については、本学は一切責任を負わない。

(臨時の規制)

第16条 緊急事態が発生した場合又は本学の行事等を行う場合は、この規定にかかわらず、臨時の構内交通規制等を行うことができる。

(雑則)

第17条 この規定に定めるもののほか、東広島キャンパスの構内交通に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

この要項は、平成11年5月1日から施行する。ただし、第4条及び第5条の規定は、平成11年4月1日から施行する。

(制定理由)

東広島キャンパスの駐車場について、東西道の南側を含めたアカデミック地区の駐車場全てを一体的に規制するため、ゲートを設置し車の入構を管理し、距離帯(地区別)と学生の学年別規制等を行うこととするための必要な事項を定めることとする。

292. ハラスメントの防止等に関する規程

[平成11年3月9日規程第12号/学報771号]

広島大学ハラスメントの防止等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、広島大学（以下「本学」という。）におけるハラスメントが構成員の人権や就学、就労、教育及び研究（以下「就学・就労」という。）の権利等を侵害するものであるという認識にたち、本学においてその発生を防止すると共に、事後、適切に対応することを目的とする。

(定義)

第2条 前条のハラスメントとは、セクシュアル・ハラスメント及びそのほかのハラスメントをいう。

2 セクシュアル・ハラスメントとは、一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が、相手の意に反する性的な性質の不適切な言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務進行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又は就学・就労のための環境を悪化させることをいう。

3 そのほかのハラスメントとは、セクシュアル・ハラスメントにはあたらないが、一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が、相手の意に反する不適切な言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又はそのようなおそれがあることをいう。

4 ハラスメントの行為者とされた者（以下「行為者とされた者」という。）の言動が次の各号の一に該当する場合は、ハラスメントがあると認めるものとする。

(1) 行為者とされた者が本条第2項又は第3項の行為を行うとの意図を有していたと認められるとき。

(2) 当該言動が明らかに社会的相当性を欠くと認められるとき。

(防止及び啓発)

第3条 学長は、教職員及び学生等に対し、ハラスメントの発生を防止するための啓

発に努める。

(相談体制)

第4条 学長は、ハラスメントに関する相談に対応するため、学内の教官の中から広島大学ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）及び広島大学ハラスメント専門相談員（以下「専門相談員」という。）を置く。

2 前項の相談員及び専門相談員に関し必要な事項は、別に定める。

3 相談員及び専門相談員は、相談に際し、ハラスメントの被害を受けたとする者（以下「被害を受けたとする者」という。）のプライバシーを保護し、人権を侵害しないよう十分に配慮するものとする。

(調査体制)

第5条 学長は、ハラスメントの事実関係を調査するため、当該の事例ごとに広島大学ハラスメント調査会（以下「調査会」という。）を設置する。

2 前項の調査会に関し必要な事項は、別に定める。

3 専門相談員は、ハラスメントの事実関係を調査する必要があると認めるときは、調査会の設置を学長に文書で請求する。

4 調査会は、被害を受けたとする者、行為者とされた者及びそのほかの関係者から公正な事情聴取を行い、調査結果を速やかに学長に報告する。

5 前項の事情聴取においては、事情聴取対象者の人権やプライバシーの保護には十分に配慮するものとする。

(審議)

第6条 学長は、調査会の報告を受け、必要と認める場合は、別に定める広島大学部局長会議（以下「部局長会議」という。）で審議する。

2 部局長会議は、被害を受けたとする者の不利益の回復、環境の改善及び行為者とされた者に対する指導の措置に関して審議する。

(議決)

第7条 学長は、部局長会議の決議を受けて、行為者とされた者に対し必要な措置を講じる。

(告知及び不服申立て)

第8条 学長は、審議の結果を、被害を受けたとする者及び行為者とされた者に対し告知するものとする。

2 前項の告知内容について不服がある者は、学長に異議を申し立てることができるものとする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、ハラスメントの防止及び事後の対応に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

(制定理由)

本学におけるハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めることとするため。

293. ハラスメントの防止等に関する規程の運用について

[平成11年3月9日／学報771号]

広島大学ハラスメントの防止等に関する規程の運用について

「広島大学ハラスメントの防止等に関する規程」を別途定めたが、各条の説明は以下のとおりとする。

記

第1条関係

広島大学（以下「本学」という。）は、全ての構成員を個人として尊重し、法の下における平等を守り、とくに性差別の撤廃に努め、就学、就労、教育及び研究（以下「就学・就労」という。）のための適切な環境を維持することを基本的な精神とし、広島大学ハラスメントの防止等に関する規程（以下「規程」という。）を定めるものである。

第2条関係

1 第2条第2項の「一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が、相手の意に反する性的な性質の不適切な言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被る」こととは、例えば次の行為等をいう。

- (1) 個人的な性的欲求への服従又は拒否を、教育上若しくは研究上の指導及び評価、並びに学業成績等に反映させること。
- (2) 個人的な性的欲求への服従又は拒否を、人事又は労働条件の決定、並びに業務指揮等に反映させること。
- (3) 教育上若しくは研究上の指導及び評価、又は利益、不利益の与奪等を条件とした性的働きかけを行うこと。
- (4) 人事権若しくは業務指揮権の行使、又は利益、不利益の与奪等を条件とした性的働きかけを行うこと。
- (5) 相手への性的な関心の表現を職務遂行に混交させること。
- (6) 執拗若しくは強制的に性的行為に誘ったり、又は交際の働きかけをすること。

- (7) 強引な接触及び性的な行為を行うこと。
 - (8) 性的魅力を誇示するような服装や振る舞いを要求すること。
- 2 第2条第2項の「就学・就労のための環境を悪化させること」とは、例えば次の行為等をいう。
- (1) 学業や職務の途中に、相手の性的魅力や自分の抱く性的関心にかかわる話題を持ち出すなど、正常な学業や業務の遂行を性にかかわる話題、行動等で妨害すること。
 - (2) 性的な意図をもって、身体への一方的な接近又は接触をすること。例えば、次のような行為がそれに当たる。
 - ア 相手の身体を上から下まで長い間じろじろ眺め、又は目で追うこと。
 - イ 相手の身体の一部（肩、背中、腰、頬、髪等）に意識的に触れること。
 - (3) 性的な面で、不快感をもよおすような話題、行動及び状況をつくること。例えば、次のような行為がそれに当たる。
 - ア 相手が返答に窮するような性的又は下品な冗談を言うこと。
 - イ 研究室や職場にポルノ写真、わいせつ図画を貼る等の煽情的な雰囲気をつくること。
 - ウ 卑わいな絵画、若しくは映像又は文章等を強引に見せること。
 - エ 懇親会、課外や終業後の付き合い等で、下品な行動をとること。
 - オ 性に関する悪質な冗談やからかいを行うこと。
 - カ 相手が不快感を表明しているにもかかわらず、その場からの離脱を妨害すること。
 - キ 意図的に性的な噂を流すこと。
 - ク 個人的な性体験等を尋ねること、又は経験談を話したり聞いたりすること。
 - (4) 異性一般に対する侮蔑的な発言をしたり、話題を持ち出すこと。例えば、次のような行為がそれに当たる。
 - ア 異性であるという理由のみによって、性格、能力、行動、傾向等において劣っているとか、あるいは望ましくないものと決めつけること。
 - イ 異性の主張や意見を、異性としての魅力に結びつけること。
- 3 第2条第3項の「セクシュアル・ハラスメントにはあたらないが、一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が、相手の意に反する不適切な言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又はそのようなおそれがあること」とは、例えば次の行為等をいう。
- (1) 性別、年齢、出身、心身の障害及び傷病、容姿、性格等の個人的な属性を理由に、就学・就労上の機会、条件、評価等で相手を差別したり、排除したりするこ

と。

- (2) 私的な、若しくは一方的な要求への服従又は拒否を、教育上若しくは研究上の指導及び評価、並びに学業成績等に反映させること。
 - (3) 私的な、若しくは一方的な要求への服従又は拒否を、人事又は労働条件の決定、並びに業務指揮等に反映させること。
 - (4) 教育上若しくは研究上の指導及び評価、又は利益、不利益の与奪等を条件として、相手に私的な、若しくは一方的な働きかけを行うこと。
 - (5) 人事権若しくは業務指揮権の行使、又は利益、不利益の与奪等を条件として、相手に私的な、若しくは一方的な働きかけを行うこと。
 - (6) 個人的な好悪の感情を、相手に対する教育若しくは職務の遂行に混交させること。
 - (7) 指導に従わない相手に暴言を吐いたり、意図的に無視したり、暴力的な行為に及ぶ等、相手の人格若しくは身体を傷つける行為を行うこと。
 - (8) 相手の意に反する行為に執拗に誘ったり、一定の行為を繰り返し強要したりすること。
 - (9) 相手が不快感を表明しているにもかかわらず、その場からの離脱を妨害すること。
 - (10) 相手を困らせるために、意図的に事実無根の噂を流すこと。
- 4 上記のハラスメントの具体例は、今後の広島大学ハラスメント相談体制（以下「相談体制」という。）及び広島大学ハラスメント調査会（以下「調査会」という。）の活動を通して、追加ないし修正されるべきものである。

第3条関係

- 1 ハラスメントの発生を未然に防止するため、本学のすべての構成員がどのような言動がそれに該当するかを正しく認識することが重要である。
- 2 学長は、学生に対し、学生生活委員会、ハラスメント相談員連絡会、学生部等と連携して、あらゆる機会をとらえて啓発を行うものとする。
- 3 学長は、教職員に対し、総務部、ハラスメント相談員連絡会等と連携して、あらゆる機会をとらえて啓発を行うものとする。

第4条関係

広島大学ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）及び広島大学ハラスメント専門相談員（以下「専門相談員」という。）は、本規程第4条及び相談体制に関する細則に基づき、原則として次のように対応するものとする。

なお、ハラスメントの被害を受けたとする者（以下「被害を受けたとする者」という。）を「甲」、ハラスメントの行為者とされた者（以下「行為者とされた者」という。）を「乙」と記す。

ただし、「甲」「乙」ともに教職員のセクシュアル・ハラスメントの場合は、人事院規則10-10「セクシュアル・ハラスメントの防止等」に基づき、別に定めるものとする。

1 相談員は、次のように対応する。

- (1) 「甲」からハラスメントの被害を受けたという訴えがあったとき、相談員は「甲」からの相談を受け付ける。
- (2) 「甲」からハラスメントの被害を受けたという訴えを相談員以外の教官が受けたとき、当該教官は速やかに相談員と連絡をとる。
- (3) 相談員及び当該教官は、原則として「乙」と調査目的では接触しないものとする。

2 専門相談員は、次のように対応する。

- (1) 専門相談員は、「甲」の相談を受け付けた相談員とともに「甲」の相談に応じ、その救済に努める。
- (2) 専門相談員は、必要に応じて専門的な知見に基づき、相談員に対し指導及び助言を行う。
- (3) 専門相談員は、「甲」の相談に応じる過程でハラスメントの事実関係を調査する必要性を認めるとき、調査会の設置を学長に文書で請求する。

第5条関係

学長及び調査会は、本規程第5条及び調査会に関する細則に基づき、ハラスメントの事実関係について、原則として次のように調査するものとする。

- 1 専門相談員から請求を受けた学長は、当該の事例に関する調査会を設置する。
- 2 調査会は、「甲」、「乙」、及びそのほかの関係者から事情聴取を行い、ハラスメントの事実関係を迅速かつ公正に調査する。
- 3 調査会は、調査結果を速やかに学長に文書で報告する。

第6条関係

学長は、調査会の報告を受け、さらに審議する必要があると認めた場合は、広島大学部局長会議（以下「部局長会議」という。）に付議する。

第7条関係

学長は部局長会議の決議を受けて、行為者に対する懲戒等が相当と判断するとき、次のとおりとする。

- 1 行為者が教官の場合は、教育公務員特例法に基づき、その処分を評議会の審議に委ねるものとする。
- 2 行為者が学生の場合は、その処分を広島大学学生懲戒及び除籍に関する取扱い規程に基づき、部局長会議に委ねるものとする。

第8条関係

学長への申立ては、相談員又は専門相談員を経由して申し立てることができるものとする。

第9条関係

学長は、本規程に定めるもののほか、ハラスメントの防止及び事後の対応に関し、相談体制に関する細則、調査会に関する細則等を定めるものとする。

第7章 教育課程

解題

広島大学がどのような教育課程のもとに教育を行ってきたかということは、教育機関としてのあり方を考える上で重要な視点である。しかし教育課程は学部・大学院ごとで異なり、その全てを50年間にわたって示すことは複雑で難しい。そこでこの章においては、新制大学の最大の特徴である一般教育（教養的教育）課程に主眼をおき、その実施内容について最低限の把握が出来るよう史料を配置した。

戦前の旧制大学がそのモデルをドイツの大学にとり、研究を通じた人格的陶冶を重視していた。旧制大学の教育が実態としては特定の学問の修得のみに偏っていたとの反省から、戦後の新制大学の創設にあたっては、専門教育に偏ることのない一般教育と調和した大学教育がめざされた。しかし一般教育は専門課程の予備教育と捉えられがちであった上、広島大学の場合には、「タコ足大学」と呼ばれた新制地方大学の特徴的なキャンパスの分散状況により、教育課程の実施上に不便が生じていた。このため一般教育の理念の実現には難しい状況があった。

広島大学においては、一般教育課程を担当する組織として昭和24（1949）年に皆実分校を設置した。正式名称は皆実分校であったが学内では教養部と呼び慣わし、事実上学部準じる部局として位置づけられていた。教養部（以下、皆実分校・分校・教養部をすべて「教養部」と表記）は旧制広島高等学校の施設を継承し、教員についても広島高等学校の教員を中心として、他の包括校や学外から人材を迎えて発足した。学内組織の再配置計画にもとづく組織整備に伴い、教養部は昭和36年に教育学部附属学校と校地を入れ替わり、東千田地区へ移転した。これにより正式名称を分校と改称する一方、学内での呼称を教養部とする正式な通知が出された。昭和38年の国立学校設置法の改正により、昭和39年4月に教養部はついに正式名称となった。その後は大学紛争後の大学改革の過程で、一般教育と専門教育の一体化に基づくりベラルエデュケーションを志向した総合科学部へと改組発展していくことになる〔108〕。

広島大学において一般教育課程の実施基準を明示したのは昭和26年のことだった。昭和25年6月に行われた大学基準の改訂を受け、同年11月の評議会は、これに対応する一般教養課程実施基準（昭和26年の大学基準改定まで一般教育科目は一般教養科目と呼称した）の策定を話題とした。大学基準の改訂により一般教養科目の選択の範囲が狭くなったとの不満の声も上がったが、各学部より学部長他

教官2名（教養部は主事他教官2名）の委員で構成する委員会を組織して実施基準を審議することを決定した。この委員会で作成された原案は昭和26（1951）年3月26日の評議会における修正で、第二外国語にフランス語、華語（中国語）、古典語（ラテン語）が加筆され、公表された〔294〕。この基準は26年度入学生から適用された。

教養部の発足当初、一般教育課程は教養部において実施することを原則としていたが、経費や施設配置の都合により三原分校や安浦分校においても授業は実施された。一般教育課程の履修期間は1年半（3期間）とし、残る半年については教養部と各学部との間で協議することが申し合わされた。しかし一般教育課程を1年半とした場合、学年の途中で学部へ進学することになるため、これが混乱を招くとの議論も生じ、昭和27年度から専門教育課程12単位を含んだ2年間で教養部に所属して履修することが決定された。ただし福山地区に位置する教育学部福山分校と水畜産学部の学生については、教養部で1年間の履修の後、一般教育課程を各学部において履修することとなった。このようなキャンパスの分散を主たる理由として、一般教育課程の実施については学科や専攻ごとに科目の指定が行われることがあった。昭和28年度の一般教育科目履修基準において科目の指定を行っていたのは、水畜産学部、教育学部福山分校、政経学部、文学部であったが〔295〕、科目指定を行う学部は次第に増加し、昭和46年の履修基準においては全学部・分校において一般教育科目の科目指定が行われるに至った〔297〕。

ところで昭和27年に医学部の設置を予定していた広島大学では、昭和25年度以降の入学志願者に対して、医学部を志望する者についてはその意思を表明させた。この希望者たちは㊦（マルイ）と呼ばれ、入学後は各学部に分散して在籍し、教養部において2年間の医学部進学課程を履修することとされた〔295〕。取扱内規に示されるとおり、医学部進学課程は医学部への進学が保証されていたわけではなく、課程の履修後は医学部の試験を経て医学部へ進むこととなっていた。このため教養部浪人や退学者を出すといった問題が生じており、25年から29年度までの間に113名いた医学部進学課程の学生のうち、判明している医学部進学者は30名という状況であった。昭和30年には医学部へ無試験で進学できる医学進学課程が設置され、この問題は解決に向かうとともに、この取扱内規も次第に効力を失った。

なお、昭和28年度の教養部学科履修要項に学期区分が示されているが〔295〕、学期区分が正式に制定されたのは昭和26年5月のことだった〔39〕。この時、授業期間として春季、夏季、前期末（後に秋季休業と改称）、冬季の休業期間を挟んだ4区分の前後期2期制が採用された。この学期区分は、大学紛争中の特殊な時期を除き、平成8（1996）年に秋季休業を廃止して授業期間が3区分の2期制

に改められるまで、40年以上の間基本的には変わらなかった。

教養部は東千田地区への移転をひとつの契機として、教育課程に対する改革の検討を開始した。学生数の増加にともないマスプロ化が進んでいた一般教育の弊害を打開するものとして、少人数制によるセミナー形式の授業の実施や、授業選択の幅を拡大するための通年制廃止と学期制の採用、量から質への転換をうたった取得単位数の制限等、教育課程の改革が多数試みられた。また同時に課外活動として、学内外から講師を招いて月1回実施する大学教養講座の開設や、宮島で教職員・学生が合宿する教養部セミナーの実施など、教育課程を補完する試みも実施された。ちなみに教養部セミナーは、その後昭和48年から実施された体育会主催のオリエンテーションキャンプへと形を変え、全国的にみても特異な全学的行事として文部省から補助を受ける行事へと発展し、平成4年まで続いた。最盛期には2,400名を超える参加者を数える行事であった。

このように教育課程改革に取り組み始めた教養部にとって、昭和44年の大学紛争が教養部を起点として勃発したことは深刻な問題であった。教養部は直ちに教養部改革委員会を設置して問題の検討に入るとともに、教養部教官会は「重大な決意で改革にとりくむ」ことを決議した。4月には教養部改革委員会が一般教育再建のためには一般教育学部を設置すべきとする報告書をまとめるに至った。

大学は9月1日付で「教養部在籍中における専門教育科目履修の暫定措置について」を出し、昭和26年の一般教養課程実施基準〔294〕に関わらず、第1年次から専門教育科目の一部を履修させることができるようにした。続けてこれを改正した「学科課程履修の暫定措置について」を12月12日付で出し、1年次からの専門教育課程の履修に加え、「学部、分校に進学した学生については、第3年次、第4年次に一般教育課程科目の一部を履修させる。」ことを定めた。これにより一般教育と専門教育との相互補完的關係を構築するための、いわゆる「くさび型」カリキュラムの導入が教育課程の改革として実施された。

昭和45年8月31日には大学設置基準に一部改正が行われ、46年4月1日から施行された。この改正によって一般教育關係の教育課程の弾力的な編成・実行が可能となった。具体的には、人文、自然、社会の3分野あわせて12科目以上開設することとした科目数の指定を廃止したこと、2つ以上の学問分野の内容を総合して編成した「総合科目」の開設を認めたことなどの改正が行われた。これを受けて広島大学では教務委員会のもとで協議を重ね、46年度生から適用する一般教育課程改訂の暫定措置を46年2月の評議会です承し〔296〕、教養部教育課程の改訂を行った〔297〕。

以上みたように教養部の設置以来、教育課程改革による一般教育の改善が種々試みられたが、その実はなかなかあがらなかった。このため改善のためには、一

一般教育と専門教育との分離、学生数に比して貧弱な施設と教職員数、学部との教育研究費の格差、教養部固有の学生の不在とそれに基づく後継者養成システムの欠如等といった教養部制度そのものが抱えている問題を解決する必要があるとの議論が高まりを見せた。教養部改革委員会がその解決手段として一般教育学部の設置を答申したように、教育課程の改革のみにより改善される問題ではないとの認識が形成された。このため全学的な大学改革案が具体化していく過程で、一般教育と専門教育の有機的な一体化をめざす新構想の総合科学部の創設へと向かい〔104・108・159〕、これを実現した。

平成3（1991）年7月に行われた大学設置基準の改正（文部省令第24号）、いわゆる「大綱化」により、全国の大学は新たな教育課程改革の渦中に引き込まれた。大綱化では教育課程の柔軟性を高めることを目的として、昭和31（1956）年以来一般教育や専門教育について規定していた授業科目区分が廃止された。これを受けて多くの大学では教育課程の改革にとどまらず、教養部やそれに相当する部局の廃止という組織改革に着手し、全学で一般教育を担当するという方向性が生じた。

広島大学ではこの大綱化を受けて、平成3年9月に教育研究整備基本計画検討特別委員会を設置し、学部の教育をはじめとする教育研究体制の改革について検討を行った。同委員会は学問や知識体系に対して教養や専門などといった区別を行うことは本質的に不可能であるとの認識から、その峻別を避けるため一般教育と専門教育とを教養的教育と専門的教育とに改称し、両者の相互補完的な関係を表現することを含み答申を行った。これに基づく「大学設置基準等の改正に伴う広島大学の教育研究と整備について（大綱）」〔198〕（以下、「大綱」と略記）は平成4年5月に評議会で承認された。大綱は教育課程に関して、①全学年間における教養的教育と専門的教育の実施、②全教官による教養的教育と専門的教育の担当、③学部開講授業の全学開放の学部教育3原則を示した。これにより教養的教育を総合科学部に一任していた従前の体制を改め、総合科学部が教養的教育の実施主体でありつつも、教養的教育と専門的教育一般教育に対しては全学で責任を持つという新体制への移行が図られた。大綱に基づき編成された新教育課程は平成5年度に理学部で実施され、翌年度からは全学で実施された。

続いて平成9年度から新学習指導要領改訂により多様化した学生が入学してくることと、統合移転の完了により教育課程に関する学部間の新たな協力体制が望めるようになったことを受けて、平成7年に「学部教育の改革について—基本方針—」が公表された〔202〕。これに基づく「広島大学教養的教育改革実施要綱」が平成8年に策定され〔204〕、教養的教育科目履修規程が定められた〔298〕。この時導入された特徴的な科目として、1年次から専門を離れて学生の生活指導も

含めた役割を持つ教養ゼミナールやパッケージ別科目があった。パッケージ別科目は従来の3区分に代わり、授業科目を「知の根源」「人間の自画像」「制度と生活世界」「国際化と異文化交流」「科学技術と環境」の5つにパッケージして学生に選択履修させることで、学問領域の相関関係を理解させようとするものであった。

履修基準の作成にあたっては、各学部が専門的教育との一貫性と調和性を考慮して作成することが基本とされ、共通科目、一般科目、卒業要件単位数の指定についての基本方針が定められた。共通科目については全学生への履修を義務化すること、一般科目については基本的には学生の自主選択に任せるものとし、総合科目・パッケージ別科目をそれぞれ全学生の選択必修とすることなどが定められた。この基本方針に基づき作成された教養的教育科目履修基準を一覧表にまとめると〔299〕、共通科目については、学部により情報科目の指定に差が現れているものの、全体として学部間の差はあまりみられないことが分かる。また一般科目においては個別科目の履修基準が学部・学科により大きく異なり、理系の学部では単位の半数以上を必修に指定しているという特徴が現れる。卒業要件単位数についてみると、基本方針でガイドラインを「50単位程度」と定めたにもかかわらず、これに達していない学部・学科が大半であり、中にはガイドラインの7割にも満たない単位数を指定している学部も存在する。この学部による差異は、専門的教育への固執度の違いに起因するとの指摘もあった（広島大学教養的教育検討委員会特別委員会報告書編集委員会編『広島大学における教養的教育の改革』平成9年3月）。

教養的教育を全学体制で実施することにあわせ、ファカルティディベロップメント（FD）の一環として、平成8年度（9年3月）から1泊2日の日程で全学研修会を開催するようになった。

（小宮山道夫）

294. 改訂大学基準に基づく一般教養課程実施基準

[昭和26年3月28日／「教務関係規程集 第一集」⁽¹⁾]

広大補教第365号

^(編注1)
昭和26年3月28日

殿

広島大学補導部長

改訂大学基準に基づく一般教養課程実施基準について

標記のことについて本学における改訂大学基準に基づく一般教養課程実施基準が別紙のとおり定められたから通知します。

記

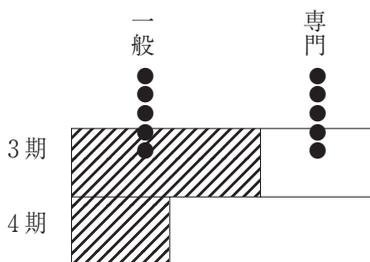
改訂大学基準に基づく一般教養課程実施基準

1. 改訂大学基準に基づく一般教養課程その他の履修単位の本学における実施は昭和26年度入学生から適用する。
2. 教養部では次の課程を担当する。

一般教養科目	36単位
体育	4単位
外国語（第一外国語第二） 外国語を含む	12単位
3. 第一外国語は必修とし英語、ドイツ語及びフランス語の中からその一を選択するものとする。
4. 第二外国語は英語、ドイツ語、フランス語、華語、古典語とし自由選択とする。但し学部の都合により第一外国語に準じて履修することを要求することができる（この場合は学部細則に指示し、また入学後の指導によって実施する）。
5. 以上の外専門科目及びこれに準ずる科目を12単位併せて履修せしめるため教養部の在籍期間を二年としその単位配分は次表の如くする。
但し教育学部福山分校及び水畜産学部所属の学生については別途考慮する。

学 年	科目 学期	一般教養	専門科目 そ の 他	第 一 外 国 語	第 二 外 国 語	体 育	計
第 二 期	12		2	(2)	14.7 (16.7)		
第 二 年	第 三 期	12	12	2		理論 1	15.6
	第 四 期			2			14.0
計		36	12	8	(4)	4	60 (64)

註 1， 第三期及び第四期の一般教養科目と専門科目その他の科目との組合せは原則として次のようにする。



註 2， 学部における履修単位は原則として次のように定める
(学期平均数)

	第二外国語 4 単位を履修したもの	第二外国語を履修しないもの
第五期	15	16
第六期	15	16
第七期	15	16
第八期	15	16
計	60	64

但し本学在学期間中の履修単位は128単位までを認める。この場合増加した単位は学部において履修せしめることを原則とする。

6. 一科目は4単位を原則とするが担当教官が承認した場合は一科目につき2単位をもってその科目を修得したものと取り扱うことができる。
7. 昭和25年度入学の学生の学部における履修科目及び単位数はこの案に準じて学部において適宜変更することができる。
8. 昭和26年度旧制高等学校卒業者臨時編入試験に合格して4月から入学する学生の教養部における履修科目及び単位は次の通り定める（昭和26年4月から昭和26年9月までの期間）。

文科卒業者	〔社会科学4単位 自然科学4単位
理科卒業者	

文科及び理科卒業者に共に

体育 2単位（内1単位は理論に関するものとし実技はこの期間を通じて所定の時間を出席したのものにつき1単位を与える）

〔編注1〕「昭和26年」は底本の誤植「昭和27年」を、昭和26年の「第30回評議会議事録」（事務局総務部総務課所蔵）所収文書により改めた。

295. 昭和28年度一般教育科目履修基準〔抄〕*

〔昭和28年4月15日／『昭和28年広島大学教養部学生便覧』〕

〔前略〕

II 教務関係

(1) 教養部学科履修要項

1. 履修期間

入学後最初の2年間とする。但し水畜産学部の学生は1年半、教育学部福山分校の学生は1年とする。

学期の区分は次の基準による。

前期

4月1日 — 4月15日……春季休業

4月16日 — 7月10日……授業

7月11日 — 9月10日……夏季休業

9月11日 — 10月13日……授業

10月14日 — 10月27日……前期末休業

後期

10月28日 — 12月20日……授業

12月21日 — 1月7日……冬季休業
1月8日 — 3月13日……授業
3月14日 — 3月31日……学年末休業

2. 履修すべき科目数及び単位数

(A) 一般教育科目

人文科学、社会科学、自然科学の3系列に亘ってそれぞれ3科目以上、12単位以上計36単位以上を履修しなければならない。

その科目は自由に選択して履修することができる。

1学科目の修了の認定を得た者には4単位を与えることを原則とするが授業担当教官が認めた場合は1学科目につき2単位をもってその学科目を修了したものととして取扱うことができる。

(B) 外国語

(1) 第一外国語

英語、ドイツ語、フランス語のうちから、その一を選んで毎期2単位ずつ4期にわたって8単位を修得しなければならない。但し水畜産学部の学生は3期のうちに8単位を履修するものとする。

第一外国語の変更は認めない。

(2) 第二外国語

第一外国語として選んだ外国語以外の外国語を自由に選んで履修することができる。認められる単位は4単位までとする。

(C) 体育

体育は講義2単位（保健教育1単位、体育理論1単位）実技2単位計4単位を履修しなければならない。体育実技は第1、第2、第3の各期にわたって履修しなければならない。

(D) 前3項までの科目数及び単位数表は別表第1及び第2の通りとする。

教養部在籍中に履修すべき単位配分基準は別表第3の通りである。

(E) 専門教育科目

第3期及び第4期に12単位を履修しなければならない。但し政経学部第二部の学生には適用しない。

履修の方法は別に定める。

3. 単位の基準

単位はすべて週3時間15週の学習をもって1単位とする。従って以下に示す授業時数の残りの時数は、予習、復習にあてられなければならない。

(1) 講義は毎週1時間15週をもって1単位とする。

(2) 外国語及び演習は毎週2時間15週をもって1単位とする。

- (3) 実験は毎週3時間15週をもって1単位とする。
- (4) 体育実技は3期を通じて2単位とする。(但し政経学部第二部の学生は4期を通じて2単位とする。)

4. 試験及び成績評価

- (1) 成績は平素の受験状況並びに期末試験等により決定する。
- (2) 成績の表示は4段階とし、その評語は優、良、可及び不可とする。
優、良、可を合格とし、不可は不合格とする。
- (3) 成績の発表は毎学期の始めに補導教官を通じて行う。
- (4) 試験の際は指定された席に着き学生証を机の上に置いて受験しなければならない。
- (5) 試験の時刻に遅刻した者は受験を許可しない場合がある。
- (6) 追試験は行わない。
- (7) 答案用紙を持ち帰ることは許されない。

5. 聴講手続

- (1) 聴講手続は授業開始後2週間以内に完了しなければならない。
- (2) 提出すべき書類は次の通りである。

(イ) 聴講届

聴講届はA、B、Cを切り離さないで提出すること。(別表様式第1号参照)

(ロ) 聴講カード

聴講カードは学部別に色分けがしてあり、聴講希望の科目ごとに該科目担当教官の承認を得て、2枚ずつ作成し、1枚は教官に提出し、1枚は教官の認印を受けて、各自の授業時間割が整ってから、聴講届と共に教務係へ提出すること。(別表様式第2号参照)

学部別色分けは次の通りとする。

文学部	— 茶色	教育学部	— 赤色
政経学部	— 青色	理学部	— 黄色
工学部	— 黒色	水畜産学部	— 鼠色

(ハ) 第一外国語届

第一外国語届は第1期の初めに届出るものとす。(別表様式第3号参照)

- (3) 期限内に以上の手続をしない科目については聴講及び成績の判定を受けることができない。
- (4) 期限後は特別の事由のない限り聴講科目の変更及び追加を認めない。

6. 補導教官（チューター）

新入学生はそれぞれ所定の補導教官のもとにおいて個人的な相談、忠告又は進学指導及び学科履修上の指導を受けるものとする。

7. 授業時限

授業時限の区分は次の通りである。

	時 刻	時 鈴
予 報	8. 30	○
1	8. 40	○
2	9. 30	○
3	10. 40	○
4	11. 30	○
予 報	12. 50	
5	13. 00	○
6	13. 50	○
7	15. 00	○
8	15. 50	○

(政経学部第二部)

	時 刻	時 鈴
予 報	17. 20	○
1	17. 30	○
2	19. 15	○

8. 一般教育課程履修上の注意

◎哲学

哲学史の授業はA、B、Cの3つに分れる。Aはヘーゲル原典購読、Bは弁証法の研究、Cは一般哲学概説である。

◎文学

東洋文学は中国文学に対する一般的教養理解に重点を置くものである。

漢文は程度の少々高い漢文講読力の修得を主点とする。第3、4期に修得するのが良い。但し将来漢文の講読を必要とする学科に進学する者は第1、2、3、4期2ヵ年修得するのが望ましい。

◎法学

法学概論は第1期、第2期を通じて履修し、第1期又は第2期のみ履修しても単位は与えない。

日本国憲法は2単位をもって科目の修了となっているが、法学の学科目を修了したものとすることはできない。

◎心理学

社会心理学は昭和28年度入学生は聴講できない。

◎統計学

統計学概論は第2期、第3期を通じて聴講することを原則とする。但し逆の順序で聴きたい者は担当教官に申でて聴講許可を求めること。

◎数学

解析は解析Aと解析Bの2種がある。何れも単位数毎期2単位計6単位。解析Aは将来数学を特に多く要する学生に適する。代数、幾何と一緒にまとまったものになる。

解析Bは上の解析Aと次の代数、幾何とを総合し少しく簡単にしたものであり、単位数は毎期2単位計6単位。

代数、幾何は上の解析Aと一緒にまとまったものになる。単位数毎期2単位計4単位。

数学演習は第2期、第3期にあり、単位数毎期1単位計2単位。

なお詳細は数学研究室前に掲示する。

◎物理学

一般物理学は理科系学生に対する講義で理学部（医学部進学課程を含む）教育学部理科系（家政科を含む）、工学部及び水畜産学部の学生が聴講するためのものである。

第1期から始まり第3期に講義が修了する。合計6単位。更に第4期に理学部の専門科目として一般物理学の講義があるから引続き聴講することが望ましい。

物理学概論は文科系学生に対する講義で、第1期から聴講すれば第2期で修了する。合計単位4単位。第3期から聴講する場合は第4期に講義が終了する。

物理学実験は原則として第3期から始めて第4期に終了する。合計単位2単位。

特別の事情のある場合第2期から履修することができる。この場合は別に指示する。

◎化学

一般化学は理科系学生に対する講義で、理学部（医学部進学課程を含む）教育学部理科系（家政科を含む）、工学部及び水畜産学部の学生が聴講するためのものである。

第1期から始まり第3期に講義が終了する。合計単位6単位。

化学概論は文科系学生に対する講義で、第1期から始まり第2期に終了する。合計単位4単位。

化学実験は第3期、第4期にて行う。合計2単位。

教育学部福山分校及び水畜産学部学生のため化学実験の特別コースが設けられてあるから受講希望者は聴講届を化学準備室へ提出すること。

◎生物学

一般植物学及び一般動物学は、理学部生物学科、教育学部生物科、水畜産学部、医学部進学課程及び高等学校で生物を選択履修して、特に一般動植物の聴講を希望する学生のためのものである。第1期から始まり第2期に講義が終了する。合計単位各4単位。

生物学概論の内容は一般植物学及び一般動物学を簡単にしたものである。一般動物学と一般植物学とを合わせて聴講することはできるが、生物学概論と一般動物学或いは一般植物学との2つを聴講した場合には生物学概論の単位は認めない。

生物学実験は第2期から始まり第3期に終る合計単位2単位。

◎地学

一般地学と地学概論は文科系、理科系いずれの学生が選んで聴講してもよいが、前者はよりサイエンティフィックなもの、後者はよりポピュラーなものである。

地学実験は第2期から始まり第3期に終了する。

◎天文学

天文学概論(A)は文科系を主とする一般の学生に対する講義で第3期から始まり第4期に終了する。合計単位4単位。

天文学概論(B)は理科系学生に対する講義で高等学校にて地学を履修した者に限り聴講することができる。第3期から始まり第4期に終了する。合計単位4単位。但し天文学概論(A)と(B)両方聴講しても4単位まで認める。

◎英語

(1) 昭和28年度入学生の場合

(イ) 英語を第一外国語として必修する者は、所属学部学科ごとに指定された曜日、時限の授業を必ず聴講しなければならない。

- (ロ) 英語を第二外国語として選択聴講する場合も(イ)を適用する。
- (2) 昭和27年度入学生の場合
 - (イ) 英語を第一外国語として必修する者は、所属学部学科ごとに指定された曜日、時限の授業を必ず聴講しなければならない。
 - (ロ) 英語を第二外国語として選択聴講する者は「二外クラス」のうち適宜選ぶこと。但し本人の希望により(イ)のクラスで収容余裕のあるクラスを聴講させることができる。
- (3) 未修了単位を補充する場合（入学年次及び第一外国語、第二外国語の区分を問わない。）
 - (イ) 要補充単位数、希望する曜日、時限等を教務係から交付する用紙に記入の上所定の期日までに教務係へ提出すること。
 - (ロ) 聴講を許可する曜日、時限、クラス別は掲示により通知する。
- (4) 「医学部進学課程」の学生

英語を第一外国語とするもの及び第二外国語とするもの共に指定された曜日、時限の授業をうけること。
- (5) 聴講カード

聴講者はすべて聴講カードの提出を必要とするが、この場合「一外」、「二外」の区分を明記し、更に正規聴講以外の場合はその事由を「補充」、「18条」「㊦」等カードに朱書付記すること。
- (6) 認定付与する英語単位の基準は次のとおりとする。

英語	期別		I 期	II 期	III 期	IV 期	計
	学部別						
第一外国語	文、教、政、工、理 (医を除く)		単位 2	単位 2	単位 2	単位 2	単位 8
	水		〃 3	〃 3	〃 2		〃 8
	医		〃 2	〃 2～3	〃 2～3	〃 2～3	〃 8
第二外国語	文、教、政、工、理 (医を除く) 水		〃 1～2	〃 1～2	〃 1～2	〃 1～2	〃 4
	医		〃 2	〃 2～3	〃 2～3	〃 2～3	〃 8

備考 第II期以降には、未修了単位数だけ、本表に加算する。

- (7) 政経学部第二部学生の英語履修上の注意は別に示す。

◎ドイツ語

- (1) ドイツ語の授業は、初級、中級、高級文法及び和文独訳の4つに分れる。
後の2つは中級として取扱われる。
- (2) 初級はA又はB、Cの2つがあつて、
Aは文法、読本兼修、2期間毎週2時間2単位
Bは文法、2期間毎週2時間2単位
Cは読本、2期間毎週2時間2単位
このうち、どちらかを選んで履修されたい。
BとCは必ず^(ママ)合せて聴講すること。AとB、又はAとCを組み合わせ
て履修することはできない。
初級補講は昭和27年度及びそれ以前の入学生で病気等のために初級の単位
取得が足りないので初級で更に単位が欲しい又は初級の学力を補いたい等
の志望者のために設けられたものである。
内容は主として初級文法の大体後半に当る部分である。尚この講義と中級
とを合わせ履修しても差支えない。
初級補講以外の初級授業B及びCはすべて学部、学科によって、Aは文科
系、理科系に分けて割り当てられているので、その曜日、時限及び教官の
ところで聴講されたい。
- (3) 中級も割り当てられた曜日、時限のところで聴講されたい。
但し、何等かの特別な事情のためにどうしても所定のところでは都合が悪
いものはドイツ語研究室に来て相談すること。
中級はどの学部、どの学科のものにも、それぞれ2回設けてある。なおこ
のほかに第3、第4等の中級履修を望むものは相談すること。
高級文法及び和文独訳は自由に聴講することができる。
中級とあるのは第1期及び第2期で初級Aを修了したもののうちで幾分易
い中級を望むもののために設けられたものである。
従つて初級B、Cを修了したものは、ここに入らないように注意されたい。
初級Aを修了したものなら、どの学部、どの学科のものでもよい。
- (4) ドイツ語授業時間表は別紙のとおりであるが聴講希望者の人数によつて
は、ある授業では収容しきれないで一部のものは、他の授業に変更しても
らわねばならないようなことも起り得るのでこの点はあらかじめ承知され
たい。

◎フランス語

フランス語の授業は初級、中級に分れる。

初級

- (1) 初級A、B、C、D、Eクラスは各々週4時間（週2回）を1授業単位とし、期前^{〔ママ〕}で2単位取得できる。学生は各クラスの1つのみを選ばなければならない。これは前期のみで基礎文法を修得することを目的とする。
- (2) 初級F、Gクラスは各々週2時間（週1回）のみのクラスでF、Gのいずれか1つを選ばなければならない。これは前期、後期を通じて基礎文法^{〔と脱カ〕}を修得することを目的し、両期を通じて2単位を取得できる。
- (3) 初級A、B、C、D、Eクラスのいずれかと、初級F、Gクラスのいずれかをと、組み合わせて聴講することは許されない。

中級

- (1) 中級は初級文法、読本修了程度。時間表のうち単に中とあるのは中級読本クラスである。
- (2) 中文とあるのは中級、高級文法を修得するクラスである。
- (3) 中特とあるのは、昨年度に初級Eクラス（週2時間、1年間を通じて基礎文法を修得したクラス）で受講した者を対象とする中級読本クラスである。

初級、中級を、まじえて聴講することは許されない。

◎中国語

- (1) 28年度入学生は、「初級会話」、「初級文法」を聴講すること、時間割の都合により、いずれか1つを聴講できない者のため「初級会話文法」の時間を設けてある。
- (2) 昭和27年度入学生は高級会話講読を行う。

◎体育

- (1) 体育は必修であるから必ず下記の単位を取得しなければならない。

体育理論毎週1時間15週1単位

保健教育毎週1時間15週1単位

体育実技毎週2時間3期を通じて2単位

- (2) 聴講届について

体育実技の聴講届は教務係に提出する前に先ず体育教官の承認（印）を得なければならない。（体育教官の承認を得ないで直接教務係へ提出したものは無効とする）。受付承認は先着順とする。承認を得たら1枚は教務係へ1枚は体育科へ提出すること。

注意1. 届用紙に所定の項目記入のほかを選択した運動種目名を記入のこと。

2. 選択した時間及び運動種目の変更は特別の理由がない限り許さないから慎重に決定すること。

3. その他聴講届に関する諸注意が体育研究室前に掲示してあるからよ

く見ること。

(3) 時間の選択について

授業は1年2年別々に実施するから昭28年度生の配当時間中から選ぶこと。
(編入、転入学生は昭28年度生^(ママ)の配当時間を選ぶこと)。

女子学生は女子のみまとめて実施するから前期は割当てられた曜日、時限のいずれかを選ぶこと。

(4) 運動種目の選択について

種目は1種目を選択すること、女子学生は別に指示するまで選択しないこと。

受持教官は追って発表する。

第1期に実施する運動種目(各種目の予定人員は別に発表する)。

排球、軟式テニス、籠球、ソフトボール(陸上競技、水泳は全員期間を定め実施するから選択しないこと)。以上の選択種目のほかに重要な体育運動を随時実施する。

参考 第2期の予定種目、サッカー、ラグビー、籠球、送球(陸上競技)

第3期の予定種目、排球、送球、軟式テニス、ソフトボール、卓球(陸上競技、水泳)

注意 選択した運動種目の記入は聴講届用紙の学科目の欄に記入すること。

(5) 体育実技の授業について

服装は必ず運動ズボン(なるべく白のもの)を着用し軽装になること、(女子は運動に便利な軽装)履物は運動靴又は素足、手拭(タオル)持参のこと。

始業時の集合は運動種目別にグラウンドに集合すること。

雨天の場合はその都度掲示により通達する。

現在更衣場がないので各自適当な場所^(ママ)に更衣し、特に盗難に注意すること。

(6) 欠席見学について

長期欠席見学者(約1ヵ月以上)は病気の場合は医師の診断書を、その他の事由の場合は何らかの証明書を添えて実技受持教官へ早急に届出ること、届用紙は体育科から受けること、若し所定の用紙が使用できない場合は入学年度学部番号選択した実技の曜日、時間、運動種目、氏名、欠席事由、欠席期間、受持教官名を明記すること。

(7) その他の事項について

体育科は学科の性質上度々掲示通達を必要とするから全員掲示に注意すること。(一般掲示場及び体育研究室前)

体育衛生に関する諸検査諸測定は必ず受けなければならない。

- (8) 保健教育は第1期に文学部、教育学部、政経学部を行い
第2期に理学部、工学部、水畜産学部を行う。
- (9) 課外の体育について
1. 課外体育奨励のため用具の貸出しをするから活用されたい。
 2. 用具借用の際は体育研究室に申出て借用簿に所定事項を記入し、用具と引換に身分証明書をおくこと。
 3. 返納には責任ある行動をとり用具と引換に身分証明書を受取ること
(紛失の際は実費弁償のこと、破損その他事故の場合はその旨体育教官に申出て指示を受けること)。
 4. 用具使用に際しては特に使用法借用等^{〔ママ〕}に注意し、破損、汚損、時間延長等なきよう留意すること。
 5. グランドの使用管理については充分注意し使用後のあと始末、下駄履、特に雨後のコート使用等については良識ある行動を望む。
 6. 正課体育がある場合は教官に連絡し、使用場所その他の承認指示を得て授業に支障を来さないよう注意すること。
- (10) 体育学習費について
教養部在学中、学習費として150円徴集するから入学と同時に会計課へ納入すること。
- (11) その他の事項については授業の際指示する。
- (12) 政経学部第二部について^{〔ママ〕}
1. 体育は必修であるから必ず次ぎの単位を取得しなければならない。
体育理論毎週1時間15週 1単位
保健教育毎週1時間15週 1単位
体育実技毎週2時間3期を通じて2単位
 2. 実技の時間選択について
1年、2年別々に実施するから各配当時間を選ぶこと。
教官は2名で受持つ。
 3. 運動種目選択について
種目の選択は最初の授業の時指示するから全員出席すること。
 4. 女子学生の体育実技実施にあたっては上記のほかに指示する。
 5. その他の注意事項は昼間学生への注意を参考にする。
9. 各学部の定める一般教育履修科目、単位

◎水畜産学部

- (1) 水畜産学部水産学科、畜産学科(昭和28年度入学生)の学生は教養部において1年半(3期間)に下記学科を履修しなければならない。

人文科学（3科目以上）	12単位以上
社会科学（3科目以上）	12単位以上
自然科学（3科目以上）	14単位以上
計（9科目以上）	36単位以上
体育	4単位
第一外国語	8単位
第二外国語	4単位（ドイツ語必修）
合計	52単位

(2) 水産学科の学生について

人文科学 哲学（哲学概論及び論理学）を履修することが望ましい。

社会科学 法学（日本国憲法）を履修することが望ましい。

特に教育職員免許状を取得しようとする者は必要である。

上記以外は概ね学生の自由選択とする。

外国語 第一外国語（8単位必修）はなるべく英語を履修すること。

第二外国語（4単位必修）はドイツ語としなるべく多く聴講することが望ましい。

(3) 畜産学科の学生について

人文科学 哲学（哲学概論及び論理学）を履修することが望ましい。

社会科学 法学（日本国憲法）及び経済学（経済学概論）を履修することが望ましい、特に教育職員免許状を取得しようとするものは日本国憲法を必修とすること。

自然科学 生物学（必修）一般動物学は必ず履修すること。

一般植物学、生物学実験も履修することが望ましい。

その他の2科目は数学、物理学、化学のうちから選択し下記（ ）内の科目を履修することが望ましい。

数学（解析）、物理学（一般物理学）、化学（一般化学、化学実験）

上記以外は概ね学生の自由選択とする。

外国語 第一外国語（8単位必修）はなるべく英語を履修すること。

第二外国語（4単位必修）はドイツ語としなるべく多く聴講することが望ましい。

(4) 水畜産学部の学生は地理的条件により専門教育課程に入ってから一般教育科目及び外国語（特に独語）の履修は種々の点において困難であり専門教育科目履修の障害となるから教養部在学中に一般教育科目及び第一、第二外国語ともに規定された単位の取得を完了すること。

◎教育学部福山分校

- (1) 福山分校所属学生の教養部における取得すべき基準単位数科目数は次のとおりである。

一般教育科目

人文科学、社会科学、自然科学の3系列にわたりそれぞれ2科目以上8単位以上計24単位以上。

第一外国語 4単位。

体育 (保健教育又は体育理論 1単位
実技は2期を通じて 1単位) 2単位以上。

取得すべき総単位数 合計30単位以上。

この基準は昭和28年度入学生から適用する。

- (2) 福山分校において履修できるものは次のとおりである。

(イ) 一般教育について

人文科学

哲学	{	哲学 倫理学	歴史学	{	国史 西洋史	芸術	{	音楽、美学 書道、美術
----	---	-----------	-----	---	-----------	----	---	----------------

人文地理、国語、国文学

自然科学

数学	{	解析 代数幾何	物理学	{	物理学概論 一般物理学 物理学実験
----	---	------------	-----	---	-------------------------

化学	{	化学概論 一般化学 化学実験	生物学	{	生物学概論 一般生物学 生物学実験
----	---	----------------------	-----	---	-------------------------

社会科学

法学	{	日本国憲法 法学概論	政治学～政治学概論
----	---	---------------	-----------

備考

教養部において履修する学科目については同部において修了(憲法は2単位、その他は4単位)することを原則とする。

- (ロ) 外国語について

英語A及びBがある。

備考(1)英語以外の外国語を履修したいものは第二外国語として4単位を教養部において履修する。

(2)第二外国語は必修ではないが、これを履修しない者は別に専門科目を4単位取得しなければならない。

(イ) 体育について

理論、実技

実技については教養部において履修したものに引続き2ヶ年以上履修した場合。あわせて2単位を与える。

(ニ) 専門科目について

福山分校教育課程表を参照のこと。

(ホ) その他注意事項

教養部の課程を修了したものは所定の期日（おって指示する）に必ず^{〔ママ〕}福山分校に出頭すること。

◎（政経学部）

昭和28年度新入学生に対する「ガイダンス」

1. 第二外国語

ドイツ語又は英語を履修すること。但し将来、国際関係科目を専攻せんとする者はフランス語を重視すること。

2. 一般教育科目

政治方面を専攻せんとする者は歴史特に西洋史を重視すること。

経済方面を専攻せんとする者は数学を重視すること。

何れも専門課程における聴講及び研究に備えんが為である。

3. 社会科学

4科目以上履修することが望ましい。（各科目については一年間継続して聴講すること）。

教養部の在籍期間は二年であるが第二年目から専門科目を12単位併せて履修することができるから、第一年目にできるだけ多数の一般教育科目を履修することが必要である。第四年目には、公務員の資格試験、司法官試験、就職運動、卒業論文の作成等に相当時間を費やさねばならぬから、第二年目及び第三年目に専門課程の科目を多く履修する必要のあることを考えて、第一年目からできるだけ多数の科目を履修することを希望する。

◎文学部

教養部在学期間中の学科履修については次のとおり注意すること。

1. 外国語の履修について

いずれの学科を専攻するも、少なくとも2ヶ国語を履修すること、(殊に将来大学院進学志望は2ヶ国語の実力を十分につけておくこと)。

2ヶ国語を履修する場合次の表によること。

学科	専攻学科	第1外国語	第2外国語
哲学科	哲学	独語	英、仏語のうち1
	中国哲学	英、独、仏語のうち1	中国語
	倫理学	独語	英、仏語のうち1
史学科	国史学	英、独、仏語のうち1	第1外国語に決めた以外のうち1
	東洋史学	英語	仏語
	西洋史学	独語	英語又は仏語
	地理学	英、独、仏語のうち1	英、独、仏のうち1
文学科	国語学、国文学	英、独、仏語のうち1	第1外国語に決めた以外のうち1
	中国文学	英、独、仏語のうち1	中国語
	英語学、英文学	英語	仏語(英文学専攻) 独語(英語学専攻)
	ドイツ文学	独語	英語又は仏語
	フランス文学	仏語	英語又は独語
	言語学	英、独、仏語のうち1	英、独、仏、中、古典語のうち1

(注) 第一外国語は8単位以上、第2外国語4単位以上

2. 一般教育科目の履修について

各専攻学科に依って履修しておく科学目及び学科内容は次の表によること。

専攻学科	人文科学		社会科学		自然科学	
	学科目	学科内容	学科目	学科内容	学科目	学科内容
中国哲学	文学	漢文 <small>若くは東洋文学</small>				
倫理学	哲学	倫理学				
国史学	文学	漢文				
	歴史学	国史				
東洋史	歴史学	東洋史	社会学	社会学概論	数学	数学概論
	文学	漢文	社会思想史	社会思想史	生物学	生物学概論

国語学 国文学	文学 歴史学	国文学又は 国語、漢文 国史				
中国文学	歴史学 哲学若くは 心理学 文学	東洋史 東洋文学 若くは漢文				
英語学 英文学	歴史学 哲学 心理学	西洋史 哲学概論及 び倫理学 心理学概論	法学 社会学 社会思想史	日本国憲法 法学概論 社会概論 社会思想史	地学 生物学 天文学又は 数学	学概論又 地学概論 生物学概 論 天文学概 論 又は数学 概論
ドイツ文学	歴史学	西洋史			生物学	生物学概論
言語学	文学 心理学 哲学	国語 倫理学	社会学			
哲 西 地 理 学 フ ラ ン ス 文 学	} 専攻方面に従い必要なもの					

- (注) 1. 空欄になっているところは、各専攻学科履修に必要なものを一般教育履修条件に基
いて適宜選択して履修しておくこと。
2. 人文科学、社会科学、自然科学の三系列にわたって、各3科目12単位以上を必修と
し(1科目の履修単位は原則として4単位)合計36単位以上を取得すること。

[中略]

(6) 医学部進学を志望する学生の取扱内規

1. 大学医学部(又は医科大学)に進学を志望する者は、教養部において医学部
進学課程を修める。
2. 医学部進学課程の学生は、次に定める科目を含めて一般教育科目を64単位以
上修了しなければならない。

人文科学系(3科目以上) 12単位以上

社会科学系(3科目以上) 12単位以上

自然科学系(4科目以上) 16単位以上

数学 4単位以上

物理学(内1単位実験実習) 4単位以上

化学(内1単位実験実習) 4単位以上

生物学(内1単位実験実習) 4単位以上

外国語（英、独、仏語のうち2ヶ国語） 16単位以上

体育（講義及び実験） 4単位

3. この課程に2年間在学し、所定の科目を修了した者は、医学部に進学を志望することができる。
4. 2年間に所定の科目を修了することができない者は、在学を1年を限り延長することができる。
5. 所定の科目を修了しても医学部に進学できなかった場合は、1年を限り在学することを認める。
6. この課程の修了者、及び3月末修了見込の者が医学部に進学を志望するときは、教養部において必要書類を作成し、教養部長、及び所属学部長の承認を経て学長が証明するものとする。
7. 修了見込として医学部に出席手続を終えたものが必要科目を修了した場合は、志望した医学部に対してすみやかに修了の証明書を送付するものとする。
8. この課程を修了して医学部に入学を許可せられたものは広島大学通則第22条による手続をとるものとする。
9. 医学部進学課程を修了して他学部に入学を希望するときは、広島大学通則第15条の規定を準用する。
10. 医学部進学課程以外の学生で2年以上在学し、(2)に規定する単位を履修し医学部に志望するときは、所属学部長の承認があった場合に限り出願することができる。
この場合の出願手続については、(6)及び(7)の規定を準用する。
但し福山分校において履修した一般教養課程については、福山分校主事の証明をもあわせ必要とする。
11. 前項の取扱を受け医学部に進学できなかった学生で重ねて医学部に進学を志望する場合は、更に1年を限り所属学部に入学することを認めることがある。
但し、志望を変更する場合は、(9)の規定を準用する。

附則

この内規は昭和27年1月29日から施行する。

〔後略〕

296. 一般教育課程履修の暫定措置について

[昭和46年2月19日／規程集]

一般教育課程履修の暫定措置について

広大800-9

昭和46年2月19日

(学生部長)

大学設置基準の改正(昭和45年8月31日文部省令第21号)に伴い、一般教育課程履修の暫定措置が別紙のとおり決定されましたのでお知らせします。

(別紙)

- 1 一般教育は、人文、社会および自然の三分野にわたり36単位以上を修得するものとする。
- 2 各分野における最低履修基準は、2以上の学科目にわたり8単位以上とする。
- 3 一分野について20単位以上修得させないことを原則とする。
- 4 総合科目を修得する場合、その単位数は36単位のうちに含めるが、三分野のいずれにも属さないものとする。
- 5 一般教育ゼミナールは、各分野の単位数に含める。
- 6 外国語科目については、第1外国語8単位、第2外国語4単位を超えて外国語の履修が求められる学科・課程(専攻)にあつては、超過単位のうち4単位までを一般教育科目の単位にかえることができる。
- 7 保健体育科目は4単位とする。
- 8 学科・課程(専攻)において特に必要があるときは、関係部局で協議のうえ、一般教育科目36単位のうち、少数の単位に限り専門教育科目の単位でかえることができる。
- 9 各授業科目は、原則として4単位とする。
- 10 この暫定措置に定めるもののほか、必要な事項は「改訂大学基準に基づく一般教養課程実施基準について」(昭和26年3月28日付け、広大補教第365号)を準用する。

附記

- 1 この暫定措置は、昭和46年4月1日から施行し、昭和46年度入学生(これに準ずると認められた者を含む。)から適用する。
- 2 学科課程履修の暫定措置について(昭和44年12月12日付け、広大800-6)は、昭和46年度生にも適用する。

申し合せ事項

- 1 一般教育課程履修基準の単位数は原則として合計56単位を超えないものとする。
- 2 当分の間は、基礎教育科目を設けず基礎的内容を含むものも一般教育科目として開設する。
- 3 授業科目は、1期2単位のみを修得することを認めることがある。

297. 昭和46年度一般教育科目履修基準〔抄〕*

〔昭和46年／『学科課程と学習 昭和46年度学生便覧別冊』〕

Ⅰ 教養部の教育課程

(Ⅰ) 教養部の学科目と単位制

1 学科目と授業科目

教養部に開設されている学科目は「一般教育課程表」(巻末別表1)に示されているように、人文、社会、自然の3分野、外国語および保健体育科目にわたり25学科目および総合科目があり、そのほかに特別科目として2学科目がある。これらの学科目は、またいくつかの授業科目に分かれている。

教育学部、東雲分校、政経学部、理学部、工学部、水畜産学部には第1年次から専門科目がある。

〔中略〕

5 一般教育科目履修要領

1. 一般教育科目には、人文・社会・自然の三分野に属する学科目と総合科目とがあるが、人文・社会・自然の各分野についてはそれぞれ8単位以上(2学科目以上)、総数において原則として36単位以上を修得することが必要である。ただし、学部・学科・課程によって一分野12単位以上を修得しなければならないこともある。
2. 人文・社会・自然の各分野とも学科目を修了するに必要な単位数は4単位である。したがって各分野の授業科目については一期2単位の修得のみでは学科目修了にはならないので、前・後期履修して二期4単位を修得するか、あるいは組み合わせ可能な授業科目を2単位ずつ修得して学科目修了としなければならない。
3. 一般教育ゼミナールと総合科目は、それぞれ同一年度において1科目しか履修できない。
4. 一般教育ゼミナールの修得単位は、各分野の所定の8単位に含めて数える。
5. 総合科目は、前・後期を通じて受講するものとする。したがって、後期からの受講は認めない。

附記

1. 学部・学科・課程によって、また教養部の各学科によってさらに細目の規定があるものがあるので、便覧をよく参照することが必要である。
2. 日本国憲法2単位は法学の学科目修了4単位の内に含めて修得することができるが、2学科目8単位のほかに修得するのが望ましい。
3. 組み合わせ可能な授業科目は、Ⅱ(Ⅰ)8組み合わせで履修できる授業科目(セット方式)の項(P. 56)にまとめて示してある。この場合は一期で4単位取得し学科目修了することもできる。

総合科目

1. 総合科目は、専門的学問領域にとらわれない広い領域についての概観、あるいは特定の問題に対するさまざまな学問領域からの考察などによって総合的な知見を養うことを目的として開設する。
2. 総合科目の授業は、原則として複数の教官の協議によって計画し、実施する。
3. 総合科目の授業は、原則として学生の自由選択とする。
4. 総合科目は人文・社会・自然の三分野の枠外に開設するが、その単位は一般教育科目として取得すべき所定の単位数に含まれる。
5. 総合科目の単位数は前期2単位（週2時間15週）、後期2単位（同）計4単位とする。

一般教育ゼミナール

1. 一般教育ゼミナールは、学生の自主的・自発的学習を育成する場として開設される、一般教育科目のゼミナール形式による授業である。
2. 一般教育ゼミナールの授業は、少人数クラスとし、1クラス20名程度とする。
3. 一般教育ゼミナールの授業は、一年次生の受講を優先的に受け付けるが、クラスに余裕のある場合、またとくに担当教官の認める場合は二年次生以上の学生の受講を認めることもある。
4. 一般教育ゼミナールの授業は、原則として学生の自由選択とする。
5. 一般教育ゼミナールの単位数は、前期（週2時間15週）2単位、後期（同）2単位とする。

(II) 一般教育履修期間と履修基準

1 一般教育履修期間

教養部における一般教育履修期間は、原則として入学当初の2年間であるが（水畜産学部、福山分校学生を除く）学部によっては、一般教育の課程を3年次、4年次にわたっても履修することができる。

また、学期は1年間を前・後2期にわける。（巻頭学年暦参照）

2 履修基準

学部・分校別の修得しなければならない一般教育課程の科目と単位数とを示すと、次の表になる。

区分 学部	一般教育科目			総合科目	一般教育科目 必修単位	外国語科目	保健体育科目	合計
	人文分野	社会分野	自然分野					
文 部 部	2科目 以上 8単位 以上	2科目 以上 8単位 以上	2科目 以上 8単位 以上		36単位 以上	2外国語 以上 12単位 以上	4単位	54～56 単位 以上

第7章 教育課程

教育学部	同上	同上	同上		同上	同上	同上	52~56 単位 以上
教育学部 教雲分校	同上	同上	同上		同上	同上	同上	52単位 以上
教育学部 教福山分校	同上	同上	同上		同上	同上	同上	同上
政経学部	同上	同上	同上		同上	2外国語 以上 16単位 以上	同上	56単位 以上
政経学部 第二部	同上	同上	同上		同上	2外国語 以上 12単位 以上	同上	52単位 以上
理学部	同上	同上	3科目 以上 12単位 以上		同上	同上	同上	52~58 単位 以上
医学部 薬学科	同上	同上	4科目 以上 18単位 以上		42単位 以上	2外国語 以上 12単位 以上	同上	58単位 以上
歯学部	2科目 以上 8単位 以上	2科目 以上 8単位 以上	4科目 以上 40単位 以上	1科目 4単位 以上	60単位 以上	2外国語 以上 16単位 以上	同上	80単位 以上
工学部	同上	同上	2科目 以上 14単位 以上		36単位 以上	2外国語 以上 12単位 以上	同上	52~58 単位 以上
水畜産学部	同上	同上	2科目 以上 15単位 以上		36単位 以上	2外国語 以上 12単位 以上	同上	52単位 以上

この表は、学部・分校別の表であるが、同じ学部においても専攻学科によって、かなりの相違があり、特別な科目（例えば日本国憲法）を修めなければならないこともある。

「一般教育課程履修基準」（巻末別表2）は、どの科目をどのように履修するか、

いろいろの指定事項を加えて作成されたものである。表中の◎、○、△の記号があるが、◎印は必修科目、○印は選択必修科目（そのうちどれかを選んで修めなければならない科目）、△印は要望科目（必修ではないが、できるだけ修めるように要望されている科目）を示している。

次に例をあげて説明する。

例

学部	学 科	専 攻	英 語	ド イ ツ 語	フ ラ ン ス 語	中 国 語	ロ シ ア 語	古 典 語	必修単位数 合 計
教育学部	高等学校教員 養成課程	国語専攻	○ 8	○ 8	○ 8	○ 4			2 / 12以上
	高等学校教員 養成課程	外国語専攻	◎ 12	○ 4	○ 4				2 / 16以上

上記の表によれば、国語専攻学生は英語、ドイツ語、フランス語の中から1ヵ国語8単位以上、他の1ヵ国語4単位以上を選択必修し、合計2ヵ国語12単位以上を履修すべきことを示してある。

外国語専攻学生は英語12単位以上が必修、そのほかにドイツ語、フランス語の中から1ヵ国語4単位以上を選択必修し、合計2ヵ国語16単位以上を履修すべきことを示してある。

3 学部・分校別の履修上の注意

文学部

1. 中国哲学、国史学、東洋史学、国語学国文学の各専攻学生は、人文分野の最低履修基準単位数以外に漢文4単位を必修とする。
2. 西洋哲学専攻学生は、社会分野、自然分野とも12単位以上の履修を要望する。
3. 総合科目を履修する場合、その単位は一般教育科目の合計単位数のうちに含めるものとする。
4. 外国語科目の履修について

西洋哲学、倫理学、西洋史学、英語学英文学、ドイツ語学ドイツ文学、フランス語学フランス文学、言語学の各専攻学生には外国語科目の必修単位数である16単位以外に4単位の履修を要望する。

西洋哲学専攻（2～3ヵ国語） ドイツ語8単位以上必修、そのほかに英語、フランス語、古典語のうちから1ヵ国語乃至2ヵ国語で8単位以上

東洋史学専攻（3ヵ国語） 1ヵ国語8単位以上、他の2ヵ国語はそれぞれ4単位以上

言語学専攻（3ヵ国語） 1ヵ国語8単位以上、他の2ヵ国語はそれぞれ4単位以上

教育学部

1. 履修基準単位数は、教育学部のそれぞれの学科・課程の最低基準を示す。
高等学校教員養成課程の各専攻では、さらに多くの単位数を要求することがあるから、各専攻の学科主任、チューターのガイダンスを受けること。
2. 一般教育科目は人文、社会、自然の3分野（各分野それぞれ2学科目以上）にわたって総合科目をふくめて36単位を履修すること。
3. 一般教育科目の選択科目12単位は、人文、社会、自然の3分野ならびに総合科目のうちから履修すること。
4. 人文分野においては、哲学の授業科目中「哲学」「倫理学」のうちいずれか1科目（4単位）を含めて履修すること。
5. 社会分野においては、日本国憲法2単位は法学4単位のうちにふくめて履修すること。
6. 外国語の履修について
1ヵ国語8単位、他の1ヵ国語4単位以上。ただし高等学校教員養成課程外国語専攻学生は英語12単位、他の1ヵ国語4単位以上履修すること。

東雲分校

1. 人文分野においては、哲学の授業科目中、「哲学」「哲学史」「倫理学」のうちいずれか一科目（4単位）を含めて2学科目8単位以上を履修すること。
2. 社会分野においては、法学4単位（日本国憲法2単位を含む）以上と、他の学科目4単位以上をあわせて8単位以上履修すること。
3. 一般教育科目の選択科目は、人文、社会、自然の3分野並びに総合科目のうちより履修すること。
4. 小学校教員養成課程、盲、聾、養護学校教員養成課程の学生で中学校教員養成課程の教科を副専攻又は基礎とするものは当該教科の要望する科目を参照して履修すること。
5. 小学校教員養成課程および盲、聾、養護学校教員養成課程（小学校基礎）は、このほかに音楽、美術等特別科目をできるだけ履修すること。
6. 別表2（巻末）中の▲印は、将来主として物理、化学を専攻しようとするものの要望科目を示す。
7. 外国語の履修について
1ヵ国語8単位、他の1ヵ国語4単位以上。ただし、中学校教員養成課程外国語専攻学生は、英語8単位必修であるが、12単位以上履修することが望ましい。

福山分校

最初の1年間は教養部、第2年次は福山分校で履修する。教養部で修得しなければならない学科及び単位は下に示すとおりである。

人文分野（2学科目以上）	8	単位以上
社会分野（　　）	8	日本国憲法2単位を含む （セットで履修すること）
自然分野（　　）	8	
外国語科目	英語4単位以上、ドイツ語4単位以上	
保健体育科目	保健体育理論2単位	
体育実技	2期を通じ4/3単位	
合　計	35単位	

なお家政を専攻する学生は、社会分野のうち統計学A 4単位を、自然分野のうち化学I 4単位、および化学実験2単位をいずれも必修とする。

上記以外の一般教育科目は福山分校の教養課程で履修する。

福山分校において修得できる科目は下に示すとおりである。

人文分野	倫理学： 倫理学、倫理学史 歴史学： 西洋史 国語学： 国語学 国文学： 国文学
社会分野	経済学： 経済学 社会心理学： 社会心理学
自然分野	数学： 数学概論 物理学： 物理学概論、一般物理学、物理学実験 化学： 化学概論、一般化学、化学実験 生物学： 生物学概論、一般植物学、生物学実験
外国語	英語
保健体育	保健体育：体育実技

政経学部・政経学部第二部

1. 社会分野の科目は、なるべく多く受講しておくこと。
2. 歴史を受講しておくこと。
3. 国際政治学を専攻したい学生は、フランス語を受講しておくこと。
4. 経済学科の学生は、数学特に微積分学B（政経学部第二部は微積分学）を受講しておくこと。
5. 政経学部第二部の学生は、今年度から専門課程の法律政治学科関係の科目を2年次から受講できるようになった。また経済学科関係の科目については新設

の「経済学概論」だけは1年次から受講できるが、その他の専門科目は従来どおり3年次以降でないと受講を認めない。

理学部

1. 下記の学科においては、人文、社会分野の学科目のうち4単位または8単位を第3年次において履修することが望ましい。

数学科、物性学科、化学科	} …………… 4単位
生物学科（動物学専攻、植物学専攻）	

 物理学科、地学科 …………… 8単位
2. 2ヵ国語12単位（第1外国語8単位、第2外国語4単位）は、最低の履修基準である。高等学校で履修しなかった外国語を第1外国語とするのが望ましい。また、第1、第2または第3外国語にわたってさらに履修することができる。
3. 人文および社会の分野については、それぞれの分野2学科目8単位を含んだ合計単位24単位を必修とする。（人文、社会系の総合科目を含めてもよい。）
4. 化学科の学生は、電磁気学Aおよび量子物理Aの2科目とも受講することが望ましい。

医学部： 医学進学課程

- | | | |
|---------|--------|------|
| 1. 人文分野 | 3 学科目 | 12単位 |
| 2. 社会分野 | 3 学科目 | 12単位 |
| 3. 自然分野 | 3 学科目 | 15単位 |
| (1) 物理学 | 力学A | 2 単位 |
| | 熱学A | 2 単位 |
| | 実験 | 1 単位 |
| (2) 化学 | 化学I | 4 単位 |
| | 実験 | 1 単位 |
| (3) 生物学 | 一般植物学 | 4 単位 |
| | 実験 | 1 単位 |
| 4. 基礎科目 | 4 科目 | 21単位 |
| (1) 数学 | 微積分学B | 4 単位 |
| | 線形代数学B | 2 単位 |
| (2) 物理学 | 電磁気学A | 2 単位 |
| | 量子物理A | 2 単位 |
| | 実験 | 1 単位 |
| (3) 化学 | 化学II | 4 単位 |
| | 実験 | 1 単位 |
| (4) 生物学 | 一般動物学 | 4 単位 |

	実験	1 単位
5. 外国語	2 科目	16単位
	〔 ⁽¹⁾ 英語およびドイツ語〕または〔 ⁽²⁾ 英語およびフランス語〕のいずれか2ヶ国語をそれぞれ8単位	
6. 保健体育科目	2 科目	4 単位
(1) 保健体育理論		2 単位
(2) 体 育 実 技		2 単位
合計		80単位

なお、古典語（ラテン語）2単位を履修することがのぞましい。

医学部： 薬学科

1. 人文分野	3 学科目	12単位
2. 社会分野	3 学科目	12単位
3. 自然分野	3 学科目	18単位以上
(1) 数学	△微積分学B	4 単位
(2) 物理学	○力学A	2 単位
	○熱学A	2 単位
	△電磁気学A	2 単位
	○量子物理	2 単位
	◎実験	2 単位
(3) 化学	◎化学Ⅰ	4 単位
	△化学Ⅱ	4 単位
	◎実験	2 単位
(4) 生物学	△一般動物学	4 単位
	△一般植物学	4 単位
	◎実験	2 単位
4. 外国語	2 科目	12単位
(1) ドイツ語		8 単位
(2) 英語		4 単位
5. 保健体育科目	2 科目	4 単位
(1) 保健体育理論		2 単位
(2) 体 育 実 技		2 単位
合計		58単位～78単位

凡例 ◎必修科目 △選択必修中特に履修を希望する科目
○選択必修科目 △履修を希望する科目

歯学部 歯学進学課程

- | | | |
|-----------------------------|--|---------|
| 1. 人文分野 | 2 学科目 | 8 単位以上 |
| 2. 社会分野 | 2 学科目 | 8 単位以上 |
| 3. 自然分野 | 4 学科目 | 19 単位以上 |
| | 数学（数学概論Ⅱ） | 4 単位 |
| | 物理学（力学A・熱学A・実験） | 5 単位 |
| | 化学（化学Ⅰ・実験） | 5 単位 |
| | 生物学（一般動物学・実験） | 5 単位 |
| その外に 基礎科目 として4 学科目 | | 21 単位以上 |
| | 数学（微積分学B・線形代数学B） | 6 単位 |
| | 物理学（電磁気学A・量子物理A・実験） | 5 単位 |
| | 化学（化学Ⅱ・実験） | 5 単位 |
| | 生物学（免疫生物学・遺伝学・実験） | 5 単位 |
| 計 40 単位以上を必要とする。 | | |
| 4. 総合科目 | 1 科目 | 4 単位 |
| 5. 外国語科目 | | |
| | 「英語・ドイツ語」または「英語・フランス語」のいずれかそれぞれ 8 単位の 2 科目 | |
| | | 16 単位 |
| 6. 保健体育科目 | | |
| | 保健体育理論および体育実技 | 4 単位 |
| 以上 総合計 80 単位以上を履修しなければならない。 | | |

工学部

1. 一般教育科目の履修について
 - イ) 電気・電子工学科

一般教育科目36単位中必修以外の2単位は、化学、地学、生物学、天文学、総合科目および一般教育ゼミナールのうちから履修すること。
 - ロ) 船舶工学科

一般教育科目36単位中必修以外の4単位は、要望科目（△印）より履修することが望ましい。
 - ハ) 建築学科

一般教育科目36単位中必修以外の6単位は、どの分野でもよいが、総合科目が含まれていることが望ましい。
- ニ) 経営工学科

統計学B（4単位）必修
- ホ) 工業教員養成課程

法学4単位（日本憲法2単位＋法学2単位）必修

2. 外国語の履修について

2ヵ国語12単位以上は、最低の履修基準である。従って、第1外国語8単位のほかに、第2外国語8単位または第2、第3外国語4単位ずつ、合計16単位履修してもよい。

専攻学科別の外国語の履修の方法は次のとおりである。

イ) 機械、船舶、化学工学科

高等学校で履修しなかった外国語を第1外国語とする。残りの2ヵ国語のいずれかを第2外国語とする。

ロ) 電気、電子工学科

高等学校で履修した外国語を必ず第1外国語または第2外国語とすること。

ハ) 応用化学、醗酵、土木工学科

高等学校で履修しなかった外国語を第1外国語とし、高等学校で履修した外国語を第2外国語とする。

ニ) 建築、経営、精密工学科

3ヵ国語のうち、いずれを第1、第2外国語としてもよい。

3. 工業教員養成課程の学生は、その専攻学科の履修基準に従うこと。

水産学部

第2年次後期からは学部に移るので、教養部在籍中の1年半で所定の単位を取得しなければならない。外国語科目については、3期に12単位取得しなければならない。

水産学科

自然の分野は講義12単位および化学実験、生物学実験各1単位を含めた実験3単位を必修とする。

畜産学科

自然の分野は講義12単位および実験3単位を必修とする。

[附記]

1 専門教育科目

学生は、その所属学部・分校の指示に従い、上記の学科目以外に専門教育科目の一部（「専門教育科目時間割表」参照）を履修しなければならない。

2 教育職員免許状取得

教育職員免許状を取得しようとする学生は、日本国憲法を修得し、中学校教員免許状を取得しようとする学生は、人文分野のうち「哲学」または「倫理学」を修得する必要がある。詳しいことは所属学部の学務係にたずねておくこと。

[後略]

298. 教養的教育科目履修規程

[平成8年12月17日規程第49号/学報744号]

広島大学教養的教育科目履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島大学通則第17条第3項及び第18条第5項の規定に基づき、広島大学における教養的教育科目の履修等に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業科目区分及び教育目標)

第2条 教養的教育科目の区分及び教育目標は、次のとおりとする。

科目区分		教育目標
共通科目	教養ゼミ	知的活動への動機づけを高め、科学的な思考方法の習得及び適切な自己表現能力を育てる。
	外国語科目	国際社会におけるコミュニケーションの基盤となる外国語の運用能力を高め、異文化への理解を促す。
	情報科目	問題解決に必要な情報処理及び情報の受発信を適切に行うための基礎知識及び技術の習得を目指す。
一般科目	総合科目	特定のテーマを多角的に理解する方法を学ばせ、広い視野から事象を総合的・複眼的にとらえる姿勢を養う。
	パッケージ別科目	複数の授業を有機的に関連づけることで新しい知的枠組みを提供し、知識の持つ真の意味及び広がりを実感させる。
	個別科目	文明の継承及び知的創造のために必要な基礎知識を伝え、様々な学問分野についての知的関心を喚起する。
	スポーツ実習科目	スポーツ活動を通じ、スポーツ文化の享受及び健康・体力の維持増進のための自己管理能力を育成する。

(授業科目及び単位数等)

第3条 教養的教育科目として開設する授業科目（以下「授業科目」という。）、単位数等は、別表のとおりとする。

(履修方法)

第4条 教養的教育科目の履修方法については、各学部細則の定めるところによる。

(単位数の計算)

第5条 授業科目の単位数の計算は、次のとおりとする。

- (1) 講義は、15時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 演習及び実習は、30時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 実験は、45時間の授業をもって1単位とする。
- 2 次の各号に掲げるものについては、前項の規定にかかわらず、当該各号の定めるところによる。

- (1) 教養ゼミは、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 外国語科目並びに個別科目のD群のギリシア語Ⅰ、ギリシア語Ⅱ、ラテン語Ⅰ、ラテン語Ⅱ、ペルシア語Ⅰ及びペルシア語Ⅱは、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、外国語科目の初修外国語の世界は、15時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 情報科目の情報活用演習は、15時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 個別科目の物理学実験法・同実験、化学実験法・同実験、生物学実験法・同実験、地学実験法・同実験は、30時間の授業をもって1単位とする。

(履修手続)

第6条 学生は、所定の期日までに履修しようとする授業科目を所属学部長に届け出て、受講登録をしなければならない。ただし、授業科目によっては、受講者数の制限をすることがある。

- 2 既に単位を修得した授業科目については、再履修することができない。

(試験)

第7条 試験は、毎学期に行う。ただし、授業科目によりレポート又は平常の成績をもって試験の成績に代えることがある。

- 2 試験を受けることのできる授業科目は、前条第1項の規定による手続を経て授業を受けたものに限る。ただし、授業実施時数の3分の2以上の出席を満たさない場合は、受験を認めない場合がある。

(追試験)

第8条 次の各号の一により試験を受けることができなかった者は、追試験を受けることができる。

- (1) 配偶者又は3親等内の親族の死亡による忌引
 - (2) 負傷又は疾病（入院又はこれに準ずる場合に限る。）
 - (3) 天災その他の非常災害
 - (4) 交通機関の突発事故
 - (5) その他やむを得ない事情
- 2 追試験を受けようとする者は、当該授業科目の試験実施後1週間以内に所定の追試験受験願にその理由証明書を添えて所属学部長に願い出なければならない。
- 3 追試験受験願出者の受験許可及び試験実施の期日・時間等については、掲示をもつ

て告知する。

4 追試験の実施期間は、当該授業科目の試験実施後3週間以内とする。

(成績)

第9条 授業科目の成績の評価は、優、良、可又は不可とし、優、良及び可を合格とする。

2 合格した者には、所定の単位を与える。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、教養的教育科目の履修等に関し必要な事項は、教養的教育委員会が別に定める。

附則

1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

2 平成8年度以前に入学した学生の教養的教育に関する授業科目の履修等については、なお従前の例による。

(制定理由)

広島大学通則第17条第3項及び第18条第5項の規定に基づき、広島大学における教養的教育科目の履修等に関し必要な事項を定めることとするため。

[別表略]

299. 平成9年度教養的教育科目履修基準*

以下の表は、平成9（1997）年度の各学部における学生便覧に基づき、50年史編集室が作成した教養的教育履修基準の一覧表である。

履修区分ごとに「必修」、「選択必修」、「自由選択」の単位数を示し、とくに必修科目のうち各学科等において指定されている個別科目については「備考」に示した。

表中で（ ）を付した単位は、卒業要件単位として算入することができる単位であることを示す。

表中で〔 〕を付した単位は、指定された科目以外の個別科目により代替可能な単位であることを示す。

履修区分 学部・学科		共通科目										一般科目					合計			
		教養ゼミ		外国語科目					情報科目			総合科目		パッケージ別科目		個別科目		スポーツ実習科目		
				英語		以英語														
		必修	必修	選択必修	自由選択	必修	選択必修	自由選択	必修	選択必修	自由選択	必修	選択必修	自由選択	自由選択	選択必修				
総合科学部	人間文化	2		6			4			(2)		2	12				(22)		52	
	地域文化、 社会科学	2		6			4			(2)		2	12				(26)		52	
	外国語	2		6			4			(2)		2	12		4		(22)		52	
	上記以外	2		6			4			(2)		2	12		16		(10)		52	
文学部	2		6			4		2			2	12		4	18		2	48		
教育学部	教育学科	2	6			4				0	2	12		4	20	0			46	
	心理学科	2	6			4				0	2	12	8	4	12	0			46	
	国語	2	6			4				0	2	12		4	15		1		46	
	英語、社会 数	2	6			4				0	2	12		4	15		1		46	
	理科(物理)	2	6			4				0	2	12	6	4	9		1		46	
	理科(化学)	2	6			4				0	2	12	3	5	11		1		46	
	理科(生物)	2	6			4				0	2	12	1	5	13		1		46	
	理科(地学)	2	6			4				0	2	12	6	6	7		1		46	
	音楽、体育、家政	2	6			4				0	2	12		4	15		1		46	
	日本語教育学科	2	6			4				0	2	12		4	16	0			46	
学校教育学部	2	4	2		4				(2)	2	12		4	(10)			2	44		
法学部	昼間	2		4			4			(2)	2	12		10		0			34	
	夜間主	2		4			0			(2)	2			24		0			32	
経済学部	昼間	2		6			4			(2)	2	12		8	(10)	(1)			44	
	夜間主	2		4				(4)		(2)	2			8	(20)	(1)			36	
理学部	数学科	2	4		[2]		4	[2]		(2)	2	12	8	6	(2) [2]		2		44	
	物理学科	2	4	2				(2)	2		2	12	9		(8)		2		43	
	物性学科	2	2	4			2		2		2	12	12		6		2		46	
	化学科	2	4	2			4		2		2	12	16	1	(4)	(4)			49	
	生物科学科	2	2	4				4	2		2	12	1	17			2		48	
医学部	地球惑星 システム学科	2	2	4			2		2		2	12	7	14			2		49	
	医学科	2	4	2		2	4			0	2	12	20						48	
	総合薬学科	2	4	2				(4)		(2)	2	12	10	8					46	
	保健学科	2	4	2				(4)		(2)	2	12	2	6	(2)		2		40	
歯学部	2	5	1			4			(2)	2	12	12	6	6	(2)			50		
工学部	第一類	2	4	2		2	2		2		2	12	20				2		50	
	第二類	2		6		2	2			(2)	2	12	15		(6)		2		49	
	第三類	2	4	2			2			(2)	2	12	13	3	(6) (2)		2		50	
	第四類	2	4	2			4			(2)	2	12	15	2	(4)		2		49	
生物生産学部	2	2	4		2	2			(2)	2	12	12	2	4		2		48		

備考

1. 共通科目について

外国語科目のうち英語以外の必修科目は「初習外国語の世界」。

情報科目における必修科目は「情報活用演習」。

2. 一般科目について

個別科目における学科等ごとの必修科目は以下のとおり。

教育学部・心理学科	心理学A・B, 社会心理学Ⅰ・Ⅱ (各々2)
教育学部・数学科	線形代数学Ⅰ・Ⅱ (各々2)、線形代数学演習Ⅰ・Ⅱ (各々1)
教育学部・理科 (物理)	化学実験(1)、物理学実験法・同実験(2)
教育学部・理科 (化学)	物理学実験(1)、化学実験法・同実験(2)
教育学部・理科 (生物)	生物学実験
教育学部・理科 (地学)	地学実験法・同実験(2) 地球惑星科学概説Ⅰ・Ⅱ (各々2)
理学部・数学科	線形代数学Ⅰ・Ⅱ (各々2)、同Ⅰ演習・Ⅱ演習 (各々1)、数学概説(2)
理学部・物理学科	微分学、積分学、線形代数学Ⅰ・Ⅱ (各々2)、化学実験(1)
理学部・化学科	微分学、積分学、線形代数学Ⅰ・Ⅱ (各々2)、物理学実験法・同実験(2)、化学実験法・同実験(2)
理学部・生物化学科	生物学実験
理学部・地球惑星システム学科	地学実験法・同実験(2)、地球惑星科学概説Ⅰ・Ⅱ (各々2)、科学英語購読演習(1)
医学部・医学科	数理科学A・B, 基礎物理学Ⅰ・Ⅱ (各々2)、物理学実験法・同実験(2)、一般化学、有機化学 (各々2)、化学実験法・同実験(2)、細胞科学(2)、生物学実験法・同実験(2)
医学部・総合薬学科	一般科学、有機化学、細胞科学 (各々2)、科学実験法・同実験(2)、生物学実験法・同実験(2)
医学部・保健学科	心理学A
歯学部	初修化学、有機化学、一般化学、生物の世界 (各々2)、物理学実験法・同実験(1)、化学実験法・同実験(1)
工学部・第一類	微分学、積分学、線形代数学Ⅰ・Ⅱ、物理学Ⅰ・Ⅱ、基礎物理学Ⅱ、一般化学 (各々2)、基礎数学演習

工学部・第二類	I・II、物理学実験、化学実験（各々1） 微分学、積分学、線形代数学 I・II、物理学 I・II（各々2）、基礎数学演習 I・II、物理学実験（各々1）
工学部・第三類	微分学、積分学、線形代数学 I・II、基礎物理学 I・II（各々2）、物理学実験(1)
工学部・第四類	微分学、積分学、線形代数学 I・II、物理学 I・II（各々2）、基礎数学演習 I・II、物理学実験（各々1）
生物生産学部	数理科学通論A、一般物理学 I、一般化学・初修化学、有機化学、種生物学、細胞科学（各々2）

第8章 学長告辞

解題

本章には、初代森戸辰男学長から第9代原田康夫学長までの歴代学長の卒業式における告辞をそれぞれ1点ずつ収録した。

学長の入学式訓示・卒業式告辞のうち、森戸学長のものは、「訓辞・謝辞綴」（50年史編集室所蔵、事務局総務部総務課旧蔵）に数点収録されている。この綴に収められている史料は、事務局職員が録音テープを起こしたものと思われる。昭和38（1963）年度卒業式から昭和44年度新入生オリエンテーション（大学紛争のため入学式は実施されず）、昭和49年度入学式から昭和53年度入学式までの訓示・告辞は、『広島大学学報』に掲載されている。また、昭和44年度の「卒業生諸君へ」（大学紛争により全学統一卒業式が実施されなかったため卒業生へ配布された文書）から昭和46年度入学式の訓示・告辞は、『学内通信』に掲載されている。昭和53年度卒業式以降の訓示・告辞は、冊子等に掲載されることはなくなり、事務局にも保存されていないため、沖原豊、田中隆荘、原田康夫の各学長については、『学内通信』『廣大フォーラム』に掲載された「卒業生を送る言葉」を収録した。

本章に収録した森戸辰男の告辞には、「第一回卒業証書授与式学長所感」とのタイトルが付されているが、卒業式の式次第には「学長告辞」とある。森戸は開学式において、広島大学を「自由で平和な『一つの大学』」とすることを表明していたが〔37〕、この告辞において、新制広島大学初の卒業生を「平和の戦士」と位置づけ、彼らに理想を堅持し、真理を追究し、人間性をのばすことを求めた。告辞末尾で述べられている「一つの祖国」の実現の必要性についても、開学式式辞において触れられていた〔300〕。

皇至道の入学式訓示・卒業式告辞は、同著『教育学研究の軌跡』（玉川大学出版部、昭和61年）にも掲載されており、同書では各訓示・告辞にタイトルが付されている。本章に掲載した昭和40年度卒業式告辞には、『教育学研究の軌跡』では「洞察力をもち慎重に決断せよ」とのタイトルが付されており、一部に『広島大学学報』掲載のものとは異なった表現が見られる。教育学者として「大学」を研究してきた皇は、昭和40年当時の大学教育のレベルについて考察した上で、卒業生に「洞察力をもち慎重に決断する」という言葉を贈った〔301〕。告辞の最後で述べられている「不祥事」は、事務官が入試問題を漏洩した「不正入試事件」〔268〕のことを指す。皇はこの後事件の責任を取って学長の職を辞した。

昭和43（1968）年2月、羽田事件で検挙された学生に対して、育英会奨学金が停止されたことに抗議する学生によって、川村智治郎学長の「缶詰事件」がおこった。次いで、教育学部長「缶詰事件」も発生し、同年3月の昭和42年度卒業式は学部・分校・工業教員養成所ごとに分散して実施された。川村は昭和42年度卒業式告辞において、高等師範学校生徒、師範学校教諭、文理科大学学生、文理科大学助手という自らの経歴を振り返りつつ、卒業生に自分が最善と信じる道で全力を尽くすことを求めた〔302〕。この告辞では紛争については触れられていないが、昭和43年度入学式訓示では、「大学で行なわれる学問研究と教育とがじゅうぶんな成果を収めるためには、学園の秩序を平穩に維持することが不可欠な条件であることはいうまでもないことでありまして、この秩序維持のために、諸君にも今後積極的に協力していただきたいのであります」と述べた。翌昭和44年2月に川村は長時間の団交に耐えられずとして辞職した。

昭和42～44年度卒業式は、大学紛争のため学部や分校ごとで分散して行われた。本章に収録した昭和45年度卒業式告辞は、4年ぶりに実現した全学統一の卒業式におけるものである。飯島宗一はこの告辞の中で、大学紛争をふまえた上で、「古い意味での権威主義にかたむくことなく、また衰弱した懐疑主義にもおちいることなく、諸君の学問の中に、人間のための人間の力を自覚し、勇気をもって挑戦すべき課題の中へ出発してゆくことを心から期待いたします」と述べた〔303〕。

円高による不況が進行していた昭和53年、竹山晴夫は昭和52年度卒業式告辞において、先の見通しのつかない社会に出る卒業生に対して、その日その日の short rangeの問題のみにとらわれることなく、人生の理想を遠い高嶺に見据えて歩いていくことを求めた〔304〕。告辞の中でマタイによる福音書4章4節「人の生きるはパンのみに由るにあらず」が引用されているが、これはキリスト教徒であった竹山の信仰を反映してのことかも知れない。

昭和56年度卒業式告辞において、化学工学を専門として技術移転に取り組んでいた頼実正弘は、長岡半太郎、クラーク、ラフカディオ・ハーンの3人の例を引いて、「志と漂泊と決断」という言葉を贈った〔305〕。昭和57年3月には最初の移転学部である工学部が東広島への移転を完了することもあって、告辞の中で頼実は「広島大学は、昭和60年を目途として東広島市への移転を行っております」と述べているが、この後、跡地処分問題が暗礁に乗り上げて移転計画は遅れをよぎなくされ、統合移転が完了したのは平成9（1997）年のことであった。なお、頼実の入学式訓辞・卒業式告示は、頼実正弘先生退官記念事業会編『アジアへのかけ橋』（昭和60年）に収録されている。

昭和53年は、国際連合が「国際平和年」と定めた年であった。この年に行われ

た昭和52年度卒業式告辞において、沖原豊は人生を一冊の書物にたとえ、世界の平和のメッカと呼ばれている広島で学んだ卒業生に対して、平和の心を持って人生の書物を書き上げて欲しいと語った〔306〕。また、当時社会的に問題となっていた校内暴力や家庭内暴力等についても触れているが、沖原は『校内暴力』や『心の教育』といった著書を有する教育学者であった。

平成4年度学位記授与式において、生物学者である田中隆荘は人類社会の発展の成果とその問題点をふまえて、異質性社会を生きる卒業生に対して、もう一人の自分を持って自分を抽象化することの重要性を説いた〔307〕。異質性社会について田中は、「異質性社会では、同質性社会に通用した偏差値はその意義が低下する。異質制社会は多元多層の個性を包容し、独創と独創が共存する社会と考えられるからである。そこには包容と共存のための英知が必要であり、その学問が要求される。…大学はその本質からいえば、学問の面から多様多彩化することが問われていると言えよう」と説明している（有馬朗人・太田時男・塩野谷祐一編『国立大学ルネッサンスー生まれ変わる「知」の拠点－2』同文書院、平成5年）。このような異質性社会に対する認識は、「大学設置基準等の改正に伴う広島大学の教育研究の整備と改善について」〔198〕における学部教育の位置づけに反映されている。

原田康夫学長期は、統合移転が完了して東広島キャンパスが整備され、大学院重点化を中心とする学内組織の整備が進められた時期であった。平成9年度告辞において原田は、まず学内整備の状況に触れたうえで、来るべき21世紀を担う卒業生に対して、自らの哲学を持ち、地球愛を持つことを求めた〔308〕。原田は既に平成7年に制定した広島大学の理念のなかで、21世紀に向かって「人類は今後、おそらくその存在を賭して、世界平和、環境、人口、食糧、資源など、地球規模の難問に立ち向かわねばならない」との認識を示していた〔203〕。なお、卒業生に対して「諸君」と呼びかけず、「皆さん」という言葉のみを使用したのは、原田が最初である。

森戸 辰男

もりと たつお

明治21（1888）年12月 広島県に生まれる

大正3（1914）年7月 東京帝国大学法科大学経済学科卒業

東京帝国大学法科大学助手

9月 東京帝国大学法科大学助教授

大正9（1920）年10月 新聞紙法違反により失官

昭和21（1946）年4月 衆議院議員当選（昭和25年4月まで3期）

昭和22 (1947) 年6月 文部大臣 (昭和23年10月まで)
昭和25 (1950) 年4月 広島大学長 (昭和38年3月まで)
昭和38 (1963) 年5月 中央教育審議会会長
(第6期～第9期、昭和46年7月まで)
昭和59 (1984) 年5月 死去
専門分野 経済学

皇 至道

すめらぎ しどう

明治32 (1899) 年6月 滋賀県に生まれる
大正9 (1920) 年3月 滋賀県東甲良尋常高等小学校訓導
(大正10年3月休職して広島高等師範学校に入学)
大正14 (1925) 年3月 広島高等師範学校文科第二部卒業
兵庫県姫路師範学校教諭 (昭和4年5月休職)
昭和7 (1932) 年3月 広島文理科大学教育学科卒業
広島文理科大学助手
昭和9 (1934) 年3月 広島高等師範学校講師
昭和13 (1938) 年3月 広島文理科大学助教授
昭和23 (1948) 年2月 広島文理科大学教授
昭和28 (1953) 年4月 広島大学教育学部教授
6月 広島大学教育学部長 (昭和38年3月まで)
昭和38 (1963) 年4月 広島大学長 (昭和41年6月まで)
昭和63 (1988) 年9月 死去
専門分野 教育学

川村 智治郎

かわむら としじろう

明治39 (1906) 年3月 滋賀県に生まれる
大正13 (1924) 年3月 滋賀県膳所尋常高等小学校訓導
(休職して広島高等師範学校に入学)
昭和3 (1928) 年3月 広島高等師範学校理科第三部卒業
長野県師範学校教諭
昭和8 (1933) 年3月 広島文理科大学生物学科卒業
広島文理科大学助手
昭和12 (1937) 年4月 広島文理科大学講師

昭和20 (1945) 年1月 京都帝国大学理学部講師
昭和21 (1946) 年6月 広島文理科大学助教授
昭和26 (1951) 年4月 広島大学理学部教授
昭和41 (1966) 年6月 広島大学理学部長
7月 広島大学長 (昭和44年2月まで)
平成15 (2003) 年1月 死去
専門分野 動物学

飯島 宗一

いいじま そういち

大正11 (1922) 年11月 長野県に生まれる
昭和21 (1946) 年9月 名古屋帝国大学医学部卒業
昭和27 (1952) 年10月 名古屋大学医学部講師
昭和33 (1958) 年1月 名古屋大学医学部助教授
昭和36 (1961) 年7月 広島大学医学部教授
昭和44 (1969) 年5月 広島大学長 (昭和52年5月まで)
昭和52 (1977) 年5月 広島大学医学部教授
昭和53 (1978) 年3月 名古屋大学医学部教授
昭和56 (1981) 年7月 名古屋大学長 (昭和62年7月まで)
専門分野 病理学

竹山 晴夫

たけやま はるお

大正4 (1915) 年6月 福岡県に生まれる
昭和12 (1937) 年3月 広島高等師範学校理科第二部卒業
昭和15 (1940) 年3月 広島文理科大学物理学科卒業
広島文理科大学講師
昭和19 (1944) 年11月 広島文理科大学助教授
昭和27 (1952) 年3月 広島大学理学部教授
昭和48 (1973) 年4月 広島大学理学部長 (昭和52年3月まで)
昭和52 (1977) 年5月 広島大学長 (昭和56年5月まで)
専門分野 物理学

頼実 正弘

よりぎね まさひろ

大正8 (1919) 年6月 広島県に生まれる
昭和16 (1941) 年3月 広島高等工業学校機械工学科卒業
昭和17 (1942) 年 海軍技術学生
昭和18 (1943) 年9月 東京工業大学化学工学科卒業 海軍技術見習尉官
昭和19 (1944) 年3月 海軍技術中尉
昭和21 (1946) 年6月 株式会社カネモ本店 (愛媛県川之江町) へ就職
昭和26 (1951) 年9月 広島大学工学部講師
昭和30 (1955) 年12月 広島大学工学部助教授
昭和36 (1961) 年4月 広島大学工学部教授
昭和52 (1977) 年2月 広島大学工学部長 (昭和56年1月まで)
昭和56 (1981) 年5月 広島大学長 (昭和60年5月まで)
平成元 (1989) 年4月 広島県立大学長 (平成5年3月まで)
平成7 (1995) 年4月 比治山大学長 (平成14年3月まで)
専門分野 化学工学

沖原 豊

おきはら ゆたか

大正13 (1924) 年9月 山口県に生まれる
昭和19 (1944) 年9月 山口師範学校 (一部) 卒業
昭和20 (1945) 年6月 熊本陸軍予備士官学校卒業
昭和27 (1952) 年8月 広島文理科大学教育学科中退
9月 広島大学教育学部教務員
昭和28 (1953) 年4月 広島大学教育学部助手
昭和32 (1957) 年4月 広島大学教育学部講師
昭和36 (1961) 年7月 広島大学教育学部助教授
昭和47 (1972) 年4月 広島大学教育学部教授
昭和59 (1984) 年4月 広島大学教育学部長
昭和60 (1985) 年5月 広島大学長 (平成元年5月まで)
平成7 (1995) 年4月 就実女子大学長 (平成11年3月まで)
専門分野 教育学

田中 隆荘

たなか りゅうそう

大正14 (1925) 年8月 広島県に生まれる
昭和22 (1947) 年3月 広島高等師範学校理科第三部修了

昭和25 (1950) 年3月 広島文理科大学生物学科卒業
 昭和26 (1951) 年3月 広島大学広島文理科大学助手
 昭和28 (1953) 年4月 広島大学理学部助手
 昭和40 (1965) 年12月 広島大学理学部講師
 昭和43 (1968) 年4月 広島大学理学部助教授
 昭和46 (1971) 年4月 広島大学理学部教授
 昭和60 (1985) 年4月 広島大学理学部長 (平成元年3月まで)
 平成元 (1989) 年4月 広島県立大学教授
 5月 広島大学長 (平成5年5月まで)
 平成6 (1994) 年4月 広島市立大学長 (平成12年3月まで)
 専門分野 植物学

原田 康夫

はらだ やすお

昭和6 (1931) 年5月 広島県に生まれる
 昭和32 (1957) 年3月 広島大学医学部卒業
 昭和38 (1963) 年3月 広島大学大学院医学研究科修了
 昭和38 (1963) 年4月 広島大学医学部副手 (同年10月まで)
 昭和38 (1963) 年10月 広島三菱病院耳鼻科勤務 (昭和40年1月まで)
 昭和40 (1965) 年2月 広島大学医学部講師 (昭和42年3月まで)
 昭和42 (1967) 年4月 広島大学医学部助教授 (昭和53年6月まで)
 昭和53 (1978) 年6月 広島大学医学部教授 (平成5年5月まで)
 昭和59 (1984) 年4月 広島大学医学部附属病院長 (昭和63年3月まで)
 平成2 (1990) 年4月 広島大学医学部長 (平成5年5月まで)
 平成5 (1993) 年5月 広島大学長 (平成13年5月まで)
 平成13 (2001) 年6月 広島市病院事業管理者
 専門分野 耳鼻咽喉科学

(菅 真城)

300. 森戸辰男 昭和27年度卒業証書授与式*

[昭和28年3月25日／「訓辞・謝辞綴」⁽¹⁾]

第一回卒業証書授与式学長所感

広島大学は今日、六学部七一四名の諸君の卒業を証表する式を、来賓各位の御参列を得て取り行うことができたことは、この上ない欣幸と存じます。

この卒業式は日本の新制大学の国立大学といたしましては、第一回の卒業生を出す式でありますし、広島大学といたしましても、最初の成果を社会に送る式でもあるのでございます。かような意味で、日本の少くとも国立大学制度の上では、又広島大学といたしましても、極めて意義の深いものがあると存するのでございます。

学長といたしまして、卒業された諸君に対しまして、参列されている来賓各位、父兄、教官の方々と共に心からのお喜びを申し上げたいと思うのでございます。

卒業生の諸君は四年の間の非常な努力の結果が今日うまれたのでございます。四年と申しましたが、更にさかのぼっての諸君の学生生徒としての生涯が、そのうしろにあることを諸君は今かえり見て、いろゝな感慨があると思うのでございます。殊にこの四年というものは、終戦後の日本の困難の多い、時代であったのでございまして、私、学生生活の昔をかえり見まして働きながら勉強をしたこと【編注1】も思いおこしますけれども、その時代とは遙かに厳しい時代にあつて、諸君はこの学業を卒められたのでございます。私はそのなかで諸君が健康で学問を積み人間性を育て、今日御成業になったことを、心からお祝いいたしたいと思うのでございますし、同時に諸君は日本の青年で同じ好学の志を抱きながら、いろんな事情から諸君と共にこの名誉を持ち得なかつた日本の青年が幾多あることを心に記憶していただきたいと思うのでございます。

諸君の喜びは然し、教官諸君、こゝに御列席になつておる諸先生の同じ喜びであると思うのでございます。諸君の今日あるのは、諸君のこの困難な条件のもとに学業を積んだ努力によります【編注2】も、多年教官諸先生の御努力の賜でもあるのでございます。諸君と共に教官諸先生は、日本の今日の困難な事情で私共大学の責任を持つておる者といたしましては非常にお気の毒な事情で、諸君の教育と指導に当られたのでございまして、その賜が今日結んだということを思いますれば、諸君は諸君の努力と共に教官諸先生のお骨折しも十分にかえり見る処がなければならぬと思うのでございます。

又諸君の喜びは、ここに御列席になつており或は御列席になつてはおらないかも知れないが、家庭でこの日を待たれておつた諸君の父兄の喜びでもあると思うのであります。私も子供を大学に送り、又送ろうといたしておりますけれども、親は子供を送るということについては、心とそうして物質の多くの苦しみを今日いたさなければなりません。カトリックの言葉ではマター、ドロッサー、悲しめる母ということがございますが、今日の父兄は子弟を大学に送る、そうしてその成業を待つのは、物質的に

も精神的にも多くの悩みと多くの苦しみを、然しながら喜ばしい期待とをもっておられること、思うのでございます。その諸君が今日業を卒えて社会に出られるということは、その御父兄方のお喜びというものを、諸君と共に私共は心から察するのでございます。

さらに又、先程も申しました、この度諸君の業を終えられるのは、新しい日本の大学の制度の国立大学としての最初の第一回の卒業でございまして、新しい学生みのりのうむ処の第一の実で、初穂であるとも、国立大学に関する限り申すことができるので御座います。

然し、国立大学におきましては、国家の、又国民の今日の苦しい生活のなかから血と汗とをもっていただいた処の国の費用によって支えられておるのでございます。毎年十万円内外の金が一一人の諸君に、この苦しい国民の血と汗の中から、ついやされていることを諸君は忘れてはならないと思うのでございます。

更に広く考えれば、諸君にこの能力ママと機会を与え、この教師と父兄とこの国とを与えた、広い意味での天地の自然の節理ママというものも、この際諸君は考うべきであろうと思うのでございます。

私は、諸君がこの卒業の喜びを我々と共に持たれると共に、諸君が今日ありました背景、バックグラウンドについて想起されるべきであると思うのでございます。我が国では古いならわしに恩という言葉がございまして。主に仏教では国の恩、親の恩、師友の恩、或は天地の恩編注3という四つの恩を教え、この恩に報いるという心的態度に人間の精神生活の一つのギ軸を求めたこともあるのでございます。人はこれを過ぎ去った古い道徳というかも知れない。新しい時代は自由と権利の時代であるとも考えるかも知れない。然し、民主主義は単に自由と権利の上に立つものではございませぬ。それは責任と義務の上に立たなければならぬのでございます。我が国の民主主義の危機があるとすれば、民主主義がたゞ自由と権利の上のみ立つと考えて、民主主義が責任と義務の上に立つということが忘れられ勝ちにあるという処に存すると思うのでございます。卒業とその背景を考えると、諸君はこの点について深く思いをいたして頂きたいと思うのであります。

私は、業を終え社会に出られる諸君を送るには、あたかも戦士の門出を送るがようが如き心持をもっておるのでございます。それは武器を持った兵士を戦場へ送るのではなくて、平和の戦士を生活の場へ送るのでございます。然し、そこは学園と異なる厳しい社会でございまして。私共は諸君に多くの信頼と期待を持ちつゝも、なお一抹の不安を感じられざるを得ないというのは、そこには冒険、危険のある社会でございまして。勿論私共の生活は冒険でございまして。危険のない生活は死せる生活でございまして、困難のうちに私共は新しい生命を開いて行かなければならぬ。私共は危険のない道を求めるのではなく、希望と期待とをもって、これを切り開く処の強い決意と勇氣と

を諸君に求めるのでございます。

然し、一般的に学園から社会に送る場合を見まして、今日の世界は誠に厳しい世界でございます。二つの世界の対立を機軸（機軸）といたしまする国際的の危機が諸君を待っておりますと申してもよい。そうして諸君の祖国はこれを反映する処の国内的、民族的危機のなかにあるのでございます。然も、この危機は政治的経済的の危機であるのみならず、精神の危機をも含んでおるのであります。それは西洋文明におびやかされている東洋の文明の危機であるだけでなく、西洋の指揮者が現に指摘しておるが如く、現在の西洋の文明自身が危機に当面（識）いたしておるのであります。

かような中に、外の世界も内の世界も安定を欠いた危機の中に諸君を送るのでございます。こゝに私は一抹の不安を感じずという理由があると思うのでございます。かような状態にあればこそ、私はこの厳しいはげしい社会、然も危機と混雑（ママ）の世界の中で、諸君が諸君の生活を開いて行かれなければならない。諸君の道は決して坦々（ママ）たるものではございません。時に諸君はつまづき倒れることがあるかも知れない。諸君の前途が塞がれているという場面に相（ママ）遇するかも知りません。私自身の経感（ママ）から申しましても、この小さな経験から申しましても、かような場面にしばしば（ママ）当面いたしました。私はその場合、諸君がどうか方向を誤らないように、大学において社会と人生の理想を学んだとすれば、それはかような時のために、諸君に希望を与え、光を与えるものでなければならぬと思うのでございます。

私共は諸君の大学で学ばれた処のものが常に生きて、諸君が社会に出られたときに本当に諸君の光となり、諸君の希望を与えるものでありたいと心から念じておる者でございます。私は、学生諸君が深い理想を持たれるが、学生の間高く理想をもたれて社会に出られて、これを忘れてしまわれたような人々に時々逢って失望いたすことがございます。大学が社会と人生に対して諸君に理想を明かにし、いわゆる明德を明かにするゆえんは、学生時代の知的遊（ママ）ぎとしてこれをなすのではございません。諸君が学校を出て生活の困難な場合に当って、諸君が方向を失わず諸君の道をしっかりと歩めるために、学生の間諸君は社会と人生の理想を高くとられることを、私共は期待いたしておるのでございます。

第二に、大学で諸君は学問を学ばれたのである。学問というものは、たゞ思想や理論を覚えることではございません。学問（ママ）をする中心は真理と真実を尊ぶことでございます。真理は遂に勝つという信念を強く持つということでございます。私は、社会に出られまして、社会の実際の場面に当って、真理真実ではなくて虚偽と利益と権力と時には暴力がその威をたくましゅうすることをお見になるかも知れない。前途有望な青年がこの利益と暴力とに屈する場合があるということを保し難い。かような時に当って、諸君はどうか大学で学んだ真理は遂に勝つのだという信念を常に心にぞうして頂きたいと思うのでございます。大学で学問をしたことの個々の知識ではなく、この信

念が諸君の中に常にあるということが、大学生の諸君に与えた処の最も大事なものであると思ふ。然も真理は勝つという信念だけでなく、真理に行く道の困難も、諸君は諸先生と共に十分に知られたこと、思ふ。真理はきまつた古人の言葉や西洋の理論をオウム返しにすることではございません。諸君の生活の中で、この真理を切り開いて行くこととございます。我々の現実の人生で踏み行く道とございまして、抽象的な^{〔編註5〕}指示ではなくて、現実的な認識と実践的の意欲と結ばれて、初めて見いたされる道とございます。私は、将来しばしば右すべきか左すべきかという、人生の岐路に^{〔ママ〕}立たれること、思ふ。私はかような場合、諸君が大学で学ばれた真理の道を常に回顧して頂きたいと思ふのでございます。

第三に私は、新しい大学の殊に大事な使命は人間性を延ばすということとございます。学問と技術を覚えるだけではなく、人間性が育成されるということとございます。近代文明の特質が科学と産業とを特に進めました結果、人間性が陰を薄くしておるといのが現状とございます。

社会は分裂し、人間自身の心すらが分裂しておるといのが今日文明の最も憂えられておる処とございます。私共は人間性の復興を強く求めておるのでございます。ハウストの言葉ではないが、すべての理論は灰色で、私共は緑の人生の野を常に求めなければなりません。

冷たい灰色の世界の上には平和の世界も福祉の国家も立てられるものではございません。私共は灰色の冷たい砂上に、かような夢を立てようと考へてはなりません。私共は人間性を、友愛性を取り戻さなければならない。大学はかような心を諸君の中に育てようと努力して来たけれども、この大きな仕事はなか、大学四年で完成する仕事ではございません。諸君一生の仕事であると思ふのでございます。それなればこそ、諸君はこの冷たい人生に当面されて、常に新しい大学が持つておった、又諸君がその中で努力して来た処の人間性の^{〔編註6〕}シンチョウを常に回顧して頂きたいと思ふ。

私はなお、この諸君に求める理想を堅持し、真理を^{道い}負ひ、尊び、人間性を延ばして行くということ、共に、今日の世界と人生の建設に当りましては、私は、諸君が世界市民たるの認識と意欲を常に育て、頂きたいと思ふ。けれども、それは抽象的に諸君が世界市民となることではなく、なれることでもございません。我々は我々の理想を日本の国土の上に、日本の国民と共に実現して行かなければならないのでございます。祖国と民族とを離れて、私共の高い理想を実現する処の道はございません。

私は最近ドイツを訪いました。ドイツは曾遊の地でいろ、な感慨を私に与えましたが、この国の最大の悲惨は祖国が二つに地理的に分れておるといこととございます。ドイツの青年の強い願は、この分たれたるドイツが一つのドイツになるということとございます。政党を越え、階級を越えて若いドイツの人々は統一ドイツを強く望んでおるといことを、私は感じて参りました。又指揮者もそのことを指摘いたして

おります。

日本は幸いに、ドイツの如く地理的に政治的に分割されておられません。然し、地理的に政治的に分たれてはいないが、然し国民の間には、日本の国民を相入れざる相争う^{相争}陳営に分ち、その争いによって日本を立てようというような傾向も伺われるのでございます。争う家は破れ、争う国はほろびるのでございます。私らドイツの如き不幸を持たなかつた日本は、この幸福を更に堅いものにして行かなければならないのでございます。私共は分ち争う国と民族ではなく、一つの祖国と一つの民族とを持たなければならぬ。現実の世界の内には、私共の高い理想はこの場において実現されるものと信ずるからでございます。私共は、人々を分ち争わしめる契機ではない、人々を結び和合せしめる処の契機を常にとら^えて行かなければならないのでございます。歴史の契機において、人々を分ち争わせるもののみをとらえて、人を結び和合せしむる契機を忘れたならば、これほど大きな不幸はないと思うのでございます。私はこのことを今日、日本の政治状況に見て痛切に感ずるのでございまして、学窓を出て社会の中に行かれる処の、しこうして指導的立場に立たれようとする諸君^{（マツ）}に、殊にこのことを考えて頂きたいと思うのでございます。

ノスタルジアという言葉がある。望郷の心と云いましょうか、私は大学が諸君の若き日の心の故郷であつて欲しいと思う。諸君は、我々或は諸君の学園にノスタルジアを持ってほしい。我々も又諸君のことを常に心に呼びおこしたいと思うのでございませぬ。

諸君が若き日を学び、高い理想を負い、又学問に精進した、かような、おそらくは生活の場は最早諸君には与えられないのであろうと思う。諸君は人生の岐路に立って、人生の不幸に立って、人生の苦悶に立って、諸君の若き日の誇りの日を常に回顧して頂きたいと思う。そうしてこの学園を暇があれば又訪れて、諸君の在りし日の、若き日の高き思いを諸君の中に生かしてよみがえらせて頂きたいと思うのでございます。

この今日の式は、空間的には、諸君と学園のわかる日でございます。同時に私共は諸君と精神的の結ばれを堅くする処の日で、記念すべき日であることを深く期待しながら、私の所感を終る次第でございます。

[原文縦書]

〔編注1〕「の」は加筆。

〔編注2〕傍線、「?」、「けれ」および「ど」の濁点は加筆。

〔編注3〕「キ」は加筆。

〔編注4〕「機」は加筆。

〔編注5〕傍線、「?」は加筆。

〔編注6〕「シンチョウ」は加筆。

〔編注7〕「諸君と」は加筆。

301. 皇至道 昭和40年度卒業証書授与式*

[昭和41年3月25日／学報368号]

昭和40年度広島大学卒業証書授与式における学長告辞

昭和41年3月25日

広島大学長 皇至道

皆さん、ご卒業でまことにおめでとうございます。広島大学名物のアカシヤの花も咲きほこっている頃に御卒業になりまして、皆さん御自身はもちろんのこと御両親、御家族、指導された先生方も、定めしおよろこびであろうと思います。本年は、皆さんの就職について、はたしてどうであろうかと心配いたしておったのでございますが、大体去年なみにゆけそうであります。ただ教職関係の方が、発令などの事情で、多少おくれるということがあると思いますが、就職御希望の方は、ほとんど100パーセント近く目的が達成されるのではないかとということで、その点では安心しております。このことは日本の社会全体が、本学の卒業生に、大きな期待をよせている証拠であるといつてよろしいと思います。そういう意味におきましても、本日は皆さんにとって人生最上の日であると思います。

しかし、この人生最良の日は、同時に人生における一大転機でもあります。諸君は本学において4年間、それぞれ専門の学術を勉強されまして、社会を見る目、自分を見る目においても、格段の進歩を遂げられたことと確信しております。しかしながら、この卒業という時を画して、諸君が人生について深くお考えになることは、まことに適切ではないかと思ひます。大学卒業ということはどういう意味をもつか、このことがまず問題ではないかと思ひます。私は昨年も、たしか一昨年も「学歴を鼻にかけるな」ということを申したと思ひます。しかしこの問題は社会組織の根本にある大きな問題であります。学歴が過度に尊重され、あるいは年功序列によって昇進のきまるような社会の在り方には、世論の批判もきわめて厳しく、「実力中心の社会を実現すべきである」という社会的自覚を必要とすることは、諸君もじゅうぶん御存じのことと思ひます。したがって、この問題については、本年は繰り返して申しあげないことにします。ただこういう学歴が偏重され、年功序列で昇進が定められるような社会を是正してゆくのは、現代においてはなんといつても、学歴を持った人々が中心になってこれを自覚し、改善を考えなければ、これはなかなかむずかしいこと（マズイ）であるといつただけを、申しておきたいと思ひます。

さて、諸君は大学で勉強された、しかし学歴は鼻にかけるなといつことでは、何が大学を出たものの良いところであるかといつことが、次の問題になるのではないかと思ひます。大学で勉強し、研究されたことが、なんらかの意味で諸君の社会生活において、役に立つことは当然であります。しかし大学で学んだり、研究されたことが、そのまま就職される職場で役に立つとは考えられないと思ひます。それはあくまで基

するであろうとさえ推定されています。しかし何んといましても大学を卒業された方が、いろいろの社会的な問題について、健全な批判をするところの良識をもった方であるということは、大いに社会の期待するところであろうと思います。そういう意味で諸君が秩序と平和を保ちながら、日本を進歩前進させ、幸福な国民生活を樹立する中心的存在であるということは、国民全体の期待するところであります。諸君が必ずやこれに応える能力をもっておられることは、私の確信するところであります。

さて、例年この告辞においては、新しく人生の門出をされる諸君に対して、なにか餞の言葉をさしあげるのが慣例になっているのであります。人生の門出と申しましても、諸君が社会人として各方面で活動を開始されるということでありまして、それは具体的には家庭の一員としての生活と職場の一員としての生活が中心であると思えます。諸君の幸福は家庭と職場にあるのですが、諸君の道徳的、倫理的生活の拠点もまた家庭と職場にあるのであります。特に近代の社会におきましては、職場における職業の倫理が最も重要な意味を持つと思えますので、諸君が職業の倫理に対する自覚に徹せられることを切に期待いたします。

さて、学長訓辞というものは、私も従来そうやってきたのでありますが、自分の生活体験の中から、これはと思うようなことをお話しをしてきたのであります。しかしよく考えてみますと、つたなき私如き者の体験の言葉、いわば一家言のようなものを、それぞれ独自の個性をもった多数の諸君にお話することを毎年繰り返して、果してどのような意味があらうかと思ひ、本年はもう少し権威と根柢のあることを、諸君にお話しできないかと考えてみたのであります。しかしなかなかよい知恵は出ないものであります。諸君も御承知かと思いますが、論語のなかに子貢という弟子が、孔子に対して「一言にして終生これを行うべきものありや」と質問をするところがあります。これに答えて孔子は「それ、怒か、己の欲せざるところ人に施す勿れ」といっています。「己の欲せざるところ人に施す勿れ」これは千古の名言であるとは思いますが、しかしこの孔子の言葉を借用して諸君に対する餞の言葉としても、現代の若い諸君には、おそらくピッタリこないのではないかと想像されるのであります。

そこで、今年は少し異例ではありますけれども、私がこの訓辞をまとめた筋道からお話ししたいと思ひます。そういうことを話しますと、多少大学の講義風なようなことになるかと思ひますが、長くはありませんので、しばらく辛抱してお聞きいただきたいと存じます。わが国の民間の処世訓としてよく「運、鈍、根」ということがいわれていますが、諸君もそういうことをお聞きになっておられることと思ひます。しかし運というものは、われわれのいかんとも仕方のないものでありますし、鈍ということは諸君のような少くとも大学を卒業されたエリートの方に、鈍であるということをお前提に、お話しするのは、これははなはだ失礼なことであります。そこで私はこの「運、鈍、根」という教訓のうち「根」に重点がおかれているのではないかと、忍耐と

か、辛抱とか、持久力とかを包括している「根」に重点がおかれているのではないかと思います。世間でよく「運、鈍、根」といわれているのは、たとえのように英才、俊秀の人であろうとも、自分の才能を鼻にかけないで、専心に根よくやれ、というところにこの伝統的な教訓の中心があるのではないかと考えます。またある謡曲の名人が言ったことに、謡曲が上手になるのに妨げになることをいろいろ述べて、その第一番に「声のよきこと」が挙げられています。声がよかったらそれだけ上達する素質があるわけですが、この師匠は、なまじっか声がよいのを鼻にかけて、とかく一生懸命に根気よく勉強しないことを戒めたものと思います。

つぎに日本人の処世訓のうちで、とくに有名なものとして、東照神君の遺訓を検討してみたいと思います。東照神君というのは御承知かと思いますが、徳川家康のことです。徳川家康がその子孫のために書いた教訓が、いわゆる東照神君遺訓であります。ちょっと読み上げてみますと、「人の一生は重荷を負て遠き道を行くが如し。いそぐべからず、不自由を常と思へば不足なし。心に望おこらば、困窮したる時を思ひ出すべし。堪忍は無事長久の基、いかりは敵とおもえ、勝事ばかり知って、まくることを知らざれば害其身にいたる。おのれを責て人をせむるな。及ばざるは過たるよりまされり。」こういうのであります。とくに最初の一句「人の一生は重荷を負て遠き道を行くが如し。」という一句は、非常に名高いことばであります。私個人のことを申すようですが、私の家では父がこの遺訓を、いつも万年軸のように床の間に掛けておりましたので、いつとはなしに子供時代に読んでおり、今も大部分は諳んじておるのであります。最近の「家康ブーム」でこのことを思い出し、上京の際上野の東照神宮にお参りして、遺訓の複写を買ってきましたので、今は私の家の応接間に掲げております。この遺訓の意味を分析してみますと、そこにはいろいろな表現が用いられておりますけれども、結局忍耐、節度、寛容という三つの徳目に帰着するように思われます。私自身の現在の心持としましては、これはやはりなんといっても、戦国の時代に苦難の生涯を過ごして、やがて天下を統一した家康の体験というものが、ここに結晶されており、それを遺訓として子孫に伝えたものと思います。その表現が非常に印象的でありまして、処世上に教えられることがあるとは思いますが、これがそのまま現代人の処世訓として、誰にも納得されるとは思われません。

そこで西洋にはこういう教訓はないかということをいろいろ調べてみたのでありますが、西洋の方には家訓のようなものはあまりないようであります。しかし、英国の世界的に有名な歴史学者にトインビーという人がいることは、諸君もお聞きであろうと思います。そのトインビーの講演集（Can we learn Lessons from History?）が『歴史の教訓』という表題で、ほん訳されております。その中の一つの講演の中に「原子力時代におけるデモクラシー」というのがあります。その中に私の心の琴線にふれたものがありますので、そのことをきわめて簡単に述べてみたいと思います。

その中でトインビイは、ローマのアウグストゥス大帝と漢の高祖劉邦という二人の偉大な歴史上の人物を挙げております。トインビイはこの二人を歴史上において、政治家として最大の資質を備えた人物と考えているようであります。なるほど大ローマ帝国を創始して、その平和と文化の基礎を築いたということを考えますと、アウグストゥス大帝は、偉大な歴史的な存在であります。また漢の高祖劉邦は広大な地域にわたる中国を平定して、約400年にわたる漢文化の基を開いた大人物であります。わが国では、漢文化をもって中国の古典的文化を代表するものとみられる場合も少くないのであります。こういうように考えますと、この二人を世界史上最大の偉人とみるトインビイの見解には、首肯できるものがあるようであります。ここで問題として取り上げたいのは、かれがこの二人に共通した優れた資質のあることを指摘している点であります。トインビイは、アウグストゥスと漢の高祖劉邦に共通した資質として、洞察力、節度、忍耐、持久力を挙げております。この把握の仕方については、これは英国の歴史家のみならず、古代社会の統治者の資質である、ということも考えられましょう。しかし、「原子力時代におけるデモクラシー」という演題からみても、かれがこれらの資質を、現代の指導者にも当てはまるものとして考えていたことは、確かであると思えます。

さて、いままでいろいろのことを申しましたが、そこで私はこれらのことから、何を皆さんに提示しようとしているか、^(マ)という点であります。徳川家康の遺訓に洞察力ということが欠けていたのは、現代の日本人としてじゅうぶんに反省しなければならないのではないかと思います。現代では家康の遺訓にいう忍耐、節度、寛容以上に、洞察力が重要であると思えます。トインビイと家康に共通した徳目は、節度ですが、家康の挙げた寛容、忍耐とトインビイの挙げた持久力には、多少の共通したところがあるようであります。私も人間生活において、洞察力、節度、寛容、持久力は非常に重要なものとは思いますが、なにかまだ物足りないものがあるように思えます。私はそれに「決断」ということをつけ加えたいと思えます。われわれの行動は洞察力、節度、寛容、持久力、決断という一連の過程を辿って、具体化されていると思えます。しかし、大学卒業生は一般的にいって、洞察力において優れておることだろうとは思いますが、インテリ階級の者は、とかくノイローゼ的であり、決断力によって実行する力が欠如していると批判されているように思えます。しかも、この決断力に諸君の生涯の運命がかかることが多いのであります。たとえ、どういう優れた洞察があり、節度を守り、寛容であり、持久力があっても、最後の決断を誤った場合は、人生の大局を誤るといえることが多いのであります。人生の航路には、みずからの決断に自己の一切を賭けねばならない場合があり、そこに人生のきびしさがあると思えます。ケネディ、フルシチョフ、ネールなどのような^(マ)人人のことを考えると、いまの述べたような洞察力から決断力に至る優れた諸徳を、備えていたように思われるのでありま

す。しかしこのことはなにもそのような世界的に偉大な指導者ばかりのことではないのであります。われわれ平凡人の日常の茶飯事の問題でありまして、一つのことを実行するためには、やはりこの過程を経て決断しておるのであります。私はいま諸君とお別れするに際し、事を処するに当っては、「洞察力をもち慎重に決断する」という言葉を餞といたしたいと思います。

実は本日は非常におめでたい式場でありまして、これだけで終るのが普通であります。これから後をいったものかどうか、私は、ずい分思案いたしました。しかしあえて口を切らねばならないというのは、このたびの不祥事の問題でございます。このことに一言も言及しないで、いま諸君とお別れするのは、何か他人行儀で、非常に水くさいという感じがするのであります。この不祥事は諸君には全然関係のない次元のところで行われたことであります。諸君にはなんの関係もないことであるにもかかわらず、諸君や、諸君の御父兄の方々に、いろいろと御心配をおかけしたのは、まことに御迷惑なことで、遺憾至極に存じております。

われわれ広島大学の教職員一同は、いまこの事件の収拾に懸命の努力をいたしております。ただ、私がこの事件について、いろいろ処理していた過程のなかで考えたことは、大学というものは、一つの運命的な共同体であるということであります。たとえきわめて少数の者の不正であっても、その関係者一同が、肩身の狭い思いをしなければならないのであります。しかし、逆に非常に少数の者に栄誉があれば、関係者一同にとって喜びであり、祝福であります。広島大学全教職員は、このたびの不祥事の責任を痛感いたしておりますと同時に、大学の名誉と権威の回復のために、一所懸命の努力を払う覚悟であります。

しかし、大学の名誉と権威の回復は、卒業生諸君の社会的な活動に依存することがきわめて大きいと思うのであります。広島大学の全教職員は、本年度の新しい卒業生諸君の社会的な活動に格別な期待を寄せ、その将来に大きな希望を托して、諸君の門出をお送りしていると思うのであります。どうか諸君は、職場においても、研究室に残られても、じゅうぶんに御自愛の上、御健闘いただき、われわれの期待に応えていただきたいと思っております。それではお別れいたします。

302. 川村智治郎 昭和42年度卒業証書授与式*

[昭和43年3月25日／学報394号]

昭和42年度広島大学卒業証書授与式における学長告辞

広島大学長 川村智治郎

御卒業の皆さんおめでとうございます。うらかな春の好季節が目前にせまりました今日、諸君の努力がみのって、ここにめでたく卒業の栄誉をになわれましたことを、

心からおよこび申しあげます。諸君御自身のよろこびは申すまでもないことですが、諸君の御卒業を千秋の思いで待っておられた御両親をはじめ、御親族や知人の方々のよろこびも、いかばかりかと拝察しております。

ただ今卒業証書をお受けになった諸君のうちで、18.5%の方は大学院へ進学されますが、その他の方々すなわち81.5%という大多数の諸君は、学生生活に別れを告げ、社会人となって活躍する決意をしておられるのであります。今年の就職状況を見ますと、3月20日現在で就職先が決定あるいは内定している方は、学部ごとに多少の差はありますが、全体を通じて就職希望者の95.4%にあたります。残りの方につきましては、決定や内定がおくれているのは、多くは例年おそくなって決まる職域だけでありまして、それらの方々の就職も間もなく決定するものと思っております。このように就職状況が良いことは、諸君や御一族の方々のよろこびでありますと同時に、母校の教職員にとっても、非常にうれしく、大きな喜びをもって諸君をお送りすることができるのであります。

今日諸君が卒業証書を手にして、母校の門を出られますとき、広島大学から離れ去るような思いをされるかも知れません。しかし、諸君のからだは、なるほど母校から離れますが、諸君の心は生涯広島大学から離れることができないばかりでなく、その結びつきは、年とともに、ますます深くなって行くものと思います。諸君が卒業された小学校・中学校・高等学校も、たしかに諸君のなつかしい母校として、種々の思い出が長く諸君の脳裡に残ることはまちがいありませんが、諸君と大学との結びつきの強さに比べれば、月と太陽の明るさの違いほどの差があると思います。諸君が今後いずこの土地に住み、どのような仕事に従事されても、必ず自分は広島大学の出身であるという意識が、心のささやきとなって、ある時には自信をもたせ、あるときには奮起をうながしてくれるものと思います。

おそらく諸君は、今後新聞・テレビなどで報道され、あるいは友人や同僚から聞かされる広島大学の名に、思わず胸をときめかされることでしょう。明るいニュースに対しては、胸を張って聞き入り、暗いニュースに対しては、肩身のせまい思いをされることでしょう。

これは諸君がわが国の知識人として必要な高度の教養と、社会で活躍するのに欠くことのできない専門的知識とを、広島大学において始めて身につけられたからであります。この事実は、たとえ、かりに諸君自身が否定しようとしても、社会一般はその否定を許さないのであります。このために、大学は諸君に対して強い責任を感じます。同時に、諸君の今後の活躍は、母校に対する社会の評価となって返ってくるのでありまして、諸君を指導し、諸君と苦楽を共にした教職員は、みな諸君の発展を祈りながら、諸君の身の上に絶えず心をはせているのであります。諸君と母校とは、心のつながりにおいて、永久に離れることのできない強固な共同体を構成していることを、こ

ここに銘記していただきたいのであります。

諸君は今、卒業のよろこびと、前途に対する大きな夢とに胸をふくらませておられるものと思いますが、同時に、この夢をいかにして実現してゆくかについて、多少の不安が諸君の心の片すみにあるのではないかと思います。これは、一つには国全体に広がる精神的な不安定からくることであり、他は、自己の真の能力が自分にはよくわからないということからくるものと思います。精神的な不安定につきまして、私は、昭和20年の初めで、終戦より半年あまり前に、親しい友人から聞かされた言葉を思い出します。

これは、この友人が彼の尊敬する知人から聞いた話として、私たち数名のものに、ひそかに言ってくれたものです。それによると、戦争は必ず^(ママ)近いうちに日本の敗戦となって終る。敗戦となれば苦難時代が続くことはまちがいないが、物質的な復興は意外に速く進み、20年たてば、戦争のきずあとは、ほとんど見ることができなくなるであろう。しかし、精神的な復興はおそく、60年かかるだろうということでした。私など、戦争に負ければ日本がどうなるかなど、ほとんど予想を立てることができませんでしたので、この予言は、私の心に強くひびきました。戦後23年を経た現在、確かに日本の物質的な復興はめざましく、戦前の最盛期をしのぐほどになりましたから、この点での予言は的中いたしております。これに対して精神的復興が、物質的復興と併行して進んだかどうかということになりますと、これは誰の目にも、まだ復興の途中で、いわば動揺期にあるように思われます。もし、予言通りにゆきますと、今後40年近くたたないと、安定しないこととなりますが、この点は、諸君が私くらいに年配になった時に、よく見とどけていただきたいと思います。しかし、精神的復興が60年というのは、物質的復興と平行しては進まないという意味に解して、日本が文化的にも道徳的にも思想的にも、早く日本独自のものを確立して、世界の各国から尊敬されるような立派な平和国家に1年でも早くなるために、私は諸君に、若い情熱をささげてほしいと願うのであります。

わが国において現在見られる精神面での不安定は、終戦直後の混乱時代から比べると、著しく立ち直ってきていることは明らかですが、なお現存するこの不安定の世相に対処して、われわれはどのようにして生きればよいのでしょうか。これは、おそらく大学を卒業したばかりの若い諸君の胸中に絶えず去来する大きな問題ではないかと思えます。私はこの点について、私が諸君と同年代であったころから抱き続けてきた考え方と実践してきた私の行動とを述べて、諸君の今後の御参考に供したいと思えます。

私は常に、「自分の信念を貫くために全力をつくせ」ということを自分自身に言いかせております。いいかえれば、いかなる場合にもわが道をまっしぐらに歩むということです。これは、自分の信じていることが世の中で最上最善のものであるという

意味ではありません。ただ私自身にとっては最善のものであるという意味です。また、この信念は、絶対不変のものではなく、その時、その場合に臨んで、私自身が最善と確信する道を歩むことであります。

私は、最初小学校の教師になるつもりで、師範学校の第二部を卒業しました。ところが、試みに受験したその年の広島高等師範学校の入学試験に合格しましたので、予定通り小学校に就職するかどうかについて、多少迷いましたが、行ける時に行っておこうという考えから、最初の計画を変更して、高等師範学校に入学し、中学校の博物科教員になる道を歩むことになったわけです。この科を志望したのは、子供のころから鉱物が非常に好きでしたので、中学校の博物の先生になれば、最も生き甲斐のある人生が送れるだろうと考えたからです。ここを卒業した時の年齢は22才で、諸君とほぼ同年令の若さでありました。この頃、私の心中には学力の不足に対する不安と、やる気になれば何でもできそうだという一種の自信のようなものがありました。この一種の自信は、小学校時代と師範学校時代に、たまたま得た経験に基づくものです。

私が22才のころから現在に至るまでに経験してきた40年間と、諸君がこれから経験しようとする40年間とは、世界の情勢が異なっており、特に科学の驚異的な進歩のために、生活様式などが著しく違ったものになることは言うまでもありませんが、人間の心はあまり変わらないものと思います。これは、大昔の偉人の言葉が、現在も我々の心に強く訴えるものをもっていることから明らかであります。私は凡人に過ぎないのでありますが、私が諸君の前で誇り得るただ一つのことは、現在にいたるまでの40年間自分の信念を貫き通してきたということでもあります。

私は広島高等師範学校を卒業後、学校の指示によって、その当時中等学校の程度であった師範学校に就職することになりました。これは長野県の師範学校です。私はここで最も若い教師でした。教えるとなると自分のもっている知識がいかに不完全、不確実なものであるかがわかりまして、自己の力量不足に悩みました。しかし、私はそれを克服して、少しでもよい博物教師になるため、全力をあげて勉強し、また、教材を集めるためと、自分の学力をつけるために、ほとんど毎週土曜日の午後から日曜日にかけて、時には単独で、時には2、3人の生徒をつれて、県内の山野を歩きまわりました。私はこの学校に2年間在職しましたが、その間、私はただ自分の貧弱な学力を補って、生徒のために少しでもよい教師になることだけを心がけて努力しました。しかし、この短い2年間に、私の全然予想しなかったいくつかの事がおこりました。まず、就職第2年目に入りますと、専攻科に残って博物の勉強をしたいという生徒が大増加をしたことです。これはうれしいことでしたが、それらの人達をどうして指導するかについて自信がなく、私は自分の学力不足がはっきりとわかりまして、悩みが一層深くなりました。

第2は、これらの人達を中心となって博物に関する展覧会を開き、市民に開放して、

その啓蒙運動をするというのです。このような行事は、それまでには無かったことですが、学校で許可してくれましたので、大々的に開催できました。すべての企画は生徒が行なったのですが、次々にやってくる生徒の相談に応じるために、私は3日間一睡もできませんでした。しかし、結果は大成功で、各会場は集まってきた市民や各学校の生徒で、押すな押すなの盛況でした。これは、その後学制改革などによって多少形をかえましたが、現在まで毎年続けられているということです。

第3は、私が在職した2年間に、当時の東京高等師範学校に4名入学し、そのうちの1名は化学科ですが他の3名はいずれも博物科に入学したことです。それまで長野県師範学校から高等師範学校に進んだ生徒は数年間1名もなかったということを聞かされておりましたので、ちょっと驚きました。聞くところによりますと、その後ふたび進学者が途絶えたということです。博物科に進んだ3名のうち、ひとりとは優秀な才能をもちながら若死にされましたが、残った2名の方は、現在東京教育大学理学部で、生物科の教授として、それぞれわが国の動物学と植物学の指導者として活躍しておられます。

私がここで申したいのは、私の手柄話を諸君の前で吹聴するためではなく、それらが皆、私の予想外の結果であったということを言いたいのです。私は生徒に対して、博物は面白いから大いにやりなさいとか、博物展覧会を計画しなさいとか、高等師範学校の博物科を受験してみなさいとか、いうことは一度も言ったおぼえがありません。私は、生れつき、ひっこみ思案で、ただ生徒から慕われるような、よい博物科の教員になることだけしか考えませんでした。これが私を生かせ、私を社会に役立つ人間にする唯一無二の道であると確信し、それに全力をそそいだだけでした。

私が長野県師範学校を2年間でやめたのは、ここでの勤務がいやになったためではありません。自分の貧弱な学力では、特に専攻科の生徒の指導ができないことを痛感して、自分の学力を充実するため、文理科大学に進学することを決意したからです。私はここを去るとき、私の尊敬する教頭先生に、3年間の勉学の後は、必ず戻って来たいと思うから、その時には是非とも私を再採用してほしいとお願いしました。これに対して教頭先生が言われるには、君が文理科大学を卒業して、もしここに帰ることを希望するなら、必ず引き受けよう。しかし、君は文理科大学にはいれば、おそらく一生そこから出られないだろうとのことでした。頭が鈍く、自分の学力に自信のない私には、教頭先生のあとの言葉は、私の心に全然通じませんでした。私は、多くの生徒諸君が引き止めるのを、3年後には必ず戻ってくるから許してくれとあって、広島文理科大学の学生になったわけです。

文理科大学に在学中、私は、卒業後再び長野県師範学校の博物教師になることを夢みながら、そのための準備に熱中いたしました。

しかし、幸か不幸か、卒業時期になって、私の計画が大きくはずれ、長野県師範学

校の教頭先生が予言した方向に進みはじめました。私は動物学教室の助手として残されることになったわけです。この時、私は将来大学の教授になるというようなことは全然考えていませんし、さればとって、いつ、どこで、どのようなポストに就職するかということも皆目予想ができない状態におかれていました。私は助手として最善をつくすよう努力いたしました。助手の仕事は、学生諸君の実験の準備や、先生による指導の手伝いなどすることのほか、自分の研究をすることでしたが、私は理想の助手になろうとはげました。4か年ほどたってから講師にしてもらったのですが、ここでも、私は講師こそ大学における研究の主力であると考え、また、当時世界最高の水準にあったドイツの学問が講師の力によって支えられているという話を聞きまして、自分の研究に全力をあげました。第二次大戦は、私の講師時代におこったのですが、戦争が日本側に不利になるにつれて、それまでの研究を続行することが極めて困難になりました。しかし、私は、たとえ敗戦になっても従来の研究を続けていることが、わが国の復興を早め、将来の発展に貢献するために、私になし得る唯一の道であると確信いたしました。いかなる事態に際しても研究をやめませんでした。

このようにして、私は現在にいたるまで、私が最善と信じる道を歩み続け、それをふみはずしたことがありません。したがって、私には、あまり後悔ということがありません。もちろん、いつも自分の思うように事が運ばれるということはありませんし、失敗も少なくありませんが、それらは自分の力が足りなかったためであって、ほかにどうしようもなかったものと考えて、後悔はありません。そして私は、後悔のない人生が最も幸福であると考えております。

諸君は、それぞれの専攻分野によって、今後種々異なる方面で働かれるわけですが、私が、自分の体験を通して申し上げたいのは、それぞれの職場で、自分が最善と確信する道を全力をあげて前進してほしいことです。その時、成功をいそいで近道をしようとするれば、必ず失敗します。成果を挙げることを望むよりは、成果をあげ得るような実力を着実に身につけることを考えてほしいのです。

諸君が今後各職場で自分を生かすためには、どの分野の能力をみがくのが、いちばん大切であるかを熟慮し、その道をまっすぐに進まれるなら、必ず、おそかれ早かれ、一つの分野での権威者、いわは一芸の達人になられることは確かです。これが各職場の発展につながり、さらに社会ならびに国の発展につながり、他方、自分自身ならびに家庭の安らぎと、しあわせをもたらず原動力になるものと思います。

将来の発展に対して無限の可能性をもつ若い諸君は、今後各自の信念にもとづいて、日々の努力を重ねられ、諸君を今日まではぐくまれた御両親や、諸君をここまで導かれた恩師の諸先生をはじめ、社会全般の期待に答えていただきたいのであります。そして悔いのない人生を送っていただきたいのであります。

広島大学の名のもとに、今後諸君が有為の人材として、わが国さらには世界のあら

ゆる分野で健闘されんことを心からお願いいたします。

303. 飯島宗一 昭和45年度卒業証書授与式*

[昭和46年3月25日／学内通信2集付録]

昭和45年度卒業式学長告辞

学長 飯島宗一

本日、広島大学は、1,600余名の卒業生を世に送ることになりました。諸君の在学中は、学の内外ともに多事の時に遭遇し、ことに大学紛争の経過においては、興奮と混乱の中において、さまざまな観点から大学そのもの、学問そのもののあり方、ならびにその根底が問われるという状況にありましたから、純粹真率にして多感な諸君は、みずからの学問・学習をつらぬくにあたって、多くの困難、多くの危機を克服しなければならなかったと思います。それゆえ、本日この卒業式の場に立つ諸君の感慨もひとしおのものがあり、諸君を送るわれわれもまたさまざまに思いふかいものがあります。それぞれ、みずからの未来を、みずからの責任において切りひらくべく、いま、ひとつの出発点に立つ諸君に対し、われわれは万感をこめて、諸君の自愛と、諸君の健闘と、諸君の幸福を祈ります。

諸君の大学生生活はすでに多事でありましたが、諸君が今日以降身をおこうとする社会一般も決して平穩無事ではありません。否、むしろ、矛盾・相剋・不安はつねに渦巻き、解決を要する問題は世界に充満しているといつてよろしかろうと思います。勿論人間の歴史始まって以来、平和にして無事の時は稀であり、人生は苦難の連続ですらありましたから、人間社会はすなわち多事多難が常であると観ることもできましよう。しかし、今日の世界のはらむ問題の深刻さは、技術文明の進展とともに、人間存在の可能性とその限界が人間自身の力と責任にゆだねられている事がようやく明白になり、しかも人間はその事態に直面して、むしろ、みずからに不安を感じ、しばしば方向を見失いがちであり、また、人間自身の今までのやり方に自信を失いかけているという状況でありましよう。「知識は力なり」という言葉がありますが、近代における大学の発展の根底には、文芸復興、啓蒙主義に象徴されるころの人間の知恵の力に関する一種の樂觀主義が介在していました。学問の権威とは、学問に対する肯定と、学問と人間性の間の隙間のない一体化への信頼を前提とする概念であります。そこにくたがいを生じようとする現代の状況の中で、大学存在の根底が世界的規模で問われつつあるのは、それ故、むしろ当然のことであって、またここに、大学の21世紀の展開のための根本的課題が存在しておりますが、注意を要することは、諸君が4年間を費して身につけたところの学問ならびにその主体である諸君自身もまた、当然のことながら、この時代状況をまともに受けて立たねばならないということでもあります。つ

まり諸君は本日をもって大学を卒業しましたが、諸君をまちうけているのは、諸君の学問に対し、時代が課するところの批判であり、試練であります。諸君は、すでにひとたび智慧の実を食べた者としてこの試練を回避することはできません。

このことは、しかしながら、それを逆の見方からながめるならば、諸君の周囲に、諸君の前途に、諸君がみずからの学問をふくむ全人間的力をふりしぼって挑戦すべく、解決すべき課題が山積しているということでもあります。ここに、一々の事例を上げるまでもなく、文学の世界においても、美術の世界においても、あるいは法律の社会、政治の社会、経済の社会、さらに工業生産、自然科学、医療医学、あるいは農業生産、あるいは人間の営みの場面に、今日われわれが、それを根本的に洞察し、基本的に組み立てなおし、解決してゆかなければならない問題が山積していることは諸君もこれを感じるところであろうと思います。それらの課題のあるものは、しばしばあまりに大きく、あまりに深刻であって、到底個人の力によって処しえないように見えるかもしれませぬし、また諸君の学問は、しばしば未熟ないし不完全であって、とてもそれらの大問題を解決すべき力にはなり得ないと思えるかもしれませぬ。しかし、よく考えてみると、現代における諸問題、およびそれにともなう混乱と不幸は、実はその大部分が、人間自身のつくり出したものであります。人間が、人間自身のつくり出したものによって敗退し、あるいはその結果として絶滅するかもしれないという事態は、根本的に矛盾であります。その矛盾は、人間みずからが必ず克服しうるものであり、またそれを克服しなければならぬということとも言えると思います。少なくとも人間以外に、この人間のつくり出した深刻な状況の解決にあたって、たのみとすべき存在は、この宇宙には存在しません。人間の生の根底は希望であり、人間の生の本質もまた希望であります。のみならず、われわれの科学技術は、進歩したといっても、われわれ自身、人間そのものについて知っていることは未だほんのわずかであり、自然も、人間もともに未知であります。しかし、未知ということは一面可能性であります。ことに諸君は若々しいのであって、若々しいということは可能性の宝庫であり、物事を否定しつつし、絶望しはてることを強制されても、絶望しきれないエネルギーが、人間の中に、ことに若い諸君の中、フェニックスのごとく存在していることを、われわれは直視しなくてはなりません。そして、われわれの一人一人、諸君の一人一人はささやかな存在であるけれども、そのささやかな一人一人の人間以外に、人間のため、現代の状況に挑戦し、それを克服して、未来を切りひらく力の源泉はどこにもあり得ないということを、われわれはくりかえして見つめなくてはならないと思います。

有史以来、人間のつくりあげて来た体系は、人間にとって力であると同時に、しかもなお幾多の点で不完全であることを否定することはできないでありましょう。しかし、実をいえば、この知識の不完全性ないし一面性は、人間の智慧のひとつの永久の本質であり、むしろこの不完全性を絶えず認識し続け、追求しつづけるところに本来

の学問の姿があるというべきでありましょう。「学問というものは、われわれの精神が事物の内に生きることであり」という言葉がありますが、問題とすべきは、学問の形骸化、学問の非人間化であります。諸君が苦勞して自らのものにした学問を、たんなる「知識」、あるいはたんなる末梢の「技術」として、矮小化し、抽象化し、あるいはそれを死なしめることなく、人間の可能性のための真の「力」として、みづからの中に再発見し、それを現実との対決のなかで、つねにきたえ、のばして行ってほしいと思います。「学問」は諸君個人のわたくしの生活のための単なる道具でもないし、安易な生活のための通行手形でもありません。それは、すべての人類のための人間の力であり、希望でなくてはならないと思います。そのように諸君の学問を真の学問たらしめるところに、人間社会の中で学問という職能を分担したものの義務があります。私は諸君が、古い意味での権威主義にかたむくことなく、また衰弱した懐疑主義にもおちいることなく、諸君の学問の中に、人間のための人間の力を自覚し、勇気をもって挑戦すべき課題の中へ出発してゆくことを心から期待いたします。その根底は、実に、諸君の人間に対する愛情に存在するのであります。また、その人間への愛の自覚は、諸君が、諸君自身を歴史の時間の中に、また、宇宙と地球の空間のひろがりの中に位置づけ、見つめようとするところから芽生えるものであると思います。

諸君、諸君の一人一人は実にかげがえのない大切な存在であります。諸君の中には、無限の可能性と無限の力が内在するのであり、諸君は、どうかそれを小さなものにしないうで、またそれを汚さないで、力一杯、大きく、堂々と発展させて行ってほしいと思います。諸君が、小さな自己満足と自己偽満に足りることなく、自分自身を真の意味で大切にすれば、それは必ず可能であります。

304. 竹山晴夫 昭和52年度卒業証書授与式*

[昭和53年3月25日／学報519号]

昭和52年度広島大学卒業証書授与式における学長告辞

昭和53年3月25日

広島大学長 竹山晴夫

本日、1,938名の新しい学士諸君が誕生したわけであります。この新しい本学の卒業生の諸君に対して心からお祝の言葉、お喜びを申し上げたいと思います。4年ないし6年、孜孜として勉学に励んでこられたことのあらわれとして今日この日を迎えられたこと、これは諸君自身の喜びであると共に、その背後にある多くの方々のお喜びでもあると思います。どうかこの日の喜びをいつまでも胸にかみしめて、これからの人生を歩んでいただきたいと思います。この席をかりて、一言私の短い経験ではございますが、それを申し上げて何かの御参考にしていただければと思うわけでござい

す。

今日卒業された1,938名の諸君の大部分の方は、職業について実社会にこれから入って行かれようとしておられます。若干の方々は大学院に進んで更に勉学の道を極めようとしておられる。この両方に通じていわれることであると思いますけれども、いわば、諸君はこれから社会という大きな海に自分自身の力でもって、船を漕ぎだして行こうとしている水夫のような立場にあるかと思われます。その諸君が出て行こうとする社会は、つい先頃まではG N Pが自由世界第2位であるとか、或いは、経済大国であるとかいう風なことをうたっておりましたけれども、そういう言葉が実は非常にはかないものであるということは、昨今の色々な事柄、例えば円が非常に高騰して世の中が非常に不況におちいつているというようなこと、或いは様々な社会事象によって実証されているかに思われます。そうした社会、それは決して明るい輝かしい先の先まで見通せるような社会であるとはいえない。かといって、また、真暗で一寸先も見えないという風な暗い完全暗黒の社会でもないわけで、いわば、光と闇の間にある社会ではなからうかと思うわけであります。そうした世に出て務めるためには、しっかりと眼を凝らして行末を見定めなければならない立場におかれているわけです。数年前の非常に好況に沸いた時代に社会に出た人達の中には、とにかく大学を出たというだけで引張風であった。そういうことがはたして本当の意味のプラスになっているだろうかといひますと、中には非常にすすくと伸びていった人もおりますが、逆に、そうした順境にあったために、自分自身の力であるとか、或いは性質といひますか、性向といひますか、そういうものを見誤ったために、かえって挫折しているという風な諸君も何人かいるわけでごひます。

そういう意味からいうと、諸君は、今、先の見通しのつかない世に出る。そのため自分自身をしっかりと見据える。同時に社会もしっかりと見定めなければならない。自分の立っている基盤と、それから自分をとりまいてるものというものに心を凝らして、一歩一歩ふみしめて歩いていかなければならないということは、ある意味からいうと、これは逆説的に聞えるかも知れませんけれども、かえって恵みであると言えないこともないと思うわけでごひます。

そうした場合に、諸君が自分自身の足もとをしっかりと見つめて歩くと同時に、自分自身の足もとだけでなく、行手に高い自分ながらの高峰を仰ぎみながら進んでいくということ、是非私はお願ひしたいわけだす。足もとを見つめるということと、遠い高嶺を見つめるということは一見矛盾するようだすけれども、しかし、これは決して矛盾ではないわけで、ちゃんとバランスをとりながらそういう歩みを進んでいくことができるわけだす。別の言葉でいへば、足もとは現実であり、それは非常に短いShort rangeの問題が色々渦巻いている世界である。そこには経済の問題であるとか、パンの問題というものがある世界であります。遠い彼方の峰というのは

Long rangeの世界であり、そこには、いわば人生の理想というものを諸君自身が求めながら進んでいく道ではないか。恐らく諸君がこれから入っていかうとする職場の生活というのは、どちらかという現実の問題、Short rangeの問題に日々心をすりへらし、肉体をくたくたに疲れさせるという場ではなからうか。また、そういう努力奮励なしには進んでいくことのできない世界でもあるわけです。しかし、そうしたパンの問題の解決のために心を労するというのも勿論必要でありますけれども、それ以外に、パンの問題を超えたもう少し高い別の次元の問題があるということにも、心を深く思いをいたして歩んでいただきたい。「人の生きるはパンのみに由るにあらず」という言葉がありますが、そうした言葉をしっかり味わっていただきたいと思うわけです。

これからの諸君の長い人生航路というものは、決して時間的にいっても平穩無事というものではないし、空間的にいっても平坦な舗装道路のような坦坦たるものではないわけで、そこには予期しない峠があり、或いは谷間があり、比喩的になりましたけれども、難関が横たわっているということは当然覚悟しなければならない。精神的にも、或いは物質的にも、そうしたものをいちいちのりこえていかなければならない。それをのりこえていく一つ一つの営みというのが、実は、諸君自身の生きている上での証しであるといえましょう。そうした場合に自分の近傍、現実だけしかみないという者と、パンの問題を超えた永遠の問題にたえず心を使いながら歩いている者との間には大きな差ができてくるということ、私は自分自身の短い、ささやかな経験ですけれども、そういうことを思わずにはおれないわけです。

どうか、野原の細い道を踏みしめながら歩いていくその合間にも、目をあげて青空を仰ぐ。そういう歩み方を諸君自身の職場の生活、或いは、学問探究の生活の場において続けていただきたいということをお願いしたいわけです。そういうことを強く希望すると共に、これから諸君が出で立って行こうとする社会という海は決して平穩ではなく、そこには荒波が、怒濤が波打っているわけです。そこに諸君が一隻の船の漕ぎ手として出ていかうとするその航海の前途が安全であるように、どうかくれぐれも自重自愛されてその生を全うしていただきたいということを願うものでございます。諸君、どうか元気で頑張ってください。

305. 頼実正弘 昭和56年度卒業証書授与式*

[昭和57年3月25日／『アジアへのかけ橋』]

志と漂泊と決断

卒業生諸君をお送りするにあたって、一言門出のお祝いを申し上げます。本日の私からのお祝いの言葉は、「志と漂泊（マワ）と決断」ということでもあります。いささか三題断

めきますが、今からお話しますことが、社会に出ていく諸君の参考になれば幸とっております。私は最近技術移転の問題に取りくんでおりますが、本日は技術移転とは何かということではなく、技術移転にかかわった人達に触れながら、「志と漂白と決断」についてお話ししたいと思います。

明治時代に、日本の近代物理学の基礎を築られました長岡半太郎先生がおられます。先生はボーア・ラザフォードに先がけて、原子の構造について長岡模型を提唱されたことで有名であります。また、日本の科学振興及び科学行政についても大きな業績のあった方です。

先生は明治15年、現在の東京大学に在学中、1年間休学しておられますが、そのへんのいささつについて、出身校の開成中学で後輩達に話をされております。それは大学に入学されて1年たった頃、欧米において研究されている事柄をこの1年間において、理解することが出来るようになったが、他人が行なっている研究の後を追ひ、外国の学問を輸入し宣伝し普及することだけでは自分の志とするものではない。必ず研究者の一員として学問の一端でも啓発しなければ、男子として生れた甲斐がない。そのためには、まず、東洋人として西洋の科学分野の研究にたずさわる能力があるか、このことを明白にしなければならぬ。若い今ならば将来科学者として進むべきか否かを考えてみるために、1年間休学しても自分の将来にとって悪い結果にはならないだろう、と決心したというのであります。もとより、先生としては東洋人が、西洋人より輸入した科学の研究能力が、西洋人に劣っていることが分れば、他に転向しよう、という考えでしたが、1年間休学して、調べた結果、東洋人は決して西洋人に劣っていないということができ、研究者としての道を進むことにされた、ということでありました。

この長岡先生のとられた行動について、諸君がどのように理解されるか、私には興味があります。

恐らく、諸君の中の大多数の方は、先生が休学までされて、自分の進むべき方向を決められたことは、科学研究の後進国であった明治時代の日本の事情によるもので、特異な状況の故だと考えるのではないのでしょうか、私はそのことも無縁であったとは言いませんが、もし、後進性のみで捉えるとしたら大きな誤りと思います。

しかし、そのことが、今お話をしようとする主題ではありません。

私が、学生生活を終えて社会に出て行く諸君に申し上げたいことは、長岡先生が諸君と同じ年頃の青年期に、自分の将来を決めるために、1年間休学までして心の漂白を行い、結果として、研究者として進むべき道を決断されたその過程であります。

長岡先生のような行動は、いささか俗人と異なっているかも知れませんが、人は誰でも、一生の中に幾度も、いくたびも志をたてそのために心の漂白を行い、さすらいながら生涯を果すものであります。ひとたび、志を立てそれに向って進む時志が大き

ければ、大きいほど、実行するために決断する精神力が必要といえます。このことが、また諸君が精神的に成長を遂げる必須の過程であり、この過程に於いて、懷疑し、煩悶することが、成長に繋るものであります。心の漂白（マツ）は一見時間と心労が無駄のように見えますが、決して無駄なことではありません。「心の漂白（マツ）」を経たならば新しい出発のために決断しなければなりません。決断するか、し得ないかで諸君に対する社会の評価は決まります。私は、決断することは、責任を自ら確認することであると思います。それは決断した行為や行動には必ず結果が生じるということです。従って、結果を恐れるもの、即ち責任を回避しようとする者には決断はし得ないということです。責任を恐れる者に決断を望むことは、所詮無理ということでしょう。諸君は、本日から社会に活動の場を持つわけです。生ある限り決断と実行を繰り返し、その結果により自身が評価を受けながら成長して行くこととなりますが、青年期の結果は恐れることなく、信念に従って、決断し行動して欲しいと願っております。

長岡半太郎先生の話が出ましたので、明治時代に日本を訪れた二人の外国人の言葉を例にとってお話してみたいと思います。諸君が社会において志をたて、決断するための指針になれば幸と思います。

札幌農学校におけるクラーク博士のことはよく知られておりますがクラークが来るその前にアメリカ政府の農務長官ホーレス・ケブロンが、当時としては生活環境が非常に悪かった北海道へ長い間滞在して北海道開発のための、貴重な助言を日本政府に与えております。来日にあたってケブロンは、自分の意志・覚悟を

『鈍才なる自分も、偉大なる神の力を借りるを得ば、辺陬の海上に捨てられし蝦夷の孤島も日ならずして豊饒の地と化し、かの小国といえども、わが大国に対峙する難きにあらざるべし』

という言葉で表現しております。

明治初期の新生日本には、ケブロンを初めお雇い外国人として渡来し、若者を指導してくれた西欧人は3,000人に達していたと言われておりますが、これら外国人のうち、ケーベル、シーボルト、デレーケ、ユーイング、モース、クラーク先生等幾人かは、後世に名を止めた偉大な人でした。当時無名の一小国日本を訪れ、近代化へ尽力してくれた外国人の足跡を思うとき、私は、その感慨を改めて深くする次第です。

幸いにして、高等教育を終えた日本人諸君の一体何人の人がアジア・アフリカの国々の発展に目を向け、その為に尽力するのでしょうか。諸君、この違いを考えてみて下さい。

次に、明治の中頃来日し日本人の妻をめとり、日本を欧米諸国へ紹介したラフカディオ・ハーンのことですが、彼が次のようなことを言っていることを知って、私は愕然と致しました。それは、明治30年頃のことと思いますが、

『日本人と語るとき、農夫や老婆と語るときは楽しい。話が生き生きとしている。と

ころが、教育の高い人達との話はずまらない。常識的で自分の意見がない。』

『西洋では、教育はそれを受けた人の判断を養うために行われる。ところが、日本人は教育程度のたかい人ほど、自分の意思を言わなくなる。』

と、原文に忠実ではありませんが、こういう意味のことを言っております。

諸君は、ハーンが言っていることを、どのように感じますか。私は明治の中頃から約80年が過ぎた今もなお、ハーンの言っていることが的を射ていることに驚き、日本のエリートは自分の意思を表にださない、すなわち、責任を伴う決断を避ける、というハーンの指摘の正しいことを痛感しております。

以上、先達の言葉などを紹介しながら、最初申し上げました「志と漂白と決断」^[ママ]について、私の所信と、若い諸君へ期待してやまない心情を申し上げました。いま今日をもって、学生としての本務という一つの事柄は終わりましたが、終ると同時に次の社会での活動が明日から始まります。その社会において活躍するための第一の条件は健康であるということです。くれぐれも健康に注意して、希望にむかって邁進するよう祈っております。

なお、御承知のように、広島大学は、昭和60年を目途として東広島市への移転を行っておりますが、卒業後も先輩として広島大学の発展を見守って下さい。(1982年3月25日)

306. 沖原豊 昭和60年度卒業証書授与式*

[昭和61年3月25日／学内通信247号]

一冊の人生の書物

広島大学長 沖原 豊

長年の勉学の成果が実り、本日もでたく学業を終えられた卒業生諸君に対して、心から祝福の言葉をおくりたいと思います。御家族の方々、指導にあられた諸先生方も、さぞかしお喜びのことと拝察いたします。

ところで、最近は人生80年時代を迎え、諸君のこれからの人生は、戦前の人々の一生に匹敵するほど長いものになっています。その長い人生をいかに過ごすかは、これからの諸君の大きな課題であります。しかし、人生そのものは高山樗牛が「人生終に奈如、是れ実に一大疑問にあらずや」と述べているように、たしかに不可解であり、謎に満ちているといわなければなりません。

そこで、昔から、人生についてはいろいろな考え方があります。例えば、坪内逍遙の作品『人生四季』のなかでは、人生にも自然と同じように春、夏、秋、冬があるとされています。

また、中近東地方の古い物語『ミルザの幻想』では、人生が一本の橋にたとえられ

ています。ある日、王子ミルザは、バグダッドの近くの小高い丘に登って、人生について深い物思いに沈んでいた。すると、神が現われ、東の方を指さした。そこには、大きな川の上に一本の橋がかかっており、無数の人々が渡っていた。よく見ると、この橋には至るところに落とし穴が設けられており、多くの人々がその穴から落ち、急流の中へ消え去ってゆくのが見えた。神は、ミルザに対して、あれが「人生の橋だ」と教えてくれました。

さらに、人生とは一冊の書物であるという考え方もあります。人はだれでも、毎日、必ず人生の一頁を書いている。それは、ある時は喜びの笑いに満ちあふれ、またある時には悲しみの涙でぬれている。このような一頁一頁が積み重ねられて、人間それぞれの一冊の人生の書物ができあがる。それは書き直しのできないものであり、その内容は、人間それぞれの生き方を反映してさまざまであります。

こうした考え方は、私たちに大きな示唆を与えてくれるものだと思います。諸君は、これまで人生の一頁を書いてきたが、これからも、毎日それを書き続け、それぞれ立派な人生の書物を書き上げてほしいと思います。

私は、そのための一つの指針として、諸君のすべてが「平和」の心をもって、人生の途を歩まれることを強く希望します。諸君は、世界の平和のメッカと呼ばれている広島の地に学び、しかも国連の定めた「国際平和年」に卒業するという奇しき因縁によって結ばれているのです。相互に協力しあって、平和の喜びに満ちた人生の書物を完成されることを期待しています。

しかし、平和な人生の実現を目指すには、世界平和の追求とともに、私たちの日常生活の平和の具現もまた大切なことだと考えます。戦争は最大の暴力であると言われるが、私たちの身近な家庭、学校、地域社会の中にも、家庭内暴力、校内暴力、いじめ、暴力団の抗争など、精神的・肉体的なさまざまな暴力が存在しています。みんなで協力し、こうした暴力を排除し、暴力に脅かされない平和な日常生活の実現に努めたいものです。世界平和と日常の平和とは、いわば表裏一体的なものだと思います。

なお最後に、諸君に「神は扉を閉めたまうとき、必ず窓を開きたまう」という言葉をおくりたいと思います。長い人生の間には、目の前の扉が突然に閉められ、絶望の淵に沈むこともあります。しかし、決して希望を失ってはなりません。神は必ず別の窓を開いておいて下さるのです。その窓から出て、別の人生の途を歩む可能性が絶えず残されているのです。

平和と希望をもって、充実した人生の書物を書き上げて下さい。

自分を持つ

広島大学長 田中隆莊

平成四年度卒業生及び修了生を送るに当り、新しい人生に門出する諸君を思い、「自分を持つ」と題して、一言所懐を述べて饒とする。

人間は誰でも、自分を見つめるもう一人の自分を感じることもある。もう一人の自分とは、自分の心のこと、言い換えれば、心に何かの気持ちを持ったときの自分のことである。諸君の人生が、もう一人の自分から、自分や社会を見るゆとりを持ち、心がこもった生き方であることを思うのである。

人間は、いつの時代でも豊かさを求めてきた。その手段として、知識や知見を増やし、問題を克服して、今日の人類社会に見るように、目覚ましい発展を遂げてきた。しかし、人類社会のこの発展が、次々と新しい問題を引き起こしていることも、一方の現実である。例えば、克服の目処が立たない新しい難病の増加、地球環境保全の危機など、いずれも人間の発展方法から起こった問題である。

人間は、自らの発展方法として、知性を価値とし、その達成手段として合理性に基づく各種の創造的行為を行い、今日の発展を迎えた。目前の科学と技術はその象徴的姿である。

しかし、その急激な発展の結果は、人間の精神活動のもう一つの面である心の動きや思い、すなわち情と意、感性と心を価値とする手段との間に乖離をもたらし、人類社会の調和が崩壊の懸念を生んでいる。いま私達は、人間を見直し、人間を知らねばならない。

人類社会が抱える諸問題を、人間そのものの現象として、さらに人間そのものの実体として見るとき、どの問題も人間そのもの、すなわち人間の心が問題の核心をなしている。

しかし、人類社会の合理性の進行は、止めることはできない。その社会ではこれからも益々、人間の異質性が顕在することが考えられる。その異質性社会では、人間は誰も、個 (individual) として自らの可能性をいかに引き出し、どう伸ばし、独立自主できるかが問われる。しかしその一方で、その社会では、感性や心による人間関係を価値とし、自分を見ているもう一人の自分、すなわち心のこもった自分を持っていることが問われる。知性と感性の調和が問われ、合理性と心の調和が問われるその社会で、これからの人生を築く諸君には、どんな立場にあっても、もう一人の自分を持っていることを思い起こし、自分を抽象化して見つめるゆとりをもってもらいたい。

もう一人の自分から見るとき、本学で教養を専門的に身につけた自分、専門分野の学問体系を習得した自分、学理に基づく技術を身につけた自分が、それぞれ見えるだ

ろう。その他方には、教え導いて下さった恩師、一緒に学んだ友、同輩や先輩、支えて下さった家族、母校広島大学などが、それぞれ見えるだろう。

もう一人の自分の世界がさらに広がるとき、感性と心の世界の多様多彩さに、諸君は目を見張るであろう。身の周りや地域社会であっても、広く人類社会であってもある。その諸君に対して、現実の社会は、新しい可能性として熱い期待を寄せている。諸君が、自分を持ち、固定観念から自分を解放し、自分の可能性を引き出し、感動多き、心のこもった人生であることを祈っている。

今年度も本学から学位授与者及び修了者として、多数の諸君を送り出すことができることは、広島大学にとって最も大きな喜びである。広島大学は諸君と共に歩みつづける。諸君が世界のどこにいても、何ごとにつけて母校を思い、活躍することを祈っている。またいつでも、母校を訪ねてくれることを待っている。

最後に、諸君をここまで支えて下さった家族を始め関係者すべての方々に、諸君と共に深く敬意と感謝の気持を表し、祝辞とする。

[原文縦書]

308. 原田康夫 平成9年度学位記授与式*

[平成10年3月25日／フォーラム342号]

地球愛の哲学を

広島大学長 原田康夫

皆さん御卒業おめでとうございます。皆さんは、我が大学の統合移転が完了し学内の整備もようやく整った時の卒業であり、私の学長就任時に入学された方々です。統合移転という大事業でもあり皆さんに多くの御迷惑をかけましたが、他方、新しい施設での勉学もようやく間にあった満足感もあるのではないかと思います。

さて、皆さんの在学しておられた期間は、日本経済の大きな変動、変化の時代でした。かつてアジアの奇跡と呼ばれた日本経済の繁栄は、バブル期の無責任で放漫な経済政策と金融の危機管理の甘さにより、大証券会社や都市銀行等の破綻など、金融システムのほころびを惹起し、今日大きな社会不安の一つにもなっています。

また、直接皆さんに関係のある就職協定の撤廃は、学生諸君にとっても大きな不安感を抱かせました。かつて教職系の大学といわれた我が広島大学にとっても、少子化傾向がはっきりあらわれたこのたび、三年間に五千人の教員養成系の学生の削減という政府案も卒業生の大きな不安の種となっております。

このように社会全体が負の傾向の中、我が広島大学は新キャンパスに続々と新校舎が建ち並び、来年度から独立研究科先端物質科学研究科が新設されます。この研究科は大学院のいわゆる「重点化」によるもので、本研究科の設置により、我が大学は重

点化が始まり大学院大学への道を切り開いたのであります。これで、いよいよ日本を代表する大学、世界に情報を発信する大学としての準備、基盤が着々と出来上ってまいりました。

今回、卒業される皆さんの中には、すぐに社会に出られて自分の力を試される人たち、今しばらく大学院研究科においてさらに学問技術を深化されようとする人たち、さらには、大学院を修了される方々であります。どうか広島大学で学んだ多くの事柄をもとに、専門家として、あるいは高度な専門職業人・研究者として大きく社会にはばたき貢献していただきたいと思います。

人生いかなる時代にあっても、自らの力で切り開いて行かねばならないのです。

今の社会はボーダーレス、不透明、グローバルな時代といわれていますだけに、今までの日本のように小さく殻にとじこもった生活状態では、やがて国際社会から孤立するばかりであります。

日本の戦後は哲学を捨てることにより発展したともいえます。これまではどのような体制にも自らあわせて入りこむことで発展してまいりました。しかし、世界の国からも信頼されるためには、自ら信ずる所、いわゆる哲学をもってはじめて信頼されるのであります。

哲学は、きわめて困難な状況、大変動の危機的時代に求められ、その状況を突破、克服します。皆さんも一人ひとりが自ら信ずるもの、自ら律するもの、すなわち自らの哲学を持つことが、これからの社会を乗り切るために大切になります。

すでに社会は学歴を問うのではなく、個人の質を必要としてきています。今まではまだ何々大学卒という個人のキャリアが問題とされてきましたが、今や十八歳人口の五〇％が大学に入る時代であります。大学は皆さんのキャリアにはなりますが、それ以上に皆さんが、これからどう生きるかが問われ、また道が開かれる時代であります。

バブル経済期には質より量、内容より規模が問われていましたが、もう拡大経済は終わりました。これからは組織ではなく最小単位の個人であり、個人の成熟化が求められています。すなわち、個人が哲学を志して自らに問いかけ、目標に対し情熱を持って日々精進する心を持ち続ける。すなわち継続することが物事を成就する人生のこつである、と私は思うのであります。

こうして一人ひとりが志を高くもち、自らを律し、精神的な大人としての個人となって、日本、世界、さらに地球へと未来に心をかたむけられた時、二十一世紀はより豊かで、地球の存続繁栄ということに目が向けられて来るものと思います。

世紀末といわれる現在、我々はこの地球に対して、恩恵をこうむるだけのものではなく、次の世紀に地球がより豊かであるための仕掛けと種をまく人間でなければならないと思います。皆さんの入学時に申し上げましたように、個人が大きな地球愛をもつことこそ、次の二十一世紀を大きくはばたける人間であると私は信じています。

第8章 学長告辞

もうすぐ二十一世紀です。二十一世紀の担い手の皆さん、皆さんの時代が始まっています。自らの哲学を持ち、自ら律して、地球愛をもって敢然と生きて下さい。
おめでとうございます。

[原文縦書]

第9章 前身諸学校受験案内

解題

この章には広島大学の前身である旧制諸学校（以下、「前身諸学校」と略記）が、社会からどのように見られていたのかについて理解するための一助とするため、当時公刊されていた受験雑誌類の記事を示した。主な調査対象史料として、戦前からの受験雑誌として著名な、研究社発行の『受験と学生』、欧文社発行の『受験旬報』および旺文社への社名変更後の後継誌である『蛍雪時代』を設定し、閲覧にあたっては両社の所蔵する史料を利用した。また、これらの受験雑誌が発行される以前の情報を補完するため、『近代日本 青年期教育叢書 第V期・進学案内』に復刻・収録されている上級学校進学のための進学案内書を利用した。

『受験と学生』は大正7（1918）年に創刊され月1回発行されていた。大正16年受験準備号（第10巻第1号）から昭和16（1941）年2月号（第24巻第12号）までが研究社に所蔵されている。誌面には前身諸学校の試験問題が毎年のように掲載されている点は興味深く、入試の分析記事等には参考になるものが多い。『受験旬報』は昭和7年に創刊され月3回発行されていた。昭和10年4月15日発行の第5巻第1号以降が旺文社に所蔵されている。『受験旬報』は昭和16年10月号から『蛍雪時代』へと誌名を変更した。記事の内容としては教職員による寄稿記事が多いことを特徴としてあげることができる。「合格者は語る」、「読者の声」、「誌上公開質問」、「上級学校ニュース」といった定例記事に前身諸学校の記事が散見される。また上級学校に在学する旧読者である特信員によって寄せられる短信も多い。しかし本章には比較的分量の多い記事と特集記事とを掲載するようにしたため、これらの記事は収録対象から除外せざるを得なかった。収録した記事のほとんどは『受験と学生』からの引用である。

以下、前身諸学校の概略を示して史料解読の便宜を図ることとする。

前身諸学校のうち、最も創立年が古いのが広島師範学校（以下、「師範」と略称）である。師範は小学校教員の養成機関として、明治7（1874）年に白鳥学校の名称で広島東白鳥町（現広島市中区東白鳥町）に設置され、翌年より広島県公立師範学校と改称した。白鳥学校設置の直前には官立広島師範学校が設置されていたが、こちらは明治10年に廃止され、師範に吸収された。師範はその長い歴史の中で校地の移転、校名変更、三原女子師範学校や福山師範学校の設置・合併等、組織変遷が煩雑のため詳細については省略する（下巻5～11頁参照）。修業年限は当初3カ月や6カ月の速成課程であったが、課程整備が進んだ明治19年以降は

4年課程となり、高等小学校卒業以上の学力を持つ17歳から20歳までの者が入学した。明治45（1912）年の『男女全国遊学案内』に現れた記事はその当時のものである〔310〕。この時の本科第一部の1学年の定員は80名であった。その後師範教育令の改正により昭和18（1943）年から師範は官立学校となり、予科2年本科3年の専門学校程度に昇格した（但し戦時下の修業年限短縮により男子部本科は2年半、女子部本科は2年で卒業）。官立化以前の卒業生修了生は7,500名を超え、官立化以降昭和26年3月までの官立師範学校本科卒業生は1,837名（うち女子部713名）を数えた。師範は広島大学に包括され、教育学部東雲分校および同三原分校の基礎をなした。

前身諸学校の中で記事が圧倒的に多いのは、広島高等師範学校（以下、「高師」と略記）と広島文理科大学（以下、「文理大」と略記）である。高師は中等学校教員の養成機関として明治35年に広島市国泰寺村（現広島市中区東千田町）に設置された。収録した史料のなかで最も古い記事は明治41年の『全国学校案内』の記事である〔309〕。ここには所在地の状況と課程が簡略に紹介されている。学科構成や入学資格等については『男女全国遊学案内』と『全国官費・公費・貸費・学校入学指針』に詳しい〔310・311〕。高師は入学者の選抜については明治36年から大正10（1921）年まで地方からの推薦制をとっており、ここにはその入学資格が掲載されている。高師はこの推薦制により地方に学校を置きながらも全国から優秀な生徒を集めていた。競争入試を採用していた時期の在校生による受験情報や〔314〕、同種の学校である東京高等師範学校との比較記事〔317〕が残されている。高師の特徴として、授業料が官費によって賄われるため学費がかからず、給費制度も整えられ、就職の不安もないことから、優秀な子弟にとって貴重な上級学校であったという点をあげることができる〔314・318・319〕。高師は昭和27年3月までに総計7,288名の卒業生を輩出した。

大正7年の高等諸学校創設及拡張計画を発端とし、大正11年には東京と大阪に官立工業大学、神戸に官立商科大学、東京と広島に官立文理科大学を設置するという五校昇格案が出された。高等師範学校の大学昇格による師範大学（または教育大学）とするか、単科大学である文理科大学を新設するかは議論の分かれるところであったが、昭和4年に文理大を新設することが決定し、高師は文理大に附置された。文理大の教官には理科系については多くが外部の諸大学から招聘され、文科系については高師教官が多く転任した。8学科15専攻の学科構成で、修業年限は3年、学生定員は1学年100名であった〔312・313〕。文理大は昭和28年3月までに総計2,978名の卒業生を輩出した。高師・文理大は広島大学に包括され、高師と文理大は主に文学部、教育学部、理学部の基礎をなした。なお、大正期の中等教員需要を満たすために設置された第二臨時教員養成所の記事も収録した

[310・311・318]。大正11年に高師に附置された第二臨時教員養成所は文理大の創設にともない文理大附置となり、その後昭和8年まで存続した。

『全国学校案内』には明治20年に設置認可された私立広島高等女学校の記事が掲載されている〔309〕。私立広島高等女学校は広島市天神町（現広島市中区中島町、平和記念公園内）に設けられ、全国の高等女学校の中でも歴史は古い。明治34年に県立高等女学校が設置されたことを受けて、創設者であり校主であった山中正雄の姓を冠して山中高等女学校（以下、「山中高女」と略記）と改称した。その後校地を新川場町（現広島市中区新天地）、国泰寺村（現広島市中区千田町）へと移した。山中高女は「柔而剛」の校訓のもと、欧化主義の風潮を排し温良・貞淑・犠牲・奉仕の人格と堅忍の精神を養うことを目標として掲げた。在校生は時代により変動が大きく、詳細は未詳であるが、昭和20年までに1万3千余名の卒業生を輩出したと伝えられている。高等女学校は中学校に相当する学校ではあったが、女性の上級学校への進学機会が限られていた戦前においてこの学校が果たした役割は大きい。山中高女は女子高等教育の振興に寄与するために学校施設一切を国に寄付して官立とすることを昭和15年頃より関係方面に働きかけた。昭和20年にはこれを実現し、東京、奈良に次ぐ3校目の広島女子高等師範学校（以下、「女高師」と略記）新設の基礎をなした。女高師は山中高女の土地建物を引き継ぎ広島市千田町（現広島市中区千田町）に設置され、山中高女は女高師の附属山中高等女学校として名称を留めた。女高師は理科、家政科、体育科の3学科4年課程で、各学科1学年30名を定員としており、昭和27年3月までに255名の卒業生を輩出した。女高師は広島大学に包括され、教育学部福山分校の基礎をなした。

ところで、前身諸学校のうち女子が進学した学校には、明治15年に女子部を設置した師範、明治20年設置の山中高女、昭和4年設置の文理大、昭和14年に女子部を設置した広島県青年学校教員養成所（後述）、昭和20年設置の女高師があった。女子で高等教育を望むものは、大都市圏の大学や専門学校へ行かねばならなかったが、昭和4年に文理大が設置されたことで、広島的女子学生は地元での高等教育進学機会を得ることになった。『全国女子高等専門学校入学案内』には文理大の記事が掲載されている〔312〕。文理大には開学初年より女子入学者があり、毎年2名程度、昭和25年度までに58名の女子入学者があった。文理大設置当時の女子学生に関する記事を『受験と学生』より転載した〔313〕。

大正期には中等学校卒業者の増加による高等教育機関への進学問題の発生や、第一次大戦後の社会情勢の変化による理工系学校の増設が問題となり、法整備とともに全国に高等教育機関が増設された。こうした動きのなか広島県には大正9年に広島高等工業学校、大正12年に広島高等女学校が設置された。

広島高等工業学校（以下、「高工」と略記）は大正9年に広島市千田町（現広

島市中区千田町)に設置された。それまで官立高等工業学校は全国に8校があり、中国地方の近隣には大阪と熊本にあるのみであった。初代校長の川口虎雄は、日本の訓育方針が形式的に過ぎて真実の人格者の養成はできないとして、繁雑な規則を設けず開放主義を掲げ、学校施設も可能な限り県民に開放して地方工業ならびに日本の工業界に尽力させることを学校の方針として示すなど、独特な個性を発揮していた〔316〕。川口校長には、形式を嫌って始業式を行わずに授業を開始したとのエピソードも残されている。高工は工学科、電気工学科、応用化学科の3学科3年課程で発足し、各学科1学年40名を定員としていた。昭和4(1929)年にはそれまで大阪高等工業学校にあった全国にただ一つの醸造科が同校の大学昇格により募集停止となったため、代わりに醸造学科30名が高工に移管増設されることとなった〔315〕。昭和14年には戦時体制への移行にともなう産業教育の振興による工業教員不足を解消する目的で、修業年限3年の臨時工業教員養成所が付設された。昭和19年には前年の専門学校令改正により広島工業専門学校へと改称し、戦後広島大学に包括され、工学部の基礎をなした。

広島高等学校(以下、「広高」と略記)は大正12(1923)年12月に広島市皆実町(現広島市南区翠)に設置された。第1期の学生を迎えたのは翌年からのことで、入学生の約8割は中学校卒業生、約2割は中学4年修了者であり、19歳前後の学生が入学した。修業年限3年の高等科のみの構成で、昭和25年までに4,300名を超える卒業生を輩出した。卒業生は東京・京都の両帝国大学への進学が中心で、大学進学率も他の高校にひけを取らなかった〔315〕。蜜カラで有名な旧制高校の中では穏和で学究的・紳士的と評されることもあったが、その存在は文理大、高師、高工を擁する広島の町でも人目を引いたようである〔321〕。広高は広島大学に包括され、皆実分校の基礎をなした。

以上の前身諸学校に関する記事のほか、旺文社が昭和12年から独自に実施していた指定旅館制度によって指定されていた広島の情報を参考までに収録した〔320〕。この記事の説明文によれば、旅館は「学校当局の推薦と上級学校に在学の会友諸君の推薦によるもの、中から適当と思はれるのを選定したもの」で、「紹介の内容は主として旅館自身の説明せるもの」とあり、またこの制度により旺文社が手数料や謝礼を受けるものではないとある。宿泊料の表示や交通案内から当時の状況が伝わってくる。

時代状況や学校の性格から、今回調査対象とした進学案内書に登場しなかった前身諸学校もある。以下それらの学校の概要について示す。

広島青年師範学校(以下、「青師」と略記)は、青年学校の教員を養成するための官立の専門学校程度の学校で、昭和19年高田郡吉田町に設置された。青師の起源は、大正11年に設置された広島県実業補習学校教員養成所であり、この学校

は勤労青年に対する補習教育を目的とする実業補習学校の教員を養成する学校であった。昭和10年にはこれが青年学校教員養成所令により広島県青年学校教員養成所へと改組した。養成所ははじめ賀茂郡西条町（現東広島市）にあった広島県立西条農学校（現県立西条農業高等学校）に併設され、後に高田郡吉田町へ移転して独立の施設を整えた。青師は1学年男子部40名、女子部40名の定員で、男子部は農業科、女子部は家政科を中心とした授業を午前中に受け、午後は農業実習や教練にあたっていた。正規の修業年限は3年であったが、戦時期の修業年限短縮により男子2年半、女子2年で卒業していた。昭和22年に福山市沖野上町に移転し、昭和24年の広島大学創設時には教育学部福山分校の基礎をなした。また昭和23年に増設された青師の水産科は水畜産学部の一部を構成した。青師は昭和26年3月に男子部第7回、女子部第6回の卒業生を輩出したのを最後に廃止され、その卒業生は男子241名、女子171名を数えた。

広島市立工業専門学校（以下、「市工専」と略記）は、昭和20年に広島市東雲町（現広島市南区東本浦町）に設置された。当時不足していた高級技術者の養成を目的とし、1学年機械科80名、航空機科30名（翌年より機械科40名、土木科30名、工業経営科30名）の定員で修業年限は3年であった。市工専の生徒は始業式の3日後にあたる7月28日より広島市郊外祇園町（現広島市安佐南区祇園町）の三菱工作機械広島製作所での勤労働員が決まっていたが、製作所の都合で出勤しないまま原爆被災と動員解除とを迎えた。戦後の占領政策に基づき航空機科は土木科に改変され、一部の希望学生は機械科に転入した。昭和26年3月までに累計で機械科206名、土木科163名、工業経営科122名の卒業生を輩出した。市工専は広島大学に併合され、工学部の一部の学科の基礎となった。

広島医学専門学校（以下、「医専」と略称）は、昭和20年に広島市皆実町（現広島市南区比治山本町）に設置された。医専は開校式を終了後すぐに高田郡小田村の高林坊へ疎開して翌日の8月6日を迎えることとなり、高林坊が事実上の校地となった。その後12月に賀茂郡（現豊田郡）安浦町へ移転し、昭和21年11月からは呉市阿賀町に本部を移した。医専は昭和23年に広島県立医科大学へと昇格し、昭和27年には新制の県立広島医科大学へと改組した。課程や学生定員はそれぞれの学校で異なるが、昭和31年3月までに総計387名の卒業生を輩出した。県立広島医科大学は広島大学に併合され、医学部の基礎をなした。

（小宮山道夫）

309. 全国学校案内〔抄〕

[明治41年3月28日]

〔前略〕

第四編 教育及宗教

〔中略〕

其二 高等師範学校

〔中略〕

(2) 広島高等師範学校 (広島県広島市国泰寺村)

本校は明治三十五年三月の勅令を以て設置せられ、広島市の南方国泰寺村に在って、太田川の流りに沿ひ、東方は山を負ひ、南方は海に面して、頗る勉学に適當の位置である。抑も此の地たるや、恰かも京都に於ける吉田町に酷似し、彼の吉田町が京都大学を中心として多くの諸学校を萃めたるが如く、此の地は本校を盟主として、中学校、商業学校、高等女学校等皆こゝに集合して居る。本校の課程を予科、本科及び研究科の三科に分ち、本科は更に國語漢文部、英語部、地理歴史部、数物化学部、及び化学部の五部とし、また学生の教授法実習に資するが為め、附属中学校、並に小学校を設置してある。而して各学科の修学年限、入学資格、その他学費、学課目等に関する規定は、凡そ東京高等師範と異なるところなきを以て、是に二重に説明をなすの必要はない。

今試みに之を東京高等師範と比較せんに、本校は尚ほ創立の日浅きが故に、其の内容設備に於て、稍々東京に譲るの感あるは勿論であるが、しかし此の種の学校には、さまで学閥を云々するの要なく、且つ其の實力に至っては、彼れ此れ懸隔あるの筈なきを以て、本校出身者は職務上何等の不便なきことは、今更云ふまでもないので有る。尚ほ左に主なる職員氏名及び卒業生の状況を略記すれば、

職員卒業生 校長は理学士北条時敬氏、教授には農学士重松達一郎、文学士長屋順耳、理学士高橋豊夫、文学博士内田銀蔵氏以下三十八名、助教授七名とす。卒業生は明治三十九年初めて第一回を出し国漢文部七、地理歴史部十九、英語部二七、数物化学部二〇、博物部一八、通計九十一名にして少数の研究科に留まる者の外悉く各地の中学教員に赴任せり。

〔中略〕

第十一編 中学校及高等女学校

其五 地方著名の女学校

〔中略〕

(9) 私立広島高等女学校 (広島市外国泰寺村)

明治二十一年^(備註1)の創立にかゝり、現今六百余の生徒ありて、広島市第一の私立女学校とす。

〔後略〕

[原文縦書]

〔編注1〕明治20年12月6日設立認可、21年1月11日開校式挙行。

310. 男女全国遊学案内〔抄〕

[明治45年4月8日]

〔前略〕

第二編 各種学校規則（男子部）

〔中略〕

第二章 文学、教育

〔中略〕

四 広島高等師範学校（官立）

位置 広島市大字国泰寺村。

目的 師範学校、中学校、高等女学校の教師たるべき者を養成する所なり。

部門 本校の学科を予科、本科及研究科に分つ。

本科を更に国語漢文部、英語部、地理歴史部、数物化学部及博物学部に分つ。

学科 予科の科目は修身、国語、漢文、英語、数学、論理、図画、音楽及体操とす、師範学校出身の生徒には図画音楽の二科目又は二科目を欠ぎ其の時数を英語に加へて課す。

本科各部の学科課程左の如し。

国語漢文部 修身、心理学、教育学、国語、漢文、英語、哲学、歴史、言語学、体操、外は随意科、独語、音楽あり。

英語部 修身、心理学、教育学、英語、国語、漢文、歴史、哲学、言語学、体操、随意科、独語、仏語、音楽

地理歴史部 修身、心理学、教育学、地理、歴史、法制経済、国語及漢文、英語、体操、随意科、独語、音楽

数物化学部 修身、心理学、教育学、物理学、化学、英語、図画及手工、数学、天文、気象、体操、随意科、独語、音楽

博物学部 修身、心理学、教育学、植物学、動物学、生理学、衛生、鉱物学、地質学、農学、英語、図画、体操、随意科、独語、音楽

修業年限 予科一箇年、本科三箇年、研究科二箇年以内

学年学期 学年は四月一日より翌年三月三十一日に終る、之を左の三学期に分つ。

第一学期 自四月十六日 至七月十日 第二学期 自九月十一日 至十二月二十四日 第三学期 自一月八日 至翌年三月三十一日

入学資格 師範学校又は中学校優等卒業生にして年齢二十五年以下の者は地方長官之を推薦し学校長之を選抜して本校予科に入学を許可す。

師範学校卒業生にして在学中英語を課せられざりし者は他の学科程度と同等以上の学力を有する者に非んば推薦せられず。

前項の優等生と認むべき者は最終学年の学科成績に於て其学級の及第者中首位より数へて全数の四分の一に至る迄の席次を有する者に限る。

同在学中の者に在りては最終学年に於ける第一学期成績の席次首位より四分の一以内に在り且前学年末に於ける学年成績に於て及第者中首位より三分の一以内にある者は前項卒業生と同じく推薦せらるべき資格あり。

薦挙手続 以上の資格ある者は毎年十月初旬官報の本校募集広告を見て地方長官に推薦方を申出すべし、然る時は地方長官は薦挙書、履歴書、人物考定及学業成績書を取纏めて本校に差出すものとす。

薦挙書差出期 地方長官の薦挙書は毎年大抵十二月五日迄に発送するを要す。

体格検査及口頭試問 選抜の通知を受けたる薦挙生に対し本校に於て更に体格検査及口頭試問を行ふ。

選抜方法 薦挙生に正員補員の別あり、正員とは凡ての手続を経て人員に超過なき限り必ず入学を許可せらるゝ者にして、補員とは正員に欠員を生じたる時許可せらるゝものなり、之等兩員共に志望学部を二箇迄指定することを得。

予科生徒の選抜順位左の如し。

一、第一志望に依り各府県の正員より選抜す。

二、第一志望の正員予定の人員を超過せざる時は第二志望により選抜す。

三、第二志望の正員予定の人員に超過せざる時は当該府県の補員より選抜補充す。

四、某府県の薦挙生配当数に充たざる時は其他の府県に於ける補員より選抜補充す。

学資支給法 本校生徒に支給すべき学資は全部及一部の二種とし、被服を現品にて食費の全部又は一部を金銭にて支給す、全部食費の支給を受くる者は一日金拾七銭、一部の者は金七銭にして残額は自弁なり。

生徒は凡て寄宿舎に入舎せしめて寝具を貸与し薪炭料を給与す。

在舎生の被服及食費は官給なりされども毎月凡そ金參円（食費不足の補充費）と教科書其他雑費は自弁なり。

入学後一箇年にして成績優良なる者或は家庭の事情困難なる者に対しては更に前項の自弁額を補給す。

卒業生 明治四十四年度迄に五回の卒業生を出せり、総計四百六十三名なり。

今各学部につき其の現状を示せば左の如し。

事項 学部	就 職 セ ル 者						学 生	非役休職	計	死 亡
	師範学校	中 学 校	高等女学校	小 学 校	実業学校	其 他				
国語漢文部	二〇	一四	八	〇	二	一	三	三	五一	二
英 語 部	一八	七七	三	一	四	一	一一	一	一一六	二
地理歴史部	二二	三二	九	五	二	二	四	三	七九	六
数物化学部	五一	四八	八	一	一	二	九	一	一二一	五
博 物 学 部	一六	三一	九	一〇	三	六	五	〇	八〇	一
計	一二七	二〇二	三七	一七	一二	一二	三二	八	四四七	一六
備考 台湾国語学校（四）ハ師範学校欄ニ。本校附属中学校（一四）、台湾総督府中学校（一）、関東都督府中学校（一）ハ中学校欄ニ。本校附属小学校（三）、学習院初等部（一）、朝鮮満州ニ於ケル小学校（二）ハ小学校欄ニ。高等学校（一）、兵学校（一）、幼年学校（一）、教員養成所（四）、及び教育行政ノ職ニ在ルモノ（二）ハ其他ノ欄ニ入レタリ。										

職員 校長は北条時敬氏にして、高橋豊夫以下教授教諭其他百余名の教師あり。

五 臨時教員養成所（官立）

位置 本所は文部大臣の指定する帝国大学及直轄学校内に置くこと、なれり。

例へば第三臨時教員養成所（数学科）を第二高等学校（仙台）に置き、第六臨時教員養成所（家事科）を東京女子高等師範学校内に置くが如し。

目的 本所は師範学校、中学校及高等女学校の教員たるべきものを養成する所なり。

部門及学科 国語漢文科、英語科、数学科、博物科、物理化学科、家事科の六部分つ。

其各科目左の如し。

国語漢文科 修身、教育、国語、漢文、英語、歴史

英語科 修身、教育、英語、国語及漢文

数学科 修身、教育、数学、英語、物理、簿記

博物科 修身、教育、動物、生理、植物、礦物、英語、地文、地質、人類、天文

物理化学科 修身、教育、物理、化学、英語、数学

家事科 修身、教育、家事、裁縫、国語、物理及化学、体操、随意科、手芸、図画

修業年限 管理者之を定めて文部大臣の認可を受くる事となれり。

学年学期 高等師範学校に同じ。

入学試験 男子にあっては中学校卒業、女子に在っては修業年限四ヶ年の高等女学校卒業程度に依り行ふ。

但中学校及師範学校卒業者に限り時宜に依り試験を行はざる事あり。

学費 入学試験料は徴収すれども授業料は徴収せず。

学資補給 特別の必要ありと認めたる時は学資を補給することあり。

職員 当該学校の職員を以てし、時に特別任命することあり。

〔中略〕

二四 広島県師範学校 (公立)

位置 広島市外皆実村。

目的 小学校教員たるべき者を養成する所とす。

部門 本校に予備科、本科、講習科を置き、更に本科を第一部、第二部に、講習科を甲種、乙種に分つ、又別に小学校を附設す。

○予備科及本科第一部

目的 予備科は本科第一部に進級するため、本科第一部は小学校正教員を養成するを目的とす。

入学資格 入学せんとする者は左の資格を要す。

一、身体健全品行方正にして小学校教員たるの志操確実なる者。

二、本県に本籍を有し若しくは全戸寄留の者にして家事に係累なき者。

三、予備科は修業年限二箇年の高等小学校卒業業者若しくは之と同等以上の学力を有する者。

四、本科第一部第一学年は本校予備科修了者は無試験其他は修業年限三箇年の高等小学校卒業業者若しくは之と同等以上の学力を有する者、但小学校を卒業したる者募集人員に超過したる場合の選抜、及小学校を卒業せざる者の学力検定は試験に依る。

五、予備科は十四歳以上、本科第一部第一学年は十五歳以上の者。

入学試験 各科とも選抜試験を行ふ、其科目及程度は左の如し。

予備科 国語（修業年限二箇年の高等小学校卒業程度） 算術（程度同上）

本科第一部第一学年

国語（普通文の講読、文法、作文、平易なる漢文の講読） 数学（歩合算、比例、求積迄） 習字（楷書）

生徒募集 四十四年度は一月中に予備科八十名を募集せしに、之に対して四百七十四名の応募者あり。

之等応募者は一月三十一日迄に入学願書を差出し、二月十二日より同十七日迄入学試験を受験せざるべからず。

生徒定員 予備科凡八十名、本科第一部凡三百二十名なり。

修業年限 予備科一箇年 本科第一部四箇年。

学資 予備科生徒の全部、本科第一部生徒中五十名を私費生とし、其他を公費生とし、月額金六円を給す。

授業料は徴収せず。

寄宿舎 生徒は凡て寄宿舎に収容す。

卒業後の業務 本科第一部公費卒業生は卒業証明書受得の日より七箇年間教職に従事すべく、且最初の三箇年間は知事の指定する小学教員に従事する義務を有す。

本科第一部私費卒業生は卒業証明書受得の日より三箇年間知事の指定する小学校教員に従事する義務を有す。

○講習科

目的 甲種は小学校教員に学力を補習せしめ、乙種は尋常小学校本科正教員たる者を養成するを以て目的とす。

修業年間 甲種一週間以上三箇月以内、乙種は二箇年。

学科 甲種の学科目及其程度は毎回之を定め、乙種は尋常小学校本科正教員の検定試験の学科目及其程度に拠る。

入学資格 甲種は小学校の正教員、乙種は尋常小学校准教員の免許状を有する者とす。

選抜方法 講習科生の選抜方法及び入学期日は知事の認可を経て学校長之を定む。

学資 在学中は学資を給与することあり。

義務年限 乙種講習科修了者は終了後満二箇年間本県内小学校に奉職すべき義務あり。

○本科第二部

目的及生徒種類 本科第一部に同じ。

入学資格 品行方正身体健全にして本県下に居住し、家事に係累なき者にして左の各項の何れかに該当する者

一、中学校卒業生（在学者にして当該学校長の卒業認可書を有する者は卒業者に準ず）

二、専門学校入学検定規定第八条第一号に拠り一般専門学校の入学に關し中学校卒業生と同等以上の学力を有するものと指定せられたる学校の卒業生（年齢十七歳以上）

三、専門学校入学検定規定に拠る検定試験に合格したる者（年齢十七歳以上）

四、徴兵令又は文官任用令等に關し文部大臣に於て中学校と同等以上と認められたる学校の卒業生及特定の専門学校の入学のみに關し中学校卒業生と同等以上の学力を有するものと指定せられたる学校卒業生にして中学校卒業の程度に依る国語、漢文、歴史、地理、博物、物理及化学の試験に合格したる者（年齢十七歳以上）

五、修身、国語及漢文、歴史、地理、数学、博物、物理及化学、図画の八科目に就き中学校卒業程度に拠り本校に於て施行せる試験に合格したる者（年齢十七歳以上）

入学試験 志願者の資格第二項第一、二、三号に該当する者の外は本校に於て同第四、

五号の学力検定試験を受くるを要す。

入学する資格を有する志願者の数入学を許すべき者の数に超過するときは中学校卒業の程度に拠り国語漢文、数学に就きて選抜試験を行ふ。

学資 本科生徒中若干名を私費生とし其他を公費生とす。

公費生に支給すべき学資は毎月金六円とす。

公費生は支給せらるゝ学費の外雑費として毎月平均約四円を要す。

私費生は毎月約拾円を要す。

右の外入学の当初に於て教科書購入の為約拾五円を要す。

在学中自己の便宜により退学し又は不都合の行為ありて放校に処せらるゝときは公費生にありては支給せられたる学資の全部及授業費として年額貳拾四円私費生にありては授業として年額貳拾四円を償還せしむ。

生徒募集 四十四年は二月に四十名を募集し。之に対して七十名の応募者あり、之等応募者は二月十日迄に入学願書を出し、二月廿六日より五日間規定の入学試験を受く、期日等毎年大差なし。

卒業生 卒業生は第一部卒業者と同じ特典を有し、乙種講習科修了者と同一の義務を有す。

〔職脱カ〕

員 校長根岸福弥氏、教頭藤沢茂登一氏にして、裏川寅藏氏外拾数名の教師あり。

附記 各府県の師範学校は何れも同一規定にして、唯生徒定員、募集に関する期日等に就き稍々差あるのみ。

〔後略〕

〔原文縦書〕

311. 全国官費・公費・貸費・学校入学指針〔抄〕

〔昭和3年2月28日〕

〔前略〕

二、官費・公費・貸費学校総覧

(イ) 教員養成の学校

▽中等教員養成の部

東京高等師範学校

本校は中等学校教員養成を目的とするもので、広島高等師範学校と共に、創立尤も古く且つ最高の權威を有するものである。こゝを卒業すれば直ちに中学校若しくは他の中等程度の学校の教員となり、就職難等のことは絶対に無い。

所在地 — 東京市小石川区大塚窪町

修業年限 — 本科は四箇年（内一ヶ年を予科とす）

図画手工専修科は三箇年。選科は二箇年以上四箇年。専攻科は二箇年。研究科は一箇年又は二箇年。

学科及び学科目 — 本科（文科、理科、体育科）

図画手工専修科、選科、専攻科、研究科とす。

本科各科を左の如く数組に分つ。

文 科	第一部	甲組（修身、教育、歴史を主とするもの）
		乙組（修身、教育、法制経済を主とするもの）
		丙組（修身、歴史、法制経済を主とするもの）
		別組（地理、歴史を主とするもの）
	第二部	（国語、漢文を主とするもの）
	第三部	（英語を主とするもの）
理 科	第一部	（数学を主とするもの）
	第二部	（物理化学を主とするもの）
	第三部	（博物、農学を主とするもの）
体 育 科	甲組	（体操教練及び競技を主とするもの）
	乙組	（柔道を主とするもの）
	丙組	（剣道を主とするもの）

尚ほ以上の各組の学修科目は左記の如くである。

文科第一部甲乙丙組は修身、教育学、歴史、法制経済、心理学、論理学及哲学、国語及漢文、英語、生理学及生物学、社会学、体育。

別組は、前記科目の外に地理及天文気象学。

文科第二部は修身、教育学、国語、漢文、習字、心理学、論理学及哲学、英語、歴史言語学、体育。

文科第三部は修身、教育学、英語、心理学、哲学、国語及漢文、歴史、言語学、体操。

理科第一部は修身、教育学、数学、簿記、心理学及論理学、国語、英語、測量、物理学、天文、体育。

理科第二部は修身、教育学、物理学、化学、心理学及論理学、国語、英語、数学、天文気象、手工、体操。

理科第三部は修身、教育学、植物学、動物学、生理学及衛生学、鉱物学及地質学、農学、心理学論理学、国語、英語、化学、図画、体育。

体育科は修身、教育学、体操教練及競技、柔道、剣道、体育論理、解剖学、生理学、衛生学、救急療法、心理学及論理学、国語及漢文、英語、歴史。以上の外夏季一ヶ月間水泳を課す。

前各学科の外各部を通じて、随意科目として独逸語を課し又は体育の時間を増加することがある。

専攻科、研究科は以上各部に於ける学科中の一科若くは数科目を専修研究するものとす。

学費 — 私費及び給費の二種とす。

私費生は入学者数の約四分の三を採択し、学資年額平均四百五十円を要す。授業料は徴収せず。

給費生は入学者数の約四分の一を採択し、月額二十五円を支給す。

服務義務 — 私費生は卒業後、修業年限の二分の一、給費生は修業年限の一倍半に相当する期間、引続き教育に関する職務に従事し、その最初の一ヶ年間は、文部大臣の指定に従って、奉職する義務を負ふものとす。

在学中自己の便宜に依り退学を願ふ者、又は放校等の処分を受けた者及び卒業の後正当の事由なくして服務の義務を尽さざる者は支給せられた学費及授業費を償還せしむ。但し情状に由り其の全部又は一部の償還を免除することあり。

入学資格 — 推挙生、一般志願者の二種とす。

一、推挙生。

師範学校又は中学校の卒業者に就き当該学校長の推挙したる者。

二、一般志願者。

(イ) 師範学校又は中学校の卒業者にして当該学校長の推挙に依らざる者。

(ロ) 専門学校入学者検定規定に依る試験検定に合格したる者、専門学校入学者検定規定第八条第一号に該当する者、小学校本科正教員免許状所有者。

但し以上諸学校在学者にして本年度内に卒業すべき見込の証明ある者は卒業生と同様の取扱をなす。

募集期日 — 毎年九月頃

出願期限 — 毎年十一月下旬

試験期日 — 十二月下旬或は一月上旬頃

試験科目及程度 — 文科は国語、漢文、英語、数学、歴史、地理。

理科は国語、英語、数学、物理、化学、博物。

体育科は国語、英語、数学、体操、柔道又は剣道の中一科目。

以上の学科目に就き、中学校卒業の程度に於て行ひ、且つ試問及び身体検査を行ふ。

体格検査 — 次の各号に該当するものは入学を許さず。

- (一) 身体虚弱なる者
- (二) 精神機能に障害ある者
- (三) 重症トラホーム、〇・五以上に矯正し得ざる近視
- (四) 高度の色覚障害を有する者
- (五) 著しき聴力障碍又は言語障碍を有する者
- (六) 高度の脊柱彎曲、著しき畸形又は運動障碍を有する者
- (七) 肺其の他の機関に結核性疾患ある者
- (八) 癩を患ふる者
- (九) 重症心臓疾患を患ふる者
- (一〇) 悪性腫瘍、腎臓疾患、糖尿病又は重症貧血に罹り急治の見込なき者
- (一一) 花柳病又は重症「ヘルニア」を患ふる者
- (一二) 其の他修学

上に妨ある持久性疾患又は異常ある者若くは他に感染の虞ある疾患ある者。

試験場所 — 本校及広島高等師範学校、但し沖縄、朝鮮、台湾、樺太、関東州及青島所在の志願者は便宜上其の地方庁（又は総督府、青島に在りては日本居留民団学事係）に於て受験する事を得。体育科志願者に対しては凡て本校に於て行ふ。

卒業後の待遇 — 卒業生は無試験検定にて中等教員免許状を下附せられる。初任給は百円以上である。

広島高等師範学校

目的その他東京高等師範学校と略同様である。故に茲には、東京高師と異なる点のみを列記することゝするから、左記以外のことに就いては前記の東京高師の項を参照せられたい。

所在地 — 広島市千田町

修業年限 — 文科、理科各四箇年。教育科は二箇年。

学科及学科目 — 学科各部並に学修科目は左の如く分つ。

文 科	{	第一部（国語、漢文を主とするもの）
		第二部（英語を主とするもの）
		第三部 { 甲（歴史、法制経済を主とするもの） { 乙（歴史及地理学を主とするもの）
理 科	{	第一部（数学を主とするもの）
		第二部（物理化学を主とするもの）
		第三部（博物を主とするもの）

教育科（学修科目は修身、教育学、論理学、生物学、心理学、哲学、社会学、法制経済、体操）

学修科目は左の如し。

文科一部は修身、教育学、国語、漢文、論理学、生物学、心理学、哲学、社会学、英語、歴史、言語学、法制、体操。

文科二部は修身、教育学、英語、論理学、生物学、心理学、哲学、社会学、国語及漢文、歴史、言語学、法制、体操。

文科三部（甲）は修身、教育学、歴史、法制経済、地理学、論理学、生物学、社会学、国語、漢文、英語、体操。（乙）は修身、教育学、歴史、地理学、法制経済、論理学、生物学、地質学、鉱物学、心理学、社会学、国語及漢文、英語、体操。

理科第一部は修身、教育学、数学、物理学、生理学、論理学、心理学、天文、国語漢文、英語、図画手工、体操。

理科二部は修身、教育学、物理学、化学、論理学、心理学、天文気象、生物学及鉱物学、国語及漢文、英語、図画、手工、体操。

理科三部は修身、教育学、物理学、鉱物学、動物学及生理学、植物学、論理学、心

理学、化学、国語及漢文、英語、図画、農業、体操。

文科理科各部にありては各其主要学科目及教育学の中に就き生徒をして其一を選び之を精究せしむ、但し教育学を精究するものは修身を併せ修めしむ。

教育科にては生徒の志望により所定学科目の外に文科理科所定学科目中の一科目又は数科目を選び、之を修めしむることあり。

前各項の学科目の外生徒の志望により文科にありては独語、仏語、経済学、図画、音楽、武道。理科にありては社会学、独語、音楽、武道の中より二科目以内を修めしむ。

学費 — 文科理科生徒に対し給費の制あり、入学生約四分の一を限り学費として月額二十五円を支給す。但し給費生の数は逐年増加の予定なり。

私費生は授業料を徴収せず。学資年額約四百円を要す。

入学試験科目 — 文科理科は東京高師に同じ、教育科は教育学、国語、漢文、英語。但し師範学校、中学校、高等女学校の某学科教員免許状を有する者に対しては其免許の科目及び教育学の試験を省略す。

入学資格。

文科及理科生徒は

(一) 師範学校、中学校の卒業生にして当該学校長の薦挙に依る者。(二) 前記の諸学校に在学する者にして該学年三月末に卒業すべき見込ありと当該学校長の予定する者に限り前項卒業生に準ずる事を得。(三) 前記諸学校卒業生及該学年三月末に卒業すべき事を当該学校長の証明したる者。(四) 専門学校入学検定試験合格者 (五) 同検定指定者。

教育科生徒は

(一) 師範学校、中学校卒業生又は之と同等の素養ありと認むる者にして師範学校、中学校、高等女学校の某学科教員免許状を有する者。(二) 前記諸学校卒業生又は之と同等の学力を有する者にして小学校本科正教員免許状を有し、二箇年以上普通教育の職務に従事せる者にて地方長官の薦挙に依る者。

以上の外の項目についてはすべて前述東京高等師範学校と同様である。

〔中略〕

男 臨時中等教員養成所

官公私立の中等学校が逐年増設せられ、中等教員の不足を生じつゝあるので、その補充のために設けられたのが、此の臨時教員養成所である。現在は全国に十五箇所あり、何れも官費、しかも短期間の修業で中等教員たるの資格が得られるのである。

所在地及び学科 — 其の所在場所並に学科は左の通りである。

場 所

学 科

第一臨時教員養成所	(東京市小石川区大塚窪町 東京高等師範学校内)	国語漢文科、歴史地理科、英語科、 数学科、博物科、体操科 (休講)
第二臨時教員養成所	(広島市千田町 広島高等師範学校内)	英語科、物理化学科、博物科、国 語漢文科、歴史、地理科、数学科
第三臨時教員養成所	(奈良市北魚屋西町 奈良女子高等師範学校内)	数学科、理科、国語漢文科、歴史 地理科。
第四臨時教員養成所	(東京市下谷区上野公園 東京音楽学校内)	音楽科。
第五臨時教員養成所	(大阪市東区上本町 大阪外国語学校内)	英語科、歴史地理科。
第六臨時教員養成所	(東京市本郷区湯島町 東京女子高等師範学校内)	理学家事科、体操家事科、国語漢 文科、理科、家事裁縫科、歴史地 理科。
第七臨時教員養成所	(京都市上京区 京都帝国大学内)	数学科、物理化学科、国語漢文科。
第八臨時教員養成所	(福岡市外千代町 九州帝国大学内)	数学科、物理化学科。
第九臨時教員養成所	(仙台市片平町 東北帝国大学内)	数学科、物理化学科、 ^(*)
第十臨時教員養成所	(金沢市仙石町 第四高等学校内)	物理化学科。
第十一臨時教員養成所	(浜松市字沢 浜松高等工業学校内)	数学科、物理化学科。
第十二臨時教員養成所	(東京市麴町区 東京外国語学校内)	英語科。
第十三臨時教員養成所	(熊本市黒髪町 第五高等学校内)	数学科。
第十四臨時教員養成所	(北海道小樽市緑町 小樽高等商業学校内)	英語科。
第十五臨時教員養成所	(佐賀市外 佐賀高等学校内)	歴史地理科。

修業年限 — 国語漢文科、英語科、歴史地理科、物理化学科、数学科、博物科、理科、家事科は三箇年、音楽科は二箇年とす。

学費 — 給費生と自費生とあり、給費生には学資として年額三百円を支給す。生徒は凡て授業料を要せず。

服務義務 — 卒業者は卒業証書受得の日より左の期間引続き教育に関する職務に従事

する義務を有す。

学資の支給を受けざる者、修業年限の二分の一に相当する期間。

学資の支給を受けたる者、修業年限の一倍半に相当する期間。

右の内最初の一年は文部大臣の指定に従ひ奉職する義務を有す。

入学資格 — 生徒は左の各号の一に該当する者にして出身学校長の薦挙に依り当該臨時教員養成所管理者に於て品行方正身体健全にして教員たるに適當なりと認むる者に就き試験の上選拔す、但第二号該当者中出身学校を有せざる者は薦挙を要せず。

一、師範学校、中学校及高等女学校の卒業者。

二、専門学校入学者検定規程に依り試験検定に合格したる者及一般専門学校入学に關し無試験検定を受くる資格を有する者並小学校本科正教員免許状を有する者。

(女子に在りては夫を有せざる者)

募集期日 — 三月

出願期限 — 一定せず、試験の前日まで、(現在までは四月下旬。)

試験期日 — 毎年四月下旬

試験場所 — 各臨時教員養成所に於て行ふ。即ち出願したる養成所にて受験するものとす。

試験科目 — 各科の試験科目は左の如し。

学科別	試験学科目
国語漢文科	国語及漢文(女子に在りては漢文を除く)、英語、数学(算術、代数幾何)、歴史(日本史、東洋史)。
英語科	国語及漢文、英語、数学(算術、代数、幾何)、歴史(西洋史)。
歴史地理科	国語及漢文(女子に在りては漢文を除く)、英語、数学(算術、代数幾何)、地理及歴史。
数学科	国語及漢文、英語、数学(算術、代数、幾何、三角法)、物理及化学。
物理化学科	国語及漢文、英語、数学(算術、代数、幾何)、物理及化学。
博物科	国語及漢文、英語、数学(算術、代数、幾何)、博物(動物、植物)
音楽科	国語、唱歌、樂器(ピアノ又はオルガン)、樂典。
体操科	国語及漢文、英語、体操、数学(算術、代数、幾何)。
家事体操科	国語、英語、物理及化学、数学(算術、代数、幾何)。
理科家事科	国語、英語、数学(算術、代数、幾何)、理科。 出願の手続。

入学志願者は別記書式に依る出身学校長の薦挙書及学業成績並人物考定書、入学願書、履歷書、戸籍謄本に写真(手札形半身脱帽、提出前三箇月以内単身撮影したるものを台紙に貼付し裏面に志望学科氏名を記入すべし)を添へ出身学校長を

經由し入学志望の臨時教員養成所に出願すべし。

師範学校卒業者にして服務義務を了せざる者に在りては地方長官の承認書を添付すべし。

其の他注意事項。

一、受験者は試験期日の前日当該臨時教員養成所に出頭し受験票を受取るべし。

二、試験の結果入学を許可すべきものは官報に掲載し且臨時教員養成所より各本人に通知す。

三、修業年限三年の各科生徒は徴兵令第二十三条に依り入営延期の特典あり。

〔後略〕

[原文縦書]

312. 全国女子高等専門学校入学案内〔抄〕

[昭和5年12月29日]

〔前略〕

第三編 各学則綱要

〔中略〕

官私立大学（大学令に依るもの）

〔中略〕

東京文理科大学（官立）

所在地 東京市小石川区大塚窪町。

学科 教育学科、哲学科、史学科、文学科、数学科、物理学科、化学科、生物学科、地学科。

修業年限 各三ヶ年。

入学資格 女子高等師範学校文科、理科及家事科卒業生。

尚欠員あるときは女子高等師範学校専修科卒業生、修業年限三ヶ年の臨時教員養成所卒業生、中等教員免許状所有者、専門学校本科卒業生を入学せしむ。

出願手続 入学願書、入学資格証明書又は入学資格を得べき見込証明書。所属長官の受験認可書（現に官公職に在る者又は服務義務中の者に限り之を要す）、写真、納付書、入学検定料提出。

学費 入学検定料五円、入学科十円、授業料年額百二十円。

卒業生の称号 文学士又は理学士。

備考 （一）学長は大瀬甚太郎氏。（二）創立は昭和四年。（三）選科生、聴講生、外国学生、研究科の規定あり。

広島文理科大学〔^{（私立）}〕

所在地 広島市国泰寺町。

学長 吉田賢龍氏。

その他各項 すべて前記東京文理科大学と全然同一なり。

〔中略〕

第四編 受験要覧

〔中略〕

東京文理科大学

募集期日 五年十一月二十九日。

募集人員概数 教育学科十五名、哲学科十五名、史学科十二名、文学科二十五名、数学科十名、物理学科五名、化学科五名、生物学科八名、地学科五名。

出願期限 六年一月二十日より二月十五日まで。

試験科目 (一) 学科試験—外国語(英語又は独語)、専攻学科に属する主要科目。

(二) 身体検査。(三) 口頭試問。

試験期日 学科試験及身体検査は三月十六日より二日間。

口頭試問は三月十九日。

試験会場 本学

広島文理科大学

募集人員概数 教育学科十五名、哲学科十五名、史学科二十名、文学科二十名、数学科十名、物理学科五名、化学科五名、生物学科十名。

試験科目 (一) 学科試験—外国語(英語、独語又は仏語)、専攻学科に属する主要科目。(二) 身体検査。(三) 口頭試問。

募集期日、出願期限、試験期日、試験場 東京文理科大学に同じ。

〔後略〕

[原文縦書]

313. 東京広島両文理科大学の内容—そこに学ぶ女性入学者の群—〔我意園主人著〕

[昭和5年2月1日／『受験と学生』昭和5年2月号]

東京広島両文理科大学の内容

—そこに学ぶ女性入学者の群—

我意園主人

◇帝国大学と異なる点

東京文理科大学と広島文理科大学とは、学校拡張計画の最後のものの一つとして昨四年春から出現したものである。之れを高等師範学校の昇格とするは当たらない。従来あった高師の専攻科—尤も文科特に倫理方面だけであつたが—を中心として大学化し

た、新設したと云ふならば当らぬ事もない。兎に角、高師は高師として現存するのである。高師より遅く生れて兄さんになりすましたのが、文理科大学である。こゝは學術の研究はもとよりだが、率直に云へば、日本の学校教員養成の最高機関である。はじめ「師範大学」の名を以て生れようとしたのだから、それだけでも目的は判明しよう。

東京文理科大学は、小石川区大塚窪町の高師内にあり、追って本館が新築されるが、これ迄は高師と校舎併用だ。だが完成年度である昭和七年までには、大分面目を一新して居る事であらう。

文理科大学は、文学部及理学部の二つを併立したる単科大学である。その内容は、
文科方面

教育学科（教育学、心理学に専攻を分つ、以下同じ）哲学科（哲学史、倫理学）
史学科（国史学、東洋史学、西洋史学—当分之を欠く）文学科（国語学国文学、
漢文学、英語学英文学）

理科方面

数学科（数学）物理学科（物理学）化学科（化学）生物学科（動物学、植物学）
地学科（地理学、地質鉱物学—当分之を欠く）

即ち文科四学科十専攻、理科五学科七専攻である。東京も広島も同様であるが、東京の史学科に西洋史を、地学科で地質鉱物を欠いで居ると同様に、広島では文科は皆揃って居るが、地学科の両科を全然欠いで居ることを附記する。然し之れはその内適当なる教授を得たなら補立されることであらう。

之を帝国大学に比較すると、文科で、

社会学、宗教学、美学、梵文学、独逸文学、仏蘭西文学
を欠いで居る。哲学科は帝大では支那哲学、印度哲学に細かく分れて居るが、こゝでは合併して居り、漢文学の名で支那文学をやって居るものと見てよい。而していづれも帝大に比して、欠如せる学科は教員たるに比較的必要的ない学科なのである。

理科方面ではどうかであるか、前の例に従へば、帝大ではこの他、

天文学、地震学、人類学、古生物学

等を欠いで居る。気象学などはかうして性質として、特に一学科として独立させる必要はない。上記の学科ももとよりである。兎も角、文理科大学の内容を一言にして云へば、帝国大学の学科の中で、最も「実用的な学科を抽出したるもの」と云へば、大体が分るであらう。

◇各学科と其の内容

文理科大学の修業年限は三年である。その各学科の内容は左の通りである。学則第七条にある通り、

共通学科 国民道徳（一単位）哲学（同一）倫理学（一）心理学（一）教育学

(二)

即ちどの学科に於ても之れだけは共通的に修めねばならぬ。教育者たる用意であつて、之が他の帝大及び官立大学と異なる所以である。次に専攻科目を示す。数字は単位数。

- ▽教育学専攻 教育学(六) 社会学(一) 心理学(四) 論理学認識論(一) 哲学(二) 法制経済、社会学、社会問題ニ属スルモノ又ハ他ノ専攻学科ニ属スルモノ(五)
- ▽心理学専攻 心理学(六) 論理学認識論(一) 哲学(二) 社会学(一) 生理学(一) 教育学(二) 他専攻学科(六)
- ▽哲学哲学史専攻 哲学哲学史(六) 東洋哲学史(三) 論理学認識論(一) 倫理学(東洋及西洋)(二) 社会学(一) 教育学(二) 他専攻学科(四)
- ▽倫理学専攻 倫理学東洋及西洋(六) 東洋哲学史支那及印度(三) 哲学(二) 社会学(一) 教育学(二) 他専攻学科(五)
- ▽国史学専攻 国史学(六) 東洋史学(三) 西洋史学(三) 史学研究法(一) 考古学(一) 地理学(一) 支那哲学又ハ支那文学他専攻学科(三)
- ▽東洋史学専攻 東洋史学(六) 国史学(三) 西洋史学(三) 史学研究法(一) 考古学(一) 地理学(一) 支那文学又ハ他専攻学科(三)
- ▽西洋史学専攻 西洋史学(六) 国史学(三) 東洋史学(三) 史学研究法(一) 考古学(一) 地理学(一) 他専攻学科(四) = 広島のみ
- ▽国語学国文学専攻 国語学国文学(一〇) 支那哲学支那文学(四) 文学概論(一) 国史学(一) 他専攻学科(三)
- ▽漢文学専攻 支那哲学支那文学(一〇) 国語学国文学(四) 文学概論(一) 東洋史学(一) 他専攻学科(三)
- ▽英語学英文学専攻 英語学英文学(一〇) 文学概論(一) 支那哲学支那文学(二) 言語学(一) 仏語又ハ独語(二) 他専攻学科(三)

理科方面は講義に実験と演習が加はる。上の数字が講義で下の数字が実験又は演習である。

- ▽数学専攻 数学(一〇)(四) 物理学(二)(一) 他専攻学科(二)
- ▽物理学専攻 物理学(一〇)(四) 数学(二)(一) 他専攻学科(二)
- ▽化学専攻 化学(一一)(四) 一般物理学(一)(一) 他専攻学科(二)
- ▽動物学専攻 動物学(九)(四) 植物学(三)(一) 他専攻学科(二)
- ▽植物学専攻 植物学(九)(四) 動物学(三)(一) 他専攻学科(二)
- ▽地理学専攻 地理学(一〇)(三) 地質学(二)(一) 天文学及気象学(一) 他専攻学科(二) = 東京のみ

此の単位と云ふのは、講義の方で一学年毎週二時間乃至四時間の課程を一単位とし、

演習及実験では、一学年毎週一回の課程を一単位として居る。

此の他に帝大などと違ふところは、「教育実習」と云ふものがあって、附属学校なる高師、附属中学校等に於て、實際を研究させられる。

◇多いのは高師出身

そこで、入学資格は左の通りである。

- 一、高師文科、理科、体育科卒業者
 - 一、高師元本科卒業者
 - 一、高等学校高等科卒業者
 - 一、女子高師文科理科及家事科卒業者
- 之を第一資格とし、欠点ある場合は、^(マツ)
- 一、東京高師専修科卒業者
 - 一、女子高師専修科卒業者
 - 一、臨時教員養成所卒業者及実業学校教員養成所卒業者（但シ修業年限三年のもの）
 - 一、中等学校教員免許状所有者
 - 一、専門学校本科卒業者

この他に正当の理由で退学した者で、同一学年以下に入学せんとする者は、東京高師の専攻科、広島高師の徳育専攻科卒業者、官公私立大学の学士試験合格者、又は卒業者の入学をも認めてある。

又入学後、両大学から相互に転学の自由を認めてあることも新しいと云へよう。

第一資格者の入学志願者には、出身学校を経由して毎年一月二十日より二月十五日までに願書を提出すること、第二資格者以下は、若し第一資格者で満員になった場合は入学が出来ぬが、その能不能は二月十六日以後の官報によって告示される。さうしてその願書のメ切は四月五日である。

入学検定料は五円だ。授業料は一学年百二十円である。

やはり入学の実地に徹して見ると、多いのは高師出身者である。あとで説くが、将来とても高師よりが相当多いであらう。然しながら高師より来ることと、高等学校から来ることの損得は、高師出の方がうんと損である。即ち、

高師出身者—高師本科四年、中学五年計九年

高校高等科出身者—高等学校高等科三年、中学四年、計七年

差引二年の損である。若し文理科大学を目指すには、大体に於て高等学校から行く方が得策の様である。只、文科大学に内規があつて、高師出身者に、よりハンディキャップを与へようとするならば、何をか言はんやである。

かくて三年の蛍雪をつめば、

教育学、哲学、史学、文学各科卒業者 文学士

数学、物理学、化学、生物学、地学各科卒業者 理学士
 となるのであって、昭和七年の三月には、文学部、理学部を有する東大、京大、東北、その他の帝大以外から、はじめての文学士、理学士が産出することとなる。尚、こゝに二年の研究科があるが、追て完成の上は学位をも授与されることとならう。東京及広島製の「文学博士」「理学博士」の産るるのも、最早時の問題だ。

◇賦与資格と初任給

東京、広島両文理科大学の卒業者は、どう云ふ資格をもつか、之も読者の知らんと欲する所であらう。即ち左の如し。

専攻学科	高等学校高等科教員資格	師範学校中学校高女教員資格
教育学専攻	心理及論理	教育
心理学専攻	心理及論理	教育
哲学哲学史専攻	哲学概論	修身
倫理学専攻	修身	修身
国史学専攻	日本史及東洋史	歴史
東洋史学専攻	日本史及東洋史	歴史
西洋史学専攻	西洋史	歴史
国語学国文学専攻	国語	国語漢文
漢文学専攻	漢文	国語漢文
英語学英文学専攻	英語	英語
外国語履修者 (高等学校にて第一外国語として英語を履修し更に本学にて外国語学修規程により英語の課程を修了せる者)		英語
同前 (高等学校に於て第一外国語として独語を学修し更に本学にて外国語学修規程により独語の課程を修了せる者)		独語
数学専攻	数学	数学・物理（必修科目の他物理学二単位を選択履修せる者に限る）
物理学専攻	物理	物理・数学（同前、数学二単位を選択履修したる者に限る）
化学専攻	化学	化学・物理（同前、物理学二単位を選択履修したる者に限る）
動物学専攻	動物	動物・植物
植物学専攻	植物	植物・動物
地理学専攻	地理	地理・鉱物（鉱物学結晶学各一単位を選択したる者に限る）

即ち一人で高等学校と中等学校の免許状を同時に保有することが出来、長い太刀も短かい刀も心の俣である。その上、他の学科を兼修すれば、それだけ資格が貰へるのであるから、欲張ってうんと頑張るならば、卒業の時に中等教員の方で三つ、高等教員の方で一つ以上獲得することは無理ではない、不可能事ではない。

今や就職問題の上からのみ考ふるならば、この学校など、安全率の上では正に保証付である。日本にたった二つの特殊大学である。昔は高師や師範など、官費も私費も共に義務年限に伴ひ、之が少からず不平の種子となったのだが、今日では行かうとしても行く先きのない結果として、卒業すると某々の地へ確定派遣されることは、厭な義務どころか、一つの権利とさへ考へられる様になった。変れば変るものである。新大学の卒業者の初任給は、現在の高師や臨教の卒業者の待遇から帰納しても、一ヶ月百円を下ることはないであらう。実業方面の学校では、ツキダシ百円出すところは余りない。もし物価がそれで下ったら益々好々的である。

◇両大学教授の顔触

さて、今度は教授の顔ぶれを見る。まだ第一年であるので、はっきりとした事は分らない。追々新たに任命され、又助教授より教授に昇格する者もあるであらう。

東京文理科大学

- ▽教育学 第一及第二講座 大瀬甚太郎教授、第三講座及教育史 乙竹岩造教授
- ▽国法学 笈克彦講師 ▽経済学財政学 中島信虎講師
- ▽社会学 綿貫哲雄講師 ▽体育史 大谷武一講師
- ▽心理学 第一講座 松本亦太郎講師、第二及第三講座 武政太郎助教授
- ▽心理学史及研究法 田中寛一教授 ▽生理学 村地長孝講師
- ▽西洋哲学史 山内得立講師 ▽東洋哲学史 宇野哲人教授
- ▽倫理学 吉田静致教授、同演習 友枝高彦教授 ▽支那道德史 服部宇之吉講師
- ▽国民道德 第一第二講座 亘理章三郎講師
- ▽国史学 第二講座 峰岸米造講師、第一講座は三宅教授死亡欠員
- ▽東洋史学 第一講座及演習 中山久二郎教授、第二講座 有高巖講師 ▽西洋史学 瀬川秀雄講師
- ▽国文学演習 松井簡治教授、垣内松三講師 ▽国語学演習 保科孝一講師
- ▽漢文学演習 第一及第二講座 島田鈞一教授、諸橋轍次助教授
- ▽英文学演習 石川林四郎教授、ライエル講師（英語学兼務）
- ▽言語学 神保格講師 ▽仏語 ローゼン・スタンド講師—以上文科
- ▽微分、積分、微分方程式論 国枝元治教授 ▽代数解析、幾何解析 掛谷宗一教授
- ▽一般物理学 小野澄之助教授、浅越貫一講師 ▽力学 土井不曇助教授 ▽弾性論及音響学 小野教授

- ▽一般化学 河合諄太郎講師
- ▽無機化学 和田猪三郎教授、北島三省講師
- ▽分析化学 和田教授
- ▽動物学通論 丘浅次郎講師
- ▽動物学各論 丘講師、高槻俊一助教授
- ▽植物分類学 矢野吉禎教授
- ▽植物形態学 山羽儀兵助教授
- ▽植物生理学及生態学 三好学講師
- ▽植物細胞学及遺伝学 山羽助教授
- ▽地理学 田中啓爾助教授
- ▽自然地理学 辻村太郎講師
- ▽人文地理学 欠員
- ▽地誌 田中助教授
- ▽地質学及岩石学 富田達講師
- ▽気象学—以上理科
選修外国語
- ▽英語第一講座(教育及哲学科) 石川林四郎教授、渡辺半次郎講師
- ▽同 第二講座(史学及文学科) 石川教授、篠田錦策講師
- ▽仏語 ローゼン・スタンド講師
- ▽独語 林光雅講師
広島文理科大学
- ▽教育学 福島政雄教授、長田新助教授
- ▽心理学 久保良英教授
- ▽哲学 北村沢吉教授、勝部謙造助教授、河瀬憲次助教授、木村素衛講師、手塚良道助教授
- ▽倫理学 吉田賢龍教授、西晋一郎教授、大島直治教授、山本幹夫助教授
- ▽国史 栗田元次教授、清原貞雄教授
- ▽東洋史 山下寅次教授、杉本直治郎助教授
- ▽西洋史 新見吉治教授、千代田謙講師
- ▽国語学
国文学 鈴木敏也教授、土井忠生助教授
- ▽漢文学 斯波六郎助教授
- ▽英語学英文学 小日向定次郎教授、竹中利一助教授、ハリソン・コリンズ講師
- ▽独逸語 中島一郎講師、岩井龍海講師
- ▽数学 岩村寅之助教授、河合十太郎講師
- ▽物理学 佐藤充教授、三村剛昂教授、佐伯功介助教授、正木修助教授、早川金之助講師
- ▽化学 宮本進教授、増本文吉助教授、柴田栄一助教授
- ▽動物学 高橋祥教授、阿部余四男教授
- ▽植物学 乾環教授、下斗米直昌助教授

先づざっと此の顔ぶれだ。相当粒が揃って居ることが分るであらう。旧高師教授より昇格した人も無論あるが、新進の人物も相当入って居る。決して所謂看板のかけかへではない。今助教授となって居る人々が将来中堅となる人々で、その多くは東京な

り広島の高師を出て大学に学び所謂内輪の人間達である。

◇教諭変じて学生へ

四年度の入学者は左の如くである。

東京文理科大学

- ▽教育学科 十一名 (内一名女子) (高校出二名)
- ▽心理学科 七名 (高校出一名) (広島高師出一名)
- ▽哲学哲学史学科 九名 (内一名女子) (高校出一名) (広島高師出一名)
- ▽倫理学科 六名 (広島高師出一名)
- ▽国史学科 (七名) (内二名女子) (広島高師出一名)
- ▽東洋史学科 五名 (内一名女子)
- ▽国語学国文学科 十一名 (高校出一名)
- ▽漢文学科 三名
- ▽英語学英文学科 十一名
- ▽数学科 十二名 (広島高師出一名)
- ▽物理学科 八名 (私大医学部出身一名)
- ▽化学科 七名
- ▽動物学科 六名
- ▽植物学科 四名
- ▽地理学科 五名

即ち、総計して百十二名である。その内、高等学校出身者五、女子五、私立大学医学部出一、同僚学校であるが、広島からこゝへ遠征した者五、計十六名を差引いた残りの九十六名は、東京高師の卒業者が再度大学に入って来たのである。

之を広島高師に見れば、

広島文理科大学

- ▽教育学科 七名
- ▽心理学科 五名 (内二名高等学校及其他)
- ▽哲学哲学史学科 五名 (内一名専門学校出)
- ▽倫理学科 五名
- ▽国史学科 十二名
- ▽東洋史学科 三名 (内専門学校一名)
- ▽西洋史学科 十名 (内高等学校一名)
- ▽国語学^(マ)文学科 十二名 (内高校一名)
- ▽漢文学科 四名 (内専門学校一名)
- ▽英語学英文学科 十五名 (内高校一名、女子一名)
- ▽数学科 十五名 (内専門学校三名)

▽物理学科 五名（内高校一名）

▽化学科 六名

▽動物学科 六名（内高校一名、専門学校一名）

▽植物学科 六名

合計して百十五名である。内高等学校から六名、専門学校から七名、其他一名、女子一名で此の小計十五名を引いた百名は全く高師出身者である。尤も、これには同校附設の第二臨教卒業生十一名を加へてあるから、正味は八十九名が高師本科出である。

東京の方もさうであるが、高師卒業生よりの入学者は昨年や一昨年あたりの人達かと思ふとさうでない。最も古い人になると広島のをとれば、心理学科の一年に入つて居る高橋悦郎君など、大正八年に理科第一部を卒業した老書生である。同級生に京大理学部助教授の荒木俊馬博士が居るのを見ると、一方は教授一方は学生、一寸妙な気がせぬでもないが、白髪を染めての学生振りを買ふべし。入学する前は附属中学の教諭で高等官六等八級の正七位の位階さへ持つて居る。又物理学科一年に居る児玉帯刀君も高橋君より一学年遅れて大正九年に理科を出た、之もやはり附属中学教諭、同窓には之も京大理学部助教授熊谷直一君や、台北高校教授の瀬辺氏が居る。同年の出身で数学をやつて居る青木勇三君は広島の女学校の先生、国史をやる丸山敏雄君は福岡の明善中学の先生だった。若返りとしては、妙薬であらう。

◇高校出と女性学生

ところで、高等学校方面から、どう云ふ具合に入ったか、その戸籍調べをして見よう。

東京文理科大学に於ては、高等学校から

教育学科 重松鷹泰（一高） 長坂端午（一高）

心理学科 淵上 孝（七高）

哲学哲学史学科 本荘正直（一高）

動物学科 友沢太郎（七高）

即ち、一高から三名、七高から二名である。

次に、私立大学から入つたのは物理学科の工藤久之君、大分の人であるが最近慶応義塾大学医学部を卒業した医学士である。その入学の動機を訊いて見たいが、やはり教師の方へ方向転換をしたものであらうと思ふ。

広島文理科大学では、高等学校から六名となつて居るが、内三名の素性の分つて居るものに就て云ふと、三名とも地元の広島高等学校出身である。

心理学科 中川道太郎（昭和三年度広島理科）

西洋史学科 本崎淹巳（昭和四年広島文科）

物理学科 前川 力（同 同 理科）

次に女性の方面を調べて見る。東京は五名だが、広島は一名、それこそ万緑叢中紅

一点と云ふのである。

▽東京

教育学科 成田 シモ（昭和二年東京女子高師文科）

哲学哲学史学科 西田 松代（昭和三年東京女子高師文科）

国史学科 赤木 志津（大正十年東京女子高師文科）

同 加藤トキワ（大正十四年東京女子高師文科）

東洋史学科 趙 慶喜（此の分不詳）

即ち、成田さんは青森の人で福島 of 相馬高女を出た人、今年二十六歳になる。つまり二十八歳で学士になれる訳だ。西田さんは石川県の人で附属高女からずっと上って来た人で、これは二十四歳、二十六歳で卒業、男子より若くして卒業する方の一人だ。赤木さんは広島の人で卒業してから長野県の飯田高女あたりの先生をして居た。今年三十一歳だが、まだなかなか熱心だ。加藤さんも広島の人で三島高女を出た今年三十歳、趙女史はたしか朝鮮だったと思ふ、之れは二十七歳である。

広島で只一人の女性は左の如くである。

英語学英文学科 辻野 妙子

辻野さんについては知らぬが、郷里が長崎とあって見れば、私立なら活水あたりの出でもあらうかと思ふ。別に縁談の世話をやく訳でもないから此の辺にしておく。

◇男は角帽女は制服

以上、大体のことは記載しつくした様な気がする。

ところで服装だ、之は帝国大学とあまり変らぬ、帽子にはやはり縦一寸一分横八分八厘「大学」の隷書文字をつける。無論角帽だ。冬服は黒又は紺羅紗立襟背広、夏服は紺セル立襟、洋服の釦はやはり桜花枝を交叉し中央に大の字を現したもので、襟章と帽子の紐止釦がちよっと他と違って居る。紐止釦は五三の桐葉形直径四分丸の中央にSLの組み合わせ文字を磨ぎ出し、襟章は左襟に同じく金色縦五分六厘横六分に五三桐葉SLの組み合わせ文字をとぎ出している。

東北や九州の帝国大学にある女子学生には、別に制服とてないが東京文理科大学にはそれがある。それはサージ又はセルのコスチュームで色は紺又は黒、ブラウスは白の富士絹、左襟に男子と同様の襟章をつける、帽子も服と同質のものを用ひることになって居る。

東京では小石川の大塚、広島では国泰寺町、あの辺をのそゝと謹厳な顔付で歩いて居る角帽の学生を見たら、文理科大学の学生と思つたら間違ひはない。凡てはこれからである。

[原文縦書]

314. 広島高師受験生に語る〔広島高師文科 徳崎好夫著〕

[昭和5年9月1日／『受験と学生』昭和5年9月号]

広島高師受験生に語る

広島高師文科 徳崎好夫

◇はしがき

昭和五年度に於ける本校の受験者総数は、実に二七一五人の多数に達してゐる。故に私が之等受験者のために在校三年間に得た本校一般に関する事柄を発表させて頂いて、それらの人々の爲に便宜を計る事は無駄な事ではあるまいと思はれる。此の記述は直接教授から承った事や、或は学生間に語合つてゐる事をまとめたものである。故に読者諸君は此の記事の内容については御信用下さることを祈る次第である。

◇鯉城々下の外観

本論にはいる前に広島市を御紹介する。御承知の如く此処は中国第一の都会で人口は二十六七万を数へてゐる。「水の都」の別名がある如く、太田川の清流は市内を分流して夏はととても涼しい。冬は又暖い方で級友の話では福岡市よりも却つて暖いさうである。西方に近接してゐる日本三景の一なる厳島は、夏の水泳、秋の紅葉によく、一日の散策地として好適地である。又宇品公園の処女林は、鬱蒼として繁茂し、春のうらゝかな日、波静なる瀬戸内海の漣を眺め乍ら哲学的思索に耽けるに十分である。その他市内及び近郊には歴史的地理的名所少からず、四年間の学生々活中知悉する事は至難な程である。

尚此処は生活費が非常に安価に済むのでプロレタリアの学生には持って来いの所である。寄宿舎に入れば二十五円から三十円、下宿をしても三十円から三十五円も出せば呑気な学生々活が出来るのである。下宿代は最低十八円最高二十五円である。東京京都は勿論仙台福岡等の各帝国大学の所在地の下宿代は三十円を下る事はないとの事であるから、諸君は以つて當地が如何に生活費が安くあがるかが想像出来ようと思ふ。

◇各科入学率

御承知の如く就職に心配がなく、然も初任級が帝大出よりもよいと言ふのでこゝ数年間は正に文字通りの試験地獄を呈してゐる、試に昭和四五年度の受験者について見よう。

右の表で知られる通り入学競争率^(率)は各部によって大変な相違がある。で比較的競争の激しくない部を選択したいのは人情であらう。然し自分の好悪、適不適を度外視して競争率の低いと云ふ理由で或部を希望するのは考へものである。申すまでもなく自分の余り好まない学科を四年間も専攻する事は如何に生活のためであるとは言へ堪へるべく余に悲惨であり、人間生活として無意味な悩みであり、努力であると言はざるを得ないからである。

科 名	文科一部 (国漢科)		文科二部 (英語科)		文科三部甲 (歴史科)		文科三部乙 (地歴科)		理科一部 (数学科)		理科二部 (物化科)		理科三部 (博物科)		教育科 (二年制度)	
	五年度	四年度	五年度	四年度	五年度	四年度	五年度	四年度	五年度	四年度	五年度	四年度	五年度	四年度	五年度	四年度
募集人員	三〇	三〇	三〇	三〇	一五	一五	一五	一五	三〇	三〇	二五	二五	一五	一五	二五	二五
受験人員	五六三	五二二	五〇〇	五九四	二八二	一四〇	二七二	一九〇	六七三	五一七	三三六	三五二	一七二	一五四	二二五	二四六
競争率	一八・八	一七・四	一六・七	一九・八	一八・八	九・三	一八・一	二三・七 (二三・七五)	二二・四	一七・二	一三・四	一四・一	一一・五	一〇・三	九・〇	九・八

◇採点法の変更

五年度から採点方法が一変した。即ち昨年度までは各受験者の答案を全部採点してくれて、総点数の多い人から合格者を決定せられてゐたのであるが、今年からは専門科目を重要視するに至つたのである。例へば文科三部に志願すれば先づ歴史と地理のみ採点され、その専門二科目の点数の多い人から募集人員の五倍だけ第一次に採用され、その採用された五倍の人々のみが専門科目でない他の受験科目（文科三部では国語・漢文・英語・数学）を採点して貰ふ事が出来るので、その他の人々は最早答案を見て貰ふ事すら出来ないのである。故に今後は専門科目の不成績なものは、到底入学は覚束ないわけである。今年度あたりでは専門科目七十点未満のものは駄目の様であり、平均点も六十点を下つては殆んど入学の可能性はない様な教授の口吻である。

◇体格検査と受験地

諸君が妻を迎へるのに自分でよく調査した候補者と、他人に頼んで調査して貰つた候補者と略々同様であつたらどちらに決定されるや。云ふ迄もなく自分自身の調査した候補者を花嫁として迎へるであらう。入学試験も同様である。勿論学科の方は他地で受験しても本校に送附して採点されるから差支へはないが体格検査は夫が出来ない。故に東京で受験すれば東京で体格検査を受けねばならない。故に上の筆法を用ひるならば東京で受験した者と本校で直接受験したものと成績が伯仲した時には本校で受験したものが凱歌を奏する事になるのは当然である。故に私は五円十円の汽車賃を費しても本校で受験せられる事を切におすゝめする次第である。

◇高師か臨教か

私は一年や二年は遅れても高師をやられる事をおすゝめする。その理由は世の中が実力を重んずる様になって来たとは言へ、尚今日学歴を喧しく言ふから高師を卒業し

て置く方が将来に於て有利であるからである。諸君、人生はIn the long runである。あせる事はない。健康に留意してやって行けば一年や二年不合格のために遅れたからと言って問題にはならない。

尤も文理科大学その他の帝大に第二次には入学資格が与えられるから進んで大学までやる人には、臨教の方が却って一年利益するわけである。(臨教は三年制だから。)

東京高師は何と言っても創立が古いので先輩も多い為に卒業後有利である事は肯かれる。而し広島高師からも最早数年前より師範学校や中女学校の校長級を多く出してゐるから決して心配する事はない。保守でなくして外へ外へと健実に運命を開拓して行きつゝ、あるのが本校の現状なのだ。

又前にも言ったが東京は少くとも学資が二倍以上要するだらうから、貧書生は広島をやるより他に仕方がない訳である。

教授の顔触は大差なく、科によっては広島の方がよいと思はれるのもある。西晋一郎博士は倫理哲学に於て世界的の学者である事は諸君の御承知の通りである。その他児童心理学で有名な久保良英博士、漢文の北村博士、歴史の新見博士等有名である。之等の教授は文理科大学の方が本職であるが高師の方にも講義に來られるのである。その他校舎の良否は真理の殿堂を探るものには問題でなく、大都会の空気を吸ふためなら東京がよいかも知らないが真に勉強する人にはそんな事は全然問題ではない。

◇無産者の登龍門

「高師は金のないものの登龍門中屈指的のものである。」

即ち授業料は一切要せず、その上四分の一を限って給費となる事が出来る。給費生は月二十五円支給され、義務年限のあるため卒業後は就職に心配はなく、安心して在校中は自分の好む学を専攻する事が出来る。又高算^(等)試験の予備試験は免除されるから直に本試験に受験して合格すれば行政官、司法官、外交官になる道も開けてゐるのである。現に特例ではあるが東京高師からは三土前大蔵大臣が出てゐるではないか、その他書記官、事務官等は可なり出てゐるのである。

貧しき多くの受験生諸君よ!

諸君は、苦しみつゝある事を私は知ってゐる。而し乍ら賢明に苦しみつゝありや否やを知らない。徒に誇大妄想狂に駆られ、現実を忘れて高校、帝大へと憧憬する事勿れ。

生きる事を欲求するものは食はざるべからず。されば貧しき受験生諸君の進路は当然高師に向けらるべきである。而も夫は物価の安い生活費の安く上る広島^(の)地にある広島高師でなければならぬ。況んや文理科大学に迄進めば真理の殿堂内の秘庫中に蔵せられた神秘を探り得るに於てをやである。

私は人格あり而も有能な諸君たちが本校に殺到されん事を望むや切である。何となればそれらの人々が卒業すれば教育界の積弊は一掃せられ、その結果として社会も亦

その制度組織を刷新し、我が日本帝国は隆々としてその発展を誇るであらうからである。

最後に言を寄す。

時は金にあらずして生命であり、努力は生へ、懈怠は死への橋梁である。諸君は既に既に之を知れり。唯鞭撻以て実生活を精進等体たらしめられん事を切に祈る。

[原文縦書]

315. 京阪・中国・四国高級学校視察記（四）－高知より広島へー〔抄・出口競著〕

[昭和5年11月1日／『受験と学生』昭和5年11月号]

京阪・中国・四国高級学校視察記（四）－高知より広島へー

出口 競

〔中略〕

◇女王丸広島に向ふ

吾輩は、由比さんが好きだった。厳格な一面も持つてる代りに、酒も飲み通を語り而して包容力をもって居た。由比さん時代には、ストライキじみた事はあまり本校に見かけなかったと思ふ。ちゃんとしめくゝる所を締め括って居たからだ。二代目の橋本氏は体格の大きな福岡の秋吉君に一寸似た人であったが、何となしに生徒に毛ざらひをされて辞めた。三代目の金子君は歴史の先生、五たす五で十になると云ふ人である。情味と云った方面はどうもお世辞にもない様だが、命ぜられた事をちゃんとやるだけの人のやうだ。それでまあいい、だらう。下に使はれる者が察しが悪い為に起る困る方位は、我慢しなくてはなるまい。金子君の出張は広島高工十週年記念式に、吾輩同様参列の目的なのだが、その式は明後日である。明日出かけて十分間に合ふ。吾輩は本日の訪問を二旬以前に通告をしておいた。それを一日早く発って郷里の山口へ行ったのなど、何も迷惑をかけて行く訳でもなし、一寸器が小さく見える。あとで広島で同君に面会をしたが、此方から言ひ出さぬのに、しきりに申し訳をして、額際に青筋を出して居たから、吾輩の訪問を外したのは十分関心をもって居たものらしい。まあそのことはそれでよい。

菊池君としばらく久闊を叙したあとで、吾輩は三原是真教授を拉して道後温泉まで徒歩、鮎屋に行く筈であったが、特命検閲で白川大將が宿泊してるとの事であったから、辞して道後ホテルを今宵の宿とした。三階の中庭へ面した上等の室である。夕飯前に霊の湯に白切符で入浴をする。いつ来てもこゝの湯の分量の少ないのには恐れ入る。

明くれば二十日、約束によって三原教授が迎へに見えるのを待てたが、たうとう見えぬので午前五時半頃宿を出た。船は尼ヶ崎汽船である。古町駅につくと、其処へ汗

を拭き々、三原君がやってくる、寝坊をしたのだと云う。こゝから高浜までは伊予鉄道、切符の色は白だ。つまり白と赤、一等と三等で二等は無いのだと云う。一等を奮発して乗った車の箱は、今時に珍しい鏡付だ。八時頃高浜について、そこからすぐ埠頭にある女王丸に乗り込む。何と今日の鹿島行が女王丸とは幸先のよい話ではないか。不景気のせいも二等も大して込んで居らぬ。午前八時四十分舟は四国をはなれた、と云ふと大変四国に永かった様な話だが、十八、十九と二日間しか居ないのだから問題にはならない。三原君、お見送り有り難う。彼特有の悠々たる足どりが次第に遠くなる。

船は穏やかに浪を切って進む。進むところは所謂音戸の瀬戸である。ボーイの運んで呉れた煎茶と、今どき珍しい砂糖のついたビスケットを頬張って仰向に転がって居ると、今朝割合に早かったせいかトロトロと眠った。眼がさめると騒がしいから起きて見ると、はや呉軍港の沖合を通過してるところで、成程陸には工廠らしい建物、濛々たる黒烟がその辺の空にたてこめ、碇泊してる帝国の軍艦二十余隻、可なり大きい戦艦らしいのも見えた。舟は吉浦に一寸投錨して、十二時十分に宇品の棧橋についた。舷梯を下りようとする、『出口さんじゃありませんか』とニコ、して近よる人があり、広島高等学校の庶務をやって居る大藪利君だ。星野教授の命での出迎へである。

◇高工醸造科を見る

四国の旅は、割合に吾れにつれなかりしが、本土へつくと流石に人心地がする。大藪君がスーツケースを持って呉れたので、遠慮もせず頼み込んで、発著所〔ママ〕の改札口を出ようとする、そこの柱に麗々しく

出口様お迎へ

と大書した白紙が貼りつけてある。おやと二度吃驚して居ると、つかつかと近づいて一礼したのは、賓客として招かれた広島高等工業学校の運転手君だ。ちゃんと自動車が出て居る。早速に乗って千田町の高工へ行く。高工は昭和二年一月にも一寸立ちよって居るから、まだ四年目だ。流石に明日の祝日を控へて居るので、何となく物々しくも活気づいて居る。庶務課長の広渡純孝教授と四方八方の話をして居ると、そこへ老友川口虎雄校長が見えた。川口翁はしば、記す如く、学校長中の逸材で、専門は土木科出の工学士だが、大学を選ぶ時に法科を選ぼうとした位、政治家らしい風格もあり、包容力もあり、現在機械、電気、応用化学、醸造の四科を抑へて微動だにさせず、中国では断然尖端を行って居ると云ふやり口である。わざ、日程をくりかへて明日に間に合わせる様にした吾等の此の行を大に感謝されたが、かうまで言はれると、全く誰だって悪い気持はしないやね。昼飯の時間を大分過ぎてたが、校長室へ中食の用意がしてあると云ふので御馳走になる。

飯をたべてしまってから、明日はお祭りで到底見物の余裕もないから、他科は兎も

角、新設の醸造科を拝見することゝなり、主任の大崎正雄教授に来て貰って案内を乞ふことゝする。大崎君は元来本県人で明治四十年の大阪高工醸造科の卒業生、これ迄永く同校の教授をして居たが、同科が廃止されるので、広島へ貰はれて来たと言ふ次第である。講師の長西広輔君は山口の人で、之れも四十三年の大阪高工出、即ち大崎君の後輩だが、河鉄の中央試験所に永く働いてた人で、此の道の専門家、同じく講師の佐藤静一君は帝大の工学士、助教授の河野道利君は大正十二年本校応用化学科の卒業生、前に京大化学教室で働いて居た事がある。

醸造科は、昭和四年四月からの開設でまだやっと二年生が出来たばかりであるが、本県に置かれてあるのは頗る時宜を得たもので、こんな事を言っていゝか悪いかしらんが、当県は銘酒賀茂鶴の産地で、上戸党には、灘の酒同様に認識されて居り、又味噌、醤油等の醸造事業も相当盛であつて、今後とても県下の主要産業たる未来はますゝ、拓かれると云つて居るから、こゝに此の科のあることは中国四国九州を通じて、適当なる計画と云つて良いであらう。醸造科敷地として最後方にあるが、流石に最新の建物だけに、一番丈夫が一番よく出来上つて居る。大体は研究室と教室の二つで、教室の方は木造だが、研究室の方は鉄筋だ。こゝにはもう電気孵卵器や乾熱殺菌器や検糖器、真空蒸留装置などが備はつて居る。最新の設備で、大阪工大の専門部に於けるそれよりは、道具こそ整はぬが将来はありさうだ。

大崎君の話では、一二年を併せて七十二名の生徒が居るが、大部分は当業者の子弟で、卒業後自ら家業を継いで行かうと云ふ人達だから所謂他科ほどの就職難はないだらうと云ふことであつた。どうも、斯う云ふ特殊地帯へ入ると、就職難何処にありやと云ふ気がして、久し振りに気分が朗らかになる事は争はれない。

さて、今度は車を借りて、広島大学文理科大学へ行くことになる。

文理科大学と高工とは、斜め向ふになつて居る。千田町と国泰寺町とは隣り町だ。

◇文理科大学の一瞥

えゝと、此の前に来た時、昭和二年までは、こゝの門には「広島高等師範学校」だけであつたが、四年目に来て見ると、ちゃんと右の方の柱に「広島文理科大学」と書いた新しい看板がかゝつて居る。今一寸問題になつて居る文理科大学と師範大学との問題は、どうやら後者に団扇があがりさうだから、聽て「広島師範大学」と又看板がかはるだらう。変つたつて文科、理科の内容に変化はない、やはり生るゝものは文学士と理学士で、学校の先生となることも間違ひのないところだ。大学となつて二年目、駅へ下りる時から大学の角帽が頻りに町をちらちらして居た。帝大も官立も帽子の角帽は皆同じだ。徽章だつて同じ。公立まで同じものをつけて居る。大阪に於る府立医大と官立工大は同じだと思ふ。名古屋の愛知医大も公立だが同じ。只、京都の府立医大だけが申し訳のやうに、帝大より一と廻り小さい「大学」をくっつけて居る。あれは吾等から云へばいらぬ遠慮で、帝大と同じにして顎紐の方へ予科で使つて居る橘でも

使つときゃいゝと思ふんだが、初代学長の小川さん、妙な謙遜をしたものさ。

看板はかはっても、玄関は昔のまゝだ。先に電話をかけておいたので、事務官の白石清一君がニコ、ンとして出て来た。白石君は東京以来の友達で、こゝへ来る前には文部省秘書課の叙任掛長をやつて居た。四国は松山の人で如才の無い男だ。学長の吉田賢龍氏も在室とのことで吉田さんの室へ敬意を表しに行く。吉田さんに明日の高工の式へ出るかときいたら、明日は江田島の海軍兵学校に講義（倫理）をしに行く日なので、残念乍ら行かれんと云ふ。吾等もまだ一度も兵学校を見て居らんから見に行き度いのは山々だが、何しろ式を欠かす訳にゆかぬので又の機会にする。吉田さんは中学校の先生から校長、高等学校の教授から七高校長、それから広島高師へやつて来た人で、とんとん拍子にいつの間にか大学長になった。ずんぐりと肥った頭のツルツルに禿た人で憎くげのない人だ。話のうまい人で、講演をやつて最後まで人をたゝせぬ腕前をもつてさうな。今上陛下の御前講演もやつたし、卑近の実例をつかまへて、実に要領のいゝ話振りだと云ふ。まあ、何しろ時間もないので、失敬して白石君に学内を引き廻して貰ふ。

文理科大学は、前の建物が高師で、その背後にある。つまり玄関へつき当つて右折し、中庭の様なところを通つて行くと広場へ出る。そこへ鉄筋コンクリートの鉄筋が、柄の曲つたステッキの格好でずらりと沢山並んで、高く組んだ櫓からセメントがガラ、ンと威勢のよい勢ひで、土砂を混せて流れ落ちて来る。所謂コンクリート打ちの光景が見られる。今やつてるのが大学の本館で、竣工は明年になるが、堂々たることは中国有数の建物になる。やがて出来上つた暁には、ルーフガーデンから大広島が遺憾なく俯瞰されよう云ふものだ。延べ坪にして大分になるだらう。三階建、その後は路を距て、植物園だ。運動場へ大学本館が建つために、運動場は市内南竹町字平野関に引越したが、此の方は六千九百三十五坪余ある。敷地総坪は二万九千五百二十九坪あるが、こゝに大学、高師、中学、小学と四つの学校にそれに寄宿舎まであるのだから、可なり狭苦しい建て方である。

文部省建築課出張所長の江藤鋭技師も居て、いろ、ンと建築について話したが、兎も角実用的が先に立つて居るから、便利なものは出来るだらう。江藤君は岐阜高農から山梨高工を経てこゝへ来た人で、学校なら中等工業しか出て居らぬが、経験と創意とで重んぜられる。最近技師に昇任したばかりだ。

◇高等学校を見物す

広島文理科大学の教授は、大体高師教授からの持ち上りだが、出身者で帝大あたりの教職にあった人も大分引張つて来た。一体広島高師出は卒業後帝大へ入りたがる人が多く、現在京大教授中にも理学部教授の野満隆治（四〇）松山基範（同）松原厚（四一）吉田卯三郎（四三）等一寸思ひ出しても之れ位の博士達がある。従つて文理科大学の教授も追々は出身者から補充されて行くことゝならう。こゝは準京大制と云つ

て良いかも知れぬ。現在出身者で教授になってるのは、文科の方の長田新、(43) 勝部謙三氏 (43) など、錚々たるものだ。いつだったか文理科大学の内容は、別に本誌に掲げられたからこゝに新たにせぬが、何と云っても広島ではピカー、妙な話だが医専が医大になったことよりも、グンと格が上がった様に見えるから可笑しい。之れは医専は専門学校時代から、角帽だから、大学へ行っても同じ角帽だし、甚しく目立ゝぬことも理由の一つだらう。只徽章だけが違ったのに引きかへ、ここは丸帽から角帽になった、徽章も大学になった、もう一つ付け加へると野暮な田舎者らしさからスマートな大学生になった。その辺もあるかも知れん。大にもてゝ居る様である。こいつは余談の部だ。

文理科大学は、昭和六年を以て完成し、七年三月その第一回卒業生を出す筈であるから、詳しくは其の日に譲らう。

白石事務官は、更に吾輩を現在大学の教室にあてゝあるあちことを引き廻し、中庭に植ゑた草花の美しさを紹介して、情操教育を忘れぬことを示して呉れた。来任一年相当改革のあとが見える。汚なかつた学校が、清楚になった事も事実である。吾輩はそこで今度は三篠川を渡って、皆実町の広島高等学校に向つた。

広島高等学校は、昭和二年一月にやつて来てから以来だが、益々外形内容完備したかに見える。今年で丁度四回の卒業生を出した訳であるが、十時校長、大谷堀江その他の教授方の精進によって、中国では勿論全国の高校に対して決して悪い成績でない。試みに、本年四月二十二日吾輩の調査によって見ると、卒業者は文科一〇八、理科六〇計一六八名で、第一次の大学入学者一三一名、準備中のも三七名で、第二次のものは数に加へてないが、もっと入学者は増して居る筈だ、仮に第一次のみとしても七割七分九厘強まで入学し得るから決して悪い方でない。而して主として帝大を目指して居るから割が悪いので、之を官立大学へもふり向けたら、もっと率としては良くなるであらうと思はれる。

広島高等学校卒業生大学入学調査 (昭和五年)

○東京帝大	▽法科二五▽医科二▽工科六▽文科二▽理科一	
	▽農科一▽経済科八	計六五名
○京都帝大	▽法科一三▽医科五△工科六▽文科九▽理科二	
	農科三▽経済科五	計四三名
○東北帝大	▽医科一	計一名
○九州帝大	▽医科三▽工科三△法文科三	計九名
○岡山医大三、○千葉医大三、○長崎医大一、○広島文理二、○神戸商大三		計一二名

即ち、単科大学が九名で、あとは全部帝大、その内六十五名は京大へ入り、入学至難とされて居る医科へ十一名、工科へ十五名と云ふが如く入つて居るのは凡でない。

尚昨年から準備中で本年入学した者の数字は左の通りである。

○東大	法科六、医科三、薬学一、文科三、農科一、経済四	計一八
○京大	法科五、医科三、工科三、文科一、農科一、△経済（選科）一	計一五 △一
○東北	医科一	計一
○九州	医科一、工科一、法文三	計五
○神戸商大二、○岡山医大六、○長崎医大一、○東京工大一		計一四
○広島文理二、○大阪医大一、○愛知医大一		計 五三名

高等学校の玄関から、庶務課の室へツカゝと入ると、庶務課長の星野歳馨教授が満面笑みくづれる様にして出迎へてくれた。三年前から見ると大変肥満して、今では立派な蒲鉾教授だ。(即ち板について居るの義)三年前は開校式で無暗と忙しかったせいか、ロクに話も出来ぬ始末だったが、今度は他所のお祭りだけに、至極のびゝゝとして居る。星野君は同君が東京に居て、文部省の下役をして居た頃からの友人で、山口県の人、大正九年の東大国史科の出身、広高創立後間もなく来任したものの、頗るキジゝとした男である。実は広島着以来まだ宿をきめて居なかつたので、吉川へでも行かうと考へて居たら、前に高工の広渡君まで電話で自宅へ泊るやうにとのことであったから、実は宿屋の方が呑気だと考へぬでもなかつたけれど、久し振だから是非との話に、同君の市内段原町松浦山荘なる別荘へ泊ることにしたのだった。武江荘主人が松浦山荘へ泊るのも何かの因縁だらう。

◇氷苺と苺ミルクと

十時弥校長も大変元気がよく、丁度居合せた堀江久勝教授と一緒に此の前のお祭騒ぎでおちゝ見物の出来なかつた高等学校の中を引廻して見せて下さることゝなった。時間も遅いし、夕飯を喰ふ都合もある、早速にお伴をしてあとに続いた。広島高等学校は全体の敷地二万一千十九坪、建物三千四百八十六坪、校舎は敷地の左側よりで右側は運動場でトラックフィールド及蹴球場、野球場になり、校舎の後方が寄宿舎である。門を入ると正面が鉄筋の講堂で、左の片袖が事務室右が教室、事務室の後にテニスコートが三つ、寄宿舎の前に一つと計四つ、学校は殆どスポーツそのものと云つていゝ位に設備をしてある。同じ年に建つた姫路は思想問題でよく騒ぎを起すのに、こゝはいまだに涼しい顔をして居る。土地の気風が違ふのかも知れんが、一つは此のスポーツ全盛の為めぢやないかな。

吾等は、一体口上でものを言ふのが嫌ひで、思った事をズバズバと云ふタチであるが、十時さんにも遠慮なしに言ふ。抑々こゝへ来たのは大正十三年の三月が最初で、

その時は今の事務室が一棟漸く出来上らうとして居た時で、今の庶務課か何かのガランとした室で十時さんに面会し、まだきまって居なかった高等学校の帽子の徽章の下相談をしたりした仲なので、第一回の卒業生諸君よりも、ズーッと早くから本校を知って居る様な訳だ。教務課長の堀江久勝氏は秋田鉦山から来た人で、細井高工校長の関氏の友人で、関式の辛辣さもある。ズーと図書館から引かへして、生徒控所、講堂、化学、物理の特別教室、博物教室から雨天体操場を見て、運動場脇の生徒集会所でしばらく休むことゝなった。

集会所のテーブルは、人造大理石か何か使って頗るハイカラだ。咽喉が乾いたから何か飲まうと云ふことになったが、堀江さんが『ぢゃ氷苺にしよう。あいつは旨い』と云ふと、十時校長も『うん、あいつはいい。東京にだって有る』と云って、早速注文をして居る。之れを聞いて吾等少々広島都会説から、広島田舎説へ改宗しようかと思つたと云ふのは吾等は、あの氷水にレモンだの、苺だの、エッセンスを入れたのをのまない、同じ氷水を御馳走して呉れるなら、安い方のスイに願ひ度いなどと勝手なことを考へると、麩て売店の女中が縁にギザギザのついた硝子の器に、コテ、と氷苺を盛って運んで来た。それからが珍である。

『アレ、此奴は違ふよ、これは氷苺じゃないよ、僕等はこんなものは注文しやしない』と十時さん、堀江さん。

『いゝえ、氷苺と仰有るとこれですが』と売店の女。

吾等の腹の底から「苺ミルク」と「氷苺」の間違ひに可笑しくなつて、両先生の認識不足を訂正し、改めて苺ミルクを注文したが、さて氷苺のやり場に困つて、丁度集会所でヒヤムギか何か喰つた生徒二人に進上すると、ホウと云つて思ひがけぬ仕合せを喜んだが、一人当り大盛りの氷苺では二杯まで喰べ切れず、あとの一杯は手もつけずに出て行つた。此の下情にうとい所は、如何にも学校の先生らしくて面白い。さて時計を見ると、もう五時を廻つて居る。今夜は、高工と、文理大と、高校とから吾輩遠路出張の労をねぎらふと云ふ意味で羽田別荘へ夕飯をよばれて居たので、十時校長堀江教授に明日の再会を期して、星野君と二人、自動車でもう一度文理大へ行って白石君を拾ひ、それから真つ直ぐに羽田別荘へ乗りつけた。高工の広渡君は和服で先著をして居る。主人側は広渡、文理大の白石事務官、高校の星野教授、それに建築課の江藤技師、広島市商業学校長の旧友永井忠君の五名。それに吾輩と六名、いづれも悪く云へば海千山千、よく云へば何から何まで精通して居る苦勞人。荘内の泉石の布置を見物したあとで飯になった。御馳走はあたり前のものだが、話に咲いた花はあとからあとからと絶え間ない。

午後十時過ぐる頃、明日のこともあるので、一路松浦山荘の星野君宅へ自動車を駛らせた。

◇高工の拾週年祭へ

星野教授のうちと云ふのは、同市の実業家で此の岳父の別荘をそのまゝ借りて、夫人と別荘番とで住んでゐる訳であるが、田舎風の門を入れて、グラゝゝ上りの玄関から左の方が、土蔵の前を通過して十二畳敷の大広間二間続き、廊下はずーッと廻り縁になって、硝子戸を立て簾を下ろしてある。薄ら明りにすかして見るまでなく、成るべく天然そのまゝを取り入れて、裏の庭は山続き、鳩や小鳥もやって来ると云ふ、水が豊富で、(と云つても水道だが)せゝらぎは今宵の寢室の廊下を流れて、下の池に落ちる仕組みである。庭石もなかゝゝ大きいのを取入れ、高松の松平伯の城あとには及びはせぬが、東京などには珍らしいであらう。そこで又ビールとなり、十二時近く眠りについた。

明くれば二十一日。今日ぞ広島高工拾週年記念式、先づ朝風呂で一浴して、夫人の心づくし朝食をたべ、スーツケースから今日用意に遙々と福井、京都、大阪、神戸、高知、松山と旅をして来たモーニングコート(着)を引っぱり出して一著し、満更でもねえなど剃り立ての顎を撫でて居ると、星野君は学校があるので一と足先に出で、吾輩は敷島の二本目に火をつけた午前九時半、高工から迎への自動車がやって来たので、アンスコのカメラだけ小脇にかゝへ、オノオレヤンバ金巻のステッキをぶら下げて、ゆらりと高工に駛らせた。

今日は、大國旗を交叉して、門前は織るが如しである。学校、関係者で目についたのは、三浦熊本、小溝徳島、古宇田神戸、福田長岡、三浦秋田、友田明治各高校校長、沢田高松、岡本和歌山各高商校長、金子松山高校長等で、此の地方としては珍らしい粒よりの顔揃ひである。やがて、一同は振鈴に連れて、今日の式場なる講堂に入った。之れから式がはじまる所だ。こゝで高工の校歌を記さう。

広島高工校歌

一

蜘蛛手に注ぐ、三篠の河洲、眺いと遠く、気清き処、我等の学校、此の地に立ちて、飽くまで味ふ、天与の幸を、

二

MECとBとに、分るゝ我等、仰ぎ見る鯉城、高きは望、名に負う市の名の、広きは心、歩調を乱さず、協和に生きん

三

関また関は、我等が行手、絶えず身に著^(着)けん、至誠の手形、発明創意に、汗なす業に、励まん尽さん、御国の為に

(東京に帰ってから)

[原文縦書]

[編注1] この一句は当時のもの。校歌成立時には「MとEとCとに」と歌われ、後には「専攻あまた」と歌われた。

316. 京阪・中国・四国高級学校視察記（五）－広島・岡山・神戸を見る－〔抄・出口競著〕

[昭和5年12月1日／『受験と学生』昭和5年12月号]

京阪・中国・四国高級学校視察記（五）－広島・岡山・神戸を見る－

出口 競

◇広島高工教育の実際

え、広島高工の川口校長と云へば、練達堪能の士として人も許して居る。吾輩の知る範囲では、今の現役校長中、学校を創立から仕立て上げる事二回に及んで居るのは広島川口、名古屋高商の渡辺龍聖の両翁のみであらうと思ふ。即ち、川口翁は、はじめからの校長ではなかったのだが、前任地熊本高工では中原淳蔵校長の下で、実際のことは川口翁がやり、中原博士が九大教授へ転じてから、名実共に校長となり、次で学校増設について選ばれて広島へ来たのだから、これ迄の生涯にはじめっから学校を育てること二回に及んだのは、小樽を生み育て、モノにして、現に名古屋高商を産み且つ育てつゝある渡辺翁と共に、珍らしがられる価値は十分である。

現役校長中、これ迄一校以上の校長を経験して居る人は、

鏡保之助（千葉高園、盛岡高農）大場成実（明専、米沢高工）只見徹（高岡高商、長崎）田尻常雄（長崎高商、横浜）森卷吉（松本高、一高）武藤虎太（二高、四高）溝渕進馬（四高、五高）岡野義三郎（八高、二高、六高）葉山万次郎（山形高、七高）小松原隆二（姫路高、八高）新保寅次（山口高、松本高）小松倍一（松江高、六高、水戸高）塚原政次（静岡高、東京高）隈本繁吉（台北高商、高松高商、大阪高）茨木清次郎（東京外語、松本高、東京女高師、浦和高）吉岡郷甫（五高、浦和高、東京女高師）吉田賢龍（七高、広島高師、文理大）乗杉嘉寿（松江高、音楽）

に、前記の二氏位であるが、殆ど高等学校で持ち切りと云っていい位である。此の内初物を喰ったのは、鏡、只見、田尻、小松原、新保、小松、隈本、吉岡、吉田の諸氏で、二度目が初物であったのは田尻氏位のもので、あとは都合で転任させられたのであるから、川口翁と渡辺翁が光って見えるのも無理はない。大阪の隈本翁も台北と高松は初物に相違ないが、今は高等学校へ方面も転換したのだから、この内には入れられない。

その位置と閥歴とが断然光って居るのは、随って渡辺、川口両翁共酷似して居る。渡辺翁も従三位勲二等の最高勲位をもつて居ることは、川口翁と同じなれば、加俸七百元を頂戴して居るのも同じだ。そして両翁ともオサケが好きで、陽気で大問題に打つ付カ衝つてもビクともせずその専門の学校長仲間で、長老と立てられ総代にされることも同じである。吾輩の老友として尊敬して居る程度も、又両者軌を一にして居ること勿論だ。

広島高工拾週年記念に際して、来会者一同に川口翁の名による「本校教育の実際」と云ふパンフレットが配られたが、之れが又頗る吾意を得たる記述の仕方である。よく校長さん次第では、自分のところの生徒が婦人問題などで不心得をやったりすると、すぐ退学処分にしたたりして、一寸した誤ちから一生を誤らせて平気で居り、甚しきに至っては、何か警察に引っ張られて問題になりさうだとすると、日附を遡らせて放校し「右は本校生徒に非ず」として責任遁れをしたりする人があるが、あいつは吾輩甚だ気に喰はない。自己監督下から出た者なら、校長職員の薫陶不十分と云ふことになる。理屈を言へばそこ迄眼が届くもんか、と云ふ人もあるが、少くも不徳の至す所と云ふことにはなると思ふ。始終校長室に頑張つて、卒業する迄名前も顔も覚えずにすます人もあると云ふが、これでは正に禄盗人である。

◇断じて学生を見捨てず

一体、高工とか、実業専門学校の方はなかゝ、思ひやりのある人が多く、若干の欠点があつても、その人の長所を拾つて育て、行かうと云ふ心が共通にある様だ。桐生の西田、福井の関、上田の針塚校長などその中でも大なるものであらう。

広島高工の川口翁のステートメントは、次の十四項から成る。

一、断じて学生を見捨てず 二、採るべきは長所なり 三、無落第主義必ずしも斬新ならず 四、形式の硬軟を以て直に教育精神の剛柔を察すべしとするは当らず 五、環境の浄化は即ち精神の浄化なり 六、行啓記念館の意義 七、率先躬行は我輩の標語 八、上長の矛盾は思想悪化の一因なり 九、職員の理解は教育の第一歩 一〇、教育の良法は子弟の近接にあり 一一、自覚自治は立憲の要道にして学生生活の根本義なり 一二、教職員の研究、研究の基礎 一三、学校は地方産業を慮外せず 一四、卒業生も健全なり

此の通り、第一項に「断じて学生を見捨てず」と記してあるが、その第一行に、風癩白痴に非ざる限り、教へて一芸に達せざる者ある事なし

と喝破してある。川口翁に従へば、凡ては之を教育する周囲の人々の不注意に帰し、その原因に遡れば「人間手落ちの罪」の存在するを言つて居る。その他の各項も一々摘記したいが、あらまし標題で分る通りだ。川口翁は教育を一致団結の団体訓練と見做して居るが、これこそ吾輩の最も共鳴しているところである。えゝと、この本はまだ、何部か学校に残つてるかも知れん。父兄で欲しい人があつたら、高工の庶務課まで切手封入照会したら送つて貰へるだらう。

さて、廿一日午前十時、定刻振鈴と共に高工拾週年記念式は始まつた。凡て斯うした行事と云ふものはお定まりのものであるから、くどくどと書く分はないが、君ヶ代合唱、勅語奉読、学校長式辞、文部大臣、県知事、市長、県会議長、市会議長、商工会議所会頭、出身代議士、直轄学校長総代、etc. etc.の祝辞、卒業生総代、在学生総代祝辞、祝電披露、校歌合唱散会、それらが凡て順序よく運んだこと、文相代理が来

なくて校長が文相になって読んだこと、校長代表に三浦熊本が読み、貴族院での一言居士、多額議員の森田商議会議頭と、荒川五郎代議士が之れは原稿なしで演説をやった。祝辞演説と云ふものが又カタが出来てるもので、前と後を一寸つけかへると、どれでも同じ様なものだからと云ふ訳での演説だったかも知れんが、声ばかり大きくて内容は義理にもいゝとは云へなかつたが、まあそれはそれでよし。

式が終つたのが十二時、別席で立食と云ふことになった。モーニング、フロック、羽織袴が雪崩込む。

◇呑気な検事正の万歳

宴会場と云ふのは、校舎のずっと奥の二階だったが、羽田別荘調製の折詰に、醸造科披露の爲めかしらんが、赤い葡萄酒がフラスコの中に入れて卓上においてあった。此の次には本物を出すよと校長の御託宣だ。醸造科も昭和六年で学級完成、七年に最初の卒業生を出すから、その以後のことを繰り上げての自慢であらう。ぼつ、折詰にとりかかると、パチ、手が鳴る、川口翁が台の上に立ち上って「粗酒粗肴の挨拶」をやつて居られるところだ。今度は又手が鳴る。正面の席に居た控訴院の某検事正が杯をあげて、万歳の音頭取りをやつて呉れるところだ。そこで吾輩も半分位入つて琥珀色の液体を目八分に持ち上げた。前の席の男は今の先十分にグーツとやつたので、空になった〔編注1〕僭杯をしょう事なしに、鼻の頭に微笑をよせて持ち上げて居る。すると、検事正は一と渡り「僭越乍ら来会者各位に代り」と云つて、グツとコップを持ち上げた。そして思ひ切り大声で、

広島高等学校万歳！

とやつた。「工業」がぬけて居る、満場アッハッハである。十時高等学校長の席をすかして見ると、首を斜に曲げて黒く笑つて居る。間違ひを意識した検事正は、少々慌てたと見え、今度は

広島高等商業学校万歳

とやつた。前にも勝つて割れかへる笑ひである。川口翁を見ると眼を細くしてニコ、して居る。そのあとで川口校長万歳とやつたが、とうとう高等工業と云はなかつた。近隣の私語をきくと、あんな検事さんにかゝっちゃあ間違つた論告をされたり、原告と被告と間違つて、原告に求刑されたりしチャア堪らんねえと、只ワツワツと云ふ笑ひがあった。之れで広島にまだなかつた高商も、ひよつとすると設立される機会が出来来るかも知れん。川口翁は高工の校長だけでなしに、高等学校でも高商でも立派に校長がつとまると云ふ謎かも知れん。

それから、吾輩達は生徒達の園遊会場へ出かけて、そこですしだのおでんだの、汁粉などの店を訪問した。式の前に庶務課から瀬戸内海の絵の島で、晩餐会をやるとの招きがあったが、それまで二時間ばかり時間があるので、その間に市内上流川町の広島女学校カレッヂ科に科長辻村鑑君を訪問して来ようと思ひ立って、学校の自動車を

借りうけて広島女学校へ向った。

此の県には、県立女専があるが、校舎も出来て居らぬこと京都と同じだから、之れは訪問を中止した。

此の広島女学校と云ふのは、北米の基督教団体よりなる出資で経営する、所謂ミッションスクールの一つで、設立されてからもう大分になる。女学校の方は修業年限五年の高女と同じで指定されて居り、その上に数年前から英文科（本科三年、予科一年）家事科（三年）の両科を設けた。最初は専門部とし、広島県学務課ではそれで認可をしたが、もともと専門学校令による認可を得て居る訳ではないから、専門部と称する訳にゆかないので、文部省から文句を言はれ、仕方なく「カレツヂ科」と云ふ変な名前に改めた。それで矢張り専門学校とする必要を感じて、辻村君が昨年あたり上京して、上司の諒解を求めつゝあつたが、之れには内規があり拾万円以上の財産を供託しないと許さぬので、垂米利加から金の来るまで待てるとか云ふ話だ。然し、ここの英文科は英語科中等教員の無試験検定を貰へた筈だから、実質的には立派に専門学校として認められて居る訳ではある。丁度仙台の宮城女学校の様に。あすこも専門学校にしようとして、金の問題で行き詰った。然し中等教員の無試験検定を得たから、これで我慢したらよからうとなった。男性の学校ならば専門学校になって居ぬと徴兵関係が大変に違ふが。

辻村君も電話をかけたので喜んで迎へて呉れた。この場所は市の北方浅野侯の名苑泉邸に隣接して、鉄砲町上流川町幟町に跨り、広島駅まで徒歩十五分と云ふ便利なところだ。東北は太田川を挟んで二葉尾長の山々、東南は比治山に対して居る。高工や大学が宇品行の電車で行って、殆ど町の端っこになっているのと比べると、目貫の場所と云つてよからう。

◇広島女学校を見る

辻村君は、吾輩個人的にずっと以前から知って居る。同君は東大工学部教授田中芳雄博士の義弟で埼玉県の人、明治三十九年の東大文科英文科出、故小山内薫、森田草平など云ふ人と同期生だ。普通に学校の先生で行ったら、とうに高等学校長位になって居る所、卒業してから米沢高工の教授をしばらくやって、在外研究員で帰ると、今度は大阪府立浪速高等学校の教頭になり、昨年春やめてこゝへ来た。多分の芸術家らしい素質と良心をもって居ることが、官立や公立の先生で居ることを厭はせ、私立へ来てしまったが、頭こそ禿げて居れ、此の気の若さは十分に買って然るべきだ。

広島女学校カレツヂ科は、創立者ミス・エヌ・ビー・ゲンス女史を名誉校長に、エス・エー・スチュワート氏を校長に、辻村文学士を部長として、教授には東大古典科出の星野忠直、文学士松井守、米沢高工出の二宮佐、女子美術出の林きく、あとはバルチモア・ガウチャーカレツヂ出のB・A・高森千鶴、バンダビルト大学出のB・D・元吉潔、コロンビア大学出のM・A・ミス・ケー・ジョンソン、グレダネカレッ

ヂ出のB・M・ミス・ケー・スチーヴンス、ビーボデーカレッヂのM・A・児玉国之進と云った具合に米人又は米国仕込みの日本人が主だ。講師にしてもゲーンズ名誉校長の後継者アール・ゲーンズとか、B・S・のアイタ・シャナンとか、ケー・シャナンとか、エス・スチュワートとか、エム・フィンチとか、ジェー・ビー・カップとか相当の先生が揃って居る。

カレッヂ科の建物としては、カレッヂ・サイエンス・ビルディングでジュビリーホールとかゲーンズホールとも呼んで居る様だが清楚な建物だ。この授業料は年額五十四円で、音楽を兼修する者は別にピアノ科四十八円（学校の楽器使用者は一年十一円を別納）オルガン科二十二円、ヴァイオリン科同上、寄宿舎は一棟五区に分ち、一区十二名を一家族とし、交代に自炊をやってるが、一ヶ月食費十二円会費二円だ。志願者の資格は一般専門学校と同じく、査定料二円をそへて申し込むことになって居る。

辻村君に、居心地はどうだときいたら、悪くはないと言って居た。もう少し時間があつたら、各科に亘り参観したい所であつたが、午後四時には高工へ集まる約束だったので、お茶一杯のんだきりで辞去した。吾輩は私立学校が好きである。何となくのび、と育ってる様な風に見える。尤も広島と云ふところは、昔から海外発展が盛で、海外へ行くことを尻の様に考へてるので、それが一般人の気分に反映してるかも知れん。然し批評することを許すならば、生徒はそれでよし、教職員間の結ばりももっとフランクに行つたらいいだらうと考えた。何となく辻村君の位置がまだ養子に行つた様に見え、うちの人になり切れん様に受けとれたからだ。之れは吾輩の第六感だけれども。辻村君は自分の家へ行くことをすゝめたけれど、高工で待つて居られると困るから、尻を浮かして今度は電車に乗ることゝした。

午後四時五分前に、高工前についた。さしもの賑合がしづまってガランとして居る。一台だけ自動車が残つて居る。やあ待つてた待つてたと、早速それに乗せられて宇品埠頭に向ふ。ついて見ると羽田別荘の弁天丸が艤装して、同別荘の佳人連と吾々お客様をのせて、正に出帆せんとしてるところだ。殿り組の吾輩が乗ると、ポッポッポッと発動機の音を立て、滑り出した。好天気だったので、今日の主人役川口翁は満悦の体である。

行く先の絵の島と云ふのは、巖島の裏側になって居て、その手前の弁天島と共に羽田別荘の私有地である。約一時間でついたが、島の中には二三軒の家が建つて、土地は美しい白砂、家を脊負つた山にはちゃんと迂回して頂上に至る道路がついて居る。此の砂浜で写真機を振り廻して四五枚とつたが、空気が清澄な為めによくとれた。島に一つの湾があるが、地引網を引くととても魚がとれるのださうな。島の鼻は波浪の関係で小さな洞門になつてるが、そこの岩は一面の牡蠣だ。小刀で剥がして汐水に浸して喰つたらうまかつた。

廳で宴が始まつたが、時間の都合で小松原八高校長が巖島に向ひ、島の電気係であ

る船長が不在の爲め、その船がかへらぬと電灯が点かぬと云ふ騒ぎで、暗い中に献酬がはじまり頗る滑稽であった。常には顔の表情を固定した人々が、今日は治外法権の島の上にて「岸の柳」の豪傑節を合唱するところ、頗る愉快。午後九時頃歓待を謝して、再び字品への船の上では、合唱の歌のタネが尽きて童謡が出たり、ここはお国を何百里が出たりした。

〔後略〕

〔原文縦書〕

〔編注1〕原文のルビには「こつぷ」とあり。

317. 高師受験は東京か広島か〔抄・茗尚学園主人著〕

〔昭和5年12月1日／『受験と学生』昭和5年12月号〕

高師受験は東京か広島か

茗尚学園主人

◇八方を睨む

学士が今日の博士以上に尊ばれ「学士様なら娘をやらう」の時代も、もうとうに過ぎ去った。「己は学士だ、赤門出の箔付だ。民間の会社など奉職するものか、己は官吏になる。」と丸で仙人のそれの如く高くとまり、而も大学出と来ると丸で引張り風だ。直ぐ高等官にしろ、或は留学をさせろ、さもなくんば己はお前の所なんかに行く身分でない等の言も、確に過去の夢としか思はれない。年々ところてん式に突き出す大学卒業の就職者の堆積を見ては、学士様の価値も日に増し低落して来るではないか。

中学生も目醒めて来たものだ。角帽を羨み、白練帽に憧れし高校、そして大学生活のオールマイチーを夢みて徒に失職者の惨さに自己を投げ込むの愚を自身にはっきりと認識し来って、今は投資の少くて就職安定の高師への叫びが、生徒自身からも父兄からも叫ばれて、少くともかうした目醒めた意図の下に、高師受験の合格線へと努力を続ける学生が、無慮幾千人かゝるではないか。

◇高師受験は東京か広島か

昭和六年度の入学試験のトップを切る高等師範学校受験生は、東京を選ぶ可きであらうか将又広島を選ぶべきであらうか。大塚台上に聳ゆる鉄筋コンクリートの三階建の新学舎、それは慥かに帝都てふ地の誇りの外に広島のと比較して、既に青年諸子を惹きつける力は十分あるが、その古に遡りて歴史を繙き、内容の充実さを見よ。卒業生の昇進発展を思ひ併せる時は、そこには幾多の新場面が展開して来るであらう。学校長を初め、教授連を眺めるとき、齢還暦に達せし白髪連の博士がずらりと並び、勅任教授又はその待遇を受くる教授にしても三十人に垂んとす。これに反して広島は僅かに数名。推して他は知る可きである。けれども諸君は金ピカ連の数を以て凡てを

速断してはならぬ。東京はさすがに五十有余年の歴史を有するだけあって、所謂古木老木の観なきにしも非らず、元気澁刺たる気風で一切を風靡する広島はの空気や又東京に劣らずである。

東京高師の歴史は古く、既に五十週年を迎へるに比し、広島は二十五週年を經過したのみだ。従つて卒業生の活躍に於て、又比較す可き数々がある。東京高師対抗広島高師は、女子中等教育界に於ける東京女高師（桜蔭）対奈良女高師（佐保）以上だ。世にいふ如く露骨な苦しい競合をやつてゐるか否かは確かならずとも、これを肯定せざるを得ない源抛の存することは事実だ。視学さんに聞いて見給へ。某々県に中学校の椅子が空席になると、両者共に猛烈なる椅子奪ひを演ずる。或は文部省督学官を背景として、或は学務部長は運動して幸に椅子を勝ち得るか、同窓生を以て身を固めその榮達に努力する。従つて後輩は全く先輩の坐はる椅子の大きさ、重さによって如何様にも発展が出来る。東京は東京の卒業生の発展に、広島は広島はの卒業生の発展に。従つて後輩は宜しく東京・広島はの作った否奪ひ合つた椅子に先づ注意の上、何れかに受験を決定することが肝要。参考資料はいくらでも提供する。水陸両棲式で東京と広島両又式のものも稀にはある。水陸双方に運動し得て便利の様だが、実は然らぬところに御推察下さる必要がある。

さて東京の作った椅子は如何。広島はの作った椅子は如何。又母校は卒業生に対してどれだけの考慮を払つてゐるか。試に東京高師教授の履歴をしらべて見ると、

東京文理科大学教授又は助教授にして母校卒業生たるものは、

諸橋徹次（四一、国漢） 篠原助市（三八、英語） 榑崎浅太郎（四〇、博物）
和田猪三郎（三一、理科） 田中寛一（四〇、英語） 乙竹岩造（三二、文科）
田中啓爾（四五、地歴） 石川清一（大正 化） 武政太郎（大正四、英語）
岡本作次郎（学生三、物主事、三六、国漢、大正九、専攻）

又高師教授側としては、

吉田弥平（二七、文） 峰岸米造（二七、文） 森岡常蔵（三〇、文） 樋口長市（三二、文） 斎藤斐章（三二、文） 阿部八代太郎（三九、数） 神保格（三八、英） 佐々木秀一（三五、数） 篠田錦策（三六、英） 倉林源四郎（三八、物化） 馬上孝太郎（三二、英） 内田寛一（四三、地歴） 萩原拡（四〇、国漢、大正二、専攻） 日田権一（二九、英） 渡辺半次郎（三八、英語） 青木常雄（四三、英） 森本角蔵（四四、国漢） 二宮又右衛門（四四、体） 安東寿郎（三七、数物） 寺沢嚴男（四〇、国漢） 綿貫哲雄（四四、地歴） 大谷武一（四四、体） 野口源三郎（四、体操） 佐藤良一郎（五、数物） 内藤卯三郎（大正六、物化） 野々村運市（四二、国漢） 藤本治義（九、博） 花井重次（一二、博） 寺西武夫（九、英） 玉井幸助（四二、国漢） 中川一男（五、地歴） 原房孝（七、国漢）

である。広島では大学教授又は助教授として、

長田新（四三、英） 勝部謙造（四三、英） 竹中利（四四、英） 杉本直次郎（七、地歴） 土井忠生（一一、国漢） 尾崎佳正（大正二、博） 竹山説三（一〇、博物） 斯波六郎（八、国漢） 高師教授としては、
角達介（三九、数物） 津山三郎（三九、数物） 藤井種太郎（四一、英） 守内喜一郎（四一、英） 佐々木信次（四二、博） 辻幸三郎（四四、英） 河瀬憲次（三、英） 桜井役（三、英） 晴山省吾（六、博） 前田文友（七、数） 河合茂（九、英） 網祐次（一三、国） 浦廉一（九、地） 千代田謙（一一、地） 梅田育太郎（一〇、地） 大槻正一（一一、英） 玖村敏雄（一五、教） 岡本明（一三、国） 堀川芳雄（一四、博）

にして高師教授定員中、東京は五十五人中同窓生三十二人を、広島は四十九人中同窓生十九人を採用す。前者は数に於て優れてゐるのみならず、高師卒業生にして最優秀なものは、東京には助教授として居残り研究せしめ、将来教授に任用するが、広島は一向そんな事には頓着しない。即ち東京の英語の福原麟太郎、物理の内藤卯三郎、植物の松原益太郎氏共に助教授にして、在外研究を命ぜられる。尚助教授にして将来の教授の卵たるものも二三人あるが、孵化し損じたら筆者面目が立たぬのでこれ位に止めて置く。

地方に於ける発展を見るに、先づ中等教育家としての最高栄進たる学校長につき、師範学校、中学校、高等女学校別に見て、学校長数を広島と東京とを比較して見るも面白いが、一県の教育界を牛耳るのは何といつても師範学校長にして、師範学校百十一の内、東京七九、広島一六で、これで見ると如何に東京高師が斬然頭角を現はしてゐるかに気付くであらう。中学校、高等女学校方面に於ける東京対広島の比も亦推して知る可きである。而して之等先輩の占むる椅子は、所謂党派的思想により引きつぎ次代の同窓生に移されて行く。けれども絶対数に於て勝を占むる東京決して安堵の胸を撫で下すことは出来ない。確固たる地盤の上に、その将来の発展を遂げんとする広島も亦期待すべきものが多く、旧東京領土の蚕食に余念ない。

◇就職口の決定する迄

受験者心得にもある如く、高等師範学校卒業生は服務規程といふがあり、この項に義務年限の事が明示せられてゐる。この義務年限なるものが、受験生にはちょっと不可解であるから入念に説明する。義務年限は自費生と給費生とによりて相違し、前者は修業年限の二分の一後者は修業年限の一倍半とあるから、本科生で自費生は二年、給費生は六年間中等教育に従事する義務がある。尤も教員系の上級学校に入学し、更により優秀な教員として活動することも、国家に報いる一方法には相違ないので、文理科大学の如く教員養成を目的とする入学希望の者は、その旨具申して卒業後に残りの義務を履行すればよい。この場合上級学校受験者は、義務年限中のものは特に監督

官庁の許可書を添へて、願書を呈出せねばならぬ。而して凡ゆる教員が凡て義務を履行するかといへば、中には適当なる口実の下にこれを履行せぬものもある。例へば健全なるにも係らず病気にしてその職に堪へずとの口実を作り、医師の診断書を添へて差出す事もあるし、それに、何某が給費生なるが故に六ヶ年義務があり、今三年二ヶ月勤めてゐるから、後二ヶ年八ヶ月尚教員をせねばならぬ等と勘定してゐる者もないので、その辺は良心の苛責位のこと如何でもなることである。正式にいへば学資の返還もせねばならぬが、返還した例は未だかつてない。義務年限の中、最初の一ヶ年は指定年限と称へて、これは文部省の任命する所に赴任しなくてはならぬ。(入学とか、病氣就職猶予とかは除外であるが) これは任命のある迄の運動ならともかくも、一旦文部省より任命があつたらもう仕方がない。辞令の形式は「東京高等師範学校文(科観カ) (理科又は体育科) 卒業生何某〇〇県ニ奉職スベシ、昭和五年三月十五日」とあるので、文部省は赴任の県のみ奉職を強要し、其県の〇〇学校に奉職すべしとはしてない。そこで指定命令を受取つて赴任すればその府県の監督官庁より〇〇県府立〇〇学校に奉職すべし、本俸六級俸を給すといふ辞令を下附せられるのである。されど〇〇県に奉職すべしとあつても、欠員のないのに押売的に配当する筈もないので、表面の辞令はかくなるも、明に〇〇県の〇〇高女とか中学が入用なることは明である。何故ならば〇〇県〇〇高女に英語の教員が必要にして而も来春三月に卒業する高師生を採用希望ありとす。普通十二月十日前後に、東京・広島高師新卒業見込生名簿を各学校に印刷したものを配当してある。即ち紙上紹介をなすのである。その名簿は各学部別に氏名を記し、その下に下附せらる可き免許状、出身学校、原籍及び加設科目(俗にいふ随意科)、運動選手の有無及其技倆の程度が記入してあり、氏名の上には電報に使用する為にイ、ロ、イハの如き符号が記してあつて、雇傭に関し急を要する場合に便利である。この紙上紹介はさすがに教員養成の主要学校だけあつて百発百中就職する。同様の紙上推奨が中学校長をその会員として、中学教育制度改善、訓育振興等の打合せ及相互連絡を計る目的で組織せられた中学校長協会報(毎月一回)にのせられてゐるが、これ等の紙上紹介は二分五厘の成功率しかない。

学校長はこの中で特に何某を採用しようとする。例へば自分が教へ子であるか、知己に採用方依頼されてゐるとか、或は英語の教員なるも運動に堪能にして、特に庭球選手を必要とする等の条件を考慮し、何某の配当方御配慮相成り度しと指定して、県庁より文部省に申込むのもあれば、誰人にも広島高師ならよいといふ程度のももある。か様にして文部省に集まると、東京高等師範学校の幹事と、広島高等師範学校の生徒主事とが文部省に集り、双方相談の結果就職口を持帰るのである。双方ともなるべく均等に、学校の種類別に見て、(例へば師範学校、中学校、高等女学校)又奉職地方から(一地方とか一府県に偏せず、東京も関西方面に、広島も東北方面等に配当し、尚偏僻と都会地との割合もほゞ同じにして)行く様にするのである。唯氏名指

定の場合は已むを得ないから、先方の希望通りにしておく。かくて就職口の分配が二月上旬にすみ、これを東京にては幹事が、広島にては生徒主事が主幹に就職先を提供してその人選決定を行ふ。

人選の決定は各方面から行はれて、尤も公平に行はれるが、個人別に眺めて見ると必ずしも要求通りとはいへぬ。先づ第一に考慮せらるることは健康である。従つて医師の健康診断を行ひ、何某は呼吸器病腺病質とかであるから、特に気候の温暖地方を必要とすと医師がいへば、これが有力な作用をする。次が先方の希望、柔道に堪能なるを要すとか、来任の上は学科主任として務めてもらふのであるから、特に手腕家をのぞむとかあれば、学部内の人の中で最もこれに符合せるものを配当す。第三は人物及学業成績にして、これは大いに関係する。卒業をしたもの、辛じて免許状を与へられたもの等は、師範、中学等よりも女学校にやられ、在学中操行不良のものも、又遠方の片田舎にやられるのである。蓋し何人も斯様な所は好ましく思はぬが、然し文部省から配当した以上は誰かゝ行かなくてはならぬのだから、然りとせば学業不振のものが、我慢せねばならぬのである。第四は出身学校で師範学校卒業生にして二十八歳迄の服務の義務あるものは、小学校訓導を本職とせねばならぬ関係上女子師範に配当す。

尚郷里の関係、本人の性格（中学向、女学校向）も大いに関係する。かゝることが考慮点になって来る。が以上の要素に機械的に当嵌めて見て、無理矢鱈の配当をなすのも、情に於て忍び難い所があるので、一応希望条件を提出させる。そして中学・師範・女学校の別、希望地（気候の温暖地とか、九州とか殖民地とか、又は大学入学準備のため東京とか仙台とか）を書かせて参考にするが、京都、大阪、神戸を中心とする近畿地方等は、誰人でも希望するので希望者が多く、而もそこに配当すべき学校が少いので、勢い劣敗者が希望を入れられぬことは事実である。かくて大学希望者入営者を取除いて就職口は決定するが、然し卒業する間際迄は決して公表しないことになってゐる。それは一には就職変更が起ることがあり、第二には偏僻地とかその他自己の希望地でない所へやられると、あらゆる方面から変更運動を開始し、時には代議士迄かつぎ出されてこまるからである。かくして時来れば東京広島を中心に、若き青年教師が希望に憧れて赴任する。万一赴任し損じた時には、各所に電報を打ち早速取纏めるのである。

一ヶ年の指定年限がすむと、後は口さへあれば自由に飛廻つて可。

◇地方別に見た両高師勢力の消長

か様な方法によりて決定せられた卒業生は、各赴任の辞令と免許状とを提へて各地に分布し、その後御都合主義によりて移動す。昭和五年五月三十一日の統計によると、次表の如くである。

府県別	東京高師	広島高師	勝	富山	四三	四二	東
北海道	八七	六八	東	石川	四一	三三	東
青森	三八	九	東	福井	二九	二四	東
岩手	二四	二二	東	山梨	三七	一二	東
宮城	九三	三六	東	長野	一二九	五四	東
秋田	三一	二四	東	岐阜	六五	四一	東
山形	六一	一二	東	静岡	一二三	三三	東
福島	六一	二〇	東	愛知	一三四	九〇	東
茨城	八九	二五	東	三重	六四	三四	東
栃木	六八	二二	東	滋賀	三三	三七	広
群馬	四八	四一	東	京都	一八六	一二七	東
埼玉	六四	三一	東	大阪	二八三	二九五	広
千葉	九七	二〇	東	兵庫	一九三	一五七	東
東京	一〇三九	一七二	東	奈良	五六	四〇	東
神奈川	一二四	五五	東	和歌山	七〇	三九	東
新潟	七七	三七	東	鳥取	二四	二七	広
島根	二三	二八	広	大分	三九	四七	広
岡山	五六	六七	広	宮崎	三五	五一	広
広島	九三	三九〇	広	鹿児島	六七	八〇	広
山口	三三	九三	広	沖縄	一六	一八	広
徳島	三四	四一	広	樺太	三〇	一三	東
香川	四六	二二	東	台湾	八八	六八	東
愛媛	四九	五二	広	朝鮮	一一五	一四六	広
高知	四三	二一	東	満州	一二四	三二	
福岡	一二三	一六五	広	支那	八三	二二	東
佐賀	三三	六四	広	関東州			
熊本	九五	一一二	広	外国	一五		
長崎	七一	四八	東	総計	四八 ^(三) 二	三二五九	東

〔後略〕

[原文縦書]

318. 高師の給費減額と臨教の運命〔敬亭生著〕

〔昭和6年8月／『受験と学生』昭和6年8月特大号〕

高師の給費減額と臨教の運命

敬亭生

◇赤字給費生に祟る

昭和五年度歳計による赤字は、実に多数の悲喜劇を産んだ。一番手近なところは官吏の減俸である。鉄道通信の両省をはじめ大分無産党もどきのデマが飛んだりしたが、結局ボーナスを減らさぬ程度で承知をしてしまった。一時はこの分なら仕方がないから当分青バス利用党になるかなと覚悟をきめたりした。吾輩のうちの前には青バス東中野終点がありそこから新宿まで五銭、四谷見付まで十銭、銀座十五銭の丁場だからである。(尤も当時は一区七銭、改まったのは六月十日から。此項東京乗合自動車の広告引用を禁ず)だが、口程にもなく手早く妥協がついて今では尚愚図について居るのは判事の一部だけである。

百円のものが九十七円に減らされただけ、各方面の影響は大きい。尤も首相が一万二千元を九千六百元に減らされたがもともと給料で生活して居る政治家でないからいいが、下っ端は此の割で物価が下らねば響きは大きい。之れ迄はどうやら私費で学校へやれたが仕方がない今度は官費の学校にしよう、と云ふ人もあるだらう。ところがその官費が減ったのである。男女高等師範学校、臨時教員養成所、一は補給を減らされ、一は生徒の募集を中止してしまった、地方に於ける小学教員養成機関たる師範学校も一時は官費生を中止しようとするところ迄行ったが、之には教育会側及び地方の重大なる反対があつて其の俣となつた。が国を挙げて財政難、六千万円の赤字である。赤字とは新聞で大体御承知だらうが、簡単に云へば歳入欠陥である。弗の国と云はれる、北米に於ては十億弗と唱へ、独逸では十億馬克と云ふ、井上蔵相など日本は少ない方だと云っているが、納まらぬのは此方である。

兎も角、官費学校は減つた。募集生徒が少ない関係で陸海軍はこれ迄の通りだと思ふが、それでも行政整理の方では兵学校と機関学校と一緒にしてしまつて、経理学校を廃止した方がよいと云ふ意見もある。陸軍の方は幼年学校では殆ど軍人軍属の子弟だけとり、一般から募集するのは陸士の予科とか工科学校とかいたつて範囲が狭いから割合に影響が少ないが、教育系統の財政受難は全く困つたものである。

だが、世の中のことは考へやうでもある。官費の学校を卒へて、就職口まできめて貰ふ高等師範学校は、二重の恩恵を蒙つて居るのであるからその一つ位減らされたり剥奪されたりしても文句を云ふ事はあるまいとの論者もないではない。入学難より就職の方がより面倒である現代だ。高師へ学ぶ階級が「楽でない」人々であることを頭におかないならば、それも比較の上で首肯出来ぬ事もなからう。高師の官費生は従来生徒の半数以下であつて、一箇月二十五円見当の給費であつた、それが減れば私費生とのバランスはとれて来る。昭和三年度文部省直轄諸学校統計によれば、高等師範学校生徒一人当りの政府支出金は本科生一人に対し六百二十三円四十六銭、全生徒(中、小学その他平均にて)一人当たり百八十二円三十六銭である。之を更に細別すると左の如くだ。

(校名)	(本科生一人当り)	(全生徒一人当)
東京高師	五七四・三九円	二〇二・〇二円
広島高師	五八〇・〇一	二五六・九〇
東京女高師	六八七・九六	一四一・五五
奈良女高師	七七九・五七	一三三・九九
計	六二三・四六	一八二・三六

◇臨教と創設の環境

右は、単に政府支出金と諸収入額との和であるが、之れを私立学校並に利息を見ることとなると大したものになる。即ち国有財産から割り出して見ると建物、地所その他から見て行けば高師本科生徒一人へ対して政府は平均六千四百四十四円七十八銭、全生徒として一人当り壱千八百八十五円十一銭を支出して居る勘定である。かうなつて見れば官立学校、殊に官費学校生徒の亨くる恩恵は以外に多いものではないか。

吾輩は、随つて此の間の事情を承知して居る高師受験生諸君は、よしんば官費補給減額するとしても昭和七年度の応募者が減少するとは考へず、むしろ、臨教の廃止によりて増大することになりはしないかを惧れて居るものである。

臨時教員養成所は、第一から第十六まで出来たが、之れは一種の臨時高等師範学校であつて、それ迄必要に応じて官立学校に附設募集し来り、准高師卒業生の待遇を受けて来た。臨時教員養成所の始祖たる第六臨教（第六臨時教員養成所の略字以下倣之）の設けられたのは明治三十九年であつて、臨時教員養成所なるものの官制として現はれたのは明治三十五年三月のことである。實地に之を開始したのが三十九年だからそれ迄応用する必要がなかつたのであらう。ところが、その後教員の需要が激増したので、大正十一年に至り第一、第二、第三、第四を設置、同十二年第五、第八、第九、第十、第十一を矢継早やに増設、同十五年第十二及第十三を、昭和二年第十五を、四年第十六を設立した。故に歴史の最も古いのは東京女高師に於ける第六臨教で、最も新しいのは北海道帝大に於ける第十六臨教と云ふことになる。その内一番卒業生を多く出して居るのは第六臨教であるが、東京高師に於る第一臨教は学科が多いだけに卒業生の数も多い。大正十三年の第一回は百四十五名を出して居る。

以下次の如き卒業生の数である。

(卒業年度)	(国語 漢文科)	(英語科)	(数学科)	(歴史 地理科)	(体操科)	(博物科)	(物理 化学科)
大正十三年	三五	二九	二八	二九	二二	—	—
〳 十四年	二九	—	三〇	—	—	一七	—
〳 十五年	四〇	三一	二二	二一	—	—	—
昭和二年	—	二九	二八	—	—	一七	—
〳 三年	—	—	—	—	二〇	—	—
〳 四年	三〇	—	二八	二三	—	—	—
〳 五年	三〇	三〇	三二	—	二三	一六	—
〳 六年	—	二七	—	二七	二七	—	二六
計	一六四	一四七	一六八	一〇〇	九二	五〇	二六

即ち、昭和六年までの合計が七百四十七名、その内一番多いのが数学科である。
広島高師の第二臨教は、

(卒業年度)	(英語科)	(物理 化学科)	(博物科)	(国語 漢文科)	(歴史 地理科)	(数学科)
大正十三年	三五	一七	二三	—	—	—
〳 十四年	三五	—	—	三六	三三	二七
〳 十五年	三四	二二	二三	—	—	一
昭和二年	三八	—	—	三七	二八	三三
〳 三年	無し	—	—	—	—	—
〳 四年	三二	二四	二二	三〇	—	—
〳 五年	—	—	—	三一	甲二九 乙二四	二七
〳 六年	二五	—	二二	—	三一	二七
計	一九九	六三	九〇	一三四	一四五	一一五

ここは英語科が一番多く、之れに次ぐものは歴史地理科である。

◇何故臨教を廃するか

他の臨教も大同小異であるから一々に記述する事を略するが、そもそも何で此の臨教が生れ、今日迄存続したかを説明しよう。大正六七年頃、好景気の真っ盛りの時代には、吾が教育界に二つの悩みがあった。その一つは企業の盛な時であるが為めに少しく気の利いた連中はどしどし、教育界を去って活社会へ出て行った。中学校の化学の先生が化学工業の会社なぞへいきなり技師として招聘され、商業学校や工業学校の教

師が実地家としてどし、追ん出て行き、その話が昔の旧同僚へ伝はるのでいくら校長がとめても黄金には勝てずに弊履の如く教職を棄てた。それが教員不足素質低下で到底男女四高師を以てしては教師の補足をしきれぬと云ふ状勢をなした。それが臨教設置理由の一つ、もう一つは、全国に於る高等諸学校増設計画である。

やっと、実業界の方面が、案外思はしくないとなると今度之れに代るものとして、高等諸学校が産れたのに対し教員が不足する。そこで中等学校に役不足を嘆じて働いて居る教員達をどし、引っこ抜いて行くと云ふ事が出来た。それに対応するものとして教員養成機関を必要とする、之れが理由の二である。

無論、それなら高等師範を増設するがよいとの世論もあった。然し文部当局には恰も今日の状勢を洞破するが如き危惧があった。一旦学校を設置すればそれを廃止することは、法律上、土地の人氣その他の上から云ってもなか、出来得る問題でない。之れに代る方法を考へねばならぬ。そこで前に定めた臨教制度の応用となった。臨時、要するにエキストラである。官庁の都合でいつ廃止しても差支へない、それをとる事が上策として大正十一年以来、それ迄名のみなりし臨教が此の世の中に生れると云ふ結果となった。

だから、考へて見れば、昭和六年に及んで生徒の募集を中止し、七年以降、当分（或は永遠に）募集しなくなることは、以前から想像が出来ぬこともなかったと云っている。学生の不安を懼れて前以てそれを記すことを避けた吾輩であったけれど、昨年度に於て今日の状勢はほぼ看ることが出来た。即ち、臨教の募生数の累年減少率である。

(昭和四年)	(学級)	(昭和五年)	(学級)
第一臨教 (東京高師)	三	同 (上)	二
第二々 (広島高師)	二	同 (上)	二
第三々 (奈良女高師)	一	—————	
第四々 (東京音楽)	一	同 (上)	一
第六々 (東京女高師)	一	同 (上)	二
第九々 (東北帝大)	一	第八臨教 (九州帝大)	一
第十三々 (五高)	一		
第十六々 (北海道帝大)	一		
計	一一		八

一学級三十名として、四年度三百三十名、五年度は二百四十名、即ちまぎ、ここに九十名の減率を見た。社会状勢を見るに日に日に非なるものがある。今日は昨日に於て見る事が出来たのであった。

◇今後全く募集せず

吾輩は、文部省の主管当局たる普通学務局に於て、左の問答を試みた。六月初旬である。

問『今年はどう、臨教をとりませんでしたね、そのために大分当てが外れた青年達があった様だが、来年度はどうです』

答『さあ、まだそれは分かりません』

問『だが、大体の推測はつくでせう、現に今年の高師の卒業生すら多少は余って居る様に書いて居るから』

答『ええ、その通りです。余り差し出た事は云へませんがアレは元來臨時のものですから、先づ、来年は募集しないと思って戴きませう』

問『ほう、一箇所ありませんか』

答『いや、第六（東京女高師）だけは募集します。此の方は多分二級位はとるでせう』

極めて短い問答であるが、文部省当局は就職難緩和と云ふ見地からして、昭和七年以降当分の内臨教の生徒を募集しないことは、確定的事実である。尤も第六は募集するとしても女子であり、且つ凡てが私費生である。

臨教の生徒を募集しなくなったのには他にも原因がある。無論今日の供給過多、需要不足であるからが主因であるが、更に細かく理由づけると左の如きものである。

一、教員が免官、休職、病氣、死亡以外、就職難の為に退職せず新陳代謝せざる様になったこと。

二、教員資格を与える学校の激増したこと。

イ、高等学校高等科出に英語、数学に関し免許状を有する事。

ロ、私立大学、専門学校の大部分が専攻科目に対する教員免許状を付与せる、こと。(男女とも)

ハ、実業専門学校の大部分が農業は動植物、数学、商業は英語其他、工業は数学、化学、鉱物其他の教員免許状を有すること。

或る時代、卒業後の資格がやかましく言はれた。そこで手入らずに与へらるゝものは何かとなった、それは教員免許状である。今日専門学校、私立大学の学部並に予科とも殆ど均霑した今日にありては、資格を有せざる学校を探すことが、遂に早道である。先づ学年の完成を見ざる学校だけのものと云ってよいであらう。その事の良否は今云ふべきではない。だが、これらは吾輩に云はせれば、一種の空小切手や空手形の類であった。その応用範囲は極めて狭かった。巷は正に教員資格者の洪水である。田舎は知らず、都会に在る小学校教員等の老人は知らず、若手にして小学教員免許状の他、中等乃至高等教員の免状を所有せる者稀ならざるを見れば思ひ半にすぎるであらう。

◇臨教志願者はどこへ行く

吾輩は、臨教廃止の運命のやむを得ざるを肯定した。而して之れに代る既存有資格者に対する保護奨励の方策について提議した。即ちその案は左の如くである。

教員は高師並にその系統に限るは進歩を妨げるものであるから、文部省は、教員有資格者に更に検定試験を行ふが如きは時代錯誤とすれば、長期の講習会を開きて未就職の教員資格者を入会せしめ、その成績によりて証明書を交附し、高師卒業生と同様の立場に於てこれらの就職に便宜をはかるべきこと。

現在、中等教員の講習会は例年夏期を以て行はれ、本年も又七、八月の頃に各地に於て実施されるが、之れは「現に学校教員として当該科目の教授に当るもの」との制限があつて吾輩の注文に嵌らない。吾輩は呉々も此の注文を実行するやうすすめて置いた。

聊か、標題の意と違ふことに外れてしまったが、臨教を志さんとする勇士は、再度志を更めて高師本科を志願するか、又は内務省の神宮皇学館（宇治山田市）、筋は違ふが実業方面の農業（東大農学部内）工業（名古屋高工及横浜高工内）商業（東京商大内）教員養成所を志ざすより他に途はないと申し上げて筆を擱く。（六月廿二日）

[原文縦書]

319. 教育の大本山広島高師へ〔広島高師実行委員著〕

[昭和7年7月1日／『受験と学生』昭和7年7月号]

教育の大本山広島高師へ

広島高師 実行委員

◇広島の天地よ

親愛なる満天下の受験生諸兄よ、健在なりや!! 自分は今、本誌上より諸君に呼び掛け得るを欣幸とするものである。顧れば四歳の昔、自分も受験時代の苦杯を味ひつつ、「受験と学生」によって慰められ鞭撻せられて、荆棘の道を辿り、幸にも旭日の帽章を輝かせつつ凱歌を唱へ得たのであった。

今、天恵豊かな南国の天地、学びの都広島に翼を休めつつ過ぎにし苦難の受験生時代を回顧する時、追憶の甘い涙の頬を伝ふるを禁じ得ぬものである。

天下の秀才諸君よ、幾千の競争者を一蹴して美事勝利のゴールに突入するのは蓋し男子たるものの本懐ではなからうか。三千数百名の受験生の中より選ばれたる百八十名の合格者中に自己の氏名を見出した時の心持、思ふても見給へ、その悦を。数年の苦悩も一瞬にして消えて仕舞ふではないか。

諸君、自分は今、母校広島高師について些か紹介の労をとり度い。我が広島高師は樞東の天地に風雲漸く急ならんとする明治三十五年に開校し爾來卒業生を送り出す事三千数百、我等の偉大なる先輩の足跡は日本全土に遍くその中等教育界に対する功績の大なることは何人も知る所である。

我等の学園は繁栄への一路を辿り年を逐うて隆昌に赴き、国民教育の進歩とともに教育者にも更らに一層深遠なる学識と円満なる人格を要する為め、昇格運動となり宿望遂ひに達せられて、昭和四年四月に高師の母体の上に更に文理科大学が創設せられ学園は一層完全になったのである。小学校より大学までを具備せる学園は日本広しと雖も東京及び広島に一校ずつあるに過ぎぬ。

然るに「幸事魔多し」の譬に洩れず母校大学高師の上に一大不幸が訪れようとした。則ち先般の学制改革案の犠牲となり歴史ある教育の大本山も一時危機に瀕したが、我等は燃ゆるが如き母校愛と更に深遠なる国民教育擁護の為、奮起した。母校危機の急電に接し全国各地に帰省中の学生は直に馳せ参じて教授、同窓と三派連合し、更に東京文理大、高師とも提携して炎熱を冒して奮闘した。我等の純真なる動機に根ざせる此の運動は広島三十万の市民をも動かし予想以上に有利に進展した。

文部当局は、此処に於て文理科大学と高等師範を以って一丸とせる師範大学設置を提示したので我等は予科設置の絶対必要なることを述べて今日に至るまで運動を続けて居る。

しかし、諸君も御承知の如く、今は既に授業も開始せられて居るので一般学生は直接運動に携はることなく、学業に専心没頭し、学生中より選ばれた実行委員六十六名が責任を以って働いて居るのである。しかし、我等委員としても、学生の本分たる学業を放棄して居るのでは決してない。

◇高師と文理科大学

諸君の御諒解を得て置かねばならぬことは

- (一) 高等師範学校及び文理科大学は厳然として存在して居ること。
- (二) 万一廃止になるとしても実施までは相当の年数がかかり、又在学生の卒業及び資格獲得等は毫も心配なきこと。
- (三) 各方面の観測を総合すれば文理科大、高師の存続は確實なりと思はれる。

諸君よ、安じて本校に来て勉強し給へ。

本校々庭には百数十万円を投じて建築した三階建の大学校舎も竣功し、去年の、本校開校記念日を期して二日間盛大なる落成式が挙行せられ広島名物の大運動会があった。大学のひげの爺から、附属小学の一年の坊ちゃん、嬢ちゃんまでが秋晴の一日を愉快地に踊り暮すのだ。其頃校友会役員は準備に多忙だ。澄み切った秋空にそそり立つポプラの葉越しに音楽教室から快いオーケストラの音が流れて来た。今秋も何かあるだらう。

瀬戸の島浦春霞

霞に明るる東雲の

風爽かに吹くところ

水清き郷広陵に

我友楯とりてより

乾坤めぐる幾歳ぞ（学生歌の一節）

危難より免れて、云ひ知れぬ喜悦に躍る我学園では学友会各部がそれ、秋のシーズンを迎へて活躍して居る。

母校は今や更生した我等の至誠が天に通じたのだ。我学園の如き堅実な有用な学園は廃止どころか、今後隆昌に向ふのだ。諸君安心して入学してくれ給へ。

我等四年生は半歳の後には送別の歌に送られてなつかしい校門を後にして社会の荒浪の中に躍込まなければならぬのだ。併し四年間の訓練によって得た確乎たる自信は胸中に蔵して居る。若き教師として日本民族繁栄の礎として一身を献げる勇氣と満足を有して居るのだ。

黄昏の色四辺に迫まる頃千田町の通を金ボタンを輝かせつつ散歩した新入生時代のこと更に春の岩国錦帯橋への遠足、夏の宮島の海水浴、宇品湾頭のボートレース、野外演習、音楽会弁論会など皆青春時代のなつかしい思ひ出として終生脳裏を去らぬであらう。

◇高師の特色

諸君師範教育とても或る一部の人々の考へるやうな窮屈な堅苦しいものではない。我学園の如きは六七歳の幼児より三十幾歳の大学生まで二千の学友と三百近き職員との美しい融和、更に各専門学科の研究の自由は到底他の学園にては類を見ない所であらう。

更に我が学園の特色を二三挙げれば、

- (一) 学費の低廉なこと。勿論授業料はない。寄宿も食費十二円、寮費一元、下宿も二十円位が普通。他の大都市に比して学費は著しく低廉である。
- (二) 更に給費制度があつて、給費生となれば月額二十円を支給され父兄の負担を著しく減ずる。
- (三) 卒業後の就職の安全なことは何人も認める所である。
- (四) 大学に入学するにも同一学園内に大学があるから非常に便利である。
- (五) 将来は更に連絡方法が改善される筈である。
- (六) 広島は気候温和風景絶佳、四囲に多くの遊覧地を控へて居り、勉学の地として最適と思ふ。

以上のやうな条件を具備せる高師を諸君に対して御紹介した理由はお分りになると思ふ。未だ書き度いことは多いが、学友会のことなどは省き、更に各学部の学科目などは規則書をお取り寄せになれば判明することであるからここでは書かぬ。

終に上級学校の選択は諸君の一生の一大事であるから慎重に吟味され度い。入学試験が容易であるとか、野球が強いからなどと云う浅薄な理由から入学するやうなことでは他日後悔されることが必ずあると思ふ。

自己の天分、一家の事情、世の景気等をよくお考になり、自覚して本校へ出願(ま)される方があれば我々は喜んでお迎へする。現今の我国情から察するに国家は最も有為な教育者を要求して居る。

中等学校卒業当時は人生の花だ。諸君の前途は洋々たるものがある。華やかな職業も多くある。しかし育英事業は花々しくは無いかも知れぬ、地味ではあらう。だが人間を創造して行き将来の民族発展の基礎を作って行くのだと考へると云ひ知れぬ喜びと責任の重大なのを自覚するのだ。

自分は諸君が来春は美事合格の栄冠を獲られんこと祈ってペンを擱く。

[原文縦書]

320. 旺文社指定旅館案内(二)〔抄・旺文社受験相談部編〕

[昭和14年1月25日／『受験旬報』昭和14年1月下旬号]

昭和十四年度 旺文社指定旅館案内(二)

旺文社受験相談部

広島市

広島文理大 広島高校 広島高工

【向陽館】 広島市千田町一丁目〔宿泊料〕会員に限り特に一円五十銭。〔備考〕広島は目下軍都として宿泊者は混むから可成早く申し込んでおくがよい。広島以東の方は広島駅下車、以北は横川駅、以西は己斐駅、但し急行は広島駅に下車。汽船の場合は宇品港にて下船し、汽車の方は各駅前より女専前行又は宇品行に乘車、文理大前で下車すれば直ぐ判る。汽船の方は宇品より電車にのり大学前で下車すれば直ぐである。高等学校迄は約十二分、高工迄は丁度七分、大学高師迄は僅か二分で行ける。

【ますみや旅館】 広島市大手町八丁目〔宿泊料〕二円以上三円五十銭迄。〔備考〕定員六十名位。市電公会堂前下車西へ約半丁入り突当り、南へ半丁。閑静にして勉学に好適なところである。文理科大学へ約三丁高校へ電車にて約十分、高工へ電車にて約八分、女子専門へ約四丁位である。

【まつば旅館】 広島市千田町一丁目〔宿泊料〕二食付一円五十銭(受験生に限)。〔備考〕会員は特に優遇す。場所は閑静なところで、高師へ二分、高工へ七分である。

[原文縦書]

〔編注〕史料中の〔〕は原文のまま。

321. 新緑窓に映ゆる薫風寮から〔広島高等学校 辻小路惇著〕

[昭和15年7月1日／『受験と学生』昭和15年7月号]

新緑窓に映ゆる薫風寮から

○三篠のデルタの上に

「三篠のデルタ悠久」そのデルタの上にそそり立つ、その名も広島高等学校。その内容を諸君にお伝えしようとするのである。

先づ残念なことは、広高は歴史が浅いことだ。これだけは何といっても広高のひけ目である。そして新設高校としてその校風が、ナンバー・スクールとは一寸異ってゐることは争へない。今、我等は、諸兄等が来て、共に歴史を建設するのを双手を挙げて待ってゐるのである。今年が十五回の記念祭といふから、何でも大正十四年頃の創立らしい。風光明媚、気候温暖な広島土地は実際勉学に適してゐる。此の土地を高校所在地に選んだ先人は慥かに賢明であつた。学校も気候温暖の影響を受けて、大体に気分がのんびりしてゐる。(だから教室で眠るといふのではないですぞ)

当地には外に文理大・高師・高工等があるが、諸君が一寸町に出て見るとすぐ分るとほり、断然広高生が目立ってゐる。先に新設高校と言つたが、何もそれは元気のなしいといふ意味ではない。試みに目貫街の本通草屋町の辻に立って、道行く広高生を観察して見給へ。手拭ひは勿論皆さげてゐる。下駄は揃って履いてゐる。その中に、手拭を必要以上に多くさげたり、赤い手拭、青い手拭で趣味を偲ばせる可愛らしい偉丈夫、服は破れ放題で、袖がなかつたりして、親の無い子かと通行人に同情される美少年、近藤勇が着て居た様な羽織袴を着用し、桜の杖を悠々と曳く好漢等々が二人に一人、又は三人に一人位は必ず通ることを諸君は発見する筈だ。此頃はこれで時局に鑑みておとなしい方で、二三年前までの物妻さは、我々ですら想像出来ぬ程だった。町の与太者なんか足許にも寄せなかつたといふから、相当なものである。

○捲き起る一大旋風

銀燭ゆらぐ花の宴

桜吹雪の春の宵

感激の月影淡く

若き男の子に望あり

桜花にはふ春四月、愈々幾年か夢に描いた広高生となり、うら恥しい白線の帽子を頭に戴いた一年坊主が颯爽と本通り、八丁堀のあたりに足駄の音を反響させる時、曾つての受験時代の青白い底知れぬ苦悩の顔と、現在の紅顔明朗の美少年振りとの差の甚しさに驚嘆させられる。

暁清き臥虎の山

紫の星座仰ぎては

光芒遠し瀬戸の海

若き男の子に生氣あり

一年生は、自宅通学生を除いて皆寮(薫風寮)に入ることになってゐる。寮は六寮

よりなり、各寮階下十室、階上十室で、一室二名が定員となって居る。設備も完全に備って居て、中々スマートなものである。階上に娯楽室・新聞室・雑誌室・階下にレコード室・薬品室・会食室・別棟に図書室・風呂場から食堂・便所に至るまで全部そろって居る。

さて服も買ったし、本も揃ったしと安心して居ると、風も無いのに電灯がフワリと消える。こは何事と怪しむ中に捲き起される一大旋風。「新入生歓迎大ストーム洗礼。アインス・ツバイ・ドライ。それ！」と通学生のエキストラまで応援して、新入生は完全に震へ上がらされる。中には恐怖の余り、押入れの中に逃げ込んだ奴が居たとか。然し、翌日の返礼ストームでは、逃げ込んだのは誰だったかなといふ顔をして騒いで居るから全く油断も出来ない。

○ストーム又ストーム

やがて斯くする中にコンパ・シーズンとなる。各寮の歓迎コンパ。各部の歓迎コンパ。同好会コンパ。クラスコンパ。諸種宗教青年会コンパ。

鯉城のタベ錦繡の

影清流に映ゆる時

偲ぶや故郷の秋の曲

若き男の子に愁あり

と高唱する時、生れて始めてお母さんの膝の上から離れて来たダスキン（子供と訳されて居る）は、そゞろ望郷の想ひをかき立てられる。此の切なる念ひを満足さす為かどうか知らぬが、ボート・レースガ五月の終り頃挙行される。全校生徒が宮島海岸に集合して、各クラスが六名の代表を出して覇を争ふ。そのボート・レースの休みを利用して故郷に錦ならぬスフを飾るといふ訳だ。レースの応援がうまく、名案珍案をひねり出して応援に新機軸を開くのは大抵教室に於いて劣等生の名を以て呼ばれる人々である。中には熱狂の余り海に転げ落ちて怪我をしたりする。勝って祝勝ストーム、負けて残念ストーム、試合をして居ない奴は激励ストーム。ストーム、ストームでのびたら、控所でコンパを開くといふあつかましいのが居る。

○先生に口頭試問

神秘の白衣双葉山

無限は照りぬ微笑みぬ

三篠のデルタ悠久の

若き男の子に光あり

寮生活に慣れるにつれて、生来の横着気分が次第に表れてくる。寮雨は言ふまでもないことで、朝八時に眼を覚し、顔を洗ひ、歯を磨き、便所に行き、飯を食って、八時十分の授業開始までに悠々登校するのは幾らでも居る。

中にも睡眠同好会々員は十分の休憩時間に寮に帰り、十分寝てから次の授業までに

又登校するといふ。便所の此所彼所に点々と白いものが落ちてゐるのは、此所で歯を磨いた奴が居ることを物語つてゐる。こはゞ、ながら代返をやり、門限後に六寮の窓より入寮することを知り、喫茶店で灰皿を遠慮しながら失敬したり、校舎の窓から道行くメツチェンを冷かしたりするやうになれるのは、ひとへに先輩諸氏の指導感化に依るもので、一年生には何等の罪も無い。これは秘密だが、授業でもまともに受ける奴は居らぬ。授業進行妨害法の二三を紹介すると、第一に皆で交々質問を發すること。「先生は大学はどちらでしたか。」「高校は何所ですか。」「学校時代に運動は何をして居られましたか。」「今頃はやられないのですか。」「趣味は何ですか。」「年齢は。」「本籍は。」等々。「これではまるで身許調べですね。」と先生が顔まげする。第二の手は皆で話をせがむ手。「先生、洋行当時のお話を願ひます。」「ゲーテの変愛に就いてお話し下さい。」「欧州国際情勢の変化に関して説明して下さい。」等。第三の手は生徒の有志が起立して話をする。「今日は、僕が今夏アルプスで遭難した時の話をします。」ありもしない事をこしらへ上げて一時間中話をする。

○女の着物で土俵入り

仰げば希望の峰高く
俯すれば理想の水清し
我清空の孤月輪
若き男の子に抱負あれ

一学期のボート・レースに依って火蓋の切られた対級試合及び寮主催の対寮試合に依って各人は愈々親密になる。その中に高校生活の白眉なる記念祭が来る。昨年はデコレーションこそ無かったが、自肅自戒裡に健児の意気は完璧に天を衝いた。先づ前日の夜各寮一斉コンパあり、記念祭の行事の準備に最後のタッチをする。当日は早朝比治山御便殿に参拝して心を清くする。昨年はその日に教練の田中准尉の出征を送り、特に意義付けられた。午前九時より相撲大会。これは昨年最初の試みであったが、終始熱と意気との大熱戦を展開し、三篠の男の子の気魄を中外に宣揚した。

此の相撲大会で大変強いのが続々と発見せられ、近い中に本職の相撲に試合を申込み積りである。試合に先立って傑作土俵入りなるものが行はれる。化粧廻しに映画の広告を応用したりあつかましくも優勝カップ授与式を敢行したり、女の着物を着て土俵入りをやるなどの傑作ぶりは、成程秀才の集った広高だと見る人をして感心せしめる。

相撲終つて野球大会あり。各寮とも野球部の連中を味方に引入れて下手な試合をやる。二十点、三十点は瞬く中に入る。それでも一人前の顔をして無事に試合を終ると全寮会があり、そして夜に入って寮歌祭がある。一昨年まではファイヤー・ストームをやったが、昨年は物資節約の為止めた。多感な若人が太鼓の響に合せて寮歌を唱ふ時、涙が自然に双の頬を濡らすのである。

○出題教授の好き好き

(国語) 大藪、中島両教授が出題される。昭和十三年の「人はいざ…」の和歌は大藪教授の出題らしい。昨年は擬古文が出なかったが、大藪教授の意図らしい。中島教授は人も知る万葉集の研究家。和歌も一通り研究して置く必要がある。

(漢文) 小西、松本両教授の出題である。問題はどちらもやさしい。御二人とも詳しく訳すのを好まれる。省略された句を、よく考察してやって載きたい。また語訳を抜き出して説明して置くとうまい。松本教授は禁酒同盟の同人で、国士肌の人である。顔中髭だらけの方だ。

(英語) 雑賀、鳴沢、山本、小日向の四人が出題される。雑賀教授はニコ、ゝしてゐて点が辛いので有名な先生である。発音まで一々丁寧に予習することを要求される。直訳がよい。之に反して鳴沢教授は意識を好まれる。鳴沢教授は、教室で眠るのを公認して下さるから有難い。仏蘭西語も相当やって居られる。山本教授は我々の授業に出られないから省略する。小日向教授は若い温厚な教授である。音楽が好きで、犬も好きである。セバードを飼って居られる。固有名詞に漢字を宛てるのを嫌はれるから、注意するがよい。(例へば牛津とか桑港の如く)

(数学) 山崎教授はローマ字論者である。ニュートンが懐中時計を煮たといふ、あの様な学者気質の先生である。定理の出題が好きである。細川教授は相撲が好きだ。屢々軌跡を出される。デブプリ肥った先生である。仲瀬教授は計算問題である。計算力は養成して置いて決して損にはならぬ。先生は、授業進度も素晴らしく早い。

以上で広高紹介記を終るが、広高に関して何でも質問を受けます。我々は諸君の一人でも多くが来り、共に建設に進むことを望んで居る。

[原文縦書]

典拠情報一覧

1. 典拠資料の略称

典拠資料のうち、下記の資料については略称を使用した。

- 評議会 「評議会議事録」「評議会議事録（要録）」（事務局総務部総務課所蔵）
部局長 「部局長連絡会議録」「部局長連絡会議（要録）」（事務局総務部総務課所蔵）
規程集 『広島大学規程集』 広島大学事務局編
学報 『広島大学学報』 広島大学発行
学内通信 『学内通信』 広島大学広報委員会編集・発行
フォーラム 『廣大フォーラム』 広島大学広報委員会編集・発行
朝日（夕） 『朝日新聞 夕刊』（『朝日新聞縮刷版』朝日新聞社発行）
読売 『読売新聞』 読売新聞大阪本社発行
中国 『中国新聞』 中国新聞社発行
飯島文書 飯島宗一文書（広島大学高等教育研究センター所蔵）
森戸文書 森戸辰男文書（横浜市総務局行政部市史編集室所蔵）

2. 出版物の書誌情報

書名のみを掲載した出版物の書誌情報は以下のとおり。

『AERA』 朝日新聞社発行

『アジアへのかけ橋－頼実正弘先生退官記念誌－』
頼実正弘先生退官記念事業会編集・発行、昭和60年5月

『学科課程と学習 昭和46年度学生便覧別冊』
広島大学教養部編、昭和46年

『記念誌 看護教育47年のあゆみ』
広島大学医学部附属看護学校編集・発行、平成6年3月

『螢雪時代』 旺文社発行（株式会社旺文社所蔵）

『受験と学生』 研究社出版発行（研究社出版株式会社所蔵）

『昭和28年広島大学教養部学生便覧』
広島大学教養部教務係編、昭和28年4月

『全国学校案内』高橋都素武編纂、内外出版協会発行、明治41年3月（『近代日本

青年期教育叢書』第V期第11巻、日本図書センター、平成4年7月)

『全国女子高等専門学校入学案内』

芳進堂編集部編、武田芳進堂発行、昭和5年12月(『近代日本青年期教育叢書』第V期第16巻、日本図書センター、平成4年7月)

『全国官費・公費・貸費・学校入学指針』

大日本国民中学会編集部箕輪香村編、文憲堂書店発行、昭和3年2月(『近代日本青年期教育叢書』第IV期第8巻、日本図書センター、平成4年1月)

『大学人会会報』平和と学問を守る大学人の会発行(50年史編集室所蔵)

『男女全国遊学案内』

博文堂編集部編、博文館発行、明治45年4月(『近代日本青年期教育叢書』第V期第12巻、日本図書センター、平成4年7月)

『地域と大学に関する調査 2 報告書』

広島大学・(株)都市環境研究所発行、昭和59年3月

『日本の学校建築—戦後の学校建築の変遷—』

学校建築研究会編集、佐藤譲監修、文教ニュース社発行、平成8年1月

『広島県警察百年史 下』

広島県警察史編さん委員会編集、広島県警察本部発行、昭和46年5月

『広島県史 近代現代資料編Ⅲ』

広島県編集・発行、昭和51年3月

『広島大学一覧 自昭和29年至31年』

広島大学庶務課編集、昭和31年9月

『広島大学体育会新聞』

広島大学体育会発行(50年史編集室所蔵)

『広島大学二十五年史 通史編』

広島大学二十五年史編集委員会編集、広島大学発行、昭和54年3月

- 『広島大学白書1 新しい大学像をめざして－専門深化と総合化－』
広島大学自己点検・評価委員会編集、広島大学発行、平成5年5月
- 『HARP NEWS』 広島大学平和問題研究会機関誌、広島大学平和問題研究会発行
(楠忠之氏所蔵)
- 『広島大学問題に関する世論調査報告書』
R C C 調査資料No.6916、中国放送調査部、昭和44年8月
- 『広大教養』 広島大学教養部発行
- 『変革期の大学』 森戸辰男著、広島大学本部発行、昭和27年7月
- 『緑の旗』 機関誌編集委員会編集、広島大学教養部学友会発行

3. 所蔵機関

各資料の原所蔵機関を以下の番号により示した。

- 〈1〉50年史編集室
- 〈2〉事務局総務部総務課
- 〈3〉事務局総務部企画室
- 〈4〉事務局総務部創立50周年記念事業推進事務室
- 〈5〉事務局経理部主計課
- 〈6〉事務局経理部管財課
- 〈7〉事務局学生部教務課
- 〈8〉事務局学生部学生課
- 〈9〉事務局学生部就職課
- 〈10〉大学院教育学研究科
- 〈11〉大学院医歯薬学総合研究科
- 〈12〉大学院生物圏科学研究科
- 〈13〉附属三原小学校
- 〈14〉国立国会図書館（原資料は米国国立公文書館所蔵）
- 〈15〉広島県立文書館
- 〈16〉広島市企画総務局
- 〈17〉広島市議会事務局
- 〈18〉広島市公文書館
- 〈19〉呉市史編纂室

広島大学五十年史 資料編 上

平成15年3月31日 発行

編 集 広島大学50年史編集専門委員会
広島大学50年史編集室

発 行 広 島 大 学
〒739-8511
広島県東広島市鏡山一丁目3番2号

印 刷 森 重 印 刷 株 式 会 社
〒753-0056
山口県山口市湯田温泉二丁目3番14号

ISBN4-9901714-0-3 C0337
